神宮司廳藏版

居處部

古事類苑

古事類苑刊行會

古事類苑

居處部目錄

古事類苑

居處部一

內裏一

居處部二

內裏二

居處部三

內裏三

居處部四

內裏四

居處部七

家作一

居處部八

家作二

居處部九

家作三

居處部十

家作四

居處部十一

家作五

居處部十二

家作六

棟

梁 楣 桁

杈首 〔併入〕

搏風 千木 鴟尾 併入 堅魚木 懸魚

居處部十五

屋根 甍 併入

居處部十六

床 附書院 併入

居處部十七

天井 裏板併入

壁

窗

緣 簀子 沓脫 幷入

檻

階 石階 階隱 石疊 砌 併入

居處部十八

戸

蔀 しとみ 併入

格子

古事類苑

居處部一

內裏一

內裏ハ、卽チ皇居ニシテ、古ク大內(オホウチ)ト云ヒ、又單ニ內(ウチ)ト云ヒ、別ニ又禁中、禁裏、禁闕ナドトモ云ヘリ、而シテ九重(コヽノヘ)、百敷(モヽシキ)等ノ名ハ、原ト歌詞ヨリ出デ、卽チ九重ノ庭、百敷ノ宮ナド稱シタリシヲ、後ニハ九重、百敷トノミ云ヒテ、直ニ內裏ノ名ニ用ヰタルナリ、

我國上古ニ在リテハ、多ク一代每ニ皇居ヲ遷シ給ヒタレバ、隨テ內裏ノ結構、宮殿ノ製作、概シテ質朴ナリシコトヲ知ルベシ、其始テ皇居ノ莊觀ヲ具フルニ至レルハ、隋唐トノ交通漸ク頻繁ニシテ、竝ニ彼國ノ文物ニ摸倣セシ、奈良朝以來ノ事ナルベシ、然レドモ之ヲ平安內裏ノ輪奐ノ美ナルニ比スレバ、固ヨリ未ダ稱スルニ足ラザルヤ明ナリ、

平安內裏ハ、延曆十三年桓武天皇遷都ノ時、始テ經營スル所ニシテ、其制概ネ唐朝ヲ摸シ、嵯峨天皇弘仁九年ニ、宮殿門樓ノ名亦多ク彼國ノ制ニ依レリ、今其結構ノ概略ヲ記センニ、內裏ハ京城ノ內ニ在リテ、外重、中重、內重ノ三重郭ヨリ成リ、方形ニシテ、南北稍、東西ヨリ長シ、京城ノ南端ニ羅城門アリ、外重南面ノ正門ナル朱雀門ト遠ク相對ス、卽チ朱雀門ト羅城門トノ間ヲ朱雀大路ト稱シ、大路ヨリ左方ヲ左京ト云ヒ、右方ヲ右京ト云ヒ、左右各、三十坊ナリ、

外重ハ、四面築地ヲ以テ圍ミ、之ヲ宮城垣ト云フ、凡ソ南北四百六十丈、東西三百八十四丈、內藤

(廣前ノ說ニ據ル)垣外周ラスニ隍ヲ以テス、

宮城四面凡テ十四門、之ヲ宮城門ト云フ、卽チ南面ノ中門ヲ朱雀ト云ヒ、其東西ニ美福、皇嘉ノ二門アリ、北面ノ中門ヲ偉鑒ト云ヒ、其東西ニ達智、安嘉ノ二門アリ、東面ニ郁芳、待賢、陽明、上東ノ四門アリ、西面ニ談天、藻壁、殷富、上西ノ四門アリ、而シテ八省院、豐樂院、武德殿、眞言院、其他諸省百司ノ官衙皆此內ニ在リ、

朱雀門ヲ入レバ、則チ八省院アリ、其正面ニ應天門アリ、左右ニ栖鳳翔鸞ノ二樓アリテ、兩翼ノ如ク相對ス、而シテ豐樂院ノ一郭及ビ兵部省、彈正臺、刑部省、治部省、左右馬寮、典藥寮、內匠寮、造酒司等ノ官衙、其西側ニ相接次シ、式部省、民部省、太政官、中務省、宮內省、雅樂寮、神祇官、大炊寮、大膳職等ハ、其東側ニ相比並セリ、

八省院ノ北門ヲ昭慶門ト云フ、卽チ中和院南面ノ外門ナル中和門ト相對ス、蓋シ中和院ハ中重ノ內、內重ノ西方ニ在リテ、別ニ一郭ヲ成ス、中重外西側ニ眞言院アリ、眞言院ノ西北ニ武德殿アリ、武德殿ノ西側ニ右兵衞右近衞ノ二府アリ、而シテ職御曹司、左兵衞府、左近衞府等ハ中重ノ東側ニ、大藏省、兵庫寮、圖書寮、大歌所、掃部寮、內藏寮、縫殿寮、主殿寮等ハ中重ノ後ニ在リ、今一々記スルニ勝ヘズ、

中重ハ、卽チ宮垣ニシテ、南面ノ正門ヲ建禮門ト稱シ、內重ノ正門ナル承明門ト相對ス、建禮門ノ左右ニ春華修明ノ二門アリ、修明門ノ西方ニ中和門アリ、(一ニ宮城門ト云フ)卽チ中和院ノ正門ナリ、中重ノ西面ニ一門アリ、宜秋門ト稱シ、內重ノ陰明門ト相對ス、東面亦一門アリ、之ヲ建春門ト云フ、內重ノ宣陽門ト相對ス、北面二門アリ、一ヲ朔平ト云ヒ、一ヲ式乾ト云フ、朔平門ハ北面ノ正門ニシテ、內重ノ玄輝門ト相對ス、以上之ヲ宮門ト稱ス、

內重ハ、中重ノ內ニシテ、之ヲ閤垣ト稱ス、內重四面各ミ三門アリ、卽チ承明門ハ南面ノ正門ニ

シテ、左右ニ長樂安永ノ二門アリ、玄輝門ハ北面ノ中門ニシテ其左右ニ徽安安嘉ノ二門アリ、東面ノ中門ヲ宣陽門ト稱シ、其左右ニ嘉陽延政ノ二門アリ、西面ノ中門ヲ陰明門ト云ヒ、其左右ニ武德遊義ノ二門アリ、凡テ十二門、謂ユル閤門ナリ、又閤內殿廊ノ間ニ在リテ、內外出入ノ通路ニ當ルモノ、之ヲ內閤門ト稱ス、謂ユル日華、月華、左掖、右掖、內衙、恭禮、崇明、宣仁、敷政、明義、仙華、無名、神仙、崇仁、左右青瑣、和德等ノ諸門是ナリ、以上ハ內裏結構ノ概略ヲ擧グルノミ、更ニ院、堂、樓、殿、舍、房等ノ各屋舍ニ就キテ、其位置構造ヲ略記スベシ、

宮城內ニアリテ院ト稱スルモノ、八省院、豐樂院、中和院、眞言院等アリ、

八省院、一ニ朝堂院ト稱ス、其正殿ヲ大極殿ト云フ、應天門ハ其外正門ニシテ、會昌門ハ其內正門ナリ、應天門ノ左右ニ突出シテ棲鳳、翔鸞ノ二樓アリ、應天門ヲ入レバ、左右ニ東朝集堂、西朝集堂ノ二堂アリ、次ニ會昌門アリ、會昌門ヲ過レバ、東ニ康樂堂、暉章堂、西ニ永寧堂、修式堂ノ四堂、其左右ニ明禮、承光、含章、昌福以上東延祿、顯章、含嘉、延休以上西ノ八堂アリ、凡テ十四堂、其北ハ卽チ龍尾壇ニシテ、壇ノ內ハ卽チ大極殿ナリ、蒼龍、白虎ノ二樓、東西ニ對峙ス、大極殿ノ後房ヲ小安殿ト稱ス、蓋シ大極殿ヲ訓ジテ、オホヤスミドノト稱スルニ對シタル名稱ナルベシ、八省院凡テ廻廊ヲ以テ圍ミ、四方ニ、長樂、永嘉以上南面、應天門ノ左右ニアリ、昭慶、嘉喜、永福以上北面含耀、威化、宣政、通陽、永陽、昭訓以上東面章義、敬法、章善、顯親、廣義、光範以上西面ノ諸門アリ、抑、八省院ハ、天皇臨朝、諸司告朔ノ所ニシテ、卽位、大嘗ノ大禮、皆此ニ行ハル、然ルニ後世屢、燒亡ノ事アリ、高倉天皇以後ハ、永ク廢頽ニ歸シ、卽位、大嘗ノ禮、皆紫宸殿ニ於テ行ハルヽニ至レリ、

豐樂院ハ、八省院ノ西ニ在リ、節儀大宴會ヲ行フ所ナリ、豐樂殿ヲ以テ其正殿トシ、左右ニ栖霞、霽景ノ二樓アリ、後房ヲ淸暑堂ト云ヒ、其左右ニ東華、西華ノ二堂アリ、而シテ豐樂殿ノ前方、左ニ顯陽、觀德、延英以上東方ノ三堂、右ニ承觀、明義、招俊以上西方ノ三堂アリ、皆廻廊ヲ以テ相連接

ス、而シテ內隔ノ中門ヲ儀鸞門ト稱シ、外隔ノ豐樂門ト相對ス、廻廊ニ通門アリ、青綺ト云ヒ、白綺ト云ヒ、逢春ト云ヒ、承秋ト云ヒ、含利、陽德ト云フ、皆內外ノ出入ニ便ニス、外郭又數門アリ、豐樂門ハ南面ノ正門ニシテ、左右ノ禮成、崇賢ノ二門アリ、延明、開明、陽祿ノ三門ハ東面ノ門ニシテ、萬秋、立德、福來ノ三門ハ西面ノ門ナリ、而シテ北面ノ門ヲ不老門ト稱ス、

中和院ハ、中重ノ內、內重ノ西ニアリ、又中院トモ云ヘリ、新嘗祭、神今食等、天神地祇ノ御親祭ハ、必ズ此院ニ於テセリ、神嘉殿ヲ以テ正殿トス、中和門ハ中院ノ外垣東側ニ在リテ、內裏ノ宮垣ニ接セリ、

眞言院ハ、修法ノ僧侶ノ常ニ參候スル所ニシテ、承和六年僧空海ノ奏請シテ設クル所ナリ、

殿ハ、大極殿、豐樂殿、武德殿等ノ外ハ、多ク閤內ニ在リ、卽チ閤內ノ中央ニ五殿アリ、南ヨリ北ニ至ル、紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀（以上南面）是ナリ、東側ニ六殿アリ、之ヲ春興、宜陽、綾綺、溫明、麗景、宣耀ト云フ（以上西面）西側亦六殿アリ、之ヲ安福、校書、清涼、後涼、弘徽、登華（以上東面）ト云フ、

紫宸殿、一ニ南殿トモ稱シ、尋常ノ公事此ニ行ハル、殿前左右ニ櫻、橘アリ、之ヲ左近ノ櫻、右近ノ橘ト云フ、殿ノ後方ニ露臺ト稱スルモノアリ、渡殿アリテ仁壽殿ニ接セリ、仁壽殿ハ、紫宸殿ノ後ニ在リ、元ハ天皇平常ノ御在所ナリシガ、後ニ清涼殿ヲ以テ御在所トス、承香殿ハ仁壽殿ノ後ニ接ス、東片廂ニ內御書所アリ、常寧殿ハ承香殿ノ後ニ在リ、后町ノ稱アルハ、元ハ皇后ノ御座所ナリシ故ナルベシ、其後ニ貞觀殿アリ、又御櫛笥殿ト稱ス、コハ天皇ノ外治ニ對シ、皇后ノ內政ヲ聽キ給フ所ナリト云フ、

東側六殿ノ中、南第一ニ在ルヲ春興殿ト云フ、其東廂ニ內豎所アリ、後方ニ朱器殿アリ、南廊ニ左腋門アリ、北廊ニ日華門アリ、宜陽殿ハ又納殿ト云ヒ、累代ノ御物ヲ藏スル所ナリ、南廂ニ議所アリ、公事アル時、大臣以下事ヲ議スル所ナリ、又除目ナドモ行ハル、後ニ太子休廬ア

名稱

リ、北ニ綾綺、温明ノ二殿アリ、温明殿ハ、實ニ内侍所ノ在ル所、其北ニ麗景、宣耀ノ二殿アリ、女御或ハ後宮奉仕ノ人ノ曹司ニ充ツ、

西側六殿ノ中、南第一ヲ安福殿ト云フ、殿ノ南ニ右腋門アリ、東側ノ左腋門ニ相對ス、北廊ニ月華門アリ、日華門ト相對セリ、安福殿ノ次ナルヲ校書殿ト稱ス、文書ヲ校スル所ナリ、校書所、藏人所、亦此殿内ニ在リ、其北ハ即チ清涼殿ニシテ、天皇日常ノ御座所タリ、身舍ニ晝御座(ヒノゴザ)アリ、北妻戸ノ内ヲ夜御殿(ヨルノオトド)トス、東廂ノ南方ニ石灰壇アリ、伊勢大神宮遙拜ノ所ナリ、北ニ弘徽殿上御局アリ、其後ニ萩戸及ビ藤壺上御局アリ、又南廂ニ殿上間アリ、殿上人ノ候ズル所ナリ、此他落板敷、小板敷、鬼間、臺盤所、朝餉間、御手水間、御湯殿間等ノ名アル所々皆此殿中ニ在リ、清涼殿ノ後ヲ後涼殿ト云フ、御厨子所此内ニ在リ、清涼殿ヨリ北廊ヲ經テ弘徽殿アリ、弘徽殿ノ北ニ登華殿アリ、後宮女官ノ曹司ニ充ツ、

武德殿ハ、中重ノ外、豐樂院ノ北ニ在リ、騎射、競馬等ニ天皇此ニ臨御ス、故ニ又馬場殿、射場殿等ノ名アリ、

舍ニハ、昭陽、淑景、飛香、凝花、襲芳ノ五舍アリテ、共ニ閤內ニ在リ、昭陽舍ハ、麗景殿ノ東ニ在リ、異名ヲ梨壺ト稱ス、淑景舍ハ、昭陽舍ノ北、宣耀殿ノ東ニ在リ、之ヲ桐壺ト稱ス、飛香舍ハ、弘徽殿ノ西第一ニ在リ、之ヲ藤壺ト稱ス、凝花舍ハ、飛香舍ノ北ニ在リ、之ヲ梅壺ト稱ス、襲芳舍ハ、凝花舍ノ北、登花殿ノ西ニ在リ、之ヲ雷鳴壺ト云フ、皆女御更衣其他女官ノ居ル所ナリ、

房ニハ、華芳、桂芳、蘭林ノ三房アリテ、共ニ閤門ノ外、中重ノ內ニ在リ、

官衙ノ事ハ、官位部令制官職編ニ載セタレバ、宜シク參照スベシ、

〔伊呂波字類抄 太地儀〕内裏(ダイリ)

〔書言字考節用集 一乾坤〕内裏(ダイリ)又云禁裏 大内(タイ/オホウチ)上 大内(タイ)義同

〔簾中抄 下 唐名〕內裏

九重　禁中　禁裏　紫禁　九禁　鳳闕　北闕　鳳凰城　蓬萊宮　雲霄　殿上

〔百寮訓要抄別註 一〕內裏　出處考得ズ、僻案スルニ、漢書武帝紀曰、甘泉宮ノ內中產芝云々、是宮中ノ事ニテ、中ハ裏ナリ、內中トアルハ、內裏ト云ニ同ジ、周禮ニ中朝外朝アリ、中朝乃宮裏ナリ、若クハ是等ノ義ニトレルヤ、

〔唐書 列傳百三十四 李輔國〕代宗卽位、輔國與程元振有定策功、愈恣橫、私奏曰、大家但內裏坐、外事聽老奴處置、代宗怒其不遜、以方握禁軍不欲遽責、乃尊爲尚父、

〔源氏物語 七 明石〕かゝるついでに、だいりに奏すべき事によりてなん、いそぎのぼりぬるとて、〇下略

〔日本書紀 二十一 用明〕二年四月丙午、是日天皇得病還入於宮、群臣侍焉、天皇詔群臣曰、朕思欲歸三寶、卿等議之、群臣入朝而議、〇中略　蘇我馬子宿禰大臣曰、可隨詔而奉助、誰生異計、於是皇弟皇子、〇註略　引豐國法師 闕名 也入於內裏、物部守屋大連邪睨大怒、

〔日本書紀通證 二十六 用明〕內裏 オホウチ モヽシキ 於保宇知、大內也、毛毛志紀、出于古事記雄略記歌、萬葉集多用百磯城字、假借也、百寮訓要以爲數設百官座席之義、亦未瑩、蓋百寮數奏之義也、文武紀詔云、天皇朝廷數賜行賜繁留百官人等、詩云、數政優優、又稱此邦爲磯城島之大倭、舊說以欽明天皇都於磯城、取其義者不是、式祝詞云、皇神之數坐島之八十島、蓋出于此、書曰、禹敷土、

〔日本書紀 二十五 孝德〕大化元年八月庚子、是日設鍾匱於朝、詔曰、〇中略　其收牒者、昧旦執牒奏於內裏、朕題年月便示群卿、

〔日本書紀 二十七 天智〕十年十月庚辰、天皇疾病彌留、勅喚東宮〇天武引入臥內、〇中略　東宮起而再拜、便向於內裏佛殿之南、踞坐胡床、剃除鬢髮、爲沙門、　丙辰、大友皇子在內裏西殿織佛像前、先起誓盟曰、六人同心、奉天皇詔、若有違者、必被天罰云云、

〔續日本紀 九 聖武〕神龜元年十一月己卯、大嘗、　辛巳、宴五位已上於朝堂、因召內裏賜御酒幷祿、　三年

九月庚寅、内裏生二玉來一、

〔伊呂波字類抄〕幾地儀　禁中　禁省　禁闈

〔下學集〕上家屋　鳳闕指二禁裏一　禁掖指二禁裏一　北闕指二禁裏一

〔撮壤集〕中宮闕　宮　鳳宮　玉宮　紫宮　禁宮　楓宸　嚴宸　北闕玉闕　魏闕魏木　一　丹闕　鳳闕

丹陛殿　金殿　玉殿

〔運歩色葉集〕幾　禁裡大内　禁中同　禁闕同

〔易林本節用集〕幾乾坤　禁中禁裏禁闕　宮闕

〔書言字考節用集〕二乾坤　禁中、禁裏、禁闕、禁門、宮闕、

〔藻鹽草〕十四氣形　禁中

大内　大内山　もゝしき百磯城とありけり、又は百寮ともかく、　御所後京極詠レ之　大宮但又内裏ならでも、上皇御所を、大宮のうち共、ともによめり、

宮のうち是禁中也　よるのおとゞ清涼殿也　春のおとゞおとゞとは、御所を云也、春のおとゞは、むらさきのうへのすみ給ふかた也、源氏、

九重　雲井九重の雲ゐともつゞけたり　雲のうへ　雲井の庭　玉敷の庭　むらさきのには　朝庭御門の御事也、

又わか草と云、後抄也と云々、　くろ戸　萩の戸　玉しきの戸　露のうてな玉しきはほめていへる也、たゞの所にも、玉しかましきなどよめり、

露のうてなとは、内裏に、大極殿の昇廊を、露の臺と云、又異説に、内裏に、闕白殿の御宿直まいらせ給ふ所を、露の臺と云也、然し露の臺は、彼ろだいと云々、但これ如何、　みはし　み

はしの花左近櫻　三橋の橋右近也　このへにたゝめる玉のみ橋　みかき見かきもりなどいへり　みかきの

竹　かは竹みかは水に、竹をうへらるゝなり、　みかは水但禁中にかぎらざる由説あり〇中略　みかはの池と　のべみればふる

きみかきのかわらぶき　結政いにしへのならの都の宮ばしらこのかたなしになをのこりけり、代々にたえぬ大内山のかたなしにふるきかうかのこずゑをぞみる、

かたなしの軒　うつぼ柱　つくもどころ作物所と書、大裏の中にある殿の中に立レ之云々、源氏、　左近櫻、右近橘、南殿也、わすれずよ右のつかさの袖ふれて花橘ぞとよめり、抑此左近の櫻、右近の橘の事、櫻は左大將左少將、左中將列をなす也、又橘は右大將、右中將、右少將列をなすと云々、陣を列事也、左右のしるしの木也、櫻かるれば、左大將是をうふる、橘かるれば、右大將是をうふるなり、一重櫻也、

大内

〔有職拾葉上〕禁中　禁裡　大内　宮中　内裏　御所

右ノ六種ハ天子御構ノ内ナリ、凡人ハ天子ノ御名ニモ云フナリ、

〔隨意錄四〕天子之命曰詔、天子之居曰禁中、戰國以上之書、未之見焉、蓋秦漢以降之稱、漢諱元后父名禁、改禁中爲省中、唐武后名照、故改詔爲制、然曰詔曰禁、歷代通稱耳、

〔史記六秦始皇本紀〕趙高說二世曰、○中略今陛下富於春秋、初即位、奈何與公卿廷決事、事即有誤、示群臣短也、天子稱朕、固不聞聲、蔡邕曰、言天子常處禁中、臣下屬望、纔有兆朕耳、不見其形也、於是二世常居禁中、蔡邕曰、禁中者門戶有禁、非侍御者不得入、故曰禁中、

〔三輔黃圖六雜錄〕漢宮中謂之禁中、謂宮中門閤有禁、非侍衞通籍之臣、不得妄入、通籍、謂記名於門籍、出入禁門也、籍者謂三尺竹牒、記其年紀名字物色、懸宮門、案省相應乃得入、行道豹尾中、亦視禁中、謂天子出行、道中則有儀衞豹尾、○中略至孝元皇后父名禁、避之改曰省中、省察也、言出入禁中、皆當省察、不可妄也、

〔漢書五十馮唐傳〕唐曰、主臣陛下雖有廉頗李牧、不能用也、上怒起入禁中、良久召唐、讓曰、公衆辱我、獨亡間處乎、

〔日本書紀二十三舒明〕豐御食炊屋姬天皇推古○中略、以三十六年三月天皇崩、九月葬禮畢之、嗣位未定、○中略於是大兄王、○中略更亦令告群大夫等曰、○中略吾聞天皇臥病、而馳上之侍于門下、時中臣連彌氣自禁省ミヤノウチ出之曰、天皇命以喚之、則參進、向于閤門、○下略

〔書言字考節用集一乾坤〕大内オホウチ禁中一稱

〔倭訓栞前編四十五於〕おほうち　大内をいふ、日本紀に內裏も訓せり、南北十町、自一條到二條、東西八町、自東大宮到西大宮、大うち山も同じ、源氏に、諸共に大内山は出つれど、よめり、左大將の直廬、中の重にありといへり、兼輔のうたに、

白雲の九重にたつ嶺なれば大うち山といふにぞありける、又仁和寺の山をもいへり、亭子院

のおはしませし所也、よて御室ともいふなり、衣笠內府、

遙かなる都のいぬゐわが宿は大内山のふもとなりけり、

〔俚言集覽於〕大內　禁中をいふ、常德院樣御動座の記、大裏樣を警固の爲め在京

〔漢書六十四嚴助〕淮南王安上書諫言、〇中略越人名爲藩臣、貢酎之奉不輸大內、鄭勗曰(中略)大內都內也、國家寶藏也、師古曰、百官公卿表云、治粟內史屬官有都內令丞也、

〔唐六典二十三將作監〕將作大匠之職、掌供邦國修建土木工匠之政令、〇中略凡西京之大內、大明興慶宮、東都之大內、上陽宮、〇下略

〔千載和歌集雜十六〕二條院の御時、とし比おほうちまもることをうけたまはりて、みかきのうちに侍りながら、昇殿はゆるされざりければ、行幸ありける夜、月のあかゝりけるに、女房のもとに申侍りける、　從三位賴政

人しれぬ大内山の山もりは木がくれてのみ月を見るかな

〔倭訓栞前編四字〕うち　內裏、中などよめり、禁省をいふも義同じ、

〔源氏物語五若紫〕おはする所は六條京極わたりにて、內よりなれば、すこし程とをき心ちするに、〇下略

九重

〔倭訓栞前編十古〕こゝのへ　九重也、禁中をいふ、楚辭に出たり、注に天子九門とあり、又九天になずらへたるなり、こゝのかさねともいへり、一條より九條まで開きしも同じ、

〔類聚名物考宮室三〕九重　こゝのへ

天子の御座所、禁裏の內を九重といふは、天門九重にかたどれる也、徒然草上抄物、引玉篇云、天子之門有九、謂遠郊門、近郊門、城門、皐門、庫門、雉門、路門、關門、應門是也、象天有九重也と見ゆ、又一條より九條までを、九重の庭と云よしをしるせり、

百敷

今案に、天の九重は、五星天、衆星天、日月兩天、靜天の九天を合せていへるにや、天子の居は、それによそへたるべし、然らば九門といふ事も、いぶかしきことにこそ、五雜俎に、九重に各その名有事を破れり、

〔詞花和歌集〕一條院の御時、ならの八重櫻を人の奉りけるを、そのをり御前に侍ければ、そのはなをだいにて、うたよめとおほせごとありければ、　伊勢大輔

いにしへのならのみやこの八重ざくらけふ九重ににほひぬる哉

〔夫木和歌抄禁中三十〕御集月　法性寺入道關白〇藤原忠通

九重にたゝめる玉の御はしよりかたぶく月のねりのぼる哉

〔文華秀麗集上贈答〕書懷呈王中書一首　仲雄王

邊旅十年老時明、海行千里入帝城、君門九重未通籍、閑臥寫樹晚鶯聲、

〔楚辭箋注八九辯〕豈不鬱陶而思君兮、(中略)補曰、書云、鬱陶乎予心、欝思見君、君之門以九重、(中略)五臣云、而君門深邃、不可至也、補曰、月令云、九門磔攘、天子有九門、謂關門、遠郊門、近郊門、城門、皋門、庫門、雉門、應門、路門也、

〔古今和歌集十九雜體〕ふるうたにくはへてたてまつれるながうた　壬生忠岑

てるひかり、ちかきまもりの身成しを、たれかは秋の、くるかたに、あざむきいでゝ、みかきより、とのへもる身の、みかきもり、おさ〳〵しくも、おもほえず、こゝのかさねの、なかにては、嵐のかせも、きかざりき、〇下略

〔易林本節用集毛乾坤〕百敷百官座

〔河海抄一桐壺〕もゝしきにゆきかひ侍らん

百官の座を敷ゆへに、禁中を百敷といふ也、或百城城上城高文選ニ金百雉といへり、若此事歟、雉は高一尺、廣三尺云々、築地の一簣也、ソレヲ百計つゞけたる也、

〔壒嚢抄四〕百敷ト云ハ、何ナル謂レゾ、

是モ只内裏ノ名也、百官座敷ナル故ニ爾云ト云々、百官ト申セバトテ、百人ニハ不可限、只滿ル數ヲ擧タリ、其官已ニ若干也、可知百ノ義ニ非ザル事ヲ、喩ヘバ百姓ナンド云ガ如シ、〇中略然バ百敷モ百人ノ座敷ト不可思、

〔冠辭考九毛〕もゝしきの　おほみや

古事記に、雄略大御歌の毛々志紀能、游富美夜比登波、萬葉卷一に、人麻呂百磯城之、大宮處、卷六に、赤人百石木能、大宮人者云々、猶多し、字もさま〴〵に書たれど異なる意なし、こは皇大城の堅きを石にたとへて、百の石城の宮といふ也、萬葉には借字の多かれど、右の百磯城は正しく書し物也、崇神紀に、天照大御神を祭奉るとき於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬と有に、意も字さへ同じければ也、いと上つ代より、大宮を讚稱て申には、神武紀に、古語稱之曰、於畝傍之橿原也太立宮柱於底磐之根、峻峙搏風於高天之原、而始馭天下之天皇と古事記に、大名持神の大國主と成給ふ時、此稱は既にあり、てふを、此後に祝詞萬葉などにも常にいへり、又天の磐座磐門、或は五百津磐石乃如塞坐など樣に、磐石もて堅き壁とせしは引に堪ず、さて百とは、例に依に、五百津磐城といふべきを、百磯城と約めいひて冠辭とせし物也、石を志とのみいふは、穴石、明石、磯城の類也、城を紀といふは、古き語にて多ければ更にもいはず、〇中略古今集に、百しきとて即大宮の事とせるは、此頃はいひなれ來て用を體にいひなしたる也、古へはたらちねの母とのみよみしを、僧正遍照の、たらちねはかゝれとてしもとよめる類也、かく流れての世の事を以て、いにしへをはかり定むる事なかれ、

〔令義解五宮衞〕凡理門至夜燃火、謂、内及中外三門、皆衞士燃火也、幷大器貯水監察諸出入者、

〔令集解二十四宮衞〕古記云、〇中略中門、謂衞門與衞士共防守之門、始著籍此門也、内門、謂兵衞主當之門也、

〔令義解 五宮衞〕凡諸門及守當處、非正司來監察者、先勘合契、略〇註同聽撿校、不同執送本府、

〔律疏 衞禁〕凡於宮門外若宮城門守衞、以非應守衞人、冒名自代、若代之者、徒一年、京城門減二等、守衞謂兵衞其在諸處守當、又減一等、謂非宮城京城等門、自餘街鋪捉道及別守堂之處、

〔延喜式 四十二左右京職〕凡宮城邊、量便立鋪、兵士廿人、爲番守衞、其功食以徭錢充、

〔延喜式 四十六左右衞門〕凡黃昏之後、中略〇其宮門皆令衞士炬火、閤門亦同

凡宮城門者、並令衞士衞之、美福、郁芳、待賢、陽明、上東、達智等門、左府衞之、皇嘉、談天、藻壁、殷富、上西、安嘉等門、右府衞之、但朱雀門左右相共衞之、偉鑒門左右隔年遞以衞之、

凡宮城諸門守屋者、各本府修造、

凡諸門厩亭、便令守門火長衞護、若致非理損者、奪其粮料充修理料、

〔令義解 五宮衞〕凡宮門內、及朝堂、不得酣酒作樂申私敬行決罰、謂拜謝曰敬也、笞杖曰罰也、

〔令義解 一職員〕彈正臺

尹一人、掌肅清風俗、略〇註彈奏內外非違、謂內者左右兩京、外者五畿七道也、中略〇事上

〔令集解 五職員〕穴云、內謂京內迄御所也、中略〇外謂京外諸國也、中略〇釋云、內外者宮內爲內、京裏爲外也、其外國者巡察使人巡察耳、中略〇穴云、忠以下是自巡察人、故內謂宮城門內宮門外也、於宮門內不令巡察故也、外謂宮城以外京內是也、宮門內聞有非違者、忠等亦召彈無妨、

〔延喜式 四十一彈正〕凡宮城、四面壖內、不得積物、不聽停馬、

闌入

〔法曹至要抄 上罪科〕一闌入事

衞禁律云、闌入宮門徒一年、殿門徒一年半、閤門徒三年、持杖者各加二等、至御在所者絞、持杖者斬、迷誤者上請、即闌入御膳所者徒二年、又云闌入者以踰閾爲限、至閾未踰者、宮門杖六十、殿門以內加一等、其越閤垣者絞、殿垣遠流、宮垣近流、宮城垣徒三年、京城垣徒一年、

闘亂

一禁中闘亂事

鬪訟律云、於宮內忿爭者笞五十、聲徹御在所、及相毆者杖一百、以刃相向者徒二年、殿內加一等、傷重者各加鬪傷二等、疏云、謂大極等門爲殿門、忿爭杖六十、聲徹御在所、及相毆者各合徒一年、以刃相向徒二年半、若閤內忿爭杖七十、聲徹御在所、及相毆者徒一年半、以刃相向者徒三年、

按之、禁裏之鬪亂者、自凡處是重之條、見于此律、

一射放彈投瓦石等事

衞禁律云、向宮殿內射、（謂箭力所及）者、宮垣徒一年、殿垣加一等、箭入者各加一等、卽箭入閤內者徒三年、入御在所者絞、放彈及投瓦石者各減二等、亦謂人力所及者、殺傷人者以故殺論、卽箭至隊仗、若闌仗內者絞、

行夜

〔令義解五宮衞〕凡（中略）○諸衞按撿所部及諸門、（謂諸衞者、五衞府主典以上、但長官者、依下條以時撿行、所部者、御垣周𢌞、及大藏民部廩院等、令衞士守是也、）持時行夜、（謂宮城以內、其京內行夜者、下已有文、故不入此也、）者、皆須執仗巡行、分明相識、（註略）○每旦色別、（註略）○一人詣在直官長通平安、（註略）○

〔律疏衞禁〕凡宮城內外行夜、若有犯法、行夜主司不覺、減守衞者罪二等、（謂宮城內外、及京街夜並置鋪持更、卽是守衞者、又有探更行夜之人、此是行夜者、若當探行之處、有犯法者、行夜主司不覺、減守衞者罪二等、謂上條闌入守衞不覺、減二等、註云、守衞謂專當者、行夜主司不覺犯法、皆減此持時專當人二等、）

〔延喜式四十五左右近衞〕凡行夜者、內裏官人一人、近衞一人、（起亥一刻迄子四刻、但右起丑一刻迄寅四刻、）大藏、近衞二人、內藏、近衞一人、（起戌一刻迄亥一刻、但右起亥二刻迄子二刻、）

〔延喜式四十六左右衞門〕凡行夜者、八省院、豐樂院、門部每夜各一人、（起戌一刻迄亥一刻、但右起亥一刻迄子二刻、）

〔延喜式四十七左右兵衞〕凡分配諸處者、（中略）○其行夜者、中隔二人、（起亥一刻迄子四刻、但右起丑一刻迄寅四刻、）八省院、豐樂院、各一人、（起子三刻迄丑三刻、但右起丑四刻迄寅四刻、）大藏二人、內藏　人、（起子三刻迄丑三刻、但右起丑四刻迄寅四刻、）

掃除

〔延喜式四十二左右京職〕凡宮城邊、朱雀路溝、皆令雇夫掃除、又左京者、大學神仙苑鴻臚東館、右京者、穀倉院鴻臚西館、客徒入朝之時、均分客館之內、左右京共掃除、並夫一人日充米二升、其功錢依當時法行之、

出入

〔日中行事〕卯の時にとのもりの司あさぎよめするおとにおどろきて、藏人御殿の格子をあぐる、〇中略朝ぎよめは、御殿、つねの御所、渡がれゐの庭、とのもりの官人五位衣冠してこれをはく、其外の所々は、つかさのみやつこかちかうぶりしてはらふ也、

〔延喜式四十六左右衞門〕凡黃昏之後、出入內裏、五位已上稱名、六位已下稱姓名、然後聽之、

〔延喜式雜五十〕凡乘輦車出入內裏者、妃限曹司、夫人及內親王限溫明淸凉殿後、命婦三位限兵衞陣、但嬪女御及孫王大臣嫡妻乘輦限兵衞陣、

凡乘車出入宮城門者、妃已下大臣嫡妻已上限宮門外、四位已下及內侍者聽出入土門、但不得至陣下、

〔三代實錄十八淸和〕貞觀十二年十二月廿五日壬寅、勅、〇中略運東院雜物車馬、聽出入自美福門、大膳職自郁芳門、春宮坊自待賢門、中院木屋自談天門、

〔蓬萊抄〕被聽昇殿後進退事

凡宿衣之時、往反路、自待賢門經修明門陰明門右兵衞陣參殿上、衣冠之時、巳剋以後敢不通陰明門、但覃夜陰之間無其妨、束帶之時、自和德門經露臺、入自南殿中戶、出明義無名神仙等門參入也、和德門中不入僮僕、又留劔笏矣、

〔淸獬眼抄〕一大燒亡事

後淸錄記云、安元三年四月廿八日丁酉、今日亥剋燒亡、〇中略先參向大理、次參內裏、閑院可參大內之由蒙仰、引參向大內、凡不得滅付大極殿、風起吹覆火焰之間、官人依勝引退出、然間出待賢門、先康賴賚行相並、次康綱等巳欲出額間之間、予云、爭出額間哉、可出他門之由云々、而開額間天差他間、仍可令打開之由、予加下知、然而依不相叶出額間、予不騎馬、自餘乍騎馬出了、爭難步出額間哉、然乍騎馬出之條、且不便、不知故實歟、希代之例也、額。間。者。御。輿。之。外。不。通也、然而廷尉多通額間哉、

〔古事記上〕爾詔天津日子番能邇邇藝命而、離天之石位、押分天之八重多那(此二字以音)雲而、伊都能知和岐知和岐氐、(○中略)天降坐于竺紫日向之高千穗之久士布流多氣、(○中略)於是詔之、此地者向韓國眞來通笠沙之御前而、朝日之直刺國、夕日之日照國也、故此地甚吉地詔而、於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原氷椽多迦斯理而坐也、

〔古事記上〕問其大國主神、汝子等事代主神、建御名方神二神者、隨天神御子之命、勿違白訖、故汝心奈何、爾答白之、僕子等二神隨白、僕之不違、此葦原中國者、隨命既獻也、唯僕住所者、如天神御子之天津日繼所知之登陀流(此三字以音、下效此)天之御巢而、於底津石根宮柱布斗斯理(此四字以音)於高天原氷木多迦斯理(多迦斯理四字以音)而治賜者、僕者於百不足八十坰手隱而侍、亦僕子等百八十神者、卽八重事代主神、爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也、如此之白而於出雲國之多藝志之小濱、造天御舍(多藝志三字以音)

〔日本書紀三神武〕己未年三月丁卯、下令曰、自我東征、於茲六年矣、賴以皇天之威、凶徒就戮、(○中略)而今運屬此屯蒙、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常、夫大人立制、義必隨時、苟有利民、何妨聖造、且當披拂山林、經營宮室、而恭臨寶位、以鎭元元、(○中略)觀夫畝傍山(畝傍山、此云宇禰縻夜摩)東南橿原地者、蓋國之墺區乎、可治之、是月卽命有司、經始帝宅、

〔古語拾遺〕逮于神武天皇東征之年、(○中略)妖氣既晴、無復風塵、建都橿原、經營帝宅、仍令天富命(太玉之孫)率手置帆負、彥狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正殿、所謂底都磐根宮柱布都之利立、高天乃原爾搏風高之利天、御戶排氏、皇孫命乃美豆乃御殿乎造奉仕也、故其裔今在紀伊國名草郡御木麁香二鄕、(古語、正殿謂之麁香)採材齋部所居、謂之御木、造殿齋部所居、謂之麁香、是其證也、

〔古事記中垂仁〕本牟智和氣御子、(○中略)八拳鬚至于心前、眞事登波受、(此三字以音、○中略)於是天皇患賜而、御寢之時、覺于御夢曰、修理我宮如天皇之御舍者、御子必眞事登波牟、(自登下三字以音)如此覺時、布斗摩邇邇

占相而、求何神之心、爾祟出雲大神之御心、

〔日本書紀十一仁徳〕元年正月己卯、大鷦鷯尊卽天皇位、〇中略都難波、是謂高津宮、卽宮垣室屋弗堊色也、桷梁柱楹弗藻飾也、茅茨之蓋弗割齊也、此不以私曲之故留耕積之時者也、　四年三月己酉、詔曰、自今之後、至于三載、悉除課役、息百姓之苦、〇中略是以宮垣崩而不造、茅茨壞以不葺、風雨入隙而沾衣被、星辰漏壞而露牀蓐、是後風雨順時、五穀豐穰、三稔之間、百姓富寬、頌德既滿、炊烟亦繁、　十年十月、甫科課役、以構造宮室、於是百姓之不領而扶老携幼、運材負簣、不問日夜、竭力爭作、是以未經幾時、而宮室悉成、故於今稱聖帝也、

〔日本書紀二十四皇極〕元年九月辛未、天皇詔大臣曰、起是月限十二月以來、欲營宮室、可於國國取殿屋材、然東限遠江、西限安藝、發造宮丁、　二年四月丁未、自權宮移幸飛鳥板蓋新宮、

〔日本書紀二十五孝徳〕大化元年十二月癸卯、天皇遷都難波長柄豐碕、

白雉元年十月、爲入宮地、所壞丘墓及被遷人者、賜物各有差、卽遣將作大匠荒田井直比羅夫、立宮堺標、　二年十二月晦、天皇從於大郡遷居新宮、號曰難波長柄豐碕宮、　三年九月、造宮已訖、其宮殿之狀、不可殫論、

〔日本書紀二十六齊明〕元年十月己酉、於小墾田造起宮闕、擬將瓦覆、又於深山廣谷擬造宮殿之材、朽爛者多、遂止弗作、是冬災飛鳥板蓋宮、故遷居飛鳥川原宮、　二年、是歲、於飛鳥岡本更定宮地、時高麗百濟新羅並遣使進調、爲張紺幕於此宮地而饗焉、遂起宮室、天皇乃遷、號曰後飛鳥岡本宮、於田身嶺冠以周垣、田身山名、此云大務、復於嶺上兩槻樹邊起觀、號爲兩槻宮、亦曰天宮、時好興事、迺使水工穿渠、自香山西至石上山、以舟二百隻載石上山石、順流控引於宮東山、累石爲垣、時人謗曰、狂心渠、損費功夫三萬餘矣、費損造垣功夫七萬餘矣、宮材爛矣、山椒埋矣、又謗曰、作石山丘、隨作自破、〇中略災岡本宮、

〔日本書紀二十八天武〕元年九月癸卯、自嶋宮移岡本宮、是歲營宮室於岡本宮南、卽冬遷以居焉、是謂飛鳥

淨御原宮、

〔日本書紀二十九天武〕十二年十二月庚午、詔曰、凡都城宮室非一處、必造兩參、故先欲都難波、是以百寮者各往之請家地、　十三年三月辛卯、天皇巡行於京師、而定宮室之地、

朱鳥元年正月乙卯、酉時、難波大藏省失火、宮室悉焚、或曰、阿斗連藥家失火之引及宮室、唯兵庫職不焚焉、

〔日本書紀三十持統〕四年十月壬申、高市皇子觀藤原宮地、公卿百寮從焉、　十二月辛酉、天皇幸藤原、觀宮地、公卿百寮從焉、　六年五月丁亥、遣淨廣肆難波王等、鎭祭藤原宮地、　八年十二月乙卯、遷居藤原宮、

〔萬葉集一雜歌〕藤原宮之役民作歌

八隅知之、吾大王、高照、日之皇子、荒妙乃、藤原我宇倍爾、食國乎、賣之賜牟登、都宮者、高所知武等、神長柄、所念奈戸二、天地毛、縁而有許曾、磐走、淡海乃國之、衣手能、田上山之、眞木佐苦、檜乃嬬手乎、物乃布能、八十氏河爾、玉藻成、浮倍流禮、其乎取登、散和久御民毛、家忘、身毛多奈不知、鴨自物、水爾浮居而、吾作、日之御門爾、不知國依、巨勢道從、我國者、常世爾成牟、圖負留、神龜毛、新代登、泉乃河爾、持越流、眞木乃都麻手乎、百不足、五十日太爾作、泝須良牟、伊蘇波久見者、神隨爾有之、

右日本紀曰、朱鳥七年癸巳秋八月、幸藤原宮地、八年甲午春正月、幸藤原宮、冬十二月庚戌朔乙卯、遷居藤原宮、

〔玉勝間十四〕左右京朱雀路朱雀門大極殿瓦ぶき

京都を、左京右京と分らるゝこと、藤原宮既に然りと見えて、大寶にいできたる令に、左右京職あり、續紀大寶三年の處にも、左京職云々の事見えたり、又和銅三年正月の處に、皇城門外朱雀路と見えたり、これいまだ平城にうつり坐ぬさき也、朱雀門は、既に孝德天皇の大化五年の紀

に見えたり、又大極殿は皇極天皇四年の紀に見えたり、但じ其は當時はたゞ大やすみ殿といひて、いまだ大極殿といふ名はなかりしを、後の名をめぐらして記されたるも知がたし、又齊明天皇元年紀に、於小墾田造起宮闕、擬將瓦覆とあるは、たゞさだばかりなれども、宮闕の瓦ぶきは、これはじめなるべし、又五位以上及庶人の屋舍の瓦葺のさだも、神龜元年紀に見えたり、

〔續日本紀　元明四〕和銅元年二月戊寅、詔曰、朕祗奉上玄、君臨宇內、以菲薄之德、處紫宮之尊、常以爲作之者勞、居之者逸、遷都之事必未遑也、王公大臣咸言、往古已降、至于近代、揆日瞻星、起宮室之基、〇中略方今平城之地、四禽叶圖、三山作鎭、龜筮並從、宜建都邑、宜其營構、資須隨事條奏、亦待秋收、後令造路橋、子來之義、勿致勞擾、制度之宜、合〇合一本作令後不加、　九月戊寅、巡幸平城、觀其地形、　十月庚寅、遣宮內卿正四位下犬上王、奉幣帛于伊勢大神宮、以告營平城宮之狀也、　十二月癸巳、鎭祭平城宮地、

〔續日本紀　元明五〕和銅三年三月辛酉、始遷都于平城、以左大臣正二位石上朝臣麻呂爲留守、

〔玉勝間　十四〕南殿

續紀に、天平八年春正月丁酉、天皇宴群臣於南殿、また同廿年春正月戊寅、天皇御南殿、宴五位以上とある、この南殿は、後のごとく紫宸殿の別名か、はたもとの名は南殿なりしを、後に紫宸殿とは名けられたるか、大かた殿門の名、大極殿朱雀門をおきては、漢やうの名は、奈良宮まては見えたることとなし、たゞ大安殿、小安殿、內安殿、外安殿などいふ名のみ、多く見えたれば、もろもろの殿門の、漢やうの名は、今の京になりて、始めてつけられたりしにや、

〔續日本紀　聖武十四〕天平十三年正月癸未朔、天皇始御恭仁宮受朝、宮垣未就、繞以帷帳、是日宴五位已上於內裏、賜祿有差、　九月丙辰、爲供造宮、差發大養德、河內、攝津、山背、四國役夫五千五百人、　十一月戊辰、右大臣橘宿禰諸兄奏、此間朝廷以何名號傳於萬代、天皇勅曰、號爲大養德恭仁大宮、　十四年正月丁未朔、百官朝賀、爲大極殿未成、權作四阿殿、於此受朝焉、

平安內裏

〔續日本紀淳仁二十三〕天平寶字五年十月己卯、詔曰、爲改作平城宮、暫移而御近江國保良宮、是以國司史生已上供事者、幷造宮使藤原朝臣田麻呂等、加賜位階、○下略

〔續日本紀桓武三十八〕延曆三年六月己酉、以中納言從三位藤原朝臣種繼○中略等、爲造長岡宮使、六位官八人、於是經始都城、營作宮殿、壬子、今年調庸、幷造宮工夫用度物、仰下諸國、令進於長岡宮、十一月戊申、○戊申原作甲子、今據一本及類聚國史改、是月戊戌朔、无甲子、天皇移幸長岡宮、

○按ズルニ、平安遷都以前ハ、概ネ一代每ニ皇居ヲ遷シ給ヒタレバ、內裏ノ構造モ其遷都每ニ多少ノ變化アリシコト明ナリ、此ニハ內裏造營ノ事ノ正シク國史ニ見エタルモノノミヲ揭ゲタリ、宜シク地部皇都篇遷都條ヲ參看スベシ、

〔日本紀略桓武〕延曆十二年正月甲午、遣大納言藤原小黑麿、左大辨紀古佐美等、相山背國葛野郡宇太村之地、爲遷都也、三月庚寅、令五位已上及諸司主典已上進役夫、築新京宮城、六月庚午、令諸國造新宮諸門、云々、十三年十月丁卯、遷都、詔曰云々、葛野乃大宮地者、山川毛麗久、四方國乃百姓乃參出來事毛便之氐云々、十一月丁丑、詔云々、山勢實合前聞云々、此國山河襟帶、自然作城、因斯形勝、可制新號、宜改山背國、爲山城國、又子來之民、謳歌之輩、異口同辭、號曰平安京、

〔神皇正統記桓武〕はじめは平城にましますが、山背の長岡にうつりて、十年ばかり都なりしが、又今の平安城にうつさる、山背の國をもあらためて山城といふ、永代にかはるまじくなんはからはせ給ひける、むかし聖德太子蜂岡太秦なりにのぼりて、いまの城を見めぐらして、四神相應の地なり、百七十餘年ありて、都をうつされて、かはるまじき所なりと宣ひけるとぞ申傳えたる、其年紀もたがはず、又數十代不易の都となりぬる、誠に王氣相應の福地なるにや、

〔歷代編年集成桓武十二〕延曆十二年癸酉正月十五始造平安城、東京愛宕郡又曰左京、唐名洛陽、西京葛野郡又曰右京、唐名長安、

〔本朝文粹二意見封事〕意見十二條　　善相公清行

臣某言、〇中略至于桓武天皇、遷都長岡、制作既畢、更營上都、再造大極殿、新構豐樂院、又其宮殿樓閣、百官曹廳、親王公主之第宅、后妃嬪御之宮館、皆究土木之巧、盡賦調庸之用、於是天下之費五分而三、〇下略

改殿閣諸門號

〔日本紀略嵯峨〕弘仁九年四月庚辰、是日有制、改殿閣及諸門之號、皆題額之、

〔續日本後紀十二仁明〕承和九年十月丁丑、文章博士從三位菅原朝臣清公薨、〇中略九年〇弘仁有詔書、天下儀式、男女衣服皆依唐法、五位已上位記改從漢樣、諸宮殿院堂門閣皆著新額、又肆百官舞蹈、如此朝儀並得關說、

〇按ズルニ、宮城外重ノ諸門ノ號ニ、美福、皇嘉、談天、藻壁等ノ字ヲ選定セシモ亦此時ニ在ルベシ、ソハ續日本紀大寶二年六月ノ條ニ、海犬養門安嘉門ノ舊名アリ、同天平神護二年五月ノ條ニ、的門郁芳門ノ舊名アリ、同寶龜三年十二月ノ條ニ、中壬生門美福門ノ舊名アリ、日本後紀大同三年四月ノ條ニ、若犬養門皇嘉門ノ舊名アルヲ始メ、年中行事秘抄ニ引キタル弘仁陰陽式ニモ、仍ホ舊名ヲ用キタルナド、弘仁以前一モ改號ノ字ヲ用キタルヲ見ズ、而シテ弘仁以後亦一モ舊名ヲ用キザルヨリ考フレバ、安嘉、郁芳、美福、皇嘉等ノ文字ハ、此時撰定セラレタルモノナルヲ知ルベシ、蓋シ弘仁式ハ弘仁十一年四月ニ進奏スル所ナレバ、門號ハ宜シク皆新ニ從ヒテ記スベキナルニ、依然舊名ヲ用キタルハ頗ル疑フベシト雖モ、想フニ當時ハ唯ニ題額ノ文字ヲ改メ唐樣ニ擬シタルノミニテ、口唱ニハ猶ホ舊名ヲ稱ヘ、且ツ普通ニハ專ラ舊文字ヲ用キシモノナルベシ、

燒亡

〔古事談一王道后宮〕遷都以後、始内裏燒亡者、天德四年九月廿三日也、人代以後者、第三度也、難波宮之時一度、藤原宮之時、一度也、

〔壬生家文書三〕内裏炎上年々

天德四年九月廿三日亥時、大內、
圓融院　貞元元年五月十一日子ー大內　天元三年二月十〇一二月誤歟廿二日申ー大內　同五年十
一月十七日寅ー大內、
一條院　長保元年六月十四日亥、大內、　寬弘二年十一月十五日子、大內、　同六年十月十五日子、
大內、
後朱雀院　長曆三六廿七戌、大內、　長久元九十子、上東門院、　同四十二一丑、一條院、
後冷泉院　永承三年十一月十二日戌、大內、　天喜二年正月七日丑、高陽院、　同年十二月八日子、
京極院、　康平二年正月八日丑、一條院、
後三條院　治曆四年十二月十一日未、二條院、
白河院　承曆四年二月六日丑、高陽院、　永保二年七月廿九日午、大內、
堀河院　嘉保元年十月□□日、堀河院、
鳥羽院　天永三年五月十三日亥、高陽院、　永久二年八月三日子、大炊御門內裏、　同四年八月十
七日寅　大炊御門內裏
崇德院　保延四年二月廿四日寅、內裏、　同年十一月廿四日亥、土御門內裏、
近衞院　久安四年六月廿六日午、土御門內裏、　仁平元年六月七日寅、四條內裏、　同年十月十九
日寅、小六條內裏、
六條院　仁安二年九月日
土御門院　承元二年十二月廿七日丑、閑院、
後深草院　寶治三年二月一日子、閑院、　正元元年五月廿二日子、閑院、
龜山院　文永七年八月廿一日丑、五條大宮內裏、　同十年十月廿日丑、大炊御門萬里小路內裏、

後宇多院　弘安元年閏十月十三日丑、二條內裏、

伏見院　永仁五年四月十八日申、冷泉富小路內裏、

後醍醐　建武三年正月十日、富小路、

〔日本紀略 四村上〕天德四年九月廿三日庚申、今夜亥三刻、內裏燒亡、火出自宣陽門內方北掖陣、不出中隔外、天皇先御中院、次御職曹司、

〔扶桑略記 二十六村上〕天德四年九月廿二日己未、請四十口僧於清涼殿、○中略爲除天變災也、御日記云、廿三日庚申、此夜寢殿後聞侍臣等走叫之聲、驚起問其由緒、少納言兼家奏云、火燒左兵衞陣門、非可消救、走出見之、火焰已盛、卽著衣冠出南殿庭、左近中將重光朝臣持御劍璽筥相從、卽遣人召御輿、不能早持來、又令侍臣取內侍所所納太刀契等、令權右中辨國光朝臣行擁殿廊救火事、而雜人甚少、無力救之、侍臣等言、火已著溫明殿、不能出內侍所所納太刀契等、又令召御讀經僧等立願、而火勢彌盛、延政門以南廊漸燒、烟滿承明門東邊、于時知災火不可止、更還清涼殿、經後涼殿及陰明門徵行、到中院、留神嘉殿避火、此間心神迷惑、宛如夢裏、主殿官人持腰輿來、皇太子被抱侍臣來著、左衞門督藤臣朝臣參入、仰向內裏令行救火事、次右大將藤原朝臣參入、仰行取出鈴印鎰櫃事、次右大臣幷公卿等參來、依火勢漸近右大將藤原朝臣相議、令幸太政官、卽乘腰輿出中院、到太政官朝所屋乍乘輦在板敷上、太子相從候同屋內、右大將藤原朝臣言、太政官自內裏當御忌方、又太白在此方、須移御職曹司、皇太子乘車相從、召左大臣詔、朕以不德久居尊位、遭此災殃、歎憂無極、朝忠朝臣還來奏、火氣漸衰、不可延及八省、火起自亥四點迄于丑四點、宣陽殿累代寶物、溫明殿神靈鏡太刀節刀契印、春興安福兩殿戎具、內記所文書、又仁壽殿太一式盤、皆成灰燼、天下之災无過於是、斯後代之譏不知所謝、鈴辛櫃置御所內、印幷鎰辛櫃納外記局、人代以後內裏燒亡三度也、難波宮藤原宮今平安宮也、遷都之後既歷百七十年、始有此災、

〔日本紀略　圓融六〕貞元元年五月十一日丁丑、子剋内裏有火、火出自仁壽殿西面、但中重外舍屋不燒、天皇出自玄輝門、御桂芳坊、依火氣熾、天皇遷御職曹司、中宮皇太子御縫殿寮廳、一品資子内親王出同寮、東宮遷御左近衞府、資子内親王向乳母命婦藤原輔子宅、　廿日丙戌、始造宮事、又令神祇官陰陽寮、占申内裏燒亡、若有咎祟所致歟者、　廿三日己丑、於建禮門大祓、依去十一日内裏火事也、

〔百鍊抄　圓融四〕貞元元年五月十一日、内裏燒亡、餘焰不出中重、天皇御職曹司、（七月廿六日、遷御堀川院、）天元三年十一月廿二日、内裏燒亡、天皇御職曹司、

〔日本紀略　圓融七〕天元三年十二月十三日壬午、奉遣伊勢以下諸社幣帛使、依内裏火事也、

〔榮花物語　花山二〕ことし（○天元三年十一月二十二日）内裏やけぬ、みかど（○圓融）閑院にわたらせ給、閑院はごほり河どの、（○藤原兼通）御領にて、朝光の大納言ぞすみたまひける、ほかにわたり給ぬ、

〔日本紀略　圓融七〕天元五年十一月十七日乙巳、夜寅剋内裏燒亡、起於宣耀殿北廂、天皇先出御中院、次御八省院小安殿、中宮御職曹司、東宮御縫殿寮、次御内敎坊、一品親王（資子）同御之、前齋院尊子内親王出御本家、此間天皇遷御職曹司、大臣以下布袴扈従之、諸衞官人烏帽子布衣、今日重日也、明日可警固之由仰之、奉移威所於縫殿寮、　十二月八日乙丑、奉遣伊勢以下諸社幣使、依内裏火事也、　十四日辛未、奉遣柏原村上山陵使、依内裏火也、

〔日本紀略　一條十〕長保元年六月十四日乙丑、亥剋内裏燒亡、件火事出自修理職也、天皇駕腰輿行幸大極殿、暫御小安殿、即渡御太政官、東宮同移御此所、　廿七日戊寅、御卜、依内裏燒亡也、　廿八日己卯、被發遣伊勢以下九社奉幣使、依内裏燒亡御卜成祟也、　三年十一月十八日乙酉、今夜亥剋、内裏燒亡、天皇渡御職曹司、次渡御小安殿、其間加修理、寅剋又歸御職曹司、東宮渡御縫殿寮、中宮行啓上東門第、　廿六日癸巳、東宮鎭魂祭也、而依内裏燒亡、内裏幷諸宮鎭魂祭一度可行之由被仰下之、　廿八日乙未、於八省院大祓、依内裏燒亡也、

〔法成寺攝政記〕寛弘二年十一月十五日己未、一寢後人申云、西方有火、赴見、內裏と見、馳參、從東至北陣間御在所、會女藏人少輔縫殿寮門下示御中院由、內從北陣參著、此間火南東燒、中宮同御、大臣以下參著、余（〇藤原道長）前參入宰相中將、左近中將賴親也、主上御飛香舍、與中宮御出給、此間人不候云々、六位一兩候云々、火宣後、渡職曹司給、而件曹司破損甚也、仍太政官朝所御座、中宮登造曹所舍御座、火出所未知、溫明殿與綾綺殿間出云々、

〔榮花物語（十一若花）〕かくてうちわたりめでたくてすごさせ給程に、火いできてやけぬ（〇長和三年二月九日）みかど（〇三條）も宮（〇妍子）も、松本といふ所にわたらせ給ぬ、いづれの御時も、かゝることはあれど、こゝろのどかにしもおぼしめされぬに、かゝることをいと／＼くちをしくおぼさるべし、

〔榮花物語（十二玉村菊）〕さていらせ給て、日ごろおはします程に、御物忌なる日、（〇長和四年十一月九日）皇后宮の御湯殿つかうまつりけるに、いかゞしけん、その火いできてうちやけぬ、かゝる事はさてもよるなどこそあれ、ひるなればいとかたはらいたく、心あはたゞしきことおほかり、東宮（〇後一條）もいらせ給へりしかば、それはやがて一條院にわたらせ給ぬ、よるひるきびしくおほせられていそぎつくりみがきていらせ給て、一月にだにならぬに、かゝることはある物か、これにつけても御門（〇三條）世中を心ぼそくおぼしめさるゝ事かぎりなし、皇后宮もあり／＼て參いらせ給へるに、かゝる事のあるを、いみじうおぼしなげかせ給、うへはおりさせ給はんとて、かくいそがせ給しかども、すべて心うくかゝることのあるをぞ、うちのやくる事はたび／＼なり、一條院の御時など、たびたびなりしかど、このたびのやうにあへなきやうなし、とのゝおまへ（〇藤原道長）などもいみじうおぼしなげかせ給、御門は枇杷殿へわたらせ給ぬ、さても中宮のいらせ給はずなりにしを、返々めでたきことに、世人も申思けり、中宮は京極殿におはします、返々めづらかなる事を、うへはよろづのことのなかに、いみじうおぼしめさるべし、おりさせ給はんことも、內などつくりいでら

れば、その作法にてと覺しめしつるに、返々くちをしく、さりとてそれ又つくりいでんをまたせたまふべきにあらず、すゑの世のためしにもなりぬべきことを覺しめす、ことはりになん、

〔日本紀略〕十二 三條 長和四年十一月十七日癸亥、戌剋、內裏燒亡、火起自主殿寮、內侍所、天皇、后宮、東宮、御桂芳坊、次遷御太政官松本曹司、東宮御朝所、皇后御伊豫守爲任三條第、爲任彼宮亮也、今夜警固、

十九日乙丑、天皇自太政官遷幸枇杷第、〇藤原道長邸 東宮自朝所渡坐左大臣上東門第、御竈神自內膳司奉渡枇杷殿、今夜停五節舞姬、

〔小右記〕長和四年十一月十七日癸亥、亥剋許、夜行隨身之武〇武下恐脫士字 申云、乾方見火者、乍驚出見、當內裏、欲馳參之間、典膳經國走來云、內裏燒亡者、仍乘車馳參、資平同時參入、而乘馬馳參了、自待賢門參入、騎馬馳入自待賢門之者、有兩參、余〇藤原實資 從待賢門步行、尋參御在所之間、侍從中納言同道、見下官步行、下馬相共參入、此間東廊燒亡、西北風差吹、下人云、主上出御中院者、又云、御桂芳坊者、仍先參中院、雜人云、御桂芳坊者、仍參入、左大臣祗候、密語云、汝先日有所云、當此時所思出者、先日遷宮之事、密談事、聊有所申事、深有感歎氣、火勢漸近、仍移御太政官、御所號初松下曹司、東宮出御縫殿寮、卽還給太政官朝所、皇后宮乘式部卿宮車出給大夫家、月來御坐處 夜中又渡給亮爲任宅云々、今夜行幸中務卿親王兵部卿、卿被候、式部卿宮祗候、母后御共遷御太政官之後、右大臣內大臣參入、其外卿相、追々參入、左大臣云、示余云、可御坐處、太政官幷枇杷第等如何、枇杷殿宜歟、中宮已御坐太政官、更又修理有事煩歟、相府云、御枇杷殿之事、先日不快樣有氣色、爲之如何者、余申云、先猶被奏兩處事宜歟、卽被奏聞、可御枇杷殿者、可移御之日事、被問吉平朝臣、申云、明後日及廿八日吉日者、余申云、明後日宜歟、若有延引者、覽御處有造作煩歟、相府諾、

十八日甲子、資平云、御物悉取出、又云火之所發主殿寮、內侍所人々密語云々、人々所傳云々、太荒凉事耳、又云、或云主上出御之間、無御冠、李部宮脫自冠獻之、李部忽取人烏帽用之、奉抱母后走出云々、

十九日乙丑、今日從太政官移幸枇杷殿第、

〔扶桑略記 二十八後朱雀〕長暦三年六月廿七日丙戌、戌時内裏燒亡、天皇移幸朝所、東宮〇後冷泉遷御大膳職、

〔春記〕長久元年九月九日辛酉、丑三剋許、家人告之、北方有火云々、卽馳參內間、行人云、內裏燒亡者、心神失度、營參之處、西對内侍所也燒了間、宮人云、主上渡御御堂早了者、卽自東陣馳參、主上御女院御堂猶御腰輿也、不著御御直衣、但著御御冠、太不便事也、此間御直衣持參、予〇藤原資房令奉著御之、藏人左少將定房、六位藏人兩三人供奉云々、瀧口衆二三人許同祗候了、女房等皆徒步在御共云々、此間關白已下參集云々、〇中略人々云、主上早渡御女院御在所、御腰輿云々、又著御直衣云々、此間天猶不晴云々、此家、故惟憲所領也、其息憲房傳領、今爲女院御領所、東宮并一品宮同御此所也、〇中略主上御寢殿、又本自女院坐其東面、東宮坐西對、一品宮在其北面、方々太多、事々無便宜也、御厨子所進物水部等、卜便所可候由、且仰之、藏人所等忽無其所、同卜便所可候由又仰了、以西廊爲殿上、以西中門南廊爲陣座、左中辨經長奉仰令作也以南廊爲上官座、觸事無便、先只預點定耳、御在所未有一定之間也、

〔扶桑略記 二十八後朱雀〕長久三年十二月八日、丑時內裏燒亡、火起右近衞陣北、天皇儲貳遷御太政官朝所、

〔扶桑略記 二十九後冷泉〕永承三年十一月二日、戊剋內裏燒亡、天皇遷幸官司、內侍所神鏡安置松本曹司、

天喜六年〇康平元年二月廿六日、內裏并中和院、大極殿東西樓、廻廊朝集堂等皆悉燒亡、

〔康平記〕天喜六年八月廿九日爲康平元年二月廿六日亥剋、八省院并新造內裏中院、閒時爲灰燼、所殘八省應天門同左右樓內裏、建禮、朔平、宣秋門、桂芳坊等也、大臣公卿馳參、鷄鳴火滅、被率參禁中云々、

〔扶桑略記 三十白河〕永保二年七月廿九日戊申、午剋內裏燒亡、起內膳大炊屋、延及神嘉殿、天皇駕腰輿、遷幸太政官朝所、戌剋車駕移御六條皇居、

〔古今著聞集 三政道忠臣〕寬治八年〇嘉保元年十月廿四日亥時計に、內裏燒亡有けり、中御門右府〇藤原宗忠右中辨にて侍けるが宿侍せられたりけり、いそぎ御前〇堀河へ參りて、御劒璽の箱は候やらんと、たづねまゐらせければ、みづからもちたるぞと勅答ありけり、其外の寶物どもをも、一々にたづ

ね申まゐらせて、分明の勅答を承けり、事急になりて、腰輿すでに南殿によせられたるほどになりける中に、心早く一々に分明に申ける、いみじかりける事也、

〔源平盛衰記 四〕京中燒失事

四月〇治承元年廿八日、亥剋ニ樋口富小路ヨリ燒亡アリ、〇中略ハテハ大內ニ吹付タリケレバ、朱雀門、應天門、會昌門、陽明、待賢、郁芳門、淸涼、紫宸、大極殿、豐樂院、天透垣、龍ノ少路、殿上ノ小庭、延喜ノ荒海、見參ノ立板、勳ノ橋、諸司八省マデモ皆燒亡ヌ、淺增ト云モ疎也、〇中略

大極殿燒失事

樋口富小路ヨリスヂカヘニ乾ヲ差テ、車ノ輪程也ケル炎、內裏ノ方ヘゾ飛行ケル、コレ直事非、比叡山ヨリ猿共ガ、松ニ火ヲ付持下ッ、京中ヲ燒拂トゾ、人夢ニハ見タリケル、神輿ニ矢立、神人宮司被射殺タリケレバ、山王瞋ヲ成給、角亡シ給ケルニコソ、

〔吾妻鏡 二十四〕建保七年〇承久元年七月廿五日戊午、酉剋伊賀太郎左衞門尉光季使者、自京都到著、申云、去十三日未剋、誅右馬權頭賴茂朝臣、虜子息下野守賴氏訖、〇中略賴氏依背叡慮、遣官軍於彼在所昭陽舍賴茂守護大內間、仕此所、合戰、賴茂、竝伴類、右近將監藤近仲、右兵衞尉源貯、前刑部丞平賴國等、入籠仁壽殿自殺、放火郛、內殿舍以下、仁壽殿觀音像、應神天皇御輿、及大嘗會御卽位藏人方往代御裝束靈物等、悉以爲灰燼、朔平門神祇官、外記廳、陰陽寮、園韓神等免其災云云、

〔康富記〕嘉吉四年〇文安元年九月廿八日甲辰、去年九月廿三日炎上、內裏之御門四足土御門東洞院西號左衞門陣、殘之處、自武家被執奏申、被寄上長講堂、土御門油小路南東寺也、律院也云々、今日先檜皮且毀取云々、於殿舍者悉燒失、西面四足御門、東面御門、以上多門、免災火事、但後日承分此門事、雖申入武家、自武家未申公家、曾以不被知食之由、自內裏被仰下、仍依爲未盡不及壞取云々、比興次第也、

〔安政御造營圖志 一中〕後光明天皇承應二年癸巳六月廿三日、京師火あり、延て內裏、法皇後水尾天皇仙

洞明正天皇女院東福門院の御所々々炎上せり、天皇火を避け、一條關白敎輔公の第に臨幸あり、此第をもて假の皇居に定め玉ふ、嚴有大君○徳川家綱新に宮造り成しすゝめまいらせ玉ふ、

〔翁草三〕京洛火幷禁裏炎上之事

百十四代東山院御宇、寶永五戊子年三月八日午の中剋、京都油小路通三條上ル町西側北ゟ三軒め伊勢屋市兵衞と申者の方ゟ出火、折節坤風强く、須臾の間に艮の方へ燒漫り、禁裏院中其外御所御所江一時に猛火を吹かくれば、所司代松平紀伊守以下、主上上皇を守護し奉りて、下鴨へ臨幸なし奉る處に、はや下鴨河合社へ飛火して、社家町ゟ同時に燃上れば、又俄に鳳輦をうながし、上賀茂へ移らせ給ふ、前代未聞の事共也、

〔安政御造營圖志一下〕一光格天皇天明八年戊申正月晦日、洛東の商家火あり、延て内裏、仙洞、後櫻町帝大女院、青綺門院舍子、女院、恭禮門院富子、女一宮後桃園帝の皇女の御所々々炎上、天皇火を避け、下鴨の社内に臨幸、後に聖護院宮に遷らせられける、此第を以て假皇居に定め玉ふ、文恭大君○徳川家齊新に宮造り成しすゝめまいらせける、

〔炎上之記〕ことし天明八のとし戊申正月つごもりの日、曉つぐるそれならで、千本わたりのかねの聲は、枕をうがちて、打おどろけば、しのゝめしらむ山の端に、かすむ煙はくれなゐにほひて、南の方に火ありといふ、○中略頓て紫宸殿の南階に、雨皮とゝのへたる鳳輦さしよせ、南門まさにひらけて、袞龍のひかり動き出給へば、劒璽はもとよりはなちたまはず、○中略御留守につかうまつる人など、いきもつきあへず、頓てかりの御ましにはせ參りて、内侍所、紫宸殿、清涼の宮殿、門廊など、みな火かゝれりと奏し給へば、淺ましく恐ろしくぞ、なれし雲井のめのまへにかゝる灰燼となれることよと、むねつとふたがりて、むせぶばかりになん、

〔親藩草四集九〕享和元酉年、京都大火之始終、町奉行乘用人より、江戸留守宅用人迄差越候書狀之

顚倒

寫、

當地大變有增申入候、元宮川町どんぐり之辻ヲ下ル所、明キ借屋ゟ出火、〇中略其内、禁裏、仙洞、大女院、女院御所、不ㇾ殘炎上、誠以前代未聞之大火、凡京洛中不ㇾ殘と申程之儀ニ而、目もあてられぬ御事、〇中略禁裏御立退、

假皇居　聖護院村　聖護院宮樣
女院樣　修覺寺村　修覺寺宮樣
仙洞樣　粟田口　青蓮院宮樣
大女院樣　白川村　照高院宮樣

右之所々江、御立退ニ御座候、〇中略

二月十日

〔安政御造營圖志一下〕嘉永七年甲寅四月六日、午刻後院の北御殿内より火いで、、敏宮〈今上（孝明）の御姉〉假に住せ玉ふ〈その局よりとぞ〉後院の殿舍炎上、延て内侍所紫宸殿等にうつりて、内裏准后御殿〈正二位藤原夙子〉まで、殿舍悉く炎上、公家の第宅、及び民屋も燒亡せり、天皇准后火を避け、下鴨の社内に臨幸、その後に聖護院宮へ遷らせらる、其月十五日午剋桂宮の別館へ還幸あり、此第を以て假の皇居に定めらる、

〔日本紀略九一條〕永祚元年八月十三日辛酉、酉戌剋大風、宮城門舍多以顚倒、承明門東西廊、建禮門、弓場殿、左近陣前軒廊、日華門御輿宿、朝集堂、應天門東西廊卌間、會昌門、同東西廊卌七間、儀鸞門、同東西廊卌間、豐樂殿東西廊十四間、美福、朱雀、皇嘉、偉鑒、達智門、眞言院、幷諸司雜舍、左右京人家、顚倒破壞、不ㇾ可ㇾ勝計、　十四日壬戌、右大臣、内大臣已下諸卿參ㇾ仗座、定ㇾ昨日顚倒門廊等修造諸國、至ㇾ子料物用ㇾ正稅稻、若不ㇾ有ㇾ正稅ㇾ用ㇾ不動穀、且申ㇾ聞用ㇾ之、且宛ㇾ行不動正稅ㇾ共以用盡、隨ㇾ其申請ㇾ特以裁下者、

造營

〔日本紀略十三後一條〕寬仁四年七月廿二日辛未、夜大風、吹壞內裏所々、左近陣前軒廊、朱器殿、左衞門陣北舍一宇、春華門陣舍東一宇、修明門陣舍東一宇、右衞門陣舍、宜秋門一宇、八省院東廊廿餘間、延禧堂、左近衞府西門一宇、待賢門、藻壁門、殷富門、修理職西門、織部司、大炊舍一宇、幷倉一宇、大膳職倉一宇、兵庫倉一宇、其外不可勝計、

〔日本紀略十四後一條〕長元七年八月九日丙寅、戌時大風吹、內裏殿舍、大垣幷美福門、皇臺〇臺恐嘉誤門、應天門、八省院、豐樂院、內堂廊、穀倉等顚倒了、

〔左經記〕長元七年八月九日丙寅、入夜東風大吹、所々舍屋、幷中門等多以損破、〇中略成人之後、未見如此之風、及曉成南風、其勢漸休、　十日丁卯、及午剋侍從中納言相共參內、〇中略徘徊南殿邊、禁中損壞不可勝計、此中陣前軒廊、御子宿、春興殿、月華門、進物所等顚倒畢云々、今曉關白殿令參入給、頃之內大臣殿、中宮權大夫等被參入、殿下相共巡撿八省豐樂院等、八省堂二宇、巽角廊五十餘間、應天門、幷東西廊顚倒、豐樂院淸暑堂、幷豐樂殿東廊、儀鸞門東西廊顚倒、又美福門、皇嘉門、達智門、郁芳門、除左衞門之外五衞府廳、幷雜舍、大膳、掃部等舍屋皆以顚倒云々、　十二日己巳、午後參殿、相次前帥四條中納言被參入、被仰云、可令注內外諸司所々損色之由、昨日令仰下了、注進後、可分宛八省豐樂院諸門等於諸國也、又諸司等隨損大小、仰長官隨申請量給爵、若其司官人等、欲令修造如何者、彼此申可佳之由、頃之令參內給、相次人々被退出、

〔日本紀略四村上〕天德四年九月廿八日乙丑、支配修理職木工寮諸國等、可造內裏殿舍門廊、〇此月二十三日燒亡　十月七日癸酉、大納言在衡以下、始著造內裏行事所、　十一月廿八日甲子、內裏木作始也、先於建禮門大祓、巳剋被告申內裏造作事於柏原後山階也、

〔扶桑略記二十六村上〕天德四年九月廿八日乙丑、定造宮、參議雅信朝臣書之、紫宸殿、仁壽殿、承明門、修理職常寧殿、淸涼殿、木工寮承香殿、淑景舍北一宇、美濃國貞觀殿、周防春興殿、山城宜陽殿、襲芳舍、播磨綾綺殿、淑景舍

南一字(近江)、麗景殿(大和)、宣耀殿(安藝)、溫明殿(伊賀)、安福殿(攝津)、校書殿(丹波)、弘徽殿(河内)、登華殿(備前)、後涼殿(紀伊)、昭陽舍南一字(美作)、同舍北一字(淡路)、飛香舍(阿波)、凝華舍(和泉)、建春門(若狹)、宣陽門(尾張)、陰明門(長門)、玄輝門(土左)、四面廊(東面伊勢、越前、南面伊豫、西面備中、備後、北面讃岐)、進物所、作物所、御輿宿屋、及殿々間軒廊、直廬屋等、可分近國帶𧘔、以來年爲造畢期耳、

〔日本紀略 村上四〕應和元年二月十六日庚辰、內裏殿舍始竪柱、十一月廿日庚辰、今日亥二點、天皇自冷泉院遷御新造內裏、有公卿已下上官諸陣饗屯食等、先(○先恐充誤)置、巳二點內膳司御竈神三所、自彼院奉渡之、中納言兼明卿供奉、廿一日辛巳、侍從厨家設公卿上官等饗、

〔日本紀略 圓融六〕貞元元年十一月廿八日庚寅、辰剋內裏殿舍等竪柱上棟、(○此年五月十一日燒亡)內記進宣命、於神祇官祈申之、神祇少副大中臣理明祈申之、二年五月廿三日癸未、詔免今年諸國半租、依造宮營也、(○營恐勞誤) 七月六日乙丑、奉遣諸社幣帛使、依可遷御新造內裏也、廿九日戊子、天皇自堀川院遷御內裏、親王太政大臣(○藤原兼通)以下參內、著宜陽殿、有饗膳、親王太政大臣不著此座、候殿上、又有被物、今夜中宮宮司等加階、申剋天皇入自陽明門建春門、酉時東宮自閑院入御昭陽舍、(自東門入)子剋中宮行啓、有水火童女黃牛等、

〔日本紀略 圓融七〕天元四年七月七日壬寅、天皇遷御四條後院、太政大臣(○藤原賴忠)四條坊門大宮第也、以之爲後院、(○天元三年十一月二十二日燒亡)八日癸卯、始立內裏柱、十月廿七日辛卯、天皇遷御新造內裏、東宮御座昭陽舍、

永觀元年(○天元六年、去年十一月十七日燒亡)八月七日庚寅、內裏殿舍竪柱上棟、

〔日本紀略 花山八〕永觀二年八月廿七日、先皇(○圓融)讓位於今帝、(○中略)今帝自閑院第移堀河院受禪、即日入新造內裏、行幸儀也、

〔日本紀略 一條十〕長保元年八月十四日甲子、造內裏事始、(○此年六月十四日燒亡)十七日丁卯、政始、依內裏燒亡、

也、十一月三日壬午、大祓依内裏作事也、於八省院東廊行之、十九日戊戌、新内裏木作始也、二年三月廿六日癸卯、内裏殿舍竪柱上棟、九月一日乙亥、内裏造作所等給饗、十月二日乙巳、自昨日覆勘内裏殿舍、十一日甲寅、戌四剋天皇自一條院遷御新造内裏、先巳剋殿舍門懸額、申剋御竈神渡御内膳司、是日也、亥四剋中宮(○彰子)入御、所々有饗、十二日乙卯、大臣以下著宜陽殿、饗膳如昨日、

〔百練抄 四一條〕長保三年十一月廿九日、諸卿定申造宮殿舍可減其數歟、又可減寸法歟事、殿舍高大頗可減事也、(○此月十八日内裏燒亡)但暗難議定、古殿在嘉祥寺醍醐寺等、依彼殿等可被造歟、又可減殿舍數事、可令諸道勘申之由定申之、四年三月十九日、諸卿定申諸道勘申、造營減殿數哉否、并寸法事、不可減殿數、不可造高大之由定仰了、

〔日本紀略 十一條〕長保四年三月十九日乙卯、定造内裏雜事、(六月七日入杣、七月十九日木作始、棟上明春可被定也、)七月十九日壬子、内裏上棟也、

〔小右記〕寛弘二年十二月廿一日乙未、左大臣、右大臣、大納言道綱、中納言齊信、公任、時光、俊賢、隆家、(早出、)忠輔、參議懐平、行成、經房參入、今日御物忌、左府依召參上御前、少選復座、(於御前定造宮行事人、執副笏復陣、中納言俊賢參議行成、左中辨道方、右少辨廣業、史爲親、季隆、第三史也、)左府傳勅語云、造營重疊、諸國已弊、隨又官物無其實、又國司勸賞若可有乎否、造畢期等宜定申者、(○此年十一月十五日内裏燒亡)諸卿申云、至不立用料物之國司可給賞、立用作料之國司者、可無勸賞、若有如此、可無害損歟、先問造宮日於陰陽寮、申云、明年三月十日九月三日、諸卿云、九月三日廢務、可無便、但三月十日壬子先度造宮日也、若可忌歟、諸卿云、誠雖可忌避、當撰吉日被初行、猶有其徴、但件壬子日吉日也、更有何事乎、仍令勘申件日、又造殿舍内廊之國々定宛之間、不給播万守陣政申文、(以私物造常寧殿、被重任者、)宜諸卿定申云、左大臣申云、加今堂宇殿被許宜歟、近江國造美福門、丹波國造豐樂院、紀伊國造日前國懸、仍不可造殿可付小所、就中紀伊國者慮不可勸他作事也、仍配宛國々

多以不足、至坂東已亡弊國、不可敢宛者、左大臣、中納言時光、俊賢、忠輔、參議懷平、經房、公任、參議行成云、始仕作事之國、申請如此之事、未始其事之前申請之間、不可然歟、定宛造宮國々又造殿等日時勘文、并陳政申請定文等奏文、又造畢期、(明年三月十日、明年十一月以前、明後年遷宮之方、依當御忌、自餘方忌陰陽寮所申也、大略遷宮期、明年十二月廿六日、子細追可勘申、)申請若要須殿々配宛諸國、有不足者陳政朝臣申請依請者、左府被奏、無可然之國由、仍裁許、但被加藏人宿所屋、(常寧殿付國、宜耀殿藏人屋陳政以私物可造、常寧殿不可宛用官物云々、)奏定大公少公依深更不奏下給、及除夜諸卿退出、播磨重任宣旨下畢、

〔日本紀略一條十一〕寛弘三年二月十五日戊子、内裏木作始、有大祓、　十七日庚寅、被始造營、　三月十日壬子、内裏殿舍豎柱上棟、　十三日乙卯、奉幣六社、依造宮也、　十七日己未、初造内裏、　六月廿日庚寅、遣使於山陵、告造宮事、　十二月二日庚午、奉幣諸社、依造宮了也、被祈申還宮之由、　十五日癸未、請僧百口於紫宸殿、御讀經、依可有造宮也、　十七日乙酉、發遣山陵使、告申造宮畢由、

〔榮花物語十一 莟花〕三日ありてやがて内裏つくるべきことおぼしをきてさせ給、(○長和三年二月九日燒亡)そのおりの修理のかみには、皇后宮(○城子)の御せうとのみちたうのきみ、南殿つくるべくおほせらる、もくのかみには、この宮の御めのとのおとこ、中務大輔ちかよりとありし君を、このつかさめしになさせ給へりしかば、せいらう殿をば、それつくる、こと殿をばたゞ受領をの〳〵みなつかうまつるべき宣旨くだりて、官使部原國々あかれぬ、この四月みあれの日より、てをのはじめて、來年の四月いせんにつくりいださゞらんをば、つかさをとり、くにをめしかへしなどせさせ給ひ、その程につくりをへたらんあらば、にんをのべ、くらゐをまさせ給ふべきよしの宣旨くだりぬ、かくきびしくおほせられしかば、まづちかき國々、南殿清凉でんなどは、みな四月むねあげんとす、おほやけごとはことなるものなりけり〳〵と、あざみおもふべし、

〔榮花物語十二 玉村菊〕かくてうちつくりいでゝ、十月(○長和四年)にわたらせ給、その程のありさまれいの、

ごとし、中宮〇妍子ちごみや〇禎子いらせ給へとあれど、とみに入せ給はぬ程に、皇后宮〇威子ぞいらせ給、女二宮〇馨子のこひしうおはしませば、きこえさせ給なるべし、

〔日本紀略十三後一條〕寛仁二年四月十六日己卯、奉幣八社、依遷宮御祈也、〇長和四年十一月十七日燒亡　廿八日辛卯、天皇與太后〇彰子同輿、遷幸新造內裏、東宮遷坐凝華舍、

〔續世繼一雲井〕う月〇寛仁二年の廿八日に、おはうちやう〳〵つくり出してわたらせ給、しろがねのうてな、玉のみはし、みがきたてられたるありさま、いときよらにて、あきらけき御世のくもりなきも、いとゞあらはれはべるなるべし、みかうしも、みすもあたらしくかけわたされたるに、雲のうへ人の夏ごろも、こだちのよそひなど、いとゞすゞしげになん侍ける、

〔左經記〕長元七年八月十九日丙子、午剋參內、右府、侍從中納言被參入、相次宮內卿、右衞門督、左兵衞督參入、頭辨仰、右府云、風損〇此月九日殿舍門廊堂等、可分宛諸國、但諸司可作事如何、令諸卿定申、彼此被申云、隨損破大少計給爵、若本司本府允屬等可令修造歟、仰依定申、又被仰云、備中國司修造廳天門、幷東西廊樓等、可重任之由、蒙宣旨修造之了、但東樓幷廊少々未葺了、仍不被勸之間、爲大風門幷西廊顚倒之由、行事所有令申、重本國可造立歟、將可被宛他國歟、彼此被申云、造畢之由、行事等所申敢不可被疑、未葺畢樓廊等、令本國可令終其功、顚倒門廊者任秩已欲終、何重被宛哉、早可被仰他國也、仰依定申也、又被仰云、右近府廳幷弓場屋各一字造立、依有申爵者、先日被下宣旨隨新造立、欲葺檜皮之間、爲風共顚倒、今令申云、重造立已無其力、作葺弓場一字、欲預榮爵者、如何、共被申云、依請被免有何事乎者、仰依請、次國宛、先被下損色文二通、諸司一通、八省豐樂院一通、俊〇源經賴執筆、可修造風損所々事、

安福殿

進物所　　木工寮

月華門　　同寮　已上廿日改定

左近陣前軒廊

御輿宿　已上修理職

八省院

承光堂九間、北五間尾張國、次四間丹後國、同廿五日改定丹波、

康樂堂　伊與國　同日改讃岐、

宣政門以南廊　廿二間

會昌門以東廊　廿二間　已上造八省行事所

應天門　播磨國、丹波國、同日改定伊與、

同門西二蓋廊十七間　東十間、伊與國、東八間但馬國、次三間能登國、同日改、東五間美作、次四間備前國、次七間越後國、次三間越中國、次三間加賀國、次四間備後國、次四間周防國、

豐樂院

明儀堂十九間、北五間備後國、同日改安藝、次五間備前國、次七間美乃國、次五間伯耆國、次四間紀伊國、次七間美作國、但馬、

豐樂殿西軒廊六間　能登國　同日改信乃、

霽景樓南廊十一間　上野國　同日改越後、

觀德堂以南廊六間　越中國

儀鸞門以東廊十一間　西七間安木國、次四間伊世國、

儀鸞門東廊三間　已上越後　同日改越中、

儀鸞門東廊八間　同日改上野、同門西廊二間、已上安木、

同門以西廊六間　東三間駿河國、次三間遠江國、

同門西廊六間　豐樂殿西廊六間、已上信乃、

儀鸞門丹波國　播磨國

豐樂門美作國　備前國、同日改二因幡一、後司、

不老門美乃國　伯耆國

郁芳門周防國　同日改二尾張一

美福門讃岐國　同日改二之備中一

皇嘉門近江國

安嘉門阿波國

達智門因幡國　同日改二土佐一

宮城南門土佐國　同日改二丹後一

中院

七間三面檜皮葺屋一字攝津國

神嘉殿東西廊廿間西十間和泉國、同日改二備中一、東十間加賀國、同日改二伊與一、

四間一面檜皮葺西屋一字和泉國　備中

三間渡殿一字攝津國　同日改二伊與一

神祇官

北廳屋信乃國　紀伊國

南屋一字　常陸國

西屋一字　武藏國

倉一字　若狹國

宮內省

廳屋七間（東四間和泉國、同日改三河、次三間伊賀國、同日改甲斐、）

治部省

廳屋七間（東四間參河、次三間能登、同日改加賀、）

長元七年八月十九日

右府於仗座付頭辨、（即被示辨云々、大略所量宛也、重能御覽、若有被改定事、以後日可改書之由申關白、又明年得替國雖宛、今年中不可仰事、然者暫不賜官符、又當御忌方之國々、今年不可仰、行事所儀定御忌當否、可僅行也、如此之趣同可申者、）被退出了、僕有召參殿御宿所、（頭辨同錄藏候、）被仰云、修理職宛所進物所、月華門、被宛木工歟、又美作美濃信乃宛所頗輕、播磨應天門其材木定有歟、仍所作輕文伊與如此、越後材木難有、國司劣所役重歟、攝津所宛又過差、相量可平均歟者、余申云、右大臣被申云、大略所宛也、又殿下御覽可被定仰也者、就中先年被宛八省豐樂院仰事時、大略於仗座宛之、又於御宿所改定、於大臣里第後日書定文覆卷、已有先例、可然之儀可被量仰也者、

〔扶桑略記　二十八後朱雀〕長久二年十二月十九日甲午、主上車駕移幸新造內裏、

〔扶桑略記　二十九後冷泉〕寬德三年（〇永承元年）十月八日甲寅、幸入新造內裏、內大臣敎通朝臣細馬六疋曳獻、子息家司等各有其賞、

〔扶桑略記　二十九後三條〕延久三年三月五日庚寅、內裏竪柱上棟、　八月廿八日庚辰、酉剋入幸新造內裏、左右大將（〇藤原師實、源師房、）各有故障不參仕、

〔續世繼　三大內わたり〕十月（〇保元二年）に、おほうちつくり出してわたらせ給、殿舍ども、門々などのがくは、關白殿（〇藤原忠通）か、せ給、宮つくりたる、くにのつかさなど、七十二人とか、位給はりなどして、なかごろ、かばかりのまつりごとなきを、千世にひとたびすめる水なるべしとぞおもひあへる、うへ（〇後白河）は、清涼殿、ふぢつぼかけて、おはします、女房弘徽殿登華殿などにつぼねたび、皇后宮は、こうきでんにおはします、女房それも、とうくわでんのつゞきに、つぼねして候、中宮は承香殿にお

はします、その女房、麗景殿につぼねあり、うちのおとゞの奉り給へる女御は、むめつぼにおはす、その女房、襲芳舍に、つぼね給はりき、神なりのつぼなるべし、春宮は、きりつぼにおはします、女房はその北舍に、つぼねゑつゝ候、とうぐうのみやす所は、なしつぼなれば、女房そのきたにつぼね給り、關白殿は、宣耀殿を、御とのゐどころとせさせ給へり、ちかき世には、さとだいりにてのみ有しかば、かやうの御すまひもなきに、いとなまめかしう、めづらかなるべし、

〔愚管抄 五〕後白河院は、佛法御行ひ、ことに叡慮に入たる方おはしまして、御位のほど、大内の仁壽殿に而、懺法行ひなどせさせたまひけり、ひとへに信西入道世をとりてありければ、年頃おもひとりたることにやありけん、大内はなきがごとくにて、白河鳥羽二代ありけるを、有職の人どもは、公事は大内こそ本なれ、この二代はすてられて、さたなしと歎きければ、鳥羽院の御時、法性寺殿に、世の事一向にとりさたせられよと仰られける、手はじめに、その大内造營のことを先申さたせんと、企られけるをきこしめして、世の末にはかなうまじ、この人は昔心の人にこそとて、叡慮にかなはざりければ、引いられにけり、それを信西がはた〳〵と折を得て、めでたく沙汰して諸國七道少しのわづらひもなく、さは〳〵とたゞ二年が程に、つくり出してけり、その間、手づから終夜算をおきける、後夜方には算の音なりけるこゑすみてとうとかりけりなど、人さたしけり、さてひしと功程をかんがへて、諸國にすくな〳〵とあてゝ、誠にめでたくなりにける、其後内宴行ひて、妓女の舞などして、こはいかにとおぼゆる程に、沙汰しけり、さて大内つねの御所にてありければ、御懺法などさへ、あしかるべきことにも候はずとて、行はせまゐらせなんとしてありける、

〔平治物語 一〕信頼信西不快之事

少納言入道信西ト云者アリ、〇中略大内ハ久シク被修造ザリシカバ、殿舍傾危シ、樓閣荒廢シテ、牛

馬ノマキ、雉兎ノ伏所ト成タリシヲ、一兩年ノ内ニ造畢シテ、遷幸成奉ル、外郭重疊タル大極殿、豐樂院、諸司、八省、大學寮、朝所ニ至ル迄、花ノ榱、雲ノカタ、大廈ノ構、成風ノ功、年ヲ不經シテ不日ニナリシカ共、民ノ煩モナク、國ノツキヘモナカリケリ、

〔番記〕保元三年十二月廿日丙午、今日天皇即位於大極殿、○中略今度大極殿、小安殿、八省院諸門廻廊等、朱雀門、皆以修造、會昌門外左右瓦垣任舊跡被修築、大極殿鴟瓦新以金銅鑄舍、又大極殿八省院諸門、朱雀門額等、前關白被書獻、兼行朝臣所書之舊額、皆撤却了、

〔玉海〕建久二年二月十三日壬辰、棟範來申、大内修造之間事、淸涼殿飛香舍等所課國之申狀不分明、申奏事之由、可共責之由仰之、件所課、全非臨時事、永宣旨之國宛也、全不及豪催促、雖少破可加修理也、慥可仰開此子細之由仰之、

〔太平記十二〕大内裏造營事附聖廟御事

翌年○建武元年正月十二日、諸卿議奏シテ曰、帝王ノ業、萬機事繁シテ百司設位、今ノ鳳闕、僅方四町ノ内ナレバ、分内狹シテ禮儀無所、四方ヘ一町宛被廣、建殿造宮、是猶古ノ皇居ニ及バネバトテ、大内裏可被造トテ、安藝周防ヲ料國ニ被寄、日本國ノ地頭御家人ノ所領ノ得分二十分一ヲ被懸召、○下略

〔足利家官位記〕勝定院殿　義持

應永九年十一月十九日敍從一位○造内裏賞○

〔師鄉記〕康正二年正月廿三日癸巳、室町殿○足利義政渡御管領○細川勝元宿所、造内裏事、今日於管領被仰出之云々、　二月十二日壬子、自室町殿以都督日野亞相兩人、造内裏事被仰管領云々、　十六日丙辰、今日都督日野亞相管領等可被新造内裏被撿知之云々、乍作淸涼殿、此間被使雨露、然而可被作之哉、更可被新造哉、此間被經御沙汰云々、

〔老人雜話坤〕信長の時は、禁中微々成しこと、邊土の民屋にことならず、築地抔はなく、竹の垣に茨などゆひつけたるさま也、老人〇江村專齋兒童の時は遊びに往て、緣にて土などねやし、破ぶれたる簾を折節あけて見れば人もなき體也、信長知行などつけられ、造作など寄進ありし故に、少し禁中の居なし能なりたり、是によつて信長を御崇敬ありて、高官にも進めらる、

〔白石紳書十〕垣齋曰、後奈良の院宸筆の物、世に多きはことはりなり、此時公家以の外の微にして、紫宸殿の御築地やぶれて、三條の橋のほとりより、內侍所の御あかしの光見えしと也、左近の橘のもとには、茶を煎てうるもの居てあきなふ、其例によつて、其茶うりし人の子孫、年に一たび天子に茶をたてまつるといふ、此時銀など樣の物に札付て、たとへば百人一首、伊勢物語などいふ札つけて、御簾に結つけてをくに、日を經てのちまいれば、宸筆を染てさし出されたりといふ、

〔武德編年集成十二〕元龜二年九月、信長去ル永祿十二己巳年ヨリ、朝山日乘上人島田民部ニ命、禁裏仙洞修造ノ事始有テ、今年悉ク成就セシム、主上上皇叡感斜ナラズ、且當時戰國ナレバ、御領所ヲ獻ズルニ於テハ、一揆ノ所得ニ成ルベキカト、信長思慮ヲ凝シテ、洛ノ大商等ニ金銀ヲ貸置、每月其利分ヲ官庫ニ收ムベシト、堅ク命令アリ、

〔義演准后日記〕慶長十年七月七日、內裏御屋敷北方ヘヒロガリ、幷院御所ヲ被建、御卽位ノ御支度云々、

〔言經卿記〕慶長十年七月廿八日辛丑、殿中ヘ各被參了、〇中略次兩傳奏廣橋亞相、勸修寺黃門等被參、禁中御地破ニ付也、　八月六日戊申、醫師意庵來了、相國寺ヘ大樹〇德川家康渡御、御使ニ來了、左右京圖、拾芥抄中卷、可有御覽之由ニ付渡之、相國寺兌長老ヘ、將軍渡御了、可來之由板倉ヨリ申來了、則罷向了、御對顏了、種々振舞也、禁中御地破之事也、　十一年七月二日己巳、禁中御普請之繩引有之、

板倉伊賀守被㆑參、十三日庚辰、禁中御作事テヲノ始了、

〔慶長日記〕慶長十一年九月、禁裏仙洞境內狹シテ朝儀調ガタシト聞玉ヒ、宰相秀康ヲ總奉行トシ、諸大名ニ仰テ公家ノ家宅ヲ移シ、禁裏仙洞ノ境內、東北各一町餘ヲ弘メ、其四面ニ石ヲ疊、手傳大名ノ姓名ヲ石ニ刻テ後世ニ殘ス、春ヨリ今日ニ至テ成、

〔創業記考異〕慶長十六年六月朔日、諸國ヨリ內裏普請ヲサセラル、築地八尺、間一間ニ付テ、銀二貫五百目ノ作料ヲ以テ務㆑之、取分關東衆依㆑爲㆓遠國㆒、銀ヲ指上、此銀板倉伊賀守、大工大和守相請取、京ノ町人質ニテ築㆑之、

一說、內裏ノ築地ヲ築セラルヽニ付、七月廿七日、板倉內膳正ヲ京都ヘ被㆑遣、

〔駿府政事錄〕慶長十六年八月朔日戊辰、自㆓京都㆒飛脚到來、申云、去月廿七日、依㆑爲㆓吉日㆒、寅刻三種神器、神璽寶劍內侍所之三物也、奉㆑渡㆓假殿之內㆒、內侍所同刻、主上令㆑移㆓御座於假殿㆒、古御殿壞始、洛中地下人爲課役、板倉伊賀守勝重奉㆑行之、禁中御築地、仰㆓諸國武士㆒令㆑築之、幷其地形高六尺、周二町、四方石壁、爲㆓武士諸大夫者㆒築㆑之云々、

〔承應遺事〕承應癸巳六月、禁闕祝融の災あり、日あらず造營新に成けり、御調度の奢靡華侈なるは損抑し給へり、

〔視聽草六集十〕禁裏炎上紀年附新造營初記

一承應二癸巳年六月廿三日、禁裏炎上、

一同三甲午年三月十一日、內裏御造宮初、

右之外、火元、幷新內裏御移徙月日、相知不㆑申候、

一寬文元辛丑年五月十三日之御日記ニ、當春禁裏回祿以後、段々御殿出來、先頃御移徙ニ付、高家戶田土佐守を以、禁裏其外へ被㆑進物、今日御暇と計御座候、日限御日記にも記し無㆓御座㆒候、五月

上旬之義と相聞申候、

一延寶元癸丑五月八日夜丑下刻、鷹司關白家より出火、禁裏御所中炎上、女御御所、御里御所、新院御所、法皇御所、

一女院御所、新院御所迄燒、本院御所殘ル、其外公家衆屋敷多ク燒ル、皇居ハ近衛殿也、上皇新院は、先ヅ白川照高院江御幸、上皇ハ有栖川殿へ遷幸也、御普請出來後、御移徙之儀、御日記ニ相見不申候、此年十一月二日ニ法皇御所御移徙ニ付、御使として畠山下總守可遣旨計相見候、

一同三卯年十一月廿五日午刻、油小路一條通リ一丁上ル西江入横町大ウス町、生駒主殿留守居田中次郎兵衛住居ゟ出火、此年十一月廿九日之御日記ニ、左之通見出申候、

一禁中御普請總奉行松平伊豫守、去ル廿七日御移徙故相詰居、手勢を以禁中防、別條無之、廿七日未之刻、主上御新宅江御移徙之由注進ト云ハ、此御普請延寶元年燒失之後ニ御普請と被奉存候、

一同年十二月廿六日、仙洞女院兩御所炎上之儀者、私方書留ニ一向相見不申、尤御日記ニも相見不申候、

〔槐記〕享保九年九月七日、御前○近衛家熙ノ御當職ノ節ハ、就中御事多カリシヤウ覺侍ルト申上シカバ、イカニモ、先太子卽位ノコトヲ初トシテ、禁裏炎上、同造營ノコト、天子諒闇、又ハ兩度ノ改元、關東兩度ノ大變、將軍宣下、天王元服、禁中仙洞ノ御遷幸御ワタマシ、其外、當職ワヅカニ五年ノ間ホド事多カリシハナシ、仕合トヤ云ハン、不仕合トヤ謂ント仰ラル、

〔鹽尻〕二十四一寶永六年丑仲冬十六日、主上新内裏○寶永五年三月燒亡へ遷幸ならせ給ふ、御鳳輦の上へ、はるかに鶴の舞かけりけるを、諸臣千年のためしとて賀し拜し奉られけるに、中院從一位前内大臣源通茂、

和歌の浦年へて住る蘆田鶴の雲井に登る今日の嬉しさ

〔靈元十六〕一源光友卿御歌、〇中略禁裏新造御遷幸の時、よみて奉らせ給ふ、按〇寶〇永〇の〇度か

立つゞく御代のためしの宮柱てる日の光限りしらずも

〔視聽草六集十〕天明新造營最初記

洛外假皇居不穩便候間、儀式可被行之殿舍被下、於造營出來候者、早々可被爲在還幸御沙汰ニ候、但紫宸殿、清凉殿、是迄之通ニ而事具候儀ニハ候得共、紫宸殿壇上も無之、母屋廂間數も不足ニ付、御大禮之節は勿論、常々行候節會等之公事之節も、聊宛御差支在之、盛儀不御全備候ニ付、年來如舊制造營被爲在度被思召候得共、御時節も無之候ニ付被默止、御省行來候、此度者所詮新造之事ニ候間、如舊制造立被爲在度被思召候、悉皆此通り之思召ニ而は、曾而不被爲在候得共、於紫宸殿は、丈尺高低等、如舊制造立被爲在度御沙汰ニ候、依舊制幷今度新造之圖面爲見被下候、此趣に而御造立有之候得ば、聊宛之御差支も無之、盛儀被相整候而、誠以深可爲叡感候、尤材木品等之儀は、御好も不被爲在候趣、於清凉殿も、儀式等被行候御殿ニ候間、是又不被捨舊制度思召候、且又圖面爲見被下候、其條御沙汰ニ候、尤紫宸殿清凉殿之儀、御治定之上、其條之御差圖可被爲在御沙汰ニ候、右之趣、先其方迄、委細御内意談候樣との御沙汰ニ候、御差圖も無之候ハヾ、尙又表立關東へ御内意可被進仰候事、

禁裏御構、南門四脚門之間狹少ニ而、御儀式御作法之節、御差支共有之候得ば、强而被省用候、既ニ去年十一月、大嘗會之節抔も、彼是御差支在之候、御沙汰難相調候ニ而、南門前之大路ヲ、假ニ被相用、暫クハ諸人往來被相止候而、御規式有之候、此度御造營被爲在候節、右南門四脚門前大路幅を、御構内入候樣被遊度御沙汰ニ候、右大路之替り場は、凝華洞之地之方を被割用度旨ニ而候、依別紙之圖面差添、先其許迄及内談候、

凝華洞之儀は、去明和二年、准后御薙髮被遊、別段御新造被遊度旨ニ付、御支配之儀、其節之所司代阿部飛驒守在勤中、自先役御懸合申入候節、凝華洞之儀、勅命候御場所故、御所御地面幷被下地等ハ難相成候旨申入候處、此度は更ニ御沙汰有之、右地面被用大路候所は、御舊殿跡ニ而、至極末次之所に相當之間、被相用候而も無御指支之旨ニ候、且外ニ御摸樣替之儀、難相成候ニ付、右之所被相用度旨御沙汰候事、女院增地面之事、繪圖面之通ニ候得ば、花園竹屋ニハ替地所不被下候而ハ難相成候、一所は後桃園院薙髮女房誠心院、新在家拜領地面、死去後返上候、右地面之外、相應之所無之候間、新在家門外之方明地も廣く候間、右之所へ、是迄之通坪數被下度御沙汰ニ候、是又及御內談、右場所繪圖面入御披見候事、

女院御所之儀、女一宮御同宮ニ相成候已來、女一宮御召物御道具ヲ入候御文庫無之候ニ付、女院御文庫被相急候而、被調置候得共、御成長被遊候付而は、次第御事多相成候處、女院も御文庫數不爲在候故、無據多分は御物置ニ被召置候而、燒失之事ニ候、依之此度女院御造作之節ハ、聊御文庫數被相增度候得共、是迄之通ニ而は、御地面御火除之場無之候付、女院御構北之方ニ、東西貳間通被增入度、南之方ニ而花園竹屋屋鋪地面之內增入候得共、凡六百五拾坪增地ニ罷成候、左候得ば、御文庫數も出來、且火除ニも宜候間、右之通御增地面有之候樣被遊度、女院被思召候、禁中も御同樣に思召候、但右之通相成候得ば、下立賣總門、是迄之有形より、拾九間程西之方へ寄候樣在之度候、依而別紙繪圖入御覽候、此段先其許迄御內談候樣にとの御沙汰候、御差支も無之候ハヾ、猶又表立關東へも御內談可被仰進候事、

申〇天明八年四月

右書付、廣橋家ゟ松平和泉守へ被遣候を、和泉守ゟ松平越中殿へ被差遣候うつし也、

廻廊之事、上古は四面築地有之、其內四面廻廊在之候、其廻廊之南西之門を承明門と稱候而、其內

左右ニ、春興殿、安福殿有之候、其左右、東者宜陽殿、西體殿抔在之候而、御締宜候、依之紫宸殿御帳八字ニ被塞候而も、庸人窺見候儀無之候、近來は東西御締り無之候間、御帳如法不被塞候ニ付、諸臣之作法御覽難相成、春興殿、安福殿、御再興ハ御大造候事故、其儀ニ不被及、西殿之處、廻廊を可被建置候、石灰壇之事、天子毎朝御拜、於此所被爲在之候、御敬神之儀故、以土築之、准地上、於此所御拜被爲在候事、塵壺之事、上古ハ寒夜抔火爐ニ被用、其後無其儀候而、此壺へ塵ヲ拂納候、仍後世稱塵壺候、右掃除者、稱日下﨟、六位藏人所役候、承明門、南門二重之事、右南門者、建禮門ニ候、此門ゟ内を中隔と稱共、（於武邊本丸ト稱意味ニ候歟）被稱建禮門之時者、造り方御大造故、有來り之造り方ニ而被稱南門ト、承明門者、例年節會外辨之幄、彼南門承明門之間ニ被設候、内辨之人召舍人候時、承明門外幄ニ著候少納言舍人ニ替り參を、召刀禰ヲ之仰を承り出門召人ニ付、（大節ハ、白馬、豐明召刀禰候、小節ハ、元日、踏歌召大夫達候、）此外臨時御大禮被用此門候儀、不可勝計候、是迄ハ南門西之方ノ穴門ゟ出入候得者、禮式難相調、餘り無實ニ候間、今度被改候、承明門者六位以下不通行、長樂永安二門出入候儀古例ニ候、是迄ハ件兩脇門無之候間、南門を出入候、依之六位以上重義も不相分候事、

簀子下通行事、是迄は稱西禮陣座、宜陽殿も西ニアリ、總而參進之路も、自西進出候、舊義東禮ニ候、殊ニ唐禮も東禮に候間被改候、於左近陣行事、上卿下文書奏聞、殿上無銘門之前ニ參進候時、東ゟ西へ渡候節、渡馳道候義、無御免候而者不渡儀ニ候間、渡階下稱件之簀子ト、下を經歷之、此外少納言并外記史抔所役、經歷階下之儀多端ニ候、漢竹吳竹之事、是則竹臺候、（是漢竹ニ候、）吳竹は葉細ク、是迄も當御所之南座吳竹臺一有之候、和歌所緣之臺の竹ニ候、唯今有之、故實ニ而加茂祭舞人袴竹ヲ摺シ、陪從ハ清涼殿東庭ニ被植候椶櫚ヲ摺し、且被賞竹候儀は稱此君候故か、加之村雀の聲ヲ爲聞召移植とも申傳候、空柱之事、右世俗ニ稱呼候箱樋ニ候、内空虛ナル故空柱と稱候、唯今石淸水八幡空柱、神前ニ有之候、甚結構之莊嚴ニて候、於禁中被用候ハ、木地儘ニ而宜候、御屋根之處ニ樋

懸ケ、件之柱ニ流ヲ受候、鳴板之事、一枚不打釘候、是者御前江參進之人々、最初之人踏被板、聞其聲
次ニ人參進候、仍而見參板と稱候、被進古風被仰出之事、
此外被擬古代候所、古實ハ追々可申入候、先々取計候御分、答之候事、
右廣橋家ゟ被仰出候書付寫、最初越中守ゟ所司代へ申遣候處、此書面來ル、

〔半日閑話 六〕一禁裏炎上ニ付傳奏衆江被遣候御書付
禁裏御炎上ニ付、通幸被爲成候御場處、締方御全備無之、御手狹にて何角御不自由可被爲在、甚
以不安心に思召、先御圍御建添被仰付候共、前々之通御締方御全備無之ニ付、早々元御所跡へ
御普請可被仰付旨御座候、乍去いか樣に差急候而も、大造之儀故、急に出來仕間敷、既に寛永之
度ゟも、御急ギ之處、翌年に漸出來仕、尤此度之火災、寛永之度よりは大火ニ付、諸向御手當も不
輕義にて、夥敷御物入候得者、假御所御不自由にも可被爲在事故、御普請之儀者、御猶預難被成
御座處、當時諸山木薄相成、以前之樣には木寄難相成、其上物之價も以前よりは違候事故調兼
候、誠に近年相繼諸國凶作、民力衰微之事に候得者、諸大名も及難儀節に付、御手傳等被仰付、費
用及過分候得者、端的下々及困窮候義、甚以御厭之義被爲在、猶關東より同樣之事に御座候間、
先假御普請にも、元御所へ還幸被爲在、速に如元御造營有之候者可然候、御普請之義者、御規式
有之候御殿、常之御殿等、檜作檜皮葺仕、其餘椴松杉相交板葺に仕、暫保候樣御普請有之度候、併
關東にては、右體之儀被仰上候儀者、御遠慮之義ニ付、御所より御沙汰有之候樣、御取計有之樣、
此段內々申入候事、

申〇天明八年 七月廿五日　松平越中守

右之通、傳奏衆へ御內談有之候、

十月廿一日　下奉行 細井理右衛門

竹內半十郎

〔もゝしき 一〕松平越中守殿ヨリ柳生主膳正江被達趣（寛政元年）酉十二月十六日

銀一千貫目ニ付　七十貫目　割増

七歩増　米一千石ニ付　七十石　割増

戌（寛政二年）十二月五日
御褒美金　一万五千両

右大工及諸職人江

從御所被仰出候趣、所司代太田備中守殿御用掛役人中江被通達、新造內裏御造營、諸事叮嚀奇麗早御造畢、御用掛面々出精之段聞召、御機嫌之御事候、

右之趣、兩卿ヨリ被申越候ニ付、相達候、以上、

禁裏御所　戌八月廿六日御上棟 十一月廿二日遷幸　九月十六日安鎮御祈七ケ日、阿闍梨天台座主妙法院一品直行法親王、

仙洞御所　戌九月五日御上棟 十一月廿六日遷幸　安鎮十一日ヨリ右ニ同

女院御所　戌九月五日御上棟 十二月四日遷幸　安鎮十月廿六日ヨリ右ニ同

地鎮十一月四日、奉行柳原左少辨均光朝臣、

勤修東帯　幸德井刑部權大輔

〔視聽草 二集 一〕新宮成後手書賜征夷大將軍

滿意周文囿、不羨漢武臺、舊章一是率、新築本非催、百工忽告竣、整駕自東回、拭目九重裏、九重實美哉、兩殿應規矩、四門總崔嵬、燕雀繞簷集、櫻橘挾階栽、豈其爲逸豫、講禮共徘徊、委佩群僚會、將寮九州來、素心既已足、起臥試鹽梅、欣然歌思動、乙夜薄言哉、

宸翰御製詩記　柴邦彥

皇帝○光格八年○天明八年正月晦、京市失火、延及宮城、乘輿出避、越三日、事聞東都、大君震悼、使命相踵入候、大出敎營作、命輔佐元老白川侯源公總督、帝曰、國有規制、勿草々、公曰、慶元恢復、百度苟簡、九重之居、未盡由禮、歷朝仁聖、殊重煩民、因仍至今、雖王者御世、以德不以富、抑亦堂々天朝、單薄如此、何以鎭天下、大君曰、文獻有徵、往欽哉、越二年○寬政二年庚戌、新宮成、殿堂門廡、以及窻戸陛欄之細、稽據古制、尺寸不失、帝大喜、親書御製詩、以寵光幕府、○下略

〔閑窻自語〕若狹守紀宗直朝臣事

かの若狹守紀宗直朝臣は、才學あるものなり、○中略このもの、淸涼殿紫宸殿のくはしき圖を、ふるき文書によりてかんがへつくれり、裏松入道右少辨光世は、注名固禪門弟として、かの兩圖にもとづけて、近比○寬政新造の內裏は口入してつくらしむ、閑院里內をうつされしとや、

〔諸家知譜拙記三裏松〕光世　寶曆十七落飾入道、號固禪、于時廿五、安永七被聽出行、天明八三廿五參內、有造內裏故實勅問事、文化元七廿九卒、六十九、

〔安政御造營圖志一下〕嘉永七年甲寅○安政元年四月六日、午剋、後院の北御殿內より火いで、、○註略後院の殿舍炎上、○中略大樹公○德川家慶新に宮造り成しす、めまいらせ玉ふ、其とき所司代脇坂淡路守安宅朝臣、匠作を掌りし人々は、

上京無之　總奉行老中　阿部伊勢守正弘朝臣

卯三月六日京著　四月十八日出立　御勘定奉行　石河土佐守政平

御普請役　川島小七郎

石川周藏○以下人名略

〔安政御造營圖志二上〕御造營あらせ給ふによりて、嘉永七年の夏御往答、

今度禁裏御造營速ニ被仰進、御滿悅之御事ニ候、天明度彼是御摸樣替御再興之儀被仰進候通被

求進、紫清兩殿を始、夫々御出來相成候處、何分御再興取調之廉も多端ニ付、其節之御差圖少々宛御都合惡き廉も有之、且其除地も無之、少々被廣度叡慮被爲在候得共、當時外夷渡來を始、諸般御事多之御時節ニ候得者、被察御時勢、御好等之儀不被仰出候間、御元形通殿舍無相違、至神嘉殿迄速ニ御造營被成進候者、叡慮不斜可被思召候、此等之趣可然御取計有之候樣、宜敷可申入旨、關白殿〇鷹司政通被命候事、

五月

〔德川禁令考 一公家〕安政二乙卯年三月

禁裏御造營費用諭達 本年内裏ノ御造營ハ、全國人民ノ寄附金ニ由テ成ル、即チ司事者協議シテ出ス所ノ論達一篇アリ、之ヲ節略シテ左ニ併錄シ、以テ此回費用金額ノ生ズル變例ヲ存ス、

禁裏御所御造營御儀、一體寬政度御普請、木品其外共格別上木を以御取懸り相成候儀ニも無之、尤殿下以下、品々御詮議有之、御摸樣取ハ宜候得共、御入用高ニ拘り候間、全く最上之御造營ニハ無之、旁年數等相立候事故、追々御破損出來、是迄御假養等有之候處、今般不意之天災ニ而、炎上ニ及候段、無是非次第、御手許之御調度、其外舊記等燒亡ハ、如何ニも御嘆ケ敷御事ニ而、迚も實永新造之御所之御道具ニ、被復候仕儀ニ者相成間敷、寬政同樣、唯々舊規之御摸樣御出來ニ而、奥向者勿論、御向々ニ至迄、御辨理第一ニ御造立可相成段、難有御時節ニ而、深く勘考仕候得者、宮中御大禮之品ニ者、舊例より嚴儀之御敷設ニ相成候ハヾ、第一聖代之飾ニも相成、關東御尊崇之御趣意も國中江相顯れ、以て御武運榮昌之御祈ニ可相成、當時國中御守護被爲在候關東之御事故、何樣之御時節ニ候共、京師御普請者、御手限ニ而御取掛可被成筈、御相當ニ者候得共、實以御金藏御手薄之折柄、左候迚後代迄議論ニも相拘り、禁裏御造營を御省略と申候而者、天理ニも相背ケ、且者御祖宗樣方江被對候而も、如何ニも御趣意相立不申間、旁一段御手厚被成進候方、御職掌之專一

ニ付、諸大名之氣請も引立、御威光も格別相顯れ候御儀故、是等之趣、國中之貴賤普く致承伏、銘々心膽より御國恩難有感戴、萬民擧而資財を貢上仕候樣被成度、就而者國中厚致諭致し、名聞利益等ニ一切不拘、銘々精一盃、金銀者勿論、何品ニ而も新造內裏御入用ニ可相成品者、夫々封書を以、御領者其所之奉行職、其外領主地頭寺社之向々共、其筋上封書ニ致、申出候樣可相心得、右之通國中之輩、一致ニ御國恩厚相辨候次第、達台聽候上、冥加之上金相揃、目出度御造營御成就、無滯遷幸被爲濟候節者、誠實を以、上金致候貴賤之輩、名前竹帛ニ相記し、叡聞ニも被達候樣可有御沙汰候條、深御趣意相辨、不日ニ輻湊して、金銀米錢を獻貢爲致度候也、

禁裏御所方御造營、江戸町々町人江御用金被仰付候者、名前之覺、

金五千兩勘定所用達　三谷三九郎　同上　同　鹿島清兵衛
金三千兩同　川村傳左衛門　同上　同　三村清左衛門
金三千兩町方用達　永岡儀兵衛　同上　同　仙波太郎兵衛
金二千兩同用達並　染谷次助　金三千兩爲替用達　三井次郎右衛門
金千兩爲替用達十人組　島田八郎右衛門　同上　同　小野善助
金三千五百兩札差　伊勢屋四郎左衛門　金三千兩　同　伊勢屋四郎兵衛

以下江戸町人獻金員數、幷姓名詳記アレドモ略ス、江戸町奉行江收納金高二十萬二千五百兩餘ト云、此擧全國ノ人民競フ所ノ獻金ハ、各地ノ官ニテ收ルヲ以、其金額ヲ記セズト雖ドモ、江戸ノ收ル所ヲ推シテ、其他ノ夥多ヲ知ルベシ、

〔雍州府志一建置沿革〕昔日桓武帝建都於葛野、今之西京也、今悉荒廢、而難尋封疆、中古一條以南、二條以北、東西限於大宮、周廻六里、立門十二、正南曰朱雀、南之西曰皇嘉、南之東曰美福、北曰偉鑒、北之西曰達智、北之東曰安嘉、西曰藻壁、西之北曰談天、西之南曰殷富、東曰待賢、東之北曰陽明、東之南曰郁

芳、宮制略在拾芥鈔、今宮制、今小路以南、中御門以北、東盡京極、西暨烏丸、周廻方四町、殿宇森嚴、宮闕宏規、足以表夷洛之壯觀、眞紹述萬年之大統、而爲神嗣皇孫之基、豐臣秀吉公一統日、京城四方築封境、種脩竹、是號四方土手、倭俗堤防曰土手、如今太平日久、諸民富庶、故洛中人家、日盛月增、如今從公課之戶四萬七千軒、口男女五十萬七千五百四十八人餘也、是延寶九年九月之所定也、禁裏院中、及諸家非斯限矣、

〔簾中抄下〕大內裏付八省

南殿、紫宸殿をいふ、 中殿、清涼殿をいふ、南殿の西、また御殿といふ、主上つねにこの殿におはします、 內侍所、溫明殿をいふ、南殿の東、 后まち、常寧殿なり、南殿の北、 御くしげ殿、貞觀殿也、后まちの北、 ゆば殿、校書殿也、清涼殿の南、殿上のまへ、 きりつぼ、昭陽舍なり、東宮のおはします所、 なしつぼ、淑景舍なり、むめつぼ、凝花舍なり、 ふぢつぼ、飛香舍なり、 かんなりのつぼ、襲芳舍なり、 たきぐちの戶、清涼殿の北、 はぎの戶、そのにし、 ぢんの座、左近の陣にあり、南殿のひんがし、日花門のうち、右近は、月花門、 とりゐそうし、なかのへのたつみのすみ、 兵衞のぢん、左は東、宣陽門、右は西、陰明門、 兵衞のぢん、左は建春門、右は宜秋門、 ぬいどの、陣、朔平門の北のぢんをいふ、 あを馬の陣、春花門也、南おもて、このまへをおほはといふ、

八省又朝堂院といふ

大極殿、小安殿、十二堂、蒼龍樓、白虎樓これらなり、 豐樂院、八省のにし、 清暑堂、大嘗會五節これにてあり、 武德殿、豐樂院の北、まゆみ、くらべ馬、これにてあり、 眞言院、八省の北、御修法おこなふ所、 中和院、又中院ともいふ、大內のにし、 神嘉院、神今食などこれにてあり、 內敎坊、樂所なり、

〔制度通二〕內朝外朝竝ニ朝會ノ事

本朝ノ制平安城アリ、皇城アリ、宮城アリ、平安城ハ左京右京ナリ、皇城ソノ内ニアリ、東西八町、南北十町ナリ、太極殿ヲ正殿トス、諸司百官ソノ内ニアリ、宮城ソノ内ニアリ、即所謂内裏ナリ、紫宸殿清涼殿等ソノ内ニアリ、

都邑坊城並ニ皇城宮城門號ノ事

平安城三門圖

羅城門　平安城郭門、二重閣七間、

朱雀門　皇城門也、大内正南門、

應天門　宮城門

平安城外ヨリ内ヘ入ル三重ノ門ナリ、周ノ時、天子ニ五門アルガゴトシ、羅城門ハ平安城ノ正南門、京都ノ南ノ入口ナリ、舊址今ニ在リ、朱雀門ハ即十二門ノ朱雀門、皇城ノ正南門ナリ、唐ノ時之ヲ丹鳳門ト云、丹鳳ハ即朱雀ト其義一ナリ、ソノ舊址今千本二條邊ニアタル、ソノ内ニ皇居並ニ百官諸司アリ、皇居是ヲ宮城ト云、ソノ門ヲ應天ト云百官ノ府ソノ外ニ在リ、

〔職原抄新注高田與清〕内裏ハ、近衛所守古曰内衛、中重兵衛所守古之中衛也、外重衛門所守古之外衛也、〇中略

與清按、大内の諸門に、内中外の三重あり、内重を閤門と云、此に内外あり、内閤門は、日華、月華、左掖、右掖、内衛、恭禮、崇明、宣仁、敷政、明義、仙華、無名、一名化德、左青瑣、右青瑣、神仙の十五門なり、閤は内中小門の義にて、禁裏の中の小門也、此をば近衛官人守るなり、將曹一人にて、近衛八人を率ゐて開閉をつとむ、其中五人は閤門、三人掖門とわかるなり、掖は宮旁舍を掖庭といひ、殿旁の垣を掖垣といふごとく、宮闕の旁の小門を左右の掖門と云也、右ノ十五門の内は、禁裏ノ中也、此外に又閤門あり、承明、長樂、永安、玄輝、安喜、徽安、宣陽、嘉陽、延政、陰明、武德、遊義の十二門也、右の閤門

內を內重と云、外閤門は兵衞守る也、但門外に在て守り、開閉のときは近衞內に在て開閉する也、此外に中重あり、春華、建禮、修明、朔平、式乾、建春、宣秋の七門が、中重の四方の門にて、此も兵衞守る也、此外に外重十四門あり、宮城門とも、宮門とも云、陽明、待賢、郁芳、美福、朱雀、皇嘉、談天、藻壁、殷富、安嘉、偉鑒、達智、上東、上西の十四門也、此をば衞門が衞士を率ゐて守るなり、すべて內閤門は近衞、外閤門と中重の二ッは兵衞、宮城門は衞門の守る處と知るべし、

〔大鏡五太政大臣伊尹〕此花山院は風流者にこそおはしましけれ、御家つくらせ給へりしさまなどよ、寢殿たいわた殿などは、つくりあひひはだふきあはする事も、この院のいでさせ給へる也、むかしはべち〳〵にて、あはひにひかけてぞ侍し、內裏はいまにさてこそは侍るめれ、

〔徒然草上〕おとろへたる末の世とはいへど、猶九重の神さびたるありさまこそ、よつかずめでたき物なれ、露臺、朝餉、何殿、何門などは、いみじともきこゆべし、あやしの所にもありぬべき、小蔀小板敷、高やり戶なども、めでたくこそきこゆれ、陣に夜のまふけせよと、いふこそいみじけれ、夜のおとゞのをば、かいともしとうよなどいふ、又めでたし、上卿の陣にて、事おこなへるさまはさら也、諸司の下人どもの、したりがほになれたるもおかし、さばかり寒き夜もすがら、こゝかしこにねぶりゐたるこそおかしけれ、

〔太平記十二〕大內裏造營事附聖廟御事

抑大內裏ト申ハ、秦ノ始皇帝ノ都咸陽宮ノ一殿ヲ摸シテ被作タレバ、南北三十六町、東西二十町ノ外、龍尾ノ置石ヲ居ヘテ、四方ニ十二ノ門ヲ被立タリ、東ニハ陽明、待賢、郁芳門、南ニハ美福、朱雀、皇嘉門、西ニハ談天、藻壁、殷富門、北ニハ安嘉、偉鑒、達智門、此外上東上西二門ニ至迄、守交戟衞伍、長時ニ誡非常タリ、三十六ノ後宮ニハ、三千ノ淑女飾妝、七十二ノ前殿ニハ、文武ノ百司待詔、紫宸殿ノ東西ニ、淸涼殿、温明殿、當北常寧殿、貞觀殿、貞觀殿ト申ハ、后町ノ北ノ御匣殿也、校書殿ト號セシ

ハ、清涼殿ノ南ノ弓場殿也、昭陽舍ハ梨壺、淑景舍ハ桐壺、飛香舍ハ藤壺、凝花舍ハ梅坪、襲芳舍ト申ハ雷鳴坪ノ事也、萩戸、陣座、瀧口戸、鳥曹司、縫殿、兵衞陣、左ハ宣陽門、右ハ陰明門、日花月花ノ兩門ハ、對陣座左右、大極殿、小安殿、蒼龍樓、白虎樓、豐樂院、清暑堂、五節ノ宴水、大嘗會ハ此所ニテ被行、中和院ハ中院、内教坊ハ雅樂所也、御修法ハ眞言院、神今食ハ神嘉殿、眞弓競馬ヲバ武德殿ニシテ被御覽、朝堂院ト申ハ、八省ノ諸寮是也、右近ノ陣ノ橘ハ、昔ヲ忍ブ香ヲ留メ、御階ニ滋ル竹ノ臺、幾世ノ霜ヲ重ヌラン、在原中將ノ弓胡籙ヲ身ニ添テ、雷鳴騷グ終夜、アバラナル屋ニ居タリシハ、官ノ廳ノ八神殿、光源氏大將ノ如(シク)物モナシト詠ジツヽ、朧月夜ニ𢜀(アコガレ)シハ、弘徽殿ノ細殿、江相公ノ古ヘ越ノ國ヘ下シニ、旅ノ別ヲ悲テ、後會期遙也、濡纓於鴻臚之曉淚ト、長篇ノ序ニ書タリシハ、羅城門ノ南ナル鴻臚館ノ名殘ナリ、鬼ノ間、直廬鈴ノ綱、荒海ノ障子ヲバ清涼殿ニ被立、賢聖ノ障子ヲバ紫宸殿ニゾ被立ケル、東ノ一ノ間ニハ馬周、房玄齡、杜如晦、魏徵、二ノ間ニハ諸葛亮、蘧伯玉、張子房、第伍倫、三ノ間ニハ管仲、鄧禹、子產、蕭何、四ノ間ニハ伊尹、傅說、太公望、仲山甫、西ノ一ノ間ニハ李勣、虞世南、杜預、張華、二ノ間ニハ羊祜、揚雄、陳寔、班固、三ノ間ニハ桓榮、鄭玄、蘇武、倪寬、四ノ間ニハ董仲舒、文翁、賈誼、叔孫通也、畫圖ハ金岡ガ筆、贊詞ハ小野道風ガ書タリケルトゾ承ル、鳳ノ甍翔天、虹ノ梁聳雲、サシモイミジク被造雙タリシ大内裏、天災消ニ無便、回祿度々ニ及テ、今ハ昔ノ礎ノミ殘レリ、尋回祿由、彼唐堯虞舜ノ君ハ、支那四百州ノ主トシテ、其德天地ニ應ゼシカ共、茅茨不剪、柴椽不削トコソ申傳タレ、矧ヤ粟散國ノ主トシテ、此大内ヲ被造タル事、其德不可相應、後王若無德ニシテ、欲令居安給ハヾ、國財力モ依之可盡ト、高野大師鑒之、門々ノ額ヲ書セ給ケルニ、大極殿ノ大ノ字ノ中ヲ引切テ火ト云字ニ成シ、朱雀門ノ朱ノ字ヲ米ト云字ニゾ遊シケル、小野道風見之、大極殿ハ火極殿、朱雀門ハ米雀門トゾ難ジタリケル、〇中略遂ニ大極殿ヨリ火出テ、諸司八省悉燒ニケリ、無程又造營有シヲ、北野天神ノ御眷屬、火雷氣毒神、清涼殿ノ坤柱ニ落掛給シ時、燒ケルトゾ承

ル、

〔安政御造營圖志 一 中〕元和假武後造營之事

恭以見れば、照后(○德川家康)宇内を平らげ給ひし後、征夷の任を台德大君(○德川秀忠)に讓らせ玉ひ、一大御所と稱し奉りて、天が下平らけく安らけく定りぬれば、慶長十一年の頃より、天下の侯伯に仰せて、天津日嗣のおはします内裏の御築地をぞ築き始め、宮殿壺掖こと〳〵く經營し給ひて、宮ばしら立そめ給ひて、御落成の後、天皇(○後陽成)紫宸殿に御して、御卽位の禮を行はせられ、希世の曠典盡く備り、常磐堅磐にいはひまつりし其殿閣の大凡は左の如し、

一内裏殿閣の大凡、まづ東より西に亘れる南の御築地は百拾五間半、(六尺五寸を以て一間とせり)西に繞れる御築地は百拾九間、東に繞れるは百三間、東より西へ北にわたれる御築地は、仙洞の御座所と界ひして、其四方にかくめる掖垣のありさまこそいとゆゝしけれ、この掖垣の中にて内裏はありける、其中央は紫宸殿高く隆りに打立て、西の長橋うちわたり、清涼殿にひき續き、殿上の間、諸大夫の詰どころ立つらぬき、清涼殿の西渡につゞけたる御廊下を過ぎぬれば、御談合の間、大臺所は西北に立ならび、御湯殿御くわしどの、女嬬の部屋、二階藏などはあまたひさしを突きならべて、清涼殿の北につらなりぬ、さてまた紫宸殿のしりえには、櫻の御庭とてひろ庭ありけり、その北には常の御殿をかまへけり、この御殿づくりの東にあたりて、御學問所そのしりへに黒どのの御殿、小鳥あつめの場、その北には御文庫、御清所とひきならびたり、紫宸殿のひがしは春興殿、内侍所を安置し奉り、其東北は御記錄所、御元服の御殿西面して立ならびぬ、さて常の御殿よりして御廊下ふたすぢ、南より北へかけ渡し、女御の御殿へうち渡り、貳のたいの屋、壺の對の屋の大殿づくり、女御の御殿にひきならびて、南にむかひ、北を負ひ、仙洞の御所とたひして構へ給ふ、大凡の宮裏の姿はかくのごとくにして、また女御の御殿のひがしに當れる御築地の外面は、あ

づまより御入内あられし台德大君の御姫君にて、後水尾天皇の中宮にそなはらせ玉ひし御方の御屋敷とて、東西三十四間半、南北四十貳間半の大とのづくり、内裏にひきならびてうち建たり、○中略

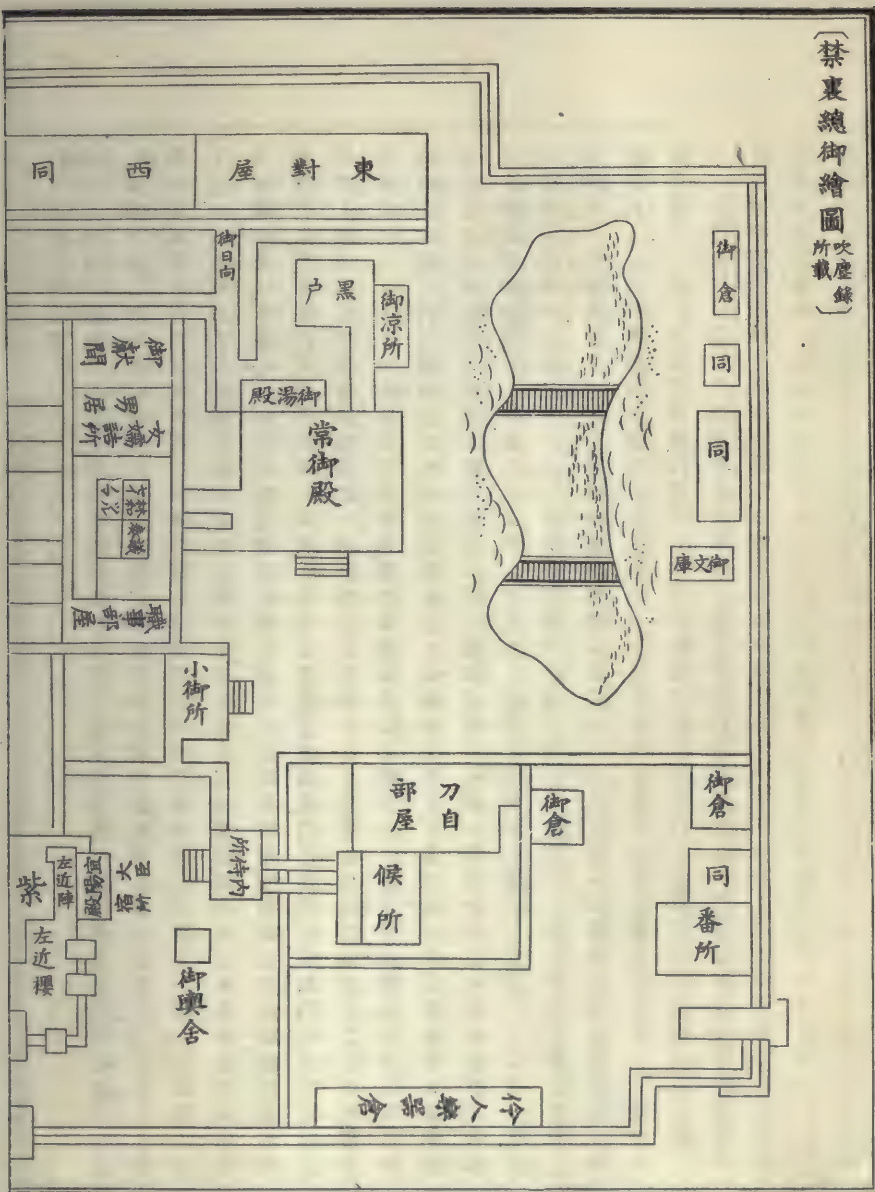
一後陽成天皇御讓位の後、院の御所にぞおはしましき、その頃の典籍備らざる故に、其詳らかなる事をしりがたしといへど、慶長の繪圖によりてこれを考ふるに、新帝のまし／＼玉ふ殿閣宮壺等は新營ありて、舊内裏のかたを仙洞にたてられしと見えたり、其概略左のごとし、

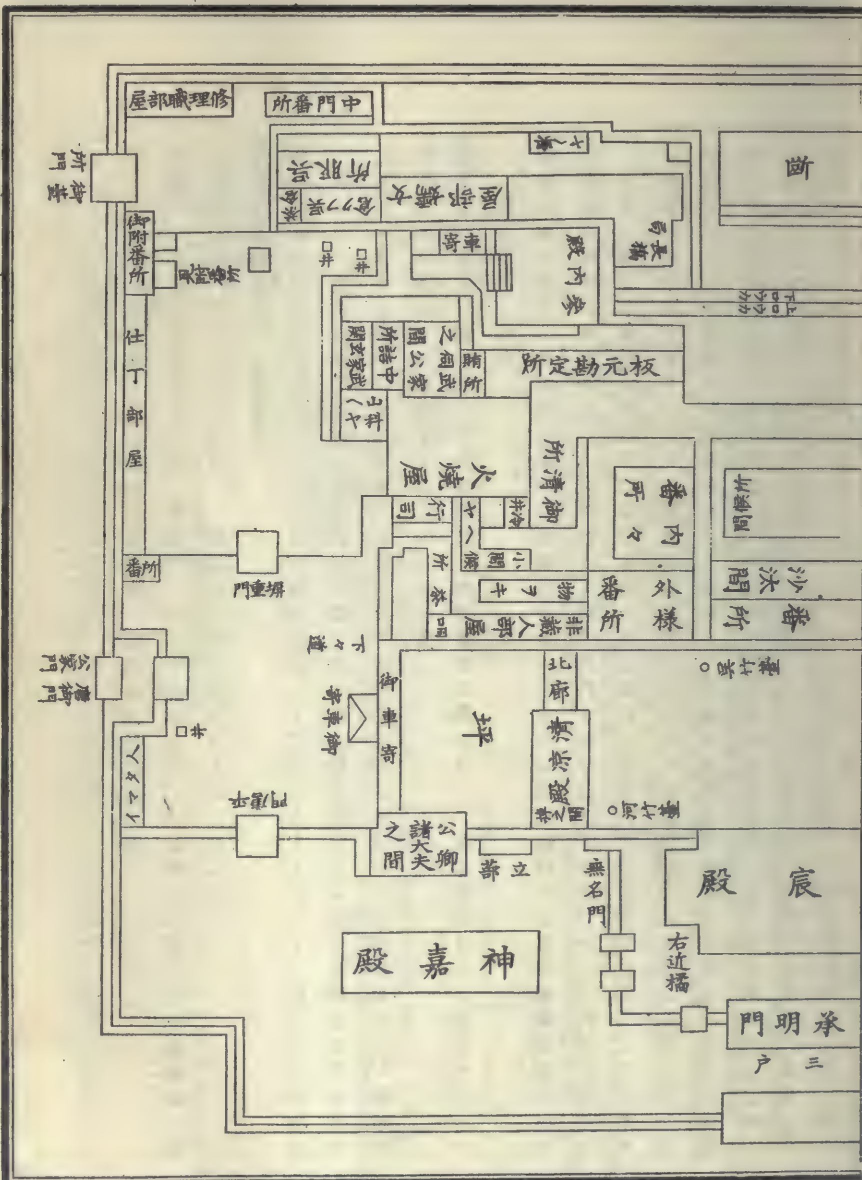
東より西に亘れる北の御築地七拾九間、南より北に亘れる御築地東西ともに百貳間、壹間は六尺五寸を以て定制とせり中央は常の御殿、その西は壺の内、局まち、女房の部屋、局町の北は大臺所、御清所、その後へは御藏二棟ばかりしつらえり、院の北西讓り居どころ壹棟、御くらのしりへに常御殿のひがしは女御の御殿、御休息所御臺所立連らぬ、北に女御の局町めぐれり、常御殿のひがし北は御文庫、御二階の書院、御小書院、御持佛堂たちならび、その北にあたりて、御會の御殿、公卿之間、又その西北に御對面所ありて、正面に舞臺を構へ、そのかたはらに散所をしつらへたり、北のかたにあたれる殿作りはこれを限りとす、前にいへる御會の御殿の東北に御鞠場、ちいさき離亭ありて、ちんと唱へたる壹棟、そのひがしに御風呂屋、其北東の隅のはてに御番所あり、東南にわたれる御殿造りはこれを限とせり、其外女御の御殿の東に當れる御築地の礎ともに、御里の御所とて、大きなる殿づくりあり、これはその頃女御の御里さがりのために設させたまひしにや、大凡仙洞の御建物右のごとし、

按するに、この御經營ありしころは、新内裏の御造營はすべて大樹よりなしすゝめらるゝところなり、其四方にかくみ設けし御築地は、慶長十一年の頃より、天下の侯伯に分賦せられ、越前の大守源秀康卿その事を司り玉ひき、

〔もゝしき一〕御造營

寛政元年酉の春如月より、大内山の殿造あらんとて、焦土を堀棄て新を運し、洛中外の老少を聚て、其地を築しめ、日毎に寶錢を賜ふ、是なん火災の難を救ひ給ふ御仁政とぞ見へし、それより御柱立の祝賀ありて、百敷や古き軒端に變らず、南門の内には、承明門を再營有て、回廊は東西につらなり、日花門月花門有、其に朱の柱、朱の扉、かやぶき、中央には紫宸殿、内には中華名臣のかずかずを畫せ給ふ、御階のもとには、左を櫻、右を橘を樹らる、東に内侍所、宜陽殿、大臣の宿所、陣座、左青鎖門、宣仁門、敷政門、左腋門有、西に長橋、小板敷、土渡廊、立蔀、右腋門、無名門、右青鎖門、神仙門、主殿司、宿渡り廊、水落し柱、公卿の間、其北に清涼殿あり、東面にして階下には御溝水清くながれて、清涼の號これによるとかや、其汀に吳竹臺、漢竹臺有、殿内には御手水の間、朝餉の間、臺盤所、鬼間、石灰壇有、夜御殿、二間、弘徽殿、萩の上御局、藤壺などいふ御間かず／＼有、弘廂には、昆明池障子、荒海障子を立らる、年中行事障子、小障子殿内に置る、櫛形は殿の南棹の間、間の方にあり、此に御車寄、東に小御所、常御殿有、これ宸居し給ふ所とかや、内に劒璽の御間あり、何れも壯麗にして、東の階下には、石川や蟬の小川をせき入て、舟有、橋有、雌雄の鶴は池邊に遊び、もゝ鳥の囀り、千草の花開て、四季折々の風流をとゞめる、四明如意の翠樹は東につらなりて、庭中の勝景となる、又其北に御涼所有、こゝは清風歌雅の御間にして、折にふれては茶花を翫びたまふ所とかや、夫より御黒戸、御湯殿有て、西に長橋の間、參内殿、申の口、議奏候所は御結所の内に有、傳奏部や、武家、伺公の間、いろりの間、其北に麝香の間、職事部屋、御獻の間、供御所、御膳番部や、奏者所、女嬬所、男居、御鍵番所、外樣御番衆所、女嬬部屋、伶人樂器吳服藏、御茶合御取次部や、板本吟味部や、御賄役所、御冷し井、御臺所、東對の屋、西對の屋の北の方に連る、東に日の御門、西に公家門、平唐門有、なを雲井浩々として、筆するに恐れ多し、蕭何曰、皇居の壯を見ずんば、いづくんぞ天子の尊を知らんとは、かゝる鳳闕


禁裏總御繪圖吹塵錄所載
東對屋
常御殿
御湯殿
黑戸
御涼所
御日向
御獻間
小御所
御倉
御文庫
番所
刀自部屋
候所
内侍所
御輿舍
紫
左近櫻


修理職部屋
中門番所
御附番所
仕丁部屋
番所
板元勘定所
火燒屋
御清所
御車寄
坪
北廊
沙汰間番所
非藏人部屋
下々道
公卿諸大夫之間
立蔀
無名門
宸殿
右近橘
承明門
三戸
神嘉殿

をやいふなるべし、

〔もゝしき五〕御築地總間數七百八間七分三厘　同中仕切間數三十二間五分　都合七百四十一間三分二厘　袖築地合三十七間四分四厘　總高塀九百七拾六間
東西面〇南百二十五間二分八厘　東西面〇北百二十八間七分　南北面〇東二百二十六間四分　南北面〇西二百二十八間三分五厘　都合壹萬貳千四百十八坪二分八厘（三千三百三十四坪九分）

〔安政御造營圖志三上〕御築地
室町氏織田氏の時、造進ありし大內の御築地、間數いまだ詳ならずといへども、慶長の古圖を以て考ふるに、豐臣氏の時は、大凡東西百拾五間半、南北百二拾壹間にて、そのゝち聊の沿革はありしかども、安政造築ありしは、東西百二十五間半、南北百二拾六間五尺二寸五分良にて（東四十四間半、南北六十四間）十間入隅ありて掖垣のすがたおごそかなり、

〔莚響錄上〕禁裏の總かまへを六町四方と申候、當時の御かまへ六町は有ㇾ之まじく被ㇾ存候、いかゞ致し候事に候哉、
總御かまへ、南北は凡六町も候べし、東西は中々六町までは無ㇾ之候、內に皇居、幷攝家方、宮方其外諸家みな此中に有、むかしより六町四方と申、又六門と申事甚不審に候、むかし大內裏の後造立の內裏の圖を考候處、六町四方に皇居を造りたる物にて候、此內裏時代不ㇾ知候得共、大內裏燒失の後、室町殿被ㇾ造進ㇾ候やうすに相見候、皇居六町四方の中に、近衞殿、伏見殿は有ㇾ之候得共、餘宮方攝家方は、一向無ㇾ之候、六町四方みなく殿舍にて、大概八省院、眞言院までとりちゞめ、此六町四方の中に有ㇾ之候、其後土御門內裏の（當時皇居）舊跡へ被ㇾ移候時、皇居甚狹く成り、殿舍等減省有ㇾ之、今の內裏のすがたに成候へ共、元來六町四方の皇居をうつされ候ゆゑ、六町四方の名の相殘候ものかと被ㇾ存候、乍去かし其巳後諸家方々にありたるを、天正十三年七月に、信長公おほせ上られ、堂上

の分、禁中の東南北に家を作り申さる、事、御ゆどの、記に見えたり、

當時の內裏のいつ頃より如此被造候事に候哉、いづれの御代より當時の皇居に成候哉、此儀慥に所見は無之候得共、當時之內裏は、右に申候六町四方の圖を以て、考へ造られ候物と被存候、夫ゆゑ殿上の邊、無名門の體、御車寄對屋の邊、大同小異、其圖のごとくにて候、又當時皇居の事、是も慥に所見無之候得共、後花園院奉御院號候儀定に、當時の皇居の名を可被殘よしにて、後土御門院と可奉申御沙汰候得共、群議之後奉號後花園院事、凶事の記に出たれば、後花園院御在位中よりの事かと被存候、文安元年、康富記、皇居一條東洞院南北角と出たり、東洞院おもてに四足門ある事も、永正の記に見ゆ、

外重

〔雅言集覽止九〕とのへ　外重、九重の重にて、宮城のソトガマヘ也、衞の字にあらず、〇中略なかのへ、うちのへ、相むかへたる詞也、

〔倭訓栞前編十八止〕とのゑ　禁中の外衞也、百寮訓要抄に、宮門の外を警固する職也といへり、〇中略外の衞にあふちあり、よて夫木集にも、御垣守外の衞にたてるあふち陰とよめり、一說には、外ノ重、中ノ重、內ノ重なるべければ、とのへの假字なるべしともいへり、

〔古今和歌集十九雜體〕ふるうたにくはへてたてまつれるながうた　壬生忠岑

くれ竹の、よゝのふること、なかりせば、いかほのぬまの、いかにして、おもふ心を、のばへまし、〇中略てるひかり、ちかきまもりの、身成しを、たれかは秋の、くるかたに、あざむきいでゝ、みかきより、との。へ。もる身の、みかきもり、おさ〳〵しくも、おもほえず、〇下略

〔雅言集覽止九〕とのへ　外重、〇中略左右の衞門府は、大內の外の重を守る也、

〔續拾遺和歌集六冬〕後鳥羽院に、冬月の五首の歌奉りけるに、　如願法師

いたづらにことしもくれぬとのへもる袖の氷に月をかさねて

〔新千載和歌集四秋〕元亨三年七月、内裏にて三首歌講せられける時、初秋月といへる事を、右衞門督にてつかうまつりける、　大納言師賢
雲の上の月も幾夜かなれぬらん秋くるかたのとのへもる身に

〔大内裏圖考證二上宮城〕古圖曰、宮城東西三百八十四丈、南北四百六十丈、各自垣牛計之、　按南都所傳圖、及神泉苑所傳圖說同之、又以延喜左右京職式考之亦同、

〔訂正大内裏圖考證二下宮城〕廣前云、宮城一古圖にしるす所の丈尺、東西三百八十四丈、南北四百六十丈なり、延喜左京職式の京程、東西南北の丈數を以て推量るに、違ふ所なければ是とす、しかるに固禪入道の圖說を以て量るときは、宮城南面にて三百九拾三丈なり、(九丈の過なり)又郁芳門の北築垣の心に至りて、三百七拾四丈なり、(十丈の不足なり)又北面にて量るときは三百六十六丈なり、(十八丈の不足なり)かくては宮城結構なりがたし、さてこの丈數の合ざるを考るに、先南朱雀門の大路は貳十八丈也、北に對する偉鑒門の跡は十丈也、然れば北面にて十八丈の不足なること明らけし、此十八丈は、偉鑒門の大路、東西の大藏(入道の圖說は、大藏何れも東西四十丈宛なり、)の結構に加へざれば、北面三百八十四丈とならず、故に此東西の大藏に九丈を加へて、四十九丈宛と改む、さて三百八十四丈となる、又南面三百九拾三丈(九丈の過也)の兵部省彈正臺東西四十丈づゝ、間の路四丈、之を合て八十四丈となるを減じて、式部省の例に准じて、六十五丈とすべし、さて式部省西、兵部省東面の間路(卽朱雀門と應天門との間也)六十六丈とすべし、(入道の說は五十六丈なり)然る時は、三百八十四丈也、(南都二條法眼家所傳圖、及京兆圖、神仙苑所傳圖、印本拾芥抄宮城圖、[illegible]校本拾芥抄宮城圖、又古本拾芥抄加入宮城圖、已上前に出る所也、又廣前が所藏古寫拾芥抄宮城圖、共に兵部省彈正臺の間路なし、是等の圖ども、及式部省の例とに准じ、兵部彈正を合て、六拾五丈と定めたり、そはなほあらはせる圖の面を見て思ひやるべし、)又郁芳門の北築垣心より、西に量りて十丈のたらざるものは、考る所なし、拵朝堂院の東西の路、神泉苑所傳圖には九丈と記せり、(入道も又此說によ

（れり）然して結構を考るときは、前に云る如く十丈の不足となる、又諸司の結構も東西南北の通路に定まりあれば、濫に推ひろむる所なし、然れば宮城の結構玆にせまりて、圖することなり難し、依てこの東西の路九丈宛を改めて十四丈宛と定めたり、さて量る時は、東西三百八十四丈となる、然るに又一ツの難あり、この朝堂院の北面、昭慶門と中和院の南面、宮城門と南北に相對すといへることは、古圖書の說どもなれば、又もだし難し、之を古說の如く調ふるときは、又結構なりがたし、そは內裏の南面、中和院の南面、通計百十三丈なること、是又古圖書の說也、宮城門昭慶門相對して圖するときは、百十三丈の定めを破らざればなり難し、破りて圖すれば、百十八丈となる、百十八丈とする時は、又內裏の結構なり難し、故に百十三丈を其まゝに量て、西の方へ五丈よせて、宮城門と昭慶門と相對する如く改めて圖したり、然るときは、內裏の東面美福門の大路は、南北通路にて十丈なるべきを、十五丈と改め定めたり、扨もとの十丈にて思ひ量るに、建春門の前則十丈なり、此門の南北には、南舍北舍及籬等（此外にも、櫻及梨樹等の木もあり、）ありて、東の方へ五六丈もはり出たり、扨其十丈の路へ、五六丈はり出る時は、建春門の前せまくて、公事等に付て、公卿出入多き時は、差支あるべしと思はるゝことなきにしも非ず、そは建春門及外記廳に、引書されたる記錄等を見て推量るべし、故に內裏の東面十五丈と改め圖したり、斯て宮城東西、延喜式及一古圖の定めの如く、三百八十四丈、南北四百六拾丈と量られて、四方にゆがめる所なし、直くして圖せらるれば、以て追加に備へたり、（圖中掃部寮、及大炊所等、入道の說と違へることあるは、總ての理をもて改めたり、尙その圖を見て思ひ量るべし、）尙後人の考を俟て是非を決すべし、

宮城垣

〔類聚名物考 宮室六〕御垣　みかき

禁垣にて、內裏の築地をいふ、

〔夫木和歌抄 禁中三十〕六帖題　　信實朝臣

垣屋

曲舍

とのへみればふるきみかきのかはらぶきかはらぬ御代に又めぐる哉

〔江家次第 四正月〕定受領功課事

○大垣條、近代不讀之、

〔江次第抄 四正月〕大垣條　大内大垣造築之法、充諸國也、以上勘解由大勘文所載也、

〔大内裏圖考證 二下宮城〕四面大垣

南面大垣　伴大納言畫、白堊、南面大垣、彩以丹艧粉壁、神泉苑所傳圖曰、從朱雀門至脇門各八間、延木式曰、宮城四面、自垣半至隍邊三丈、垣基三尺五寸、壖地廣二丈六尺五寸、據此文、則大垣基七尺、

〔法曹至要抄 上罪科〕一圖入事

衛禁律云、○中略殿垣遠流、宮垣近流、宮城垣徒三年、京城垣徒一年、

〔延喜式 四十二左右京職〕宮城四面、自垣半至隍邊三丈、垣基三尺五寸、壖地廣二丈六尺五寸、

○中略宮城南大路廣十七丈、宮垣半三尺五寸、壖地廣二丈六尺五寸、

隍廣八尺　南垣半三尺　犬行五尺　溝廣四尺　隍溝間十二丈

〔三代實錄 三十八陽成〕元慶四年十二月六日乙酉、子時地大震動、自夜迄旦十六度震、大極殿西北隅竪壇長石八間破裂、宮城垣墻、京師廬舍、頽損者往々甚衆矣、

〔三代實錄 十五清和〕貞觀十年七月八日己亥、地震動、内外垣屋往々頽破、

〔大内裏圖考證 九内郭〕按、○中略所謂内外垣屋、烏曹司、掃部内候類、而謂倚墻造者、

〔大内裏圖考證 二上宮城〕朱雀門○中略東曲舍

一曰曲仗舍、一曰曲殿、又曰廐亭、又曰守屋、一曰仗舍、　諸圖、神泉苑所傳圖曰、仗舍、或本曲殿、中柱東西南北間、伴大納言畫詞圓檀、

〔延喜式 四十正彈〕凡宮城衛廬、東面五字、南北面各二字、東北東南隅各曲舍一字、西面五字、南北面各二

中重

字、西北西南隅各曲舍一字、並檜皮葺、但直南一面廬四字、東西兩隅曲舍二字、特瓦葺、

○按ズルニ、大內裏圖考證ニ之ヲ引テ宮門ノ衞廬トシ、且ツ此文ニ據リテ、中重ノ仗舍圖ヲ作リタレド、甚ダ實ヲ失ヘルモノヽ如シ、思フニ此ニ宮城衞廬トアルハ、卽チ宮城門ノ衞廬ニシテ、宮門ノ衞廬ニハ非ジ、又西面五字ノ次ナル南北面ノ三字ヲ、古寫本作二東西面一是也云々トイハレタレド、是亦東西面ニテハ、却テ文義通ゼザルモノヽ如シ、卽チ前ノ南北面各二字ハ、宮城左方ノ南北面ニシテ、其南面二字ハ朱雀門ノ東仗舍ト美福門ノ仗舍トヲ云ヒ、北面二字ハ、偉鑒門ノ東仗舍ト達智門ノ仗舍トヲ云ヘルナラン、而シテ後ノ南北面各二字ハ、宮城右方ノ南北面ニシテ、其南面二字ハ、朱雀門ノ西仗舍ト皇嘉門ノ仗舍トヲ云ヒ、北面二字ハ、偉鑒門ノ西仗舍ト安嘉門ノ仗舍トヲ云ヘルナルベシ、

〔延喜式 四十二 左右京職〕凡諸門廐亭、左京三字、陽明門、待賢門、美福門、並七間、右京二字、朱雀門、殷富門、並七間、令二門衞火長等各守一レ之、若致二非理損一、卽移二民部省幷本府一、奪二其月粮一、

〔延喜式 四十六 左右衞門〕凡宮城諸門守屋者、各本府修造、

〔名目抄 禁中所々名〕殿舍中少々

中重（ナカノヘ）

〔倭訓栞 前編 十九〕なかのゑ　中ノ衞也、外ノ衞に對し兵衞をいへり、○中略宿德の大臣、耆老の侍讀など、牛車宣下あれば、乘て中ノ衞に引入と云り、○中略神宮第一門第二門之間も、また中衞と稱す、或は中ノ重也といへり、

〔年中行事歌合〕四十八番　右　牛車　忠賴朝臣

わきてたれつかふる人のなかのへに牛の車をかけているらん

右牛車とは、宿老の大臣など、陣の內へ牛の車をかけて、中のへを出入する也、

宮垣

〔大內裏圖考證 六內裏〕外郭　諸書作中隔、又作中重、又作中衞、西宮記作中戸、文皆見下世俗淺深秘抄作中部、文見待賢門　諸圖　南都所傳大內裏一古圖曰、南北百丈、東西七十三丈、通中和院西端百十三丈、北面倣之　年中行事畫、外郭四面門及築墻皆朱、　石山寺緣起畫、朔平門及北面築墻皆朱、按承安五節圖、朔平門及築垣皆白木、與年中行事及石山寺緣起畫等不合、若後世簡略之制乎、未詳、俟後考、

〔侍中群要 四〕宮中夜行

宮中夜行、左右近所奉仕也、中重夜行、左右兵衞勤行、從亥刻至子刻左奉仕、從丑刻至寅刻右奉仕、至于左右衞門可奉仕八省夜行也、

〔侍中群要 八〕御書御使及給祿事

中重中、自持御書、其道隨便通南殿仁壽殿等、

〔令義解 五宮衞〕凡宮墻四面道內、謂街邊通巡與宮墻間地、是爲道內也、不得積物、

〔法曹至要抄 上罪科〕一闌入事

衞禁律云、中略其越閤垣者絞、中略宮垣近流、中略

一射放彈投瓦石等事

衞禁律云、向宮殿內射、謂箭力所及者、宮垣徒一年、中略箭入者各加一等、

〔續日本紀 五元明〕和銅四年九月丙子、勅、頃聞、諸國役民勞於造都、奔亡猶多、雖禁不止、今宮垣未成、防守不備、宜權立軍營禁守兵庫、

〔本朝世紀〕天慶二年十二月十三日、內裏中重垣、昨日下女俄死去、仍自今日諸陣立簡、神事諸司不可參入之由也、

〔大內裏圖考證 六內裏〕建禮門中略東西築墻

衞禁律所謂宮墻、南都所傳圖、及神泉苑所傳圖作中隔墻、

諸圖書、南都所傳一古圖曰、東西各三十九間、年中行事畫朝覲行幸及射遺圖、建禮門東西築墻瓦屋兩下、方橙粉壁、有₂基趾₁、他皆倣之

〔大内裏圖考證六内裏〕宮城門略○中東西築墻

諸圖、南都所傳一古圖曰、中和院南面外築墻四十丈、南都所傳一古圖、及南都所傳圖、神泉苑所傳圖、京兆圖並曰、宮城門東西築墻各七間、東腋門東、西腋門西各十四間、按十四間四字疑誤字

〔訂正大内裏圖考證六〕廣前按、此圖略○圖は方四十六丈の積りなり、此中和院の地、方四十六丈とするときは、諸圖書にいはゆる、八省院の北門謂昭慶門と宮城門と、相對すと見えたるにかなはず、故南都所傳大内裏一古圖の説によりて、方四十丈の内に宮城門六丈、東西腋門一丈宛をとりこめて圖するときは、全く宮城門と昭慶門と相對す、よつて本院占地方四十丈と改めて、内裏全圖をあらはせり、なほくはしくは、全圖及七卷の中和院占地の所にいへり、すべて固禪入道の説は、この中和院のみならず、門々を除て量られたると見えたり、

〔大内裏圖考證六内裏〕朔平門略○中東西築墻

東、諸圖、按築墻間數據₂南面制₁四十一間、西倣之、

〔訂正大内裏圖考證六〕廣前按、内裏南面七十三丈是建禮門、及東西築垣の數なり、こゝにいへる固禪入道の説に、築墻據₂南面制₁とあるは、則南面七十三丈のことなり、かくいへる時は、南面築墻ばかり七十三丈ありて、建禮門、六丈春花門、修明門一丈づゝ等は除きたるがごとし、さにあらず、そのことわりは、建禮門東西築墻の頭書に云るを見べし、さて南面の七十三丈に倣て量るに、從₂朔平門₁至₂式乾門₁四十一間この間は一丈づゝの積なりとあるは、ことわりなし、朔平門を、圖○考定朔平門及伏舍圖のごとく量るときは、四丈六尺なり、さて東西築墻三十四丈二尺づゝ、すべて七十三丈となれり、されば四十一間は、ことわりきこえず、廣前考ふるに、玄輝門の制に倣ひて、戸の間を一丈二尺として、左右を九

尺づゝ、東西檣外五尺宛、すべて四丈と量りて、東西築墻各三十四丈五尺となる、合せて七十三丈なり、

〔大内裏圖考證内裏六〕建春門○中略南北築墻

諸圖、南都所傳一古圖曰、南四十八間、北六十三間、按、南都所傳圖、及神仙苑所傳圖、京兆圖所載、築墻間數與南都所傳一古圖不合、而不成結構、故今皆不取之、

〔訂正大内裏圖考證六〕廣前按、卷首外郭之條南都所傳大内裏一古圖に南北百丈とあると、この南四十八間、北六十三間（この一間は一丈の積なり）と、あはせ考ふるに、甚いはれなし、しかるに固禪入道は、諸圖に所載築墻間數、南都所傳一古圖と不合而不成結構、故今皆不取なりといはれたれば、この南四十八間、北六十三間を是なりとして、取給へると見えたり、いかに量りて取給へるにや、今その意を知らず、故おもふに、四十八間、六十三間は、共に誤寫なるべし、いかにとなれば、南都所傳一古圖も、南都所傳大内裏一古圖といへるも、共におなじ圖なるを、大内裏の三字を略していはれたるなり、（このこと、七卷中和院占地の條にいへり、）その一ツ圖中に、かばかりの丈尺、おもひ違へることやあるべき、さて誤字とは定たり、かの南北百丈はよし、しからざれば、不成結構、故その百丈の定めをとりて、南築墻四十二丈五尺、北五十四丈五尺として、その南北の中間に、建春門三丈は、入道の説の如くとれり、されば合せて南北百丈となれり、かくのごとく入道のいへるにも、また諸圖傳にもしたがはざれば、みだりがはしきに似たれ共、内裏殿舍諸圖書の如く、結構をなさんとなればなり、

〔日本紀略淳和〕天長七年十月庚戌、一雌雉來集左衞門陣建春門以北垣欄中、衞士射而獲、

〔寛平御遺誡〕中重北面廊、采女女嬬等各爲曹司、居住如家、代々常有失火之畏、○下略

〔大内裏圖考證内裏六〕宜秋門○中略南北築墻

南　南都所傳一古圖、建春門南築墻四十八間、按西面准レ之可レ知　南都所傳圖、及神泉苑所傳圖曰、南雜舍南面堺以南三十五間、作二五十五間一者蓋誤寫○中略

北　南都所傳一古圖曰、建春門北築墻六十三間、按西面准レ之可レ知　按、南都所傳圖及京兆圖曰、北築墻五十間歟、疑當レ有二誤字一、俟二後考一、

〔訂正大內裏圖考證　六〕廣前按、宜秋門と建春門と、外廓の東西に相對すれば、南北築墻の丈尺も亦おなじかるべし、說建春門の南北築墻の頭書にいへり、それによりて推量賜ふべし、

〔朝野群載　二十八功過申文〕正五位下行大炊頭兼大外記博士備後介中原朝臣師平誠惶誠恐謹言

請下殊蒙二天恩一依二淡路國所濟功一關中勸賞上狀○中略

一中隔西面垣、起レ自南北行卅丈

右延久元年六月二日宣旨、應レ停二內裏中隔垣一、築中進高陽院北野以南西築垣一町上、內四丈者、任二宣旨一造二築件垣一既畢、又依二同三年月日宣旨一、前後司相分、卅○冊、一本作レ冊、丈內八丈作料絹二百十六匹、米一○一、一本作レ二、百卅○冊、一本作レ冊、九斛、進二納右宮城所一請二返抄一畢、以前功課甄錄如レ右、○中略望請天恩、依二所濟功一、關二勸賞一彌致二勤王之節一、師平誠惶誠恐謹言、

延久四年十一月日　　正五位下行大炊頭兼大外記備後介中原朝臣

〔萬葉集　三挽歌〕天平元年己巳、攝津國班田史生丈部龍麿自經死之時、判官大伴宿禰三中作歌一首幷短歌、

天雲之、向伏國、武士登、所云人者、皇祖、神之御門爾、外重爾、立候、內重爾、仕奉○下略

〔萬葉集略解　三下〕外重とは、宮城門をいひて、衞門府守れり、內重とは、閤門をいひて、兵衞府守れり、龍麻呂は衞門府の門部が物部より、兵衞府にも轉しなるべし、

〔萬葉集　九雜歌〕詠水江浦島子一首幷短歌

閤垣

春日之霞時爾、〇中略海若、神之宮乃、内隔之、細有殿爾、携、二人入居而、〇下略

〔大内裏圖考證九内郭〕内郭

南都所傳一古圖曰、東西五十七丈、南北七十二丈、南相距外郭十丈、北十八丈、東西各八丈、　造内裏國充曰、承明門、玄暉門、宣陽門、陰明門、南面廊四十二間、按、以築垣數之、則十間、北面准可知、四北面廊四十四間、東西廊五十五間、西面廊五十五間、

〔訂正大内裏圖考證九〕廣前按ずるに、こゝに間といふは一丈二尺なり、玄からざれば、前條の七十二丈といふ丈數にかなはず、よて玄られたり、

〔法曹至要抄上罪科〕一闌入事

衞禁律云、〇中略闌入者、以踰閾爲限、〇中略其越閤垣者絞、

〔山槐記〕治承四年四月廿二日甲辰、今日皇帝於紫宸殿〇註略即位、〇中略予〇藤原忠親午終剋束帶、〇中略入待賢爲見建禮承明兩門外儀也、於壬生辻邊見之、日像幡自廻廊上見、又兵衞纛自築墻上所見也、　春華延政〇註略化德門等昇南殿、

〔大内裏圖考證九内郭〕承明門〇中略東西廊

衞禁律所謂閤垣、弘仁内裏式書詔作南廂、北山抄作南廊、同異本作承明門東西廂、殿記作左右廂、山槐記作廻廊、

東廊　江次第作承明門東廊、殿記作左廊、　諸圖、拾芥抄圖、及南都所傳圖、神泉苑所傳圖、大内大圖並曰、承明門與長樂門之間四間、長樂門東到廊角十五間、造内裏國充曰、承明門東西廊四十二間、案所謂四十二間者、合承明門東西十四間數之者也、〇中略

西廊　諸圖拾芥抄圖、及南都所傳圖、太内大圖並曰、承明門與永安門之間、永安門西十五間、造内裏國充云々、見東廊年中行事畫、朝覲行幸及賭弓圖、承明門東西廊、檜皮屋兩下、隔以築墻、内外圓柱、闌以條石、内面有溝、封以條石、東廊結構悉倣之

〔訂正大内裏圖考證九〕東西廊丈尺之説

廣前按、拾芥抄及大内大圖等の諸圖に、承明門與長樂門之間四間、又承明門與永安門之間四間とあるは、共に傳寫の誤にもやあらん、この間各五間なるべきことわり也、その故は、四間とする時は、一間の不足となりて、廊の結構ならず、さて又長樂永安二門の東西廊各十五間と諸圖にいへるを十六間の誤とすべきか、とにかくに、一間を補ひ加へざれば結構なりがたし、そは卷首に引かれたる南都所傳一古圖に、東西五十七丈とあるに、あたらざればなり、且造内裏圖充に、承明門東西廊四十二間、（一間一丈二尺なること、卷首に考へ志るせり）とあるにもかなはず、さて長樂門東廊十六間とする時は、政事要略（荷前）引裝束記文曰、從軒廊東第一柱南、至長樂門前橋東間柱、同曳班幔云々、又江次第（荷前）曰、自軒廊東第一柱南、北行立幔柱、至于長樂門前橋東間柱下曳幔云々、これらの文意にも違へり、長樂門承明門の間の廊、五間にせざれば、その軒廊東第一柱と、橋の東の間柱と南北に直ぐに幔をひきがたし（こゝに廊といへるは、紫宸殿巽の階下より宜陽殿への渡り廊なり）、よりて彼是を取合、さておもふに、必二門のあいだ東西各五間なるべし、さて從長樂門東到廊角十五間とあるはよし、（西廊准之）又造内裏圖充に、承明門東西廊四十二間とあるを、卷首に、入道の以築墻數之則四十間といはれたるも、又四十二間者、合承明門東西十間數之者也といはれたるも、共におなじ意にて、承明門の東西壇間の築垣各五尺なるを、ひと間づゝと數へ入て、承明門の東西、長樂永安の間、各五間として、四十二間（長樂永安二門を加へたるなり）と考定められたるものとおもはれたり、志かるにさにあらず、この壇の間築垣各五尺づゝを數へ入るゝときは、この間各六間宛、四十四間といはざればなりがたし、この壇五尺宛は、承明門に附けてかぞへずして、外に東西各五間、長樂永安二門の東西各十五間、長樂永安二門の間を數へ加へて四十二間となるを是とすべし、さて承明門五間、此丈數五丈六尺、（戸間三間、この一間廣各一丈二尺、その東西の一間各一丈、）東西壇間各五尺、すべて六丈六尺、これに

東西廊四十二間、(承明門東廊五間、長樂門東廊十五間、長樂門一間、又承明門西廊五間、永安門西廊十五間、永安門一間の長サ五十丈四尺、)合せて五十七丈となれり、これ則南都所傳一古圖に、東西五十七丈とあるに當れるを以て定むべし、去からざれば、南面東西廊の結構なりがたし、又宮內の定めにもかなはざればなり、よりて入道の說をあらためたり、

〔內裏式下〕詔書式

參議一人、升殿喚內豎、召中務省、稱唯出、(出入日華門、)喚輔以上一人、入自左掖、就版位、(若有雨水、通自南廊、立承明門內東第二間、他皆倣之、)

〔北山抄一正月〕同日(○元日)宴會事

時剋御南殿、○中略中務省率侍從列立承明門東西廊內、

〔左經記〕寬仁二年正月二日丙申、攝政殿諸卿令參皇太后御方拜舞、次參東宮再拜畢、引被著大饗所、(皇太后宮饗所、承明門東廊、東宮同門西廊、)

〔大內裏圖考證九內郭〕玄暉門

玄暉門東西廊　南都所傳圖、造內裏國充曰、北面廊四十四間、石山寺緣起圖、東西廊內面作格子、而不圖墻屋、○中略

東廊　諸圖、安喜門西八間、東十二間、○中略

西廊　諸圖、徽安門東八間、西十二間、年中行事畫(中宮大饗)圖、結構如南面廊、

〔訂正大內裏圖考證九〕廣前按、造內裏國充曰、北面廊四十四間、(一間一丈二尺なること、卷首に考おけり、)これを南面廊四十二間に對れば、二間の過となるがごとし、去かるに南面の承明門は五間、北面の玄輝門は三間なり、よて北面は四十四間なるぞよき、さるに諸圖どもに、玄輝門東廊、安喜門西八間、東十二間、安喜門一間、西廊、徽安門東八間、西十二間、徽安門一間、合せて四十二間あり、又拾芥抄に

は、玄輝門巳東九間、安喜門巳東十三間、又玄輝門巳西九間、徽安門巳西十三間とあるを、入道の說には、拾芥抄に、玄輝門與安喜門之間作九間者、以築墻數之者、諸圖作八間者、以廊北面數之者也、其實非有異といはれたれど、これを南面の廊になぞらへて考ふるに、その以築墻數之者といはれたるは、玄輝門の東西各五尺づゝの小間の築墻なり、こは南面東西廊の首書にもいへるごとく、承明門壇間の築墻とおなじければ、こは玄輝門に附けてかぞへず、（玄輝門は承明門の制と異なれば、）されど拾芥抄も、かの壇間築墻を加へてかぞへたると見るときは、九間といへるもわろからず、諸圖に安喜徽安二門、東西廊各十二間とあるは（今圖する所には壇間見えず、）諸圖にいへる八間をよしとす、されど拾芥抄も、かの壇間築墻を加へてかぞへたると見るときは、九間といへるもわろからず、諸圖に安喜徽安二門、東西廊各十二間とあるは誤なるべし、こは拾芥抄の、東西各十三間と見えたるぞよき、玄かるにこの十三間と、諸圖の十二間とたがひあることを、入道は考へも加へず、たゞに諸圖の十二間を是とせられて、この廊十二間に圖せられたるは、いかに量りたまへるならん、卷首に引かれたる南都所傳圖曰東西五十七丈とあるに當らず、入道の說の如きは、拾芥抄の、玄輝門東西各一間を、合せて四十四間となるをとられたるとおもはれたり、かくては造內裏國充に、北面廊四十四間とあるに、間數を合せたるのみにて、其實は丈尺の數に量るときは、玄輝門三間（東西の間一丈づゝ、戸間一丈二尺、その）を加へたりとも、五十七丈のことわりにかなはず、一丈の不足あり、よておのれ考ふるに、玄輝門の東西廊八間（諸圖によれり）安喜徽安二門の東西十三間（拾芥抄によれり）安喜徽安各一間、合せて四十四間、これに玄輝門三間（戸間一丈二尺、その東西各一丈、その東四、前にもいへるごとく、壇間にて各五尺、すべて四丈二尺なり、）を加へて四十七間、この丈尺五十七丈となれり、玄からざれば、南都所傳一古圖の、東西五十七丈とあるにも、又宮內の定めにも、南面東西の廊の數にもかなはざれば改めたり、そはおのがあらはせる全圖によりて見べし、こゝはもとのごとく、入道のせられたる圖を、そのまゝにうつしおけり、

〔大內裏圖考證（九內部）〕宣陽門

宣陽門南北廊　諸圖、南都所傳圖、造內裏圖充曰、東面廊五十五間、(按、據南都所傳圖、及諸圖、則東面廊當作五十三間、而作五十五間者、蓋合門傍小間二間數者也、)

南廊　南都所傳圖、及神泉苑所傳圖、大內大圖曰、宣陽門與延政門之間、(但不數門傍小間)　諸圖曰、自延政門至南角十二間、(或作十三間者、蓋傳寫之誤、)

北廊　諸圖曰、宣陽門與嘉陽門之間、十二間、(但不數門傍小間)　自嘉陽門至北角十五間、

〔訂正大內裏圖考證九〕廣前按、造內裏圖充に、東南廊五十五間(一間廣一丈二尺、西面廊も准之、)は、宣陽門を中にはさみ、南北廊也、さて宣陽門の南拾四間(西面の陰明門の南も准之、)延政門南十二間、(武德門の南も准之、)宣陽門の北十四間、(陰明門の北も准之、)嘉陽門北十五間、(遊義門の北も准之、)合せて五十五間、この丈數六十六丈なり、これに宣陽門三間、延政嘉陽二門二間、(一間廣各一丈二尺、陰明門武德門遊義門准之、)この丈數六丈なり、さて二ッの丈數を合せて、卷首に引かれたる南都所傳一古圖の七十二丈となれり、ゑかるに入道の說には、五十五間は當作五十三間、而作五十五間は、合門傍小間二間數者也といはれたるばおぼつかなし、そは五十五間の內に、延政嘉陽二門をこめて數へられたると見えたり、そのよしは前にいだされたる、宣陽延政嘉陽等門、及諸舍圖、(部東西廊の圖なり)宣陽門の南舍小間十三間、延政門の南十二間、宣陽門の北舍小間十三間、嘉陽門の北十五間、合せて五十三間なり、これに延政嘉陽二間の二間を加へて、五十五間となれり、ゑかればこの二門をこめて、五十五間と量られたる事をゑれり、この丈數六十四丈八尺なり、(この內、小間二間ツヽ入られたれど、小間の尺をゑるし給はざればはかりがたし、よりて推量に、小間六尺と積れり、)さてこれに宣陽門三間を加へて、丈數六十八丈四尺なり、七十二丈には三丈六尺の不足となる、いかにふかきたばかりをもてはかり給へられたるならん、其意をゑらざれば、今おのが愚意におしはかりたるを、こゝにゑるしたり、又こたびあらはせる全圖をも見てゑるべし、さておのが量りたる圖は、宣陽門北に二尺よりて、溫明殿の戸口と、建春門の戸の間と、東西に直ぐならず、

仗舍
助鋪

この直斜のこと、入道の考も加へず、直く圖せられたり、又古書にもいへること見えざれば、わづかに貳尺ばかりなれば、南へよせてかゝまほしければ、おどろかしおくなり、さて又おもふに、圖にてさゝやかなれば、貳尺の違もことの外に見ぐるしけれど、これを大内裏結構に推量るに、かばかりのことは、弘き所にては、いさゝかも目には見ゆべからずとおもはれたり、かくのごとく北へ喰違たる圖を考へ書て、後あまたゝび南へよせまほしくおぼえたれど、いかにもさるはかりごとなかりき、よてこれを古圖に再三かんがみたるに、その北へ宣陽門のよりたるは、應永十六年云々、十分一の圖三枚の内、朱系の圖、神泉苑所傳圖、南都所傳一古圖、醍醐水本坊所傳圖、（この圖は、應永の千分一の圖とおなじものと見えたり、）無名古圖三本、古寫拾芥抄圖、及印本拾芥抄圖、年中行事畫内宴圖（この年中行事は、諸圖と違ひ、筆力を付て畫がけるものなれば、考證になりがたげなるものながら、すべて宮殿のありさまも、諸圖書の說にかなへればとれり、溫明殿の戸口と、建春門の戸間より、分量よりはすこしく北へよりてかけり、）なり、これらはおのが見たるうちの喰違たる圖なり、なほ此外にもあるべし、傳寫の誤と見えたるも、又後人のさかしらを加へて、取直し圖せるもあるべし、又見えたるうちに直ぐなるも、また異本には喰違たるも、喰違にも又直なるもあるべし、さてこゝに考證せしは、喰違たる圖說を書て、心にこゝろよからねば、方人にとりたるのみ、おなじくはふかきたばかりをもて、直くせまほしければ、ふして後の識者の考をまてり、

〔大内裏圖考證九内郭〕陰明門

陰明門南北廊　諸國、南都所傳圖及造內裏國充曰、西面廊五十五間、（間數有レ說、見ニ宣陽門南北廊一、）

〔訂正大內裏圖考證九〕廣前按、五十五間は五十三間にして、門傍小間をかぞへて、五十五間にすべしと、入道のいはれたるはわるくて、たゞちにもとの五十五間なるべき事わりなり、

〔大內裏圖考證六內裏〕建禮門、〇中略東仗舍、西仗舍、

諸圖、年中行事畫、朝覲行幸及射遺、建禮門外西仗舍圖、東西二間、南北三間、子午建レ之、檜皮厚、方楹、東

面中間妻戸、左右間上竪槅子、下粉壁、餘三面並粉壁、〇東倣之中略

東西仗舍前助鋪、諸書作炬屋、又作炬火屋、屋或作舍續日本後紀及延喜式作炬舍、三代實錄作燃火舍、侍中群要作庭燎屋、

〔三代實錄四十五光孝〕元慶八年三月四日乙丑、廻颷吹壞左仗頭燃火屋、

〔日本紀略十三後一條〕寛仁四年七月廿二日辛未、夜大風吹、壞內裏所々、〇中略春華門陣舍東一宇、修明門陣舍一宇、〇中略其外不可勝計、

〔貴嶺問答〕御讓位之後、昨日可遷幸大內云々、自去月被加修理、久不見禁裏、仍昨日密々參入、大略復舊者也、抑建春宜陽等門腋、有炬火屋哉、不審、謹言、

大內修造事、諸國力難叶之由承之、而被終其功、尤神妙候事也、門々炬火屋事、宮衞令曰、理門至夜燃火、謂內及中外三門、皆衞士燃火、幷大器貯水、監察諸出入者、令文如此、然而近代全無此事、末代陵夷、又不限此一事、恐々謹言、

〔夫木和歌抄三十雜中〕二夜百首御歌　後京極攝政

冬のあしたゑじのけふりをたつる屋のあたりはうすきこゝのへの雪

古事類苑

居處部二

內裏二

〔倭名類聚抄居處十〕殿名附出

唐令云、殿電反、和名止乃宮殿名

紫宸殿謂之南天　仁壽殿在紫宸殿北　承香殿在仁壽殿北　常寧殿在承香殿北、訓之岐佐岐萬知、

貞觀殿在常寧殿北、謂之御匣殿、　春興殿東之南一　宣陽殿在春興殿北　綾綺殿在宣陽殿北

溫明殿在綾綺殿東　麗景殿在綾綺殿北　宣耀殿在麗景殿北　安福殿西之南一

校書殿在安福殿北　淸涼殿在校書殿北　弘徽殿在淸涼殿北　後涼殿在淸涼殿西

登華殿在弘徽殿北　大極殿朝堂院正殿名也　豐樂殿豐樂院正殿名也　本名乾臨閣、後以乾臨閣爲神

泉苑正殿名之時、以豐樂爲此殿名耳、

神嘉殿中院正殿名也　武德殿在宜秋門以西、俗云牟萬岐止乃

〔拾芥抄中末宮城〕殿舍事

紫宸殿俗云南殿、九間四面庇、天暦御記云、紫宸殿秦川勝宅所云云、　仁壽殿南殿北、九間四面、　承香殿仁壽殿北、九間四面、

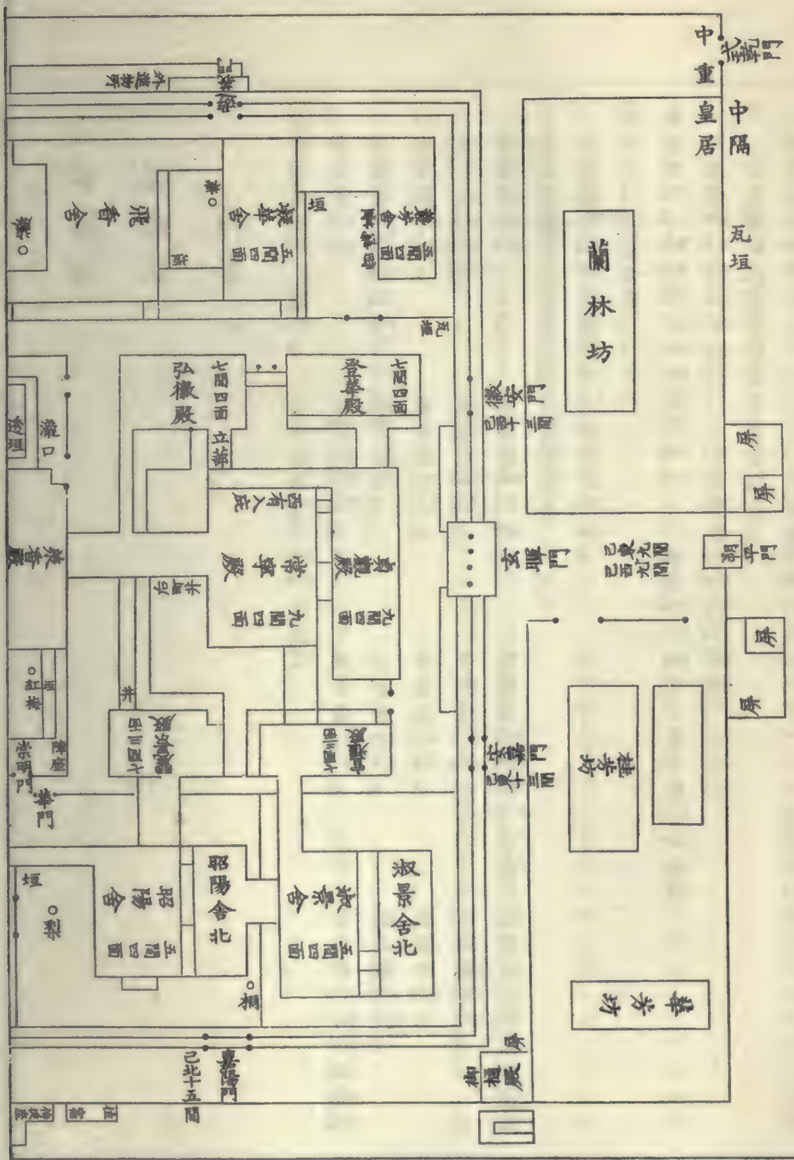
常寧殿承香殿北、后町、或九間四面、　貞觀殿常寧殿北、俗云御匣殿、在此殿、

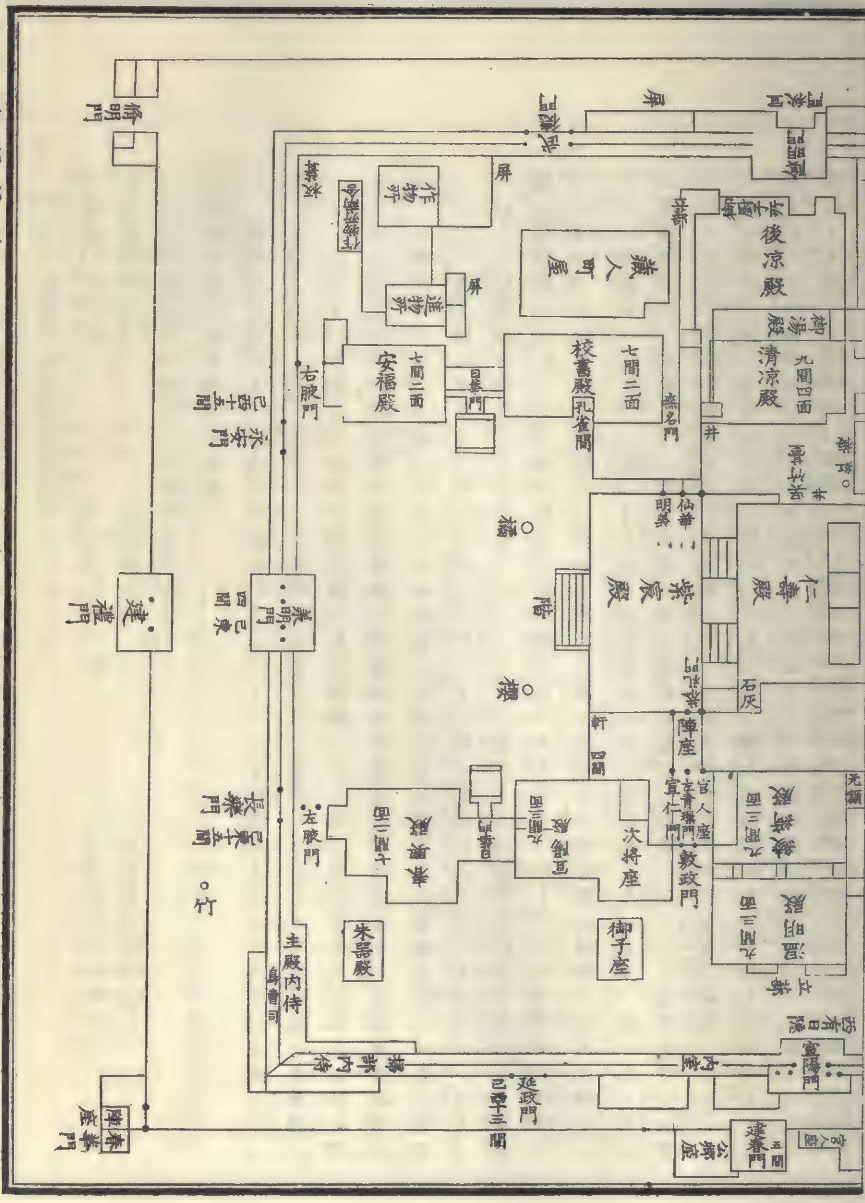
已上五殿、起于南行于北、皆卯酉建之、

春興殿日華門南、七間三面、　宜陽殿日華門北、九間二四面、　綾綺殿九間三面、西南、

溫明殿綾綺殿東、七間四面、　麗景殿七間四面　宣耀殿麗景殿北、七間四面、

内裏殿舍圖（拾芥抄所載）


中重
中隔
皇居
瓦垣
蘭林坊
徽安門
登華殿
弘徽殿
凝華舍
飛香舍
襲芳舍
玄暉門
貞觀殿
常寧殿
桂芳坊
淑景舍
淑景舍北
昭陽舍
昭陽舍北
華芳坊


紫宸殿
清涼殿
後涼殿
仁壽殿
安福殿
校書殿
藏人町屋
作物所
進物所
御湯殿
建禮門
承明門
永安門
長樂門
延政門
建春門
敷政門
宣仁門
右腋門
左腋門

已上六殿、起于東南、行于北東、皆子午建之也、

安福殿月花門南、七間二面、　校書殿月花門北、七間二面、　清涼殿云中殿、又云御殿、七間四面、

後涼殿清涼殿西、貳七九間、　弘徽殿七間四面、　登花殿弘徽殿北、七間四面、

已上六殿、起于西南、行于北西、皆子午建之、

〔標注職原抄校本別記下〕皇后中

一一條天皇の御代より、二人の御妻おはしまして、一方をば皇后といひ、一方をば中宮といふ事とはなりぬ、○中略古へ皇后一人の御時は、天皇常に仁壽殿におはしまし、皇后常に常寧殿におはしませり、仁壽殿は天皇常の御在所にて、紫宸殿の北にあり、三代實錄云、仁和三年秋七月卅日、地大震動、經歷數剋震猶不止、天皇出仁壽殿御紫宸殿南庭、命大藏省立七丈幄爲御在所云云、これ地震のいみじく振るにおどろかせ給ひて、常の御在所なる仁壽殿を出させ給ひ、露臺づたひに紫宸殿にわたらせ給ひ、南階より降りて、大庭の幄屋に入たまへる事をいへるなり、これにて、仁壽殿の御在所なる事明らかなり、また又國史どもに、宴侍臣以上於前殿云々の前殿は、紫宸殿の事にて、常の御在所なる仁壽殿の前にあるゆゑにかくいへり、紫宸殿を南殿といふも、仁壽殿の南にあるゆゑの稱也、これを以て、後紀、弘仁四年正月丙子、曲宴後殿云々の後殿は、前殿に對せる稱なれば、卽仁壽殿なるを知べし、○註略また常寧殿は皇后の常の御在所にて、貞觀殿の南にあり、皇后の御座所は、たゞ此常寧の一殿のみなり、さるは常寧殿は仁壽殿にひとしく、貞觀殿は紫宸殿に對て、その仁壽常寧兩殿の間に、承香殿あり、この殿は御表のものともなく、御裏のものともなく、唯表裏の隔の爲なるが如く見ゆれども、すべて婦人は幽深にすむを操とせるゆゑに、皇后といへども、常寧殿ばかりを正寢として、夜は主上の御許に侍ひ給へば、別に小寢にあたる所はなき理なり、常寧殿の南廊の門を、延喜中宮式に、掖庭門とあれば、これより以北掖庭なり、掖庭とは後宮の事也、倭名抄拾芥抄等に、常寧殿を后町といひ、玄蕃式に後宮

紫宸殿

せ看て推し知べし、(院といへるなど、合)然らば貞觀殿は何の爲のものぞといふに、これ卽天皇の外治に對て、皇后の內職を聽き、陰德を修め給ふ所になむ、故にこれを廳。といふ、三代實錄、貞觀元年六月十八日、地震、中宮廳前立幄、(○中略)また中宮式に、職司於廳前儲酒肴饗之、これらに載たる中宮廳、卽この殿のことにて、大夫亮進屬等集會して、後宮の事を行ふ所なり、またこれを御匣。殿。といふ、(○中略)匣は櫛を納る器なり、(○中略)その御匣を置くを主として、殿の名には負せ給へれど、それのみにはあらず、凡て後宮の御事にかゝる文書の筥等を、皆此所に置かせらるゝ、ゆゑに、大夫以下の職の官人、常にこゝに集て、政を申すこと、上件に引ける書どもにて明らかなり、(○中略)さて天皇は、その禁中の南殿におはしまし、皇后は北方におはしましけるに、仁壽常寧の御住居、あまりうるはしきに過たるより、いつとなく天皇は淸涼殿に移り給ひ、これを常の御在所となされ、皇后は弘徽殿にうつり給ひて、これを常の御在所とし、故を捨て、新につかせ給ひしかば、(○下略)

〔伊呂波字類抄〕(志地儀)紫宸殿(俗謂之南殿)

〔下學集〕(上家屋)紫宸殿(南殿)

〔撮壤集〕(中宮闕)紫宸殿

〔書言字考節用集〕(二乾坤)紫宸殿(俗云南殿)

〔楊升庵外集〕(八宮室)唐之朝制

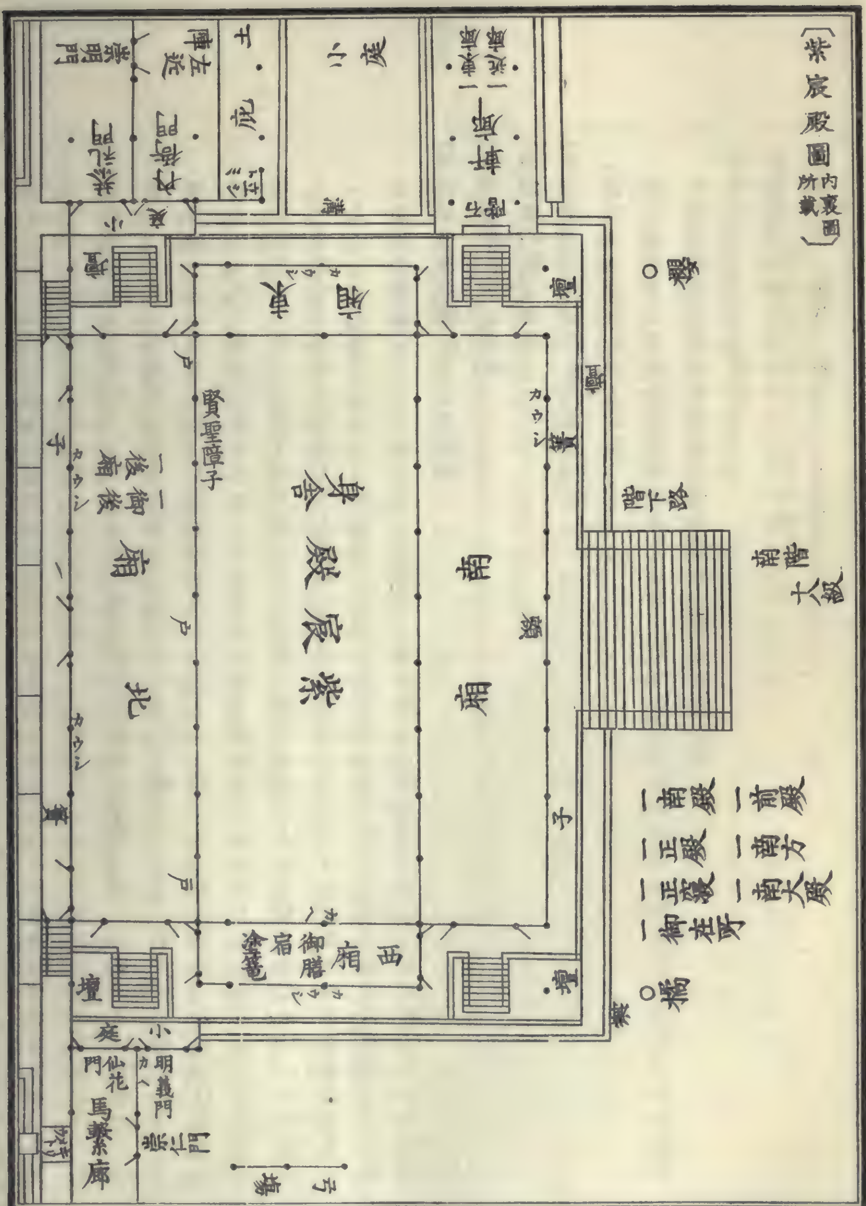
唐之朝制、宣政前殿也、謂之衙、衙有仗、杜詩所謂春旗簇仗齊、紫。宸。便。殿。也、謂之閤、朔望不御前殿而御紫宸、謂之入閤、杜詩所謂、還家初散紫宸朝、蓋朔或望也、

〔名目抄〕(禁中所々名)南殿(紫宸殿)

御粧物所(無其所、節會日、北庇假立御屛風及御倚子、所可著御靴也、)

賢聖障子　龜書　龍圖(已上兩圖、在御後戶、)

〔紫宸殿圖 内裏圖所載〕


紫宸殿
身舎
南廂
北廂
東廂
西廂
賢聖障子
南階十八級
一前殿
一南方
一南大殿
一南殿
一正殿
一正寝
一御在所
宜陽殿
左近陣
小庭
馬形障子
明義門
仙花門
弓場

南階(カイ)　西階(サイカイ)　東階(カイ)　軒廊(コンラウ)

〔拾芥抄中末宮城〕禁中所々異名

南殿(云二紫宸(シシン)殿一)　御後(ゴゴ)(云二北庇一)　東庇　御膳宿(云二西庇一)

〔大内裏圖考證十上〕紫宸殿(年中行事後附二紫宸殿一、假名シシム、)

類聚國史作二前殿一、日本紀略作二正殿一、左丞鈔作二南大殿一、續日本後紀作二御在所及南殿一、延喜式、及倭名鈔、拾芥抄諸書作二南殿一、西宮記及左經記作二南方一、台記及玉海、作二正寢一、○中略

諸圖書○中略大内一古圖曰、紫宸殿、九間四面、廂東西各一丈、南北廂各二丈、母舍三丈五尺、(間別一丈五尺、北有二小間一、)簀子五尺許、(按此古制也、保元造内裏、南殿南北廂各減二五尺一、此據二土御門内裏南殿制一造之也、保元以前、如レ有下減二丈尺一例上、俟二後考一、長保造内裏減二丈尺一事、見二玉葉一、○中略)

檜皮屋　伴大納言畫卷、紫宸殿檜皮屋、　年中行事畫御曆奏圖、紫宸殿四隅階隱、無レ椽、檜皮屋、　東寺寶泉院所傳大内圖注云、南降濕五六級、(中略)按紫宸殿者九丈屋也、而式不レ載二九丈屋一、雖レ然依二式文一考レ之、七丈屋五丈屋、共葺厚六寸、則九丈屋、亦當二葺厚六寸一、

〔有職抄二禁中殿門〕紫宸殿

南殿トイフ、七間四面、朝賀、卽位、節會、旬(四月孟夏旬十月孟冬旬)朔旦已下之諸ノ公事、幷二季御讀經(二月八日)仁王會ナド行ハル、也、

〔禁秘御抄上〕一南殿(紫宸殿)

御帳如レ恒、(無二几帳一、有二師子狛犬一、立二倚子一、)北障子號二賢聖障子一、(賢聖畫レ之、上色紙形近代不レ書二本文一、彼等藝能也、此障子裏方畫二唐花一、御帳間戸畫二師子狛犬一、障子上畫二眞書之龜一、本文心、障子戸三也、)帳外南面母屋、庇無二指物一、南格子常下、上二額間一、但又皆上、常事也、此子細不審事也、推レ之只夜下晝上歟、御拜之時、上二額間與二東第一間一也、御後節會日下、只時万人乍レ著レ沓往反、節會日ハ人不レ著レ沓往反、凡主上渡二御南殿一之時、非職侍臣候二脂燭一、留二西妻戸下一、不レ入二御後一也、常御所殿ハ隨レ時不レ定、但清涼殿本也、或兼二飛香舍一爲二御所一、后女御飛香舍弘徽殿已下皆有レ例、東宮弘徽殿、(后宮同殿例、)又有二凝花舍昭陽舍ナド也、執柄昭陽舍、或飛香舍有レ例、

〔禁腋秘抄〕紫宸殿
節會ニ孟旬、主上、春宮御元服ナドオコナハル、母屋ノ中央ニ御帳ヲタツ、中ニ御倚子ヲタツ、師子コマ犬御帳ノ外ニアリ、行幸出御ナドノ外ハ、ガクノ間バカリアゲテ、其外ハアゲズ、幼主ノ時ハ格子ヲ下也、東ノスミノ間ハ、妻戸モナキガ故ニ、通障子ヲタツ、賢聖障子、公事ノ外ハタテズ、タヾシ此ゴロハ、格子モアゲ、障子モ立タリ、公事ノ時ノ御裝束ハ、其時ノ記文ニ見タリ、出御ノトキ、御後ヘハ職事ノ外イラズ、出御アラザルトキハ、地下ニ准ジテ、沓ハキテ御後ノ中ヲトヲル也、季御讀經此殿ニテモ行ルヽ也、左近ノ櫻ハヒトヘ櫻ナリ、橘ハ都遷ヨリサキノ木ナリト云也、相撲ノ節ノ時ハ、御簾ヲカヽク、片節會ノ時、マタハシノ間ヨリハジメテ、西ノ御簾ヲカケタリ、御馬御覽ノ時、アラキ馬ヲ繫グ故ニ、春興殿ノ乾ノ柱ハ、ホリ立タリト云、

〔内裏式上〕上卯日〇正月獻御杖式
天皇御紫宸殿、即春宮坊大夫以下、舁御杖机、皇太子相扶入自日華門、升自南階、樹簀子敷上、退出、〇中略闈司二人、出自紫宸殿西分居門内左右、

〔續日本紀十二聖武〕天平八年正月丁酉、天皇宴群臣於南殿、賜祿有差、

〔續日本紀十七聖武〕天平二十年正月戊寅、天皇御南殿、〇類聚國史作南高殿宴五位以上、

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶三年七月丁亥、天皇御南院、賜宴大臣已下諸司主典已上、

〇按ズルニ、南院ハ南殿ノ事ナルベシ、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜七年正月庚寅朔、宴五位已上於前殿、　四月壬申、御前殿、賜遣唐使節刀、

〔續日本紀四十桓武〕延曆八年正月己酉、宴五位已上於南院、

〔類聚國史三十二帝王〕延曆十一年正月壬戌、御南院、宴五位已上、

〔類聚國史七十二歳時〕延曆十一年正月壬申、幸南院、觀射、

〔日本紀略桓武〕延暦十六年五月戊戌、有雉集禁中正殿、

〔類聚國史七十三歳時〕弘仁十四年五月戊午、御紫宸殿、宴侍臣、

○按ズルニ、紫宸殿ノ稱、史ニ見エタルハ、此ヲ始トス、

〔續日本後紀仁明二〕天長十年八月丙申、天皇御紫宸殿下、供常膳間、有燕尾〇尾原作虎、今據一本改、飛入、集殿梁上、羅得之、

〔三代實錄清和十九〕貞觀十三年二月十四日庚寅、天皇御紫宸殿視事、承和以往、皇帝毎日御紫宸殿視政事、仁壽以降、絶無此儀、是日帝初聽政、當時慶之、

〔西宮記十月〕旬

承和六年十月一日、主上御南方、〇中略旬酒如恒、 承和十二年二月一日、天皇御南方云々、 同年二月一日、不御南殿、

〔北山抄四拾遺雜抄〕御元服儀

當日早朝、所司設御冠座於紫宸殿御帳之內南面、

〔源氏物語一桐壺〕このきみ〇源氏君の御わらはすがたいとかへまうくおぼせど、十二にて御元服し給、ゐたちおぼしいとなみて、かぎりあることにことをそへさせ給ふ、ひとゝせの春宮の御元服、南殿にてありしぎしきの、よそほしかりし御ひゞきに、をとさせ給はず、

〔左經記〕寬仁元年十二月五日己巳、出御南方、御覽陸奧交易馬廿疋、

〔小右記〕寬仁二年閏四月廿七日己未、今日初參新宮、輕服、吉平擇日也、宰相同初參、先著仗座、昇紫宸殿廻見、不似度々造殿、極以不便、殿幷廊等傾倚殊甚、就中紫宸殿不足言、虹梁打付木、當御帳上、敷政門內有無例之鴨柯、大見苦、

〔百練抄高倉八〕承安二年八月廿日、天皇俄遷幸三條殿、去十七日、南殿蚋群集、無程散失、被行御卜之處、

御愼重云々、仍所令立避給也、十一月廿七日、還幸、

〔權記〕寛弘三年十二月廿六日甲午、今日内裏額始掛、先懸紫宸殿、清涼殿、承明門、

〔吉記〕治承四年四月二日甲申、自内退出之次、參左府、〇中略示給云、御即位南殿御裝束之間事、隆職宿禰不審申旨有條々、〇註略大略相計了、其中獸形帽額可引否事、於治曆官廳無額、於南殿者有額、額上令引亘之、如何之由申也、所存尤可被引也、額上計可除歟、

〔翁草三十九〕一紫宸殿は皆丸柱也、但シ艮の方一本角柱有、往古大極殿角柱也、今の紫宸殿へ大極殿を籠らる、所以にて、角柱一本殘さるゝと云り、下々此柱を削て守袋へ入る、旅行に災なしと云傳ふ、

〔名目抄禁中所々名〕南殿紫宸殿 軒廊コンラウ

〔安齋隨筆後編一〕一軒廊 貞丈云、江次第東第二の間より出とあり、記錄所にあり、有職抄に、三の間シシン殿の西ノ廊下、下ハ土間、是をコンラウと云、節會の時分にも、多く西階より上るゆへ、コンラウへ入て昇殿し、南殿へ至らるゝ也、

〔類聚符宣抄一〕左辨官下賀茂別雷社司

應催加守護社修造雜舍等事

御殿前檜皮葺七間軒廊一宇〇中略

右中納言源朝臣伊陟宣、奉勅、〇中略今須若大風地震之外、重致盗失損壞之聞、卽以社司、全令修造者、宜承知、依件令守護、不得疎略、

正曆五年五月廿三日　　少史安茂忠奉

〔大饗御裝束間事〕所々座事

康和二、七十七、爲隆記云、東三條〇藤原忠實任大臣西渡殿西一二三間設上官座、〇中略當寢殿坤角軒廊東頭、

迫池岸立幄、爲酒部所、

〔古事談 五 神社佛寺〕實政卿、依宇佐宮訴、罪名事議定日、鳩居軒廊邊云云、

〔江家次第 三 正月〕踏歌

天皇出御　近仗稱警　內辨於陣後著靴、著宜陽殿兀子、〇中略　內辨起座、微音稱唯、經宜陽殿壇上北行、出自軒廊東棟行也、謝座拜也、　二間斜行、至左近將胡床南頭、南去七尺、西六寸、　謝座再拜、右廻經軒廊第二間東階等、著殿上座著、南、

〔古事談 六 亭宅諸道〕南殿櫻樹者、本是梅樹也、桓武天皇遷都之時所被植也、而及承和年中枯失、仍仁明天皇被改植也、其後天德四年九月廿三日　內裏燒亡ニ燒失了、仍造內裏之時、所移植重明親王式部卿家櫻木也、件木本吉野山櫻木ト云々　橘木ハ、本自所生託也、遷都以前、此地者、橘大夫家之跡也、〇又見拾芥抄

〔禁秘御抄 上〕一草木

南殿櫻、在紫宸殿巽角、是大略自草創樹歟、貞觀此樹枯、自根幾萌、坂上瀧守奉勅守之、枝葉再盛云々、其後延喜御記、群列櫻木東頭有之、天德燒失爲煨燼、後康保元年十一月被栽則枯、二年正月又被栽、同三月有花宴、兩度之間、一重明親王家樹、一自西京移栽之、其後度々燒失、每度栽之、近樹ハ堀川院御宇巳來木也、

〔三代實錄 二十六 清和〕貞觀十六年八月廿四日庚辰、大風雨、〇中略　紫宸殿前櫻樹〇中略　吹倒、

〔源氏物語 八 花の宴〕きさらぎのはつかあまり、なんでんの櫻のえんせさせ給、后春宮の御つぼね、左右にえてまうのぼり給ふ、

〔江家次第 六 四月〕二孟旬 付無御出儀

少納言出自日華門、於南殿唱見參、當南殿東一間、相去版位南三丈、或云去版位巽三許丈、親王以下列櫻樹南、

〔古今著聞集 十九 草木〕南殿の櫻は、村上の御時、式部卿重明親王の家の櫻、匂ひ異なりとて、うつしうへ

られけるとぞ、其後たび〳〵の炎上やうにやけにければ、又あらぬ木をぞうゑかへられける、代代の御門、此はなを賞せさせ給ひて、花の宴を行なはる、承久に右馬權頭頼茂朝臣うたれし時、又やけにけり、やがて造内裏ありしに、この櫻のたね、大監物源光行が家にうつしうへたるよし聞へて、めしてうへられけるとぞ、いづれの時のたねにてか有けん、おぼつかなし、其櫻もいく程なくてやけぬれば、今はあとだにもなし、くちおしきこと也、

〔徒然草下〕家にありたき木は、松、さくら、松は五葉もよし、花はひとへなるよし、八重櫻は奈良の都にのみありけるを、此ごろぞ世におほくなり侍るなる、吉野の花、左。近。の。さ。く。ら。みなひとへにてこそあれ、八重ざくらはいとことやうのものなり、

〔拾遺和歌集十六雜春〕延喜御時、南殿にちりつみて侍りける花をみて、　源公忠朝臣

とのもりのとものみやつこ心あらばこの春ばかり朝ぎよめすな

〔江談抄一公事〕紫宸殿南庭橘櫻兩樹事

内裏紫宸殿南庭櫻樹者、舊跡也、件橘樹地者、昔遷都以前橘本大夫也、枝葉不改、及天德之末云、

〔禁秘御抄上〕一草木

同〇南殿　橘　遷都以前人家樹也、康保二年正月廿七日、仰左右近府被移、

〔拾芥抄中末宮城〕或記云、大内裏秦川勝宅、橘本大夫宅、南殿前庭橘樹、依舊跡殖、見天暦御記〇中略　橘本者、橘本大夫時樹也、枝條不改、及天德之末云々、見康和二年御記

〔大槐秘抄〕南殿の橘の木は、此京にいまだ内裏たてられ候はざりける時、人の家に候けるが木にて候ければ、きられずしてなむ候ける、

〔日本紀略平城〕大同三年六月甲子、禁中橘樹凋枯、經日忽生花葉、楚々可愛、因茲右近衞府奉獻宴飮、

〔日本紀略三村上〕天德三年十二月七日丁丑、南殿坤角栽橘樹一本、高一丈二尺、

〔伊呂波字類抄 地儀志〕仁壽 シンシウ

〔塵嚢抄 一〕魚ノ一コント云ハ何ノ字ゾ、一ハ喉ト書也、〇中略 仁壽殿ヲジジウデント云、〇中略 是物ヲ讀ニ、音幷ニ聲ニ付テ、音便不音便ト云事アリ、上ニ依テ下ノ引ルヽハ常ノ事也、下ニ依テ上ノ字本聲ナラヌ事、多ク是アリト云リ、冷泉等也、

〔倭訓栞 中編十志〕ぢゞうでん 仁壽殿也といへり、仁壽宮は隋書に見ゆ、

〔大内裏圖考證 十三〕仁壽殿 年中行事後附諸殿假名ジジウ、假名裝束抄曰、ぢゞうでん、一曰中殿、西宮記作東殿、諸圖書、〇中略 年中行事畫内宴圖、檜皮屋、

〔訂正大内裏圖考證 十三〕廣前按るに、西宮記にいふ東殿は、仁壽殿のまさしき名にはあらず、清涼殿より東方なれば、假に立東殿砌下と書し計のことにて、時にとりての趣によりてかゝれしことなり、

〔有職抄 二禁中殿門〕仁壽殿

七間四面、南殿ノ北ニアリ、内宴、相撲、蹴鞠、觀音供ナド此殿ニテ有、承香常寧以下ノ諸殿モ、政ノ時ハ御裝束ヲカザリテ、ソレ〳〵ノ事ヲ行フナリ、

〔訂正大内裏圖考證 十三〕廣前按、〇中略 拾芥抄に九間四面とあるは古説にはあるべからず、有職抄及江次第によりて、七間四面とすべし、九間四面可容の餘地なし、

〔江談抄 四〕悲蓋河陽離父昔　樂餘仁壽侍臣今

淳茂昔與老君謫行之日、爲公使被駈、路宿于河陽驛、一宿之後分去、曉遙拜謁遂不再逢、今侍仁壽殿下、至恩勅命預榮級、悲至□飛當時涕涙一似故云々、

〔元亨釋書 二十六資治表〕寛治皇帝

永長元年正月、初承暦四年二月大内火仁壽殿觀音供絶、寛治六年、僧都經範奏法事之絶、帝宣給事

中成宗曰、此供嚴修仁壽殿、今殿未成、何修之有、絶對曰、昔我祖弘法大師奏置此供、爾時仁壽爲常殿、故修于仁壽、近世清涼爲常殿、仁壽雖未成、清涼爲宜、何以故、當近帝居而修此供、因是而言、假令仁壽成、未如清涼之近密矣、給事復奏、帝以絶言爲然、至此修于清涼、于今不絶、俗曰二間供、

〔日本紀略 六 圓融〕貞元元年五月十一日丁丑、子剋、内裏有火、火出自仁壽殿西面、但中重外舍屋不燒、天皇出自玄輝門、御桂芳坊、依火氣熾、天皇遷御職曹司、

〔枕草子 五〕宮の五せち出させ給ふに、○中略まひびめは、すけまさのむまのかみのむすめ、そめどのの式部卿宮の御おとうとの四のきみの御はら、十二にていとおかしげなり、はての夜も、おひかづきいくもさはがず、やがてじゞう殿よりとをりて、清涼殿のまへのひがしのすのこより、まひ姫をさきにて、うへの御つぼねへまいりしほどおかしかりき、

〔榮花物語 三十二 歌合〕正月○長元七年廿日の程に、内宴あるべければ、こと〳〵なく職人のありさまかたちの事を、人にすぐれてとおぼしめす、○中略仁壽殿に御しつらひせさせ給て、院中宮の御つぼねして參らせ給へり、

〔大鏡 七 太政大臣道長〕花山院の御時に、五月しもつやみに、さみだれもすぎて、いとをろ〳〵しく、かきみだれたる雨のふる夜、御門さう〳〵しくやおぼしめしけん、殿上に出させおはしまして、あそびおはしましけるに、人々物がたりなどし給て、むかしおそろしかりし事どもなど申させ給へるに、こよひこそいとむづかしげなるよなめれ、かく人がちなるにだに、けしきおぼゆ、ましてものばなれたるところなどいかならむ、さらむところにひとりいなんやと、おほせられけるに、えまからじとのみ申給ひけるを、入道殿○藤原道長は、いづくなりともまかりなんと申給ひければ、さるところおはしますみかどにて、いとけうある事なり、さらばいけ、みちたかは豐樂院、道兼は仁壽殿の塗籠、○の塗籠三字原作蒼龍、今據一本改、道長は大極殿へいけとおほせられければ、○中略道隆は右衛門

露臺

の陣よりいでよ、道長は承明門より出よと、それをさへわかたせ給へば、左かおはしましあへるに、中關白殿〇藤原道隆陣にてねんじておはしたるに、宴の松原のほどに、そのものともなき聲どものきこゆるに、すぢなくてかへりたまふ、粟田殿〇藤原道兼は露臺のとまで、わなゝくゝおはしたるに、仁壽殿の東面のみぎりのほどに、のきとひとしき人のあるやうに見え給ひければ、ものもおぼえで、身のさぶらはゞこそ、おほせ事もうけ給はらめとて、をのをのかへりまいり給へれば、御あふぎをたゝきてわらはせ給ふに、〇下略

〔訂正大内裏圖考證十三〕塗籠

廣前按、仁壽殿塗籠といふこと、いまだ何の書にも見あたらず、この本書〇大内裏圖考證にも都だてなし、然るにたゞこの大鏡にのみ見えたり、

〔本朝世紀〕久安六年八月四日丁未、午剋、大風折木、終日不止、下人小屋等、多以被吹損、又大内裏中、仁壽殿顚倒、近年内裏殿舍拂地顚倒、所殘此一殿也、今前如此可傷云々、

〔類聚名物考宮室一〕露臺　ろだい　つゆのうてな

すべて露といふは、屋架のおほひなくして、雨露にさらす意にていふなり、露臺も、覆盧のなき臺を云ふ、露井も覆なき井をもいひ、または今俗云ふ中庭の事をもいへり、露榖は、庭につみて雨覆せぬを云の類ひ也、

〔史記十文本紀〕孝文帝從代來卽位二十三年、宮室、苑囿、狗馬、服御無所增益、有不便輙弛以利民、嘗欲作露臺、徐廣曰、露一作靈、索隱曰、顧氏按、新豐南驪山上猶有臺之舊趾也、召匠計之、直百金、上曰、百金中民十家之產、吾奉先帝宮室、常恐羞之、何以臺爲、

〔日中行事〕ひるの事どもはてぬれば、所々の掌燈す、まづ仁壽殿の露だいのとうろ二、〇下略

〔匡房卿大嘗會記〕天仁元年十一月大嘗會、酉刻、殿司供齋大御燈於仁壽殿露臺、自此大忌人不入陣

承香殿

中、

〔今昔物語二十七〕仁壽殿臺代御燈油取物來語第十

今昔、延喜ノ御代ニ、仁壽殿ノ臺代ノ御燈油ヲ、夜半許ニ物來テ取テ、南殿樣ニ去ル事、毎夜ニ有ル比有ケリ、○下略

〔古事談一王道后宮〕一條院幼主御時、夏公事日、公卿等徘徊露臺、披南殿北戶、帶涼風、其時、大入道殿○兼家爲攝政、放祚奉抱主上、自披戶令指出給、諸卿敬候云々、

〔伊呂波字類抄志地儀〕承香殿已上殿名

〔仙源抄楚〕そきやう殿　承香殿也、蘭ニ、内侍督、君ノ御局ニナル、

〔大內裏圖考證十三〕承香殿年中行事後附諸殿名假名、シヨキヤウ、

和名抄曰、在仁壽北、東寺所傳大內圖曰、承香殿、弘仁已後所建、　古圖曰、七間四面、拾芥抄、及神泉苑所傳圖曰、九間四面、按、九間當作七間、不則傳寫誤、　諸圖、卯酉建之、　有職抄曰、承香殿七間四面、仁壽殿ノ北ニアリ、　年中行事畫內宴圖、檜皮屋、

〔有職抄二禁中殿門〕承香殿

七間四面、仁壽殿ノ北ニアリ

〔日本紀略二朱雀〕天慶三年十月七日己亥、於承香殿有菊花宴、賦詩詠歌、

〔百練抄四圓融〕天元元年八月十六日、於承香殿有御遊興、延喜昌泰以後久絕、

〔枕草子七〕かむもりづかさの者共、疊とるや遲きと、主殿司の官人ども、手毎に箒とりすなごならす、承香殿の前の程に、笛を吹たてひやうし打てあそぶを、○下略

〔日本紀略十一一條〕長保二年九月廿一日乙未、今夜承香殿築垣上置死小兒、依五體不具、爲七日穢、

〔榮花物語三十六根合〕あさましき事は、正月二○天喜年八日又やけぬ、冷泉院に內、○內原脫、今據一本補、中宮とわた

常寧殿

らせ給ぬ、皇后宮は承香殿などおぼしきにおはします、○下略

〔山槐記〕永曆元年十一月十五日己丑、出御、○中略雲客皆悉取₂指燭₁前行、兼儲₂筵道₁孫廂北行、於₂第三間₁、卽徑₂長橋幷承香殿額間后町廊₁入₂常寧殿馬道₁入₂御大師局₁、

〔伊呂波字類抄〕志地儀 常寧シヤウネイキサイマチ

〔拾芥抄〕中宮城末 禁中所々異名

后町 常寧殿、南殿北、

〔雅亮裝束抄〕一 五せち所のこと○中略

大だいり五せちどころ、さうねいでんのみなみのにし、きたのにし、兩所のわらはこそ、帳だいのこゝろみのよ、なかのつまどよりのぼることにてあれ、それもなをしもゑんよりのぼせて、みなみのめだうのつまどよりのぼる、つねのぎなり、

〔平家物語〕十二 大地しん

てんげう二年四月二日の日の大地しんには、しゆ上御てんをさつて、せいねいでんのまへに、五ちやうのあく屋をたてゝ、おはしけるとぞうけたまはる、

〔大內裏圖考證〕十七 常寧殿、假名裝束抄曰、そうれいでん、兵範記作₂正寧殿₁、或稱₂后町₁、左丞抄作₂北大殿₁、榮花物語作₂五節殿₁、玉葉作₂五節所₁、

諸圖○中略 神泉苑所傳圖曰、后町九間四面、有職鈔曰、常寧殿、后町ト云、七間四面、承香殿ノ北ニアリ、雲圖抄圖、七間四面、按、諸圖書作₂九間四面₁者、蓋古說、西又庇二間、古圖七間四面、身舍東西、並東西二間、南北二間、西又庇二間、

〔有職抄〕二 禁中殿門 常寧殿

后町トイフ、七間四面、承香殿ノ北ニアリ、

貞觀殿

〔延喜式 二十一玄蕃〕凡天皇卽位、則講說仁王般若經、一代一講 一日朝哺二座講畢、宮中諸殿省寮等應隨便莊嚴、設百高座、〇中略 堂別堂童子四人、並六位以下 佛供養前二人、大極殿及紫宸殿、後宮院、並五位王、自餘用六位王、及諸司主典以上、

〇按ズルニ、後宮院ハ常寧殿ノ事ナリ、

〔延喜式 十三中宮〕凡十二月擇日奉幣於墓、〇中略 其日遲明、使官令持幣、入安常寧殿南庭、禮畢退出、進發、

〔江家次第 十十一月〕五節帳臺試

常寧殿西塗籠內帳臺上、敷長筵、其上可敷舞妓座、近例以中爲上 其前各立白木燈臺一本、舞殿戶下立床子一脚、東帳臺坤角引幔爲小歌座、〇中略 五節皆參之後、奏其由、主上出御、御直衣御奴袴御沓 經假長橋并承香殿南簀子同馬道后町廊常寧殿馬道等、入御於師壺禰、

〔文德實錄 十〕天安二年三月丙子、是日召會諸司諸別所能書之者於常寧殿、初令寫般若波羅密多理趣經百卷、

〔日本紀略 一醍醐〕延長八年七月二日、天皇避淸涼殿、移坐常寧殿、依去月雷震之事也、　九月廿一日辛巳、皇后遷坐常寧殿、

〔榮花物語 三十八松のしづえ〕內つくりいで、いらせ給、〇中略 さまざまに內わたりいとおかし、中宮は登花殿に、五節殿かけてぞ、おはしましける、

〔兵範記〕仁安三年十一月十九日丙子、今日大歌試如例、正寧殿東砌造片廂、爲其座、

〔伊呂波字類抄 知地儀〕長觀殿 殿名チヤウクワンデン

〔大內裏圖考證 十七〕貞觀殿 年中行事後附諸殿名假名、ジヤウグワン、〇中略 一日御匣殿、諸圖、〇中略 校本拾芥抄圖七間四面、印本拾芥抄圖曰、九間四面、蓋古制、

〔有職抄 二禁中殿門〕貞觀殿

御匣殿トイフ、七間四面、常寧殿ノ北ニアリ、

〔西宮記 臨時五〕所々事

御櫛笥殿 在貞觀殿中、以上﨟女房爲別當、有女藏人、

〔拾芥抄 中末 宮城〕禁中所々異名

御匣殿 貞觀殿、后町北、

〔古今著聞集 十三 哀傷〕抑も彼御門〇花山世をそむかせ給ふ事おこり、いと哀にかなし、〇中略すでに內裏を出させ給ひける夜、寬和二年六月廿三日なりける、〇中略おりしも、村雲の月にかゝりければ、我願すでに滿すとてぞ、貞觀殿の高妻戶よりおどりをりさせ給ける、それよりぞ、かの妻戶はうち付られにけるとぞ、

〔兵範記〕仁安三年十一月廿日、頭中將、下官〇平信範等立貞觀殿北砌內、〇中略更東行、經貞觀殿東戶及橋下等、至于正寧殿壇下、

〔三代實錄 三十六 陽成〕元慶三年九月十一日戊戌、親王公卿於中宮廳事賜飮酒、

〔日本紀略 六 圓融〕貞元元年六月十八日癸丑、申剋地大震、其響如雷、〇中略今日寄御輿於南庭、立幄爲御所、中宮廳前同以立幄、

〔吉記〕治承元年四月廿八日己亥、夜半許、在二條高倉邊火、牛童走來云、陣中有火事云々、〇中略件根元、二條北油小路西北陣北門頂知對也、有經師法師宅、而中宮廳一令燒失之後、以件宅假用廳、而間強盜數輩亂入、〇中略強盜卽放火、

〔標注職原抄校本別記 下〕皇后中宮

貞觀殿は何の爲のものぞといふに、これ卽、天皇の外治に對て、皇后の內職を聽き、陰德を脩め給ふ所になむ、故にこれを廳といふ、三代實錄貞觀元年六月十八日、地震、中宮廳前立幄、〇中略また中宮式に、職司、於廳前儲酒肴饗之、これらに載たる中宮廳、卽この殿のことにて、大夫亮進屬

等集會して、後宮の事を行ふ所なり、またこれを御匣殿といふ、

○按ズルニ、三代實錄貞觀元年六月十八日ノ文、大內裏圖考證ニモ之ヲ引キ、日本紀略同之ト註シタレドモ、此文原書ニナシ、而シテ日本紀略貞元元年六月十八日ニ、此文見エタレバ、貞觀ハ貞元ノ誤ニシテ、三代實錄ノ文ニハ非ルベシ、

春興殿

〔伊呂波字類抄〕須地儀 春興殿殿名

〔有職問答〕一 一名目相違事

春興殿ヲ官務家にはひゆむこう殿と申候、殊外に替りたる事にて候、又按察使をあむせつしなど申流も候、一途に不限候由を被仰出候キ、其分候哉、如此類家々多之候

〔大內裏圖考證〕十四 春興殿年中行事後附諸殿名假名、シユンクヰヨウ、

倭名抄曰、春興殿、東南之一 拾芥抄曰、春興殿、日華門南七間三面子午建之、又圖曰、七間二面、神泉苑傳圖曰、七間三面、

〔名目抄〕禁中所々名 殿舍中少々

賢所カシコドコロ 春興殿本號也、又內侍所也、

〔有職抄〕二禁中殿門 春興殿

七間四面、日華門ノ南ニアリ、

〔延喜式〕十二中務 凡內舍人參雷鳴陣者、立春興殿西廂、

〔續日本後紀〕六仁明 承和四年十二月辛卯、是夜盜開春興殿、偸取絹五十餘匹、宿衞之人、不得見著、

〔續日本後紀〕十六仁明 承和十三年正月丙午、烏含傳漏之籤飛去、墮于春興殿上、

〔三代實錄〕四十五光孝 元慶八年二月廿一日壬子、掛甲四百領、須給左右近衞府各二百領、此甲尋常納內裏春興殿、天皇入東宮之後、遷納東宮書殿、今出而給之、以兵庫甲給左右衞門左右兵衞四府、並〇並、原脫、

本補（今據一）爲二十三日卽位以此著用也、

朱器殿

〔扶桑略記 二十五 朱雀〕承平三年七月十三日丁亥、飄風吹損右近陣火炬屋、幷春興殿、校書殿檜皮、

〔小右記〕長和三年正月七日甲午、今日白馬節會、○中略群臣經同壇入自承明門、列立宜陽春興兩殿、謝座謝酒等如常、

〔日本紀略 十三 後一條〕寛仁四年七月廿二日辛未、夜大風吹壞内裏所々、左近陣前軒廊朱器殿、○中略其外不可勝計、

〔大内裏圖考證 十四 春興殿〕朱器殿　諸圖在春興殿東南、與春興殿平等、北直御宿、

〔朝野群載 九 功勞〕正六位上行左馬少允紀朝臣久俊誠惶誠恐謹言、

請特蒙天恩因准先例、依以私物造進太子宿、朱器殿、幷鳥曹司功、遷任左右衞門尉闕狀、

右久俊謹撿按内、依土木之功任金吾之例、古今已多、久俊依承德二年四月十三日綸言、造進件屋等、以康和元年閏九月二日、申請覆勘畢、重按舊貫、中原賴遠造進鳥曹司、早以拜除、藤原永儀造進太子宿、又被遷任、皆依一字之造營、超先功之等倫、以彼論此、蓋仰哀憐而已、望請天恩因准先例、依件成功、遷金吾者、將勵愚魯之性、彌致警衞之勤矣、久俊誠惶誠恐謹言、

康和二年七月二十三日　　　正六位上行左馬少允紀朝臣久俊

宜陽殿

〔九條殿年中行事 九月〕九日節會事

同日無節會、於宜陽殿賜酒饌侍從以上、其儀如孟平座、

〔類聚國史 七十一 歲時〕天長四年正月甲子、於儀陽殿廂下、召親王已下侍從已上、命酒食賜被、

〔三代實錄 三十三 陽成〕元慶二年二月廿五日辛卯、於宜陽殿西廂、令從五位下助教善淵朝臣愛成、始讀日本紀、從五位下行大外記島田朝臣忠臣爲都講、右大臣已下參議以上、聽受其說、

〔三代實錄 三十四 陽成〕元慶二年十月十一日癸酉、運造兵司甲冑五十具、納於宜陽殿、

〔日本紀略 醍醐一〕延喜七年正月一日戊寅、寅四剋拜天地四方如常、天皇不受朝賀、以八省修理未成也、○中略侍從以上於宜陽殿行酒饌、

〔枕草子 五〕びはははげんじやう、ぼくば○中略又わごんなども、くちめ、しほがま○中略なにくれと、おほくきこえしかど、わすれにけり、ぎやうでんの一のたなにといふことぐさは、頭中將こそしたまひしか、

〔左經記〕萬壽三年正月二十七日乙巳、今朝於關白殿語次侍從宰相被示云、故一條左大臣、於宜陽殿被行公事之間、小一條大將、於陣座被下若狹國解由、說事任云々而左大臣被咎違例之由、大將陳之、傳聞、故時平大臣、於宜陽殿被行雜事之間、下臈納言、於左仗座令申文云々、

議所

〔名目抄 禁中所々名〕殿舍中少々

議所ギノトコロ 昔除目之時、於此所仰宮文、有勤盃等、自是進弓場列、

〔西宮記 正月下〕除目

當日大臣以下、自陣著議所、以內豎前立大臣後壁、○中略參議稱唯、出殿上侍、召將監仰、於議所可仰、

○按ズルニ、議所ハ宜陽殿ノ南廂ノ中ナル、東第二ノ間ニ在リ、一ニ宜所トモ書ケリ、又下名所、議場ナド書ケルモ、同所ナルベシ、

綾綺殿

〔伊呂波字類抄 利 地儀〕綾綺殿リヨウキデン 禁中殿名

〔書言字考節用集 一 乾坤〕綾綺殿レウキデン 禁中宜陽殿北

〔大內裏圖考證 十六〕綾綺殿 年中行事後附諸殿名假名、レウキ、

和名鈔曰、綾綺殿、在宜陽殿北、 拾芥鈔曰、綾綺殿、九間三面、子午建之、又圖曰、九間三面、校本拾芥鈔曰、九間四面、校拾芥抄、及圖、作九間三面者、除南庇數之者也、諸圖年中行事畫內宴圖、檜皮屋、九間四面、

〔訂正大內裏圖考證 十六〕廣前云、綾綺殿の假字、れうきとはかくまじきなり、日本紀に、綾をロの

假字に用らるれば、ロウキとはかくべきか、又和名抄に、相模國の郡名、餘綾を與呂岐とか、れたり、さすればロの假字なる事論なし、去からばロウキとかくべきか、また漢音にりやうきともかくべし、

大内裏抄に綾綺殿、七間四面、宜陽殿ノ北ニアリ、〈中略〉子午ニ是ヲ建ル也、〈廣前接するに、七間四面とする物、長保年中以後、儉約の制によるものなるべし、〉

〔有職抄 二 禁中殿門〕綾綺殿
七間四面、宜陽殿ノ北ニアリ、

〔北山抄 三 拾遺雜抄〕内宴事
舞妓等出自綾綺殿軟障南頭著座、〈參入音聲之間、妓女取箏琵琶方磬、周旋著云々、〇中略〉主殿寮供庭燎、奏樂、〈雨儀、於綾綺殿西庇舞、〉

〔江家次第 十一 十二月〕内侍所御神樂事
修理職、壞温明殿西簀子、綾綺殿東簀子、東南渡殿北簀子、自南殿艮角階、經陣座後柱外、至綾綺殿額間、

〔日本紀略 一 醍醐〕昌泰二年七月廿七日戊午、於綾綺殿有相撲召合、

〔西宮記 臨時九〕親王元服
天慶三年二月十五日、申剋、成明親王於綾綺殿東廂、陪御前加元服、

〔日本紀略 二 朱雀〕天慶六年正月廿四日癸卯、内宴綾綺殿、題云、花間訪春色、

〔九暦〕天暦二年五月十七日、去天慶八年朱雀天皇遷御綾綺殿之時、上達部座敷宜陽殿西廂、

〔日本紀略 四 村上〕天德四年十月廿三日己丑、去廿一日綾綺殿壇南出骸骨、准五體不具、有七日穢、

〔山槐記〕永暦元年十二月廿七日辛亥、今夜内侍所神樂也、〈中略〉亥剋出御、〈中略〉予〈〇藤原忠親〉又取關白御据、經長橋并南殿北簀子新構長橋、〈自南殿東北片橋東行、至綾綺殿南一間、北折、及額間中央也、北方橋頗相殘也、南殿腋階自一級斜渡下也、〉

温明殿

〔頼政卿集〈春〉〕新院〈○崇徳〉の御時、里内裏におはしましける頃、大内にさぶらひけるが、綾綺殿の梅の
　花盛に咲けるを、小舍人してをりにつかはしける枝に結び付て奉りける、
九重のうちに匂へる梅の花とく散らさじと思ひしものを
〔伊呂波字類抄〈字 地儀〉〕温明殿〈ウンメイデン 禁中殿名也〉
〔下學集〈上 家屋〉〕温明殿〈内侍所南殿東、主上常居之也、〉
〔書言字考節用集〈一 乾坤〉〕温明殿〈禁中綾綺殿東〉
〔大内裏圖考證〈十六〉〕温明殿〈年中行事後附諸殿名假名、ウンメイ、〉
諸圖、和名抄曰、温明殿〈在綾綺殿東〉 校本拾芥抄曰、温明殿九間四面、 拾芥抄圖曰、九間三面、〈所謂三面、除南庭敷政門廊也〉 又曰、内侍所云、温明殿、〈綾綺殿東七間四面子午建之〉又曰、内侍所、云温明殿、南殿東、〈禁中抄同上〉 年中行事畫、内宴圖、
温明殿檜皮屋、
〔有職抄〈二 禁中殿門〉〕温明殿
別殿トイフ、七間四面、綾綺殿ノ東ニアリ、内侍所此所ニマシマス也、
〔延喜式〈五十 雜〉〕凡乘輦車出入内裏者、妃限曹司、夫人及内親王限温明殿後涼殿後、
〔江家次第〈十一 十二月〉〕内侍所御神樂事
行事藏人、借官行事所御簾、綾綺殿東面、南三間、東南渡殿、温明殿南三間懸之、自餘皆下蔀、温明殿南
第二間神座前、立廻太宋御屏風四帖、
〔西宮記〈正月上〉〕四方拜
康保二年正月一日、依式可設三座、而設四所失也云々、香爐奩具納温明殿、
〔小右記〕寛弘二年十一月十五日己未、火起自温明殿、神鏡、〈所謂恐所〉太刀、幷契等、不能取出云々、

麗景殿

〔伊呂波字類抄〈禮 地儀〉〕麗景殿〈レイケイデン 殿名〉

宣耀殿

〔書言字考節用集 一乾坤〕麗景殿（レイケイデン）（綾綺殿北）

〔有職抄 二禁中殿門〕麗景殿

七間、宣耀殿ノ南ニアリ、

〔西宮記 臨時九〕親王元服

延喜十七年、克明親王加冠、〇中略戊剋相率參太后御在所麗景殿、其儀卷西廂簾、其北障子南面、設冠者親王座、

〔日本紀略 五冷泉〕應和四年十二月十九日癸酉、自今日三箇日於麗景殿、轉讀大般若經、依來廿六日可遷御也、廿六日庚辰、主上自襲芳舍遷御麗景殿、

〔百錬抄 四冷泉〕安和元年十月八日、自麗景殿遷御清涼殿、先帝〇村上於此殿昇霞、今敬燕霞遺跡、改土木也、改替板敷、先例壞改、隨儉約之儀、

〔榮花物語 三樣々の喜び〕十二月〇寛和二年のついたちころに、東宮〇三條御元服ありて、やがて內侍のかみ〇綏子まいり給、麗景殿にすませ給、

〔日本紀略 十三後一條〕治安三年二月廿五日己未、亥時麗景殿東立蔀有放火、卽撲滅之、

〔公任卿集〕冬つかた、麗景殿の細殿に物などいひける程に、くら人これすけ、からもの、使にてくだる、〇下略

〔伊呂波字類抄 世地儀〕宣耀殿

〔大內裏圖考證 十七〕宣耀殿（年中行事後附諸殿名假名、センヨウ、）

諸圖倭名抄曰、在麗景殿北、拾芥抄曰、麗景殿北七間四面、子午建之、校本拾芥鈔圖曰、七間四面、（按、神泉苑所傳圖、作七間三面、蓋誤寫、）

〔訂正大內裏圖考證 十七〕廣前按、宣耀の假名、せんえうと書べし、すべて宵韻に屬する諸字のか

な、皆えうの假名なればなり、

〔有職抄二禁中殿門〕宣耀殿

七間、麗景殿ノ北ニアリ、

〔枕草子六〕しげいしや東宮にまいり給ふほどの事などは、いかゞは、めでたからぬことなし、〇中略登花殿の東の二間に、御しつらひはしたり、〇中略御てうづまいる、彼御かたは、せんようでん、ぢやぐはでんをとをりて、わらは二人、しもづかへ四人して、もてまいるめり、

〔小右記〕長和二年三月廿日辛亥、亥剋皇后入内、（乘輿入）自陽明門幷朔平等門、寄御輿於后町廊、但壞宣耀殿南又廂東隔、爲御輿路、以承香殿爲御在所、

〔榮花物語三十四暮待星〕かくて内つくり出てわたらせ給べし、皇后宮〇禎子この宮〇親仁の御ふみはじめにぞいらせ給へる、あはれにおとなびさせ給へるにも、とし月の事おぼしめししられて、あはれにおぼしめす、〇中略なし壺にはれいのやうに、春宮〇親仁おはします、宣耀殿に一品宮おはしまいて、梨子壺のきたのやを、うへの御つぼねにせさせ給へり、

安福殿

〔運歩色葉集阿〕安福殿

〔大内裏圖考證十二下〕安福殿、（年中行事後附諸殿名假名、アンフク、）延喜中務省式作藥殿、（文見下）西宮記旬作西殿、諸圖、和名鈔曰、安福殿、（西之南一）拾芥抄曰、安福殿、（月華門南、七間二面、印本作三、是西弁、子午建之、〇中略）雲圖抄賭弓圖、七間三面、年中行事畫、蹈歌圖、屋檜皮、又賭弓圖作六間、又弓場始圖作七間、

〔訂正大内裏圖考證十二下〕廣前按、西宮記旬に西殿といふ、東に宜陽殿、春興殿とあるに對して云名目にて、安福殿、校書殿、ともに西殿といふ也、安福殿を西殿の一名のやうにおもふは非なり、又上野駒牽に云、有不調者、倚東西殿柱云々、卽東は春興、西は安福殿なり、

〔有職抄二禁中殿門〕安福殿

七間二面、月華門ノ南ニアリ、

〔內裏式上〕八日〈○正月〉賜女王祿式〈十一月同〉

其日、近衞次將、令所司鋪設於殿庭〈安福殿前張幔二字〉、積祿於版位南紫宸殿南廂西戶外、

〔延喜式三十八掃部〕十八日〈○正月〉賭射〈○中略〉安福殿南第二間、東面北上、兵部錄以下座、同殿巽角東面立床子一脚、爲奏的者座、屛幔東設四衞府官人以下座、

〔西宮記十月〕五日射場始

安福殿東廂一間、敷矢取座、堋西立的申床子、

〔江家次第十十一月〕新嘗會裝束

從安福殿南廊南行東折、從堋屋東北角南折、至于永安門西披張同幔、

〔長秋記〕元永二年九月十一日、今夜於安福殿代有五塔御修法、自弓場殿以南、至安福殿東廂第二間、新構長橋、敷筵道爲路、〈○中略〉出御〈御直衣〉頭辨顯隆供御插鞋、下官候御劒、安福殿代北戶前、立廻屛風供御半帖爲御所、

〔兵範記〕仁安三年十二月十日丁酉、參內、依射場始也、〈○中略〉安福殿東庇南第二間、敷折薦帖爲的申矢取座、

校書殿

〔伊呂波字類抄計地儀〕校書殿ケウショデン 〔同不地儀〕校書殿フミトノ

〔倭名類聚抄五職官〕校書殿 二方品員云、累代書籍在此殿、置勾當人以典校書殿、〈俗云布美止乃〉

〔拾芥抄中本官位唐名〕校書殿〈秘書、校書殿、〉

〔大內裏圖考證十二上〕校書殿〈年中行事後附諸殿名假名、ケウシヨ、〉西宮記作西殿、又作文殿、左經記作敎書殿、

諸圖、〈○中略〉年中行事畫、賭弓、及御齋會圖、弓場始圖、校書殿九間三面、雲圖抄圖、台記別記康治二年正月十八日、賭弓圖、九間四面、神泉苑所傳圖曰、九間三面、有職抄曰、校書殿七間二面、〈按、七間二面、未詳、〉

〔訂正大內裏圖考證十二下〕廣前云、こゝに西殿といふは、東は宣陽殿春興殿とあるに、對して云名目にて、安福殿校書殿ともに西殿といふなり、校書殿を西殿の一名とおもふは非なり、

〔有職抄二禁中殿門〕校書殿

七間二面、月華門ノ北ニアリ、

〔延喜式十一太政官〕凡校書殿及內豎所並聽ニ太政官幷辨官所ノ仰之事、

〔西宮記正月下〕除目

任ニ四所內豎ヲ〇中略文殿、校書殿、五六人之中、延長五年四人、七年二人、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年正月丙寅、天皇內ニ宴於仁壽殿ニ公卿近習以外內記、及直校書殿文章生一兩人、殊蒙ニ恩昇ニ共賦ニ春色半喧寒之題ヲ

〔左經記〕寬仁四年十月七日甲申、人々云、校書殿東砌上有ニ雉ニ云々、召ニ陰陽師ヲ於藏人所ニ有ニ御卜ニ火事、兵亂、

〔西宮記四月〕擬階　不ニ出御ニ儀

延喜四年四月七日、依ニ雷鳴ニ擬階奏停止、九日又停止、藏人下ニ奏書ヲ歸入之時、於ニ无名門前ニ必令ニ有ニ咨聲ヲ云々、是在ニ孔雀間ニ史若外記、爲ニ令ニ知下ニ奏書ヲ之由ニ也云々、他時准之、

〇按ズルニ、孔雀間トハ校書殿ノ東廂北三四間ヲ云フナリ、

清涼殿

〔伊呂波字類抄世地儀〕清涼殿上之禁中殿名也

〔下學集上家屋〕清涼殿(セイリヤウデン)南殿之西、又云ニ御殿ニ主上常居之也、

〔撮壤集中宮閣〕清涼殿(セイリヤウナン)

〔書言字考節用集二乾坤〕清涼殿(セイリヤウデン)第ニ之中殿ニ又云ニ御殿ニ上古天子常寢居

〔三輔黃圖三未央宮〕宣室溫室清涼、皆在ニ未央宮殿北ニ〇中略

清涼殿、夏居之則清涼也、亦曰延清室、漢書曰、清室則中夏含霜卽此也、

〔大内裏圖考證十一上〕清涼殿、(年中行事後附諸殿名假名、セイリヤウテム、又セイリヤウテム、古寫本枕草子、セイエウテム、榮花物語、セイラウテム、)類聚國史作清冷、長秋記作西涼、拾芥抄、及禁腋秘鈔諸書作中殿、西宮記作本殿、延喜式、及日本紀略、北山鈔、江次第、拾芥抄諸書作御殿、本朝文粹作路寢、政事要略作後寢、

〔夏山雜談五〕清涼殿ハ、中殿トモイフ、常ニ御殿トノミイフモ、清涼殿ノ事ナリ、此御殿ヘハ、至尊出御ナキ時トイヘドモ、地下ノ人ハマイルコトハナラヌナリ、紫宸殿ヘハ、出御ナキ時ハ、地下ノ人モハヾカリナシト聞リ、

〔有職抄二禁中殿門〕清涼殿

七間四面、中殿トイフ、校書殿ノ北ニアリ、四方拜、小朝拜、叙位、除目、官奏、三席ノ(詩歌管絃歟)御遊以下ノ公事、アマタ此殿ニテ行ハルヽナリ、

〔名目抄禁中所々名〕御殿(清涼殿、又中殿、)

夜御殿(搔燈アリ)　二間(有觀音、夜居僧加持也、)　晝御座(在庇)　朝干飯　臺盤所　鬼間　母屋　庇　孫庇(或又庇、已上於三个事者、不限此殿、雖何殿可有其稱、但南殿無孫庇歟、)　鳴板　石灰壇　殿上　上戸　下戸　榑間　小板敷(云神仙門中)

沓脫(同云門外)　小庭　侍　宇津保柱

〔拾芥抄中末宮城〕禁中所々異名

中殿(云清涼殿、又云御殿、南殿西、常寢居也、)

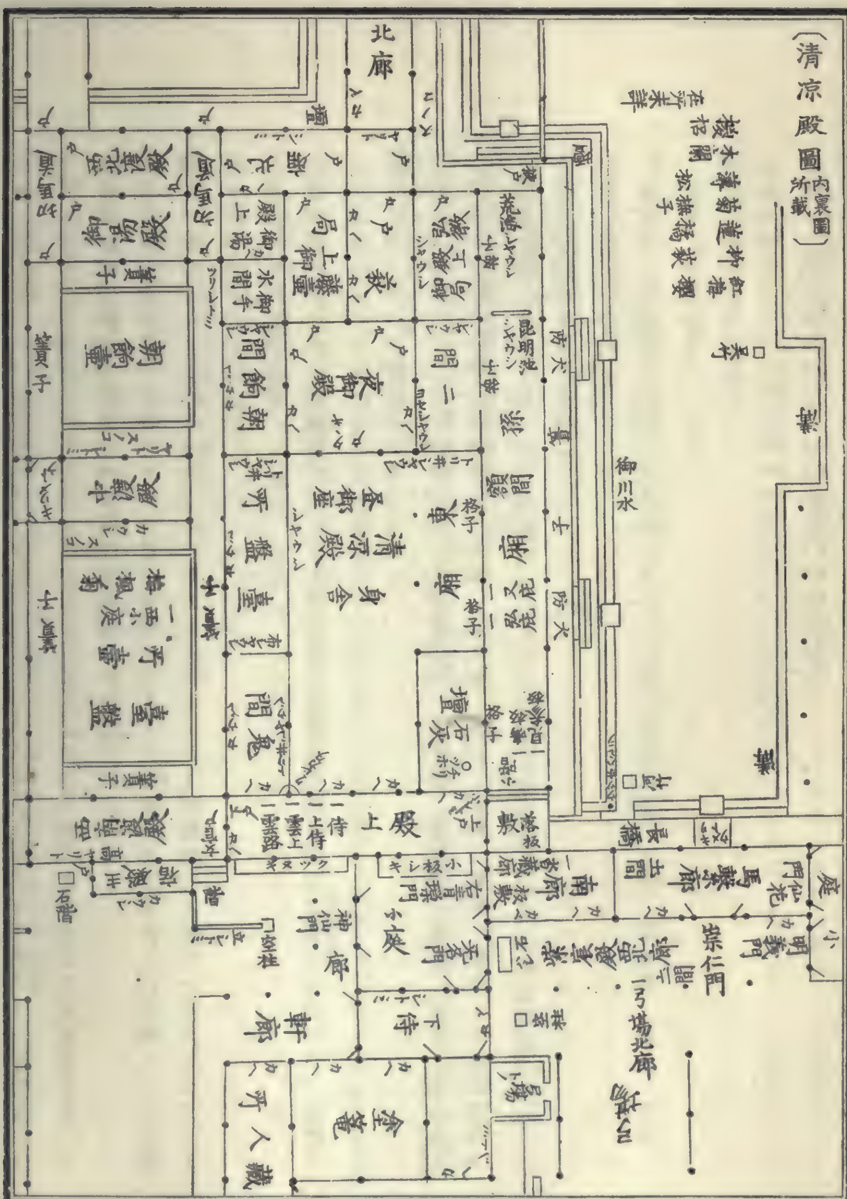
晝御座　夜御座　朝餉　石灰壇　鬼間　二間　上御壺禰　萩戸　臺盤所　殿上　下侍

渡殿　御裝物所

〔禁秘御抄上〕一清涼殿

五間(北第一間母屋爲御路、次御帳間、第三間大床子、第四間奧有御厨子、第五間四季御屏風、母屋有日記御厨子、)

帳(四面有几帳、帷夏生、以胡粉畫花鳥、無躰、冬朽木形、疊三帖繧繝御座敷、東上、西柱角鏡、東面濱床如恒、)


清涼殿圖
内裏圖所載
北廊
清涼殿
晝御座
夜御殿
二間
朝餉
臺盤所
鬼間
殿上
萩戸
藤壺上御局
弘徽殿上御局
石灰壇
東廂
孫廂
長橋
神仙門
明義門
仙華門
下侍
年中行事障子

師子、狛犬、(在帳前南北、左師子、)平敷、(略○註)大床子三脚、(略○註)南蠻繪御厨子二脚、式筥、(黑漆)日記御厨子二脚、(略○註)(同)置物御厨子二脚、(略○註)

○石灰壇○(四季御屏風三尺、南第一間、母屋御簾下、以東爲面、此御屏風之中、在陪膳圓座、障子皆唐繪本文也、又燈樓、有毎事可時有浜燈網燈、)

○弘廂○(板九枚、北有荒海障子、南方手長足長、北面宇治網代布障子墨繪也、二間與上御局之際、立昆明池障子、閑院無上御局、仍荒海障子副二尺許、爲路立之、南昆明池、北嵯峨野小鷹狩、南切妻)(有鳴板、號見參板、不打付也、)年中行事障子、(略○註)

○上殿○六間、(上戸有小蔀、主上覽殿上所也、御物忌時下之、)倚子覆、出納且暮奉仕之、懸椊、奏杖、(在上戸邊、)和琴、(置北長押、)臺盤三脚、(切臺盤大臣)火櫃二、(自十月至三月、至四月撤之、)圍碁彈碁等盤有臺盤所、(近代冬不設之、上古尋常置之、)簡、(有袋、)朱辛櫃、横敷前在硯、(木工寮進之、白地檜置瓦硯、)春冬有垂幕、夕陽之時下釣蔀、横敷坤角柱付蘇芳綱、村鈴、召小舍人之時、藏人引之、是自二條院御時事也、始用馬寮指繩、近代爲例、神仙門東三間西三間也、小板敷西有椊間、小庭時簡膳棚燈樓、

○下侍○三間、(有炭櫃、四面敷疊、號侍臣亂遊所也、如折松於此所、也、或又酒宴等於此所行之、清華人近代不著之、)

○渡殿○二行各二疊、敷黃端、公卿在殿上之日、不論花族諸家非色、又著之、不然之時、可然之人不著之、北副高欄立布障子二間、(立柱打付)晝打毬、向下戸、横女官戸路通、立障子、(馬形、號波祠馬也、)其西南二間有遣戸、其下一間籠下女房住、如手水物、置燒火、置水、自中古事歟、高遣戸侍臣已下參所也、

○鬼間○二間格子也、南間常不上、有覆簾、(卷之、)其内南北行立御厨子、置御膳具、南壁白澤王切鬼繪、櫛形者、北障子際柱夾有二、

○臺盤所○三間、北間、(朝餉方、)敷黃端疊、東倚子、其南女房簡、入袋、辛櫃、(朱漆也、)臺盤上有御膳棚、(二階檜、)火櫃一、圍碁彈碁等同殿上、中間臺盤東黑漆厨子、上置菓子等、其南立馬形障子、鬼間方奥一間出也、疊中并南間紫端、長押下二間、是渡廊簾也、南有格子二間、北遣戸一間蔀一間、(常不上、)二間際程副北立馬形障子、西立布障子、其外號切簾、一間懸遣戸御簾二間也、抑臺盤所東北障子、到鬼間マデ和繪也、

朝餉　二間（南平敷二枚、上北東北立屛風、或絹屛）夜御殿方有副障子、御屛風内外案御調度、二階一（押鏡）唐匣筥一、硯筥、螺鈿厨子二脚（非螺鈿、只近代蒔繪、或以薄押、）冠筥二、唾壺、手拭筥、熨筥、几帳一、大床子二脚、一（八在御手水間）火櫃春冬計也、（圓火櫃也、珊瑚和繪、）臺盤所方障子和繪、御手水間方障子畫猫、○中略　凡調度等、近代蒔繪（白、）又以白薄押繪、是無其謂、文只可在時議、堀川院御時、蒔桐竹（黄、或）賛子南立馬形障子、

御手水間　一間（兼朝餉、爲中障子、立置物厨子、其北立大床子一、上在圓座、）凡主上御座不可向西之由、在江記、御手水可向北也、嘉保行幸院之時、（相撲）御劍置御座東、是不可西向心也、向西トモ角ザマニ可著座也、

夜御殿　四方有妻戸、南大妻戸一間也、帳同清涼殿、（東枕）疊御座敷也、御枕有二階、奉安御劍神璽、（皆有覆、蘆芳也、御劍東南、）帳四角有燈樓、又帳南西北敷疊爲女房座、

上御局（號藤壺ノ上御局、）后女御更衣參上所也（近代爲御所、）

萩ノ戸　又常御所也

上御局（號弘徽殿ノ上御局、）是御行有所也、女御更衣可參上、

二間　敷疊二帖、北間向妻戸敷阿闍梨座、（半帖）南間如御講之時、懸御本尊寄障子也、

〔禁腋秘抄〕清涼殿

常ニワタラセ給殿ナリ、中殿トモ云、昔ハ仁壽殿ヲ御殿ニシツラハレタルトキモアリ、御帳ノ帷ヲカケタリ、四幅四條、五幅四帖也、○中略　ヒサシノ南二間、石灰ノ壇ナリ、此間ヲ地下ニ准ジテ御拜アリ、一ノ間ノ中ノ程ニ壺アリ、蓋ヲ加フ、塵ナド掃入故ニ、塵ノ壺ト云フ、昔ハ火ヲコシテレウリナドセラレタリ、西後ノ障子ニソヘテ、三ノ間ニ置物ノ机ヲ立、北ノ机ニハ樂器ヲヲク、上ニ琵琶、玄上其端ニ比萬ニ笛ノ箱、次ノ重ニ和琴（鈴鹿）ヲカレタリ、其南ノ御帳ノ南ノ間ニ、大床子三脚ヲタツ、高麗ノ覆三帖、中ニ重子タル圓座一枚ヲシキテ御座トス、南ノ柱ノ横樣ニ、大床子ニ御厨子二脚ヲタツ、南ノカベニノベテ、日記ノ御厨子（戸アリ、屛縵）二脚立タリ、一間ノ母屋ノ下ニ、四季ノ御屛

風一帖（繪チ端ニ向）立タリ、ソノ内ニ配膳ノ圓座アリ、石バイノ間ノ前ニ、河竹ノ臺アリ、仁壽殿ノ西向ノ北ノ方ニハ、呉竹ノ臺アリ、御溝水砌ヲ流タリ、萩ノ戸ノ前ニ小萩植タリ、端ノ間ノ向ニスロノ木アリ、臨時ノ祭ノ舞人、コノ木ヲ中ニハサミテ立出、土ノ間ノ庇、馬ツナギノ廊ト云、其上ハ沓隱ノ廊ト云、御後ヨリコナタヘ出ル時、コノ廊ニ沓ヲカクス、

孫庇ノ南ノ末、端ノ間ニ鳴板アリ、殿上ノ上ノ戸ノソバニ小蔀アリ、主上コノ所ヨリ殿上ヲ御覽ゼラル、南ノ壁ノ西ノ端、鬼間ノアハヒノ柱ヲハサメテ、櫛形ノ穴アリ、女房ナド殿上ノコトヲ、此所ニテ見、鬼間ノ南ノ壁ニ、百澤王ノ鬼ヲキリタルヲカキタリ、鬼ノ間ハトリキ障子ナリ、西向南一間格子ヲヲロシテ、御前ノ御厨子ヲ内ニ立タリ、北ノ間ハ簾ヲアグ、鬼ノ間二間也、臺盤所ヘマイラヌ人ナド、ヨロコビ申ノ折ナド、此所ヘ召テ、臺盤所ノ障子ヲアケテ、御倚子ニ出御アリ、臺盤所ノ間（アハヒ）ハ、布障子也、殿上ハ御殿ノ孫庇ヲノゾキテ、西ヘ四間ノ通障子ノトヲリニ、ハシヲバ六間ニワリテ柱ヲ立タリ、上ノ戸ノ妻戸内ヘ、操ソバニ小蔀アリ、一間ノ奥ニ壁ニ、ソヘテ御倚子ヲタツ、此御倚子ハ昔ノマヽニテ今マデアリ、關白御倚子ノ傍ニ著座スル也、其前ノエンハ、小板敷ト云ヒテ、紫緣ノ疊ヲ敷、職事此所ニ候、頭候折ハ、五位ハウルハシクハキズ、片沓ハキナガラ、片膝ヲノボセタリ、此座ニ著、又棹ノ間ヲシツスル人モアリ、小板敷ノ上三間ニ柱ヲ立テ、西ノ間ノ中ニ、又、チイサキ柱ヲ立、横ザマニ木ヲソタシテ、棹ノ臺ト云テ、御倚子ノオホヒトリテ懸ル也、オホヒハ蘇黃ノ絹ヲ練タル、サシムシロヲ敷ミチテヲク、端ニタヽミヲ敷、奥端各一帖、兩面ナリ、末横ザマニ、又アカベリ敷ク、中ニ臺盤ヲ立、後ノ方ハ切臺盤ツキ八尺二脚也、其末ニ火櫃二置、夏ハ火櫃ヲ取テ、イキダンキノ盤ヲ置、奥ノ疊ノ奥末ノ方ニフダヲ立、殿上人ノ名ヲ三段ニ誌タリ、上ハ四位、中ハ五位、下ハ非藏人ナリ、名ノ下ニ紙ヲ押テ上日ヲ付ク、放（ハナチ）紙ト云、夜ハ帋ニ入、晝ハ帋ヲタヽミテ机ノ下ニ置、其ノ次ニ日記ノ唐櫃ヲ立、ソバノ柱ニ配膳ノ番ヲ書テ押タリ、四番ニ折ル、末ニ

脇戸アリ、下ノ戸ト云フ、傍ノ壁ヲ小壁ト云、追儺ノ殿上人、此壁ニ押也、末ノ柱ヨリ校書殿ノ後ニ、縄ヲ張テ鈴ヲ付、鈴ノ綱ト云、藏人小舍人ヲ召ス時ナラス、小壁ノ外ニ、南ヘ向タル脇戸、女官ノ戸ト云、女官是ヨリ小庭ヲ通道也、其前ウツボ柱有、其傍ニ釣蔀アリ、夏ハ是ヲ上、冬ハ下ス、日ヲ防也、エンハナクテ、沓脱アリ、爰ニテ沓ヲ脱テ上ル、小板敷沓脱ノ間ノ門ヲ、神仙門ト云、此門ノ外ニ、出納小舍人候也、小板敷ノ前ヲ小庭ト云、爰ニハ藏人ツバ、キハキナドスルコトナシ、東ニ向タル戸ヲ無名門ト云、諸ノ奏公卿ノ慶申ナド、此門ノ戸ニテ申也、小板敷ニ向テ下侍二間アリ、東ハ妻戸ナリ、次一間シトミ也、二ニワリテ、西ハ下テ御物棚ヲ其前ニ立、傍ニ時ノ札立タリ、小庭ノトウロ、晝ハ御物棚ノ傍ニ置、藏人頭小板敷ニ候時ニ、藏人曲膓ハ妻戸ノ内ニ候、次々ハ次間ニ候、藏人夜ハシソクヲ執テ、頭ニ隨也、東ノシトミ、冬ハ下夏ハ上、下侍ニ黃緣ノ疊敷キテ、スビツアリ、御物棚ニ日ツギノ御贄ヲ置ク、御鷹飼、カトリ、四府ノ鯉、山城、大和、河內、和泉、津、近江、日毎ニ參也、下ノ戸ノ末二間渡殿ト云、黃緣ノ、疊ヲ二行ニ敷テ、衝立障子ヲ立タリ、馬形障子ト云、裏ニ打毬ヲカク、南ノヤリ戸ヲ高ヤリ戸ト云、殿上人參道ナリ、

上ノ戸ノ前ニ、年中行事ノ障子ヲ立、春ハ東ヲ面ニ立、正月ヲ外ヘ向クル也、

朝ガレイハ二間也、奥ノ壁ニ副障子アリ、近比不見、雲繝二帖、端ニ小文二帖敷、御屛風立タリ、御座ノ北ノ方ニ御ニカイ、上ニ火取、奥方ニダコ、下ニ打亂ノ筥二、御二階ノ西ニ御冠ノ筥、其ノ西ニ唐串箱、其ノ西ニ御ユスルツキ臺ニ居、其北ニ大床子一脚、雲繝ノオホヒ、是ハ御梳串ノ大床子也、其奥、チイサキツボノ厨子二脚アリ、御硯ノハシノ二階ニ置タリ、御屛風ハ厨子二ノ間ヲヒキヲリテタツル也、

其北間御手水ノ間也、アハヒニ黑棚アリ、其端ニ小障子、竹ニ雀、猫ヲカク、棚ニ御撫物ヲ置、鼠ニクハセジガタメニ猫ヲカクト云、兩面二帖ヲ敷、大床子一脚上ニ蓋、圓座常ノゴトシ、南ノ厨子ヲ後

ニナシテ立タリ、大床子ノ奥ニ御タノゴイノ箱ヲ置、臺盤所ハ三間ナリ、朝干飯ノヅハ一間ニ、南面三帖ヲ敷、奥ノトリキ障子ノソバニ御倚子ヲ立、關白ナドマイリタルヲリハ、御倚子ノソバニ候、元三ナドニハ、典侍若ハヨキ小上臈、此南面ニ候也、南二間ニ赤緣ヲ敷、末ニ火櫃アリ、オクニ唐櫃二ツ、殿上ノゴトシ、唐櫃ノキハニ、御前ノ御厨子ヲ立、其次ニ衝立障子有、間半也、御倚子ノトヲリニ、ヲチナゲシ二間アリ、布シトミ也、内ニ衝立障子有、馬カキタリ、南ノ簀子ニ馬形ノ障子二ツ、朝餉ノ向ニハ馬形ノ障子ヲタツ、衝立障子ニハ非、木ヲ立テハサミタテタリ、

御手水ノ間ノハシニハ、一間ヲ二ニワリテ、格子ヲ釣タリ、總テ朝餉ハ、夜著テモ裳腰カケザル人ハトヲラズ、朝餉常ノ御所ノ御緣ハ、下臈女房トヲラズ、晝ノ御座ノ前、人トヲラズ、オノヅカラトヲル人ハ、下重ノ尻ヲ御座ノ前ニテ下也、近比ノ人ハ、御殿ノ庇ナドシドケナクトヲル、不可然事也、夜ノヲトヾハ、御帳日ノ御座ノ如シ、壁代懸タリ、四ノ隅ニ燈爐有、搔灯ノ所ニクハシク見ヘタリ、御帳ノ御枕ノ方ニ、ヅシ二、アトノ方ニ鏡カケタリ、晝ノ御座ニ同ジ、御イカナド此所ニタテラル、板敷ノ下シツケヲ去ゞ爲、三尺計リ深ク堀タル由、古老傳ニ有由、長曆御記ニ見ヘタリ、ホトモシキ小文アリ、

二間ニハ觀音ヲ安置セラル、春興殿ニハニウ具ヲヲカレタリ、武具ノ事也、夜ノオトヾハ、ヨムノオトヾト云、弓場ハユミバト云、左右衛門ノ弓場ヲユバトハ云、孔雀ノ間ニハ、外記マイリテ、除目ノヲリタヾシカムガヘラル丶文ヲ勘ナリ、公卿ノマキル道ハ、常ニハ化德門ヨリ入テ、陣ノ座ニモ著、又御後ヨリ殿上ヘモ參也、殿上人ナド、春花門ヨリ入テ、南ヲ經テ修明門ヲ入テ、殿上ノ高遣戸ヨリ上リケリ、僧ハ朔平門ヨリ、タキノ戸ノ方ヘマヰル、

〔延喜式〈三十八 掃部〉〕凡御座者、清涼後涼等殿、設錦草墪、〈高麗錦表、黄地綾、緋東絁裏、〉

〔西宮記〈臨時四〉〕所々座體

清涼殿座　御座在廂者、王卿座在孫廂、(南一間也)二若御座在孫庇者、王卿候簀子敷、以菅圓座爲座、御倚子在南三間、(東面)〇(中略)

同殿上侍臣座　有四間、東一間壁下立御倚子、(南面)三間立王卿大盤、(四尺)四間立侍臣大盤、(八尺二脚)西北小戶下置日記櫃、其南方立日給簡、了、御物忌節會不封、尋常時(末後入殺倚立也)、親王大臣參著日著小大盤、大納言可著南大盤中間、中納言以下可著侍臣大臺盤、大納言以下非參議可著長臺盤、親王可著奧座、其外隨便、親王或著外座、出納毎夜以御倚子覆、懸小板敷北端上竿、藏人取之覆之、御物忌間不取覆、冬時內藏寮南面懸紫絹幕、同寮夏冬朔日改座、(下侍東西廊下御膳棚、東立時簡、)

〔類聚國史 三十二帝王〕弘仁四年九月癸酉、宴皇太弟於清涼殿、其物用漢法、

〔寶石類書 六十殿舍〕宗直云、弘仁九年巳前涼作冷、其□曰、蓋清涼殿者始見于此、

〇按ズルニ、大內裏圖考證ニ、類聚國史弘仁四年ノ文ヲ引キテ清冷ニ作リ、日本紀略同之ト註セリ、然ルニ刊本類聚國史ニハ清涼トアリテ清冷トハナシ、但シ日本紀略ニハ清冷ニ作ル、思フニ宗直ノ見ル所ノ類聚國史ト、固禪ノ引ク所ノ原書トハ、必ズ同一ノ寫本ナリシナルベシ、

〔日本紀略 淳和〕天長元年十二月乙亥朔、皇太子參謁於中殿、曲宴、參議巳上預焉、

〔續日本後紀 二仁明〕天長十年八月乙未、有狐走入內裏、到清涼殿下、近衞打殺之、

〔續日本後紀 三仁明〕承和元年八月庚寅、上內宴、(〇類聚國史作曲宴)淸涼殿、號芳宜花讌、

〔續日本後紀 六仁明〕承和四年十二月甲午、夜分、女盜二人昇入清涼殿、天皇愕然、命藏人等告宿衞人、逐捕之、纔獲一人、其一人脫亡

〔日本紀略 一醍醐〕延長六年六月廿一日、仰少內記小野道風、令書漢朝以來賢君名臣德行於清涼殿南廂粉壁、

〔日本紀略 五冷泉〕安和元年十月八日戊午、今日戊二點、天皇自麗景殿遷御清涼殿、先是仰修理職令替

晝御座

改板敷、先帝久御此殿昇霞、仍改敷也、

〔小右記〕長和四年六月十二日庚申、木工寮作清涼殿材木不足、期日以前不可造畢之由、大工茂安令申、左大臣即遣使官人于淀津、任彼寮申色目可封上之由、被仰下了者、偏廻愚慮、造宮事、木工寮修理職彙給料物、期日以前造畢者也　十三日辛酉、清涼殿加力可令營造之由、一日有仰事、仍依無他術所令封上津頭材木也者、余(○藤原實資)申云、造宮定日入杣採伐之等日時、被仰下所司諸國、而臨造畢期申無材木之由、隨又所被撿封、未得其意、相府答了、此事所存、然而依不可闕、雖極無便所撿封也者、

〔枕草子五〕そめどのゝ式部卿の宮の、御おとうとの四のきみの御はら、十二にていとおかしげなり、はての夜もをひかづきいくもさはがず、(○中略)清涼殿のまへのひがしのすのこより、まひ姫をさきにて、うへの御つぼねへまいりしほどおかしかりき、(○中略)清涼殿のそりはしに、もとゆひのむらごいとけざやかにていでゐたるも、さま〴〵につけて、おかしうのみ、うへざうしわらはべども、いみじき色ふしとおもひたる、いとことわり也、

〔江談抄四〕迸箏幾抽鳴鳳管、蟠根猶點臥龍文、清涼秋月曾承露、和暖春天始播雲、(禁延被種竹、偶述鄙口、呈諸好事、中書王、)

故老傳云、延長末移立清涼殿於醍醐寺、更又改作、如本種竹也云々、

〔讃岐典侍日記下〕かねたか三條院にをくれまいらせて、

いにしへに色も替らず咲にけり花こそ物は思はざりけれ、とよみけん、げにと覺えて、花はまことに色もかはらぬ氣色なり、昔の清涼殿をば、御堂になさせ給ひて、七月迄は宵曉のれいじたえず、共人のくらうどまち、左近の陣など僧坊になりたり、

〔西宮記正月上〕供御藥事

主上起晝御座入自夜御殿南戸、當東戸令立給、(○中略)陪膳女房取御酒、通從東廂御障子、參御在所供之、(○中略)次主上又從本道歸著晝御座、

石灰壇

〔古事談 一王道后宮〕白河院東宮之時トテ、康平比十歳許ニテ御參內之時、〇中略自萩戶方令參給ケレバ、主上晝御座ニオハシマシテ、ソレヘト仰事アリケレバ、弘廂ニ御膝ヲ突テ、キントセサセ給ケルヲ、〇下略

〔榮花物語 一月の宴〕むらかみの先帝の御おとこ八宮、〇永平宜耀殿の女御〇芳子の御はらのみこにおはします、〇中略宰相〇齊時いみじうゐたてゝ、ゐてたてまつりたまへれば、み奉り給ふに、御かたちにくげもなし、御ぐしなどいとおかしげにて、よおろばかりにおはします、うつくしき御なをしすがたなりや、やがてよびいれたてまつらせ給て、みなみおもてのひのおましの方にかしづきすへたてまつらせ給、

〔枕草子 二〕みすのうちに、女房さくらのからぎぬどもくつろかにぬぎたれつゝ、ふぢやまぶきなど、いろ〳〵にこのもしく、あまたこはじとみのみすよりをし出たるほど、月のおましのかたに、御ものまいるあしをとたかし、けはひなどをしくといふ聲きこゆ、

〔夏山雜談 一〕石灰ノ壇ハ、淸涼殿ノウチニアルナリ、每朝御神事御遙拜ナドヲ行ナハセ給フ御座ナリ、御座敷ノ中ニ、石灰ニテ壇ヲ築キ、砂ヲマキアルヨシナリ、

〔侍中群要 十〕塗石灰壇事
塗間、垂母屋御簾、近衞司候之、塗畢上御簾、

〔古事談 一王道后宮〕一條院御時、於淸涼殿有御酒宴之日、讚岐守高雅奉仕包丁、左府拔竹臺等、石灰壇ニテ、燒テシキ申サレケレバ、度々聞食ケルヲ、高雅朝臣徵音ニ、本自引戶ハト云ケリ、

〔古事談 五神社佛寺〕延喜御時、藏人失其名不參內居家、其母奇問之、藏人云、天氣常不快、母云、早可參內、我將新鞍馬寺云々、藏人參拜、主上於大床子御座召御膳、於石灰壇庖丁、有大風灯消、此藏人敵甲折櫃置灯於其內、三方塞風、不能消、自此朝恩日新云々、

〔殿暦〕長治二年八月十七日辛巳、今夜戌剋許、有御拜、須有於南殿也、雖然御心地猶不快、仍テイシバノ壇ニて、有此事、余〇藤原忠實其間候宿所、酉剋許爲隆覽云、伊勢太神宮怪也、

〔讃岐典侍日記下〕殿〇藤原忠實うるはしくさうぞきて參らせ給ふて、疾く參らせ給へとめせば、參りたれば、御前もろ共にさうぞくせさせ參らせ給ふ、うつくしげにしたてられ、ひきなをしにておはします、御しつらひ參らするにも、昔まづ思ひ出らる、かやうにみぞせさせ參らせて、日ごとにいしばいの御拜〇堀河のおりは、いかゞせさせ給ひしと、まづ思ひ出らる、

殿上

〔北山抄九羽林要抄裏書〕公方勘文

殿上、非違少將以上可督察事、貞觀式云、殿上之事、少將以上督察、云々、其督察意如何事、〇下略

〔江次第抄二正月〕今按、謂昇殿者、限殿上四箇間、故昇殿者謂之殿上人、清涼殿庇者地下人著座無妨、不取宮文、公卿入無名神仙門、昇殿上、出上戶、著御前座、

〔枕草子三〕殿上のなだいめんこそ、猶おかしけれ、御前に人さぶらふおりは、やがてとふもおかし、あしおとどもして、くづれ出るを、うへの御つぼねのひんがしおもてに、みゝをとなへてきくに、しる人のなのりには、ふとむねつぶるらんかし、

小板敷

〔江家次第一正月〕四方拜

雨雪儀、供御裝束於射庭殿、自小板敷下鋪筵道、出自無名門、到于弓場殿、

鬼間

〔古今著聞集十一畫圖〕鬼間の壁に、白澤王をかゝれたる事は、むかし彼間に鬼のすみけるを、鎭められける故に、かゝれたる事とは、申つたへたれども、たしかなる說をしらず、

臺盤所

〔大鏡六内大臣道隆〕三の御方〇道隆女は、冷泉院のみこ〇敦道帥宮と申しをこそは、父殿むことり奉らせ給へりしも、後々は御中たえにしかば、すゑのよは一條わたりに、いとあやしくておはするとぞきこえ給へりし、〇中略母上は、高内侍ぞかし、〇高階成忠女貴子されど殿上せられざりしかば、行幸節會

朝餉間

などには、南殿にぞまいられし、それはまことしき文者にて、御前の作文には、文たてまつられしはとよ、少々のをのこには、まさりてこそきこえしか、さやうのおりは、召けるにも、大盤所のかたよりはまいり給はで、弘徽殿の上の御つぼねのかたよりとをりて、二間になむ候ひ給ひけるとこそ承りしか、

〔宇治拾遺物語〕五これもいまはむかし、二條殿〇藤原教通小式部内侍おぼしけるが、たえまがちになりけるころ、れいならぬことおはしまして、久しうなりてよろしく成給ひて、上東門院へまいらせ給けるに、小式部臺盤所にゐたりけるに、出させ給ふとて、まなんとせしは、などとはざりしぞと仰られて過給ける、御直衣のすそをひきとゞめつゝ申しけり、〇下略

〔源氏物語〕十七繪合女ばうのさむらひにおましよそひはせで、北南かた〳〵にわかれてさぶらふ、

〔花鳥餘情〕十七繪合女房のさむらひとは、臺盤所を云なり、

〔書言字考節用集〕二乾坤朝餉間アサガレイノマ在清涼殿内天子進食處

〔倭訓栞〕前編二あさがれひ　朝餉とかけり、〇中略朝餉の間、又御座といふは、清涼殿に在て、朝夕の供御を備ふる所なり、此供御は、毎月一日、節供等の事也、

〔年中行事歌合〕三十八番　右　寄朝餉戀　家尹朝臣

何とたゞよそのちぎりのあさがれゐまだ手もふれぬ人を戀らん

右、朝餉と申は、天子の朝の御膳、夕の御膳を供間にて侍り、かれゐとは、かれたる飯にて侍るにや、

〔讃岐典侍日記〕下朝餉の御障子の繪、御覽せさせ歩くに、夜のおとゞのかべに、あけくれ目なれて覺んとおぼしたりし樂を書て、をしつけさせ給へりし、笛のふの押れたるあとの、壁にあるを見つけたるぞあはれなる、

夜御殿

〔倭訓栞前編三十六〕よんのおとゞ　夜の御殿也、類聚雜要には夜ノ大臣とも見ゆ、名目抄に見え、清涼殿の内にあり、年中行事歌合の注に、天子の御寢所也といへり、

〔類聚名物考宮室一〕夜御殿　よるのおとゞ　これすなはち寢殿にして、晝御座夜御殿はともに清涼殿にあり、となふるにはよんのおとゞといふべし、

〔年中行事歌合〕三十八番　左　寄夜御殿戀　前大納言

立そひて消ぬ思ひのくるしきはかいともしせし人の面影

左、夜御殿と申は、天子の御寢所也、劒璽ををかるゝ故に、いつも灯をけたぬ也、是をかいともしと申にや、大方夜御殿へは、典侍内侍などの外は、いたくいたらぬ事にて侍るにやとぞ承をきし、

〔北山抄一正月〕同日〇元日供屠蘇白散事

第一度入自夜御殿南戸、御東戸内、預設所陪膳取御盞、自外持參、御飮畢出御本所、

〔江家次第二正月〕卯杖

大舍人進御杖六十束、〇註略村内侍所女官傳取入自仙花門、經長橋南廊小板敷、内侍取之、立夜御殿南戸内東面西壁下、

〔古事談一王道后宮〕陽成院依邪氣不普通御座之時、〇中略令脱寶劒之時、夜ノ御殿ノ傍、塗籠ノウチヒラヒラトヒラメキ光リケレバ、恐御座テ、打捨御タリケレバ、ハタトナリテ自ラサシタリケリ、其後更不被脱也云々、

〔源氏物語一桐壺〕命婦は、まだおほとのごもらせたまはざりけるを、あはれにみたてまつる、〇中略右近のつかさのとの申しのこゑ聞ゆるは、うしになりぬる成べし、人めをおぼして、よるのおとゞにいらせ給ても、まどろませ給ふことかたし、

上御局

〔徒然草上〕夜のおとゞは、東御枕なり、おほかた東を枕として、陽氣をうくべき故に、孔子も東首し給へり、寢殿のしつらひ、或は南枕常のことなり、白河院は北首に御寢なりけり、北は忌むことなり、又伊勢は南なり、太神宮の御方を、御跡にせさせ給ふこと、いかゞと人申けり、○下略

〔大鏡一花山〕寛和二年丙戌六月廿三日夜、あさましく候し事は、人にもしられさせ給はで、みそかに花山寺におはしまして、御出家入道せさせ給へりしことぞ、○中略おりおはしましけるよは、ふ。ぢ。つ。ぼ。の。う。へ。の。御。つ。ぼ。ね。の小どより、いでさせ給ひけるに、有明の月いみじうあかゝりければ、見證にこそありけれ、如何あるべからんと、おほせられけるを、さりとてとまらせ給ふべきやう侍らず、神璽寶劒わたり給ぬるにはと、あはだのおとゞ○藤原道兼さはがし申給ける、

〔大鏡四右大臣師輔〕第一の御むすめ○藤原安子女御は、むらかみの先帝の御時の女御、おほくの女御、みやすどころの中に、すぐれてめでたくおはしましき、天徳二年十二月廿六日、后にたゝせ給ふ、○中略藤。つ。ぼ。弘。徽。殿。と。の。う。へ。の。御。つ。ぼ。ね。は、ほどもなくちかきに、ふぢつぼの方には、小一條の女御○芳子、弘徽殿のには、此后のぼりておはしましあるを、いとやすからずおぼしめして、もえやしづめがたくおはしけん、中へだてのかべにあなをあけて、のぞかせ給けるに、女御の御かたちの○中略いとうつくしう、めでたくおはしませば、むべ時めくにこそ有けれと御らんず、

〔兵範記〕嘉應元年六月五日庚寅、建春門院院號之後、始可レ有二入内御幸一、○中略女院昇二御上。御。壺。廬一、有二御對面事一、繧繝緣疊二枚、唐錦茵等、自二本院一被レ渡、

萩戸

〔下學集上家屋〕萩戸（ハギノト）

〔書言字考節用集一乾坤〕萩戸（ハギノト）在二禁中清凉殿一

〔倭訓栞中編十九〕はぎのと　萩の戸は、清凉殿の東西にあり、小萩垣ありとぞ、

〔夏山雜談一〕萩ノ戸ハ、常ノ御所ニアリ、萩ニカギラズ、イロ〳〵ノ秋ノ草ヲウヱラルヽ也、

二間　東廂 孫廂 北廂　鳴板

〔年中行事歌合〕三十九番　左　寄萩戸戀　頓阿

物ぞおもふ下葉色づく萩の戸の明るいくよもいねがてにして

左、萩戸と申は、萩をうへられたれば、か様に名付られたるにや、清涼殿の北方、二間の前の程にて侍り、大内には、前に透垣の様なる物の有にやと覺侍る、

〔古今著聞集十一 畫圖〕むかし彼馬形の障子を、金岡がかきたりける、夜々はなれて萩の戸の萩をくひければ、勅定有て其馬をつなぎたるていを、書なされたりける時、はなれず成にけると、申傳へ侍るは、誠なりける事にや、

〔北山抄十二月〕十九日御佛名事

同(天曆)九年十二月廿二日、寅剋、左大臣參入、入道親王依召參候、(去廿日准僧正還昭例、聽輦車、)結願後撤御前疊、施菅圓座、入道親王侍二間、東廂弟子一人坐、近御前御座又在北庇壁間東、御後立四尺御屏風一帖、

〔江家次第十一 十二月〕内侍所御神樂

主殿生火、大膳居盆、穀倉院居衝重、但不居衞府召人座、自清涼殿孫庇、經長橋并南殿北簀子、綾綺殿東南渡殿等筵道、殿內不可敷筵道、

〔侍中群要六 恒例雜事〕官奏事

東廂、北御障子戸、可引立也、孫廂南第四敷圓座一枚、爲大臣座、

〔兵範記〕仁安三年十二月十三日庚子、今日大嘗會、悠紀主基威儀御調度御覽、(中略)依御物巨多、放却馬形障子、運置北弘廂、藏人等役之、(中略)主上并殿下出御北廂、併御覽、　十四日辛丑、有御馬御覽事、藏人垂東廂御簾、其內南第三間、敷大床子圓座、爲主上御座、反弘廂燈爐綱、

〔江家次第二 正月〕敍位

於青瑣門先突右膝、登(先右足)北進、登小階、(先右足)北進、(中略註)到御前膝行、進三度置之、(以硯向大臣座方)膝行退二

度、拔笏左廻、到南第一間、長押下踏第一板、令有聲、(爲令知於次人也、往年不打釘、○中略件板)次第二納言、執笏文參上、(聞板聲列)

〔江次第抄 正月四〕踏板敷、令有聲、御殿南戸外板敷一枚不打釘、謂之鳴板、大内儀、立弓場之人、隔南廊壁不見、故鳴板敷告置笏之由也、取第四笏人不鳴之、無復取笏之人故也、(見參之板ト此板ヲ申習也)

〔玉葉〕建暦元年十月廿九日、此日京官除目也、○中略聞鳴板聲、源大納言進立取笏參上、○中略次余(○藤原道家)取第三笏同前、○中略經本路退降長押、(不踏鳴板、是依爲最末也、故實也、)更經簀子著座、

長橋

〔西宮記 正月中〕一御齋會

藏人式云、○中略南長橋立床子、爲威儀師座、○中略僧綱率衆僧、自仙華門參入、昇自南長橋著座、

〔源氏物語 桐壺一〕このきみ(○光源氏)の御わらはすがた、いとかへまうくおぼせど、十二にて元服し給、○中略

むすびつる心もふかきもとゆひにこきむらさきの色しあせずば、とそうして、なが。は。し。よりおりて、ぶたうし給ふ、

瀧口戸

〔下學集 家屋上〕瀧口戸(タキグチノト、清涼殿之北也)

〔拾芥抄 宮城中末〕禁中所々異名

瀧口戸(清涼殿北)

〔大内裏圖考證 十一下〕瀧口戸　西宮記作北。門。○中略兵範記及家光卿記作瀧。戸。、

〔西宮記 臨時八〕詩合

天德三八十六己丑、有詩合、○中略所雜色昇文臺笏、置其上左方、經瀧。口。小。戸。參入、獻十首、書縹唐紙、

〔北山抄 十二月二〕追儺事

方相入自仙華門、出北廊戸北。門。、

〔江家次第 正月〕四方拜

寅一刻出御、(中略)藏人持御笏、(五位)持式筥蓋、(入內裏儀式、六位以上、撿舊記、先雖似可置近例祗候如此、侍臣等取脂燭、六位候仙花門瀧口戸下、備非常、)

〔江次第抄 正月〕仙華門瀧口戸(○中略)瀧口戸、在東庭之北、蓋入清凉殿東庭、則經明義仙華門及長橋之下者也、是以六位藏人候仙華門瀧口戸、備非常也、

黑戸

〔兵範記〕仁安三年十二月十六日癸卯、賀茂臨時祭、(○中略)舞人三人、(四位五位六位)牽御馬入瀧戸、(○中略)主上(○六條)召藏人頭右近中將實守朝臣、出殿上上戸、參進東簀子、奉仰退去、下南廊端、經公卿座後、徒跣出長橋馬道、自東庭北行、自吳竹東向瀧戸、召使舞人以下、

〔拾芥抄 中末宮城〕禁中所々異名

黑戸(瀧口戸四)

〔大鏡 一光孝〕つぎのみかど光孝天皇と申しき、(○中略)この御ときに、ふぢつぼのうへの御つぼねのくろどは、あきたるとき、侍るはまことにや、

〔枕草子 七〕關白どの(○藤原道隆)のくろ戸より出させ給ふとて、女房のらうに隙なくさぶらふを、あないみじのおもとたちや、翁をばいかにおこなりと、わらひ給ふらむとわけいでさせ給へば、戸口に、人々の色々の袖ぐちして、みすをひきあげたるに、權大納言(○道隆子伊周)の御くつとりて、はかせ奉らせ給ふ、

〔徒然草 下〕黑戸は小松御門、(○光孝)位につかせ給て、昔たゞ人におはしましゝ時、まさな事せさせ給ひしを忘れ給はで、つねにいとなませ給ひける間なり、御薪にすゝけたれば、黑戸といふとぞ、

御湯殿

〔侍中群要 四〕御湯殿

可令奉仕御湯殿之由被仰時、藏人召出納若小舍人、仰其由、令仰主殿寮幷女官等、及其期藏人若非藏人取弓、參御湯殿、奉仕鳴弦、

宇津保柱

〔禁秘御抄上〕一恒例每日次第

早旦供御湯、主殿官人奉行之、（近代多經五位也）釜殿運湯、須麻志女官（二人）取傳、藏人爲鳴弦候戶外、內侍申具之由、御船一、桶二、內侍候御垢、〇中略

凡禁中著湯卷、上﨟一人、典侍一人也、是候御湯殿故也、

〔夏山雜談一〕宇津保柱ト云ハ、殿上前ヨリ御殿ノヤ子ノツヲ〳〵ノユキアヒニテ、雨水ノモル、處ナキ故ニ、柱ヲ空（ウツ）ニシテ、其中ヨリ雨水ノ落ルヤウニシタル柱ナリ、夫木集、シノビヲツルウツボバシラニカクル樋ハモルチフ水ノクチヤナカラン、

〔江家次第十七〕當代親王宣旨事

以藏人頭被奏（其詞某人人候不云云）

人數多時、右（乃比）大萬不千君等候（不止）可申歟、（皆申爲其）遞來（持笏）顧向御所方顧曰、聞食ッ、不受拜之前退、（但自殿上於宇津保柱邊可取笏歟、）〇〇〇〇〇下　公卿拜舞了、

〔百練抄八高倉〕承安元年十二月一日、弓場始之間、立明火燒付宇津保柱、賴政朝臣撲滅之、後日寄此賞、叙正四位下、郎從源守任馬允、

〔平家物語一〕殿上のやみうちの事

たゞもりのらうどう、もとは一もんたりし平の木工のすけさだみつがまご、新の三郎大夫家ふさが子に、左兵衞のせう家貞といふものあり、〇中略殿上の小庭にかしこまつてぞ候ける、くわんじゆいげ、あやしみをなして、うつぼばしらよりうち、すゞのつなのへんに、ほういのもの丶候は、なにものぞらうぜきなり、とう〳〵まかりいでよと、六位をもつていはせられたりければ、〇下略

弘徽殿

〔河海抄一桐壺〕こきでむ　弘徽殿（後醍醐院叡說、高倉院御文庫本點也、親範卿點、）こきでん（親行說）

〔書言字考節用集一乾坤〕弘徽殿（コウキデン）（和名、在清涼殿北、）

〔大内裏圖考證十七〕弘徽殿年中行事後附諸殿名假名、コクキ、河海抄こきでん、親長卿記ナヽ倉院御文庫本點也、親綖卿點之本こきでむ、後醍醐院御說、後高行說、榮花物語こきでん、

延喜中宮職式作西廊殿、西宮記作洪輝、又作弘輝殿、　左經記作弘暉殿、又弘輝殿、　數訓鈔、及狛光眞記作弘宣殿、

〔夏山雜談一〕弘徽殿、名目コキデンナリ、コウキデントイフハワロシトナリ、

〔有職抄禁中殿門二〕弘徽殿

七間、淸涼殿ノ艮ニアリ、蹴鞠ノ例アリ、

〔三代實錄陽成四十一〕元慶六年二月廿八日辛丑、天皇於弘徽殿前覽鬪鷄、

〔日本紀略醍醐一〕延長元年十月廿一日辛卯、中宮自主殿寮遷弘徽殿、

〔日本紀略朱雀二〕承平二年正月廿一日癸卯、內宴弘徽殿、題云聖化萬年春、

〔西宮記臨時九〕內親王著裳

延長二年八月廿九日、於弘徽殿親王著袴、○下略

〔日本紀略圓融七〕天元三年九月十三日、盜入弘徽殿女御曹子、掠取器物、東宮帶刀藤原景澄之所爲也、

〔榮花物語玉の飾二十九〕宣耀殿の北をもては、弘徽殿のみなみ面なれば、うへ○後一條はつねにこの御かたを御らんじのぞかせ給べし、

〔源氏物語花の宴八〕月いとあかうさしいでておかしきを、源氏の君ゑひ心ちにみすぐしがたくおぼえ給ければ、○中略弘徽殿のほそどのに立より給へれば、三のくちあきたり、女御○弘徽殿女御は、うへの御つぼねにやがてまうのぼり給ひにければ、人ずくななるけはひなり、おくのくるゝどもあきて人をともせず、

〔左經記〕萬壽三年正月二日庚辰、及未剋主上○後一條渡御大宮御方、御弘輝殿於簾中有御拜云云、次東宮○後朱雀經弘輝殿西南地渡御大宮御方、

長元五年五月十五日、及亥剋、院乘檳榔毛、經上東玄龜等門、御車寄弘輝殿西屋垣下、

〔百錬抄　後白河七〕保元三年二月十三日、於弘徽殿壺、有鬪雞事、月卿雲客爲左右念人、有勝負舞、

〔古今著聞集　變化十七〕承平元年六月廿八日、未の剋に、衣冠著たる鬼の、たけ一丈あまりなるが、弘徽殿のひがしの欄のほとりに現じて、やがてうせにけり、

登華殿

〔伊呂波字類抄　地儀止〕登華殿　殿名

〔大内裏圖考證　十七〕登花殿　花或作華、年中行事、後附諸殿名假名、トウクワ、　拾芥抄圖作燈華殿、

〔有職抄　禁中殿門二〕登華殿

七間、弘徽殿ノ北ニアリ、

〔新儀式　臨時五〕雷鳴陣事

延喜九年二月十三日、未剋大振、同三剋陣立、中宮御登花殿、有勅仰左右近衛陣、相分遣立、

〔西宮記　五月〕觀射事附競馬

康保二年六月七日、於弘徽殿、有競馬事、〇中略、樂所、立標柈二竿於凝芳舍東中門邊與登花殿細殿之下、

〔日本紀略　十二三條〕長和三年二月九日乙丑、今夜亥剋火起登華殿、殿舍多皆以爲灰燼、天皇幷中宮春宮御大極殿、

〔枕草子　六〕しげいしや〇三條女御藤原氏、中略、二月十日、宮〇一條后藤原定子の御かたにわたり給ふべき御せうそこあれば、つねよりも御しつらひ心ことにみがきつくろひ、女房なども皆よういしたり、夜なかばかりにわたらせ給ひしかば、いくばくもなくてあけぬ、とうくはでんのひんがしの二間に御しつらひはしたり、

〔大鏡　内大臣道隆六〕内にまいらせ給けるに、〇藤原伊周北陣よりいらせ給ひて、西ざまにおはしますに、

入道殿（○藤原道長）も候はせ給ふほどなれば、梅壺の東の屏のはざまに、下人どものいとおほくゐたるを、此帥殿の御供の人々いみじくはらへば、ゆくべき方のなくて、梅壺の屏の內にはう〳〵といりたるを、これはいかにと殿御らんず、あやしと人々見れど、さすがにえともかくもせぬに、なにがしといひし御隨身の、そら志らずしてなに、かと、いたうはらひいだせば、又とざまにいとらうがはしく出るを、帥殿のともの人々、このたびははらひあへねば、ふとり給たる人とて、すがやかにもえ步給はで、登。華。殿。の。ほ。そ。ど。の蔀にをしたてられ給て、やゝとおほせられけれど、せばきところにて、雜人いとおほくはらはれて、をしかけられたてまつりぬれば、とみにのかでいとこそふびんに侍りけれ、

〔小右記〕長和三年二月九日乙丑、亥終許、師重之西方有火、其程大遠、驚見已當宮中、仍經營參入（○中略）火出自登華殿上、件殿無住人云々、

〔榮花物語（三十八 松の下枝）〕內つくりいでゝ、いらせ給、（○中略）さま〳〵にうちわたりいとおかし、中宮は登花殿に五節殿かけてぞ、おはしましける、

〔名目抄（禁中所々名）〕殿舍中少々

後涼殿（ゴリヤウデン）

〔書言字考節用集（一 乾坤）〕後涼殿（コウリヤウデン）（淸涼殿西）

〔倭訓栞（中編古 十）〕こうらうでん　後涼殿也、卽桐壺也といへり、淸涼殿の後北にある故に名く、

○按ズルニ、桐壺ハ淑景舍ニシテ、後涼殿トハ自ラ別ナリ、

〔河海抄（一 桐壺）〕こうらうでむ

後涼殿、（後成恩寺禪閤說、こうらうでんとよむべし、かんながきの物な、正字のごとくによめばこわきなり云々、）嬌訛とは、女のたゞしからず物いふ體也、いまのこうらうでんも其體の事歟、

大極殿

〔有職抄 二禁中殿門〕後涼殿

七間、別殿トイフナリ、清涼殿ノ西ニアリ、又コウラウ、

〔延喜式 五十雜〕凡乘輦車出入内裏者、妃限曹司、夫人及内親王限温明後涼殿後、

〔九暦〕天德元年正月一日、參内、暫著陣座、即參東宮梅壺、中剋經藤壺并後涼殿東廂等參上、

〔源氏物語 一桐壺〕御つぼねはきりつぼなり、あまたの御かた〴〵をすぎさせ給ひつゝ、ひまなき御まへわたりに、人の御こゝろをつくし給、〇中略ある時はえさらぬめだうのとをさしこめ、こなたかなた心をあはせて、はしたなめわづらはせ給時もおほかり、ことにふれてかずしらずくるしきことのみまされば、いといたう思ひわびたるを、いとゞあはれと御覽じて、後涼殿にもとよりさぶらひ給更衣のざうしを、ほかにうつさせ給て、うへつぼねにたまはす、

〔後撰和歌集 六秋〕太輔が後涼殿に侍りけるに、藤つぼより女郎花をおりてつかはしける、

右大臣〇藤原師輔、歌略、

〔伊呂波字類抄 大地儀〕大極殿 朝堂院正殿也

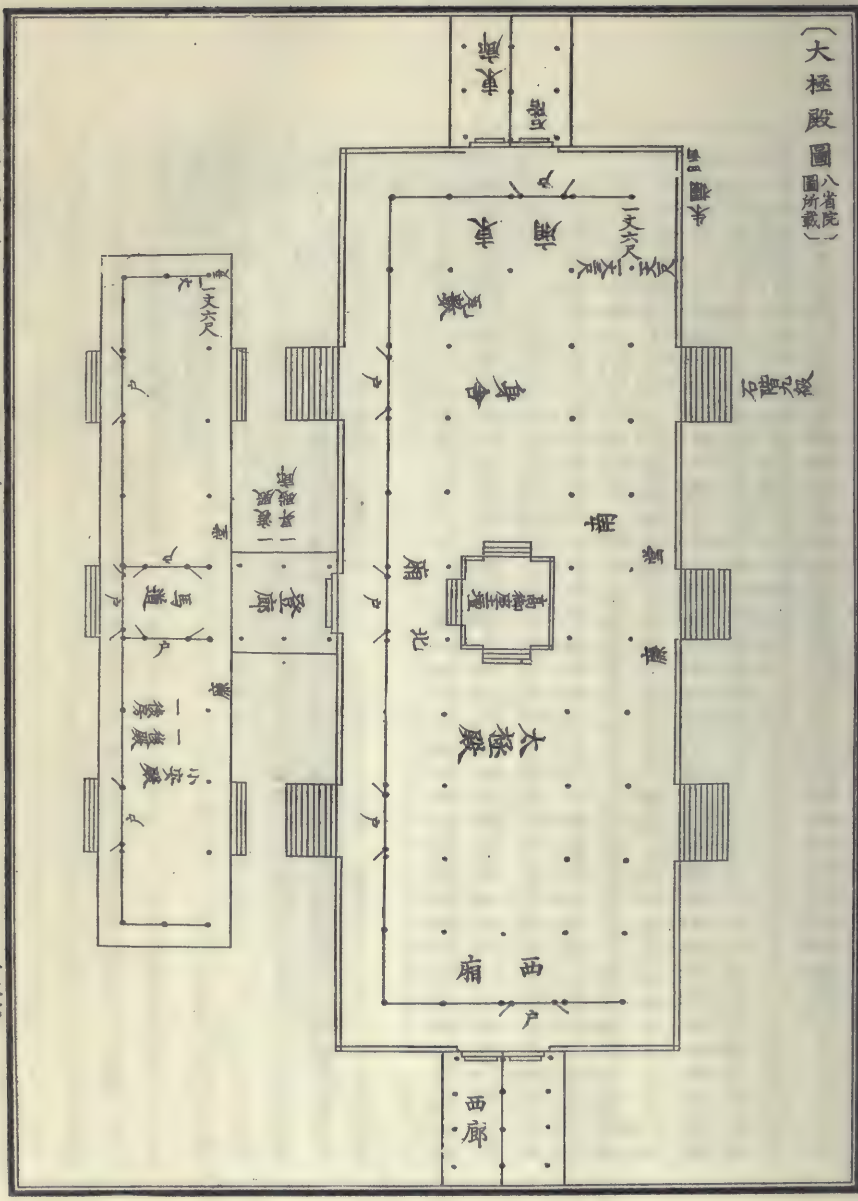
〔下學集 上家屋〕大極(コク)殿 小安殿

〔拾芥抄 中末宮城〕大極殿 朝堂院正殿名、八省院、又南之最大殿、 小安殿

〔唐六典 七十工部〕宮城、在皇城之北、〇註略南面三門、中曰承天、東曰長樂、西曰永安、〇中略其北曰太極門、其內曰太極殿、朔望則坐而視朝焉、

蓋古之中朝也、隋曰大興門大興殿、煬帝改曰虔福門、貞觀八年改曰太極門、武德元年改曰太極殿、有東上西上二閤門、東西廊左延明右延明二門、

〔左經記〕長元元年七月十九日壬子、大外記頼隆眞人令余〇源經頼申關白殿云、〇中略元慶二年戊戌之年四月廿五日、竪大極殿柱、右見上梁之由今案、此殿元慶三年十月造畢、元年遣始云々、此年淳和大后崩、〇中略案大極殿體、非寢


大極殿圖（八省院圖所載）
東廊
太極殿
高御座
小安殿
登廊
馬道
西廊

非堂、所謂廟作也、

〔本朝世紀〕久安四年閏六月十五日辛未、今日於殿上被定造宮事可憚否由、〈中略〉又内々被問永範朝臣并師安云、以土御門皇居可謂正堂正寢哉、如何、師安勘申云、以大極殿可爲正堂、以小安殿可爲正寢、内大臣難云、以大極殿不可稱正堂云々、攝政被定申云、當梁年可忌之由、多見書籍、何強可有造宮事哉、至于堂寢者、重可被尋歟、

〔秉燭譚二〕大極殿ノコト

太極ノ名ハ、易ノ系辭ニ出ヅ、太極殿ト名ヅクルコトハ、三國魏ノ明帝ノ時ヨリ始レリ、唐類函ニ初學記ヲ引テ云、歷代殿名、或沿革、唯魏之太極、自晉以降正殿皆名之ト、曹魏ヨリ以來唐ノ世マデ、天子ノ正殿ヲ定メテ太極殿ト名付ラル、ナリ、本朝モソノ名號ヲ襲用シ玉フトミエタリ、宋ヨリ後ハキコエズ、

〔日本書紀通證二十九〕太極殿〈太安殿見天武紀及續日本紀、倭名鈔曰、太極殿朝堂院正殿名也、拾芥鈔曰、八省院天子臨朝部位諸司告朔所、或號朝堂院、左經記曰、接太極殿體非寢非堂、所謂廟作也、丹陽記曰、太極殿周制路寢也、秦漢曰前殿、今稱太極、爲前殿路宮之號、始自魏、魏志註、至明帝時、始起太極殿、徐廣晉紀曰、太極殿高八丈、長二十七丈、廣十丈、〉

〔古事記傳二十八〕夜須美斯志も、冠辭考の說の如く、安けく見賜ふなり、〈八隅知とするは漢意にして、いたく古意に違へり、然るを万葉に多くは此字を書るは、奈良のころ、既く漢意の着て、此字の意にとりなせるにもあるべし、さる例他にもあり、續紀十五、大御歌に、夜須美斯留和己於保伎美とあるは、留字後人のさかしらに改めたるなるべし、古本には志と作り、年中行事秘抄に出せるにも志とぞある、〉天武紀續紀などに、安殿とあるも、〈大安殿、内安殿、外安殿、中安殿、小安殿などあり、〉夜須美杼能にて、天皇の安見爲賜殿と云意の名なり、大安殿とあるは、大極殿のことぞ、〈然るをオ○ホ○ヤ○ス○ミ○ド○ノ○と訓べきことを知ずして、皇極紀、天武紀、今本に大極殿をオ○ホ○ア○ム○ド○ノ○と訓るは、古本に傍に大安殿と假字附の如く書るを見てのひがことなるべし、撰集抄に、西行法師が崇德天皇の御陵に詣て、其御事を申せる處に云く、清涼紫宸の間にやすみしたまひて、百官にはつかれさせたまひに云々と云るは、たま〳〵古言の遺れるにや、彼ころの詞にしはいとめづらし、又欽明紀に、安室室とあるは、安字ハ漢文なれば安置意にて、ヤ○ス○ミ○と訓べきには非れども、言は古言なり、〉

〔大内裏圖考證三上〕大極殿〈古本續日本紀、及古本倭名抄、古貳文字、以上諸書、並作太、今從之、諸圖皆作大者、蓋大政官及太宰府、並作大之類也、非是、〉

大極(諸書假名、ダイゴクデム、)一作最大殿、左經記作大殿、

諸圖書、倭名抄曰、大極殿、朝堂院正殿名也、京兆圖曰、大極殿、朝堂院正殿名也、九間四面、拾芥抄曰、大極殿、朝堂院正殿名、八省院是也、又謂之最大殿、古本拾芥抄首書曰、大極殿、最大殿也、葺鴛鴦瓦、黄金瑠玉石礎、(一古本、黄金瑠玉石礎、作金瑠玉礎、)古本拾芥抄圖、及校本拾芥抄圖、古圖、一古圖、南都所傳圖、神泉苑所傳圖、並曰九間四面、(檻間丈尺見身舍)　江匡房治暦四年記曰、大極殿儀門侍從入內第五間云云、而今度參日人人被議文、皆云第五間、是御前間也、大極殿九間之故云云、如何、太宰大貳師成等說、御前東間也、第五間、是加東庇所數也、大極殿九間之故云云、然而依自庇不可數之議、自御前講禮了、後日內府被申云、大極殿是十一間也、東西廊相加十三間也、然則第五間御前東間也、兩說共以僻案也者、予驚此事、後日撿大極殿基跡九間四面也、敢非十三間、九間事、左大史孝信宿禰差圖云云、○中略　保元三年即位番記錄曰、今度大極殿小安殿、八省院諸門、廻廊等、朱雀門皆以修造、會昌門外左右瓦垣、任舊趾被修築、大極殿鵄尾、新以金銅鑄作之、大極殿、八省院諸門、朱雀門額等、前關白被書獻、兼行所書之舊額皆撤却畢、○中略

檻間　按諸圖書推之、檻間東西各一丈六尺、南北各一丈三尺、檻外四面至壇端各一丈一尺、按正殿東西地凡四十丈、而十九丈八尺爲正殿占地、二十丈爲東西廊占地、二尺爲正殿東西壇下石板在所、推之則檻間一丈六尺可知也、內裏式、及延喜式、北山抄(朝賀御裝束)曰、當殿中階南去十五丈四尺、樹銅烏幢、注云、與蒼龍白虎樓南楹平等、又古昔石階、則廣一尺爲度、則九級而九尺、檻外至壇端一丈一尺、則南北檻間一丈三尺可推知也、

〔有職抄(二禁中殿門)〕大極殿
九間四面、朝堂院ノ正殿、八省院トイフ是ナリ、又中臺ノ最大殿トイフ、鴛鴦ノ尾ヲツキ、金瑠玉礎ナリ、八省院トハ、天子臨朝、即位、又大嘗會、朝賀、節會以下ノ公事、奉幣、御齋會、季御讀經ナドモ此所

ニテ行ハル、ナリ、

〔內裏式上〕元正受群臣朝賀式

前二日、所司宣攝内外、各供其職、前一日、整設御座於大極殿、敷高座以錦、高座壇下南幷東、鋪兩面、

〔延喜式十五内藏〕元正預前裝飾大極殿、〇中略與内匠主殿掃部等寮、共依例裝束、從小安殿至高御座之間、敷兩面爲御道、

大極殿高御座帊、(黃表帛裏、長一丈五尺、六幅、)若有破損隨即申省、

〔延喜式十七内匠〕凡每年元正、前一日官人率木工長上雜工等、裝飾大極殿高御座、

凡正月齋會、前一日長上率雜工等、從圖書寮、運高座具、構立大極殿、事了返送本寮、

〔延喜式三十八掃部〕最勝王經齋會、衆僧座設大極殿、(餝設申省受之、事畢返上、)初終日有行幸者、設御座於高御座丑寅角、及小安殿、

春秋二季御讀經、大極殿設座、略如正月御齋會、

天皇即位、設御座於大極殿、同元日儀、

〔延喜式四十六左右衞門〕凡門部一人、衞士四人守八省院、門部一人守大極殿、

〔日本書紀二十四皇極〕四年六月戊申、天皇御大極殿、

〔日本書紀二十九天武〕十年三月丙戌、天皇御于大極殿、　十二年正月乙未、親王以下、及群卿喚大極殿前而宴之、

〔續日本紀一文武〕二年正月壬戌朔、天皇御大極殿受朝、

〔續日本紀二文武〕大寶元年正月乙亥朔、天皇御大極殿受朝、

〔續日本紀三文武〕慶雲元年正月丁亥朔、天皇御大極殿受朝、　二年四月辛未、天皇御大極殿、以正四位下粟田朝臣眞人〇中略爲中納言、　三年正月丙子朔、天皇御大極殿受朝、

〔續日本紀四元明〕慶雲四年七月壬子、天皇卽位於大極殿、

〔續日本紀七元正〕靈龜元年九月庚辰、受禪、卽位于大極殿、

〔續日本紀十聖武〕天平元年六月癸未、天皇御大極殿閤門、隼人等奏風俗歌舞、

〔續日本紀十三聖武〕天平十二年正月甲辰、天皇御大極殿南門觀大射、

〔續日本紀十四聖武〕天平十三年正月戊戌、御大極殿賜宴、

〔續日本紀十五聖武〕天平十五年十二月辛卯、初壞平城大極殿幷步廊、遷造於恭仁宮、四年於茲、其功纔畢矣、

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶三年正月庚子、天皇御大極殿南院、宴百官主典已上、

〔類聚國史二十八帝王〕延暦十一年二月丙戌朔、皇帝御大極殿、聽朝政也、

〔類聚國史七十五歲時〕延暦十九年四月己巳朔、御大極殿視朔、

天長元年四月庚辰朔、天皇御大極殿、視告朔事、

〔三代實錄二十八清和〕貞觀十八年四月十日丁巳、是夜子時大極殿災、延燒小安殿、蒼龍白虎兩樓、延休堂、及北門北東西三面廊百餘間、火數日不滅、　十一日戊午、追禁前丹波守從五位上安倍朝臣房上、從五位下笠朝臣弘興、以有疑行火也、詔召明經紀傳博士等曰、大極殿災、皇帝廢朝以不及群臣從政如何、從五位上行大學博士兼越中守善淵朝臣永貞、〈○永貞以下十九字原脫、今據一本補、〉從五位下行助教船連副使麻呂、善淵朝臣廣岑、直講正六位上美努連清名、小野朝臣當岑等言、禮記檀弓曰、有焚其先人之室、則三日哭、故曰新宮火亦三日哭、左氏傳曰、昭十八年五月壬午、宋衞陳鄭災、三日哭、國不市、依此言之、天災人火皆三日哭、是憂戚火災、若喪之意也、旣曰三日哭、何得在正寢聽政、又春秋之義、國有災異、則君親素衣縞冠、帥群臣而哭之、然則公卿從事、隨而可知、大學頭從五位上兼行文章博士巨勢朝臣文雄、文章博士從五位下兼行大內記越前權介都宿禰良香等言、春秋穀梁傳、新宮災、三日哭、新宮者何、稱宮

也、三日哭哀也、其哀禮也、又漢武帝建元六年四月、高園便殿火、帝素服五日、昭帝元鳳四年五月孝文廟正殿火、帝及群臣皆素服、又漢武帝元封六年十一月、栢梁臺災、成帝永始四年四月、長樂宮臨華殿未央宮東司馬門皆災、後漢順帝永和元年十月、承福殿火魏明帝青龍二年四月、崇花殿災、晉武帝大康十年四月、崇賢殿災、梁武帝普通二年五月琬琰殿火、延燒後宮屋三千間、據此等文、國廟火災必有素服盡禮哀也、至如宮殿之災、無有變服廢朝之文、但春秋昭十八年左氏傳曰、五月宋衛陳鄭皆火、三日哭、國不市、異苑曰、魏文侯御廩災、素服避正殿五日、群臣皆素服而哭、謹案、古之諸侯有如此之災者、或有變服致哭之義、今折中而論之、宜三日廢朝、皇帝及群臣不變常服、唯避憂戚之意、從文雄良香等之議、是日諸衞戒嚴、警夜巡晝、倍於常儀、　廿日丁卯、於建禮門前修大祓、以大極殿火災也、　廿八日乙亥、勅遣木工權大允外從五位下惟良宿禰安宗、木工□□□外從五位下日置造繩主等、向紀伊國、占採大極殿材木山、　五月三日己卯、勅遣從四位上行神祇伯棟貞王、向伊勢太神宮、告以大極殿災也、　四日庚辰、勅遣參議從三位行民部卿播磨權守藤原朝臣冬緒、向松尾社、參議正〇正以下十五字原脫、今據一本補、四位下行勘解由長官兼式部大輔近江守菅原朝臣是善向賀茂御祖別雷兩社、告大極殿災、　八日甲申、遣使柏原山陵、告以災火、告文曰、天皇大命平、掛畏岐柏原御陵爾、恐美恐美毛申賜止倍申久、去月十日爾、大極殿爾火災乃事在天、東西樓、幷廊百餘間、一時燒盡爾利太、傳留開賜爾波、此宮乃掛畏岐天皇朝廷乃營作賜天、萬代爾傳賜介留宮奈利、就中爾、大極殿波殊爾御意留賜天妙爾麗久造飾賜天、國乃面止之天、百官萬民乃仰久處止定賜介留殿奈利、而不意之外爾、此災在天一旦爾燒盡利太、近日之間波、此平、憂念恥歎賜天、夜毛晝毛無間、畏利賜止己限量毛無之、此災波天火人火毛止未知須、若人火奈波、眞掛畏岐御陵助哀賜天、行火留太奸人等乎早爾顯之出之賜倍、又近日物怪在爾依天卜求爾、失火之事亦可在止卜申世利、掛畏岐御陵助護賜天、天火爾末禮、人火爾末禮、未然之外爾、其災乎拂却賜倍、此狀乎參議正〇正以下十五字原脫、今據一本補、四位下行左近衞中將兼備中權守源朝臣能有、少納言橘朝臣茂生等乎差使天、

開江奉出之賜（不止、〇止以下十二字原脫、今據一本補、）恐美恐美毛申賜波止久申、

〔三代實錄清和二十九〕貞觀十八年六月九日甲寅、右大臣以下參議以上、相率向八省院含章堂、始（〇始原脫、今據一本補、）行修造大極殿之事、　七月十九日甲午、請五僧於八省院含章堂、轉經、以將始大極殿作事也、　廿一日丙申、是日、時卯一剋始作大極殿、土木工夫並從事、　十一月九日壬午、近江國言、採進大極殿材木九千八百餘株、百姓運輸、無人綱領、請三宮及諸封家庸租米、各遣使於大津院受之、太政官處分依請、

〔三代實錄陽成三十〕元慶元年二月四日丙午、詔復讃岐國民徭十日、緣造大極殿石多勞役也、

〔三代實錄陽成三十一〕元慶元年四月八日己卯、欲以今月九日始作大極殿、仍遣使柏原山陵、告以事由、告文曰、天皇我大命止、掛畏岐柏原御陵爾、恐美恐美毛申賜倍止申久、去年四月十日爾、所燒失乃八省院乃大極殿、幷東西樓廊等、以今月九日吉日良辰天、所始作之、此院波最是掛畏岐天皇朝廷、殊勞作賜倍留所奈利、故是以、更可始作岐狀乎爲令申爾、差使參議正四位下行左近衞中將源朝臣能有、從五位上守治部大輔橘朝臣休蔭天奉出須、掛畏岐御陵、相助矜（〇矜原作務、今據一本改、下同、）賜天、無事久無障久令作竟賜倍、又天皇朝廷乎毛平安爾護賜矜賜倍止、恐美恐美毛申賜久止申、　十五日丙戌、是日頒幣梅宮、貴布禰、故太政大臣東一條第戊亥隅神、告文曰、云々、太極殿幷東西樓廊等、以今月九日吉日良辰天始作留云々、

〔三代實錄陽成三十三〕元慶二年二月廿四日庚寅、遣神祇大副從五位上大中臣朝臣有本於大極殿壇上、祈請百神、緣初造（〇造原脫、今據一本補、）大極殿也、　四月廿五日庚寅、是日始竪大極殿柱、

〔本朝文粹九詩序〕元慶三年孟冬八日大極殿成命宴詩序一首　善相公

元慶初、天子勅右丞相、修復大極殿前殿、備明堂也、丞相峻宇望高、崇梁材大、郎運伊周之宏圖、更命班爾之妙匠、於是百工經始、庶民子來、堂室輪奐之美、觀闕壯麗之奇、意雖勿亟、不日成之、三年冬十月八日、乃置杯觴、使須筆札、群公盡來、肆夏間奏、顧命詞人云、昔者王延壽動藻於靈光、韋仲將含毫於景福、

今日壯觀、試綴新章、承此清命、望彼重軒、體象紫極、製踰玄都、飛甍排雲、璧璫之與夜月相映、斜戸啓漢、金釭之與曉星雙點、至夫殊形詭製、外照内融、視之眩轉、不可具論、淸行幸預登闈之遊、遂乏研京之興、詞羈詞詩、空慙麒驎之賦、慶倸手足、請比悲雀之賀、謹序、

〔菅家文草二〕元慶三年孟冬八日大極殿成畢王公會賀之詩十扶

驚雀先知聖德包、子來神化莫空抛、初成不日金猶在、亘望如雲玉半交、欲見高晴星舊拱、應饒遠翥鳳新巢、棟梁總出於槐棘、誰愧唐堯不剪茅、

〔三代實錄三十七陽成〕元慶四年二月四日戊子、是日遣武藏權守從五上弘道王、向伊勢太神宮奉幣、告以大極殿成也、　五日己丑、遣正四位下行○行原脫、今據一本補、右京大夫兼山城權守基棟王、向於賀茂御祖別雷兩社、從四位上行山城守棟貞王於松尾社、散位從四位下和王於平野社、從四位下行右馬頭藤原朝臣門宗於大原野社、正五位下行神祇大副大中臣朝臣有本於稻荷社、並奉幣、告以大極殿成、告文曰、天皇我詔旨止、掛畏岐賀茂大神乃廣前爾申賜倍申久、去貞觀十九年四月九日、大極殿幷東西樓廊等作始之時爾、令祈申之久、如是岐國家大事乎波、皇大神乃厚助仁依天奈毛可成立止、令祈申賜岐、祈申之母之久、无事久平久令作竟賜倍利、仍今吉日良辰乎擇定天、正四位下行右京大夫兼山城權守基棟王乎差使天、禱乃大幣帛乎、令捧持天、奉出給不、此狀乎平久聞食天、今毛往前毛、无驚久无事久、護矜賜比、天皇朝廷乎寶位无動久、常磐堅磐爾護幸倍賜比、天下國家乎毛平久護矜賜倍止申、是日遣從五位上行左兵衞佐源朝臣湛於柏原山陵、告大極殿既成之狀、

〔三代實錄三十八陽成〕元慶四年十二月六日乙酉、子時地大震動、自夜迄旦十六度震、大極殿西北隅豎壇長石八間破裂、宮城垣墻、京師廬舍、頹損者往々甚衆矣、

〔扶桑略記二十四裏書醍醐〕延長八年六月十四日丙午、藏人頭有相朝臣仰外記云、去九日大極殿內梁上鷺○鷺原作鷲、據一本改、居、寮占云、子午辰戌年、公卿可有病者、此由令告之、

〔日本紀略 朱雀二〕承平七年十月十八日丁酉、是日白鷺集大極殿東方鴟尾、

〔日本紀略 村上四〕應和二年五月廿六日壬午、請百口僧於大極殿令讀經、以此殿頻示怪異也、

〔榮花物語 玉村菊十二〕長和五年正月十九日、御讓位、〇三條春宮には式部卿宮〇敦明ゐさせ給ぬ、二月九日御卽位なり、みかど〇後一條は九にならせ給、東宮は廿三にぞおはしましける、こよなきほどの御およずけなり、〇中略御卽位に大極殿にわたらせ給へるに、御びづらゆはせ給へる程、いみじううつくしきもの丶、めでたくおはします、

〔扶桑略記 後冷泉二十九〕天喜五年四月十四日、大極殿鴟尾墮地破損、〇又見百練抄、

〔百練抄 後冷泉四〕康平元年二月廿六日、新造內裏、幷中和院、大極殿、東西樓、朝集堂等燒亡、去廿三日省試題云、偶燭於明、人文之徵也、　廿七日、於御前被定大極殿燒亡事、凡此後所々炎上、大略以連日、　廿八日、於御前被定大極殿炎上事、以貞觀例可被行之由、諸卿定申之、

〔水左記〕治曆三年三月十三日、今日造大極殿被改定、

〔本朝世紀〕治曆四年五月十一日壬午、右大臣、內大臣以下諸卿參仗座、次參上御前、被定申造大極殿幷御卽位事、左少辨師賢、左大史孝信等、奉仰向官司、巡撿所々丈尺、御卽位料云々、　八月十四日甲寅、大極殿木作始也、早旦於建禮門有大祓事、　十月二日辛丑、內大臣以下諸卿參入、〇中略次被定大極殿上棟日時、(來十日己酉)　十日己酉、大極殿上棟也、丹波守高房朝臣造之、內大臣以下諸卿參入、未剋上棟、所司羞膳、

〔扶桑略記 後三條二十九〕治曆四年八月九日己酉、自今日限三箇日、於應天門被轉讀最勝王經、爲祈可造大極殿之由也、　十四日甲寅、造始大極殿、　十月十日乙酉、大極殿竪柱上棟、

〔百練抄 後三條五〕延久二年五月五日、大極殿鴟尾、可用木之由宣下、　四年三月廿三日、渡立太政官廳高御座於大極殿、　四月十五日、幸大極殿、行宴會、土木新成之故也、但記云、其儀如寬和大嘗會節會、

後節會於大極殿被行之、

〔續世繼 二 手向〕大極殿、さきのみかどの御とき、○後冷泉天皇康平元年二月二十六日火事侍しのち、十年すぐるまで侍しに、くらゐにつかせ給て、いつしかつくりはじめさせ給て、よとせ○延久三年といふにつくりたてさせ給にしかば、わたらせ給て、よろこびの詩などつくられ侍りけり、

〔扶桑略記 二十九 後三條〕延久四年四月十五日甲子、行幸大極殿、被行宴會、王公以下文人以上獻詩、雅樂奏歌舞、秉燭講詩、高御座東、文人等祗候、賜祿有差、○下略

〔本朝續文粹 八 詩序〕孟夏侍宴賀大極殿新成應製詩一首 并序

正四位下行式部大輔兼伊豫守藤原朝臣實綱

實曆延久之年、天子降綸綍、修復大極前殿、蓋擬黃帝之合宮也、聖上玄德覆載、洪化滂流、受四海之圖籍、馭万邦之群黎、以還郎施義氏之仁、更命郢匠之妙、梓巧之功忽畢、圓方之體初成、促皇輿之臨幸、整群官之扈從、衆庶同悅、安燕之禮既修、羽族感思、賀雀之聲自來、于時樂懸間奏、杯觴壓巡、別詔儒臣云、新排宮殿、便奮篇章、遠則漢家之故事、近亦日域之舊儀也、早綴詩句之詞、宜頌堂皇之美、應斯勅言、瞻其制作、雙枚重桴、都非一幹之用、上棟下泥宇、猶有万楹之撰、至夫比之初帝居望之究神造、規矩象天、横畫梁於雲霞之表、啓閉協節、列玉戶於日月之前者也、壯觀之奇、不可勝記、實綱、望高閣以抽短材、顧無用於櫟社之末、仰大厦以憖小量、類不逮於荊楚之禽、謬採彩毫、未遑粉墨、云爾謹序、

〔本朝無題詩 一 賀宴〕賀大極殿新成　源經信

華堂復舊備明堂、料識是依常德昌、左城右平朱檻下、鳳集鵲賀畫梁傍、漫揮越斧成鳳搴、高鐘階珠映日光、饒見鸞輿臨飲宴、還期聖曆與天長、

大江匡房

大厦新排以落々、降登飲宴悉開眉、凌雲壯麗人輸節、不日新功天與時、雲雨半過生戶牖、虹霓纔及遠棼楣、周年路寢漢前殿、舊製相同誰不思、

藤原實綱

大厦殊形經始成、一時初識百工營、于雲繡桷參差列、啓月金扉照耀明、周日靈臺宜此類、漢朝正殿欲相爭、情思基路堅於石、億萬年間豈有傾、〇以下略

〔榮花物語三十八松の下枝〕みかど〇後三條は、いつしかおりゐさせ給なんとのみおぼしめして、この四月〇延久四年にも大極殿の修理などせさせ給に、あたらしくつくらせ給ひて、はじめに世のかはるけしきのあらんは、びんなかるべしと、おぼしめしてなどぞ世人申し、まことにや、このしはすの八日おりさせ給、

〔扶桑略記三十堀河〕寛治五年正月十二日、大風、大極殿西廊二十三間顚倒、

〔愚管抄二〕安元三年月日、大極殿燒亡事、後三條聖主つくらせ給て後、保元に修理せられにき、此度燒にけり、樋口京極邊より出きたりける火、思もよらぬに飛付て、やけにけるなり、中の邊は燒ず、

〔新任辨官抄〕奉分裝束司造八省事

御卽位之時、大極殿敷物兩面、久壽之度用途不濟事、既闕如、仍黃絹上畫兩面文用之了、自然爲節儉、保元之度、依彼例同被用畫絹了、中古以來、八省廻廊多以破壞顚倒、保元造營被修造之、然而多闕如、同三年御卽位、所造畢也、造八省辨親範也、

〔百練抄八高倉〕治承元年四月廿八日、亥刻火起自樋口富小路、火焰如飛、大極殿小安殿〇中略拂地燒亡、〇略

大極殿燒亡例

清和天皇貞觀十八年四月十日丁巳

後冷泉院天喜六年二月廿六日丁卯(遣事之後、經百八十年、)

高倉院治承元年四月廿八日(延久四年遣事之後、經百十二年、)

此後無造營　廿九日、還幸閑院、被仰廢朝、依大極殿火事也、　八月廿三日、被定造大極殿事、爲備前國所課、大納言邦綱卿可造進云々、

〔源平盛衰記　四〕大極殿燒失事

大極殿ハ淸和帝ノ御時、貞觀十八年四月九日燒タリケルヲ、同十九年正月三日、陽成院ノ御卽位ハ豐樂院ニテゾ有ケル、元慶元年四月九日事始有テ、同三年十月八日ゾ造出サレタリケル、後冷泉院御宇、天喜五年二月廿一日ニ、又燒ニケリ、治曆四年八月二日事始有テ、同年十月十日棟上有ケレ共、不被造出、後冷泉院ハ隱レサセ給ニケリ、後三條院ノ御時、延久四年十月五日被造出、行幸有テ宴會被行、文人詩ヲ奉、伶人樂ヲゾ奏シケル、今ハ世末ニ成、國ノ力衰テ、又造出サルヽ事難モヤアラント、皆人歎合給ケリ、

〔源平盛衰記　十三〕入道信殿島幷垂迹事

治承四年四月廿二日、新帝(安德)○御卽位アリ、此御事大極殿ニテ被行事ナレドモ、去シ治承元年ニ燒ニシカバ、後三條院延久ノ例ニ任テ、官廳ニテ有ベカリシヲ、右ノ大臣兼實計申サセ給ケルハ、官廳ハ凡人ニ取ハ公文所也、大極殿ナカラン上ハ、紫宸殿ニテ可被行ト被仰ケルニ依、卽其ニテゾ有ケル、

〔源平盛衰記　四〕大極殿燒失事

嵯峨帝ノ御時、空海僧都勅ヲ奉テ、大極殿ノ額ヲ被書給タリ、小野道風之ヲ見テ、大極殿ニハ非、火極殿トゾ見エタル、火極トハ火極(ヒキハマル)ト讀リ、未來イカヾ有ベカラン、筆勢過タリトゾ笑ケル、去バニヤ今カク亡ヌルコソ淺增ケレ、

〔大內裏圖考證〔三上朝堂院〕〕額　古今著聞集曰、大極殿ハ火極殿、朱雀門ハ米雀門、美福門ハ田廣シ、古按、本有此文、今諸本無此文、可考、

〔江談抄〔一公事〕〕大內門額等書人々事

予問曰、件額等誰人手跡乎、答云、〇中略大極殿額者、敏行中將手跡也、但火災以前誰人書乎、

〔名目抄〔禁中所々名〕〕殿舍中少々

大安殿〔ダイアンデン〕大極殿

〔日本書紀〔二十九天武〕〕十四年九月壬子、天皇宴于舊宮安殿之庭、　辛酉、天皇御大安殿、喚王卿等於殿前、以令博戲、

〔日本書紀〔二十九天武〕〕朱鳥元年正月丁巳、天皇御於大安殿、喚諸王卿、賜宴、　二月甲戌、御大安殿、侍臣六人授勤位、

〔續日本紀〔二文武〕〕大寶元年正月戊寅、天皇御大安殿、受祥瑞、如告朔儀、　三月丙子、賜宴親王及群臣於東安殿、　二年三月己卯、鎭大安殿大祓、天皇御新宮正殿、齋戒、總班幣帛於畿內及七道諸社、

〔續日本紀〔九聖武〕〕神龜二年十一月己丑、天皇御大安殿、受冬至賀辭、

〔續日本紀〔十聖武〕〕天平二年正月辛丑、天皇御大安殿、宴五位已上、

〔續日本紀〔十四聖武〕〕天平十四年正月壬戌、天皇御大安殿、宴群臣、

〔續日本紀〔十五聖武〕〕天平十六年三月丁丑、運金光明寺大般若經、致紫香樂宮、〇中略奉置安殿、

〔續日本紀〔十八孝謙〕〕天平勝寶二年正月庚寅朔、天皇御大安殿、受朝、

〔日本書紀〔二十九天武〕〕十年正月丁丑、天皇御向小殿而宴之、是日、親王諸王引入內安殿、諸臣皆侍于外安殿、共置酒以賜樂、

〔續日本紀〔八元正〕〕養老五年九月乙卯、天皇御內安殿、遣使供幣帛於伊勢太神宮、并以皇太子女井上王

小安殿

爲二齋内親王一、十二月戊寅、太上天皇〈元明〉彌留、乙卯、崩二于平城宮中安殿一、

〔續日本紀 聖武十〕神龜四年二月甲子、天皇御二内安殿一、詔召二入文武百寮主典已上一、左大臣正二位長屋王宣レ勅、〈下略〉

〔萬葉集 二十〕八月〈天平勝寶七歳〉十三日、在二内南安殿一肆宴歌二首

乎等賣良我、多麻毛須蘇婢久、許能爾波爾、安伎可是不吉氐、波奈波知里都々、

右一首、内匠頭兼播磨守正四位下安宿王奏レ之、

安吉加是能、布伎古吉之家流、波奈能爾波、伎欲伎都久欲仁、美禮杼安賀奴香母、

右一首、兵部少輔從五位上大伴宿禰家持、〈未レ奏〉

〔續日本紀 淳仁二十二〕天平寶字四年正月丙寅、高野天皇〈孝謙〉及帝、御二内安殿一、授二大保從二位藤原惠美朝臣押勝從一位一、

〔續日本紀 文武二〕大寶元年三月丙子、賜二宴王親及群臣於東安殿一、

〔名目抄 禁中所々名〕殿舍中少々

小安殿〈コアドノ〉

〔拾芥抄 中 宮城〕小安殿

〔江次第抄 一 正月〕朝拜時於二小安殿一　小安殿者、大極殿後房也、

〔大内裏圖考證 三上〕小安殿　延喜式作二後殿一、又作二大極後殿一、日本紀略作二玄朝堂一、北山抄、及江次第、兵範記、作二後房一、

諸圖書、古圖曰、小安殿九間、　京兆圖曰、小安殿九間、御質抄曰、大極殿後、二間登廊北、有二九間一、卯酉屋、名二小安殿一、

〔有職抄 二 禁中殿門〕小安殿

七間三面、大極殿ノ北ニアリ、

〔内裏式上〕元正受群臣朝賀式

前二日所司宣攝内外、各供其職、前一日整設御座於太極殿、敷高御座以錦、〇中略鋪六幅布單於軒廊、又敷二幅兩面於其上、自後房屬高座、〇中略其日〇中略辰一刻、皇帝乘輿、入太極殿後房、少時皇后御輿亦入後房、

〔儀式五〕九月十一日奉伊勢太神宮幣儀

其日昧爽、掃部寮於八省小安殿東第三間中央、設御座、〇中略中務錄率省掌入、置版於小安殿東南庭、

〔延喜式十二中務〕凡奉幣伊勢太神者、九月十一日、平旦未行幸前、錄率省掌入大極殿院、置版位於後殿東南庭、

〔延喜式十五内藏〕元正預前装飾太極殿、〇中略與内匠主殿掃部等寮、共依例裝束、從小安殿至高御座之間、敷兩面爲御道、

元日御禮服玉冠牙笏等、當日平旦、寮官人於大極後殿下持候之、隨内侍宣進之、

〔續日本紀三文武〕大寶三年十月癸未、天皇御小安殿、〇金澤文庫本無小字、日本紀略作大安殿、詔賜遣新羅使波多朝臣廣足額田人足各衾一領衣一襲、又賜新羅王錦二匹絁四十匹、

〔類聚國史三十四帝王〕大同四年七月乙巳朔、行藥師法於小安殿、七箇日、以天推國高彥天皇病未瘉也、

〔三代實錄四十五光孝〕元慶八年二月十九日庚戌、天皇御朝堂院小安殿、遣散位從五位上興我王、向伊勢太神宮奉幣、告以將卽位也、

〔日本紀略十一條〕長保元年六月十四日乙丑、亥剋内裏燒亡、件火事出自修理職也、天皇駕腰輿行幸太極殿暫御小安殿、卽渡御太政官東宮同移御此所、

〔讃岐典侍日記下〕つとめて、かたぬぎまだしからんと思ひ居たる程に、〇中略小安殿の行幸とて、の

豐樂殿

のしりあひたり、里よりやがて參る、大嘗會の事か丶すとも思ひやるべし、

〔伊呂波字類抄不地儀〕豐樂殿豐樂院正殿名也

〔拾芥抄中宮城末〕豐樂院八省西豐樂殿天子宴會所、謂之馬場殿、仍改之、謂之中臺、神泉苑正殿同也、匡遠本、豐院正殿、元名乾臨閣、

〔大內裏圖考證四上〕豐樂殿年中行事後附、豐樂殿假名、ブラクデン、

諸圖書倭名抄曰、豐樂殿豐樂院正殿名也　本名乾臨閣、後以乾臨閣、爲神泉苑正殿名之時、以豐樂爲此殿名耳、古本拾芥抄曰、匡遠本、豐樂殿、豐樂院正殿、元名乾臨閣、而與神泉苑正殿同名也、仍改之、印本拾芥抄此文錯亂、義不通、又圖曰、豐樂殿九間四面、文緖中傳寫圖曰、豐樂殿九間四面、按、諸圖作七間四面非矣、蓋七間四面、則東西廊結構不成、南都諸傳圖曰、豐樂殿元名乾臨閣也、而依爲神泉苑正殿名改之、京兆圖曰、豐樂殿豐樂院正殿名乾臨閣、而神泉苑正殿同名、故改之、

〔有職抄二禁中殿門〕豐樂殿拾芥抄謂之馬場殿

中臺ノ二重ノ殿閣トイフ、モトノ名乾臨閣トイフ、シカルニ神泉苑ノ正殿ト同名ナルニヨリテアラタメラルヽナリ、

〔內裏式上〕元正受群臣朝賀式會

皇帝受群臣賀、訖遷御豐樂殿、饗宴侍臣、其儀○中略皇帝出清暑堂、御豐樂殿、皇后出御亦如常儀、○中略宣命大夫降自同階、○東階就版位宣制云、○中略更宣云、今日波正月朔日乃、豐樂聞食須日爾在○中略

七日會式

前一日、所司辨備豐樂殿、構舞臺於殿前、自殿南階南去十一丈七尺、舞臺高三尺六寸、設樂人幄於舞臺東南角、東去八許丈、南去二許丈、舞臺北四丈、中務置宣命版位、南去一許丈置尋常版位、○中略

十六日踏歌式

早旦、天皇御豐樂殿、賜宴次侍從以上、有蕃客者、幷侍從及六位以下皆召、供設儀式一同元日會、

〔儀式 六〕元日御豐樂院儀

前一日、內匠寮官人率雜工等、構立御斗帳於豐樂殿高御座上、

〔延喜式 三十八 掃部〕元日略〇中朝賀畢賜侍臣已上饗、官人率掃部、昇豐樂殿供御座、

〔延喜式 十七 內匠〕凡諸節前一日、官人率雜工等、豐樂殿立歎障臺六基、

〔類聚國史 八 神祇〕大同三年十一月壬辰、於豐樂殿宴五位已上、二國〇悠紀主基奏風俗歌舞、

〔類聚國史 七十一 歲時〕弘仁十年正月丙戌、御豐樂殿宴五位已上、賜祿有差、

〔三代實錄 三 淸和〕貞觀元年十一月十九日庚午、撤去悠紀主基兩帳、天皇御豐樂殿、廣廂宴百官、

〔三代實錄 五十 光孝〕仁和三年八月十五日丙辰、未時、有鷺集豐樂殿東鴟尾上、

神嘉殿

〔拾芥抄 中末 宮城〕神嘉殿 中院正殿

〔江次第抄 六 六月〕中和院神今食　今案、中和院在中重之西、神嘉殿者中和院之殿名、中和門者東面門歟、

〔大內裏圖考證 七〕神嘉殿

西宮記作中殿、中右記作中院、正廳、和名抄曰、神嘉殿、中殿正殿名也

諸圖　拾芥抄曰、神嘉殿 中院正殿　南都所傳一古圖曰、神嘉殿七間四面、神泉苑所傳圖曰、七間四面、京兆圖曰、神嘉殿七四間、

〔內裏式 中〕十一月新嘗會式

其日遲明、皇帝廻自神嘉殿、祭御殿訖、

〔延喜式 三十八 掃部〕六月神今食、略〇中酉剋折薦、狹帖、短帖、折薦、葉薦、簀、山城薦、寮造食薦、各八枚、是謂之八物、置於中院、付神祇官、即裝束神嘉殿、敷長席於殿中央三間、

〔西宮記 六月〕神今食　中院儀

戌時、天皇○註略幸神嘉殿、○註略御輿倚殿中間、

御輿輟於神嘉殿南階上、王卿立西庇屋南方、○註略天皇下御輿、入南廂西戸、

〔北山抄 二六月〕同日○十一日神今食事

〔江家次第 七六月〕中和院神今食御裝束

當日神嘉殿七間內中央母屋三間、塗籠內上張信濃布承塵、南北戸東西戸懸絹幌、

〔江家次第 十十一月〕新嘗祭中院儀

倚御輿於神嘉殿南階、○註略寢儀降輿、入自南廂西戸、

〔類聚國史 九神祇〕天長七年十一月辛卯、御神嘉殿、以申如在、

○按ズルニ、神嘉殿ニテ新嘗祭ヲ行ハレシ事、國史ニ見エタルハ、コレヲ始トス、

〔類聚國史 九神祇〕承和八年十一月乙卯、天皇○仁明御神嘉殿、行神事、

〔文德實錄 五〕仁壽三年六月庚午、帝不御神嘉殿、所司奉祭如常儀、

〔三代實錄 十四淸和〕貞觀九年十一月廿日乙卯、修新嘗會祭於神嘉殿、天皇齋居內殿、遣親王公卿行事、

〔江家次第 七六月〕中和院神今食御裝束

東舍內設供奉祭大膳大炊等官人、幷采女座、

〔中右記〕大治二年十一月十七日癸卯、依昨日仰、相具右少辨參新嘗祭、但去春神祇官炎上之後、於中院所被行也、及深更參向、入從待賢門幷南門、遍見之處、中。院。正。廳。爲神殿、東屋爲供神物所、西屋爲公卿座、四ケ間東有庇、

〔山槐記〕永曆元年十一月十七日辛卯、今夜中院行幸也、○中略昇居御輿於神嘉殿南階前、壇下兼敷筵道、

武德殿

〔運步色葉集 歸〕武德殿 大內馬場殿

〔拾芥抄 中末宮城〕武德殿 謂之射場殿

〔大内裏圖考證五〕武德殿（年中行事後附、名武德殿、）

諸圖、古圖及拾芥抄圖、南都所傳圖、京兆圖云、武德殿七間四面、（○中略）京兆圖曰、武德殿謂之弓場殿、

神泉苑所傳圖曰、武德殿或謂公射場、又謂馬場、年中行事後附曰、武德殿在中重西、號之馬場殿、

〔内裏式中〕五月五日觀馬射式

前一日、所司供張（供張之儀所司存）於武德殿御座南去一許丈、北面設皇太子座、

六日觀馬射式

早旦御武德殿、警蹕侍衛如常、諸衛無儀服、殿上座饌等具所司式、

〔延喜式三十八掃部〕凡四月、（○中略）二十八日、（小月二十七日）牽駒、武德殿供御座、并設親王已下出居已上座、又後殿供御座、設女官座、幄下御膳所立輕幄、

五月五日、武德殿設御座幷親王以下參議已上之座、又御膳所立輕幄、肆鋪設、

〔延喜式四十六左右衛門〕凡、（○中略）武德殿幷後殿及廻壁、令右衛門衛士守、

〔北山抄八大將要抄〕駒牽

早旦乘輿、（花蕚）出宜秋門、（承明陰明門間臨時定之）幸武德殿、寄御輿於東面北階、

〔類聚國史七十三歲時〕延暦十二年七月癸未、御馬埒殿、觀相撲、

〔類聚國史七十二歲時〕延暦十三年正月乙未、觀射於東埒殿、

〔類聚國史七十三歲時〕延暦十四年五月辛未、御馬埒殿、（○日本紀略作馬場殿）觀騎射、

弘仁九年五月戊子、御武德殿觀騎射、

〔大内裏圖考證五〕武德殿

按以前稱此殿曰馬埒殿、又曰馬場殿、至于此始曰武德殿、

〔訂正大内裏圖〕武德殿圖

廣前按、續日本後紀曰、承和九年十月丁丑（文章博士從三位菅原朝臣淸公傳）曰、弘仁九年云々、諸宮殿院堂門閣皆著新額云々、又帝王編年記曰、弘仁九年四月庚辰、此日有制、改殿門號題額と見えたり、この二ツの書によりて考ふれば、かの九年四月に、この馬埒殿も武德殿とあらためられしものなるべし、故に類聚國史も、同じ年の五月のことしるされ玉ひしかば、武德殿とはかゝれしなりけむ、こゝにはじめて武德殿と見えたるは、うべもさることなりけり、

〔文德實錄十〕天安二年五月乙丑、停騎射走馬之觀、不幸武德殿、　戊辰、有勅、公卿於武德殿馬埒、令角走左右馬寮御馬各十疋、

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年八月十五日丙辰、未時、有鷺集武德殿東鵄尾上、　十七日戊午、今夜亥時、或人告行人云、武德殿東緣松原西、有美婦三人、向東步行、有男在松樹下、容色端麗、出來與一婦人携手相語、〇中略數剋之間、音語不聞、驚怪見之、其婦人手足、折落在地、无其身首、

〔皇年代略記圓融〕天延三二廿八、武德殿火事、

〔日本紀略八花山〕寬和元年五月二日丙午、可造武德殿之由、被下宣旨、　二年三月廿二日庚寅、今日武德殿豎柱上棟、

〔百練抄四花山〕寬和二年五月廿六日、行幸武德殿、有臨時小五月會、件殿天延炎上之後、土木始成、

〔大內裏圖考證五〕武德殿

後殿　西宮記作小安殿、　諸圖〇中略古圖曰、殿後七間、（今據此）古本拾芥抄圖曰、後殿五間、（印本拾芥抄圖作三間）

南都所傳圖曰、後殿五間、（一本作三間、未知是否、）

〔內裏式中〕五月五日觀馬射式

其日未明、中務省置尋常位於庭中、兵部省置奏事位於埒東門南掖、〇中略親王以下五位以上稱唯、入自埒東門、西面北上、異位重行、

御樋殿

〔儀式八〕五月五日節儀

左右近衞將曹各一人、率近衞各四人、出自埒西門、○將曹留立埒門左右、閉埒東門、訖亦閉埒西門、引還、

〔内裏式中〕五月五日觀馬射式

大臣宣喚大夫等、少納言稱唯、退出立大夫等前宣召之、○中略六位以下入自南門、○見五位以上五六人入埒東門則入

〔侍中群要五〕定詞

御裝物所、○謂御樋殿也、又稱御樋殿、

〔安齋隨筆前編五〕樋殿○中略貞丈云○中略樋殿ヒドノとよむ也といふは、古は雪隱といふ所なし、家の内に屎ひり所を一間つくりて置るを樋殿といひて、其樋殿にしの筥を置て、屎ひる也、○中略又樋洗、ヒスマシとよむ、略してヒスともいふ、又小便は虎子、オホツボとも云ふなり、に下す也、是も樋殿におく也、○中略又云、樋殿樋洗の樋は本字にあらず、借訓也、本字は械也、○中略或人云、古き繪卷物に、病人の屎ひるに、木履をはきて、しのはこを跨ぎし形を畫けりといふ、げにもしのはこを跨ぐには踏臺あるべし、愚追て按するに、逍遙院殿の調度歌合に、大つぼに番ひて、御火の臺あり、是れはシノバコをまたぐ料のフミ臺也、木履は其代也、

〔小右記〕長和二年七月一日辛卯、右衞門督消息云、○中略御樋殿顛倒御占、吉平朝臣奉仕、勘申云、非御藥事、若奏口舌事歟者、右金吾將軍云、光榮朝臣云有所勞不參占、但此御樋殿顛倒事非怪歟、還可申慶方歟、帝王御慶、又可事乎、有思惟御氣者、

〔殿暦〕嘉承二年七月五日己丑、主上御温氣御由來告、雖然依所勞不參、　六日庚寅、主上重御由告之、仍忩參院、令渡給前齋院、主上極重御、仍候御前、御樋殿渡給程、於道不覺御也、返々不便、今夜有免物、又非常赦を被行、

〔古事談三僧行〕高陽院作事之間、宇治殿○藤原頼通御騎馬ニテ御覽廻令歸給之後、令渡御樋殿給之間、

令₂顚倒₁給テ、御心地令₂違例₁給、

〔長秋記〕元永二年十月二十一日、巳刻著₂束帶₁行₂向二位經營所₁、〇中略同廊遣戸東敷₂紫端帖二枚₁、二行其東間爲₂御樋殿₁、有₂大壺紙置₁壺等₁、

御厠殿

〔春記〕長久元年十一月廿九日庚申、今夜亥刻奉₂渡御竈神₁、四條中納言實賴、先日奉₂仰供奉₁、辨少納言諸衞尉已下供₂奉之₁云々、御厠殿今日同奉₂渡₁、以₂本屋等₁被₂渡之₁云々、

舍

〔倭訓栞前編十六〕つぼ　禁中の殿舍に、桐壺、梨壺、梅壺などいふは、其一區を指ていへり、字書に、宮中の道を壼コンといふともみえたり、又壺音胡、酒器、壼音悃、内壼と見えて、一畫のちがひのみ、殿どもの間のつぼかなり、庭をいふ、或說には、禁闕は人間の境にあらざるをもて、方壺、瀛壺などの義に取て、名とせる成べしといへり、

〔河海抄一桐壺〕もとのきげいさを　淑景舍、桐壺、舍は殿の傾也、庶人の家にも、寢殿雜舍と云がごとし、大內の五壺は、仙家の五處に象也、西王母有₂五處十二樓₁、或又壺中之儀歟、廣摸韻壺臺、

〔倭名類聚抄十居處〕屋舍ヤ名附出　陸詞切韻云、屋烏谷反、舍也、和名夜周禮云、舍音謝、訓與₂屋同₁、沐浴處也、禁中舍也、

昭陽舍在₂溫明殿北₁奈之豆保　淑景舍在₂昭陽舍北₁岐利豆保　飛香舍在₂弘徽殿北₁布知豆保　凝華舍在₂飛香舍北₁字倍豆保　襲芳舍在₂凝華舍北₁、加美奈利乃豆保以₂霹靂₁、俗謂₂之雷鳴壺₁、

〔拾芥抄中末宮城〕殿舍事〇中略

昭陽舍東一、梨子壺、麗景殿東南北舍、各五間四面、　淑シツ景ケイ舍東二、桐壺、或南北舍、各五間四面、　飛ヒ香キヤウ舍西一、藤壺、弘徽殿西、或五間四面　凝ギヨウ花クワ舍西二、梅壺、飛香舍北、五間四面、　襲芳舍西三、雷鳴壺、凝花舍北、或五間四面、　同北舍

巳上六舍、起₂于南₁行₂于北₁、卯酉建₂之₁、此內凝花舍飛香舍不₃載₂弘仁九年勘文₁、後代所₂追加₁之云云、

〔有職抄二禁中殿門〕五舍

昭陽舍略○中　淑景舍略○中

巳上東ノ舍、南ヨリ起テ北ニ行、各二宇ヅヽアリ、是ヲ諸舍ト云也、

飛香舍略○中　凝花舍略○中　襲芳舍略○中

巳上西ノ舍、南ヨリ起テ北ニ行、各一宇ヅヽナリ、飛香凝華ノ兩舍、弘仁九年ノ勘文ニ見エズ、後代ニ建ル歟、其年月古來イマダ詳ナラズ、此五舍ノ內ヲ攝關ノ直廬ニ玉ル、攝政ノ時ハ叙位除目以下ノ公事、直廬ニテ行フ事也、又后宮モ飛香舍ナドニスミ玉フナリ、

〔伊呂波字類抄世地儀〕昭陽舍禁中舍名、梨子壺、

〔下學集上家屋〕昭陽舍(セウヤウシャ)梨壺、東宮御座、

〔大內裏圖考證十八〕昭陽舍或曰梨壺　異本日本紀略、天祿三年三月廿五日、作昭陽殿、

諸圖書略○中　神泉苑所傳圖曰、五間四面、

〔三輔黃圖三未央宮〕椒房殿、在未央宮、以椒和泥塗、取其溫而芬芳也、武帝時、後宮八區、有昭陽、飛翔、增成、合歡、蘭林、披香、鳳皇、鴛鴦等殿、後有增修安處、常寧、茝若、椒風、發越、蕙草等殿、爲十四位、成帝趙皇后居昭陽殿、號飛燕、以其體輕也、有女弟俱爲婕妤、貴傾後宮、昭陽舍蘭房椒壁、其中庭彤朱、而庭上髹漆、切皆銅沓、切門限也

〔禁秘御抄上〕一草木

梨壺○東方有之　梅略○中　應和二年、藏人所雜色等、栽紅梅於昭陽舍南庭、又栽東庭、左馬頭年有ガ家ノ梅ナリ、

〔年中行事歌合〕四十番　左　寄梨壺戀　頓乘

いにしへの五の人もわがごとく心に物をおもひけんかも

左、梨壺は昭陽舍也、是も梨を庭にうへられ侍りけるにや、

〔有職抄〕二禁中殿門 昭陽舍

五間四面、梨壺トイフナリ、麗景殿ノ東ニアタリテ、北南相ナラビ二宇アリ、

〔日本紀略〕五冷泉 安和二年二月十九日、昭陽舍火事、　三月十一日戊子、東宮自昭陽舍移凝華舍、

〔日本紀略〕六圓融 天祿三年三月廿五日甲申、資子内親王於昭陽殿有藤花宴、天皇臨御、宴訖、内親王叙一品、

〔榮花物語〕三十四晩待星 殿のうへもおはします、弘徽殿登花殿かけておはします、内はなしつぼねにおはしませばみちいとゝをし、一品宮は宣耀殿麗景殿におはしませば、承香殿めんだうよりとをりてのぼらせ給、

〔江家次第〕十七 東宮御元服

太子自昭陽舍渡御休廬、筵道事、　前例東庇内南第一間供之、而今年到東庇第一間北砌供之、

〔古今著聞集〕十九草木 長元元年十二月廿二日、昭陽舍のさくらを一本、清涼殿ひがしきたの庭にうつしうへられけるに殿上人どもおりたちて、ふみかためけり、いと興ある事也、むかしはかやうにあちこちほりわたし、又はじめてもうへられける、ちか比はかぎりある木の外は、うへらるゝ事もなきにや、

〔源順朝臣集〕天暦五年宣旨ありて、初めてやまと歌えらぶ所を、梨壺におかせ給て、古萬葉集よみときえらばしめ給ふ也、○下略

淑景舍

〔伊呂波字類抄〕志地儀 淑景舍キリツホ

〔下學集〕上家屋 淑景舍シケイシヤ 桐壺キリツボ

〔書言字考節用集〕二乾坤 桐壺キリツボ 禁中淑景舍、謂之桐壺、順和名在昭陽舍北、

〔禁秘御抄〕上 一草木

飛香舎

○桐壺〈○桐、近年不見、但荒廢之間、毎庭有桐、〉

〔大内裏圖考證十八〕淑景舎〈或曰桐壺、枕草子シゲイサ、源氏物語シゲイサ、又シケイサ、古本拾芥抄曰、桐壺、淑景舎、俗云シケイサ、〉

〔年中行事歌合〕三十九番　右　寄桐壺戀　兼熙

花鳥の色香につけて思ふにもたぐひなかりし人の面影

右、桐壺と申は淑景舎なり、桐を庭にうへられたる故に、桐壺と申也、舎をつぼと申にや、假令ば雜舎など申候様に、大内の中、ちいさき殿なり、

〔源氏物語一桐壺〕御つぼねはきりつぼなり、あまたの御かた〴〵をすぎさせ給ひつゝ、ひまなき御まへわたりに、人の御こゝろをつくし給も、げにことはりとみえたり、

〔源氏物語三十二梅か枝〕左大臣殿の三のきみ參給ぬ、麗景殿ときこゆ、この御かたはむかしの御とのゐ所、しげいさをあらためしつらひて、御參りのびぬるを、みやにも心もとながらせ給へば、四月にと定めさせ給、

〔有職抄二禁中殿門〕淑景舎

五間四面、桐壺トイフナリ、昭陽舎ノ北ニアタル、北南ニ相ナラビ二字アリ、

〔日本紀略一醍醐〕延喜十五年五月六日丙寅、今夜寅時淑景舎顚倒、打殺七歳男子云々、

〔日本紀略四村上〕康保三年二月廿四日己未、虹立淑景舎北庭、

〔日本紀略六圓融〕天祿二年正月廿一日戊午、内宴、詩題云鶯啼宮柳深、於淑景舎有此宴、

〔玉海〕承安二年正月三日壬申、參女院御方、入夜攝政參入、余〈○藤原兼實〉有次尋申云、敍位除目之時、參攝政直廬之路、隨身主殿官人共取松明歟、此事有說云々如何、被答云、不知云々、又被示云、當時直廬淑景舎也、參入公卿路、入自南戸、經南面西第一間及公卿座末幷後著座、

〔伊呂波字類抄地儀〕飛香舎〈ヒキヤウシヤ　フヂツボ　禁中舎名也〉

〔下學集　上家屋〕飛香舎（ヒキヤウ）藤壺（フヂノツボ）

〔内安錄〕一御所の口向役人に臆病ものあり、そのもの丶異名を、中宮門所といふ、この譯は、外は玄輝門、内は飛香舎といふ、

江戸ものには、飛キヨウ舎を飛カウ舎といふもの有、將棊の駒の香車は、キヨウ車といへども、飛香舎をカウと唱へるなり、

〔禁秘御抄　上〕一草木

藤。壺。（藤懸蝦手木、上古非蝦手歟、近來殊勝物也、）

〔年中行事歌合〕四十番　右　寄藤壺戀　女房

ふちなみのなみにおもはゞいかゞせむ立まふ袖にあまるなみだを

藤壺は飛香舎也、又藤の面白かりけるにや、中比は鷄冠木にかゝりたる藤のよし、禁秘抄にしるされたり、

〔河海抄　一桐壺〕ふぢつぼ　飛香舎禁中五舎のひとつなり、

〔有職抄　二禁中殿門〕飛香舎

五間四面、藤壺トイフナリ、弘徽殿ノ西ニアリ、藤ノ花ノ宴此處ニテノ事也、

〔日本紀略　二朱雀〕承平六年三月十三日壬寅、於飛香舎有小弓結番事、　十一月五日庚寅、天皇自飛香舎遷常寧殿、

天慶二年三月十日壬子、於飛香舎有女饗事、　三年四月十九日甲寅、三品成明親王、於飛香舎娶中納言左衞門督藤原師輔女、（安子○）

〔西宮記　臨時八〕藤花宴

天暦三四十二、於飛香舎有藤花宴、以殿上立南廂、（有既代）南廂東一二三間卷簾、（垂母屋）其前立四尺屏風

三帖、

〔日本紀略 村上四〕天德元年四月廿二日己卯、女御安子於藤壺賀右大臣師輔○藤原五十算事、每事盡美、

〔權記〕長保三年十一月十八日、今夜亥刻許内裏燒亡、○中略余○藤原行成參一宮御藤壺東屋、○下略

〔榮花物語 歌合三十二〕三月○長元七年つごもり方に、藤壺の藤の花えもいはずおもしろく、へいにさきかかりて見るはみかは水をやり水にほりわけて、ながさせ給へるに、さきかゝりたるいとおかし、

〔伊呂波字類抄 地儀〕凝華舍キヤウクワシヤ禁中舍名

〔下學集 上家屋〕凝華舍キヤウクワ梅壺

〔書言字考節用集 二乾坤〕凝花舍ギヨウクハシヤ謂之梅壺

〔禁秘御抄 上〕一草木

梅壺○西ハ白梅、東ハ紅梅、之由、在清少納言記、

〔年中行事歌合〕四十一番　左　寄梅壺戀　貞世

いかにして別のくしのおも影をこりしく花に猶殘らむ

左は、源氏物語の秋好中宮の齋の宮に參りて、大極殿にて別のくしをさし給ひし後、冷泉院に入内有て、梅壺に住給ひし事にや、思ひよせられたるも優なるうへ、梅壺は凝花舍にて侍ば、こりしくといへる詞の便り有て、いと優しく聞侍り、

〔源氏物語 十榊〕みくしげどのは、二月にないしのかみになり給ひぬ、院の御思にやがてあまになり給へるかはりなりけり、やんごとなくもてなして、人がらもいとよくおはすれば、あまたまいりあつまり給ふ中にも、すぐれて時めき給ふ、后はさとがちにおはしまいて、まいり給時の御つぼねには、むめつぼをしたれば、こきでんにはかんのきみすみ給ふ、

〔有職抄 二禁中殿門〕凝華舍

五間四面、梅壺トイフナリ、飛香舍ノ北ニアリ、

〔日本紀略 二朱雀〕承平二年二月廿二日、第十四親王成明、於凝華舍初讀御註孝經、文章博士大江朝臣維時以文章得業生藤原經臣爲尚復、

〔日本紀略 四村上〕康保元年七月九日壬午、今夜東宮自左近衞府還御凝花舍、

〔九暦〕天德元年正月一日、參東宮梅壺、申剋經藤壺幷後凉殿東庇等參上給、

〔小右記〕長和二年正月十日壬寅、東宮被覲母后、○枇杷殿 中略 可人輦車之由宣下之後、寄當殿上東戸、凝花舍東面、自南之第二戸、

〔山槐記〕治承四年四月十九日辛丑、藏人左衞門權佐光長曰、源大納言定房被候攝政直廬、殿下令出座者、仍經御湯殿並飛香舍等、參凝花舍、先是殿下入簾中給云々、

襲芳舍

〔伊呂波字類抄 志地儀〕襲芳舍シウハウシヤ カンナリノツボ

〔下學集 上家屋〕襲芳舍 雷鳴壺

〔書言字考節用集 二乾坤〕襲芳舍 雷壺

〔同 一乾坤〕雷鳴壺 在梅壺北、襲芳舍也、事見公事根源、

〔年中行事歌合〕四十一番　右　寄雷鳴壺戀　　二位中將

人は來て明行空もかくばかりおしとおもふ夜にをとりやはする

右、又躬恒が、雷鳴の壺にて寢て明すらんとよめる、ことに優に侍にや、雷鳴の壺とは、襲芳舍也、昔は雷鳴の時は、大將以下近衞次將まで、警固して御門を守護し奉るなり、是をかんなりの陣とも申侍にや、

〔有職抄 二禁中殿門〕襲芳舍

五間四面、雷鳴ノ壺トイフナリ、凝華舍ノ北ニアリ、

〔日本紀略 四村上〕應和元年十二月十七日丙午、中宮遷坐內裏、中宮弘徽殿、東宮昭陽舍、或云襲芳舍、

〔日本紀略冷泉五〕康保四年五月廿五日癸丑、巳時、天皇上村〇崩於清涼殿、子剋、奉璽劒於皇太子直曹襲芳舍、或云凝花舍、

〔日本紀略圓融六〕安和二年九月廿日甲子、節十月天皇從襲芳舍遷御清涼殿、

〔古今和歌集秋四〕かむなりのつぼに人々あづまりて、秋の夜おしむうたよみけるついでによめる、
みつね歌〇略

〔拾芥抄宮城中末〕一殿舍事

襲芳舍註〇略　同北舍

〔訂正大内裏圖考證十八〕襲芳北舍中〇略

廣前按、襲芳舍の北舍、疑らくは傳寫の誤なるべし、凝花飛香二舍、不載弘仁九年勘文、後代所造加之云々と、拾芥抄に見えたるをおもへば、この北舍といふは、かの二舍なき弘仁九年已前の制によりて、地の弘狹を量らず、みだりに北舍とかきしか、かの二舍を可容の餘地なし、

房

〔倭名類聚抄居宅十〕房附名出　釋名云、房扶方切、俗云望〇扶以下六字原作防反、據一本改、在室之兩房也、禁中房名、　華芳房在宮内東北角、桂芳房在華芳房東、今爲樂所是也、　蘭林房在式乾門内東、今分爲御書所是也、

華芳房

〔伊呂波字類抄地儀久〕華芳房

〔拾芥抄宮城中末〕禁中所々異名

坊　華芳在朔平門内、桂芳坊東、

〔西宮記臨時五〕院宮事　東宮

天暦八年九月廿日、小一條記云、春宮大夫於華芳坊定宮廳官考、年來亮以下著座行之、而今年兩亮有障不參、仍可點定之、

桂芳房

〔伊呂波字類抄地儀計〕桂芳ケイハウ房

蘭林房

〔拾芥抄〕中末宮城禁中所々異名

坊○中略　桂芳在朔平門内

〔扶桑略記〕二十三醍醐延喜七年七月八日、雄雉集桂芳房北墻上、

〔日本紀略〕三村上村上天皇諱成明、醍醐天皇第十四之子也、母同朱雀院、延長四年六月二日丁亥、降誕生於桂芳坊、

〔日本紀略〕六圓融貞元元年二月十五日壬子、太政大臣〇藤原兼通始遷桂芳坊、內藏寮奉仕所々饗、副進其手三萬錢、卽分給所々、　十七日甲寅、桂芳坊犬死穢、仍來十九日、齋王禊延引、　五月十一日丁丑、子剋、內裏有火、火出自仁壽殿西面、但中重外舍屋不燒、天皇出自玄輝門、御桂芳坊、○下略

〔西宮記〕臨時五院宮事　東宮

應和四年四月廿九日、皇后崩、　五月三日、○中略　藤原朝臣令申云、太子乍在宮中著服、神事之間不可輙出入、須出他所、而延長間、東宮依輕服出桂芳坊云々、此中重也、與內裏同云々、

〔永昌記〕嘉承元年七月五日甲午、延命法於桂芳坊修之、

〔兵範記〕仁安三年十一月九日丙寅、參內、開桂芳坊納殿、撿知御物、依御調度不審也、

〔玉海〕文治三年二月廿日壬辰、仰下宗隆三ヶ事、○中略　二者公家御物在蘭林坊桂芳坊等、而數代之間不註目錄云御書云御物、併以紛失、太不便、早仰納殿藏人出納等、可令註進御物目錄、於御書者、催御書所衆幷儒士、可令取目錄、高倉院御時兼光卿奉行、令註目錄云々、

〔拾芥抄〕中末宮城禁中所々異名

坊○中略　蘭林在玄輝門北

〔兵範記〕仁安三年十二月十三日庚子、今日大嘗會悠紀主基威儀御調度御覽、○中略　兩方目錄、下給藏人基光、令請納校書殿納殿幷蘭林坊桂芳坊、依如此御物多無其所之故也、

古事類苑

居處部三

內裏三

〔倭名類聚抄 居宅十〕院

朝堂院　豐樂院　中和院　眞言院　明經院　文章院　勸學院　奬學院　學官院　弘文院

冷泉院　朱雀院　陽成院　亭子院　淸和院　高陽院

〔西宮記 臨時五〕諸院

八省院 天子臨朝卽位、諸司告朔所、又謂之中臺、

豐樂院 天子宴會所、謂之射場殿、

中和院 天子祭社稷神所、內裏西、號中院、神嘉殿、

神泉苑 天子遊覽所、以近衞次將爲別當、

朱雀院 天子累代御院

勸學院 三條北、壬生西、藤氏學生別曹、長者及公卿別當辨、有官無官別當行院事、有學頭、有年舉、

奬學院 王氏諸生別曹、在原行平卿申置之、有源氏長者、公卿別當、辨別當、有官無官別當行院事、有學頭、有年舉、在勸學院西、

學館院 橘氏諸生別曹、氏人補別當已下、〇中略

弘文院 和氣氏諸生別曹、今荒廢、在勸學院北、淸麿建立之云々、

施藥院 藥院唐橋南、室町西云々、施藥院同所也、東五條、藤原氏先祖中納諸國藥種、養病人所也、有使、以辨別當、主典及外記爲別當、〇中略

悲田院在鴨河西畔、施藥院別所、養孤子病者、

崇親院養藤氏寡人所也、在東五條京極、○中略

穀倉院在大學西、納畿內諸國調錢、諸國無主位田、及諸沒官田、太宰稻等諸庄物、勤年中饗、有公卿及四位五位別當、預藏人等、○中略

廩院在民部省東、納諸國庸租黑米、充公用、今案屬民部、分省官主當之、

供御院在大炊寮中、納畿內御稻、供御中宮東宮御飯、

醬院大膳別院、在職西、

乳牛院典藥別所、在左近馬場西、有別當、乳師、預第、納山城丹後蒭、大炊雜穀、遞取立味原牛、供御三宮乳、

眞言院在八省北、宗僧綱一人候、勤御修法念誦等、

紙屋院圖書別所、在野宮東、○下略

八省院

〔大內裏圖考證三上〕朝堂院　諸書作朝堂院、一作中臺、又作八省院、又作八省、延喜式作大極殿院、

諸圖書、古圖、及神泉苑所傳圖曰、八省院、東西路各九丈、京兆圖曰、朝堂院、亦名八省院、亦八省ト云、堂、十三昌福、含章、承光、明禮、延休、含嘉、顯章、延祿、永寧、修式、暉章、康樂、朝集、樓四蒼龍、白虎、栖鳳、翔鸞、門廿五應天、長樂、永嘉、昭慶、永福、宣政、通陽、盛化、章善、敬法、顯親、會昌、章德、含耀、興禮、章義、宣光、東福、西華、壽成、昭訓、光範、永陽、廣義、嘉喜、

〔源氏物語十賢木〕齋宮は十四にぞ成給ける、いとうつくしうおはするさまを、うるはしうさうぞきたて奉りたまへるぞ、いとゆゝしきまで見え給ふを、みかど御心うごきて、別れの御くしたてまつり給ふ、いとあはれにてしほたれさせ給ひぬ、いで給ふをまちたてまつるとて、八省にたてつゞけたるいだしぐるまどもの袖くち、色あひもめなれぬさまに、心にくきけしきなれば、殿上人どもゝ、わたくしのわかれおしむおほかり、

〔花鳥餘情七賢木〕大極殿をば八省院と云、たゞ八省ともいへり、八省の本院なる故也、朱雀門の內

一町にあり、南限冷泉、北限中御門、東は東坊城、西、西坊城をかぎれる也、八省の東に太政官廳、西に豐樂院、北に中和院はある也、出車は八省の東路にたてつゞけたるべし、

〔新猿樂記〕八御許夫、飛驒國人也、位大夫大工、名檜前杉光、傳八省豐樂院之本圖、鑒造殿造宮等之式法、

〔日本紀略〕一九條　永延二年七月廿三日丁未、仁王會、〈○中略〉太極殿及十二堂廻廊立高座、請僧三百六十口、

〔水左記〕延久六年〈○承保元年〉十二月二日、參右大臣殿、〈○源師房〉被仰云、八。省。十。二。堂。云。朝。堂。、各司廳云曹子廳也、件事近世人所不知歟、

〔大内裏圖考證〕三上　朝堂院

占地　占地南北、據諸圖書考之、〈諸圖書說散見考證中〉北當中御門大路南端、更北出二丈、昭慶門闕與宮城門闕相去三十六丈、南都所傳古圖、及神泉苑所傳圖曰、應天門廊當冷泉小路北端、今案、北昭慶門闕、自中御門大路南端更北出二丈、南應天門闕、當冷泉小路北端、南。北。百。三。十。四。丈。、而栖鳳翔鸞二樓、更南出十三丈、又案、東面廊、通陽門北第十間、北楹當春日小路正中、盛化門南第八間、南楹當大炊御門大路正中、

東西、據諸圖、自章善門闕、至宣政門闕五十六丈、蒼龍白虎二樓以北四十丈、〈自二樓北廊屋背度之〉

〔大内裏圖考證〕三中　朝堂院

正。殿。東。廊。〈歩廊結構說附〉　拾芥抄作東面覆道廊、貞觀儀式作殿東橫廊、北山抄作左軒廊、江次第、及類業記仁安三年卽位記作東登廊、中右記作東昇廊、西宮記、及台記、江次第抄作軒廊、兵範記作歩廊、一古圖作登廊、西宮記又作近廊、

諸圖書、拾芥抄曰、謂之東面覆道廊、古圖曰、東福門東西各四間、年中行事畫御齋會圖、西第一間爲登

廊、西端有昇正殿石階二枚、〇中略

昭慶門東廊

諸圖、古圖、嘉喜門西五間東十間、（今按、以屋脊數之、下皆倣之、）南都所傳圖曰、嘉喜門西五間東九間、（按、所謂九間者、以廊南面數之者也、神泉苑所傳圖作八間、蓋誤寫、）年中行事畫御齋會圖、昭慶門東廊瓦屋兩下壇、圍以條石石板、〇中略

昭慶門西廊

諸圖、古圖、永福門東五間西十間、〇中略

蒼龍樓北廊　諸書作東廊、

諸圖、古圖曰、蒼龍樓北廊凡三十間、昭訓門南至蒼龍樓十一間、昭訓門北至北廊十八間、南都所傳圖曰、昭訓門南廊十一間、神泉苑所傳圖曰、昭訓門南廊十一間、宣光昭訓二門間四間、宣光門北十四間、〇中略

蒼龍樓東廊

諸圖、古圖曰、蒼龍樓東廊六間、〇中略拾芥抄圖曰、從蒼龍樓東八間、（按、以廊北面數者也、）〇中略

宣政門北廊

諸圖、古圖曰、宣政門北廊、通陽門北二十二間、南十間、（今按、北二十二間、以廊屋脊數之也、）拾芥抄圖曰、宣政門北廊三十間、（按、所謂三十間者、以龍尾壇以南數之者也、）南都所傳圖及神泉苑所傳圖曰、宣政門北廊自中角（按、中角北廊屋脊北端與蒼龍樓東廊屋脊東端相會處、）三十一間、（按、合通陽門數之、則三十三間、）京兆圖、曰顯親門以北廊中十九間、（按、所謂中者、自龍尾壇至顯親門間數也、）

按、宣政門北廊以屋脊數之、至北與蒼龍東廊相會處三十三間也、諸圖說雖有異同、其實一、而宣政門與通陽門間廊十間、通陽門以北至龍尾壇十九間、龍尾壇北三間、（以屋脊數之、）凡三十三間也、（章善門北廊數之）據古圖及諸圖案之、宣政門北廊通陽門北第十間北楹當春日小路正中、〇中略

宣政門南廊

諸圖、拾芥抄圖曰、宣政門、南三十四間、〈按、以屋脊數之者、〉古圖曰、威化門、北十間、南二十三間、神泉苑所傳圖、威化門北十間、南都所傳圖、威化門南二十二間、〈按、以廊西面數之者也、作二二誤寫、當作三間、○中略〉

會昌門東廊　貞觀儀式及延喜式作左廂、江次第作左廊、

諸圖、古圖曰、會昌門東廊二十三間、章德門西十一間東十一間、〈今按、以屋脊數之、〉南都所傳圖及神泉苑所傳圖京兆圖、會昌門東廊章德門西十間東十間、〈今按、東西各十一間、而西十間者、西不數遺合東、以北面數者、其實同矣、○中略〉

會昌門西廊　貞觀儀式作右廂、江次第作右廊、

諸圖、古圖曰、會昌門西廊同東、

〔大內裏圖考證 三下〕應天門

應天門東廊　左經記所謂二蓋廊、貞觀儀式作左右廊、又作左右閣道、人車記作廻廊、

諸圖　神泉苑所傳圖曰、應天門東廊東十間、南折者七間、〈古圖雖不載間數、其說同神泉苑所傳圖、南都所傳圖又不載、蓋傳寫脫漏、案、東行十間、南折七間、以屋脊數之者也、其說據左經記可推、〉京兆圖曰、應天門東廊十間、南折者八間、〈按、所謂八間以外面數之者、其實同、○中略〉

栖鳳樓北廊　左經記所謂二蓋廊、貞觀儀式作應天門步廊、

諸圖　栖鳳樓北廊北、按、應天門東廊東端、古本拾芥抄圖曰栖鳳樓北廊八間、〈按、以東面數之者、〉神泉苑所傳圖曰、七間、

〔大內裏圖考證 三下〕長樂門東西廊

古圖曰、十一間、〈今按、以屋脊數之、今則十二間、〉

壇

東西瓦垣〈古制廊也、未詳何年爲瓦垣、〉

諸圖　古本拾芥抄曰、南瓦垣十五間、門一加之、〈印本拾芥抄同之〉一古圖曰、瓦垣東十五間、門加一、瓦垣廣六尺、永嘉門東西瓦墻倣之、南都所傳圖、及神泉苑所傳圖、京兆圖皆曰、長樂門東六丈

〔訂正大內裏圖考證 三下〕長樂門東西瓦垣

廣前按、この瓦垣、もと廊なるときは十一間なり、しかるに後世の制瓦垣となれり、その十一間の廊に倣へば、古本拾芥抄、及一古圖にいへる如き、十五間の餘地なし、さて考るに、廊のときは數へざる含輝門南廊の南端二間をとりこめて、瓦垣とせられたるなるべし、しからざれば瓦垣の結構なりがたし、さて量るときは瓦垣十三間なり、十五間とするときは、地なければ、延喜の御定よりは東一二間ばかり出たり、さることはあるべからざれば、十五間とある五は、三の誤寫とすべし、永嘉門東西の瓦垣も、この語に倣べし、

〔大內裏圖考證 三下〕含。耀。門。南。北。廊。(瓦垣附說)

古圖曰、朝集堂東面廊二十八門之(按、以屋脊數之、則三十間、)

墻

南北瓦垣(古例廊也、未詳何年爲瓦垣、)

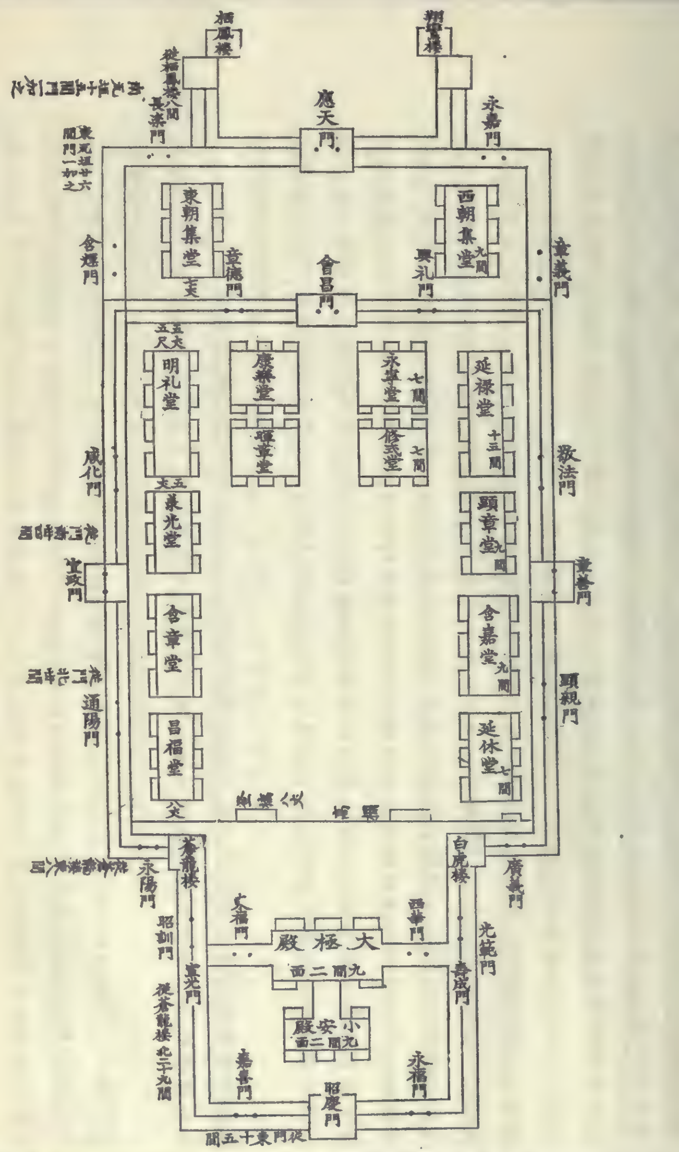
諸圖、　古本拾芥抄圖曰、東朝集堂東面瓦垣卅六間、門一加之、(按、印本拾芥抄卅字作廿、蓋誤寫、)一古圖曰、含耀門南瓦垣二十間、(按、二當作三、)又曰、瓦垣二十八間五尺、門加一、(按、二十八間五尺不可解、當有誤乎、俟後考、五尺一本作六尺、)

〔訂正大內裏圖考證 三下〕廣前按、古圖に此廊廿八間とあり、以屋脊數之ば則三十間なりと、固禪入道のいはれたるはよし、さてこの理をもて考ふれば、瓦垣にするときは、廿八間なるべし、南北の端の間を除きて瓦垣としたればなり、其體は據諸圖てあらはせる入道の圖を見てしるべし、

〔令義解 五宮衞〕凡宮門、及朝。堂。、不得酣酒作樂申私敬行決罰、

〔令集解 二十四宮衞〕釋云、〇中略朝堂者大門內也、穴云、令釋云、朝之堂、大門內謂八省院是、〇中略師答云、朝堂不必宮門之內耳、私思、此說不安、但疑、依律必可在宮門內、然子細言耳、可撿、

〔拾芥抄中末宮城〕八省指圖大略



〔延喜式十一太政官〕凡百官庶政、皆於朝堂行之、但三月十月旬日著之、正月二月十一月十二月、並在曹司行之、

〔延喜式十八式部〕凡朝堂座者、昌福堂太政大臣左右大臣、含章堂大納言中納言參議、承光堂中務圖書陰陽、明禮堂治部雅樂玄蕃諸陵、延休堂親王、含嘉堂彈正、顯章堂刑部判事、延祿堂大藏宮內正親(已上八堂、以北爲上、)暉章堂少納言(以東爲上)左右辨官(以中爲上)康樂堂民部主計(以西爲上)主税(以東爲上)修式堂式部(以東爲上)兵部(以西爲上)永寧堂大學(以東爲上)其長官次官前行、判官主典中行、史生後行、

凡在京文官、皆就朝座、(陰陽、主計、主税寮毎旬著、)但神祇官、及監物、中宮、大舍人、縫殿、內藏、內匠、隼人、囚獄、織部、大膳、木工、大炊、主殿、典藥、掃部、內膳、造酒、采女、主水、左右京職、東西市司、春宮坊、并管司修理職、勘解由使、及諸武官、皆無朝座、

凡就朝座者、昌福堂北階太政大臣、中階左右大臣、南階大納言中納言參議少納言左右辨、延休堂北階一品、中階南階二品以下四品以上、各當其座昇降、含章堂北階大納言中階中納言參議、南階少納言左右辨、皆至於階下北向而揖、退亦如之、東堂昇先右足、降先左足、西堂昇先左足、降先右足、盡級聚足、不可歷階、至於床下、進退皆揖、餘堂准此、但北向堂昇降、皆避馳道、其親王及太政大臣任從前階後階昇降、諸司五位以上皆從前階、(若任判官以下者、從後階昇降、)但暫出入者任從後階、六位以下皆從後階、不在揖限、

凡朝堂座者、昌福堂北端太政大臣、次左右大臣大納言中納言參議並西面北上、少納言及左右辨並一列、北向東上、但勅使座當大臣座北面、含章堂大納言以下參議以上、並一列西面、大納言以下、必先就含章堂座、大臣就昌福堂座、訖乃大納言先進就昌福堂座、于時大臣喚召使二聲、稱唯就版而立、大臣命曰、召大夫等、召使稱唯退、就含章堂版、北向召之、中納言以下共稱唯、進就昌福堂座、(若大臣不參者、大中納言當堂聽政、)訖左右辨官了政、五位以上於堂前降立、六位以下於堂西降立、少納言左右辨先進就前版而揖、外記左右史後走就後版、並北向、(以東爲上)立定大臣命曰、召之、五位以上倶稱唯、次六位以下倶稱唯、五位

以上隨色昇階就座、訖乃六位以下俱引就庇案下、北向而立、辨一人申云、司司（世能）申（留）政申給（止）申、史依次讀申、每一事畢、大臣處分、隨事稱唯、訖六位以下先以次退、至於堂後而立、次五位已上亦退、皆於階及版下揖、至於堂前立定、五位以上依次揖、昇就座、六位以下俱昇就座、訖左史一人申曰、申（世）（留）政、辨宣曰任申、（詞云麻字世留麻麻留）史俱稱唯、（右亦如之）參議以上隨次而退、畢少納言辨依次退出、諸官乃退、

凡彈正在朝堂失禮儀者、省加敎正、

凡昌福堂含章堂及含嘉堂版位、並置前庭向正北、餘司各置堂後、其版位皆二枚、（公事就前、私事就後、）

凡含嘉堂幷顯章堂官人、不得從暉章堂修式堂後通東門、承光堂官人不得通西門、

〔延喜式二十二民部〕凡朝堂幷朝集院場、皆使諸司仕丁芸掃、太政官左右辨官、幷內記內膳造酒主水等仕丁、幷免掃除、

〔延喜式四十一彈正〕凡八省院廻、左右衞門相分掃除、（豐樂院亦同）

〔延喜式四十六左右衞門〕凡門部一人、衞士四人、守八省院、門部一人、守大極殿、

凡行夜者、八省院豐樂院、門部每夜各一人、（起戌一刻、迄亥一刻、但右起亥一刻、訖子二刻、）

〔延喜式四十七左右兵衞〕凡分配諸處者、○中略其行夜者○中略八省院豐樂院、各一人、（起子三刻、訖丑三刻、但右起丑四刻、訖寅四刻、）

〔日本書紀十五淸寧〕四年正月丙辰、宴海表諸蕃使者於朝堂、賜物各有差、

〔日本書紀二十四皇極〕二年十月己酉、饗賜群臣伴造於朝堂庭、而議授位之事、

〔續日本紀二文武〕大寶元年正月庚寅、宴皇親及百寮於朝堂、

〔續日本紀三文武〕慶雲二年正月丙申、賜宴文武百寮于朝堂、　三年正月壬午、饗金儒吉（○新羅使）等于朝堂、

〔續日本紀四元明〕和銅二年五月壬午、宴金信福（○新羅使）等於朝堂、

〔續日本紀七元正〕靈龜二年正月戊寅朔、廢朝、雨也、宴五位已上於朝堂、

〔日本紀略桓武〕延曆十四年八月癸未、幸朝堂院觀匠作、

〔日本後紀 十二 桓武〕延暦廿三年十二月丙午、勅、自今以後、左右大辨八省卿彈正尹、准參議已上、雖開門以後聽就朝堂、

〔日本後紀 二十四 嵯峨〕弘仁六年正月癸巳、發尾張、參河、美濃、越前、但馬、美作、備前等國、役夫一萬九千八百人、修理朝堂院、其食并往還路粮、並用正税、

〔日本紀略 淳和〕天長九年五月戊申、皇帝避正寢、請百僧於八省院、讀大般若經、祈雨也、

〔日本紀略 七 圓融〕永觀元年四月九日甲午、八省院東廊有大祓、依可有造宮也、

〔日本紀略 十 一條〕長保五年九月十六日癸卯、於八省院被奉遣伊勢以下七社幣帛使、依造宮御祈也、

〔小右記〕長和三年二月九日乙丑、亥終許、師重云、西方有火、其程大遠、驚見已當宮中、仍經營參入、資平付車後、從待賢門參入之間、承入御八省院之由、仍參八省、下腰輿、御大極殿、中宮東宮乘給編代車、御八省東廊外、左大臣已下兩三卿相、予〇藤原實資未參之前參入也、明日天一可在南方、夜中幸太政官朝所、予及衞府卿相不能帶弓箭、事依倉卒、恐所奉出畢云々、大刀契事不問計也、取出歟、〇中略乘輿自八省幸太政官之間、其道經八省東廊東太政官北小道、入御自東門、內大臣乘車入自待賢門北、至陰陽寮東門、乘輿進出自太政官巽口程、下自車、大奇恠也、

〔扶桑略記 二十九 後冷泉〕康平六年六月廿一日、始造八省行幸所、

〔中右記〕寬治五年正月十二日、今日大雨、入夜大風、小屋等皆悉以破損、八省西廊顚倒云々、

〔殿曆〕嘉承二年十一月廿三日甲戌、不出行、今日須巡撿八省也、而余〇藤原忠實依二禁延引、　廿五日丙子、今日巡撿八省、〇中略入自待賢門、經昭慶門、先見小安殿、辨少納言上官等皆以祗候、次見大極殿、今日行事所、始御裝束了、巡撿了、相率出自昭訓門參院、次參內、著直衣、

〔中右記〕保延元年六月七日己酉、今日宣旨、〇中略右中辨藤原朝臣顯業宣、令件人行造八省院事、藏人右少辨資信、件宣旨下同辨了、

〔番記〕保元三年十二月廿日丙午、今日天皇〇二條即位於大極殿、前一日裝束使左中辨源雅頼朝臣、左大史小槻宿禰永業、率史生官掌等、行殿庭裝束事、今度大極殿、小安殿、八省院諸門、廻廊等、朱雀門、皆以修造、會昌門外左右瓦垣、任舊跡被修築、大極殿鵄瓦、新以金銅鑄含、又大極殿八省院諸門、朱雀門額等、前關白被書獻、兼行朝臣所書之舊額、皆撤却了、

〔百練抄 高倉八〕治承元年四月廿八日、亥刻火起自樋口富小路、火焰如飛、八省、大極殿、小安殿、青龍白虎樓、應天會昌門〇中略等、拂地燒亡、大內免其難、　十月八日、造八省行事所始、

〔玉海〕安元三年〇治承元年八月廿三日庚寅、於陣頭有造八省定云々、今日不被定國充云々、抑此定於御前可被行也、而仗下有之、理不可、若逐天喜六年例歟、彼度、二東記云、須於御前被定也、而依御寸白於陣有定云々、然者强不可被據用事也、加之其例非最吉、不及書始、縱經數年之間、康平六年重而有豐樂院炎上事、驚此事更有造大極殿、依仰今度於御前被定之、此後漸有御沙汰、遂不造畢崩御了、後三條院御時、大廈成了、以之思之、何强以天喜例為規摸哉、但其外無先例、於貞觀者幽玄也、然而大途以後例難可被摸、於此定者必於御前可有也、雖可被用彼例、雖可被棄彼例、旁於御前可有定也、代々造宮定、御前儀也、何況希代之重事哉、又可被充諸國之由風聞、同今日可有定也、彼天喜例依貞觀舊跡依可為行事所沙汰、當日無國充事、然而追議出來、木造始之次被定充了、於今度者、行事所沙汰不可叶、只可被充諸國、然者今日使可有定事也、凡如此事、委不被尋先例歟、陣頭之定、甚以不被甘心者也、

九月二日戊戌、酉剋隆職宿禰來、召簾前仰雜事、造八省沙汰之間事、毎事違先規之由、頻以傾奇歟、

〔儀式 五〕正月八日講最勝王經儀

皇太子自昭訓門、經東横廊就座、

〔西宮記 正月中〕一御齋會事

延長三年正月十四日、御齋會終、雪降、而雨儀也、雅樂寮於左右軒廊奏樂、舞人供南榮階上、講讀師及

龍尾道

乗僧、自二欄邊一出入、

〔中右記〕嘉承三年〇天仁元年十一月廿二日戊辰、申剋許、參二八省一、大極殿東昇廊北、爲二公卿座一、東福門西腋也、

〔台記〕康治元年十一月十六日甲辰、午日〇大嘗祭、中略、自二東廊砌一外柱北行、自二軒廊柱內一西行、自二大極殿東檐一、昇二大極殿東壇一、時無レ揖、南行出二南檐一、

〔古今著聞集十七變化〕仁和三年八月十七日、〇中略次の日、諸寺の僧を請せられて、讀經の事有けり、其僧共は朝堂院の東西の廊に、宿侍したりけるに、夜中ばかりに騷動のこゑこゑければ、僧共坊のそとへ出て見れば、やがてこゞまりてなに事もなかりけり、

〔江次第抄正月三〕龍尾道　唐含元殿前龍尾道、詰曲七轉、宛如二龍尾一、大極殿前庭有二龍尾道一也、

〔類聚名物考宮室一〕龍尾道

廻廊の如く作りたるが、折まがりて長く續たる龍の宛轉たるさまに似たればいふ事、唐六典に見えたり、

〔白氏文集律二十七〕戊申歳暮詠懷三首

窮冬月末兩三日、半百年過六七時、龍尾趨レ朝無二氣力一、牛頭參レ道有二心期一、〇下略

〔夫木和歌抄三十禁中〕御集月　法性寺入道關白

とねりめすとよのあかりに月さえて宮人わたるたつの尾のみち

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年正月壬子、豐樂院未レ成レ功、大極殿前龍尾道上構二作借殿一、葺以二彩帛一、天皇臨御、蕃客仰望以爲二壯麗一、命二五位已上一宴樂、渤海國使大昌泰等預焉、賚レ祿有レ差、

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁二年七月丁未、大極殿龍尾道上有二雲氣一、狀如レ烟、須臾消滅、

〔扶桑略記二十四裏書醍醐〕延長八年七月廿日辛巳、雷鳴風雨殊烈、龍尾道高欄倒、

〔古今著聞集十七怪異〕延長八年七月十五日、とりの時に、おほき成流星東北をさして引けるが、その跡

化して雲となれりにけり、同廿日くろき雲にして、南より來て龍尾壇をおほふ、すなはち風吹て、大じやの五六尺ばかりなる、おちかゝりて高欄やぶれにけれど、蛇は見えざりけり、

〔文德實錄 二〕嘉祥三年七月己亥、大雨、大極殿前龍尾道十二丈、爲水潦所決壞、

〔書言字考節用集 一乾坤〕豐樂院(ブラクヰン)天子宴會之處、謂之馬場殿、

○按ズルニ、西宮記ニハ、豐樂院之ヲ射場殿ト云フトアレドモ、拾芥抄ニハ、武德殿之ヲ弓場殿ト云フトアレバ、射場殿トハ武德殿ノ別名ナルベシ、サレバ西宮記ニ、豐樂院ヲ射場殿ト云ヘルハ、馬場殿ノ誤カ、但シ豐樂院ニテモ、射禮ヲ行ハルレバ、尙ホ此院ヲバ射場殿トモ云ヒシナランカ、姑ク記シテ後考ヲ待ツ、

〔有職抄 二樂中殿門〕豐樂院殿門諸堂豐樂殿

豐樂院トハ、天子宴會ノ處ニテ、節會、射禮、競馬、相撲ナド行ハレ侍ル、即位モ例アリ、

〔大內裏圖考證 四上〕豐樂院

諸圖書 ○中略 古本拾芥抄曰、豐樂院、謂之西臺、按、印本拾芥抄西臺作中臺、而係之豐樂殿、蓋傳寫錯誤也、中臺朝堂院一名也、 京兆圖、豐樂殿、堂、九 顯陽、觀德、承觀、明義、清暑、東華、西華、延英、招俊、樓、二 栖霞、霽景、門、十七 豐樂、禮成、崇賢、不老、儀鸞、高陽、嘉樂、延明、陽祿、含利、開明、萬秋、立德、福來、陽德、青綺、白綺、○中略

在所 諸圖書、朝堂院西、古圖、及神泉苑所傳圖曰、朝堂院西九丈、

占地 朝堂院、古圖曰、豐樂院東西五十六丈、距朝堂院九丈、南都所傳圖、及京兆圖曰、豐樂院、北當中御門大路、古本拾芥抄圖曰、豐樂院、北當中御門大路、南當冷泉小路、文龜中傳寫圖曰、豐樂院、南北百三十六丈四尺、按、所謂百三十六丈四尺、自不老門北面檀至豐樂門南面檀丈尺也、自築墻心度之百三十四丈、東西五十六丈、按、自築墻心度之者、○中略

豐樂殿北廊 北山抄作軒廊、又作步廊、又作南廊、古本拾芥抄圖作渡廊、文龜中傳寫圖作廊、扶桑略記作殿北廊、江次第作殿南廊、

諸圖、（京兆圖脱之）古本拾芥抄曰、渡廊七間、文龜中傳寫圖曰、廊七間、

正。殿。東。廊。（西廊倣之）

諸圖　古本拾芥抄圖曰、正殿東廊青綺門西五間、（按、文龜中傳寫圖青綺門以西六丈、是合二青綺門數一之也、南都所傳圖、及神泉苑所傳圖、京兆圖、並云二青綺門西四間、是遣合數之者也、除二）東六間（諸圖作二三間一、蓋傳寫誤、）○中略

栖。霞。殿。東。廊。（後更作二築墻一、說見二下文一）

古圖曰、栖霞樓東廊三間、中一間爲二廂門一、古本拾芥抄圖曰、栖霞樓東廊三間、○中略

顯。陽。堂。北。樓。　諸書作二東廊一

諸圖、古本拾芥抄圖曰、顯陽堂北廊、逢春門南北各六間、文龜中傳寫豐樂院圖曰、顯陽堂北廊逢春門北七丈、（按、七當作レ六、）

〔大內裏圖考證四下〕觀。德。堂。南。廊。（明義堂南廊倣之）

諸圖、古本拾芥抄圖曰、觀德堂南廊五間、（今案以二西面一數之者）左經記長元七年八月十九日、（豐樂院修造定文）曰、觀德堂以南廊六間、○中略

儀。鸞。門。東。廊。

諸圖曰、儀鸞門東廊、儀鸞門與二高陽門一之間六間、高陽門以東十一間、（諸圖有下作二五間一者上、誤寫、）文龜中傳寫豐樂院圖曰、儀鸞門東廊二丈、（案所レ謂二丈、南北楹間也、以二北文一諸廊楹間皆一丈可レ知矣、）○中略

儀。鸞。門。西。廊。

諸圖（按、豐樂門東六間西十一間、准二東廊一可レ知、）○中略

北面築墻

古本拾芥抄圖曰、不老門東築墻二十八間、（不老門西倣之）

〔訂正大內裏圖考證四下〕廣前按、東築墻二十八間西倣レ之とあるを、合せ量る時は、五十六間とな

れり、上卷占地の條に引かれたる諸圖書の說も、又五十六丈なり、可從、○中略さて不老門中央より、東築墻廿八間と見べきもの歟、玄からざれば諸圖書の說にもかなはざれば、おのれ改めて、不老門の中央より東西築墻の心に至て廿八間と定めたり、西も又倣之、

〔大內裏圖考證四下〕東。面。築。墻。西面倣之

諸圖　古本拾芥抄圖曰、東西築墻、自北端至延明門七十口間、

按、東面築墻、延明門北三十六間、陽祿門北三十七間、延明門南三十六間、開明門南三十八間、

〔訂正大內裏圖考證四下〕廣前按、豐樂院總廊、南北百三十四丈、この丈數は上卷占地の條に、文龜中傳寫圖によりて定めらるゝ處也、今こゝに玄るせる處を以てはかれば、百四十七丈となる、疑らくは誤りなるべし、○中略すべて固禪入道の說は、門を除きて數へられしなり、玄かるときは、占地南北百三十四丈、東西五十六丈といへるにかなはざれば、考へを加へたるなり、

〔大內裏圖考證四下〕南。面。築。墻。

古本拾芥抄圖曰、豐樂門東築墻東二十七間、禮成門在其中、豐樂門西倣之

〔訂正大內裏圖考證四下〕廣前按、上卷占地の條に云、東西五十六丈とあり、玄かれば豐樂門の中央より東西廿八丈宛なり、今こゝに豐樂門東築墻東廿七間と有によれば、門を除て東廿七間といふがごとし、されば丈尺たがへり、門の中央より東廿八間なり、

〔內裏式中〕十一月新嘗會式

其日遲明、○中略所司預供張於豐樂院、○註略中務置宣命位於尋常位北一許丈、既而車駕幸豐樂院、諸衞服中儀服、

〔延喜式四十六左右衞門〕凡○中略門部一人守豐樂院、

凡行夜者、八省院、豐樂院、門部每夜各一人、起戌一刻迄亥一刻、但右起亥二刻迄子一刻、

〔今昔物語〕二十四百濟川成飛驒工挑語第五
今昔、百濟ノ川成ト云フ繪師有ケリ、○中略其比飛驒ノ工ト云フ有ケリ、都遷ノ時ノ工也、世ニ並无キ者也、武樂院ハ其工ノ起タレバ微妙ナルベシ、

〔日本後紀〕八桓武延暦十八年正月壬子、豐樂院未成功、大極殿前龍尾道上構作借殿、葺以彩帛、天皇臨御、蕃客仰望以爲壯麗、

〔日本後紀〕二十嵯峨弘仁元年十一月丙辰、御豐樂院、悠紀主基兩國、獻翫好雜物、

〔日本後紀〕二十二嵯峨弘仁三年十一月庚辰、於豐樂院宴五位已上、賜祿有差、　四年正月辛酉、宴五位已上於豐樂院、奏樂賜祿有差、

〔三代實錄〕四淸和貞觀二年正月十七日戊辰、天皇幸豐樂院、觀射禮、　十八日己巳、車駕幸豐樂院、觀賭射、左右近衞少將侍、

〔扶桑略記〕二十三醍醐裏書延喜十一年九月廿一日辛丑、自今日於豐樂院有御修法、七箇日、依大極殿驚怪也、

〔小右記〕寬和元年二月十五日庚寅、豐樂院兩樓作事可停之由、諸卿定申、是爲省諸國費、但大嘗會於八省院可被行、作事漸々可行由有勅許云々、

〔日本紀略〕八花山寬和元年十一月廿日庚寅、於大極殿大嘗會、依豐樂院破壞也、

〔權記〕長保三年三月五日丁丑、與右中辨赴八省、實撿損治之次、入豐樂院、巡見殿堂破壞尤盛、瓦松垣衣不異華清之春色、蔓草滋露宛如姑蘇之秋心、或人云、近曾成信重家兩士、將時々來見此院、其時不知有何情、到其處凡失境界、雖有心思不如眼看、不能發心之切、爲催無常之觀到此歟、

〔扶桑略記〕二十九後冷泉康平六年三月廿二日、戊剋豐樂院燒亡、火起霽景樓西北廊、

〔扶桑略記〕三十白河延久五年九月十六日、行幸入道大相國○藤原賴通高倉第、爲造豐樂院也、

〔江次第抄六六月〕中和院神今食　今按、中和院在中重之西、神嘉殿者、中和院之殿名、中和門者、東面門歟、

〔大内裏圖考證七〕中和院　諸書作中院、貞觀儀式作神今食院、西宮記作齋院、〇中略

占地　南都所傳大内裏一古圖(下曰南都所傳一古圖者皆倣之)曰、内裏南北百丈、東西七十三丈、通中和院南面百十三丈、又曰、建春門南築垣十八間、

按、内裏東西七十三丈、通中和院百十三丈、蓋百十三丈而七十三丈爲内裏占地、其餘四十丈爲中和院可知、又云、建春門南築垣四十八間、宜秋門南築垣亦同之、則南北四十丈推可知矣、

按、諸圖所載中和院圖、大同小異、且垣間數多誤、此元一圖、而傳寫爲差異耳、只南都所傳一古圖無誤字、雖破壞之餘片、實中和院圖中之至寶也、但宮城門東腋門東西築垣間數不擧之、而諸圖皆曰十四間、蓋本院占地方四十丈、則東西築垣各十二間可知也、諸圖曰十四間者、疑以中和門南垣十四間、誤爲腋門東西間數者矣、

四面垣〇中略

南　南都所傳一古圖曰、中門東西各七間、腋門東西各六間、〇中略

北　清獬眼抄曰、北面瓦垣、南都所傳一古圖曰、北面築垣廿九間、(今按、土門以西也、土門東築垣二間、)通木工内候四十六間、(木工内候、北面十四間、)南都所傳圖曰、二十九間、古本拾芥抄圖曰、北面垣四十六間、(按合木工内候數之者、)神泉苑所傳圖曰、二十九間、京兆圖曰、二十九間、

今按、北面築垣自西面築垣東至土門二十九間、木工内候北面十四間也、土門一間、土門東築垣二間、凡四十六間、

〔訂正大内裏圖考證七〕廣前按、南都所傳一古圖、及古本拾芥抄圖に、北面墻四十六間をとりて、南面も亦四十六間とするときは、六間の餘地なきことを、既に宮城門及築墻の條にくはしく辨

へおけり、さてこの四十六間は誤寫となすべし、○中略占地の條にあるごとく、南都所傳一古圖によりて、この院南面四十丈なるときは、北面も亦四十丈なることはいふもさらなり、○中略かれ入道も、この北面の丈數によりて、南面をも四十六丈とせられたるなり、おのれはこれにそむけて、南面の四十丈をとりて、北面を誤とす、

〔大内裏圖考證七〕中和院　四面垣○中略

東　清獬眼抄曰、東面廾垣、南都所傳一古圖曰、中和門北二十九間、今案、據此說、則中和門、南築垣十四間、　古本拾芥抄圖、及南都所傳圖曰、北廾垣二十五間、按據南都所傳一古圖、五間當作九間、

西　按、據東面制、則西面垣二十六間、

〔訂正大内裏圖考證七〕廣前按、中和院、外廓、南都所傳大内裏一古圖によれば、方四十丈としられたり、玄かるに固禪入道は、占地の條に、建春門南築墻四十八間、この一間は一丈の宛なり宜秋門南築墻亦同之と書賜へるは、建春門と宜秋門と、内裏の東西に相對する所の御門なれば、建春門南築墻にならひて、宜秋門南築墻を推量られたるは、實にさることなれども、その四十八間とあるは誤にて、四十二丈五尺なり、このことわりは、建春門南築垣にくはしくいへり、そこに合せて見べし、○中略さて中和院北の築墻と、司町等の南の墻と相距八丈、この八丈といはれたるは、内裏東西の路八丈の定めに倣たるなり、なり、是則宜秋門内通路なり、實に方四十丈は動きなき定めなり、

さてこの四十丈の南面正中に、宮城門六丈、東西築墻各七丈、東西腋門各一丈、腋門東西築墻各九丈、總數四十丈となれり、入道の說のごときは、築墻ばかりを四十丈と見られたるなり、されば宮城門の東西築墻各七間、東西腋門各一間、腋門東西築墻各十二間、この數四十間、これに宮城門六丈を加へて四十六間この說北築垣の條にありとせられたり、いかさまにふかきたはかりをもて定められたることならん、そのみこゝろをしらざれば、みたりがはしくも、こたびあらはせる

内裏全圖には、方四十丈の内に、宮城門六丈をとりこめて圖せり、そは内裏内外の總廊の御定めをおしはかるに、四十六丈としては六丈可容の餘地なし、その上、宮城門と昭慶門八省院の北面の門なり南北相對すべき諸圖書の說にもかなへり、されば故方四十丈とは定めたり、

〔儀式一〕六月十一日神今食儀十二月准此

戌一剋、十二月酉一剋、乘輿御神今食院、駕輿丁八人、用卜食者也、主殿寮預設浴湯供之、

〔小野宮年中行事六月〕同日十一日〇十神今食祭事

貞觀同〇太政官式云、〇中略天皇著帛御衣、御腰輿幸中院、不稱警蹕、若不御中院、小忌親王以下就神祇官行事、或於中院行之、

〔江家次第七六月〕中和院神今食御裝束　神今食次第

戌時御腰輿幸中和院、内侍司印櫃幷鈴韓櫃不奏持候如常、

〔公事根源六月〕神今食　同日〇十一日

御神事は、一日よりはじまる、戌剋に行幸あり、〇中略行幸の時、御輿は葱花なり、鈴の奏なし、中和院に行幸なりて、神嘉殿の大床子の御座につかせ給ふ、

〔日本後紀十二桓武〕延暦廿三年八月壬子、暴風大雨、中院西樓倒、打死牛、

〔類聚國史九神祇〕天長八年六月丁丑、皇帝御中院、有神今食事也、〇又見日本紀略

〔左經記〕長元七年十一月十一日丁酉、權辨相示云、新嘗祭日、依御物忌不可有行幸、無行幸之時、於神祇官被行神事、是例事也、而彼官屋舍、爲八月大風皆頽倒也、後未作立、仍於中院可被行也、而見先例、俄行幸停止之時、於中院被行、兼日有儀、於中院被行之例不見如何、答云、慥不覺、但依方忌無行幸之時、於中院被行之例覺侍、是非俄停行幸之例、定知兼有儀定歟、被問外記自勘申歟者、　十二日戊戌、大外記賴隆眞人相示云、〇中略夜部無行幸之時、於中院被行新嘗祭之例、可勘申者、勘其例畢者、

眞言院

〔百練抄 四 後冷泉〕康平元年二月廿六日、新造内裏幷中和院〇中略等燒亡、　三月廿五日、記云、神嘉殿遷都以後未有火事、此度始燒亡、召諸道勘文、令諸卿定申之、

〔中右記〕天永三年十二月廿九日、今日内裏中院有放火事、人々見付滅了、誠是希有異體事也、御元服近々之間、尤有恐事也、

〔長秋記〕大治二年十一月十七日癸卯、新嘗祭中和院儀也、〇中略上卿以下起座、於舍東庭著小忌、次(a)蔭結中解、剱到中和院南庭、於幔外洗手、

〔百練抄 七 二條〕長寬元年十二月十三日、左馬寮、典藥寮、中。院。等燒亡

〔伊呂波字類抄 志 諸寺付佛菩薩名號〕眞言院在禁中、承和六年己未始立眞言院、是大僧都空海弘法申行、仁明天皇御宇、改勘解由廳號眞言院、

〔下學集 上 家屋〕眞言(シンゴン)院在之御修法

〔大内裏圖考證 三十〕眞言院　一曰修法院、一曰曼陀羅道場、〇中略占地　諸圖中和院西南面與中和院平等八省院北、　南都所傳一古圖、距中院大垣九丈、　神泉苑所傳圖、距豐樂院三十八丈、南都所傳圖同之

〔續千載和歌集 十 釋教〕眞言院の花を御覽じて　法皇御製

みつの世につねにすむべき理はちらぬ櫻の色ぞみせける

御返し　前大僧正禪正

みつのいろにちるもちらぬも九品の花の色をば君に見るべき

〔壒囊抄 八〕後七日ト云、自元日至白馬神事多キニ依テ、七日マデハ出家不參内間、八日ヨリ始ル御修法ナレバ、後七日ト云ト云々、大唐ノ内道場ニ擬シテ、大師奏シ給フ、淳和天皇天長六己酉年ヨリ、禁中構内道場修法アリシカド、絕テ後七日ノ儀ニ非ズ、後仁明天皇承和元年甲寅、大師ニ勅シテ、大内中務省ニ於テ、始テ後七日ノ秘法ヲ修シ玉フ、其後表ヲ奉テ、永代ノ規式ヲ定メラルヽニ依

テ、勘解由司廳ヲ改テ、眞言修法院ヲ被ㇾ立、今眞言院其舊迹也、

〔有職抄 二禁中殿門〕眞言院

八省院ノ北ニアリ、承和仁明元年、弘法大師大唐ノ内道場ニ准ジ、申ウケ建ルナリ、則承和二年正月ヨリ始テ、後七日御修法ヲ行レ侍ル、是國ノ豐饒ノ法也、仍昔ヨリ豐饒安民ノ年ハ、此法ウケタマハリシ東寺ノ長者ニ勸賞行ハレ侍ルヨシミエタリ、此外觀音供、孔雀經ノ御修法ナドモ行ヒ侍ルコト也、後花園永享年中、普廣院將軍〇足利義教再興セラレシ後、同上長祿ノ頃マデモ、年々修理ヲ加テ、此院ニテ行ヒ侍リシカドモ、其後大破ニ及ビテ、寛正年中ヨリ紫宸殿ニテ行ヒ侍ル事ニ成侍ルナリ、

〔年中行事秘抄〕立二眞言院一事

天長六年、弘法大師准二大唐内道場一奏聞、申三立二眞言院於宮中一、

〔元亨釋書 一傳智一〕釋空海、世姓佐伯氏、〇中略承和元年、空海奏、乞下准二唐國内道場一置中眞言院於宮中上、勅以二勘解由司廳一爲二曼荼羅道場一、

〔神皇正統記 嵯峨〕大唐の内道場に准じて、宮中に眞言院をたつ、もとは勘解由使の廳なり大師奏聞して、毎年正月此所にて御修法あり、國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の秘法なり、

〔三代實錄 四十五陽成〕元慶八年三月廿六日丁亥、僧正法印大和尚位宗叡卒、宗叡俗姓池上氏、左京人也、〇中略十一年、〇貞觀春爲二權律師一、十六年冬轉二權少僧都一、奏二授天皇〇清和金剛界大毘盧遮那三摩地法、觀自在菩薩秘密眞言法一、又奉二爲國家一、造二胎藏金剛兩部大曼荼羅一、安二置宮中修法院持念堂一、

〔延喜式 二十玄蕃一〕凡眞言法、毎年正月、起二八日一至二十四日一、一七箇日於二眞言院一修ㇾ之、

〔日本紀略 一九條〕永祚元年八月十三日辛酉、酉戌剋大風、宮城門舍多以顚倒、〇中略眞言院幷諸司雜舍左右京人家、顚倒破壞不ㇾ可二勝計一、

堂

〔倭名類聚抄 十居宅〕堂 名出附 釋名云、堂徒郎反、俗云、〇俗云二字一本无、恐衍文、猶二堂堂高顯貌一也、

八省院諸堂
昌福堂

昌福堂在大極殿巽方　含章堂在昌福堂南　承光堂在含章堂南　明禮堂在承光堂南　延休堂在大極殿坤方　含嘉堂在延休堂南　顯章堂在含嘉堂南　延祿堂在顯章堂南　永寧堂在延祿堂東　修式堂在永寧堂北　輝章堂在修式堂東　康樂堂在輝章堂東　朝集堂會昌門外東西堂名　顯陽堂在豐樂院東北　觀德堂在顯陽堂南　永觀堂在顯陽堂西　明義堂在永觀堂西

〔拾芥抄中末宮城〕八省院天子臨朝、卽位、諸吉告朔所、或云號朝堂院、

昌福堂(シヤウフク)大極(極原作樓、據一本改)殿東、起北爲第一堂、龍尾道南七間、　含章堂昌福堂南、第二堂、九間、　承光堂含章南、第三、九間、

明禮堂(ミヤウレイ)承光南、第四、十五間、　延休堂(エンキウ)大極殿西、起北爲第一堂、龍尾南、　含嘉堂延祿南、第二堂、

顯章堂含嘉南、第三堂、〇第下三字原脫、今據一本補、　延祿堂顯章南、第四、　修式堂謂之北堂、永寧北、卯酉堂也、

永寧堂謂之次東堂、延祿東、卯酉之堂也、　輝章堂謂之次東堂、修式東、卯酉堂、十七間、　康樂堂謂之南面堂、輝章南、卯酉堂也、七間、

朝集堂應天門內、會昌門外、東西堂、謂之各九間、已上載弘仁勘文、

〔拾芥抄中末宮城〕豐樂院八省西天子宴會所、謂之馬場殿、

清暑堂大嘗會五節於此所行之、　東花堂在清暑東、

顯陽堂豐樂殿北、一謂之閣門前東堂、十九間、　觀德堂顯陽南、謂次東左內堂、各十九間、已上

西花堂在清暑西、　永觀堂豐樂西北、一謂之閣前西堂、或云(此間恐脫永字)本承字、裝束使記文承字也、十九間、

明儀堂永觀堂南、謂之次南已上各內堂、十九間、　延英堂在外、謂之儀鸞同外東堂、九間、

招俊堂在外、謂之同外面(面一本作西)堂、九間、

〔大內裏圖考證三下〕昌福堂年中行事後附、昌福堂假名、シヤウフク、師元記作章福堂、

諸圖〇中略古圖、及京兆圖、南都所傳圖、神泉苑所傳圖曰、昌福堂七間、

〔有職抄二禁中殿門〕昌福堂

七間、大極殿ノ東ノ方、北ヨリ第一ノ堂ナリ、龍尾道ノ南ニ當、

〔儀式九〕朝堂儀

朝堂座者、昌福、含章、承光、明禮、延休、含嘉、顯章、延祿等皆以北爲上、〈○中略〉其昌福堂太政大臣、次左右大臣、大納言、參議、並西面北上、少納言、辨、北面東上、〈太政大臣用北階、左右大臣中大納言已下辨已上南階、〉

〔延喜式〈十八式部〉〕凡朝堂者、昌福堂太政大臣、左右大臣、〈中略〉以北爲上、

凡就朝座者、昌福堂北階太政大臣、中階左右大臣、南階大納言、中納言、參議、少納言、左右辨、

凡朝堂座者、昌福堂北端太政大臣、次左右大臣、大納言、中納言、參議、並西面北上、少納言、及左右辨、並北向東上、〈○下略〉

含章堂

〔北山抄〈三拾遺雜抄〉〕朝拜事　裝束

式部、龍尾道南去十七丈、置宣命位、〈當昌福堂南第一間、〉

〔大内裏圖考證〈三下〉〕含章堂〈年中行事後附、含章假名、カンシヤウ、〉

諸圖　古圖、及京兆圖、南都所傳圖、神泉苑所傳圖曰、含章堂九間、昌福堂南四丈、　倭名抄曰、含章〈印本作華、非是、〉堂、在昌福堂南、

〔有職抄〈二禁中殿門〉〕含章堂

九間、昌福堂ノ南ニアリ、北ヨリ第二ノ堂ナリ、

〔延喜式〈十八式部〉〕凡朝堂座者、〈○中略〉含章堂大納言、中納言、參議、〈中略〉以北爲上、

凡就朝座者、〈○中略〉含章堂北階大納言、中納言、參議、南階少納言、左右辨、皆至階下北向而揖、退亦如之、

凡朝堂座者、〈○中略〉含章堂大納言以下、參議以上、並一列西面、大納言以下必先就含章堂座、

承光堂

〔三代實錄〈二十九清和〉〕貞觀十八年六月九日甲寅、右大臣以下參議以上、相率向八省院含章堂、始〈○始原脫、今據一本補、〉行修造大極殿之事、　七月十九日甲午、請五僧於八省院含章堂轉經、以將始大極殿作事也、

〔大内裏圖考證〈三下〉〕承光堂、〈承或作永者誤寫、年中行事後附、承光假名、シヨウクワウ、〉　兵範記作承香堂、

諸圖　古圖、京兆圖、及南都所傳圖、神泉苑所傳圖曰、承光堂九間、含章堂南四丈、

〔有職抄二禁中殿門〕承光堂

九間、含章堂ノ南ニアリ、北ヨリ第三ナリ、

〔延喜式十八式部〕凡朝堂座者、○中略承光堂中務、圖書、陰陽、(中略)以北爲上、

明禮堂

〔大內裏圖考證三下〕明禮堂(年中行事後附、明禮假名、メイレイ、古本拾芥抄、明禮假名、ミヤウライ、印本拾芥抄、明禮假名、ミヤウレイ、)

諸圖　古圖、京兆圖、及南都所傳圖、神泉苑傳圖曰、明禮堂十五間、○中略古寫拾芥抄圖云、明禮堂與會昌門東廊相去五丈五尺、

〔有職抄二禁中殿門〕明禮堂

十五間、承光堂ノ南、北ヨリ第四、

〔延喜式十八式部〕凡朝堂座者、○中略明禮堂治部、雅樂、玄蕃、諸陵、(中略)以北爲上、

延休堂

〔大內裏圖考證三下〕延休堂(年中行事後附假名、エンキウ、)

〔有職抄二禁中殿門〕延休堂

七間、大極殿ノ西ノ方、北ヨリ第一ノ堂ナリ、龍尾道ノ南ニアタル、

〔延喜式十八式部〕凡朝堂座者、○中略延休堂親王、(中略)以北爲上、

凡就朝座者、○中略延休堂北階一品、中階南階二品以下四品以上、各當其座昇降、

〔三代實錄二十八清和〕貞觀十八年四月十日丁巳、是夜子時、大極殿災、延燒小安殿蒼龍白虎兩樓延休堂、及北門北東西三面廊百餘間、火數日不滅、

〔日本紀略三村上〕天曆二年五月十六日甲子、今夜鹿四頭入八省院延休堂、

含嘉堂

〔大內裏圖考證三下〕含嘉堂(年中行事後附、含嘉假名、カンカ、一古圖嘉作喜者誤寫、)

諸圖　古圖曰、含嘉堂七間、

〔有抄職二禁中殿門〕含嘉堂

九間、延休堂ノ南ニアリ、北ヨリ第二ノ堂ナリ、

〔延喜式十八式部〕凡朝堂座者、（〇中略）含嘉堂彈正、（〇中略）以北爲上、

〔日本紀略八花山〕寛和元年十月十一日辛亥、今夜八省院含嘉堂無故顛倒、　十三日癸丑、直物小除目

大嘗會以前、可造含嘉堂之由仰修理職、

〔百練抄四後朱雀〕長久元年七月廿六日、大風、（〇中略）八省含嘉堂同顛倒、

顯章堂

〔大内裏圖考證三下〕顯章堂（年中行事後附、顯章假名、ケンシヤウ、古本拾芥抄假名、ケンシヤウ、）

諸圖　古圖曰、顯章七間、

〔有職抄二禁中殿門〕顯章堂

九間、含嘉堂南ニアリ、北第三、

〔延喜式十八式部〕凡朝堂座者、（〇中略）顯章堂刑部、判事、（〇中略）以北爲上、

延祿堂

〔大内裏圖考證三下〕延祿堂（年中行事後附、延祿假名、エンロク、）

諸圖　古圖曰、延祿堂十五間、

〔有職抄二禁中殿門〕延祿堂

十五間、顯章堂ノ南、北第四、

〔延喜式十八式部〕凡朝堂座者、（〇中略）延祿堂大藏、宮内、正親、（已上八堂以北爲上、）

修式堂

〔大内裏圖考證三下〕修式堂、（年中行事後附、修式假名、シユシキ、古本拾芥抄假名、スシキ、修或作脩者非是、）長秋記作酒式堂、

諸圖　古圖曰、修式堂七間、暉章堂西相去十一丈、

〔儀式九〕朝堂議

朝堂座者、（〇中略）修式永寧兩堂、以東西端爲上、

〔延喜式十八式部〕凡朝堂座者、（〇中略）修式堂式部、（以東爲上、）兵部、（以西爲上、）

〔延喜式二十一玄蕃〕凡僧綱辭任者上表、其表盛筥置案上、玄蕃史生一人、執簀敷暉章修式堂間、進北二丈許、史生二人、執案自會昌門東戸入、置簀上退出、中務受取奏聞、

〔延喜式二十九刑部〕凡宣良賤判者、卿引錄已上列於西行、大判事引屬以上列於東行、（中略）次賤男東列跪、賤女西列跪、物部丁挾立於賤東西、自朝堂會昌門入、各如前列、卿以下、當修式堂東北間列立、大判事以下當暉章堂東北角列立、

永享堂

〔長秋記〕大治二年二月廿九日戊寅、春季仁王會也、早朝差別下家司、令飾修式堂、

〔大内裏圖考證三下〕永享堂（古本拾芥抄、永享假名、エウニヤウ、年中行事後附、並印本拾芥抄、假名、エイ子イ、）

諸圖　古圖曰、永享堂七間、康樂堂西相去十一丈、

〔有職抄二禁中殿門〕永享堂

七間、是ヲ次ノ東ノ堂トイフ、延祿堂ノ東ニアリ、卯酉ノ堂也、

〔延喜式十八式部〕凡朝堂座者、（中略）永享堂大學、（以東爲上）

暉章堂

〔大内裏圖考證三下〕暉章堂（印本拾芥圖、及一本共作明章堂者誤字、年中行事後附、暉章假名、クヰシヤウ、假名抄暉作輝、印本拾芥抄作顯者誤、）

諸圖　古圖曰、暉章堂七間、明禮堂西相去六丈、

〔有職抄二禁中殿門〕暉章堂

七間、是ヲ次ノ東ノ堂ト云、修式堂ノ東ニアリ、卯酉ノ堂也、

〔儀式九〕朝堂儀

朝堂座者、（中略）暉章堂以中爲上、（但少納言、外記、辨、以東端爲上、）

〔延喜式十八式部〕凡朝堂座者、（中略）暉章堂少納言、（以東爲上）左右辨官、（以東爲上）

〔延喜式二十一玄蕃〕凡僧綱辭任者、（中略）玄蕃史生一人、執簀敷暉章堂修式堂間、進北二十丈許、

〔延喜式二十九刑部〕凡宣良賤判者、（中略）卿已下、當修式堂東北角列立、大判事巳下當暉章堂東北角列立、

康樂堂

〔長秋記〕大治五年三月廿五日、春季仁王會也、依兼催飾暉章堂、

〔大內裏圖考證三下〕康樂堂（年中行事後附、康樂假名、カウラク、）

諸圖　古圖曰、康樂堂七間、暉章堂南相去九丈五尺、（南都所傳圖、及神泉苑所傳圖、作九丈三尺、蓋誤寫、）與會昌門東廊相去四丈二尺、　神泉苑所傳圖曰、康樂堂九間、

〔有職抄二禁中殿門〕康樂堂

七間、是ヲ南面ノ堂トイフ、暉章堂ノ南ニアリ、卯酉ノ堂ナリ、

〔延喜式十八式部〕凡朝堂座者、（中略）康樂堂民部、主計、（以西為上）主稅、（以東為上）

東西朝集堂

〔大內裏圖考證三下〕東朝集堂、（年中行事後附、朝集假名、テウシフ、）日本紀略作朝集殿、三條中山口傳作調集堂、

諸圖　古圖曰、東朝集堂九間、（一古圖、及神泉苑所傳圖、京兆圖同之、）北與會昌門東廊相去六丈二尺、與東面廊相距四丈二尺、（按、壇下相距丈尺也、）　年中行事後附曰、朝集堂在會昌門外東西、　古本拾芥抄曰、朝集堂應天門內、會昌門外、東西堂、謂之朝集堂、（印本脫朝集堂三字）各九間、（中略）

東朝集堂（在所異說、西朝集堂倣之、）

南都所傳圖、及神泉苑所傳圖曰、東西朝集堂、相去三十八丈八尺、（按、據此說、則東朝集堂與東面瓦垣、相距五丈六尺、）北與會昌門東廊相距六丈、（拾芥抄作七丈）南都招提寺金堂圖、（殿屋四注、脊兩端有鴟尾、）傳云、按招提寺金堂、平城宮朝集堂、今為五間四面、四面有戶及壁等、而其四面庇、皆為金堂所設、而舊物惟五間母屋而已、斗拱之製、間架之法、實足證古、故今圖之備考云、（○圖略）

西朝集堂　北山抄、及江次第、作西堂、

諸圖　古圖曰、西朝集堂九間、（一古圖同之）與東朝集堂相去三十九丈、（南都所傳圖、及神泉苑所傳圖、作三十八丈八尺、說見上文、按、東西朝集堂相距三十九丈、則距東西廊四丈二尺、可推知矣、）

〔有職抄二禁中殿門〕朝集堂

豐樂院諸堂
淸暑堂

九間應天門ノ內、會昌門ノ外、東西ニ二字アリ、各九間ノ堂、是ヲ東西ノ堂トイフナリ、

〔北山抄〕拾遺雜抄三 朝拜事

外辨大臣以下、入自含耀門、朝集堂東小門 就朝集堂座、○中略 彈正入自應天門東腋門、列立東西朝集堂南頭、

〔日本後紀〕嵯峨二十一 弘仁二年正月乙卯、遣大納言正三位坂上大宿禰田村麻呂○中略 等、饗渤海使於朝集院、賜祿有差、

〔日本後紀〕嵯峨二十四 弘仁六年正月壬辰、於朝集堂、饗王孝廉○渤海使 等、賜樂及祿、

〔日本紀略〕嵯峨 弘仁十三年正月壬子、饗王文矩○渤海使 等於朝集殿、

〔日本紀略〕醍醐一 延喜二十年五月十六日丁丑、於朝集堂、勞饗渤海客徒、

〔類聚記〕久壽二年十月廿六日庚子、東朝集堂幄、件堂去年顚倒、今度取陰材木等新立幄也、

保元三年十二月廿日丙午、今日天皇卽位于大極殿、○中略 彈正列東西朝集堂南頭、

○按ズルニ、以上昌福堂ヨリ東西朝集堂マデ都テ十三堂ハ、八省院ノ諸堂ナリ、猶ホ八省院ノ條ヲ參照スベシ、

〔下學集〕家屋上 淸暑堂セイシヨ 御神樂在之

〔文選〕紀行十 西征賦　潘安仁

宗孝宜於樂遊、紹衰緒以中興、不獲事於敬養、盡加隆於園陵、兆惟奉明、邑號千人、訊諸故老、造自帝詢、隱王母之非命、縱聲樂以娛神、雖靡率於舊典、亦觀過而知仁、懸高望之陽隈、體川陸之汚隆、開襟乎淸暑之館、遊目乎五作之宮、交渠引漕、激湍生風、○下略

〔大內裏圖考證〕四上 淸暑堂、年中行事後附、淸暑堂假名、セイシヨ 三代實錄作豐樂殿後房、弘仁內裏式、及江次第作豐樂院後堂、○中略

諸圖書 古本拾芥抄曰、清暑堂、謂之不老門内南堂、大嘗會、五節、於此處行之、 又圖曰、清暑堂九間、按、南都所傳圖、神泉苑所傳圖、京兆圖、文龜傳寫圖、並曰、清暑堂七間、七間疑當作九間、不則後世改作七間歟、

〔有職抄〕二 禁中殿門 清暑堂

是ヲ不老門ノ内ノ南ノ堂トイフ、卯酉ノ堂也、大嘗會ノ五節、此處ニテ行フナリ、

〔助無智秘抄〕巳日 ○大嘗會 節會

今夜ハ清暑堂ノ御神樂アルベシ、コノ堂ハ豐樂ノ堂ノ名ナリ、豐樂院ノイマダヤケヌサキニハ、ソレニテノミ大嘗會オコナハレタリケリ、サレバ小安殿ニテハ、御神樂アレドモ、世ノ人イヒナラハシタルコトニテ、清暑堂ノ御神樂トイフナリ、

〔内裏式〕上 元正受群臣朝賀式 會

皇帝受群臣賀訖、遷御豐樂殿、賜宴侍臣、○中略 供設已訖、皇帝出清暑堂、御豐樂殿、○中略

七日會式

前一日、所司辨備豐樂殿、○中略 乘輿幸豐樂院後堂、賜可叙人歷名於内侍、

〔儀式〕六 元日御豐樂院儀

前一日、内匠寮官人率雜工等、○中略 清暑堂東西張調布、爲蓋代、其下設御座、○中略 當日○中略 皇帝受群臣賀、訖遷御清暑堂、

〔北山抄〕五 大嘗會事

辰日卯剋、乘輿○中略 出光範門、○中略 入自豐樂院不老門、北門 御清暑堂、

〔江家次第〕十五 大嘗會

卯日○中略 卯剋乘輿、安和私記云、於廻立殿駕御輿時、稱警蹕、或於豐樂院後堂初稱、○中略 辰日卯剋、於廻立殿駕御輿、鳳輦、始稱警蹕、或曰、御清暑堂後、出光範門、入自豐樂院不老門、御清暑堂、

東華堂

西華堂

〔三代實錄 三 清和〕貞觀元年十一月十七日戊辰、未鷄鳴大嘗會祭禮既訖、天皇幸豐樂院、○中略是夜天皇留御豐樂殿後房、

〔讃岐典侍日記 下〕十一月○天仁元年十一日、大嘗會の御禊とて、天の下の人いとなみ合ひたり、○中略院○白河よりせいそ堂のみかぐらには、すけ二人さき〲も參ると仰られたるに、一人ぞ拜のすけまいる、

〔徒然草 上〕元應の清暑堂の御遊に、玄上はうせにしころ、菊亭大臣牧馬を彈じ給けるに、座につきて先柱をさぐられたりければ、ひとつおちにけり、○下略

〔大內裏圖考證 四上〕東華堂年中行事後附、東華堂假名、トウクワ、印本拾芥抄華作花、延喜式作左華樓、

諸圖　古本拾芥抄圖及文龜中傳寫圖東華堂在栖霞樓正北、古本拾芥抄圖曰、東華堂七間、○中略南都所傳圖、神泉苑所傳圖、京兆圖、文龜中傳寫圖、並曰、東華堂五間四面、

〔有職抄 二 禁中殿門〕東華堂

清暑堂ノ東ニアリ

〔延喜式 四十六 左右衞門〕凡○中略門部一人守豐樂院、但左華樓下所收最勝王經齋會辨官行事所雜物者、令守八省院左門部衞士掌守、

〔大內裏圖考證 四上〕西華堂年中行事後附、西華堂假名、セイクワ、拾芥抄華作花、

諸圖　古本拾芥抄圖、及文龜中傳寫圖、西華堂在霽景樓正北、

〔有職抄 二 禁中殿門〕西華堂

清暑堂ノ西ニアリ

〔江家次第 十五〕大嘗會

辰日卯剋、於迴立殿駕御輿、○中略入自豐樂院不老門御清暑堂、以殿南廂西面、為殿上座、以西華堂為藏人所御厨子所進物所等候所、

〔大內裏圖考證 四下〕顯陽堂 年中行事後附、顯陽堂假名、ケンヤウ、

諸圖曰、顯陽堂十九間、按、文龜傳寫圖云十九間七間、蓋誤寫云々、

〔有職抄 二禁中殿門〕顯陽堂

十九間、是ヲ閤門ノ前ノ東ノ堂トイフ、豐樂殿ノ東ノ方、北ヨリ第一ノ堂ナリ、

〔內裏式 上〕元正受群臣朝賀式 會

皇帝受群臣賀、訖還御豐樂殿、饗宴侍臣、其儀南面鋪御座、○中略 顯陽承歡兩堂 若有蕃客、纔設顯陽堂、 設不升殿者座、○中略

十六日○正月 踏歌式

早旦、天皇御豐樂殿、○中略 供設儀式一同元日會、○中略 若有蕃客者、所司整設御座如常、當顯陽堂西南角、設樂人幄、

〔儀式 六〕元日御豐樂院儀

顯陽承觀兩堂、設次侍從以上座、東西面北上 造酒司率酒部等、東廊南二三間安參議以上酒臺、顯陽承觀兩堂北五間檻外安次侍從以上酒臺、若有蕃客者、纔設顯陽殿、

〔北山抄 一正月〕十七日觀射事

顯陽堂設諸大夫座、○中略 射手自顯陽觀德兩堂之間參入云々、

〔北山抄 五〕大嘗會事

辰日、○中略 悠紀獻當時鮮味、行事辨率國司及膳部等執之、入自顯陽堂南腋門、經堂西壇下、立馳道東、北面西上、

〔三代實錄 四十三陽成〕元慶七年五月三日戊辰、天皇御豐樂殿、賜宴渤海客徒、親王已下參議已上侍殿上、五位已上侍顯陽堂、

〔大內裏圖考證 四下〕觀德堂 年中行事後附、觀德堂假名、クワントク、觀或作歡、

〔有職抄二禁中殿門〕觀德堂

十九間、是ヲ次ノ東ノ堂トイフ、顯陽堂ノ南ニアリ、

〔内裏式上〕十七日〔○正月〕觀射式

前一日、裝束使率二所司一供二張於豐樂殿一、〔○中略〕六位以下會二座於觀德堂一、如二常儀一、

〔延喜式三十八掃部〕七日設レ座、與二元日一同、但設二六位已下座於觀德明義南堂一、

延英堂

〔大内裏圖考證四下〕延英堂

諸圖　年中行事後、附延英堂左、儀鸞門外東、〔○中略〕文龜中傳寫豐樂院圖曰、延英堂九間五間、〔五間不レ可レ解〕

〔有職抄二禁中殿門〕延英堂

九間、是ヲ儀鸞門ノ外ノ東ノ堂トイフナリ、

〔内裏式上〕十七日〔○正月〕觀射式

兵部省列二五位以上六位以下群臣於豐樂門外位一、各持二弓矢一、參議以上於二延英堂一喚二兵部省一、令レ捷二外辨一鼓、

〔北山抄五〕大嘗會事

辰日裝束、〔○中略〕延英堂北第三間立二兀子一、〔親王以下納言以上座〕五六間立二床子一、〔參議座、並西面北上、〕

〔江家次第十五〕大嘗會

辰日、〔○中略〕王卿著二外辨一、〔式部引二刀禰一入レ自二東西掖門一、彈正同入列立、先著二章善門北休幕一、之後、入レ自二延英堂東北開明門一、著二堂上座一、親王北階、納言東、〔本〕參議南、〕

承觀堂

〔大内裏圖考證四下〕承觀堂〔古本和名抄、及古本拾芥抄、古本拾芥抄圖、内裏式、貞觀儀式、延喜式、北山抄、並作二承觀一、今從レ之、承或作レ永、觀或作レ歡、又作レ光、並非レ是、〕

諸圖曰、承觀堂十九間、

〔有職抄二禁中殿門〕永觀堂

十九間、是ヲ前ノ西ノ堂トイフ、豐樂殿ノ西ノ方、キタヨリ第一ノ堂ナリ、或本ニ承觀堂トアリ、

〔內裏式上〕七日會式

左右馬寮引青馬、〇中略經舞臺北、度殿庭、近衞分配前後、左近在前、右近在後、毎七匹前後、寮官人分陣、出自承秋門、經承歡堂後、出萬秋門、

〔儀式七〕正月七日儀

左右馬寮率青馬、入自延明門、〇中略出自承秋門、經承歡堂後、出自萬秋門、

〔三代實錄四十三陽成〕元慶七年五月三日戊辰、天皇御豐樂殿、賜宴渤海客徒、親王已下參議已上侍殿上、〇中略大使已下二十人侍承歡堂、

明義堂

〔大內裏圖考證四下〕明義堂年中行事後附、明義堂假名、メイギ、印本拾芥抄、及左經記作明儀、

〔有職抄二禁中殿門〕明儀堂

十九間、是ヲ次ノ西ノ堂トイフ、永觀堂ノ南ニアリ、

〔內裏式上〕七日會式

有蕃客者、前一日所司整設御座如常、〇中略註不升殿者座、整於顯陽堂、六位以下座於觀德明義兩堂、

〔北山抄五〕大嘗會事

辰日、〇中略顯陽承歡兩堂第一間前移立兩國標、觀德明義兩堂前運置倉代等物、

招俊堂

〔大內裏圖考證四下〕招俊堂

諸圖、拾芥抄曰、招俊堂、右外、謂之儀鸞門外西堂、九間、　文龜中傳寫豐樂院圖曰、招俊堂九間五間、五間二字疑衍

〔訂正大內裏圖考證四下〕廣前按、五間の上に、北築垣とあるべき三字を脫したるなるべし、

〔有職抄二禁中殿門〕招俊堂

九間、是ヲ儀鸞門ノ外ノ西ノ堂トイフナリ、

樓

○按ズルニ、以上清暑堂ヨリ招俊堂マデ、都テ九堂ハ豐樂院ノ諸堂ナリ、猶ホ豐樂院ノ條ヲ參照スベシ、

〔倭名類聚抄　十居宅〕樓　辨色立成云、太加止乃一云、和名呂

施藥樓　崇親樓　造紙樓　乳牛樓　悲甲樓　蒼龍樓在二龍尾道東一　白虎樓在二龍尾道西一　栖鳳樓在二應天門東一　翔鸞樓在二應天門西一　栖霞樓在二豐樂殿西北一　洞清樓在二栖霞觀一○下略

〔伊呂波字類抄　呂地儀〕樓　栖鳳樓龍尾道東西名　翔鸞樓八省南外門東西樓　蒼龍樓白虎　棲霞樓豐樂院東　霽景樓西

八省院諸樓
蒼龍樓

〔拾芥抄　中末宮城〕八省院○中略

蒼龍樓東、謂二之龍尾道東樓一、上多二小閣一、八間、　白虎樓西、謂二之應天門外東樓一、方四間、　栖鳳樓東、謂二之應天門外東樓一、方四間、　翔鸞樓西、謂二之同門外東樓一、方四間、同、○中略

豐樂院○八省西中略

栖霞樓左、豐樂殿東北、二間五間、　霽景樓右、同殿西北、二間五間、

〔伊呂波字類抄　左地儀〕蒼龍樓龍尾道東樓

〔下學集　上家屋〕蒼龍樓　堂十二

〔大內裏圖考證　三中〕蒼龍樓　年中行事後附、蒼龍樓假名、及古本拾芥抄假名、シヤウリウロウ、諸書作二青龍樓一、兵範記作二東樓一、西宮記作二左樓一、○中略

年中行事畫青龍樓　年中行事畫御齋圖、蒼龍樓南面三間西間倣レ之上青鏁、下粉壁、壇與二廊壇一連接、封以二條石石板一、廊屋上有レ閣、又有二小閣四一、相依二四隅閣一、各東西桁四柱、屋脊兩端有二鴟尾一、在レ中者二層、而三閣中有二戸二扇一、左右並青鏁、閣板護以二軒檻一、四隅者各三間、閣板護有二軒檻一、白虎樓倣レ之

〔淵鑑類函　三百四十三居處〕闕

白虎樓

古今注曰、闕觀也、古者每門樹兩觀於其前、所以標表宮門也、其上可居、登之則可遠觀、人臣至此則思其所闕、其上皆丹堊土、其下皆畫雲氣仙靈奇禽怪獸、以示四方、蒼龍、白虎、朱雀、元武、並畫其形、

三輔舊事曰、未央宮東有蒼龍闕、北有元武闕、

〔有職抄 二 禁中殿門〕蒼龍樓

八間、是ヲ龍尾道ノ東ノ樓トイフ、樓ノ上ニ小閣アリ、

〔內裏式 上〕元正受群臣朝賀式

當殿中階南去十五丈四尺、樹銅烏幢、東樹日像幢、次朱雀旗、次青龍旗、中略次白虎旗、次玄武旗、相去各三丈許、與蒼龍白虎兩樓南端楹平頭、

〔三代實錄 二十八 清和〕貞觀十八年四月十日丁巳、是夜子時、大極殿災、延燒小安殿、蒼龍、白虎兩樓、延休堂及北門、北東西三面廊百餘間、火數日不滅、

〔三代實錄 四十四 陽成〕元慶七年九月二日乙丑、是日鸞集大極殿東樓上、未時又集大極殿東鵄尾、

〔扶桑略記 二十九 後三條〕延久四年四月三日壬子、大極殿并蒼龍白虎兩樓諸門等、各打題額、內匠頭源兼行書之、

〔伊呂波字類抄 比 地儀〕白虎樓 龍尾道西

〔大內裏圖考證 三中〕白虎樓 年中行事後附、及拾芥抄、白虎樓假名、ヒヤクコロウ、兵範記作西樓、西宮記作右樓、古本拾芥抄曰、西謂之龍尾道西樓、上有小閣四間、印本作八間、

〔有職抄 二 禁中殿門〕白虎樓 龍尾道ノ西ノ樓

〔日本紀略 平城〕大同四年正月壬辰、有犬登大極殿西樓上吠、烏數百群翔其上、

〔三代實錄 五十 光孝〕仁和三年八月十二日癸丑、鸞二集朝集院白虎樓豐樂院栖霞樓上、陰陽寮占云、當愼失火之事、

栖鳳樓

〔伊呂波字類抄 世 地儀〕栖鳳樓（在應天門東）

〔大内裏圖考證 三 下〕栖鳳樓、（年中行事後附、棲鳳樓假名セイホウロウ、）續日本紀栖作棲、

諸圖　神泉苑所傳圖曰、栖鳳樓二間、　拾芥抄曰、栖鳳樓東、謂之應天門外東樓、方四間、（案、神泉苑所傳圖所謂二間、以樓身屋之、拾芥抄所謂四間、以四面土庇數之也、）

〔有職抄 二 禁中殿門〕白虎樓（龍尾道ノ西ノ樓）　栖鳳樓

方四間、是ヲ應天門ノ東ノ樓トイフナリ、

〔延喜式 四十九 兵庫〕凡大儀、立鼓鉦者、〇中略　次栖鳳樓西南角壇以西、相去一丈立鼓、以北相去六尺立鉦、

〔續日本後紀 十八 仁明〕承和十五年（〇嘉祥元年）七月癸未、棲鳳樓閣上（〇上原闕、今補、）有死人、枯骨之連綴、不辨男女、工匠修理之次、登閣上而見著矣、

〔日本紀略 淳和〕天長七年八月庚午、犬登栖鳳樓而吠、

翔鸞樓

〔伊呂波字類抄 志 地儀〕翔鸞樓（應天門西）

〔唐六典 七 工部〕丹鳳門内正殿曰含元殿、〇註略　夾殿兩閣、左曰翔鸞閣、右曰棲鳳閣、

〔大内裏圖考證 三 下〕翔鸞樓、（年中行事後附、及古本拾芥抄、翔鸞假名シヤウラムロウ、翔或作朔、非是、）延喜儀式作左闕樓、〇中略　屋制、伴大納言畫卷、瓦屋、屋脊畫有鵄尾、

〔有職抄 二 禁中殿門〕翔鸞樓

方四間、是ヲ應天門ノ西ノ樓トイフナリ

〔三代實錄 十二 清和〕貞觀八年閏三月十日乙卯、夜應天門火、延燒棲鳳翔鸞兩樓、

豐樂院諸樓　栖霞樓

〔伊呂波字類抄 世 地儀〕栖霞（豐樂殿東北）

〔伊呂波字類抄 止 地儀〕洞清樓（在栖霞觀）

〔大内裏圖考證 四 上〕栖霞樓（古本拾芥抄假名セイカ、一曰東樓、）

諸圖　古本倭名抄曰、栖霞樓、在豐樂東北、　拾芥抄曰、栖霞樓、左、豐樂殿東北、三間、五間、按五間未詳、　古本拾芥抄圖曰、栖霞樓四間、　南都所傳圖曰、栖霞樓四間、

〔淵鑑類函居處三百四十三〕觀

飛雲　棲霞觀附有飛雲樓霞觀

〔有職抄禁中殿門二〕栖霞樓

五間、二閣、豐樂殿ノ東北ニアリ、左ノ方ナリ、

〔三代實錄光孝五十〕仁和三年八月十二日癸丑、鷺二集朝堂院白虎樓、豐樂院栖霞樓上、陰陽寮占曰、當愼失火之事、

〔伊呂波字類抄地儀世〕霽景豐樂殿西北、已上樓名也、

〔大內裏圖考證四下〕霽景樓、年中行事後附、霽景樓假名、セイケイ、一曰栖。樓。

諸圖　古本和名抄曰、霽景樓、在豐樂殿西北、　拾芥抄曰、霽景樓、右、豐樂殿西北、二間五間、五間未詳　京兆圖曰、霽景樓四間、　文鎬中傳寫豐樂院圖曰、霽景樓四間四面、四面二字衍文

〔有職抄禁中殿門二〕霽景樓

五間、二閣、豐樂殿ノ西北ニアリ、右ノ方ナリ、

〔扶桑略記後冷泉二十九〕康平六年三月廿二日、戌剋豐樂院燒亡、火起霽景樓西北廊、

門 門牓 門籍

古事類苑

居處部四

內裏四

〔令義解 五宮衞〕凡儀仗軍器、略○註 十事以上、略○註 出入諸門者、皆責牓。門司奏聞、勘聽出入、謂門司者衞府也、 其宿衞人、常服用者不拘此限、

凡諸門出物无牓者、一事以上並不得出、略○註 其牓中務省付衞府、門司勘校、有欠乘者、隨事推駁、略○註 別勅賜物不在此限、

〔令義解 五宮衞〕凡應入宮閤門者、謂兵衞所守謂之宮門、衞門所守謂之閤門也、 本司具注位姓名、略○註 送中務省付衞府、各從便門著籍。謂宮門閤門當人出入、各有要便者、是爲便門也、 但五位以上著籍宮門、略○註 皆非著籍之門者、並不得出、若改任行使之類、略○註 者、本司當日牒省除籍、每月一日十六日各換籍、宿衞人准此

凡无籍、應入禁中、謂門籍以內也 及請迎輸送、略○註 丁匠入役者、中務省臨時錄名付府、五十人以上當衞錄奏、略○註 其有所輸送、未畢欲宿守物者、斟量聽留、略○註

〔政事要略 八十四 糺彈雜事〕衞禁律云、應出宮內而門籍已除、輙留不出、及被告劾、已有禁止、籍雖未除、不得輙入宮內、犯者各以闌入論、應出宮(此間文缺)使之類、依令除者

〔三代實錄 四十二 陽成〕元慶六年八月五日甲辰、中務省奏請宮衞令云、應入宮閤門者、本司具注官位姓名、送中務省付衞府、各從便門著籍、每月一日十六日、一換籍、宮衞人准此、又仁壽二年四月二十八日格曰、諸司不進門籍、任意出入、准法論之、罪涉闌入、自今以後、不進門籍、直移刑官斷罪者、而今諸司多不

鍵鑰
開閉

進門籍、妄出入宮門者、依格旨移於刑官、刑官執○執原作報、今據一本改、云、斷罪之道、先知罪人位階貫屬姓名、而後斷之、須具載移文、由是爲令申貫屬、召不進門籍之司、巧言辭遁、曾不應召、望請省注其姓名、移式兵二省、勘送貫屬、太政官處分、依請、卽便下知式部兵部、

〔延喜式十二中務〕凡應入宮閤門諸司門籍、每月一日正月用三日、但停朝拜年元日送之、以下如此之類皆效此、十六日送省、省覆勘訖、丞一人加署、卽喚左右衞門及左右兵衞等府分付、但前番門籍返付本司、

〔令義解五宮衞〕凡諸門關鍵管鑰、○註略皆須牢固、

〔令義解五宮衞〕凡開閉門者、第一開門鼓擊訖、卽開諸門、謂擊鼓時節、可有別式、假如寅之一剋擊第一鼓、者、卯之二剋可擊第二鼓也、諸門者、木門以外內外諸門也、第二開門鼓擊訖、卽開大門、謂朝堂南門也、退朝鼓擊訖、卽閉大門、晝漏盡、閉門鼓擊訖、卽閉諸門、理門謂臨時定一便門、要出入者、晝夜常開、監人出入、謂之理門也、不在閉限、京城門者謂羅城門也、曉鼓聲動則開、○註略夜鼓聲絕則閉、○註略其出入鑰者、○註略第一開門鼓以前三刻出、閉門鼓以後三刻進、○下略

〔延喜式十六陰陽〕擊開閉諸門鼓、

起大雪十三日至冬至十五日日出辰一刻三分、日入申四刻六分、卯四刻六分開諸門鼓、辰三刻七分開大門鼓、午一刻六分退朝鼓、酉一刻二分閉門鼓、

起小寒一日至十二日日出辰一刻一分、日入申四刻七分、卯四刻五分開諸門鼓、辰二刻六分開大門鼓、午一刻五分退朝鼓、酉一刻三分閉門鼓、

起小寒十三日至大寒七日日出卯四刻終、日入酉一刻一分、卯四刻四分開諸門鼓、辰二刻六分開大門鼓、午一刻五分退朝鼓、酉一刻六分閉門鼓、

起大寒八日至十五日日出卯四刻七分、日入酉一刻二分、卯四刻二分開諸門鼓、辰二刻五分開大門鼓、午一刻二分退朝鼓、酉一刻八分閉門鼓、

起立春一日至八日日出卯四刻五分、日入酉一刻五分、卯三刻九分開諸門鼓、辰二刻五分開大門鼓、午一刻一分退朝鼓、酉二刻一分閉門鼓、

起立春九日至雨水一日日出卯四刻二分、日入酉一刻七分、卯三刻六分開諸門鼓、辰一刻七分開大門鼓、巳四刻八分退朝鼓、酉二刻二分閉門鼓、

起雨水二日至九日日出卯四刻、日入酉二刻一分、卯三刻四分開諸門鼓、辰一刻五分開大門鼓、巳四刻六分退朝鼓、酉二刻六分閉門鼓、

起雨水十日至驚蟄二日日出卯三刻七分、日入酉二刻八分、卯三刻一分開諸門鼓、辰一刻二分開大門鼓、巳四刻四分退朝鼓、酉二刻八分閉門鼓、

起驚蟄三日至十日日出卯三刻五分、日入酉二刻五分、卯二刻九分開諸門鼓、辰一刻一分開大門鼓、巳四刻二分退朝鼓、酉三刻一分閉門鼓、

起驚蟄十一日至春分二日 日出卯三刻二分 日入酉二刻七分 卯二刻六分開諸門鼓 卯四刻七分開大門鼓 巳四刻三分退朝鼓 酉三刻三分閉門鼓

起春分三日至九日 日出卯三刻 日入酉三刻 卯二刻四分開諸門鼓 卯四刻五分開大門鼓 巳三刻八分退朝鼓 酉三刻六分閉門鼓

起春分十日至清明二日 日出卯二刻七分 日入酉三刻二分 辰二刻一分開諸門鼓 卯四刻二分開大門鼓 巳三刻六分退朝鼓 酉三刻八分閉門鼓

起清明三日至十日 日出卯二刻五分 日入酉三刻五分 卯一刻九分開諸門鼓 卯四刻開大門鼓 巳三刻四分退朝鼓 酉四刻一分閉門鼓

起清明十一日至穀雨三日 日出卯二刻二分 日入酉三刻七分 卯一刻六分開諸門鼓 卯三刻七分開大門鼓 巳三刻二分退朝鼓 酉四刻三分閉門鼓

起穀雨四日至十一日 日出卯二刻 日入酉四刻一分 卯一刻四分開諸門鼓 卯三刻五分開大門鼓 巳三刻退朝鼓 酉四刻六分閉門鼓

起穀雨十二日至立夏四日 日出卯一刻七分 日入酉四刻二分 卯一刻一分開諸門鼓 卯三刻二分開大門鼓 巳二刻七分退朝鼓 酉四刻八分閉門鼓

起立夏五日至十二日 日出卯一刻五分 日入酉四刻五分 寅四刻九分開諸門鼓 卯三刻開大門鼓 巳二刻六分退朝鼓 戌一刻一分閉門鼓

起立夏十三日至小滿五日 日出卯一刻二分 日入酉四刻七分 寅四刻六分開諸門鼓 卯二刻七分開大門鼓 巳二刻四分退朝鼓 戌一刻三分閉門鼓

起小滿六日至十五日 日出卯一刻一分 日入酉四刻終 寅四刻四分開諸門鼓 卯二刻五分開大門鼓 巳二刻二分退朝鼓 戌一刻五分閉門鼓

起芒種一日至十二日 日出寅四刻七分 日入戌一刻一分 寅四刻二分開諸門鼓 卯二刻二分開大門鼓 巳二刻退朝鼓 戌一刻七分閉門鼓

起芒種十三日至夏至十五日 日出寅四刻六分 日入戌一刻二分 寅四刻開諸門鼓 卯二刻開大門鼓 巳一刻八分退朝鼓 戌一刻九分閉門鼓

起小暑一日至十二日 日出寅四刻七分 日入戌一刻一分 寅四刻二分開諸門鼓 卯二刻二分開大門鼓 巳二刻退朝鼓 戌一刻七分閉門鼓

起小暑十三日至大暑七日 日出卯一刻一分 日入酉四刻終 寅四刻四分開諸門鼓 卯二刻五分開大門鼓 巳二刻二分退朝鼓 戌一刻五分閉門鼓

起大暑八日至十五日 日出卯一刻二分 日入酉四刻七分 寅四刻六分開諸門鼓 卯二刻七分開大門鼓 巳二刻四分退朝鼓 戌一刻三分閉門鼓

起立秋一日至八日 日出卯一刻五分 日入酉四刻五分 寅四刻九分開諸門鼓 卯三刻開大門鼓 巳二刻六分退朝鼓 戌一刻一分閉門鼓

起立秋九日至處暑一日 日出卯一刻七分 日入酉四刻二分 卯一刻一分開諸門鼓 卯三刻二分開大門鼓 巳二刻八分退朝鼓 酉四刻八分閉門鼓

起處暑二日至九日 日出卯二刻 日入酉四刻一分 卯一刻四分開諸門鼓 卯三刻五分開大門鼓 巳三刻退朝鼓 酉四刻六分閉門鼓

起處暑十日至白露二日 日出卯二刻二分 日入酉三刻七分 卯一刻六分開諸門鼓 卯三刻七分開大門鼓 巳三刻二分退朝鼓 酉四刻三分閉門鼓

起白露三日至十日 日出卯二刻五分 日入酉三刻五分 卯一刻九分開諸門鼓 卯四刻開大門鼓 巳三刻四分退朝鼓 酉四刻一分閉門鼓

起白露十一日至秋分二日（日出卯二刻七分　日入酉三刻二分　卯二刻一分開諸門鼓　卯四刻二分開大門鼓　巳三刻六分退朝鼓　酉三刻八分閉門鼓）
起秋分三日至九日（日出卯二刻　日入酉三刻　卯二刻四分開諸門鼓　卯四刻五分開大門鼓　巳三刻八分退朝鼓　酉三刻六分閉門鼓）
起秋分十日至寒露二日（日出卯三刻二分　日入酉二刻七分　卯二刻六分開諸門鼓　卯四刻七分開大門鼓　巳四刻退朝鼓　酉三刻三分閉門鼓）
起寒露三日至十日（日出卯三刻五分　日入酉三刻五分　卯二刻九分開諸門鼓　辰一刻一分開大門鼓　巳四刻二分退朝鼓　酉三刻一分閉門鼓）
起寒露十一日至霜降三日（日出卯三刻七分　日入酉二刻二分　卯三刻一分開諸門鼓　辰一刻二分開大門鼓　巳四刻四分退朝鼓　酉二刻八分閉門鼓）
起霜降四日至十一日（日出卯四刻一分　日入酉二刻　卯三刻四分開諸門鼓　辰一刻五分開大門鼓　巳四刻六分退朝鼓　酉二刻六分閉門鼓）
起霜降十二日至立冬四日（日出卯四刻二分　日入酉一刻七分　卯三刻六分開諸門鼓　辰一刻七分開大門鼓　巳四刻八分退朝鼓　酉二刻三分閉門鼓）
起立冬五日至十二日（日出卯四刻五分　日入酉一刻五分　卯三刻九分開諸門鼓　辰一刻七分開大門鼓　午一刻一分退朝鼓　酉二刻一分閉門鼓）
起立冬十三日至小雪五日（日出卯四刻七分　日入酉一刻二分　卯四刻二分開諸門鼓　辰二刻二分開大門鼓　午一刻二分退朝鼓　酉二刻八分閉門鼓）
起小雪六日至十五日（日出卯四刻終　日入酉一刻一分　卯四刻四分開諸門鼓　辰二刻五分開大門鼓　午一刻四分退朝鼓　酉一刻六分閉門鼓）
起大雪一日至十二日（日出辰一刻一分　日入申四刻七分　卯四刻五分開諸門鼓　辰二刻六分開大門鼓　午一刻五分退朝鼓　酉一刻三分閉門鼓）
右依前件撃鼓各二度、度別十二下、從細聲至大聲、

京城門

〔令義解 五宮衞〕凡奉勅夜開諸門者、受勅人（略○註）具錄須開之門幷入出人名帳、宣送中務、中務宣送衞府、衞府覆奏、然後開之、（略○註）若中務衞府俱奉勅者、不合覆奏、其奉勅人名違錯、（略○註）卽執奏聞、

凡車駕行幸、部閉諸門、隨便開理門、其留守人者、各自理門出入、並駕還仗至乃開、

〔延喜式 四十五左右近衞〕凡閤門者、將曹一人率近衞八人開閉、（五人開閤門、三人開掖門、）

〔延喜式 四十六左右衞門〕凡宮門者門部閉、

〔延喜式 四十一彈正〕凡開門時者、令忠已下立宮閤門、糺彈非違、

〔令義解 五宮衞〕凡開閉門者、（略○中）京城門者、（謂羅城門也）曉鼓聲動則開、（略○下）

〔唐六典 八門下省〕城門郎、掌京城皇城宮殿諸門開闔之節、奉其管鑰而出納、

明德等門爲京城門、朱雀等門爲皇城門、承天等門爲宮城門、嘉德等門爲宮門、太極等門爲殿門、通內等門並同上閤門、東都諸門准此、

〔律疏 衞禁〕凡於宮門外若宮城門守衞、以非應守衞人冒名自代、若代之者徒一年、京城門減二等、

〔法曹至要抄 上 罪科〕一闌入事

衞禁律云、〇中略闌入者、以踰闕爲限、〇中略京城垣徒一年、

〔續日本紀 三十五 光仁〕寶龜十年四月庚子、唐客入京、將軍等率騎兵二百、蝦夷二十人、迎接於京城門外三橋、

〔伊呂波字類抄 ラ 地儀〕羅城門 在朱雀南極、今四塚是也、

〔三代實錄 二十 淸和〕貞觀十三年十月廿一日癸亥、應天門火災之後、修復既訖、令明經文章博士議應天門可改名歟、又名應天門其義何據、又朱雀羅城等門名義如何、從五位上行大學頭兼文章博士巨勢朝臣文雄議言、〇中略又稱羅城門者、是周之國門、唐之京城門、西都謂之明德門、東都謂之定鼎門、今謂之羅城門、其義未詳、但大唐六典注云、自大明宮東夾羅城門複道、經通化門磴道而入興慶宮焉、今案其文勢、蓋此羅列之意乎、

〔拾芥抄 中末 宮城〕門號有故事日、(承德二年十月十七日、直講中原勘之、)

羅城門(羅城門者、是周之國門、唐之京城門、西都謂之明德門、東都謂之定鼎門、今謂之羅城、其義未詳、但大唐六典注云、自大明宮東羅城後道經進化門磴道而入興慶宮焉、今按其文勢、蓋此羅列之意哉、件事又梗概出古賢勘草中、但殿舍門名號多依漢家之制各被付歟、委出兩京雜記等中、)

〔有職抄 二 禁中殿門〕羅城門

七間戶五間、二閣、朱雀ノ大路ノ南面ノ大門ナリ、南面ハ九條也、朱雀門ノ南ニアタレリ、朱雀ノ大路ノ弘サ二十八丈也、羅城門ヲ玄武門ト號ス、凡羅城門ハ周ノ國門、唐ノ京城門ノ義也、

〔秉燭譚 五〕羅城門ノコト

平安城朱雀ノ末ニ羅城門アリ、遺址今ニ存在ス、固ヨリ名ダカキコトナリ、シカレドモ羅城ト名ヅクルコト明ナラザルヨシ、拾芥抄ニ出ヅ、畢竟羅城ト云ハ、郭ト云コトナリ、羅城門ト云ハ郭門ト云コトナリ、平安城ソノカミ盛ナル時、四方ニ郭アリ、ソノ南門ナリ、唐書ニ、高宗ノ時築京師羅郭、又通鑑、唐ノ懿宗紀ノ注ニ、羅城外大城也、子城內小城也ト、又朝鮮ノ崔世珍ガ訓蒙字會云、郭俗稱羅城ト、コノ諸書ノ文ニテソノ義明了ナリ、羅ハ周羅網羅ノ義ナルベシ、總グルワノコトナリ、

〔類聚名物考宮室三〕羅城大城　子城小城　牙城

今案に、羅城は大城にて、卽今の本城なり、その門を羅城門と云、今京都九條にその遺跡有、羅郭の意にて總郭也、子城は小城にして、二丸也、牙城は三の丸とも云べし、

〔倭訓栞中編二十八〕らせやう　羅城は日本紀にみゆ、和州舊跡考に、羅城門の迹は平城の南に在て、俗に來世といふは轉訛也といへり、平安京の羅城門は、以呂波字類抄、朱雀の南極にあり、今四塚是也といへり、土人の說に、四塚町東頰の民家の後園に、礎石今に存すといへり、

〔拾芥抄中末宮城〕宮城門　羅城門二七閣

〔拾芥抄中末京程〕羅城門外二丈垣基半三尺、犬行七尺、溝弘一丈、路廣十丈、今案大略北畔垣半三尺、犬行五尺、溝廣四尺者、兩溝間八丈八尺、

〔續日本紀十七聖武〕天平十九年六月己未、於羅城門雩、

〔續日本紀三十四光仁〕寶龜八年四月戊戌、遣唐大使佐伯宿禰今毛人等辭見、但大使今毛人到羅城門、稱病而留、

〔寬平御遺誡〕延曆帝主〇桓武、中略、造羅城門、巡幸覽之、卽仰工匠曰、此門高、可減五寸云々、後又幸覽之、卽喚工匠、如何、工匠云、既減、帝歎曰、悔不加五寸、工匠聞之伏地絕息、帝奇問、工匠良久蘇息、卽云、實不減、然而爲有煩詐言耳、帝宥其罪、

〔宇治大納言物語中〕いまはむかし、柏原の御門武○桓の御時に、平の宮作らせ給ひける間、ながをかの宮より、時々行幸して、あたらしくつくらるゝ、都を、御らんずるに、とばかりおはしますに、らい。。せい門。。のへんにて、御輿をとめて、たくみをめして、仰られけるやう、いとよく門はたてたり、但たけなん今一尺きるべき、風はやき所に、ひとつやにてたてたれば、風のためにあやうき也、風はたけいますこしまさりおとりにしたがひて、ふせがるゝ事なれば、所の地のていにしたがひて、たけの程はたつるを、この比のたくみは、それをえしらで屋をたつれば、此門いま一尺きれ、さらばよかりなんと、めして仰られて、うちに入せ給て、長岡の宮にかへらせ給ひぬ、扨作りはてゝ、都うつりちかく成て、行幸して御覽ず、はじめの如く、らいせい門のまへに、御輿をとめて御覽ずるに、かはらぶきにしらつち皆ぬりはてたり、こと〴〵くにみなしはてゝ、金物ばかりうたざりける、たくみめして、おほせらるゝ、やう、我ははじめあしくみて、一尺きれと仰てけり、一尺五寸ぞきらすべかりける、いま五寸きるべし、猶たかくみゆると仰られければ、たくみ俄にふしまろび、をちかんじて、さまあしく、ふるうやうにすれば、あやしとおぼしめして、いかなる事ぞと問はせ給へば、たくみの申やう、此門のたけは、本の門のやうに、たてあはせさふらふを、一尺きれと仰られしが、仰せのまゝにきりては、むげにひくゝまかり成なん、とをく見あぐるに、たかやかにてさふらふこそ、きら〳〵しくさふらへ、かゝるはなれやの、ひらに見えば、みぐるしくさふらひぬべしとおもひさふらひて、五寸を切さふらふなり、それに今五寸と仰さふらへば、はじめ御覽じそこなひたるにはさふらはず、五寸かたみてきりさふらはずと申、御門かしこくみてげり、こぼちきらば、宮うつりの日近く成て、えあはせじ、さふらはせてあるばかり、たゞし風にやともすれば、吹たうされんと仰事ありければ、たくみの申やう、いみじくつよく作りてさふらふもの也、たけ五寸きりさふらひぬれば、更にあやうき事さふらはじとなん申けり、扨みやこうつりののち、末の世

宮城門

に至るまで、三度ばかり吹たうされたりければ、御門御覽じたる事、かなひにたり、いみじうおはしましけり、物の上手となん申傳たるさて〳〵圓融院の御時、大風にまた吹たうされにけり、其後はつくる事なし、

〔日本紀略嵯峨〕弘仁七年八月己酉、夜大風、倒羅城門、京中諸國亦多被害、賜諸衞見侍者祿、

〔宇治大納言物語中〕いまはむかし、紀中納言といふはかせ、大がくの西の門より、月のあかゝりける夜、らいせい門の橋の上に立て、北ざまを見れば、すざく門のうへのこしに、なをしすがたなる人、上のたるきちかくたけはあるが、うそぶきずんじて、めぐるなむありける、むかし人は、かゝるものをなん見あらはしける、

〔十訓抄下〕都良香、○中略同人羅城門を過とて、氣霽風梳新柳髮と詠じたりければ、樓上に聲ありて、氷消浪洗舊苔鬚とつけたりけり、良香、菅丞相の御前にて、この詩を自讃し申ければ、下の句は鬼の詞なりとぞ被仰ける、

〔日本紀略一條〕寛弘元年閏九月五日丙辰、今日丹波守業遠重任、依造羅城門也、

〔兵範記〕仁安二年四月廿三日庚寅、御方違、○中略行幸鳥羽殿也、○中略路次○中略自朱雀門大路南行可經羅城門、

〔槐記續編〕享保十七年八月廿七日、昔ショリ門院號アマタアレドモ、羅生門院ト云ハナシ、杜良公ノ故事モ鬼神也、綱ガ故事モ鬼也、カヤウノコトニテ耳ニタツ號アル故乎トテ、御前家熙○近衞ニモ大笑ナサル

〔有職抄二禁中殿門〕宮城門

宮城門ハ、皆衞門ノマモル門也、衞門ノマモル所、是ヲ宮門トイヒ、兵衞ノ守ル處是ヲ閤門ト云也凡宮城ノ門ハ衞士ヲシテ守ラシムル也、○下略

〔大内裏圖考證 二上 宮城〕宮城門

按、諸圖書、朱雀以下十四門曰宮城門、皇居外郭門曰宮門、而日本紀略寛仁元年三月廿二日、長元九年四月七日、以宮城門謂宮門、略○註 又皇居外郭中和院南門曰宮城門、據此等文、則似不一定、以文勿害意、

〔制度通 二〕都邑坊城並ニ皇城宮城門號ノ事

本朝之制、平安城、以東曰左京、領三十坊、以西曰右京、領三十坊、南北九條皇城在其中、四面凡十四門、

〔續日本紀 五 元明〕和銅三年正月壬子朔、天皇御大極殿受朝、隼人蝦夷等亦在列、左將軍正五位上大伴宿禰旅人、副將軍從五位下穗積朝臣老、右將軍正五位下佐伯宿禰石湯、副將軍從五位下小野朝臣馬養等、於皇城門外朱雀路東西、分頭陳列騎兵、引隼人蝦夷等而進、

○按ズルニ、コヽニ皇城門トアルハ、即チ宮城門ノコトナルベシ、

〔日本書紀 二十四 皇極〕四年六月戊申、天皇御大極殿、略○中中大兄戒衞門府、一時倶鏁十二通門、勿使往來、

〔日本書紀通證 二十九 皇極〕十二通門宮城十二門正南曰朱雀、南之左曰美福、右曰皇嘉、北曰偉鑒、北之東曰達智、西曰安嘉、東之南曰郁芳、北曰陽明、西曰藻壁、西之南曰談天、北曰殷富、拾芥抄曰、延暦十二年始造山城新宮、令諸國造諸門、朱雀門伴氏造之、美福門壬生氏、皇嘉門若犬甘氏、偉鑒門猪養氏、達智門丹治比氏、安嘉門海犬養氏、待賢門伴氏建部氏、郁芳門的氏、陽明門山氏、藻壁門佐伯氏、談天門玉手氏、殷富門伊福部氏、今按除朱雀門之外、因所造之姓以命名也、前漢長安十二門、見三輔黄圖、後漢雒陽城十二門、見百官志、西都賦曰、披三條之廣路、立十二之通門、周禮註、十二門、通十二支、

〔周禮註疏 四十一 冬官〕匠人、營國方九里、旁三門、註營謂丈尺其大小、天子十二門、通十二子、

〔令義解 六 營繕〕凡京内大橋、及宮城門前橋謂十二門前濠橋也者、並木工寮修營、自餘役京内人夫、謂以雜徭作

〔口遊 宮城門〕美福　朱雀　皇嘉門謂之南面起東　談天　藻壁　殷富門謂之西面起南　安嘉　偉鑒　達智門謂之北面起西　陽明　待賢　郁芳門謂之東面起北

今案、十二門外有上東門東上西門、西俗呼之土御門、

〔二中歷十宮城〕門〇中略

陽明待賢郁芳東　美福朱雀皇嘉南　談天藻壁殷富西　安嘉偉鑒達智北　上東上西土御門

說云、陽明(近衞御門、山氏造之、)待賢(中御門、建部氏造之、)郁芳(大炊御門、的氏造之、)美福(壬生、壬生氏造、)皇嘉(歌司御門、若犬養氏造、)談天(馬司御門、玉手氏造、)藻壁(西中御門、佐伯氏造、)殷富(西近衞御門、伊福部氏造、)安嘉(兵司御門、)偉鑒(云不開御門、)達智(多知比御門、丹治氏造之、)上東(東土御門、)上西(西土御門、)

〔下學集上家屋〕大內裏十二門所　陽明門　待賢門　郁芳門(以上東面也、)美福門　朱雀門　皇嘉門(以上南面也、)談天門　藻壁門　殷富門(以上西面也、)安嘉門　偉鑒門　達智門(以上北門也、)

〔拾芥抄中宮城〕門號起事(取往名云〇中略)

陽明門(山氏造之、五間戶三間、號兵衞御門、北端、)

待賢門(建部氏造之、號中御門、)

郁芳門(的氏造之、號大炊御門、南端、已上東面、東大宮大路也、)

美福門(壬生氏造之、二階、五間戶三間、號壬生御門、東端、)

朱雀門(伴氏造之、二階、七間戶五間、號朱雀御門、中二階門、)

皇嘉門(若犬甘氏造之、號雅樂寮御門、已上南面、西端、二條大路、)

談天門(玉手(玉手原作壬生、今改)氏造之、五間戶三間、號馬寮御門、南端、)

藻壁門(佐伯氏造之、西中御門、)

殷富門(伊福部(伊福部原作伴橋部、今據一本改)氏造之、西近衞御門、北端、已上西門、西大宮大路、)

安嘉門(海犬養氏造之、號兵庫寮御門、)

偉鑒門(猪養氏造之、不開(閑原作關、今據一本改)御門、)

達智門(丹治比氏造之、已上北門、一條大路、)

十二門、此外有上東門(陽明門北、東面、號土御門、)上西門(殷富門南面、西土御門、)也、或書云、西會廂門、東會廂門、是上西門本名也、見日本紀云云、

〔拾芥抄中宮城〕或書云、延曆十二年正月甲午、遣使於山背國葛野宇太村地、爲遷都也、始造山背新宮、同年六月庚午、令諸國造新宮諸門、尾張美濃二國造殷富門、伊福部氏也、越前國造美福門、壬生氏也、若狹越中二國造安嘉門、海犬甘氏也、丹波國造偉鑒門、猪使氏也、但馬國造藻壁門、佐伯氏也、播磨國造待賢門、山氏也、備前國造陽明門、若犬甘氏也、備中備後二國造達智門、丹治氏也、阿波國造談天門、玉手氏也、伊與國造郁芳門、的部氏也、同十三年冬十月廿三日、天皇自南京遷北京、

○按ズルニ、此ニ播磨國造待賢門、山氏也、備前國造陽明門、若犬甘氏也、トアルハ、寫字ノ錯誤ニシテ、前文ニ、陽明門山氏造之、待賢門建部氏造之、トアルヲ正トスベシ、

〔年中行事秘抄十二月〕大寒日夜半諸門立土牛童子像事

陽明、待賢門、青　美福朱雀門、赤　郁芳皇嘉殷富、達智門、黃　安嘉偉鑒門　黑　談天藻壁門　白

弘仁陰陽式云、凡土牛童子像、請内匠寮、大寒之日前夜半時立於諸門、蘇犬養、山二門冬青色、壬生、大伴、丹治比四門黃色、玉手、佐伯二門白色、海犬養、猪使二門黑色也、

〔延喜式十六陰陽〕凡土牛童子等像、請内匠寮、大寒之日前夜半時立於諸門、陽明、待賢二門各青色、美福、朱雀四門赤色、郁芳、皇嘉、殷富、達智四門黃色、談天、藻壁二門白色、安嘉、偉鑒二門黑色、立春之日前夜半時乃撤、

〔塵袋一〕內裏ノ達智門ヲタテイノ門ト云フハ一向下臈ノカタコト歟、下說ノアヤマリナルベシ、但シ十二門ヲバ、諸姓氏ノ中ニ、コトニタエタル氏ノモノドモ、ヲノ〳〵コレヲツクリケリ、ソノ中ニ、此門ヲバ丹比(又多治比)ノ氏ノ人ヨリヤヒテツクリタリト云ヘル事アリ、ソレニヨリテ達智門ヲ丹比(タチヒ)ノ門ト名ク、其ヲ今ニタチヒト云ナセリ、タトチト通音ナル故也、達智ノ二字ヲカク云ニハ非ザリケリ、門ノ名ハオホクツクリタルウヂノ名ヲカクシ題ニツケラレタルナルベシ、達智モタチヒノ氏ノタチヲトレリ、朱雀門ヲバ大伴氏ツクリタレドモ、其ノ氏ノ名ニハアラデ、前朱雀心也、安嘉門ハ兵衛(近イ)ツクレリ、氏ノ物ニハ非トハ(○此間缺文)サラデハミナユヘアリ、佐伯氏ノツクルヲバ藻壁門トナヅケ、伊福部(イフクヘ)氏ノヲバ殷富門ト云ヒ、玉手(タマテ)氏ノツクルヲバ談天門ト

ムカシ騶衍ト云フ人、フミヲツクリテ天事ヲ云ヘル故ニ、其ノ人ニ談天ト云ッ名アリト云ッ事、史記ニ見エタリ、今ノ門ノ名、自然ニカヨヘルニヤ、

云ヘルガゴトシ、餘ノ門々モコレニオナジ、コトナガケレバ略ス、三善ノ爲康ガ說ナレバ、ヒガコトニハ非歟、丹比ト云フハ虎杖(イタトリ)ノ花ノ名ナリ、此花ヲ姓ニ給ル事、日本紀ニミエタリ、

陽明門

〔簾中抄下〕十二門　大内のおほめぐりの門なり

陽明門、このゑのみかど、いふ、○按下恐脱二北字一のはし、　待賢門、なかの御かど、　郁芳門、おほゐのみかど、南のはし、　以上東おもての門なり、大宮の大路にむかへり、陽明門の北、上東門あり、つちみかど、いふ、

美福門、みぶのみかど、いふ、東のはし、　朱雀門、すざかのみかど也、あまごひの門也、　皇嘉門、うたづかさのみかど、にしのはし、　以上南おもてなり、二條のおほぢにむかへり、

談天門、むまづかさのみかど、南のはし、　藻壁門、にしの中のみかど、　殷富門、にしのこのゑ、北のはし、　以上西の大みやにむかへり、殷富門の北に上西門あり、西のつちみかど、

安嘉門、ひやうごのつかさのみかど、にしのはし、偉鑒門、あけずのみかどなり、　達智門たてゐのみかど、東のはし、　以上北のおもて、一條の大路にむかへり、

〔伊呂波字類抄地儀也〕陽明門

〔大内裏圖考證宮城二下〕陽明門年中行事秘抄附、門號假名、ヤウメイ

〔梁塵愚案抄神樂上〕早歌

こ。の。ゑ。の。み。か。ど。にこじおとひつ、かみのねなければ、

愚案、このゑのみかどは陽明門をいふ也、○下略

〔有職抄二禁中殿門〕陽明門

五間戸三間、東面北ヨリ第一ノ門也、近衛ノ御門ト號ス、

〔小右記〕寛仁二年十月廿二日辛亥、今日幸二上東門院一、○中略陽明門中扉打塞、御輿出レ自二中扉一者也、此由指二示左將軍一、將軍以二隨身一令二打開一、幸路用二中扉一如レ例、

〔台記〕保延二年十一月十日甲戌、予○藤原頼長歴二本路一、出レ從二陽明門南戸一乘レ車、件門前堀池、橋破失無レ板、以レ

待賢門

中戸南扉打渡爲橋、當中間渡之、出入之時、共用此橋、不知何人之所爲、以扉爲橋之條、雖不得心、依無他路所令用也、

〔伊呂波字類抄〕（太地儀）待賢門

〔二中歷〕（十名家）改名所　待賢門（元建部）

〔拾芥抄〕（中末改名所所）待賢門（元建部）

〔大内裏圖考證〕（二上宮城）待賢門（年中行事後附門號假名、タイケム、額附、）左經記作秦賢門、

年中行事書朝覲行幸圖、及射禮圖、待賢門五間三戸、瓦屋圓柱、彩以丹雘、南北一間及南北面各二間並粉壁、（中略）諸門皆傚之、（○中略）石山寺緣起作三間一戸者誤也、

〔有職抄〕（二禁中殿門）待賢門

五間戸三間、陽明門ノ南ニアリ、中御門ト號ス、

〔延喜式〕（四十彈正）凡（○中略）運春宮坊雜物、自待賢門並聽出入、

〔三代實錄〕（十六淸和）貞觀十一年正月廿五日癸未、夜待賢門扉火、及炎未熾、有人撲滅、

〔日本紀略〕（八花山）寛和二年正月廿六日乙未、今日大納言重信卿奉勅旨、左大臣源朝臣（○雅信）乘輦車可出入待賢門者、

〔日本紀略〕（十二三條）寛弘八年八月廿三日甲子、召撿非違使仰云、左大臣乘牛車可聽出入待賢上東兩門、

〔日本紀略〕（十三後一條）寛仁四年七月廿二日辛未、夜大風吹、壞内裏所々、（○中略）待賢門、

萬壽三年七月九日壬子、右大臣（○藤原實資）蒙輦車宣旨之後、始乘輦車、入自待賢門、參枇杷陣、

〔枕草子〕（一）七日は、雪まのわかな青やかにつみ出つゝ、れいはさしもさるもの、めぢかゝらぬところにもてさはぎ、白馬見んとて、里人はくるまきよげにえたてゝ、見にいく、中の御門のとじきみひきいるゝ程、かしらどもーところにまろびあひて、さしぐしもおち、よういせねばおれなどし

て、わらふも又おかし、

郁芳門

〔吾妻鏡 二十四〕承久二年五月七日丙申、去月廿七日未剋、大内陽明門、左近府、上東門左腋、齋院御所等燒亡、火起於中御門町、

〔伊呂波字類抄 伊地儀〕郁芳門 大炊御門

〔大内裏圖考證 二上宮城〕郁芳門 年中行事後附、門號假名ニハソ、

〔有職抄 二禁中殿門〕郁芳門

五間戸三間、待賢門ノ南ニアリ、大炊御門ト號ス、

〔續日本紀 三十二光仁〕寶龜三年十二月乙亥、有狂馬嚙破的門土牛偶人及辨官曹司南門限、

〔三代實錄 十八清和〕貞觀十二年十二月廿五日壬寅、制、○中略運屎院雜物車馬、聽出入自美福門、大膳職自郁芳門、

〔延喜式 四十一彈正〕凡○中略運大膳職雜物大炊寮米幷雜穀、自郁芳門、

〔北山抄 四〕例幣

天曆七年九月十一日、參神祇官、納言以上皆從內裏、入自郁芳門、

〔台記〕久壽元年九月廿六日丙子、今日定考、右大將○藤原兼長爲上日、依足疾未快、出入郁芳門、

〔百練抄 十一後堀河〕寬喜三年四月廿五日、亥剋大炊御門堀川有火、東風頻吹、郁芳門燒亡、遷都以後無此災、頻燒亡了、

美福門

〔伊呂波字類抄 比地儀〕美福門 宮城門名

〔二中歷 十名家〕改名所　美福門 元壬生

〔拾芥抄 中末改名所〕美福門 元壬生

〔大内裏圖考證 二上宮城〕美福門 年中行事後附、門號假名、ビフク、類附、　法曹類林作壬生門、○中略

按東西各一間、東西二面各二間、並粉壁、准二朱雀門一可レ知、皇嘉門做レ之

〔有職抄 二 禁中殿門〕美福門
五間戸三間、二閣、南面、東ヨリ第一門ナリ、壬生ノ御門ト號ス、延暦年中、十二門ヲ作ルトキ、此門ハ壬生氏コレヲ造ルニヨリテ、壬生ノ御門ト號スル也、

〔延喜式 四十一 彈正〕凡運二民部廩院米一車馬、自二美福門脇門一、

〔續日本紀 二十七 稱德〕天平神護二年五月戊午、大納言正三位吉備朝臣眞備奏、樹二二柱於中壬生門西一、其一題曰、凡被二官司抑屈一者、宜下至二此下一申訴上、其一曰、百姓有二寃枉一者、宜下至二此下一申訴上、並令二彈正臺受一二其訴狀一、

〔續日本後紀 十九 仁明〕嘉祥二年五月戊寅、幸二神仙苑一、公卿集二美福門一終日宴樂、召二大學博士文章生等一令レ賦レ詩、其題曰、陪二美福門一便得レ陶、

〔三代實錄 十八 清和〕貞觀十二年十二月廿五日壬寅、制、○中略 運二廩院雜物一車馬、聽レ出二入自美福門一、

〔三代實錄 三十九 陽成〕元慶五年正月廿五日甲戌、日晚有レ狐、登二居美福門東鴟尾上一、

〔日本紀略 九 一條〕正曆四年七月廿日丙午、未剋雷震二美福門一、有レ火、撲レ之、拂レ之者給レ祿、

朱雀門

〔伊呂波字類抄 志 地儀〕朱雀門 宮城門名

〔唐六典 七 工部〕凡○中略 皇城在二京城之中一、○註略 南面三門、中曰二朱雀一、左曰二安上一、右曰二含光一、

〔梁塵愚案抄 下 催馬樂〕淺綠
あさみどりや、こいはなだ、そめかけたりや、みるまでに、たまひかる、したひかる、しんきやうす。さかの。したりやなぎ、またはいたゐとなる、せんざい、秋はぎ、なでしこ、からほひ、したりやなぎ、
愚案、○中略 しんきやうは新京也、すさかは朱雀門也、山城の平安城をいへるにや、○下略

〔拾芥抄 中末 宮城〕門號有二故事一、承德二年十月十七日、直講中原勘レ之、
朱雀門 長安南面皇城門、是謂二朱雀門一、又大明宮、南面五門、正南曰二丹鳳門一、夫丹鳳朱雀其義一、然則以三其在二南方一、故謂二之朱雀一乎、

〔大内裏圖考證宮城二上〕朱雀門、年中行事後附門號、及古本拾芥抄假名、スザク、顚附、延喜式作大門、北山抄作南門、京兆圖作重閣御門、法曹類林作大伴門、○中略伴大納言物語畫朱雀門閣門、七間戶五間戶、面欞彩以丹艧、東西各一間、東面西面各二間、並粉壁、諸門倣之、

〔有職抄禁中殿門二〕朱雀門

七間戶五間、二閣也、重閣ノ御門ト號ス、美福門西南門ノ中央ノ門也、

〔法曹類林公務八二百〕勘式部執申大祓行立事

一式部文云、六月十二月二晦、百官會集、大祓儀、其日平旦、大藏、木工、掃部、帳幄鋪設、於大伴壬生二門間大路、各有常儀、

〔日本書紀孝德二十五〕大化五年三月辛酉、阿部大臣薨、天皇幸朱雀門、擧哀而慟、

〔續日本紀元明五〕和銅三年正月壬子朔、天皇御大極殿受朝、○中略左將軍正五位上大伴宿禰旅人等、於皇城門外朱雀路東西分頭陳列、

〔續日本紀元明六〕靈龜元年正月甲申朔、天皇御大極殿受朝、○中略其儀朱雀門左右陣列鼓吹騎兵、

〔續日本紀聖武十一〕天平六年二月癸亥朔、天皇御朱雀門覽歌垣、

〔三代實錄淸和二十〕貞觀十三年十月廿一日癸亥、應天門火災之後、修復既訖、令明經文章博士議應天門可改名歟、○中略又朱雀羅城等門名義如何、從五位上行大學頭兼文章博士巨勢朝臣文雄議言、○以上六十三字原脫、今據一本補、中略、長安南面皇城門、是謂朱雀門、又大明宮南面五門、正南曰丹鳳門、夫丹鳳朱雀其義是一、然則以其在南方故謂之朱雀乎、

〔三代實錄陽成四十二〕元慶六年四月廿二日甲午、於朱雀門前修大祓、以去八日大膳職人死、十日大藏省人死、平野松尾賀茂等祭停止故也、臨時大祓、於建禮門前行之、因穢不可用大藏省幄、仍用朱雀門也、

〔日本紀略一條九〕永祚元年八月十三日辛酉、酉戌剋大風、宮城門舍多以顚倒、○中略朱雀○中略達智門、

〔權記〕長保四年三月十九日乙卯、左大臣於陣定中、式部大輔左大辨及文章博士弘道以言、明經助敎爲忠、淑光幷廣澄、陰陽道博士幷晴明光榮奉平等、勘申禁中有火事何故、及殿舍門名號有由緣哉事、〇中略唐朝宮城之儀、南面正門多有朱雀之號、北面又有玄武門、或宮内正北有玄武殿、是則以玄武爲援助、令厭朱雀高大之意也、而當朝皇城南正門、雖有朱雀之名號、北面既無玄武之殿門、但指正北之門爲偉鑒門、若有其由歟、被尋問於諸道、所申由緒不分明者、

〔古今著聞集十七變化〕むかし玄象うせたりけるに、公家おどろき覺しめして、秘法を二七日おこなはせられけるに、朱雀門の上より、くびに繩つけておろしたりける、鬼のぬすみたりけるにや、

〔今昔物語二十四〕僧登照相倒朱雀門語第二十一

今昔登照ト云僧有ケリ、〇中略登照物へ行ケルニ、朱雀門ノ前ヲ渡ケリ、其門ノ下ニ男女老少ノ人多ク居テ休ケルヲ、登照見ルニ、此門ノ下ニ有ル者共、只今可死相アリ、此ハ何ナル事ゾト思テ、〇中略思ヒ廻スニ、若シ此門ノ、只今倒レナムズルカ、然ラバ被打壓テ忽皆可死ト思ヒ得テ、門ノ下ニ居並タル者共ニ向テ、其レ見ヨ、其門倒レヌルニ、被打壓テ皆死ナムトス、疾出ヨト音ヲ高ク擧云ケレバ、居タル者共、此ヲ聞テ、迷テハラ〳〵ト出ケリ、登照モ遠ク去テ立リケルニ、風モ不吹、地震モ不振ハ、塵許門ノ鳴タル事モ无キニ、俄ニ門只傾キニ傾キ倒レヌ、

〔吾妻鏡十九〕承元二年十月廿一日丁亥、東平太重胤號東所、遂先途、自京都歸參、即被召御所、申洛中事等、〇中略去月廿七日夜半、朱雀門燒亡、常陸介朝俊朝隆卿末孫、弓馬相携達者、取松明昇門、取鳩子歸去之間、件火成此災、　五年〇建曆元年十一月四日壬子、申剋坊門黄門使者參著、是勅勘之時、態預専使事、即雖可賀申、行幸已下公事連綿之間遲々云云、去月廿二日行幸、入夜、造朱雀門大工國永已下番匠等給使廳本國司猶終不日之功、可營假葺之由有勅定云云、此等趣被載黄門書狀、善信讀申之、就之將軍家有被尋仰事等、善信申云、此門末代不相應歟、其故者通憲入道營大内、無罪令被處斬罪、治承大極殿朱

雀門燒亡、建久九年僅造彼門、造營之國務人（一條二品能保）父子卽時斃卒、元久後京極攝政殿令書額給、御身頓滅、今又造營、上棟之後病忽愈、至槐門分、御禊之間、又還御之時、御輿未入建禮門、此門顚倒、魏文帝倚臨幸之日、離宮南門壞云云、

皇嘉門

〔伊呂波字類抄　久地儀〕皇嘉門（宮城門）

〔運歩色葉集　久〕皇嘉（クワウカ）門（モン）（大内南三門之内）

〔大内裏圖考證　二上宮城〕皇嘉門（年中行事後附、門號假名、クハウカ、〇中略）

按此門稱雅樂寮御門、蓋當初、門內西掖有雅樂寮、可知、

〔有職抄　二禁中殿門〕皇嘉門

五間戶三間、二閣ナリ、朱雀門ノ西ニアリ、歌司御門ト號ス、

〔日本後紀　十七平城〕大同三年四月丁卯、有二鳥集於若犬養門樹枝上、接翼交頸俱死、終日不墜、遂爲人被打墜、

〔日本紀略　九一條〕永祚元年八月十三日辛酉、酉戌剋大風、宮城門舍多以傾倒、〇中略　皇嘉、偉鑒、達智門、

談天門

〔伊呂波字類抄　太地儀〕談天門

〔大内裏圖考證　二下宮城〕談天門（年中行事後附、門號假名、タンテン、）

〔有職抄　一禁中殿門〕談天門

五間戶三間、西面南ヨリ第一ノ門也、馬司ノ御門ト號ス

〔延喜式　四十一彈正〕凡〇中略　運任中院西木工寮木屋材瓦造酒司米、自談天門、

〔三代實錄　十八淸和〕貞觀十二年十二月廿五日壬寅、勅、〇中略　運廩院雜物車馬、聽出入自美福門、〇中略　中院等自談天門、

〔日本紀略　七圓融〕天元五年八月廿日己卯、依風談天門顚倒、

〔小右記〕長和三年二月十二日戊辰、今日圓融院御國忌、先參內、相尋參圓融院、自談天門徒步、路遠甚苦甚苦、

〔伊呂波字類抄〕(左地儀)藻壁門(西中御門 宮城門)

〔運步色葉集〕佐藻壁門(大內西門 不開門也)

〔二中歷〕(十名家)改名所　藻壁門(元佐伯)

〔拾芥抄〕(中末改名所)藻壁門(元佐伯)

〔大內裏圖考證〕(二下宮城)藻壁門(年中行事後附門、號假名、サウヘキ、)　一古圖、及神泉苑所傳圖、並作草壁門。

〔槐記續編〕享保十七年六月六日、先日仰ラレシ藻壁門ノコト、拾芥ニ出タル故ノ御不審也、藻壁ノ字、日本ニテ新ニ付タルニハアルマジト思ヘドモ、漢ニテ不見不審、イカサマニモアルベキ字也ト思ヘドモ、昔ヨリモ知レガタキコトヽミヘタリ、昔院ノ御母后ノ門院號ヲ選バレシニ、□□□□ト申ス人藻壁門シカルベカラントアリシニ、時ノ關白、壁ノ字ハ、壁ノ字ニヤ璧ノ字ニヤトアリシニ、璧ノ字也ト申サレシヲ、ソレハ何ニ出タルヤラントアリシニ、語塞リケルト也、法性寺ノ道隆、十二門ノ額ヲカヽレシトキ、藻壁門一ツヲバ書レザリシト也、是故ニテモアルベキカ、先人ノ精詳イワンカタナシ、正修ガ何ヤラン漢ノ書ニテ見當リタルヤウニ申ス、若見當リタルコトアラバ申上グベキノ由ヲ仰ラル、

〔明月記〕貞永二年四月廿五日己亥、念誦之間、兼直宿禰來談、本性聰敏、依知音多聞世事歟、雜談之中、院號定間事等之語也、藻壁門、定高具實同心、(內々內閣定事歟)被左大辨殊難之、壁字玉土兩作、事未切之由、大辨一ノ上存給、具實爲玉字由出詞、一ノ上所見何說字由問給之時、閉口云々、時輩聞此事、法性寺殿御存知、嫡家存給之由、近日反脣歟、宜秋門院院號之比、(兼日比也)予候御前之時、(略)○註仰云、藻壁門不可用門也、先壁璧之作未分別之由、故殿(法性寺殿御事也)被仰、額不書其作給、其上藻字不吉也、門號已盡

了歟、於此門者不可用、○中略宜秋門尤宜歟之由被仰、言猶在耳、晦日甲辰、昨日典侍語云、女房參宜秋門院之次仰云、藻壁門可忌憚之由、往年聞之、今世爾波門モ善久成事歟止被仰云々、賢貞之御本性不令忘庭訓御極、忝事歟、何不被申合哉、件門院號以前兩三日之間忽顚倒、當是有憚之由、範輔卿申之云々、

〔江家次第十二〕齋宮群行

齋王參藻壁門外、付頭被奏事由、

〔有職抄二禁中殿門〕藻壁門

五間戸三間、談天門ノ北ニアリ、西中御門ト號ス、

〔文德實錄九〕天安元年八月己卯、藻壁門自然頽落、時人以爲怪異也、

〔日本紀略後一條十三〕寛仁四年七月廿二日辛未、夜大風吹、壞內裏所々、○中略藻壁門、

〔百練抄八高倉〕承安二年十一月廿九日、亥剋藻壁門幷南北築垣卅餘間燒亡、病者於門下失火云々、

殷富門

〔伊呂波字類抄伊地儀〕殷富門西近衞門

〔大內裏圖考證二下宮城〕殷富門修明門院御讓狀、及年中行事後附、門號假名、インフク門、

〔有職抄二禁中殿門〕殷富門

五間戸三間、藻壁門ノ北ニアリ、西近衞ノ御門ト號ス、

〔日本紀略後一條十三〕寛仁四年七月廿二日辛未、夜大風吹、壞內裏所々、○中略殷富門、

安嘉門

〔運歩色葉集阿〕安嘉門大內北門

〔大內裏圖考證二下宮城〕安嘉門年中行事後附、門號假名、アンカ、

〔有職抄二禁中殿門〕安嘉門

五間戸三間、北面西第一ノ門也、兵庫司ノ御門ト號ス、

偉鑒門

〔續日本紀 文武二〕大寶二年六月甲子、震海犬養門、

〔伊呂波字類抄 地儀為〕偉鑒門（イカンモン）

〔大内裏圖考證 二下宮城〕偉鑒門（年中行事後附、門號假名、キカム、）

〔拾芥抄 中末宮城〕宮城門

偉鑒門（猪養氏造之、不開御門、）○中略

或記云、偉鑒門、元者玄武門也、俗號之不開門、或人云、花山院御出家之時、自此門令出給云云、其後不被開歟、

〔有職抄 二禁中殿門〕偉鑒門

五間戸三間、安嘉門ノ東ニアリ、不開ノ御門ト號ス、○中略大嘗會ノ齋場處、偉鑒門ヲサリテ、北八十二丈ニシテ點ストミエタリ、

〔日本紀略 一九條〕永祚元年八月十三日辛酉、酉戌剋大風、宮城門舍多以顚倒、○中略偉鑒、逹智門、

〔山槐記〕久壽三年三月十六日、今曉偉鑒門燒失云々、上官等參結政之次相尋、火起於彼邊人之處、不知其子細之由答云々、

逹智門

〔伊呂波字類抄 太地儀〕逹智門

〔二中歷 十名家〕改名所　逹智門（元丹治）

〔大内裏圖考證 二下宮城〕逹智門（年中行事後附、門號假名、タッチ、）

〔有職抄 二禁中殿門〕逹智門

五間戸三間、偉鑒門ノ東ニアリ、多天井門ト號ス、

〔壒嚢抄 一〕魚ノ一コント云ハ何ノ字ゾ、一喉ト書也、○中略逹智門ヲタテイモント云、是物ヲ讀ニ、音并ニ聲ニ付テ、音ニ便テ不音便ト云事アリ、上ニ依テ下引ルヽハ常ノ事也、下ニ依テ上ノ字本聲

上東門 上西門

ナラヌ事多ク是アリト云リ、冷泉等也、
〔百練抄 十五 後嵯峨〕寛元四年六月九日丙申、達智門內在家燒亡、
〔伊呂波字類抄 志 地儀〕上東門 土御門東　上西門 同西
〔運歩色葉集 志〕上東門
〔拾芥抄 中末 宮城〕十二門此外有二上東門 陽明門北、東面、號二土御門一、上西門 殷富門南面、西土御門也、或書云、西會麻門東會麻門、是上西門本名也、見二日本紀一云々、
〔有職抄 二 禁中殿門〕上東門
陽明門ノ北ニ有、是モ東面ノ門也、土御門ト號ス、又或書ニ東會麻門トイフナリ、
上西門
殷富門ノ北ニ有、西面ノ門也、土御門ト號ス、又西會麻門ト云リ、右二門ハ十二門ノ外ノ宮門ナリ、

宮城門額

〔拾芥抄 中末 宮城〕或本云、嵯峨天皇弘仁九年戊戌、諸門懸レ額、東面額橘逸勢書レ之、南面并談天門弘法大師御手跡也、西面道風書レ之、天德比人 北面嵯峨天皇書レ之給云々、或記云、弘仁九年戊戌、起二殿門等額一、寛弘之比、依レ勅參議左大辨藤原行成卿修二飾美福門額字一、元大師之手書也、件祭文有二文粹第十三卷一、或記云、元野美材書レ之、後代道風修二飾之一云々、
〔古今著聞集 七 能書〕大內十二門の額、南面三門は弘法大師、西面三門は大內記小野美材、北面三門は但馬守橘逸勢、各々勅を承て垂露の點をくだしけり、東面三門は嵯峨天皇か丶せおはしましける、まことにや道風朝臣、大師のか丶せ給たる額を見て、難じていひける、美福門は田廣し、朱雀門は米雀門と、略頌につくりてあざけり侍ける程に、やがて中風して手わな丶きて、手跡も異やうに成にけり、か丶るためしおそれられけるにや、寛弘年中〔○中原脫、據二一本一補、〕に行成卿、美福門の額の字を修飾すべきよし、宣旨を蒙りける時は、弘法大師の尊像の御前に香花の具をさ丶げて、驚覺して

祭文をよまれけり、〇中略此門ども、或は燒失し、あるひは顚倒して、今〇今原脫、據一本補、はわづかに安嘉待賢門のみぞ侍りける、實や此安嘉門の額は、むかし人をとりける、おそろしかりける事かな、

〔夜鶴庭訓抄〕内裏額書たる人々

十二門額

南美福	朱雀	皇嘉門	已上弘法大師	西談天	藻壁	殷富門	已上野美材
北安嘉	偉鑒	達智門	已上橘逸勢	東陽明	待賢	郁芳門	已上嵯峨天皇

〔日本紀略嵯峨〕弘仁九年四月庚辰、是日有制、改殿閣及諸門之號、皆題額之、

〔文德實錄一〕嘉祥三年五月壬辰、追贈流人橘朝臣逸勢正五位下、〇中略逸勢者、右中辨從四位下入居之子也、爲性放誕、不拘細節、尤妙隸書、宮門榜題手迹見在、

〔百練抄土御門十一〕元久元年十二月廿六日、今日朱雀門被懸額、

〔帝王編年記十七一條〕寬弘四年正月朔、行成修飾美福門額字、件門額是弘法大師之手書也、

〔本朝文粹十三祭文〕爲員外藤納言請修飾美福門額字告弘法大師文　大江以言

維寬弘四年歲次丁未正月朔、參議正三位行兵部卿兼左大辨侍從播磨權守藤原朝臣行成、一心奉請弘法大師尊像、敬擎香花之奠、驚覺而言、某蒙去月某日宣旨、俾可修飾美福門額字者、今件門額、是大師之手書也、題署之後、載禮久矣、制草之上、露點雖消、入木之中、風勢無盡、所存筋骨、似有精靈、今蒙明詔、而欲下墨、則疑有黷聖跡之冥譴、更憚聖跡而將閣筆、恐拘辭明詔之朝章、晉退非心、胡尾失步、危於凌雲之忽變於梳雪之首、甚於五德之不及於九苞之翮、然猶晉右軍之署南門、後加隋代之花飾、魏庶子之題西省、本是唐帝之草眞、就其舊跡、更施新功、中心所望、前聞在斯、伏乞尊像、示以許否、若可許所請者、尋痕跡而添粉墨、若不許所請者、隨形勢而廻思慮、王事靡盬、盍鑑於此、尙饗、

〔江談抄公事一〕大内門額等書人々事

予問曰、件額等誰人手跡乎、答云、南面者弘法大師、東面者嵯峨帝、北面者橘逸勢云々、就中皇嘉門額、殊有靈害人之由、見秘記云々、

〔百練抄 十三後堀河〕寛喜三年四月廿五日、亥剋、大炊御門堀川有火、東風頻吹、郁芳門燒亡、遷都以後無此災、額燒亡了、

〔日本紀略 四村上〕天德三年五月七日、藻壁門額字滅、仰木工頭道風朝臣令書、

〔江談抄 一公事〕安嘉門額靈踏伏事

入道帥談曰、安嘉門額者、髮逆(冒)生之童(乃)著靴沓之體也、昔渡行件門前之者、時々依被踏伏、稱人登行搯損中央云々、

〔有職抄 二禁中殿門〕中重諸門

中和門　建禮門　春花門　修明門　朔平門　式乾門　建春門　宜秋門　右七ノ門ハ、中重ノ四方ノ門ナリ、南ニ三門、北ニ二門、東西オノ〳〵一門ナリ、皆兵衞ノ守ル門ナリ、此七門ノ內ヲ中ノ重ト號ス、右ニ注ス所ハ、皆中重ノ殿坊以下ナリ、此七門ノ外、宮門(○宮門應作宮城門)ノ內ヲ外衞ト稱ス、

〔大內裏圖考證 六內裏〕按、宮城門或曰宮門、宮門亦曰宮城門、似不一定、

〔古語拾遺〕日臣命、帥來目部、衞護宮門、掌其開闔、

〔續日本紀 二文武〕大寶二年七月己巳、有勅、斷親王乘馬入宮門、

〔續日本紀 十六聖武〕天平十七年五月戊辰、是日行幸平城、以中宮院爲御在所、　六月庚子、是日樹宮門之大楯、

〔拾芥抄 中末宮城〕宮城門

建禮門(五間戸三間、云青馬陣、謂之南西辟伏中面、)　春花門(云左馬陣、謂之左廂辟伏門、建禮門東、)　修明門(已上南面、云左馬陣、謂之左廂辟伏門、建禮西、)

朔平門(三間、云縫殿陣、謂之宮北面辟伏中門、)　式乾門(已上北面、謂之西廂辟伏門、朔平西、此門東無辟伏門、)　建春門(東面三間、號左衞門陣、一云外記門、謂之

宮東牌傍門一、　宜秋門西面三間、云二右衞門陣一、謂二之西面中門一、

〔有職抄 二禁中殿門〕中重諸門

中和門　中院ノ南門ナリ

建禮門、○中略春花門、○中略修明門、○中略已上三ノ門ハ、中隔南方ノ門ナリ、

朔平門、○中略式乾門、○中略建春門、○中略宜秋門、○中略右七ノ門ハ、中重ノ四方ノ門ナリ、南ニ三門、北ニ二門、東西オノ〳〵一門ナリ、皆兵衞ノ守ル門ナリ、此七門ノ内ヲ中ノ重ト號ス、右ニ注ス所ハ皆中重ノ殿坊以下ナリ、此七門ノ外、宮門ノ内ヲ外衞ト稱ス、

建禮門

〔伊呂波字類抄 計地儀〕建禮門 禁省南大門

〔運歩色葉集 計〕建禮門 大内南外

〔淵鑑類函 三百四十四居處門〕

漢典職曰、尙書郞主二作一文起レ草、晝夜更直二於建禮門内一、

〔大内裏圖考證 六内裏〕建禮門 年中行事後附、門號假名、ケンレイ、額附、律令所レ謂宮門、日本後紀作二南端門一、西宮記作二外門一、諸圖書、○中略南都所傳圖曰、建禮門五間、引二造内裏圖一曰、建禮門伯耆國、年中行事畫 朝勤行幸 建禮門圖、五間三戶、瓦屋兩下圓楹、圍以二條石石板一、石階三級、南面有二出庇一、

〔有職抄 二禁中殿門〕建禮門

五間戶三間、是ヲ南面ノ僻仗ノ中門トイフ、白馬ノ陣是ナリ、射禮相撲ナド此ノ門ニテ行フナリ、又上古ハ由ノ奉幣モ、コノ門ニテ行ハレシナリ、

〔内裏式 上〕上卯日獻二御杖一式

天皇御二紫宸殿一、卽春宮坊大夫以下、舁二御杖机一、皇太子相扶入レ自二日華門一、升レ自二南階一樹二簀子敷上一退出、○中略大舍人寮左右兵衞府捧レ杖、候二於建禮門外一、○中略兵衞亦開二建禮門一訖引還、闡司二人出レ自二紫宸殿西一、

春華門

分居門內左右、

〔延喜式彈正四十一〕凡建禮門南庭者、除中央之外、悉令生草、

〔西宮記十二月荷前付雨儀〕建禮門南二許丈樹五丈幄二宇、（東西爲妻合字）北一宇立輕幄立廻御屛風敷御座、（○中略）同門巽角去八許丈、立十五丈幄一宇、（南北爲妻）北二間內藏寮爲辨備幣物所、（○下略）

〔西宮記臨時十〕行幸仰御綱事

乘輿還宮、欲入外門之間、（建禮門等頭）暫留御輿於門外、于時神祇官捧御麻、

○按ズルニ、大內裏圖考證ニ、建禮門西宮記作外門ト云ハレタレド、外門トハ總テ外郭諸門ヲ通ジテノ名ニシテ、特ニ建禮門ノミノ名ニハ非ルベシ

〔日本後紀桓武十二〕延曆廿四年正月丁亥、於御在所南端門外射、但乘輿不御、

〔續日本後紀仁明八〕承和六年十月癸酉、是日建禮門前張立三幄、置雜唐物、內藏寮官人、及內侍等交易、名曰宮市、

〔三代實錄清和十一〕貞觀七年六月十六日乙丑、大風暴雨、壞盧舍、折樹木、建禮門扉二枚仆、

〔伊呂波字類抄地儀須〕春花門

〔大內裏圖考證內裏六〕春華門、（年中行事後附、門額假名、シユンクワ、）諸書作春華、又作春花、長秋記作春和、

諸圖書（○中略）年中行事畫（遺射）春花門圖、土門兩扉、

〔有職抄禁中殿門二〕春花門

左ノ廂仗門ト云、建禮門ノ東ニアリ、左馬陣是ナリ、

〔日本紀略村上四〕應和元年十一月廿二日壬午、今日左大臣（○藤原實賴）始乘輦車參內、去年十月二日蒙宣旨、於春華門前下之、即着左仗座、諸卿同參、有饗膳、

修明門

〔左經記〕萬壽五年（○長元元年）九月十三日甲辰、左大辨以下從結政入内之間、右府於春花門下從輦、經中隔入内給、仍左大辨以下暫徘徊左衞門陣邊、

〔小右記〕長元四年正月七日乙卯、下官（○藤原實資）退出、須於春花門乘輦車、而未還御本殿之間退出、非無事恐、仍令引輦車於古東宮坤乘之退出、是謹之致也、

〔長秋記〕天永四年（○永久元年）正月一日、主上御元服也、（○中略）入自待賢門至春和門下車、入自左兵衞陣、

〔顯業記〕治承四年四月廿二日、卽位實房卿於内辨休幕著禮服、宗家卿定能朝臣於春花門陣屋著之、

〔伊呂波字類抄（志地儀）〕修明門

〔大内裏圖考證（六内裏）〕修明門（建長三年文書、及年中行事後附、門號假名、スメイ、古本拾芥抄假名、シユメイ、）

〔有職抄（二禁中殿門）〕修明門

右ノ廂僻仗門ト云、建禮門ノ西ノ方ニアリ、右馬陣是ナリ、

〔日本紀略（四村上）〕天德二年五月廿二日壬寅、延暦寺衆等、參修明門外、上賀座主延昌任僧正之表、

〔西宮記（正月中）〕御齋會

天慶八年吏部王記云、事畢、親王等入内、依修明門泥途入春花門、

朔平門

〔伊呂波字類抄（左地儀）〕朔平門

〔運歩色葉集（佐）〕朔平門（大内北）

〔文華秀麗集（上贈答）〕奉拜門庭簡橘偫書一首　野岑守

朔平門衞不敢入、別有殊恩拜掖庭、美女花簪傳芳命、一言猶是粉骨情、

〔大内裏圖考證（六内裏）〕朔平門（年中行事後附、門號、及古本拾芥抄假名、サクヘイ、）

諸圖（○中略）　南都所傳圖曰、朔平門（北門）謂之縫殿陣、承安五節圖、朔平門瓦屋兩下、三間一戶、墻圍以條石石板、石階三級、石山寺緣起、同承安五節圖、但朱漆粉壁、屋脊兩端有鵄尾、

式乾門

〔有職抄 二禁中殿門〕朔平門
三間、是ヲ宮ノ北面ノ僻仗ノ中門ト云、縫殿陣是ナリ、
〔日本紀略 六圓融〕天延三年十一月十四日壬午、丑剋朔平門右衞門陣屋放レ火、吉上時光禁獄、
〔侍中群要 八〕仰二輦車宣旨一事
至二玄輝門內一立留、仰二近衞陣一、出二閤門外一又立留、仰二兵衞陣一、次出二朔平門外一仰二靱負陣一、
〔山槐記〕應保元年十二月十七日、亥剋、三品殿參給、○中略入二御上東門一、立二御車於朔平門外一、立レ榻、○註略大殿密々駕二御車一、至二于此門外一御見物云々、
〔伊呂波字類抄 志他儀〕式(シキ)乾(ケン)門
〔大內裏圖考證 六內裏〕式乾門本年中行事後附門號、及古拾芥抄假名、シキケン、西宮所々事、及京兆圖作二式建門一、諸圖、朔平門西南、對二修明門一、
〔玉勝間 十三〕式乾門院のよみ
式乾門院は、つねにしきけんとよむを、阿佛尼の十六夜日記に、假字にしきかむもんゐんのみくしげどのと書たり、これ正しきにやあらむ、いかゞあらん、
〔有職抄 二禁中殿門〕式乾門
西ノ廂ノ僻仗門トイフ、朔平門ノ西ニアリ、或記ニ此門僻仗ナシト云々、
〔日本紀略 七圓融〕天元五年六月七日丁卯、宣旨、去五日夜強盜入二式乾門陣西御垣下一、盜二取雜物一、放レ火燒亡、彼夜宿直官人以下召問、可レ令レ辨二申子細一者、
〔大內裏圖考證 六內裏〕東廂門
南都所傳圖曰、式乾門東無二僻仗門一、綾綺殿北有二華德門一、弘仁九年定文、今亦無レ額、
按拾芥抄、朔平門謂二之北面僻仗中門一、則北面東西有二廂門一可レ知也、疑置二華芳坊一之日廢レ之矣、

建春門

〔伊呂波字類抄 地儀〕建春門 禁中東大門、號外記陣、

〔運歩色葉集〕建春門 宮前東北左衞門陣

〔唐六典 七工部〕兩儀殿之東曰萬春殿、西曰千秋殿、兩儀之左曰獻春門、右曰宜秋門、○中略東都城、○中略

東面三門、中曰建春、南曰永通、北曰上東、

〔新撰朗詠集 上春〕早春

元日賜宮 不醉爭辭温樹下、建春門外雪埋春、菅相公

〔大内裏圖考證 六内裏〕建春門 年中行事後附、門號假名ケンシユム、神泉苑所傳圖作迎春門、蓋誤寫、

諸圖書○中略 南都所傳圖曰、謂之左衞門陣、一云外記門、造内裏國充曰、遠江、建春門、幷左衞門、公卿座、年中行事書 内裏圖、建春門、瓦屋兩下、圓欞三門一戸、壇封以條石石板、東面、石階二級、有東庇、方欞、檜皮屋、

〔雅亮裝束抄 一〕もやひさしのてうどたつる事

きさきだちの日は、○中略屛風ばかりをたてらるゝこともあり、大宮のたびの例にて、けんすんもんの院のたびは、花山院の大臣殿のさたにて、屛風ばかりをひんがしにわたしてたつ、

〔有職抄 二禁中殿門〕建春門

三門、是ヲ宮ノ東ノ僻仗ノ中門トイフ、又外記門トイフ、左衞門ノ陣是ナリ、

〔三代實錄 四十九光孝〕仁和二年九月十二日丁亥、爲發遣奉幣伊勢太神宮使、天皇欲御大極殿、乘輿未出、有人奏聞、晝所犬死、○中略仍不臨御、卽使遣中納言從三位藤原朝臣山陰於建春門前左衞門陣外、召散位從五位下幸世王、授告文令發行、

〔類聚符宣抄 六〕左大臣宣、修理建春門之間、依先例、公卿座可敷北方官人座所之由、可仰左衞門陣者、

天德三年四月十三日　大外記兼周防介御船宿禰傳說奉

宜秋門

〔伊呂波字類抄〕〈地儀　幾〉宜秋門〈禁中門名〉

〔運步色葉集〕〈幾〉宜秋門〈大內西外右衞門陣〉

〔唐六典〕〈工部　七〉兩儀殿之東曰萬春殿、西曰千秋殿、兩儀之左曰獻春門、右曰宜秋門、

〔大內裏圖考證〕〈內裏　六〉宜秋門〈年中行事假名、ギシウ、後附、門號額附、〉江次第、及小右記作西陣、

南都所傳大內一古圖、及古本拾芥抄圖、京兆圖、宜秋門東對陰明門、〈○中略〉古本拾芥抄圖曰、宜秋門、三間一戶、〈○中略〉按、宜秋門結構、其詳雖不見圖書、准東建春門、可推知也、下南北舍等結構倣之、

〔有職抄〕〈禁中殿門　二〉宜秋門

三間、是ヲ西面ノ中門トイフ、右衞門陣是ナリ、

〔小右記〕寬和元年四月廿七日辛丑、卯時水鳥集宜秋門陣前櫻樹、

〔權記〕長保二年正月十三日辛卯、此日牽上野御馬、〈○中略〉源大納言左大辨著右衞門陣、〈西門外〉

○按ズルニ、此ニ西門トアルハ、宜秋門ヲ云ヘルナリ、

〔文德實錄〕〈四〉仁壽二年二月丙辰、散位從四位下和氣朝臣仲世卒、仲世者、〈○中略〉承和四年爲彈正大弼、初臺無南門、仲世奏移中院西門、以爲臺門、

〔大內裏圖考證〕〈內裏　六〉西面南門

按、拾芥抄、宜秋門謂之西面中門、又按、文德實錄、西面有南門、如上文、則北亦有門可知也、而未得其據、俟後考、

閤門

〔令義解〕〈宮衞　五〉凡應入宮閤門者、〈謂、衞門所守、謂之宮門、兵衞所守、謂之閤門也、〉

〔令抄〕〈宮衞〉宮閤門〈○中略〉閤、毛韻云、閤、古沓切、內中小門、續文翁傳、出入閨閤、見謹案、唐制、天子日御前朝見群臣、曰常參、朔望薦食陵寢、有思慕之感、不能臨前殿、則御便殿見群臣、謂之入閤、前殿卽宜政殿、便殿卽紫宸殿、立杖必於前殿、仗則自東西閤而入、故曰入閤、又門下省以黃壁門謂之黃閤、長

官曰闈老、今俗通呼小室曰闈子、今案、宮門謂四面十二門也、閤門謂內中之門也、兵衞所守也、

〔日本書紀　舒明二十三〕以三十六年三月天皇推古崩、九月葬禮畢之、嗣位未定、〇中略於是大兄王且令問之曰、是遺詔也、專誰人聆焉、答曰、臣等不知其密、既而更亦令告群太夫等曰、愛之叔父勞思、非一介之使、遣重臣等而敎覺、是大恩也、〇中略吾聞天皇臥病、而馳上侍門下、時中臣連彌氣、自禁省出之曰、天皇命以喚之、則參進、向于閤門、亦栗隈采女黑女迎於庭中引入大殿、〇下略

〔續日本紀　淳仁二十一〕天平寶字二年十一月癸巳、御閤門宴於五位已上、賜祿有差、

〔續日本紀　光仁三十一〕寶龜二年十一月癸卯、是日宴五位已上於閤門前幄、

〔三代實錄　陽成四十一〕元慶六年正月二日乙巳、是日天皇加元服、其儀御紫宸殿、〇中略左右近衞府開閤門、親王已下參議已上人、立宣陽殿西廂、

〔拾芥抄　中末宮城〕宮城門

承明門（五間戶三間、謂之南面內門、建禮內、）　長樂門（謂之左廂門、承明東、）　永安門（已上南面、謂之右廂門、承明西、）

玄暉門（三間、謂之宮北南門、朔平門、）　安喜門（謂之東廂門、玄暉東、）　徽安門（已上北面、謂之西廂門、玄暉西、）

宣陽門（三間、云左兵衞陣、建春內、）　嘉陽門（謂左廂門、宣陽北、）　延政門（已上東面、謂右廂門、宣陽南、）

陰明門（三間云右兵衞陣、謂之宮西南內門、宜北內、）　武德門（謂之右廂門、陰明南、）　遊義門（已上西面、謂之右廂門、陰明北、）

〔有職抄　二禁中殿門〕承明門、〇中略長樂門、〇中略永安門、〇中略已上三ノ門ハ南方ノ門ナリ、

玄暉門、〇中略安喜門、〇中略徽安門、〇中略已上ノ三ノ門ハ北方ノ門ナリ、

宣陽門〇中略嘉陽門、〇中略延政門、〇中略已上三ノ門ハ東方ノ門ナリ、

陰明門、〇中略武德門、〇中略遊義門、〇中略已上三ノ門ハ西方ノ門ナリ、

右ノ十二門ハ內裏ノ四方ノ內門ナリ、是モ閤門トイヒテ、兵衞ノ衞ル門ナリ、〇中略此十二門ノ外ヲ中ノ重ト云、

承明門

〔伊呂波字類抄(地儀志)〕承明門

〔大内裏圖考證(九内郭)〕承明門(年中行事後附門號、假名ショウメイ、額附、)　衞禁律、及三代實錄、貞觀儀式、延喜中務省、及近衞府式、江家次第、幷作閤門、令集解引釋曰、閤門、御在所内重門也、拾芥抄作南面内門、

諸圖書、(○中略)古本拾芥抄圖、承明五間戶三間、南都所傳圖、及神泉苑所傳圖曰、承明門五間、年中行事畫(朝覲行幸賭弓)圖、承明門檜皮屋、圓樋、五間三戶、壇圍以條石石板、石階内二級、外三級、

〔江次第抄(一正月)〕開門　南殿正面門承明門也、左右腋門長樂永安門也、建禮門相當承明門也、時百官皆在門外、至是命開門者、令群臣放入也、但承明者、近衞掌開闔、建禮者兵衞掌開闔也、

〔有職抄(二禁中殿門)〕承明門

五間戶三間、是ヲ宮ノ南面ノ内門トイフ、建禮門ノ内也、

〔内裏式(上)〕上卯日獻御杖式

天皇御紫宸殿、(○中略)兩近衞將曹各一人、率近衞(左近衞五人、右近衞五人、)開承明門、(相對開之)先共北面立門内壇下、共置弓登階開之、

〔三代實錄(十六清和)〕貞觀十一年七月廿六日壬午、納印鎰櫃置於承明門内東腋、無故自開、亦無鎖子、

〔新儀式(五臨時)〕皇太子加元服事

治部省率雅樂寮樂人等、於日月兩華門外奏音樂一曲、畢之後、入自同兩門、經春興安福兩殿壇下、列承明門橋下、北面而立於東西、

〔北山抄(一正月)〕元日宴會事

兩儀、(○中略)近衞進自壇上開門、闈司同之、立御暦於承明門壇上奏之、(○中略)少納言參入、立承明門壇上、

〔江家次第(一正月)〕元日節會

承明門東西内腋、各鋪蘆蘇上各置草墪、

長樂門

〔伊呂波字類抄 知地儀〕長樂門 禁中門名、亦朝堂院、

〔大内裏圖考證 九内郭〕長樂門 年中行事後附門號假名、チヤウラク、額附、　拾芥抄作左廂門、延喜近衞府式作脇門、

〔有職抄 二禁中殿門〕長樂門

左ノ廂門トイフ、承明門ノ東ニアリ、

〔儀式 八〕内裏任官儀

丞錄率六位已下參入、丞一人捧版位一人行、且正容止、各就行立標、二省丞持版者立南廊下、若用長樂門、兵部率可被任者度馳道列立、

〔北山抄 九羽林要抄〕荷前

雨儀、御宜陽殿西廂輕幄、近衞陣立長樂門東西、夾門内橋而立、降雨時立廊内、兵衞陣在同門外、

〔江家次第 二正月〕七日節會

長樂門南面東腋第一間東柱下、設外辨親王公卿座、

永安門

〔伊呂波字類抄 恵地儀〕永安門 禁中門

〔大内裏圖考證 九内郭〕永安門 年中行事後附門號假名、エイアン、額附、　拾芥抄作右廂門、延喜左近衞府式註作脇門、

〔有職抄 二禁中殿門〕永安門

右ノ廂門トイフ、承明門ノ西ニアリ、射禮例アリ、

〔本朝世紀〕長德元年十月三日、左右衞門府築垊、開永安門云々、以右府給文奏之、

〔江家次第 十一十二月〕御佛名

藏人奉仰、先出於弓場殿、仰圖書寮令打鐘、○中略 僧等出房、列永安門壇下、

〔續日本後紀 三仁明〕承和元年正月甲戌、於永安門裏西掖廊前新作垊、備于御射、紫宸殿西南端廊被徹毀、以礙箭道也、

〔續日本後紀 十八仁明〕承和十五年○嘉祥元年三月甲子、是日永安門西廊有火、近衞及今良等競捷水沃之卽

滅、初是作物所冶師行火之所延也、

玄輝門

〔伊呂波字類抄　久　地儀〕玄輝門

〔運歩色葉集　見〕玄暉門（大內北門）

〔江次第抄　二　正月〕玄暉門、北面正中之門也、謂之北廊也、

〔寶石類書　六十四　殿舍〕玄輝門　左經記作玄輝門、扶桑略記作玄龜門、日本紀略作玄暉門、（此外諸書暉輝互書）

〔大內裏圖考證　九　內部〕玄輝門（年中行事後附門號、及古本拾芥抄假名、クヱンクヰ、○中略）日本紀略、及新儀式、古本拾芥抄、印本拾芥抄、南都所傳圖、及造內裏國充、神泉苑所傳圖、大內大圖、水本坊所傳圖、並作玄暉門、　貞觀儀式、及侍中群要、山槐記等、作玄輝門、扶桑略記、及左經記、作玄龜門、　諸圖（○中略）　古本拾芥抄圖三間、　又曰、九重譜云、度青瑣門、不通玄暉門、昇殿上、不度階下、（按南都所傳圖引此文、同文）　今案上古宮女白日出入於玄暉門、有勅不許、男子之通此門也、近代不然云々、　年中行事畫（中宮大饗）　玄暉門圖、檜皮屋圓楹三間一戶、北面無溝、（○中略）　石山寺緣起圖、檜皮屋圓柱朱塗三間一戶、內面無溝、

〔有職抄　二　禁中殿門〕玄輝門

三間、是ヲ宮ノ北面傑仗ノ內門トイフ、朔平門ノ內也、二宮ノ大饗、此門ノ東ノ廊ニテ行フナリ、一說枇杷ノ陣此門ニアリ、寬元二年ノ或記ニハ、左兵衞ノ陣ノ由ミエタリ、

〔日本紀略　淳和〕天長七年七月癸巳、於玄暉門外中重掖令祓霹靂事、

〔日本紀略　一　醍醐〕延喜十年正月四日乙未、皇太子參覲、於玄暉門乘輦、於殿北下輦、

〔左經記〕萬壽五年三月十九日甲寅、戌剋御檳榔毛車、（○中略）註（宮、）經院西門并上東門大路等、入御自近衞御門、經式御曹司南并西等、入御從朔平玄龜等門、（○註略）　御車寄藤壺東戶下御云々、

安喜門

〔江次第抄　二　正月〕四位著安喜門、　安喜門者、玄輝門之東也、

〔唐六典　七　工部〕東都城、（○中略）　北面二門、東曰安喜、西曰徽安、

〔大內裏圖考證九内郭〕安喜門本年中行事後附門號、及古拾芥抄假名アンキ、活版及印本拾芥抄圖、校本拾芥抄、大內大圖、並作安嘉非是、

〔有職抄二禁中殿門〕安喜門
東ノ廂門トイフ、玄輝門ノ東ノ方ニアリ、

〔江家次第二正月〕二宮大饗
著東宮饗、○中略王卿直渡著座、四位著安喜門以東座、近代門西

徽安門

〔伊呂波字類抄久地儀〕徽安門

〔大內裏圖考證九内郭〕徽安門本年中行事後附門號、及古拾芥抄假名キアン、
諸圖、○中略年中行事畫中宮大饗徽安門圖、兩扉結構如永安門、門外溝無橋、東西二面四廂門皆做之、

〔江次第抄二正月〕四位著徽安門以西床子、　徽安門著、玄輝門之西也、

〔有職抄二禁中殿門〕徽安門
西ノ廂門トイフ、玄輝門ノ西ニアリ、

〔江家次第二正月〕二宮大饗
兩儀、自壇上進、東上對座、四位著徽安門以西床子、

宣陽門

〔伊呂波字類抄世地儀〕宣陽門

〔運歩色葉集勢〕宣陽門大內東門左衞門陣

〔大內裏圖考證九内郭〕宣陽門年中行事後附門號假名セムヤウ、類附、續日本後紀作閤門、江次第作東陣、小右記作東閤門、
諸圖書○中略　古本拾芥抄圖、及南都所傳圖、神泉苑所傳圖、宣陽門三門、年中行事畫內裏宣陽門檜皮屋圓楹三間、西面有庇及日隱壇圓以條石東西石階一級、南面見壇東面有溝、封以條石、

〔訂正大內裏圖考證九〕廣前按、門、續日本後紀に作閤門とあるときは、宣陽門の別名のごとく聞

ゆめれど、こは中重の御門の總の名にて、この御門のみに限らず、既に承明門の條に、令の集解を引たまへるがごとし、又小右記を引たるにも、東閤門といへるをおもふべし、こはたれも玄るべけれども、ようせずば作者の意をとりたがふべければ、おどろかしおくなり、

〔有職抄（二禁中殿門）〕宣陽門

三間、是ヲ宮ノ東面ノ內門。。。。トイフ、建春門ノ內也、左兵衞ノ陣是ナリ、

〔三代實錄（十一清和）〕貞觀七年十一月四日辛巳、天皇遷ㇾ自二太政官一御二仁壽殿一、自ㇾ此三日、諸衞警固、諸司侍ㇾ宿宣陽門外廊下一、

嘉陽門

〔大內裏圖考證（九內郭）〕嘉陽門（年中行事後附門號、及古本拾芥抄假名、カヤウ、）

〔有職抄（二禁中殿門）〕嘉陽門

左ノ廂門。。。トイフ、宣陽門ノ北ニアリ、

延政門

〔伊呂波字類抄（江地儀）〕延政門（エンセイモン禁中門）

〔大內裏圖考證（九內郭）〕延政門（年中行事後附門號、及古本拾芥抄假名、エンセイ、）

〔江次第抄（四正月）〕內記所　延政門者、日華門東也、

〔唐六典（七工部）〕大明宮、在二禁苑之東南一、○中略南面五門、正南曰二丹鳳門一、東曰二望僊門一、次曰二延政門一、

〔有職抄（二禁中殿門）〕延政門

右ノ廂門。。。トイフ、宣陽門ノ南ニアリ、

〔江家次第（四正月）〕除目下名

仰二外記一、令ㇾ召二二省一（外記令三召使召二之一、到二內記所南一召ㇾ之、二省列二立延政門東一云々、內記所在二延政門外北掖一、）

〔類聚國史（百七十三災異）〕弘仁十四年十月丁亥、戌剋失二火內裏延政門北掖一、左近衞陣人等走集卽撲滅、夜晴風靜、火不二大延一、

陰明門

〔伊呂波字類抄伊地儀〕陰明門

〔大內裏圖考證九內郭〕陰明門年中行事後附門號、及古本拾芥抄假名、オムメイ、

諸圖三間、○中略仲大納言物語畫門內石階一級、

〔有職抄二禁中殿門〕陰明門

三間是ヲ宮ノ西面ノ內門。。。。トイフ、宜秋門ノ內ナリ、右兵衛陣是ナリ、

〔西宮記正月中〕二御齋會

少納言外記右左辨史、諸卿爲先下﨟參內、外記史留立修明門東邊西面北上少納言辨留立右兵衛陣南屏下、西面北上諸卿留立陰明門南邊、西面北上

〔續日本後紀十八仁明〕承和十五年○嘉祥元年正月庚寅、有狂人欲闖入陰明門、門衛捕之將去、

〔兵範記〕保元三年正月十四日乙亥、公卿列立兵衛陣屋前、辨少納言相從、列立屏面、已上西面北上上官立中院門南、西面北上次內府陰明門西進、步、揖、被入門、

武德門

〔伊呂波字類抄不地儀〕武德門禁中門

〔大內裏圖考證九內郭〕武德門年中行事後附門號假名、ブトク、

〔有職抄二禁中殿門〕武德門

。。。。左ノ廂門トイフ、陰明門ノ南ニアリ、

〔愚昧記〕嘉應二年十一月十五日辛卯、參內、○中略入待賢門、經春華武德月花門等、入無名門、

遊義門

〔伊呂波字類抄伊地儀〕遊義門宮城門

〔唐六典七工部〕東都城、○中略西連禁苑、苑西四門、南曰迎秋、次曰遊義、

〔大內裏圖考證九內郭〕遊義門年中行事後附門號假名、イウキ、山槐記作遊宜門、

〔有職抄二禁中殿門〕遊義門

閤内諸門

右ノ廂門トイフ、陰明門ノ北ニアリ、

〔山槐記〕應保元年十二月十七日、藤原香子朝臣入内、○中略女房下車自式乾門入遊宜門、

〔拾芥抄〕中末宮城宮城門

日華門東謂之南殿前大庭東向門、春興宜陽兩殿間有此門、號左近陣、　月華門西謂之南殿西向門、安福校書兩殿間有此門、右近陣、

左掖門東謂春興殿南東向壁垣門　右掖門西謂安福殿南西向壁垣門

内衛門陣座上東西　恭禮門不載弘仁定文歟、依鳥羽院御諱、伏放額、東面内衛門北、

崇明門陣座南面　宣仁門西面在宜陽殿

敷政門已上在東方、東向在宜陽殿、　明義門南殿西面

仙華門南殿乾在明義門北　無名門大内圖、右瑣門南在无名門、殿上南也、

神仙門已上在西方、殿上南西向右青瑣門内、　左青瑣門東西面

右青瑣門西東面　化德門在東綾綺殿北、今亦無額、又云無名門、

中和門中院南門

無名門大内圖云、右青瑣門南也、當殿知此注文之上、以化德門又可謂無名門歟、若書誤歟、云化德門之無名門者、所分明也、依可混亂歟、

○中和門ハ、中和院諸門ノ條ニ載セタリ、

〔二中歷〕十宮城門

建禮春華修明南　承明長樂永安内　朔平式乾玄輝北　安嘉徽安是内門　建春東門宣陽内

嘉陽延政是北南　宜秋西門陰明内　遊義武德是北南　日華南東月華西　左掖右掖恭禮内

内衛宣仁敷政陣　左右青瑣仙華内　神仙和德中和内　已上卅二門、禁中諸門名、

今案、建禮、禁省南門春華、修明、建禮東西承明、建禮内長樂、永安、承明東西朔平、禁省北門縫殿陣式乾、朔平西玄輝、朔平内安嘉、徽安、玄輝東西建春、禁省東門左衛門陣、一云外記門、宜陽、建春門内嘉陽、延政、宜陽北南宜秋、禁省西門右衛門陣陰明、宜秋内遊義、武德、陰明北南日

華、春興宜陽兩殿之間、左近陣、 月華、安福校書兩殿之間、右近陣、 左掖、日華南、 右掖、月華南、 中和、中院南門、

○按ズルニ、右諸門ノ內、建禮、春華、修明、朔平、式乾、建春、宜秋ノ七門ハ、中重御垣ノ門、卽チ宮門ニシテ、承明、長樂、永安、玄暉、安喜、徽安、宜陽、嘉陽、延政、陰明、武德、遊義ノ十二門ハ、內重四方ノ門、卽チ閤門ナリ、

〔有職抄二禁中殿門〕內諸門

日華門、○中略月華門、○中略左掖門、○中略右掖門、○中略內衞門、○中略恭禮門、○中略崇明門、○中略宣明門、○中略敷政門、○中略明義門、○中略仙華門、○中略神仙門、○中略左青瑣門、○中略右青瑣門、○中略化德門、○中略

已上內ノ閤門ハ、近衞是ヲ守ル、將曹一人、近衞八人ヲ引テ開閉ヲツトム、五人ハ閤門ヲ開ク、三人ハ掖門ヲヒラク、凡諸門トハ內中外ノ三重ノ門ヲイフナリ、內中ノ門ヲ閤門トイヒ、外ノ十二門ヲ宮門トイフ、內ノ門ハ、左右近衞是ヲ守リ、中ノ門ハ、左右兵衞是ヲ守ル、外ノ宮門ハ、左右衞門ノマモル處ナリ、

〔伊呂波字類抄地儀志〕日華門已上禁中門名、

〔運步色葉集志〕日花門大內宮前東右近陣

〔唐六典七工部〕丹鳳門內正殿、曰含元殿、○中略其北曰宣政門、○中略西廊曰興禮門、內曰宣政殿、殿前東廊曰日華門、

〔大內裏圖考證十四〕日華門華或作花、年中行事後附、諸門名假名ジツクワ、右近陣記殿記所引作中門。

〔有職抄二禁中殿門〕日華門

春興宜陽兩殿ノ間ニアリ、南殿ノ前ノ大庭ノ東向ノ門ナリ、左近衞ノ陣ト號ス、左仗座ト云

〔內裏式上〕上卯日○正月獻御杖式

天皇御紫宸殿、卽春宮坊大夫以下舁御杖机、皇太子相扶入自日華門、升自南階、樹簀子敷上、退出、

月華門

〔延喜式 四十五 左右近衛〕凡節會御紫宸殿、中將已下率近衛等、入自日華門、將曹一人前行、右入月華門 居胡床、

〔續日本後紀 五 仁明〕承和三年九月丁卯朔、天皇御紫宸殿、賜侍臣酒、遣近衛官人敕政日華兩門闈外制五位已上遲參者唐突而入也、計闈內所陪非侍從以上賜綿有差、

〔扶桑略紀 二十四 醍醐 裏書〕延長七年十月十五日庚戌、日華門內奏時杭、一枚紛失、 十一月十七日壬午、去十五日紛失時杭、自承明門內烏咋落云々、

〔日本紀略 六 圓融〕天延二年九月十五日庚申、鵄飛來日華門下、咋拔時杭落地、

〔江家次第 一 正月〕元日節會　節會兩儀

王卿自外辨參上儀

自南廊南壇入承明門、經南廊砌幷左腋門春興殿西砌、入自同殿北第一間、經日華門柱內、立宣陽殿西廂、

〔兵範記〕仁安二年十月九日癸卯、上卿召外記官寮、被仰可著座由、外記出宣仁敷政門、經東面向日華門仰之、

〔伊呂波字類抄 久 地儀〕月華門

〔運步色葉集 景〕月花門 宮西前 右近陣

〔唐六典 七 工部〕宣政殿前西廊曰月華門、門西中書省、

〔江談抄 四〕遊子三年塵土面、長安万里月花西、季仲

僕問云、去年前帥季仲、自常州被送詩畢、此句如何、○中略 白氏文集云、万卷圖書天祿上、一條風景月華西、是則呈集賢閣之一句也、天祿者閣名、月華者門名、彼閣在件月華之西歟、非桂月之西、此詩甚以奇異也、又江都督被笑云々、

〔大內裏圖考證 十二下〕月華門 華或作花、年中行事後附諸門名假名、ゲエツクワ、

諸圖、年中行事畫、賭弓圖、文讀歌圖屋檜皮、

〔有職抄禁中殿門二〕月華門

安福按、書兩殿ノ間ニ在、同庭ノ西向ノ門也、右近衞ノ陣ト號、（右仗座ト云）

〔江家次第正月一〕元日宴會

從月華門南腋蔀上、南行、張同幔一條、

〔坊槐記〕嘉應三年正月三日、天皇元服、從月華門南掖蔀上南行、張幔一條

〔建武年中行事〕六月十一日、御神事一日よりはじまる、行幸あり、○中略月花門陰明門などを出て中和院にいたる、

左掖門

〔伊呂波字類抄左地儀〕左掖門（禁中門）

〔唐六典工部七〕皇城、在都城之西、北隅南面三門、中曰端門、左曰左掖門、右曰右掖門、

〔大內裏圖考證十四〕左腋門（此即春興殿南廊也、年中行事後附、諸門名假名、サエキ、）神泉苑所傳古圖、及弘仁內裏式、腋作掖、大內古圖作南腋門、拾芥抄作壁垣門、兵範記作東軒廊、左經記作春興殿南廊、

〔有職抄禁中殿門二〕左掖門

春興殿ノ南ニアリ、壁垣ノ門ナリ、東面、

〔內裏式下〕詔書式

內記作詔書畢、（或自內裏仰內記令作、或大臣奉勅令作、）納筥、令參議以上若內侍進御所、御畫日訖、置殿上机上（掃部寮預立漆案）而退下、須臾參議以上一人、升殿喚內豎召中務省、稱唯出、（出入日華門）喚輔以上一人、入自左掖門就版位、

〔小右記〕長和二年九月十六日乙巳、參內、○中略開左腋門、闈司就版、奉勅答了、

〔左經記〕萬壽三年四月一日丁未、出御南殿云々、闈司三人、經敷政門赴左腋門、

〔江家次第十二十一月〕荷前事

入自長樂門、經左腋左前、立春興殿西廂北一間、(以東爲上、立廳上、公卿立左腋門壇北、上西面、次官在後、)拔笏退、

右掖門

〔伊呂波字類抄伊地儀〕右腋門(已上禁腋門)

〔大内裏圖考證十二〕右腋門(年中行事後附、諸門名假名、イウエキ)　神泉苑所傳圖腋作掖、

〔有職抄二禁中殿門〕右掖門

安福殿ノ南ニアリ、壁垣ノ門ナリ、西面、

内衞門

〔伊呂波字類抄奈地儀〕内衞門(禁中門名)

〔大内裏圖考證十五上〕内衞門(附顔)　平戶記作陣座西戶、

拾芥抄曰、内衞門、陣座上東面、(一本作肉)

〔有職抄二禁中殿門〕内衞門

陣座ノ上ニアリ、東面、

〔本朝世紀〕天慶四年十二月十七日壬寅、此日於殿上有除目議、(○中略)未剋諸卿著議所座、(○中略)諸卿起座、入自日華門、出自内衞門、入自左靑瑣門、就殿上座、

恭禮門

〔伊呂波字類抄久地儀〕恭禮門(禁中門也)

〔唐六典七工部〕宮城、在皇城之北、(○中略)北曰兩儀門、其内曰兩儀殿、常日聽朝而視事焉、蓋古之内朝也、(○中略)承天門之東曰長樂門、北入恭禮門、又北入虔化門、則宮内也、

〔有職抄二禁中殿門〕恭禮門

内衞門ノ北ニアリ、東面、此門弘仁ノ定文ニ見エズ、

〔北山抄三拾遺雜抄〕讀奏事

兩儀承取奏、進自宜陽殿壇上、置上卿前退、立西廂第三間砌上、上卿卽起座、出自宣仁門、入自在靑瑣門、於恭禮門下取奏、付藏人奏之、

崇明門

〔玉海〕仁安二年十一月十六日、直著陣、(〇中略)依雨儀經宜陽殿西壇上、(不經小庭)乍著靴懸片尻、(不拔不仰也、)仍次令官人傳仰内記可持參宣命之由、(則内記也、六位)持參之、(〇中略)余出宣仁門、入自恭禮門、昇南殿艮角階、經御後進弓場殿、立西第二間、(〇中略)雨儀奉宣命等路、可用露臺北階、不可入恭禮門云々、尋申攝政之處、可用恭禮門之由有命、

〔大内裏圖考證〕十五上崇明門(附額)　台記及玉海門北。戸。

拾芥抄曰、崇明門、(陣座南西)

陣座南面

〔有職抄〕二禁中殿門崇明門

〔江家次第〕十一十二月元日侍從及荷前定

大臣參議著陣、大臣直著外座、以次上卿先著内座、以藏人令奏可定申其事之由、奉仰之後渡外座、一位大臣著三間東邊、次大臣著二間西邊、大納言著同間東邊、中納言著一間西邊、但行事日不論大中納言著二間、大納言著西邊、中納言當崇明門中央著之、

宣仁門

〔大内裏圖考證〕十五上宣仁門(附額)　西宮記作陣。戸。、長秋記(〇註略)及山槐記作仙。仁。門。、

校本拾芥抄圖、宣仁門、西面、在宜陽殿北、

〔唐六典〕七工部東城、在皇城之東、東曰宣仁門、

〔有職抄〕二禁中殿門宣仁門

宜陽殿ニアリ、西面、宣仁鳥羽院ノ御諱ニヨリテ額ヲ放サルヽト云々

〔内裏式〕下叙内親王以下式

大臣退下、内侍率可叙者列南廂、北上東面、異位重行、内侍臨東檻喚中務、(入自宣仁門、候左近陣、)稱唯、卿先昇殿叙之退下、(出自宣仁門、輔亦同、)

敷政門

〔侍中群要 三〕出陣事
凡倚膝突之時不踏小橋、(中略)又通宣仁門之間、愚以蹴閫、令有音、爲失云々、
〔宗槐記(大内裏圖考證十五所引)〕ソウジテセン。ニ。ン。門。ヲバ、中ヲバトホルベカラズ、南ノ方ヨリ足ヲ入也、右ノ足ヨリ入也、(中略)歸時ハ、センニン門ヲイデサマニハ、左ヨリ足ヲイダスベシ、
〔長秋記〕大治五年十一月十一日庚戌、任中納言、(中略)予(○源師時)出立參内、(中略)入自仙。仁。門南行、當座末向東揖、脱沓懸膝昇、
〔台記〕天養二年十一月九日庚辰、是日天皇幸石清水、(中略)余(○藤原頼長)出宣仁門自宣陽殿壇上南行、自北四間入柱内、
〔伊呂波字類抄 不地儀〕敷政門
〔運歩色葉集 婦〕敷政門(日宣陽殿北)
〔大内裏圖考證 十五下〕敷政門(年中行事後附、敷政門、假名フセイ、)四節八座抄作敷政門、玉海元暦二年五月六日、及蓬萊抄作布政、
〔有職抄 二禁中殿門〕敷政門
宣陽殿ニアリ、東面、
〔新儀式 五臨時〕皇太子加元服事
皇太子入自敷政門、昇自東階著尋常座、(先是皇太子參入、在直廬、)
〔西宮記 八月〕釋奠　内論議
天皇御南殿、(中略)論議後歸御座、主還本座、從上引下退出、(出日華門)王卿以下出居下、博士以下候敷政門外、(中略)近衞將監取祿一々賜、(註略)博士以下拜舞、(列立太子直廬南重行)

明義門

〔大内裏圖考證 十一下〕明義門　政事要略所引裝束記文作名。義。門。、忠高卿記作明儀門、

仙華門

無名門

諸圖書、拾芥抄曰、南殿西面、

〔有職抄 二中殿門〕明義門

南殿ノ西ニアリ、西面、

〔西宮記 正月〕賭弓

(頭註)御記云、應和三年三月十五日、降雨、左大臣以下、經紫宸殿後、入自明義門著座之云々、

〔本朝世紀〕寬和二年六月十日丁未、此日御體御卜奏也、○中略上卿立從座出、從軒廊東一間經階下、明義門前立、外記隨立、

〔伊呂波字類抄 世地儀〕仙華門禁中門名

〔江次第抄 正一月〕仙華門、在東庭之南、

〔大內裏圖考證 十一下〕仙花門(花一作華)政事要略所引裝束記文、及江次第作宣華門、又曰南戶、

〔有職抄 二禁中殿門〕仙華門

南殿ノ乾、明義門ノ北ニアリ、

〔小右記〕長和二年三月廿三日甲寅、今日今上二三親王(敦儀敦平)加元服、○中略予(○藤原實資)參入殿上之間、源中納言及卿三四人、群立明義門內、小開仙花門戶見物、

〔大內裏圖考證 十一下〕無名門　一曰殿上口、小野記作待東戶、諸圖書或作無明門、

〔禁腋秘抄〕清涼殿

小板敷ノ前ヲ小庭ト云、爰ニハ藏人ツバキハキナドスルコトナシ、東ニ向タル戶ヲ無名門ト云、諸ノ奏、公卿ノ慶申ナド、此門ノ戶ニテ申也、

〔北山抄 九羽林要抄裏書〕公方勘文

花山院御所、實方爲少將、在殿上、五位藏人惟成、依御物忌、入自无名門、實方咎之曰、爭用此路乎、惟成曰、縱

雖有非違何故咎乎、實方莞爾曰、有職之人猶可被案延喜式、雖不肖身、至司存事者、私所尋習也、惟成無所答、

〔侍中群要三〕上卿於弓場殿奏文事

於无名門外上卿令奏文之間、承勅語退出之時、猶於橋上鳴履云々、於孔雀間史若外記爲令知勅可之由也、

〔山槐記〕保元四年正月十八日、賭弓、○中略頭左大辨顯時朝臣、持一御臺出無名門稱警蹕、押射堂北御屏風東妻、猶顏西懸片尻居御臺於北机上、寄西方、

神仙門

〔禁秘御抄上〕一清涼殿

神仙門、東三間、西三間也、

〔禁腋秘抄〕清涼殿

小板敷沓脫ノ間ノ門ヲ神仙門ト云、此門ノ外ニ出納小舍人候也、

〔有職抄二禁中殿門〕神仙門

殿上ノ南、左青瑣門ノ內ニアリ、西面、

〔明月記〕嘉祿二年十二月廿二日癸卯、於弓場始者、次將遲參早出皆用無名門、件門內爲殿上人座、地下將抱不通神仙門、於事無便宜歟、

〔薩戒記部類〕應永廿七年正月五日乙巳、叙位儀也、○中略此間亞相出上戶、下高遣戶退出、納言起座下沓脫著沓、入神仙門代、經小庭出無名門代、向陣直著端座、

崇仁門

〔伊呂波字類抄須地儀〕崇仁門

〔大內裏圖考證十一下〕崇仁門　北山抄除目作軒廊戶、年中行事後附傍注作宗仁門、○中略

拾芥抄曰、崇仁門依鳥羽院御諱被放額、

左青瑣門

〔北山抄三拾遺雜抄〕除目
參議立南砌上東、外記相從、立東庭、畢、大臣參上、著御前座之後、第一納言入自東間、立軒廊戸間、外記進跪納言前、納言指笏取宮、入自右青瑣門、

〔大內裏圖考證十五上〕左青瑣門附額
諸圖、仁壽殿東南廊東面、年中行事畫內宴圖、又除目清書圖扉東開、

〔類聚名物考宮室五〕青瑣門　瑣　せいさもん　せうさも〇もんハ恐脫下

〔漢書元后傳九十八〕曲陽侯根、驕奢僣上、赤墀青鎖、孟康曰、以青畫戸邊鏤中、天子制也、如淳曰、門楣格、再重、如人衣領再重、裏者青、名曰青瑣、天子門制也、師古曰、孟說是、青鎖者刻爲連瑣文、而以青塗之也、

〔有職抄二禁中殿門〕左青瑣門
東ノ方ニアリ、西面、

〔台記〕康治元三月十三日丙午、攝政駕庇車、部生著屆、參內、土御門烏丸〇中略攝政入同門、謂東面北門、南行、經敷政、左青瑣、共禮門、共參也、南殿北廂昇小板敷、直參給晝御座方、

右青瑣門

〔伊呂波字類抄伊地儀〕右青瑣門

〔江次第抄二正月〕今案、謂昇殿者、〇中略地下公卿入右青瑣門、無名門與殿上東戸之中也、故以青瑣門號也、

〔大內裏圖考證十一下〕右青瑣門　西宮記作小戸、江次第作中戸、西宮又作小板敷東端戸、江次第卯杖傍注作腋陣、

拾芥抄曰、西東面、

〔有職抄二禁中殿門〕右青瑣門
西ノ方ニアリ、東面、

〔江家次第九月九〕官奏
大臣〇中略自年中行事障子西退下、出自青瑣并无名等門、引沓、爲令在孔雀間史知也、
〔長秋記〕天承元年正月五日、次下官兩相公、經殿上著御前座、不取笏之人不昇青瑣門、
〔玉海〕文治二年五月廿五日壬寅、此日最勝講第二日也、〇中略次將五人起下侍、經殿上前小庭、昇青瑣門代、（其前有履脱、或脱沓於庭、或昇件履脱上脱之、大内無件沓脱、今案於庭可脱歟、依無便也、）
〔明月記〕建仁元年十二月廿二日、未時參内、（院御書始也）〇中略予（〇藤原定家）先經小庭、參著青瑣門不開、繋タリ、仍ハヅシテ昇歟、喚人可令開、依有事煩、自開之、輕々歟、

和德門

〔伊呂波字類抄久地儀〕和德門（在綾綺歟）
〔大内裏圖考證十三〕和德門、（無額、敷政門可並考、）諸書、及南都所傳圖並和德、拾芥抄、及玉海、玉葉作化德、北山抄、（外記政）及神泉苑所傳圖作華德、北山抄（陣中事）永昌記、愚昧記、及續教訓抄、類聚雜要抄作花德、
〔有職抄二禁中殿門〕化德門
綾綺殿ノ北ニアリ、又無名門トイフ、
〔西宮記臨時四〕右近陣座
九記云、承平八年七月廿一日、除目後初參左近陣、〇中略經敷政門退出、或云、至于日上者經件門、已次上者、經華德門罷出、
〔左經記〕長元元年五月五日己亥、參關白殿、左宰相中將被示之、前年右府兼參著左仗座、次内府并中宮大夫、（齊時）藤中納言、（朝經）相共參入、到温明殿南方之間、中宮大夫歸招取藤中納言、共從和德門參入、至于内府猶從敷政門參入、後聞、内府被咎云、大臣相共參入之時、雖有上臈兼著、專無歸去例云々、大夫被陳云、大臣相共雖參入、上臈大臣兼著陣座之時、納言以下、猶歸從和德門可入也云々、此事更不見聞先例云々、又被語云右府命云、小野宮殿兼著陣座之日、九條殿從敷政門不入給、是依思家禮云々、

而故小一條濟時云、敷政門是大臣道也、不ㇾ依二上﨟著否一、皆從二敷政門一可二參入一也云々、

〔拾芥抄 中末 宮城〕八省院 天子臨朝即位諸吉告朝所、或云號二朝堂院一、

應天門 謂二之八省朝堂院南面外門一、三間閣五間戶三間、　長樂門 應天門東、謂二之左廊門一、朝集堂東、　永嘉門 同西、已上南面、謂二之右廊門一、朝集堂北、

含耀門 謂二之章德門外東門一、　章義門 謂二之興禮外西門一、　會昌門 謂二之南內門一、二間五間戶三間、

章德門 謂二之左廊門一、會昌東、　興禮門 謂二之右廊門一、會昌西、　敬法門 謂二之左廊門一、章善西、

章善門 五間戶三間　顯親門 謂二之右廊門一、章善北、　光範門 謂二之嘉成門南方西面門一、白虎樓北廊門西向、

盛花門 謂二之右廊門一、宣政門南、　宣政門 謂二之東南北門一、五間戶三間、　通陽門 謂二之左廊門一、宣政北、

昭訓門 謂二之宣光門南方東向門一、　壽成門 謂二之北面覆通廊西第一內門一、大極殿西面登廊西門南向通門、

西華門 謂二之北面覆通廊西第二內門一、大極殿西登廊東門南門通門、　宣光門 謂二之北南覆通廊第一內門一

東福門 謂二之次西第二內門一　昭慶門 南面通門、謂二之北面外門一、五間戶三間、　嘉喜門 謂二之東廊門一、昭慶東、

永福門 謂二之西廊門一、昭慶西、　永陽門 謂二之昭訓門東面東向門一、蒼龍樓東北門、　廣義門 謂二之光範門南北通門一、白虎樓西門北面、

〔二中歷 十 宮城〕門

應天長樂永嘉南　昭慶嘉喜永福北　宣政通陽盛化東　章善敬法顯親西　會昌章德含耀東

興禮章義是西門　宣光東一東福二　西華西一壽成二　昭訓東門光範西　永陽光義樓東西

已上廿五門八省諸門名

今按、應天門 八省南門 長樂永嘉 應天東西 昭慶 北門 嘉喜永福 昭慶東西 宣政 東門 通陽盛花 宣政北南 章善 西門 敬法

顯親 章善北南 會昌 應天內門 章德 會昌東 含耀 章德外東通小門 興禮 會昌西 章義 興禮外西通小門 宣光 大極殿東廊第一小門 東福 第二

西華 西廊第一小門 壽成 第二 昭訓 蒼龍尾道東通小門 光範 同西通小門 永陽 蒼龍樓東小門 廣義 白虎樓西小門

〔有職抄 二 禁中殿門〕應天門　長樂門　永嘉門　已上三ノ門ハ、八省院ノ南方ノ門ナリ、

昭慶門　嘉喜門　永福門　已上ノ三ノ門ハ、北ノカタノ門ナリ、

宣政門　通陽門　盛化門　已上ノ三ノ門ハ、東ノ方ノ門ナリ、
章善門　敬法門　顯親門　已上三ノ門ハ、西ノ方ノ門ナリ、
含輝門　章義門　已上二ノ門ハ、東西ノ外ノ門也、右ノ東西各三ノ門ノ外也、
會昌門　章德門　興禮門　已上三ノ門ハ、南面ノ內ノ門也、應天門ノ北ニアタルナリ、
宣光門　東福門　壽成門　西華門　詔訓門　光範門　永陽門　賓義門
　右二十五門、八省院ノ諸門ナリ、弘仁九年ノ勘文ニノスル處ナリ、〇略

應天門

〔運步色葉集 遠〕應天門（オウテンモン）大極殿之中門

　〔唐六典 七工部〕皇宮在皇城之北、〇略註南面三門、中曰應天、左曰興教、右曰光政、

〔拾芥抄 中末宮城〕門號有故事、承德二年十月十七日、直講中原勘之、
　應天門 洛都宮城門、是謂應天門、按禮含文嘉云、陽順人心、應於天、然則應天之名、蓋取諸此歟、毛詩正義云、營有庫門雉門、明堂位云、庫門天子皐門、應門天子應門、是則名之庫雉、制之如皐應、晉以周公之故、成王之時、褒之使制二觀四、則其餘雖不然矣、與群臣決事之朝、在應門之內、故以應門為朝門也、

〔大內裏圖考證 三下〕應天門 年中行事後附應天假名、チウテン、

延喜兵庫寮式作大門

諸圖曰、五間、〇中略年中行事後附、應天門正南外門、伴大納言畫卷、應天門瓦屋屋脊兩端有鴟尾、〇中略
按、應天門東西廊、凡四十六間、其中間十丈爲應天門、則楹間東西各二丈、可推知、古圖曰、會昌應天二門、相去二十五丈七尺、南北楹間一丈五尺、壇楹外六尺五寸、亦可知、

〔有職抄 二禁中殿門〕應天門
五門、戸三間二閤、是ヲ八省ノ朝堂院ノ南面ノ外ノ門。。。。。。。。。。トイフナリ、洛都宮城ノ門ヲ應天門ト云コトハ、政道天ニ應ズル心ナリ、モロコシニモ天子ノ應門トテ群臣ト事ヲ決スルノ朝、應門ノ內ニアリ、故ニ應門ヲ以朝門トスルナリ、

〔延喜式二十八隼人〕凡元日、即位、及蕃客入朝等儀、官人三人、史生二人、率大衣二人、番上隼人廿人、今來隼人廿人、白丁隼人一百卅二人、分陣應天門左右、

凡踐祚大嘗會日、分陣應天門左右、

〔三代實錄十二清和〕貞觀八年閏三月十日乙卯、夜、應天門火、延燒棲鳳翔鸞兩樓、　廿二日丁卯、會百官、大祓於會昌門前、以應天門火也、　四月十四日戊子、勅、去閏三月十日夜、應天門及東西樓觀忽有火災、皆悉灰燼、求之蓍龜、猶見火氣、自非神助、災何消伏、宜令五畿七道奉幣境內諸神、仍須長官潔齋躬向社頭、敬以奉進、必致如在、　廿六日庚子、東西兩寺及五畿七道轉讀仁王般若經、以應天門火、淸餘殃也、

〔三代實錄十三清和〕貞觀八年六月三日丙子、遣木工權大允正六位上藤原朝臣直宗、率史生長上將領等向近江國、大允從六位下中臣朝臣伊度人、率史生將領等向丹波國、並採造應天門幷東西樓料材、　八月三日乙亥、云云、京人備中權史生大初位下大宅首鷹取、告大納言伴宿禰善男、右衞門佐伴宿禰中庸等、同謀行火燒應天門、　九月廿二日甲子、是日大納言伴宿禰善男、右衞門佐伴宿禰中庸、同謀者豐城、伴實、伴淸繩等五人、坐燒應天門、當斬、詔降死一等、並處之遠流、

〔宇治拾遺物語十〕今はむかし、水の尾の御門の御時、應天門やけぬ、人のつけたるになんありける、〇中略この事は過にし秋の比、右兵衞の舍人なるもの、東の七條に住けるが、つかさにまいりて夜深く家に歸とて、應天門のまへをとをりけるに、人のけはひしてさゝめく、廊の腋にかくれたちて見れば、柱よりかゝぐりおるゝものあり、あやしくてみれば、伴大納言なり、次に子なる人おる、また次に雜色とよ淸といふものおる、なにわざしておるゝにかあらんと、つゆ心もえで見るに、この三人おりはつるまゝに、はしることかぎりなし、〇中略この舍人も家ざまにゆくほどに、二條堀河のほど行に、大內のかたに火ありとて、大路のゝしる、見かへりてみれば、內裏の方とみゆ、走

りかへりたれば、應天門のなからばかり、もえたるなりけり、

〔三代實錄十五清和〕貞觀十年二月十三日丁丑、始造應天門、大祓於會昌門前、乃下斧斤焉、

〔三代實錄十九清和〕貞觀十三年五月廿九日甲戌、太政官厨贈酒饌、饗造應天門工匠以上、公卿會飮、竟日乃罷、

〔三代實錄二十清和〕貞觀十三年十月廿一日癸亥、應天門火災之後、修復既訖、令明經文章等博士議應天門可改名歟、又名應天門其儀何據、又朱雀羅城等門名義如何、從五位上行大學頭兼文章博士巨勢朝臣文雄議言、宮殿城門等火災之後、更改其名者、兩漢以上未有必此事、但魏明帝靑龍二年四月、崇華殿災、延于南閣、繕復之後、至三年七月、此殿又災、○以上百二十七字原脫、今據一本補、高堂○堂原脫、今據一本補、隆以爲不可更爲營造、帝不從、遂復崇華殿、經○經衍字曰九龍殿、唐玄宗天寶二年、東京○京原脫、今據一本補、應天門災、延燒至左右延福門、十一月應天門成、改曰乾天門、本朝制度、多擬唐家、凡天災人火、其名雖異、總而論之、皆是非國之休徵、然則修復之後、除其舊號、更制嘉名、不亦宜哉、又洛都宮城門、是謂應天門、案禮含文嘉曰、陽順人心、應於天、然則應天之名、蓋取諸此歟、又長安南面皇城門、是謂朱雀門、又大明宮南面五門正南曰丹鳳門、夫丹鳳朱雀其義是一、然則以其在南方、故謂之朱雀乎、○中略從五位上行大學博士兼越前權介菅野朝臣佐世、從五位下行助敎善淵朝臣永貞、外從五位下船連副使麻呂等議言、定公二年左傳云、夏五月壬辰、雉門及兩觀災、冬十月新作雉門及兩觀、毛詩云、迺立皐門、皐門有伉、迺立應門、應門將々、諸侯之宮、外門曰皐門、朝門曰應門、內有路門、天子之宮、加以庫雉也、正義曰、魯有庫門雉門、明堂位云、庫門天子之皐門、雉門天子之應門、是則名之曰庫雉、制之如皐應、魯以周公之故、成王特褒之使制二兼四、則其餘諸侯、不然矣、與群臣決事之朝、在應門之內、故以應門爲朝門也、撿件等文、魯有三門庫雉路、兼天子之五門皐庫雉應○應原脫、今據一本補、路、然則彼魯三門、與本朝三門其義相當、卽雉門之天災猶不改名、今比應天門、既是人火、仍舊謂之、何必更改、但名曰應天朱雀羅城之義、經典爲无見焉、　廿九日辛未、應天門成、所司設饌、

饗大工已下、公卿大夫莫レ不二畢會一、

〔今昔物語二十七〕西京人見二應天門上光一物語第卅三

今昔、西ノ京邊ニ住者有ケリ、父ハ失セテ年老タル母獨ナム有ケル、〇中略只獨出テ内野通ニ行ケルニ、夜打深更テ冬比ノ事ナレバ、風打吹テ怖シキ事无レ限シ、暗ノ比ニテ何モ物不レ見エズ、應天門ト會昌門トノ間ヲ通ケルニ、奇異ク怖シカリケレドモ、思ヒ念ジテ過ヌ、〇中略程モ无ク走リ返ルニ、初ノ如ク應天門ト會昌門トノ間ヲ通ケルニ、前ノ度ヨリモ增テ怖カリケレバ、忩テ走リ過ケルニ、應天門ノ上層ヲ見上タレバ、眞靑ニ光ル物有リ、暗ケレバ何トモ見エヌ程ニ、嘘ヲ頻ニシテナムカヽト咲ケル、

長樂門

〔伊呂波字類抄知地儀〕長樂門禁中門名、亦朝堂院、

〔大内裏圖考證三下〕長樂門年中行事後附、長樂假名チヤウラク、一古圖作二永樂門一、北山抄作二應天門東掖門一、

諸圖、古圖、長樂門在二廊十一間正中一、〇中略額、京兆圖曰、長樂門額、敏行中將書レ之、

〔有職抄二禁中殿門〕長樂門

左ノ廂門トイフ、應天門ノ東、東ノ朝集堂ノ南ニアリ、

〔北山抄三拾遺雜抄〕朝拜事

外辨大臣以下、入レ自二含耀門一、〇註略就二朝集堂座一、〇註略彈正入レ自二應天門東西腋門一、列二立東西朝集堂南頭一、

〔北山抄五〕卽位事

式部置二宣命及親王以下行立版一、〇中略差二内記一送二宣命文一、〇註略於宣命使幕所一、〇中略彈正入レ自二長樂永嘉兩門一、謂二應天門東西掖門一列二立東西朝集堂南頭一、

〔本朝世紀〕天慶八年十二月廿日壬午、今日有二荷前事一、仍無二尋常政一、右大臣以下著二長樂門南廊座一、被レ行二此事一、

永嘉門

〔伊呂波字類抄地儀〕永嘉門(中略)朝堂院門

〔大內裏圖考證三下〕永嘉門(年中行事抄、永嘉、假名、エイカ、芥抄、及古本拾)北山抄作應天門西掖門、

諸圖、古圖、永嘉門在廊十一門正中、(○中略)額、京兆圖曰、永嘉門額、敏行中將書之、

〔有職抄禁中殿門二〕永嘉門

右ノ廂門ト云、應天門ノ西、西ノ朝集堂ノ南ニアリ、

〔北山抄五〕卽位事

彈正入自長樂永嘉兩門、(謂應天門東西掖門)列立東西朝集堂南頭、

○按ズルニ、以上三門ハ、朝堂院南面ノ外門ナリ、

含耀門

〔大內裏圖考證三下〕含耀門(年中行事後附、含耀假名、カンヨウ、耀一作輝、)

諸圖、古圖曰、含輝門、朝集堂東面廊北第四間、(按據瓦垣制、則第六間、說見瓦垣、)年中行事後附、含耀門在東朝集堂東北、

〔唐六典七工部〕殿(○宣政)前東廊曰日華門、門東門下省、省東南北街南直含耀門、

〔有職抄禁中殿門二〕含輝門

是テ章德門ノ外ノ東門トイフ

〔北山抄三拾遺雜抄〕朝拜事

外辨大臣以下、入自含耀門、(謂朝集堂東北門、)就朝堂座、

〔番記〕保元三年十二月廿日丙午、今日天皇卽位大極殿、(○中略)外辨權大納言藤原重道卿(○中略)同(○參議)顯長朝臣、各著禮服、出休幕、(○略)註入含耀門、(此門百餘年來、無實、今度依舊跡被立、)著東朝集堂座、

章義門

〔伊呂波字類抄地志儀〕章義門(中略)朝堂院門名

〔大內裏圖考證三下〕章義門(年中行事後附、章義假名、シヤウキ、)

會昌門

諸圖、古圖曰、章義門、朝集堂西面廊北第四間、(據瓦垣制、則第六間、說見含耀門、)年中行事後附曰、章義門在西朝集堂西北、

〔有職抄〕二禁中殿門章義門
是ヲ興禮門ノ外ノ西門トイフ

〔北山抄〕五卽位事
非參議三位已上、入自章義門、就西堂、

〔伊呂波字類抄〕久地儀會昌門(中略)朝堂院門

〔唐六典〕七工部皇宮、在皇城之北、(○中略、註)南面三門、中曰應天、左曰興敎、(○中略)興敎之內曰會昌、

〔大內裏圖考證〕三中會昌門(年中行事後附、會昌門、及古本拾芥抄假名、クハイシヤウ、)延喜式作大門、西宮記作南門、

諸圖、古圖、會昌門五間三戶、南都所傳圖、及神泉苑所傳圖曰、五間、(○中略)伴大納言畫卷、會昌門、五間三戶、門樓五間、正中爲額間、其左右各戶兩扉東西兩端、上櫺子、下粉壁、東西二面、皆粉壁、閤板、四面有軒楹、瓦屋、東西榮四注、屋脊兩端有鵄尾、

〔有職抄〕二禁中殿門會昌門
五間戶三間、二閤是ヲ南面ノ內ノ門トイフナリ、

〔內裏式〕上元正受群臣朝賀式
兵衞挾龍尾道而陣、(○中略、註)督陣在東、佐陣在西、(右兵衞相對、若有蕃客陣會昌門肢、西亦同之、○中略)大伴佐伯兩氏、(○中略、註)率門部各三人、入自南門、(○章德興禮)坐胡床於會昌門上、門部坐於門下、

〔儀式〕六元正朝賀式
左右兵衞督佐率尉以下、隊於龍尾道東西階下、(自階南去三丈、各東西去一丈、督在外、佐在內、蕃客朝拜者、隊於會昌門外、)

〔延喜式〕四十六左右衞門大儀(謂元日卽位及受蕃國使表、)

章德門

其日略〇中卯三刻、擊進陣鼓、略〇中督率尉以下、隊會昌門外左、略〇中伴氏五位一人、（右佐伯氏、各服禮服、）率門部三人、（裝束同上、不著弓箭、）入自腋門、居會昌門內左廂、

凡大儀之日、居兕像於會昌門左、事畢返收本府、（右府居右）

〔北山抄 三拾遺雜抄〕朝拜事

外辨大臣以下、入自含耀門、略〇中參議已上、降堂就列、自會昌門東扉參入、

〔香記〕保元三年十二月廿日丙午、今日天皇卽位大極殿、略〇中會昌門外、左右瓦垣、任舊跡被修築、

〔百練抄 八高倉〕治承元年四月廿八日、亥剋火起自樋口富小路、火焰如飛、八省略〇中應天會昌門略〇中等拂地燒亡、

〔伊呂波字類抄 志地儀〕章德門（中略）朝堂院門名

〔大內裏圖考證 三中朝堂院〕章德門（年中行事後附、章德假名、シヤウトク、）

〔有職抄 二禁中殿門〕章德門

左。。。ノ廂門トイフ、會昌門ノ東ニアリ、

〔內裏式 上〕元正受群臣朝賀式

其日未辨色、諸衞服大儀、各勒所部、立大儀仗於殿庭左右及諸門、門部四人居於章德興禮兩門東西也、（各用胡床、）

興禮門

〔儀式 六〕元正朝賀儀

伴佐伯兩氏五位各一人、略〇中率門部三人、入自章德興禮兩門、居會昌門內左右廂胡床、

〔北山抄 五〕卽位事

大臣宣令擊裝束畢鼓、（與、）稱唯退出、令擊外辨鼓、諸門應之、乃開章德興禮兩門、（謂會昌門東西腋門、）

〔伊呂波字類抄 幾地儀〕興禮門（朝堂院門也、在會昌門西、）

章善門

〔唐六典工部七〕丹鳳門内正殿曰含元殿、〈○中略〉註、夾殿兩閣、左曰翔鸞閣、右曰棲鳳閣、〈○中略〉註、其北曰宣政門、門外東廊曰齊德門、西廊曰興禮門、

〔有職抄禁中殿門二〕興禮門
右ノ廂門トイフ、會昌門ノ西ニアリ、

〔大内裏圖考證中三〕興禮門〈年中行事後附、興禮假名、クキロウレイ、古本拾芥抄假名、コウライ、〉

〔儀式七〕正月七日儀
當日寅剋、掃部寮設式部座於興禮門以西壇上、

〔延喜式式部十九〕考問并引唱
毎年十月一日、諸司畿内職事、考選文進左辨官、〈○中略〉神祇官副以下史以上、以次入自興禮門、就廊下座、

〔延喜式隼人二十八〕凡踐祚大嘗日、分陣應天門内左右、其群官初入發吠、悠紀入、官人并彈琴吹笛擊百子拍手、歌舞人等、〈○中略〉註、從興禮門參入御在所屏外、北向立、奏風俗歌舞、

〔伊呂波字類抄地儀志〕章善門〈西大門〉

〔大内裏圖考證中三〕章善門〈年中行事後附、及古本拾芥抄、章善假名、シヤウセン、章善或章義、蓋誤寫、〉
諸圖、古本拾芥抄曰、章善門、謂之西面中門、〈一本作外門、〉五間戸三間、南都所傳圖、及神泉苑所傳圖、章善門西相對豐樂院延政門、

〔有職抄禁中殿門二〕章善門
五間戸三間、是ヲ西面ノ外ノ門トイフ、

〔愚昧記〕仁安三年十一月廿一日己卯、今日童女御覽、〈○中略〉大忌在會昌門、聞還御主基之由、小忌人擁笠渡馳道、移章善門南廊、

敬法門

〔二中歷十宮城〕門

今案、（中略）敦。法。顯親（章善北南）

〔拾芥抄中末宮城〕敬法門（謂之左廟門、章善西、○西恐南誤）

〔大內裏圖考證三中〕敬法門（古本拾芥抄、敬法假名、ケイハウ、）

〔有職抄二禁中殿門〕敬法門

左。ノ。廟。門。トイフ、章善門ノ南ニアリ、

顯親門

〔伊呂波字類抄計地儀〕顯親門（已上朝堂院）

〔大內裏圖考證三中〕顯親門、（年中行事後附、顯親假名、ケンシン、）北山抄作西。廊。北。腋。門。、

〔有職抄二禁中殿門〕顯親門

右。ノ。廟。門。トイフ、章善門ノ北ニアリ、

〔內裏式上〕元正受群臣朝賀式

閤內大臣令撾召鼓、諸門鼓皆應、皇太子始就幄下座、（中略）群臣立定、親王乃入自顯親門、（中略）就位、

宣政門

〔伊呂波字類抄世〕宣政門（東大門）

〔唐六典七工部〕丹鳳門內正殿曰含元殿、（中略）其北曰宣政門、

〔大內裏圖考證三中〕宣政門、（年中行事後附、古本拾芥抄、宣政假名、セイセイ、）延喜式作朝。堂。院。東。中。門。、

諸圖、古圖曰、宣政門章善門相去五十二丈四尺、古本拾芥抄曰、宣政門謂之東。面。中。（一本作外）門。、五間戶三間、南都所傳圖曰、宣政門五間、神泉苑所傳圖曰、宣政門五間、（中略）

按、自蒼龍樓東廊至會昌門東廊七十二丈、（以屋脊度之）而宣政門北廊三十一間、南廊三十四間、則所餘七丈、宣政門五間、楹間一丈四尺、又楹外七尺可推、古圖曰、宣政章善二門、相去五十二丈四尺、東西楹間一丈一尺、壇楹外六尺可推知、（章善門倣之）

〔有職抄 二禁中殿門〕宣政門
五間戸三間、是ヲ東面ノ外ノ門トイフ、

〔延喜式 四十造酒〕踐祚大嘗祭供神料〇中略卯日、〇十一月中時執供神物、入自朝堂院東中門、陣於昌福堂内以南、掃部寮設簀、

〔北山抄 五〕大嘗會
戌剋鸞輿、〇中略於東廊壇上、改駕腰輿、〈中略〉淸涼抄云、於龍尾道東階上移御者、寬平以來例如此、天祿元年入自宣政門、於含章承光兩堂間移御者、承平二年入自宣政門、

通陽門

〔伊呂波字類抄 止地儀〕通陽門〈中略〉朝堂院門、

〔大内裏圖考證 三中〕通陽門、年中行事トウヤウ、南都所傳圖作通政門、蓋誤寫、後附、及古本拾芥抄、通陽假名、北山抄作東廊北掖門、

〔有職抄 二禁中殿門〕通陽門
左ノ廂門トイフ、宣政門ノ北ニアリ、

〔北山抄 五〕卽位事
輔丞部〇式經左近陣後、下龍尾道東階、〇中略註經章福堂南、置案上退出、式部便出東廊北腋門、兵部西移、經延休堂南、出西廊北腋門、

感化門

〔大内裏圖考證 三中〕感化門、有職抄、及玉英記裏書、京兆圖、一古本拾芥抄、一校本拾芥抄、並作盛化門、八省院一古圖作成化門、印本二種拾芥抄、及活本拾芥抄、並作盛花門、異本拾芥抄作成化門、古本拾芥抄、及校本拾芥抄、八省院古圖、南都所傳圖、神仙苑所傳圖、作感化門、古本拾芥抄假名、カムクハ、古本拾芥抄圖、及一本拾芥抄圖、印本二種拾芥抄圖、活本拾芥抄圖、校本拾芥抄圖、八省院一古圖、並作咸化門、

〔有職抄 二禁中殿門〕盛化門
右ノ廂門トイフ、宣政門ノ南ニアリ、

永陽門

〔伊呂波字類抄 地儀 惠〕永陽門 已上朝堂院門

〔大内裏圖考證 三中〕永陽門 延喜式作蒼龍樓掖門、北山抄作東掖門、

諸圖、古圖、蒼龍樓東第三門、○中略 按、年中行事畫御齋會圖、永陽門在廊西第二間、古圖、及諸圖、在第三間、與諸

圖不合、蓋誤寫矣、廣義門倣之、

〔有職抄 禁中殿門 二〕永陽門

是ヲ昭訓門ノ東面ノ東向ノ門トイフ

〔延喜式 内記 十二〕凡天皇御大極殿視告朔者、諸司大夫進置函案上、○中略 侍從宣云、進文收之、稱唯案下、搢

笏、舁案退出、降東階、出蒼龍樓腋門、

〔西宮記 正月中〕一御齋會 無行幸儀

上卿仰辨令打鐘、辨少納言已下、著出居座、入自永陽門、入堂後著、○中略 或王卿 衆僧著座、○註略 公卿著、入自永陽門就

座、○中略 不入夜者、公卿出永陽門、到修明門、

廣義門

〔伊呂波字類抄 地儀 久〕廣義門 已上朝堂院門

〔大内裏圖考證 三中 朝堂院〕廣義門 年中行事後附、廣義假名、クワウキ、

〔有職抄 禁中殿門 二〕廣義門

是ヲ光範門ノ南北ノ通門トイフ

昭訓門

〔伊呂波字類抄 地儀 世〕昭訓門 已上朝堂院門名也

〔唐六典 工部 七〕殿○宣政殿 前東廊曰日華門、門東門下省、省東南北街、南直含耀門、出昭訓門、

〔大内裏圖考證 三中〕昭訓門 年中行事後附、昭訓假名、セウクキン、増鏡云、セウキンモン、昭或作照、又作韶、類附、 延喜式作東廊門、江次第作東

廊小門、

〔有職抄 禁中殿門 二〕昭訓門

光範門

是ヲ宣光門ノ南ノ方ノ東向ノ門トイフ

〔內裏式上〕元正受群臣朝賀式

前一日、〇中略自昭訓門南第一間壇下西去四丈、設皇太子幄、幄東設謁者座、〇中略其日〇中略四剋、〇卯大臣入自昭訓門、就幄座、

〔儀式五〕正月八日講最勝王經儀

于時皇太子、自昭訓門經殿東橫廊就座、

〔延喜式十三大舍人〕凡奉伊勢太神幣日、舍人四人候大極殿東廊門內、勅喚舍人、共稱唯、少納言替入、

〔北山抄五〕卽位

殿上侍從儀左右侍從及少納言、入自昭訓光範兩門、歷軒廊、昇殿上、各出南榮、

〔小右記〕長和二年正月十四日丙午、未終剋參八省、待賢門內泥塗、仍自陽明門參入、〇中略公卿經初道出昭訓門參內、自入西陣

〔中右記〕寬治元年十一月十九日丁卯、戌剋有行幸大嘗宮、〇中略乘輿自堀川上入、自中御門向八省、於昭訓門下、神祇官奉御麻、入自同門、於龍尾道下留御輿、改駕腰輿、

〔殿曆〕嘉承二年十一月廿五日丙子、今日巡撿八省、民部卿以下被參、〇中略次見大極殿、今日行事所始御裝束了、巡撿了、相率出自昭訓門參院、次參內、

〔伊呂波字類抄久地儀〕光範門

〔江次第抄三〕光範門、在大極殿西廊、對昭訓門也、

〔唐六典七工部〕宣政殿前西廊曰月華門、門西中書省、省西南北街南直昭慶門、出光範門、

〔大內裏圖考證三中〕光範門、年中行事後附、光範假名、クヮウハム、類附、延喜式作西廊門、

〔有職抄二禁中殿門〕光範門

宣光門

壽成門

是ヲ壽成門ノ南ノ方ノ西面ノ門トイフ

〔内裏式 上〕元正受群臣朝賀式

典儀一人、賛者二人、入自光範門各就位、〇下略

〔儀式 五〕正月八日講最勝王經儀

光範門南設四位五位座、彈正忠疏座亦准之、

〔北山抄 五〕即位

殿上侍從儀　左右侍從、及少納言、入昭訓光範兩門、歷軒廊昇殿上、各出南榮、

〔江家次第 十五〕大嘗會

辰日、〇中略出光範門、入自豐樂院不老門、御清暑堂、

〔伊呂波字類抄 世地儀〕宣光門 大極殿西

〔大内裏圖考證 三中〕宣光門 年中行事後附、宣光假名、センクワウ、一作渾光門、非是、

〔有職抄 禁中殿門 二〕宣光門

是ヲ北面ノ東ノ覆通廊ノ第一ノ門トイフ

〔江家次第 十三〕千僧御讀經

諸僧大行道、〇中略左方僧起座、自西軒廊西行、自壽成門北出、經西北東廊、宣光門歟南出、〇中略經大極殿北壇上、自宣光門南出、自同門南面西行、入自大極殿巽角著座、

〔伊呂波字類抄 志地儀〕壽成門 巳上朝堂院門名

〔大内裏圖考證 三中〕壽成門 年中行事後附、壽成假名、シウセイ

〔有職抄 禁中殿門 二〕壽成門

是ヲ北面ノ西ノ覆通廊ノ第一ノ内ノ門トイフ

東福門

〔江家次第十三〕千僧御讀經
諸僧大行道、○中略左方僧起座、自西軒廊西行、自壽成門北出、○中略經會昌門左右廊、自西廊北行、經白虎樓角北行、自壽成門北行、自同門北面東行、

〔伊呂波字類抄止地儀〕東福門已上朝堂院門

〔江次第抄正月三〕東福西華門　大極殿北廊門也、東東福門、西西華門、

〔大内裏圖考證三中〕東福門、年中行事後附、東福假名トウフク、○中略西宮記作近廊中門、○○○○○中略

按、年中行事畫御齋會圖、東福門在廊西第四間、與古圖及諸圖書不合、古圖、及諸圖書、在第五門、蓋誤寫西華門傚之、

〔有職抄紫宸殿二中〕東福門
是ヲ次ノ西第二ノ内ノ門トイフ○○○○○○○○

〔江家次第十二〕齋王群行
東軒廊東福門南面西腋、敷上卿座、有膝突、南面同門北面戸以東敷少納言外記史内記座、如常、並西面二行、

〔台記〕康治元年十一月十六日甲辰、辰日悠紀、内侍出、余○藤原頼長起座磬折、微唯揖、自東廊砌柱外北行、自軒廊柱内西行、於東福門前刷衣、

〔兵範記〕仁安元年十一月十五日乙卯、五節所等、今夕移八省廊畢、○中略東福門以西口廊北面四箇間、爲仗座、

西華門

〔伊呂波字類抄世地儀〕西華門

〔江次第抄正月三〕東福西華門　大極殿北廊門也、東東福門、西西華門也、

〔大内裏圖考證三中〕西華門年中行事後附、西華門假名セイクワ、古本拾芥抄假名、セイクハ、

昭慶門

〔有職抄〕二禁中殿門西華門
是ヲ北面ノ西第二ノ門トイフ
〔江家次第〕十三千僧御讀經
僧侶參上、東西相分入、自東福西華門、
〔台記〕康治元年十一月十六日甲辰、同日主基、內侍出、起座磬折、微唯揖、自西廊砌柱外北行、自軒廊柱內東行、於西華門前刷衣、下自同門階、暫徐步、
〔兵範記〕仁安元年十一月十五日乙卯、五節所等、今夕移八省廊、畢、〇中略西步廊西華門以西北面三箇間爲殿上、敷長筵幷疊等、

〔伊呂波字類抄〕世地儀昭慶門

〔唐六典〕七工部宣政殿前西廊曰月華門、門西中書省、省西南北街南直昭慶門、
〔大內裏圖考證〕三中昭慶門、昭或作照慶、或作善、並非是、北山抄注昭或作詔、延喜式作北殿門、
諸圖、昭慶門、朝堂院北門、北對宮城門、〇中略京兆圖曰、昭慶門、東西楹間一丈六尺、年中行事畫御齋會圖、昭慶門、五間三戶、壇圍以條石、石板三階、當戶間各三級、
〔有職抄〕二禁中殿門昭慶門
五間戶三間、是ヲ北面ノ外ノ門トイフ、
〔延喜式〕四十七左右兵衞大儀
其日〇中略卯三剋、〇中略尉率志已下、隊於北殿門左、右府隊於同門右、餘亦准之、小幡十八旒、志率兵衞以上、隊於北腋門東廊門、其供奉駕陣者、駕御後殿各就本隊、
〔江家次第〕五二月新年穀奉幣
御裝束〇中略當大極殿艮壇下、南北行立幔一條、〇中略自同幔北妻西行立幔、當昭慶門東腋柱、北行引

之、(去昭慶門五許尺)昭慶門東廊、嘉喜門以西五間之内、西四間爲公卿座、

嘉喜門

〔殿暦〕嘉承二年十一月廿五日丙子、今日巡撿八省、民部卿以下被參、(○中略)入自待賢門經昭慶門、先見小安殿、辨少納言上官等、皆以祗候、

〔有職抄(二禁中殿門)〕嘉喜門

東ノ廂門トイフ、昭慶門ノ東ニアリ、

〔江家次第(五二月)〕祈年穀奉幣

奉幣儀、(○中略)内記取伊勢宣命、(入筥)立於嘉喜門南壇下、上卿著東廊座、(○下略)

〔永昌記〕嘉承元年七月廿三日壬子、嘉喜門西、内廊敷筵敷疊、(○中略)自大極殿艮壇上嘉喜門艮壇下上達部座前、曳大幔如例、嘉喜門外庭、引布幔亦如例、

〔愚昧記〕嘉應二年七月廿七日、今日祈年穀奉幣也、(○中略)少内記持宣命筥、立嘉喜門南壇下、予移著東廊座、

永福門

〔伊呂波字類抄(惠地儀)〕永福門(中略)(朝堂院門)

〔大内裏圖考證(三中)〕永福門　小右記作西腋門

〔有職抄(二禁中殿門)〕永福門

西ノ廂門トイフ、昭慶門ノ西ニアリ、

〔江家次第(五二月)〕祈年穀奉幣

御裝束、(○中略)内侍乘行事藏人車參入、下自永福門、其内敷筵道、入自小安殿北面西戸、

〔小右記〕長和三年二月十二日戊辰、今日雜人等於八省北廊北邊、搦市女笠之女引入昭慶門西腋門内、閉門欲强奸之間、予(○藤原實資)經件廊參圓融寺、女呼叫、乃府官人幷隨身等、推開門、雜人等逃去、女僅出來、

○按ズルニ、以上三門ハ朝堂院ノ北面ニシテ、小安殿ノ後方ニアリ、猶ホ八省院ノ條ヲ參看スベシ、

〔拾芥抄中末宮城〕豐樂院(八省西、天子宴會所、謂之馬場門、)

豐樂門(謂之南外大門、正中五間、戸二間、)　禮成門(左廂門、東方、豐樂東、)　崇賢門(巳上南面、西戸右廂、豐樂西、)
不老門(北面謂之北面外大門、北一、無額、五間、戸三間、)　延明門(謂之東西外大門、正東、三間、)　陽祿門(北廂門北方、延明門北、)
含利門(南廂門延明南、巳上東面南方、)　萬秋門(本延秋門歟、正面、)　吉德門(北廂門南方、萬秋北、)
福來門(南廂萬秋南、巳上西面北方、巳上中門外門也、)　儀鸞門(正中)　高陽門(左廂門、謂之東廊、儀鸞門北、)
嘉樂門(右廂門、謂之正廊、儀鸞西、)　開明門(謂之南陽門南東通門、)　陽德門(謂之嘉樂門南西通門、)
靑綺門(謂之閤以東北通門、東廊南也、)　白綺門(謂之閤以北通門、西廊西面、)　逢春門(東廊通路西面、北第七間、)
承秋門(西廊通路歟、同逢春門歟、)

〔二中歷十宮城〕門
豐樂禮成崇賢南　不老儀鸞高陽嘉樂　延明陽祿含利北　開明萬秋吉德福來　陽德靑綺白綺
西(巳上十七門豐樂院諸門)

今案豐樂(南門)禮成崇賢(同東西)不老(北門)儀鸞(同內門)高陽嘉樂(儀鸞東西)延明(東門)陽祿含利(同南北)開明萬秋(高陽門東西通小門)吉德福來(萬秋門北南)陽德(嘉樂門西通小門)靑綺白綺(豐樂殿東北西北通小門)

〔有職抄二禁中殿門〕豐樂院殿門諸堂(○中略)
豐樂門、(○中略)禮成門(○中略)崇賢門、(○中略)巳上三ノ門ハ、南ノ方ノ門ナリ、
不老門、(○中略)右北ノ方ハ一門ナリ、
延明門、(○中略)陽祿門、(○中略)含利門、(○中略)巳上三ノ門ハ、東ノ方ノ門ナリ、
萬秋門、(○中略)吉德門、(○中略)福禮門、(○中略)巳上三ノ門ハ、西ノ方ノ門ナリ、

豐樂門

儀鸞門、○中略高陽門、○中略嘉樂門、○中略已上三ノ門ハ、南ノ方ノ内ノ門ナリ、
開明門、○中略陽德門、○中略已上開明陽德ノ兩門ハ、郭門ナリ、八省院ノ含輝章義ノ兩門ノゴトシ、
青綺門、○中略白綺門、○中略逢春門、○中略承秋門、○中略右豐樂院ノ十九門ナリ、

〔大内裏圖考證〕四下 豐樂門（年中行事後附、豐樂門假名、フラク、）
諸圖、古本拾芥抄曰、豐樂門、謂之南面外大門、正中、五間戸三間、神泉苑所傳圖曰、豐樂門五間、文繼傳寫圖曰、豐樂門五間戸三間、

〔有職抄〕二禁中殿門 豐樂門
五間、戸三間、是ヲ南面ノ外ノ大門トイフナリ、

〔内裏式〕上 七日會式
皇帝御豐樂殿、内侍置位記筥於大臣之座前、○中略次皇太子昇自同階、○東階到座東而西面、謝座謝酒、（凡毎拜隨座宜）著座、所司開豐樂儀鸞兩門、○中略
十七日觀射式
皇帝乘輿以出、諸衞服上儀服、立仗、警蹕侍衞如常儀、兵部省列五位以上六位以下群臣於豐樂門外位、各持弓矢、

〔儀式〕七 正月七日儀
大臣宣、喚式兵兩省、内豎稱唯出而喚、二省參入、大臣賜歷名、丞受出自禄陽門南行、就豐樂門外東西列、

禮成門

〔大内裏圖考證〕四下 禮成門（年中行事後附、禮成門假名、レイセイ、）

〔有職抄〕二禁中殿門 禮成門
左ノ廂門トイフ、豐樂門ノ東ニアリ、

崇賢門

〔大内裏圖考證 四下〕崇賢門 年中行事後附、崇賢門假名、及古本拾芥抄假名、スゲン、

諸圖、古本拾芥抄曰、崇賢門、右廂門西方、豐樂門西、

〔唐六典 七工部〕皇宮在皇城之北、○註略南面三門、○中略右曰光政、○中略光政之内曰廣運、其北曰明福、○中略明福之西曰崇賢門、其内曰集賢殿、

〔有職抄 二禁中殿門〕崇賢門

右ノ廂門トイフ、豐樂門ノ西ニアリ、

不老門

〔大内裏圖考證 四下〕不老門 年中行事後附、不老門假名、フラウ、

諸圖、古本拾芥抄曰、不老門、北面謂之北面外大門、一門也、無額、五間戸三間、南都所傳圖、及神泉苑所傳圖、京兆圖曰、不老門五間、○中略　按、不老門楹間、倣八省院昭慶門結構、且據東西築墻間數古本拾芥抄圖曰、東西築垣各二十八間、推之、則東西各一丈六尺可知、文龜傳寫圖曰、豐樂院占地、南北百三十六丈四尺、而豐樂門南北楹間一丈三尺、則此門南北楹間一丈一尺推可知、

壇　按、不老門南北楹間一丈一尺、則楹心至壇端六尺許、推可知、

石階　按、不老門石階内外各三級、據諸門制、

〔和漢朗詠集 下雜〕祝

長生殿裏春秋富、不老門前日月遲、天子万年　慶保胤

〔拾芥抄 中末宮城〕長生殿 少納言入道結構本、以大藏省長殿注長生殿歟、南面不老門云云、豐樂院北門同名歟、土御門坊城、自土御門北、自坊城東角也、當大藏省長殿、

〔夫木和歌抄 三十一門〕家五十首祝　喜多院入道二品みこ

としふれど老せぬ門をいくちよか月日のかげのさゝんとすらん

〔有職抄 二禁中殿門〕不老門

五間戸三間、是ヲ北面ノ外ノ大門トイフナリ、

延明門

〔西宮記 正月下〕射禮 豐樂院儀

天皇幸二豐樂院一、經二建禮門一、御二清暑堂一、近衞陣二階前一、

〔北山抄 五〕大嘗會事

辰日卯刻、乘輿、中略○ 註出二光範門一、中略○ 註入二豐樂院不老門一、稍北門

〔大内裏圖考證 四下〕延明門 附萬秋門 延明門倣之、年中行事後 延明門假名、エンメイ、

諸圖、古本拾芥抄曰、延明門謂二之東面外大門一、正東、五間、按、印本拾芥抄、南都所傳圖、及神泉苑所傳圖、作二三間一、蓋誤寫、南都所傳圖、及神泉苑所傳圖、京兆圖、古本拾芥抄圖、延明門東與二朝堂院章義門一相對、中略○ 按、延明門楹間南北一丈四尺、東西一丈一尺、據二章善門及不老門等結構一、

壇 按、延明門楹外至二壇端一六尺、據二不老門結構一

石階 按、延明門内外石階各三級、據二諸門一

〔有職抄 二 禁中殿門〕延明門

三間、是ヲ東面ノ外ノ大門トイフナリ、

〔内裏式 上〕七日會式 正月○

左右馬寮引二青馬一、入レ自二延明門一、從二顯陽堂北一上、

〔儀式 七〕正月七日儀

内藏縫殿兩寮分入二延明門一、置二納レ祿櫃於庭中一、中略○ 中務大少輔執レ札、相分入二延明門一大輔北扉、少輔南扉、各立二櫃東西頭一、中略○ 中務兩輔、唱レ名賜レ之、親王以下一々再拜、經二顯陽堂南一、出レ自二延明門一、

陽祿門

〔大内裏圖考證 四下〕陽祿門 年中行事後附、陽祿門假名、ヤウロク、

諸圖、中略○ 古本拾芥抄首書曰、陽祿門外也、同二開明門一、

〔有職抄 二 禁中殿門〕陽祿門

北ノ廂門トイフ、延明門ノ北ニアリ、

〔儀式 七〕正月七日儀

大臣宣、喚式兵兩省、内豎稱唯出而喚、二省參入、大臣賜歷名、丞受出自陽祿門南行、就豐樂門外東西列、

開明門

〔大內裏圖考證 四下〕開明門（年中行事後附、開明門假名、カイメイ、）

古本拾芥抄首書曰、開明門、外門也、始八省含耀門、又曰、陽祿門、外門也、同開明門、又圖曰、開明門、延明門南廂門、年中行事後附曰、開明門、在延英堂北東、〇中略　按、諸圖以開明門爲延英堂北廂門、以含利門爲外門、拾芥抄曰、開明門謂之高陽門南東通門、含利門南廂門、延明南、今依古本拾芥抄首書、及北山抄、江次第正之、

〔有職抄 二禁中殿門〕開明門

是ヲ高陽門ノ南東ノ通門トイフナリ、

〔北山抄 五〕大嘗會事

辰日、〇中略　親王以下五位以上、入自儀鸞門、各就版位、（中略）延英堂（有外辨座、王卿入自堂東開明門、先著其座、如八省朝集堂儀、）

萬秋門

〔大內裏圖考證 四下〕萬秋門（年中行事後附、萬秋門假名、バンシウ、）

諸圖、古本拾芥抄曰、萬秋門本作延秋門、歟、正西五間、

〔有職抄 二禁中殿門〕萬秋門（拾芥抄云、本ハ延秋門歟、正面、）

三間、是ヲ西ノ面ノ外ノ大門トイフナリ、

〔內裏式 上〕七日會式

左右馬寮引青馬入自延明門、〇中略　每七匹前後寮官人分陣、出自承秋門、經承歡堂後出自萬秋門、〇中略　其日逮昏、主殿寮執燎入自逢春承秋兩門、〇中略　左右衞門門部秉燎入自延明萬秋兩門、列於顯陽

承歡兩堂前、各十炬、

立德門

〔大内裏圖考證 四下〕立德門（印本拾芥抄、及校本拾芥抄圖、南都所傳圖、貫女鈔、並立德作吉德、蓋誤寫矣、）古本拾芥抄圖、文龜中傳寫圖、古本拾芥抄曰、立德門、北廂門、萬秋北、　按、校本拾芥抄圖、及南都所傳圖、神泉苑所傳圖、京兆圖、皆以立德門爲西面南廂門、蓋誤寫、

〔有職抄 二禁中殿門〕吉德門

北ノ廂門トイフ、萬秋門ノ北ニアリ、

福來門

〔大内裏圖考證 四下〕福來門（年中行事後附、福來假名、フクライ、○中略）

按、校本拾芥抄圖、及南都所傳圖、神仙苑所傳圖、京兆圖、皆以福來門爲西面北廂門、蓋誤寫、

〔有職抄 二禁中殿門〕福禮門

南ノ廂門ト云、萬秋門ノ南ニアリ、

○按ズルニ、豐樂門以下、福來ニ至ル十門ハ、豐樂院外廓ノ諸門ナリ、

儀鸞門

〔大内裏圖考證 四下〕儀鸞門（年中行事後附儀鸞門假名、ギラン、）

諸圖、南都所傳圖、及神泉苑所傳圖、京兆圖曰、儀鸞門、五間古本拾芥抄曰、儀鸞門、正中五間戸三間、又圖曰、儀鸞門五間、○中略

按、豐樂院占地、東西五十六丈、而儀鸞門東西廊間、得餘地十丈、此儀鸞門占地、則儀鸞門東西楹間、各二丈可知也、而東西楹間二丈、則南北楹間一丈五尺、准會昌應天二門可知矣、

〔有職抄 二禁中殿門〕儀鸞門

五間戸三間、是ヲ南面ノ内ノ大門トイフナリ、

〔内裏式 上〕元正受群臣朝賀式　會

次、皇太子登自同階、（○東階）到座東面西面、謝座（凡每拜隨座宜）謝酒著座、所司開豐樂儀鸞兩門、○中略大臣宣喚

侍從、○註略少納言稱唯出自儀鸞門、

〔延喜式 三十八 掃部〕踐祚大嘗會、十月下旬裝束八省院頓宮、○中略午日、官人執置位記案二脚、左右分入自儀鸞門東西扉、立殿前中庭、事畢入撤、

〔日本紀略 一九條〕永祚元年八月十三日辛酉、戌剋大風、宮城門舍多以顚倒、○中略儀鸞門、同東西廊、○下略

高陽門

〔大内裏圖考證 四下〕高陽門年中行事後附、高陽門假名、カヤカ、北山抄作東廊中門、又作東腋門、

諸圖曰、儀鸞門東第七間、古本拾芥抄曰、高陽門、左廂門東廊、儀鸞門東、印本作北、誤、

〔有職抄 二 禁中殿門〕高陽門拾芥抄云東廊

左ノ廂門トイフ、儀鸞門ノ北ニアリ、

〔北山抄 一 正月〕十七日觀射

顯陽堂設諸大夫座、不開儀鸞門、王卿入自東廊中門、著座、射手自顯陽承歡兩堂之間參入云々、舊例入自東腋門云々

嘉樂門

〔大内裏圖考證 四下〕嘉樂門年中行事後附、嘉樂門假名、カラク、

諸圖、接儀鸞門、西廊第七間、准高陽門可知、古本拾芥抄曰、嘉樂門、右廂門、謂西廊儀鸞門西、印本拾芥抄、西廊之西作正、又脱門字、

〔有職抄 二 禁中殿門〕嘉樂門拾芥曰謂正廊

右ノ廂門トイフ、儀鸞門ノ門ニアリ、

青綺門

〔大内裏圖考證 四上〕青綺門　北山抄作殿東腋門、

〔有職抄 二 禁中殿門〕青綺門

是ヲ閤ノ次ノ東北ノ通門ト云、東ノ廊ノ南面ノ中央也、

〔内裏式 上〕元正受群臣朝賀式　會

所司開豐樂儀鸞兩門、○中略兩門開訖、闈司二人出自青綺門、

白綺門

逢春門

舍利門

承秋門

〔儀式七〕正月十六日踏歌儀

宮人踏歌出レ自二青綺門一、五位二人分頭在レ前、

〔北山抄五〕大嘗會事

午日〇中略所司開レ門、闈司二人出レ自二青綺門一、（撤殿東拔門）分二居逢春門南北一、

〔大内裏圖考證四下〕白綺門（年中行事後附、白綺門假名、ハツキ、古本拾芥抄假名、ハツキ、印本拾芥抄、ヒヤクキ、）

〔有職抄二禁中殿門〕白綺門

是ヲ閤ノ次ノ北ノ通門ト云、西ノ廊ノ南面ノ中央ナリ、

〔大内裏圖考證四下〕逢春門（逢春門顯陽堂北廊廂也、而文龜中傳寫豐樂院圖、爲二顯陽堂南廊廂門一、蓋傳寫之誤也、承秋門倣レ之、）北山抄作二東廊中門一、

〔有職抄二禁中殿門〕逢春門

東ノ廊ノ西面ノ通路ナリ

〔内裏式上〕七日會式

大臣宣、喚二式部兵部一、稱唯、出喚二二省輔一、稱唯、〇註略入レ自二逢春門一、立二左近陣西頭一、〇中略大臣喚二舍人一二聲、舍人候二逢春門外一、稱唯、少納言替入レ自二逢春門一、就二版位一、

〔儀式六〕元日御二豐樂院一儀

中務率二陰陽寮一、舁二置暦之机一、入レ自二逢春門一、立二庭中一退出、〇中略内豎入レ自二逢春門一、持レ机出、授二陰陽寮一、

〔大内裏圖考證四下〕舍利門（年中行事後附、舍利門假名、カンリ、）

古本拾芥抄圖曰、舍利門、延英堂北廊廂門、

〔有職抄二禁中殿門〕舍利門

南ノ廂門ト云フ、延明門ノ南ニアリ、

〔大内裏圖考證四下〕承秋門（承秋門、承觀堂北廊廂門也、文龜中傳寫豐樂院圖、爲二承觀堂南廊廂門一、蓋傳寫之誤也、）

諸圖、古本拾芥抄曰、承秋門、西廊東面通路、同逢春門、

〔有職抄 二禁中殿門〕承秋門
西。ノ。廊。ノ。東。面。ノ。通。路。ナリ

〔内裏式 上〕七日會式
二省〇式部兵部 丞〇註略 入自逢春承秋兩門、執宮退出、〇中略 左右馬寮引青馬入自延明門、〇中略 毎七匹前後寮官人分陣出自承秋門、

〔儀式 六〕元日御豐樂院儀
膳部水部等、入自承秋門、取氷樣腹赤御贄退出、

陽德門

〔大内裏圖考證 四下〕陽德門 年中行事後附、陽德門假名、トウトク、諸圖陽作揚非、〇中略
按、校本拾芥抄以揚德門、爲西面外廂門、蓋傳寫之誤、
〇按ズルニ、儀鸞門ハ南正中門ニシテ、以下ノ八門ハ、東西八堂ニ續ケル廻廊ノ廂門ナリ、

〔有職抄 二禁中殿門〕陽德門
是ヲ嘉。樂。門。ノ。南。西。ノ。通。門。トイフナリ、

中和院諸門　中和門

〔拾芥抄 中末宮城〕中和門 中院南門
〔大内裏圖考證 六内裏〕宮城門　左經記作宮。城。南。門。、拾芥抄作中。和。門。中院南門 又圖作宮。城。門。、南都所傳圖、及神泉苑所傳圖、有職鈔並作中和門、
諸圖、中和院南面外門、南對朝堂院昭慶門、京兆圖南面南門 曰、中和門、註曰、但尙委可尋、此門名有說云々、
有職抄曰、中和門、中院ノ南門ナリ、南都所傳一古圖、及神泉苑所傳圖曰五間、古本拾芥抄圖五間三戸、
〔訂正大内裏圖考證 六〕廣前按、宮城門をさして中和門といふこと、下に考證されたるに明らけ

し、志かるに宮城門の外に、正殿の南門をも、又印本拾芥抄の圖に中和門といふ、又宮城の東面の門をも中和門といふ、すべて宮城の結構の內、中和門といふもの三所なり、いづれか是なることを志らず、その門々の部に引かれたる諸書によりて、こゝは是所彼所とおもひさだむべし、その引書志たる文體によりて、さだかにわかれたるなり、おろかにおもひ見てなあやまちそ、さておほよそ中和門とさす所は、宮城東面の門を以ていへりと志るべし、

○按ズルニ、諸圖、中和院外廓ノ南門ヲ宮城門ト注セリ、然レドモ諸記錄ニ此名見エズ、但シ大內裏圖考證宮城ノ條ニ、按諸圖書朱雀以下十四門、曰宮城門、○中略又中和院南門、云宮城門、據此等文、則以不一定、以文勿害意ト云ヘリ、

〔延喜式三十大藏〕六月十二月神今食、中院東西廂殿懸幔、中門及掖門懸屛幔、又立幄三字、五丈幄一字、在中門外、七丈幄二字、在中和門外、新嘗祭亦同、

〔延喜式三十八掃部〕六月神今食、○中略當日平旦、○中略中和門外幄、設大齋親王座、

〔西宮記六月〕神今食中院儀

戌時天皇、○註略幸神嘉殿、入中和門之間、大忌王卿出立幄北、西上北面、衞府帶弓箭、大忌人自中隔著幄、或自內著、

〔北山抄八〕神今食

入中和門之比、左右近衞各一人、入自腋門、開中門、

〔小野宮年中行事六月〕同日十一日神今食祭事、○中略

從神嘉殿還御之間、於中和門外間時、無誰侍之說、皆用誰之說、

〔江家次第七六月〕神今食次第

戌時御腰輿、幸中和院、○中略比入中和門、左右近衞各一人、趁入自腋門開中門、○中略天皇易御服、還御本宮、乘輿出中和門之間、左次將問之、大忌公卿侍從稱名、

中門

〔江次第抄六月〕開中門、今按、神嘉殿之南中門也、

〔大內裏圖考證七中和院〕中門　一古圖、及南都所傳圖作中和門、九記、山槐記、作南門、

諸圖　古本拾芥抄圖曰、中門八足、

〔延喜式三十大藏〕六月十二月神今食、〇中略中門及掖門懸屏幔、又立幄三宇、五丈幄一宇、在中門外、七丈幄二宇、在中和門外、新嘗祭亦同、

〔延喜式三十八掃部〕六月神今食、〇中略當日〇中略戌剋小齋親王已下、出中門外、寮官人授打掃宮坂枕御帖等、

〔西宮記六月〕神今食

(裏書)九記云、天慶三年十一月十八日、天皇下輿入御西戶、近衞閉南門、陣南階云々、〇中略左西、右東、或說云、近仗閉中門、陣階下、左近西、右近東、

九記云、天慶三年十一月十八日、開門率辨已下、出自西腋門、立南門西、闈司傳宣、解弓箭幷劒等、把禊宮、入南門、昇南階、跪神殿戶外、掃部官人傳取之、

〇按ズルニ、南門トイヘルハ、猶ホ中門ノ事ナリ、

〔北山抄二六月〕同日〇十一日神今食事

左右近衞各一人、趍入自掖門、開中門、御輿駐於神嘉殿南階上、〇中略小忌親王已下五位已上、出自右腋門、立南中門西腋御棚東邊、

〔江家次第十一月〕新嘗祭中院儀

主殿官人取御輿帊、以上列官內侍進御劍、乘御、〇中略入御中和門、左右近衞各一人開中門、趍入自掖門開之、

〔長秋記〕大治二年十一月十七日癸卯、新嘗祭中和院儀也、臨晚沐浴、戌剋參仕、入自待賢門、經中院南門、著西小屋、件屋四間、北面幷西南兩面皆壁、東面莚、東廂北面空間、

〔倭訓栞中編九〕さとだいり　建武年中行事に里内裏と書り、里第をもて御在所とするの名也、應仁後に此事ありし、

〔續世繼三大内わたり〕十月二〇保元年におほうちつくり出してわたらせ給、〇中略近き世には、里内裏にてのみありしかば、〇下略

〔建武年中行事〕四方拜の御裝束いそがすめり、〇中略ひの御座の御簾、〇中略ちか頃里内裏などにて、あたりの間一間中はむにあぐる事あり、ひがことなり、

〔建武年中行事略解一〕里内裏、非二大内一以二里第一爲二御在所一之名也、〇中略光義〇谷村按、應仁亂後、大内裏未レ及二造立一也、

〔雍州府志一城池〕禁闕　凡大内九重城廢後、京畿所々有二内裏一、或稱二里内裏一、今禁裏、古所レ謂與二正親町内裏一、地形粗相當、然定二皇居於茲所一、未レ詳三爲二何時一也、後圓融院、後小松院時、既爲二斯所一也明矣、文明十二年庚子十二月、世治、後、後柏原院自二室町殿一歸二土御門内裏一云、今内裏當二正親町土御門之間一、然則是與二正親町内裏一相同者乎、然應仁亂後、宮殿纔存二其名一而已、織田信長公及豐臣秀吉公、粗改二營之一、至二後水尾院時一、東福門院入内之後、殿閣門樓漸備、至レ今後醍醐天皇以後之繁榮也、朝廷之式、與レ絕擧レ廢、每事頗准レ古、實堪レ祝二萬歲一、

〔山城名勝志一宮城〕里内裏

堀河院里内裏始歟花山院永觀二年八月廿七日、但新主當日自二閑院一入御、其儀擧即日入二御大内一、　一條院三條院寛弘八年六月十三日、新主當日自二東三條町別所一入御、其儀擧入二御東三條院一、

東三條院後冷泉院寛德二年正月十六日、新主當日自二上東門院一參入、即日乘輿歸御、　土御門殿崇德院保安四年正月廿八日、新主東對代廊、舊主(鳥羽)淸涼殿代、子午廊、

閑院四條院貞永元年正月廿九日、新主淸涼殿代、舊主(後堀河)仁壽殿代、　上東門院京極第後一條院長和五年正月廿九日、新主上東門院京極第、舊主(三條)土御門殿、

大炊御門東洞院鳥羽院嘉祥二年七月十九日、新主大炊御門東洞院、　高松第後白河院久壽二年七月二十四日、新主高松第、　土御門高倉第六條院永萬元年六月廿五日、新主土御門高倉第、　五條邦綱宅五條内裏安德天皇治承四年二月廿一日、新主五條邦綱宅、　押小路烏丸順德院承元四年十一月廿五日、新主押小路

烏丸、（富小路内裏歟）冷泉富小路（後深草院寛元四年正月廿九日、新主冷泉富小路、）二條高倉（後宇多院文永十一年正月廿六日、新主二條高倉、）土御門東洞院（太上法皇（花園）德治三年（延慶元年）八月廿六日、新主土御門東洞院、）已上見于園太曆

高陽院　京極院　二條院　大炊御門内裏　二條内裏　土御門内裏　四條内裏　小六條内裏　五條内裏　五條大宮内裏　大炊御門萬里小路（已上見于薩戒記）六條内裏（見于拾芥抄）

〔園太曆〕貞和四年九月三日、昨日春宮大夫參時被仰下旨、及委細篇目令申所存、加之就被尋下先例等注進之、〇中略

〇里内同所禪讓例

花山院　永觀二年八月廿七日

堀河院（惟新主當日自閑院入御、其儀舉御入御大内、）

三條院　寛弘八年六月十三日

一條院（新主當日自東町別所入御、其儀舉御入御陽東一條、）

後冷泉院　寛德二年正月十六日

東三條（新主當日自上東門參入、卽日乘輿歸御、）

崇德院　保安四年正月廿八日

土御院殿（新主東對代廊、舊主清涼殿代北子午廊）

近衞院　永治元年十二月七日

土御門殿（新主東對昭陽舍代、舊主北對子午廊、）

四條院　貞永元年十月四日

閑院（新主清涼殿代、舊主仁壽殿代、）

禪讓各別御所例

後一條院　長和五年正月廿九日
新主上東門院京極第　舊主土御門殿
後三條院　治曆四年四月十九日
新主閑院　舊主高陽院有二御事一
堀川院　應德三年十一月廿六日
新主堀川院、當日自二大炊殿一遷御、　舊主三條殿
鳥羽院　嘉承二年七月十九日
新主大炊御門東洞院　舊主堀川院有二御幸一
後白河院　久壽二年七月廿四日、
新主高松第當日渡日來新院御同宿、　舊主近衞第有二御事一
六條院永万元年六月廿五日御所各別長和應德例也
新主土御門高倉第　舊主東洞院
高倉院　安○安恐上脫二仁字一三年二月十九日
新主閑院　舊主土御門高倉
安德天皇　治承四年二月廿一日
新主五條邦綱宅　舊主閑院
土御門院　建久九年正月十一日
新主閑院、當日渡御、　舊主大炊御門富小路、自二閑院一遷御、
順德院　承元四年十一月廿五日
新主押小路烏丸、當日渡御云々、　舊主大炊御門富小路

後堀川院　承久三年七月九日
　新主閑院、當日入御、　舊主高陽院、但萱退二九條近一云々、
後深草院　寬元四年正月廿九日
　新主冷泉富小路　舊主冷泉院万里小路
龜山院　正元元年十一月廿六日
　新主冷泉富小路、十七日遷御、　舊主冷泉万里小路、十九日遷御、
後宇多院　文永十一年正月廿六日
　新主二條高倉　舊主押小路烏丸
伏見院　弘安十年十一月廿一日
　新主冷泉富小路　舊主二條高倉
後伏見院　永仁六年七月廿二日
　新主冷泉富小路　舊主二條高倉
後二條院　正安三年正月廿一日
　新主二條高倉　舊主二條富小路
太上法皇　德治三年八月廿六日
　新主土御門東洞院、當日渡二御持明院門一、　舊主二條高倉有二御事一
後醍醐院　文保二年二月廿六日
　新主冷泉富小路、當日渡二御本万里小路一、　舊主土御門東洞院、廿四日遷御、

〔續日本後紀 十一仁明〕承和九年、四月乙亥、遷二御冷然院一、以レ修二理內裏一也、

〔皇居年表 一〕貞治四年關白良基公意見、以二此時一爲二里內之始一、

堀河內裏

〔榮花物語〕二花山かゝる程に、內もやけぬれば、みかど〇圓融のおはします所見ぐるしとて、ほり河どのを、いみじうつくりみがき給て、內裏のやうにつくりなして、內いでくるまでは、おはしまさせんといそがせ給ふなりけり、貞元二年三月廿六日、堀河院に行幸あるべければ、天下いそぎみちたり、その日になりてわたらせ給ふ、中宮もやがてその夜うつりおはしまして、ほりかはの院をいま內裏といひて、よにめでたうのゝしりたり、

〇按ズルニ、堀川院遷幸ノ事、日本紀略、百練抄、共ニ七月二十六日トス、コヽニ三月二十六日トアルハ、誤ナルベシ、

閑院內裏

〔榮花物語〕二花山天元三年かのへたつのとしになりぬ、〇中略又ことし內裏やけぬ、みかど閑院にわたらせ給、閑院はこほり河どの、〇藤原兼通の御領にて、朝光の大納言ぞすみたまひける、

〔百練抄〕八高倉治承元年四月二十八日、亥剋、火起自樋口富小路、火焰如飛、八省大極殿〇中略等、拂地燒亡、大內免其難、此外公卿家十餘家爲灰燼、皇居閑院依近々、主上駕腰輿、行幸正親町邦綱卿第、

〔玉海〕治承二年十二月十五日甲辰、此日有冊命立太子事、〇中略申剋著束帶、〇註略參內、閑院第著仗座、〇中略外辨座體、此內裏、今月始著外辨、仍委所注也、〇下略

〔百練抄〕十一土御門承元二年十一月廿七日、閑院皇居燒亡、仍主上行幸大內、

〔百練抄〕十二順德建保元年二月廿七日、天皇自三條皇居遷幸閑院、新造後

〔增鏡〕二新島もりいまはひとへに實朝、故大將〇源賴朝のあとをうけつぎて、つかさくらゐとゞこほることなく、よろづ心のまゝなり、建保元年二月廿七日正二位せしは、閑院の內裏つくれる賞とぞきゝ侍し、

〔百練抄〕十三後堀河寬喜元年二月廿七日、仁和寺宮櫻樹一株、被移植閑院南殿前、

〔增鏡〕五內野の雪閑院殿炎ゆりせらるゝほどゝて、十五日〇寬元元年六月にみかど〇後嵯峨承明門院へ行幸

なれば、いと〳〵しげうさへ見たてまつらせ給に、御心ゆく事おほく、げにいみじき老の御さかえなりかし、

〔古今著聞集 十一 畫圖〕承元に閑院の皇居燒、卽造內裏ありけるに、本は尋常の式の屋に松殿〈○藤原基房〉作らせ給たりけるを、此度あらためて、大內に摸して、紫宸、淸凉、宜陽、校書殿、弓場、陣座など要須〈○要須、原作實頭、據一本改〉の所々たてそへられける土御門の內裏のかゝりける所とぞ聞えし、地形せばくて紫宸殿の間數をまじめられける時、賢臣の影もちいさくとゞめられにけり、建長の造內裏の時、少少又用捨せられける、くはしく尋て注すべし、大內にては、此障子をみなはなちをかれて、公事の時計ぞ立られける、御秘藏の儀にて侍けるにや、建曆に閑院にうつされて後は、すべてとりはなたるゝ事なし、

〔吾妻鏡 四十〕建長二年三月一日丁卯、造閑院殿雜掌事、爲被進覽京都、云本役人、云始被付分、今日悉被注組之、深澤山城前司俊平、中山城前司盛時等爲奉行云云、

其目錄樣　後日被注入分

霜臺東　備後前司　　掃部寮戶屋　網島左衛門入道

閑院殿造營雜掌

紫宸殿　相模守　　淸凉殿　甲斐前司

仁壽殿　修理權大夫跡　　宜陽殿　陸奧守

校書殿　筑後入道跡　　春興殿　遠江入道跡

五節所　秋田城介　　小御所　足利左馬頭入道

釣殿　前右馬權頭　　記錄所　隱岐入道跡

陣座幷東屋　大友豐前前司跡　　軒廊　佐々木三郎兵衛入道跡

弓場殿（ユバドノ）　近藤中務丞跡　弓場殿渡廊（ワタリラウ）　湯淺黨
宮御方東渡廊　長沼淡路前司跡　同西渡廊　小澤女房
北小廊　伊藤大和前司　北面御車寄　上野入道
北對　葛西壹岐入道跡　北御臺盤所〈被用御湯殿〉　足助太郎
西對　千葉介跡　西二對　宇都宮入道
又北對八間　信濃民部入道　北弘（ヒロ）御所　島津豐後前司跡
同西屋　周防前司入道　御厨子（ミヅシ）所〈付出納小舍人座〉　中條出羽前司跡
西一對廊〈付御湯殿〉　常陸大掾跡　御臺盤（ダイバン）所　小栗次郎
清涼殿與一對造合御物宿　河津伊豆前司跡
宿御方侍（ヲカタサフラヒ）〈付渡屋〉　佐渡前司
本所　押垂齋藤左衛門尉跡　藏人所　攝津前司〈宇佐美也〉
釜殿〈付井屋〉　土屋入道跡
宮御方東屏中門〈幷屏十四間〉　隱岐次郎左衛門尉
小御所北屏三間〈在屏門〉　那珂左衛門入道
藏人町後屏廿五間　十五間〈在屏門三〉　伊達入道跡　十間〈在屏門二〉　安積薩摩前司
日花門〈付左右廊各一間前小橋〉　近江入道跡　月花門〈在南廊一間前小橋〉　矢野和泉前司財
殿下直廬　豐前前司　同西對　下野入道跡
同西南渡廊　同人　同南上下門　同人
同南西北屏幷屏門　同人　東四足左衛門陣　佐原遠江前司跡
西四足右衛門陣　足立左衛門尉跡　東棟門左兵衛陣　草野大夫跡

西棟門右兵衛陣　太宰少貳　縫殿陣土平門　但馬次郎左衛門尉
押小路面土平門　内藤左衛門尉跡　油小路面土平門　伊賀式部入道
池扉橋(トビラハシ)付火炬屋　大和入道跡　船一艘　安野中將
同一艘　中御門三位　樋二箇所　若狹兵衛入道跡
池掃除　陸奥左近大夫將監
橋四箇所
一所左兵衛陣前扉橋　刑部大輔入道　一所右兵衛陣前　中條右馬助入道
一所二條　肥田次郎跡　一所押小路　白石太郎
行事所屋五間二面
三間　相馬次郎跡　二間　土肥木工助跡
築地八十八本垣形十八本　十本在左衛門陣南垣形二本　武田伊豆入道跡略○中
裏築地百九十二本垣形十七本
二條面二十本　二本在垣形一本　登戸左衛門尉略○中
油小路面三十一本　五本在垣形一本　廣澤左衛門入道跡略○中
押小路面二十本　一本垣形一本　那須肥前前司略○中
二條面西洞院東廿本　二本垣形一本　柘植左衛門跡略○中
二條面南油小路西十六本　二本　船越右馬允跡略○中
同北十六本　二本垣形一本　廬原左衛門入道略○中
自二條北油小路面廿本　一本垣形一本　日野平五入道略○中
自押小路南自西洞院西十八本　一本　安藤太郎跡略○中

土御門內裏

自押小路南自油小路西十一本　一本在垣形一本　吉敷三郎入道跡〇中略

自二條北自西洞院面東廿本　二本在垣形一本　方穗六郎左衞門尉〇中略

河堰二百三十八丈

西鰭　五丈　楊井左近將監跡〇中略

建長二年三月日

〔吾妻鏡四十一〕建長三年六月廿一日庚戌、閑院殿末役所之事、有其沙汰、被施行之、所謂築墻百七十八本、此內小路面十本、在家不立二條面七十二本、油小路面六十一本、自二條北油小路面西洞院面三十五本、以上新造又神社佛寺領之外、悉可所課於辨勤之由、同被仰下、御教書云、

造閑院殿用途事

右於佛神之田者、自本被除之、到其外者令濟地頭、加徵之所々者、可致其沙汰之由、各可加下知之狀、依仰執達如件、

建長三年六月廿一日　相模守〇北條時賴

七月四日壬戌、今日京都之飛脚到來、去月廿七日被遂閑院遷幸、造內裏賞、將軍家〇藤原賴嗣令敍三品給、相州正下被敍五位、又彼時參仕公卿以下、參狀幷除書等持參之云云、

〔徒然草上〕今の內裏作り出されて、有職の人々に見せられけるに、いづくも難なしとて、すでに遷幸の日ちかくなりけるに、玄輝門院御覽じて、閑院殿のくしがたの穴は、丸くふちもなくてぞ有しと仰られける、いみじかりけり、

〔百練抄五鳥羽〕永久五年十一月十日、天皇遷幸新造土御門皇居、殿舍大略摸大內、但無承明門代、件地本是師時朝臣領也、讃岐守顯能募重任功造進之云々、

〔台記〕康治元年九月二十日己酉、帝〇近衞幸土御門內裏云々、

久安四年六月廿六日壬子午二剋內裏土御門燒亡、○中略入夜天子幸四條東洞院第、群臣束帶如常儀、余○藤原賴長不參、今日九坎、廿八日甲寅、依召酉剋參內、四條著右仗、依範家招參殿上、豫諸卿候之、束帶但殿下直衣、範家仰云、明年正月可有御元服、於何所可行乎、將可造土御門內裏歟、一同定申可造土御門內裏之由、範家參院、久之歸參、依群卿定行之、卽退出、

〔宣胤卿記〕文明十二年十二月廿日丙寅、今日當今第一宮、勝仁親王十七歲、去十二日親王宣下、於室町殿有御元服、○中略于時皇居土御門殿也、亂後有修理、去年十二月七日自政資亭還幸此第、

〔有職抄〕二禁中殿門里內　紫宸殿　東西七間南北五間　母屋御帳アリ、御倚子ヲ立ル、前ニ獅子狛犬アリ、

御後北ノ廂ヲイフ　東廂　西廂御膳宿トイフ○中略

清涼殿

五間、中ノ間ニ御帳、左右ニ獅狛犬アリ、

晝御座　御帳

四面ニ几帳アリ、西柱ノ角ニ鏡二、濱床常ノゴトシ、○中略

朝餉　二間、南ノ間ナリ、

平敷一枚

東北ニ屛風ヲ立ル、絹屛風也、○中略

石灰壇南第一間東西○中略

鬼間

二間、格子也、昔ハ南壁ニ白澤王鬼ヲトル繪也、○中略

二間

疊二帖ヲシキテ、阿闍梨ノ座トス、二間トハ、御持僧トテ、フダン御殿ニ侍リテ、加持シタテマツル

也、毎日三壇ノ御修法アリ、東寺ノ長者ヲハジメトシテ、六七人モ御持僧ニ定ルコト也、東寺ノ長者多ハ夜居ニ候ズ、是ヲ二間ノ夜居ト號スル也、

夜御殿

四方ニ妻戸アリ、南ハ大妻戸一間アリ、御帳晝御座ニ同ジ、東枕ナリ、○中略

臺盤所　三間北ノ間○中略

御手水ノ間一間○中略

上御局藤壺ノ上ノ御局ト號ス

后女御ナド參上ノ處也

萩戸

常御所也

上御局　弘徽殿ノ上ノ御局ト號ス

是モ女御更衣ナド參上ノ所トミエタリ

弘廂

北ニ荒海ノ障子有、二間ト上ノ御局ノ間ニ昆明池ノ障子有、南ノ切妻ニ鳴板有、ウチツケザル板也、是ヲ見參ノ板トイフナリ、

殿上

六間春冬垂幕アリ、又釣蔀有、夕陽ノ時ハ蔀ヲ下ス、

上戸　小蔀アリ、主上殿上ヲ覽スル所ナリ、○中略　棹間小板敷ノ西ニアリ　小庭無名門ノ内ヲ云ナリ　時簡小庭ニアリ　膳棚

同燈樓同

下侍三間

四面ニ疊ヲ敷、侍臣亂遊ノ所也、或又酒宴等此所ニオイテ行フ、

渡殿

北ニ高欄ニソヒテ布障子二間アリ、又馬形障子有、波禰馬ト號ス、

春興殿

五間二面、日華門ノ北ニ有、內侍所此殿ニマシマス也、

宜陽殿　三間二面、月華門ノ北ニアリ、　床子座　宜陽殿ノ西ニアリ　陣座　三間二面　腋陣床子座ノ南ニアリ　孔雀ノ間　二間陣ノ座ノ北ニアリ　軒廊　三間紫宸殿ノ西ノ廊ナリ　小御所　五間四面、清凉殿ノ東ニアリ、　進物所　四間二面、小御所ノ乾ニアリ、　黑戸　清凉殿ノ北東ニアリ

記錄所

四間二面、南殿ノ乾ニ有、記錄所トハ、諸人ノ雜訴ヲ判斷スル所也、後三條院ノ時、コトニ興行アリテ、寄人ナド選ビ置レシト也、

御輿宿　月華門ノ南西ニアリ　裝束使部屋　御輿宿ノ南ニアリ　宣仁門代　陣座宜陽殿兩宇ノ門ニアリ　無名門代　殿上前ニアリ、當時門ヲ弓場殿代ト號ス、　神仙門代　殿上ノ小庭ノ西ニアリ　日華門　春興殿ノ南ニアリ　月華門　宜陽殿ノ南ニアリ　左衞門陣　當時西ノ四足ノ門ヲ左衞門ノ陣ニ用　右衞門陣　東ノ四足ヲ右衞門ノ陣ニ用ユ　承明門代　南ノ門ナリ

右里內殿門ノ目錄ハ、土御門ノ內裏繪圖ヲ以テ摸書スルモノ也、凡近代造內裏ノ事、後深草院ノ御宇建長三年、將軍賴嗣、執權陸奧守重明、極樂寺ト號ス相摸守時賴最明寺ト號スナド沙汰トシテ造ラレシハ、閑院ノ內裏也、花園院ノ御宇文保元年、將軍守邦親王、執權相模守高時造營セラレシハ、富小路ノ

内裏ナリ、後光嚴院ノ御宇貞治五年、寶篋院將軍、後小松院ノ御宇應永九年、鹿苑院准后等作リ進ゼラレシハ、土御門ノ内裏也、右文保建長以前ハ、當時ノ内裏ニ聊カハレル事ドモアルベシ、貞治應永以來ハ、凡當時ノ内裏ニカハル事ナキ歟、仍テ貞治應永ノ繪圖ヲ以テシルシ侍ル者也、

〔玉勝間　四〕土御門内裏

土御門内裏は、土御門南、烏丸西と、拾芥抄に見えたり、或書に、光嚴院より、後奈良院まで、此内裏にましませりといへり、明應凶事記に、後土御門院の御葬を記せるに、御車路次、正親町西行、室町南行、近衛東行云々と見え、又二水記に、後柏原院の御葬の路次を記されたるも、右の如く也、然ればそのころは、北へ廣がりて、一條の南づらまでも、内裏なりしにや、さる故にその西表の御門、正親町に有て、それより出給ひしなるべし、又同帝の御所を、東洞院殿と申して、土御門東洞院に有しよしなり、されば御所は時々にすこしづゝ地かはりて、こゝかしこに有しかども、皆同じ廓の内にてぞありつらん、さて今の内裏は、正親町院の御世、信長公秀吉公などの時に、造營せられし地なるべし、これも土御門内裏の外廓の、やう〳〵に東へ北へ廣くなりて、今世の外廓とはなれりとおぼしければ、猶同じ廓の内也、さて今の内裏は、正親町にあたる故に、後の御謚にもつけ奉られたるにやと、これも或人いへり、中原康富記に、文安元年九月廿八日云々、去年九月廿三日、炎上内裏之御門四ッ足、(上御門東洞院面、號左衛門陣)云々、文安は、後花園天皇の御世也、

〔親長卿記〕文明三年二月十三日、抑今度舊院御追號事、去正月二日被仰新大納言、(繼長)御號二(後文德、後花園)擇申、仍被尋仰諸卿中詞、(〇中略)

中院大納言

舊院御追號猶可被改之、可計申之由、就被仰下、粗廻愚案、於後。土。御。門。者、近。來。皇。居。之。地、猶若可有憚歟、後近衛院可被看用哉、可有群議矣、

大炊御門內裏　〔百練抄五鳥羽〕天仁二年七月一日、自大炊御門皇居遷幸內裏、是去月廿七日夜、御殿天井鵄入居之故也、九月廿一日遷宮

四條內裏　〔百練抄七近衞〕仁平元年六月六日、皇居(四條東洞院)燒亡、

押小路內　〔玉海〕長寬二年閏十月十七日戊戌、此日權大納言經宗卿、幷下官、(○藤原兼實)奉可任大臣之兼宣旨、(○中略)卽參內、入自右衞門陣、(押小路內裏西禮、仗座在西也、)著右仗奧座、

五條內裏　〔百練抄七六條〕仁安二年九月廿七日、子剋皇居(五條東洞院)燒亡、主上遷御高倉第、卅日可幸大內、當太白王相方、內侍所劒璽已下、累代御物皆悉取出之、內印雖在煙中不燒、櫃燒失了、(後新造納之)　三年二月三日、遷幸大內、(移徙儀)

〔百練抄八高倉〕治承四年十一月廿三日、俄立新都、可還幸舊都、今日遷御邦綱卿新造亭、兩院同御幸、廿六日、著御舊都、萬民有悅色、依東國逆亂、忽有議所歸都也、主上入御五條皇居、

八條內裏　〔百練抄八高倉〕治承元年六月廿一日、皇居(八條殿)放火、卽打消畢、嫌疑人等舍人安利被搦之、

三條內裏　〔帝王編年記二十三順德〕建保元年二月廿七日戊戌、天皇自三條烏丸皇居、遷幸新造閑院、

二條內裏　〔帝王編年記二十六龜山〕文永元年三月廿五日、日吉神輿三基入洛、(八王子、客人、十禪師、)並赤山祇園北野等神輿、奉振棄二條高倉(內裏)冷泉高倉(一院御在所)等、

〔增鏡九草枕〕文永十一年正月廿六日、春宮に位ゆづり申させたまふ、廿五日夜まづ內侍所劒璽引ぐして、押小路殿へ行幸ありて、又の日ことさらに二條內裏へわたされけり、九條の攝政殿いたゞまいり給ひて、藏人めして禁色おほせらる、

一條內裏　〔康富記〕嘉吉四年(○文安元年)四月十八日丁酉、賀茂祭也、此皇居(一條東洞院南東角)西面、御門二在之、南者四足也、北者棟門也、以棟門之通對屋之西妻被用長橋、有出御、有叡覽云云、

古事類苑

居處部五

柳營上

柳營ハ、將軍所在ノ處ノ名ニシテ、又幕府トモ云ヘリ、

鎌倉柳營ハ、治承四年、千葉常胤ノ意見ニ基キ、源賴朝ノ創設スル所ナリ、今其構造ノ委曲ハ知ルベカラズト雖モ、當時草創ノ際トテ、造營極メテ質素、規模亦狹隘、一ニ實用ヲ主トシテ作リシモノナルコトハ疑ヲ容レズ、而シテ嘉祿元年ニ至リ、地ヲ若宮大路ニトシ、柳營ヲ此ニ造作セシコト吾妻鏡ニ見ユ、思フニ新將軍藤原賴經ノ爲メニ、新ニ此功ヲ起シヽナラン、其構造規模、前者ニ比スレバ、漸ク莊麗ヲ加ヘタルモノナルベシ、

足利柳營ハ、足利尊氏ノ創建スル所ニシテ、京都ニ在リ、初メ尊氏ノ起テ天下ニ號令スルヤ、前例ニヨリテ柳營ヲ鎌倉ニ置クベキカ、將タ他所ニ移スベキカヲ諮問セシコトアリ、然レドモ後遂ニ將軍ハ京都ニ在住シ、鎌倉ニハ管領ヲ置キテ東國ヲ管セシムルコトヽ爲セリ、而シテ尊氏義詮二代ハ、高倉三條坊門ニ住居シタリシガ、三代將軍義滿ニ至リテ、柳營ヲ室町今出川ノ北ニ新造シ、永和四年此ニ移レリ、之ヲ室町殿ト號ス、時人花御所ト稱セシ者即チ是ナリ、爾後代々ノ將軍、概ネ此ニ住居ス、故ニ後世室町氏ト稱シ、此時代ヲ室町時代ト云フ、應永四年、義滿大ニ天下ノ財力ヲ盡シテ、別業ヲ北山ニ起ス、之ヲ北山殿ト云フ、後ニ寺ト爲シ、鹿苑寺ト稱ス、今ノ金閣寺是ナリ、文安六年、八代將軍義政ノ時ニ至リ、住居ヲ北小路、萬

里小路ニ作ル、之ヲ烏丸殿ト稱セシガ、應仁亂後、更ニ別業ヲ東山ニ造リ、義政世塵ヲ避ケテ此ニ居ル、因テ東山殿ト稱ス、今ノ銀閣寺是ナリ、此他小川御所、今出川殿、二條御所等アリ、皆一時將軍ノ住セシ所ナリ、

德川柳營ハ、康正年間、太田道灌ノ築キタル古城ニ基キ、天正十八年、德川家康ガ關東入國以來、幾多ノ改築修造ヲ歷テ大成シタルモノナリ、地利人巧湊合シテ、其規模雄大、構造堅牢ナル、眞ニ將軍ノ在所タルニ負カズ、抑、此柳營タルヤ、天正以降、數、修築ノ事アリシカド、其根基ノ造營ヲ起シテ、金城湯池タラシメタルハ、慶長十一年、諸將ニ課シテ經營セシメシヲ以テ始トス、尋デ寬永五年、三代將軍家光ノ時ニ至リ、更ニ大規畫ノ造築ヲ經始シ、天下ノ諸侯ニ令シテ工役ヲ課シ、外部ノ構造殆ド具備スルニ至レリ、蓋シ營中殿舍ノ赭堊、室內楹楶ノ斧藻ニ就キテハ、時ニ增減アリテ、必ズシモ一樣ナラザリシト雖モ、其初ハ尚ホ素朴ノ處アリシガ、四代五代ノ將軍ヲ歷テ、漸次善美ヲ加ヘタルモノヽ如シ、其構造ノ概略ヲ言ヘバ、外部ハ、外曲輪、二曲輪、內曲輪ノ三重郭ヨリ成リ、塹壕ヲ繞ラシ、石壁ヲ築キ、要處每ニ高櫓ヲ置キ、堅門ヲ設ク、更ニ內部ノ梗概ヲ記スレバ、本丸、二丸、三丸、西丸ノ四大區ヲ爲シ、各、塹塀ヲ以テ相畫シ、所々便門ヲ以テ相通ズ、蓋シ本丸ハ占地最モ廣クシテ、將軍常ニ此ニ居ル、西丸ハ本丸ノ西南ニ在リテ、前將軍隱居ノ處トス、而シテ本丸ト西丸トニハ、共ニ表ト奧トノ別アリ、卽チ奧トハ、御臺所ヲ始メ、營中ニ仕フル婦女子ノ常居スル處ナリ、二丸、三丸ハ、共ニ本丸ノ副城ニシテ、本丸事故アル時ハ、將軍此ニ移居ス、又前將軍ノ御臺所ナド、一時居住スルコトモアリ、其位置廣狹等ニ至リテハ、宜シク指圖ヲ看テ知ルベシ、殿中ノ構造ハ、頗ル複雜ニシテ、一々擧指スルニ遑アラズト雖モ、其重ナル室名ヲ擧グレバ、白書院、黑書院、大廣間、帝鑑之間、雁之間、芙蓉之間、祗候之間、山吹之間、御連歌之間、躑躅之間、柳之間、菊之間、桔梗之間、竹之間

名稱

等ニシテ、多クハ其室ノ戸障ニ畫キタル繪畫ニヨリテ、此等ノ名アルナリ、外部ノ規模、內部ノ構造、此ノ如ク壯大ニシテ且ツ復雜ナルヲ以テ、內外出入ノ門、大小百ヲ以テ數フベシ、其外曲輪ニハ南ニ山下御門、幸橋御門、虎之御門アリ、西ニ赤坂御門、喰違御門、四谷御門、市谷御門アリ、北ニ牛込御門、小石川御門、筋違御門、淺草御門アリ、東ハ其半海ニ面シ、其半隅田川ノ下流ヲ以テ限界トス、二曲輪ニハ、東ニ常磐橋、吳服橋、鍛冶橋、數寄屋橋ノ諸門アリテ、更ニ和田倉、馬場先ノ二門其內ニアリ、南ニ日比谷、外櫻田ノ二門、西ニ半藏御門、北ニ田安、淸水、一橋、神田橋ノ諸門アリ、內曲輪ニハ大手御門、內櫻田御門、坂下御門、西丸大手御門、吹上御門、西拮橋御門、北拮橋御門、平川御門等アリテ、出入最モ嚴ナリ、而シテ營中ノ諸門ニ至リテハ、中雀御門、中之御門、二丸銅御門等、其他便門頗ル多シ、

明治元年、王政復古ノ業成ルヤ、江戸ヲ改メテ東京ト稱シ、越テ二年、遷都ノ儀アリ、柳營ヲ以テ直チニ宮城ニ充ツ、今ノ皇居即チ是ナリ、

〔伊呂波字類抄 利疊字〕柳營 營エイ 地塞有柳營

〔倭名類聚抄 十居宅〕營 唐韻云、營余傾反、日本紀云、和名伊保利 軍營也、

〔箋注倭名類聚抄 三居宅〕營見神武戊午年、神功伐韓年、仁德五十三年、欽明十五年紀、廣韻云、造也、度也、說文曰、帀居也、亦州、與此不同、按營本訓帀居、爲軍營者轉注也、韻會云、軍壘曰營、史記五帝本紀、以師兵爲營衞、正義、環遶軍兵爲營、以自衞、若轅門、即其遺象、即此義、按依萬葉集所載歌、多有詠伊保利者、皆謂行旅假構之屋、非特軍營、則宜以廬爲之、廬本農人作以便田事者、轉凡寄居之處、皆曰廬、周禮、十里有廬、廬有飮食、左傳、立戴公以廬於曹、吾儕小人皆有闔廬、以避燥溼寒暑、皆是也、

〔運歩色葉集 利〕柳營 エイ 曰將軍家、周亞夫故事、

〔橘窻茶話 上〕惺羅二先生以來、稱東藩爲柳營、呼將軍爲大樹、名實相稱、可謂識字儒矣、余二十歲時在

東、世人知讀唐詩選、爭以詞語宏麗爲貴、動用丹鳳城青瑣闥等語以爲東藩事、翰林宗匠、亦莫之能禁、蓋人之無知有如此者、俗人猶可恕、以昂々縫掖儒家自誇、不知犯春秋之義、其獲罪於名敎也大矣、哀哉、

〔武家名目抄稿 居處一〕按、漢文帝の時、匈奴大に邊境に冠することありしに、周亞父將軍として細柳に陣營す、みかど其軍令のよくとゝのひたるを叡感し玉ひしことあり、此故事によりて、將軍の御所を柳營といふ也、

〔太平記 三十九〕諸大名讒道朝事附道譽大原野花會事

○按ズルニ、將軍ヲ柳營ト稱スル事、官位部鎌倉將軍篇ニ在リ、參看スベシ、

懸ル處ニ、柳營庭前ノ花、紅紫ノ色ヲ交テ其興無類ケレバ、道朝種々ノ酒肴ヲ用意シテ、貞治五年三月四日ヲ點ジ、將軍ノ御所ニテ花下ノ遊宴アルベシト被催、

營中

〔吾妻鏡 二〕治承五年十二月七日己酉、御臺所御惱、仍營中、上下群集、

養和二年五月十六日乙酉、及日中老翁一人正束帶、把笏參入營中、候西廊、僮僕二人從之、

〔武家名目抄稿 居處一〕按、營中は卽柳營中にて、韻會に、軍壘曰營と見えたり、以上の三稱、○幕府、柳營、營中、皆陣中のことなるを、將軍といふ御職掌によりて、平常の御所の稱とせしなり、

幕府

〔武家名目抄稿 居處一〕按、幕府は、史記索隱に、古者出征爲將帥、軍還則罷、理無常處、以幕帟爲府署、故曰幕府と見えたり、是によりて將軍家のおはします所を幕府といひ、又幕府幕下を指斥の稱とす

〔史記 八十一 李牧〕李牧者、趙之北邊良將也、常居代鴈門、備匈奴、以便宜置吏、市租皆輸入莫府、如淳曰、將軍征行無常處、所在爲治、故言莫府、莫大也、索隱曰、如淳解、莫爲大非也、崔浩云、古者出征爲將帥、軍還則罷、理無常處、以幕帟爲府署、故曰莫府、則莫當作幕、字之訛也、

〔漢書 五十四 李廣〕李廣隴西成紀人也、○中略 武帝卽位、左右言、廣名將也、由是入爲未央衛尉、○中略 廣行無

御所

部曲行陳、就善水草頓舍、人人自便、不擊刀斗自衞、莫府省文書、(音灼曰、將軍職在征行、無常處、所在爲治、故言莫府也、莫大也、或曰、衞青征匈奴、絕大莫、大克獲、帝就拜大將軍於幕中府、故曰莫府、莫府之名始於此也、師古曰、二說皆非也、莫府者以軍幕爲義、古字通單用耳、軍旅無常居止、故以帳幕言之、廉頗李牧、市租皆入幕府、此則非因衞青始有其號、又莫訓大、於義乖矣、書少也、)

〔吾妻鏡〕(四十九)文應元年四月廿六日癸亥、將軍家御惱事、去夜女房尼左衞門督局有夢想、一人僧告申云、依嚴重御病、不可入幕中云云、仍今朝彼局語申夢中之間、被尋右京權大夫茂範朝臣之處、將軍御居所者、稱幕府、法驗炳焉之由申之、

〔書言字考節用集〕(一乾坤)御所(ゴシヨ本朝俗、高貴第宅曰御所、)

〔武家名目抄稿〕(居處一)按、御所の稱は、大臣家以上にても內々のことにて、公界には出ざることのよし、三光院內府のしるされたれば、禁裏仙洞に限れることなるべし、しかるを將軍家にても御所と稱するは、亦もと內辭にて、其以下のしかいふは、極たる僭稱なり、

〔家屋雜考〕(四)御所

御所の稱は、禁裏御所、仙洞御所などいひて、尊稱なる事勿論なり、しかれども官家の制ある稱にはあらずとみえたり、三內口訣に、御所是は大臣家以上の家執、其主人の故家(コカ)等稱之候、公界へ出でざる事に候云々、又云、大臣の孫以後は、於內儀も御所之號不可有事に候、しかりといへども、先祖の家僕申來候所故、不改儀も可有之候歟、於關東久我の御所、小弓の御所有之上は、不及異論候歟、(今按、久我は古河也、小弓又は生實(オユミ)御所とも申しゝ也、)是にて當時までのさまをしるべし、

〔武家名目抄稿〕(居處一)按、當將軍家のおはします所を、御所と稱するからに、父君の御所を、大御所といふ、猶若君のましますを、小御所といふの例也、

〔嬉遊笑覽〕(一上居處)將軍家を御所と稱し、同御父を大御所と稱すること、鎌倉の時より成べし、東鑑、文治元年四月廿一日、梶原平三訴廷尉不義曰、景時爲御所進士云々といへり、大御所は、同書建仁二

年九月六日、被候大御所、（幕下將軍御遺跡、當時尼御臺所御座とあり）秋草に、是らの號を、足利家の初代よりのことなるべしと云るはいかゞ、

〔吾妻鏡　五十一〕弘長三年五月一日庚辰、將軍家自二所還御、而今日鎌倉御所自濱部崎當太白方可有御憚歟之由、雖有其沙汰猶還御云云、

殿中

〔安齋隨筆　九〕殿中　將軍家の御所中を殿中と云ふ、殿の音スミ唱ふべしと、予が先祖貞衡記し置けり、スミて唱ふるは、京都將軍の時の名目なり、今は世人ニゴリテ唱ふるなり、

鎌倉柳營

〔家屋雜考　一〕家作沿革

抑鎌倉右大將家天下一統の後、平家の奢侈に懲りて、よろづの事、公家の風儀に習ひ給はず、其身鎌倉に常住まし〳〵て、上世以來武士といふものゝかたちをおしたてゝ、海内治馭の大體を一新したまひしかば、其御所のさまなども、極めて手輕にて事濟みしとみえたり、東鑑に云、建久二年七月二十一日、寢殿、對屋、御厩等造畢之間、今日御移徙之儀也、及亥剋自藤九郎盛長甘繩家入御新第、（中略）八月朔日、大庭平太景能於新造御第獻盃酒、其儀強不極美、以五色鱸魚等爲肴物云々、時に御前に侍ひて此宴に預るもの、上總介、千葉介、小山、畠山、工藤、土屋梶原父子等、纔に十三人に過ぎず、此一事を以ても、その質素押し量るべし、北條氏執權の世となりても、猶武家の古質を失はず、將軍家の御所をはじめ、さばかり時めきし北條一家の人々といへども、儉素を專とせられしこと、かの最明寺殿の母公、手づから明障子の切張せられしなどいふにてもおもひやるべし、これよりさき、泰時、賴經將軍に執權たりし時、御所にて御物語のついで、泰時が家鰭板（板屋の事なり、下に載す、）破れて見ぐるしと、聞こしめし及ばるゝ、よし仰せ有りしに、ありあふ人々、執權に追從せまほしとおもふ折なれば、我々もとくより心付きをり侍るが、今かく仰も候上は、我々相計りて、築地になしかへてまゐらせ候はむといひしに、泰時答へて、各の御志うれしとはおぼゆれども、今新に是

を築かんとならば、人夫多く費えて、是も亦世の煩ひにこそ侍らめ、泰時が家、假令築地にて圍ひたりとも、運盡きなば助かるべしともおぼえず、若又運つよくして、かくながら召し仕はれ候はむには、蔀板など手薄くとも、何事の恐れか侍るべきとて、固く辭し申しけるよし、砂石集にみえたり、されば此頃專北條家へ追從し、自家の榮耀を希ひし輩といへども、又皆其好むところにおもねりて、つひ〳〵かたの如く質素の風俗をなしけん事、また推して知るべし、

〔新編鎌倉志 二〕賴朝屋敷

賴朝屋敷ハ、鳥合原ノ東也、東鑑ニ、治承四年九月九日、千葉介常胤申云、當時ノ御居所要害ノ地ニ非ズ、又御曩跡ニモ非、速ニ相模國鎌倉ニ出シメ給フベシ、常胤門客等ヲ相率テ、御迎ヒニ參向スベキノ由申ス、同十月六日、相模國ニ著御アリ、同九日、大庭平太景義奉行トシテ、大倉郷ニ御亭ノ作事ヲ始メラル、但シ合期ノ沙汰ヲ致シガタキニ因テ、暫ク知家事兼道ガ山内ノ宅ヲ移サレ、此ヲ建立ス、同十二月十二日、上總介廣常ガ宅ヨリ、新造ノ御亭ニ御移徙ノ儀アリト有、則チ此ノ所也、其廣八町四方バカリアリ、今見ル所ハ、分内陰キ樣ナレドモ、法華堂ナド賴朝ノ持佛堂ト云ヘバ、此邊總テ殿宇ナルベシ、又東鑑脫漏ニ、元仁二年十月十九日、相州時房武州泰時參會セシメ給、御所ノ御地ノ事、御沙汰有、相人淨法師申云、右大將家法華堂ノ下ノ御所ノ地、四神相應最上ノ地ナリ、何ゾ他所ニ移サルベケンヤ、珍譽法眼申テ曰ク、法華堂ノ前ノ御地不可然ノ所ナリ、西方ノ岳上ニ右幕下ノ御廟ヲ安ズ、其ノ親ノ墓高シテ、其下ニ居ルハ子孫無之由、本文ニ見ヘタリ、幕下ノ御子孫御座マサズ、忽符合セシムベキ歟、若宮大路ハ、四神相應ノ勝地也、西ハ大道、南ハ行、東ニ河アリ、北ニ鶴岡、南ニ海水ヲ湛、池沼ニ可准云々、依テ此地ニ治定シ畢ル、嘉禎二年三月十四日、若宮大路ノ東ニ御所ヲ立ラル、四月二日木作始メ、八月四日御移徙也トアリ、是賴經將軍ノ時ノ事ナリ、然バ賴朝以後ハ、此地ノ遙西南ノ方ニ居セラレタルト見ヘタリ、今其所不知、按ズルニ、今ノ寶戒寺ノ

地、江間屋敷ノ邊ト見ヘタリ、

〔新編相模國風土記稿 八十三 鎌倉郡〕山之內庄　雪下村

大藏幕府蹟　里俗賴朝屋鋪ト唱フ、大藏町ノ北ニテ、方六町許ノ地ナリ、撿昔結構ノサマ、今ヨリ知ベカラズ、サレド地形ヲ以テ其境界ヲ計ルニ、南ハ大藏町ノ街道、西ハ鶴岡、北ハ賴朝法華堂（西御門村ノ屬）ニ邊シ、又艮ノ方ニ荏柄天神社（二階堂村ノ屬、鬼門鎭護ノ爲ニ祀レリト傳フ、）アリ、其際ニ臣下ノ居邸モ往々アリシナリ、東鑑ニ、和田平太胤長ガ宅、幕府ノ東隣タリト記スヲ以テ知ルベシ、（建保元年三月廿二日條、具文、西御門村胤長宅蹟ノ條ニ註ス、）四面ニ門ヲ設ケ、其方位ヲ以テ之ヲ稱シ、又門外ノ地名ヲモ東御門、（文治元年九月一日條ニ、比企四郎能員東御門宅云々、按ズルニ比賀之乃美加土ト唱ヘシナリ、下之ニ倣ヘ、）西御門、（今村名ニ存ス、）南御門、（東鑑、文治三年正月十二日條、二品幷若公御行始也、入御于八田右衞門尉知家南御門宅云々、）ナド唱ヘシト見ユ、（按ズルニ、北御門ノ地名ハ所見ナケレド、建保元年五月二日條ニ、尼御臺所並御臺所等、去營中出北御門、渡御鶴岡別當坊トアレバ、北方ニモ門アリシコト知ルベシ、〇中略）按ズルニ、荏柄天神別當一乘院ニ賴朝屋鋪圖ヲ傳ヘタレド、圖中檜之間ナド記シ、全當時ノモノニアラズ、新井君美モ、後世匠家ニ傳ヘシ所ナラント云、（折焚柴記、）サレド其傳來近世ノ事ニアラザレバ、縮寫シテ爰ニ載、抑此地ハ、伊豫守賴義ノ居蹟タリシ事、保曆間記ニ載、又陸奧守義家ガ館ヲ大倉谷ニ造營セシ也、准后親房ノ記ニ見ユ、是モ當所ナランカ、其後治承四年、賴朝始テ館ヲ造營セショリ、賴家、實朝、平政子ニ至ル迄、爰ニ在テ政ヲ聽ク、嘉祿二年七月政子薨ジテ、十月幕府ヲ宇津宮辻ニ徙セリ、治承四年ヨリ此年ニ至ル迄、四十七年ニシテ廢蹟トナル、其間ノ事實、東鑑ニ見エタレバ、則爰ニ錄ス、治承四年十月、賴朝安房國ヨリ當國ニ入、大庭平太景義ヲ奉行トシテ、爰ニ居館ヲ造營セシメラル、十五日始テ此亭ニ入、十二月、造營落成シテ移徙アリ、是ヨリ東國ノ諸士推テ鎌倉ノ主ト仰ケリ、二十日、三浦介義澄垸飯ヲ獻ズ、此次ヲ以テ弓始アリ、是橘太公忠橘次公成兄弟ガ射藝ヲ試ンガ爲、俄ニ此事アリ、元曆元年四月、庭中ノ櫻盛ナルニ依テ、中宮亮能保ヲ招請シテ花ヲ翫ビ、且管絃詠歌ノ興ヲ催サル、文治二年二月、營北ノ山址ニ狐子ヲ產ム、

其子丁臺ニ入レリ、是不快ノ事ト云、九月、藤判官代邦通、菊花ヲ獻ズ、是ヲ北ノ壺ニ栽シメラレ、其芳艷ヲ賞シテ、每秋此花ヲ進ズベシト、邦通ニ命ゼラル、建久二年三月、回祿ニ罹リ、四月、造營始マリ、六月、南門ヲ建、頼朝來テ造營ノ次第ヲ見ル、七月落成シテ移徙アリ、五年五月、營中ニ菖蒲ヲ葺事、檜皮葺ノ所役タルベシト令ス、承元元年三月、北ノ壺ニ於テ鬪雞ノ會アリ、建保元年五月、和田左衛門尉義盛、伴黨ヲ卒シテ幕府ヲ圍ム、朝夷名三郎義秀總門ヲ敗リ南庭ニ亂入ス、此時放火ニ依テ府內ノ舍屋悉ク燒亡ス、實朝ハ頼朝ノ法華堂ニ入テ火ヲ避ラル、此間大ニ合戰アリ、六月、造營ノ事ヲ建議ス、七月、犯土及將軍方違等ノ沙汰アリ、又營作ノ內改ラルベキ所々ヲ指揮シ、且今度ハ中間ヲ建ベシト命ゼラル、八月、上棟アリ、營中ノ障子畫圖ノ事ニヨリ、紀伊刑部次郎ヲ使トシテ上洛セシメ、事書ヲ佐々木太郎左衛門尉廣綱ノ許ニ遣サル、此月造營落成シテ、前大膳大夫廣元ガ第ヨリ移徙アリ、五年九月、暴風ニヨリ、東西ノ廊顚倒ス、十二月、燒亡ニ依テ、政子頼經ノ亭ニ移ル、二年正月、作事定アリ、此後落成移徙等ノ〈○ノ下恐有脫二字〉本書ニ脫ス、但貞應二年四月、大監物光行、幕府ノ結構ヲ稱美セシ事、海道記ニ見エタリ、嘉祿元年十月、幕府ヲ宇都宮辻ニ移サルベキ事治定シテ、頼經、伊賀四郎左衛門尉朝行ガ宅ヲ本所トシ、當所ノ府ヲ破却ス、是ヨリ永ク廢シ、天文ノ頃ハ、芝草ノミ繁茂セシト見ユ、今ハ陸田ヲ開ケリ、〈○頼朝屋舖圖略〉

〔折たく柴の記 中〕鎌倉に、鎌倉殿の御所の圖ありと聞て、其圖にこそ、かの往來に見えし事共もあるべけれと思ひてこそ、もとむる事年久しくつひにその圖をうつし得て見しに、鎌倉の代の物とも見えず、京の代となりし後に、鎌倉殿と聞えし時の物とも見えず、これは末の代の人の屋形の圖の、鎌倉に住し都料の匠が家に傳へし所とぞ見えたる、また九條殿には、室町殿大臣大饗の圖ありとも聞し事あり、京に至りし時に、望申ければ、借し下さる、又近衛殿の槐門の圖といふものをも見る事を得て、ふるきものどもにみえし屋作りの事、心得し事もありき、そののち聘事に

よりて、中門改め造るべしと仰下されしに、鎌倉右大將家以來、武家には門に屋根おほひしものを用ひられざる故實あり、其證として、右大將家の時の圖をまゐらすといひし事あり、此事をもて、某に問はせ給ひしが、我むかしより見もし聞もしつる事どもしるして、此圖我許にもうつし傳へし所也、されど鎌倉殿の代の物にはあらず、其證は多くことばを費すにも及ばず、今の代に鍵と申すものゝ始は、太平記にも見え侍り、しかるに此圖に鍵之間といふものゝ有こそ、其代をばおしはかりぬべき事なり、又遠くいにしへの事ども申すまでもなし、二條の御城には、寛永の比の御門どもの礎は今もさふらふ、(此時の棟門唐門は、後に仙洞に參らせられて、今はその礎のみ殘れり、)又南禪寺の內金地院の宮門は、むかし神祖聚樂の御所の門をうつされし也、さらば當家代々にも、棟門唐門等用ひさせ給ひし事明らか也、たゞ此所には、いまだそれらの御門建られざりし也、いかにかゝる事をば申しぬらん、されど其議にやしたがはせ給ふべきと答申たりけり、これらの事共しるし出されしかば、此事議し申せし輩も、其詞屈しぬとぞ聞えたる、(大學頭信篤も、鍵の間といふ所あるをもて、鎌倉殿の代の圖にあらずとは、近き證にも候と申せしなど聞えたりき、武家には、屋根おほふ門用ひられざる故實也と申すは、御旗等の出入の事のため也とぞ聞えける、申すことの如く御旗を出し入らるゝ事のあらん時に、此所などのみ出入るべき事かは、いづれの御門御門にも、屋根おほはれぬ所もあらばこそと申ければ、これらの事、もとより論ずるにも及ばずとぞ仰られける、すべて此等の事ども申せしも、前にしるせしごとくに此たび改め議せらるゝ事ども、申やぶらんことをおもふがゆゑなりとぞ聞えたる、)

〔新編相模國風土記稿　八十三鎌倉郡〕若宮大路幕府跡　土俗親王屋舖ト唱フ、豐石町(古ノ若宮大路ナリ)民屋ノ脊ニアリ、今見ル所、分內方一町許、平田ヲ闢ケリ、東ハ小町大路ヲ隔テ寶戒寺(寺域ハ執權北條氏ノ亭蹟ナリ)ニ對セリ、嘉禎二年、將軍賴經、宇津宮辻ノ幕府ヲ此地ニ移サレシヨリ、守邦親王ニ至ル迄、六世相繼テ爰ニ居住アリ、(按ズルニ、鎌倉志ニ、今其所ヲ知ズ、寶戒寺所在ノ邊ナランカト云ハ誤ナリ、)東鑑脫漏ニ據ニ、嘉祿元年十月、大倉ノ幕府ヲ宇都宮辻カ、又ハ此地ニ移サルベキ沙汰アリテ、北條相模守時房、同武藏守泰時等、彼兩所ヲ巡撿シテ丈尺ヲ打シガ、遂ニ宇都宮辻ニ移サレシナリ、(詳ナル事ハ前條ニ記ス、)嘉禎二年三月、此地ニ幕府新造ア

ルベキ日次ヲ定メラル、四月、木作ヲ始ム、六月、築地始アリ、依テ土公祭ヲ行フベキ由命ゼラル、又寢殿立柱アリ、七月、門ヲ建、八月、落成シテ、陰陽家安鎭ノ祈ヲ行ヒ、賴經、北條泰時ノ亭ヨリ移徙アリ、寶治元年三月、賴嗣、鬪鷄會ヲ催ス、(三月三日營中有鬪鷄會)建長三年五月、由比ケ濱ノ民戸失火シ、延テ幕府南方ノ棟門災ニ罹ル、四年二月、賴嗣歸洛アリ、四月(一日)宗尊親王下向ニ依テ幕府ヲ改造セラル、六月、造營ヲ始ム、八月、立柱上棟アリ、十一月、鎭定ノ法ヲ行ヒ、親王、北條時賴ガ亭ヨリ移徙アリ、弘長三年七月、棟門ヲ立、八月、暴風雨ノ爲ニ西侍破損ス、按ズルニ、東鑑ニ載ル所爰ニ盡レバ、此後ノ事蹟考ルニ所ナシ、但守邦親王ノ時、正和四年三月、元德元年二月、兩度火災ニ罹レリ、元弘三年五月、北條氏滅亡ノ時、幕府モ兵火ニ罹リ、守邦親王ハ遁レテ出家セラレシガ、八月、逝去アリ、其後足利尊氏爰ニ館ヲ構ヘシ事、梅松論ニ見エタリ、淨妙寺村公方屋鋪ト照シ見ルベシ、

〔吾妻鏡 一〕治承四年十月六日乙酉、著御于相模國、畠山次郎重忠爲先陣、千葉介常胤候御後、凡扈從軍士不知幾千萬、楚忽之間、未及營作沙汰、以民屋被定御宿館云云、　九日戊子、爲大庭平太景義奉行、被始御亭作事、但依難致合期沙汰、暫點知家事(兼道)山內宅被移建之、此屋正曆年中建立之後、未遇回祿之災、晴明朝臣押鎭宅符之故也、　十二月十二日庚寅、亥剋前武衞將軍、新造御亭、有御移徙之儀、爲景義奉行、去十月有事始、營作于大倉鄕也、時剋自上總權介廣常之宅、入御新亭、(下略)

〔保曆間記〕同(治承四年)十月十五日、賴朝、相模國小坂郡鎌倉ニ始テ館ヲ構ヘタリ、是ハ源賴義朝臣ノ屋敷、彼ノ時奉祝置鶴岡八幡ヲ修造ス、(下略)

〔源平盛衰記 三十九〕賴朝重衡對面事

廿七日(壽永三年三月)ニ、兵衞佐ト三位中將ト對面有ベキノ由披露アリ、大名小名門前成市、其日ニ成ケレバ、三位中將相具シ奉テ、兵衞佐ノ宿所ヘ參、佐殿ノ屋形新シク造テ、未ダ門ヲバ不被立、四方ニ築地ツキ、三方ハ覆シタリケレ共、今一方ヘセザリケリ、寢殿ニ引ツヾキテ、內侍七間十六間ニシ

ツラハレタリ、内侍ノ上十二間ヲ拵ヘ、中ニ障子ヲ立切、六間ヅヽニシツラヒ、上ノ六間ニ、高麗縁ノ疊ヲ敷、三位中將ヲ奉居、内ニハ國々ノ長大名並居タリ、外侍ニハ、若侍共數來集レリ、内外ノ侍ヲ見給ヘバ、古ヘ平家ニ仕テ、重恩深キ者モ多クアリ、

〔參考源平盛衰記三十九〕南都異本云、○中略兵衛佐ノ館ノ有樣ヲ見給ヘルニ、四町ニ築地ヲ築廻シテ、三方ニハ覆シタリ、一方ハイマダ終ラズ、門ヲバ西ヘ向テ立ラレタリ、柱計ハ立タレドモ、イマダ棟上モセザリケレバ、門牢作レリ、見入給タリケレバ、九間四面ノ薄檜皮ノ主殿作リ、東西ニハ八間ヅヽノ侍、其ニ十六間アリ、西ハ外侍、東ハ内侍ト見ヘタリ、兵衛佐ハ十三マデ京ニ仕レタリケルト聞バ、京樣ヲ學テ、屋ヲバ尋常ニ造ラレタル物哉トゾ思召、

〔長門本平家物語十七〕程なくかくと申入たりければ、門外にて粧あり、左右の御手をむねの内におさめまいらせてけり、門はしら二本ばかりにて、むねもあげず、とびらもたてず、大かきも跡ばかりみえて、くわう／＼とあり、内を見入れば、南おもてに三間四面に、あたらしきいたぶきのしん殿に、すだれかけたり、東舍東のまへに、五間四面のいたやあり、梶原平三さきたちて、中將を入らる、板屋のうち、にしの座には、小もんのたゝみ三でうしきて、東座にはむらさきべりのたゝみ五でうしきたり、中將にしの座のたゝみに、びんがしむきにゐたる、景時は北より第二けんのゑんにゐたり、

〔吾妻鏡十一〕建久二年三月四日壬子、南風烈、丑剋、小町大路邊失火、江間殿、相模守、村上判官代、比企右衛門殿、同藤内、佐々木三郎、昌寛法橋、新田四郎、工藤小次郎、佐貫四郎已下人屋、數十宇燒亡、餘炎如飛、而移于鶴岳馬場本之塔婆、此間幕府同災、則亦若宮神殿、廻廊經所等、悉以化灰燼、供僧宿坊等、少々同不通此災云云、凡邦房之言、如指掌歟、寅剋、入御藤九郎盛長甘縄宅、依炎上事也、　四月三日庚辰、今日幕府事始、依去月火事也、盛時、俊兼奉行之、　六月七日甲申、被建幕府南門、武藏守沙汰也、

成尋法橋奉行之、幕下渡御、令覽造營次第給、　七月廿八日甲戌、寢殿、對屋、御厩等、造畢之間、今日御移徙之儀也、及亥剋、自藤九郎盛長甘繩家入御新御亭、

〔吾妻鏡脫漏〕元仁二年〇嘉祿元年十月三日庚寅、相州武州參御所給、當御所可被移於宇津宮辻地之由有其沙汰、又可被立於若宮大路東頰歟之由、同及群儀云云、　四日辛卯、相州武州相具人々而、宇津宮辻子並若宮大路等令巡撿而、始被打丈尺、隱岐入道行西爲奉行、事始以下日時事、被尋問國道朝臣、今月十三日、十二月五日兩日間、可有御意之由申之、然來廿二日、故二品百箇日也、其御佛事以後、是依可被始而、十二月五日可用之旨、令治定畢、可被破却於舊御所云云、今日天火日也云云、　十九日丙午、於武州御亭、相州已下有御所御地定、小路宇津宮辻東西間、何方可被用哉之事、人々意見區區、爰地相人淨法師申云、右大將家法華堂下御所地、四神相應最上地也、何可被移他所哉、然彼御所西方之地被廣、可有御造作也者、兩國司直令問答給、依之彌御不審出來之間、未治定、御占可被行云云、　廿日丁未、相州武州等令參會給、御所地事、重有御沙汰、可決卜筮之由云云、仍國道朝臣以下七人被召陰陽師、以法華堂下爲初一、以若宮大路爲第二、而兩所之間可被用何地哉之由、可占申之旨被仰含之處、國道朝臣申云、可被引移御所於他方之由、當道勘申畢、然於一二御占、若可付第一之趣有占文者、申狀既似有兩樣歟、難及一二之御占云云、珍譽法眼申云、法華堂前御地不可然之處也、西方岳上、安右幕下御廟、其親墓高而居下、子孫無之之由見本文、幕下御子孫不御座、急令符合歟、若宮大路者四神相應勝地也、西大道南行、東有河、北有鶴岳、南湛海水、可准池沼云云、依此地可被用之旨治定畢、但東西之事被聞食御占、西方最可爲吉之由面々申之、信賢一人不同申之、東西共不吉也云云、　廿七日甲寅、國道朝臣參武州御亭申云、今曉大白入氐、御愼文分明歟、隨而日來天變連々出現訖、御所營作事可被延引歟云云、仍被行御占、可有何年御沙汰哉之趣也、可爲今年之由、各占申、重宗今明年共不可然之由申之、晴賢申云、造內裏以下作事、天變不憚之上、明年若君御年九、不可有御造

作之御年也、早可被始成風之功云云、彼是共尾藤左近將監景綱爲申次云云、　廿八日乙卯、御作事、今年中可被遂之由、其沙汰治定畢、外記大夫爲奉行云云、今夕若君渡御于伊賀四郞左衞門尉朝行大御堂前家、御騎馬御水干也、駿河守、大炊助、三浦駿河前司、同次郞、後藤左衞門尉等供奉、是可被破却御所之間、爲御本所也、　廿九日丙辰、○中略御所被破始、仍新造可有他所也、屋々可造進人沙汰也、後藤左衞門尉基綱奉行之、　卅日丁巳、戌剋於御所御地有大土公祭、伊賀四郞左衞門尉朝行爲奉行、　十一月七日甲子、新御所木作始也、　八日乙丑、被引御地云云、相州令監臨給云云、　十七日甲戌、自今夕新御所祭等被行之、外記大夫爲奉行云云、　廿日丁丑、於武州御亭御所造營事、連日犯土天一太白方、有憚否被經沙汰、於連日先例無憚之由、彈正忠季氏申之、可忌避之旨、民部大夫康俊申之、是其說有之云云、　十二月五日辛卯、新御所上棟也、相州武州被監臨、隱岐入道行西、三浦駿河前司義村、後藤左衞門尉基綱、外記大夫等參上、事終工等祿賜之、又政所幷御倉等被壞之、女房大納言局宿所、同上棟之儀有之云云、　廿日丙午、今日若君有御移徙之儀、中一點御出、（御狩衣、御騎馬、）午剋之由雖載勘文、時刻推移如此、又先例此事皆爲夜儀、今度武州依計申給而白晝也、殊有所思食云云、○中略供奉前後皆步儀也、自南門令入御給、於南庭中央令下御給、經御車寄戶幷二棟廊、入御寢殿階門、武州褰御簾被奉入畢、陰陽權助國道朝臣（束帶）候反閉、（若君御被令立留庭中給間參向）於廊邊賜祿、（五衣）御周防前司取之、向御所一拜退出、水火者被儲御所、童女者略之、又牽黃牛、（御牛飼著狩衣松副）內藤左衞門尉盛時役之、其後供奉人以下列座庭上、如元三式、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎二年三月十四日辛未、若宮大路東、依可被立御所、來廿五日、爲御本所可有御一宿于田村之間、當太白方否、可糺方角之由、被仰于駿河前司、　廿日丁丑、可被新造幕府幷御持佛堂等於若宮大路東頰事、今日於御所、有其定、日次以下、陰陽道勘文、晴賢、文元等、所令連署也、　四月二日戊子、若宮大路御所、造營木作始也、大工著束帶參人、事終賜酒肴祿物等云云、　六月六日辛卯、若

宮大路新御所築地始之、仍可行連日土公祭之由被仰下云云、　廿六日辛亥、明日依可有新御所柱立、爲信濃民部入道行然奉行、可有御方違于師員屋形歟事及御沙汰、是新御所、自當時御所(生西家)相當於正北方之間、明日太白方、可有一夜御方違之故也、又自御所(宇都宮辻子)當時御所、乾方歟之由有御疑、可糺方角之旨、被仰行然、仍忠尙、晴賢、國繼、相共向師員家、令打丈尺、非乾分由各申之、亥剋爲將軍家御方違、入御大膳大夫師員屋形、御儲之儀、殊奔營、御引出物有數云云、　廿七日壬子、(七月節)今日若宮大路新御所寢殿、立柱上棟、伊賀式部大夫入道光西、信濃民部大夫入道行然、清左衞門大夫季氏等爲奉行、　七月十日乙巳、被建新御所門々、今日爲大膳權大夫師員、伊賀式部大夫入道光西、藤內大夫判官定員等奉行、於御所新御所御移徙間事、有其沙汰、召聚陰陽師等、　八月四日戊子、戌剋將軍家、若宮大路新造御所御移徙也、自武州御亭渡御、(御束帶)御乘車、仰前大監物久元、參轅內、勤反閉、入御自新御所南門、御車入門內、經二丈餘之後、下御、安藝右馬助役御榻、木工權頭獻御沓、前民部權少輔親定取御裾、備中左近大夫、美作前司等取松明、二條侍從敎定、一條大夫能清等預候陛下、先牽黃牛、押垂三郎左衞門尉晴基、野本太郎時秀等役之、(牛童一人相副)次水火役人參進、水、壹岐五郎左衞門尉行方、火、伊賀六郎左衞門尉光重等也、次陰陽助忠尙朝臣、(束帶)候反閉、於庭中唱呪、昇西廊、經二棟御所南緣、入御于寢殿(五間四面)南面中之間、向南著御、水火前行、入同間訖、供五菓、(栗、柹、甘子、棗、盛高月一本、以木造之、圖繪松、折敷兼置之、)酒坏、(入片口銚子、置折敷上、銚子覆盞、)次忠尙於階陰砌賜祿、木工權頭仲能取之、次有垸飯之儀、相州、武州、出納侍給、又覽吉書、武州持參之給、(納覽筥蓋、信濃次郎左衞門尉傳之、)事終退出、

〔吾妻鏡 四十二〕建長四年四月廿一日甲戌、今日御所造營事有評議、被召陰陽道勘文、仍晴茂爲親以平等書載子細於一紙進上云云、和泉前司行方爲奉行、　七月九日辛卯、巳剋將軍家自龜谷還御、供奉人同昨日、今日新御所門上棟、亦當時御所(相州御亭)壞南面平門、始被新造門、是相州御沙汰也、　八月二日甲辰、巳剋新御所立柱上棟也、奥州幷評定衆御家人等出仕濟々焉、及晩頭、大工以下匠等賜祿

物、十一月九日己丑、於新造御所被行鎭宅法、鶴岡別當新僧正隆辨奉仕之、十日庚寅、新御所御持佛堂被安置御本尊釋迦像、十一日辛卯、申剋將軍家新御所御移徙也、時剋寄御車（庇）於寢殿（相州御亭）南面妻戶間、宰相中將（顧方卿直衣）被候御簾所、大膳亮爲親朝臣（東帶）持參日時勘文、御覽之後、參入車寄戶內、勤反閉、則給御衣、長井藏人役之、其後出御（鈍烏帽子直衣○中略）到南門外、稅御駕、爲親朝臣參會此所、亦候反閉、自階間下御、爲親給祿、

大御所

〔吾妻鏡十七〕建仁三年九月六日辛未、及晚遠州召仁田四郎忠常於名越御亭、是爲被行能員追討之賞也、而忠常參入御亭之後、雖臨昏黑更不退出、舍人男恠此事、引彼乘馬歸宅、告事由於弟五郎六郎等、而可奉追討遠州之由、將軍家被仰合忠常事令漏脫之間、已被罪科歟之由、彼輩加推量、忽爲果其憤、欲參江馬殿、江馬殿折節被候大御所（幕下將軍御遺跡、當時尼御臺所御座、○下略）

小御所

〔吾妻鏡二〕治承五年五月廿四日己亥、被曳小御所御厩等之地、景能景時昌寬等奉行之、御家人等面面召進疋夫、

〔吾妻鏡六〕文治二年八月廿日甲午、小御所東、此程被加修理、今日有御移徙之儀、藤九郎盛長爲上野國役、沙汰此事云云、

〔吾妻鏡九〕文治五年正月九日庚子、今日若君御方弓始也、射手十人、於小御所南面有此儀云云、

〔吾妻鏡十七〕正治三年（○建仁元年）十二月三日己卯、中務入道經蓮參御所、申近日可歸洛之由、能員爲申次、參東小御所、相具子息高重、左金吾對面給、

建仁三年九月三日戊辰、今日於小御所跡、大輔房源性（鞠足）欲奉拾故一幡君遺骨之處、所燒之死骸若干相交而無所求、而御乳母云、最後令著染付小袖給、其文菊枝也云云、

〔吾妻鏡十九〕承元三年十一月四日甲午、於小御所東面小庭、和田新左衛門尉常盛以下壯士等射功的、是弓馬事不可被思食棄之由、相州依諫申所被興行也、故可有勝負云云、

廣御所

〔吾妻鏡 三十〕文暦二年正月廿日甲寅、將軍家爲御方違、入御于周防前司親實大倉家、明日依可被立五大堂之門、令違天一方給云云、而先之就御方違角事、前漏剋博士宣旨有申旨、仍御出以前出小御所東面、直被召決之、忠尙、親職、晴賢、文元等、候于渡殿透廊北緣、〇下略

〔吾妻鏡 三十一〕嘉禎三年正月六日戊午、垸飯以後、出小御所、有目勝(マシノ)御勝負、以女被出賭物、〇下略

〔吾妻鏡 五十〕文應二年〇弘長元年六月十八日戊申、依廣御所修理、於北小庭被行土公祭、爲親朝臣奉仕之、〇下略

東御所

〔吾妻鏡 二十一〕建暦三年〇建保元年五月四日甲辰、辰剋將軍家自法華堂入御于東御所尼御臺所御第、

竹御所

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿三年〇安貞元年二月八日戊子、子一點、幕府東西人家等、幷武州納所一宇燒亡、御所中、及相州武州兩亭、竹御所等、殊令驚給、然各無爲云云、

〔吾妻鏡 二十七〕安貞二年十月七日、雨降、自戌剋至子時大風、御所侍、中門廊、竹御所侍等顚倒、其外諸亭破損不可勝計、拔其梁棟、吹弃于路次、往反之類爲之少々被打殺云云、　九日己酉、於政所竹御所依風顚倒屋之事有其沙汰、信濃民部入道行然奉行之、

二棟御所

〔吾妻鏡脫漏〕元仁二年〇嘉祿元年十二月廿九日乙卯、若君御方御首服、申剋於二棟御所南面有其儀、後藤左衞門尉基綱今日爲奉行也、

〔吾妻鏡 三十一〕嘉禎二年八月四日戊子、戌剋將軍家若宮大路新造御所御移徙也、〇中略入御自新御所南門、〇中略昇西廊、經二棟御所南緣、入御于寢殿五間四面南面中之間、向南著御、

〔吾妻鏡 四十七〕康元二年二月廿六日壬午、今日午二點、相州禪室若公御名正壽、七歲、於御所被加首服、奧州幷御家人布衣、各下括、著西侍、於二棟御所有其儀、副東障子設御座、大文高麗端、若公著童裝束、狩衣、袴、被著武州座下、時剋將軍家出御、土御門中納言顯方卿、直衣、出二棟南面妻戶、蹲踞廊根妻戶間、　十二月〇正嘉元年廿三日癸卯、立春御方違、二棟御所西端、自御寢所相當坤方云云、

鎌倉柳營雜載

〔新編相模國風土記稿鎌倉郡八十三〕二棟御所　嘉禎二年八月、賴經移徙ノ時、此所ノ南緣ヲ經テ寢殿ニ入ル、仁治三年十一月、賴經ノ世子賴嗣、著袴ノ式ヲ行ハル、按ズルニ、賴嗣ノ母ヲ二棟御方ト稱セシハ、爰ニ居住アリシ故ナリ、寬元二年正月、酒宴アリ、三月、僧隆辨ニ祿ヲ賜フ、是賴嗣ノ不例、祈禱ニ依テ平愈セシ賞ナリ、四月、賴嗣元服ノ時、爰ニ出座進物アリ、正嘉元年二月、此所ニテ北條時賴ガ嫡子時宗首服ヲ加ヘラル、營中心經會ノ時、宗尊親王爰ニ出座セラル、又方違トシテ入來ノ事アリ、

〔武家名目抄稿居處八〕按、〇中略二棟といふもの、其造りざまいまださだかならず、八棟造などいふものに准へ思ふに、つの屋作りといふものゝごとく、横ざまに別に棟をおこしたるものにやあらん、

〔三省錄後編住居三〕鎌倉將軍家の屋形造に、寢殿あり、母屋、廂、中門廊、中門侍、遠侍などゝいふところありたると見えたり、此等の事も、室町家の時より一變したり、書院といふものも古き書物には見えず、玄關といふも遙に下りし世に出來たりとなん、今の世に玄關といへるは、往古の中門侍の事にやとおもはる、

〔吾妻鏡三十三〕延應二年三月七日辛未、未剋將軍家若君御五十日百日也、於寢殿南面有其儀、前武州布衣著西侍北座給、御家人數輩參候、〇下略

〔吾妻鏡三十六〕寬元三年正月廿八日甲子、卯剋前陰陽大允晴茂朝臣進勘文、其後武州以下人人被參御所、被驚申天變事之由也、大殿於廣御出居有御對面、〇下略

〔吾妻鏡三十七〕寬元四年十二月廿八日癸丑、今追入之者、逃參幕府臺所、敵人追付之、內參人于時松田彌三郎常基、晝番祗候之間、兩方共搦取之、〇下略

〔三省錄三〕一ある人の話に、大工の法に、鎌倉屋形の法なりとていへるは、六間に七間を一と棟と

し、柱の太さは四寸貳分なりとぞ、これ六七四拾貳坪を以て一棟の定りとするにや、

〔貞丈雜記 十四 家作〕一尊氏卿の京都の御所三ケ所に在り、一は高倉三條坊門八幡町にあり、一ッは近衞東洞院にあり、天下草創の時に至りて、此所に住居し給ふ、貞和年中、高武藏守師直嗷訴を企て取圍みし所也、事は太平記に見えたり、一ッは土御門高倉にあり、園太曆に見えたり、

一義滿公の御所は、初は尊氏公、義詮公、義滿公迄、高倉三條坊門に住居し給ひしかば、後に義滿公室町今出川の北に御所を作り、永和四年三月十日移徙あり、花木を多く植ゑられし故、時の人花の御所と申したり、其後北山に別業をたて、(別業は下やしきの事なり)應永四年四月、移徙あり、時の人北山殿と申したり、室町の御所をば、御子息義持公に讓り給へり、是よりして義政公までに八代の間、此御所に住居し給ひし故、時の人室町殿と申たり、(北山殿は、後に寺となして鹿苑寺と云ふ、金閣寺の事也、)

一義政公の御所、初は室町也、後に北小路万里小路烏丸に住居し給ひし故、烏丸殿と申たり、文安六年三月十一日、室町より烏丸にわたましの事、康富記に見えたり、其後應仁元年、細川勝元、山名宗全、大亂を起し、京都大に亂れしにより、東山の内に御所を作りて、亂逆を避て住居し、古器古書をあつめ、茶をもてあそびて隱れ住給ふ故、世に東山殿と申たり、(此御所の内に東求堂あり、此事末にしるす、)

一義尙公の御所は、一條の南、油小路小川殿町にあり、小川御所といふは是也、文明六年此所に居住し給ふ、室町の花御所は、文明七年兵火にて燒け失たり、義政公も東山へわたましの以前、此小川御所に、父子一所に居給ひしと也、應仁記に見たり、

一義輝公の御所は、室町中御門の北、武衞陣町にあり、永祿八年、三好左京大夫義繼、松永右衞門佐久通、反逆の時、御所に火をかけさせ自害し給ふ、

一直義卿の館は、(直義は尊氏公の舍弟なり)三條坊門高倉にありし故、三條殿と云也、又高倉禪門とも云也、其後義詮將軍此所に住せらる、又其後年月を經て、應永十六年頃、義持將軍此所に住せらる、又其後

永正十一年、義稙將軍此所に住せられし事、應仁記に見えたり、

一義視卿の(義政公の舍弟なり)館は、今出川にありし故、今出川殿と申ける也、義視卿とは大知院の事也、

一東求堂と云は、義政公東山の御所に移り給ひし時に立られたる堂の名也、此堂も東山の御所構の内にありし也、此堂にて義政公座禪し、茶をもてあそばれ、古筆古畫などをあつめ飾り置れし所なり、(一說持佛堂なりとも云、勿論佛壇も有べし、)

〔梅松論〕勅使中院藏人頭中將具光朝臣、關東に下著し、今度東國の逆浪速にせいひつする事、叡感再三也、但軍兵の賞にをいては、京都にをいて綸旨を以宛行べきなり、先早々に歸洛あるべしとなり、勅答には大御所(尊氏)急ぎ參るべきよし御申有ける所に、下御所(直義)仰られけるは、御上洛然るべからず候、其故は相模守高時滅亡して、天下一統になる事は、併御武威によれり、去かれば頻年京都に御座有し時、公家幷義貞隱謀度々に及といへども、御運によつて今に安全なり、たまたま大敵の中をのがれて關東に御座可然旨を以、堅いさめ御申有けるによつて、御上洛をとゞめられて、若宮小路の代々將軍家の舊跡に御所を造られしかば、師直(高)以下の諸大名屋形軒をならべける程に、鎌倉の體を誠に目出度ぞ覺へし、

〔建武式目條々〕鎌倉如元可爲柳營歟、可爲他所否事、

右漢家本朝、上古之儀、遷移多之、不遑羅縷、迄于季世、依有煩擾、移徙不容易乎、就中鎌倉郡者、文治右幕下始構武館、承久義時朝臣幷呑天下、於武家尤可謂吉土哉、爰祿多權重、極驕恣欲、積惡不改、果令滅亡畢、縱雖爲他所、不改近代覆車之轍者、傾危可有何疑乎、(中略)然者居所之興廢、可依政道之善惡、是人凶非宅凶之謂也、但諸人若欲遷移者、可隨衆人之情歟、

〔家屋雜考一〕家作沿革

義詮將軍、三條坊門萬里小路に於て新に御所の經營あり、諸將に命じて一殿一閣を分營(ワケイトナ)ましめ、

日を刻して落成を急がれし事、當時の記錄どもにみゆれど、其造作のさまとては詳に傳へず、鹿苑院殿の三條室町の御所に至りては、其構方四町、鎌倉の舊例に倣ひ給はず、公家攝關の制に基き、寢殿對屋、釣殿、泉殿等數箇の屋舍あり、其外前代にも聞き及ばざるほどの華麗を極めらるといふ、世にいはゆる花の御所是なり、

〔太平記三十九〕諸大名讒道朝事附道譽大原野花會事
次ニ將軍、三條ノ坊門萬里小路ニ御所ヲ立ラレケル時、一殿一閣ヲ大名一人ヅヽニ課テ被ㇾ造、赤松律師則祐モ其人數タリケルガ、作事遲シテ期日纔ニ過ケレバ、法ヲ犯ス咎有トテ、新恩ノ地大庄一所沒收セラル、

〔安齋隨筆後編九〕一京都將軍御所　京雀一名獨案內に、西洞院通安樂寺の小路、此町西行に、御所のうちとて屋敷あり、古へ尊氏將軍より代々公方家として、光源院義輝公まで、此の御所にをはしけるを、三好修理大夫がむほんして、義輝を討ち奉るより、此の御所荒れはてたり、

〔室町殿屋形私考〕室町殿の比、屋形の樣子詳には知らざれども、其代々の舊記共を合せ考ふるに、其趣左之ごとく思はる、

一總圍は築地也、それに大門あり、(かぶき門也)其外門は所々にあるべし、(門內玄關なし)

一大門の內に屛重門あり、此門の內、會所主殿等有り、又此門の內に、番所あり、遠侍と云、客人使者等此所の前へ來り、案內を請ふとき奏者出て、庭上へ下りて取次也、會所其外相皮ぶき也、
遠侍と云は、表向にて番の侍居る所也、鎌倉年中行事に、御遠侍は大間七間にて、立物御疊などは無ㇾ之と云、(立物御疊無ㇾ之とは、戸障子など立ず、板敷などを云ふなり、)遠侍には武具を飾り置也、太平記筑紫合戰條、遠侍をみるに、蟬本白くしたる青竹の旗竿あり云々、則武具を置候所也、侍と云は、主殿の間、疊の外に板敷廣く長くあり、是家臣の居る所なる故侍と云、是を內侍と云、此內侍に對し、主殿

より放れて門の內に居る所を遠侍と云なり、

一御會所は客殿也、客人へ對面所也、參會の所なる故に、會所と云なるべし、今表書院と云類なるべし、御對面所とも云、會所の事也、年始五節供朔日十五日、其外出仕之面々へ御對面有る御座敷也、御座敷飾記にも、小川御所、御對面所之間二間とあり、又御會所九間嵯峨之間ともあり、公方の御會所は九間四面ありて、嵯峨野の景を繪がきし也、三光院殿記に云、會所押板書院等如常、庭あり、或池あり、座敷の手使等、主人の所存に隨ふべし云々、會所の庭に猿樂の舞臺有る也、臨時に立らるゝ也、(舞臺は東山殿より立始らるゝ歟、古代は猿樂庭上にて奏らるゝ樣に見ゆ、)御會所は、檜皮ぶきにて狐戶あり、土岐家聞所に云、會所の屋は狐戶あり、其外は悉くひはだ屋作り也云々、狐戶と云は、今云狐格子なるべし、破風に格子を付たるを云也、

一御會所につゞきて寢殿あり、是を御主殿とも云、(正殿を寢殿といふ、されば主殿とも云、主とする殿也、)主人の居間と云心歟、此主殿の邊の間に公卿の座あり、此間は公卿の座にて、高位の人の座なり、(今の上段の間と云是也、)主殿は、寢間なる心にて、寢殿共云、今勝手書院といふ類成べし、條々聞書に云、公方樣御主殿は、四方ながら蔀にて候、此御殿にて正月椀飯以下御祝も御座候つる、又云、式の御成の時は、先公卿の間へ御成候、又云式三獻ありて、式の御成の時は主殿へ御成候、亦云、常の御成の時は、直に主殿へ御成候、三光院殿記に云、主殿は七間四面、南向通にて候、面七間の中、妻戶二ッ有之、壹ッは公卿座の中也、是は主人の妻戶也、仍平生は是を開かず、貴人等出入の路也、中門車寄、此所に於て兼て作り、家々に有之、輿等此戶より寄すべき也、其頭の妻戶は、平生の客人の通路也、其道は廣緣を出る也、(透連子の白壁の中也云々、次第落緣子開戶なり、是は奏者之仁、又雜人等の通例なり、)其廣緣の西面に、又妻戶有、是は公卿座の入口也、公卿座は四疊敷也、或は六疊敷也、花の御所の公卿座は六疊敷也、此間に物置有、硯一面、脇息、燈臺等也、公卿の間の妻戶は、翠簾を卷上げて、鉤丸に懸る也、客來無之時は垂れて置

也、主殿の間に帳臺構あり、南向也、主殿と公卿座との間に、襖(フスマ)障子二間あり、中央を左右へ開きて路とするなり、客は座の末の障子より入て主人に謁す、此對面所の後の座敷に押板あり、主人常住安座の所也、

御主殿の屋の上は、下を檜皮ぶきにして、其上を葉ぶきにする也、主殿はしん殿にて、ね間なる所にて、雨霰の音なきを好む故、定まりて茅ぶきにする故實也、土岐家聞書に云、御主殿に唐破風、沓脱有、主殿の屋は狐戸あり、悉くひはだ屋作りなりと云々、

一主殿に引續て、帳臺構あり、此入口に帳を垂る、此所主人の實の寢所なり、三光院殿記、主殿の間、に有二帳臺構一云々、○中略

一會所主殿等、前は廣緣也、大床と云也、其外落緣あり、廣緣の事を大床と云也、

一妻戸は、客人出入の口也、妻戸の前に車寄あり、立砂も此所に立る也、主殿會所等何れも格子蔀と有り、○中略

一書院は禪家に有り、東山殿禪家を好まれし故、書院を立られし也、是は客に謁する所に非ず、佛書を講ずる所なり、

一御乘用の馬の厩三間、主殿の前に有る趣に聞ゆ、

〔成氏年中行事〕一御所造、幷御新造之御移徙ノ樣體之事、御築地ノ内ハ方四町也、大御門幷小門何モ南向也、東西ニモ御門アリ、不明之御門モ西ニアリ、北ハ山ニテ八幡宮ヲ立御申アル也、上之八幡ト號、御主殿ハ南向、御坐九間六間、是ハ御家中也、御帳臺御寢所ヘ三間宛也、御納戸モ三間也、御庇ヨリ面之妻戸ノ間ハ御二間、其次六間、若君樣ノ御祝ノ時ハ此御坐也、又管領年始之出仕之時者、御妻戸ヨリ被參也、此御坐ドモハ、皆御主殿之中也、中門ハ御二間之御妻戸ノソバ御車寄ノ左ノ方ニアリ、御祝之時、御劍御具足弓征矢沓行騰モ、御中門ヨリ持テマカリ出テ持

室町殿

參申也、御評定所ハ十五間、管領之役取也、御主殿ハ佐竹、御遠侍ハ大間七間ニテ、立物御疊ナドハ無之、千葉介役所也、七間御厩ハ小山、其外ハ臨時之御厩、上古ハ五間、近代ハ三間、是ハ皆以公料大工ニ被仰付被造之、長面道ハ十七間、奉公人々役所也、面之御臺屋ハ那須、東之御臺屋ハ宇都宮、御臺所ハ三浦介役所也、御中居ハ御主殿同前、杉間同居留ハ御所被作間、管領被坐休所也、廿間ハ別而管領ヨリ被造進、三十間ハ千葉介別テ造被進、勝光院殿樣〇義持御代ニハ廿間ニ被成テ坪ヲヒロゲラル、廿間ハ臨時之御坐也、大御門以下ノ長春院殿樣〇義満御代ニハ七十間也御門ハ、松田河村役所也、御築地ハ奉公外樣役所也、仍御移徙ハ夜陰也、公方樣御直垂ニテ、松明役ハ御所奉行、御車之左ハ梶原名字、右ハ佐々木名字ナド面々參、松明紙燭本也、然者長春院殿樣御移徙之時ハ爐燭也、松明ト云字依御祝言如此書也、先達宿老被申上也、御劍之役一色左京亮、御沓ノ役本間下總守、御車寄ニテ御下アッテ御妻戸ヨリ入、御車ヲバ轅テカケ弛、牛飼牛ヲ繫テ三ケ日御車寄、牛維之杜之本ニ伺候也、御酒先三獻御祝、管領ヨリ參御劍一白、役人一色左京亮、御鎧白糸、役人梶原下野守、同名左京亮、御弓征矢役人同名尾張三郎、沓行縢役人本間修理亮、御馬一匹鴾毛御鞍ヲキ引添、河原毛役人御厩別當舍弟梶原伊勢守御祝過、面之十二間ニテ御マイリ肴ニテ御酒三獻、管領爲始、宿老中皆々伺候、御劍御馬御樽分進上、其後内ノ御祝、大御所樣モ同御移徙之間、御祝共終夜有之、翌日ヨリ奉公、外樣ニ至迄、國々ヨリ連日被申上也、

〔山城名勝志二洛陽〕室町殿按、今室町今出川北有惣門町、其北云築山町、其北室町東云裏築地町、此南烏丸面有八幡町、是營中勸請八幡宮所云々

〔遠水見聞私記十一〕惣門ノ辻ト云所

傳聞、室町通今出川ノ辻ヲ、惣門ノ辻ト云由也、房考、今出川ノ北、室町ノ築山町今出川上ル丁足利家代々被住此所にて、室町殿ト稱ス、此趣ヲ以テ案ズルニ、室町殿惣門此邊ニ有之歟、仍其名殘リテ、于今惣門ノ辻ト云ナラン、

永祿八年五月十九日、光源院殿義輝公爲三好遭害、爾後廢頽、終爲民家、

〔南方紀傳 下戊午〕南京天授四年、北朝永和四年春三月、將軍移徙花亭、號室町殿、其館内多種名花、故時人稱花御所、

〔後愚昧記〕永和四年三月十日、今日大樹北小路亭元院御所也、而去年炎上之後、依無御造作、大樹申請造營也、不日終功、前右大將(公直)亭跡、同混領之、不便事也、移徙也、

〔康富記〕享徳四年○康正元年十一月十六日、是日室町殿御會所被寄南、南へ二丈許、東へ一丈許也、管領被引進之、其人力四五千人許歟云々、

〔齋藤親基日記〕寛正六年八月十一日、石清水八幡宮放生會、上卿御習禮於御所室町殿在之、傳奏日野廣橋黄門綱光卿、

〔貞丈雜記 十四家作〕一花の御所と云は、鹿苑院義滿公の御代、永和四年三月、室町に御殿を建て移り給ふ、其御所に花を多く植られたる故、時の人花の御所と申たり、室町に住給ふ故、室町殿とも申也、義滿公の御父義詮公、貞治四年二月、三條坊門に御殿を建て住給ふ、義滿公に至り、下三條坊門の御所より室町の花の御所に移り給し也、

〔柳葊雜筆 四〕京都將軍家の花の御所の内にて、細々犬追物射させ玉ひしこと、伊勢宗五の大冊子に見えたり、然れ共花御所の占地一万八百坪に過ず、其内に寢殿、泉殿、對の屋など棟數立られて、猶犬射玉ふべき空地あり、蓋兄長の營造なく、必用專途の第宅のみなればなるべし、偖こそ武家雛形に、門、彝嘗、鞠懸、廣間、納戸構厩と立つゞけしも理と聞えしなれ、古き武家の館の圖、多く傳はらず、惜べきことなり、

〔武家名目抄稿 居處二〕按、官位記に花亭といへるは、花御所のことなり、當時世に花亭ともいひけるにや、はた筆者の作意にて、玄かしるせるも知るべからず、

〔走衆故實〕一花御所より相國寺へ御成には、石橋へまいられ候て御成候つれ共、終に走衆かへし

北山殿

も、だちとられ候はず候つる由、申傳候由に候、

〔長祿二年以來申次記〕一花御所にては諸大名、國持、外様、御供衆、申次迄は、御末の東のわき戸より被參候、番頭已下は、中の御末より懸むしろの內へ被參て、うら辻の外にて頂戴也、御酌はうら辻の右のかたのわきにいでかゝりていらせ給也、

〔花營三代記〕永和四年十一月九日、准后入御花御所、　五年〇康曆元年閏四月十四日、午時諸人帶武具馳集花御所、

〔應仁記　三〕洛中大燒之事

花洛ハ眞ニ名ヲ負フ平安城ナリシニ、不量應仁ノ兵亂ニ依テ、今赤土ト成リニケリ、〇中略花ノ御所ノ甍瑩珠玉ヲ、鏤金銀ヲ、其費六十万緡ナレバ、淺キ智ノ筆ニ記シ難シ、幷ニ高倉ノ御所ノ事、大樹義政公御母御臺所居入、是レモ其ノ營財ヲ尋ヌレバ、腰障子一間ノ直ヒニ万錢ト也、此ノ嚴麗以之ハカルベシ、

〔常德院殿樣御馬召初らるゝ事〕文明五卯月十日午剋、花の御所にて召初らるゝ記、

松の庭にてめすなり、若公様御ちやうけんを召て、南の竹すのこのとをりの御わき戸より御出有て、西の御ゑんのうへに御立あり、

〔臥雲日件錄〕文安五年八月十九日、最一撿挍來留而宿焉、〇中略予又問鹿苑院殿〇足利義滿於此移宅之事、曰、創基恐在于泉州合戰之前一兩年歟、初命諸大名之士役于土木、獨大內義弘曰、吾士以弓矢爲業而已、不可役于土木、即義弘深逆鈞旨之濫觴也、經營未畢時、令考其費則二十八萬貫也、然則至于畢功、則殆百萬貫乎、隆樓傑閣、畫棟雕梁東西南北、碁布星羅、如自天降、如從地涌、故法雲寺殿雪溪居士否鹿苑院殿曰、此新第不可以換西方極樂也、天下于今爲口實焉、今時西南有護摩堂、東有懺法堂、今爲等持寺宗鏡堂者是也、懺法堂東有紫宸殿、今爲南禪院者是也、紫宸殿東有公卿間、又謂之天上

間、今爲二建仁方丈一者是也、舍利殿北有二天鏡閣一、復道與二舍利殿一相通、往來者似レ步二虛閣一、北有二泉殿一、殿今則廢矣、閣曾爲二南禪方丈一閣、而去歲回祿爲二灰燼一、可レ惜、又會處東北山上有二看雪亭一、內安二七佛藥師像一、像今在二法水院一耳、亭則无焉云々、

〔山城名勝志七葛野郡〕鹿苑寺在二大北山村西北一、開祖夢想國師、相國寺末、鹿苑寺寺說云、義滿公北山第、境內甚廣、惣門紙屋川西、北小路、今地藏院傍ニアリ、礎石在二于今一、御所號二芳德一、今方丈東北、至二石不動堂邊一、昔金閣邊悉池、芳德間架二反橋一、池南有二拱北樓一、東南有二小御堂一、東有二地藏堂一、證安數其地云二地藏本一、其像今金閣內一躯、石不動堂一躯相殘、其北有二大塔一、本尊彌勒、石不動堂ニ有リ、方丈北有二一峯一、號二綴目峯一、勝景地也、○中略成記云、明德四年四月、御二移徙於北山新造別業一、其壯麗鏤二黃金一、鹿苑寺是也、俗曰二之金閣一、

○按ズルニ、鹿苑寺又金閣寺ト稱ス、宗教部ニ詳ナリ、

〔北山殿行幸記〕このとゝせばかりより、北山の御所にうつりすませ給ひて、將軍右大將殿をば、おほやけの御かためちかきまもりにと、都にをき申されたるも、いとかしこき御をきてとぞおぼえ侍る、さても行幸は應永十五年、やよひのはじめの八日也、鳥のうたふこゑ、花のゑめる色もげにさかゆく春と見えたり、○中略此とし月、たま鏡とみがゝれたるうへに、になうなをつくりとゝのへられたれば、めもかゞやくばかりなり、もとの木だち、山のたゝずまゐも、をのれと所をえたるに、花の木どもをもうへそへられて、そう門のうち一町あまりのばゞには、西東わけてひまなく、ひしとうへならべたる櫻、やへひとへこきまぜて、いまを盛と、この御幸を待かけたるも、心有がほ也、その日にも成ぬれば、まうけの御所の御裝ぞく、かねてよりつかさ〴〵うけ給はりて、御はしの間にすりしき、御こしよせをまうけ、掃部寮筵道をしく、中門の南のわきに御こしやどりあり、官がたのさたなり、樂所におほせて、南の庭に左右のがく屋をたてらる、ゑんでんの南七けん、庇の御簾をあげて、もやの御簾をたれらる、殿上の御いし、臺ばんなどをも、みなわたされたり、○下略

〔椿葉記〕さても玄ゆこう〇足利義滿は、きた山へさんさうをたてらる、このところは、〇寶永西園寺の居所にてあるを申うけられて、むかし常磐井の相國〇實氏の造營せられしにも、なをたちこえて、玉をみがき、こがねをちりばめて、つくりたてられて、應永十五年三月行幸を申さる、

〔足利治亂記〕下北山殿行幸事

應永十五年、前相國義滿入道道義公、當春北山ノ花叡覽ニ備ヘラルベシトテ、北山ノ所々ニ新殿ヲ十三ケ所カマヘ、天子御座ノ殿ヲバ八棟ニ作テ、八龍ヲ立テ金色ニ彩リタリ、御殿ノ西北ノ二方ニハ、早咲ノ櫻ヲ並木ニ植サセ、其間ノ庭ニハ、五色ノ沙ヲ鱗形ニシキ、〇中略天下ノ花ヲ集メタレバ、早咲後咲ノ色ヲ交テ、左ナガラ錦ヲサラスカト疑也、誠ニ衣笠ノ山名ニ逢フ氣色ナリ、

烏丸殿

〔山城名勝志〕二洛陽烏丸殿將軍義政公第、在北小路萬里小路、

〔康富記〕嘉吉四年正月十日、是日室町殿有渡御於管領畠山左衞門入道宿所、〇中略自烏丸殿北小路萬里小路御所也至管領宿所、春日萬里小路東南

文安六年〇寶德元年三月十一日辛卯、是日室町殿有移徙寢殿、寢殿御門事、自花御所被引之、

〔應仁記〕三洛中大燒之事

花洛ハ眞ニ名ヲ負フ平安城ナリシニ、不量應仁ノ兵亂ニ依テ、今赤土ト成リニケリ、〇中略東ニ烏丸殿アリ、是モ慈照院殿〇義政ノ幼少ノ御時立給處トテ、美麗ト云トモ中々言バノ及處ナシ、〇下略

東山殿

〔親長卿記〕文明十五年六月廿七日、今日室町殿移徙東山御山庄、卽被號東山殿、自去年造營、如形周備、

〔親元日記〕文明十五年六月廿日辛巳、大御所樣御稱號東山殿、御方御所樣御稱號室町殿、此分御定之由、傳奏勸修寺殿より以御書被仰之、奏者蜷中務、

〇按ズルニ、東山殿、後ニ寺ト爲シ、慈照寺ト號ス、世ニ銀閣寺ト稱スル者卽チ是ナリ、慈照寺ノ事ハ宗教部ニ在リ、

小川御所

〔山城名勝志洛陽三〕小川御所今按、一條南油小路有小川殿町、親長卿記云、室町殿文明六年新造、

〔長興宿禰記〕文明八年十一月十三日、行幸於小川新造御所、內侍所同渡御、

〔親長卿記〕文明十四年七月廿六日、未剋許參大樹、大納言殿義尙小川御亭、○下略

〔宣胤卿記〕長享三年○延德元年四月十五日癸卯、今日諸家參東山殿幷御臺小川御所室町殿御事訪申云々、

今出川殿

〔山城名勝志洛陽二〕今出川殿將軍義視公第、始號三條殿、應仁記云、花ノ御所、今出川殿ノ間、纔二町許云々、

〔應仁記一〕熊谷訴狀之事

淨土寺殿此ホドニ御契約有ル上ハ、何ノ相違カアルベキトテ、法衣ヲ解テ抛テ還俗アリテ、加冠アッテ左馬頭義視ト奉申、御外戚ノ三條殿へ移ラセ玉ヒ、今出川殿トゾ奉申、

二條御所

〔山城名勝志洛陽三〕武衞陣御所將軍義輝公御所也、義昭公二條御所同所也、今按、室町中御門北曰武衞陣町、其南曰大門町、烏丸勘解由小路南曰堀內町、其北曰櫻馬場町、是皆件御所名殘耳、東烏丸、南春日、西新町、北近衞、

或記云、天文十六年二月五日、今日將軍家義輝新御所御移徙、又云、天文廿一年、將軍家三好筑前守長慶ト和睦、正月廿八日、公方家江州朽木谷ヲ立セ給ヒ御歸洛、元ノ如、二條ノ御所ニ入御、

〔總見記八〕信長公被馳上事附二條御所御普請堺津仕置事

今春ハ堅固ニ御所ヲ造ラルベシトテ、數日御相談ノ上ニ、二條勘解由小路武衞陣ノ前ノ御所ノ燒跡ヲ、東北へ一町ヅヽ、ヒロゲラレ、堀ホリマハシ、石垣築上ゲ、先規ノゴトク經營シテ、御所ヲ造立可仕由被仰付、御料ノタメニ畿內五州、幷近江、播磨、丹波、丹後、若狹、美濃、尾張、三河、遠江、都合十四ケ國ヲ寄セラレ、各御普請相勤メ申スベキ由被仰付、御所造營ノ奉行トシテ、村井民部丞、島田所之助ヲ被仰付、同二月廿七日鍬初シテ、ソレヨリモ夜ヲ日ニ繼テ御普請アリ、人足スクナフシテ造功ハカユカザルニヨリ、諸侍自身土石ヲ荷ヒ、經營ヲ勤ケリ中ニモ御庭作ラルヽ時、細川ガ屋敷ニ、古來ヨリ藤戶石トテ名石有ケルヲ、御庭ニ立ラルベシトテ、信長自身彼館へ御越ナサレ、樣

樣ニ御下知有テ、彼石ヲ綾錦ニテツヽマセラレ、色々ノ花ニテカザリ、笛太鼓ニテハヤシタテ、木ヤリヲウタハセ、卽時ニ御所ヘ引ツケラル、誠ニ公方ノ御普請ナルユヘ、御自身御精ヲ出サルヽ事、有ガタキ御忠志ナリトテ、是ヲ見キク上下ノ者ドモ、皆々精ヲ出シ、チカラヲ不レ惜相勤ケリ、又昔東山殿慈照院義政公ノ御治世ノ時、御庭ニ立ラレケルト申傳ヘシ、九山八海ト云石ヲモ引ヨセ、御庭ニスヘラレケリ、此外洛中洛外ノ名木名石、粧ヲツクシ取ヨセラレ、御庭築山築地カマヘ迄、殘ル所ナク御造營アリ、

古事類苑

居處部六

柳營下

徳川柳營
造營修築

〔關八州古戰錄 二十〕秀吉公歸洛附關東御入國事

大神君ハ、八月朔日、〈○天正十八年〉武州江戸ノ城ヘ入セ給フ、是ヲ關東御入國ト、世以申習シタリ、凡御座城ノ事ハ、昔將軍家柳營ノ地ナレバ、鎌倉タルベキ、又ハ小田原ニテモアランカナンド、其砌取々ニ沙汰シ給ヘリケルニ、小田原ニハ大久保七郎右衞門忠世ヲ差置レ、江戸ヲ御座所ニ定ラル、素ヨリ平陸ノ城ニシテ、西南ハ沃野蒼々ト際モナク、東北ハ流水渺々ト陸ニ溢レ、汗浸トシテ人家ヲ立ベキ有樣モ見ヘザリケルヲ、覆簣ノ力、土石ノ功、年月ニ成テ、四神相應ノ形ヲ天然ニ顯ハシ、萬年不易ノ勝境ト成ル事、偏ニ有難賢慮ノ御下墨ヨリ起ル、〈○下略〉

○按ズルニ、江戸城ノ事ハ、兵事部城郭篇ニ散見セリ、宜シク參看スベシ、

〔落穗集追加 二〕御城内古來家作の事

一問曰、御入國の節、御城内に有レ之たる遠山時代の家屋敷の義、早速御こぼたせ被レ遊、御殿抔をも新きに被二仰付一候哉、又ハしばらくも以前の家作のまゝにて御座被レ遊たる事にや、答曰、此義を土井大炊頭殿、家老共へ御申きけのよしにて、大野知石物語を承りたる事にて候、權現樣御入國被レ遊たる時、先城主遠山が城内の家宅之儀は不レ及レ申、二の丸三の丸外廓に有レ之家抔も、其儘にて殘り有レ之を以、當分御城内に於て、家宅に御事かき申義とてはなくと也、然れ共御城内の家に、こけら

ぶきと申ては一ヶ所も無之、漸日光ぶき、甲州ぶき抔を以とりつきに致し、御臺所はかやぶきにて、手廣くは有之候得共、殊外成る古家にて玄關の上り段に船板のはゞの廣きを二段にかさね、板敷と申義も無之、土間にて有之に付、本多佐渡守殿、是はあまり見苦敷き義にて、他國よりの御使者抔も無ては相叶不申、せめて御玄關廻りをば、御普請被仰付て可然と言上に付、其方は言れざるくわだてを申と御笑遊し、御家作の義には御構も無く、御本丸と二の丸との間に有之堀を埋め、御普請を御急ぎ被遊候由にて候也、

〔柳營秘鑑〕江府の地、東は悉く潮干潟の蘆原にて、中々屋敷と云ふ事は、拾町とも割付べき所なし、南は又廣大の萱原武藏野に續きいづくといふしまりもなし、其上一國をも領せし人の居城にて無きゆへ、城は今の御城御本丸中の御門より内計りなり、西の丸と只二曲輪にて、尤疎略の體なり、中々八州の太守の御在城とは見へず、然れ共此城と申は、人王百三代、後花園帝康正二年、扇ヶ谷の上杉修理大夫定政の長臣、太田備中資長入道道灌齋、享年廿五歲、品川の館に在けるが、靈夢の告ありて當城を築き始む、先東に淺草の大河有て、川船近國より着岸せしむ、南方は入海にして、東海の諸國は申に及ばず、四國、南海、中國、鎭西迄の船入津す、平山城にて見切よし、剩へ近國に山なし、尤繁昌至極の勝地、資長平日願之通、大軍の籠るべき名城なりと歡喜して、終に長祿元年四月八日經營之功成て、本丸を靜勝軒と名付、是に在住す、○中略東照宮には、天正十八庚寅年八月朔日、小田原より御進發、江戶に赴せ給ふ、扨當城殿閣經營ありて、九月十日に御城に移り入らせ給ふ、先ヅ御旗本の輩は、小身にて地形其方なき爲にとて、御城の西北に、内藤金左衛門天野淸兵衞を以て地割あらしめ、岡の土を引下して谷を埋め、不日に成就しけるゆへ、且少大番衆拜領す、○中略凡此江戶城、天下の城の格に叶ひ、其土地は四神相應に相叶へり、先ヅ前は地面打開き、商賈の便り能き下町之賑ひは、前朱雀に習ひ、人の群り集る常盤橋、又龍の口の落口潔よきは、左

青龍の流れを表し、往還の通路は、品川まで打續き、右白虎を表して虎門あり、うしろは山の手に續き、玄武の勢ひ有、又天下の城に城、郭、場の三ッの意に叶へり、城と云は本城なり、又郭といふは、本城より十里内外の間に一つの喩地を設く、東海道にては箱根なり、又場といふは、本城より三四里を隔て、要害を設く、所謂六鄕の川なり、千住の方にも利根川、取出川等の固めあり、北國の方には笛吹峠有、是をおもとして、廿里四方に餘る地を分内として、則爰を固めとするゆへ本城の繩張にさのみ構わず、すべて天下の城には、繩をはづすといふ事あり、其所は繩張の法式をはづす事也、たとへば內櫻田御門の外より、內の樣子見ゆる樣なる事、是御治世に甚德有る故也、捻而曲輪々々の御番所、きびしく掟ありながら、或は船にて出るか、外の道より廻りて出るたぐひ、是皆おほやけの政事、所謂人は城、人は石垣、人は堀、情は味方、あだは敵なりといふ類ひ、まことに名將の寬仁大度なる所、是を以ても考へ見つべし、如此五常の道、三德に叶わせ給ふが故に、四民糧を荷て集り、數里が間に鷄鳴吻吠相聞えて、御繁榮日の熾なるが如きなり、然るに明曆酉の年、江戶城回祿せしかども、酒井空印讚岐守忠勝入道など存命にて、先格の如く城營作り出さる凡此江戶城の古へ、慶長の初改め造らるゝ時には、鎌倉殿の差圖を以、殿營等は作らせらるゝ、其後公方と稱せらるゝによりて、車寄、殿上の間、上壇、御帳臺に總角懸らるゝなど、室町殿の差圖を以作り出さる、大廣間松の間等は、伏見の御城の格に作らるゝ、實撿の窓、盛久柱などは、鎌倉の古風をも、今以作改られず、其外万治年中新造の御殿、万事昔の如く、所々の御櫓多門替る事なし、只御橋臺といふ石垣の堤の有と、天守の無きのみなり、明曆以前にはたがひにける、

〔大城舊聞下〕新井白石、安澹泊に答ふる書、靜勝軒は、當時本城の事には有之間敷候、西城が昔の本城の趾と見え候は、船見山と申所有之候、外よりは見え候はねども、極て高くして、國府臺杯は手の屆くほどに覺られ候樣に見え候、此所子城と被存候、當時櫻田大手の門を、昔ゟ泊船門

と申候、此邊迄東南より入海と見え候、ヒゞヤ門より外は彼入海にて、皆々地形は築立られ候由に、候、夫故に、今も地震には、殊の外わろき地にて、萬里記に符合し候所に有之候、

按に、此白石先生の考は、深く穿鑿もなく、一わたりの了見にていはれし成べし、昔の本城とても、今の御本丸なる事、既に前に擧たる諸書に明證あり、

〔鹽尻十九〕天正十八年八月朔日、太神君卒兵入御武州豊島郡江戸城、俗に是を關東御入國と云ふ江戸城は文安年中、上杉左京亮憲忠の長臣、太田持資〇初名資長入道道灌築初めりし、天正の頃は、遠山右衞門佐景政居城なりし、景政北條氏屬し、相州小田原に在けり、其弟川村兵部大輔をして江戸の城を守らせしに、景政に與遠山丹波守及び眞田隱岐守兩人、志しを按、此遠山が奉納の鰐口、山王の末社にあり、神君に通じ、急に攻て移り入らせ給ひける、慶長十一年新に大城を築き、殿閣を作り給ひし、實に万世の洪基にて侍る、

〔武德編年集成四十二〕文祿元年七月十日江城經營始ル、神君名護屋ニ御在陣タリト雖、留後ノ諸士其事ニ預ル、

〔大城舊聞中〕按に、家忠日記、天正十九年四月二日、江戸の御普請壹万貫、五人充越候へ之由、普請奉行ゟ申來候、同五日、江戸普請衆五人遣候と有、これによれば文祿以前に、江城御經始あるに似たれど、たゞ御普請と計ある故、たしかにいひ難し、又云、廿年文祿元年なり三月十六日、江戸普請奉行天野清兵、山本帶刀所より、來廿日に、江戸普請に可參由申來候、廿一日江戸へ參著候、佐久間所に居候とあり、是又これによれば、七月以前より經始ありしやうなれど、何方の御普請にやさだかならず、增補家忠日記には、七月十日、武州江戸の城經營始る命有て、松平主殿頭家忠是を監すとあり、但しこれを監すといへる疑なきにあらず、猶考ふべし、

〔武德編年集成四十二〕文祿二年三月三日、江城經營成就ス、當城ハ太田道灌齋城築ノ妙傳ヲ得テ、是ヲ經營セシ名城ナリト云、

〔武德編年集成 四十三〕文祿三年正月廿三日、江城當廿七日ヨリ再經始ノ敎令アリト雖、秀吉、伏見城築ノ觸アルユヱ是ヲ止ラル、

〔大城舊聞 上〕聞見集、小田原落城の後、秀吉公會津まで御下りありて、家康樣へ、御在城は江戸しかるべく候はんと御めきゝのよし、そのころは江戸は遠山居城にて、いかにもそゝう、町屋なども、かや葺の家百ばかりもあるか無の體、城も形計にて、城のやうにも是なく、あさましきを、きどくに秀吉公御見立被成候とて、諸人感じ申候、むかしの例ならば、鎌倉を御さし圖なさるべき御事なりと、皆人申つる、又は小田原しかるべしと仰らるべき御事なりと、皆人申つる、右兩所は船入もなく、江戸にはおとりたる所なり、江戸は年々に萬事盛えまし、秀吉の御目きゝもおろかに無二御座候、又云、關東へ御入國の比は、江戸御城は御本丸の外に、二ッ御丸御座候ひつる、此内一ッは福松樣御座候ひつる、〔今按に、福松樣は、東照宮の御四男下野守忠吉君の御事なり、慶長十二年三月五日、御年廿八にて失給ふ、〕又一つには御方樣御座候つる、〔今按に、此御方樣とは、大方樣の御事にや、則傳通院殿也、慶長七年八月廿九日逝し給ふ、〕是を一ッになされ、今の御本丸になされ申候、山の手は皆野原にて御座候つる、西の丸も野にて御座候つるを、新規に立なされ候、山の手の惣堀も、その以後に仰付られ、御ほらせなされ候、西の御丸も、ほりそこより石垣になされ、しかるべしと、皆々御申上られ候へ共、將軍樣御がつてんなされず、中ほどより石垣に仰付られ候、かやうに略なされ候義も、諸人の苦身御いたはりと、その比下々沙汰申候つる、又云、家康樣はよろづ結構なるを御きらひ、江戸御城内に光る金物など一つも御座なく候、和田倉の方の御矢藏のはふに、金物を將軍樣より仰付られ候事、駿府へ聞え候よしとて、夜中に金がな物を御とらせ候、その後やがて大御所樣江戸へならせられ候つるその御用心と、皆人存じ奉り候、かな物取たる跡、我等ども、見申つると云々、

右小字分注は、中神氏書入なり、按に、御本丸の外に、二つ御丸御座候つるを、一つに被成、今の

御本丸になされ申候とあるは、傳聞の誤なるべし、下に擧たる慶長日記、藤堂高虎上意に答へ奉りし所合せ見るべし、西丸の事下冊に委るしたる落穂集の説に同じ、證とすべし、

〔大城舊聞下〕事蹟合考、○中略木村高敦語て曰、慶長十七年以來、江城御經營の時、先總御繩、台德公御自身被遊候、大手下乘橋、西丸、外櫻田、半藏門にかけて、悉く台德公の御繩也、平川口、竹橋の邊、藤堂佐渡守高虎繩なり、竹橋と平川橋との間、帶曲輪に取候事、功者の所爲のよしなり、四ッ谷門の續き、木戸喰違門は、小畑勘兵衞昌盛繩なり、先年井伊掃部頭下館の後、即彼木戸門の際の杉の大木共は、勘兵衞逆茂木として植たるもの、至于今數株繁りたるよし、古老申傳ふ旨也と云々、總じて關ケ原御勝利以後、江戸城御構、台德公御繩なりと云々、

〔大城舊聞下〕事蹟合考、○中略總て江城は、天正十八年八月朔日、御入國以後十三ケ年許は、強て御手つけられず、御質素の御住居なるよし、御旗本舊功譜代の老輩、何れも申殘せし事、予弱冠の日、常常聞候所也、然れば天正十八年より十三ケ年程過れば、凡慶長七年に當る也、關ケ原大勝利天下一統せられしは、慶長五年なれば、太平の後、猶三年計を過されて御造營にかゝり給ふ、神君萬事を漸に採り給ふもの、是武を備へ文を整の神慮にして、復亦織田豐臣等の、凡慮の澆欲、己が榮耀の爲に天下を貪らんとする類と、其旨天地を隔絶する事、眼を默て尊敬すべし、其所以いかんとなれば、豐臣のごとく事を急て恣にする時は、民力疲勞國家廢亡するの基也、財費民離れて、何れにか文武備へ整らんや、されば慶長七年の比より諸大名にも仰付られ、粗御造營ありしなり、然れ共全く大御造營せらるゝものは、凡慶長十七年より始り、十九年に至て、此時御本城、并外郭大外構、土手多門櫓俗是を見付と云等出來なり、此大造營すら不得止御要害たるに依て、御門々やぐら塀等出來せられしかども、いまだ御館は、大廣間を始大奥迄、茅葺簀掻床也、大猷公御代に至り、日本中諸山ゟ金銀涌がごとく出たる故、稅賦の徴責なく、華麗の大厦成就し

給ふ、此時白黒御書院、御座之間等、及び御休息、尤大廣間共に、五の御殿備れりと、老輩申傳ふ、
○按に、慶長七年の比より諸大名に被仰付、粗御造營ありしといへる事、據所ありていへるにや、諸記に見えず、少づゝの御改營は御入國後、引繼追々ありし事、諸書に見えたり、又全大御造營せらるゝものは、慶長十七年より云々といへるも誤れるに似たり、大御造營の初めは慶長十一年なる事、前に擧たる諸記錄に志るし、
〔御府內備考御城二〕慶長十一年、諸侯に命せられて、大に江戸城の御修補あり、
同き年三月朔日、藤堂和泉守高虎に命じて、當城の繩張をなさしめらる、
同年の夏、石垣出來ぬ、九月廿三日、御本城の經營なりしかば御移徙あり、
同き十二年四月朔日、當城外構の御修造始れり、
同十六年三月、又御城の修理はじまり、七月におはる、
明る十七年、又御城石垣の修造あり、
同十九年の秋、功なる、
元和四年の春、御城の內紅葉山へ、東照權現の御宮たてり、
同き六年の夏、又御城の石垣、その外三の丸北の丸等の御普請あり、翌年に至て造畢す、
同八年五月、又御本丸御殿の內御修造はじまれり、十一月に至り成れりと、
明る九年、西丸も御修理あり、
寬永四年、梅林坂の邊經營あり、
同七年の夏、二の丸御庭に山を築かれ、御泉水など此時出來しなり、
同十一年閏七月廿三日、西丸過半燒失あり、
同十二年七月、御本丸にありし東照宮の古御宮を、淺草寺へつかわさる、

同十六年八月十一日、御本丸御殿こと〳〵く燒失せり、御天守多門櫓等つゝがなかりしと、同き十七年四月、再び御普請なりしかば、御移徙あり、

慶安三年九月十九日、西丸御殿以下御造營成しかば、翌廿日御移徙あり、同き廿八日、大猷院殿渡御あり、御普請にあづかりし者、御褒賞の賜物あり、

明暦三年正月十九日、御本丸二丸燒失せしかば、西丸へ移らせらる、

同二月、御本丸御普請暫く御延引あるべき旨仰出され、越谷の御殿を引て、二丸へ御造營仰付らる、　同三月十五日、津田平右衛門、柘植平右衛門、御本丸所々石垣奉行仰付られ、五月九日、御普請始あり、御天守臺石垣松平伊賀守、二丸口寺澤、喰違兩所石垣細川越中守、中ノ御門銅御門石垣丹羽左京大夫、切手中仕切御門石垣戸田釆女正御手傳を命せらる、又御本丸所々石垣御手傳、眞田内記、岡部美濃守、中川山城守、本多内記等へ命せらる、

萬治二年正月十一日、御本丸御普請御鍬初、惣奉行久世大和守仰付られ、松平大和守、眞田右衛門、伊達大膳大夫、松平日向守、脇坂中務少輔、松平山城守、松平伊賀守、九鬼孫次郎、松平備後守、植村右衛門佐、北條出羽守、龜井能登守、相馬長門守、内藤豐前守、水谷伊勢守等手傳仰付らる、

同年御本丸御普請落成に依て、九月五日御移徙あり、

〔年々世間聞書乾〕慶長九辰年より御城之御普請、年々西國東國替り〳〵仕申候事、

〔慶長日記〕十一年正月、江戸御城御普請御手傳、大名十五人ニ被仰付所謂、

加藤左馬介嘉明　松平(山内對馬守イ)土佐守一豐　加藤肥後守清正　松平武藏守輝政　羽柴(福島イ)左衛門大夫正則　黒田筑前守長政　淺野但馬守(紀伊守イ)幸長　羽柴(森イ)右近大夫忠政　有馬玄蕃頭豐氏　細川内(越中守イ)記忠興　松平左衛門督秀治　京極若狹守忠高　(京極)羽柴丹後守高知　鍋島信濃守勝茂　寺澤志摩守廣高

二月上旬ニ各江戶著、何モ主人ハ在江戶、人數ハ石運送ノ爲伊豆國ニ有ㇾ之、石積船以上三千艘有ㇾ之、一艘ニ百人持ノ石二ツ入、(一ケ月兩度イ)江戶ヘ往還(運送イ)ス、江戶城石垣分七百間、高サ十二(廿イ)間、或ハ十三(廿イ)間有ㇾ之、此栗石ハ、去年米ニテ買置ケルヲ金ニ被ㇾ替ケル、今ハ殊外高直也、頃日江戶ニテ百人持ノ石一ツ銀二(二イ)十枚、ゴロタノ石ハ一坪ニ金小判三兩ノ價ナリ、關東衆ハ去年上洛供奉故手傳御免、但上洛セザル衆ハ、千石ニ人夫一人充出ス、

五月五(廿イ)日、大風、豆州廻ル、石船大ニ破ル、鍋島船百廿艘、加藤嘉明船四十六艘、黑田船三十艘、此外五艘、三艘不ㇾ可ㇾ勝計、是品川沖ニテ也、

六月四日、江戶石垣モ四月末ニ出來之處、右之通ニ埋レシヲ、又掘五月末ニ出來、六月十日頃、福島正則組衆抔者歸ルモ有、正則モ六月十五日淸洲江著、九日頃伏見ヘ著ベシト也、自餘ノ衆ハ普請出來、追々上ラル、人數モ不ㇾ殘引取、加藤淸正申サルヽハ、御普請出來後、一万石ニ百人持石二ツ充上可ㇾ申、外之衆ハ心次第ト有ㇾ之、各及ㇾ此儀、

九月廿三日、御本城御經營新ニ成テ、將軍家御移徙有、公ハ伏見ニ可ㇾ有ㇾ御座ㇾ間、將軍家江戶ニ御座城被ㇾ成樣　仰ニ依テ也、藤堂高虎去ル三月ヨリ奉行ス、

〔武德編年集成　五十二〕慶長十一年六月十日、江城ノ經營組々ヲ分ラレ、大略造畢ヌ、福島正則ガ組合ハ、殘所ナク其功ヲ遂ルニ依テ休暇ヲ賜ハリ、武江ヲ發ス、未ダ功ヲ終ザル輩モ、下吏人ハ殘シテ、其身ハ歸國スベシト云、然レドモ一万石ニ百人持ノ巨石二ツ充ノ積リ獻ズベキ旨命アリ、時ニ加藤淸正諸將ヲ勸メ、彼ノ石百二百五十三十宛ヲ各獻ジ畢ヌ、頗ル御喜悅ト云、　九月廿三日、江城本丸經營造畢、台德公御移徙ト云、○中略　藤堂和泉守高虎、今般江城修築ノ矩繩ヲ沙汰スル勞ヲ賞シ、備中ノ中二万石ヲ加ヘ賜フ、

〔藤堂家書上〕曰、慶長十一年、江戶御城作事の時、高虎仰を奉り、繩張の事に預り、且石垣を築く、此時

備中國に於て二万石を加へ賜ふ、

〔石卯餘史二十一〕十一年〇慶長丙午三月、再ビ江戸ノ御城ヲ經始セラル、御繩張ノ御相手御相談ニ、加藤清正、淺野幸長ヲ召加ヘラル、ソノ節兩人ノ息女ヲ以、御緣邊ノ御約束アリテ、淺野ガ女ヲ右兵衛督殿ヘ、加藤ガ女ヲ常陸介殿ヘ嫁娶ノ禮行ハル、

〔台德院殿御實紀附錄三〕江城は國家定鼎の地にして、天下の諸侯朝聘するに、舊來の規模いと狹隘にして、其禮を行ふに足らざればとて、慶長十一年三月より、諸大名に課して經營をはじめさせ玉ふ、藤堂和泉守高虎は、二三の丸を奉り、細川內記忠利は、石垣を增築し、松平越前守政宗は天守二重の櫓を奉り、加藤肥後守清正は、おなじ列の大名にすゝめて、大石を進獻せしむ、その六月おほよそ成功せしかば、みな就封のいとま賜はれり、この時助役せし徒、みなたつゝけを著し、おのが持場にのぞみ、親ら督課し、公にも日每に兩度づゝ親巡して慰勞し玉ひしゆゑ、渠等も一きは奮勵して力を竭しければ、かゝる大擧いと神速に成功せしとぞ、

〔高山公實錄十三〕慶長十一年三月、神君諸將に命じて江戸の城を築かしむ、公〇藤堂高虎專ら規畫の事に預り給ふ、

玉置覺書　關原陣御勝利、石田三成已下ほろびて後は、權現樣ひたすら天下平呑の御氣色にて、御城を卜め給ふべき所、度々の御內談なり、鎌倉は代々の都城なれども、谷々に境內せまりて豐ならず、江戸は東西南北ともにせまらずして、天下の大都城になし、鎌倉にまして繁昌すべき所なりと御僉儀再三、治定して、太田道灌が大城を改めて、新に築き給はんに極り、其繩張可仕候旨御意なり、天下の大都城なり、方角已下よく辨へたる軍法者に可被仰付事かと、固辭再三に及ければ、佐渡守能承れ、城の繩張は、責られて持こたへ、せめて責あぐみたる要害、よく覺たる其方ごとく成、老功の者のわざなり、辭退すべからず、有增の繪圖出來の後、御一覽遊ば

し、御自身と佐渡守と二人して遊ばし候に、何條事か可有之と、御意により、有增の地形已下、繪圖を以段々御伺ひ候得ば、此所はかく、其所はかやうにと、御手づから度々御朱引御墨引遊ばし、繪圖極りて後、委く繪ときして將軍に見せ奉るべしと御仰にて、持參して御目に懸け申候處に、一々委く御覽遊ばし、可申上恙も無御座、御地取、御感に被思召候由、御請にて事極り、隍池石崖悉成就しぬ、○中略總て城の繩張と云物は、凡人の才覺を以てなすべきにあらず、上天の載無聲無臭にして、何の工もなく、其地形に習ひて、自然と出來るものなりと、御意の趣を再三承候に、前後御詞の段々、一點も無相違御物語遊ばし候、寔に生知大人の御器量、凡下の評判すべきにあらずと、三宅亡羊、高勝檪の御前にても、又家老共にも細々物語被仕候、

〔伊達家書上〕慶長十六年、江戸御城西之丸御普請被仰付候ニ付、政宗儀も御普請被仰付候、何時被御出候哉相知不申候、場所之儀者、其品末ニ書記申候、　三月六日、御普請土取始申候、　同十日、台德院樣御普請場江被爲成候、○中略　同廿七日、御堀之御普請ニ取付申候、　同廿八日五時、御普請場江被爲成候、川島豐前罷出候處ニ、川島迄御意被成下候、　四月三日、御普請場江被爲成候、○中略　同六日、天氣曇風吹申候、御普請場江被爲成候、政宗儀も御目見仕候、還御以後、堀廣ゲ申所繩張仕候、晩方人足揚り候而、又々被爲成候、川島豐前ニ御言葉被成下候、繩張近頃見事之由上意御座候、晩方御成之節者、政宗者不罷出候、○中略　同八日、かい塚御堀御普請ニ取付申候、かい塚ハ唯今井伊掃部頭上屋敷ニ御座候、○下略

〔武德編年集成六十四〕慶長十九年四月八日、江城經始、石垣ノ根石ヲ置始ル、　五月廿六日、武城ノ經營、長雨ユヱ遲滯シ、今日一番ノ場所漸ク石垣築キ畢リ、二番ノ場所ノ石垣ヲ根石ヲ置ト云、

〔慶長日記〕慶長十九年六月四日、江戸より爲御使成瀨豐後守著府、諸大名石垣築半分成就、併雨天故少延引、　同月十八日、松浦肥前守隆信御禮、頃日在江戸ニテ御普請勤處、平戸吉利支丹可改旨

被ㇾ仰付ㇾ、同月廿四日、從ㇾ江戶ㇾ爲ㇾ御使ㇾ青山善四郎重政參著、獻ㇾ御內書ㇾ、則御前ニ召、御普請石垣等之事問セ給フ、

〔元和日記〕是年〇元和六年江戶ノ城、大手ノ御門石垣十三町餘、及升形一箇所、松平陸奧守正宗是ヲ築ク、時ニ正宗在國ス、其子美作守忠宗、父正宗ニ代テ是ヲ勤ムルコト怠ラザル由上聞ニ達シ、其勞ヲ褒セラレ、召シテ忠宗登營ス、御腰物大俱利迦羅慶光ヲ賜ル、

是年〇元和六年江戶北ノ丸造作アリ、松平大膳大夫忠重是ヲ奉行ス、

八年五月、是月ヨリ江戶御本城經營、御表方奉行土井大炊頭利勝、大工棟梁中井大和、奧方ハ酒井雅樂頭忠世是ヲ奉行ス、大工棟梁鈴木近江、御作事中公西ノ丸ニ移リ玉フ、大納言家本多美濃守忠政家ニ渡御アリ、御造作畢ラザル間ハ、此宅ニ御滯座アリ、十一月、是月江戶ノ本城造作成テ、公是ニ移リ玉フ、

〔大猷院殿御實紀十二〕寬永五年十一月十八日、江戶城石垣構造により、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝、永井信濃守尙政連署して、尾紀水駿四卿、並に仙臺中納言政宗卿、佐竹右京大夫義宣、上杉彈正大弼定勝、南部信濃守利直等に助役の事をつたふ、その餘のともがらには、普請奉行加藤遠江守光直、佐久間河內守實勝、阿部四郎五郎正之、石川三右衞門勝政よりつたへしむ、江戶城惣廓の石疊、惣坪數四万四千五百三十三坪二合八勺三才とぞ、課役の制六隊に分ち、一隊は酒井雅樂頭忠世、酒井河內守忠行、西尾右京忠昭、細川玄蕃頭興昌、眞田伊豆守信之、眞田河內守信吉、眞田內記信政、眞田隼人信重、大手下馬の虎口を築く、二隊は土井大炊頭利勝、堀美作守親良、佐久間日向守安長、佐久間大膳亮勝之、本多大隅守忠純、松平五郎忠憲、松平釆女忠利、淺野釆女正長重、玄關前內門虎口、並に西城石垣を築く、三隊は酒井讃岐守忠勝、安藤右京進重長、以上上門虎口をきづく、稻葉丹後守正勝、井伊兵部少輔直勝、酒井山城守重澄、內藤伊賀守忠重、新庄駿河

守直好、紅葉山間喰違をきづく、四隊は永井信濃守尚政、土屋民部少輔利直、秋元但馬守泰朝、水野左近忠善、山里丸虎口をきづく、井上河內守正利、青山大藏少輔幸成、內藤百助正勝、京極主膳正高通、月見櫓の臺裏門の石壁をきづく、小笠原左衛門佐政信は西城的場乾溝石垣を掌る、五隊は松平式部大輔忠次、水谷伊勢守勝隆、西鄕若狹守正員、秋田河內守俊季、牧野右馬允忠成、松平大膳亮忠重、日根野織部正吉明、皆川志摩守隆庸、西城石城を築き、外溝を浚利す、六隊は奥平美作守忠昌、內藤左馬助政長、大關右衛門高增、那須美濃守資重、土方彥三郎雄次、大久保加賀守忠職、相馬虎之助義胤も同じ、又水戶中納言賴房卿、上杉彈正大弼定勝、鳥居伊賀守忠恒、佐竹右京大夫義宣、岩城佐兵衛宣隆、松平仙千代丸、酒井宮內少輔忠勝、酒井長門守忠重、酒井右近大夫直次、堀丹後守直寄、松平出羽守直政、本多飛驒守成重、溝口出雲守宣直、溝口伊豆守善勝、南部信濃守利直、戶澤右京亮政盛、(居城燒失により、半にてゆるさる、)六鄕兵庫頭政乘は別組とせらる、仙臺中納言政宗卿は芝口日比谷升形石垣、松平伊豫守忠昌、松平土佐守直良は田安、雉子橋、松平大和守直基は、水曲輪、小笠原右近大夫忠眞三丸堀石垣をきづく、分部左京亮光信二丸南廓、寄合青木次郎助直澄も同じ、すべて出羽奥州の輩は、日比谷、數寄屋、鍛冶橋、吳服橋、大橋、神田橋、一橋、雉子橋等をきづき、淺野但馬守長晟、加藤肥後守忠廣は和田倉櫻田の間、兵庫橋虎口をきづく、又豆州より石を運送する制は、五畿內所領の輩半役、近江、美濃、播磨、備後のともがらは本役、三河は本役八人半役四人、遠江は本役壹人半役壹人、伊勢は本役一人半役一人、尾紀駿の三卿は本役なり、されど二條城構造の例により、三卿ともに本高の內十万石づゝの役を免さる、其外久永源兵衛重勝、森川金右衛門氏信、駒井次郎左衛門昌保、池田圖書政長、小俣吉左衛門政利、石野六左衛門廣吉、中島長三郎某、天野麥右衛門重勝は江戶にて石の奉行し、佐藤勘右衛門繼成、大久保新八郎康村、長崎半左衛門元通、中澤主稅助吉政、小倉忠右衛門正次は伊豆にまかりて石の奉行をつとめ、向井將監忠勝、石川八左衛門政次、今村傳

四郎正長は運送船の奉行とし、間宮虎之助長澄、青木太兵衛吉永、山田市兵衛某は本目の地にまかり栗石の奉行し、小濱右京守隆、石川與次右衛門重正、前田五左衛門定良、安房上總栗石の奉行命せらる、

〔江城年錄〕寛永十三年、自二月至九月、江戸一ヶ谷、牛込、赤坂、糀町口之御堀普請、赤坂口より淺草橋迄、所々御門石垣等升形出來、奥大名被仰付、南部山城守遲參候間、閉門被仰付之、

〔寛明間記〕寛永十七年二月十日、御本丸御殿共大方御普請出來ニ付、來ル四月吉日ヲ被撰、御移徙可被遊之由被仰出、仍御普請等殊更是ヲ急グ、

〔寛明事蹟錄〕慶安三年三月三日、上巳之御禮、諸大名登城、無御目見、今日西ノ御丸御柱立ニ付、諸大名御祝儀ニ登城、兩樣ノ祝儀故、出仕ノ諸大名旗本衆若干也、　二十日、西ノ丸御普請ニ付、去比諸大名ヨリノ獻上物ハ、

一鐵三千貫目但万割松平筑前守　一銅万貫松平陸奥守　一疊ノ表二千枚細川六丸　一銅一万斤但千六百貫目松平長門守　一綱苧二千貫目松平越後守　一金箔十万枚松平筑前守　一奥漆三千貫丹羽左京大夫　一石ノ井筒堀抜二組松平新太郎　一石ノ圍爐裏五組同人　一鐵三千貫目松平相模守　一竹三千束京極丹後守　一鐵五千貫目森内記　一八講千匹松平犬千代　一高宮千匹井伊掃部頭　一疊表三百枚相馬大膳亮　一同斷仙石越前守　一金箔七万枚鍋島信濃守　一漆五十桶松平下總守　一綱苧三百貫目秋田河内守　一三寸釘十万本淺野内匠頭　一鐵千貫目松平淡路守　一疊表三百枚松平飛驒守　一同斷千枚藤堂大學頭　一鳥ノ子間似合五千枚松平但馬守　一疊縁五百端松平万千代　一疊表千枚有馬中務大輔　一桐唐紙一万枚松平千菊　一大間似合三千枚松平辰之助　一四寸釘十万本溝口出雲守　一間似合三千枚岡部美濃守　一鐵千貫目松平式部大輔　一小鳥部屋一組松平伊賀

守　一障子紙五十束松平主殿頭　一松丸太三間半先口一尺三寸　一同四間丸太先口一尺三百本　一十二間木七寸角五百本　一二間木六寸角五百本　一三間木一尺二寸角百本　一三間木七寸角百本　一杉志々料一間木五百本　右ハ松平薩摩守　一檜三間木一尺角五百本　一同三間木九寸角五百本　一三間木八寸角五百本　一檜二間木九寸角五百本　一サワラ檜五百丁　右ハ尾張大納言殿　一栂三間本幅一尺四寸脇七寸二百本　一同三間木八寸角四百六拾六本　一松三間木八寸角三拾四本　一栂三間木七寸角三百本　一松三間木七寸角二百本　一栂二間半木六寸角三百本　一松二間半木六寸角二百本　一栂二間木五寸角千三百本　一松二間木六寸角千本　一檜二間木六寸角五百本　一同二間木五寸角五百本　一松板長六尺五寸五千枚　一栂板六尺五寸幅一尺三寸一万五千枚　一樅板二万枚　右ハ紀伊大納言殿　一竹八寸廻二千本　一同七寸廻三千本　一同六寸廻五千本　一小竹三千本　右ハ水戸中納言殿　一檜二間半六寸角三百本　一杉戸板百枚　一杉大桁二百丁　右ハ松平阿波守　一鐵千貫目松平周防守　一銅千貫目上杉喜平次　一疊縁二百端石川主殿頭　一漆二百貫目佐竹修理大夫　一金箔三万枚　本多內記　一間似合鳥子五千枚同八郎兵衞　一判ウラ紙三万枚松平山城守　一間似合鳥子一百枚立花飛驒守　一石灰三百石松平越中守　一障子紙千帖松平丹波守　一鉛三千斤本多能登守　一白土千俵戸田左門

右ノ通獻上、安藤右京進西ノ丸御普請奉行タリト云ドモ、病氣ニ依テ一兩日御普請場ヘ不レ出、

四月十一日西ノ丸就二御作事一、伊達遠江守ヨリ疊表千五百枚獻上ス、目錄ハ阿部豐後守披露シ、安藤右京進差圖ヲ以テ、御役人柴村左源太方ヘ渡ス、　八月十八日、西ノ御丸御作事、御祈禱結願也、老中西ノ丸ヘ悉ク出仕シ、御祝有レ之、　九月十九日、明廿日大納言樣（嚴有院殿御事十歲）西ノ御丸ヘ可レ有二御

移徙ニ付、今日諸大名出仕、幷ニ御祝儀ニ樣々ノ器財ヲ獻上ス、

〔白石秘書〕一西丸御殿の御普請奉行は、佐久間將監にてありし、御普請大かた出來し頃、大猷院樣御覽の爲に出御ありけり、將監御供の中にあり、いかなる事にや大久保彥左衞門居合たれば、普請見よと仰下されて、誠に結構なる御普請の次第に候と申てのちに、將監方を見やりて、蟹は甲に似せて穴をほるとやらん、其方が家の如くに御殿をも申付よ、勿論此御城などには、いらぬ事とはいひながらも、その作法は少あるべき事歟、此鴨居などは、甲の立物、又は鍬などをはりあげ申す事はなりかね候へかし、又雪隱などを見て候ひしが、身ひとつだにはいりかね候、いそがしき時は、具足著ながら、刀脇差差、肱をいからしてもはいるもの也、それ〳〵がある習なるぞと用捨もなくいひければ、上樣なにとかおぼしめされたりけむ、そろ〳〵と奧へいらせられしよし、誰が聞傳へしにや、世には人の語りしを聞傳へたり、

〔大猷院殿御實紀七十七〕慶安三年三月十三日、紅葉山、並に西城石垣修築を相馬大膳亮義胤に仰付らる、

〔嚴有院殿御實紀十三〕明曆三年三月十三日、二丸假殿造營の奉行を、船越伊豫守永景、牧野織部正成常、八木但馬守守直に仰付られ、酒井紀伊守忠吉に總督すべしと仰下さる、

〔嚴有院殿御實紀十四〕明曆三年七月廿七日、本城二丸營作所を順覽し給ふ、酒井雅樂頭忠淸、阿部豐後守忠秋はじめ、供奉の輩羽織を著す、蓮池邊にて岡部美濃守拜謁し、石垣成功の褒詞を加へられ、又牧野飛驒守、忠成、作事奉行保田美濃守宗雪、寄合關兵部少輔氏盛、近藤織部重堯奉りし營築のさま御覽じ、二丸の行殿にいらせ給ひ、忠淸忠秋に御手づから熨斗を給ひ、玄關にて阿部備中守定高をめして、構造よろしく成功せし旨褒命あり、　八月十五日、阿部備中守定高、二丸造營成功して拜謁す、その家士等みな銀時服をたまふ、作事奉行牧野織部正成常、八木但馬守守直、船

越伊豫守永景この事にあづかりしかば、金時服羽織を給ふ、同所樹木培栽せしにより、樹木奉行等時服銀を給ふ、大坂より金宰領に下り見え奉る番士四人、又同じくいとまのもの給ふ、番士八人なり、この日山里にて御側の輩乘馬御覽あり、　九月廿七日、來年本城構造の助役を命せらる天守臺は松平加賀守綱紀、內大手二丸門、中の門、蓮池、喰違は細川越中守綱利、玄關前門、富士見、鹽硝郭門は丹羽左京大夫光重、切手門、中仕切の門は戶田釆女正氏信、梅林、坂上下門、三丸喰違は眞田內記信政、この輩迄は石垣の助役なり、相馬長門守忠胤、內藤豐前守信照、水谷伊勢守勝隆は、その諸門造立の助役つかふまつるべしとなり、但一万石に百人づゝ人夫出すべしとなり、

〔嚴有院殿御實紀十七〕萬治二年正月十一日、けふより本城造營始られ、御側久世大和守廣之はじめ、事にあづかる輩まかりむかふ、

〔嚴有院殿御實紀十八〕萬治二年八月三日、本城造營成功により、九月五日御移徙あるべし、よて番士作法いよ〱心いれ曉告すべきむね、大番頭、兩番新番小十人頭、大小の目付に面命あり、歩行頭にも同じ、

〔鹽尻三十五〕正德年中、朝鮮來聘御もてなしに、柳營殿門重修の御事あり、今までの御車寄を中門廊と稱し、別に中門を立させまします、御駕籠臺を今より御車寄と呼べき由仰也とぞ、

〔有德院殿御實紀附錄二〕御受職の後、唐破風造の四足門、および有來る御まし所をもこぼたれけり、これそのかみ勘定奉行荻原近江守重秀うけたまはり、金玉をちりばめ、華美を盡して造營せしかば、その費用七十万金に及びしとなり、又後園に沈香もてつくりし亭ありしをもこぼたれ、芝口に建られし郭門も、火にかゝりしのちふたゝび建られざりし、皆近世華奢の風を、祖宗質素の俗にかへし玉はんとのみ、御こゝろもちひさせ玉ふなりしとぞ聞えし、又半藏、田安、清水門も近臣常に往還を禁せられしかば、下々便宜をうしなひ歎きしを聞せ玉ひ、舊制に復して往來自

由ならしめらる、また諸國の鬪劵も請まゝにあたふべきよし仰下されしかば、万民よろこぶ事かぎりなし、然るに御みづからは、かの御まし所こぼたれし後、その側にいさゝかのこりたる廊をしつらひ、そこにおはします事十二年の久しきにいたれり、此廊は東西にむかひたれば、炎暑のころ、朝夕の日さし入て暑は堪がたく、侍臣等さへいとくるしとおぼえたるに、少しもいとはせ玉ふみけしきなくすませ玉ひぬ、のち天下もやゝ豐かに、四民もうるほひしに及び、享保十二年二月にいたり、はじめて御まし所の新營を仰出され、金銀のかざりをとゞめ、もはら質素につくられしとぞ、誠に天下の樂に後れて樂むとは、かゝるたぐひをや申し奉るべきと、其ころものしれる人は感じ侍りき、

〔半日閑話三編五〕一二月〇明和六年　西丸大奥向御修復有、御手傳大名三人、

〔德川禁令考城郭經營二十三〕天保九戊年自三月至四月、西丸御普請ニ付、萬石以上以下御手傳之事、

三月十二日　水戸殿

西丸炎上ニ付、國產之松板壹萬枚獻上、

同十八日　細川越中守

時服十五枚ツヽ　藤堂和泉守

松平信濃守

同拾枚　榊原式部少輔

上納米仕、御用途ニ相成候ニ付被下之、

同十八日　御三家方

松平加賀守

西丸御普請御手傳被仰付之　　溜詰

同廿二日

一西丸御普請ニ付、高割上納金之御書付、

西丸御普請ニ付而ハ、御用途莫大之事ニ候間、御三家方始、御手傳被仰付候、就而ハ萬石以下之面々、諸役人御番方、寄合小普請、都而五百俵以上勤仕并不勤共、高百俵ニ付金貳兩ツヽ、五百俵以下百俵以上勤仕并不勤共、高百俵ニ付金壹兩貳分ツヽ之割合を以、上納被仰付候間、冬中迄ニ上納可有之候、但上納方之儀ハ、御勘定奉行江可被談候、

右之趣、萬石以下面々可被觸候事、

同廿四日

金三千兩　　寺社奉行

同斷ツヽ　　御手傳　御奏者番

西丸炎上ニ付、願之通納金并御手傳被仰付之、

同廿五日

一於評定所、御膳所御臺所人相澤久助、其外共御書付爲讀聞、前同斷、

同廿五日

內願之通金貳萬兩上納　　榊原式部大輔

同斷壹萬兩上納　　水野出羽守

一是より追々、諸大名御旗本町人迄、願之通上納金被仰付之、略之、

右金高凡百貳拾六萬千五百五拾壹兩餘

此外材木金箔銅瓦鐵石等獻上數多有之、略之、

四月十日

一御老中方御噂之趣、若年寄衆より被達、

此度西丸御普請ニ付萬石以下之御役人上納金相願候面々も有之、誠ニ非常之儀、左樣ニ可有之儀勿論之事ニ候、乍去無據譯柄ニ付、累代之借財等有之輩抔、同役之内上納金相願候ニ付而ハ、其儘ニも難相成樣との意味合を以、上納金致候共、往々御奉公難勤續、退役等相願候樣ニ而ハ、却而忠義ニ不相成、思召ニも不被爲應事ニ付、假令同役之内、上納金相願候共、格別身上不如意之者ハ、觸面之通上納不致共、少しも其身之恥辱等ニハ不相成儀ニ候間、末長く精勤之儀を心掛候樣有之度事ニ候、

右之趣、年寄衆噂ニ及段、萬石以下之御役人江、無急度可被達置候事、

右之通、最前相達候趣も有之候間、觸面之外、別段上納金之儀不相願候とも不苦儀ニ候、觸面之割合より聊員數相增、或ハ借財多之輩抔、無理成才角を以、金子手段いたし、上納金相願、右ニ付而ハ、如何敷次第も有之哉ニ相聞候、左候而ハ前書相達候趣意ニ齟齬いたし候間、自分之名聞ニ拘り、上納金相願候儀ハ不可然候、此段各申達候段、尚又萬石以下之御役人江早々可被達候事、

四月十六日

西丸御普請掛江

此度西丸御普請ニ付而ハ、莫大之御入用、是迄引續御物入多、右ニ准シ、諸大名も物入多ニ付、度度御手傳も被仰付間敷思召ニ被爲在候得共、前條之通り、莫大之御入用高ニ而、無據御手傳被仰付候事故、總奉行始御普請掛り之者共江、贈物等ニ不及候段申渡候、右ニ付而ハ重立候役向之者ニハ有之間敷事ニ候得共、末々之者ニ至リ候而ハ贈物等無之、近例ニ相成候迚、萬一心得

達之儀も有之間敷共難申候右之段ハ御爲筋存込一途ニ差はまり致精勤且二百年來之御高恩を奉報爲に粉骨碎身して相勵御用向出精相勤候樣可致候御普請中格別ニ出精無滯相勤候者ハ其奉行中より申立候上夫々相應之御場所江御役替等も可被仰付候或ハ御褒美別段ニも被下置候儀ハ勿論其外都而公儀より被下候御手當等も不相替被下候事ニ候間精々心得違無之樣一同申合可被致精勤旨御普請掛之者江可被申達候

右於新番所別溜越前守書付渡之

天保十亥年十二月十九日

西丸御普請ニ付御手傳被仰付候面々

金貳萬兩　松平肥前守齊正

金貳萬五千兩　松平美濃守齊溥

其方共儀先祖以來長崎之儀御用相勤候ニ付是迄外御用も不被仰付候得共此度西丸御普請ニ付御手傳被仰付之

右ハ御場所稀なる御用筋ニ付力を竭シ御奉公可致處行屆兼候由を以出金高半減拾ヶ年賦致上納度旨被申聞候得共難相成事ニ候條先達而相達候通上納可被致候右ニ付長崎表勤向手薄ニ而不行屆候而ハ御要害にも相拘不容易儀ニ付出格之趣を以拜借金被仰付之返金之儀ハ追而可被御沙汰候

〔江戸會誌 八〕御用金

天保九年西丸造營ニ付（此歲三月炎上あり）

金十萬八千二百兩　江戸

是は札差商人より上納す

弘化元年本丸造營に付、（五月炎上）

金八萬五千九百七兩　江戶

金百十四萬九千八百二十二兩　大坂（兵庫西宮堺とも）

一書に百九十八萬千兩とあり、是は去る九年の分共通計したるなり、此時江戶は五千兩以下五兩まであり、

此外、御料所なる村々へも課したるよしなれど、其額は詳ならず、

安政元年西丸造營、（前年五月炎上）幷海岸防禦に付、

金二十九萬三千九百四十五兩　江戶

一書に二十九萬七千四百三十五兩とあり、大坂なるは不詳、○中略

凡用金を上納せる商人ハ、其褒賞として金五千兩に付、銀二十枚、二千兩に付十五枚、千兩に付十枚を賜はること例なり、其以下は金額の多寡に從て差等あり、又差出切にて下戾を願ハざるものは、三千兩上納して、永代苗字を免許せらるゝ類なり、○中略

山田藕翁云、天保弘化の間に、蓮池なる五字の金庫悉く充溢す、是は上納金を收められしが故なり、かく巨額の金の聚りしことは、近代曾て有らざることなり、當時此を以て本城西城を造營し、日光へ參詣し、小金に大獵し給へるに、猶若干の有餘を存したりきと、因て試るに、當時の上納金を計算すれば、

天保九年　諸家高割願高とも（高割は石高割上納、願高は願の上に上納するなり、）金百六十萬八千八百四十四兩餘

弘化元年諸家願高（此時高割に免ぜらる）金七十七萬六百五十七兩餘

右兩年に江戶大坂商人より上納

金百三十四萬三千九百二十二兩

三口

合計金三百五十三萬九千三百二十三兩餘

按に、右の上納金は、最初は實に兩城造營の爲めに課する筈なりしに、預期の外なる巨額に升りしゆへ、終に參詣と大獵とに及びしなるべし、されど此に至ては、殆ど寛永の沙掃き金に類するものある歟、

〔德川禁令考二十三 城湟經營〕弘化元辰年五月十二日

御本丸御普請ニ付萬石以下之面々上納金之儀御觸書

土井大炊頭殿御渡

大目付江

御本丸御普請ニ付而ハ、御用途莫大之事ニ付、御三家始いまた御手傳ハ不被仰付候得共、萬石以下之面々、諸役人御番方寄合小普請、都而五百俵以上勤仕并不勤共高百俵ニ付、金貳兩宛、五百俵以下、百俵以上勤仕并不勤共、高百俵ニ付、金壹兩貳分ツヽ之割合を以、上納金被仰付候間、當辰年より來巳十二月中迄ニ、勝手次第上納可有之候、納方之儀ハ御勘定奉行可被談候、

但上納金、兩三度ニ割合、相納候而も不苦候、

右之趣、萬石以下之面々江可被相觸候、

五月

嘉永六丑年七月十四日

御普請上納金御免之御觸書

伊勢守御渡

御勘定奉行
同吟味役江

西丸御普請ニ付、萬石以上願之通上納被仰付候面々、并萬石以下高割上納金之分共、御趣意も

有之候ニ付、上納之儀被成御免候間、右之趣厚相心得、武備之儀、別而心掛候樣可被致候、
右之通、萬石以上以下之面々江相觸候ニ付、可被得其意候、

〔江戸會誌 一〕乍恐以書付奉御筥訴候　上野國綠野郡小串村名主　官藏
先達て兩丸御燒失被為在候、先西之御丸御普請之節、材木被為引候砌、田舍より出府仕罷在、其體拜見仕候處、淺黃之蒲團にて包み、其上琉球包之由、琉球菰之儀は勿論に候得共、蒲團に包候儀は如何、無據は白布にて卷候共、材木風邪に被犯候や、外邪に被備候や、御本丸御普請之儀も、是に准じ可申、餘り仰山と可申歟、外方と可申歟、此義を以て、御上樣奢り廣大可覺樣有之間敷奉存候、尤此儀を以ては、其掛り御役人物を大切に取行、尊敬致し、忠臣らしく見せ掛け、內實は御上を欺、金設けの仕事、能も工み拵候もの哉、

德川柳營燒亡

〔弘化鳥有錄 智〕當御城は、猷廟御代、寬永十一甲戌年、御上洛御留守中、四月十四日、西丸御數所ゟ出火、西丸不殘炎上、又いふ、爲御留守居、西丸在酒井雅樂頭詰所ゟ出火とも、大猷院樣御代、寬永十六己卯年八月十二日、御本丸御臺所ゟ出火、又云、御廐より天火にて燒出、御本丸二丸不殘炎上、同十七辰年二月、新營成、四月五日御移徙、
嚴有院樣御代、明曆三丁酉年正月十九日、小石川新鷹匠町ゟ出火、御本丸、二丸、三丸、御天守共炎上、
翌万治二戊戌年二月十一日、經營始、同三亥年、御普請御出來、冬御移徙、天保九戊戌年三月十日曉七半時頃、西丸御臺所ニ有之御膳所御臺所人下部屋ゟ出火、西丸不殘炎上、實に名木をきざみ、名石をくみ、金銀珠玉をちりばめ、彫工手を盡し、家々人々の名筆をしてゑがゝしめ、其外年頃の御記錄、御書籍、はた御調度の名物、名產抔、古今未曾有之結構、善盡し美をつくすの御殿を、わづか二時ばかりに灰燼となせし事、をしむにあまりあり、
諸役人下々迄西丸へ群集、假建物假御役所等出來、御手狹之御場所、混雜いふばかりなし、

〔寬明事蹟錄〕寬永十一甲戌歲七月十一日、將軍家光公上洛、同月江戸御城西ノ丸出火、臺殿、多門櫓、渡矢倉、塀、橋等過半燒失ス、今度將軍家上洛ノ時、執權酒井雅樂頭忠世ヲシテ西ノ御丸ヲ守ラセ

ヲル、忠世則西ノ丸御殿ニ移リ御留守ヲ警固ス、其威勢雙肩者ナシ、然ニ不慮ニ自厨之邊燼出テ殿閣ニ火移ル、以爲城中大名入内不能消火、忠世ガ一族タル故、西尾丹後守忠照等馳入雖防不叶、御殿不殘燒失ス、江戸中騷動不斜、雅樂頭忠世者、恐有將軍家之御憤怒、爲逼塞、早速出城シ、入寺東叡山寬永寺、則以宿繼注進ス、于時將軍家ハ執事土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝等ヲ召シテ曰ク、西ノ丸燒失ノ事ハ、何ゾ忠世ガ罪ニアラン、予假令雖在江府、天災ハ難遁、但城ヲ出テ寬永寺ニ入院ノ志、更ニ其意趣難計、設令火災ノ故ヲ以テ行罪科、到其期自殺センノミ、何ゾ所預守城自ノ過ヲ謝スル爲ニ開キ退事、武道ノ吟味薄ニ似タリト、甚御逆鱗有之テ、早ク此趣ヲ可申遣由有上意、兩人奉之、委細記之、忠世ガ方ニ送ル、忠世知身之罪、大ニ恐畏ス、關東御下著ノ後モ、久鋪逼塞シテ在于東叡山、然南光坊悼之有御訴訟、仍執權職ヲバ被召上、御金奉行トナル、於是土井大炊頭、酒井讃岐守遑威雙肩者無之、

〔寬明間記〕寬永十六年八月十一日、江戸御城御臺所より出火シテ、悉ク燒失ス、然共御天守ハ無別條、今日大雨降ル、抑出火之濫觴御僉儀之處ニ、不思議之天火也、僅ノ燼梁上ニ飛テ屢熏ル、皆人手ヲ擧テアレ〳〵ト云、欲消之、梁高シテ可上無術、投水半ニモ不及、求梯欲上、臺高數十丈ニシテ不叶、如何セント諸人身ヲ揉間ニ、火燃弘リ、殿中不殘回祿ス、將軍家ハ西丸ニ渡御也、執權衆言上シテ曰、御譜代大名ヲ以可令消火ト云云、仰ニ云、是自然ノ天災也、不可消之、若强ニ消トセバ、人多ク過スベシ、殿々忽建立スベシ、死セル人ハ不能蘇生、奚ゾ非常之臺ヲ以、有常之人ニ替ンヤ、唯悶々ヲ堅ク警固スベシト上意也、○下略

〔明曆日記〕三年丁酉正月十八日、北西風甚吹、未刻本鄕六町目本妙寺より出火、○中略十九日、西北風甚吹、午上刻新鷹匠町より出火、甚風烈風下江燒出、○中略午下刻御天守より火入、御本丸二丸不殘炎上、申上刻西丸江渡御、

將軍家綱公も西の丸へ御渡りありて、當番之御徒士御乘輿をかき、御鑓御長刀等まで御徒士持之、井伊掃部頭直孝、酒井讃岐守忠勝、阿部豐後守忠秋をはじめ、歩行にて御輿に從ふ、其外御側の輩、井勤番の御小姓組、御書院番、新番小十人組供奉す、右當番の外は壹人も馳參る者もなし、御本丸、二の丸、三の丸、井重々作りたる御矢倉、御多門櫓、一字も不殘燒失す、爰に松平伊豆守信綱は、奧方の女中を西の丸へ引除ん爲に、御本丸に留りけるが、奧方の女中、表方の御殿の案內を知ざれば、出口に迷ひ燒死する者あらんと思慮して、御坊主を六人召連れ、御殿々の疊共を一疊通り裏を返し敷せ、其後奧方へ走せ入り、將軍家西の丸へ渡御有り、面々も早々參るべし、諸道具捨置ケ、後日に面々へ相渡すべし、但道の案內を知べからず、疊うらがへしたるこそ道筋なるぞ、出よ〳〵と下知しける程に、上﨟に至るまで壹人も相違なく御殿を拂出て西の丸に參る、豆州の才智上下感心しける、〇中略西丸へも黑煙り覆ひ懸り、殿々危く見えしかば、將軍家も西の丸御庭へ出御有り、大老執權諸侯旗本の健士、當番の諸役人迄悉く庭上に蹲踞す、かゝる火災ハ直事にあらずと、諸人危く思ふ事、深淵に臨み薄氷を蹈がごとし、時に酒井讃岐守忠勝申て云く、暫く思案を廻らすに、此火難は天災とは云ながら、頗る人の所爲ならんか、若又火災に乘じ、一揆を企て徒黨をなして、相計る事もやあらん、所詮忠勝が下の宅地へ渡御有、然るべきかといへり、又松平伊豆守信綱か云、唯要害の地利よければ、東叡山に入御有て、世の變地を御覽有べくや否と申時に、井伊掃部頭直孝出て云、誠に是は尋常の火災にあらず、御本丸を始め、二三の丸、殿々、多門櫓、渡矢倉等まで悉く燒失して要害を失ふ、今殘る所は僅西丸計りなり、火煙既に西城に覆ひ、殿々危く、幸に直孝が下やしきは要害の地利善し、彼所へ入御ありて、御家人等召集められ、武を備へ、回祿の變を御覽有て然るべきとなり、故に異議區々にして評定一決せず、爰に阿部豐後守は、獨り眉をひそめ口を閉、更に言を出さずして居たり、酒井

此形勢を見て、問て云、豐州はいかんぞ所存を申されざるやと、忠秋答て云、(中略)予が存ずる處は、火難を遁れ給はんには、御出城に及べからざる歟、譬西の丸に火移り、殿々櫓々悉く回祿たりとも、山里の空地廣ければ、將軍家の御身の上に何の危き事候べき、若又反逆を企る者有て、天下を謀奉り、放火するとも、猶以御出城然るべからず、今江城の門々櫓々燒失して裸城に成とも、要害は猶以各の宅地、且東叡山等には遙にまさるべし、(中略)然れども忠秋が一慮を以、宿老の賢慮を欺に似たれば、仰に隨ひ候べし、但御出城においては、忠秋は當城に殘り留り、御留守を警固すべし、其故は大猷院殿御他界の剋、忠秋を召され、仰含られる旨有故に、如斯と、御前に向てこれを申す、前諫の宿老善惡につき詞を發せず、將軍家綱公今年十七歳に成せ給ひけるが、暫御思惟有て、仰に曰、豐後守申所道理に相叶へり、火災ニ付、又叛逆人ニ付、累祖の相傳の城地を去て何れの所に赴ん、扨當城を守護すべきと仰出されければ、諸臣上意に隨ひ奉る、

〔天保鳥有錄一〕天保九戊戌年三月十日壬午(晴天、前夜雨降、路惡し、)

一今朝六ッ時過、西。丸。御臺所向何となく物騷敷處、御膳所御臺所人下部屋(御臺所口向而左之方に有レ之二階なり)より出火、一圓に燃移り、火氣甚敷、西丸殿中不レ殘炎上、四時鎭火、

〔弘化鳥有錄智〕天保十五甲辰年五月十日、此日頃雨ふりつゞき、今朝しもをやみなかりしが、曉七半時頃より、(殊更大雨、風なし、)御。本。丸。御廣敷(一ノ側、一位樣御中﨟梅溪部屋にて、その宵に火のあやまちありしが、打消しな、いつしか床の下にまわりしが、燃上候由、またあ公方樣御年寄姉小路部屋とも云ふ、翌朝御代參に行とて、つがふ居風呂の火ゟ出火と申立候趣、)出火して、次第に火移、終に御殿向不レ殘炎上、剩御裏御門、并御番所、奥仕切、新土戸御門、并御番所、御長屋御門、御細工所、并御多門向御書院番所、御書院、御門渡り、御櫓、御多門等御燒失、(御書院渡り御櫓燒落て、甲胄なんど燃て、山のごとく積たるを見るも恐有、)依レ之、火遠き所は、御道具類書物或は金銀等少しは持退といへども、火うつる事すみやかにして、多分は燃る、殊に奥御右筆所(壹人驅付、間にあふて分限帳壹冊出せしといふ、)大目付書物は、(御井戸に入、少シハ殘る、)御勘定所(一兩人間にあふて、書物御長持二棹出るといふ、)御目付

方御用所等の泊りなき御場所は、一切書物其外不ㇾ出といふ、

〔壬子鳥有記〕嘉永五年壬子五月廿二日曉、西丸御廣舖添番部屋より出火、風はげしとにはあらねども、棟續き床たへざれば、南方御表之方へまだひに延燒す、さるが故にとのゐの人々、或は御供にさむらひ、或はおのが司々の御道具記錄、又とのいの物など持退んとて、騷動いふばかりなく、局々の女房達は、狼狽ひとかたならざるべし、〇中略家々町々の火消のものどもはせあつまり、消防つとめざるはなけれども、いはゆる大厦の覆へらんとする、一柱の能支ゆべきにあらず、遂に御殿向不ㇾ殘燒亡して、夜は明はなれたり、御殿近く殘れる所は、御書院御門、御番所少敷、御太鞁櫓、御裏御門御番所少敷ばかりにて、御土居下の役所々々、御門々皆燒失す、また ばらくして御裏御門に火移り、騷動大かたならざりしも、つゐに消防せり、御表は大手御門內、二重橋廣場、御裏は蛤雁木邊、尺地もなく物等山の如く積重たり、嗚呼いにし天保九年、文恭大君天下の材力を盡して御造營なりし金殿玉樓、一時鳥有となりしも、またをしまざらめや、

〔落穗集追加一〕西の御丸之事

一問曰、御入國の節、夫迄の遠山が居城と申は、如何樣の義に有ㇾ之候や、答曰、其義をも太兵衞常に物語候は、遠山時代の城と申には、石垣など築候所とては一ヶ所も無ㇾ之、皆々芝土居にて、土手には竹木茂り合有ㇾ之由、御入國の節、御本丸、二の丸、三の丸と申て有ㇾ之、其間々々には餘程ふかきから堀など有ㇾ之を、早速御埋させ、殊之外廣くなり、中仕切の御石垣など出來ては、以前の御城の面影も無ㇾ之、大きに樣子替り候に付、年若き時分御番に上り、已前の義を存じ出し、相考へ見れば、何れの所が已前の御堀跡にて有ㇾ之哉、合點不ㇾ參候、其節御外構の大手御門と申は、たゞ今の百人御番所の御門にて候、其時とは、唯今の內櫻田大手の御門の邊より、三の丸平川口迄の間には、かき上げ土居の樣なる惣構への形有ㇾ之、土手には、竹木生茂り、四五ヶ所計に、海端へ出入仕、怪き木戸

門も有之、○中略其後右の場所は、皆々御內曲輪に成、外大手內櫻田等の御門々立候ても、其內には御老中方、諸役人衆の居屋敷抔有之候は、大猷院樣御代迄の義に有之と也、右外の大手の御橋の初て掛り候年の八月十五日夜清明、御老中方何れも御申合、橋の上に毛氈薄緣抔を敷廣げ、夜更迄大酒盛り有之所に、御本丸より御側衆を上使にて、何も橋の上にて月見を仕る由上聞に達し、是によつて御重の內被下候と上意有となり、

〔東海道名所記一〕それより神田の明神にまいる。○中略それより未申の方は御城なり、そのかみ右大將賴朝、鎌倉に住給ひしより、北條家同じくこゝに住給ひしが、太田の左金吾道灌持資、長祿元年にはじめて江戶の城をたてられたり、それより以後に漸々時うつり世かはりて、繁昌なゝめならず、櫓天主石垣東の丸西の丸、檐を礙り棟をならべ、奇麗なる事いふばかりなし、御城のうしろの方には、紀伊、水戶、尾張、御三人のやしきあり、四方引まはし、諸大名の御屋形、いづれもつくりならべられたり、殊更に目をおどろかしけるは、御成門の有樣なり、柱は七寶をちりばめ、扉には唐の日本の色々のほり物、象のはな龍の鱗、或は仙人、あるひは二十四孝、上には桐蔦のからくさ、花づくし、鳥づくし、珊瑚、瑪瑙、琥珀、瑇瑁、金、銀をちりばめ、細工にあかせてたてられたり、みれどもみれどもいやめづらし、かへらん事をわするゝとは、かやうの事なるべきや、

〔紫の一本上〕江戶御城廻りを見物せんと、同じ心に云合て、足に任せてありく、麴町見付の御門をば半。藏。口。の。御。門。といふ、是は江戶御取立の時、今の麴町に服部半藏と云し物頭の屋敷組の同心の家有し故半藏口と云、今麴町四丁目の南、松平出羽守綱進殿の老母のおはします所は、右の半藏が屋鋪とぞ、赤坂見付の近所、今の井伊掃部頭殿中屋敷を半藏山といひしも、服部半藏が山故なり、麴町の御門より松原小路に差かゝり、南を見れば紅葉山。○中略東は御本丸、數千丈の石垣は、刀にてけづり立たる如く、幾千尋の御堀は、底深うして碧潭縹の如

く、竹橋の御門を出、平川口を妻手に見て、御城堀にそひて行程に、大下馬前に出にけり、此所は執權なる人の屋敷にて、御門の東は大腰掛なり、其前廣くして、武藏野も是かと怪しまる、正月杯の事は申におよばず、大名小名出仕の日は、供のものひしとつまり、尺寸の明間なく、おし合もみ合、乘物狹箱をひしがれ、刀脇指の鞘もめくれども、御政道正敷故、わづか成口論もなし、龍の口と申は、御城の水落なり、橋より東鍵瓶橋よりさす汐は、大和橋より此橋までさし入るなり、和田倉の御門の前を、彌與之が河岸といふ、昔彌與之、八官、安針とて、三人の唐人下りしに、屋敷下されし其所を、今彌與之河岸、八官町、安針町といふ、河岸をすぐに南へゆけば、日比谷御門、右は不明御門といふ、今は往來自由にして、馬場先の御門といふ、この御門の內へ入れば、西の御丸下、御老中の御屋敷、棟に棟、軒に軒をかさね、にぎやかなる事、誠に東西に車馬交馳を逐るといひつべし、扨御城を見あぐれば、三重二重の御櫓、亭々として落日あきらかなれば、隱々として黃雲に入と作りたりしも、かゝる事をやいひつらん、〇中略

右の櫓の跡に、今三重の御櫓あり、則是を富士見の櫓と云、〇中略

內櫻田の御門を北の方に見なし、西の御丸を西に見て、外櫻田の御門を出る、此御門より南へ行て、淺野氏松平綱晟の屋敷と、黑田氏右衞門佐光元の屋敷の合ひの道を登る、此坂を霞ヶ關と云、或人の云、此道より南の方の坂、黑田氏の屋敷の南の方の坂、虎の御門より山王へ行坂を、すやまが關といへり、おぼつかなし、〇中略

是より永田馬場へ出て、山王權現を拜し奉る、〇中略御本社は東向、西南の山の下は溜池、二王門を出て石壇を下り、東の方の坂を登れば一ノ鳥居、永田馬場へ出る也、谷へつきて左の方へ行けば裏門通り也、茶屋あり、わづかの町家ありて、商買の店有、裏門より出て坂を上り、直に北へ行けば貝坂に出る、左へ行て赤坂の見付へ出る、此升形の繩張、江戸第一の御門と云、〇中略

赤坂江下りて、御堀にそひて南へ行ば、山王の後ろ溜池江出る、御堀をそひて北へ行て登る坂を紀伊國坂と云、紀伊中納言光貞卿の中屋敷、鷲の門と云を左に見て、四谷の見付前を過、市谷の御門、其次牛込の御門也、牛込の御門の堀迄は、淺草橋よりの鹽さし、船の通ひ自由也、此御堀は、先年仙臺松平陸奥守殿に被仰付て堀せられし也、其時江戸川を此堀へほり落し、橋をかけ、仙臺橋と云、此橋の水急に御堀へ落る故、水音高し、夫により子供どんどろめきの橋と云、則立慶橋下の橋也、牛込の御門を入てより田安と云、此臺に昔大明神の社有、田安の大明神と云、○中略田安の御門と云は、代官町の御門の事也、此御門の御堀の上より東を見れば、駿河臺より始て、下町不殘本所より打つゞきて、上總山迄見ゆる、筋違橋、淺草橋の見付の御門、淺草觀音堂、同く五重の塔、裏御門跡の寺、博勞町の五ヶ寺、無緣寺御船倉等高くぬきんでゝ見ゆる、○中略田安の御門前より下る坂の町を飯田町と云、飯田の何某が屋敷なりし故也、それより御堀に付て行けば、清水御門へ入、○中略

清水御門の前を過ぎ、雉子橋を渡り、此橋の下の水は、鷹匠町の下水、內藤上野介屋敷の前より御堀へ落る、日本橋より神田橋、一ツ橋、此橋の下御藏の後ろ迄、鹽のさし入御堀也、

權現樣御代の御時、唐人參府の節、御馳走に下されし雉子鷄を、此所に矢來を結て入置たる故、雉子橋といふ、雉子橋の御門といふは、御城より坤に當る、其次一ツ橋、是も權現樣御うち入の時分は、丸木の一ツ橋掛りしゆへに、今にその名をいふ、又竹橋といふも、其頃は竹にて掛たる橋也、其次神田橋、常盤橋、呉服橋、鍛冶橋、數寄屋橋、山下門、それより南へ行て、西の方の御堀にそひて行けば、南へ向たる御門、幸橋の御門なり、御成橋ともいふ、其次虎の御門也、

〔江戸記聞三御曲輪東〕御城大手

十三半藏御門十八丁　十四市ケ谷御門二十五町　十四牛込御門二十一丁　十一田安御門十

德川柳營曲輪

町　十二小石川御門十九丁　三一ツ橋御門六丁　四雉子橋御門九丁　十一筋違御門十八丁　十淺草御門二十五丁　八神田橋御門六丁　六常盤橋七丁二十二間　七鍛冶橋十町　九數寄屋橋十三町　二十內櫻田より幸橋十八町　同虎御門十二町　同赤坂御門十八町　內櫻田より馬場先御門六丁

〔日本西敎史第十三章下〕日本ノ都府江戶ノ景況

江戶ハ、初メ唯關東ノ首府タリト雖モ、今ハ日本全國ノ首府トナリ、〇中略市街ノ長サ四里、其廣大ナルコト推シテ知ルベシ、將軍未ダ日本ノ統領タラザル前ハ、格外廣大壯麗ナラザリシニ、千六百六年慶長十一年ニ當リ、巨壁ヲ築テ城ヲ遶ラセ、之ニ用ユル職工日ニ三千人ナリシト云フ、日本大小ノ侯伯、此地ニ壯麗ナル邸館ヲ構フ、然レドモ將軍ノ居城ニ比スベキニ非ズ、其居城ハ九重ノ層樓ヲ飾ルニ、黃金ノ薄板ヲ以テシ、其頂ヲ尖形ニス、園庭アリ、回廊アリ、臺閣アリ、亭榭アリ、砲臺アリ、兵ヲ列スル地アリ、其他ノ美觀人目ヲ驚カセリ、

〔むらさきのゆかり〕こゝの大城、うちのへ(內郭)とのへ(外郭)、おほきなるいふべくもあらず、みかど〳〵に、かみなかしものまもり所(番所)をすゑて、かみのまもり所には、ゆみ(弓)やなぐひ、うつぼゑびら、火をもて(鐵砲)はなつべき具などかざりならべたり、まへにはさま〴〵のほこかけわたして、中のまもり所には、火あやふしのそなへの具もありて、いさましげなるさま、まことにもの〳〵ふのそなへならん、かまへなしたる堀には橋をかけ、河水を引入てたゝへ、大きなる石をいと高くたゝみて、うへにはつゝみをつき、あるはついぢつくれり、つゝみばかりのかたには、むら〳〵に松などうゑ、又柳をおしなみうゑたるもあり、芝生おひそひて、春のみどりことにうるはしゝ、帶のごとく長う見ゆるに、ついぢの白きなど、いとまばゆし、

〔螢の燒藻〕西の丸御太鼓櫓の下と、坂下御門の出郭の取付との間は西丸の方高く、坂下の方はひ

きくて、外より見込により蔀の植物ありて、昔は面白きゑげみなりけるに、植物も古木になりたる上、近頃の風雨に吹折て、悉く外より見透たりしを、此所は小普請方の持なり小普請奉行、やがて木をも不植付、月日はたてども捨置たりしかば、奉行に逢て、そこ〳〵の植物風に吹折たり、以前肝要の御場所見透候て、如何に候とて、ゑげみを付給はんやといひたてしに、奉行神保長光佐渡守、小普請奉行、于時も、合點しながら、又半年計も捨置たるゆへ、此度は定信朝臣に其事申て、終に奉行より木を植込たれ共、要害の蔀と云ことをもゑらざるか、又は太平の城廓急ぐに不及心得にや、昔よりはそこそこに二三本木を植て、今も猶見すくなり、彼御要害は、肝要の所にて、かゝる所を蔀の植物と云て、城取の習なり、

〔江戶舊事考六〕曲輪内古今の同異

曲輪内と唱ふるは、もと神田川以南芝新橋以北、四谷門以東、大川以西の内なるよしは、御府内備考の例言に其說あり、又有章公以上の實紀、及法令などに曲輪内といへるは、皆この例なり、其一を擧れば、元祿十二年九月晦日の町觸に、御曲輪之内町々にて、鳥商賣向後無用可仕旨被仰渡候云々、西は四谷御門市谷御門牛込御門、北は小石川御門、筋違御門淺草御門兩國橋、新大橋、箱崎橋、小網町分六助橋江戶橋、材木町邊三十門堀、南は新橋より御成橋、虎御門、溜池より赤坂御門までとあり、此觸にては、八丁堀、築地、靈岸島は除きたるに似たれど、さにあらず、もと鳥商賣を禁ずるに付ての定めなれば、敢て曲輪内を伸縮せしにはあらず然るに享保九年に至て、その六月廿一日に、奈良屋に於て年番名主への申渡には、御曲輪内へ讀賣一切不參樣、於町々裏々迄入念可申付旨被仰渡候云々、同十五年八月の町觸には、町々辻駕籠を御曲輪の内に差置、往來の者を乘せ候儀堅く無用に可仕候、尤外より乘候て、舁入往來致候儀は格別、御曲輪の内にて駕籠を留置、一切乘せ申間敷候、同十六年十一月、御曲輪内御番町并辻番への被仰出に、一御曲輪内徘徊仕間敷乞食體之者なども、間々相見候由に候間、御番

德川柳營塀

所井辻番に而、心付候樣可被申渡候、且又下馬井御曲輪之内に、近來は賣物多く集候、御番所井辻番より心を付、多不集樣に可被申付候事とあるは、皆今の丸内を曲輪内と稱せしなり、是は當時庶人の乘輿するもの、又は行商などの制を定めらるゝに、郭内廣きに過ぐれば、取締に不便なるゆへ、かくは改正せられしならん、是に由てこれを見れば、近時の如く、丸内を曲輪内と唱ふることは、乃ち享保以後のことゝ知られたり、

〔敎令類纂初集二十一〕貞享元甲子年七月

三。曲。輪。內江不可入者覺

一辻ニ而商賣物　一諸勸進井代侍　一古著物賣　一古金買　一順禮　一髮結

一乞食

右之分不可入之、但振賣者可通之者也、

子七月

〔塵の燒藻〕寬政三年五月、御目付になりて、其年のことなりけり、曲淵景露朝臣出羽守、初勝次郎、于時御目付、御作事奉行になりて、西丸吹上御門の升形の塀を修造するに、其比は定信朝臣の計ひにて、御城郭といへ共、故なき塀園なんどは廢し捨られ、又は御摸樣替とて、昔より板塀なりしをも、此度は損益を考へて、練塀に作りかへて、長き所も直に短くして無害は改め作られて、專ら費用を省かるゝことなりしに、彼吹上御門の升形の塀、俗に高石垣とて、外櫻田御門よりは高くそびへて見ゆる肝要の塀なり、練塀にすべき由沙汰あるにより、定信朝臣に逢て、かゝる事承り候ひぬ、彼所は御郭外より見付第一の所と云、城郭の塀は、元來矢狹間筒狹間を切候こと勿論に候得共、御治世の御在城左迄には不及ゆへか、御外郭の塀、何處にも狹間の事は見當り候はね共、既に筋違淺草の兩御門の升形には、于今隱し狹間を切て候なり、御內郭とても、たとひ當時御內郭に狹間切たる所はなく候得共、何故御座城にはさ

まのなきやらん、實は狹間あるべきなれども、異樣にも見ゆるゆへに、ぬりかくしてもやあるらん、又はいか樣の利害あることやらんと、諸人心あるも心無も、疑ひて罷過候所か、御要害にも候はんか、然るを練塀に被仰付候ては、必定狹間は切ざることに決し候はんか、夫を聞傳へ語り傳へ候はゞ、忽國々迄聞え可申候、こゝに於ては、御要害の爲何如候べからんと申たりしに、補佐の、さればよ織部正(松平、于時御作事奉行、)なんどにも、其事糺したりしに、狹間は切に不及由、非常のこと候はんには塀の上より弓鐵砲などをも打なし候よし申なり、足下の了簡をよく認て見せられよと有により、思荒增認て重て封事を奉りたり、

〔一話一言 四十〕神田旅籠町名主中村氏書留抄書

享保七寅年二月

一所々見付御門へい、寅二月三月中不殘御取拂、跡へ小松植り候事、

　畢云、此時の戲言に、アルヘイヲトリテ松風トハヲクハシナコトジヤといひしとなん、

〔當代記 三〕慶長十一年正月、江戶普請衆トシテ自身下、二月上旬ニ各江戶著、扱主ハ何モ令在江戶、人數ハ石爲運送伊豆國ニ有之、石積船以下三千艘有之、一艘二百人持之石二ツ宛入ル、一ケ月ニ兩度江戶ヘ有往返、江戶城石垣分七百間、高サ或十二間、或十三間有之ト云々、此クリ石ハ、去年米ニテ買被置ケルヲ、今金被替ケル、但去年被買時ハ下直、今ハ高直也、於江戶此賣買ノ石有、百人持ノ石一ツヲ銀二百枚宛也、ゴロタ石ハ、一間四方ノ箱一ツヲ、小判金三兩宛ノ價ナリ、關東在國之衆ハ、去年將軍上洛シ給依、造作普請赦免、但去年爲留守居不上洛之衆、千石ニ一人宛人夫ヲ出ス、

〔細川家記 十三 忠興〕慶長十一年丙午正月、江戶御城石垣御普請御手傳ニ而、忠利君御在江戶ニ付、諸事被仰付候、(忠利君譜ニ詳出)三拾九萬五百石之御役高之由、○下略

〔當代記 三〕江戶石垣、去四月末ニ早普請出來、則石通ニ埋ラレシ堀ヲ又掘、五月末ニ出來、六月十日

頃伏見歸上衆モ有レ之、是ハ福島左衞門大夫組也、左衞門大夫モ六月十五日淸須迄被レ上、廿日頃ニ伏見ヘ可レ被二著一ト也、自餘ノ衆普請出來、追々上ラル、但各人數ハ未殘置カル、〇中略御普請出來之後、壹萬石ニ百人持ノ石二宛上可レ申、其外ノ義ハ意次第ノ由被二相觸一之間、各及二此義一或百貳百、或五十三十進上也、又始石ヲ二三萬各ヘ借シ玉フ、是ハ去年將軍上洛シ玉フ時、關東ニ被レ殘衆ヘ、宛課被レ聚所之石也、各石不レ寄以前ニ可レ被レ遣由ニテ如レ此、サテ普請出來之上、此石ヲ被二返上一所、大小ニ付何角奉行中六ケ敷義有テ、及二迷惑一之由被レ語、

〔明良洪範 八〕江戸御城ノ石垣ヲ築ク時、櫻田日比谷邊ヲ、加藤淸正ト淺野長晟〇幸長ニ命ゼラル、加藤家ニテハ森本儀大夫奉行ス、然ルニ此邊一圓沼ナレバ、石垣ノ土臺ヲ堅ムルニ、森本指圖シテ人夫大勢ヲ出シテ、武藏野ノ萱ヲ夥敷刈取ラセ、夫ヲ沼ニ入レ、十歲ヨリ十三四歲迄ノ子供ヲ集メ、其上ニテ遊バスニ、與有ル事ニ思ヒ踊リ狂フ、斯テ日ヲ送ル內ニ、淺野家方ニテハ石垣大方出來シケル、諸人森本ノ指圖ノ埒明ヌヲ皆笑ヒ居ケル、森本ハ諸人ノ笑フニ少シモ構ズ、能堅マリシヲ見テ、石垣築立ニ掛リシ故、淺野家方ヨリハ餘程後レテ出來シケル、然ルニ或日大雨降ケル、此時淺野家方ニテ築立タル石垣、土臺能堅マラザレバ、所々崩レ、再ビ築直シケル、加藤家方ニテ築立シ石垣ハ、土臺能堅マリシ故少シモ崩レズ、是ヲ見テ、諸人森本ノ指圖ヲ感ジケル、淺野長晟是ヲ聞テ森本ヲ招キ、其仕方ヲ問フ、森本答テ、沼ナド堅ムルニハ、急ニ堅メテハ全タカラズ、之ニ依テ萱ヲ踏込、童子等ニ踊リ狂ハセ、自然ト堅メシ也ト云、後世ニ至テモ、沼田ナド埋ルニハ、此森本ノ工夫ヲ用ルト也、此森本ハ、加藤家ニテ中老也、且武勇ノ聞エ有ル良士也、

〔事跡合考 參考落穗集 三〕吹上御門外御石墻之事

古老傳へいふ、慶長中江城御造營の時、西國四國等の大名、各領知の木石を船に積て獻上したり、既に御本丸中の御門に向ひて、右方の多門下の角石のすぐれて大き成か、臺石を肥後石と呼ぶ、

德川柳營堀

これ加藤肥後守淸正、肥後國隈本の大守として獻ずる所なりと言ふ、又其御門を入りて、直に升形のむかふの石垣の中の大石に、大孤石と切付たる石と、小孤石と切付たる石と、二ッのよほど大なる角石あり、是も淸正獻ずる所と申傳ふ、〇下略

〔大城舊聞〕中中神氏考に云、西拮橋邊の石垣、近き比御修理ありしに、其石にこと〳〵く大名の紋を刻みてありと、或説に、吉良家の城の石を引れしゆへ也と、此事その據を志らず、おもふにこの御普請の時、刻みおきしなるべし、此後禁裏御修造ありしに、その事にあづかりし諸大名の名を後世に殘さんが爲に、石に刻みおきしと、今も殘りてあまねく人の見る所なり、此御城石垣に各紋を刻みしも、おなじ心なるべし、按に中神氏の説是なるべし、石川正西聞見集に、彰仰齋書入、八上、笹山よりは一里程東の方山城なり、波多野秀治が籠りし城にて、山の上淺ち池といふあり、笹山の城は、伏見の城を引しといへり、殊に張付坏有と云、笹山の城をふしんせし所に、今に其家々の紋を志るしてありと云、方四町の城なりといへり、以上は丹波國笹山の城の事なり、其家々の紋を志るしてありといへるは、石垣に志るせしなるべし、是又參考に備ふべし、

〔敎令類纂〕初集二十二慶安四辛卯年十一月廿日

一御堀石垣之きわに、菜園植木置申間敷候、勿論こもはりぬりたれ、何ニ而も小家之分立置申間敷候、若立置候者、早々こわし可申候事、

　十一月廿日

明曆元乙未年十二月

　條々

一於此御堀ニ、船より荷物揚之時、船を石垣之際ニ附ケ、御堀之中江塵芥不落樣ニ可仕事、

　附、荷物揚之輩者、其跡急度可致掃除事、

一大船之荷物ハ、出入三日中可取揚之候、小船ハ翌日を限るべし、明船ハ久敷不掛置、荷物揚拂ニ於ては、早速可相渡之、并荷物永々船場ニ積置べからざる事、

附、商船一切入るべからざる事、

一所々より塵芥船ニ而捨所、永代浦に札を立置候間、彼所江遣可捨之、若道筋ニ於て捨之、又ハ夜船ニ而遣儀停止たるべき事、

右之條々可相守之、若猥之輩於有之ハ、速ニ可被行曲事、近所辻番之者可改之者也、

未十二月

此御制札、錢瓶橋神田橋兩所ニ立、〇中略

寛文元辛丑年五月

覺

一牛込土橋より筋違橋迄、土手并御堀、其近邊之屋主并銘々御渡之、植木之手入いたし、草をもからせ可申事、

一御用なくして土手江あがり、又往行不仕樣に、其近邊之屋敷主江可被申渡之事、

一御堀江ちりあくた不捨やうに、御堀近邊之面々江急度可被相觸事、

以上

五月

寛文十二壬子年三月

此御堀往還之船并ちり芥積之船無滯通留置べからず、勿論ちり芥は前々のごとく永代橋江可捨之者也、

三月

寛文十二壬子年七月

一御堀にて水あび有之節、往還之者立留り、見物不仕候樣に、町辻番之者相斷可申候、勿論町人共立出不致見物候樣ニ可申聞事、

七月

延寶五丁巳年十月所々御堀際高札

覺

一此土手水控不崩やうに掃除等いたし、相定ごとく芝をも苅べし、勿論ちりあくた捨べからず、右之通、相背族於有之は、近所辻番之輩見出シ次第、其者ニ申斷、奉行所江可訴之、自然隱置ニおゐてハ、可被行同罪もの也、

巳十月日　　奉行

延寶八庚申年七月

町中精靈棚之道具、御堀江一切捨申間敷候、若相背捨申者有之候ハヽ、御穿鑿之上、急度可被仰付候間、町中裏々まで、不殘可相觸候、以上、

貞享三寅年四月

覺

一御堀江、人之儀は不及申、鳥獸之類落候共、隨分はやく取上可申候、向々御堀際にてあげ候事不罷成候者、大手小普請小屋ニ船有之候間、早々申達之、船參次第乘候而取上置、其上御目付衆之内江相達、受差圖可申候、魚類者死候而浮候とも、其儘可差置候、以上、

寅四月日　　御目付中

寶永四丁亥十二月

德川柳營本丸

一海道井河岸端ニ有之候、雪砂御堀江入候由相聞、不屆ニ候、向後雪砂其外何ニ而も御堀江入申間敷候、若相背候ハヽ、急度可被仰付旨、町御奉行所江被仰付候間、堅く相守候様、町中不殘可被相觸候、以上、

十二月

〔德川禁令考御堀際制禁二十二〕享保十三申年五月廿二日

一市ケ谷御門より牛込御門迄之間御堀ニ而近年猥ニ魚釣候者有之由相聞候、殺生御制禁之高札も有之處、不屆之至ニ候、此以後右之場所ニ而魚釣候者於有之ハ、急度可申付候、

右之趣、諸向江可被相觸候、以上、

五月

右書付、大目付江山城守、御目付江本多伊豫守渡之、

〔慶長日記〕三月十一年朔日、江戸御城經營始、藤堂高虎繩也、公高虎ニ本丸狹ケレバ廣ゲラレント仰ケレバ、高虎云、本丸ハ狹キニ利多シ、廣キニ小勢籠リタルハ、利少ナシト申上ル故、前ノ廣サ也、二三丸ハ繩張替リタルト也、

〔むらさきのゆかり〕其おとゞのつくりざまをはやけのまつりごとは、うち〱のことにてしるべくもあらねど、たゞきゝしまゝにかき出ぬ、まづ年の初め二日三日のはい賀は、うちとのおとどにておこなはる、月なみの公事ことをほからぬ時は、そとのおとゞばかりにておこなはるゝこともありけり、つかへ奉るもろ〱の役人まちきみだちをはじめ、つかさ〱の人々、其つかさくらゐをついでゝ見奉る、又かの内のおとゞは、三の家と申奉るいや高き御わたりをはじめ、それよりつらなり玉ふ家々の君など、ことなる御ゐやまひの時、あるは故ある御方々のうひかうぶり初冠などにはわたらせ給ひて、おこなはせ給ふとぞ、そとのおとゞをば、しろき御白書院をもて名づけ、内の

おとゞをば、くろき(御黒書院)をもて名づけたるも、深き淺きになづらへていへるなるべし、中につきても、又いと大きなるおとゞ(大廣間)有て、御車よせ(殿上之間)をもかまへたり、御位すゝませ給ふやうなる、ことさらのくじなどをこなはるゝには、こゝにてあるとなん、なべてのきみだち(諸大名)は、昔よりいでゝつかうまつるところの、さだまれるおとゞ(御席)ありて、これを何々の間といふ、此とのをもて、かの家のついでをわかてり、されどおほきなる國のあるじは、此ついでにはあづからず、雁をゑがきたる殿(雁之間)はうちつかた也、あるはもろこしのかしこきみかどを書つらね、或は柳の間、菊の間もみなおなじ、此柳の間は、おまへうときゝみだち(外様大名)のつかへ給ふ所也、たまりづめ(溜間)といへるは、君達のつらにても殊に故有て、おもくかしづかせ玉へる御わたりなれば、常の日もをり〳〵のぼらせ給ふ、さくらの間にて、まつりごとの御つかさ(御老中)に見え給ひて、うへのみけしき(御機嫌)うかゞひ奉り給ふとかや、ふようの間といへるは、もろ〳〵のつかさ(諸役人)おしなみ居給へる處にて、公達といふとも、つかさかうぶりえたるは、こゝ(桔梗之間)につらなり給ふ、くすりのつかさのかみ(典藥頭)、とのゐくすし(奥醫師)など、それ〴〵につかうまつる處有けり、○中略松の間(大廣間)、紅葉のま、竹のま、竹のほそどの(御廊下)、松のほそどの、四季の間、でんせう(殿上)のま、ひのきのま(檜間)、つゝじ(躑躅間)、そでつのま(蘇鐵間)など、こと〴〵く名ありて、ふるきかぎりは、猶志るべからず、常に見なれつる人さへ、めおよばぬ事なれば、ましてきゝ傳へたるばかりは、書もらしたらんもつみゆるしぬべし、松のほそどの(松御廊下)ゝおくつかた(上御部屋)には、かの三家の御わたり、加賀の中將のきみなどの、わたくしのおまし所もありとぞ、さま〴〵なるたくみの心をつくし、ちからをはげましてつくりなしたる、あやしうたへなるもことわりなり、こゝより入てこゝに出ることをわすれ、かしこに行てかしこに歸る道をうしなふ、つかさ〳〵のとのゐ所、をさめどの(御納戸)、みくらまち(御寶藏)より、おりゐるつぼねまでも、みやびかに、うるはしう、おごそかなる、いひつゞくるも筆あくまじかりける、二の御かまへ(丸)、三の御かまへ(丸)、にしの御かまへ(西丸)など、さしはさみてぬひものせしごとくなる、いら

かをならべ、こがねをちりばめ、たゞ軒のつま高やかにそびえたる、深き雲霧にもまがふかたなくぞみゆる、

〔日本風俗備考附錄二十二〕江都旅程記の二

第四月六日（本邦の二月十五日）今日即ち朝見の定日なるを以て、前夜に撿司來りて、朝禮の儀式條目を詳かに說示せり、偕て常例の如く各々禮服を整へ、朝六時（後六時）に旅館を出づ、督使は天鵞絨の服を著し、太き紐にて裝飾したる挾箱一雙、劒一、大傘一を携へ、記官醫官は挾箱一づゝを携へ、各轎に駕す、二三分時にして高き牆壁に近き一橋を渡り、初めて御城構の第一門に入る、門內大なる哨堡（ゴバンショ）あり、通道甚だ豁く、其兩邊高大の厦屋相對して並び立てり、第二橋より我等轎を下りて步行し、第二橋を渡り、又一門に入る、門頗る宏大、哨堡亦た極めて壯麗重なり、此處より帽子を脫て從者に持せ、猶大路を行く事暫くにして、所謂百人番所に來り、一門に入る、是れ即ち幕府の在居し賜ふ大殿の大一門たり、我等此番所內の休息所に入りて、今日當直の大小名入殿し、諸件全く相整ふを待合せり、此門に長崎奉行饗應官の役人、及び番所の總督等來りて、皆日本風にて禮を爲せり、又少時して數隊の同勢入り來るを見る、前に箒を把れる者、シタイシタ〻と叫びつゝ、道に當れる塵穢などを拂ひ來る、大殿の第一門に來れば、隨從の徒一齊に羅拜し、夫れよりは唯高官の君侯のみ、二人の僕を從へたる扈從官一人を從へ步行して上殿せり、

前面は一圓に卵形の小石密布せる廣豁なる庭場にて、次に正廳高く構ふ、是れ本殿入口の處たり、元來此殿宇は、地形高敞の處に築成せるを以て、其梁棟尖頭などは、往々市中よりも遙に仰ぎ望むべくして、秀麗なる壯觀を具へり、さて我等導かれて、屈曲したる廣き廊下を通れるが、其右方は大室局々相連り、左方は大塀に臨めり、此各室は、皆是れ日々直番の諸侯の詰所な

りと云へり、又廣大なる一殿に至る、規模最も宏壯、屏障裱楣及び床席等、金銀髹漆にて彩飾塗抹し、極て華麗を盡せり、我等暫らく此大室の一隅に、日本の禮に從ひ、直に繭席上に著坐したり、此大室と廊下とを隔てる障子裱楣等は盡く撤し有りて、滿殿を洞見するが故に、我が前を通り過ぐる人々頻りに我等に目を注ぎ行けり、此處に紏儀官二三員、各々席を分けて列坐す、是れ總て殿中の事を監察するの官たり、爰にて又長崎奉行饗應官、及び幕府御近習の官員、及び肥前侯等更る〲來りて、各丁寧に禮をなせり、但し此外に若年狡驕の族在りて、我が坐に間近く立ちよりて、頭上より足下に至るまで偏く觀畢りて、終に微の禮儀拜頓をも爲さず、傍若無人に立ち去れり、然れども人能く是を制止する事を爲し得ざりし、少頃して此處を去り、督使に從て朝殿に至る、此殿は甚だ廣大なれども、別に華麗なる裝飾なくして、頗る清楚なり、我獻物は美麗の臺に盛り、中央に安置す、即ち其第三柱の下にて、督使朝見する式の教を受けり、正面に微高き處あり、是れ幕府の朝禮を受け賜ふ御座にて、其左方には御緣族の君侯及び其他の大小名、位階を逐て班列するなり、總て殿宇の規制斯く宏大秀麗に築たるも、固より驕侈逸樂の爲めに非らず、蓋し外用政務諸事の爲に供する事たり、障子裱楣の邊緣は、大抵髹漆にて、鍍金或は彫刻諸飾を貼在せり、再び休息所に還りし時、天氣頻りに惡しくなりけれども、幸にして一霎の驟雨にて快晴したり、若し然らざれば、幕府元來雷聲を深く怖れ賜ふが故に、朝禮の儀延引する事も有んかと思へばなり、十一時（前九時）の頃に、督使は禮謁の爲めに召され、四分時の間（八時間分）に事畢りて休息所に還れり、偖て其禮式は、彼の向に教へられたる處に至りて、日本風に平坐し、數分時の間首を席面に伏せ、カピターンオランダと呼び畢るを度とす、但し其時は唯、謹て敬拜すべきと、微聲にて教ふる外は、滿殿肅然として靜まれり、長崎奉行及び大通事は、兼て誘導の役なるを以て、禮畢れば則ち退くべきを教ふるに順ひ、向に坐に著く時

の如く、體容を屈め、敢て仰首する事なく、唯列位の諸侯を僅かに見得る許りにて罷める事たり、最も登時（ソノトキ）に座中を偏視周目して、新異の儀樣を觀んと要するなどにて、彼の日本の大禮を穢すが如き事は、決して爲すべからざるの方則たり、此より又太子の第に至る、殿中朝見の席、及び諸般儀禮の次第、總て同樣なり、最も爰にて此殿の政事官三員に見へたり、ニシノマル自註に曰く即ち太子の事なと云ふの御殿は、地形高豁の處にありて、頗る美景を具せり、

〔幕朝故事談公方家〕御休息の間、御座の間、御黑書院、御白書院、元は元日御黑書院にて、御兩名樣御禮なり、此時は御休息の間無之故也、古者御座の間が、則御休息の間也、御三家樣方、御白書院也、享保中は御座の間にて、御兩卿樣、兩御所樣へ御禮被仰上、御ひかへ被成候處へ、御引渡被成候也、

〔大城舊聞下〕事跡合考、○中略將軍家作事方大工棟梁の古老どもまうし傳て曰、江城大廣間御殿營作は、常盤樣とて、鎌倉右大將家廣間の作樣なり、遠侍を過て大廣間に至る處、貘の羽目とて、板壁に貘を畫たる間、板敷にして疊を用ひられざる、是を今大式臺と唱ふ、俗玄關といふ物は誤也、玄關には其板敷を落椽と云、本名なり、塀重門を玄關の脇門に造らるゝものは、出陣の時、旗を伏せずして竪樣に通すための故實也、然るに文昭公○德川家宣の御世の初、朝聘の砌、禁中諸親王攝家の例のごとく、四脚門屋根あるものを用ひらる、是有章公○德川家繼に至て存在せる所に、大御所○德川吉宗御相續の日に至て、不日に此四脚門を毀收せられ、古來のごとく塀重門にせらるゝ事、武家の故實を失ひ給はざる、日本武國の御鎭護の御器量、此事にても尊信すべし、○中略公家にては中門といひ、武家にては塀重門といふ、此門の內、車寄に向て、左の方首實撿の窻あり、此窻の樣、格子の木外三稜（ソトシノギ）にして、內平連也、將軍討手の大將を遣されて兇徒を征伐せしめられ、その首を上覽坪曲尺實撿窻の事高サ凡扇文法に備ふ時、自から此窻の內にいたらせられ、立ながら其首を左之眼尻にかけて實撿せられて後、南天の手水太布の手拭の儀式あり、帳臺は、その殿、其室を、主人勝手ゟ出る所をいふ也、此製自餘

の敷居鴨居よりは低く、それに效故襖障子も低し、當世將軍家を始、諸家共に美麗なり、すべて挽手に、總角を此障子に限て用ゆるものは、古風を不失體也、○中略何として武家に於て表第一の殿を廣間といひ、その奥の二殿を白黒書院といふぞなれば、諸武士の群參する廣き間を、上中下段三ノ間次に構へられたる故、廣間の名あり、これ尤鎌倉右大將家以來の製作の由也、賴朝卿の時は、其廣間縱横六間に七間在しと也、其時之工匠其數に效て、六七四寸貳分四方の角柱を以造し故、末代書院廣間等の柱寸法四寸貳分を本據とす、是坪曲尺の習ひなるよし、彼老匠申せしなり、江城明曆三丁酉年正月十八十九兩日回祿後、万治御再興の日、畫師狩野探幽に仰付られて、彼大廣間西北立切の總襖障子小松を畫かしめ給ふ、件の松壹本を以折廻し、凡七拾貳間に畫渡したる、今の千載に存在す、古今未曾有の壯觀なりとぞ、天下の人此廣間を千疊敷と稱す、俗附書院といふものは、異邦書院づくりの營法不知して唱ふるものとぞ、

〔近代公實嚴秘錄三〕殿中御玄關御床飾御道具之事

御本丸御玄關、御張付金の間、獅子に牡丹也、獅子の間と云也、御疊九十疊敷にて、御徒衆の御番所なり、御向には御床あり、御持道具は爰に有之、御徒の御預也、

〔柳營秘鑑五〕元日御規式之次第

一御白書院、　公方樣緋之御裝束出御

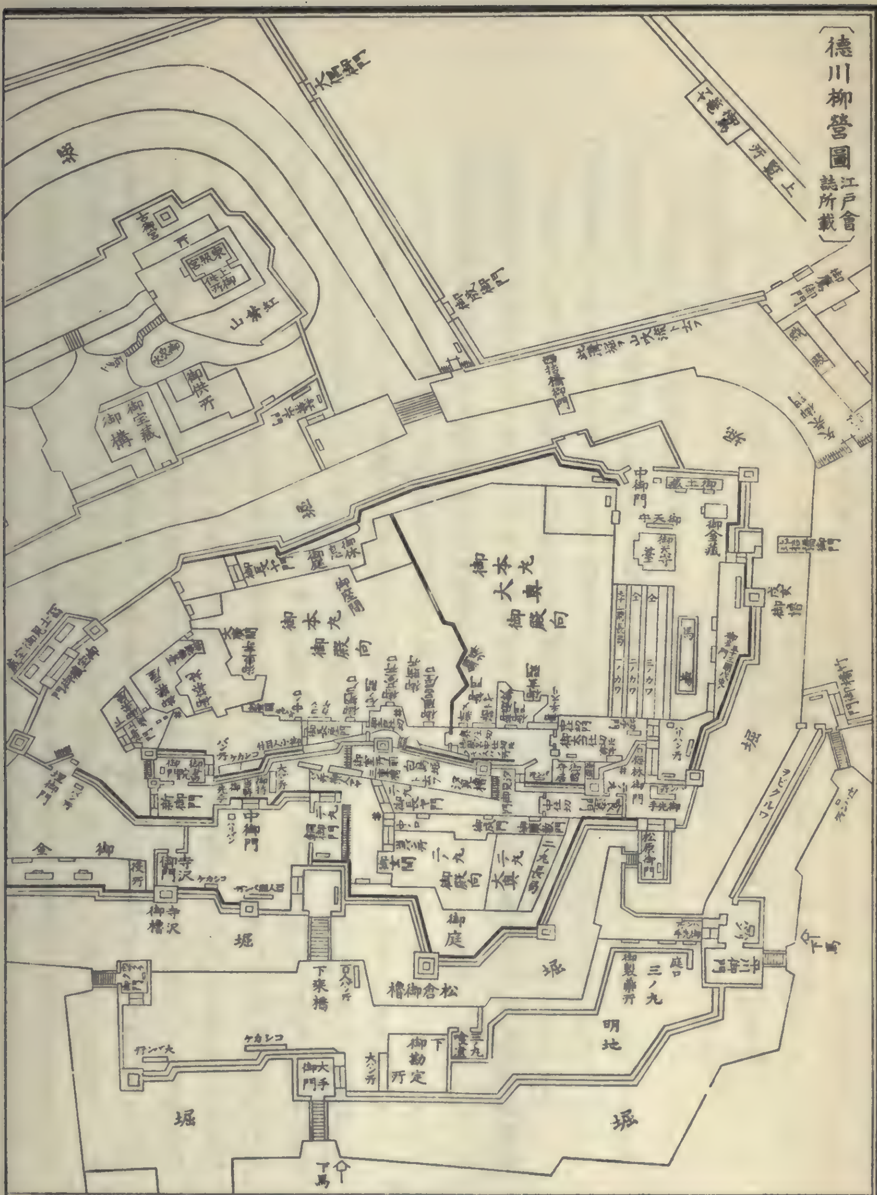
大納言樣御裝束出御、御先立月番老中勤之、御太刀御刀御上段御著座、

〔柳營起繪圖〕白書院

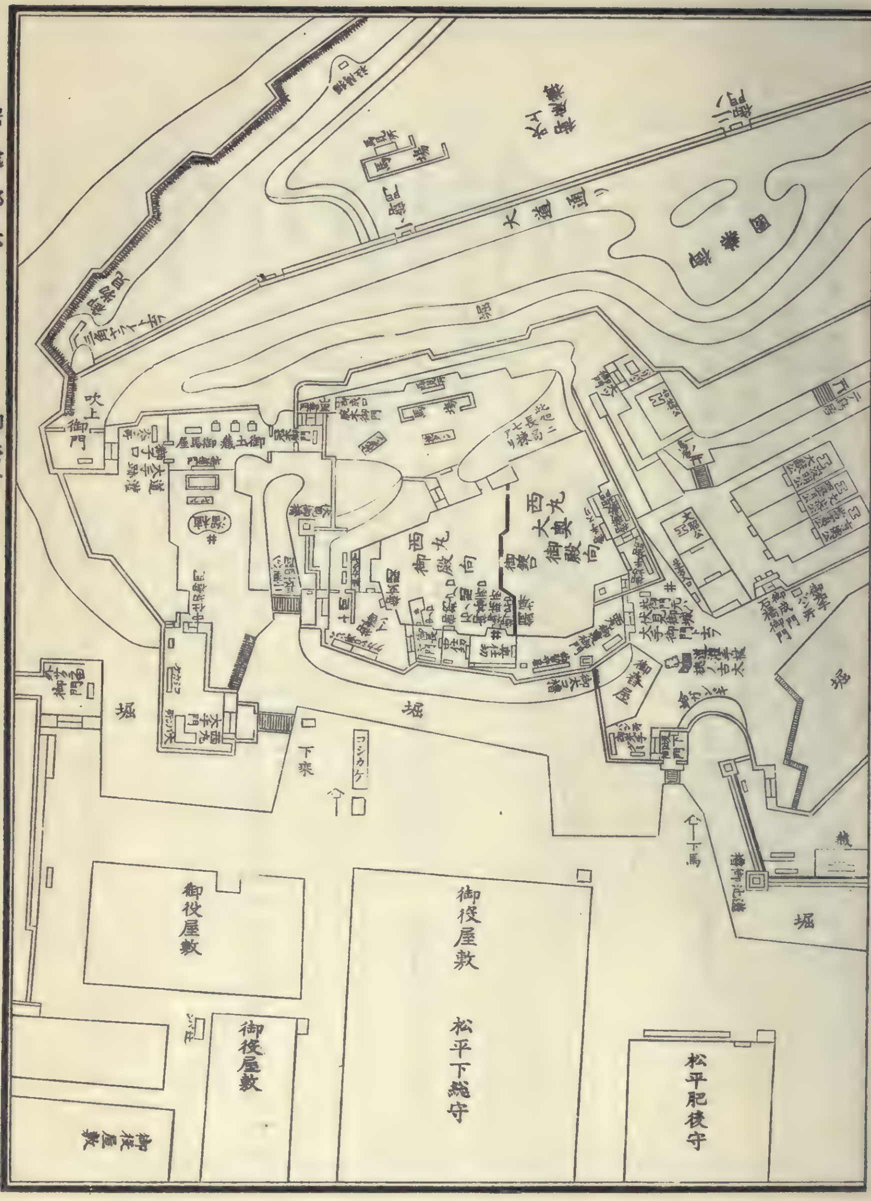
御上段鎌手　五寸八分　御柱　六寸五分　荷持柱　七寸二分　御長押　五寸八分

御鴨居　二寸　細溝　九分　有壁長押　五寸八分　御舞良鎌手　一寸六分

御換椽　一寸　御障子鎌手　一寸二分　御床地板厚　四寸八分　御附書院落シ垣セイ



（德川柳營圖　江戶會誌所載）


御役屋敷
御役屋敷
御役屋敷
御役屋敷
松平下總守
松平肥後守
西丸御殿向
西丸大奥御殿向
堀
堀
堀
吹上御門
下乘
下馬

四寸　御床落シ垣下バヨリ御付書院落垣ノ上バマデ一尺二寸八分

臺　御鴨居　五寸　御敷居　四寸五分　附方立　三寸六分　定木掾　三寸

六寸　方立　四寸、

〔柳營秘鑑〕七將軍宣下御規式之次第　享保元申年八月十三日

一御黑書院　出御　御先立　御裾御太刀御刀

御上段御著座　右出御御衣紋之規式務之、土御門兵部少輔、右出座御身固之規式務之、壬生官務、

〔柳營秘鑑〕六六月

一十六日嘉定之御祝儀御規式之次第

大廣間板椽ニ毛氈敷之　兩上椽御長袴　出御　御先立月番老中　御刀御中段御著座、月番老中者、二之間御緣通り二本目之柱際に著座、

〔教令類纂〕初集十八萬治二己亥年九月

新御殿付而諸士著座之席、以壁書被仰出之、所謂、

定

雁之間　高家衆　詰衆

芙蓉之間　御奏者番衆　寺社奉行中略

祇候之間　詰衆之總領　大御番頭　御書院番頭　御小姓組番頭中略

山吹之間　中奥衆中略

御連歌之間　北之御疊緣　驢庵　道三中略

躑躅之間　御弓頭　御鐵砲頭中略

御黑書院御次燒火之間　春齋法眼　春德法眼〇中略

柳之間ヨリ檜之間江通候廊下　外樣之醫師

躑躅之間上北之間　新御番頭　御留守居番頭〇中略

躑躅之間北ヨリ二之間　御納戸頭　御腰物奉行頭〇中略

御納戸前　大平覺助　桑田孫助〇中略

廊下一之間　千人頭　御徒目付組頭〇中略

同二之間　御中間頭　御小人頭〇中略

同三之間　町人

同四之間　猿樂

〔享保集成絲綸錄一〕延享元子年六月

當時殿中席書

御黑書院溜之間　溜詰

同所御次　所司代　大坂御城代

大廣間　國持衆　表向四品以上

帝鑑之間　御譜代衆　交替寄合

柳之間　表大名　表高家　交代寄合

雁之間　高家衆　詰衆

菊之間　詰衆嫡子　大御番頭〇中略

南之方御椽際　御使番　御書院番組頭　御小姓組番頭

同所敷居之外　御旗奉行　百人組之頭〇中略

同所緣頰　詰衆並　同嫡子

芙蓉之間　御奏者番　寺社奉行〇中略

山吹之間　中奧御小姓　中奧御番　林大學頭　林內記

御連歌之間北之椽頰　法印法眼醫師

中之間　小普請奉行　西丸御留守居〇中略

桔梗之間　新御番組頭　御番醫師（御女中樣附之御用人モ此席江出レ）

躑躅之間　御弓鐵砲頭（右衞門督殿物頭、刑部卿殿物頭、〇中略）

同東御襖際　中川御番　御鐵砲方　大御番組頭　美濃郡代

同敷居之外　道奉行　屋敷改

紅葉之間　御小姓組

虎之間　御書院番

土圭之間次　新御番

檜之間　小十人組頭

醫師之間　寄合醫師

燒火之間　二丸御留守居　御納戸頭　御腰物奉行　御鷹匠頭〇中略

御納戸前廊下　八王子千人頭　大柳八左衞門　中井主水　小普請方改役〇中略

御臺所前廊下　御徒目付組頭　火之番組頭　御貝太鼓役　植木奉行〇中略

同下之方　御中間頭　御小人頭　御駕籠頭　傳奏屋敷番

御玄關　御徒組頭　御徒

〔柳營秘鑑七〕御本丸御座敷幷御廊下繪樣之次第

一御玄關遠侍獅子牡丹　狩野右近筆(主馬子)
一同三之間雪柳鷺　狩野右京
一御使者之間蘇鐵　同人弟子
一柳之間雪竹　狩野釆女(探幽子)
一御祝所櫻四季山　右同人
一御連歌之間松櫻　狩野右近
一御小姓組之間椿紅葉　狩野宗仙
一證人之間檜櫻　探幽弟子
一御詰之間蘆ニ鴈　狩野利右衛門
一物頭之間躑躅　長谷川等徹
一小十人組番所水鳥水草　遠里法橋
一竹之間竹鳥　海北友雪
一中奥二間共款冬　狩野釆女
一御料理之間花鳥　狩野右近
一御黑書院四間共山水西湖小壁押繪色々天井墨繪押繪　狩野　幽
一同御次二間共琴碁之圖林和靖、李白、小次二間共獸づくし跡田隱岐允、　同人
一御座之間二間共聖賢之圖小壁山水西之小壁四季山雪山水　狩野探幽
一同二之間繪同斷小壁山水外ニ小壁色々、天井山吹桔梗押繪墨繪色々　狩野永眞

一殿上之間上段四老七賢、小壁山吹、二ノ間九老、上段小壁紋、　右同人
一大式臺竹ニ虎　狩野永眞
一御廣間松ニ鶴雪柳鳥　狩野探幽
小壁牡丹若松上段天井錦紋惣天井桐葉から草
一大廊下濱松之圖　狩野外記
一御對面所上段帝鑑　狩野主馬
二ノ間三ノ間天井、唐草、惣椽側纖線緣側濱松之圖、上段天井にしき紋、
一波之間波白鷺、小壁四季山、　狩野永眞
一同次之間同斷　狩野友益
一伺公之間籬ニ菊　狩野彌右衛門
一同次之間芙蓉　狩野一溪
一同次之間同斷　狩野信悅
一燒火之間　探幽弟子
一御成廊下竹雀　狩野探幽

一同三之間　道中圖　狩野采女
一御園　山水千鳥　狩野圓書
一御休息之圖　狩野探幽
一御守殿御上段三間共　總源氏　狩野左衞門
一御守殿御上段御下段　洛中畫　狩野內匠
一御上段　伊勢物語之圖　狩野大學
一御化粧之間御上段御下段御次共　繪人仙人　勝田隱岐允
一御持佛堂　蓮天人　狩野玄俊
一御客人之間御上段御下段御次共　能づくし狂言盡　狩野隼人

〔柳營秘鑑脫漏三〕御本丸西之丸御座舖之繪并筆者附

御。本。丸。

一表御舞臺　松竹　狩野養朴
一大廣間御上段御下段御中段共二　松ニ鶴　狩野探幽
一御杉戶南　鳳凰　同人
一御杉戶東　西王母　同人
一同所松之間　松ニ鶴　同人
一御車寄之內　獅子　同人
一御杉戶北　犀　同人
一同　麒麟　同人
一同所渡御杉戶　數寄仙人　狩野養朴
一同　尾長鳥　同人
一大廊下　松ニ千鳥　狩野壽碩
一御杉戶　孔雀　同人
一御三家御部屋　鐵仙花　筆者不知
一御白書院　櫻　同斷
一同御杉戶　鷹　狩野永眞
一同御上段御下段　帝鑑　同人
一御杉戶　瀧ノ鯉　同人
一同西　岩ニ鷲　同人
一同　薄芙蓉　同人
一同　桃ニ鶲(ヒタキ)　同人
一同所御次　帝鑑　同人
一同東之方　雪ニ檜　同人
一同所續北之方　檜ニ啄木　狩野養朴
一御杉戶　伯夷叔齊　同人

一御連歌之間　松ニ梅　同人
一御杉戸　水草ニ鷺　同人
一同東　范蠡　同人
一御杉戸　張果老　同人
一同　三笑　同人
一同　桃ニ小鳥　同人
一御杉戸　竹ニ鶴　狩野探幽
一竹御廊下　雪之竹　狩野養朴
一波之間　濱ニ鷗　狩野養朴
一同所小壁　山櫻　狩野洞春
一御杉戸　秋ノ草花　狩野洞雲
一芙蓉之間　芙蓉ニ小鳥　狩野休圓
一同　杜若　同人
一菊之間　籬ニ菊　筆者不知
一燒火之間御襖　若竹燕　狩野柳雪
一御小姓組御番所　紅葉　狩野永眞弟子宗仙
一御茶部屋廊下
一同　秋ノ草花　同斷
一御杉戸　檜　同斷
一御杉戸　白鷺　同人

一御黒書院御上段御下段　山水　狩野探幽
一同　王昭君　同人
一同所御次　西湖　同人
一同　竹ニ虎　同人
一同　鷲ニ八々鳥　同人
一同所溜之間　雪松　狩野養朴
一御杉戸　鳫　同人
一御杉戸　雪ノ木兎　狩野探幽
一款冬間　款冬　狩野洞雲
一中之間
一竹之間　竹
一御杉戸　檜　同人
一鳫之間　鳫　狩野休伯
一御杉戸　尾長鳥　同斷
一躑躅之間　岩ニ躑躅　狩野筆笑　同柳雪
一御杉戸　竹　同人
一御杉戸　岩ニ鷺　筆者不知
一檜之間　檜　同斷
一柳之間　雪ノ柳　狩野洞雲
一同　獅子　同人

一溜御杉戸　象　同　人　一遠侍上之間　雪柳　狩野右京
一御杉戸　獅子　狩野養朴　一殿上之間　花鳥　同　人
一御書院御番所　竹虎　狩野永眞　一蘇鐵之間　蘇鐵　狩野如川
一御杉戸　同　同　人　一遠侍二之間　獅子

〔古畫備考四十五宮殿筆者〕新營大城畫壁筆者人名　御本丸鷹之間芙蓉之間筆耕扣
鷹之間狩野左衛門休白、芙蓉之間狩野内記休圓、
寛文三年卯六月御入用請取
御本丸最初御殿筆者付　西丸最初御殿筆者付　西丸新營御殿筆者付
左之通、大岡主膳正殿御書取ヲ以、晴川院へ御達相成候旨、同人申聞候、

一御休息　御上段御下段　狩野晴川院　一同　御入頬水車　同　勝川
一御座之間　同　晴川院　一奥御舞臺　同
一御黒書院　西湖之間、溜之間、　同　探淵　一御白書院　御上段御下段　同　晴川院
一同帝鑑之間井御入頬　同　晴雪　弘化元年十二月改稱永德　一大廣間　鶴溜　同　晴川院
一波之間　辰七月十一日　探淵倅　同　探原　一溜リ之間　同　探淵
一竹之御廊下　同　勝川　一御連歌之間　住吉内記
一櫻之間　狩野勝川　一松之御廊下　同　探淵
一御三家方部屋上下　同素川　同宗金　一小廣間　狩野了承
一御舞臺　同　勝川　一御書院番所　同　晴雪　永德
一殿上之間　同　董川　一御玄關遠侍　同　勝川
一山吹之間　同　洞白　一雁之間　同　晏川

一芙蓉之間　同　玉圓
一菊之間　狩野探龍
一柳之間但南御入側、大廣間向之方ハ晴川院、
一檜之間　同　洞庭
一燒火之間　同　休清
一小十人番所　川村庄右衛門

一竹之間　板谷桂舟
一紅葉之間　同　董川
一蘇鐵之間　同　洞白
一躑躅之間上之間次之間　閒雪溪　同晴軒
一桔梗之間　同　眞笑怜　春笑

右之通被認候事

一御小座敷　泥引墨繪、大和山水、　晴雪
一萩御廊下　桂舟
一御御廊下　董川
一御座之間御小襖上四枚四季折枝、中二枚栗、下四枚八橋杜若、枇杷折枝、　晴川院
一御休息御小襖上四枚四季折枝、下二枚檀芝瑞竹、　探董　川瀬
一御小座敷御小襖上二枚富士、下四枚犬子、　川口志摩守新御番頭格御小姓　唐畫
一御新座敷御小襖上四枚四季之花籠、下二枚切形之內流書、　酒樽土圭之間肝煎　畫名文標、文晁門人也、
一楓之間御小襖上四枚地紙寶生雲、下二枚露草赤蜻蛉、　荒尾土佐守御小姓　唐畫
一御同所御用之間御小襖下四枚和琴碁書畫　晴川院
一鳳之間御小襖上四枚朝鮮持渡鷹、下二枚波ニ千鳥、　朝岡三次郎御小納戸
一御同所御張付　墨繪鴈　同
一楓之間　楓ニ小鳥　巨勢大左衛門御小納戸　金峯
一雙飛亭　杜若燕　青木太郎助元吹添奉行ゝ土佐家

此度筒井佐頭右衞門御手入

一御小襖御兩承御扣所　上四枚切形流書、下二枚水仙、　古筆不知

御杉戸之部

一御座之間西御縁御杉戸　九尺桐鳳凰福祿壽　晴川院

一御同所南御入側　二間許由雪蘆鷺　晴川院

一同御杉戸　二間林和靖、獅子、　晴川院

一同御杉戸　二間陶淵明、白鷺、　同

一同西御縁御杉戸　九尺麒麟鷲鷲岩　探原

一同御杉戸　九尺竹鶴、雪芭蕉　眞笑

一萩御廊下御杉戸　九尺波千鳥白梅島ヽヽ島　同

一同御杉戸　九尺櫻ニ鷹、秋野鶉、　勝川

一御成廊下御杉戸　九尺太公望、兎、　同

一同御杉戸　九尺白鳥、白虎、　晴川院

一同御杉戸　九尺東坡、雪松、　董川

一同御杉戸　九尺費長房、猿猴、　同

一御錠口御杉戸　九尺三兎笑　董川　探淵

一御三之間御杉戸　九尺張子房、盧ニ雁、　勝川

一御膳建廊下御杉戸　杜子美、垣夕貌、　探淵

一同御杉戸　松ニ藤、柳ニ黄鳥　同

一同御杉戸　岩芙蓉、白鷴山茶花　同

一張番所脇御杉戸　一間波ニ鷗、芍藥、　探原

一御舞臺前御杉戸　二間竹ニ雀龍　眞笑

一御小座敷御杉戸　一間鯉瀧鷺河骨

一御同所御新廊下出口御杉戸　一間唐子遊、杜若、

一御新座敷入口御杉戸　一間鯉瀧昇、波ニ兎、

一下御鈴口外御杉戸　一間直衣小松引、柏ニ鳩、

一御竈臺脇御杉戸　九尺騎射人同

一上御鈴口脇御杉戸　一間雪柳鷺、鯉瀧昇、

御小納戸　貴志孫大夫

西丸御小姓　大久保和泉守　唐畫

一橋近習番　小栗與九郎

一橋繪師　相澤石湖

探原

御小納戸　松波範左衛門　唐畫

大奥之方

一御座之間　狩野董川
一御小座敷（六玉川）　同
一上御鈴御小座敷（墨繪梅雀泥引）ニ　同　探淵
一御對面所　同　晴川院
一松御殿（御二之間御三之間御上段御下段）　（住吉內記狩野晴川院）
御化粧之間御小座敷（名所松畫シ）
一御客座敷　同　晴雪

右之通被認候事（此御書付、大岡主膳正殿、晴川院江御渡、）

右之外、奥ニ而伺、銘々江達ス、左之通、

一蔦之間　泥引蔦ニ小鳥　晴川院
一宇治之間　泥引宇治之景　桂舟
一（松御殿）御休息　內記
一千鳥之間　泥引磯松千鳥　善意
一御新座敷　松竹梅泥引　桂節
一（松御殿後認直）御化粧之間　墨繪大和山水　眞笑
一唐子之間　探淵
一牡丹之間　勝川

御小襖之部

一御對面所御違棚、御小襖、（上四枚奈良八景、下四枚梅ニ鶯、）　晴川院
一上御鈴御小座敷、御違棚御小襖、（上四枚朝鮮堪（持渡）後黨、下四枚和子遊、）　（晴川院內記）
一御座間御違棚御小襖（上四枚蒲萄月、下二枚唐子遊、）　董川
一御客座敷御小襖（上四枚紅梅、下二枚鯉、）　晴雪
一（御座之間）御小座敷御小襖（上四枚雀小鳥、中二枚雪南天、下四枚、）　董川
一松御殿御違棚御小襖（上四枚琴棊書畫調度、下四枚官女雪こかし、）　內記
一同御化粧之間御小襖（上四枚春ノ七草、下二枚雪南天、）　董川
一唐子之間御小襖（上四枚若松）　（御小納戸）土屋平三郎

一御新座敷御小襖　上二枚紅梅、中二枚杜若蝶、同四枚霞燕、同二枚蔦、下四枚秋草、

一壹ノ御殿御小襖　上四枚日ノ出ニ鶴、下四枚花車引唐子、

一同御化粧之間御小襖　上四枚切形內四季折枝、下四枚司馬温公、

一御廣座敷御小襖　上四枚四季折枝

南ノ方
一御使座敷御小襖　上四枚吉野

北ノ方
一御使座敷御小襖　上四枚立田

一隅之部屋小襖　上四枚唐子遊

一北之部屋小襖　上四枚二見ヶ浦

一於定の方部屋小襖　上四枚春ノ富士、下四枚籬菊小鳥、

一於美津の方部屋小襖　上四枚嵐山櫻、下四枚雪紅梅小鳥

御杉戸之部

一上御鈴御小座敷御杉戸　一間　秋草ニ鶉、櫻ニ雲雀、

一上御鈴口御杉戸　九尺　岩ニ花葵、波ニ千鳥、

一御鈴廊下御杉戸　九尺　椿錦鷄、海棠ニ八頭

一御同所御杉戸　九尺　芝ニ圓月、若竹ニ鶴、

一御鈴番所脇御杉戸　九尺　柏ニ山鳥、大百合姫百合

一御對面所御入側御杉戸　九尺　孔雀牡丹、蓮ニ鹿、

一御同所御杉戸　九尺　花籠、海棠ニいんこ

一同御下段御二之間境御杉戸　九尺　西王母、波ニ千鳥

一橋小姓 狩野家晴川院門 高田彥右衞門
奥坊主 良久
御小納戸 晴川院門 岡村彌右衞門
清水番頭樂勤 同 東條彌一郎
西丸御小姓 高井豐前守
晴川院弟子 三村晴山
內記弟子 渡邊圖書
晴川院弟子 中山鎰次
晴川院頭ニ付 長谷川雪堤
晴川院 內記
晴川院 內記
西丸御小姓 太田內藏頭
探淵
同
同
同
晴川院
同
同

一同御二ノ間御三ノ間境御杉戸　九尺　菊慈童 鯉瀧登り　同
一同溜御杉戸　九尺　瀧見李白、 波ニ兎、　同
一御對面所西御縁御杉戸　九尺　壽老人花葵 麝香猫　眞笑
一御同所御杉戸　九尺　唐子遊、 垣ニ菊、　洞白
一御同所東御入側御杉戸　藤棚、 柳燕、　同
一御同所御杉戸　初平、 野馬、　晏川
一御同所御杉戸　山吹小鳥、 櫻ニ雉子、　同
一御同所御上段後御杉戸　石臺植松、鉢植梅、 秋草、　洞白
一御同所御調臺脇御杉戸　波ニ千鳥、 竹垣ニ鐵仙、　探龍
一千鳥之間御入側御杉戸　粟植雀、 蘆ニ雁、　奧坊主善意
一宇治間後入側御杉戸　長春ニ四十雀、 蘆ニ翡翠、　桂舟
一御同所御杉戸　水ニ紅葉、 波ニ千鳥、　同
一御同所御杉戸　芝垣ニ屑[illegible]竹、 河骨、　奧坊主桂節
一御同所入側御杉戸　芙蓉 竹おじろニ蔦　桂舟
一御同所御杉戸　南天 雪松[illegible]　探龍
一御同所御佛間脇御杉戸　若松ニ雀 竹ニ鶴　董川
一御同所御用場脇御杉戸　一間　鐵線 雉子　探原
一松御殿御入側西ノ方御杉戸　九尺　藤ニ鯉 柳ニ野馬　晴川院
一同御入側御下段御二ノ間境御杉戸　九尺　龍ニ小鳥、 野菊ニ鵜、　內記
一同御二之間御三之間境御杉戸　九尺　福祿壽、 杜若雉、　探淵

一同老女詰所境御杉戸　九尺　楽器 瀧ニ桃　内記
一御同所脇御杉戸　一間　蔦ニ四十雀 雪ノ竹　同
一同溜境御杉戸　九尺　山茶花ニ流れ 雪南天島ひよ鳥　御小納戸 筒井佐頭右衛門
一松御殿御上段後御杉戸　一間　牡丹蝶 青薹ニ鵡　桂舟
一御同所御休息御入側御杉戸　九尺　布袋唐子 若松雛子　勝川
一御座間御入側御小座敷境御杉戸　九尺　几帳ニ文臺 紅白梅　董川
一御同所御下段御二ノ間境御杉戸　九尺　雪芭蕉 岩ニ牡丹　同
一御同所御三ノ間御入側御杉戸　九尺　波ニ鶴 日ノ出ニ松　董川
一御同所御杉戸　九尺　太平楽 大竹　内記
一御同所御二ノ間後御杉戸　一間　雪ニ竹 薬玉　桂舟
一御同所御上段後御杉戸　一間　唐子遊 釣花活小鳥　土圭間坊主 酒椿
一大廊下御杉戸　九尺　鹿 桐鳳凰　入江清兵衛 唐畫
一下御鈴口御杉戸　九尺　松ニ鶴 布袋唐子　勝川
一御同所溜境御杉戸　九尺　柳ニ鳩 雪笹　同
一御新座敷御廊下御杉戸　一間　柏ニ熊 濱ニ兎　一橋小姓 高田彥右衛門
一御客座敷後御廊下御杉戸　一間　雪松堂上馬上 梅ニ鵙　勝川
一御同所脇御杉戸　九尺　夕顔 雪木査　同
一御同所南側御杉戸　九尺　草苅童子 大山蓮經鷲　晴雪
一御同所杉戸　九尺　樂童子 杜若ニ鵆　同
一御同所御杉戸　九尺　仙人 枯木づく　同

徳川柳營二丸三丸

一御同所東側御杉戸　九尺　杜若ニ鷭、濱ニ兎、　同

一御同所御杉戸　九尺　墨繪梅、若松、　同

一壹御殿南側御杉戸　一間　壽老人牡丹　探原

一御同所御杉戸　一間　井手玉川、垂柳ニ燕、　一橋近習番小栗與九郎

一御同所御杉戸　一間　長春孔雀、麝香猫、　清水家老岡村丹後守

一御同所御杉戸　一間　牡丹錦鷄、松鷹、　田安奥詰遠坂庄司　晴川院門

一御同所御杉戸　一間　西王母雪椿鶯鷺　奥坊主良久

一同御臺子脇御杉戸　一間　竹ニ鶴、鯉瀧昇、　田安戸川才次郎

一御廣座敷御廊下御杉戸　九尺　竹ニ鶴岩ニ牡丹　川村庄右衛門

一御同所御杉戸　九尺　濱ニ都鳥松　同

〔江戸記聞御曲輪内北三〕延寶江戸圖をみるに、三ノ御丸、中ノ御丸ト云ハ、かまへ竹橋御門の内にあり、

○按ズルニ、此ニ中ノ御丸トアルハ、卽チ二ノ丸ノコトナリ、

〔御府内備考御城二〕同き六年〇元和の夏、又御城の石垣、その外三の丸、北の丸等の御普請あり、翌年に至て造畢す、〇中略

同き七年〇寛永の夏、二の丸御庭に山を築かれ、御泉水など此時出來しなり、

明暦三年正月十九日、御本丸二丸燒失せしかば、西丸へ移らせらる、

同二月、御本丸御普請暫く御延引あるべき旨仰出され、越谷の御殿を引て、二丸へ御造營仰付らる、

〔武德編年集成四十六〕慶長五年七月七日、江城二ノ丸ニ於テ、此間下向ノ大小名ヲ饗セラル、

德川柳營西丸

〔元和日記〕是年、〇元和六年江戸ノ城三ノ丸虎口石壁ヲ築ク、安部四郎五郎正之是ヲ奉行ス、今年ヨリ來年ニ至テ成就ス伊豆相模駿河三ヶ國ニ人夫ヲ遣シ、石ヲ江戸ニ運ブ、

〔寛永日記〕十二年四月二日、二の丸石垣御普請被仰付、

〔柳營秘鑑〕二御女中方御居所之覺

一從一位天英院樣 文照院殿御臺所御居所二之丸　一從二位月光院樣 有章院樣御母堂御居所北之丸

〔落穗集追加〕一西の御丸之事

一問曰、唯今西丸と申はいつ比より御取立に有之候哉、答曰、我等承及候は、關東御入國之節は、唯今の西の丸の所は、野山にて所々に田畑なども有之、春は桃櫻つゝじきりしまなどの節は花咲、江戸中貴賤の遊山場所にいたし、天地庵と申常念佛堂なども有之となり、遙か後に、權現樣御隱居可被遊との仰にて、外構への御堀石垣等も出來、其内に御屋形も立揃て、其節には新城と申となり、去るに依て、御本丸とは取はなし、紅葉山の下通りを、半藏御門の方へ行ぬけやうの往還にて有之候に付、御新城の御取立已前は、紅葉山を諸人なぐさみの場所と仕る也、兼ては御新城を御隱居所にと有之思召にて御座候所、關ヶはら御勝利以後、天下一統故、駿府を御隱居所と被遊候に付、御新城の義も御曲輪内となり、紅葉山下と坂下の兩所にゑまりの御門出來、御本丸と一構に被仰付候を以、山王の社へ參詣も成りがたく、貴賤共に氏神詣にめいわく仕候段上聞に達し、半藏御門の外の御堀端に、山王權現の社を新に御建立被仰付、別當には西教院、神主には日吉大膳を被仰付、殊外繁昌仕候所に、酉年〇明曆三年の大火事の節、類燒いたし候已後に、唯今の山王の宮地へ御引移し被仰付候と也、

一問曰、其元御申被聞候通なれば、西の丸の御普請出來不申以前は、定て西の丸御曲輪なども無御座候筈の事、御入國被遊候節、西丸下邊の樣子は如何樣の義に有之や、答曰、關東御入國と申も、

程久敷義に候得ば、我等知りつるやうもなけれども、我等弱年の比、小木曾太兵衞と申者有之、此もの之義は、權現樣濱松に御座被遊候節、親以來御持筒同心にて、天正十八年に御入國の御供をいたし、關ケはら大坂兩度の御陣にも、御供致したる者にて、年寄ては世忰を御奉公に出し、身は隱居罷在候を、我等養父子細ありて、目をかけるに付、手前へ呼寄養ひ置候故、我等幼年の節より、小木曾が物語を朝夕承りたる事にて、本末の御奉公を勤る者共ゆへ、立上りたる義は不存候得共、時代の怪事共の知れかね候義を、淺野因幡守殿も、我等養父へ御申付、又候近習の者を以、直に尋給ふ義なども度々有之候、右の太兵衞物語は、御入國の節も、唯今の外櫻田御門の立候所には、大きなる扉無き木戸門立て有之、小田原御門と申也、唯今の八代寄川岸の邊には、獵師共の家居有之、肴など買求め候節は、右獵師共方にて相調申たる事なり、御入國の翌年あたりかと覺へ申候、長雨の以後に、大南風の吹候義有之、其節高汐揚り、件の獵師町へ水つき候故、獵師共なども妻子を乘せ、家財を積み、唯今馬場先の御門に成り候あたりの、畑中に有之候大木共へ船をつなぎ、食事を仕調へ罷在候を、御城へ御番に上り候砌、見たる故、其後御新城出來に付、西の御丸下曲輪等も出來、外櫻田御門建候砌、此御門の義は、向後は外櫻田御門と可申由、小田原御門とは申間敷由、頭中より被申渡候由、小木曾申候、惣て西の丸下の義は、地高に有之候所、西の丸御堀なども堀候に付、大分の餘り土有之、獵師町近邊の蘆原の義は、大方築地の如なり候、獵師町の義も、程なく一續き町屋となり候、肴店其外種々の賣買物なども有之所より、名をば日比谷町と申、殊外繁昌いたし候所に、其以後又御曲輪內となり、唯今の日比谷町へ引け申候由、小木曾申候なり、

〔武德編年集成四十九〕慶長七年正月元日、台德公江城本丸ヨリ西丸。へ渡御、神君へ歳旦ノ祝シ玉フ、

〔大城舊聞中〕按に、神祖此時御當主にて西城に御座なされ、台德公御世繼にて、却て御本城に御

座あり、然らば新城御經始より、直に神祖御座城と見えたり、然るに慶長日記(漢文本)石卵餘史、並に慶長九年七月十七日、西丸において猷廟御誕生ありと記せり、是に據れば、此時台廟西丸御座に似たり、增補家忠日記には、同年同日、武州江戶ノ城ニ於テ大猷院殿御誕生とあり、慶長日記、石卵餘史西丸と書しは誤なるべし、又增補家忠日記慶長七年十一月八日、松平三郞四郞十一歲にて遠州掛川より江戶に來り、本多佐渡守取次を以、西丸に於て神君に謁奉り、則鈞命にて、靑山七右衞門に、同朋善阿彌を相添られ、本城に遣され、台德公に謁奉る事見ゆ、是又神君西城に御座、台廟本城に御座の證據なり、扨西丸御創建の年月詳ならず、武德大成記卷廿五に、江戶新城成事といふ題目ありて、直に慶長十九年甲寅春正月朔、大神君江戶新城ニテ越年シ給フ、歲初賀例ノゴトシ、去年駿府へ歸ラセ給ハントアリケレドモ、事故アリテ、路次ヨリ江戶へ歸ラセ玉フとありて、新城經始の文なし、增補家忠日記慶長五年九月一日、大神君東國ノ令ヲ下シ給ヒ、上方ノ逆徒御征罰トシテ、江戶城御首途有、松平因幡守康元ヲシテ、江戶ノ城本丸ヲ守ラシメ給フ、石川日向守家成、及菅沼織部正定盈、諏訪安藝守賴忠、內藤仁兵衞尉忠政等ヲシテ、西丸ヲ守ラシメ玉フ、板倉四郞左衞門尉勝重ヲシテ、城下ノ町奉行ヲ司ラシムとあり、これによれば、此時既に西城ありと見ゆ、されば關東御入國後慶長五年より前の御創建なる事なるべし、然るに諸記錄に見えざるは、疑ふべき事なりかし、

〔駿府記〕慶長十六年十月十七日、將軍家渡二御于新城一、有二御對面一、

〔大城舊聞中〕或人云、此記と伊達家書上と照し見れば、今年西丸新規御造營ありし樣にも思はると云々、按に、一わたり見てはさもおもはるれど、西丸の號、前に擧たる諸記錄に見え、伊達家書上も、最初に、慶長十六年、江戶御城西之丸御普請被二仰付一とありて、後筆記には、外櫻田より半藏御門外迄、御堀新規出來し事のみにて、御櫓御殿等御修造之事更に見えず、然らば此時は、御

外郭ばかり御造營ありし樣なり、何れにても西丸ははやく御創建ありし事とおもはる、

〔元和日記〕元和九年、稻葉丹後守正勝、西ノ丸經營ノ事ヲ勤ム、

〔江城年錄〕寬永元年四月廿九日、御本丸を將軍樣江被進、大御所樣西丸ニ御隱居可被成由ニ而、西丸御普請初、將軍樣ハ水戸殿御屋敷へ御移、水戸殿ハ其間御暇ニ而水戸江御越、十一月三日、大御所樣西丸江御移、同月十日、將軍樣御本丸江御移、　寬永七年正月、命酒井讃岐守忠勝西丸吹上門之櫓を營、

〔柳營秘鑑脫漏三〕御本丸西之丸御座鋪之繪并筆者附

西之丸

一表御舞臺　松竹　狩野探信
一御杉戸南　竹ニ虎　同人
一同東　獅子
一御杉戸　象　同人
一松之御廊下　松ニ千鳥　狩野永叔
一御三家御部屋　梅　狩野探信弟子河村庄右衛門
一御杉戸　鷺　同人
一同所御次　帝鑑　同人　桃ニ鷽　狩野永叔
一同西　萩ニ兎　同人
一同御床渡　鶉　同人
一同東　濱ニ鴫　同人
一同中仕切　梅ニ鳩　同人

一大廣間御上段御下段　松ニ鶴　狩野探幽
一同南　西王母　同人
一同所御車寄之内　獅子　狩野探信
一同　牡丹　同人
一御杉戸　竹ニ猿猴　狩野探幽
一御白書院　櫻　狩野永叔
一御白書院御上段御下段　帝鑑　狩野永眞
一同南　瀧ニ鯉　同人
一同　芙蓉　同人　葵ニ麝香犬　同人
一同仕切　竹ニ鶴　同人
一同御緣頰　伯夷叔齊　同人
一同所積溜之間　四季花鳥　同人

一山吹之間　款冬　狩野柳雪　一御杉戸、　若松ニ款冬　同　人
一同東　石竹　同　人　一同　水款冬
一鴈之間　鴈　筆者不ㇾ知　一御杉戸　雪ノ鴈　同　斷
一同　雪ノ柳　同　斷　一芙蓉之間　芙蓉　狩野休圓
一御杉戸　杜若　同　人　一同北御廊下　椿　同　人
一同北　竹ニ雀　同　人　一躑躅之間　躑躅　同　人
一檜之間　檜　狩野伯舟　一御杉戸　雪ノ檜　同　人
一同　檜ニ百舌　同　人　一御小姓組御番所　梅竹　筆者不ㇾ知
一御杉戸　棕櫚　同　斷　一柳之間　柳ニ鷺　狩野春笑
一御杉戸　牡丹　同　人　一同　鐵仙　同　人
一竹之間　竹　同　人　一蘇鐵之間　蘇鐵　狩野休碩
一御杉戸　同　同　人　一御書院御番所　竹ニ虎　狩野洞雲
一殿上之間　花鳥　狩野養朴　一御杉戸　麝香犬　同　人
一遠侍　岩ニ獅子　狩野永眞

〔古畫備考 四十五 宮殿筆者〕新營大城畫壁筆者人名〇中略

嘉永五年壬子五月廿二日、西丸炎上ニ付、同七月、御殿繪事被ㇾ仰付ㇾ候繪師交名、

一御座之間 御上段、御下段、御入側、御二之間、御三之間、御入側、　狩野探淵　同　探原
一同續御小座敷　狩野探原　一御休息　同　勝川
大奥一御座之間 下ヘ行タ　同　永德 下ヘ行タ
大奥一御對面所 上ヘ行タ　同　董川 上ヘ行タ

大奥一東御殿　同　探淵　大奥一御新座敷　同　勝川

但榮川院認之候襖、御用ひに相成候間認繼、

一大廣間 但御杉戸御天井共　同　勝川

一御白書院　一帝鑑之間　一連歌之間 但同斷　狩野探淵

一殿上之間 但同斷　同　董川

右之通被認候事　右七月十一日被仰渡

一松之御廊下　一櫻之間 但御天井共　同　董川

一御書院番所　同　永德　一遠侍 但前通御長押上共

一柳之間　同　探原　一四季之間　一雉子之間　住吉內記

一竹之間　一菊之間　一山吹之間　板谷桂舟

一御三家部屋 並下之御部屋　河村庄右衞門

一梅竹之間　一桔梗之間　狩野春貞　一芙蓉之間　一燒火之間　同　玉園

一鴈之間　同　宗益　一檜之間　同　雪溪

一躑躅之間　同　紛矣　一鳩之間　同　洞庭

一小十人番所　同　梅春　一蘇鐵之間　同　探龍

右之通り七月廿三日被仰渡　弘化二年正月念四日、以竹本伊豆守本一校了、

徳川柳營天守

〔武德編年集成 五十二〕慶長十一年四月十一日、江城天守ノ經營、伊達正宗訴望シテ、其二重目ヲ經始スベキニ決シ、彼繪圖ヲ政宗ガ臣梅村出羽ニ渡サル、

〔武藏國舊跡考 一〕御天守臺　竹橋と北はね橋の內

慶長十二年四月、江戸御天守御經營、石垣は上杉景勝、伊達正宗、蒲生秀行、最上義光、佐竹義宣溝

口秀勝、堀秀治、村上義明、依台命築之、石垣高八間六間、廣二十間四方、　明暦三酉年大火の時、二重目北西銅窻の方内より開けて火吹込、格子燒亡、同翌々亥年天守臺石垣築直されし也、今其外石垣ばかりなり、

〔異本慶長日記〕十二丁未年四月朔日、今日於江戸御城御經營、初は關八州、安房、信濃、越後、奥州、出羽衆勤之、關東衆百万石を貳拾万石宛五手に分て、八拾万石にて石をよせ、貳拾万石ニ而御天守の石垣築之、奥州衆伊達正宗、上杉景勝、蒲生秀行、最上義光、佐竹義宣、越後衆堀左衞門督秀治、溝口伯耆守秀勝、村上周防守義明、右之衆者百万石之外、何茂御城普請勤之、三日江戸御城御普請之關東衆江、二月より之御勘定にて、此比御扶持米被下之、去年之石垣高八間也、六間者常之石、二間は切石也、此切石を除ケ、又貳間築上、其上ニ右之切石を積合而、拾間と成て、埝土居も二間上られ、土居之上八間之石垣也、是御天守臺之高サ也、廣サハ貳拾間四方也、

〔元和日記〕是年(〇元和八年)江戸ノ城天守改作アリ、加藤肥後守忠廣、淺野但馬守長晟、天守臺ノ石垣ヲ築ク、安部四郎五郎正之是ヲ奉行ス

〔吹塵錄(三十三各地方江戸)〕江戸御城御天守寸間其外細記

御天守石垣　南北二十間一尺四寸　東西十八間一尺　高五間半外狹間石三尺

但柱間々南北七尺間十八間ニ割

東西七尺間十六間ニ割

小天守石垣　南北十二間二尺二寸　東西十三間二尺二寸　高三間二尺

御天守石垣上ヨリ箱棟迄二十二間五尺

初重　南北十九間二尺九寸　東西十七間一尺九寸　但窻六十箇所

二重目　南北十六間二尺八寸　東西十三間六尺三寸　但窻三十六箇所

德川柳營櫓

三重目　南北十三間二尺五寸　東西十一間一尺五寸　但窻二十八箇所
四重目　南北十間五尺　東西八間四尺　但窻十二箇所
五重目　南北八間四尺　東西六間三尺　但窻二十八箇所
鴟吻　高壹丈程、横六尺五寸程、此尺坪三百五拾六坪程、
下棟隅棟　貳百八十六坪　屋根坪　千六拾九坪程　穴藏深　壹丈三尺
初重板敷ヨリ二重目二階迄　四間四尺程　二重目二階板ヨリ三重目二階板迄　四間二尺程　三重目二階板ヨリ四重目二階板迄　四間程　四重目二階板ヨリ五重目二階板迄　三間二尺七寸程
五重目二階板ヨリ桁上天井迄　二間二尺程　總高地形ヨリ箱棟上迄　二十八間五尺程
初重二十四疊　二重目四百八十二疊　三重目三百六十七疊　四重目二百十六疊　五重目百二十一疊　總合千九百疊
穴藏之内　百三拾五坪壹合　初重　三百三拾六坪壹合八夕
二重目　二百二十五坪壹合九夕　三重目　百五十坪二合五勺
四重目　九十二坪七合五勺　五重目　五十五坪六合貳勺
總合九百九拾五坪壹合壹勺
右正德二年壬辰正月十三日御沙汰に付取調、大久保隱岐守殿江、小普請奉行竹田丹波守より進達書付ノ内ニ見ユ、

〔落穗集追加〕一御城八方正面御櫓の事
一問曰、御城内には、八方正面の御櫓有ㇾ之と申は、いづれの御矢倉の事にて候哉、答曰、唯今の富士見の御櫓は、八方正面に有ㇾ之候由、我等若年の頃、北條安房守殿、小川町屋敷に於て、氏長雑談有ㇾ之

は、八方正面の矢倉と申ものは、太田道灌齋程の城取り繩張功者のものにても、態とたくまるゝものにては無之候、第一其地形により、次には繩張の模樣により自然に出來る事に候、去るによつて、諸國にあまたの城有之候得共、八方正面の矢倉と申は希なる由に候、然るに當御城內に有之候は、奇妙なる事に候、

德　柳營外曲輪諸門

〔一話一言十一〕外曲輪御門番始て出來年月

万治二年乙亥御日記寫　九月朔日

外。曲。輪。御。門。只今迄御番無之に付て、御。門。番。被仰付面々、

虎御門　遠山久大夫　一柳主膳　御成橋　一柳縫殿頭　靑木甲斐守

數寄屋橋　伊東民部　筋違橋　大井小左衞門　堀彌太郎

淺草　內藤三郎助　三浦但馬守　小石川　堀田五郎左衞門　秋本千之助

牛込御門　渡邊半三郎　高力左京　市ケ谷　上野八郎左衞門　神保左京

四谷　花房大膳　松平志摩守　赤坂　秋田淡路守　有馬出雲守

土岐山城守　木下內匠　永井式部

右侍貳人、足輕五人、中間五人、棒五本、サスマタ一本、ツクボウ一本、長柄五本、幕、水溜桶、右以書付御留守居より相達之、

〔德川禁令考四十二外郭門〕寛文三卯年七月

外。曲。輪。御。門。勤。仕。覺

一晝夜共に冠木御門本御門明置之、往還之男女無滯可通之、但不審之儀於有之ハ、格別之事、

一御門廻ハ不及沙汰、階級橋廻、入念掃除可申付之、番代之節ハ、尙以致掃除可相渡事、

一御門脇土橋等之塵芥、御堀江捨べからざる事、

以上

〔德川禁令考 二十二 四堵郭門〕御門番家格及器仗之定

幸橋御門 鐵炮十挺 持筒二挺 弓五張 持弓一組 長柄十筋

右外樣大名柳之間壹萬石限、參勤交代之衆者一ヶ年、定府之衆者三ヶ年、勤仕番士四人、羽織袴著、當所より外曲輪ニ付、晝夜共御門明放、都而之勤方、手負縄懸放馬棺等之外ハ、物貰夜商人等相通候事、

山下御門 鐵炮五挺 持筒二挺 弓三張 持弓一組 長柄五筋

右萬石以下寄合三千石限、勤仕三ヶ年宛、番士三人、羽織袴著、

虎御門　鐵炮以下同斷

右萬石以下寄合五千石以上、勤仕三ヶ年宛、番士三人、羽織袴著、

赤坂御門　四ッ谷御門

右萬石以下三千石以上ニ而、三ヶ年宛勤仕、番士三人、羽織袴著、鐵炮以下同斷、

市ヶ谷御門　牛込御門　小石川御門

右萬石以下三千石高、勤番三ヶ年宛、番士三人、羽織袴著、鐵炮以下同斷、

筋違橋御門　鐵炮以下同斷

右萬石以下五千石以上、勤番三ヶ年宛、番士三人、羽織袴著、

淺草御門 鐵炮五挺 持筒二挺 弓三張 持弓一組 長柄十筋

右萬石以下五千石以上寄合、三ヶ年宛勤仕、番士三人、羽織袴著、

濱大手　鐵炮以下同斷

右萬石以下寄合、五千石以上、番士三人、羽織袴著、

〔德川禁令考 二十二 四堵郭門〕享保六丑年閏七月

外曲輪御門御定書

定

一冠木御門、本御門、晝夜共ニ開置、往還之男女無滯可相通之、但不審成儀有之バ可改事、

一番代之節、御門之扉不殘致明立、改候而請取渡仕候樣ニ可被申付候、若明立不自由ニ候バ、其段御留守居中江可被申達事、

一御成御道筋之節、當番頭差合之時、家來計其儀ニ相勤させ、不及差替候、但シ火事急事之節ハ、差合ニ而も無構、御番所江可被相詰事、

一不時ニ御番所邊御成之御沙汰有之候共、人留申付候儀、堅無用ニ候、御先拂之御步行江とくと承届、其上ニ而人留可申付事、

附、火事之節ハ、猶以前廉ニ人留申間敷候、御筋之外、御道筋見江懸り之分ハ、人留申間敷事、

一在宿之節、不時に御番所邊御成之御沙汰有之候共、御番所江被出候ニ不及事、

一御城近所、并御番所近き火事、且又風烈敷、大火に候ハヾ、御番所江可被出候、御番所近所出火之時、非番方者火防候用意ニ而、可被相詰候、其外向寄違候出火之節者、被詰候ニ不及事、

一御番所近所ニ而、喧嘩口論有之バ、番之輩早速罷出取計、雙方留置、御目付中江申達、可請差圖候、病人怪我人有之時ハ、養生爲致候樣ニ可被申付事、

一御堀江人落候時ハ、早々引揚候樣ニ可被申付事、

一縱御役人たりといふ共、故なくして御番所江立寄すべからず、并藥湯水之外ハ、一切出すべからざる事、

一火之元大切之事ニ候間、御番人食物之外、一切拵置べからざる事、

一於御番所、縱御用之儀申といふとも、何樣之物ニ而も一切借渡す間敷事、

一御門并御番所、其外破損無之樣ニ心を附可申候、尤破損有之バ、其趣御留守居中江早速可被相達事、

一御門御番所等之屋根草を取、土居之草折々刈候樣ニ可被申付候、但渡り矢倉屋根、塀屋根草有之者、御目付中江可被達候、且亦水やり惡敷所、其水不溜樣可被申付事、

一御門并御番所柱根土臺江、土不懸樣ニ仕、御門廻り請取之場所ハ不及申、勝手廻り迄、常々無油斷掃除可被申付事、

一附、水打候節、柱根并土臺江水懸ざる樣可被申付事、

一御留守居中御目付中被申渡候儀、違背無之樣可被申付事、

右條々、堅可被相守者也、

享保六年閏七月　和泉守

山城守

河內守

幸橋御門番中

山下御門　虎御門　芝口　赤坂　市ケ谷　四ツ谷　牛込　小石川　筋違　淺草

右御門々、同文言渡之、

幸橋御門

〔御府內備考御曲輪內一〕幸橋御門

古くは御成御門と云、寬永中の江戶繪圖には御成橋と注す、按に、万治二年所々御門御造營の時、御成橋御門、喰違御門、虎御門は、長谷川久三郞、日根牛助奉行せし由、万治年錄にみゆれば、此頃猶御成橋と唱へしなり、

〔殿居囊 後帙〕諸御門番所御法令書

一幸橋御門 鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒貳挺、持弓一組、

右外樣柳之間、大名壹万石限、參勤交代之衆者一ヶ年、定府之衆者三ヶ年勤仕、番士四人、羽織袴著、當所より外曲輪に付、晝夜共御門明放、都而之勤方手負縄懸放馬棺等之外者、物貰夜商人等相通候事、

山下御門

〔御府內備考 御曲輪內一 三〕山下御門

古くは姬御門といひしよし、寬文江戸圖等にみゆ、又山下町あるゆへに後に山下御門といへり、又俗に鍋島御門と唱ふるは、鍋島家の屋鋪ありてよりの名なるべし、江戸記聞

〔殿居囊 後帙〕諸御門番所御法令書

一山下御門 鐵炮五挺、弓三張、長柄五筋、持筒貳挺、持弓一組、

右万石以下寄合三千石限、勤仕三ヶ年宛、番士三人、羽織袴著、外御曲輪ニ付幸橋之通、

當所封疆內ニ、姬ヶ井と云有、每年大晦日夜、白米壹斗宛鍋島家より貢す、名水也、

虎之御門

〔御府內備考 御曲輪內一 三〕虎之御門

太田道灌、此城より出陣せば、万民ともに堅固なるべし、千里ゆくとも無事にて千里を歸ると祝して、虎の門と名付しと云、紫一本 此說甚信じがたし、既に御城の條に辨せし如く、道灌在城の頃は、城構も殊に狹かりしとみゆれば、此御門などその時より設あるべきの理なし、按に元和日記に、六年四月十一日、三之丸虎之口石壁は、安倍四郎五郎正之奉行として、伊豆相模駿河三ヶ國の人夫を以て、石を江戸に運ぶと載れば、恐くは此頃新に立られしならん、又按に、大手御門を御城の正面となせば、右白虎の義にかなへり、もしくは是らに元づきたる名なるにや、未だ正しき說を聞ず、此御門、明曆三年燒亡の後、万治二年、長谷川久三郎、日根半助を奉行として再造せられし由、

万治年録に載たれば、此時は渡り櫓とも全く成しなるべし、その後享保年中焼亡せしより、定火消方留帳に、享保十六年亥四月十五日午下刻、目白より出火、麹町二丁目へ飛火、虎御門、幸橋の内焼失、外へ焼出、芝邊迄焼失云々と有、恐くは此時なるべし、今の如く櫓を造らしめられ口口門も假そめの冠木門と成し玉ひしといふ、

〔殿居嚢後帙〕諸御門番所御法令書

一虎御門　鐵炮五挺、弓三張、長柄五筋、持筒貳挺、持弓一組、

右万石以下寄合五千石以上、勤仕三ヶ年宛、番士三人、羽織袴著、万事幸橋之通、

當所御多門、明和九辰年火災後塀重門ニ相成候事、

赤坂御門

〔御府内備考三御曲輪内一〕赤坂御門

赤坂への出口なれば名とせしならん、正保御國繪圖には、赤坂口と注せり、

〔殿居嚢後帙〕諸御門番所御法令書

一赤坂御門　鐵炮五挺、弓三張、長柄五筋、持筒貳挺、持弓一組、

右万石以下三千石以上ニ而、三ヶ年宛勤仕、番士三人、羽織袴著、

當所者北斗郭云、又御門外一ッ木之方見晴、富士見郭也、御多門者松平出羽守預、升形ニ鮒石有、是ハ石垣千切ニ入、同所御堀端ニ茶店有、是者有德院様御詞懸リ之茶店ニ而、御成之節者取拂不申候、

喰違御門

〔御府内備考三御曲輪内一〕喰違御門

清水坂より紀州御中屋敷へゆく、喰違土手の前なれば、かく名付しならん事跡合考云、四ッ谷門の續き木戸、喰違門は、小畠勘兵衞昌盛が縄也、先年より、井伊掃部頭下館の後、彼木戸門際の榎の大木共は、勘兵衞逆茂木として植たるもの、今に至り數株ミげりあるなりと、是台德院殿御代始の事といへり、万治二年、所々御門御造營の時、喰違御門は、長谷川久三郎、日根半助を奉行に命せ

られしよし、万治年錄に載たれば、古くは、外々御門とひとしき造りなりしならん、今は假そめの冠木門となれり、或は喰違土橋とも稱す、

四谷御門

〔御府內備考三御曲輪內一〕四ッ谷御門

四ッ谷へ出る御門なれば名とせしならん、正保御國繪圖には四ッ谷口とあり、

〔殿居囊後帙〕諸御門番所御法令書

一四ッ谷御門　鐵炮五挺、弓三張、長柄五筋、持筒貮挺、持弓一組、

右万石以下三千石以上ニ而、勤番三ヶ年、番士三人、羽織袴著、

市谷御門

〔御府內備考三御曲輪內一〕市ヶ谷御門

此御門も市ヶ谷へ出る口なれば名付たるならん、既に正保御國繪圖には、市ヶ谷口と記せり、

〔殿居囊後帙〕諸御門番所御法令書

一市ヶ谷御門　鐵炮五挺、弓三張、長柄五筋、持筒貮挺、持弓一組、

右万石以下三千石高、勤番三ヶ年、番士三人、羽織袴著、

牛込御門

〔御府內備考三御曲輪內一〕牛込御門

正保御國繪圖には牛込口と記す、蜂須賀系譜に、阿波守忠英、寬永十三年命をうけ、牛込御門石垣升形を作るとあり、此時始て建られしならん、新見某が隨筆に、昔は牛込の御堀なくして、四番町にて長坂血鎗、須田久左衞門の並の屋敷を番町方といひ、牛込方は小栗半右衞門、間宮七郎兵衞、都筑又右衞門などの並びを牛込方といふ、其間道は百間にあまりしゆへ、牛込と番町の間、ことの外廣く草茂りしと也、その後牛込市谷の御門は出來たりと云々、

〔殿居囊後帙〕諸御門番所御法令書

一牛込御門　鐵炮五挺、弓三張、長柄五筋、持筒貮挺、持弓一組、

右万石以下三千石高、勤番三ヶ年、番士三人、羽織袴著、

小石川御門

〔御府内備考 御曲輪内 三一〕小石川御門

正保御國繪圖に小石川口とあり、江戸志云、此御門を永樂御門ともいひしよし、昔この橋づめにて永樂錢引かへありしと、此事他に所見なければ疑ふべし、當所の御門、寛政四年燒失せしより、渡櫓の御造營なく、外の御門のみ建させらるゝ事と成れり、

〔殿居嚢 後帙〕諸御門番所御法令書

一小石川御門　鐵炮五挺、弓三張、長柄五筋、持筒貳挺、持弓一組、

右万石以下三千石高、勤番三ヶ年、番士三人、羽織袴著、

當所者寛政四子年七月火災之節、御多門燒失以後塀重御門ニ成、

筋違御門

〔御府内備考 御曲輪内 三一〕筋違御門

正保御國繪圖に筋違橋とあり、江戸志には神田見付とも唱へし由いへり、此御門の橋、古くは假初の造りなりしにや、今の欄干葱花子には、正德元辛卯年七月吉日、鑄物師椎名伊豫重休と銘あり、

〔殿居嚢 後帙〕諸御門番所御法令書

一筋違橋御門　鐵炮五挺、弓三張、長柄五筋、持筒貳挺、持弓一組、

右万石以下五千石以上、勤番三ヶ年宛、番士三人、羽織袴著、

明和九辰年火災後、如元御普請出來、

淺草御門

〔御府内備考 御曲輪内 三一〕淺草御門

正保御國繪圖に淺草口と記す、明曆年錄等には今の如く淺草御門とあり、此御門の橋も後年造りを改められしにや、欄干葱花子の銘に、正德元辛卯年二月吉日、鑄物師矢部豊前重政と鐫す、

〔殿居囊後鉄〕諸御門番所御法令書

一淺草御門　鐵炮五挺、弓三張、長柄拾筋、持筒貳挺、持弓一組、

右万石以下五千石以上寄合、三ヶ年勤仕、番士三人、羽織袴著、

明和九辰年火災後、如元御普請出來、　文化五辰年二月、陸奧守家來片倉小十郎、伊達藤五郎、伊達將監、主人家繼ニ付出府之砌、鐵炮火繩付、淺草御門通行之所、大御番所より差留候處、何も先年より出府之砌爲持來候趣相答候得共、六十年以前、祖父之代に爲持候由、雖然淺草筋違共、明和九辰年火災に而、先年よりの御書付無之候ニ付、番士より相達し候處、差通候樣、同夜に至、御差圖有之候間、相通候事、

德川柳營二曲輪諸門

〔教令類纂初集二十一〕元祿五壬申年五月十一日

外櫻田　馬場先御門　和田倉　清水御門　竹橋　雉子橋　一ツ橋

神田橋　常盤橋　呉服橋　鍛冶橋　數寄屋橋　日比谷御門

右之御門、暮六ツ時ゟ、酒醉と相見江候者ハ、一圓內江入申間敷候、若御門之內ニ屋敷有之面々、其來に候ハヽ其屋敷門番迄送り可申者也、

申五月十一日

寶永六己丑年五月九日

覺

常盤橋御門　呉服橋御門　鍛冶橋御門　數寄屋橋御門　日比谷御門　外櫻田御門　半藏御門　田安御門　清水御門　雉子橋御門　一橋御門　神田橋御門

右御門之內ニ而、暑氣之節も、天氣能候時分者、供之もの笠著させ候儀無用に可仕候、以上、

此外和田倉馬場先ハ不及申、

五月九日

〔幕朝故事談公方家〕外櫻田御門、馬場前御門、和田倉御門、右三ヶ所御門、自今以後、下馬に成候間、出仕多き時分は、御歩行目付被出之、御門之内へ御本丸の如く、侍並に六尺、御定之外不可通之、但内に屋敷有之面々は、斷次第人馬諸道具共に、可通之事、以上、

延寶八年十一月晦日

〔德川禁令考二十二各方城門〕二ノ曲輪御門御定書

定

一冠木御門者夜中も開置、本御門者卯刻ニ開之、酉刻可閉之、但くゞりは子刻迄開置、往還之者可通之、子刻より閉置、斷次第開之可通之、不審成儀有之者可相改事、寛文三年ヨリ此令アリ

一番代之節、御門之扉不殘致明立、改候而請取渡仕候樣ニ可被申付候、若明立不自由ニ候ハヾ、其段御留守居中江可被申達事、延寶七年此令アリ

一女之儀、酉之刻より卯之刻迄、手形を取可相通、但不審成儀於有之ハ、可改之事、寛文三年ヨリ此令アリ

一御成御道筋之節、當番煩差合之時、家來計其儘相勤させ、不及差替候、但火事急事之節ハ、差合ニ而も無構、御番所江可被相詰事、

一不時ニ御番所邊、御成之御沙汰有之候共、人留申付候儀、堅無用ニ候、御先拂之御歩行江とくと承屆、其上ニ而人留可申付事、

附、火事之節者、猶以前廉々人留申間敷候、御道筋之外、御道筋見江懸リ之分者、人留申間敷候、

一在宿之節、不時に御番所邊御成之御沙汰有之候共、御番所江被出候ニ不及事、

一御城近所之火事、且亦風烈敷大火ニ候ハヾ、御番所江可被出候、御番所近所出火之時、非番之方

者火防候用意ニ而可被相詰候、其外向寄達候出火之節ハ、詰候ニ不及事、

一御番所近所ニ而喧嘩口論有之者、番之輩早速罷出取計、雙方留置、御目付中江申達、可請差圖候、病人怪我人有之時ハ、養生爲致候樣ニ可被申付事、

一御堀江人落候時ハ、早々引揚候樣ニ可被申付事、

一縱御役人たりといふ共、故なくして御番所江立寄すべからず、井棄湯水之外者、一切出すべからざる事、

一火之元大切之事候間、御番人食物之外、一切拵置べからざる事、

一於御番所、縱御用之儀申といふとも、何樣之物ニ而も、一切借渡す間敷事、

一御門井御番所、其外破損無之樣一心を附可申候、尤破損有之者、其趣御留守居中江早速可被相達事、

一御門御番所等之屋根草を取、土居之草折々刈候樣ニ可被申付候、但渡り矢倉屋根、塀屋根草有之者、御目付中江可被達候、且又水やり惡敷所ハ、水不溜樣ニ可被申付事、

延寶六年、此令ノ外ニ、尚一條アリ、此ニ附記ス、御門ヘリ右之際、又ハ橋爪之土退候處ヘ土を置て、馬之往來不自由ニ無之樣に可被申付、橋之欄干二三ケ月ニ一度ツヽ、雨天之節洗せ可被申事

一御門井御番所柱根土臺江、土不掛樣ニ仕、御門廻り請取之場所者不及申、勝手廻り迄、常々無由斷掃除可被申付事、寛文三年ヨリ此令アリ、附書ニハ、御門脇等之塵芥、御堀ヘ不可捨事トアリ、

附、水打候節、柱根井土臺江水かけざる樣可被申付事、

一諸勸進順禮之者、髮結乞食、一切通し申間敷候、から尻馬井あふ附に乘候者、出入ともにおろし候而通し可申事、

寛文貞享ノ令、辻商賣物諸勸進物、井代待古書物、古がね買、順禮、髮結、乞食、右禁止、但振賣ハ可通、敎令類纂元祿五年ノ令、暮六ツ時より、酒醉と相見候ハヾ、一切入申間敷候、若御門之中ニ屋敷

有ㇾ之面々家來候ハヾ、其屋敷之門番迄送可ㇾ申者也、御當家令條享保十一年ノ令、御曲輪內、願人體之者、曾而入不ㇾ申儀ニ候處ニ、近頃左樣之族相見へ、猥り成儀ニ付、右之通之者御見屆次第、相咎、早速御門外江送り出候樣可ㇾ仕候事、右之趣、內曲輪辻番江可ㇾ申渡候、以上、御書付留

一牛車者不ㇾ及ㇾ申、地車たりといふ共、往來とも橋之上一切通し申間敷候、本年八月ノ令、大八車ハ斷次第可ㇾ通トアリ、

但土橋之上通候儀者不ㇾ苦事

一御留守居中御目付中被ㇾ申渡ㇾ候儀、違背無ㇾ之樣ニ可ㇾ被ㇾ申付ㇾ事、

右條々、堅可ㇾ被ㇾ相守ㇾ者也、

享保六年閏七月　　和泉守

山城守

河內守

和田倉御門番中

外櫻田　神田橋　常盤橋　馬場先　日比谷　半藏　田安　竹橋

吳服橋　一ツ橋　鍛冶橋　數寄屋橋　淸水口　雉子橋

右同文言

外櫻田御門

〔御府內備考三御曲輪內一〕外櫻田御門

內櫻田御門に對して外櫻田御門と稱せしならん、落穗集に云、小木曾太兵衞語り候は、御入國の節も、唯今の外櫻田御門の立候には、大きなる扉なしの木戶門立て是あり、名をば小田原御門と申候、寬永圖に田原口とあり、その後御新城出來、つぎに西の御丸下の曲輪なども出來、外櫻田御門立候砌この御門の義、向後ハ外櫻田御門と申すべし、小田原御門と申義御停止の旨、頭中より急度申渡されれ候よしと云々、

〔新編江戶志一御曲輪內東〕櫻田御門　　西の御丸下

或說にいふ、櫻田はむかしの村の名也、竹斎物語にも、

くれなゐの花の種まく櫻田は苗代水も香にかをるらん

〔幕朝故事談公方家〕外櫻田、神田、此兩御門を、御成御門と唱へ、兩山御參詣の節は、必此門より御成被遊候事なり、右故此兩門よりは、葬禮は不出御定なり、丸の中屋敷より、葬禮出候節は、先吳服橋御門より出す事なり、

〔嚴有院殿御實紀十三〕明曆三年正月廿四日、此日こたび櫻田口和田倉門外に下馬牌を立らるゝにより、人々從者の制を仰下さるゝは、兩門のうちへめし具す人數、侍三人、履取一人、挾箱持一人、轎夫四人を限となし、事かゝざるは、此數をも減ずべし、下馬牌より內に邸宅ある人々は、いさゝかこの定をこゆるとも、告るまゝに通すべし、城門のまもりうけたまはる人々は、此限にあらずとなり、

〔殿居嚢後帙〕諸御門番所御法令書

一外櫻田御門　鐵炮十挺、弓五張、長柄十本、持筒貳挺、持弓一組、

右御譜代大名之內ニ而、外樣ニ被准家筋勤仕、五万石限三万石以下勤仕候而、半年或者年代リ被勤、病氣ニ而滞府候得者三年勤仕、出火之節者、万端三番所之通勤之、年始八朔五節句月次御禮之節、升形ニ侍壹人、御門下徒士壹人固之、跡御門万石以上之分江之觸元ニ而、當所者御入國之砌者、小田原口と唱候事、

和田倉御門

〔御府內備考三御曲輪內一〕和田倉御門

慶長十二年の頃の圖に、こゝに和田藏と稱せし、大なる御藏二棟を圖せり、是御門の名の起る處なり、御藏地は、後に御厩と成りて、近き年まで御馬預り曲木又六郎抔が御役宅なりしが、文政口年口松平肥後守が添屋敷に賜へり、

馬場先御門

〔殿居嚢後帙〕諸御門番所御法令書

一和田倉御門　鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒貳挺、持弓一組、

右御譜代大名二三万〇万下恐脫二石字一限、御番所御法令、外櫻田御門と同、番士五人、羽織袴著、

〔御府內備考三御曲輪內一〕馬場先御門

紫一本云、昔は不明御門。。。。と云、その後往來自由にして、御門の名も馬場先とあらためられし由と又治世略記云、寛文八年四月、當春火事に付て、馬場先御門往還仰付らる、是に依而橋かゝる、元は此御門不明、故に俗、不明御門とよぶ云々、

〔殿居嚢後帙〕諸御門番所御法令書

一馬場先御門　鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒貳挺、持弓一組、

右同斷御譜代大名二万石限、御番所御法令如二前件一、當所者正德元辛卯年迄者御門無レ之、文昭院樣當所ニ而馬場出來、朝鮮人騎射爲二上覽一之御床出來候後、御門出來、南角者御櫓有、明和九辰年大火ニ回祿、日比谷御門升形ニ向、今石疊有レ之所也、當所御門外者、八代洲河岸、元來增上寺舊地、朝鮮人來朝之節滯留致候所也、揚子河岸共云、寛永年中迄者、大町家有レ之、

竹橋御門

〔御府內備考三御曲輪內一〕竹橋御門

御入國の時、竹をあみて渡されしよりの名なりと、紫一本、舊事話、是始は假初の通稱なるべけれど、早くその名に定められしにや、毛利家譜に、大坂兩度の御陣の時、大膳大夫忠重、江戶竹橋口御門のまもりをつとむなど記たり、又一說に竹橋は昔在。竹。橋。といへり、北條の家人に、在竹攝津守といへるものあり、永祿七年、この臺合戰の時うち死す、その子を彥四郞といへり、父がうち死の忠により、上總國椎津城をたまひ、その身は江戶二の曲輪におかる、彥四郞が家のものどもは、神田竹橋におかる、よりてそのころ在竹橋と唱へしを、後よびよきまゝに竹橋といへり、彥四郞は小田

原没落の時椎津の城におひてうち死す、その子孫いまに會津の藩士たりと、

〔殿居嚢 後帙〕諸御門番所御法令書

一竹橋御門　鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒貳挺、持弓一組、

右御譜代大名壹万石餘限、菊之間衆二八參勤之面々、或者定府之衆在府之節者、三ヶ年勤番之番士四人、羽織袴著、御法令一ッ橋之通、

雉子橋御門

〔御府内備考 三 御曲輪内 一〕雉子橋御門

見聞集 三浦淨心筆記 云、關東へ御うち入の以後、から國の帝王より日本へ勅使わたり、數万人の唐人江戸へ來たり、後に、慶長十二年閏四月廿四日、朝鮮國の三使江戸へ來れり、信使呂祐吉、副使慶暹、從事丁好寛といひしものなり、是御打入の後、朝鮮國の人來聘せしはじめなり、此時の事にや、これらをもてなし給ふには、雉子にまさる好物なしとて、諸國より雉子を集め給ふ、この流のみなかみに鳥屋をつくり、雉子をかぎりなく入をきぬ、その雉子屋のほとりに橋一ッありけり、それを雉子橋と名づけたりと、紫一本に記す處も、大やう此にひとし、是に據て始はかりそめの俗稱なりしを、後にその唱へを用ひて、橋名に定められしとみゆ、

〔殿居嚢 後帙〕諸御門番所御法令書

一雉子橋御門　鐵炮五挺、弓三張、長柄五筋、持筒貳挺、持弓一組、

右万石以下五千万以上限寄合、三年勤仕、番士三人、羽織袴著、御番所御法令一ッ橋之通、但下座者大名衆と違、御側御留守居者致總下座候事、

清水御門

〔新編江戸志 一 御曲輪内 北〕清水御門　雉子ばしの北

求涼雜記に云、往古この邊より清水涌出けるより御門の名とするよし、古老のいひ傳へなりと云々、

〔御府内備考 三 御曲輪内 一〕清水御門

一橋御門

淺草新堀端江北山清水寺の傳へに、彼寺本尊千手觀音は、天長六年、慈覺大師彫刻する處なり、大師關東下向の時、武江平川に一寺を草創して安置し、寺號を清水と唱へし故、後終に地名をも清水と稱せしが、慶長年中馬喰町へ移され、明暦丙丁の後、今の地に再び轉せらるといへり、此事他に所見なき説なれども、文政四年二月の頃、御門の北なる土堤崩れし時、暦應寶德應永嘉吉等の年號彫たる古碑數枚を掘出せし事あり、其古碑既に清水寺に引渡して、今も存在す、是寺蹟たるの據とすべし、寛永日記云、元年甲子、淺野但馬守長晟に命じて、清水御門を建しめらると、是當所へ御門を建られし始なるにや、

〔殿居囊後帙〕諸御門番所御法令書

一清水御門 鐵炮五挺、弓三張、長柄五筋、持筒弐挺、持弓一組、

右万石以下三千石以上寄合、三ヶ年宛勤番、番士三人羽織袴著、御法令竹橋之通、

當所御門と竹橋之間封疆之内に、稻荷社有、

〔御府内備考三曲輪内一〕一ッ橋御門

紫一本云、御入國の時分、大きなる丸木の一ッ橋をかけしより、その名とすと、見聞集にも此說出たり貞享三年江戸繪圖には、伊豆橋とあり、瀨名貞雄云、古しへより一ッ橋といひしは疑ひなし、延寶八年の江戸圖に、今の民部卿治濟卿の御屋形は、松平伊豆守屋舖なり、因て一ッ橋を其頃私に伊豆橋ともいひしと見ゆと、今按に、此橋欄干葱花子の銘に、一橋萬治三年辛未二月吉日と鐫す、伊豆橋の名の俗稱なる事明けし、

〔殿居囊後帙〕諸御門番所御法令書

一一ッ橋御門 鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒弐挺、持弓一組、

右御譜代大名二万石限、其以下助者半年也、御法令神田橋御門之通、番士四人羽織袴著、但御譜代

家帝鑑之間、雁之間衆、

當所ハ、平川門外、下馬所腰掛場所也、一ツ橋殿表御門外ニ下馬所來者、寛政七卯年中より新規被ㇾ爲ㇾ建ㇾ之、

神田橋御門

〔御府內備考　三御曲輪內　一〕神田橋御門

慶長江戶圖に神田口橋と記す、寛永日記云、六年己巳神田橋御門の經營、鍛冶橋日本橋湟池浚の事、稻葉丹後守正勝勤ㇾ之と、此時始て當所の御門を建られしならん、落穗集云、神田明神の社も御曲輪內となりしかば、今の地へ引せられ、社地の跡をば土井大炊頭居屋敷に給はり、神田御門矢倉等も大炊頭へ御預けになされ、息遠江守代までも、水車の紋をうち張てあり、その頃は御門外の橋をも、大炊頭橋と申しふれしと也、江戶記聞云、按に慶長十二年の地圖を見るに、この邊に鳥居土佐守、その北の方を土井大炊頭屋鋪とす、落穗集によれば、明神を引れし跡を土井家に給ひしやうなれど、明神は元和二年に、その所へうつされしこと、社傳幷諸記にも載れば、うたがふべからず、土井家は慶長中よりこの所にあることと分明なり、この圖明神の事は沙汰なければ、もし土井家の藩中にありしを、元和に至うつされしにあらずやと、此御門の橋は、後に造りをかへられしにや、欄干葱花子の銘に、神田橋享保二丁酉年十一月吉日、鑄物師椎名伊豫重休と鐫す、

〔殿居囊　後帙〕諸御門番所御法令書

一神田橋御門　鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒貳挺、持弓一組、

右外樣大名衆七万石、或者國家守〇家恐誤之分家筋者三万石以上限、番士五人、羽織袴著、御法令外櫻田御門之通略ㇾ之、當所御櫓者酒井左衞門尉預ル、寛永年中迄者大炊橋御門と唱、其後神田橋と御改、當時一橋殿屋形內也、榊原式部大輔居屋敷之處、神田明神之舊跡と云、土井大炊頭利勝御老中勤仕之節屋敷也、依而大炊橋と名有、當時一橋殿御住居ニ付、屋敷廻り外一ツ橋御門番所ニ而者、持場所ニ依而万端指揮、兩所に而取ㇾ扱之、出火等有ㇾ之節者、駿河臺、小川町、兩屋敷太鼓に而注ㇾ進之、

常磐橋御門

〔御府内備考 三 御曲輪内 一〕常盤橋御門

事蹟合考云、大猷公御代まで、今の常盤橋の名を大橋と唱へたり、この名はおもはしからず、改名すべしとの上意によりて、いかなる向寄にや、町年寄の奈良屋市右衛門に命せらる、然るにその頃市右衛門方に寄宿し居たる浪人ありし、市右衛門此ものを頼み考させしめ、常盤橋といふ祝名を献せしより、永々かの橋の名となれり、是は金葉集大先輿侍の歌に、　橋の上の藤

　色かへぬ松によそへて東路の常盤のはしにかゝる藤波

といふこゝろを取れり、常盤の橋は、近江にあるとなりと、白石紳書に、常盤橋は鳥居左京亮うけ取にて作りしと、是は常盤橋の名定りし後、再び新造有し時の事なるにや、またその詳なる説を聞す、

〔殿居嚢 後帙〕諸御門番所御法令書

一常盤橋御門　（鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒貳挺、持弓一組、）

右外様柳之間大名三万石以上限、參勤交代之衆一ヶ年勤仕、番士四人、羽織袴着、御法令神田橋之通、

呉服橋御門

〔新編江戸志 一 御曲輪内東〕呉服橋　ごふく町へ出る御門なり（寛永江戸圖に後藤橋と有）

地名考曰、徂徠詩、憶得呉門樂と出たり、

〔御府内備考 三 御曲輪内 一〕呉服橋御門

古くは後藤橋といへり（寛永中江戸繪圖）呉服町へ出る御門なれば呉服橋と唱へ來れりと、（江戸紀聞）今按に、寛永の頃、後藤橋と稱せしものは、御門外に呉服師後藤が宅地あるよりの私の和名なるべし、万治年録二年己亥、所々御門御普請の條に、和田倉橋、常盤橋、呉服橋の奉行、花房又七郎、川口作右衛門とあれば、昔より呉服橋の唱へを用ひられし事明けし、

〔殿居嚢後帙〕諸御門番所御法令書

一呉服橋御門　鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒貳挺、持弓一組、

右外様柳之間大名二万石餘限、參勤交代之衆一ヶ年勤仕、番士四人、羽織袴著、

鍛冶橋御門

〔御府内備考三御曲輪内一〕鍛冶橋御門

鍛冶町へ出る御門なればかくいへりと、江戸記聞此御門も、万治二年御普請の時、新庄宮内、大井新右衛門奉行して新造せられし由、万治年錄に見へたり、

〔殿居嚢後帙〕諸御門番所御法令書

一鍛冶橋御門　鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒貳挺、持弓一組、

右外様柳之間大名壹万石餘、參勤交代之衆一ヶ年勤番、番士四人、羽織袴著、御法令都而日比谷之通、

文化三丙寅年火災後、松平能登守居屋敷内上ゲ地相成、火除廣小路と成、尤御番所燒失、御橋御門ハ無別條之、

數寄屋橋御門

〔御府内備考三御曲輪内一〕數寄屋橋御門

數寄屋町へ出る御門なればなり、此數寄屋町といへるも、御數寄屋の者の屋鋪、此所にありしよりの名なるべし、江戸記聞鐵醬塵埃抄に、慶長七年、芝口へは數寄屋橋御門立、内に羽柴美作守秀治の屋鋪ありといへり、

〔殿居嚢後帙〕諸御門番所御法令書

一數寄屋橋御門　鐵炮五挺、弓三張、長柄五筋、持筒貳挺、持弓一組、

右万石以下五千石以上寄合、三ヶ年勤番、番士三人、羽織袴著、御法令日比谷御門番之通、

日比谷御門

〔新編江戸志御曲輪内東一〕日比谷御門

往古は日比谷村といふなり、北條分限帳にも日比谷あり、

〔御府內備考三御曲輪內一〕日比谷御門

寛永日記云、四年丁卯、日比谷御門建、南方の石壁を淺野但馬守長晟築之と云々、又六年己巳の條に云、今年江戸總曲輪の堀石垣の普請、大名勤之、芝口日比谷兩所御門升形石垣、松平陸奥守正宗築之と、新井白石紳書に云、日比谷御門のあたり町屋なるを、後に武士屋鋪になされし故に、町は引移されても、日比谷といふ町あり、今の御門よりは大にほど隔たり、今の日比谷あたりを、陸奥守の地をきづきたりしと云は、今の海邊を築きたてし也といふ、

〔殿居囊後帙〕諸御門番所御法令書

一日比谷御門　半藏御門と同斷

右壹万石餘之外樣、柳之間大名、參勤交代之衆一ヶ年勤仕、番士四人、羽織袴著、御法令神田橋或者櫻田御門之通、

半藏御門

〔御府內備考三御曲輪內一〕半藏御門

古くは麹町御門といへり、寛永江戸圖には麹町口とあり、延寶江戸圖には麹町御門とのす、又寛永日記に、十三年丙子、江戸御城外の總石垣見付升形、并總堀普請を諸大名衆へ仰付らる、麹町見付は、松平長門守秀就の持場なりと云々、舊事茗話に、昔此所に服部半藏正就が組屋鋪ありしより名とせりと云、現に寛永江戸圖にも、此御門の內升形の側に、服部半藏の屋敷を載たり、

〔殿居囊後帙〕諸御門番所御法令書

一半藏御門　鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒貳挺、持弓一組、

右壹万石餘之御譜代、菊之間、田安、竹橋、御門番所被勤候心得と同事、番士四人、羽織袴著、

田安御門

〔南向茶話〕問曰、唯今の田安の事は如何御聞傳へも候哉、

徳川柳營內曲輪諸門

答曰、唯今の田安御門の內外、天正年中御入國の刻は、皆々田畑民家にて候由、其後右之民家どもを、唯今の牛込寺町白銀町邊へ被移候、其子孫予若年之頃迄には儘有之候て、物語候なり、されば共此地面田安と申候哉、其儀不存候、○中略その以來田安御門の內は、天樹院之御居館となり、田安御門は天樹院之御附人より勤番致され候由、其子孫之仁物語なり、

〔御府內備考三御曲輪內一〕田安御門

古くは、代官町御門といひし也、紫一本又寬永江戸繪圖には、飯田町口としるせり、瀨名貞雄曰、いにしへ田安御門の邊を田安臺といひ、牛込御門の內の邊を下タ田安と申けるよし、田安大明神の舊地、今に堀備中守政方の屋敷と、石河土佐守政武の屋敷の境にあり、紫一本に云、此臺に田安大明神の社、昔はありと云々、さらば上古田安の臺にありて、後下タ田安へうつされけるにや、

〔武德編年集成五十三〕慶長十二年十一月朔日、丹羽五郎左衞門長重ガ江府飯田町臺ノ宅失火シ、隣家一軒燒亡、且田安ノ門櫓炎上ス、

〔殿居囊後帙〕諸御門番所御法令書

一田安御門 鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒貳挺、持弓一組、

右御譜代大名壹万石限、菊之間詰衆、二八參勤之面々、或ハ在府之衆者三ヶ年勤番、番士四人、羽織袴著、御法令竹橋之通、

〔德川禁令考二十二各方城門〕享保六丑年閏七月

內曲輪御定書 按ニ城門ノ法令ハ、萬治以降每事其時ニ隨テ、枕令アリ、而シテ本年ノ御定書ニ至リテ、條目備サニ具ハル、今之ヲ采錄ス、其前後小沿革アルモノハ、該條ノ下ニ細書シテ參觀ニ供ス、

定

一御門立明之儀、卯之刻ニ開之、酉之刻可閉之、不審成者有之バ可相改事、

一番代之節、御門之扉不レ殘致二明立一、改候而請取渡仕候樣ニ可レ被二申付一候、若明立不自由ニ候者、其段御留守居中江可レ被二申達一事、（延寶七年此令アリ）

一奧向之面々、帳面之通、夜中ニ而も斷次第無レ滯可レ被二相通一事、

一御成御道筋之節、當番預差合之時、家來計其儘相勤させ、不レ及二差替一候、但火事急事之節者、差合ニ而も無レ構、御番所邊御成之御沙汰有レ之候共、人留申付候儀、堅無用ニ候、御先拂之御步行江、得と承屆、其上ニ而人留可レ申候事、

（元文二巳年二月廿二日、所々御門番之面々御作法、御成之刻も、病氣候而も、近年者不レ及二交代一、相濟候得共、向後ハ前々之通、當番之節病氣差合ニ而不レ被二相詰一時者、前夕相番と可レ有二交代一候、急病等ニ而當日ニ至而雖二相勤一時ハ、家來ハ相代候に不レ及、非番主人計可レ被二相詰一候、且又大手內櫻田ハ、當番非番共ニ病氣ニ候ハヾ、內櫻田ハ非番より大手を助ケ、內櫻田ハ大手より助ケ候樣可レ被二心得一候事、但大手、櫻田、西丸、大手御門番人雖二相詰一時ハ御目付相談候儀、唯今迄之通可レ被二心得一候、御鷹野御成之時分ハ、唯今迄之通り可レ被二相心得一候、）

附、火事之節者、猶以前廣ニ人留申間敷候、御道筋之外御道筋見江掛り之分ハ、人留申間敷事、

一在宿之節、不時ニ御番所邊御成之御沙汰有レ之候共、御番所江罷出候ニ不レ及事、

一御城近所之火事、且又風烈敷大火ニ候ハヾ、御番所江可レ被レ出候、御城近所出火之時、非番方者火消候用意ニ而可レ被二相詰一候、其外向寄違ひ候出火之節者、被レ詰に不レ及事、

（元祿七戌年、火事之節、向寄違候ニも、御門番衆御門番所へ被二相詰一候故、脇々物さハがしく候間、御城近所御番所出火之外ハ、不レ被二罷出一候樣ニとの御事ニ候間、其通可レ被二相心得一候、寶永三戌年、最前も相觸候通、方角違、又ハ遠方之火事ニ御番所幷役所へ被レ出ニ不レ及候、見違候而、縱被レ出候共、中途より可レ被レ歸候事、）

一下馬より下乘橋迄召連候人數之儀、別紙書付之通可レ被二相心得一事、（卷二十二、下馬下乘ノ項參觀スベシ、）

一下馬幷御番所近所ニ而、喧嘩口論有レ之候者、番之輩早速罷出取計、雙方留置、御目付中江申達可レ受二差圖一候、病人怪我人有レ之時ハ、養生爲レ致候樣ニ可レ被二申付一事、

一御堀江人落候時者、早々引揚候樣ニ可レ被二申付一事、

一縱御役人たりと云とも、無レ故して御番所江立寄すべからず、幷藥湯水之外者、一切不レ可レ出事、

一火之元大切之事候間、御番人食物之外、一切不可拵置事、

一於御番所縱御用之儀と申と云共、何樣之物ニ而も、一切借渡す間敷事、

一御門并御番所、其外破損無之樣ニ心を附可申候、尤破損有之者、其趣御留守居中江早速可被相達事、

一御門御番所等之屋根草を取、土居之草折々苅候樣可被申付候、但渡り矢倉屋根、塀屋根に草有之者、御目付中江可被達候、且又水やり惡敷所者、水不溜樣ニ可被申付事、（延寶六年此令アリ）

一御門并御番所柱根土臺江土不掛樣ニ仕、御門廻り受取之場所ハ不及申、勝手廻り迄、常々無油斷掃除可被申付事、（延寶七年此令アリ）

附、水打候節、柱根并土臺江水不掛樣可被申付事、

一御留守居中御目付中申渡候儀、違背無之樣ニ可申付事、

右之條々、堅可相守者也、

享保六年閏七月　　和泉守
　　　　　　　　　山城守
　　　　　　　　　河內守

大手御門
內櫻田御門　　番中
西丸大手御門

大手御門

〔御府內備考三御曲輪內一〕大手御門

慶長十二年の頃の地圖に、今の下乘橋を、土橋大手と記し、當所を大橋と記す、見聞集（三浦淨心慶長頃筆記）に、關東御入國の頃、小熊、渡邊、（北條五代記に、文祿二年九月の事とし、渡邊を兎角に作る、又岩間小熊は小男にて、色黑く、髮はかふろの如く、ほゝひげあつく生ひたる

内櫻田御門

内より、眼きらめき、誠に名にしおふたる小熊なりとあれば、苗字にはあらで、其號なり、兎角も號なるべし、江戸にて兵法を敎へ候、右兩人手がら爭ひ仕出し、夫に付むき〳〵有論、兵法の取組上聞に達し、家康樣將軍樣御見物なされ候、勝負所は大橋の上にて、小熊は長袴、渡邊はあかき短き帷子を著て罷出、雙方せいがんに木刀をかまへ、橋の眞中にて切合、互に推つおされつ仕候うち、小熊おしかき、渡邊を欄干へおし付、足を取て河へはねおとし候へば、渡邊水を多く呑て、漸々河より上り見苦しく候、小熊を上下ともほめ候事に候と云々、此大橋といへるもの當所なるべし、

〔御府内備考三御曲輪内二〕内櫻田御門

櫻田口の御門にして、且別に外櫻田御門あるに對したる名なるべし、新安手簡に云、泊船門のこと御尋にて、江城の景境には、たしかに泊船軒とか覺候、門と申はふるき御目付役所の帳簿にも候と承候、唯今は櫻田大手御門と申を、五六十年前までは泊船門と申き、是は開國のはじめまで、今のヒヾヤ門のほとりよりして、かの西南の大手までも、船入の入江にて、船をも今の西丸下の屋鋪近邊に泊め申候故、ヤヨスカシ抔申名も、今に遺り候、此節までは、東南の方も大半潮入の入江にて、西北の方大路と聞へ候、關原役後に、大名も漸々入來られしよりして、漸々東南の水地を築き、屋鋪にも町にもなり候が、もと櫻田の御殿つき立られし方は、此時急がれ候間、材木を下にして土を積み、築立候とて、地震の度々に彼邊は、他所より地動きやすく候て、家を損せしこと既に三度におよびしが、唯今虎門の前のヒヾヤ町と申は、ヒヾヤ門のほとりに候ひしがひけたるに候と、又此御門を、俗に桔梗御門といへり、或說に寛永の頃御上洛の時、御歸京（鄕字の誤にや、歸京にては京へ歸の義にあらずや、）の祝儀を表され、此御門を建られ、歸京と名付玉ひしが、後轉じて桔梗の文字に改めしと、いと覺束なき說也、又一說に、此御門は太田道灌在城の時より存せしものにて、御入國の後までも、屋根の瓦に桔梗の紋付たるが一枚殘りし故、人々桔梗御門と唱へしを、終にその名に定り

しなりと、こは理りあるごとくにもきこえたれど、正しきものには所見なきのみならず、道灌江戸城を築きしは、元上杉の爲に取立たる由は諸記にも載ぬれば、上杉の紋こそ用ゆべきを、己が紋の瓦とあるも不審なきにあらず、又南向茶話に云、古き御城の事を記せる書に、桔梗御門を吉。祥。御。門。と記しあるを見たりと、是に因みて今の駒込吉祥寺の事に附會せる說もあれど、皆後年の妄說に成し如く覺へぬ、又古き江戸繪圖に、吉。慶。御。門。と書たる在よし、江戸記聞にいへり、

西丸大手御門

〔御府內備考三御曲輪內一〕西丸大手御門

西丸は、御當家にて新に御取立ありしゆへ、最初より御門の橋とて、美を盡して造らせ玉ひしと見え、二重橋の葱花子銘に、慶長十九年甲寅八月吉日、御大工椎名伊豫と鐫り、當所橋欄干葱花子に、寛永元甲子年八月吉日、御大工椎名源左衞門吉勝、長谷川越後守、椎名兵庫頭と銘す、是江戸御城橋中にて最古き葱花子なり、此餘は皆萬治以後の銘を彫れり、

坂下御門

〔御府內備考三御曲輪內一〕坂下御門

西丸大手と內櫻田御門の間にありこは西丸御營造の後、新に立られし由、落穗集にいへり、

〔新編江戸志一御曲輪內東〕坂下御門　桔梗御門の南江戸古繪圖に、是を山。下。門。と書り、

平河御門

〔御府內備考三御曲輪內一〕平河御門

平河口とも云、昔平川村ありて、其出口なればかく名付しなるべし、江戸記聞云、此地も古へは廣きことゝ見えて、上平川村、下平川村と、古き世の江戸繪圖にみへたり、相山得公江亭記の內に、江戸の城より東に望めば、平川縹渺として長堤はるかにめぐれりなどかけるも、たゞたいらかなる川と云義にはあらで、品川に對していへば、平川の名目此頃もありしゆへ、かくいゝしとも見ゆ、文明八年の記なり北條家分限帳に、江戸下平川三拾貫文、會田中務丞領せしよし見ゆ、又同書に、江戸下平川拾五貫文、遠山隼人正、下平川內島田分五貫文市野、又江戸下平川五分一貳拾八貫百八拾文

恒岡彈正忠、その頃これら皆この地を領せり、總てこゝにあらわるゝ所、七拾八貫百八拾文なり、この餘いかほど廣大なりや詳にせず、いづれ永祿の頃までも、平川御門の邊こと〴〵く村落なりしと見ゆ、又遠山會田などの家居も、その中にありしと見ゆ、今吉祥寺に藏する所の古文書を見しに、寺領八貫六百廿七文、下平川の內に有之、但この內一貫六百廿七文は、辛未之增古丹波時より寄進の事、三拾貫文、下平川の內會田分買得、政景寄進と云々、是元龜二年辛未七月、北條の家人遠山右衛門大夫政景が寄附する所なり、古丹波は、政景が父丹波守が事なり、分限帳は、永祿の改なり、しからば遠山家數代此地を領せしと見ゆ、今はわづかに平川の名のこれるのみなり、

蟲見坂御門

〔武藏國舊跡考〕一蟲見坂御門　梅林と追手との間

梅林御門

〔武藏國舊跡考〕一梅林御門　本川の內

〔新編江戶志〕一御曲輪內北梅林御門　平河の內　落穗集に、往古此邊梅の林ゆへに名付るよしを記せり、

梅林坂　同所

文明中太田道灌川越三芳野天神宮を此所にうつされ、並木に梅樹を多く植られしにより、梅林坂といふよしを、江戶砂子に記す、

北拮橋御門
西拮橋御門

〔御府內備考〕三御曲輪內一北拮橋御門

此御門の橋は、拮橋にして、且別に西拮橋あれば、それに對して北拮橋御門と稱せり、或云、御目付方記錄に西拮橋は拮字を用ひ、北拮橋は跳字を用ゆと、其由來は詳にせず、是御城門のしやちほこを、小普請方にて鯱と書し、御作事方にて鴟吻と書る類なるにや、

蓮池御門
吹上御門

〔紫の一本〕上紅葉山

御本丸より坤のかた也、蓮池の御門より御堀をめぐり、吹上の御門あり、蓮池の御門の內、坂下の

御門あり、總まはり石垣にて、塀かゝり内に大木生ひ茂りたり、

〔南向茶話〕問曰、田安平川之邊其說を得たり、吹上と稱し候事如何、御聞傳之儀有之候や、答曰、吹上之事曾て見當り不申候え共、落穗集に、御入國御草創の刻、其儀委く相見へ申候通、實說たるべく候、櫻田邊一圓の江沼にて、足入之地なる由、櫻川とて川流も有之し由、左候はゞ、愚案此所江河に望める高き地なれば、吹上と號するなるべし、駿州富士川邊吹上、武州荒川邊吹上、いづれも川に望める地也、又小石川氷川明神南之向も舊名は吹上と號するも、小石川に望める地なり、此所唯今は俗に阿房殿町と號する所也、

矢來御門

〔御府內備考 三御曲輪內 一〕矢來御門

明曆三年御本丸御燒失の後、御三家方の御館等他所へ移され、吹上矢來園を廣げられし頃より、此御門を立させらると云、

〔武藏國舊跡考 一〕矢來御門　紅葉山下、當番持同心勤口、

營中諸門

〔殿居嚢 後 帙〕諸御門番所御法令書

一中雀御門 一御書院番頭、組與力拾騎、同心貳拾人宛、○中略

一中之御門 一御持弓、御持筒頭、組與力十騎、同心五拾五人宛、○中略

一大手三之御門 一御鐵炮百人組之頭、組與力廿騎、同心百人宛、○中略

一〔寺澤御門、御先手組與力同心、

一二丸銅御門、大御番頭與力同心、

一同中仕切、添番支配、

一平川口御門、御先手組與力同心、

一下梅林、御先手組與力同心、

一上梅林、御留守居與力同心、

一御切手御門、御切手番頭同心、

一二丸食違、御留守居同心、

一鹽見坂、御留守居番與力同心、

一坂下御門、御先手頭與力同心、

一紅葉山下御門、御先手頭與力同心、

一西丸御裏御門、御裏御門番頭與力同心、
一山里　伊賀者
一西丸御臺所前、西丸御留守居與力同心、
一二丸中ノ口御門、御持頭與力同心、
一富士見御寶藏　御番所番之頭組
一上埋御門　御書院番頭出人
一新御門　御持方之持出人
一同植木御門　吹上御庭同心
一西丸中仕切　御持頭與力同心
一西丸御玄關前、御書院番頭與力同心、
一北拮橋　御留守居與力同心、
一蓮池御門、御先手組與力同心、
一三ノ丸喰違、御先手組平川口ゟ持、
一御天守　番之頭組
一下埋御門　御持方之持出人
一西丸吹上御門、御先手頭與力同心、
一同新御門　吹上御庭同心
一西丸獅子口　西丸大手御番所持

〔教令類纂初集二十一〕元祿四辛未年十一月十三日

覺

一御玄關前御門　一中之御門　一百人組御門

右三ヶ所御門、夜中御老中方備後守殿同道に而出入之節、片扉可ㇾ開之事、

一御玄關前冠木門　一百人組冠木門

右貳ヶ所御門、夜中御老中備後守殿同道ニ而も、又者壹人ニ而も、出入之節、片扉可ㇾ開之事、

元祿四辛未年十一月十三日

〔德川禁令考二十一殿門出入〕萬治二亥年九月定

御○臺○所○御○門○出入之覺

保科肥後守　酒井雅樂頭　松平伊豆守　阿部豐後守　稻葉美濃守
久世大和守　牧野佐渡守　內藤出雲守　土屋但馬守　土井能登守

板倉筑後守　松平民部　森川下總守　本多美濃守　伊澤隼人正
北條右近大夫　渡邊丹後守　御留守居衆　御　守衆　御小姓衆
御小納戸衆　御勘定奉行　御留守居番衆（同組中同心共）　御納戸頭（同組中同心共）　御腰物奉行（同組中同心共）
上池院　玄竹法師　宗悅法印　清庵法師　意安
宗庵　御番醫師　玉川　御裏御門番頭　御廣敷番頭
御膳奉行（同心共二）　小普請奉行　御細工頭（同心共二）　御膳奉行（同心共二）　御臺所頭（同心共二）
御大工頭　御賄頭（同心共二）
右之外、出入不ㇾ可ㇾ有ㇾ之者也

中。之。口。御。門。出入之覺

年寄衆　高家（同總領心）　詰衆　大目付　町奉行
新御番頭　禁中方之衆　遠國所々奉行　中奥衆　御作事奉行
柳生飛驒守　御徒頭　二丸御留守居　田付四郎兵衛（同心共二）　御番醫師
春齋　春德　儒者方　御祐筆衆　小普請奉行
御金奉行　御具足奉行　御弓矢　御玉藥奉行　總御勘定衆
總御代官　諏訪部彥兵衛　御同朋　御茶道衆
右之外、出入有べからざる者也、
延享元子年六月定

御。長。屋。門。掛札

松平左近將監　松平大膳大夫　本多中務大輔　土岐丹後守　酒井雅樂頭
松平能登守　西尾隱岐守　本多伊豫守　板倉佐渡守　水野壹岐守

小出信濃守　加納遠江守　巨勢縫殿頭　澀谷和泉守　小笠原石見守
松平肥前守　松平駿河守　戸田土佐守　阿部志摩守　藪主計頭
三浦肥後守　水谷出羽守　水野丹波守　青木縫殿頭　內藤越前守
瀧川播磨守　酒井出雲守　三宅周防守　酒井越中守　奥御小姓衆
御小納戶衆　奥御醫師　御留守居番　御納戶頭組中井同心　御腰物奉行組中井同心
御裏御門切手番之頭　御膳奉行同心　御細工頭　小普請方同心
御賄頭　御大工頭　御臺所頭組共

右之外、出入不可有者也、

中之口掛札

高家　詰衆　同總領　奏者番　同總領
寺社奉行　同總領　詰衆並　大目付　町奉行
御勘定奉行　御作事奉行　御普請奉行　小普請奉行　新番頭
同組頭　御徒頭加番　中奥　御鐵炮方　御右筆
小普請方　儒者　御番醫師　御同朋　御茶道頭

右之外出入有べからず、但燒火之間江相詰候面々者、可爲制外者也、

〔松屋筆記八十三〕中雀門

武家に中雀門といふは、城に有し中柵門の事也、こは要害の門なれば、御城ならでは附給はぬ事なれど、御三家の御居所はやがて御城に形どり中柵門を立られし也、今は本据をとり失ひ、たゞ高貴の御門とのみおもひ、中雀門と書て、雀の止處など、附會の說をおこせる也、城中の柵門を、古代の中門にとりなして作り出たるより、名は中柵門にて實は中門也中門ノ廊などもいひて、

平家物語、盛衰記などその外古書所見おほし、要筐辨志二の卷に日光御社參の節、諸御門番、御番代、大名格別之筋目之衆、勤番仰付之云々、中雀御門、御書院番頭、與力同心云々、又云御成之節御門建有之節、御三家方御通行之節、中雀御門者片扉明ケ、御兩所樣之節は、兩扉開キ候事、其外は增上寺ノ方丈之外、御門開不申候云々、

〔大猷院殿御實紀十一〕寬永五年二月十三日、大御所本城にならせ給へば、〇中略御所には鐵。御。門。三卿は玄關白洲にいで、むかへ奉らる、大御所は大廣間より數寄屋へわたらせ給ひ、三卿高虎またがひ進らす、

〔明良帶錄〕大御番頭

此場は京大坂在番を主役とす、在江戸には銅。御。門。之泊を勤め、〇下略

德川柳營殿中法度

〔教令類纂十八〕慶長十己巳年八月十日

條々

一於殿中、形儀以下慮外之體於有之者、見合次第、其人江相斷、可致言上事、

一於殿中、一所ニ寄合高雜談有之者申斷、可致言上事、

一御前近所ニおゐて高聲、是又其人ニ堅可申斷事、

一御給仕并御取次之當番之人、御蔭之御奉公令油斷ニ付而者可致言上事、

附、當番之者、長袴を爲持可相詰事、

一圍碁、象戲、またなひ打、扇子きり、すまひ以下於有之者、可致言上事、

一御內書相調、總而書物所江寄べからず、并御用之儀ニあらずして、硯をかすべからず、若違之族有之者、堅可申斷、自然令用捨者、祐筆も可爲曲事事、

一祇候之人、御座敷其外ちりなど仕儀、堅可申斷事、

一掃除以下、堅可申付事、

附、小便所之外、小便すべからざる事、

右條々堅申渡、若於無承引者、急度可致言上、自然令用捨以來漏聞候ニ於ては、權阿彌可爲曲事者也、

徳川柳營諸門制度

〔徳川禁令考各方城門二十二〕安政六未年十月十四日

御城內外御門々取締方之儀ニ付御書付

長門守殿御渡　　御目付江

近來御城內外御門々改方、取締相弛ミ候哉に相聞候間、古來御規定之通、御門帳御張紙ニ有之候役々之分、輕キ者、幷下供人足等ニ至迄、判鑑又ハ手形引合、嚴重相改、御門帳御張紙無之分ハ、一切相通不申、且御城內供連御定之外、下々之者、下部等多入込候向も有之哉ニ相聞候、向後御門々、其外役々ニ而嚴重相改候筈ニ候間、心得違無之樣可被申付候、

右之趣、向々江可被相達候、

十月

古事類苑

居處部七

家作一

我國上古ノ家作ハ、謂ユル堀立(ホリタチ)ニシテ、地ヲ穿チテ柱ヲ立テ、梁ヲ上ゲ、桁ヲ懸ケ、之ヲ結著スルニ藤葛ヲ以テシ、之ヲ覆フニ茅草ヲ以テセリ、延喜式ノ大殿祭祝詞ニ、堀堅メタル柱、桁、梁、戸、牖ノ錯(ネガ)ヒ、動キ鳴ル事無ク、引結ベル葛目ノ緩ビ、取葺ケル草ノ噪(ソヽ)ギ無クトアルニテ、其一斑ヲ徵スベシ、隋唐ノ交通盛ナルニ至リテハ、家作ニ彼國ノ風ヲ摸スルコト起リ、隨テ上古淳朴ノ制ハ、漸クニ華美ニ移リ、次デ平安朝時代ニ及ビテハ、其美ヲ競フモノ、日ヲ追テ加ハリヌ、降テ鎌倉幕府足利幕府時代ニ至リテハ、書院造ナルモノ起リテ、家作上ニ一變化ヲ生ジタリ、卽チ今日ニ稱スル、玄關、書院等ノ名ハ、元ト禪家ノ家作ヨリ出デタル名稱ニシテ、共ニ此時代ニ創スル所ナリ、德川幕府時代ノ家作ハ、大略鎌倉足利兩幕府時代ノ風ヲ襲ヒ、槪シテ大ナル變化ヲ見ズト雖モ、四民各〻其身分ニヨリテ、略〻一定シタル制アリ、卽チ長押作附書院、櫛形窻、彫物、組物、又ハ床緣ヲ塗ルコト、兩扉ノ門ヲ造ルコト等ハ、士人ト雖モ、身分ノ輕モノニハ容易ニ之ヲ許サズ、又千石以下ハ二間梁、三千石以下ハ二間半梁ヲ過グルヲ禁ズキル等ノ事アリテ、家作上ニ階級ヲ設ケタリ、

古來家屋ヲ造營スルニ、種々ノ儀式アリ、今其大略ヲ言ヘバ、先ヅ建造スベキ地ニ就テ地鎭祭ヲ執行シ、而ル後土突ヲ行フ、次ニ手斧始ノ儀アリ、次ニ柱立及ビ上棟ノ儀アリ、造營ノ功

全ク成レバ、此ニ家堅ノ祭ヲ行ヒ、親戚故舊ヲ集メテ室壽ノ宴ヲ爲シ、以テ新居ノ長久ヲ祝スルナリ、

家屋ノ構造ニ就テ一言スレバ、四阿ハ、アヅマヤト訓ジ、其造方ハ、梁ヨリ四方ニ桷ヲ渡シ、四面葺卸ニシタルモノニシテ、其霤四注ス、後世ハ之ヲ寢殿造、或ハ御所造ナド稱スレドモ、古代ニ在リテ、アヅマヤト稱スルモノハ、必ズ賤民ノ草舍ニ限リ、貴人ハ概ネ兩下ノ制ヲ用ヰタルモノヽ如シ、兩下ハ、マヤト訓ジ、屋上切妻ニシテ、左右ニ搏風アリ、其霤ハ前後又ハ左右ニ兩下ス、今伊勢神宮出雲大社ノ如キハ即チ是ナリ、後世ハ寢殿造ノ四阿ナルニ對シ、此兩下ノ制ヲ稱シテ對屋造トイフ、書院造ハ、足利幕府時代ノ創作ニシテ、梁間ヲ長クシ、多ク明障子ヲ用ヰルナド、凡テ屋内ノ快明ヲ主トセリ、之ヲ寢殿造ノ正方形ニシテ、四面必ズ蔀格子ヲ用ヰ、爲ニ屋内暗所多キニ比スレバ、頗ル實用ニ適セリ、又土藏造、塗屋ナド稱シテ、家屋ノ外部ヲ土藏ノ如ク塗籠ニシタルアリ、此ハ徳川幕府ノ中世ニ、火災ヲ防禦スル爲ニ、特ニ江戸市民ニ令シテ、造ラシメタルモノナリ、

次ニ一家ノ總構ニ就テ其概略ヲ述ベンニ、平安朝時代ニ於ケル貴人ノ住居ハ、中央ニ正殿アリ、之ヲ寢殿トイヒ、其左右若シクハ背後ニ、對屋ト稱スルモノアリ、之ヲ東對、西對、北對、或ハ一對、二對、三對ナド稱セリ、寢殿ト對屋トノ間ハ、必ズ廊ヲ以テ相通ズ、謂ユル東廊西廊ナド稱スルモノ是ナリ、寢殿ノ前面ハ中庭ニシテ、此ニハ池ヲ堀リ、中島ヲ築キ、橋ヲ設ク、而シテ池水ニ臨ミテ小亭ヲ構フ、之ヲ釣殿又ハ泉殿ト稱ス、夏時納涼ノ處ナリ、小亭ト對屋トノ間ニ長廊アリ、廊ノ中間ヲ切斷シテ人ノ出入ニ便ニス、之ヲ中門ト云フ、

鎌倉幕府時代ニ於ケル武人ノ家屋ハ、極メテ質朴ニシテ、源頼朝ノ住居スラ、尙ホ上土門、鰭板圍ニ過ギズ、サレバ大名ニシテ、主ハ廂ニ臥シ、郎等ハ中門ニ寢ネ、下部ハ厩ノ床ニ横ハリ

居ル如キ有樣ナリキ、足利幕府時代ニ及ビ、武人ノ家屋ハ、概ネ總構ヲ箱板ニテ圍ミ、溝ヲ廻ラス、此圍ニ大門ヲ設ク、門ハ平門、冠木門、若シクハ上土門等ヲ造クルヲ例トス、大門ヲ入レバ塀中門ト稱スルアリ、塀中門ヲ入レバ遠侍アリ、番士等ノ控フル處ナリ、遠侍ノ前ヲ過グレバ、卽チ中門ニシテ、此ニ板敷アリ、沓脱アリ、後ニ此處ニ玄關ヲ設ク、中門ノ廊ニハ櫺子窻ヲ作ル、後ニ之ヲ實檢ノ窻ト稱ス、中門ヲ通レバ、卽チ主殿ニシテ、此ニハ對面所、會所、寢所等ノ設アリ、又主殿ノ內ニ、廣間ト稱スルモノアリ、常ニ家從ヲ宿直セシメ、又事アル時、郞從家人ヲ集メテ、應急ノ準備ヲ爲ス處トス、故ニ其傍ニハ、必ズ武具兵器ヲ貯ヘ、弓之間、鎗之間等ヲ設タリ、

之ヲ要スルニ、我國中世以後ノ家作ハ、大別シテ、公家風、武家風ノ二ト爲スヲ得ベシ、卽チ寢殿、對屋、釣殿等ヲ設クル、謂ユル寢殿造ノ屋制ハ、之ヲ公家家作ト云フベク、玄關、書院、對面所、會所等ヲ設クル書院造ハ、之ヲ武家家作ト稱スベキナリ、蓋シ德川幕府創立以後ハ、公家風ノ寢殿造全ク其跡ヲ絕チ、上下オシナベテ書院造ヲ用ヰ、今仍ホ依然トシテ玄關、書院、床間等ノ名ヲ存セリ、而シテ蔀格子ノ如キハ、僅ニ神社佛寺ニ於テ之ヲ見ルノミ、

家作ニハ又浴室、車宿、厩、倉庫、納屋、物置、門、垣墻等ノ附屬建物、及ビ庭園ヲ有スルモノアリ、

浴室ハ又溫室、溫屋、湯屋等ノ字ヲ當テ、ユヤト云ヒ、又湯殿(ユドノ)ト云ヒ、後ニ風呂(フロ)トモ云フ、沐浴スル處ヲ謂フナリ、古昔寺院ニ在リテハ專ラ之ヲ設ケ、上流ノ家ニモ亦之アリ、風呂ハ構造ニ由リテ居風呂、板風呂、石風呂、竈風呂等ノ名アリ、又水ヲ用ヰルヲ水風呂ト云ヒ、鹽水ヲ用ヰルヲ鹽風呂ト云フ、天正ノ末年、江戶ノ市民浴室ヲ作リ、直錢ヲ取リテ入浴セシム、之ヲ錢湯風呂ト云ヘリ、

厩ハムマヤト云フ、卽チ馬屋ノ義ニテ、馬ヲ繫留スル屋舍ヲ謂フナリ、厩ノ正字ハ廐ニテ、厩

ハ俗字ナレドモ、古來慣用シテ多ク厩ヲ用キタリ、而シテ厩ハ、中古以來多クハ廊ノ内ニ在リ、或ハ別ニ構造シタルモアリテ、二間、三間ヲ通法トスレドモ、大ナルモノハ十五間ニ及ブモノアリ、車宿ハクルマヤドリト云フ、牛車ヲ納ムル處ヲ謂フナリ、

倉庫ハ、物品ヲ貯藏スル處ヲ謂ヒテ、倉、庫、藏、庫等ノ字ヲ充テ、皆訓ミテクラト云フ、倉庫ニハ其稱呼甚ダ多ク、或ハ構造ヲ以テ名トスルアリ、大藏、高倉、校倉、穴藏等ノ如シ、或ハ方位ヲ以テ名トスルアリ、東倉、西倉ノ如シ、或ハ又所藏ニ因テ名トスルアリ、兵庫、米藏等ノ如シ、抑〻倉庫ハ太古ヨリ在リテ、其製タルヤ、木材ヲ組合セテ作レルモノ、謂ユル校倉ニシテ泥土ヲ塗ルコトハ稍〻後ノ製ナルベシ、上古官設ノ倉庫ニ在リテハ之ヲ設置スルニ一定ノ制アリテ、家屋ノ相接近スル處ニハ之ヲ建設スルヲ得ザリシガ、其詳ナルコトハ知ル能ハズ、德川幕府ニ至リテハ、河岸地ニ設置スル土藏ニ就テハ、特ニ制裁ヲ加フル處アリキ、又納屋、物置アリ、共ニ倉庫トシテ使用セラル丶モノナリ、

門ニハ唐門、四足門、棟門、平門、冠木門、土門等、其種類甚ダ多シ、而シテ其屋蓋ヲ葺クニ板瓦、若シクハ茅等ヲ以テスルアリ、

垣墻ハ、居處ノ内外ヲ區劃スル爲ニ設クル所ニシテ、竹木等ヲ以テ作リタルアリ、土石ヲ砌疊シタルアリテ、組垣、透垣、袖垣、石垣、葦垣、竹垣、築垣、屏、切懸等其類モ亦多シ、

庭ハ、屋前ノ平地ヲ謂ヒ、又園池ヲモ謂フ、凡ソ作庭ノ法ハ、山水ノ風景ヲ摸スルヲ以テ旨トシ、地勢ニ據リテ、其法一ナラズ、近世茶庭ト稱スルモノアリ、遊戲部茶湯篇ニ載セタレバ宜シク參看スベシ、

家作沿革

〔家屋雜考〕一家作沿革

上古貴賤家作のさま、國史の載するところ、いまだ其詳なる事を得ず、神代紀に、造宮之制者、柱則

高大板則廣厚、また以千尋栲繩、結爲百八十紐などあるによりて、太古の有樣を想像すべし、神武天皇以來といへども、其精しき事に至りては、探るべきやうなし、しかるにそのかみは、遷都しばしばありて、經營に隙なく、大宮の諸殿をはじめ、高貴の家々とても、すべてみな質朴なりし事とはみえたり、聖武天皇神龜元年の紀に、冬十一月、太政官奏、上古淳朴、冬穴夏巢、後世聖人、易以宮室、京師帝王之居、萬國所朝、自非壯麗、何以示威、板屋草舍、中古遺制、難營空殫民財、請命有司、令五位以上、及庶人力堪營辨者、以瓦葺屋、塗爲丹堊、奏可、とみゆ、是皇朝にて屋上に瓦を用ひ、丹土、白土等の飾を施しゝはじめなり、しかるに今の京となりて以來、高貴の屋造は、おしなべて四阿造といふものになりしとみえたり、四阿は、唐令に宮殿皆四阿と注し、後世のいはゆる宮殿造にて、皇朝古代の遺制とはみえず、當時の書に寢殿としるせるもの是なり、其經營尊觀美を競ふこと、世を追ひて盛なり、然るに村上天皇天德元年、右少辨菅文時、封事三條を奉りて、奢侈を禁せられむことを請し第一の箇條に、俗之凋衰、源自奢侈、不塞其源、何救其俗、方今高堂連閣、貴賤共壯其居、麗服美衣、貧富同寛其製の語あり、然れば此頃專居所衣服等、奢侈に成り行きゝとみえたり、さてその寢殿造といふは、一家一構の內、中央に正殿あり、南面、其東西もしくは北に對屋といふものあり、正殿は主人常住のところ、對屋は家內眷屬の居るところなり、さてまた正殿の前數十步に、池を湛へ、中島を築き橋をかく、又東西の對屋より南へ通ふ廊あり、其廊のはし池に臨める所に、一屋を構へ、是を釣殿とし、又泉殿とす、東西廊の中程に、各小門あり、廊の內を切通しにして扉なし、是を兩中門といふこと、いはゆる回廊にて、東の渡殿、西の細殿などいふ是なり、其廊の回れる內をさして、中庭といふ、その庭よりつゞきて、池島などあり、さてまた件の廊の內には、家司、所從の役所役所等ありて、今時の神社の回廊、或は寺院の東西寮などの如し、こはそのかみ攝關大臣の御屋形をはじめ、四位、五位の家々とても、大抵右やうの屋造ならざるはなし、されば今時神社の本殿、

拜殿、寺院の本堂、客殿、東西寮など、常人の家に較ぶれば、大に異樣なるごとくおもはるれど、そのかみはそれもこれも、各相似たるものなりしとみえたり、但當時武士の家居といふは、又別に一つの造方ありしに似たり、其故は總じて武士は國々に所領ありて、其地に常住し時に臨みて、在京をもする事なれば、たとへ官位尊き家柄の人々とても、何某殿の御宿所など稱し、止宿一片の所と心得る故、おのづからその造作も、無造作なるを以て常としたるものなり、中昔の雙紙どもに注せる、義家朝臣の館、賴光朝臣の御宿所などいへるさまにても知るべし、しかるに太平記師直兄弟奢侈の事といふ條に、師直今度南方の軍に打ち勝ちて、彌心驕り、擧動おもふやうになりて、仁義をもかへりみず、世の嘲哢をもしらぬ事多かりけり、常の法には、四品以下の平侍、武士なんどは、關板打ぬ舒葺の家にだに居ぬことにこそあるに、此師直は、一條今出川に、故兵部卿親王の御母堂、民部卿殿の住み荒らし給ひし、古御所を點じ、棟門、韓門四方に開け、釣殿、泉殿、棟梁高く造り立て丶、奇麗の壯觀を逞しうせりとみえ、當時の常法には、四品以下の平侍國々土著の武士などは、關板打ざる熨斗葺の家にすら、住まざるほどの事とみゆれば、そのころまでの質素おもひやるべし、（關板の上の條下にいへり、）屋の事、抑鎌倉右大將家天下一統の後、平家の奢侈に懲りて、よろづの事、公家の風儀に習ひ給はず、其身鎌倉に常住ましまして、上世以來武士といふもの丶、かたちをおしたて丶、海內治馭の大體を一新したまひしかば、其御所のさまなども、極めて手輕にて、事濟みしとみえたり、東鑑に云、建久二年七月二十一日、寢殿、對屋、御廐等造畢之間今日御移徙之儀也、及亥剋自藤九郞盛長甘繩家入御新第、（中略）八月朔日、大庭平太景能於新造御第獻盃酒、其儀强不極美、以五色鱸魚等爲肴物云々、時に御前に侍ひて、此宴に預るもの、上總介、千葉介、小山、畠山、工藤、土屋、梶原父子等纔に十三人に過ぎず、此一事を以ても、その質素押し量るべし、北條氏執權の世となりても、猶武家の古質を失はず、將軍家の御所をはじめ、さばかり時めきし北條一家の人々と

いへども、儉素を專とせられし事、かの最明寺殿の母公、手づから明障子の切張せられしなどいふにてもおもひやるべし、これよりさき、泰時、賴經將軍に執權たりし時、御所にて御物語のついで、泰時が家、鰭(ヒレ)板(イタ)(板屏の事なり、下に載す、)破れて、見ぐるしと聞こしめし及ばる、よし、仰せ有りしに、ありあふ人々、執權に追從せまほしとおもふ折なれば、我々もと〳〵より心付きをり侍るが、今かく仰も候上は、我々相計りて、築地になしかへてまゐらせ候はむといひしに、泰時答へて、各の御志うれしとはおぼゆれども、今新に是を築かんとならば、人夫多く費えて、是も亦世の煩ひにこそ侍らめ、泰時が家、假令築地にて圍ひたりとも、運盡きなば助かるべしともおぼえず、若又運つよくして、かくながら召し仕はれ候はむには、鰭板など手薄くとも、何事の恐れか侍るべきとて、固く辭し申しけるよし、砂石集にみえたり、されば此頃、專北條家へ追從し、自家の榮耀を希ひし輩といへども、又皆其好むところにおもねりて、つひ〳〵かたの如く質素の風俗をなしけん事、また推して知るべし、其後南北相別れ、將軍家の御所を京都におかれしより以來、國々の大名小名、多くは都にのみ在住せしかば、鎌倉質素の風儀は、いつしか一變して、堂上家、武家の差別なく、殿舍を造り磨き、相互に華美を競ふならはしとはなれり、師直兄弟の如きは、一時の奢侈よりいでたる事なりといへども、おのづから公家堂上を羨むの唱首とはなれるものなり、義詮將軍、三條坊門萬里小路に於て、新に御所の經營あり、諸將に命じて、一殿一閣を分營(ワケイトナ)ましめ、日を剋して落成を急がれし事、當時の記錄どもにみゆれど、其造作のさまとては、詳に傳へず、鹿苑院殿の三條室町の御所に至りては、其構方四町、鎌倉の舊例に倣ひ給はず、公家攝關の制に基き、寢殿、對屋、釣殿、泉殿等數箇の屋舍あり、其外前代にも聞き及ばざるほどの、華麗を極めらるといふ、世にいはゆる花の御所是なり、されば此御所出來し以來、行幸御行等度々あり、其一二をいはゞ、義敎將軍の御代、永享九年十一月廿一日、室町の第に行幸、(後花園帝なり、)寢殿の東の廂四箇間を以て、御所に据ゑら

る、翠簾にそへて御屛風をたてめぐらし、廣筵をしきみつ、よてまづ寢殿に入御御遊宴あり、御帳臺を以て夜の御殿とし、外に寢殿の內をしつらひて、常の御所と定めらる、翌廿二日、西向の御懸の壺にて、舞樂御覽あり、舞樂はて丶、御臺所の對屋へ成らせられて、御酒宴あり、其後寢殿に於て、和歌の御會あり、夜陰に至る、廿三日、中庭に於て舞樂御覽あり、きのふの所作人は、堂上地下相交はる、けふは地下の舞人を召され、御供の公卿殿上人より、本所の女房達まで、所々より御見物あり、廿四日雨ふりて異なる御遊なし、寢殿の西の御六間にて、終日御酒宴あり、廿五日、西向の御懸にて、蹴鞠を御覽せらる、御簾の內にて御酒宴あり、夜に入りて、詩歌管絃三舟の御遊あり、寢殿の南の廂東の妻戶より出御、御船舍への道の程、掃部寮筵道をしき、殿上人脂燭をとりて前行、宰相中將一人御劍に候せられ、關白前攝政、兼良公なり室町殿以下御後に立ちて供奉したまふ、主上和歌の御舟にめさる、樓船の上に二鳳を造り、白玉二箇各臺に居ゑて軸先に飾らる、詩の舟は龍頭、管絃の舟は鷁首なり、桂男おの〳〵唐冠を著く、御池の渚、中島等所々に篝をたく、又西の馬道の軒に魚腦の挑燈あまたかけられ、御供の上﨟、女房、本所の女房達、御臺所をはじめ、南面の廣廂にいで丶、御覽あり、管絃はて丶、御會所の端のおましをしつらひ、釣殿に准へて、詩歌の披講あり、廿六日、けふは還幸あるべしとて、御會所へならせられ、遊鑑に、泉殿とあり、御酒宴進獻數種あり、道風が自筆の手本、黃金の箱に入れ、白銀にて作れる松の枝に、玉の緒を以て是を結び付けて奉らせ給ふ、此外將軍家よりも御臺所よりも、金銀、衣服、調度の類、數を盡くして奉らる、供奉の公卿、殿上人、上﨟、女房達まで、種々の御引出物あり、御酒宴はて丶、曉に還御成りぬ、鹿苑院殿以來、度々の行幸御幸、大抵此類なりといへども、此時を尤盛なりとす、今按するに、そのかみ光源氏の六條院へ行幸のことなど、專當世のありさまを摸し、文飾を加へしるせりと見ゆれど、そは人々の用意、花鳥の略などいみじく形容せるのみにて、殿舍の構より御饗應の次第等、此頃の行幸御幸等に較ぶれば、物

の數にもあらず、また當時諸大名衆へ御成の記といふものをみるに、その第宅いづれも寢殿造にあらずといふ事なく、諸事の用意もまた皆多くは行幸の例に准せられきとみえたり、爰に至りて、堂上武家の差別なきのみにあらず、公家の人々かへりて、武家の榮耀を羨み給ふ事となれり、應仁記を按ずるに、義政將軍の御代、君臣上下奢最甚しく、諸家の第宅を廣めて飮食にふけり、文正元年三月、花見の御遊には、百味を以て百菓を作り御相伴衆の箸をば、黄金を以て是をのべ、御供衆中の箸をば、沈を以て是を削ると見え、其費いくらといふ數をしらず、されば鹿苑院殿の御代、四季の倉役をかけられたるすら、諸民艱難に堪へ兼ねしを、普光院殿の御代に至りて、一箇年に十二度かけられ、又此御代、臨時の倉役とて、大嘗會の行はれし年、十一月一箇月八九度に及び、其十二月に至りて、又々八九度まで懸けらる、しかのみならずその借錢を破り捨てられんとて、前代にも聞き及ばざる德政といふことをはじめられ、此御代に至りて、十三箇度まで行はれしかば、倉方も地下方も金銀錢のこらず盡き果てたりしよししるせりしかるに程なく應仁の大亂起り、公家武家大小の屋舍、兵燹に罹るもの三萬餘宇、東は室町に至り、西は大舍人寮に至り、其折燒け殘りし家々も、追々にやかれて、洛中洛外多くは皆焦土となりぬ、然れども此室町の花の御所のみは、幸にして恙なし、細川勝元の計ひとして、主上(後土御門)上皇を御所へ迎へ奉り、三種の神器とともに行幸御幸あり、上皇は終に此御所にて崩御まし〳〵し程の事なれば、義政將軍の御代までは、そのかみの經營改られず、殿屋猶相備はりし事しるべし、義晴將軍以來漸々に衰廢し、義輝將軍に至り、三好、松永が亂に、御所皆燒け失せて、纖芥も殘るところなし、應仁元年に燒き拂ひし三萬餘宇、此時いまだ再建ならざるもの十に八九、攝關、大臣の御所々々とても、纔に雨露をしのぎ給ふほどの事なりしかば、禁中の有樣といへば、紫宸殿の御築地崩れはて、、三條の橋のほとりより、內侍所の御燈火のひかり見え、左近の橘の本には、茶を烹てあきなふものありし

上古家作

など語り傳へたるも、此程の事なり、されば此後の人々、前代の遺制とてまのあたりみるべき家居などは、地を拂ひてなし、書中引くところの三光院內府の御口訣なども、舊事の絕えはてんことをかなしみて、としごろ見覺え、聞傳へ給へる事どもを手記し給へる所なり、されば此後の大名達は、人數をも多く召し具せられ、間數なくしては便あしき事どもある故、其第宅も大方は書院造といふものになりて、中古以來の寢殿造といふ事は、殆絕え果てたり、さてかの書院造といふは、玄關、廣間、書院、客坐敷、居間、奧の屋などいふ造りかたにて、中昔の武士の第宅ども、まゝ大に異樣なるものなり、こはたゞ武家のみにあらず、堂上の家々とても、屋造のさま一變して、かへりて武家に習ひ給へる事どもも多し、是等の事は、是よりさき義尙將軍の小川御所のさまなどより、漸々におしうつれるものにて、此時始めて造り出でたるにはあらず、豐臣太閤の聚樂の第行幸後陽成院の事、近くは寬永三年二條の御城へ行幸後水尾院の事など、いづれも鹿苑院殿以來の故事によらせらるゝよし書き傳へたるものどもあれど、御所は寢殿造にあらず、其折の記錄どもにも、たゞ儲の御所とのみしるせり、是等上世以來、屋造の沿革なり、猶末の武家家作の條下を併せ見て、かく變革せる所以の大槪をあきらむべし、

〔松屋筆記三十八〕家宅の制三變

奧清、畿內を歷覽して、家宅の制の三變せしをさとる、大和の國內、橘寺、法隆寺などは、隋唐の制を學たる也、京都五山は宋の制也、宇治の黃檗寺は明制也、これらの佛寺の例にて、在家の造作のさまも押はかるべし、大和の古寺には、いにしへの皇居をそのまゝ金堂に用たるがおほかり、

〔延喜式八神祇〕大殿祭祝詞

汝屋船命爾、天津奇護言古語云、久須志伊波比許登乎以氏、言壽鎮白久、此乃敷坐大宮地底津磐根乃極美、下津綱根古語番繩之類謂二之綱根一波府蟲能禍無久、高天原波、青雲乃靄久極美天乃血垂、飛鳥乃禍無久、堀堅留多柱桁梁

戸牖乃錯比、古語佐加比云動鳴事無久、引結布音葛目能緩比取葺計音草乃噪岐、古語云蘇蘇岐、無久、御床都比能佐夜岐佐女能伊須岐伊豆都志佐事無久、平氣久安久奉護留神御名乎白久、〇下略

〔祝詞考中〕綱根は、顯宗天皇紀、室賀の御詞、神代紀の大汝貴命の宮の事、出雲風土記の楯縫郡の詞等を合せ見るに、上つ代の殿造りは、上下縱橫に、千尋の綱もて結固し也、こゝにはその柱根を、結し綱によりて、下都綱根といふのみ、その綱も、後世の如くはあらず、葛もてせし故に、顯宗紀に葛根と書たり、その外繩根など書しは、いにしへにかなはず、

〔嬉遊笑覽居處一上〕上つ代の家造は、柱を地中に築立て、繩つなをもて結固めしものなり、書紀顯宗紀、室壽御辭に、築立る稚室葛根、また大殿祭詞に、此の敷坐大宮地、底津磐根乃極美、下津綱根云云、古に於底津石根宮柱布刀斯理立など云は、上代神宮も人の舍も、伊勢神宮などの製の如く、地を掘て柱を立る故に、この稱あり、今世にも賤が戸には是あり、堀立と云ふ、石するゑして柱を立るは後のことなり、右の下津石根など云は、唯深くほり立るを云なり、

〔古事記上〕故更且還來、問其大國主神、汝子等事代主神、建御名方神二神者、隨天神御子之命勿違白訖、故汝心奈何、爾答白之、僕子等二神隨白、僕之不違、此葦原中國者、隨命既獻也、唯僕住所者、如天神御子之天津日繼所知之登陀流、此三字以音、下效此、天之御巢而、於底津石根宮柱布斗斯理、此四字以音、於高天原冰木多迦斯理、多迦斯理四字以音、而治賜者、僕者於百不足八十坰手隱而侍、

〔古事記傳十四〕登陀流天之御巢とは、たゞ御殿を云にやと、前には思ひしかども、然には非ず、下に同言のあるに、凝烟のことを云るに就て熟思ふに、此は御庖厨の俗に云御臺所なり竈所の上の、炊烟の發騰る處を云なり、其構は上ッ代のは如何にありけむ知難けれど、御巢とあるに付て、推て心見にいはゞ、烟を出さむ爲に、竈所の上への屋を、いさゝかばかり葺遺して、窻の如く開たる處ありしにや、さて其處は蘆葦の露れたれば、簀なる故に、凡て竹などを編ならべて、間の透たる物を簀と云、麁なれども其意の名なり、

御簀とは云か、（巣は借字）又天之と云は、今世に竈上の炊烟のかゝる處を阿麻（尼の音の如く呼ぶ）と云ば、其にや、體源抄に、昔日吉行幸の時に、羯鼓の筒を社頭にて失ひて、二十餘年を經たりける後に、大津の邊にてこれを求出たることを云る所に云、あまと云物にさし上てありければ、すゝばみたりけれども、いさゝか不損なりと云り、（故例の如く阿米乃天之とは訓ずして、阿麻乃と訓つ、されど又例の格乃天之と見むもあしからじ、）さて登陀流は、いと〳〵心得がたきを、例の強て云ば、富足の意ならむか、（富は美を略く例あり）其故は、先古も今も、人の家の富ることには、炊烟の繁く起由を云、貧きことには、炊烟の發ぬ由を云こと、下卷高津宮段に、於國中烟不發、國皆貧窮云々、於國滿烟、故爲人民富などあるが如くなれば、炊烟の稠く發ことを祝て、卽富足と云ひならはしけむ、然れば此は炊烟の繁く立登る天之御巣と云ことならむか、上代には、此炊烟の騰る處を重くしける故に、然富足てふ祝言もあり、又今此にも其事を主と云るなるべし、明宮御宇天皇（應神）○の御歌に、毛々知陀流、夜邇波母美由、知陀流は此の登陀流と同くて、こは富を切て知と云ならむ、（百千足の意にはあらず）然れば繁く烟の發騰る、百の家庭の所見る由なり、（又烟の繁く立を見たまひて、富足とおもほすとせむも同じ、）又大殿祭祝詞に、此乃敷坐大宮地底津磐根乃極美、下津綱根、波府虫能禍無久、高天原波、青雲乃靄久極美、天乃血垂、飛鳥乃禍無久とある、血垂も同じ、但し此はやがて彼烟の騰る處の名にして云るなれば、知陀理と訓べし、（今本も然訓り、彼登陀流天之御巣と云をつゞめて、直に天之知陀理といへるなり、）飛鳥乃禍とは、此血垂の處は、屋を葺遺して開たる故に、虛空高く飛鳥の、或は毒物にまれ何にまれ、咋持來、又は糞などにまれ、竈上に墜しなどすることのあらむを云なるべし、（師（賀茂眞淵）の祝詞考の此血垂の說は、いみじき誤なり、彼文をよく見よ、御殿の下方と上方とを相對へてつゞれる文にて、底津磐根乃極と、高天原云々、極と對へたれば、其次の下津綱根に對へたる天之血垂も、必御殿の上方、屋根なる處を云ること明けきものをや、）又書紀神武卷に、細戈千足國とある千足も同じことにて、炊烟の繁く起て富足國なり、（彼毛々知陀流云々てふ大御歌と思合すべし、細戈は枕詞にて、玉鉾之御路と云と同くて、知てふ言にかゝるのみなり、）これらを思竝べて考ふべし、さて今大國主神の、己命の御舍の構を、かく

の如く乞たまふは、專御膳の事につきてなる故に、〈次文に、齋八玉神爲膳夫云々の事以て知るべし、〉其御厨の構をしも乞たまふなり、然れば天津日繼所知とあるも、かの日給(ヒツギ)の稻以炊き料理る御膳を所聞食す、其御厨の如くにと云意につゞけること明けし、〈天慶六年日本紀竟宴、得大鷦鷯天皇、師輔公歌に、大鷦鷯、須女羅賀與々利、多津氣數里、阿麻能比都幾仁、雲江万散留賀奈、これに烟に天之日嗣のことをよみたまへるは、古意を知てよみたまへるか、おのづからに合へるか、いづれにまれ、右に云る日嗣の考に由あり、〉又其御厨の中にも、彼炊烟の騰る處を重くする故に、分て天之御巢を云なり、さて殊に天神御子之御巢の如くにと、乞白したまふを思へば、其構の狀、必凡人の家のとは異なることあるなるべし、又中卷玉垣朝段にも、此出雲大神の御喩言に、修理我宮如天皇之御舍者、御子必眞事登波牟とあり、此段と合せて思ふに、心深き所由(ユエ)あることとなるべし、

〔玉勝間 十三〕同社〈○出雲大社〉金輪の造營の圖

出雲大社、神殿の高さ、上古のは三十二丈あり、中古には十六丈あり、今の世のは八丈也、古の時の圖を、金輪(カナワ)の造營の圖といひて、今も國造の家に傳へもてり、其圖左にしるすが如し、〈○圖見神祇部、〉故略、

〔古語拾遺〕神武天皇〈○中略〉妖氣既晴、無復風塵、建都橿原、經營帝宅、仍令天富命〈太玉命之孫〉率手置帆負、彥狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正殿、所謂底都磐根宮柱〈布都之利〉立、高天〈乃〉原〈爾〉搏風高〈天之利〉御戶排〈氏〉皇孫命〈乃〉美豆〈乃〉御殿〈乎〉造奉仕也、故其裔今在紀伊國名草郡御木麁香二鄕、〈古語、正殿謂之麁香、〉採材齋部所居謂之御木、造殿齋部所居謂之麁香、是其證也、

〔日本書紀 十一 仁德〕元年正月己卯、大鷦鷯尊卽天皇位、尊皇后曰皇大后、都難波、是謂高津宮、卽宮垣室屋弗堊色也、桷梁柱楹弗藻飾也、茅茨之蓋弗割齊也、不以私曲之故、留耕績之時者也、

〔古事記傳 三十五〕此の大宮の本よりの事を、書紀に、元年云々、卽宮垣室屋弗堊色也云々とあれど、其は例の潤色の漢文と聞えたり、

〔古事記 下雄略〕初大后坐日下之時、自日下之直越道幸行河内、爾登山上望國内者、有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍者誰家、答曰、志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎己家似天皇之御舍而造、卽遣人令燒其家之時、其大縣主懼畏、稽首白、奴有者、隨奴不覺而過作甚畏、故獻能美之御幣物、○下略

〔古事記傳 四十一〕堅魚は、屋上なる堅魚木なり、○中略 さて此物後世には、たゞ神の宮にのみ有れども、上代には然らず、此の事を見れば、天皇の御殿にも有しなり、かくて此大縣主の家に、是を上たるを咎め給へるを思へば、此物を置は、天皇の御殿のみにして、(主たちの宮には如何にありけむ知らず、神の社にあることは、凡て神は天皇に准らへて、尊み奉る事多ければ論なし、)臣又民の家には置ことかなはざりし定か、將置ことは臣民の家までおしなべてのことにて、(是を置るを咎賜ふには非じ、)其造りざま置ざまに異あるを、此は(臣の家の堅魚木のまゝに非ずして、)天皇の御殿のに似たる狀なる故に咎賜へるか、若然らば天皇の御殿のは、臣の家のとは甚く異なる狀にぞありけむ、(此御世のころに至ては、やうやく天皇の宮などは莊麗くなりて、上代の形ながらに、かゝる物の遺狀も異にぞありけむ、)さて其造ざまを咎賜ふとするときは、此文、上とは尋常ならず高く莊くなど造れるを云るにて、上と云言を重く見べきか、將(上はたゞ置ことを云て、殊なることなく)て、似天皇之御舍而造と云に、造ざまの異なる意はあるか、(もし臣民の家には、此物を置ことかなはざるならば、上はたゞ置ことなり、又造ざまの異なるならば、上には右の二の意あるべし、)此らの意儘に決めがたし、さて又屋上に此物を置ことは、もと風の防の爲に、棟を押へ鎭めたるなりと云說あり、然もあるべし、(或人云、山城國愛宕郡雲が畑と云村の民の家々、今も棟にかつう木と云がありて、風の防々とせり、其外凡て田舍の草葺に、棟に鳥をどりと云物あるも、同じことなりと云り、此說まことに然るべし、)但し天皇の御殿にのみありて、臣民の屋には置ことかなはざる物ならむには、風防には非で、(若し風防ならむには、臣民などの家は、大宮よりはかりそめなれば、殊に此物はあるべければなり、)本より殊なる故あるか、若又造狀に異あることならば、本は風防のためにて、貴き賤きおしなべてある物なるを、やや世移りては天皇の御殿などのは、おのづから飾となりて、こよなく莊麗かりけむ、

奈良平安朝時代家作

〔傍廂後編〕千木鰹木
いにしへは、今の鉋、鑿、鋸などなかりし故に、神社の柱は、根は土中に立て、横にも、竪にも、筋違にも、丸木を縄もて結び、藁もて屋をふきたる故に、兩端のたる木の上にてやり違へ、縄もて結び、棟包みの藁を、風に損はれぬ爲に、短き木をよこに結び、押へとしたるが、おのづからなるを、後にたる木のうへに出でたると、棟藁おさへの横木とを別に作り附けて、千木鰹木とかたちをつくりたるなり、
これは、上古いまだ鋸、鑿、鉇、鉋などのなき頃の造りざまなれば、當時は無用なれど、故實のもとのもとたる事を、こゝにあらはすのみ、○圖略

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中
先祭七日、鎭大嘗宮齋殿地、○中略鎭畢、二國童女各執著木綿賢木、捌神殿四角幷門處、訖執齋鍬、國別四柄、以布袋、結以木綿、始堀殿四角柱瑫、堀別八鍬、然後諸工一時起手、其宮地東西廿一丈四尺、南北十五丈中分之、東爲悠紀院、西爲主基院、其宮垣、搆柴爲垣、押敢八重、垣末插搆椎枝者、古語所謂志比乃和惠、正南開一門、高廣各一丈二尺、檜爲扉、諸門亦同、其小門准此、內樹屏籬、長二丈、正東少北開一門、外樹屏籬、長二丈五尺、悠紀國作、正北亦開一門、內樹屏籬、正西少北開一門、外樹屏籬、主基國作、南北兩門間、縱有中籬、長十丈、其南端通道、道南籬長一丈、道北籬長九丈、兩國中分造之、中籬以東一丈五許尺、有悠紀中垣、其南北兩端、各開小門、與南北宮垣相去各三丈、其南北門間有中垣、其南縱五間正殿一宇、長四丈、廣一丈六尺、柱高一丈、椽長一丈三尺、以葛野席障其上、梲高四尺、以北三間爲室、南戶蔀席、以南二間爲堂、壁蔀五尺、堅魚木八枝、著搏風、構以黑木、葺以青草、其上以黑木爲町形、以黑葛結之、以檜竿爲承塵骨、以黑葛結之、以小町席爲承塵、壁蔀以草、表用伊勢斑席、裏用小町席、鋪地以束草、所謂阿都加草、以播磨簀加其上、簀上加席、既而掃部寮以白端御疊加席上、

〔續日本紀九聖武〕神龜元年十一月甲子、太政官奏言、上古淳朴、冬穴夏巢、後世聖人、代以宮室、亦有京師、帝王爲居、万國所朝、非是壯麗、何以表德、其板屋草舍、中古遺制、難營易破、空殫民財、請仰有司、令五位

已上及庶人堪營者、構立瓦舍、塗爲赤白、奏可之、

〔續修東大寺正倉院文書四十三〕勘注北殿板葺屋一宇（長五丈高一丈六尺廣二丈六尺）

柱十四根（根別長二丈方一尺別八人）　梁六枝（枝別長二丈七尺別八人廣九寸厚八寸）　宇太知二枝（枝別長七尺別二人廣八寸厚六寸）

桁二枝（枝別長六丈別十四人・廣九寸厚八寸）　古麻比八枝（枝別長六丈別六人方五寸）　垂木十二枝（枝別長一丈五尺別二人方五寸）

棟一枝（長六丈十二人方九寸）　上下長押十二枝（六枝々別長五丈別六人廣八寸厚五寸六枝枝別長二丈六尺別四寸）

壁持板十二枝（長各九尺以三人運二枝廣一尺厚三寸）　壁依板十二枝（枝別長九尺廣二尺別二人厚一寸）　戶四具（具別高八尺八寸別廿八廣九尺付壁疑无外目塞）

臑二所（別十二人）　觸柱廿四枝（枝別長三丈別一人方六寸）　桁四枝（枝別長六丈別十四人方九寸）

敷板卅枝（枝別長二丈六尺別四人廣一尺以上厚三寸）　庇廻敷板六十二枝（廣厚如上別四人）二百八人　庇一

所柱八根（根別長一丈八尺別四人方五寸）　桁二枝（枝別三丈四尺別四人方五寸五分）　古麻比八枝（枝別長三丈四尺方五寸別三人）

垂木八枝（各長一丈四尺別二人方五寸）　博風四枝（各長一丈五尺別二人廣一尺厚二寸）　甍覆樋代一枝（長知棟十八廣一尺厚五寸）

葺板員不知（假令百人）　用釘百隻（見所顯員所不知）　於（日一度者運千百廿七人二日三度運者七百卅六人日二度運者五百六十四人）

以前、屋丈尺勘注、申送如前、仍注狀、以解、

天平寶字五年十二月廿八日注矢口公吉人

寺主僧最善

上坐僧最貞

可信僧最琳

鎭僧最信

〔東大寺正倉院文書史館本七〕勘注屋板一間（長三丈高九尺七寸廣三丈）

土居桁六枝（二枝々別長二丈四尺二枝々別長三丈四尺廣一尺二寸厚一尺）　柱十二枝（枝別長九尺七寸方七寸）　梁四枝（枝別長二丈三尺方九寸）

桁二枝（枝別長三丈五尺方九寸）　垂木八枝（枝別長一丈八尺六寸方六寸）　古麻比八枝（枝別長三丈九尺方六寸）

宇太知二枝〈枝別長五尺四寸、廣八寸、厚四寸、〉　棟一枝〈長三丈九尺、方七寸、〉　博風四枝〈枝別長一丈八尺六寸、廣九寸、厚二寸、〉

博風於覆四枝〈枝別長一丈八尺六寸、廣六寸、厚三寸、〉　宇於覆二枝〈枝別長三丈九尺、方六寸、〉　於蘇比二枝〈枝別長三丈九尺、方五寸、〉

蓋覆樋代三枝〈枝別長三丈九尺、一枝廣一尺二寸、厚三寸、二枝々別方五寸、〉

葺板三百十二枚〈枚別長一丈八尺、廣五寸已下、〉

用釘百隻餘許〈長七寸以下〉

以前屋丈尺勘注如ㇾ前、仍注ㇾ狀申送、以解、

天平寶字五年十二月廿八日勘注書生矢口吉人

上坐僧最貞

寺主僧最善

可信僧最琳

鎭僧最信

〔大鏡 二 太政大臣基經〕御いへは、堀川院、閑院とにすませ給ひしを、ほり川院をば、さるべき事のおり、はれ〴〵しきれうにせさせ給ひ、閑院をば御物いみや、又うとき人などは、まいらぬ所にて、さるべくむつまじくおぼす人ばかりを、御供にさぶらはせて、わたらせ給ふおりもおはしましける、ほり川院は、地形のいといみじきなり、大饗のおり、殿ばらの御車のたちやうなどは、尊者の御車は川よりひんがしにたて、うしはみはしのひらきばしらに、ひきつなぎ、ことかんだちめのくるまをば川より西にたてたるが、めでたきをば、尊者の御車のべちに、ことに見ゆる事は、こと所は侍らぬ物をやと見給ふるに、このかやう院殿にこそ、おされにてはべるめれ、ほう四町にて、四面おほぢなる京中の家は、冷泉院のみとこそ思ひさぶらひつれ、よのするゑになるまゝに、まさる事のみこそ、いでまうでくめれ、

〔本朝文粹 二意見封事〕封事三箇條　菅原文時

一請禁奢侈事

右俗之凋衰、源自奢侈、不塞其源、何救其俗、方今高堂連閣、貴賤共壯其居、麗服美衣、貧富同寛其制、○中略伏惟、采椽土階、清風扇于古、損膳減服、紫泥新於今、猶顧內彌親儉、外惣退奢、見其僭侈者則惡之、聞其節儉者則喜之、天下將知其去奢而好儉、誰敢費己財、逆君心者哉、斯實所以不禁而止、不令而行也、然則浮僞之俗自改、敦厖之化可成、○中略

天曆十一年○天德元年十二月二十七日　從五位上行右少辨臣菅原朝臣文時上

〔大鏡 五太政大臣伊尹〕花山院は、風流者にこそおはしましけれ、御家つくらせ給へりしさまなどよ、寢殿たいわた殿などは、つくりあひ、ひわだふきあはする事も、この院のいでさせ給へる也、むかしはべち／＼にて、あはひにひかけてぞ侍し、內裏はいまにさてこそは侍るめれ、御車やどりには、いたじきを、おくはたかく、はしはさがりて、おほきなるつまどをさせ給へる、內へは御車のさうなきを、さながらたてさせ給ひて、をのづからとみの事のおりに、とりあへずとをしひらかば、から／＼と人のてふれぬさきに、さしいだされんがれうと、おもしろくおぼしめしたる事ぞかし、

〔鹽尻 四〕往古の堂室は、唐土の堂室のごとく、別々に作りしと見ゆ、あはひに樋かけてとは、屋根別々なれば、とひをかけて雨を通せしと見ゆ、我國大寺の金堂講堂のごとく也、花山院かの此屋根をふき合せて、樋を用ひたりしと見へたり、是は今の世上の家作は、花山帝の製を用ひしと見ゆ、

〔類聚名物考 宮室二〕造合　つくりあひ

家二ツが間の作りつぎの所をいふ、繼手といふに同じ、丹後の國橋立になりあひといふ所有

るも、兩方より出し洲先の所をいふなり、作合の妻戸とは、その繼合の所にある妻戸なり、

〔榮花物語十四朝綠〕殿のつくりざま、はじめはこだいにむかしづくりなりしかば、やのたけみじかう、うちあはぬ事おほかりしを、こたみは殿の(〇藤原道長)御心の、うちあふかぎり、つくらせ給へれば、世にいみじき見物なり、

〔嬉遊笑覽一上居處〕宮殿高くなりし事、榮花物語(朝みどりの卷)京極どのやけて、伊豫守賴光どの、內のこと、すべてつかふまつる條、殿の造りざま、はじめは古代にむかし作りなりしかば、屋のたけ短う打あはぬことおほかると有り、うちあはぬなどいへるをおもへば、是も彼別々の屋の葺合ぬことにや、此時作られしは、屋のたけ高うなりしこと知るべし、

〔榮花物語二十三駒くらべ〕此世には冷泉院京極殿などをぞ、人おもしろき所と思ひたるに、高陽院殿のありさま、この世の所(〇今所原作二こと一、據二一本一改)とみえず、かいりうわうの家などこそ、四季は四方にみゆれ、此殿はそれにおとらぬさまなり、れいの家づくりなどにもたがひたり、寢殿の北南西東などには、みないけあり、なかじまに釣殿たてさせたまへり、

〔道の幸上〕八日(〇寛政四年十一月)甲斐權守より借つる文書曰、讓二與屋地幷資財等一事、
合五間四面寢殿一字　十三間廊一字　三間一面侍屋一字　三間二面車宿一字　七間三面雜舍一字　五間二面倉一字　七間一面倉一字　三間一面倉一字　湯釜四口(一口六斛納、一口貳斛納、一口五斛納、一口□斛納、)敷地伍佼、
右件家地、湯釜、幷自餘內財等、讓二與散位加茂重保一處也、敢不レ可レ有二他妨一、於二地者俊家母之私領也、造二件屋等一所付屬與也、不レ可レ有二他妨一之狀如レ件、仁平二年十月十二日、神主從四位上加茂縣主、草名あり、後人の手にて、重繼神主と書そへてあり、是は岡本備中守といふが家藏なり、

〔嬉遊笑覽一上居處〕凡家の式は、南面に寢殿あり、對の屋ははなれて、東西また北にもあり、廊ありて

皆寢殿に續けり、對の屋につゞきたる廊に車よせあり、並びて中門あり、又釣殿有て池水に臨めり、そのめぐり築地にて、中門の外の方に大門を構ふ、侍所は中門の旁にあり、中門なき家にても、大かたこのさまに、廊にて別屋にかよふやうに建たるものなり、そは古圖ども見て知るべし、後世禁中圖、後光明院御時、一對屋、東西八間、南北廿一間、女房居之、宮人居處なり、二對屋、東西十二間、南北八間半、宮人居之、長橋局東西六間半、南北十四間、掌侍上﨟人居之、是勾當內侍なりなどあり、圖をみるに、一對屋と長橋局、常御殿、西の旁なる御見間と云に通ずる廊下あり、二對の屋は、常御殿中間の處に通ふ廊あり、何れも御殿より北にあるなり、

〔筆の靈後篇七十〕此家〇圖略の內の狀、めぐりに疊ありて、其內は又板敷なり、是は古の家に多くありし造樣なり、今もよき家の昔ざまなるにはあり、大寺に然造れるが有るなども見及たりそも〳〵寺に昔の式なる造り狀のが有るは、寺の堂なれど、人の家の式と同じき事もいと多くて、古の家作りの樣の心得らるゝも少からず、さる方に付て古を見しりも爲つべし、丸き柱を立て、階おばしまを設け造り、しとみを備へ、又簾をかけ、戶を開戶にするなどの類の、古のよき屋の狀と同じ、さて又總てを板敷にして、中を長押を置て高くして、其處に上段と云なる狀の如くして、疊をしき、其を中床と云へる事あり、世繼物語本の卑に、御だうのつくりざま、ひさしの方にめぐりて、寺ばうのなかとこの樣に、たゝみ一しき敷くばかりのほどの、なげしのたかさ四寸ばかりのほどのけてつくりて、それに錦のはしさしたるながたゝみどもを、東きた南とまはりてしかせ給へりとあり、よき寺の造り狀には、むねと此長床を設、今も借ばらが經などよむ處の料に、堂の板じきの處に、然る設したるも有る、同じ錦のはしとは、いと〳〵よろしきへりを云るなり、疊のへりに、端の字書るは、大方是によりて、はしとも訓べきなり、さて作法故實、主人客著座事の條に、主人大臣之時、職事辨殿上人等、越疊居板、但近衛司雖爲殿上人不

鎌倉足利兩幕府時代家作

然云々、可居末座歟とあるは、外の方に疊ありて、内の方に板ある也、今昔物語十九に、寂照一ノ家ニ至タリケルニ、呼上テ、疊ニ居エテ云々とあるも、内に板敷と疊の所とあるに付て云へる言なり、さてかく板敷多きによりて、昔は客來れば、まづ茵を出してもてなしの始とする事、今の世にたばこ盆を出すが如くなりしなり、茶をも用ふる事まれなれば、多く酒をもてなし、くだものなどを出せれども、其事たやすくして、わづらひとならぬほどなるも、又昔ふみの中の樣にて見しらる、是は序なれば云なり、

〔庭訓往來〕御館造作事、不可有各別作事、奉行早四方構大堀、其内可用意築地、棟門、唐門、有斟酌之儀、於平門、上土門、藥醫門之間、可相計之、寢殿者厚萱葺、板庇、廊中門、渡殿者裏板葺、侍、御厩、會所、圍爐裏之間、學文所、公文所、政所、膳所、臺所、贄殿、局、部屋、四阿屋、棧敷、健兒所者、葦萱葺可支度也、南向者通笠懸馬場、令結埒、同可築的山、東面者構蹴鞠之坪、被植四本懸、泉水、立石、築山、遣水、任眺望、隨方角、無禁忌之樣可相計之、相續客殿、可立檜皮葺持佛堂、禮堂、庵室、休所者先假葺也、傍又可構土藏文庫、其中間埒也、後苑樹木、四壁竹、前栽、茶園、同可調殖也、

〔折たく柴の記中〕我いとけなき比、庭訓往來を讀習ひしに、其三月の狀に見えし屋作りの事共、今は見聞かぬ事のあるが、心得がたかりしに、物のこゝろをもわきまへしより此かた、むかしの物語、またふるき日記などいふものゝ類を見るに志たがひて、おもひあはせし事共もありき、

〔海人藻芥〕居所ノ事、大臣家ニハ四足アリ、上中門アリ、殿上有、公卿ノ座アリ、公卿ノ座ノ邊ニ障子上ゲト云所アリ、此所ハ諸大夫ノ候スル所ト云々、古ハサリヌベキ大臣家ニハ、藏人所モ有ケルトカヤ、源氏ノ大將ノ亭ニハアリケルト見エタリ、遠侍トテ、侍ノ候スル所アリ、小御所ナドノ傍也、隨身所有、車宿リ有、丸柱ナルベシ、　親王家右ニ同ジ

名家以下月卿雲客ノ亭ノ事、四足不可有之、上中門同前、殿上幷障子上、隨身所不可有之、寢殿ニモ日隱不可有之、車宿ノ柱モ四方ナルベシ、但勸修寺ノ經顯公、任大臣後造改宿所之間、悉以大臣家也、經顯公子息大納言經重、其子中納言經豐以下雖不任大臣、父祖舊亭ニ令居住之間、譜代ノ半人ノ諸亭ニ不相替、又裏松一位大納言宿所、一向大臣家ノ如シ、近代兩名家如此、法親王家之門跡者、大臣ノ家ノ亭ニ同ジ、然而仁和寺御室ノ御坊大聖院者、頗二條內裏ヲウツシテ造ラレケルト云々、

常ノ諸院家ハ、月卿諸亭ニ同ジ、

〔三內口決〕一殿幷家作等事

主殿ハ七間四面(南面法條)面七間之中、妻戸二有之、(一ハ公卿座ノ中也、是ハ主人ノ妻戸、仍平生ハ不閉之、爲貴人等出入之路也、中門車寄、正所ニ相兼テ作之家々有之、輿等自此戸可寄候也、)其次之妻戸、平生之客人之通路也、其道出廣縁、(透遣子也、自壁之中也、其落縁有開戸、是ハ奏者之仁、又雜人等之通路也、)其廣縁之西面ニ又妻戸、是公卿座之入口也、公卿座四疊敷也、(或六疊敷也、清花之御所之公卿ノ座六疊鋪也云々、)此間有置物、硯一面、脇息、灯臺等也、公卿ノ間ノ妻戸、翠簾捲之、(懸鈎丸、無客來之時ハ垂之、)

〔春湊浪話上〕寢殿幷中門

昔の寢殿を作れる六間なり、又四間なりとあり、武家にも是をうつして、鎌倉の後の九代のうち、足利成氏の時造られし殿宇のさし圖、今も世に殘れる、六間四方なる寢殿ともみへたり、又今の寺の方丈といふもの、多くは六間の寢殿作りなり、是昔の宮殿を寺へ施入有しもの多故なり、それより其形によりて、後世も方丈を造れる故なるべし、その中央の間を帳臺といふ、是には額突をし、帳をたれて夜の臥所とする故の名なり、表の角によりて中門を作る、是は門といへども門にあらず、今の玄關式臺といふものなり、太平記に中門の方をみれば、宿直しける者物具太刀刀

を取散してといふ是なり、又中門の外の沓ぬぎ、或は中門の板式なども書しもあり、是につゞきたる廊式は、廊下を中門の廊といふ、是にかならず窻をひらく、是を大鏡には、中門の廊の連子と云、古事談には、中門の連子と書、職人歌合の歌には、中門口のすき連子などよみて、古き書にも多くみえたるに、いつの比誰名付たるにや、今の世なべて是を實撿の窻とのみ唱て、廊の連子といふもの更になし、それのみにもあらず、主將たる人敵の首を實撿あるに、此窻より見給ふ式なども、作なしていへる事あるにや、かくいふより今城中の殿宇寢殿の作ならず、中門もなきにも必實撿の窻をば造るを作法のごとくいふ、無稽の俗説といつべし、按るに、元曆のむかし木曾義仲を討退けて、源九郎義經の手の軍兵、宇治路より洛に入、義經院參ありし時、後白川法皇、中門の連子より六人の武者を叡覽有しこと、平家物語に見えし、是等によりて取出せし事なるか、其後元弘三年、河野陶山等、鳥羽にて赤松が軍と戰ひ、首七十三討取て、六波羅にはせ歸りて、其首ども實撿あるに、主上も(光嚴院)御簾を捲て叡覽ある、兩六波羅は敷皮しきて、庭上に坐して是を撿知ありしと、太平記にみえし、かゝる世の亂には、天子の御身にてだに、かくぞおはしましゝに、いかに主將たりとも、武士の身にて、連子を隔て首の實撿有べき事とも思はれず、又かゝる例古き事に聞しこともなし、

〔守貞漫稿(三家宅)〕車寄セ

或書ニ云、洛東松原通大和大路ノ愛宕寺ノ本堂方丈ハ、五百年前ノ儘ニシテ、堂內ノ天井、其外世ニ稀ナル美麗ノ壯嚴ナリ、同ク南面ニ、方丈ノ舍屋、上世ノ姿ニシテ、世ニ希ナル舍屋ナルコト、往テ見ルベシ、此舍ノ東ノ間ニ、車寄セアリ、開キ戶ニシテ、世ニ唐戶ト云物ヲ建タリ、屋根ノ唐破風、世上ノ如ク差出シ作リタルモノニアラズ、平軒ノナラビヲ、車寄ノ間ノミ、唐破風ニ作リシ物ニシテ、今世ノ唐破風造ハ、華美ノ摸樣ニシテ、古ニ違ヘリ、此舍屋ノ樣ヲ見レバ、平軒ニテハ車寄セ難

ク、軒ニ差支ヘヌレバ、車ヨスベキ所ノミヲ、車ノ屋根ニ倣テ、唐破風ニ造リシ物ナルコト、此寺ノ形ニテ知レタリ、車ハ引出スヤウニ、長柄ヲ先ヘ出シ、家ノ軒ヘヨセテ、車ノ後ロヨリ乘モノナリ、此車ヨセノ前ナル、平門ノ柱ニモ、扉ニモ、矢ノ根多ク射込アル故ニ、世ニ矢ノ根門ト云、此僧房ハ、モトヨリノマヽニアリテ、此方丈ト云物ヲ思フニ、昔兩六波羅ノ時ノ舊舍ヲ、其儘ニ方丈ニナセシ物ニヤアラン、本堂ノ棟札ニ、文保二年八月十四日トアリ、

〔春湊浪話上〕武士の家作り

武士の家にも、帳臺塗籠といふ名、古も聞えたり、されども下ざまのは、其名混じておのづから事かはりたり、著聞集に書しは、各打やすみてねぬれば、あるじも塗籠に入てねにけりとあり、又平治物語に、義朝朝臣生害の時、玄光金王丸、長田が家に切入塗籠口まで攻入けれども、美濃尾張のならひ、帳臺のかまへしたゝかに拵たれば、力なく長田父子を討得ずと書たるなどは、帳臺といふも、塗籠といふも同じやうに聞ゆれども、是は下様の家造り、定たる式もなければ、帳臺のまうけなくて、塗籠を臥所にして、是を帳臺とも唱ける事と聞ゆ、法然上人の畫卷物に武士の家を畫たるあり、其様、主は廂に臥し、良等は中門のうちに臥し、下部は廐の床にふしたる所見えたり、昔の下ざま、武士などの家作り、是等にておもふべし、

〔嬉遊笑覽一上居處〕秋草に、古代の武家のやうは、外に總構の築地あり、それに大門あり、其外所々に小門有り、大門を入て塀中門あり、それを入ば遠侍あり、今の大家の門の内に、幕番所といふ所の如し、遠侍は、總板敷也、鎌倉年中行事に見ゆ、此所に番の侍あり、色々武具をもおさめ置なり、遠侍の前を通りて、主殿の前に至るなり、客殿とも對面所ともいふ、主殿には定りたる作りもやう有、三光院内府の記に委し、客人にても、使者にても、主殿の前の庭に立て案内をこへば、内より奏者出て請じ入るなり、古き繪共に、客人と亭主と對面して居る座敷の庭に、供の者の居る體を繪がきたるあり、室町殿の頃迄は如此なり、其巳後は玄關出來しなるべしとあり、此說いまだ

然らず、室町殿に玄關有、下にみゆやごとなきあたりのことにはあらで、武家の大よそをいふならば、主殿に向ひて案內こふ程の處には、塀中門は有べからず、圓光大師繪詞に、上人の父久米の押領使漆(うるし)の時國が館の體を圖するをみるに、昔の武家のやう大かたかゝるさま成べし、大門より垣おしまはして總構とし、大門の內侍所あり、武士鎧を著て、假寢する者五六人、旁に兜弓箭などあり、此處板間にして、四方に障子などなきは、內の體をみせて畫ける故なるべし、夜の體なり、はなれて厩あり、半を板敷に、一段高くして、そこに馬飼二人ばかり臥たり、遠侍より緣がはつゞきにて、兩扉の唐戸あり、中門口なるべし、其奧二間蔀を上て、簾かけたる內、屛風立廻したるは、主の臥どにて、枕邊に弓矢甲冑等あり、此二間も中をみする爲め、蔀をあげて書たるなり、それより奧のかた、みな遣り戸立たりひさし長く出て、家の橫手緣がわも橫にめぐれり、此所に沓脫の踏だんあり、平日爰より出入なるべし、前に引る貞順の故實書に、妻戸をば斟酌すべし、主人貴人御出事ニ被レ用とあり、中門口は、平日は閉て置にや、因幡堂藥師緣起、蒙古襲來等の畫卷物に、武士の家の圖あり、又六條道場十二卷の緣起には、武家大門の屋の上に井樓をかまへたる處あり、後世には二階門も有しと見えて、明曆三年酉正月廿五日作事之儀、縱ひ國持大名たりといふとも、三間梁より廣く家作可レ爲ニ無用一、附二階門可レ爲ニ停止一、井こまよせ先無用之事とあるは、大火有しに付ての觸ごとなり、

〔家屋雜考 四〕武家家作

古代堂上家、武家の家作一樣ならざるいはれは、前に辨ずるがごとし、しかるに、中頃相混じて、堂上、武家の差別なきがごとし、應仁の大亂以來、又々一變し、今に至りては、堂上家の家作と、武家の家作と、大小廣狹、大に相似ず、今時江戸諸大名の居所を屋敷と稱し、二箇所、三箇所賜はらざるはなく、又その諸大名の城下々々に於ても、執政重臣の居る所々は、そのかみの武士の居所と異なり、人或はそのしかるいはれを詳にせず、たゞ世の亂につれて、古制を失ふとのみおもへり、故に今聊其由りて起るところを辨ずべし〇中略さてそのかみ、國侍共の軍にしたがふといふは、皆國役にて、國郡の總力を以て、用度を辨ずる事ゆゑ、領主々々の手人にあらざる限りは、其軍に從ふ

の諸費等、主人々々の府庫より辨ずる物にあらず、また先々止宿の場所、及び食料の諸品などとも主人々々の手人は各別、其餘私の手勢を率ゐて、相從ふほどの武士は、皆己々が宿所ありて、主人主人より貸し與へて、食糧を賄ひおくものにあらず、譬へば義經記、堀川夜討の條に、こよひ何事もあらば、義經にまかせよ、侍共は宿々に歸れと宣ひければ、各宿所へぞ歸りける云々、又云、武藏坊、片岡兩人は、六條なる女のもとへ行きてなし、根尾、鷲尾は堀川の宿へ行きてなし、伊藤四郎兵衞、伊勢三郎は室町なる女の許へ行きてなし、その夜は、下部に紀三太と申す者ばかりぞさぶらひけると、見えたるなどにても知るべしされば、むかしの大名は、かくまで手人の小勢なるもの故、寢殿、對屋、東西廊などいふ住居、一箇所だにあれば、ことかくことなかりしかど、前にいへるが如く、自國の兵士どもを殘らず家人といふものにし、城下々々へつどへ、藏米を以て養ひおく事となりし以來、從軍の諸費より先々止宿の場所、口糧の配り方までも、悉皆主人々々より辨ずる事となりし故、おのづから主人々々の居所をも、廣大に設けざる事能はざる習とはなれるものなり、されど今時在江戸諸大名の屋敷々々の如く廣大なるは、和漢いまだ其例を聞かざるほどの事にて、たゞに家屋の制、廣大になれるのみにあらず、應仁以來、漸を以て國體の變改せるが致す所なり、much、しかるに世の古實を談ずるもの、多くは古を是とし、今を非とし、時勢の沿革を詳にせず、稍もすれば、古代の家作は約にして規律あり、今はたゞ廣大にして制なきに似たりなど、嗟嘆する者あり、故に今聊其然る所以、一朝一夕の事にあらざるを辨じおくなり、（公家、武家沿革の事は、余が爲政雜談といふ物に委しく註したれば、ここにはその大槪をいふなり、）さて豐臣家海內一統の後、專ら絕えたるを繼ぎ、廢れたるを興さむの御心あり、まづ聚樂の新城を營みて、行幸を催し給ふ、是によりて應永十五年、北山殿への行幸、永享九年室町殿への行幸等、夫々の記錄によりて、舊儀を探索せらる、殿內の補理をはじめ、鳳輦、牛車等の品々、年久しく絕えて見知り、聞き覺えたる老人だになかりしかば、攝家、華族の御傳

說どもを尋ねとはせ給ふに、是又區々にして一定せず、德善院玄以法印、太閤の仰を承りて、諸家の舊記を拾ひ、又は當時有職の聞えある人々と相はかりて、儲の御所を營む、しかれども前に註せる如く、此時既に公家武家の人員居所一變して、如何とも舊例に倣ふことを得ず、儲の御所を以て寢殿に准へ、外に四足門を建てられたるのみにて、對屋、東西廊、中門、釣殿、泉殿等の所なし、但し儲の御所は、城中なれども、檜皮葺にて、瓦屋にはあらず、御階、御車寄あり、南庭に舞臺あり、樂屋を兩所に設けらるといふ、行幸は天正十三年四月十四日にて、日數五日御逗留あり、此間の御饗應善美を盡くさる、供奉の公卿殿上人、其外有功の諸將召しに應じて、參り集るもの數をしらず、其つどひ居る所の廣大なる事も、北山室町の比類にあらず、されば舊例に任せ、堂上武家相交りて、和歌の御會ありしに、夏日侍聚樂亭同じく詠ずる和歌とて、自詠を奉る人百餘人に及べり、もし首每に是を披講せんには、日を以て夜に繼ぐとも、事はつべからずとて、遂に披講の式を止めらる、時の人是を評して、神武天皇以來、未曾有のためしなりと申しき、其後寬永十三年の秋、台德院殿、大猷院殿同時に御上洛あり、二條の御城にましまして、主上幷に中宮東福門院女院を行幸御幸なしまゐらせらる、此折の事ども、北山殿、室町殿等の舊例はさらなり、近くは聚樂の御例あれば、儲の御所、四足御門等のことをはじめ、都べて前代の儀式に減せず、寬永行幸記とて、今猶人間に落ち散れるものあれば、こゝにもらしぬ、○中略是を以て是をいはゞ、聚樂の行幸、今度の行幸、ともに舊例を探り索め給ふこと精しからざるにあらずといへども、時勢の轉變、必しも先蹤を踏みがたき事、大むね皆此類の如し、東照宮いまだ江戸内大臣と聞えさせ給ひし頃、御城中の御住居よりはじめ、よろづ質朴なる御事どもにて、御内の諸大名達も、陣營にひとしき家居に住居せられしよしいひ傳へぬ、○中略元和以來、天下の御政務となりては、御城の内外改めて御經營ありしかども、かたの如く、質素なる御しなしより、時勢に應じて御損益ありし事故、あながちに鎌

倉室町等の舊例に倣ひ給はず、織田家以來の制作を規とせられし事ども多しといへり、

〔太平記二十六〕執事兄弟奢侈事

夫富貴ニ驕リ功ニ侈テ、終ヲ不慎ハ、人ノ尋常皆アル事ナレバ、武藏守師直、今度南方ノ軍ニ打勝テ後彌心奢リ、擧動思フ樣ニ成テ、仁義ヲモ不顧、世ノ嘲哢ヲモ知ヌ事共多カリケリ、常ノ法ニハ、四品以下ノ平侍武士ナンドハ、關板打、又舒葺(ノシブキ)ノ家ニダニ居ヌ事ニテコソアルニ、此師直ハ、一條今出川ニ、故兵部卿親王ノ御母堂、民部卿三位殿ノ住荒シ給ヒシ古御所ヲ點ジテ、棟門、唐門四方ニアケ、釣殿、渡殿、泉殿、棟梁高造リ雙テ、奇麗ノ壯觀ヲ逞クセリ、泉水ニハ伊勢島雜賀ノ大石共ヲ集タレバ、車輾テ軸ヲ摧キ、呉牛喘テ舌ヲ垂ル、樹ハ月中ノ桂、仙家ノ菊、吉野ノ櫻、尾上ノ松、露染シ紅ノ八シホノ岡ノ下紅葉、西行法師ガ、古枯葉ノ風ヲ詠タリシ難波ノ葦ノ一村、在原中將ノ、東ノ旅ニ露分シ宇津ノ山邊ノツタ楓、名所々々ノ風景ヲ、サナガラ庭ニ集タリ、

〔太平記三十七〕新將軍京落事

佐渡判官入道道譽、都ヲ落ケル時、我宿所ヘハ、定テサモトアル大將ヲ入替ンズラントテ、尋常ニ取シタヽメテ、六間ノ會所ニハ、大紋ノ疊ヲ敷雙ベ、本尊、脇繪、花瓶、香爐、鑵子、盆ニ至マデ、一樣ニ皆置調ヘテ、書院ニハ羲之ガ草書ノ偈、韓愈ガ文集、眠藏ニハ、沈ノ枕ニ、鈍子ノ宿直物ヲ取副テ置ク、十二間ノ遠侍ニハ、鳥、兎、雉、白鳥、三竿ニ懸雙ベ、三石入計ナル大筒ニ酒ヲ湛ヘ、遁世者二人留置テ、誰ニテモ此宿所ヘ來ラン人ニ、一獻ヲ進メヨト、巨細ヲ申置ニケリ、

〔臥雲日件錄〕享德四年(○康正元年)正月五日、芳瑞西堂來、(○中略)又曰、大友宅葺以茅茨、敷以弁、淳朴可喜也、予謂、凡政道爲入所厭者、皆出於多欲也、若塞利欲之源、則天下豈難治哉、所庶諸州守護皆如大友、四海晏清、萬民和樂矣、

〔落穗集追加三〕江戸武家町方寺社等普請の事

一問曰、御當地侍屋敷、町方、寺社等の普請家作抔の義は、以前より只今迄の通りに有之たる義か、

答曰、七十年前酉の年の火事の節迄は、御譜代の諸大名の居屋敷には、關東御入國の砌りの家作等も間々殘り、慶長五年已後、御當地に於て居屋敷拜領有り、家作被申付たる外樣大名方の屋敷の義は、大方其時代の普請のまゝにて有之たる事にて、其節井伊掃部頭殿上屋敷の義は、已前加藤清正と申たる人の家作の由にて、我等幼少の頃、子細有て表向は不殘見物致したるを以、慥に覺へ申候、玄關より初め、表向の義は、ことごとく金張付の繪の間ことごとく有之、表門は桁行十間あまりとも相見へ候、矢倉門にいたし、少き馬程も有之、金たゝみの犀を五疋彫物をいたし、外向の總長屋の折り廻しの丸瓦は、金の桔梗の紋所有之、夜中にも光り輝き相見へ申也、其外にも國持衆の屋敷の義は、大方二階門作りに致し、種々の彫物など有之、總て其節五萬石計りも領地有之大名方の、玄關向より書院抔は、金張付繪の間に非ずしては不叶事の樣に有之也、就中御三家方には、御成り御門と申て、唐破風作に被致、尤金たゝみには種々の彫物抔有之、結構至極成る事共也、但尾張殿半藏御門の內の屋敷の義は、自火を出し、悉く燒失仕り、竹橋御門の內、紀伊殿水戶殿の屋敷に有之たる御成御門の儀は、我等なども能覺へ申事也、松平伊豫守殿へは御成可被遊候間、御三家の如くの御成御門支度有之候樣にとの御內意にて、出來の由也、御成御門の義、仙人揃の彫物にて、新敷を以猶更光り輝き、場所がらは大手先きの事なれば、人通りも多く、見物人の絕間無之故、其頃世上に於て日暮御門と申由、右御成御門抔の有之たる屋敷は、都て酉の年に殘り無く類燒いたし、以後とても御當地所々大火事故、諸大名方の普請の義は、何れも輕く相成候由、酉の年迄の義は、町方の普請も丁寧に有て、大傳馬町佐久馬町と申町の表家は、三階屋に仕り、二階には黑ぬりにArticlesたる串窻を明けならべ候を以、殊のほか目立たる事共にて、左樣成る家作等も、酉の年に燒失仕り、町方の義は、猶更折々の火事に付、町人の家作り等も段々と輕く相な

ると也、〇中略

一問曰、只今の番町邊の義は、以前に相替りたる樣子も無之や、答曰、我等若年の比承り及たる番町の義は、表向に石垣を仕り、長屋作りにいたし、白土などを付たる家と申ては、まれにも無之候、屋敷廻りは、大方竹藪にて、其內にかやぶきの居宅長屋などを作り、小き門の立たる屋敷屋敷計り有之たる事也、今程は竹藪の外かこひしたる屋敷とては、一軒も相見不申、然れば右にも申通り、大名方の家作りの義輕くなり、小身なる衆中の家作りは、能く成り申たる樣子なり、

〔守貞漫稿 三家宅〕江戸之家作之事

衣食住記ト云、天明中六十餘歲ノ人ノ作也、享保ノ中頃迄、諸侯大夫ノ殿門、表長屋ノ屋根ハ、厚サ五寸七寸ノ柿葺、棟ニハ瓦ヲ置キ、烏飛ト云木ヲ渡シ、井筒ニ天水桶ヲ入レ、火敲ヲソヘ、屋根ニ上置ク、腰板ハ栂檜ノ無節キラビヤカナリシニ、度々ノ火災故、用心ノタメニト、瓦屋根ニ造リ替、腰板モ腰瓦ニ替レリト云リ、或曰、江戸町々ニ火ノ見櫓出來、屋敷長屋ノ壁ニ瓦ヲ用ルコトモ、此時ヨリナルベシ、衣食住記又曰、小屋敷町家ナドハ、蠣殼ヲ屋根ヘアゲ、軒ニ見留ヲ板ニテ打ツ、又昔昔物語ニ云、昔ハ江戸ニ蠣殼葺ハ四五軒ナラデハ見ヘズ、近年ハ大カタ蠣殼葺也ト云シモ、享保十七年也、同書ニ、尙モ火ノ用心ニ瓦葺トナリ、塗屋造リニ替レリ云々、又昔物語ト云モノ、文化十一年ノ記、時年七十八歲小川某トアリテ、我等二十歲頃迄ハ、江戸ノ端々武家町家トモニ、多クハ蠣屋根ニテ有シ也、又月役ト云テ、長サ一間ニ幅一寸四五分ノ割木ヲノジニシ、夫ヨリ板ニテ葺、其上ニ蠣殼ヲシキナラベル也、

落穗集考云、古老旗本中ノ話ニ、福釜ノ松平ノ本家筑前守四番町ノ居宅、柿葺ニ致シ候トテ、見物イタシ候云々、誠ニ延享ヨリ凡十五ケ年前ハ、六番町三番町通リ、其外類燒セザル所ハ、古來ノ儘ノ武士屋敷ハ、皆茅葺ニテアリシト、若年ノ昔能々覺ヘタル事也云々、〇中略

石川氏筆記云、天正年中迄ハ家ニ雨戸ナク、天文迄ハ木綿ナシ云々、今ハ邊鄙ト雖ドモ、雨戸ナキ家アルベキ歟、況都會ノ地、戸ヲ二重ニモスルハアルベシ、

〔事蹟合考三〕加藤清正の事

井伊家の中屋敷、四ツ谷喰違の木戸の内の屋敷、すなはち加藤清正造作したるまゝにて、凡二百年に及びて、今に至り類燒せずして存在す、〇中略此屋敷、まづ玄關は落椽のところ、板敷たるべきを平石にて敷詰たり、これは清正、すはといふ時、踏段の上より直に馬を牽寄せ、乘様にしたるとなり、さてその玄關上使間とおぼしき所に、四方障子あり、もつとも古風に腰高き障子にて、總その骨木の外の方、總鐵の筋がねを入れ、外方へ壹本々々に鐵の樞(クル)を仕廻たり、これは清正外より來る使者にても、その外の武士にても、心得ざるものと見たる時、先此間へ入れて挨拶の家來その口上何にても聞、それに御控へ候へとて退く時、其障子をはたと立ると、くるゝおりて、その中に在るものたやすく出る事のならざる様にしたるなり、諸事かやうに武用を心得、作りたるものなりと云々、

〔守貞漫稿三家宅〕江戸民家

慶長以前皆草葺也、同六年、駿河町ヨリ出火江戸全ク燒亡ス、是草葺ナルヲ以テ也ト、官ヨリ禁之テ以後板葺トス、時ニ本町二丁目ニ瀧山彌次兵衛ト云モノアリ、他ニ抽ンコトヲ欲シ、棟以前ヲ瓦以、背ヲ板葺トス、衆人奇之トシ、賞シテ字シテ半瓦ノ彌次兵衛ト云ト也、當時家宅推テ知ベシ、同八年、海内ヲ役シテ神田山ヲ崩シ、城巽ノ海ヲ埋テ、凡方三十町ヲ造リ、又市井ニ川ヲ堀ル、當時諸國ヨリ集リ來ル市民、宅地ヲ請ニ許之川ヲ堀タル餘土ヲ給ヒ、各自以之地ヲ造リ始、先度垣ヲ結テ、後漸ク家作スト也、

明暦三年大火アリテ後、府命ジテ江戸市民ノ家ニ瓦葺ヲ禁ゼラルト也、當時漸瓦葺多カリシ也、

慶長六年ヨリ當年ニ至リ、凡五十七年也、正保二年、中產六、寺島某二人瓦ヲ制ス、是江戸瓦燒ノ始也、〇中略貞享中、川村瑞見ナル者、南新堀ニ家居ス、民家瓦葺禁止ノ時ト雖ドモ、瑞見地理ニ秀テ屢々功アリ、國益トナリシヲ以テ、此家ノミ官ヨリ瓦葺ヲ許サレタリ、享保中ニ至リ、江戸市中民屋ニ瓦葺ヲ許免アリテ今ニ至ル、然ラバ江戸瓦葺トナリシハ、百二三十年前ノコトナリ、

慶長六年草葺ヲ禁ジ、板葺トストアレドモ、武江年表明曆ノ條ニ、大火後茅場町ノ茅買ヲ兩國橋東ニ移シ、元祿ニ至リ、再ビ本所四ツ目ニ移ス、故ニ本所茅場町ト云トアリ、然ラバ慶長後ニモ、猶カヤブキアリテ、元祿ニモ猶有之シナラン、海賊橋東、及ビ本所トモニ、今モ茅場町ノ名ノミ存セリ、又淺草見附外ニ茅町ト云アリ、トモニ茅買アリシナラン、又城西ノ番町、麴町、元山王、小川町、駿河臺邊、飯田町等ノ民居ワラブキヲ、享保十三年四月禁之ト武江年表ニアリ、然ラバ慶長ノ禁漸クニ弛ミテ、ワラ葺アリシヲ、享保ニ至リテ止ミシナラン、

慶長中草ブキヲ禁ジ、板葺トスルモノハ、蠣殼屋根ト云モノナルベシ、昔ハ今ノ小舞貫ナク、月役ト云ヲ用フ、諸田舍ニテ、婦女月經ノ間別居シ、其所爲ニコノ割木ヲ造ル、長六尺、幅一寸四五分也、以之ノジ足トナシ、其上ヲ板葺トスルコト、享保延享以前皆然リ、其板葺上ニカキ殼ヲ壓トセシ也、月役ハ月經ヲ云ノ俗言、今モ然リ、右ノ蠣殼屋根、寶曆中迄、江戸端町ニハ專ラ有シト也、

予〇喜多川守貞天保六年、木曾路ヨリ出府セシ時、板橋驛ノ娼家皆芋葺ニテ、板葺瓦屋等更ニ無之、近年觀之ニ、家居都テ壯麗、茅屋更ニ無之、板ブキ極テ稀トナル、娼家皆瓦屋也、蓋娼モ飯賣女ニ矯ル故ニ、名ハ旅店、其實娼家ノミ、又古キ狂句ニ、本鄉モ兼康迄ハ江戸ノ内ト云リ、湯島六丁目ノ角屋カ

ネヤスト云齒磨店、今モ存之、湯島六丁目ノ次ギ本郷一丁目也、世人其詳ナルヲ知ラズ、凡ニ本郷ト云、故ニ此句アリ、湯島六丁目迄瓦ブキ多ク、本郷一丁目ヨリ昔ハカヤブキ多キヲ云リ、今ハ府外板橋驛スラ前ニ出ル如シ、況ヤ府内ヲヤ、

今世、江戸民屋ノ制、或ハ二階家、或ハ中二階ト號テ、二階アレドモ低キ家、或ハ平屋ト號テ無二二階一ノ低キ宅、或ハ瓦葺、或ハ柿葺等、更ニ一定ナラズ、〇中略

京坂ハ、六尺五寸ヲ以テ一間トス、是ヲ京間ト云、民屋ト雖ドモ皆用レ之、疊准レ之、建具亦竪幅トモニ准レ之、

京坂ハ、表ノ屋根ト庇ノ間ハ、垂木寫子ヲモ全ク塗籠ニス、唯庇上ニハヾキ板ヲ顯ノミ、庇下ヲ塗籠ル家更ニ無レ之、又家宅ノ外面、江戸ノ如ク下見板ヲ打ズ、全壁ヲ顯シ、雨ノ爲メニハ漆喰ヲスルナリ、蓋腰板ハ用フル也、

屋裏ト雖ドモ、羽目板壁甚ダ稀也、必ラズ壁ヲ專トスル也、

京坂モ、屋根ト庇ノ間、江戸ノ如ク格子ヲ用ヒ、塗籠ニセザルハ、妓娼、青樓、貨食店ノ類也、其他ハ專ラ塗レ之、

〔守貞漫稿三家宅〕京坂巨戸圖〇圖略

巨戸ハ、表ト奥ト二棟ニ建ル也、表ハ全ク二階アリ、奥ノ一棟ハ、表ノ方二階坐敷、上ハ錣ニテ二階無レ之也、

巨戸ニモ、竈ノ右圖ノ如キハ稀也、多クハ普通ノ製ニテ、竈口八ツ、或ハ十一バカリ也、必ラズ陽數ニスル也、別ニ大竈ヲ土間ニ造ル也、大竈ハ土上五六寸ヲ、手島石ニシテ、其上ニ造ル也

浴室、京坂ノ俗ハ專ラ風呂場ト云也、厠ヲ專ラセッチンと云、雪隱也、然ドモコウカトモ、チウヅバトモ云ザルニハ非ズ、婦女ハ專ラコウカト云也、

京坂モ民屋副添スト雖モ、江戸ヨリハ寛シ、故中以上多少後園アリ、俗ニ前栽或ハ壺ノ内ト云、江戸ニテハ唯庭トノミ云、

中戶之圖○圖略

此ゴトク土間ノ表ヨリ背ニ達スルヲ通リ庭ト云、大略表二間半以上ノ宅ハ、通リ庭ニスル也、

表間口四五間アル店ハ、生業ニヨリ總格子、或ハ半揚見世、半ハ格子ニスル也、蓋右ノ圖、毎戶如此ト云ニ非ズト雖ドモ、大略大同小異ノミ、江戸ノ如ク、毎戸其ノ制ヲ甚ダ異ニスルモノ稀也、又無ニモ非ズ、

竈ハ、必ラズ口ヲ土場ノ方ニ、床ヲ背ニス、大中戸ニハ別ニ大竈一二ヲ築リシ也、竈ニ銅壺ノ制甚ダ稀也、

井ハ、中以上專ラ毎戸ニ設之也、井邊ヲ漆食場ト號シ、タヽキシツクヒニスル也、稀ニハ切石ヲ以テ疊ムモアリ、江戸ノ如ク板ヲハルコト更ニ無之、

內庭ハ、常ノ土間也、見世庭ハ生業ニヨリタヽキ漆クヒ、或ハ板ヲハル也、

酒醬等ノ店、其他モ業ニヨリ、見世全クヲ土間ニスルモアリ、

中以下四五間表以上ノ宅ノ內庭ニハ、專ラ板制ノ大衝立ヲ置キ、廚ノ表ヨリ見透ザルヲ要セリ、

大中戸トモニ、小坐敷、離坐敷、茶湯ノ數寄屋等其便ニ應ジ一定ナラズ、又有無モ一定ナラズ、又離物ヲ納ル所ヲ、京坂ニテナヤト云、納屋也、江戸ニテハ物置ト云、是亦中以上必ラズ有之

中戸以下ハ、一棟ニテ見世ト中ノ間ハ二階アリ、中ノ間ハ背ハ鐵屋根ニテ無二階也、然ドモ稀ニハ二階坐敷ナキニモ非ズ、或ハ中ノ間ノ二階ヲ坐敷ニ製スモアリ、

小戸之圖ニ表間口二間以下ノ宅ハ、通リ庭ニ作ラズ、二間口ハ背ニ通庭ニスルモアリ、九尺以下更無之、茲ニ九尺ト云ハ、京間一間半ノ略ナリ、其實九尺七寸五分アルベキナレドモ、今ハ專ラ誠之ズ者多ク、其餘リテ路次ニ足ス、○圖略

右ノ圖、下屋敷ト稱ヘ、一地面也、此數戸ヲ長屋ト云也、今茲ニ表借屋唯二戸ヲ圖スハ略也、一宇數戸ノモノ多シ、又裏借屋ハ別宇ナレドモ、凡テ一宇ニ准ジ一長屋ト云也、

又小戸ト雖ドモ、自地自宅アリ、中戸ニモ借宅アリ、又土藏一二三ヲ附シテ借宅トスルモアリ、更ニ一定ナシト雖ドモ、其專ラナルヲ圖ス、土藏付ノ借宅モ甚ダ多シ、江戸ニハ甚ダ稀トス、

〔守貞漫稿三家宅〕今世江戸民屋ノ制中略○近年表勝手ト云制流布ス、從來無之ニ非レドモ、近年多シ、宅表ヲ厨ニ造ル也、

〔皇都午睡三編上〕町並家建の樣子は、大坂とは大に變り、大抵は京都に類して、一軒々々別建なり、尤も端町場末には、長家續きの家もあれど、よき場所には、町々十に七八軒程は、居宅店とも皆土藏作りなり、其仕樣の丈夫なること、表口の方は裏向の別戸を總銅にて包み、一二の書付して何枚も引しめ戸の合せ目には雌雄の深凹凸にして、目塗土を澤山に用意し、裏口の方は常の觀音開なり、二階も表化粧窻の所を、大窻の兩開四枚開などに、立派に仕立たる物から、さながら土藏に住心地にて、何とやら鬱陶敷物なり、是も馴ればさまで苦にもせぬよし、然し暑中は熱さ甚し、橋筋通り、筋の中の往來を中通りと云ふ、京都の間の町と云におなじ、間口狹き家は通り庭の内すくなく、往來門口より履物を脱持て、表の間に置き奧へ通るなど、いはゞ芝居の世話場門口の體なり、年々歳々御觸出し有がゆゑ、通り筋合通りは大方瓦葺とはなれど、端々は叩屋根(たゝきやね)多く、風除の爲、細き竹にて屋根の散らぬ樣に伏て、手頃なる石瓦の割を置たり、中位の場所は、表側のみ瓦葺にて、裏手は瓦葺たるは珍らし、まして場末は瓦一枚もふかず、然しか余○西澤一鳳先年下りて再度の下りに見れば、僅か四五年の内に、瓦葺餘程追々ひらけて、後には京大坂の市中同樣になるべし、

大名小路、諸侯方のお屋敷は勿論、所々の中屋敷下屋敷迄、立派なること夥敷、それ〳〵の好はあ

れど、先防火の爲め、大かた土藏作えつくひ仕立多し、大名方にて我劣じと善盡し美盡し、其見事さ筆紙に盡しがたし、神社佛閣にも總土藏造りの伽藍あり、御拜柱(みつはしら)象鼻計りにても、左官の手間雜費何程のことやらんと思はる、全體町の家居にも、兎角石灰細工多く、瓦葺も一枚々々厚えつくゐにて竪横に閉ぢ、棟は勿論のし重ねにて、鬼板、鬼瓦、又は軒別の境目の家根仕切といふ物、是は上方には曾てなく、尾州名古屋邊より適々に見受て、江都にては專ら有物なるが、仕切の軒瓦を鬼板の如く大きにして、色々の摸樣を付、えつくゐ製にして、甚立派なる物也、元來江戸の作事は、火早き場所なるゆゑにや、近來の普請程猶々左官仕立の作事多し、譬へば大工手間百人かゝれば、左官手間三百人もかゝると思はる、上方にて江戸黑といふ本磨きの黑塗、また彩色入の繪壁など、尤も奇麗なることとなり、左官ぉ自ら數に馴て上手に塗り、土藏多きこと、町家うら／＼に有うへ、河岸端は大方藏にて建續きたり、えかし上方の如く大土藏は稀にして、凡二三間口の小藏にて、何れも禮(?)を往來の方へむけ、ひしと並べ連たり、往來の正面と裏手川の方とに、家號又は店印定紋などをえつくゐにて置あげて、立派にあやどる、兎角表を立派にするは、武家方の風義の自然と移れるならんか、

都て建家普請に壁はすくなく、板の方多し、壁土の直段高直にて、座敷廻りの壁にては、上方の如く、下塗、中ぬり、上塗など丶歩あつくなれば高直なるゆゑ、大體上の分中塗にて、勝手廻りは壁下地泥にて薄くぬれば、直に板を張るなり、厠は勿論上方の樣に壁塗なく、皆板圍ひなり、京攝濱納屋の總廁(そうとうか)の如し、勝手の流し本の下えつくゐは稀にて、皆板をえき、水はけよき樣、こうばいを付たり、錢湯の上り場、尤も板計りにて敷詰しなり、仍て火事の節は悉く燒て、壁土薄きが故に皆燃る計なり、壁土の價貴き故、自然と板圍ひ多く、燒やすきと知るべし、

〔皇都午睡 三編上〕江戸は勿論、五里七里脇の城下にても、疊一間と云は五尺八寸、半間は二尺九寸

也、京攝の如く京間といひて、六尺三寸の疊は曾てなし、猶裏店は五尺間もあり、裏家は大かた一口にて、誠に箱を横に並べたるが如し、裏店行拔けの露次は、昔は絕てなかりし處、前方一黒行人坂より出火して、江戶御府內大方燒て燒死たる者多かりしゆゑ、御公儀より御下知有て、今は拔ろうじ澤山にあれど、何れも其露路の狹きこと、漸くに身を横にして通る位ゐ、中々上方の如く、緩やかなることはなきと云るべし、

〔寬天見聞記〕天保五年二月七日、おなじ佐久間町の出火、此三度は近年の大災にて、度々の類燒におそれて、裏借屋の者までも、市中の立のき、江戶端々へ散亂して、假住せしまゝにて、市中へ歸らざる者もあり、夫よりして明地多くなり、家作りも假建おほく、塗家瓦ぶきの場所たる定を失ひ、見世先へ庭を作り、丸太柱にこけら葺の屋根、竹にて屋根かざりなどして、隱者の庵かと疑はしき商人見世あり、

〔一話一言卷首〕南畝先生尺牘　大坂狀

家作の仕方至て上手にて、戶のしまり、竈本の樣子、臺所向、棚のつり樣など感心いたし候、椽側を高く、外雨戶の敷居を一寸ばかりひきく付、戶へさるをいたし候故、至て締り宜く雨戶の尻ざしなどいふ樣な不器用な事なく、戶のふちに▯四角なる穴あり、この穴へ戶付置へ此通りの木をさし込、横にねぢり置候へば、此四角の穴の中に、横に▭又四角成穴ありて、外より明く事なし、あはれ懸御目度候、竈の口至てせまく、前の方には灰なし、瓦にて高く張りつめ置候故、眞木多くたかれ不申候處、竈五つ有之、小鍋をならべかけ候故、薪を多くたき候と相見へ申候、石は澤山にて、井戶がは、手水鉢、用水、皆石也、井戶がはの下は、井の底迄瓦にてはりつめ申候、壁土は黃色なる大津かべにて、土ことの外よろしく候、○中略

六月七日　太田直次郎

島崎金次郎様

〔令義解六營繕〕凡私第宅、皆不得起樓閣臨視人家、謂第者、有甲乙次第、故曰第也、樓者重屋、閣亦樓也、

〔續日本紀十五聖武〕天平十六年正月癸酉、更仰京職、令諸寺百姓皆作舍宅、

〔日本紀略十四後一條〕長元三年四月廿三日乙巳、仗議、諸國吏居處不可過四分一宅、近來多造營一町家、不濟公事、又六位以下築垣幷檜皮葺宅、可停止者、

〔拾芥抄中末京程〕建門屋於路頭、聽三位以上四位參議、自餘四位五位者不可立之、又諸舍屋簷榴出路頭幷他人領地方者、科不應重罪、可斫棄、不應爲重罪杖八十、輕罪笞四十、

〔吾妻鏡五十一〕文應二年〇弘長元年二月廿九日辛酉、又關東祗候諸人家屋之營作出仕之行粧以下事、可令停止過差之由被定之云云、

〔德川禁令考四十三農家〕寛永十九年自五月至閏九月

鄉村諸法度　凡五通

覺〇中略

一不似合家作、自今以後仕間敷事、〇中略

寛永十九年午五月二十四日

同年〇寛永二十年八月二十六日

鄉村御觸

覺〇中略

一百姓屋作不應其身儀、自今以後仕間敷事、〇中略

寛永二十年未八月二十六日被仰出

〔德川禁令考四十七臨時町觸〕慶安二丑年

町觸〇中略

一町人作事ニ、金銀之箔付間敷事、

一三階仕間敷事〇中略

右之趣、此以前も御法度被仰付候、一兩日過より御改ニ御出し被成候間、彌町中家持は不及申、借屋棚借之者迄、入念爲申聞、少も不相背候樣ニ可申渡候、若相背候ハヾ、何樣ニも曲事ニ可被仰付候、以上、

丑二月十五日

〔嚴有院殿御實紀十三〕明曆三年正月廿五日、仰下さるゝは、こたび燒亡せし武家宅地、並に市井轉換あるべければ、しばし雨露を凌ぐべき假屋つくるとも、なるたけかろくなすべし、營作の事、たとひ國持大名たりとも、三間梁に過べからず、尤かろくつくるべし、二階門停禁たるべし、駒よせまうくる事あるべからず、

〔享保集成絲綸錄二十九〕万治三子年二月

一今度燒申候跡ニ、わらぶき、かや葺有之候、たとへ當分之事ニても、土ニてぬり可申候、こけらぶきは、かきがらニても、芝ニても、土ニても、早々勝手次第ニ可致事、

二月

万治三子年二月

一町中、かやぶき、わら葺家、早々土にてやねをぬり可申事、

一當春やけ候町ハ、かやぶき、わらぶきハ不及申、こけらぶきも、土ニてぬり可申候、勿論かきがらぶきニ而も、芝ニ而も、勝手次第ニふき可申候事、

二月

万治三子年三月

一先日も雨度迄相觸候所々町中かやぶきわらぶきの小屋今ニ塗不申候手寄により御堀之土を取候而早々塗可申候重而遲々ニおゐてハ穿鑿之上急度可申付者也

三月

寛文八申年三月

覺　但番頭ゟ總御番衆江申渡ス

一なげし作之事

一杉戸之事

一附書院之事幷何方にもくしがたの類

一ほり物くみ物之事

一結構なる木にてぬぐひ板之事

一床ぶち其外さんかまち等ぬり物之事

附から紙のはり付

一けやき門之事

右之通家作今度類火にあひ候ものハ無用たるべし有來家者其儘差置重而作直候節者此ケ條之趣守候樣ニと申渡之

三月

〔德川禁令考四十七臨時町觸〕寛文八申年三月

家作幷嫁娶葬祭其外町觸

覺

一町人家作致輕少、なげし、杉戸、付書院、くしがた、ほり物、組物無用、床縁、棧、かまち塗候事、幷から紙張付停止之事、

附、遊山船金銀之紋、座敷之內繪書申間敷事、〇中略

右之通江戶町中、幷觸聞、堅相守候樣ニ、證文可取置者也、

申三月

右者三月廿日御觸、町中連判、

〔享保集成絲綸錄十九〕元祿十二卯年十二月

覺

一新規ニ屋作仕面々、三千石ゟ千石迄は、二間半梁不可過、但有來作事は可爲其通、彫物、組物、幷床ぶち、さん、かまち等塗候儀、可爲無用事、

附、石垣無之して不叶所ハ、野づら石垣可被仕事、

一千石以下は、貳間梁ニ不可過、但有來作事者可爲其通、長押作り、杉戶、書院、床、彫物、組物、幷床ぶち、さん、かまち等塗候儀、から紙の張付、可爲無用候事、

附、石垣無之して不叶所は、野づら石垣ニ可被仕事、〇中略

右之趣相守之、總而奢たる儀無之樣可被申渡候、以上、

十二月

元祿十六未年十二月

覺

一家作之儀、前々も相達候通彌輕、向後居屋敷下屋敷共に、一通り輕相見候而も、手の込たる作事可爲無用事、〇中略

右之趣、堅可被相守候、以上、

十二月

元祿十七申年二月

寺社奉行
町奉行江
御勘定奉行

覺

一百姓町人之衣服、絹、紬、木綿、麻布を可差用候、屋作之儀も隨分輕可仕事、〇中略

右前々ゟ相觸候通、彌以堅相守候樣に、急度可申付候、以上、

二月

〔白石雜考　七〕正德三年癸巳三月、老中ゟ問に付て奉る所の議三卷、朱書は老中より返されし時の附札也

一屋作の事、寬永八年十一月、同十七年正月、御旗本衆中江の御條目に、分限に隨ひ、結構はいらざる由を禁せられ、其後明曆三年正月大火の後、屋作等輕くすべき由を被仰出、寬文八年三月の火後に、屋作の制委細に被仰出候き、其後、又度々の火災に就て、大名といへども、屋作等の制むかしの如くにもなく候得者、却て万石以下の面々は、猶々事輕き體にも候べし、近世已來は、御城近き屋敷々々望み申人も有之候得者、其屋敷召上られ、のぞみ申人に被下候事ども多く成來候故、昔の如く門の楣棟の瓦等に、家の紋有之候家抔其數を減じ、家かたぶき、軒やぶれ候をも修理し候事だに無之候、其數多く見え來り候歟、尤以て不可然事共に候き、但昔は小書院抔申ものは、万石以下面々、大かたは作り出さず候所に、近年以來は、表向の座敷等は事輕く候得共、小座敷の數も多く成來り、其外かゝへ屋敷野屋敷抔申ものゝ、幸にむかしよりは次第に其數も多く、其費も增

來り候得ば、もし此等の事も宜敷御制法も可有之候はん歟、

(朱書)屋作の事、分限に相應の作事可然候、

〔享保集成絲綸錄 二十九〕享保二酉年二月

此度出火付而、屋鋪類燒之面々、御曲輪之內屋敷は、定而普請延々にはいたしおかれ間敷候、左候はゞ、國持たりといふとも、分限より普請かろく相見え候樣に可被致候、末々にいたりては勿論に候、別して家作大きからざるやうにいたされ可然候、爲心得相達之候、以上、

二月

〔德川禁令考 四十四 農家〕享保七寅年十一月

百姓新規家作、并新規商賣停止、其外之儀御書付、

覺

一諸國在々百姓、有來家居之外ニ、自今新規ニ家作致すべからず、一家之內ニ子孫兄弟多、或ハ病身之者有之候而、同居難成子細有之ものは、一屋敷之內ニ小屋を作り、或者差懸ヶに致す儀ハ格別たるべき事、○中略

右條々、堅可相守此旨、若違背之輩あらば、可爲曲事者也、

享保七年寅十一月

〔享保集成絲綸錄 二十九〕寬文八申年二月

覺○中略

一壹万石以下之面々は、縱雖爲番頭、座敷は貳間半梁に過べからず、但臺所は三間梁不苦、有來家を作直之時は、右之間數を用べき事、

以上

〔憲法部類乾〕家作等之義、及出入候村方有之、無益之路用雜用を遣捨候事、困窮之基ニ候、往古撿地之節致高請候百姓之外者、向後門塀庇等之普請致間敷候、右高請致候百姓之家分レ親類たりとも、都而是迄門塀庇有之分者格別、新規には難成候條、此旨ヲ守べし、若於相背者可爲曲事者也、

申〇明和元年　六月

右之通、御料所村々へ申渡、一村限小百姓共迄、一紙請證文取て可差出候、以上、

申六月二十八日

小　日向守
牧　大隅守
安　彈正少弼
石　備後守
一　安藝守

〔天保集成絲綸錄八十三〕明和四亥年之觸

先月九日類燒之場所者、年久敷町々故、前々家作之内、自然と往來之方江建出し、沽券之間數と者致相違、道幅等沽券繪圖ニ引合不申所も有之趣相聞候、右者當時建出し候趣ニも無之、年來之事故、是迄之儀者格別之事ニ候得共、以來右體ニ者致間敷事ニ候間、類燒町々、此度普請致し候ハヽ、間數相改、往來之方江建出シ不申樣ニ致シ、道幅等沽券繪圖ニ相違無之樣可致候、勿論普請取掛候而も、間數不相改、往來之方江建出し候分も、其儘致置候場所於有之者、遂吟味急度可申付候、尤普請出來寄候ハヽ、見分差遣、相改ニ而可有之候、

一前書之外、先月九日類燒不致候町々家作之内、右體致置候場所も可有之哉、是以同樣之事ニ候間、右之分も、追々家作普請等致候節、間數相改、往來之方江建出シ候分者相直シ、道幅等沽券繪圖之通、相違無之樣可致候、勿論追而普請等致候節も、間數不相改、往來之方江建出候分も其儘致置

候場所於有之者、遂吟味、急度可申付候、尤是又追々奉行所ゟ見廻り等差遣、相改ニ而可有之候、

亥五月

明和九辰年之觸

町中家作之内、自然與往來之方江建出、沽券之間數與者致相違、道幅等沽券繪圖ニ引合不申所も有之趣相聞候間、普請之節、右體建出無之樣可致旨、六年以前亥年相觸候通候間、此段類燒之町々、致家作候節、彌以建出不申樣可致候、若右之趣不相用、建出候所も有之、後日相知候ハヽ、急度可申付候、

一此度類燒町々之內、藏作、瓦葺家作可致場所ニ而、當前之小屋掛ケ者、其通之事ニ候得共、心得違茅葺藁葺等ニ而、本普請同樣家作いたし候もの可有之哉、後々迄茅葺藁葺之儘差置候儀者難成事ニ候間、此段心得違無之樣可致候、且本普請致候者、火除宜樣いたし家作候儀者、格別之事ニ候得共、見分宜爲計、普請致シ候儀者、決而致間敷候、勿論內造作抔之儀、猶以手輕可仕候、

右之通、類燒町々者不及申、其外町々不殘可觸知候、

辰四月

右之趣、明和四亥年、同九辰年觸置候、芝車町ゟ出火ニ而、類燒之町々、追々家作補理可申儀ニ付、右類燒之向者勿論、類燒無之町々も、彌右觸之趣、堅相守可申候、明和年中爲觸知候以來、年を經候而、追々令忘却候歟、觸之趣致相違、庇等差出候所も有之哉ニ付、商物往還江障候樣積置候儀等、總而糺之上、不束之次第ニ候ハヽ、急度用捨なく可及沙汰候、

寅五月

寛政四子年八月

大目付江

今度類燒之跡、家作之儀、隨分小住居ニいたし、尤成丈棟不ㇾ高樣ニ仕、内造作等も、專質素ニ可ㇾ心懸ㇾ事、

但瓦葺之儀者、是迄之通に相心得、尤見分ニ不ㇾ拘、平瓦ニ而も、さん瓦ニ而も、先年被ㇾ仰出ㇾ之通、勝手次第可ㇾ致候、

右享保年中も被ㇾ仰出ㇾ候趣ニ候、今度作事申付候面々ハ、猶更一同ニ相心得可ㇾ申候、幷屋敷之圍等も、外見ニ不ㇾ拘、質素成樣ニいたし可ㇾ申候、尤葭簀垣、竹垣、生垣なども勝手次第之事ニ候、

右之趣、可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候、

八月

寬政六寅年正月

大目付江

此度出火ニ付、類燒之面々、居屋敷普請之儀、國持たりといふとも、分限よかろく相見候樣可ㇾ被ㇾ致候、家作大造ニ候得者、火災之爲ニも不ㇾ宜候間、是迄より猶更作事省略いたされ可ㇾ然候、此段爲ㇾ心得ㇾ相達候、

右之通、此度類燒之面々江可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候、

正月

〔寬天見聞記〕其翌年、〇天保九年より豐熟打つゞきて、靜になりたれど、〇中略猶も市中の敎諭おこたりなくして、〇中略家作りは櫛形、丸窻、ぬり緣の杉戶障子等をとゞめ、物事に節儉を專らとし、酒宴遊興遊藝を戒めしかば、四民おの〳〵其業を勸め、曠者なく、遊民なく、家々富さかえ、戶々繁昌せり、

〔市中取締類集 在町家作一〕天保十三寅年町中幷町並屋敷之內水茶屋其外家作之儀ニ付取調兩名伺

拙者儀、何之存寄無御座候、

寅五月　甲斐守

遠山左衛門尉

町奉行

町中幷町並屋敷之内

水茶屋其外家作之儀ニ付奉伺候書付

町中幷近在町並屋敷之内、水茶屋、料理茶屋、植木屋等家作華美、又者手廣之家作等致し候向も有之趣、入御聽候間、取調可申上旨、御書取を以被仰渡候ニ付、組廻同心共江申付、町々名主共ゟ、別紙繪圖面爲書出、猶事實探索爲仕候處、御沙汰之通、料理茶屋、水茶屋、植木屋、幷川筋船宿渡世之もの等、追々華美之風儀ニ相成、手廣之家作致し、右之内ニ者、座敷向、附書院、長押造ニ紛敷家作、又者塗框、金銀張付之袋戶、襖等相用候も有之、或者外見質素ニ而も、却而工手間相掛け候茶席同樣、好事之普請も有之由相聞、右者孰も僭上之儀、不埒之至ニ御座候處、中ニ者御改革被仰出候後、厚御主意之趣相辨、身分不相應之家居取崩、又者造作引替候ものも有之候哉に相聞候得共、見分之上ならでは、巨細には難相分、元來百姓町人之身分ニ而、附書院、長押造、入側等、都而右ニ准候家作補理候は、兼而之御觸書ニ振レ候儀ニ付、直ニ吟味取掛、夫々御咎申付候上、家作取崩候樣可申渡哉之處、何れも御改革以前之普請ニ而、先代等に取建候家作も可有之哉ニ付、去年五月、享保寛政度之御主意ニたがはざる樣、町々江申渡候以來、華美之家作仕候分者、見分之上、吟味取掛り取拂申付、右之外先代等ゟ住居來り候分は、附書院、長押造、入側附門、玄關樣之もの取建有之分は、早々造作

相改候樣町觸差出、其外平町人共は猶更、身柄之町人共ニ候とも、近在江別莊を補理、不相應之家作御座候ハヽ、市中とも違ひ、在方不似合之儀、殊ニ奢侈之至ニ候間、右等之分者、早速見分之もの差遣、吟味之上、僭上にも無之分ハ格別、身分ニ不應、且在方不相當之分は、取拂申付候ハヽ、惣體之御取締にも相成可然と奉存候、依之別紙町觸案、并名主共差出候繪圖面貳十一冊、先年之御觸寫相添、御書取一通返上仕、此段奉伺候、以上、

寅天保十三年五月　　遠山左衛門尉

鳥居甲斐守

〔市中取締類集〕在町家作一 町人共別莊其外家作之儀ニ付取調奉伺候書付 書面之通取計可申旨被仰渡、奉承知候、

卯天保十四年四月廿八日　　鳥居甲斐守

市中并近在町並屋敷之內、料理茶屋、其外花美又ハ手廣之家作等致し候向も有之趣、入御聽、取調可申上旨、御書取を以被仰渡、遠山左衛門尉同役之節、私連名ニ而、町觸其外取計方奉伺置候處、御用達町人并平町人共等別莊、料理茶屋、植木屋、水茶屋、食物商ひ致し候者共、場末之町々近在江手廣、又ハ花美之家作致し候もの有之趣、屋敷改々申上候書面御下ゲ被成、猶取調可申上旨被仰渡候ニ付、組同心共江申付、右書面名前之者、家作見分爲仕候處、別紙繪圖面等品書差出候ニ付、一覽勘辨仕候處、一體町人家作、長押、杉戸、附書院、櫛形、彫物無用、床緣、さんかまちを塗、金銀之唐紙等停止之儀、寬文八申年三月之町觸有之、右觸面に背候廉ハ、吟味之上咎可申付處、何レも御改革以前之普請ニ有之、右町觸ハ年古キ儀ニ而、不心得ものも有之哉に相聞候間、今般之儀ハ、右見分差遣候內、別紙南茅場町家持町方御用達永岡儀兵衛外四拾九人、御觸背之廉々相改可申旨、當人共私御役所江呼出申渡、金銀座役人、其外支配違之分ハ、其筋江御沙汰之趣相達、全く御觸ニ背候廉不相見、好事一ト通之分者、其儘差置、向後取締之儀者、先般奉伺置候町觸御下知次第、在方迄も同樣

觸渡候ハヽ、取締相附可ㇾ然哉ト奉ㇾ存候、依ㇾ之御下ゲ被ㇾ成候書面返上、繪圖面等品書、并、申渡案相添、此段奉ㇾ伺候、以上、

卯四月　　鳥居甲斐守

町奉行江

〔市中取締類集在町家作一〕卯天保十四年四月廿八日越前守殿啓阿彌を以御渡候御書付

町中は勿論、國々在町共、家作之儀ニ付而は、先年ゟ度々相觸置候處、追々相ゆるみ、なげし、杉戸、附書院、入側付等ニ紛敷家作致し、くしがた、ほりもの、床ぶち、さん、かまちを塗、金銀之から紙等相用、門玄關樣之もの取建、或ハ外見質素に而も、都而工手間等相掛候茶席間樣、好事之普請も有ㇾ之候趣相聞、奢侈僭上之儀、不埒之至ニ候、假令先代ニ取建候家作ニ候共、此節早々造作相改、其外別莊を補理、格外手廣不相應之家作も有ㇾ之由相聞候間、當六月を限、質素之家作ニ相改可ㇾ申候、町人共之家作ニ而手廣ニ候共、花麗奢侈ニも無ㇾ之、物好之儀も無ㇾ之分者、取毀申付候ニ不ㇾ及候、町家ニ不似合不相應之家作之分ハ、不ㇾ殘爲引直可ㇾ申候、右限月を越、等閑ニ捨置候ものも有ㇾ之候ハヽ、見分之者差遣し、吟味之上、嚴重之咎可ㇾ申付候、

一百姓家ニ而、餘業も致し候ものハ勿論、農家一ト通ニ而も、身分不相應之家作、華麗奢侈、又ハ身分不相應ニハ無ㇾ之候共、物好之家作ハ、自然耕作等怠慢之萌を生じ、風俗頽敗之基ニも相成候間、農家並之通ニ家作等相改可ㇾ申候、農家之家作ニ而手廣ニ候共、花麗ニも無ㇾ之、物好之儀も無ㇾ之分ハ、取毀申付候ニ不ㇾ及候、尤農家之家作ニ聊行違有ㇾ之分ハ、追而普請修復等之節ニ、古代之家作ニ引直可ㇾ申候、且又百姓家不相應之家作ニ而、引直可ㇾ申付分、江戸町中、并國々在町ニ准じ、急速引直可ㇾ申は勿論ニ候得共、專ら耕作之時節ニ差引、難儀も可ㇾ致候間、農事之隙明を考、當十二月中迄ニ引直可ㇾ申候、右限月を越、等閑ニ相心得候者も有ㇾ之候ハヽ、吟味之上、嚴重之咎可ㇾ申付候、

右之趣、町々ハ町奉行、御領ハ其所々奉行御代官御役所、私領ハ領主地頭并寺社領ハ得其意、其向向江嚴重ニ可被申付候、若等閑之取計も於有之は、可爲越度候、

四月（天保十四年）

右之通可被相觸

〔市中取締類集 在家作一〕家作相直候廉々奉伺候書付

市中取締懸名主共

（ヒレ付）書面家作上相直伺之内ニハ、是迄御觸被仰渡之廉々、顯然不仕も有之候得共、夫々奢侈之品ニ付、都而伺之通り相直候樣被仰渡候方、名主共心得方一定仕可然哉ニ奉存候、

卯（天保十四年）五月十四日　市中取締懸

一門　兩扉

一玄關　見付かいるまた　左右羽目敷臺

一床　塗落かき　同かまち

一鳥居棚　違ひ棚

一書院

一長押　一重　二重　三重

一釘隱

一妻戸

一欄間其外江　透物　彫物

一都而塗がまち

一杉戸　組子戸

一金銀箔押砂子、又は彩色繪張付襖、

一塗がまち障子
一金銀赤銅七寶玉之引手、其外、
一めつき金具
一塗さんかまち　都而塗緣
一茶席
一(疊緣)雲げん
一りうび
一大もん　小もん
一麻かうらい
右者今般家作別莊之內、不相應之造リ方仕候分、南茅場町家持永岡儀兵衞外四拾九人之者共被召出、早々可ニ相直一旨被レ仰儀ニ付、私共ゟ相直候分ハ、取調御訴可ニ申上一、右ニ付可ニ相直一廉々被ニ差定一、區區ニ不ニ相成一樣仕度、書面申上候口々相當之分ハ、爲ニ相直一可レ申哉奉レ伺候、以上、

市中取締掛

卯五月　名主共

〔市中取締類集 在町家作一〕遊女屋見世格子跡尻等之伺書

名主佐兵衞

書面遊女屋共見世格子、并障子等塗候品之儀、奢侈之廉ニハ不ニ相聞一候共、表立可レ然とハ難レ申、乍レ併都而最寄專ら之渡世柄ニ而、外場所ゟも品違候間、市中江不レ響樣、先其儘差置候方ニも可レ有レ之候哉ト奉レ存、

卯(天保十四年)五月　市中取締掛

當四月廿八日御觸

町々ハ勿論、國々在々家作之儀、奢侈僭上之儀有レ之分、當六月を限、質素之家作ニ相改可レ申旨、御觸御座候ニ付、早速御觸面之通、櫛形、彫物、床ぶち、さん、かまちを塗、金銀之唐紙等相用、其外御觸相背

候家作造作爲二相改一申候得共、右之內、遊女屋共見世格子、幷同所跡尻障子之儀、古來ゟ塗有ㇾ之候得共、奢侈之塗方ニ無二御座一候間、其儘ニ差置候樣仕度、此段奉ㇾ伺候、

卯五月

新吉原町
名主　佐兵衞

〔市中取締類集在町家作二〕甲斐守殿江相談もの

落合能登守樣

鳥居甲斐守
阿部遠江守

御切紙致二拜見一候、然者此度御書付を以、國々在町家作之儀、なげし、杉戸、附書院、入側等ニ紛敷、櫛形、彫物、床ぶち、さん、かまちを塗、金銀之から紙等相用、門玄關樣之もの取建、或ハ外見質素ニ而も、都而工手間等相掛候茶席同樣、好事之普請も有ㇾ之趣相聞、奢侈僭上之儀、不埒之至りニ付、先代ニ取建候家作ニ候共、此節早々造作相改、其外不相應之家作共、當六月を限、質素之家作ニ相改可ㇾ申、且又在方之分ハ、當十二月中迄ニ引直可ㇾ申旨、其表江被二仰遣一候ニ付、在町役人、幷撿挍勾當、町在醫師等之內ニも、右御書付面之家作有ㇾ之候分、拙者共御役所ニ而ハ、何樣之取扱ニ有ㇾ之候哉、振合御承知被二成度一旨、御掛合之趣承知致し候、然處右身分之もの共江、別段之申渡ハ不ㇾ致候間、市中取締掛申付置候名主共江、心得方相尋候處、別紙之通申立候、尤在方之儀者、其筋江御問合有ㇾ之候樣存候、右御報可ㇾ得二御意一、如ㇾ斯御座候、以上、

六月十日（天保十四年）

阿部遠江守
鳥居甲斐守

落合能登守樣

〔市中取締類集在町家作二〕市中取締掛江名主共差出候書付寫

町方住居町醫師、撿挍勾當、町役人共居宅作事向、都而今般御觸廉取計方之儀御尋ニ付、左ニ奉二申

上候、

一町醫師之儀ハ、苗字相名乘、御武家方療用も相勤候者ニ付、右之内身元相應之ものハ、居宅門玄關樣作事致有之分、當時其儘差置、造作之内、長押、附書院、其外金銀箔押之建具等之分ハ、市中之振合ニ准じ、程合ニ取扱置申候、且又衣類之儀ハ、御武家方江も罷出候者ニ付、制外之心得ニ而、是迄仕來之服相用申候、乍併右廉々、格別ニ僭上之儀も有之候得バ、爲相改候儀ニ御座候、

一撿挍勾當、町宅致候者之内、居宅門玄關樣ニ作事致し、又ハ町家並ニ作事致し候も有之、右ハ座中ニ而、官職之次第も有之儀ニ付、右之制度ハ總錄ゟの取計ニ爲任置候、此所之町役人ゟ、今般居宅造作向ハ御觸面者、撿挍勾當江も申通候迄ニ而、都而座法ニ爲相任置申候、乍併當時ハ身柄不相應ニ、僭上之仕成方も有之候得バ、町役人共ゟ市中御掛樣方江申上置候心得ニ御座候、

一町役人之内、名主共居宅門玄關樣之作事致候も有之、右者古來ゟ之仕來ニ而、最寄町方ニ御用筋有之御役人方、名主宅江御出役有之候砌、御用筋之者被召呼、御調筋等も有之儀ニ付、町家並之住居ニ而ハ、御用辨相成兼候間、古來之仕來ニ而差置申候、乍併門玄關作事仕樣、皆具相揃候作事無御座候、且又内造作、長押、其外附書院、金銀箔押之建具、都而今般御觸廉ハ勿論前々ゟ僭上之儀、町人共身分江御制禁之作事向等ハ、決而不仕候、

右御尋ニ付、私共心得方奉申上候、以上、

卯〇天保十四六月十七日

深川熊井町名主　熊井理左衛門

牛込改代町同　石塚三九郎

小石川金杉水道町同　鈴木市郎右衛門

〔市中取締類集〕在町家作ニ乍恐以書付御伺奉申上候

一此度百姓町人共家作之儀、尊家ニ紛敷分ハ取拂候樣御觸ニ御座候處、私家作之儀、起立御尋ニ

付、左ニ申上候、前々ゟ中野筋江、乍レ恐有德院樣、〇德川吉宗御代々樣御成之節者、御小休所ニ相成候、

一御座所　壹ケ所

右家作取建候儀ハ、古來ハ自分入用を以、先々取建候儀ニ御座候、尤右御場所者、私住居續一棟ニ有レ之候得共、一ト間ニハ平常〆切置、自用ニ相用不レ申、右之内ニ、床、棚、長押等補理有レ之、御成之度々、當時以御取繕之儀者、小普請方御役所ニ而被レ遊候、

一御成御門　壹ケ所

右ハ古來水車江之通用口ニ御座候處、御成度々有レ之、御通行御座候ニ付、年限不レ知新タニ自分入用を以取建、尤平常〆切置、自用ニ通路不レ仕、右御門ハ、前同樣、同御役所ニ而、當時ハ御修復ニ相成申候、右ニ付御用と申高張御提灯貳張、幷御成御門と申御掛札御渡ニ相成居申候、御成門之儀ハ、御領ゟ取扱ニ相成居、取立候後ハ、自分入用を以手入仕候儀無二御座一候、且前文ニ申上候御座所之内ニ有レ之候床、棚、長押、其儘差置候樣可レ仕哉、取拂候樣可レ仕哉、乍レ恐此段御伺奉二申上一候、以上、

柏木淀橋町
水車 久兵衛印
五人組 傳吉印
名主 紋右衛門印

天保十四卯年七月朔日

御番所樣〇中略

卯七月六日御差出

御下札之趣致二承知一、本文久兵衛家作之内、座敷幷門共、古來ハ自分入用を以取建候得共、當時御修復之儀者、各樣ニ而御取扱有レ之、御用提灯、懸札等被二相渡置一候趣、相違無レ之候ハヽ、自分家作ゟハ品

違、取計方も差別有之候間、猶及御懸合候、

卯七月　　鳥居甲斐守

御再掛合之趣、致承知候、本文久兵衛家作之內、座敷幷門共、當時小普請方持場ト申譯ニハ無之、御成御小休之節計り、御取繕等致出來候儀ニ有之候、御用提灯之儀ハ、御成御門等有之、非常之節爲用意、享保年中、御小納戸頭江差圖を以相渡置候儀、相違無之候、此段猶及御答候、

卯七月　　小普請奉行○中略

卯八月十三日吟味所前にて申渡　　柏木淀橋町 家持 久兵衛

此もの居宅之儀、門幷長押造之場所有之、今般在町家作之儀ニ付、被仰出候御觸之趣も有之候間相糺處、右者前々ゟ中野筋御成之節、御小休所ニ相成、其度々小普請方ニ而取繕等も致し、享保度ゟ非常爲用意、御用と記候高張提灯、幷御成御門と記候懸ケ札相渡有之、全自用に用ひ候儀ニも無之趣ニ付、長押造貳タ間之內、壹ト間は長押等取拂、門幷前々ゟ御座所ニ相成候一ト間之儀者、取拂之不及御沙汰間、都而是迄之通相心得、猥之儀無之樣可致、

卯八月

造屋日時

〔拾芥抄 下末 諸事吉凶日〕造作事 天火日 天燭 地火 龍口 件等日堅憚之

犯土　造作　立柱　吉日

甲子　乙丑　辛未　癸酉　甲戌　庚辰

戊子　庚寅　辛卯　戊戌　庚子　壬寅

癸卯　甲辰　己酉　庚戌　壬子　甲子

乙卯

月二三月十一日、十八九日、廿六日上吉、五八月十三六日、廿一四日、廿九日宜吉

已上件日、以當上支干吉日可用之、

八神日

朱雀日一日、九日、十七日、廿五日、作屋、縣官、家長、死、失火、

白虎頭日二日、十日、十八日、廿六日、其年益口、增財物大吉、

白虎脇日三日、十一日、十九日、廿七日、富貴女安樂至三十年吉

白虎足日四日、十二日、廿日、廿八日、二年、遭火財害小吉、

玄武日五日、十三日、廿一日、廿九日、二年、一人死亡、財物六畜凶、

青龍頭日六日、十四日、廿二日、卅日、對吏妨傷死

青龍脇日七日、十五日、二十三日、出病、女子一人縣官凶、

青龍足日八日、十六日、二十四日、訖火上神害、六殺六畜、

今案白虎頭脇日、爲上吉、玄武、青龍足日爲輕凶、件日當上支干吉日可用之、

天火日、不可立屋起土、

正五九月子　二六十月卯　三七十一月午　四八十二月酉

地火日築起大凶

正巳　二午　三未　四申　五酉　六戌　七亥　八子　九丑　十寅　十一卯　十二辰

天燭日主火災事

正巳　二辰　三卯　四寅　五丑　六子　七亥　八戌　九酉　十午　十一未　十二午

已上四箇日、雖相當去日不用之、又酉丁巳午重復伐五墓八龍、七鳥、九虎、六蚍等日、皆忌之、

龍口日
春巳午　夏巳　秋辰　冬寅
件日立杜火必燒之
〔東大寺正倉院文書八〕天平十八年丙戌具注暦
（中宮）十一日〇二月癸巳水滿　歳前小歳對、加冠、拜官、移徙、修宅、作竈吉、
十二日甲午金平　歳前小歳對、拜官、移徙、修宅、納婦、作竈吉、
〔續修東大寺正倉院文書十四〕具注暦斷簡
十七日〇天平十八年二月己亥木成　歳前母倉、加冠、結婚、入學、移徙、修宅、起土、作竈吉、
十八日庚子土收　歳前母倉、祭祀、加冠、結婚、起土、修宅、種蒔、斬草吉、〇中略
二十日壬寅金閉　歳前歸忌、拜官、結婚、修宅、塞穴吉、〇中略
二十九日辛亥金成　歳後天恩母倉、加冠、入學、移徙、起土、修宅、治井竈吉、
卅日壬子木收　歳前天恩母倉、祭祀、加冠、結婚、移徙、修宅、井竈、種蒔、斬草吉、〇中略
五日〇三月丁巳土滿　歳前小歳後祭祀、加冠、拜官、移徙、修宅、治井竈吉、
〔東大寺正倉院文書八〕天平廿一年己丑具注暦
八日〇二月癸卯金除上玄　歳前、祭祀、結婚、起土、斬草吉、
十日乙巳火平　歳前加冠、拜官、移徙、修宅吉、〇中略
十六日辛亥金成望　歳後天恩母倉、加冠、入學、移徙、起土、修宅、治井竈吉、
〔類聚符宣抄三〕太政官符太宰府
雜事貳箇條
一應立八幡宇佐宮御殿日時事

十月廿六日甲子

立柱時巳未　上棟時未申

右得彼府去五月廿日解狀偁、得彼宮今月二日牒狀偁、件御殿等任被定下之日時、立柱上棟之後、爲去四月廿二日大風、或以顚倒、或亦傾寄、仍言上如件者、依牒狀撿案內、件宮卅年一度之造作、任官符旨、去年十一月七日始木作、今年二月十一日立柱上棟、而件御殿等、彼日暴風忽至、或顚倒、或傾寄、是在當府之定、不經申請可令直立、然而本已公定之神事、非當府之進退、寔雖不作畢、豈可然乎、非蒙裁定、何得自由、望請官裁早被裁下、將遂其功者、抑件御殿、須守日時如法造立、而如云々者、管內諸國不成其勤、結構之間、料材木不具、假立柱石、愁上棟梁、如此作事之不法、自爲神事之違例、因之暗示咎徵、忽表神異、則知諸國致懈怠、府官不催行之故也、左大臣宣、奉勅、宜下知彼府以件日時造立、殊致謹厚、將以勤行、又諸國司致懈怠之輩、早錄名言上者、〇中略

長元五年七月廿日

〔玉海〕治承五年〇養和元年六月十五日庚申、此日被行造興福寺行事官除目、幷國宛定等、〇中略

陰陽寮擇申、可被造興福寺雜事日時事、

木作始日時　今月廿日乙丑　時午二點　若申

立柱日時　七月廿八日壬寅　時寅二點　若辰　立柱次第、先東、次西、次北、次南、

上梁棟日時　同日壬寅　時午二點　若未

依件行之

〔吾妻鏡脫漏〕元仁二年〇嘉祿元年十月三日庚寅、相州武州參御所給、當御所可被移於宇津宮辻地之由、有其沙汰、又可被立於若宮大路東頰歟之由、同及群儀云云、四日辛卯、相州武州相具人々而宇津宮辻子竝若宮大路等令巡撿、而始被打丈尺、隱岐入道行西爲奉行、十三日庚子、今日御所造營之

勘文被召之、天野外記大夫爲奉行、於御前令被閲其狀云云、擇申可被立御所雜事日時、

始木作日時

今月廿三日庚戌　時辰申

十一月七日甲子　時巳未

居礎日時

廿三日庚辰　時巳申

立柱上棟日時

十二月五日辛卯　時卯午

立柱次第、先酉、次東、次南、次北、

嘉祿元年十月十三日、陰陽權助安倍國道、擇申可被立御門雜事日時、

始木作日時

今月廿三日戊寅　時辰午

十一月七日甲子　時巳未

立柱日時

十七日甲戌

二十三日庚辰　時辰巳

二十五日壬申　時巳未

嘉祿元年十月十三日

十月卅日丁巳、戌剋於御所御地有大土公祭、伊賀四郎左衞門尉朝行爲奉行、　十一月廿日丁丑、於武州御亭御所造營事、連日犯土天一太白方有憚否、被經沙汰、於連日先例無憚之由、彈正忠季氏申

之可忌避之旨民部大夫康俊申之、是其說有之云云、 十二月五日辛卯、新御所上棟也、相州武州被監臨、隱岐入道行西、三浦駿河前司義村、後藤左衛門尉基綱、外記大夫等參上、事終、工等祿賜之、又政所幷御倉等被壞之、女房大納言局宿所、同上棟之儀有之云云、 十八日甲辰、宅鎭祭、親職、石鎭晴茂、七十二星兩條國道、厩鎭晴職等奉仕之、周防前司親實爲奉行云云、

〔吾妻鏡 四十八〕正嘉二年五月八日丁巳、尾張前司山庄、被新造檜皮葺屋已下數宇、五月營作之例、雖無之、將軍家依可有入御、終其功云云、

造屋儀式

〔紙上蜃氣〕匠家神祭之式

釿初式　柱立式　基固式　上棟式又云上梁式　棟上式　精鉋式　鍬初式又云鐇初式　搭樑立式　橋渡初式　讓斧式　木伐初式　土金祭　代屋　奉幣式　振幣式

地鎭

〔匠家故實錄 上〕地鎭祭之大意

凡神社佛閣の宮殿堂室、及び館舍宅屋の營造をなす事、先其發端に、地鎭祭修行を齋き調ゆべき事、最謹でこれを用ゆべきなり、〇中略且又宅地の構、四方位の設を布備ふる事に就ては、下土萬物を下建すの星神を祭るべき訣あるに依て、其地に淸土を敷て、黃赤白の幣廿八本を立て、廿八宿星神を祭り、敷土を星下の土に准へて、凶土を吉土に祭革るの式抔もあり、尙又四方に五行繩を張巡す事、及び作法の神供物調格等、種々舊例の次第有之事にして、尤嚴重の祭格なりと雖、記するに暇あらざるなり、

〔吾妻鏡 三十〕文曆二年〇嘉禎元年二月三日丙寅、於五大尊堂地、被始行土公祭、陰陽道相替、連日可奉仕之由云云、

〇按ズルニ、延喜臨時祭式ニ、鎭土公祭トテ其用途ヲ擧ゲタリ、蓋シ土公トハ地神ニシテ、道家

ノ祭ル所ノ神ナリ、

地曳

〔匠家故實錄上〕地曳之式禮
地曳の作法式は、地鎭祭終て而後に良辰を撰み、其屋敷地に於て、建物造營の場の形に竹を立て、細繩を張べし、建物何箇有之とし、同斷なり、扨地形中、凡中央の場所に祭壇を設るなり、

土突

〔嬉遊笑覽居處一上〕地をならし突堅むるを土突といふ、今どうづきといふは誤なり、又地突ともいふ、其土砂を運ぶを砂もちとて、大寺の造營には、信者ども助力するに、さま〲興ある事を催す、これを見物に出る者多し、これ京難波の習ひなり、いつの程よりともしらざれども、今宮祇園等の祭祀のにわかなどに、ひとしきさまもあるをおもへば、元文の頃より興ある事をばし出たるにや、江戸にも寶暦四年、三崎幡隨院建立に、土持千本突ありて、參詣群集せしとぞ、中略扨どう突と云しも、近時の言にもあらず、延寶中洛陽集に、石竹を、筒搗(どうづき)や日傭が庭の石の竹、如風といふ發句あり、

〔守貞漫稿三家宅〕京坂ニテハ、家宅ヲ造リ土藏ヲ建ル始メ、先地ヲ突堅ル也、江戸ニテハ土藏ヲ建ルニ行之、家宅ニハ巨戸ハ行之モ稀ニアレドモ、多クハ不爲之、此地ヲ突堅ムルヲ京坂ニテ地突ト云、江戸ニテ地形ト云、地形突ノ下略ナルベシ、中略京坂ノ地突ハ、石數箇ヲ柱下ニ突入ル也、江戸ニモ此京坂ト同ク、石ヲ突入ルモアレドモ、專ラ杉材ヲ栽ニ埋ム也、先地四五尺ヲ堀リ、此以下ニ長二間許ノ杉材ヲ突キ入ル也、其上ニ切石ヲ並ベ、其上ニ切石ヲ立ルヲ蠟燭ト云、其立石ノ上ニ又切石ヲ横ヘ、土藏ヲ建ル也、
三都共ニ、突之ニハ先杉材ヲ以テ足代ヲ作リ、其上ニ數人上リテ、ドウツキト云唄ヲ以テ、突入ル也、是皆手傳鳶ノ者ノ業也、
足代ノ上ヨリ大音ニ唄ヒテ綱ヲ引ク、其唄ヲキヤリト云、木遣ナリ、本字輿擧也、京坂ト江戸ト、其

木遣

唄及曲節ヲ異ニス、

〔番匠往來〕地形方、櫓胴築、勢遣ニ而二重胴築、大胴築、千本胴築、樽地形、船甲胴築、蛸胴築、指取胴築、勢備胴築、根切、十露盤、平地形、捨石、捨杭、捨臺、砂利入、切込、堅、〇下略

〔書言字考節用集九言辭〕木遣音頭

〔嬉遊笑覽一上居處〕世に木やりは、建仁二年、榮西上人人夫に下知して、我名を呼ばしめしより起るといへり、是とは異なれども、軍勢を指揮するにも似たる事あり、戴恩記に、六條本國寺を三好の軍兵かこみたる時、信長公一騎がけに駈付られ、小歌を作りてみづから音頭をとり、諸勢にうたはしむ、其歌に、織田のかづさは果報のものよ、一番鎗をつくほどに、しかも上意の御前にてと、三べんうたひすまし、八面の大軍を一追に突くづしたる事委しくみえ、又上京に城郭を築き參らせらるゝ時、大石の數百人にて引かぬるを、信長公さいを取て、たゞ一こゑえいやと聲を出したまへば、鳥の飛がごとく行けるとなり、何時も人の氣は、いさむといさまぬとに替る事なり、此人の御聲の大きに有し、御馬揃の時、丸が見物せし三條衣棚にて、なにとて先はつかへて行ぬぞとの給ひし御こゑ、東西南北四五町ほどづゝ聞えしと人みな申きとみゆ、豊臣太閤聚樂を造られたる時の歌は、尤雙紙に載たり、木石をひくにうたひたるにや、清正異風に出立て、大石を引く下知されたること、事跡合考に出、元隣が寶藏に、地突石つきは家居の始なり、其故に大聲を天にはり、酒を地にそゝぎて万歳をことぶき、人足あまた集りて綱をひかせ、唄ひ躍らしむ、誠に其唱歌も心あるかな、愛宕參りに袖をひかれしとうたふは、神を祈りて戀路をかなへ、水はわかいでと聲くはゆるは、作事につきて富饒を祝へるにやなど云り、輕口ばなしに、眞如堂の地突見物に行ける咄は、元祿十四年にや、今地突また祭禮の牛車を挽など、すべて木やりをうたふ、昔は木を牽に木やり、石には石引、かねにはかね引とて、各歌ありて、大麻などにも見ゆれども、必ず定りしに有べ

木造始
釿始

からず、大麻木やり歌に、けいひかぢやてつこの玄ゆ、(今もうたふ章歌なり)人倫訓蒙圖彙に、挺者(てこのもの)普請の場、又は大木大石を引動かす役人なり、鴟口を以て打立て引こともあり、是に依て鴟の者といふといへり、(木石を引に、下に木横をくはふ、これを挺と云、手木の義なり、)承應二年巳五月觸書に、鳶口てこの者云々、寛文五年六月町觸に、鳶口せおひかるこ持などあるは、其日雇の者を云なり、是然るべし、鴟の者とは、異稱にて聞へぬことなり、

○按ズルニ、木遣ノ事ハ、樂舞部小唄篇ニ詳ナリ、

〔嬉遊笑覽〕(一上居處)今番匠春の初に、手斧初の儀式あるは、吉書初などの例にならひしならむ、もといつにても、家を造りはじむる日を、手斧初といふなり、

〔匠家必用記〕(下)釿始之神事

釿始は、宮造り家造りの始、萬歲をたもつの基なれば、別てめでたき神事也、番匠たる人、禮服を著し、職神を祭り、神酒、鏡餅、肴等の祝儀物をさゝげ奉りて釿始すべし、一書に、釿始に唱ふる文有、佛說の眞言をもちゆといへり、是等のことは天竺にては左もあるべし、日本にては大に忌事也、天照太神の御託宣にも、屛佛法之息、崇祭神祇とあるを、今更おもひ合すべし、總て釿始の前日當日、萬事不淨を遠くべし、宮造はいふにおよばず、家造りとても、愼を第一とし、喧嘩口論等相互にかたく禁べきことなり、

〔匠家故實錄〕(上)釿初之式禮

釿初は、所謂木造初なり、是其造營木匠の發端なれば、殊に諸事叮嚀を盡して、謹み行ふべきの佳例祭式なり、勿論匠長嚴重に別火潔齋して勤むべし、凡神壇の設格、廣前用木の飾付等は左に圖(○圖略)するが如くなり、

祭神

天目一箇命　手置帆負命　彥狹知命　思兼命
天兒屋命　太玉命　句々廼馳神（木の類の祖神なり）

右七神御座、高案に七本立の幣を置て疊とす、同前に榊立を置、榊數本に木綿幣を切掛て立べし、同御座案の前に五行幣を置なり、又

天神地祇　聖德皇太子

右拜し奉るべきなり、○中略

同式禮

式禮の次第は、先匠長（香匠の頭領者）廣前に著座、（著座の次第、地曳の禮式に響る事なし、）匠長及び祓司柏手、同音に中臣祓五返（或七返、又は三返、二返、其餘數祓、意に任す、）次に三種祓八返、扨勸請式なり、次に供物役者三人、一人は廣前に在て請取饌ぶべし、一人は御供物棚に添居て取て渡すべし、一人は間に居て步み運ぶべし、悉く饌へ終りて、匠長座しながら神供にむかひて、兩手を掛て饌ふる如く爲すべし、次に拍手、（所謂神供の次拍手なり）に神供祝詞を申べし、（神供祝詞の文は奧に見るべし）次に左右左の奉幣、次に釿初の祝詞なり、

釿初祝詞

謹美謹美惶禮美惶禮美氐宣す、掛麻久毛畏幾神代乃昔古、天目一箇命鐵匠乃業乎初給比、雜々乃刀斧及比鐵鏵乎鍛造給布、故匠家仁用布留刃調度乃初禮留事乃祖神仁所在す、天兒屋根命、太玉命、磐戸乃前仁張引給比多留端出繩乃正直奈留乎綠登志底規矩準繩乃道波起禮利、諸乃匠業乃廣大奈留造榮業乎初端仁慮利定留波、思兼命乃神德乎蒙禮利、匠工乃業乎勤留事乃濫觴波、天孫降臨麻世之御時、日向高千穗乃峯仁於氐、始氐瑞殿乎造建麻壽剋仁手置帆負命、彥狹知命、意乎合氐、目一箇神乃鍛比給邊留神斧乎以、大峽小峽乃材乎伐氐、宮柱太敷立、葦乎用氐屋根乎覆比、榊檜乎以四壁乎圍給邊留事與利曾初利奴、中古八耳皇子、普久木匠乃規用乎全字之教示志給比太留

與利、今乃世乃業滿具留番匠乃道波成禮利、故其御神等乎番匠家作乃祖神登敬比奉留、今此御神等乎敬比祭利奉利、且天地登共仁常磐堅磐仁御國乎護利在座す、國常立尊、天照大神、且當所氏地守護乃御神乎敬比拜美奉利氏、廣前仁種々乃御食滿饌邊氏、平氣久安氣久聞食世止稱詞覺奉利祈禱利申す波、當布地乃住主何姓何某此所仁住家、或何々建物乎造建武爲仁、今年今月今日乃良辰乎撰氏、木造乃釿初乎營志奉留、故木匠何某謹美謹美氏齋戒勤目申す、各御神等乃御威德乎以、今日乃木造初以後乃諸乃造作營建、安具加仁成就氏、住人開運、家門長久、吉祥如意奈具奉事乎惠美福比護利給倍止謹美謹美惶禮美惶禮美氏申す、

年號月日　　　工匠何某謹白

右稱へ覺りて再拜す、次に初釿の式なり、

〔榮花物語十一、莟花〕三日ありて、やがて内裏つくるべき事、おぼしをきてさせ給、(中略)この四月、みあれの日より、てをのはじめて、來年の四月いせんにつくりいださゝらんをば、つかさをとり、くにをめしかへしなどせさせ給ひ、その程につくりをへたらむあらば、にんをのべ、くらゐをまさせ給ふべきよし宣旨くだりぬ、

〔榮花物語十二、玉村菊〕殿は小二條どのにわたらせ給、この殿は、やがて八月よりてをのはじめせさせ給て、來年の四月いせんにつくりいづべきよしおほせ給て、國々の守ひとつゞゝあたりて、よるをひるにていそぎのゝしる、

〔番匠往來〕凡番匠取扱文字、(中略)釿始、木造始、鍬初、地祭致シ、家作ニ用、木品を撰、

〔三代實錄十五、清和〕貞觀十年二月十三日丁丑、始造應天門、大祓於會昌門前、乃下斧斤焉、

〔日本紀略四、村上〕天德四年十一月廿八日甲子、内裏木作始也、先於建禮門大祓、巳剋被告申内裏造作事於柏原(桓武陵)後山階(醍醐陵)也、

〔小右記〕寬仁三年七月十七日壬申、入道殿〇藤原道長忽發願、被奉造丈六金色阿彌陀佛十體四天王、彼殿東地、京極東邊造十一間堂可被安置、以受領一人充一間可被造云々、從昨始木作、攝政頼通〇藤原不甘心云々、

〔長秋記〕長承三年八月廿一日戊戌、鳥羽御經藏事始、〇中略今日吉時巳時也、仍召修理所工安季、仰可始木造之由、家成安季著布衣取鉞始之、依隔林不委見、

〔吾妻鏡三十〕文曆二年〇嘉禎元年正月十五日己酉、五大尊堂門木作始也、來月十日依可被立堂舍、先有此沙汰、周防前司親實、攝津左衞門尉爲光奉行之、

〔在盛卿記〕長祿二年十二月五日乙未、今日辰初刻、上御所御作事御事始也、爲御見物御所樣〇足利義政渡御、上之地一條西行、室町北行向、到四足門邊、自御輿板ゴシ也下御、〇中略及時刻御大工東帶四位袍進寄冠木之南、三拜下、斫三度、三ヶ所被下御馬、月毛退出、次檜皮大工參入三拜、又被下御馬、月毛次壁塗參入三拜、同被下御馬、月毛

淸鉋

〔匠家故實錄中〕淸鉋キヨカンナ之式禮

淸鉋の式は、凡木造初より以來、造工成し置る所の用木を改て、淸め淨むるの式禮なれば、宮殿及び神社佛閣等造營の節は、殊更に諸事を潔く調へ、堅く不淨を遠ざけて、匠長は勿論、役を勤る輩抔も、謹て別火潔齋して勤むべきなり、又俗家造建の節といへども、必謹りに爲べからざるの式禮なり、尤其造營の用木の作事、棟及び柱まはり桁垂木等出來の上、作事假屋を掃淨て、荒薦を敷滿、其上へ毛綿を敷、先一番に梁木、次に母家柱、次に母家の左右の柱を並べ置なり、都て用木七箇なり俗家造建の時は、梁木の次に大黑柱を置、次に重柱五本を並べ置べし、是又都合用木七箇其向ふ正面に神壇を設べきなり、

祭神

速佐須良比賣　級長津彥命　級長津姬命

此三神御座案の上に三本立の幣を置て、中の一本は少し串を長くして幣を大に作るべし、是速佐須良比賣の神璽なり、次の二神左右の幣を神璽とす、以上三神は風水の祓の御神なり、〇中略

式禮

匠長（番匠頭領）及び鉋役二人（或一人）禮服を著して、匠長は盤座へ著座す、鉋役各同後の左右に著座す、次に祓司其左右に著座するなり、各拍手中臣祓、次に三種祓、（數返）次に勸請式、（或神祇降臨の拍手而已にて略す）次に役者供物を饌ふ、饌終る刻、匠長盤座に有ながら立て供物に向ひ、兩手にて饌ふる如くにす、次に拍手、神供、祝詞、拜、次に清鉋祝詞なり、

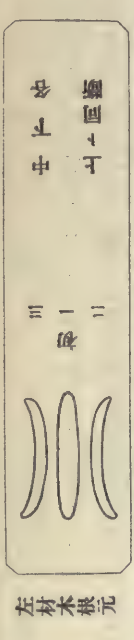
清鉋祝詞

謹（美）愼（禮美）氏申す、神代乃古祖神乃神敎（志）給（比多留）木匠乃道（乎）世々（仁）傳（逸）天、齋（崇）造（禮留）棟柱諸乃作木、其初山林（仁）生（多留乎）、斧出（世利志與利）以來乃荒振穢不淨（乎波）、畏（崇）御神乃御威（乎）以、級戶乃風（能）吹掃（布）事乃如久、日向乃小戶乃橘乃檍原乃三乃瀨乃、甚（毛）早（崇）潮以濯（崇）淸（武留）事（能）如久、祓（比）給（比）淸（女）給（逸）登申（壽）事乃由（乎）、御神等聞（食）登申（壽）、

次に歌

はらひたつる愛も高間が原なればはらひすつるも荒礒のなみ　二度吟之

右稱へ終りて再拜、次に梁木より初て清鉋をかけ次第に鉋すべきなり、且都て一箇の材木下三鉋、中三鉋、上三鉋と九鉋宛なり、最一所三鉋宛中を初に直に削り掛、次に左、次に右と當べく、且左右の鉋は、



各元末を外へ斜に

水の字に象りて削り掛べき事、左に圖する如くなり、(尤釜鉋ハ不用、栩鉋用之、)右の式終て又廣前に著座して、一切成就の祓七返唱之、扨柏手を鳴して御供物を下げ、神送して滿座に及ぶべし、件清鉋の役、匠長自ら勤之事あり、或梁木而已匠長、餘は脇役に勤しむる事あり、或匠長より鉋を取てこれを渡して、脇役に悉く清鉋せしむる事もあり、其時の意に任すべきなり、

柱立

〔倭訓栞中編十九〕はしらだて　皇明通記に、建極殿竪柱とみゆ、蓋竄龍伏をよめり、

〔類聚名物考宮室二〕柱竪　はしらだて

家を造るに、初て柱立る日を、事の始としていはふことなり、それより中比を上棟といひ、終りを落成といふなり、

〔玉手襁七〕神また皇の御殿には、殊に大なれるを眞中に立て、此を齋柱とも、心御柱とも申せり、○中略 また神宮に其柱を立る趣は、延暦の内宮儀式に、新宮造奉る事を載せる條に、正殿を造り奉るに吉日を撰びて、まづ山口祭ありて、次にその心柱を造り奉るに、吉日を撰び、内人たち杣入して木本祭を行ひ、(木本祭とは、今伐る木の本を祭るなり、杣入とは山入と云が如し、)其忌柱を造り畢て、杣より出し、御前追つゝ運來りて、正殿の地に置き、次に吉日を撰び、地鎭祭あり、畢りて後に新宮地の草刈始て、宮地を穿始め、畢りて、大物忌といふ内人、まづ忌柱を立始め、然後に諸役夫らに、其四面の柱を立しむ、是謂ゆる御柱立の行事なり、なほ種々重き御式ども有り、(委しくは本書の解に就て見るべし、)抑この御柱のこと、猶古書等に、心御柱、一名忌柱、一名天御柱とも有るに依りて考ふるに、神世の初めに、皇祖二柱大神の、大地を修理固め給ふに、天津神の賜へりし、彼御矛を國中の御柱と突立給ひしかば、大地は是によりて稍り堅まり、斯くて地上に出たる所を、天御柱と見立まし、其を中央の柱と爲て、八尋殿を造立たまへり、是殿作りの始めにて、此を左右に往廻りて、御夫婦の堅めし給へる禮式ありて、國生始め給へるを思ふに、神宮また皇の御殿の中央に立る柱を、齋柱、天御柱、心御柱と稱ふる事は、卽チこの神

世の由緒に因循ひ給ふ御式なること著く、そは御柱のみならず、其宮作り、また其に效ひ給ふことゝ申すも更なり、皇祖二柱神の八尋殿を化立まさし事、なほ古史第五段の傳に委く云るを見べし、さて神宮及び天皇の御殿のさか有しかば、御子たち臣等は更なり、國造八十伴緒の家々、庶人の家居も、また其狀に效ひ作りけむこと、今世にも諸國の百姓までも、故實のまに〳〵、大極柱を立て、其を重しき事にするを以て知べし、江戸などの如く、繁花なる土地にては、漸々に故實を忘れて、新規に移り替る事ども有れど、田舍には凡て然る類ひの古風は殘れり、

〔拾芥抄下末諸事吉凶日〕造作事〇中略

竪柱次第

春南北東西　夏北南西東　秋東西北南　冬西東南北

〔匠家故實錄中〕立柱之式禮

立柱の式は、其造作建物を營立るの初なれば、諸事忽かせにすべからず、且四季に應じて、柱を立初る次第の順あり、春季中は南方より初て、北方東方西方と立るなり、夏季中は北方南方西方東方と立る、秋季中は東方西方北方南方と立る、冬季中は西方東方南方北方と立るなり、尤其前程の良日に柱を立組置て、當日に至り、立初の柱の傍近き場所にて、天星玉女の方に向ふて、拜するの勝手に神壇を設て、扨立柱の式の刻には、右四季に應じて前後ある順に遵ひて、立初の柱より次第に轄を打堅むべきなり、

〔匠家故實錄上〕龍伏之式禮

地礎の次第は、先其月の生氣の方より初て柱石を礎夫より順に右旋り礎行べし、尤其生氣に當る方の礎の元に祭壇を設、又外に一所祭壇を設て、兩所に御供物を具ふるなり、

〔柳菴雜筆二〕簠簋內傳に柱立に龍伏の次第の事

春　頭西三　腹南一　足東四　背北二

夏　頭東三　腹北一　足西四　背南二

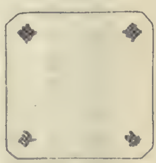
秋　頭南三　腹東一　足北四　背西二　多　頭北三　腹西一　足南四　背東二

右必心得べし云々とあり、下に吉凶を注せるが、信難こと多ければ、強て證發せんとも思はざりつるに、山城國葛野郡の眞言教寺に、德治二年の上梁文ある堂の修理すとて、屋を發き見れば、柱ごとに、頭又は腹足背の字を題せり、件の龍伏の義にや有んと知るれば、執事の僧を語らひ、柱の

德治二年營造虛空藏堂柱題字



未申の隅の柱



戌亥の隅の柱

此並の柱皆この字あり

此並の柱同じ字形なり



辰巳の隅の柱

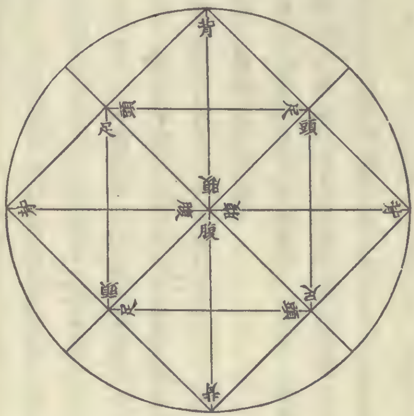


丑寅の隅の柱

並のまゝに寫し取て見れば、右の如し、柱の標(め)を審に校れば、皮付の方を外になし、構(しん)を內へなしたり、依て簠簋の鈔を考ふるに、春とは戌亥の隅なり、腹南一とは、腹を辰巳の隅に當て一とする也、然すれば背は戌亥の隅にて二、頭は未申の隅にて三、足は丑寅の隅にて四となれり、夏とは辰巳の隅なり、腹北一とは腹を戌亥の隅に當て一とす、餘の二方推て知べしと見ゆ、(此柱の圖と、德治の柱の題字と校定すれば、爰に春と云は冬にて、冬と有が春なるべし、何となれば、春と云は東にて、背を丑寅に當、冬と云は北にて、背を戌亥に當べし、卽是夏と云は南にて、背を辰巳に當、秋と云は西にて、背を未申に當ると同意なり、然して見る時は、腹と云字何も中に當れり、)今虛空藏堂の柱の題字に依て考定して、始て龍伏と云は、柱



の陰陽に准じて是を竪る法なるをしる、其後又紫野の禪院にて、榾柮の榍に、圖の如く墨を打て、



腹背頭足の字を記したるを見る、是即材を挽割前に、兼てかく題し置、柱と成て竪るに臨て、此字に就て方位を定むれば、自然龍伏の法に合ふと知れたり、山城國葛野郡栂尾の石水院は、後鳥羽院の御學問所なりしを承久大亂の後、賀茂神主能久、賀茂社の後廿餘町に建立せしを、貞應二年の秋、栂尾に移し立しなり、今天保甲辰に至て六百廿二年に及ぶと云ども、草創の舊にして、古色蒼然たり、柱の位置、龍伏の法に合ひつれば、斯の如く若干の年を經れども、頽壞に至らざるか、院内の舊記に、當寺鎮守以下修造奉行事、被仰付入江坊畢、就其所々鎰、閼伽井坊被預置分可被執渡彼坊之由被仰出候也、仍執達如件、永享十十二月廿六日、貞親判私云伊勢伊勢守　爲行判、栂尾寺僧御中と云文一通あり、又棟札に、當社頭御修理事、自公方上葺以下被沙汰了、於事始者、永享十年十二月廿六日也、公方奉行四人登山也、同十一年正月十六日より造營也、毎日奉行一人宛登山

於寺家事者、眞譽被仰付了、十二月廿六日、藏主職事眞譽に、爲公方被御奉書成下了、面目至也、番匠大工家國、檜皮大工三郎太郎とあれば、永享に普廣院殿（義敎公）の仰に依て、上葺修理ありしと知る、（此後永正天文寛永に修理ありし由も見ゆ）是に次て、鹿苑寺の金閣、究竟頂は應永四年四月十六日柱立ありつる由、本寺の古牒に見えたり、長曆を以て推に、十六日は、戊戌にて、安家青標紙に柱立吉日とあり、此柱黑漆にて標（しるし）分明ならねども、第二重潮音洞の柱、第三重法水院の柱を見れば、共に龍伏の法に依て、材の陰陽を別れしこと、全く石水院と同じ、應永四年より今年迄、四百四十八年に及と云共、儼然たるものは、木匠の道を盡せしが故なるべし、然るに近き世の修造は、材の陰陽を論ことなく、但其標の良否を擇ぶ、去ば材の向背强弱均からざれば、風雨霜雪に濕り、烟嵐靄霂に侵さるゝに至て、枯頽椽朽、久きに勝る能はず、木匠の道に明かなる人絕たればにや、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中
先祭七日、鎭大嘗宮齋殿地、（○中略）鎭畢、二國童女各執著木綿賢木、刺神殿四角幷門處、訖執齋鍬、（別四柄）始堀殿四角柱坎、（坎別八鍬）（以布袋、若以木綿、）然後諸工一時起手、

〔續古今和歌集七神祇〕文永二年八月十五日夜、內宮の御はしらたてにあたりて侍ければよめる、
荒木田延季
宮柱たつることよひの秋の月まだいく度かめぐりあふべき

〔宇野主水記〕天正十四年六月廿八日、御影堂柱立、但三日以前ヨリ連々ト柱ヲ立テ、當日ハ儀式ノ體也、コウリヤウノ上ニ、棟ノ小屋ガマヘト云コトヲシタル也、是ガ柱立也、御祝義素麵御酒樽ヘ被下候上得ヘハ、晝之時分供御ニテ御盃マイル也、

〔皇大神宮文政正遷宮記〕文政十二年己丑二月朔日、辰剋御立柱神事、（○中略）工老四人罷出、一拜之後、各槌を持て、先中央の柱を打三度、次二人宛出て、四方柱を同時に三度打、（如御鍬時）右畢て、中央柱御前

にて供物、凡九獻、畢各三拜、次工老一人作所の前へ蹲踞、申神事畢之由、○下略、

〔書言字考節用集 八言辭〕上梁（ムネアゲ） 上棟（同）

〔梅園日記 二〕上棟

梅窻筆記に、棟上の時、大工の衣冠するも古き事也、玉海、承安二年二月三日、建春門院新御堂上棟、上棟、大工束帶、自取麻昇屋上、とあり、按ずるに、又棟上に弓矢を用るも、ひさしきわざ也、竹林抄、雜連歌上に、弓矢にあまたえる事ぞある、宋砌、棟上に時日をとるははかせにて、と付たり、古畫には、眞如堂緣起に出たり、又秉穗錄に、文體明辨に、上梁文者、工師上梁之致語也、世俗營構宮室、必擇吉上梁、親賓裹麪、今呼饅頭、雜他物稱慶、而因以犒匠人、於是匠人之長、以麪拋梁、而誦此文以祝之、と、棟上に餅をなぐる事、今も同じとあり、又按ずるに、上棟に餅をなぐる事、皇朝にてもふるくありし也、時房公建内記云、正長二年七月十日、淨華院佛殿上棟也云々、今夜自寺家送餅已下祝著之物、賞翫祝著了、と見えたるは、餅は拋たる殘りにや、一友人問云、唐土の上棟にも餅を拋る事、秉穗錄に見えたり、又錢を拋る事もありや、答云、只似たる事あり、明の葉盛が水東日記云、嘗見兵後復守獨石等八城人家、瓦屋中脊無不斷裂、蓋流俗、凡建宅第、中脊中或置銀錢故也、張居正が太岳雜著云、皇城北苑中、有廣寒殿、萬曆七年五月四日、忽自傾圮、其梁上有金錢百二十文、蓋鎭物也、上以四文賜余、其文曰至元通寶、按至元、乃元世祖紀年、則殿搆於元世祖時、清の李玉臚が蚓菴瑣語云、秀水鄕民、張姓者號新發、張邑之豪族也、子孫貧落、祖遺大房、售與郡官盛姓諱萬年、拆卸時、棟下獲銀錢四枚、上鐫富盛萬年字、蓋張氏祖建房時、特鐫是錢、鎭壓柱礎、欲其富盛久遠之吉語耳、詎知已符盛官之名矣、數之前定如此、石成金が傳家寶多能集云、造住房、安中柱法、住宅主房、必要中柱著地、不可造架柱、其廳房則不拘、柱之上下、共四處、可各留小空隙、於竪柱日安放銀錠、主招大富、此錠不拘輕重、只要一樣四整錠、など見えたりと答たりき、後に新渡の宋の李攸が宋朝事實を見しに、錢と餅を擲たる事を記せり、彼書道釋篇

云、大中祥符元年、建二玉淸昭應宮一、大初紫微殿寶符閣、上梁日、皆親臨讙、其日大合樂、工人以二文繡一裹レ梁、金飾木寓龍負二之輅一以昇、伶官讀レ文、其上設二機木一、散擲金錢餠果、修宮使以下、及營膳掌事者、賜以二衣帶金帛一有レ差、從官咸賜二衣服金犀帶一、又ふるく唐僧不空が表制集卷三に、大曆八年十二月廿日、恩賜文殊閣上梁讌餠見錢等物謝表に、文珠閣、先奉二恩命一取二今月十四日一上梁、天澤曲臨、特賜二千僧齋飯、上梁赤錢二百貫、餻餠二千顆、胡餠二千枚、茶二百串、香列湯十甕、蘇密食十合、梨甘橘子十五箇、甘蔗卌莖一、と見えたり、

〔膾餘雜錄五〕上梁文自二唐季一始、凡建二宮殿一上レ梁之時、頌二美作室之意一、而書二紙以置二梁東西南北一、見二剪燈新話、及文天祥集一、國朝建二神廟佛堂一、書二檀越主名、暨功德於札一、而釘二棟梁一、相州建長寺虹梁銘、宋隆蘭溪乎時賴（號二最明寺一）書、

〔匠家必用記下〕棟上の事

棟上の神事入用の品は、國々にて少の違はあれども、大凡古代の法を考用べし、先棟上には、前日より心を正し、不淨を禁め、當日早天に沐浴して淨衣を著し、麻上下を著して、棟木を擧べし、槌の打樣別義なし、俗說に槌の打樣、福德壽命長久と唱、三槌打といへり、諸書に據なし、信用するにたらざること也、兼て棟に棚をかまへ、天神地祇を祭り、幷番匠の神の御神名を板に書て、大幣の中程にかけ、松榊を以て飾べし、神社は極て東向南向也、俗家は西向北向たりとも、東向南向にして神を祭るべし、

〔匠家故實錄中〕上棟之例式

凡上棟の式は、造營成就の佳節にして、是第一の大禮式なり、最諸事叮嚀を盡し、嚴密に調ゆべきなり、殊殿造神社佛閣、或大家等の上棟の節は、先吉辰を撰んで、棟を上るの造作を成し置、續て吉辰を撰んで上棟の神祭、及び槌の式を行ふべし、又小家造建の節は、當る吉辰の早朝に棟を上て、

同日に神祭槌の式等を調る事あり、全體是本意の事なり、併其節の勝手に任せ、都合宜きに隨ふべし、勿論式禮の當日而已吉辰を撰み、前日に吉辰凶辰を撰ずして棟を上置事は不可なり、尤兩日とも吉辰續く日並ならば用ゆべし、右上棟の式祭禮、本式作法、中略式、略式の調格、各場所の飾付等、左の圖の通なり、尤大概叮嚀を調ふるの節は、屋上と柱根と、兩所にて祭壇を設る事定例なりと雖、略々式にては、一所に於て兼祭るとも可なり、勿論其造營の大小、主方の分限に隨ふて、相應の式禮を用ゆべきなり、

〔萬寶番匠往來〕偖又、上棟之式者、眞草行之格有之候共、都而水緣象、弓矢者、蟇目之鏑、雁股、五行之幣、玉女壇捧幣、四方堅、聲掛矢倉千歲棟、萬歲棟、永々棟或者陰材棟、陽材棟、納棟與打堅候事、天長地久之礎、萬代不朽之柱建、誠に目出度覺候、

〔本朝世紀〕寬和二年三月廿二日庚寅、此日午二點、武德殿柱立上棟、

〔日本紀略十一條〕長保二年三月廿六日癸卯、內裏殿舍堅柱上棟、

〔榮花物語十一莟花〕としもかへりて長和三年に成ぬ正月一日よりはじめて、あたらしくめづらしき御ありさまなり、〇中略三日ありて、やがて內裏つくるべき事おぼしをきてさせ給、そのおりの修理のかみには、皇后宮の御せうとのみちたうのきみ、南殿つくるべくおほせらる、もくのかみには、この宮の御、めのおとこ、中務大輔ちかよりとありし君を、このつかさめしになさせ給へりしかば、せいらう殿をばそれつくること、殿をばたゞ受領をの〳〵、みなつかうまつるべき、宣旨くだりて官の使部原國々あかれぬ、この四月みあれの日より、でをのはじめて、來年の四月いせんに、つくりいださゞらんをば、つかさをとり、くにをめしかへしなどせさせ給ひ、その程につくりをへたらんあらば、にんをのべ、くらゐをまさせ給ふべきよしの宣旨くだりぬ、かくきびしくおほせられしかば、まづちかき國々、南殿清涼でんなどは、みな四月むねあげんとす、おほやけ

ごとは、ことなるものなりけり〳〵と、あざみおもふべし、

〔扶桑略記〕三十九後冷泉天喜二年四月十二日甲辰、竪柱上棟、

〔經信卿記〕治暦四年十月十日、今日大極殿棟上也、辰剋參入、○中略裝束之體如木作始日、但東母屋東方切懸內曳斑幔、上達部參會後居饗、侍從役之、所司儲膳、一獻、伊房其後居汁、次國司獻汁物菓子、三獻、師賢上卿召辨被問剋限於陰陽寮、申二點也、仍令打鼓、依雅樂寮不參、使召近參、或重打之立柱、行事辨史國司等起座行事次給饗饌於工匠等、大工之人束帶次巳剋上棟、大工令持小幣井瓶、共參座上了、次打鼓、正助參會打之次召大工幷長三四人、給行事所祿、史生役之大工絹三疋、裹紙長疋絹歟、次又國司給祿、於壇下給之、大工裝束一襲、被鞍馬各一疋、長未給馬給卅餘疋之間、上卿被示之、今朝仰云、國司祿法過差、云可制止者、示案事不雙之由令申、其申所牽馬也、及數十疋、早可停止之、不殘了、其後廻見大極殿幷小安殿昭慶門等、被出了、今日國司祿法、不似公事歟、

〔東寺塔供養記〕應德三年八月十八日癸卯、今日午剋被上東寺塔棟、○中略召左兵衞志多助忠、令擊鼓、大工恒行是永以下率雜工、先立同塔心柱、上達部以下幷本寺長者定賢僧都以下、人夫相共引綱、工等散供如常、又給祿有差、大工被鞍馬一疋、幷裝束一具、長上絹、列工、布於右府御宿所上達部以下被羞小饌云々、

〔殿暦〕永久五年正月廿四日、今日法成寺南大門棟上也、仍巳剋參法成寺、○中略爲隆申云、剋已成了、仍早仰可立柱之由、此間同阿彌陀堂南廊南妻立大鼓、行高左近將監打之、立柱了之後、余以下同堂參佛前、頃之後以同剋限巳申剋成了、如初打鼓上棟了、法華堂南廂故筵ヲ敷召工大工等三人、著束帶著座、大工三人給被物、諸司允取之、殘祿等隨身下家司等取置座前、其後退出、

〔長秋記〕長承三年八月十二日己丑、相具師仲、參女院、令申云、明日法金剛院御塔御經藏等之可立柱上棟也、　十三日庚寅、午下參法金剛院、○中略大工著束帶、取幣渡御車前、進昇階下、木工召之昇上、此間右近將監多近方大鼓ヲ押マロバシテ持來進御車前、先亂聲、次一兩度鼓、此間御塔立心柱立張弓、又御經藏渡棟木、四面廊棟皆渡了、此後召工下給祿、木工國末馬二匹、一置鞍也、被物裝束八丈絹色々

布等、御經藏工夫鞍馬一匹、其外如ㇾ前、木工三人許、被物布、檜皮工、壁渋、石造三人馬、被物布、

〔百練抄 八 高倉〕承安元年十月八日、今日東北院上棟、(巽角傍池畔建二立一間四面精舍一、安二置丈六阿彌陀像一、)

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿三年(○安貞元年)七月廿六日癸卯、納殿上棟云云、

〔吾妻鏡 五十一〕弘長三年六月二日庚戌、東御方小町亭柱立、去四月十六日假棟、今日上二梁棟一也、

〔當社御造替日記 下〕一應永十四年丁亥十月二十九日、(午刻)立柱上棟(○春日)有ㇾ之、マヅ番匠達ニテ、御殿ノ御ムネノ東西ニ弓矢儲ㇾ之、沓形餅三、折敷御ムネノ南北ノハシニ中三所ニ置テ、折敷ノ上ニ白布一端宛シク、御ヘイ殿別ニ四本宛、(チギノ浦ニ結付候)五色ノ緒懸テ、弓ハ御ムネ南北ニ向合テ付打候、檜物ノテウシヒサゲ南北中ニ一所ニヲク、桶ニ酒入テヲク、チワヤヌノ一タンヅヽ、紨一タンヅツアリ、

大工國氏、ソクタイノ上ニチワヤヲ著ス、御幣二本ヲモテ、一御殿ノ御前ニテ、四方ヲ拜ミテ、三度拜ス、筵ノ上ニ口ヲシク、

次殿大工　東タイ同四方ヲ拜ミテ、三度拜シテ後、布衣キタル工、御ヘイヲ取テ、御ムネノ中打付候、同布衣工二人、上戸酒ヲ手向クル、次長、(布衣)キル三度アツミスル、二三四御殿同候、次鳥居上棟アリ、先番匠ノサタニテ、沓形餅三、折敷カサギノ上ニ三トコロニヲク、ヲシキニ紙ヲシク間、口一人現由工等ニ、社家ヨリ御下知ノ處ニ、則時ニ取替、白布ヲ敷ス、東西ニ御幣二本宛置ㇾ之(五色ノ絹ワメ等懸候)カスガキニテ打付候如、御殿テウシヒサゲ桶モヲク、次ロウモンノ下ニテ、總大工國氏御幣ニテ四方ヲヲガミテ、三度拜シテ後、工一人御幣ヲ取テ、カサギノ中ニ打付候、又工二人ノボテ、酒ヲ三所ニ手向候、アツミヲナシ、

事終後、八講殿ノ東庭上ニ立ナラブ、

次檜皮大工守次、(東帶)一ノ御前エ參、一御殿大同參、次布衣工一人、ヒワダヲ殿別ニ三束宛結付候、

工一人宛、四殿ニ上テ結付マイラスル、次マイドノ、北、リンゴノキノ本ニ北向テ立、次同所ニカベヌリ工祇候、大工ハ布衣、連ハ淨衣ナリ、

祿物事　總大工國氏

鞍置馬一疋　裸馬一疋　被物一重　紺ヌノ十タン　シロ布廿段二度ニナクル　平裹一

總引反一御殿大工

ハダカ馬一疋　被物一重　白布十端

二御殿、三御殿、四御殿、大工ハ同、之長四人、

被物平絹一卷　白布五端宛

四人ナガラ同樣ニ給候

次フキノ大工守次

馬一疋　被物一重　白布十端

引頭

被物一重　白布五端

次壁塗大工友淸

馬一疋　被物一重　白布十段

引頭　長

單絹一領　白布五端

〔徵古文集山城甲〕高神社文書

高神社修繕算用帳

山城國綴喜郡多賀鄕總社

大梵大王上葺之事〇中略

一永正五戊〇中略正月八日辰剋　口如　祝口

土公神祭同巳剋

一同九日未剋棟上。。

祝三百文　白酒一斗代六十文　白餅三十六文散米三升一升十文

鋼一懸五十文　綿五十文　眞緒二十文　小紙十三文　土器十文　已下少々

桶一十六文　杓一枝五文　銚子一十文　提一十文

代物合二貫四百七十六文〇中略

永正六年己巳十二月廿一日　時奉行朝慈尋海

〔宇野主水記〕天正十四年七月十九日、御影堂御棟上、卯辰剋、御儀式別ニ注レ之、今日參詣衆群集、

〔柳營秘鑑追加人〕日光御宮眞之御上棟之次第

上棟、眞行草、眞は大工棟梁五位之衣冠、行は大紋、或は布衣、草は素袍著用也、其餘長上下、半上下著用、眞之御上棟於二關東一は寛永十一甲戌年、日光御宮御造替之節、并明暦年中江戸御城御類燒後、御普請出來之節、都而二度也、

寛延三庚午年、御宮御修復被二仰出一、〇中略

寶暦三丁酉年御出來也、〇中略此時御上棟之式は、眞の御上棟可レ仕旨被二仰出一也、

御上棟に付、御宮御拜殿正面に、玉女壇とて、八尺四方の壇を取立、并御棟棚迚、高貳間に三間四方の假棟出來、四方堅迚、御宮御本社御濱椽之四隅に、飾もの備物をいたし、誠に善美盡したる事也、御拜殿西の御間に御門主御著座、東の御次に堀田相模守、并御手傳松平阿波守著座、御庭上において大工方のもの、御斧始御上棟之式相勤也、〇中略

右著座相調候節、大工大棟梁（辻内豊後 大谷甲斐）衣冠、幷數輩之番匠共、御殿地埋御門より仁王御門通御拜殿階下迄行列參向、其外諸棟梁行列之跡に付、棟之槌四方堅之番匠（布衣）御唐門（江）入、右に付御棟札持番匠御唐門前（江）來候節、御大工頭（大柳八左衛門）御濱廊下（江）出向行列揃候を見屆、直に御正面漆階段を上り、西之方御切目緣、著座、夫より引續御棟札持、幷玉女役（布衣）振幣持兩人（布衣）御拜殿（江）上り、玉女壇へ入、此時庭上にて大棟梁御釿初之式有之、御棟棚四方堅之番匠は、御本社四隅御棟棚において御上棟之式有之、其外式書之通相濟、御大工頭御切目緣中程迄被出、御目付出向、御規式相濟候旨、總奉行（江）申上有之、西之方御切目緣（江）御目付歸座、直に總奉行御拜殿中程（江）著座、一色周防守、御大工頭に差添、御切目緣へ被出、其時拜領物白銀廿枚被仰付候旨申渡有之、御大工頭御濱緣へ退、御殿番（高木善九郎）銀臺引之、右相濟、御門主御退參、引續總奉行御手傳以下退散、御假殿へ參上、各拜禮有之、總奉行御手傳、御勘定奉行、日光奉行、兩御目付神酒頂戴、其餘は神酒頂戴無之、右相濟て、御門主御歸坊、總奉行御手傳退、○下略

〔大成殿上梁の私記〕ころは寛政つちのとのひつじのとし○十一年也、昌平坂の大成殿重修落成す、○中略かくて上梁の式行はるゝ事は、十月廿二日辰の刻と掟てたり、やつがれ○藤原安辰も始より此事にあづかりぬれば、けふもまかるとて、寅の半計り宿りをいづ、月のひかりきら〱とてりわたりて、空いとはれたり、凡かゝる式おこなはるゝ日は、むかしより天氣は極てよき也と、かねて匠工どもいひしとなむ、むべなりけりと思ひあはせらる、卯のつゞみうつころ、かしこにいたりぬ、御高門は御先手武藤安徵（庄兵衛）警衛す、かなたこなた幕うちめぐらし、つはものゝ具どもあまた立ならべたる、いとおごそか也、大成殿の廻りは、御徒の頭堀定成（求馬）まもれり、門の右のかたに、高さは九尺計りにやぐらかまへて、もちゐ、さては白かねこがねのはくもてたゝへたる錢、大なる器にもりたり、杏檀門よりして、大成殿の正面、石階のもとまで、かりやゐわたし、道ゐき西の

廻廊の方にもまたしかせり、東の廻廊の所に、方四五尺計、高さも是にひとしきやぐらあり、鼕掛櫓といふ、白き幕四方にかたげて、其上に素袍著たる男、殿のかたに向ひて繡文哉たる臺を前に、次長袴著たる一人是にそふ、殿内正位に玉女壇をまうく引はへたるとばり、唐錦目もあやなり、内に神鏡一面を安じ幣弓矢など、壇の東西に同じ樣に立ならべ三輪餠ゐなどそなふ、殿の屋の上にもやぐらを構へ、いろ〳〵の緞をもてつゝみたる一雙づゝ三所にすへ、其前にも餠ゐ鏡樣の樣のものをそなへ、七寶をいろどりゑがきし、方二尺ばかりの盤に、同じことゑがきし槌をそへて、是も三所におけり、東のかくれのかたより、高さ五六丈計りに梯して昇降の便とし、左右に竹の檻して、上より下まで白き幕引はへたり、西の廻廊の上のかたに、黒きはしの疊敷て、總奉行松平伊豆守信明朝臣、次に堀田攝津守正敦朝臣のいでおはすべき席とす、少しへだてゝ、下の方に番頭格林大學頭衡、大目付安藤大和守惟德、こたびの經營うけたまはりし御勘定奉行石川左近將監忠房、御作事奉行神保佐渡守長光、御目付に長谷和泉守政良、また少しへだてゝ、同じく事うけ給はりし誰がしそれがし等八人、これもみな黒きはしのたゝみに、各のしめ長袴著て座せり、この外下ざまのものは、東の廻廊の下の方にあまたむれゐつ、其上の方には、御納戸頭平岩親充(六郎左衛門)内組頭長崎元良、(源助)之番衆二人、けふたまはるべき祿のしろがね臺にのせ、其前に坐す、信明朝臣、正敦朝臣、御供所に休らひ給ふほど、政良案内ありて出座し給ふ時、御大工頭江原易祥(源五郎)列を出、式はじめのよしを長光に告ぐ、長光進て總奉行に申、退て易祥に傳ふ、此時匠工の長平内政休(大隅)大紋著て西の廊の牛に候す、易祥彼方にむかひて會釋すれば、政休承りて立さるや、がて杏檀門ひらけ、外の方より政休錦のおほひしたる棟札を斜にいだきて進む、そのしりに素袍著て二人左右にしたがへり、次にぬさ持たる一人、をなじく素袍著たり、その次に布衣著たる一人、これを玉女房と云、また其次に棟槌の役一人、布衣著たり、長柄加役すべきが二人、素袍著て

左右にならぶ、次にまた棟槌の役二人、是も素袍著たり、其次に布衣または素袍著たる、あまた次第たゞしく、正面の渡どのをねりもてゆき、殿前にいたる時、政休錦のおほひより棟札を出して殿内にすゝみ、これを玉女壇に納む、次にぬさ持たるがこれを玉女役に渡す、玉女役これを壇上に納め、各座につく、棟槌の役は、かの梯よりして昇るべし、正面四半石の上に幣の盤をすへ、其前に膝つきあり、政休その上にのぼりてぬかづく時、玉女役壇上の幣をとりて渡す、政休これをひたひにおしあて、とばかりして打ふる事三度、幣のくしもて盤を打つ時、櫓の上にして、素袍著たるが、誦文を左右の手にさゝげ、千歳棟と高らかにとなふれば、棟槌の杖臺の上にて盤をうつ音空たかく聞ゆ、殿内にも同じく音するは、四方固の槌とぞ、次に萬歳棟、また永榮棟ととなふ、其度ごとに槌打ことはじめのごとくす、政休ぬさをまた玉女役に渡し、これをもとのごとく壇に納む、玉女壇幷に棟の棚、四方固の棚等に、あらひ米三わを供せり、上梁の式終りて各退く、次に新納の式あり、其事は別にしるせり、かくて兩朝臣、殿内西のかたに出座し給ふ、席はこれもくろきはしのたゝみ敷たり、易祥西の渡どのより正面に進み、石階をのぼり、から戸のそとに座す、長光これにそへり、祿賜はる旨正敦朝臣傳へ給ひ、兩人階をくだれば、東の方より白銀の臺におけるをもち出で、正面にすゆ、易祥また階をのぼりてこれを拜して下る、長光易祥また階をのぼりて恩を謝し奉りて退く、つぎに政休に白銀下し賜る其事は惟徳から戸の外にありてこれを傳、ろくはじめのごとく、何れも御納戸の番衆役せり、事はてゝ、辰の半ばかり各まかでぬ、仰高門の餅ゐ餟は、上梁の式終るとき、むらがりゐしものみの者どもにまきあたへられしとかや、かねてもけふの式聞傳へ語りつぎつゝ、近き遠きをいはず、老たるをたすけ、いとけなきをおゐて、また夜をこめてむれきたる、路もさりあへずつどひたるは、世にかしこき御代のしるしなるべし、

○按ズルニ、上棟ノ事ハ、神祇部雜祭篇ニモアリ、參看スベシ、

〔書言字考節用集一乾坤〕棟札(ムネフダ)謂㆓之上梁銘㆒、見㆓輪餘雜錄、剪燈新話㆒、

〔倭訓栞中編二十六〕むなふだ　棟札の義、多く寺社にあり、伊勢朝明郡殖栗神社式にみゆ、姓氏錄に、殖栗連大中臣同祖といへり、千栗村にあり、天平三年のむな札あり、

〔匠家故實錄下〕棟札之事

上棟札は、上棟式禮の祭神、鎭宅守護の齋札なり、又神廟佛堂造建の節、檀越主家の名、及び信仰の旨、功德の事抔を札に書して、棟に懸る事もあり、或相州建長寺虹梁銘は、宋の隆蘭溪が作にて、平時賴公(最明寺殿)の書なりと云、漢土に於ては、上棟の文を懸る事、唐の世の末より始り、凡宮殿を造建して棟を上る時、室を作る意を頌美して紙に書し、棟の東西南北に置き、又は札に書して棟にこれを釘うつ等、書々に見ゆ、此等は所謂上梁の銘文札なり、尤我朝昔古より用之も少からず、然に今工匠家に用る所、前に云齋札檜板にて頭を駒形になし、上下を星尺(昔般尺法)の吉寸に値て作るべし、文字の書格左の如くなり、且札の表の左右に、罔象女神、五帝龍神、手置帆負神、彥狹知神と御號を並べ書く事もあり、其意に任すべし、中の御號大元尊神とは、則天御中主尊の御別號にして、異

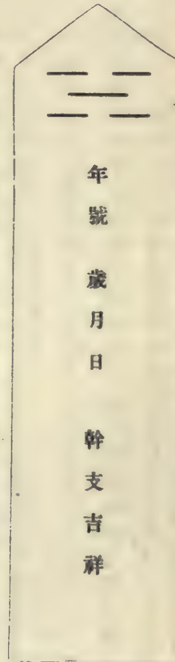
罔象女神　工匠何　何某敬白

奉上棟大元尊神家門長久榮昌守護所

五帝龍神

朝の祀格に、鎭宅靈符を齋祭る所、我國に於て此御神を尊信し奉ると同じき靈德に在座なり、尤宮社造營の上棟札は、中の御號天御中主神と書し、下文を宮營永久吉祥と認べし、餘は皆大元尊神と書す事可なり、寺院造建の節は、下文寺門永久吉祥と書す、右の圖は俗家の上棟札書樣なり、

且又略々の節は、奉上棟祭神家門榮久守護と書すなり、



右札ノ裏ニハ、其時ノ年號月日及ヒ日ノ幹支ヲ書シ、其下ニ吉祥ト書スベキナリ、

札の裏に右の如く認べし、上にすゆる所は水の畫なり、鎭火災を念じて書すべし、勿論清淨至敬にして認之、(大和錦にて包み封ずるも可なり)上棟成就の上にて、棟に懸納べきなり、

〔閑田耕筆　一〕日野大宮といへるに、紀貫之うしの梁簡銘(ムナフダ)あり、本書はいつ失ひけん、今ある所寫したるものなれども、いと古びて虫ばみたり、近年其攝社を再建せるとき、はからず取出せりとなん、乃左に志るす、

天慶八年梁簡銘

大嵩(ダケノ)社者
天穗日命神世之古趾也、於是
欽明天皇御宇六年、覲瑞以創祠於錦嶽、其後
天武天皇白鳳甲申、仰德更作、時於筱谷、而奠儀竟備矣、雖然赤鳥早翔兮、春雨點其瑞、玄兎速過兮、秋露旐其瑞、清宮既廢矣、故今復上棟立柱、以全其佳躅、因以祝冀、明謨朗融、四裔定焉、良弼協和、八荒安焉、四時序季、疾病除焉、十雨順節、穀粱登焉、俯念神明叡聖、尙垂皇愍矣、敬白、

天慶八年乙巳八月二日
従四位下行木工頭紀朝臣貫之謹誌
神主正六位上出雲宿禰貞主

工匠　無位鞍部稻足

右銘中に錦嶽といふは、錦面山とも綿向が嶽ともいふ、〇中略ついでにいふ、貫之うし木工頭に任せられし事は、補任に、天慶八年三月と見ゆれば、是にあへり、從四位下に進れしとは、他に考つる所なけれども、是を證とすべし、九年に逝去にていくほどなければ、記錄に洩たるならんかし、此所昔は木工寮の領地にて、檜物庄なれば、寮頭にて梁簡をも記し給ふならんといへり、

〔鎌倉志三〕建長寺

梁牌銘

今上皇帝千佛垂手扶持、諸天至心擁護、長保南山壽、久爲北闕尊、同胡越於一家、通車書於萬國、正五位下行相模守平朝臣時賴敬書、左ノ方ニアリ伏願、三品親王征夷大將軍、干戈偃息、海晏河淸、五穀豐登、萬民康樂、法輪常轉、佛日增輝、建長五年癸巳十一月五日、住持傳法宋沙門道隆謹立、右ノ方ニアリ

〔徵古文書乙安房〕那古寺文書

那古寺棟札寫

新所者

今上皇帝、千秋萬歲、天下泰平、國土安全、殊鎭守符將軍源朝臣政氏、武運長久、大旦那副帥源義通、

權別當熊石丸

永正五戊辰九月二十五日享保十九甲寅年迄二百廿七年ニ成

新所者

今上皇帝、千秋萬歲、天下泰平、國土安全、殊鎭守符將軍源朝臣晴氏、武運長久、大旦那副帥源義豐、

權別當義辨

享祿二巳六月日享保十九甲寅年迄二百六年ニ成

祈所者
今上皇帝、千秋萬歳、天下泰平、國土安全、殊鎭守符將軍源朝臣晴氏、武運長久、大旦那副帥源義堯、
權大僧都敎辨法印
天文十四乙巳八月十日（享保十九甲寅迄百十九年ニ成）

所祈者
今上皇帝、千秋萬歳、天下泰平、國土安全、殊鎭守府將軍源朝臣晴氏、武運長久、大旦那副帥源義廣、
別當大僧都宥範法印
永祿元年戊午十一月吉日（享保十九甲寅迄百七十七年ニ成）
源朝臣藤政武運長久、大旦那帥源義弘判、
別當大僧都宥範法印
元龜三年壬申十二月廿日（享保十九甲寅迄百六十二年ニ成）

所祈者
今上皇帝、千秋萬歳、天下泰平、國土安全、殊鎭守符將軍武運長久、大旦那副帥源義賴、
別當權大僧都賴憲法印
天正十四丙戌八月十日（享保十九甲寅迄百四十八年ニ成）

祈處
今上皇帝、千秋萬歳、天下泰平、國土安全、殊內大臣源朝臣家康武運長久、別當前寶珠院大僧都法印源智、大旦那副帥從五位下侍從源義康、
慶長七年壬寅正月二十一日（享保十九甲寅迄百三十二年ニ成）

〔駿府政事錄〕慶長十九年八月四日、大佛殿棟札寫到來、中井大和守捧之、照高院法親王令書給、不叶。

御意、御不快、

〔東涯談叢上〕上梁簽

人家創屋、必貼浮屠上梁簽、癸丑洛火、予〇伊藤長胤宅就燼、其多假構一字、而嘗上梁日、匠人請貼浮屠簽、先子書曰、念爾祖、聿修其德八字貼之、以爲安居無虞、構架屋宇、皆先人庇澤、可不念乎、

家堅

〔匠家故實錄下〕家堅祭之大意

家堅之祭式は、工匠家の祭禮にあらず、尤其祭格專ら弓法に憑る、凡家作諸普請成就して、既に入宅移徙を爲すの前に至て、其宅内の床頭に祭壇を設て、弓矢殿、淸尾殿、健端殿の神等、土金守護の神を祭りて、神弓神矢を持て、宅地の邪氣陰惡を射祓ひ、家宅長久住者安全に射止め、壽福圓滿に射盛やすの祈禱、舊例の式あり、昔古より弓矢祈禱を用る事は、やかたいかたむるといへる訓義によれる所なりといへり、然して土金守護を祈りて加持す、尙宅主の生年、本命星、元辰星應護を禱り、或布地の氏神をも拜す、或又鬼門神荼鬱壘二神鎭護常方位、除剋害を兼修す事もあり、是家作成就居住安護保全の納祭禮なり、

〔吾妻鏡四十二〕建長四年十一月九日己丑、於新造御所被行鎭宅法、鶴岡別當新僧正隆辨奉仕之、

移徙

〔伊呂波字類抄伊疊字〕移徙イシ

〔運歩色葉集和〕移徙ワタマシ

〔饅頭屋本節用集和言語〕移徙ワタマシ

〔倭訓栞前編四十二和〕わたまし　移徙をいふ、渡坐の義にや、移御をわたりおはしますとよめる、類聚雜要移徙作法に、第一童女二人、一人擎水、一人擎燭、第二一人牽黃牛と見ゆ、牽牛織女の事に据にや、

〔後奈良院御撰何曾〕やわたりのあした　すみ染のけさ

〔類聚雜要抄二調度〕立調度例

長元二年四月二日庚寅、關白左大臣（〇藤原賴通）移御白河院、御調度皆給螺鈿沃懸地、

同八年八月十三日甲子、同人移御高倉第、（令入從西門給）同御調度

康平六年七月三日壬寅、內大臣（〇藤原師實）移御花山院、無文沃懸地、大殿（賴通）令入從西門給

同移徙作法

第一童女二人（一人擎水一人擎燭）第二一人牽黃牛

第三二人擎案（上著金寶器）第四二人持釜（內著五穀）

第五家長　第六一人擎馬鞍

第七子孫男　第八二人持箱（盛錦綉綵帛）

第九一二人持甑（之內五穀飯）第十家母帶鏡於心前

左右並至內次第而入御（其童女水火、案上金寶器、馬鞍、箱盛錦繍綵帛之類、入於堂、釜內五穀、甑內五穀飯等、入於大炊、黃牛繫庭、飲）家長母、堂內南面坐、食五菓飲酒酪、（五菓、棗、李、栗、杏、桃也、若無者、以美名菓用之、）入宅明旦祀諸神、（諸神者、門戸、井、竈、堂、庭、厠等也、）以甑內盛五穀祀之、三日亦祀、以童女擎水火炊釜內五穀祀之、

御移徙之後、三日之內、不殺生、不歌、不上厠、不惡言、不樂不刑罰、不登高、不臨深、不見不孝子、入僧尼忌之、

康平六年七月二日、主稅頭賀茂朝臣道平、同月三日壬寅、內大臣殿移御花山院勘文也、

〔增鏡十老の波〕六條殿の長講堂も燒にしをつくられて、そのころ御わたましゝたまふ、う月のはじめつかたなり、院の上ひさしの御車に、姬宮もたてまつる、出車あまたみなしろきあはせの五ぎぬ、こきはかま、おなじひとへにて、三日過てぞ色々の衣ども、ふぢ、つゝじ、なでしこなどきかへられける、

〔年中行事秘抄正月〕十五日主水司獻御粥事（付女房）

十節云、高辛氏之女、心性甚暴惡、正月十五日巷中死、其靈爲惡神、於道路夏吟、過路人相逢、卽失神、人々令盜火、此人性好粥、故以此祭其靈、無咎害、凡作屋、產子、移徙、有祚則以粥灑於四方、災禍自消除矣、

〔世俗淺深秘抄上〕一移徙夜、女房用紅袴打衣等、不憚之、而中古以來憚之、知足院入道〇藤原忠實鳥羽院御堂御所御渡夜調進御裝束幷女房裝束、皆不憚赤色、然而近代不用之、古今之作法異也、可依時儀事也、

〔今川大雙紙下〕酒に付て式法の事

一わたましの時、祝言の初獻は、出仕の人々も又役人以下も、赤き衣をきず、たゝみも白べり也、らつそく盃等までも、白きを本とする也、

〔宗五大草紙上〕色々の事

一蠟燭のさき取事、ぬきて取はわろし、〇中略又わたましの時は、公私共に蠟燭は朱をかけず候、又衣裝も男女共にしろし、

〔物類稱呼四衣食〕小豆粥あづきがゆ〇中略世俗わたましに、赤豆粥を煮て祝ふこと有、一說に是はもと伊豆の國風にて、三島明神の氏子、伊豆の豆と、三島の三を象りて、豆三粒入るより、今通じて世上の流例となるといへり、未詳

〔浪花襍誌街廼噂三〕万松、大坂でも引越のときは、近處へ蕎麥を配りヤスかね、鶴人、イヘ〳〵江戸は蕎麥をくばりやすが、大坂では附木を一把ヅヽ賦りヤス、大坂の附木は、七八分位の巾に皆な切て束てムリヤス、それを一把くばる人もあり、二把くばる者もありヤス、万松ハテ妙なことでムリヤスチ、附木とはどふいふ訣でムリヤ正、鶴人、附木を配る訣は、銀鷄さんの考へが面白ふムリヤス、引越はいづれ家を持日出たいことでありやすから、人も喜に參りヤス、そこで附木を配ヤス

は、硫黄を祝ふといふこゝろにて、祝ひ賀するの心だろふといはれやしたが、至極おもしろうムりヤス、江戸で脇から物を貰ヤスと、移に附木を入てやりやすも、矢張今の祝ふといふ處から出たことでムりヤ正、万松、なるほど面白お說でムりヤス千長、銀鷄先生の考へも面白ムヤリスが附木の說は、今少し深い處かと思はれヤス、御大名形にて、御普請が御出來し、お移徙のときには、先一番に火を贈り、二番に水を贈り、それから段々に種々の品を贈るといふことでありヤスから、附木を配るも、今の火をおくるといふ處から出たのでは有ヤスめいか、万松（笑ひながら）面白いやうだが、微と請にくうムりヤス引越のときは、近所から附木を祝ッて、よこすのなら、面白ムリヤスガ、引越た方から向へ配には、火を贈てやるといふ訣にはいきヤスめい、千長（同笑ひながら）なるほどさうでありやす、然しさういふと銀鷄さんの說も、向から祝てよこすには、硫黄といふことも面白ムりヤスが、是も引越た方から近所へ祝ふといふも可笑ヂヤアありませんか、万松、ソリヤア能ムりヤ正、私も御近所へ引越ましたから、皆さま御祝（よろこび）なさッてくださりましといふ、祝（いはふ）でムりヤスから、硫黄といふことが聞えヤ正、鶴人（わらひ出し）附木の說が大論となりやした、なるほど引越の喜に近所から附木を祝てくれるのだと穩でありヤスが、手前から向へやるには、少し硫黄といふ銀鷄さんの說も、臍落が仕ヤせんやうでムりヤスチ、万松、コリヤア善ヂヤアムりヤせんか、脇から物を貰ッたうつりに、附木を入てやりヤスも、何寄な物をくださりまして、有がたふムります、コレハ麁末な品でムり升が、御移に態とおいはひ申ますといふ、硫黄へかゝりヤスから、隨分聞えやすせい、鶴人、さやうさ、それもムりヤス、江戸でまた引越に蕎麥を配るのは、どふいふ訣でありヤ正ね、千長、アリヤ訣もなく手輕にいくから初ッたことでムりヤ正、万松、さやうさ、二八を二ッ三十二文で間に合から、全く其訣でありヤスのさ、

〔皇都午睡三編上〕裏表とも借家の分には、宿替變宅を、江戸にては、引越（ひっこし）と云ふ、〇中略

前に云ふ宿替引越の節、上方の宿茶とて、附木等を配ることなく、江戸は悉く蕎麥を配ること也、蕎麥やもよく心得て、附合は何軒、大家はどこそこと皆配りて後、其代いくらくと取に來る誠に無雜作なり、

〔倭訓栞中編十八〕にひむろ　日本紀に、縱賞新室を、にひむろあそびとよめり、常陸國の民家に、新造の時に、屋根裏の四隅に、藁もて男根女根を造り懸置ところあり、

〔古事記中景行〕爾小碓命、給其姨倭比賣命之御衣御裳、以劒納于御懷而幸行、故到于熊曾建之家見者、於其家邊軍圍三重、作室以居、於是言動爲御室樂、設備食物、故遊行其傍、待其樂日、

〔古事記傳二十七〕言動爲御室樂は、爾比牟漏宇多宜世牟登伊比登余美氐と訓べし、御ノ字は新の誤なるべし、御室樂とては、室と云こと用なく聞ゆ、甕栗ノ宮段に、到志自牟之新室樂と見えたり、○中略上に作室とあるも、新に造れるを云なるべし、若シ然らでは、作と云こといかゞ、又書紀に、此を悉集親族而欲宴とある宴の字を、ニヒムロウタゲと訓る、彼ノ紀の文には、新室の事は見えざるに、如此訓るは、此ノ記の古本に、新室樂とありしに依る物とこそおぼゆれ、

〔日本書紀十五顯宗〕白髮天皇○清寧二年十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辦新嘗供物、○註略適會縮見屯倉首、縱賞新室、以夜繼晝、○中略夜深酒酣、次第儛訖、○中略於是小楯撫絃、命秉燭者曰、起儛、於是兄弟相讓、久而不起、小楯嘖之曰、何爲太遲、速起儛之、億計王起儛既了、天皇次起、自整衣帶、爲室壽曰、築立稚室葛根、築立柱者、此家長御心之鎭也、取擧棟梁者、此家長御心之林也、取置椽橑者、此家長御心之齊也、取置蘆萑者、此家長御心之平也、蘆萑、此云哀都利、萑音之潤反、取結繩葛者、此家長御壽之堅也、取葺草葉者、此家長御富之餘也、出雲者新墾、新墾之十握稻之穗、於淺甕釀酒、美飲喫哉、美飲喫哉、此云于魔羅爾烏野羅甫屢柯倭、吾子等、子者男子之通稱也、脚日木此傍山牡鹿之角、牡鹿、此云左鳴子加、擧而吾儛者、旨酒餌香市不以直買、手掌摎亮、手掌摎亮、此云陀那則擧謀耶羅羅儞、拍上賜、吾常世等、壽畢乃起節歌曰、伊儺武斯廬、呵簸泝比野儺擬、

用材

寐逗愈凱塵儺弭企於巳陀智、曾能泥播宇世儒、

〔古事記 清寧 下〕爾山部連小楯、任針間國之宰時、到其國之人民、名志自牟之新室樂、於是盛樂、酒酣、以次第皆儛、故燒火少子二口、居竈傍、令儛其少子等、爾其一少子曰、汝兄先儛、其兄亦曰、汝弟先儛、○下略

〔古事記傳 四十三〕樂は宇多宜須と訓べし、宇多宜の事、又新室樂の事、中卷倭建命段に云り、傳廿七の十五葉 室を新に造りては、殊に宴樂せしことゝ見えたり、書紀允恭ノ卷には、讌于新室、天皇親之撫琴、皇后起儛云々、おちくぼの物語、衞門督三條の殿に、始めて遷りたる處に、三日がほどあそびのゝしりて、いと今めかしうおかしとあるも、古の新室樂の心ばへなるべし、さて此の語は、此樂な小楯が故に行ひたるごと聞ゆめれど、然には非ず、志自牟が新室樂する處へ、小楯がたま〳〵到て、共に其樂に預れるよしなり、

〔異制庭訓往來〕夫如良匠之作家也、先任其材之多少、長者爲棟爲梁、大者爲柱爲杭、短者爲栟爲楕、細者爲椽爲椾、其後作寢殿、母屋葺桿、妻戶、遣戶、乃至簀子木、後謂之家也、

〔萬寶番匠往來〕家作ニ用材木ハ、檜、槻、栂、樅、鹽地、梻、椹、唐檜、松、杉、栢、桂、姫子、赤樫、栗、黑部板、角物、平物、末口物、丸太、完料、板子、榑木、唐竹、苗竹、

〔紙上歷氣〕家造木竹之部 倭木、唐木、蠻木、

紫檀　烏檀　鐵刀木　花櫚　白檀　黑柿　瓢樹　唐桑　加羅　蘇方木　黃楊木　椶櫚　松

梅　櫻　檜　狗骨　椎　枳椇　桐　橡又云櫔　榧　槐　桂　樅　栂　槻　榎　楠　厚朴

檻　栗　枝保持　槇賢木　槇　楢　杉　唐檜　姫子　嵯峨丸多　黑部板　黑部枇板　白

枇板　梢朶又云丸太　月役　材木　角物又云方木　平物　末口物　木理又云木心俗云木目　眞理

大理又云板理 理文字未詳、案木理大宜用板乎、　生木　枯　朽木　樸　椓　枝　梔又云椶　柸　木液　入柸

猿喰　如輪理　雞木理　篠竹　篇箺竹　椶櫚竹　晒竹　金糸竹　布袋竹　寒竹　斑竹　雙

岐竹節（マタタケノフシ）

〔小普請方諸職人日帳〕御作事方積方ヶ條順書○中略

木之類　檜角　槻角　赤松　栂角　樅角　檜葉　椹角　唐檜　樅子　松角　杉角　栗角

檜板子　黒部板　唐檜板　樅板　杉板　榑木　槻丸太　松丸太　杉丸太　栗丸太　竹

〔續修東大寺正倉院文書別集三十一〕山作所告朔解

山作所解申三月告朔事

合材伍伯肆拾參物

伍拾壹物去月木本殘

柱八根各長一丈六尺　綿梠十九枝十枝各長二丈　九枝各長一丈五尺

博風四枝各長一丈七尺　歩板十七枝八枝各長二丈　九枝各長一丈六尺

五六寸桁一枝長二丈二尺　梓立幷邊附二枝各長九尺

漆拾壹物去月河津殘

柱二根各長一丈六尺　七八寸桁六枝各長二丈二尺

架六十三枝各長一丈六尺

肆伯貳拾壹物月中所作

作工貳伯參拾陸人廿五人司工　二百十一人雇工

博風十二枝四枝各長一丈六尺廣六寸半厚四寸　四枝各長二丈直廣七寸厚四寸　自端入四尺厚三寸　四枝各長二丈四尺廣八寸　厚五寸自端入六尺厚三寸

工十四人四枝々別一人半　八枝々別一人

五六寸桁十四枝十一枝各長二丈二尺　三枝各長一丈六尺　工十四人人別一枝

架一百三枝六十五枝各長二丈四尺方四寸屏二寸卅八枝各長一丈五尺 自端入六尺方三寸直

工八十四人六十五枝々別一人卅八枝人別二枝

步板卅八枚各長二丈廣一尺厚二寸 工五十七人枚別一人半

七八寸桁四枝各長二丈二尺 工六人枝別一人半

角木四枝各長二丈四尺廣七寸厚五寸半 自端入五尺屏三寸

工六人枝別一人半

長押八枝六枝各長二丈二尺二枝各長一丈二尺並廣七寸厚四寸半

工十一人六枝別一人二枝別一人半

柱料桁廿二枝各長一丈方五寸 工十一人人別二枝

方七寸桁二枝各長一丈六尺 工三人枝別一人半

佐須四枝各長一丈六尺廣五寸厚四寸 工四人枝別一人

綿梠二枝各長二丈一尺廣二寸上方三寸半下二寸 工一人

中取料板波多二枚各長八尺厚一寸半廣一寸八分 工三人枚別一人半

扇八枚四枚各長六尺五寸廣一尺二寸四枚各長六尺廣二尺厚二寸厚二寸 工十二人四枚々別二人四枚々別一人

戸調度卅枚十二枚各長七尺廣八寸厚二寸十八枚各長六尺廣七寸厚一寸半 工十人人別三枚

比蘇一百六十八枝各長一丈五尺採體

肆伯陸拾壹物自木本運河頭材

運夫參伯貳人

柱八根各長一丈六尺

夫卅二人枝別八人日二度

七八寸桁四枝各長二丈二尺

夫十二人枝別六人　日二度

五六寸桁十五枝十二枝各長二丈二尺 三枝各長一丈六尺

夫廿一人十二枝々別三人 三枝々別二人　日二度

角木四枝各長二丈四尺，廣七寸 厚五寸半

夫十人枝別五人　日二度

博風十六枝四枝各長一丈七尺直廣九寸厚四寸 四枝各長二丈直廣七寸厚四寸

夫廿六人八枝々別三人 四枝々別二人　四枝々別五人　日二度

長押八枝六枝各長二丈二尺 二枝各長一丈二尺　廣七寸　厚四寸半

夫十四人六枝別四人 二枝別二人　日二度

綿梠十二枝四枝各長二丈 六枝各長一丈五尺　上方三寸半　下方二寸半

二枝各長二丈一尺　廣四寸 上方三寸半下二寸

夫四人六枝々別一人 六枝人別三枝　日二度

佐須四枝各長一丈六尺　廣五寸 厚四寸

夫四人枝別二人　日二度

柱料桁廿二枝各長一丈 方五寸

夫十一人枝別一人　日二度

架一百三枝六十五枝各長二丈四尺 卅八枝各長一丈五尺直　豎方四寸

夫六十五人六十五枝々別二人　日二度半 卅六枝々別一人　日三度　二枝々別一人　日二度

步板五十五枚各長二丈　廣一尺 厚二寸

夫五十五人枚別二人　日二度

方七寸桁二枝各長一丈六尺

夫四人枝別四人　日二度

扇八枚四枚各長六尺五寸廣一尺二寸厚二寸四枚各長六尺廣二尺二寸

夫三人四枚々別一人四枚人別二枚　日二度

戸調度卅枚十二枚各長七尺廣八寸厚二寸十八枚各長六尺廣七寸厚一寸半

夫七人人別二枚　日二度

中取料波多板二枚各長八尺厚一寸半廣一尺八寸

夫一人　日二度

比蘇一百六十八枚各長一丈五尺

夫卅三人六十枝人別二枝一百八枝人別三枝　日二度

伍伯參拾貳物自河頭漕上寺家材

漕上夫漆拾陸人至一日壹伯五拾貳人以七十六人至二箇日

柱十根各長一丈六尺　七八寸桁十枝各長二丈二尺

五六寸桁十五枝十二枝各長二丈二尺三枝各長一丈六尺

博風十六枝四枝各長二丈四枝各長一丈七尺四枝各長一丈六尺三枝各長二丈四尺

長押八枝六枝各長二丈二尺二枝各長一丈二尺　綿梠十二枝四枝各長二丈六枝各長一丈五尺　二枝各長二丈一尺

佐須四枝各長一丈六尺　角木四枝各長二丈四尺

柱料桁廿二枝各長一丈

架一百六十六枝六十五枝各長二丈四尺四寸屛六十三枝各長一丈六尺方三寸卌八枝各長一丈五尺方三寸

步板五十五板各長二丈　方七寸桁二枝各長一丈六尺
扇八枚四枚各長六尺　四枚各長六尺五寸　戸調度卌枚十二枚各長七尺　十八枚各長六尺
中取料波多板二枚各長八尺　比蘇一百六十八枚各長一丈五尺
河頭殘博風壹枚各長二丈四尺〇中略
以前起三月廿五日所ㇾ請所用雜物顯注具件如ㇾ前、以解、
天平寶字六年三月廿五日　三島豐羽
玉作子綿

〔續修東大寺正倉院文書三十裏書〕造石山院所返抄
合收納材漆伯玖拾壹物
柱廿五根四根各長一丈六尺　一根長一丈八尺　十五根各長一丈七尺　五根各長一丈九尺　各徑一尺二寸
古万比廿三枝一枝長二丈五尺　三枝各長二丈七尺　二枝各長四丈　一枝長三丈四尺　五枝各長三丈七尺　一枝長一丈六尺五寸　六枝各長三丈　各方五寸
佐須十二枝各長一丈九尺　方五寸　梁六枝各長二丈七尺六寸　方九寸
長押十六枝上十枝　下六枝　並廣九寸　厚七寸　八枝各長三丈　四枝各長二丈七尺　四枝各長三丈七尺六寸
桁二枝各長六丈　方八寸　宗一枝長六丈　方八寸　垂木廿四枝各長一丈八尺　方五寸
比木六枝各長二丈　厚三寸　廣一尺一寸　四面柱三根各長九尺　方七寸
戸八枚高九尺　廣三尺五寸　厚三寸半　調度廿三枝五枝桴立各長九尺　八枝邊附各長八尺五寸　四枝關各長九尺　六枝目草各長九尺　並廣一尺　厚三寸半
間戸料九枝五枝邊附各長六尺五寸　二枝各長六尺五寸　上下目草二枝數見各長九尺
連子廿三枝長六尺三寸　方二寸　薄風七枝四枝各長二丈一尺　三枝各長一丈九尺　並廣一尺一寸　厚三寸
樋二枝一枝長二丈二尺　一枝長二丈廣一尺　厚六寸　間柱七枝各長一丈九寸
壁代板十二枚八枚各長九尺　四枚各長一丈九寸　並廣二尺

構造

〔續修東大寺正倉院文書四十九裏書〕一字料廿一物
桁七枝四枝各長二丈四尺 二枝各長三丈 一枝長二丈三尺 並方九寸　梁六枝各長二丈二尺 方九寸
宗一枝長四丈 方九寸　垂木三枝各長一丈六尺 方五寸
古万比一枝長二丈五尺　桁押一枝長一丈　長桁二枝各長三丈八尺 方九寸
板間戸十九枝十五枝各長九尺 四枝各長七尺
庇料十九物
桁九枝一枝長四丈 二枝各長三丈五尺五寸 五枝各長二丈五尺五寸 一枝長二丈 並方九寸
丸桁一枝長二丈二尺 徑四寸　束柱四根各長八尺四寸 方五寸
古麻比三枝各長一丈五尺 方五寸　波多板二枚各長七寸
右雜材等員檢定如件、以返抄、
六年七月廿一日案主下
主典安都宿禰

〔徒然草上〕家居のつき〴〵しく、あらまほしきこそ、かりのやどりとは思へど、興ある物なれ、よき人ののどやかに住みなしたる所は、さし入たる月の色も、ひときはしみ〴〵と見ゆるぞかし、いまめかしく、きらゝかならねど、木だち物ふりて、わざとならぬ庭の草も心あるさまに、すのこすいがいのたよりおかしく、うちある調度もむかしおぼえて、やすらかなるこそ心にくしと見ゆれ、おほくのたくみの心をつくしてみがきたて、からのやまとのめづらしく、えならぬ調度どもならべおき、前栽の草木まで、心のまゝならずつくりなせるは、見るめもくるしく、いとわびし、さてもやはながらへすむべき、又時のまのけむりともなりなんとぞ、うち見るよりも思はるゝ、大かたは家居にこそことざまはおしはからるれ、〇中略

家の造りやうは、夏をむねとすべし、冬はいかなる所にもすまる、あつき比わろき住居はたへがたきこと也、ふかき水は涼しげなし、あさくてながれたる、はるかにすゞし、こまかなる物を見るに、やり戸は蔀の間よりもあかし、天井の高きは、冬さむく燈くらし、造作は用なき所をつくりたる、見るもおもしろく、よろづの用にもたちてよしとぞ、人のさだめあひ侍し、

〔隨意錄二〕家室之造、以南面爲體、而東西北、隨其便宜、以設戸牖、夏日則涼、冬日則暖、予所知之士、世食原祿、宅地亦廣、其家室之造、方面固宜隨意也、而其家偏東面、南北多壁、西戸而入、故六七月之間、家人不勝其暑熱、主人之無計、亦可以知也、

〔三省錄後編住居三〕臣民家國の中に住申候は、てうど人が家の内にすまゐ候やうなるものに御座候、家と申せば、誰も彼もよき家には住よし、あしき家には栖うく御座候、さて其家は、まづ棟うつばりは上道具、柱かもゐ戸障子唐紙などは中道具、緣敷居ねだつく土臺廻りは下道具に御座候、然處如何ばかり上中下の道具材木よろしく候ても、上屋根と申物無之候ては、一日も雨露の凌ぎはなり不申、仍之上中下の材木は、たとひひばひのき、けやきなどの上材にても、上やねが雨もりいたし候へば、三材ともに朽腐り申候、少々柱はゆがみ、戸障子は破れ損じ候ても、上やねさへ丈夫に候へば、其家に住ゐ申候、然るゆえに、上屋根はなるだけ丈夫にいたしたく、かやぶきよりはよしぶき、よしぶきよりはこけらぶき、こけらよりは瓦ぶき、其瓦も銅がはらに候へば、いつまでも破れもれ候心づかひも無之候、主君はこの上屋根にて御座候、家老用人諸役人諸頭、平士は、上中下の諸道具にて御座候、

四阿

〔倭名類聚抄十居宅〕四阿　唐令云、宮殿皆四阿、和名阿豆萬夜、

〔箋注倭名類聚抄三居宅〕按、考工記、匠人職云、殷人重屋四阿、注、四阿若今四注屋、四阿之名、始見於此、燕禮賈疏、漢時殿屋、四行流水、亦是也、四行流水、則屋上四偶、各必有阿、故云四阿、阿大陵也、安都末

夜見催馬樂、古今六帖星歌、源氏物語、按、皇國上古貴人之家、如俗所謂切妻、而上知伎鰹木、今神宮之制、即其遺象也、故古事記雄略段、有志幾之大縣主、上堅魚作舍屋、以似天皇之御舍、被罪、其民屋皆爲四注屋、如今俗呼方桁造者、民屋之制、至今猶然、故訓四阿爲阿都末夜、蓋邊鄙屋之義、後拾遺集康資王母歌、東屋乃芒賀下臥、金葉集定通歌、東屋乃芒加軒、皆可證東屋之爲草葺民屋也、其宮殿爲四阿者、有搏風有廡、不與民屋之四注屋同、辨色立成以宮殿四阿訓安都末夜、恐非、

〔伊呂波字類抄 安地儀〕四阿(アツマヤ)

〔八雲御抄 三上居處〕屋　あづまや

〔下學集 上家屋〕四阿屋(アツマヤ)

〔撮壤集 中家屋〕四阿(アツマヤ)

〔運步色葉集 阿〕四阿屋 四方無垣之

〔書言字考節用集 二乾坤〕四阿屋(アヅマヤ) 周禮註、四阿、四柱屋也、文選註、四阿、屋四垂也、

〔紙上歷氣〕吾妻屋(アヅマヤ)　四阿造(イリモヤヅクリ) 又云 入母屋造　四阿造(アツマヤヅクリ) 又云 宇合屋 又云 吾妻屋

〔東雅 六宮室〕屋ヤ ○中略 殿屋の制の如き、四阿の字、讀でアヅマヤといひ、雨下の字、讀でマヤといふ、其義は不詳、藻鹽草に、アヅマヤといふは、御所づくりなどの、雨だりの四方に落る也、マヤとは、蓋屋などの、兩方に雨水落るをいふ也と見えたり、アヅマヤといふ事、催馬樂の名には東屋としるされたれば、其始東國の屋制にや出ぬらん、マヤといふ事、古語にマといひしは、兩方の義なり、万葉集の歌に、二手としるしてマテと讀み、二梶としるしてマカヂとよむがごとき是也、さらば雨下の義にして、雨水の兩方に落る義なるべし、今もいやしき俗に、雨夫をマオトコなどいふ也、

〔倭訓栞 前編二阿〕あづまや　倭名鈔に四阿をよめり、のきを四方におろしたる御所造の體をいふといへり、續日本紀にも、御四阿假殿とみゆ、されば四方に壁なき屋也ともいへり、庭訓に、局部屋、四阿屋、棧敷などならべいへり、催馬樂に、あづまやのまやといへり、相爪屋の義也、又東屋の義にて、其初め東國の俗に出しともいへり、四阿は、周禮左傳等に見へたり、逸周書の傳に、宮廟四下曰

阿と見ゆ、

〔家屋雜考 三〕四阿

和名抄に、唐令を引きて、宮殿皆四阿、和名阿豆萬屋と見え、阿は簷の事にて、四隅へ角木を亘し、搏風をいれず、檜皮を葺き卸にしたる造方なり、是を東屋造といふ、然るに古代は、內裏の諸殿をはじめ、高貴の家々此家造なれば、此屋をさして宮殿造とも、又は御所造などもいへり、舊說に、こはもと東國の屋作を移されたる故の名にて、卽ち東屋の義なりといへども、信じがたし、其故は文武天皇以來、國家の仕置、凡べて唐代の制に傚ひ給ひ、宮殿の造方とても、もはらかの國の制を移し、唐令にいはゆる、宮殿皆四阿施鴟尾などあるを、うつし造られしは、論ふまでもなき事なり、しかるに東國卑賤の屋造をうつされしなどいふは、據もなき妄誕なり、依りて今按ずるに、加茂眞淵が催馬樂考といふ物に、あづまやのあは阿にて字音なれば、今の京以來の名ならむとみえて、此說尤當れるに似たり、然るにかの催馬樂考は、未成の書にて委しくもしるしおかざれば、今少しく其說を辨ずべし、まづ四阿の阿は、字書にも說々ありて、檐の事ながら、逸周書傳に、宮廟四下曰阿と見えて、四阿といはずとも、阿とだにいへば、屋の四方に垂れたる事なり、ツマは屋の端の古言なれば、時俗の唱に、四方に垂れたるツマヤといふこと分知せんとて、阿ヅマ屋といふまじきにあらず、すべて和名の紛らはしき物に、漢名をそへ、笙のフエ、箏のコトなどいふ類も少からず、是等になずらへて、四阿の訓義を知るべし、しかれば東屋吾妻屋など書くは、訓を借りたるにて、東海東山等の字の義にはあらず、因にいふ、太平記劒の卷に、夫より渡邊黨の屋作には破風をたてず、四阿造にするとかや見えたるなども、四阿に搏風なき一つの證とすべし、

〔源氏物語 七 紅葉賀〕君あづまやを、忍びやかにうたひて、よりゐ給へるに、をしひらいてきませとうちそへたるも、例にたがひたること〻ちぞする、

雨下

立ぬるゝ人しもあらじあづまやにうたてもかゝる雨そゝぎかな、とうちなげくを、我ひとりしもきゝおふまじけれど、うとましや、何事をかくまではとおぼゆ、

人づまはあなわづらはしあづまやのまやのあまりもなれじとぞおもふ

〔源氏物語五十東屋〕さの〳〵わたりに、家もあらなくになど口すさびて、さとひたるすのこのはしつかたにゐ給へり、

さしとむるむぐらやしげきあづまやのあまりほどふる雨そゝぎかな、とうちはらひ給へるおひ風、いとかたわなるまで、あづまのさと人も、おどろきぬべし、

〔新猿樂記〕八御許夫、飛驒國人也、位大夫、大工名檜前杉光、傳八省豐樂院之本圖、壁造殿造宮等之式法一式、造寺者、講堂、金堂、經藏、鐘樓、寶塔、僧房、大門、中門、二蓋、四阿、重檐、間椽、並桁、寢造也、

〔催馬樂〕律　東屋二段、拍子各九、各拍子十八、

あづまやの、まやのあまりの、あまそゝぎ、われ立ぬれぬ、そのとのどひらかせ、

二段かすがひも、とざしもあらばこそ、そのとのどわれさゝめ、おしひらいてきませ、われやひとづま、

〔金葉和歌集二夏〕五月雨の心をよめる　藤原定通

さみだれは日かずへにけりあづまやのかやの軒ばの下くづるまで

〔千載和歌集十四戀〕崇德院に百首歌奉りける時、戀の歌とてよめる、　前參議親隆

東屋のおかやの軒の忍草しのびもあへずしげるおもひに

〔夫木和歌抄三十屋〕永萬二年五月、經盛卿歌合戀、　清輔朝臣

あづまやの軒のかやまにおふときく人をしのぶはわが身也けり

〔倭名類聚抄十居宅〕雨下　唐令云、門舍三品已上五架三門、五品以上三門雨下、辨色立成云、雨下、和名萬夜、

〔箋注倭名類聚抄三居宅〕按、雨下所謂夏屋是也、禮記檀弓注、夏屋、今之門廡也、正義、殷人以來、始屋四

阿、夏家之屋、唯兩下而已、無四阿、如漢之門廡、又儀禮士冠禮疏、考工記匠人疏、皆有兩下、此當引之證、漢名、晦庵文集夏屋說、棟之前後、皆爲兩下之宇也、本居氏曰、催馬樂東屋云、安川末也乃、末也乃安末利乃、安末曾々儀、和禮多知奴禮奴、曾乃登比良加世、言我佇立戶外四阿屋、霤霑吾衣裳、請爲開戶容之也、其云安川末也乃末也乃者、再言安川末也、省上二言、以就歌章也、古今集無名氏歌、月夜吉、夜吉、與此同格、辨色立成、誤認安川末也末也、爲兼擧二屋、非是、望之按、以安川末也訓四阿、以末也訓兩下者、其意似謂安都末夜、是田家茅屋、末夜是眞屋、眞卽美稱、今俗呼切妻者卽是、田家茅屋其霤四注、故以四阿充之、切妻之屋、其霤前後兩下、故以兩下充之、然唐令兩下、其實兩架之謂、又末也之名、古今無聞、則辨色立成、訓爲麻夜者誤、源君從之非也、後來俊頼、覺延、俊成、定家歌、詠麻夜、皆襲是誤也、

〔和爾雅 居處二〕廈屋（マヤ）（兩下屋也、又大屋也、）

〔八代集抄 詞花集十〕まや〇中略一條禪閤御說、まやは臺屋造の兩方に、あまだりのおつるを云と云云、

〔倭訓栞 前編二十九末〕まや　和名抄に兩下をよめり、兩方へ簷をおろしたる對屋造をいふ、祝詞式に書る眞屋の義なるべし、四阿（アヅマヤ）に對しいへり、よてあづまやのまやのあまりとも重ね詞によめり、あまりはのきをいふ也、一說に、細流に、まやは本屋也と見ゆ、もやと同じともいへり、式神賀辭に、伊豆能眞屋といふは、齋屋なれば、嚴にいへり、眞は褒たる辭也、

〔家屋雜考 二〕兩下（マヤ）

和名抄に、唐令を引きて、五品以上三門兩下、和名萬夜と見え、是も眞淵が說に、屋の前後に垂れたるなり、左右手を眞手（マテ）といふごとく、物二の備はりたるを眞といへば、眞屋の義ならむといふによるべし、但此說のみにては、四阿の兩下とつゞくる義詳ならず、よて又按ずるに、兩下は屋の兩

御所造
寢殿造

端搏風ありて、角木を入れず、對屋造の事、四阿は四隅に角木を入れて搏風なく、卽寢殿造の事なれば東屋のまやとは、何くれの論までもなく、寢殿の對の屋といふほどの事なり、しかれば催馬樂にうたふ雨そゝぎの歌は、寢殿より對の屋へ行かんとおもふに、いでむかふる人だになくてしかしかとよみしなるべし、寢殿對屋ともに、もとから國の制をうつせるものながら、和語の唱なきをいぶかしく、おもひたりしが、よく〳〵おもへば、四阿雨下すなはち是なり、さて雨下のあまりといふあまりは檐の事ながら、柱より外へあまり出でたるところをいふ名にて、漢字にあてては、軒の字よくかなへり、字書に檐宇之末曰軒とみえたり、又四阿とはいはず、雨下とのみいへる例、歌には殊に多し、千載集俊頼朝臣、

梅がかはおのが垣ねをあくがれてまやのあまりにひまもとむなり

月淸集

板間もる月はよな〳〵影きえてまやの軒端に木葉をぞきく

又義經記に、引き入れてまや一つありなどかける類は、たゞ二方葺卸の家といふ事にて、必しも對の屋には限らず、

〔詞花和歌集雜十〕みやこにすみ侘て、あふみにたながみといふところにまかりてよめる、　源俊頼朝臣

あし火燒まやのすみかはよの中をあくがれいづるかどで也けり

〔千載和歌集冬六〕圓位法師人々にすゝめて、百首の歌よませ侍けるとき、時雨の歌とて、　藤原定家

時雨つるまやの軒ばの程なきにやがてさしいる月の影かな

〔紙上屋氣〕御所(ゴショ)棟造(ムネヅクリ)

〔家屋雜考 一〕寢殿造

寢殿の造り方は、大抵七間四面を常法とす、或は五間、或は十二間などもなきにあらず、三光院内府の御記に、主殿は七間四面通法とみえ、源氏物語梅が枝の卷に、七間のしんでん、廣く太きにつくりなしなどもみえたれば、七間四面は、中古以來通例の間數と見えたり、舊説に、其側一丈を以て一間とし、柱を立て是を大間(オホマ)といふ、丸柱、總板敷、屋上は檜皮葺にて、四方葺卸なり、是を四阿造といふ、是その大概なり、大間の事、延喜式をはじめ、さま〴〵見えたれど、後世は必しもしからず、六尺三寸を以て一間としたる事どもゝみえたり、さてその七間四面の內、五間四面は本屋にて、其外一間通りは廂なり、其外に簀子(スノコ)あり、此五間四面の本屋をさして母屋といふ、身屋(モヤ)身舍(モヤ)などもかけり、延喜式、江次第等にみえたり、母(モ)は假字にて、面屋(オモヤ)の義とも、また身は諸木の幹に准へて、身舍(ミヤ)といふべきを、母(モ)と轉じよぶなりともいへり、四方上下長押(ナゲシ)ありて、母屋は廂より少し高し、格子又は妻戶ある所は、柱每に欄檻あり、其外の一間通りの廂を、廣廂とも廣緣(ヒロエン)ともいふ、柱長押等母屋に同じ、大抵廂の四方は格子にて、四隅に妻戶あり、條々聞書といふ物に、室町御所の事を注して、公方樣御主殿は、四方ながら蔀にて候などゝもいへり、しかれども諸家一樣ならずと見えたり、扨又簀子は、通例廣さ五尺、勾欄あり、正面より左右へ廻らす、正面に階あり、五級、階の左右にも欄あり、西東の妻戶の前にも各階あり、此階には欄なきを通例とす、又階每に沓脫あり、さてこの母屋と廂との內を、さま〴〵に仕切りて、客人應對の所とし、或は寢臥の所とし、納戶、塗籠、帳臺等にも用ふる事故、その補理さま〴〵にして、一樣ならず、此外大禮等執り行ふ時は、臨時の補理どもあり、(補理の條にくはし)大抵今の京となりて、攝關大臣をはじめ、高貴の家々皆かくのごとくならざるはなし、○中略

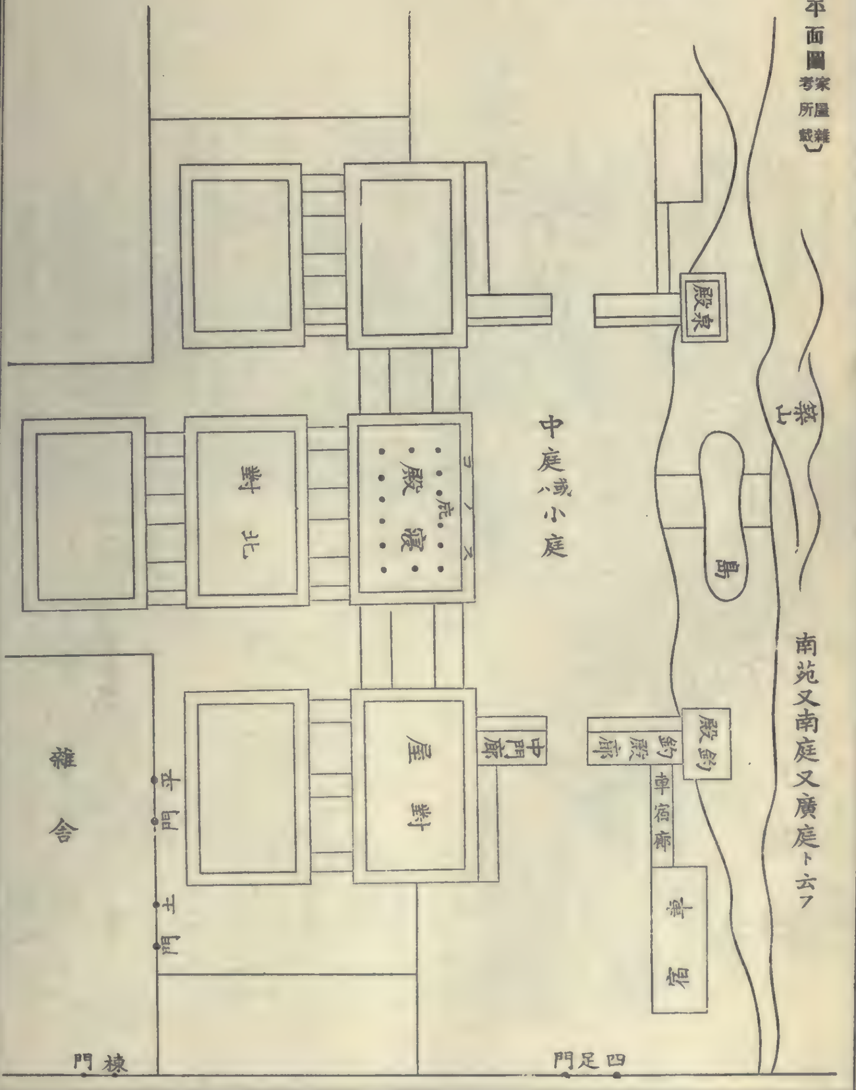
屋宇　梁より四方に椽といふ物を渡し四方葺卸にして、搏風なきを四阿といふ、和名抄に、宮殿


寢殿對屋圖
年中行事繪卷所載
東對


寢殿
南面

寢殿造平面圖〈家屋雜考所載〉

一圖　これは古圖のよしにて、松岡辰方が許より贈りえさせつる所の略圖なり、



對屋造　雜舍造

皆四阿、和名阿豆萬夜とみえ、是を寢。殿。造の通法とす、故に此造りかたをさして、宮。殿。造とも、又御。所。造などゝもいふなり、對屋は、桁なく搏風を入れて二方葺卸にする故、是を兩下(マヤ)といふ、順が抄に、和名萬夜と見えて、かやうの造りかたを、眞。屋。造とも、對屋造ともいふ、いづれも檜皮葺にて、棟瓦或は箱棟なり、徒然草に、後德大寺のおとゞ、寢殿に鵄ゐさせじとて、繩をはられたりけるを、西行の見て、とびの居たらむは、何かはくるしかるべき、此殿の御心、さばかりにこそとて、其後は參らざりけるなどみゆるも、此屋棟の上に、鳥除の繩をはられたるをいふなり、

〔海人藻芥〕近年サリヌベキ諸院家ニ、モロハヤノ對屋有レ之歟、無下ニ見苦キ者也、對屋ハ對。屋。作。トテ、定レル樣有レ之上、別ノ作樣更無二其謂一、モロハヤヲハ常ニハ雜。舍。作。ナド稱レ之哉、對屋作トハ、軒ハ十間廿間ナリトモ、妻ハ三間也、實ニ所用ノ子細アラバ、何間モ庇ヲ指ベシ、孫子庇マデモ無二子細一哉、北山殿ノ對屋ニ、上乘院僧正道尋(三昧院別當、于時横川長吏、)祗候之間、依レ爲二狹少一、庇ノ外ニ又庇ヲサス、鹿苑院殿被二御覽一テ、淸涼殿ノ心地シテ有二其興一之由被二仰下一畢、淸涼殿ノ孫子庇ト申ハ、檜皮葺之庇ノ外ニ、又板ビサシヲ指ル也、檜皮葺ニハ時雨ノ音聞エチバ、板ビサシヲ指テ、時雨ノ音ヲ聞召サントノ爲也、

内室造

〔紙上歷氣〕内室造(ウチムロツクリ)

〔鹽尻二〕今の左大臣家(九條)の御所を、我公(○名護屋藩主)御造進まします、(正德改元の年也)其中に内。室。作。りと言あり、如何なる制にやと言人あり、予(○天野信景)言、是を匠家に聞侍る、内室とは、天井なく、屋根裏の儘に造る事とぞ、紫宸殿、淸涼殿抔もうちむろ作り也とかや、(凡諸寺の金堂なども、内室作りの事といへり、我熱田の神宮も是なり、)賢按に、東都增上寺台德公の御靈屋、内室造也といふ、館を日本紀にムロツミと訓せし、室の字をのみムロと讀には限らず、

二棟造

〔類聚名物考(宮室二)〕二棟　ふたむね

この事たしかにわすれがたし、徒然草の抄物にもその考へなし、今思ふに、是は對の屋などをいふにや、それは寢殿よりはなち出して、二棟並べて前ざまへ造り出せばいふにやあらん、又もし造營のさたにかくいふことの有る歟、

〔徒然草上〕岡本關白殿、さかりなる紅梅の枝に、鳥一雙をそへて、此えだにつけてまいらすべきよし、御鷹飼下毛野の武勝におほせられたりけるに、〇中略武勝が申侍しは、〇中略初雪の朝、枝を肩にかけて、中門よりふるまひて參る、大みぎりの石をつたひて、雪に跡をつけず、あまおほひの毛をすこしかなぐりちらして、二棟の御所の高欄によせかく、祿を出さるれば、肩にかけて拜して退りぞく、初雪といへども沓のはなのかくれぬ程の雪にはまいらず、あまおほひの毛をちらすことは、鷹はよはごしをとる事なれば、御鷹のとりたるよしなるべしと申き、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎二年八月四日戊子、戌剋、將軍家〇藤原頼經若宮大路新造御所御移徙也、〇中略昇西廊、經二二棟御所南縁一入二御于寢殿一、

八棟造

〔紙上蜃氣〕八棟造(ヤツムネヅクリ)

〔類聚名物考宮室二〕八棟造　やつむねづくり　八方殿

八方殿を八棟造といふは、八面に戸を開て造ればいふ、今吉田の社に有り、また高御座も左の如し、これ八幡の制にならへり、

〔東海道名所圖會五〕相模小田原

小田原外郎透頂香(とうちんかう)は、大覺禪師來朝の時より日本に傳り、北條氏綱こゝに在城の時、八棟造の藥店を許して弘メさせける、

屋形造

〔類聚名物考宮室二〕屋形造　やかたづくり　館造

玉露證話七屋形作りの始り、右大將頼朝卿、相州鎌倉の御所を始とするなり、是をまなびて、今の

城内もおもしろく立たる所は、此格を踏へ作れるなり、諸大名の屋敷も、此格より起るなり、

今案に、大工棟梁某が家に、鎌倉右大將家の屋形の指圖有り、疑はしき所はあれども、いかにも古へのさまなる物なり、それらを考へ合するに、その比はさもや有つらんと思ひ量らるゝ所も有り、今も薩摩國の守の館は、屋形殿といひ、平屋造りのいと狹き構なりといふ、すなはち屋形造にして、かの家は故實を守る所なれば、是は右大將家の比のさまにてやあらん、

書院造

〔家屋雜考五〕書院造附書院 床間 押板 棚 欄間 櫺子 杉戸 雨戸

大抵、書院といふものゝ造りは、梁間を長くし、明障子を用ひて、蔀格子を用ひず、敷居鴨居にして皆遣戸なり、こはもと學生をつどへて、書を讀ましむべき爲の造方なれば、かたの如くつくり設けて、明きを旨としたるもの故、その廣さをいはんとては、何十何疊などいひし事とみえたり、然るに古代の寢殿造は、七間四面十二間四面などいひて、梁間向背ともに齊しく、暗くして便利ならざる事ども多かりしかば、室町の末より、漸々押し移りて此書院造といふ物を用ひられしなり、さてその書院造には、書院床、床間、棚袋戸等の物ありて、寢殿造とは、大に異なる事どもあり、○下略

土藏造塗屋

〔守貞漫稿三民家〕今世江戸民屋ノ制、○中略從來塗家ト號ケ、或ハ大壁ト稱ヘテ、屋外面全ク塗籠テ、土藏制ニ似タルモアリ、且戸ニ有ㇾ之、土藏造リヨリハ壁薄シ、

〔德川禁令考四十七諸法度〕享保五子年四月廿日

町中普請之儀土藏作リ塗屋瓦屋根勝手次第之事

町中普請之儀、土藏作り、或ハ塗屋幷瓦屋根に仕候事、唯今迄ハ致二遠慮一候樣相聞候、向後右之類普請仕度と存候者ハ、可ㇾ爲二勝手次第一候、畢竟出火之節防にも成、又ハ飛火無ㇾ之爲に而、右之外にも可ㇾ然儀候ハヾ、是亦勝手次第可ㇾ仕事、

四月

〔有德院殿御實紀附錄四〕江府年を逐て繁榮し、邸宅廛肆簷をならべ甍を接へて、寸隙の地もなく立ならびし事なれば、年毎に火災たえず、やゝもすれば延燒する事數里に及べり、よりて人々安き心なかりし、元祿正德のころまでは、すべて屋舍を麁略につくり、火ありといへば、みな打つれて家財を携へ逃はしり、屋舍は燒るゝまゝにすて置こと習ひとなりしかば、いよ〱いつも大火となりぬ、このこと紀藩におはしましけるほどより、深く憂ひ思召けるが、御位につかせ玉ひし後は、專らこの事を沙汰し玉ふ、先享保七年三月、火災の地巡察の事を命ぜられ、万石より上の人々、家卒を出して、近きあたりの災を防ぐべしと仰下さる、同九年には、火消役の定額を減じ玉ふ、これ人數のみ多く、火災にのぞみ號令とゝのはざるによりてなり、十一年二月に、風烈き日は郭內はさらなり、府內迄も晝夜巡見すべきよし、其職の者に命ぜらる、其頃處士伊賀蜂郞次といふ者、火を防がんとならば、市中の民居みな板屋を禁じ、塗屋に作らしめ玉ふべしと獻言せしに、天野丹後守昌岑も、其父彌五衛門長重が、同じく其事を云るしたる書を御覽に備ふ、こゝに又北角久琢勝有〔同朋格奥詰〕といふ者あり、老母につかへて甚孝ありしが、己が家を塗屋に作りしに、其後近隣に火おこりしかば、家はそのまゝ戸をさし、その身は母を負てのがれたり、此時近里みな燒しに、久琢が家のみ全く燒殘りぬ、これひとへに塗屋に造りし故なり、これらの事ども聞しめしければ、同十二年三月、番町麴町永田町のほとりをはじめ、市中の人家みな茅屋板屋を禁じ、塗屋または瓦づくりになさしめらる

〔德川禁令考四十七諸法度〕天保十三寅年四月廿九日

土藏造塗屋被仰渡、

壹番組より二十一番組迄　世話掛名主共

番外新吉原町　品川十八ヶ寺門前
名主共

町々家作之儀、土藏造塗家等に可レ致旨、前々より度々相觸置候處、年暦を經忘却致候向も有レ之哉、近年塗家造等稀に而、柿葺多く、出火之節消防之爲不レ宜候間、以來普請修復等之節、前々申渡置候通、土藏造、又者塗家に可レ致候、乍レ然一同には行屆申間敷、先づ表通り之分、追々土藏造塗屋等に相直し、裏家之儀も、柿葺之分ハ瓦葺に致、是又往々は塗家等に相直し、造作等專ら質素に致、往還は勿論、横町裏町共、猥に張出し建物一切不レ致、都而形容に不レ拘、今般厚御主意之趣相守、末々迄も行屆候樣可レ致、

右之通被二仰渡一奉レ畏候、爲二後日一仍如レ件、

五番組世話掛　南傳馬町
名主　新右衛門
外組々壹人宛

巳五月十五日

江戸町家造之事

申渡（此申渡年號不レ詳、今按ズルニ天保弘化ノ際ナルベシ、）

壹番組より廿壹番組迄　世話掛
名主共
番外　新吉原町　品川十八ヶ寺門前
名主共

町々家作出火之節、消防之爲、土藏造塗家に可二申付一處、一時に行屆間敷間、先表通之分、右家作に相直候樣、先達申渡置候處、其以來新規塗家相建、又ハ手入相直候も有レ之、當時場所柄町々ハ、過半塗家に相成候得共、多分は央より上之方、見附之所而已板塗に致し、下廻りハ通例之家作建に而、形容に而已仕立、申渡之主意に相振候いたし方故、既今般神田富松町より出火之節、風筋狂ひ、俄に燒崩、町火消共多人數及二死傷一候付而も、彼是巷說有レ之由相聞以之外不埒至極之事候、以來右體之

家作補理候儀ハ、決而不相成間、有餘有ものハ分限に應じ可成丈全之土藏造、又ハ火災之助に可成程之塗家にいたし可申、實に力に及び兼候者ハ、表裏屋共通例之家作に致し候共、右ハ勝手次第可致、是迄形容而已之塗家に致し候分ハ、宥免を以、先其儘差置、追而普請修復等之節、塗家又ハ通例之家作に相直候共、是又勝手次第相心得、尤梁間棟高、其外都而作事之儀に付、前々觸申渡置趣無違失相守、虛文之家作等致間敷候、

右之通、町々不洩樣、得と申聞、此上無理に取建候樣なる儀無之、手廻り候もの共、實用之塗家造相增候樣、支配名主共に而厚世話可致、

巳四月

〔後見草 中〕凡此度〈○明和九年〉の火災にかゝりし處、幅は一里餘り、長さ六里に足らずと也、〈○中略〉明暦三年の大火と聞へしは、いまだ家居もまばらにして、萬事淺間にありける故、何ほども燒たるべし、近比は土藏造といふ物になり、容易には燒ざりしに、あくまでケ樣に燒ける事、實天變の致所と、人々恐れおのゝきけり、

〔守貞漫稿 三家宅〕今世江戸民屋ノ制、〈○中略〉土藏造リ、及ビ塗家ニ非ルモノヲ號テ燒キ家ト云也、火災ニハ必ラズ燒失ス、故ニ京坂ニハ此名目無之、

〔甲子夜話 四十八〕京ノ東本願寺、自火燒亡ノコトニツキ、彼等ノ有サマヲ語リシ人ノ口上ヲ記ルス、〈○中略〉

閣造　本堂ハ正面ニアリ、二重家根閣作リト云フ、此堂開祖親鸞上人ノ像ヲ置ク、堂ノ横、間内三十八間ニシテ、四方椽、椽廣サ四間、欄干アリ、又簷ノ出二間ナリ、合テ五十間ノ長サナリ、堂ノ縱ハ廿五間、椽ヲ合テ三十三間、〈○下略〉

招造　〔萬寶番匠往來〕表長屋、招(まねき)造(づくり)、平家、二階家、

平屋

〔紙上蜃氣〕招屋根(マチキヤネ)

〔八雲御抄三上居處〕屋○中略平

〔源平盛衰記二十三〕新院自嚴島還御附新院恐御起請幷落書事

太政入道殿ノ門ニ落書アリ、奈良法師ノ讀タリケルトカヤ、○中略平家ト書テハヒラヤトヨム、家ノマロビ倒レンズルニハ、助ト云テ柱ノ代ニ、大ナル木ヲ以テササヘ直事アリ、平家ノ大將軍ニ下給ヘル、權亮少將落ケレバ、右大將宗盛ノ騷歎給フラント云ニゾヘテ、

ヒラヤナル宗盛イカニ騷ラン柱トタノム助ヲ落シテ

二階屋

〔紙上蜃氣〕二階屋(ニカイヤ)

〔貴嶺問答〕先年源大納言三條亭被構立二重舍屋、眺望四隣、爲歡樂所、回祿之後雖有造作之事、今度無其屋、件樓者暑月納涼、尤有便宜、欲構立此臺屋、如何可被計示之狀如件、

〔守貞漫稿三家宅〕京坂ハ○中略皆必ラズ二階造ニテ、江戸ニ云中二階、及ビ平屋等無之、裏長屋ニハ稀ニ平家中二階モアル歟、

又江戸中二階ノ宅ハ、表庇上ニ窻ヲアケザルモアリ、京坂ハ中二階ナキ故、皆必窻アリ、唯安土町本願寺掛所背ニ、粒甲圓ト云賣藥店ノミ、二階家ナレドモ、庇ノ上更ニ無窻也、土人奇之トス、○中略今世江戸民屋ノ制、○中略二階造ノ宅モ、庇上ヲ塗籠ズ、皆必ズ格子ヲ專トス、中二階ニハ無格子無窻ニテ、土壁ニスルモアリ、天保末ノ府命ニ、以後火災アリテ、後家宅ヲ建ル者、皆必ラズ瓦ヲ用ヒ、塗屋ニ造ルベキ官命アリテ、當時用之テ、諸所ニ瓦葺、庇上ヲ塗籠タルモアリシガ、今ハ廢テ新造ノ宅モ是ヲ用ヒズ

〔松屋筆記八十八〕二階から落ちての後はひまに成けり

鹽尻十五卷寶ハ四十一卷に、近比俳林去來が狂歌、

三階屋

などてかくいそがしいとて二階から落ての後はひまに成けり、とよみし、實にも浮世のすがた、大梗かくのごとし、いそがずばぬれまじ物をといふ古歌の心にもかよひ侍らんにや云々、

〔紙上蜃氣〕三階家(サンガイヤ)

〔嬉遊笑覽一上居處〕江戸にて、三階また瓦葺のこと、見聞集に、今の江戸町の家作りを見れば、二階三階のとぢ葺瓦ぶきにして云々、〇中略其後また華美になりしと見えて、友山云、酉年〇明暦三年迄は、町方の普請叮嚀に有之、大傳馬町佐久間と申町人の表屋を、三階屋に仕、二階三階には黑ぬりにしたる串形窓を明ならべ候故、殊の外目に立申たる事に候と有り、思ふに回祿の度毎にしば〳〵家作り、變れるにや、

〔德川禁令考四十七臨時町觸〕慶安二丑年

町觸〇中略

一三階仕間敷事〇中略、

丑二月十五日

〔德川禁令考四十七諸法度〕慶應三卯年九月廿六日

三階家取建不苦旨御書付

三奉行江

美濃守殿御渡

近來場所寄人家稠密、家屋敷取立方差支候樣にも相聞候に付、便利之ため、諸方共已來三階家造り取建候儀不苦候、尤火消防之ため、階毎に下家補理可申付候、且又憚候場所、見通し相成候ヶ所ハ、見隱し等補理、不見透樣可致候、尤聊榮耀ヶ間敷儀無之樣可相心得候、

右之通可被相觸候

九月

〔京兆府尹記事十九〕伏見一件の辨

爰に伏見奉行小堀和泉守〇政方といふ人あり、〇中略府中にさゞい堂といふを建らるゝ、三階作りにして、まづ平地より高さ七間を、石垣に築、根張は廿間四方、上にて十二間四方なり、百五十段の石階二方にあり、臺の上に四間四方の堂有、敷瓦にして都て朱を以て塗、金物皆金滅金也、其左りの方は南表にして、宇治川筋より小倉の大池を見渡し、殘り三方は窓あり、南表の椽を東へまはれば、おのづから高くして、尙も北へ廻り、亦にしへ廻れば、自然と二階へ出る、

傳曰、二階の建物は皆唐木なりとかや、是は城山の内江雪堀といふあり、其水底より出せしと云り、豐太閤秀吉公の世に、朝鮮國より取寄給ふ所の木にして、公儀御かこひの良材成を、密に水練の達者をして出させたるよし、然れども其實說を知らず、さりながらかやうの良材寶木にあらざれば、うたがふらくは其材たるべし、

紫檀の壇、黑檀の手すり、白銀の金物擬寶珠等、柱は皆白檀なり、床柱は伽羅にして、中々昔往足利の武將義滿義政公の建られし、金閣銀閣はものゝ數にあらず、夫より廻り椽を廻り三階に出れば、四方明放し、南ははるかに金峯山生駒山まで見へわたり、西は愛宕の峯つゞき、山崎の古戰場は目の下に見へて、北は京師一面に見へて、百万戸は庭の内とあやしまる、東は城山木幡の山々、宇治川の柴舟、木津川の運送、淀の城下も尙庭の中たり、其佳景筆に書にも及ぶまじ、尙唐木造りの建物にして、障子は皆硝子を以て張、天井は蜀紅の錦たり、らんまは珊瑚珠の作りものいとびびしく、疊は大羅紗にして、緣は猩々緋たり、屋根は四方流にして、白銀の鳳凰一雙を置、實に莊觀續く物なし、是皆農商のなみだを以て作る成べし、

〇按ズルニ、小堀和泉守、天明五年ニ伏見奉行ヲ免ゼラル、而シテ同八年ニ、勤役中ノ不屆ト云フヲ以テ、領地ヲ召上ラレ、大久保加賀守へ永々預トナル、

古事類苑

居處部八

家作二

〔下學集 上 家屋〕寢殿(シンデン)

〔運歩色葉集 志〕寢殿

〔貞丈雜記 十四 家作〕一寢殿と云ふは卽主殿也、上公卿の間也、貞衡云、寢殿の屋の上は、下を檜皮葺にして、其上を茅葺にする也、御成次第記に云、最初に先寢殿へ入御候云々、條々聞書に云、式の御成の時は、先公卿の間へ御成候云々、寢殿と云は、公卿の間につゞゐたる所也、別所にあらず、主殿の一名を寢殿と云、道照愚草に云、花御所御寢殿に、後土御門御座より於彼御殿は、萬之御祝言參也、垸飯も是の御殿にて參也云々、條々聞書に云、御主殿は四方ながら蔀にて御座候、此の內殿にて正月垸飯被下、御祝も御座候とあり、右道照の文と聞書と合せて考知るべし、

〔武家名目抄稿 居處 三〕按寢殿は內裏の紫宸殿に當りて、邸內第一の晴なる殿なり、普廣院殿御元服記に、鹿苑院殿の佳例によりて、寢殿を宸殿としるせしよし見えたり、臥雲日件錄に、北山殿の寢殿を紫宸殿としるせるは、一家の妄語にて、もとよりいふに足らず、武家にて、大かたは將軍家に寢殿といひ、諸家にて主殿といひしと見えたり、鎌倉公方家にて主殿といひたること、其年中行事に見え、御供故實には、諸家の主殿をさして寢殿ともしるしたれば、たま〳〵はたがひに通はしいへるなるべし、

〔筆の霊 前篇 二〕寢殿にも大に造るも、樣々なるも有しにて、源氏物語紅梅卷には、七けんのしんでん、廣くおほきにつくりて云々とあり、是は右の屋の大方の造りざまなり、其つかはるゝ人を除て、主人の身に付る人の居る所なり、今昔物語十九に、四足ノ門有シモ跡形モ无シ、寢殿ノ對ナドノ有モ一モ不見、政所屋ニ有シ板屋ニ云々などもあり、○下略

〔家屋雜考 一〕寢殿

寢殿(シンデン)の名は、皇朝の古稱にあらず、西土に倣ひて、一家の正殿をいふなり、爾雅の釋宮に、周制王公六寢、路寢一、小寢五、路寢治事之所、小寢燕息地也、又公羊傳に、路寢何、正寢也と見え、史記樂書に、凡居室皆曰寢とみえて、寢臥の所をいふにはあらず、故實家の說に、主殿は寢間なる意にて、寢殿ともいふなりとかけることあり、極めて麤漏なるに似たり、

〔空穗物語 國讓上 一〕三條殿いとおもしろくきよらに、つくりなされたれば、そこにてし給、しん殿はかんだちめのざにしつらはれ、ひんがしの一のたいを、たむじやう宮、らうをまうちぎみのざに、二のたいらうかけて、ところ〳〵にせられたり、

〔源氏物語 六末摘花〕うちとけたるすみかにすへ奉りて、うしろめたう、かたじけなしと思へど、しんでんにまいりたれば、まだかうしもさながら、梅のかおかしきを、みいだしてものし給ふ、

〔源氏物語 四十三紅梅〕七けんのしん殿ひろくおほきにつくりて、南おもてに大納言殿のおほい君、西に中の君、東に宮の御かたとすませ奉り給へり、

〔吾妻鏡 九〕文治五年六月六日甲子、早旦公朝申云、爲御塔供養、自院被進御馬以下之間、相具參云云、○中略其後公朝撤劒、參于寢殿南面、二品有御對面云云、

〔吾妻鏡 四十九〕正元二年○文應元年三月廿一日戊子、戌剋御息所入御、先寄御輿於東御亭相模太郎御亭檜皮寢殿妻戶、東御方被參、

〔花營三代記〕應永廿九年正月十七日、於殿中寢殿南向有的始、三番三弓也、

〔普廣院殿御元服記〕一正長二年三月九日(乙卯)(亥刻)天晴風靜、御元服當日、安陪有富朝臣相撲申、(○中略)

御祝儀次第

一先御出御會所○(會殿東廂)(中略)

次御出震。殿。(任應安御吉例、用震字)

〔臥雲日件錄〕文安五年八月十九日、最一撿挍來留而宿焉、(○中略)予又問鹿苑院殿(○足利義滿)於此移宅之事、曰、(○中略)今時西南有護摩堂、東有懺法堂、今爲等持宗鏡堂者是也、懺法堂東有紫。宸。殿。、今爲南禪院者是也、紫宸殿東有公卿間、又謂之天。上。間。、今爲建仁方丈者是也、

〔看聞日記〕嘉吉三年八月十一日、去大風吹破寢殿檜皮所々漏等、檜皮葺參加修理、

〔齋藤親基日記〕文正元年二月廿九日、申剋管領(政長)御出仕、供五騎、(直垂大帷)於御寢殿御吉書御判在之、

〔運步色葉集(志)〕主殿

〔易林本節用集(乾之坤)〕主(シユ)殿(デン)

〔三內口決〕一殿幷家作等事

主殿ハ七間四面(南面通法候)面七間之中、妻戸二有之、一(ハ公卿座ノ中也、是ハ主人ノ妻戸、仍平生ハ不開之、爲貴人等出入)(之路也、中門車寄此所ニ相兼テ作之、家々有之、與等自此戸可寄候也、)其次之妻戸、平生之客人之通路也、其道出廣緣(透達子也、白壁之中也、其次落緣有開)(戸、是ハ奏者之仁、又雜人等之通路也、)其廣緣之西面ニ又妻戸、是公卿座之入口也、公卿座四疊敷也、(或六疊敷也、清花之御所之)(公卿ノ座、六疊鋪也云々、)此間有置物硯一面脇息灯臺等也、公卿ノ間ノ妻戸、翠簾捲之、(懸鈎丸、無客來)(之時ハ垂之、)本主殿ノ間ニ有帳臺構、(南面)與公卿座之間被障子二間、(中央ヲ左右)(ヘ路チ開ク)客入自座末之障子謁主人、此對面所之後之座鋪有押板、(主人常住)(座之所也)安此外間々有名、不違記之、

〔貞丈雜記家作十四〕一主殿幷公卿之間の事、條々聞書に云、公方樣御主殿は、四方ながら蔀にて候、此の御殿にて、正月垸飯被下、御祝御座候つる、又云、式の御成の時は、先公卿の間へ御成候、御座を敷かるべし、又云、式二獻あがり候て、式の御成の時は、主殿へ御成候、御座をしかれ候、又云、常の御成の時は、直に主殿へ御成候云々、

〔家屋雜考一〕主殿

主殿(シユデン)とは、一家總構の內、宗とある殿をさしいふ稱なり、されば主殿の造方とて、別に定まりあるにはあらず、土岐家聞書に、主殿のからはふと見え、三好義長朝臣亭御成之記に、主殿の破風新に申し付けらるるなどみえて、寢殿の造てかたにあらず、對屋造なるにてもしるべし、然れども中古以來の制、主殿と稱するは多くは寢殿造なる故、主殿といへば寢殿の事としられたるなり、舊說に寢殿一名主殿と注したる事あれば、心得誤る人多し、さてかく別けて辨ずることは、定式の寢殿造なれば、對屋東西廊、中門池島、釣殿などいふもの具足せざれば舊制に叶はず、主殿といへば、其造りに拘はらず、一家の內むねとあるところをさしていふ事故、主殿と寢殿と差別なきにはあらず、又今故實を談ずるもの、主殿は正殿にて、表座の名なるを、後世奧屋の稱とする事誤なるよしいふは委しからず、今時守殿の字を用ふるも、音に依りて誤れるなり、

〔嘉良喜隨筆〕御守殿ト云ハ、表向ノ廣間ノ事、

〔義經記八〕判官御自害の事

兼房、たてをうしろにあてゝ、しゆでんのたる木に取つきて、持佛堂のひろびさしにとぞ入、○下略

〔成氏年中行事〕一御所造、幷御新造之御移徙ノ樣體之事、○中略御主殿ハ、南向御座九間六間、是ハ御家中也、御帳臺御寢所へ三間充也、御納戶モ三間也、御庇ヨリ面之妻戶ノ間ハ御二間、其次六間、若君樣ノ御祝ノ時ハ此御座也、

南殿

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕三月〇永祿四年卅日未刻御成〇中略
一冠木門、并主殿之破風、新役申付之、奉行米村但馬守、

〔甲陽軍鑑品第三十九十二〕一天正元年三月九日に、信玄公御煩能ましく〱て、御主殿まで御出被成、御庭つき山に、櫻の漸ひらきたるを御覽なされ、廣縁に御立あり、古歌を吟じ給ふ、

〔武家名目抄稿居處三〕按、寢殿は南面の殿にて、東西に對屋あり、御所中の南方にあるが故に南殿。といふ、猶皇朝の紫宸殿を南殿とも稱するがごとし、

〔吾妻鏡三十六〕寛元二年八月十七日乙酉、於御所南殿被轉讀大般若經云云、

〔玉露叢一〕慶長十九年正月五日ニ、大御所〇德川家康本丸江渡御、右御祝儀畢テ南殿江出御、御能三番アリ、〇下略

對屋

〔伊呂波字類抄太地儀〕對タイ 東對 西對

〔下學集上家屋〕對屋タイノヤ

〔撮壤集中家屋〕對屋タイノヤ

〔運歩色葉集多〕對屋タイノヤ

〔揚升庵外集宮室八〕東西北第
漢世有東第、所謂爵爲通侯、列居東第是也、有西第、馬融作大將軍西第頌是也、有北第、賜夏侯嬰北第第一是也、獨無南第、避南面之故歟、

〔倭訓栞中編十三多〕たひや　對屋と書り、伊勢物語に西の對など見えたり、主殿に對するの義なり、對の屋造りには、角木を入ず、狐戸なしとぞ、

〔貞丈雜記家作十四〕一一。の臺、二。の臺、又一の對、二の對とも書く也、たの字すみていふべし、にごるは惡し、是は女中部屋の事也、一二三の次第ある故如此云也、禁中にても如此云也、西の臺、東の臺など

いふも同じ、女中部屋をばすべて對の屋と云也、對の字本也、主殿に對する義也と、三光院記に見たり、武家にては奧の家といふ事故實也と、同記に見たり、將軍家にては、公家と同じく對の屋と云也、

〔雅言集覽二十〕たい　對、今も內裏にあり、對の屋にて女房のすむ所なり、長局也、

〔武家名目抄稿居處五〕按、對屋といふは、主殿の左右に相對したる屋なればゑかいふなるべし、主殿に對する儀にはあらじ、是を又奧屋ともいふは、主殿よりおくまりたるの謂にぞあるべき、武家に奧屋といふは、室町殿の頃よりのことなるべし、鎌倉殿の時は、猶對屋といへること、吾妻鏡にもいと多かる也、

〔筆の靈前篇二〕身屋と庇とを、取總ては對といふ、いはゆる西の對、東の對など云へる是なり、平治物語に、北ノ臺ノ西ノ妻戶ニ軍ノ下知シテ居玉ヒケルガとあるも、臺は借字にて、對屋なり、海人藻芥には、諸山寺ノ坊舍ノ作樣、多分寢殿ハ板屋作リニテ、中門廊有ㇾ之、對屋ハモロハヤ也云々、近年サリヌベキ諸院家ニモロハヤノ對屋有ㇾ之歟、無下ニ見苦キ者也、對屋ハ對屋作トテ、定レル樣有ㇾ之上ハ、別ノ作樣更無二其謂一、モロハヤヲバ、常ニハ雜舍作ナド稱ㇾ之哉、對屋作トハ、軒ハ十間廿間ナリトモ、妻ハ三間也、實ニ所用ノ子細アラバ、何間モ庇ヲ指ベシ、孫子庇マデモ無二子細一哉、北山殿ノ對屋ニ、上乘院僧正道尋祗候之間、依ㇾ爲二狹少一庇ノ外ニ又庇ヲサス、鹿苑院殿被二御覽一テ、清涼殿ノ心地シテ有二其興一之由被二仰下一畢、清涼殿ノ孫子庇ト申ハ、檜皮葺ノ庇ノ外ニ又板ビサシヲ指ル也云云とあり、右の中モロハヤと云は、和名抄に兩下和名万夜とあるに同じ物にて、其軒を兩方に葺き下したるよしにて、諸端といへるなり、諸は兩手のもろなり、對屋は然は作らぬ事なりしを、後には裏のみ對屋の體にして、屋根などは其右體と違へるを論へるなり、

〔家屋雜考二〕對屋

東對

西對

三内口訣に、對ノ屋二、東を一ノ對と號し、西を二ノ對と號す、北ノ方と東西行如鳥翼作之、對とは主殿に對する義なり、武士の家に奥屋と稱す、是故實也、堂上の諸家には、對ノ屋と號すとみえ、其大さ主殿に相同じとみえたり、

〔空穗物語藤原の君〕かゝるを、ある人御しとみのもとにて、はたけつくられ、御前ちかきた。い。にて、かくせしめられたること、有まじき事なり、このみくら、ひとつひらきて、きよらなるもの、かいつくらせ給へ、たからにはぬしよくもなん申也、

〔空穗物語藏開上〕すなはちくに〳〵のずりやうなどのさしつべきを、たいひとつづゝあづけしつべき、人々にみなの給ひあづけつゝ、つくらせ給、

〔源氏物語五若菜〕御てうづ、御かゆなど、こなたにまいる、日たかうおき給ひて、人なくてあかしかめるを、さるべき人々ゆふづけてこそむかへさせ給はめとの給ひて、たいにわらはべめしにつかはす、

〔空穗物語藏開中〕おとゞ宮それにしたがひて、西東のたい、わた殿みなあり、しんでんは、ひんがしのたいかけて、宮すみ給、ことたいどもにすみしは、ひとつばらにうめりし○ひとつばらにうめりし、原作ひとつはらうめし、今據一本改、ことときめきたりし人、たいひとつを、ふたりにてすむ、

〔小右記〕永觀元年正月二日、○中略大饗、其二條院東對南放出三間儲公卿座、北上對座、

〔禁秘御抄下〕殿舍渡御

渡御殿舍后女御御方密々儀、自昔不及廣、○中略寛治堀川院燒亡後、大炊殿從東對遷御西對、

〔伊勢物語上〕むかし東の五條に、おほぎさいの宮おはしましける、西のたいにすむ人有けり、それをほいにはあらで、心ざしふかゝりける人、ゆきとぶらひけり、

〔空穗物語國讓中〕右大將は藤つぼまうで給ぬべかなり、けふあす女御后がねなどのたいにす

み給はんにはいかでかうへにはのぼり侍べき、西のたいしつらひて、そこにわたり給へと聞え給、

〔吾妻鏡四十二〕建長四年十二月廿七日丁丑、立春節分御方違事、御惱餘氣未令散御之間、渡御御所西對北妻云云、奧州被獻盃酒御引出物云云、

北對

〔空穗物語田鶴の村鳥〕ごたち廿人、わらはしもづかへあまたあり、北ひんがしのおとゞ、左大臣殿の御かた、西みなみ藤大納言の御かた、西北のたい、源大納言殿の御かたざま、宮十四、中納言廿六、二所ものがたりし給へり、

〔吾妻鏡二十八〕寛喜三年四月廿八日、酉剋御所北對邊怪鳥集、水鳥類也、其鳥黑、翌日死、少々雖有見知之人、其名不分明云云、

一對

〔榮花物語三十六根合〕命婦藏人十人は、禮服とて、あかいろのからぎぬのそでひろきをぞきたる、今十人はすりからぎぬきつゝ、かみあげてならびさぶらふ、ゐぎのみこ、とばりあげなど、れいの事也、京極殿におはしまし、寢殿を南殿にて、西對を淸涼殿にしたり、〇中略北の一のたいを、內侍どころなどにしたり、

二對

〔空穗物語國讓上〕三條殿いとおもしろくきよらにつくりなされたれば、そこにてし給、しん殿はかんだちめのざにしつらはれ、ひんがしの一のたいを、だむしやう宮、らうをまうちぎみのざに、二のたいらうかけて、ところ〴〵にせられたり、

三對

〔空穗物語藏開中〕大將ひんがしの三のたい、南のおとゞのまへより、たんごのせうに御文もたせて、宮の御かたにまいり給ほどに、〇下略

對代

〔花鳥餘情十八梅枝〕放出事

右以此等記加料簡者、〇中略東放出西放出トイラハ、正殿爲中央而東西各有殿、謂之東對西對也、寢

殿與對之間有透渡殿、不及對屋作之時、東西ニ構公卿座、子午ニ中門ヲ作ツヾケタルヲバ對代トイフ也、東西對ノ代也、

〔大饗雜事〕御裝束永久三、東三條儀委細也、

一御簾○中略

西對代首書久安記云、上官座不懸由有議、放之、永久記、上官座、南面不懸御簾、先例也、永承記、西對東廂懸簾、巻上、

奥方北也　東端方南也　西

一弘筵○中略

對代

同南庇　中門廊　侍廊

〔大饗御裝束間事〕上官座事

永保三正大右記云、東對代母屋、無西庇、鋪青端疊六枚、二行敷之、自南第三柱、北重三四許尺敷之、爲上官座、

母屋

〔伊呂波字類抄〕毛地儀身屋モヤ俗用母屋

〔名目抄〕禁中所々名御殿清涼殿又中殿○中略　母屋モヤ

〔撮壤集〕家屋中母屋モヤ

〔運歩色葉集〕毛最屋　母屋　身屋

〔易林本節用集〕乾坤之身屋モヤ家イエ和訓也

〔書言字考節用集〕一乾坤面屋ヲモヤ又云母屋モヤ　〔同〕二乾坤母屋モヤ又云面屋、本朝俗、謂中央正室爲母屋、身屋同延喜式江次第

〔紙上蜃氣〕面屋ヲモヤ　母屋モヤ又云身屋

〔倭訓栞〕前編三十三毛もや○中略　母屋をよむは、おもやの略也、字音にはあらじ、寢殿の中央の間廂の内にて、中にあるをもて母屋と稱せり、或は身屋也といへり、大工のいふは、常の家の簷の内也、

〔古事傳記四十三〕書紀履中卷に、室をよどのとも訓り、大和物語に、紀の國のむろの郡にゆく人は風の寒さも思ひ知られじ、今世に牟漏と云物も、土を以て塗り籠たるを云り、さて又後世に母屋と云は、身屋と聞ゆるを、又室屋の切りたるにてもあらむか、

〔貞丈雜記家作十四〕母屋と云、本屋の事也、俗におもやと云に同じ、主殿作りには、おもやの廻りに庇あり、(庇の下は疊敷たる廊下也、是を縁と云、今は縁座敷など〻云也、)庇の外に又庇あり、是を孫庇と云、庇の孫庇などはおもやより出る故、おもやをば家の親と見て、母屋と云成べし、

〔松の落葉三〕母屋　庇

むかし母屋といひしは、身屋ともかきて、今の世に、家の本間といふところにぞありける、西宮記一の卷、二宮大饗のところに、垂母屋御簾、卷庇簾と見え、又同卷臣下大饗のところには、下廂辨進跪庇二間(去身屋第二柱)とあるにて知るべし、

〔雅言集覽毛五十五〕もや　正屋ナリ

〔夏山雜談一〕母屋ヲ身屋トヨミタリ、本屋ト云フノ略ナリ、子廂、孫廂ナド對シタル名目ナリ、

〔嬉遊笑覽一上居處〕(首書)屋ノ中ニ、主トアル處ヲ身屋ト云、後ニ母屋ト云ハ、ムヤヲ訛レル也、今世ニハオモヤト云、廂ヲ借テオモヤ取ラル〻トイヘル諺モアリ、

〔松屋筆記三十八〕身屋

越後人の方言に、家の本家をムヤといひ、そのムヤの左右に作りそへたる家を、一ッを寢屋とし、一ッを雜家とす、いづれをも中門とよべりとなん、中門は帳の屋などいふ事にや、心得がたし、ムヤは身屋とも、母屋とも古書に見えたるこれ也、母屋、寢殿など、所見あぐるにいとまなし、

〔筆の靈前篇二〕こゝに昔の家作の事を云はん、まづ家の心なる屋をもやと云ふ、身屋の意なり、新儀式に身屋と書き、江次第東宮御元服の條にも、掃部女孺懸身屋九間内四面壁代帳、並卷之など

あり、又それを母屋と書くも常の事にて、おもやとも云へり、母を古言にはおもと訓れば、其義にて云へるなるべくて、表面の方に在る意にて稱ひ初めたるにはあらずと覺えたり、雪にひさしをかしておも屋をとらるゝと云も、猶心なる屋の意なり、竹取物語に、おもやの中には女どもばんにをりて守らず云々ともあり、又古き家記など、其他にも公事の事記せるに、母屋東第一間第二間などやうに云へり、其は小き母屋は、其中一なるも有べく、大なるはいくつにも間を別けたるなり

〔家屋雜考〕一寢殿造

寢殿の造り方は大抵七間四面を常法とす、○中略さてその七間四面の內、五間四面は本屋にて、其外一間通りは廂なり、其外簀子あり、此五間四面の本屋をさして母屋といふ、身屋身舍などもかけり、延喜式江次第等にみえたり、母は假字にて、面屋の義とも、また身は諸木の幹に准へて、身屋といふべきを、母と轉じよぶなりともいへり、四方上下長押ありて、母屋は廂より少し高し、

〔空穗物語樓の上上〕ノ二かのひんがしのはいでのもや二つぼ、びやうぶたてゝ、いぬ宮、內侍のかみは、うちにものせらるべき也との給はすれば、よろこびながら、びやうぶたてしつらひ給つ、

〔源氏物語夕顏〕四われひとりさかしき人にて、おぼしやるかたぞなきや、火はほのかにまたゝきて、もやのきはにたてたる屛風のかみ、こゝかしこのくま〴〵しく覺へ給ふに、ものゝあしをとひしひしとふみならしつゝ、うしろよりよりくる心ちす、

〔源氏物語若菜〕三十四院もいとかしこく、おどろき申給て、御ざにつき給ぬ、もやのおましにむかへて、おとゞの御座あり、

〔源氏物語蜻蛉〕五十二ひんがしのかうらんに、をしかゝりて、夕かげになるまゝに、花のひもとく、御前の草村をみわたし給、ものゝみ哀なるに、なかについて、はらわたをたふるは、秋の天といふこと

をいとしのびやかにずんじつゝゐたまへり、有つるきぬのをとなび、しろきけはひして、もやの御ざうしよりとをりて、あなたにいるなり、

〔枕草子十二〕前の木だちたかふ庭ひろき家の、東南のかうしどもあけわたしたれば、涼しげにすきて見ゆるに、もやに四尺の几帳立て、前にわらうだをきて、三十よばかりの僧のいとにくげなからぬが、(中略)せんしゆだらによみゐたり、

〔延喜式三十八掃部〕元日(中略)朝賀畢、賜侍從已上饗官人率掃部、昇豐樂殿、供御座、南廂西第二間敷簟四枚、(中略)高御座東三間懸軟障、西二間立通障子、西一間、幷西身屋妻二間懸軟障、(並内匠寮立)

〔新儀式四臨時〕天皇奉賀上皇御算事

南行立御厨子各五基、(五基納夏冬御衣、五基積雜帛各五十疋、延喜六年四基也、二基立母屋戸前、二基立母屋東頭、)東第二間北邊立大床子二脚、爲御座、(西面中略)○東廂當母屋二間、曲折立棚厨子四基、

〔百錬抄四醍醐〕天延三年四月一日、南殿母屋柱吠如牛、

〔雅亮装束抄一〕もやひさしのてうどたつる事

まづしんでんのひさしにみすをかけまはす、はれのかたをうはがへにす、

次にもやのみすをかく、もやはしんでんによりて、四けんもしは五けんにてもあるなり、七けん四めんのしんでんならば、もや五けんにみすをかけて、うちにかべしろを引まはすべし、もやのみすをあげんことは、れいのき丁をもやにたてゝ、そのてのうへにつかせてあぐることもあり、それ無下にさがりたらば、そのてのうへにこぶしをにぎりあてゝ、ふたこぶしばかりすかしてあぐべし、

〔長門本平家物語十七〕中將(○平重衡)ともし火くろうしては、すかうぐしが涙と云らうえいを、二三返せられてのち、此世の思ひ出なるべし、今はとくやすまれよ、我も夢みんとて、もやのまくをひき

おろされければ、武士どもかしこまてまかり出ぬ、

〔門室有職抄〕調度事

母屋調度ニハ、四尺屏風一帖、二階一脚、唾壺、打亂箱一合、已上二階ノ下ノコシニ可置、女房調度ナラバ、上ノコシニ火取ヲ可置也、庇調度ニハ、棚厨子二脚也、一脚ノ上ニ、剣箱二合、一脚ノ上ニハ、攪(カ)上ノ箱一合、泔坏一口(在臺)普通厨子ハ、母屋ニモ立之無憚、但又非晴儀、母屋ノ調度ヲ立ニハ、庇ノ調度ヲ不立、庇ノ調度ヲ立ニハ、母屋ノ調度ヲ不立、但清涼殿ニハ、母屋庇調度共有之、

庇

〔天文本倭名類聚抄居宅一〕庇　唐韻云、庇(早冀切、和名比佐之、)覆也、廕也、庈(於禁切、亦作蔭、)廕也、辨色立成云、接簷(上子捷切、下余廉切、與檐同、和名上同、)

〔箋注倭名類聚抄屋宅三〕昌平本、下總本、有和名二字、新撰字鏡、楷字髟字並同訓、棨訓屋比佐之、谷川氏曰、日指之義、愚謂疑日支之急呼、○中略 廣韻云、庇庇廕、又云廕、庇廕、唐韻廕、與廣韻同、故源君並擧庇字廕字、下云庇廕、蓋從省文也、玉篇、庇、覆廕也、廕、庇廕、孫氏蓋依之、按說文、庇、蔭也、蔭艸会也、轉爲凡覆庇之稱、爾雅、庇、休、蔭也、是也、廕俗蔭字也、皇國之制、殿屋正中、謂之母屋、其南北楣庡之間各一間、棟甍之東西各一間、謂之比佐之、晦庵文集殿屋說云、其宇則横棟前後、即爲南北兩下、横棟盡外即爲東西兩下、四棟之旁即各連所向而下、四面榱桷、覆堂廉出階外者謂之廡、說文云、廡、堂下周屋也、然則庇廕並不可訓比佐之、宜以廡充之、

〔段注說文解字九上广〕庇蔭也、(蔭艸会也、引伸之爲比覆庇之稱、釋言曰、庇、休蔭也、)从广比聲、(必至切、十五部、按周禮注、庀具也、左傳國語亦有庀字注、或云具也、或云治也、攷周禮故書庀作比、許從故書、故說文無庀、)

〔類聚名義抄七广〕庇(井寐反、ヒサシ、)　庇(雌利反、ヒサシ、)　廂(音相、ヒサシ、)

〔古事記中垂仁〕於是到山代之和訶羅河時、其建波邇安王興軍待遮、各中挾河而對立相挑、故號其地謂伊杼美、今謂伊豆美也、爾日子國夫玖命乞云、其廂人先忌矢可彈、爾其建波爾安王雖射不得中、

〔古事記傳 二十三〕其廂人は、曾那多能比登(ソナタノヒト)と訓べし、明宮段にも、伏隱河邊之兵、彼廂此廂一時共興とあり、此も加那多許那多とも訓てよろし、廂は、軍防令に左右廂とありて、義解に、左右廂、猶左右方也と云り、此處の義解の說、誤ありげに聞ゆれども、獨左右方とあるは、然ることなるべし、唐六典に、凡在牧之馬皆印、印左膊以小官字、右膊以年辰、尾側以監名、皆依左右廂とある、此は其上文に、凡馬有左右監、以別其麁良云々、駿馬之監用左、麁馬之監用右云々、以土地爲其監名とあるを以て見れば、左右廂とは、左右監を云るにて、以監名云々は、たとへば左某監、右某監と印すを云、皆依左右廂とは、何れも其左右をしるせと云ことなり、然れば此も廂はたゞ監の左右を云るまでにて、左方右方と云ことなりけり、然れば何にまれ、彼と此と兩方にあることに附て云言にて、輕き字なり、定まりて廂と云物あるを云には非ず、そも〳〵此字は、玉篇に、東西序也と注し、史記索隱に、正寢之東西室、皆號曰廂、ともあれば、此義を取て、左右と竝びあるをば、何にても左廂右廂と云なり、然るを此記なるは、又轉りてたゞ彼と此と對ひたることに云るものなり、

〔撮壤集 中 家屋〕庇(ヒサシ) 廂(ヒサシ)

〔新撰字鏡 火〕榮 爲明反、平、屋比佐之、

〔段注說文解字 六上 木〕榮、桐木也、略○注 從木、熒省聲、永兵切、十一部、一曰、屋梠之兩頭起者爲榮、士冠禮、鄉飲酒禮、皆云、東榮、鄭曰、榮屋翼也、韋注甘泉賦同、梠楣也、楣齊謂之檐、楚謂之梠、檐之兩頭軒起爲榮、故引伸凡撊起爲榮、卑汚爲辱、

〔禮記註疏 四十四 喪大記〕復有林麓、則虞人設階、無林麓、則狄人設階、○疏略 註 小臣復、復者朝服、略 ○中 皆升自東榮、中屋履危、北面三號、捲衣投于前、司服受之、降自西北榮、略○中 疏(中略)榮、屋翼也、天子諸侯屋皆四注、大夫以下、不得四注、但南北二注、而爲直頭、頭卽屋翼也、復者升東翼而上也、

〔嬉遊笑覽 一上 居處〕天香樓偶得曰、都會之處、謂之馬頭、以在水陸衝要、冠蓋商旅之所聚集、舉馬以概車船、且舉馬頭、以概馬之全體也、同書又云、藝圃雌黃云々、所謂榮者、東西南北皆有之矣、故李華含元殿賦、又有風雨交四榮之說、榮爲屋檐、卽屋四垂也、又謂之楣、又之相屋梠兩頭、起者爲榮、愚按榮之爲言、爲榮屋之四周也、又今人屋前再展一架、其名曰廊、其上或用接檐、或用重檐、意者前榮卽類此乎、これ人の集ふ街たを、馬をもて名とすること、今馬道を人の家の内往來する處の名に用ゐると似たり、

〔安齋隨筆前編八〕一招魂　タマヨバヒと訓む、○中略喪大記云、升自東榮、中屋履危、○中略榮ノ字ノキと訓む、屋の軒也、危ノ字ムネと訓む、屋のムチ也、

〔儀式六〕元正朝賀儀

前一日裝飾於太極殿、敷高御座、以錦、○中略次裝飾小安殿、以布幕十一枚南榮屏、

〔儀式五〕正月八日講最勝王經儀十四日儀准之

十四日昧旦、東西二寺、盛雜穀於漆器廿二具、列立南榮。。檻外左右各十一具、中階上闕而不列、

〔臥雲日件錄〕文安四年十二月八日、南榮凭几、偶看慈氏日工集、

〔新撰字鏡彡〕髮。所街市休二反、平、垂髮、鋭又屋翼也、比佐志、

〔新撰字鏡木〕梠。故答反、楔、比佐志、

〔類聚名義抄八竹〕接簷。。ヒサシ

〔書言字考節用集乾坤比〕廡ヒサシ　韵會、大屋四邊重簷也、　廂同上　个禮記註、四面旁室曰个、　庇同　屋翼同

〔和爾雅二居處〕廡ヒサシ　廂同

〔和漢三才圖會八十一家宅〕廊○中略廡音武　俗云左之於呂之○中略

按○中略廡與庇似而不同、俗云、曰鞴附シコロツケ或差卸サシヲロシ之類乎、

〔段注說文解字九上广〕廡堂周屋也、各本作堂下、元應引作堂周屋曰廡、今從之、釋名曰、大屋曰廡、幽冀人謂之庌、說與許異、許謂堂之四周爲屋也、洪範晉語、蕃廡皆假廡爲蕪也、从广無聲、文甫切、五部、

〔東雅六宮室〕屋ヤ○中略　庇の字、讀てヒサシといふは、萬葉集の歌に、内日指といふ事を、抄にはすべろぎの宮の内高くして、日の光さし入り、内を照しぬれば、内日さす宮といふなるべしと釋せし事あり、是等の事によれば、ヒサシとは、日の當り刺す義にや取るらん、說文に、庇は蔭也と見えたり、天之御蔭日之御蔭と隱坐などいふ、殊に其義合ふ所あれば、此字讀てヒサシともいふなるべ

し、又說文に、厞は堂下周廡也と見えて、大廈四邊重檐也などいふ說もあれば、廡の字、亦讀てヒサシといふと見えたり、

〔倭訓栞前編二十五〕ひさし〇中略物に庇をもいへり、日指の義なるべし、內日指をおほふをいふ也、廂も同じ、淸齊位置に、倭漆經、廂とも見ゆ、金葉集に、逢事のひさしにふけるあやめ草とよめるは、二意を兼たる也、新撰字鏡に、𢊆をひさしとよみ、屋翼也と注せり、又檐を屋のひさしとよめり、あげびさしは、閑情寓寄に、活檐と見ゆ、關西に屋垂といひ、越後にがぎといふ

〔松の落葉三〕母屋　庇

母屋のほかはみなひさしといへり、同記〇西宮記に、又庇、孫庇、妻庇などいへるは、母屋の次の庇よりつぎ〳〵をいへるなり、同記十の卷に、始講日本紀事といへるくだりに、東孫庇小板敷有聽衆並云云座といへるを見れば、孫庇にいたりては板敷なるところもありしなり、妻庇は簀子の上なり、同記十一の卷に、御座在御簾前孫庇之時、王卿候簀子敷以圓座各置之云々とあるを見て、さなめりと考らる、

〔年々隨筆六〕古ひさしといふは身屋、廂と分別して、南庇はまらうどをすうる所、もやも同じ殿のうちなり、今時いふは塵しくばかりひろきもあれど、桁より別に屋根ふきおろしたる所にて、尾張あたりの民家にはかやぶき瓦ひさしのみ多かり、さる所を庇といひし事、物語などにはみえねど、日觀集に、草の庵に軒のあやめをふきつればひとひさしさす心地こそすれ、とあるは、今時いふひさしなり、今時は庇をおろすといふを、こゝにはさすと有、母屋庇といふひさしも日影のさし入義なるべければ、今時のは更なり、

〔武家名目抄稿居處六〕按、凡殿舍、母屋の外を庇ともいひ、廂ともいふ、又其外なるを又庇ともいふ也、庇を比差之といふは、新居君美が說に、萬葉集の歌に、內日指といふ事を、抄にすべろぎの宮の

内高くして、日の光さし入内を照しぬれば、内日さす宮といふなるべしと釋せしことあり、これらのことによれば、比差之とは日のあたりさす義にや取らんといへる、謂れてよく聞えたり、

〔筆の靈後篇十五〕日さしと云名の意は、日は日の光をいひ、さしとは翳(サシ)といふ名のさし、又さし几帳、又さし扇などいふさしと同じくて、隔てさへぎる義なり、さはさやる、さへぎる、さゝふなどのさといふ言と同じく、高く作れる屋にては、軒を大方長く出しても、日のいたくさし入てよからねば、別に軒を作りて、その屋根の軒に添て日光を障ふるなり、夫木集なる爲經の歌に、さえあかすさゝや菴のかり庇たゞ一重なるよはの白雪、とあるもそれ也、又、婚記、久安四年十月廿日の條に、令敎任作改易圖、改壁爲遣戸、新加假廂之圖也、それと同じ意にて、物つけぬ軒をも日さしといへど、實は殊に日光をさへぎる爲に付し物が日さしなり、屋の中の稱に、母屋といひ、日さしと云事あるは又別にて、母屋とは身屋と云に同じくて、屋の心(ナカ)なる間(トコロ)をいひ、其東と南と西とに建そへたる屋は、母屋の日光をうけざると違て、日の刺入る所故に日さしと云るなり、軒の日さしと同じ字をも書く事なれど、同じ物とは思べからず、其いたく別也、空穗物語國讓の上卷に、おとゞ上達部も、皆此廂に、こと君達は簀子におはするほどに、あかくなりにたりといひ、大和物語に、れいのおはしまし所にはあらで、ひさしにおまし敷て、おほとのごもりなどしてとあり、其類は母屋の大饗、廂の大饗などの類にて、母屋にむかへ云廂にして板日さしなどの類にあらず、昔書に多く聞えたる稱なり、こと君達は簀子にと云物が、今のひさしの邊にて、今の椽がはなり、長門本平家物語七に、仙人とひ來て、ひさしの間にやすむ、御門是を御らんじて云々とあるも、屋内のひさしの事にて、軒なるを云にあらず、板びさしなど云ふひさしは、軒の所につきて云名にて、さしかくす方なり、ひさしには廂字を書けど、そは軒なる日さしにはあたらず、其方に書るは借用ひたるなり、廂字は東西室也など注ひて、彼母屋に對へて云ひさしに當るなり、又庇字は屋の内にて云ひさしに

は當らず、字書に庇廕也と注ひ、廕屋宇之庇也などもいへる字なれば、板びさしなど云方に當れり、さて板びさしと云名などは、上の方は檜皮、又は草にて葺て、日さしをこゝに引、西行物語の畫の如く爲たるなり、是を孫庇とも云り、此類は古畫に多く見えたり、

〔筆の靈前篇二〕母屋の東西に付たる屋をば廂といへり、邊に在て日影さすよしなり、其は身屋の棟より葺おろして、棟を別に設ざる者なり、上卿故實上卿神事ノ事の條に、月水女、（妻室居レ庇、雖二一屋内一引二注連一、對面不レ憚レ之、雖レ去入、小兒、乳母候、棟別屋此外可二退出一、皆七ケ日之間也、）といふ事もあり、さて又南にも庇の屋あるは、本より聞えたるに、北の方にも庇の屋ありて、其は日の影はさゝねども、日影さすなる庇の屋と造法同じければ、なずらへて然は云へるなり、北庇と云稱、江家次第など、其他も書に見え、多武峯略記下卷堂舍の條には、四面庇と云ふ事もあり、四方に庇の屋あるを云なり、さて庇は、今の世に入かはと云如き所をも云ひ、又廣きをば廣庇とも云へり、其名家記などに多く聞えたり、古事談（六ノ五ウ）に、時光調笙弘庇にありなど云へり、雅亮裝束抄の頭書に、庇とは今の俗にて、ゑん又はう緣座敷などいふものなり、母屋はうちなる間を云ふとあり、高麗緣の事の條に引て云へるをも見るべし、狹きを小庇といへり、枕草子屋はと云條に、東の御門につとむかひてをかしきに、小びさしに云々、よるも晝も在ればと云々とあり、雅亮裝束抄にも、大和畫の四尺の屏風を、もやの柱のきはよりはしざまに、鏡臺などの後まで立べし、ひさしの間せばくてひたふかくば、たゝみて奧の柱のきはに、二三枚もたゝめ、端に道あるやうに立べしとあり、今昔物語廿七には、然レバ庇ノ方ニテ先ヅ物食セナドジテ後ニ出向テ、さて源氏物語桐壺の巻に、おはします殿のひんがしの廂ひがしむきに云々、匂宮の巻に、寢殿の南のひさしに、常のごと南むきに中將つきわたり、北むきにむかへて、えがのみこだち上達部の御座ありなど云へるは、先寢殿ありて、其南の方につゞける所を、南のひさしと云へるなり、其處に南向に居れば、寢殿の母屋をうしろにして打ならぶなり、寢殿と云は、漢土

風の名にて、雅亮裝束抄頭書に、仰に云、寢殿は主殿なり云々ともあり、又同書に、もやびさしの調度たつる事と、題をまるして、まづ寢殿の庇にみすを懸けまはす云々、次にもやのみすをかく、もやはまんでんに因て、四間もしは五けんにてもある也云々とあり、右の源氏物語の文の中なるえがは、今謂請伴の人なれば、其北に居る人たちに對ひて南の方に居るなり、世繼物語本の雫に、其ひさしのなげしの下の方の板じき、影見ゆばかりみがゝせ給へりとあるひさしもそれなり、大右記、天喜四年閏三月廿七日、中殿御會の事を記るに、先作二櫻樹枝一立二中殿廣庇一、有二管絃和歌事一といひ、婚記、久安六年正月七日の條に、經二寢殿西北廊南弘廂寢殿西簀子等一勸レ之ともあり、江家次第、荷前事の條の裏書に、天皇出二御宜陽殿西廂一といひ、御佛名の條に、自レ庇南行、先行二道師一、次入レ自二母屋三間一行、諸僧畢云々、自レ庇獨北行、到二香机下一なども云ひ、執レ鞸事の條には、母屋、庇、出居、侍所、隨身所、小舍人在二件所一、多分車宿廊爲二其所一、雜色所、同牛飼所等備畢と云事などもあり、

〔守貞漫稿 三家宅〕京坂トモニ、○中略庇モ皆必ラズ瓦葺也、是亦本葺、勘略、前ニ准ズ、蓋巨戸ニハ板葺ノ庇アレドモ、タヽキ屋根ト云制ニ非ズ、○此間文闕ト云テ精美也、是モ甚ダ稀ニテ、多クハ瓦庇也、又孫庇等アルモノ無レ之、又屋背ノ庇ニハ板庇ヲ専トス、稀ニハ銅庇モアリ、多クハタノキ庇也、又小戸ハ、杉六分板二三枚ヲ横ニ並ベ、庇トスルモアリ、○中略

又江戸ノ市店、表庇上下ハ三尺ヲ出ス、庇下三尺前ニ出ル也、火災ノ時、數人屋上ニ上リテ倒ザルノ備ヘ也、京坂ハ表柱モ庇上下スベテ直立也、江戸ニテ是ヲ大坂建ト云テ官禁トス、然ドモ堅川末ノ民居、此制例セリ、右ノ如ク庇下三尺前ニ出ル故ニ、犬走リ無レ之所多シ、庇下、京坂ハ屋外也、江戸ハ屋内也、故ニ専ラ孫庇ヲ付ル也、孫庇ハ板庇也、又生業ニヨリ、日光及ビ雨霧ヲ除ク備ヘニ、孫庇ノ下ニ板庇ヲ付ルアリ、庇シ三重ニナル也、孫々庇ハ路上ニ在ル也、

〔源氏物語 一桐壺〕ひとゝせの春宮の御元服、南殿にてありしぎしきの、よそほしかりし御ひゞきに、

をとさせ給はず、所々のきやうなど、〇中略きよらをつくしてつかうまつれり、おはします殿のひんがしのひさし、ひがしむきにいしたて、くわんざの御座、ひきいれのおとゞの御座御前にあり、

〔源氏物語三十六柏木〕大將殿のおはしたるなりけり、御せうそこ聞えいれ給へり、例の辨の君宰相などのおはしたるとおぼしつるを、いとはづかしげに、きよらなる御もてなしにていり給へり、もやのひさしにおましよそひていれ奉る、

〔源氏物語三十九夕霧〕月くまなくすみわたりて、きりにもまぎれずさしいりたり、あさはかなるひさしの軒は、ほどもなき心ちすれば、月のかほにむかひたるやうなり、あやしうはしたなくて、まぎらはし給へるもてなしなど、いはんかたなくなまめき給へり、

〔源氏物語四十六椎本〕中納言どの、御かへり計は、かれよりもまめやかなるさまにきこえ給へば、これよりもいとけうとげにあらず、きこえかよひ給、御いみはてゝ、も、みづからまうで給へり、東のひさしのくだりたる方に、やつれておはするにちかうたちより給て、ふる人めし出たり、

〔金葉和歌集八戀〕人をうらみて、五月五日につかはしける、　前齋宮河内

あふ事のひさしにふけるあやめ草たゞかりそめの妻とこそみれ

〔兵範記〕保元三年三月十日庚午、今夕可㆑被㆓始㆒行調樂㆒、可㆓參著㆒由、行事藏人以㆓御藏小舍人㆒催告、入㆑夜參內、先行水、今日依精進、不㆑食㆓魚味㆒也、著㆓樂所桂芳坊㆒、其儀、南面中央三箇間母屋庇放出敷㆓滿弘筵㆒、以㆑庇爲㆑座、

〔吾妻鏡二十七〕安貞二年十月十五日、武州被㆑進㆓御馬黑駮一疋於將軍㆒、卽相㆓具之㆒被㆑參㆓御所㆒、令㆓平左衞門尉三郎盛時引㆒㆑出北向御壺㆒、出㆓御于廂㆒、其毛有㆑興之由、頻及㆓御感㆒、

〔吾妻鏡四十七〕康元二年〇正嘉元年二月廿六日壬午、今日午二點、相州禪室若公、御名正壽七歲於㆓御所㆒被㆑加㆓首服㆒、奧州幷御家人各布衣下括著㆓西侍㆒、於㆓二棟御所㆒有㆓其儀㆒〇中略奧州起㆓侍座㆒、經㆓廊西緣㆒、被㆑候㆓切妻戶庇㆒、

孫庇

〔源平盛衰記 三十三〕賴朝征夷將軍宣附康定關東下向事
良久シテ兵衞佐ノ命ニ隨ッテ罷向、簾ヲ揚テ寢殿ニ高麗緣ノタヽミ一帖敷テ、兵衞佐被ㇾ坐タリ、軒ニ紫緣ノ疊一帖敷テ康定ヲ居、〇下略

〔武家名目抄 居處 六〕按、軒亦簾とも書り、卽ち庇の事なり、

〔名目抄 禁中所々名〕御殿 淸涼殿又中殿〇中略 孫庇 マゴビサシ 或 マウゴビサシ 又庇、已上於三ヶ事一者、不ㇾ限二此殿一、雖二何殿一可ㇾ有二其稱一、但南殿無二孫庇一歟、

〔貞丈雜記 十四 家作〕孫庇と云は、ひさしの外に又ひさしをかけたるを云也、海人藻芥に云 惠命院僧正宣守の作也 尊氏公時代の人なり、淸涼殿〇註略の孫庇と申は、檜皮葺の外に、又板庇をさゝるゝ也、檜皮葺には時雨の音聞えねば、板庇をさして時雨の音をきこしめさんとの爲なり云々、

〔筆の靈 後篇 十五〕海人藻芥に、淸涼殿ノ孫子庇ト申ハ、檜皮葺之庇ノ外ニ又板ビサシヲ指ル也檜皮葺ニハ時雨ノ音聞エネバ、板ビサシヲ指テ、時雨ノ音ヲ聞シ召サントノ爲に如此とあり猶孫庇といふ事は、玉海、仁安三年三月十一日の條に、次頭憲盛經二孫庇一入二御座間一置二御折紙一と云ひ、嘉應二年五月廿三日に、自二南第一間一出二孫庇一直折、南降二長押一云々など見え、江家次第齋王卜定の條には、同間孫庇敷二小筵二枚一其上敷二緣端半帖一枚一などもいひ、古事談に、御參內之時座藉何樣ノ所ニテ可ㇾ候哉と春宮ニ被ㇾ奉ㇾ問ケレバ、ウルサクトハセ給タリトテ乍ㇾ被ㇾ奉、或孫廂ナドニテコソアランズラメト被ㇾ仰ケリといひ、侍中群要にも、上二孫廂長押一上云々と見えたり、それらは又別にて、屋の名の庇の方なり、母屋ありて其外に庇あり、又其庇の外に間ある、其間を孫庇と云へるなり、多武峯略記下卷堂舍の條に、四面庇、其中南孫庇也云々とあるも、三面は一間にて、南は庇の二間かさなれるを云へるなり、

〔家屋雜考 一〕寢殿造
廂〇中略孫廂とて、常の廂の外へ、屋を出し、格子蔀などあるもあり、去かれども簀子をさして、孫廂

と書る事ども多し、

〔古今著聞集 六管絃歌舞〕延長四年正月十八日、內裏にて梅花宴ありけり、主上淸涼殿のまごびさしに出御有けり、文人詩を獻じ、伶人樂を奏けるに、曉に及て常陸親王箏を彈じ、八條中納言保忠琵琶を彈ず、主上和琴をひかせおはしましける、目出たかりける事なり、

又庇

〔江家次第 十一月 十〕加茂臨時祭試樂御裝束

下二淸涼殿東廂御簾一、返二孫廂燈樓綱一、孫廂南第三間、敷二二色綾毯代一、其上立二殿上御倚子一、同第一二間、簀子幷長橋所、敷二菅圓座一、爲二公卿座一、

〔枕草子 四〕しきの御ざうしにおはしますころ、こだちはるかに物ふり、屋のさまも高うけどほけれど、すゞろにおかしうおぼゆ、もやはをにありとて、みなへだて出して、みなみのひさしに御きちやうたてゝ、またびさしに女房はさぶらふ、

片庇

〔類聚名物考 宮室 二〕片庇　かたびさし

諸屋にあらぬ所の、片むねなる所をいふ、

〔筆の靈 後篇 十五〕婚記、久安四年十一月七日の條に、西面北門、廊、新構二片廂一爲二侍所一とあるなども、屋を云にて、一方にのみ有れば、片廂と云へるなり、

〔日本紀略 村上 四〕天德四年十二月廿五日庚寅、今日冷泉院內內堅候所西垣下、新作二片庇一、移二漏剋金鼓等一也、

〔江家次第 正月 二〕叙位攝政時叙位事

上官等、懸二東垣一作二片庇一、以二檜竿一爲レ骨、葺レ苫如レ常、其下設二辨并大外記史座一、

〔江家次第 正月 三〕兵部手番

省催二諸卿一、先催二納言以上一、若不參者、省錄就二藏人所一、令レ奏二其由一、有二勅召一參議已上、若無二射手一者、遣二殿上侍臣一云云、或持二殿上弓一、向二其

所、省立ㇾ幄、(住年著ニ南片庇ー)並設ㇾ饗、　法性寺入道關白

〔夫木和歌抄 七〕御集昌蒲を

まづのやはもとのよもぎのかたびさしあやめばかりをけふはふかなむ

〔書言字考節用集 二乾坤〕弘廂(ヒロビサシ 東鑑)

〔武家名目抄稿 居處六〕按、廣庇は御所一字をさせるの名にはあらで、母屋の外廣らかなる間をすべていへるなるべし、されば北面二棟の御所の南向等の廣庇とあれば、御所ごとに必ありしものと見へたり

〔家屋雜考 一〕寢殿造

廂〇中略　廣廂、廣緣、いづれも廂の別稱なり、

〔大饗御裝束間事〕一舖設裝束事

康平八五廿八記云、參殿中、饗間事、六月三日大饗也、(土御門高倉亭)寢殿南廂西五間、西庇二間、幷上下鳴柯間垂ㇾ簾、〇中略東面簀子敷、幷南廣庇中門北廊敷ㇾ長筵、

〔十訓抄 二〕土左判官道淸といふもの有けり、源氏狹衣たてぬきにおぼえ、歌よみ、連歌を好て、花のもと、月の前すきありきけり、〇中略萩女郎花風になびきてまつむしのこゑ、所々聞ゆるを、わけ入ほど、何となくこゝろぼそくてあはれなり、御堂はうるはしきさまにはあらで西の方に廊のひろ庇あり、堂内に忍びやかに我心自空罪福無主とぞ云める、

〔古今著聞集 十一畫圖〕南殿の賢聖障子は、寛平の御時始てかゝれける也、〇中略淸涼殿の弘庇についたち障子を立て、昆明池を圖せられたり、

〔吾妻鏡 九〕文治五年六月四日壬辰、佐々木左衞門尉參入、則召北面廣庇、有御對面、

〔長門本平家物語 十五〕兵衞佐の命に隨て、康定寢殿へ高麗緣の疊一狀敷て、簾をあげられたり、廣

簷〇廣簷、源平盛衰記作軒、に紫緣の疊を一狀敷て、康定を居させ候ぬ、兵衛佐出合たり、

〔太平記二十三〕大森彥七事

盛長〇大森、ガ寢タル枕ノ障子ヲ、カバト蹈破テ、數十人打入音シケリ、警固ノ者共起周章テ、太刀長刀ノ鞘ヲ外シテ、夜討入タリト心得テ、敵ハ何クニカアルト見レ共更ニナシ、コハ何ニト思處ニ、自天井熊ノ手ノ如クナル毛生テ、長キ手ヲ指下シテ、盛長ガ本鳥ヲ取テ、中ニ引サゲ、破風ノ口ヨリ出ントス、盛長中ニサゲラレナガラ、件ノ刀ヲ拔テ、化物ノ眞唯中ヲ三刀指タリケレバ、被指テ此ニ弱リタル體ニ見ヘケレバ、ムズト引組テ、破風ヨリ廣庇ノ軒ノ上ニ、コロビ落、取テ推付ケ、重テ七刀マデゾ指タリケル、

大庇

〔太平記二十七〕雲景未來記事

此山伏、雲景ガ袖ヲ扣テ、是マデ參リ給タル思出ニ、秘所共ヲ見セ奉ラントテ、本堂ノ後、座主ノ坊ト覺シキ所ヘ行タレバ、是又殊勝ノ靈地ナリ、爰ニ至テ見レバ、人多ク座シ給ヘリ、或ハ衣冠正シク金笏ヲ持給ヘル人モアリ、或ハ貴僧高僧ノ形ニテ、香染ノ衣著タル人モアリ、雲景恐シナガラ、廣庇ニクヾマリ居タルニ、御座ヲ二帖布キタルニ、大ナル金ノ鵄翅ヲ刷ヒテ著座シタリ、

〔吾妻鏡四十八〕正嘉二年正月一日辛亥、垸飯相州禪室御沙汰、兩國司被候大庇、其外著座于庭上東西、

唐庇

〔類聚名物考宮室二〕からびさし　唐庇

これは今いふ唐破風といへる物なるべし、俗に□□などもいへり、

〔枕草子六〕しげいしや、春宮にまゐり給ふほどの事など、いかゞは、めでたからぬことなし、〇中略御てうづまゐる、彼御かたは、せんようでん、ぢやうくはでんをとをりて、わらは二人、しもづかへ四人してもてまゐるめり、からびさしのこなたのらうにぞ、女房六人ばかりさぶらふ、せばしとて

假庇

かたへは御をくりして、みなかへりにけり、

〔枕草子十一〕御經のことにて、あすわたらせおはしまさんとて、こよひまいりたり、〇中略とらのときになんわたらせ給へるなり、などか今までまいり給はざりつる、扇もたせて尋きこゆる人ありつなどつぐ、まて、まことにとらの時かと、さうぞきたちてあるに、あけ過、日もさし出ぬ、西の對のからびさしになんさしよせて、のるべきとて、あるかぎりわたどのへゆくほどに、〇下略

〔權記〕長保三年正月十七日己丑、參內、先著結政、有政、昨日所奏大僧正辭表、今日依勅差左近少將重家朝臣返遣之、余與少將向彼房、房在左大臣上東門第、因暫立勅使於西門、余先入彼房示案內、令鋪設勅使座、佛堂北舍北唐庇、鋪長筵、

〔玉海〕文治三年五月廿二日癸亥、昨今物忌也、〇中略未剋、右大辨光長參來、去春以後依病不出仕、今日始所出仕也、依物忌不密、召前唐庇、仰雜事、

〔大饗御裝束間事〕所々座事付酒部所諸所

治安元七廿五、小記云、小野宮儀西對南東等庇不懸簾、但東庇北第一二間以渡殿南爲限、從其簾第一二也懸簾、依有便宜、諸大夫座西中門北廊、又西對南唐庇敷座立机、近代例云々、

〔夫木和歌抄三十屋〕百首歌さゝや　　太宰帥爲經卿

さえあかすさゝやのいはのかりびさしたゞひとへなる夜半の白雪

〔紙上蜃氣〕括庇ハチヒサシ

〔閒情偶寄四居室〕出簷深淺

居宅無論精麤、總以能蔽風雨爲貴、常有畫棟彫梁瓊樓玉檻而止可娛晴、不堪坐雨者、非失之太敞、則病於過峻、故柱不宜長、長爲招雨之媒、窻不宜多、多爲匿風之藪、務使虛實相半長短得宜、又有貧士之家、房舍寬而餘地少、欲作深簷以障風雨、則苦于暗、欲置長牖以受光明、則慮在陰、劑其兩難、則

有添置活簷一法、何爲活簷、法於瓦簷之下、另設板棚一扇、置轉軸于兩頭、可撑可下、晴則反撑、使正面向下以當簷外頂格、雨則正撑、使正面向上以承簷溜、是我能用天、而天不能窘我矣、

板庇

〔運歩色葉集 伊〕板庇

〔書言字考節用集 一乾坤〕板庇（イタヒサシ）

〔萬寶番匠往來〕板庇（いたびさし）、覆庇（おほびさし）、捨庇（すてびさし）、

〔拾玉集 一〕厭離百首　冬

霰降まづがかやの板びさしうつゝの夢を覺さましかば

〔宗長手記〕大永六年○中略不捨院、いまだ板びさしなくて、時雨霰いかならんとおもふ夜に、

こそ今年杉の板屋のまばらなる月に時雨を聞あかしつる

苫庇

〔續後撰和歌集 十一戀〕家六百番歌合に　　後京極攝政前太政大臣

鹽風の吹こすあまのとまびさししたに思ひのくゆる比哉

〔夫木和歌抄 三十五苫偏〕貞應二年六月當座百首同心○寄苫戀を　　爲家卿

かりそめのおはたの里のとまびさしとまらぬ袖の露をみせばや

〔夫木和歌抄 三十屋〕千五百番歌合　あまのふせや　　後鳥羽院宮内卿

きのくにやあまのふせやのとまびさしふきあげのち　り月になく也

土庇

〔家屋雜考 一〕寢殿造

土廂（ツチヒサシ）　孫廂の下を土間にしたるなり、後世の造りにある捨柱の如し、こは昔は禁中にもありし事なり、

日隱　日隱間

〔撮壤集 中家屋〕拒陽席（ヒカクシ）

〔易林本節用集 比乾坤〕日隱（ヒガクシ）

〔類聚名物考 宮室 一〕ひかくしの間
日影などさしおふひたる所なり、又は階隱と同じくして、かいかくしの上略歟もまたしるべからず、

〔倭訓栞 前編 二十五〕ひかくし　千字文に陛をよめり、庇陰をいふ、日隱の義、物にひがくしの間とも見ゆ、今いふひさし也、廂をひがくしといふも同義なり、類篇に廂は蔭也とも見えたり、

〔嬉遊笑覽 一上 居處〕日蔵、諸書に多くみゆ、海人藻芥に、月卿雲客の亭、寢殿にも日蔵不ㇾ可ㇾ有ㇾ之云々、今いふひさしなり、其内これは霧よけなどいふ類と見えたり、

〔貞丈雜記 十四 家作〕階隱の間といふ事、義政公御元服記に見えたり、○中略 日隱の間とも云也、

〔夏山雜談 一〕ハシカクシ ヒカクシトモイヘリ ハ、南階ノ間ニ柱二ツ立、上ヲツキ出ス、

〔海人藻芥〕名家以下月卿雲客ノ亭ノ事、四足不ㇾ可ㇾ有ㇾ之、上中門同前、殿上、幷障子上、隨身所、不ㇾ可ㇾ有ㇾ之、寢殿ニモ日蔵不ㇾ可ㇾ有ㇾ之、

〔大鏡 六 内大臣道隆〕殿○道隆、中略、さて式部卿宮 敦康 の御事をのみさりともとまち給ふに、一條院の御なやみおもらせ、給ふきはに、御前にまいり給ひて、御氣色給はり給ひければ、あの御事こそつゐにぞせず成ぬれと被ㇾ仰けるに、あはれの人非人やと、申さまほしくこそありしかとのたまひけれ、さてまかで給ひて、我御家のひがくしのまに、○に原作と、今據二一本一改、しりうちかけて、手をはた〳〵とうちゐ給へりける、

〔宇治大納言物語 中〕いまはむかし宇治殿 藤原頼通 の御夢に、大かうじを三つ御覽じたりけるを、○中略 其比りうさの三位とていみじき人ありけり、○中略 此御夢あはせんとて、よき日をとりて、日がくしのまに、うるはしう裝束して、此御夢をかたらせ給ひてあはす、

〔古今著聞集 十一 蹴鞠〕後二條殿 藤原師通 三月の比、白河の齋院へ參給て、御鞠の會有けるに、しばし有て

額突

かざみきたる童、扇をかざして片手に蒔繪の手箱の蓋に、薄樣敷て雪をおほく盛て、日隱の間の御緣に置て歸入にけり、御あせなどたりげにて、日隱の間に沓はきながら御尻かけて、御手などにてはとらせ給はで、檜扇のさきにて、すこしすくひてなりけるが、こみたる雪にて御直衣にかかりたりけるがとけて、二重裏にうつりていで、、むら〳〵に見へける、さて御鞠有けるいとうつくしうやさしくなん侍ける、

〔新猿樂記〕八御許夫、飛驒國人也、位大夫大工、名檜前杉光、〇中略人家作者〇中略日隱、

〔方丈記〕いま日野山の奧に跡をかくしてのち、南に假の日がくしをさし出して、竹のすのこをしき、その西に閼伽棚を作り、うらには西の垣にそへて阿彌陀の畫像を安置し奉り、落日をうけて眉間の光とす、

〔普廣院殿御元服記〕一正長二年三月九日乙卯亥刻天晴風靜、御元服當日安陪有富朝臣相撰申、〇中略

御祝儀次第〇中略

次御二出震殿一任二應安御吉例一用二置字一

東御妻戸ヨリ御緣ニ御出、階。隱。間。ヨリ入二於御座一、御座八幡御拜云々、

〔倭訓栞中編二十一〕ひたひつき　盛衰記に、寢殿をさしのぞきて見れば、ひたひつきありと見えたり、額突の義にや、

〔類聚名物考宮室四〕ひたひつき　額突

今云ふさしかけ廂などいふ物歟、漢の家作に、楣といふ有り、人の眉の所にあたればいふよし見えたる、その物に似たり、翠簾の帽額も、人の眉の所にあたる物なり、もしその類ひ歟、

〔嬉遊笑覽一上居處〕ひたひつきとは額突にて、狹きを額になぞらへいふか、又つきとは頭つき顏つき杯いふつきにや、されぱひたひつきは、今火塔口(クワタウグチ)といふ物かともおもはる、長門本平家物語象隆

被誅條に、內へせめ入て見れば、額突の前に火おこしたり、又同所を源平盛衰記八牧夜討の條に、景廉云々、頓て內へ攻入て、寢殿をさしのぞいて見れば額突あり、燈白く掻立て、障子を細目に開て、太刀の帶取五寸計引殘せり云々、今云火塔口なり、太平記時勢粧の條に、額付のあと、以の外に下りたり、

〔沙石集一上〕出離神明祈事

三井寺ノ長吏公顯僧正ト申シハ、顯密ノ明匠ニテ、道心有人ト聞ケレバ、高野ノ明遍僧都、カノ行業オボツカナク思ハレケルマヽニ、善阿彌陀佛トイフ、遁世ヒジリヲカタラヒテ、彼人ノ行儀ヲミセラル、善阿、僧正ノ坊ヘ參ズ、〇中略高野ヒジリト聞テナツカシク思ハレケルニヤ、ヒタヒツキシタルケキニヨビ入テ、高野ノ事、後世ノ物語ナンド通夜セラレケリ、

〔沙石集三下〕律學者之學與行相違事

故笠置ノ解脫上人、如法ノ律儀興隆ノ志深クシテ、六人ノ器量ノ仁ヲエラビテ、持齋シ律學セシムトイヘドモ、時イタラザリケルニヤ、皆正體ナキ事ニテアリケレドモ、堂衆ノ中ニ器量ノ仁ヲ以、常喜院ト云所ニテ、夏中ノ間、律學シ侍リ、〇中略サテ彼六人ノ內ニ、名モ承シカドモ忘レ侍リ、持齋モヤブリテ、僧房ニ同宿兒共アマタヲキテ、昔ノ儀スタレハテヽ、兒ニクハセントテ、サヲ河トイフ河ニテ、魚ヲトラセテ、我身ハヒタヒツキノ內ニキテ下知シ、弟子ノ僧火タキテ、マヘノ爐ニテ、生タル魚ヲニルニ、鍋ノ湯ノアツクナルマヽニ、魚スピツニヲドリオツ、〇下略

〔倭名類聚抄十居宅〕廊　唐韻云、廊音郞、和名保曾止乃〇殿下外屋也、

〔箋注倭名類聚抄三屋宅〕保曾度能、見萬葉集、源氏物語花宴卷、又西大寺資財帳、西宮記五月觀射條、並作細殿、〇中略廣韻同、按說文無廊字、古假郞字爲之、周書作雒解、史記龜策傳、漢書司馬相如傳、東方朔傳、漢孔廟後碑、韓勑後碑、魏鍾繇尙書宣示帖、廊皆作郞、顏師古曰、郞堂下周廊、

〔伊呂波字類抄保地儀〕廊(ホソトノ)殿下外舍　掃部式云、ホ〇ソ〇ト〇ノ〇ヤ〇　〔同瓦地儀〕廊〇ラ〇フ廻廊歩廊

〔下學集上家屋〕〇廊〇架(ラウカ)

〔易林本節用集乾坤瓦〕廊(ラウ)架下(カ)

〔書言字考節用集一乾坤〕行廊(ホソドノ)廳歩除廊、並同、歩廡、指南、歩欄、　廊(ラウ)瑞、殿下外屋曰廊、　廊架(ラウカ)又作廊下

〔和爾雅二居處〕廊(ホソドノ)　廊架(ラウカ)　〇長〇廊(ワタリドノ)同歩欄

〔紙上歴氣〕廊(ロウ)又云〇歩〇廊(ホロウ)　俗云廊下(ロウカ)　鈴廊下(スヾロウカ)

〔和漢三才圖會八十一家宅〕廊音郎　廂音湘　廊　和名保曾止乃〇中略

廊、唐韻云、殿下外屋也、〇中略

按、廊卽細殿也、今伽藍周圍如垣屏而矮有屋檐、人往通之處名廻廊、在民家則唯曰廊下、

〔東雅六宮室〕屋ヤ〇中略　廊の字、倭名抄に、殿下外屋也と注して、ホソトノと讀たり、舊説に、ホソトノは廊也、又廂の事也ともいふなり、藻鹽草に後に渡殿といふものは、漢に長廊などいふものなるべし、

〔倭訓栞前編三十七〕らう〇中略　源氏にらうのかた、らうをめぐるなどいふは廊也といへり、

〔類聚名物考宮室一〕細殿〇　ほそどの

古き書をみるに、細殿は局町などにも有りとみえて、軒下の様成所を、下を土間にして、人の行かよふ道として、そのかたはら家に付たる所をば、檻間の様にして、窓の様なる所より、女共の多く立てのぞきをるを、その外を人の往來ものいふさまなる有り、今江戸の下町の店下といへるものよく似たるものなり、出羽國山形の町などは、みなこの作りざまなりと聞及べり、さる所なるべし、いづれの所にて有るにや、廊下のさまなるべし、弘徽殿の細殿、登花殿の細殿などいふことと物に見えたり、

廊　らふ

是は長く細き家作り也、今も廻廊、あるは廊下などいふに同じ、靈元院様の仙洞御所の御庭に、廊間と勅銘の櫻あり、是も廊の間に實生ありし櫻樹なりとぞ、

〔武家名目抄稿 居處六〕按いにしへ廊といひし物を、足利家の末つ方には廊下といへり、人屋の牢に聲の同じきを避たる也、

〔家屋雜考 二〕廊 細殿 渡廊 渡殿 廻廊 透渡殿 橋廊 打橋 壁渡殿 打板 廊下

廊の字、ホソドノと讀みて、今時の廊下なること、前の沿革の條にいへるがごとし、廊下、渡廊、廻廊、橋廊等の名あり、大抵橋ある所の廊をば、渡廊とも、渡殿とも、反橋の上なるをば、反渡殿とも、反渡廊ともいへり、また壁渡殿、透渡殿、といふあり、壁渡殿は、左右を壁、又は板壁などにしたるなり、透渡殿は、柱のみにて、勾欄あり、翠簾を垂れて往來する所をいふ、古畫などにさま〴〵の作り見えたり、又打橋とて、廊中の土間へ跋橋の如き板橋をわたす事あり、是はこゝへもかしこへも移すべき料なれば、ウツシ橋の義なり、ツシの約チなれば此名ありといへり、又打板とて、船の歩板の如き物をも用ふる事あり、物語の類にまゝ見えたり、

〔西宮記 五月〕觀射事 付競馬

康保二年六月七日、於弘徽殿有競馬事、細殿坐南第四間立大床子、〇中略公卿等依召候細殿南第一二間、次皇太子候細殿南五間、〇中略樂所立標桙二竿於襲芳舍東中門邊與登華殿細殿之下、

〔源氏物語 六末摘花〕月のおかしきほどに、雲がくれたる道の程、ふえふきあはせて、大殿におはしぬ、さきなどもおはせ給はず忍びていりて、ひとみぬらうに、御なをしめしてきかへ給、〇下略

〔源氏物語 十五蓬生〕八月野わきあらかりしとしらうどもゝたうれふし、しものやどものはかなきいたぶきなりしなどは、ほねのみわづかにのこりて、立どまるげすだになし、

〔源氏物語 八花宴〕もしさりぬべきひまもやあると、ふぢつぼわたりを、わりなう忍びてうかゞひあ

渡殿

りけど、かたらふべきとぐちもさしてければ、うちなげきて、なをあらじに弘徽殿のほ。そ。ど。のに立より給へれば、三のくちあきたり、

〔枕草子三〕六位藏人、うへのはうぐはんとうちいひて、世になくきら〳〵しき物におぼえ、里人げすなどは、此世の人とだに思ひたらず、目をだに見あはせで、をぢわなゝく人の、うちわたりのほそどのなどに忍のびて、入ふしたるこそいとつきなけれ、

〔吾妻鏡三〕壽永三年（〇元暦元年）三月廿八日丁巳、被請本三位中將（重衡）（着直垂立烏帽子）於廊、令謁給云云、

〔吾妻鏡脱漏〕元仁二年（〇嘉祿元年）十二月廿日丙午、今日若君有御移徙之儀、（〇中略）自南門令入御給、於南庭中央令下御給、經御車寄戸幷二。棟。廊。、入御寢殿階間、武州褰御簾、被奉入畢、

〔武家名目抄稿（居處六）〕按、二棟廊といふは、いかなる作りざまにや、未詳、御所に二棟御所あり、其廊をいへるも知るべからず、

〔吾妻鏡二十七〕安貞二年二月三日、將軍家御參鶴岡八幡宮、令著御淨衣給、先散位晴賢（衣冠）參庭車寄戸、勤御身固、

〔吾妻鏡四十三〕建長四年四月一日甲寅、入御相州御亭、（〇中略）次親王（〇宗尊）出南面、兩國司被候廊切妻地下、（座敷皮）相公羽林參進、上御簾三箇間、（御座間幷東西）

〔信長公記〕天正十年正月朔日、御座敷（〇安土、中略、）四方之景氣、山海田園、郷里、言語道斷面白地景申計なし、從是御。廊。下。續に參り、御幸之御間拜見仕候へと御諚にて、（〇下略）

〔矢島十二所記〕霜月（〇天正十六年）八日、新庄之城へ御切込被成候得ば、城中皆々逃落、五郎殿と喜兵衛と長。廊。下。にて組合落、太郎殿は御討死被成候、

〔易林本節用集（乾坤）〕渡殿（ワタリドノ廊）

〔書言字考節用集（乾坤）〕行廊（ワタリドノ又云ホソドノ長廊）　渡殿（同和俗所用）

透廊

〔紙上暦氣〕行殿ワタドノ又云渡殿

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕渡殿○中略貞丈云、コレモ廊下ノ事也、是ハ中門ノ廊ニハアラズ、家ヨリ家ヘ渡リ行ク廊也、

〔倭訓栞中編二十九〕わたどの○○○渡殿とかけり、廻廊也、下戸の末二間をいふ、

〔類聚名物考宮室一〕わたどの　渡殿

わたり殿にて、廻廊の事なり、透渡殿は格子透垣をしまはしたるを云ふなり、その渡殿とは、思ふに馬道打橋といふ有り、物にみえしは、渡殿馬道同じ事のさまにみゆれど、俊明が思ふは、さにはあらず、くはしくは馬道の所にいへり、

〔武家名目抄稿居處六〕按、この殿よりかの殿へ行通ふ廊を渡殿といふ、利を省きて和多止乃と讀なり、

〔源氏物語桐壺一〕御つぼねはきりつぼなり、あまたの御かた〳〵をすぎさせ給つゝ、ひまなき御まへわたりに、人の御こゝろをつくし給も、げにことはりとみえたり、まうのぼり給にも、あまりうちしきるおり〳〵、うちはしわた殿、こゝかしこのみちに、あやしきわざをしつゝ、御をくりむかへの人のきぬのすそたへがたう、まさなきことゞもあり、

〔源氏物語帚木二〕しんでんのびんがしおもてはらひあけさせて、かりそめの御しつらひしたり、○中略ひと〳〵わた殿より出たる、いづみにのぞきゐてさけのむ、

〔榮花物語駒くらべ二十三〕西の廊のなかのつまどよりいらせ給て、にしのたいのすのこよりとほりて、わたどのよりこ○よりこ、原作このす、今據一本改、の渡らせ給て、しんでんに南おもてよりいらせ給て、御座につかせ給ぬ、

〔武家名目抄稿居處六〕按、廊の左右を覆はず、見透さるゝごとく造りたるを、透廊といふ、例の幾を

廻廊

伊に通はして、須伊廊と讀也、

〔嘉良喜隨筆〕透渡殿ト云ハ、殿ノ上ヨリミユル廊下ツヾキノ、人ノ通ルガミユル所ヲ、スキワタドノト云フ、

〔嬉遊笑覽一上居處〕古事談に、入道〇藤原道長東三條を造らる、條、千貫の泉透廊と有は、樋にて長く通じたる處に渡る透廊をいふにや、透廊は、回廊に細き木を竪にしげく打たる窻有て、透て見ゆるなり、泉字を、家字に書たる本もあるは非なり、

〔大饗御裝束間事〕一鋪設裝束事

康和二年七月十七日、東三條大饗也、自去十一日被始御裝束、其儀、寢殿南庇四个間、坤角間西廂二个間、同南面簀子、西孫庇西南透渡殿、同中殿北面渡殿母屋幷中門北廊、及東對南孫庇敷滿長筵、

〔吾妻鏡三十〕文暦二年〇嘉禎元年正月廿日甲寅、將軍家爲御方違、入御于周防前司親實大倉家、〇中略先之就御方違方角事、前漏剋博士宣旨有申旨、仍御出以前、於小御所東面直被召決之、忠尙、親職、晴賢、文元等候于渡殿透廊北緣、〇下略

〔下學集上家屋〕廻廊(クワイラウ)

〔運歩色葉集久〕回廊

〔平家物語一〕願立の事

山王おりさせたまひて、やう／＼の御たくせんこそおそろしけれ、しゆじやうらたしかにうけたまはれ、おほとのきたのまんどころ、けふ七日我御前にこもらせ給ひたり、御りうぐわん三つあり、〇中略二つには、大宮のはしどのより八王子の御やしろまで、くわいらう作つて參らせんとなり、三千人の大しゆふるにもてるにもしやさんのとき、いたはしうおぼゆるに、くわいらうつくられたらんは、いかにめでたからん、〇下略

〔吾妻鏡脫漏〕元仁二年(○嘉祿元年)五月廿二日壬午、於鶴岳八幡宮而千二百口僧供養有之、寅剋衆會、各著座於左右廻廊幷假屋等、先仁王經一卷轉讀之、

〔倭名類聚抄(十道路)〕馬道　辨色立成云、馬道(俗音米○多字)向堂之道也、

〔伊呂波字類抄(女地儀)〕馬道(メダウ)

〔貞丈雜記(十四家作)〕一めんだう、又めだう共云は、馬道と書也、緣つゞきの道也(源氏物語、枕草紙にも見えたり、)年中諸大名へ御成記に、長橋殿にて御冠をめされ、御式裝に被致て、めんだうつゞきに御前へ御參也云云、めんだうは、落緣の長くつゞきたるを云也、

〔安齋隨筆(前編十一)〕一メンラウ　曾我物語第七、母の勘當ゆるされし條に、めんろうのちり打拂ひ云々、又猿樂の謠熊坂に、こゝのめんらうかしこのつまり云々、めんらうは面道也、約めてめだうとも云、馬道と書、面は家のおもて也、家の面の外廻りにある緣がはの事也、廊下のごとく長くつゞくゆへ、めんらうとも云、但めんらうはめんだうの轉語也、たとら橫の相通の音也、

〔倭訓栞(中編二十六米)〕めだう　源氏にみゆ、演繁露に、止於馬道、注に馬道許人上馬處也といひ、和名抄に、向堂之道也と見えたり、今おめんだうといへり、緣の事也とぞ、十訓抄にめうだうとも見えたり、

めんだう(○中略)　禁中にておめんだうといふは、御馬道とかけり、

〔類聚名物考(宮室一)〕馬道　めどう　めんどう　めど

廊をすなはちいふに似たれど、思ふに廊のうちの馬道なり、この文字は、唐の書にも見ゆ、贛州府志、(四)營建志、乙丑兵備副使李公宗泗檄知縣高伯齡、闢內外馬道云々とあれども、これは此方にいふ馬道とは異なり、古今集に、めどにけづり花させるといふも、此事にて、或は妻戸と書りともいへり、又瑯琊代醉編に云、舊尙書令僕中丞騶唱、不入宮門、止於馬道、(馬道許人上馬處也)と見えしは、文字は同

じけれども、是は下馬の處をいふにや、此方の馬道には似ざるべし、

〔武家名目抄稿居處六〕按、馬道はメドウといふべきを、音便によりてメンドウといふからに、面道の字を用ひたる也、

〔嬉遊笑覽一上居處〕めだう、榮花疑の巻道長公御殿造らせ給處、そなたを北南とめだうをあけて、みちをと、のへ作らせ給、また三昧堂を建らるゝ處に、中にめんだうをあけさせ給ひて、左右に僧房をたて、又根合の巻、四條の宮にわたらせたまひぬ、せばくあつかはしき心ちす、北對をめんだうあけて、西には中宮、そなたのらうあけておはします云々、源氏、桐つぼえさらぬめだうの戸をさしこめ、又蜻蛉、大將殿云々、めだうのかたのさうじのほそくあきたるより、やをら見給へば云々、枕草紙、身をかへたらむ人はの條ほそどの、やり戸、いとうおしあけたれば、御湯殿のめだうよりおりてくる殿上人云々、和名抄道路類、辨色立成云、馬道、俗音米多字向堂之道也、夏山雜談に、馬道とは、禁庭にて人の通り道なり、馳道の記録書のよしなりといへるはあやし、和名抄にも、馳道と馬道とならび出て、異なるよし明らかなり、江次第七日節會頭書にも、馳道は輦の道、南庭の中に有と云り、階の通りの正中なり、馬道は廊下なり、故に轉訛してめんらうともいへり、太平記、三十こゝの馬道かしこの局には、聲もつゝまず泣悲む云々、又曾我物語、勘當免さるゝ條めんらうの塵うち掃ひ、又熊坂の謠曲に、爰の面廊かしこのつまり云々、是を拾葉抄に、面廊とは、權現造りの拜の屋を云なり、爰にては座敷へ行所の廊を云なるべしとは、何を心得たるにか、廊は社前ならでもあるものを、安齋隨筆、めんらうは面道也、約めてめだうとも云、馬道と書く、面は家の面也、家の面の外廻りにある緣がはの事也、廊下のごとく長くつゞく故、めんらうともいふ、但めんらうはめんだうの轉語なり、たとらと横通の音なりといへど、これはいたく誤れるにや、音便にめんといへるを面と心得、それを正しと云たるより、ことごとく違へり、和訓栞に、繁露に、止於馬道、馬道許人上馬處也といひ、

和名抄云々、今おめんだうといへり、縁の事なりとぞといへるは、今の世、縁がはのひさし、垂木とけたとの間を塞ぐ板をめんだうと云ふ(これは一間づゝ穴有ことのあるそれをいふにや、心得がたし、)諸説いづれも明らかならず、殊に安齋の説、縁がはをいふは、廊も、めだうも、縁がはもけちめなし、今いふ縁がはゝ簀子なり、廊はほそどの、上にも見えたる如く、對の屋などにわたる爲に設く、縁がはとは異なり、さてめだうは馬道にて、馬に乘るべき處をいふは、文字にてもしるし、こゝに用るところは異なれば、和名抄にも、たゞ向堂之道といふを引り、往來すべき處の義に取て、家の内にありく處あるをいふ、彼廊などよりおし通して、その道あるべし、これ今世入側といふ疊敷たる縁のことゝ見ゆ、(入側とは、殿の内の縁がはといふ義なり、)これも古は板敷にて、疊は鋪ざるなるべし、甲陽軍鑑、喧嘩仕置之條、武田の御殿は、公方家の作法也、公方の屋形作りは、第一諸人の付合に、慮外なき事肝要故、諸侍伺候いたすに、縁ばかりあるくやうに造り給ふは、中興鎌倉にて頼朝公より始りぬ、其後尊氏公、右の圖を以て都にて作り給ふ、屋形造りの樣子、人に緩怠なき爲なりと、これ入側にて卽馬道なり、

〔西宮記　正月上〕供御藥事〇中略

有朝拜時、於八省小安殿南渡殿西庭、所司嘗藥、自馬道南面供御酒等、或還宮供之、

〔源氏物語　眞木柱三十一〕承香殿のひんがし面に御局したり、にしに宮の女御はおはしければ、めだうばかりのへだて成に、御心のうちははるかにへだたりけんかし、

〔枕草子　十〕ほそどのゝやり戸、いととうをしあけたれば、御ゆどのゝめだうよりおりてくる殿上人の、なへたるなをしさしぬきの、いたくほころびたれば、色々のきぬどものこぼれ出たるををしいれなどして、北のぢんのかたざまにあゆみ行に、〇下略

〔榮花物語　晩待星三十四〕年かはりぬれば、内わたり花やかに、いかめしう御藥まいり、御まかなひ、三日の

中門廊

ほどいとめでたし、七日、式部卿宮の姫君まいり給、〇中略一品宮は宜耀殿麗景殿におはしませば、承香殿のめんだうよりとをりてのぼらせ給、

〔大饗御裝束間事〕所々座事

康平三七十七記云、〇中略東三條政所爲₂撿非違使座₁、有₂饗₁東御車宿馬道東爲₂史生座₁、其座頗狹、仍庇兩面行₂敷、立₁机₁、母屋居₂饗₁、

〔御飾記〕一西のおちま四帖鋪、二間の床あり、上に書院あり、〇中略御めんどうつゞきに、西の方御泉殿有、丑寅の角に違棚あり、

〔成氏年中行事〕一同月〇正五日ノ夜御行始、管領へ御出、恒例也、〇中略面之御祝三獻メノ進上ハ、御劒一振、〇中略管領之執事之子、又ハ兄弟、面道マデ持チマカリ出、〇中略

一御所造〇中略長面道ハ十七間、奉公人々役所也、

〔類聚名物考宮室一〕中門廊　小廊

思ふに、是は今の廻廊のさまなり、廻廊には必中門有りて、その外に門は有る事なり、

〔嬉遊笑覽居處上一〕中門の廊は、春湊浪話に、寢殿のことをいひて、表の角によりて中門を作る、是は門とはいへども門にはあらず、今の玄關式臺といふものなり、夏山雜談にも、中門は今の玄關なるべしと云り、太平記に、中門のかたをみれば、宿直しける者、ものゝぐ太刀かたなをとり散してといふ是なり、又中門の外の沓ぬぎ、或は中門の板敷とも書しことあり、是につゞきたる庫、或は廊下を、中門の廊と云ふ、是には必ず窻をひらく、これを大鏡には、中門の廊の連子といひ、古事談には、中門の連子と書云々、古き書に多く見えたるに、いつの頃誰が名付たるにや、今世なべてこれを實撿の窻とのみ唱へて、廊の連子といふもの更になしといへり、此說宜し、但し中門といふに二所あることを辨へず、故に中門といへども、門にはあらずといへり、

〔武家名目抄稿居處六〕按、正門の內庭よりをれて、寢殿の前庭に入るべき門を中門といふ、それに

中門切妻

作り渡したる細殿を、中門の廊といふ也、

〔家屋雜考　二〕中門

中門の事は、沿革の條にいへる如く、正殿の東西にある長廊下の内へ開きたる往來にて、屋根あり扉なし、俗にいはゆる切通(キリトウシ)なり、こは藤のうら葉の卷に、中の廊の壁をくづし、中門をひらきて霧のへだてなくて御覽せさせ給ふなどみえたるも、切通にせられたるさまなり、すべて中門に相閾(トガミシキイ)なく、扉をも設けざるは、車の往來に便ならしむべきためなるべし、

〔十訓抄　一〕太秦なる所に、然るべき女房の色このむ有と聞て、上の男ども、九月の比、月のあかゝりけるよ、あまた尋ゆきたりけるに、いと物さびたる家の、すのこの下に遣水の音たえ〴〵聞えて、中折しもうち時雨たる空のけしき、村雲だちていとあはれなるに、忘るまなくなど口すさびて、中門の廊めかしき所に、おの〳〵たゝずみよりゐなどしたる程に、薫のなのめならずかほりて、みすの内よりえんなる聲にて、岸柳秋風遠塞情とながめたりけり、

〔門室有職抄〕居所事

參二御室御所一人ハ、隨二其職一有二其居所一、向二僧正許一ハ、無二左右一昇二中門廊一、居二妻戸内一、僧正ハ無二左右一著二客殿一、凡僧ハ居二中門妻戸内一也、逢二近習者一、房主被レ出二客殿一之後、隨二其氣色一可レ居二客殿一、向二法印已下許一時ハ、只無二左右一可レ著二客殿座一、

於二中門廊一對二面人一儀

於二中門廊一對面之時、先於二連子之間一可レ謁云々、若寒中之比、臨レ時テ如二半疊一可レ敷レ之、

〔惠林院殿將軍宣下記〕禁色宣下、大外記師富朝臣持參、以前雅久持二參于中門之廊一、爲二御眼路一之條、不レ可レ然之旨、有二其沙汰一云々、

〔家屋雜考　二〕中門

放出

切妻　切妻は、廊中切通より寢殿へ入る口にて、是を中門の切妻といふ、妻は詰の義にて、端の事なれば此名あり、永享九年の行幸記に、寢殿の南の簀子を經させ給ひて、中門の切妻をおりさせ給ふなど見え、又同記に、中門の切妻にて、御家の賞を行はせられし事などもみえたり、

〔北山殿行幸記〕應永十五年三月八日

條々

行幸次第〇中略

次若公指降自南階、向御所方舞踏御拜、畢昇自中門切妻著御本座、

〔花鳥餘情〕十八梅枝 放出事

李部王記、天暦元年正月二日、於太皇太后御所院柏殿西對南放出平敷、敷王卿座、南北對鋪、以西爲上、東廂西向南上敷四位座、

又、天暦元年三月九日、車駕幸朱雀院、其殿裝東母屋放出南邊對鋪南主御座、各疊上ニ加二枚茵、敷太上皇東向、今上西向、　又、天暦元年二月十六日、太皇太后御柏殿、設法花八講、十七日參朱雀院、其殿放出安置佛像、列供具、東廂敷八僧座、　又、承平七年十二月十七日、陽成院七十御賀、正殿西放出第三間立螺鈿倚子、

小右記、永觀元年正月二日、中宮大饗其儀、二條院東對南放出三間儲公卿座、北上、對座立臺盤、母屋懸簾、庇不懸之、四位侍臣座在南廂、西上北面、

右以此等記加料簡者、謂放出者、南面母屋之名也、河海曰、庇者誤也、所詮寢殿母屋、南北中央、以妻戸隔之、所謂子之妻戸也、或以障子爲隔、以南方爲放出、以北爲內方、南放出中立帳臺、有事之時撤之、次東放出西放出トイフハ、正殿爲中央、而東西各有殿、謂之東對西對也、寢殿與對之間、有透渡殿、不及對屋作之時、東西ニ構公卿座、子午ニ中門ヲ作ツヾケタルヲバ、對代トイフ也、東西對ノ代也、

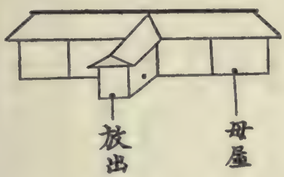
故東對母屋ヲバ、東放出トイフ、西可レ准レ之、

物語若菜卷に云、みなみのおとゞの西のはなちいでに、おましよそふかんだちめ、おまたみなみの庇につき給ふ、又云、わかなまいりしにしのはなちいでに、御丁たて、、そなたの一二のたいわたどのかけて、女房のつぼねにて、又云、しんでんのはなちいでをれいのしつらひ、らてんのいしたてたり、

右物語にいへるは、みな六條院の事なり、是にてもはなちいでは、南北の母屋と見えたり、それに西の放出と云は、西對の放出といふ心なり、梅枝の卷のひんがしの中の放出とは、東の對の母屋也、中といふは、母屋と東西の廂との間に、障子をたて、へだてたれば、御帳をたてたる所を、中の放出といへる也、紫上のたき物あはせ給所は、六條院の東の對のはなち出也、源氏の君も、此時寢殿にはなれおはしまして、あはせ給よし見えたり、これは西對の放出にてあはせ給、紫の上のあはせ給所とは各別なり、又わかなまいりし西のはなちいでといへるは、西對の放出なり、かれこれを取合て了簡すべきものなり、六條院には對屋二ありとみえたり、

〔貞丈雜記 家作 十四〕放出ハナチイデトヨム、ハカダシトハヨマズ、源氏梅がえの卷に、うへはひんがしのなかのはなちいでに、御しつらひのことにふかうしなさせ給うて云々、又其下文に、にしのはなち出をしつらひて、御くしあげのないしなども、やがてこなたにまいれり云々、細流源氏物語の註名なりに云、花鳥に委し、所詮は兩方に小寢殿ある母屋の中をなからにして、御帳を立るもの也、母屋の中をいへり、外様むきをはなち出とは云也、晴の心也、花鳥に云、放出は母屋也、梅が枝の卷に、東の中の放出は、東の對の母屋也、中と云は、母屋と東西の廂との間に、障子を立たる所を、中の放出と云へる也、又わかなの卷上に、しんでんのはなちいでを、例のしつらひにて云々、又同卷みなみのおとゞのはなちいでにおましよそふ云々、同下文に、わかな參りし西のはなちいでに御帳立て云々、哢花抄云、寢殿なり云々、右

放出の事、源氏物語の諸注にては、母屋を去きりたるを放出と云樣に聞えて、たしかならざることし、用ひがたし、按ずるに、今昔物語(北邊大臣ノ條)云、前の放出の隔子の上に、物のひかるやうにみえければ云々、又同書(寛蓮ノ條)車よりおりていりぬ、みれば前の放出の廣庇ある板屋のひらみたるに、前庭に離結て云々、又云(平貞盛射ニ盗人ノ條)法師をば物忌がたくおはすなればとて、奥に入れて、其身は放出の方に居て、食ゑたゝめてねぬ、又云(鬼現板殺レ人條)ころしも、夏の頃にて暑さたえがたきに、放出に居たる二人の侍いねふらずして居たり云々、按ずるに、此文に依て考るに、放出は母屋より立出したる屋なり、母屋より放ち出したる心也、たとへば丁ノ字の如し、横ノ畫は母屋にて、竪の畫は放出也、世俗に角屋といふものなり、



〔嬉遊笑覽(一上居處)〕放出、源氏(梅がえ)ひんがしはなかのはなちいで、花鳥に、放出は母屋なり、東の對のもやなり、中といふは、母屋と東西の廂との間に障子を立へだてたれば、御帳を立たる處を、中のはなち出といへるなり、又若菜上、みなみのおとゞのはなちいでにおましよそふ云々、花鳥の說非なるべし、中のはなち出とある中字に迷ひて、母屋といへるはわろし、今昔物語、(廿四第一語)前の放

出の隔子、同卷、第六語放出の廣庇ある板屋、放出なハフダシと訓たるはわろし落窪一寢殿の放出の、また一間なる落窪なる處の、二間なるになむ住せ給ふ、猶所々に見ゆ、是今世はなれ座敷やうの處ながら、つゞきてはあるなり、夏山雜談に、放出とは本殿より別に造り出したる處なり、俗に小書院小座敷などいふが如し、村名に放出といふ所あり、中古莊園などより割出したる地名なるにや、今いふ新在家などのごとき歟、夫木、河の歌、師光、はなちでやとをりの川の朝朗堤むかひに舟よぶやたれ、はなちでは河内とあり、

〔筆の靈前篇二〕棟を別にして張出せる屋を放ち出と云ふ、内の方はつゞきたれども、其在かた殊に張出るによりて然云なり、其放出を、棟の樣にていはゞ母屋の棟とは向違て、橦木なりと云如くはり出たるなり、源氏物語梅枝に、うへはひんがしの中のはなちいでに、御しつらひことにしなさせ給うて云々、西のはなち出をしつらひ云々と見え、若菜上に、しん殿のはなちいでを、例のしつらひにて云々、又南のおとゞのはなち出におましよそふ云々、夕霧に、ひがしのはなちいでに云々など見え、花鳥餘情の注に、放出は母屋なり、梅が枝の卷に、東の中の放出とは、東の對の母屋なり、中と云は母屋と東西の廂との間に、障子を立てへだてたれば、御帳を立たる所を、中の放出といへるなりとあり、弄花抄には、西のはなち出と云を注て寢殿なりとし、身屋ありて其西東に曲りて、別に棟を設たる屋を放出と云ふなりとあり、今昔物語十九に、西ノ對ノ南ノ放出ノ簀子ニ築居テ云々、廿四に、前ノ放出ノ隔子ノ被上タル上ニ、物ノ光ル樣ニ見エケレバ、何ノ光ルニカ有ラムト思給テ、和ヲ見給ケルニ、廿七に、放出ノ間ニ、板敷所々ニ朽殘レルニ上テ突居テ息ム、また隱レノ方ノ放出ノ間ニ、幕ナド云フ物ヲ引廻シテ主ハ居ヌ、また十七の卅三語に、卽チ出來テ云ク、極テ安キ事也、疾ク入給ヘト、借喜テ入テ放出ノ方ニ火燃シテ居エツ、見レバ四尺ノ屏風ノ清ゲナル立タリ、高麗端ノ疊二三帖許敷タリ、また三十の七語に、西ノ對ノ簾ヲ少シ卷上テ、放出

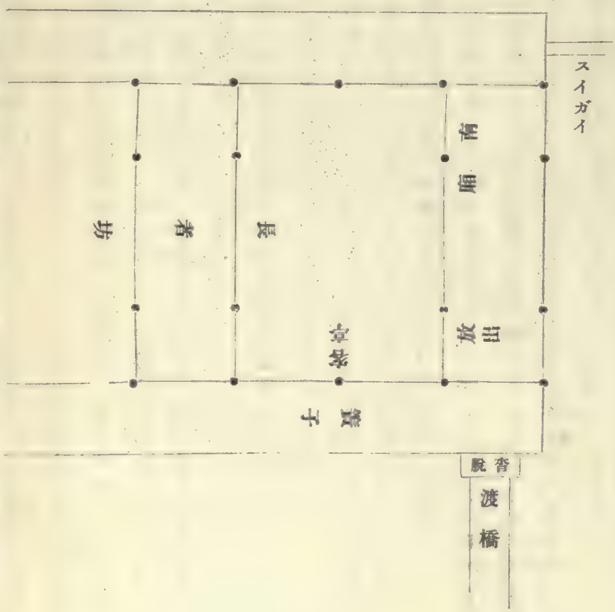
ノ間ニ向テ、年廿許ナル女ノ、云ハム方无ク云々、成恩寺關白記、應永十七年の所に、臺盤所末一間、(丈間也)相加爲御會所、(臺盤所南妻放也)奥端對座儲公卿座とあり、此放といふ事、放出の放と同じ、かりなぞらへて名の意を心得べし、さて其放出にも付ける屋あり、其は其棟より葺下せるにて、それをも庇と云ふ、

〔家屋雜考　二〕放出(ハナチイデ/ハナチデ)

放出といふは、寢殿の放出、西の放出、中の放出など見えて、一間の名なり、宇津保物語には、ハナチデともかきて、中昔の雙紙どもに多く見えたり、源氏細流に、梅が枝の卷の、東の中のはなちいでといふ事を注して、兩方に、小寢殿ある母屋の中をなかにして、御帳を立てたるものなり、母屋の中をいへり、外ざま向をいふなり、晴の意なりと見え、花鳥餘情に、放出は母屋なり、梅が枝の卷に、東の中の放出といふは、東の對の母屋なり、中といふは、母屋と東西の廂との間に、障子を立て、隔てたれば、御帳を立てたる所を放を放出とはいへるなりなど見えたれども、詳ならず、古繪圖のうち、放出としるせるもの兩三圖見及びしかど、是亦詳にはわかり難し、よて今按ずるに、こは南開き北開きなどいふほどの名にて、外ざまの明るみへ向ひたる所をいふ、細流に、外ざま向をいふ、晴の意なりといへるは、卽此事にて、必しも常ある一間の名とは聞えず、偖是を放出と唱ふるいはれは、時にとり大客などある折々、遣戸、障子の類を放ち出だして、圍ひ廣むる故の名とおぼし、其證一二をいはゞ、若菜の卷に、南のおとゞの西のはなちいでにおましよそふ、屛風、壁代よりはじめ、あたらしくはらひしつらはれたり、(こは女三の宮の、六條院へ移り給ふ時の御設けなり、)又同卷に、對どもは人の局々にしたるをはらひて、殿上人、諸大夫、院司、下部までの設いかめしくせさせ給へり、寢殿の放出を例のしつらひて、螺鈿の倚子たてり、又梅が枝の卷に、東の放出にしつらひ、殊に深うしなさせ給ひて云々、同卷に、宮のおはします西の放出をしつらひて云々などみえ、放出は時々にしつ

らふ所の名にて、常ある一間の名にあらざる事知るべし、鈴虫の卷に、北の御障子もとりはなちて、翠簾かけたりなど見えたるも、卽ち放出にて、障子、遣戸などはなちて明るみへ圍ひ出だしたる一間の名と心得べし、古繪圖に放出といふ所の見ゆるも、事ある折、必放出に用ふる場所などいふほどの所なるべし、室町以來の寢殿には、かやうのところみえず、參考のため、古繪圖一圖左に出だす、

大內裏圖眞言院之內長者坊略圖



〔今昔物語二十四〕碁擲寛蓮値碁擲女語第六

今昔、六十代延喜ノ御時ニ、碁勢寛蓮ト云フ二人ノ僧、碁ノ上手ニテ有ケリ、○中略寛蓮○中略此ノ女ノ童ノ云フニ隨テ、車ヲ遣セテ行ク、土御門ト道祖ノ大路トノ邊ニ、檜墻シテ押立門ナル家有リ、女ノ童此也ト云ヘバ、其ニ下テ入ヌ、見レバ前ニ放出ノ廣庇有ル板屋ノ平ミタルガ、前ノ庭ニ籬結テ、前栽ヲナム可有カシク殖テ、砂ナド蒔タリ、賤小家ナレドモ、故有テ住成シタリ、寛蓮放出ニ上テ見レバ、伊與簾白クテ懸タリ、

〔續世繼六 繪合の歌〕武能もそのみちの上手なりけるに、○中略時光がでしになるべきなりと、おほせうけ給はりて、みやうぶかきて、かれがいゑにいたりてそれがしまいりたりといはせければ、いどみてとしごろかやうにもみえぬものとて、おどろきてよびいれければ、時光はなちいでにふえつくろひてゐたりけるに、たけよし庭にゐて、のぼらざりければ、○下略

〔今昔物語二十七〕産女行南山科値鬼逃語第十五

今昔、或ル所ニ宮仕シケル若キ女有ケリ、○中略可然キ所々ヲ見行ケルニ、北山科ト云フ所ニ行ヌ、見レバ山ノ片副ニ、山庄ノ樣ニ造タル所有リ、舊ク壞レ損ジタル屋有リ、見ルニ人住タル氣色无シ、此ニテ産シテ、我ガ身獨リハ出ナムト思テ、構テ垣ノ有ケルヲ超テ入ヌ、放出ノ間ニ板敷所々ニ朽殘ルニ、上テ突居テ息ム程ニ、奥ノ方ヨリ人來ル音トス、

〔源氏物語三十四若菜〕たいどもは、人の局々にしたるをはらひて、殿上人、諸大夫、院司、しも人までのまうけいかめしくせさせ給へり、しんでんのはなちいでを、例のしつらひて、らてんの倚子たてたり、

〔落窪物語一〕わかんどをりばらの君とて、はゝもなき御むすめおはす、北のかたこゝろや、いかゞおはしけん、つかうまつるごたちのかずにだにおぼさず、しんでんのはなちいでのまたひとまなるをちくぼなるところの、ふたまなるになんすませ給ひける、

〔空穗物語樓の上上の上〕一院のうへは、けしきおはする御心にて、おほくの大臣たち、大宮かたに、みせざなるに、藤つぼをうしろめたく思と、心もとなげに、ひとつにみなせばげなりと御らんじて、かのひ。ん。が。し。の。は。い。て。のもや、二つぼびやうぶたてゝ、いぬ宮內侍のかみは、こゝにものせらるべき也と、の給はすれば、よろこびながら、びやうぶたて𛂞つらひ給つ、

〔源氏物語梅枝三十二〕おとゞは源氏〇君𛂞ん殿にはなれおはしまして、そうわの御いましめのふたつのほうを、いかでか御みゝにはつたへ給ひけん、心に𛂞めて合給ふ、うへ〇紫上ひ。ん。が。し。の。な。か。の。は。な。ち。い。で。に、御𛂞つらひ、ことにふかう𛂞なさせ給ふて、八條の式部卿の御ほうをつたへて、かたみにいどみあはせ給ふほど、いみじうひし給へば、にほひのふかさあさゝも、勝負のさだめあるべしと、おとゞの給ふ、

〔源氏物語若菜三十四〕𛂞のびたれど、さばかりの御いきほひなれば、わたり給ふ儀式など、いとひゞきことなり、みなみのおとゞの西。の。は。な。ち。い。で。に、おましよそふ、屛風かべしろよりはじめ、あたらしくはらひ𛂞つらひたり、

〔今昔物語十九〕三條太皇太后宮出家語第十八

聖人〇增賀罷出ナムトテ、大夫ノ前ニ袖打合テ居テ云ク、年罷リ老テ風重クテ、今ハ只利病ヲノミ仕レバ、參ルニ不能ズ候ヒツレドモ、態ト思シ食ス樣有テ召シ候ヘバ、相構テ參リ候ヒツレド、難堪ク候ヘバ、忩ギ罷リ出候フ也トテ出ヅルニ、西ノ對ノ南ノ放。出。ノ。簀。子。ニ築居テ、尻ヲ掻上テ、㮨ノ水ヲ出スガ如ク痢リ散ス、〇中略

〔今昔物語二十四〕北邊大臣長谷雄中納言語第一

今昔、北邊ノ左大臣ト申ス人御座ケリ、名ヲ信トゾ云ケル、〇中略箏ヲナム並无ク彈給ケル、而ルニ大臣或時ニ夜ル箏ヲ彈給ヒケル、終夜心ニ興有テ彈給フ間、曉方ニ成テ、難有キ手ノ止事无ヲ取

さずき

出テ彈給ヒケル時ニ、我心ニモ極ジク微妙シト思給ケルニ、前ノ放出ノ隔子ノ被上タル上ニ、物ノ光ル樣ニ見ケレバ、何ノ光ルニカ有ラムト思給テ、和ラ見給ケルニ、長一尺許ナル天人共ノ、二三人許有テ舞フ光リ也ケリ、

〔天文本倭名類聚抄居宅一〕假床　類聚國史云假床（下仕莊反、俗牀字、此間云佐受枳、）　今案假構屋內床之名也、

〔箋注倭名類聚抄屋宅三〕神代紀上云、並作假庪、訓注云、假庪此云佐受枳、類聚國史收在神祇部一、此所引即是、按假庪、又見神功伐新羅明年、及雄略二年紀、並傍訓左須幾、釋日本紀引玉篇云、庪居毀切、閣也、亦祭山曰庪、則此作假床誤、然諸本皆作床、類聚名義抄、伊呂波字類抄並同、又依注云假構屋內床、則源君所見本作床、非傳寫之誤、今不徑改、又據日本紀所載諸條、假庪非假構內床者、注所云恐非古義、又按後俗呼佐自岐者、見源氏物語葵卷、日本紀略寬仁元年一條棧敷、治安三年齊信卿棧敷第亦是也、其他尙多、是所謂假構屋內床者、佐自岐蓋狹敷之義、唐摭言看棚、輟耕錄棚屋、清波雜志看樓是也、佐受枳義未詳、恐不與佐自岐同、

〔釋日本紀述義七〕假庪（サズキ）　庪、玉篇云、居毀切、閣也、亦祭山曰庪、兼方案之、似屋也、今世棧敷歟、ストシト五音通、

〔伊呂波字類抄佐地儀〕棧敷（サンシキ）

〔撮壤集家屋中〕棧敷（サンシキ）

〔運步色葉集佐〕棧敷

〔書言字考節用集乾坤二〕假庪（ハズヒヤマ神代卷）　閣（サズキ禮記）　棧敷（サンシキ本朝俗、觀事構床曰棧敷、）

〔東雅宮室六〕壁カベ〇中略　說文によるに、凡物置壁間曰庪（サズキ）と見えたり、舊事紀に、素盞烏神、八岐大蛇を斬給ひし時に、廻れる垣を造り、其垣に八ツの門を作り、毎門に假庪（サズキ）を作りて、各置槽一口而盛酒と見えしを、古事記には、八佐受岐を作られしと云るし、日本紀には、假庪サズキと讀むと註せ

られたり、説文の説によらむには、其廻れる垣の内に、假りに酒槽を置きし所を、サズキとは云ひしなるべし、サとは狭也、小也、スキとはシキといふ語の轉せしにて、布置の義とみえけり、玄かるを又日本紀に、麛坂王祈狩して、假廐に居たまひしといふ事を玄るされたり、是は物置壁間の所をいふ義とも見えず、舊事記に一柱騰宮と玄るされしを、古事記には、足一騰宮と玄るして、讀てアシヒトツアガリノミヤといひしもの、ごとくなる也、或人の説に、俗に桟敷と云ふものは、古の假廐サズキといひし語の轉じたるなりといふなり、舊事古事等に見えし所によらば、古にサスキといひしものは、舊壁の間に物を置し所なり、後代に桟敷といふものゝ如くにはあらず、日本紀の後の説の如きは、桟敷といふ者に似たる所もあれど、それも假りに作りし所と見えたれば、後代に院の御桟敷などいひしものゝごとくにもあらず、されば必しも假廐の義を誤りて、桟敷といひし事とも云ふべからず

〔倭訓栞前編十〕さずき　日本紀に假廐をよめり、禮の江點に、廐をさしおくと訓せり、字書に、廐所以藏食物と見ゆ、源氏物語にさじきと見えたり、今棧敷と云は非也、

〔玉勝間八〕棧敷

物を見るさじきを、中昔より、棧敷と書はひがこと也、小右記には、狭敷とかゝれたり、これに棧敷とかくよりはまされり、されど正字にはあらず、正字は、日本紀に廐とあるこれ也、古事記には、佐受岐とあり、

〔松の落葉三〕さじき

いにしへさずきといひしを、中ごろよりはよこなまりてさじきといへり、はじめてものに見えたるは、古事記の上卷に、於其垣作八門、毎門結八佐受岐、とあり、ゆひといへるにて玄るべし、かりにゆひてつくれるものなり同じことを日本書紀には、作假廐假廐此云佐受枳八門、と見えたり、假廐とかける文字にても、たゞかりそめにつくれるものとぞ玄られたる、此さずきを、なかごろの物語ふみには、さじきといへり、それがあまた見えたる中には、かりにつくれるものながらに、いとよ

きもありきとおもはるゝは、榮花物語初花の卷に、殿は一條の御さじきの屋なが〳〵とつくらせたまひて、ひはだぶきかうらんなど、いみじうをかしうせさせたまひてとあればなり、又いとかりそめなるは、たゞ車をならべてものしたるもあり、狹衣物語三の卷に、かねてきゝしにたがはず、一條の大路つゆひまなく、河原までたちかさなりたり、車さじきの多さなど、すべてかちの人、かしらさしいづべうもなきにといへるを見て志るべし、

〔類聚名物考室宮三〕佐受岐(サヅキ)

後には棧敷と書くは、音訓相交へて正字にはあらず、まづ佐受岐とは、三叉の木をいふ、枝をのこして股有る木にて、その所へ横木をもたせて作る家を、今も田舍の人は佐受岐(サヅキ)作りといふなり、山家には、此さま常に多し、富士山の麓に、鎌倉右大將家牧狩の比の家なりとて、今ものこりて有るに、その作りざまさずき作りとて、みな三叉木にて作れるものなり、唐の家にては棧道などいふさまは、その物とは見えず、異物なれば、棧敷と云ふことは、いよ〳〵故なきに似たり、借字なりといはゞさも有りぬべし、

さじき　棧敷

思ふにこれは後世の名にて、神代紀にさずきといへる語の訛れる也、さずき作りなどいふ家、古へは有き、

〔筆の靈前篇四〕聖戒書詞に、車のむらがりて、屋のきはまで立こめる狀あり、こゝに出すは其なり、○中略車の後の方に人の登りたるはさずきなり、さずきは、後にさじきと云ひ、字には棧敷など借てかけり、故にサンジキと云が、實の名なりと誤り思ふ人もあり、此名は古事記日本紀ともに、八俣をろちの條に見えて、そのよしは、傳にいはれたるが如し、そは酒ふねを上に居、おく爲に設たるなり、神功紀に、二王各居(マス)假庪(サズキ)とあるは、人の登れるなり、その作り樣、必大なるにかぎるにはあ

らず、又小右記には、是を狹敷とかけり、そも借字なり、さて今こゝなるさじきの樣も、人ならずとも、物居る料にもなすべき形なり、今の角力芝居のわざをぎなどにかけわたせるさじきは、同じ意ばへなるを甚大きく構作し、又手すりと云ふものなど付たるなり、

〔日本書紀神代一〕故素戔嗚尊、立化奇稻田姬、爲湯津爪櫛、而插於御髻、乃使脚摩乳手摩乳、釀八醞酒、幷作假庪、假庪、此云佐受枳、八間、各置一口槽、而盛酒、以待之也、至期果有大蛇、頭尾各有八岐、〇下略

〔古事記上〕爾速須佐之男命、乃於湯津爪櫛取成其童女而、刺御美豆良、告其足名椎手名椎神、汝等釀八鹽折之酒、且作廻垣、於其垣作八門、毎門結八佐受岐、此三字以音毎其佐受岐置酒船而、毎船盛其八鹽折酒而待、

〔古事記傳九〕佐受岐は、書紀に作假庪八間と書て、假庪此云佐受枳とあり、庪は閣也と字書に見え、又所以藏食物とも見ゆ、和名抄古本に、類聚國史云、假床此間云佐受枳、今案假構屋內床之名也とあり、此らは字に就て云るのみなり、佐受岐は、後世に物見る料に構ふる佐自伎と云物即是なり、さじきは即さずきの訛なり、書紀釋に今世桟敷と云り、桟敷の字はおしあてに作れるものなるを、此字に依てさむじきと唱るは、いたくひがごとなり、さじきてふ名は、物語文におほく見ゆ、書紀神功卷に、祈狩の處に、二王各居假庪、赤猪忽出之登假庪、また雄略卷に、張夫婦四支於木、置假庪上、以火燒死なども見えたり、

〔權記〕長保二年四月十四日辛酉、候內、賀茂祭也、明豪僧都車宿高構棚、自東北陣中露見之、仍遣藏人所小舍人示此由、而不承引、仍仰右衞門府生林重親、令撤却、是奏事由可行也、重親先奉仰旨、到彼車宿、令示案內、無敢承引、重親于時更騎馬立埒邊、令隨身等撤却、爲見物所登居女房道俗等亂落云々、依此事、彼僧都愁申東三條院、可被勘問重親之由、面々有告、然而件棚自御所近見之、〇見之、一本作先々、內僧車宿已有制所禁也、加之奏案內承勅所行也、其旨亦非失錯、果無所被召問、重親亦無所仰、

〔吾妻鏡三〕壽永三年〇元曆元年八月八日甲子、參河守範頼、爲平家追討使赴西海、午刻進發、〇中略武衞構

御棧敷。於稻瀨河邊、令見物之給云云、

〔吾妻鏡 四十〕建長二年五月十日乙亥、於旅御所有鞠御會、人數如去三月、其後於御馬場棧敷殿覽笠懸事終日、其日可有還御、

〔建內記〕永享十一年六月十四日庚寅、祇園御靈會也、馬長事近代不及沙汰歟、山笠拍子物等如例、鼓吟達聞室町殿、御移徙上御第之後及多年、無今日之御見物、細川宿所引渡上在所、仍御棧敷壞却之故歟、於京極宿所者、如初在下、仍御棧敷如元無其煩、當年七日御見物也、(近年無御見物歟)

釣殿

〔易林本節用集 乾坤〕釣臺(ツリドノ)

〔書言字考節用集 一乾坤〕釣臺(ツリドノ)(文德實錄、禁中樓、俗云亭也、)

〔貞丈雜記 十四家作〕釣殿と云、亭の事也、水邊に臨て立る、魚を釣る意也、

〔安齋隨筆 後編二〕一つり殿　池水などある所の岸にのぞみて建たる家也、前の柱は水中より立たる懸け作りなるべし、此所にて魚を釣てたのしむ心にて、釣殿と云成べし、源氏物語床夏の卷に、いとあつき日、ひんがしのつりどのに出給ひてすゞみ給ふ云々、又うつぼ物語(祭使の卷)に、大將殿つり殿において涼み給ひ、網おろしなどして、鯉鮒とらせ給ふ事あり、

〔倭訓栞 前編十六都〕つりどの　東鑑に釣殿と書り、永承七年に、釣殿御遊、狹衣に、川の上に造りかけたるつり殿など見ゆ、其造り樣は、後京極殿の作庭記にくはしといへり、拾芥抄に、釣殿院は、六條北東洞院東號六條院、光孝帝御所と見えたり、釣殿宮は、光孝天皇の皇女簡子內親王也、

〔嬉遊笑覽 一上居處〕釣殿、類聚國史云、文德天皇仁壽三年閏三月丙午朔、鸞輿幸太政大臣東京染殿第、觀櫻花云々、天皇御釣臺觀釣魚云々、增鏡に、寶治二年十月廿日ごろ宇治に御幸し給ふ云々、平等院の釣殿に御舟よせおりさせ給ふ、(釣殿舊跡は川邊なりと三〇中略)夏日納涼の爲にもし、專ら魚を釣べき處に設たるなり、古畫に多くみゆ、廊をつゞけて、池水の上に四方なる屋を作る、すみをかけたる板敷な

り、又泉殿といふも、大やう同じことなり、是は泉の湧出る處に作りしなるべし、

〔家屋雜考 二〕釣殿

東西廊の南端、池に臨める所に一屋を構へ、是を釣殿といふ、舊記に、水面へつりおろしたるごとく作る故、此名ありとも、または釣を垂るゝ料に設けおく故、此名ありともいへり、今按、宇治平等院に釣殿觀音あり、こはもと河原左大臣の別莊ありし地にて、後陽成院の御時に至り、行宮を營みて宇治院と號せられ、宇多天皇もまた爰を領せられ、朱雀院も此所に遊獵せさせ給ひし事など、李部の記に見え、後六條左大臣、御堂關白等、此所をもて山莊とし給ひ、その御子關白賴通公の時、寺となして平等院と號せらる、時に永承七年なり、件の觀音は、そのかみの釣殿へ安置するところなるよし、舊史に傳へ、また山州名跡志には、此堂はそのかみの釣殿にて、逍遙の人々釣をたれ給ひし所なるよし註したれば、釣殿はもと釣をたるゝ料なりといふ說を當れりとすべし、

〔空穗物語 祭の使〕かゝるほどに、六月の比ほひにもなりぬ、大將はいけひろくふかく、色々のうへきゝしにておひたり、水のうへにえださし入などしたるなかじまに、かたはしは水にのぞき、かたはしはしまにかけて、いかめしきつり殿つくられて、おかしきふねどもおろし、うきはしわたし、あつき日ざかりには、人々すゞみなどし給ふ、十二日いとまの日にてまゐりたまはぬを、つりどのにてけふすゞませたてまつらん、けうあらんくだものなど給へよなど、きこしをきたまひて、つりどのにいで給ひぬ、

〔源氏物語 常夏 二十六〕いとあつき日、ひんがしのつりどのにいで給てすゞみ給、中將のきみもさぶらひ給、

〔宇治拾遺物語 十二〕今はむかし、陽成院おりゐさせ給ての御所は、大宮よりは北、西洞院よりはにし、あぶらの小路よりは東にてなんありける、大なる池のありける、釣殿に番のものねたりけれ

ば、夜中ばかりにほそ〳〵とある手にて、このおとこがかほをそと〳〵なでけり、

泉殿

〔倭訓栞中編伊二〕いづみどの　泉殿と、百練抄に見えたり、水閣也、東鑑にいふ泉屋も同じ、

〔雅言集覽以二〕いづみどの泉殿　泉水に作りかけたる、貴人の家をいふ、

〔家屋雜考二〕泉殿

泉殿は、必水邊にあり、四方壁なし、納涼などの爲に設くるなるべし、室町御所、小川御所など、いづれも御泉殿と稱せしところなり、古くは義經の堀川御所などにも、泉殿といふところみえたり、

侍所

〔易林本節用集左乾坤〕侍所サブラヒドコロ

〔書言字考節用集乾坤二〕侍所サブラヒドコロ　關白家諸侍伺候處、頼朝卿於鎌倉又建焉、

〔貞丈雜記家作十四〕一侍又は内侍とも云、主殿一名寢殿とも云の内疊を敷たる外廻りの、廣く長き板敷をいふ也、家臣の祗候して侍らふ所と云意也、遠侍に對して、内侍とも云也、遠侍は、主殿の外にはなれて庭にある番所也、塀重門の内にあり、

〔武家名目抄稿居處五〕按、諸士の出仕して侍ふ所を侍所ともいふ、又省きて侍とのみもいふ、寢殿の邊にありしと見えたり、

〔家屋雜考二〕侍サムラヒ　侍所

侍は侍者の居る所にて、今時の詰所といふほどの名なり、是も古代は、必東西廊の内に設けしなり、一說に、侍所といふは、關白家にのみありしが、鎌倉右大將に至りて、始めて是を置かるゝともいへり、盛衰記に、十二間の侍とあるは、遠侍などのさまなり、東鑑に、東の侍西の侍などあるは、東西廊の侍にて、遠侍とは異なり、熊谷直實は鎌倉を立ち退きし折の事をしるして、直實云々、西の侍へ行きて髻モトヾリを切り、殿の御侍倍ヘ登利リ波ハ天ナ云々云々、といひしことあり、是も卽廊中の侍なり、又小侍といふことあり、其所の大小によりて名づけしなり、

〔家屋雜考 四〕侍 内侍 外侍 遠侍 小侍

侍(サムラヒ)とは、武家にて武士の詰所をいふ名なり、前に出だせる京家の侍所とは聊異なり、さて此侍といふに、内侍、外侍、遠侍等の別ある事、前の武家家作の條に辨ずるが如し、さて遠侍といふも、もとは内侍外侍といひしが、後やゝ轉じて遠侍といふにや、保元、平治物語、盛衰記等には、外侍とかきて、トホザムラヒと假名つけたるところ〳〵あり、さてこの遠侍といふは、前にも註せる如く、本家とは別棟にて、戶建具などもなく、板敷にてそこに詰め居る武士共の、物の具など飾り置く所なり、貞丈の秋草に、今時の幕番所の如きものなりといへり、さもあるべし、義經記に、遠侍に究竟の若者五拾八計居流れと見え、太平記に、遠侍を見るに蟬もと白くしたる青竹の旗竿ありなど見えたる是なり、又小侍と稱する所あり、こは內侍のうちの小名なり、東鑑等に見ゆ、

〔吾妻鏡 一〕治承四年十月廿五日甲辰、入御松田御亭、此所中村庄司奉仰、日來所加修理也、侍廿五箇間、萱葺屋也云云、　十二月十二日庚寅、前武衞將軍新造御亭、有御移徙之儀、〇中略入御寢殿之後、御共輩參侍所、十八箇間

〔吾妻鏡 三〕壽永三年〇元曆元年六月十六日癸酉、一條次郎忠賴振威勢之餘、插濫世志之由有其聞、武衞又令察之給、仍今日於營中所被誅也、及晚景武衞出于西侍。。給、忠賴依召參入候畢、對座宿老御家人數輩列座、有獻盃之儀、〇中略天野藤內遠景承別仰、取太刀進於忠賴之左方、早誅戮畢、

〔吾妻鏡 二十四〕建保七年〇承久元年七月廿八日辛酉、有宿侍等定、於前代者、可然輩皆雖著到于西侍、當時敷內不及手廣之間無侍、仍各候小侍、可令昵近守護由云云、

〔吾妻鏡 三十六〕寬元三年二月二日丁卯、召聚司天之輩於御所、可伺觀天之由被仰下之間、泰貞、晴茂、晴賢等朝臣、候東侍。。南緣、終夜雖窺之、客星不出現、

〔吾妻鏡 五十〕文應二年〇弘長元年正月一日癸亥、垸飯相州禪室御沙汰、兩國司以下著布衣出仕、先候東西侍、次

申出御時剋之後、相分于庭上東西著座、

〔吾妻鏡三十〕文暦二年〇嘉禎元年十月二日辛卯、相州武州參御所、令候小侍所給、

小侍所

〔吾妻鏡四十六〕建長八年〇康元元年十二月廿五日壬午、小侍所番帳事有其沙汰、於廂等近々事者、於御前直宜有御計、小侍所者本所也、爲總人數事之間、殊可糺父祖之經歷、三代不例其人數者、雖爲勤役公事之御家人、輙不可有御許容之旨被定之云云、

〔建内記〕嘉吉元年七月六日庚子、參御臺御方、〇註略於小侍所申入之、今度御訪也、

〔長祿二年以來申次記〕同月〇正月四日

一今日式日にて、各出仕之衆、上様へ御禮被參樣體事、先面々御對面相すみて、春日殿御局御小侍所へ出させ給候へば、一人宛參て御禮被申也、

遠侍

〔撮壤集中家屋〕遠侍トウサフライ

〔易林本節用集登乾坤〕遠侍トホサフラヒ

〔書言字考節用集一乾坤〕遠侍トヲサフラヒ

〔紙上厩氣〕遠侍トウサムライ

〔貞丈雜記十四家作〕一遠侍と云は、主殿などよりははるか遠くはなれたる番所也、表向にて、番の侍の居る所也、鎌倉年中行事に、御遠侍は大間七間にて、立物御疊などは無之云々、立物御疊無之とは、戸障子など立ず、疊敷かず、板敷なるを云也、遠侍には武具をかざり置く也、雲霞集に、馬を引く事を記たる箇條に、其時門へは不出、遠侍の方へおし入る也云々、平治物語に、義平ほどの者を、敵なればとてえんにをくべきかとて、ひいて入り、さぶらひにすへ奉ると云は、遠侍の事にあらず内侍也、内侍は主殿の内の板敷也、又三好亭へ御成記に、厩の侍と云ふ事あり、是れも馬屋の内、厩の者番をする所にて、此の所に馬具を飾り置く也、さむらひとは、番人伺候する心なり、

〔類聚名物考宮室一〕遠侍　とほさふらひ
すべて侍所といふは、侍座の人の居る所なればいふ、近侍の人の在所を侍所といふに對て、外様の侍の居處を遠侍と云ふなり、さて侍ははべると訓て、そばにあるを云ふ、それを直に人の稱號として、近侍とも侍者ともいふは、用を體になせしなり、相撲をすまひと訓むも、用をもて體とせしなり、この類多し、翻譯にもこの例あり、侍所は朝廷柳營のみにはかぎらず、私の家にても云へる事なり、今俗に云詰所と云が如し、

〔太平記二十七〕左兵衞督欲誅師直事
師直ハ夢ニモ可思寄事ナラネバ、若黨中間ハ皆遠侍大庭ニ並居テ、中門ノ唐垣ヲカケヘダテ、師直唯一人六間ノ客殿ニ座シタリ、

〔太平記三十五〕京勢重南方發向事附仁木沒落事
將軍ゲニモト思給ケレバ、風氣ノ事有トテ、帳臺ノ内ヘ入リ、夜衣引纏頭臥給ヘバ、仁木中務少輔モ遠侍ヘ出ニケリ、

古事類苑

居處部九

家作三

〔書言字考節用集 乾坤 二〕座敷ザシキ

〔紙上蜃氣〕座敷ザシキ

〔貞丈雜記 家作 十四〕一座鋪の事を、舊記に六間の座敷、九間の座敷など丶云ふ事あり、六間とは十二疊敷也、九間とは、十八疊也、北上記に見えたり、然れば一間と云ふは疊二帖敷にて、六尺五寸四方なり、卽一坪の事也、

〔倭訓栞 中編 九〕ざしき　坐敷と書り、古へは客來れば、坐を設る成べし、西土にいふ客房也、又堂と譯せり、

〔武家名目抄稿 居處 十〕按、凡殿舍は、床板に、御座すべき所にのみ、疊茵座等を鋪たるを、不便なるからに、常居などには、疊敷詰たるより、座敷といふ名は出來たるにや、

〔筆の靈 前篇 二〕今座敷と云は、座の敷物を敷くによれる稱にて、本は所の名にあらで、其座を指て呼る名なり、中右記、嘉保元年四月十日に、先左近陣座敷座とて、分注に、其儀如公卿座、此橫切敷茵、南北行二行、南橫切座、江家次第、六月晦日の條に、依勅定改直御座敷東面などあり、又婚記久安六年正月七日の條には、卽仰親隆朝臣令敷座と云事もあり、さる物いひより起りて、物の在るべき位の處をも座敷と云へり、長門本平家物語十八、扇の的の事を記せる文に、扇は風にふけて座敷に

たまらず、くるり／＼とぞめぐりける云々、祈念して目を見あけたれば、扇の座敷に定りけるとある如し、そも／＼御座とは、天皇のましますを云事なるを、後に筵の事にござと云事あり、そは御座に敷く筵の、いとよろしきにかけ奉りて、まうせるかしこき言なり、

〔家屋雜考三〕座（座敷おまし）

古代、座といひ、座敷といひしは、人の座すべき所へ、敷物をしきまうくる事にて、今時の如く、一圓の所をいふ名にあらず、總じて古代の殿舍は、總板敷にて、主客の座すべきところ／＼にのみ、時に臨みて敷物を設けし事なれば、古き物語どもにおましをしく、御座をしくなどかける事多し、こは疊圓座など敷き設くるをいふなり、古畫に、主客相對したる所のみ疊ありて、其餘、皆板敷なる圖どもあるは、即是なり、鎌倉年中行事に、御評定所は、十五間、中は油磨紫緣の御疊廻り敷にて、衆中の座は、一重、外に半疊あり、御座は常の御座を紫緣の御疊の上にかさねてしかるなりなどあるにても、其さまをしるべし、稍後の事ながら、三內口訣に、公卿座は、四疊敷なり、淸華御所の公卿座は六疊なりなどあるも、主客の座、幾疊をしくべき廣さといふ事にて、敷詰にしたる疊の數にはあらず、然るを上下おしなべてしきつめにする事となれるは、應仁の大亂以來、漸々におし移りし習俗なり、然れども貴人高位を請待するには、かの敷詰の上へ、又別に座を敷き設くる事故、後世には是を上疊としもいふ事なり、（永祿四年、三好亭御成の記に、敷詰の上へ上疊を敷きたるさま見えたり、又一說に、神代紀に、海神彥火火出見尊を敬ひ、八重の席薦をしくとあるは、上疊といふ事の始なりといへり、尤もさもあるべきなり、）されば寢殿、對の屋、客殿、書院、出居の類、すべて客人を通すべきところは座敷に非ずといふ事なし、是後世客座敷、廣座敷等の名のよりて起るところなり、

〔大工書坤〕座鋪張付之事

一昔之座鋪、張付無しに明り障子計にて張付也、

横座

〔貞丈雜記家作十四〕一座敷の客位主位の事、座敷の正面に向て、左にても右にても、床のある方は客位なり、棚のある方は主位也、客位は客人のすわる方也、主位は亭主のすわる方なり、客居主居と書はあしく、位の字を用ふべし、

棚	床
主位	客位

左右にかゝはらず床の有る方を客位とする也

〔吾妻鏡三十八〕寛元五年〇寶治元年二月廿三日丁未、今日將軍家御濱出始也、左親衞令參給、被構御座敷等云云、

〔飛驒國治亂記〕久安公ノ屋形ニ至リ、座敷ノ方ヲ見ヤレバ、遙ニ奧之方ニ久安公、子息、老中、近習ノ者幷居、〇中略磯村、廣瀨ニハ後刻對面スベシト、奧ヘ入給ヘバ、〇中略コナタノ兩人ハ奧ヲ見ヤリ、心ニウナヅキ、少時セシ所ヘ、御膳ヨシトテ持出ル、則是モ兩人ヅヽ、右之座敷ニテ進ケリ、屛風襖間引ケル故、主從姿ハ見ヘザリケリ、其間拾間モヘダヽリシニ、大勢込入、二汁九菜ノ料理、先家老兩人方ヘ出シ、引替取替スル内ニ、奧之次ノ座敷ノ襖ヲ引、久安公相伴可被成候、〇下略

〔板坂卜齋記上〕六月〇慶長五年十六日、大坂御立、十七日伏見に御逗留、十八日に千疊敷の奧座敷へ出御、御機嫌好四方を御詠め、座敷に立せられ、御壹人莞爾々々と御笑被成候、〇下略

〔板坂卜齋記中〕廿六日、〇慶長五年九月午ノ時大坂へ著御、秀忠公も午の時過に著御、家康公直に秀賴公へ御對面、西丸へ御歸著、秀忠公は千疊敷のある御殿へ渡御、

〔萬しつけ方の次第〕小座敷などに、貴人御座にてめし出され候はゞ、刀をぬきて、しんにをきてまいる物也、但しんに人もなく候はゞ、しんにてぬき、戸のきはにをきてよし、

〔俚言集覽奧〕横座　横座は正面の事也、今田舍にて、イロリの正面を横座と云、宇治拾遺物語、むねとあると見ゆる鬼ヨコ座に居たり、横座は上座なり、

〔北山抄三拾遺雜抄〕大饗

初任饗設レ庇、著座後立レ机、尊者横座、主人先著二南座一勸レ盃、後著二納言座上一、弁少納言座南上垣下親王座對二公卿一、

〔小右記〕治安元年七月廿五日戊戌、秉燭到二閑院東門一、〇大府第也、中略予〇藤原實資參上、立二簀子敷一、見二座席一、似レ敷二連座一、燈燭不明、見誤歟、示二氣色一、大府云、從二西方一可レ著者、然而能見連座也、仍自二簀子敷一東行、自二座末一著座、尊者并諸卿座皆南面連座、未レ見二聞事一也、貞信公拜二太政大臣一之時、尊者座在二横座一、其儀相同、但故大入道、并當時入道相府兩所、以二子内府所一列二尊者一、依レ無二便宜一、有二權儀一說、連座當時太府已無レ所レ據、

〔宇治拾遺物語一〕これもいまはむかし、右のかほに大なるこぶあるおきなありけり、大かう〇かう一本作二よそ一山へ行ぬ、雨風はしたなくて、歸にをよばで、山の中に心にもあらずとまりぬ、〇中略木のうつぼの有けるにはひ入て、目もあはずかゞまりてゐたるほとに、〇中略大かたいかにもいふべきにあらぬ物ども、百人ばかりひしめきあつまりて、火をてんのめのごとくにともして、我ゐたるうつぼ木のまへにゐまはりぬ、大かたいとゞ物おぼえず、むねとあるとみゆる鬼、よこ座にゐたり、うらうへに、二ならびに居なみたる鬼かずをしらず、〇中略死なばさてありなんと思とりて、木のうつぼよりゑぼしははなにたれかけたる翁の、こしによきといふ木きるものさして、よこ座の鬼のゐたるまへにおどり出たり、〇中略よこ座の鬼のいはく、おほくのとしごろのあそびをゑつれども、いまだかゝるものにこそあはざりつれ、いまよりこのおきな、かやうの御あそびに、かならずまいれといふ、おきな申やう、さたにをよび候はず、まいり候べし、〇中略奥の座の三番にゐたる鬼、この翁はかくは申候へども、まいらぬこともは候はんずらん、おぼしゝゑちをやとらるべく候らんといふ、〇下略

〔宇治拾遺物語十〕いまはむかし、山陽道美作國に、中ざんかうやと申神おはします、かうやはくちなは、中ざむは猿丸にてなんおはする、その神年ごとの祭に、かならずいけにゑを奉る、〇中略かくていけにゑを御社にもてまいり、神主のといみじく申て、神のおまへの戸をあけて、この長櫃を

室禮

さし入て、戸をもとのやうにさして、それより外のかたに、宮づかさをはじめて、次々の司ども次第にみならびゐたり、さるほどに、このひつを刀のさきして、みそかにあなをあけて、あづま人みければ、まことにえもいはず大なる猿の、たけ七八尺ばかりなる、かほとしりとはあかくして、むしりわたをきたるやうに、いらなくしろきが、毛はおひあがりたるさまにて、よこ座にゐたり、つぎ〴〵の猿ども、左右に二百ばかりなみゐて、さま〴〵にかほをあかくなし、まゆをあげ、こゑごゑになきさけびのゝしる、

〔名目抄 諸公事言説〕室禮（シツライ）

〔類聚名義抄 六王〕料理 シツラフ

〔俚言集覽 志〕しつらひ 倭字通例書、シツラヒ、補理、注、座をしつらふには飾字、又料理とも、遊仙窟に又料理とも、○下略

〔遊仙窟〕十娘遂廻頭喚桂心曰、料理中堂、將少府安置、

〔竹取物語〕大友の御ゆきの大納言は、○中略 かくや姫すへんにはれいのやうには、見にくしとの給ひて、うるはしき屋を作り給ひて、うるしをぬり、蒔繪し給ひて、屋のうへには、いとをそめて、いろいろにふかせて、内々のしつらひには、いふべくもあらぬ綾織物に繪を書て、まごとにはりたり、

〔源氏物語 十五蓬生〕ぬす人などいふひたぶる心あるものも、おもひやりのさびしければにや、此宮○常陸宮をば、ふようのものにふみすぎてよりこざりければ、かくいみじき野らやぶなれども、さすがにしんでんの内ばかりは、ありし御しつらひかはらず、つやゝかにかいはきなどする人もなし、ちりはつもれども、まぎるゝことなきうるはしき御すまゐにて、あかしくらし給、

〔十訓抄 九〕七條の南室町の東一町は、祭主三位輔親が家也、丹後の天橋立をまねびて、池の中島を遙にさし出して、小松を長くうへなどしたり、寢殿の南の庇をば、月の光いれんとてさゝざりけ

居間

り、（○中略）輔親とく夜のあけよかしと待あかして、いつしかおきて、寢殿の南面を取まつらひて晉居たり、

〔類聚雜要抄（調度二）〕度々御裝束被立調度差圖

已上雜事、見以前目錄、但雖有寢殿間數相違、於南面室禮間四ヶ間者間數同前也、鋪設調度等、大略同之、

立調度例（○中略）

寛治六年七月十日辛卯、同人（○藤原師實）渡給高陽院、同御調度、

已上御裝束儀、被立調度次第同前、以前目錄也、但有左室禮ト謂事云々、令入家長給、付門之方庇具、四尺屛風并調度等立之云々、但以前之例、内令入從東西門給事、雖有相交品、如常付西被立之右以是思之、左室禮ト謂事ハ、若母屋調度事歟、有被立自左（東）事不明也、可尋之、

〔伊勢守貞忠亭御成記〕大永三年八月五日、（未刻）伊勢守貞忠亭へ御成、（○中略）

條々可有用意事

一御座鋪失禮奉行

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕三月（○永祿四年）卅日（未刻）御成（○中略）

一厩二間の分をば失禮て、女房衆見物、簾は憚在之間、よしがきにして、其内より見物之、

〔易林本節用集（乾之坤）〕室間（シツノマ）

〔書言字考節用集（乾一坤）〕間（楚辭註、室寬日間、）　〔同（乾二坤）〕室（活法、房也、所止曰室、）

〔紙上歷氣〕二之間（ニノマ）　三之間（サンマ）　居間（イマ）又云座間

〔倭訓栞（前編二十九）〕ま（○中略）天の字をよむは、あまの略なり、間は天より出たる詞にや、際も同じ、凡て家居の柱と柱との中間（アヒダ）を云り、中昔までも然り、後世居處にいふは、禁中に鬼の間、二間など

いひ、東山殿に、嵯峨の間、狩の間、石山の間、書畫の間、八景の間、耕作の間、燒火之間など見えたり、又疊に京間、中間、田舍間の別あり、

〔松の落葉 三〕屋のうちの間

今の世に家のうちのかみのま、しものまといふ間は、昔もさいひしことなり、万須鏡、秋のみ山の卷に、法皇もおなじまのうちにて、御しとねばかりにておはします、村時雨の卷に、震殿の階のまに、御しとねまゐりて、内のうへおはします、第二の間に后の宮、その次云々といへるにてしるべし、

〔武家名目抄稿 居處四〕按、凡殿舍に、幾間の所といふは、其所の柱々の間をかぞへていふ、一區をさしていふとはをのづから別也、二間などいふは、所といふを略したる也、

〔武家名目抄稿 居處八〕按、御座間の名目一にして、其さす所二あり、先鎌倉殿の頃、間といひしは、柱柱のあひだをさして、一間二間といひけるからに、將軍御著座の正面一間を御座間と稱せし、吾妻鏡に見えたる是也、室町殿の時に及ては、際より際の間の一區をさして、上間次間などいひしからに、其御座間といふは、常御所の內、定りて御座を設る一區の所のことなり、時代の移り行ままに、名實の沿革するは常のことなりかし、

〔家屋雜考 三〕間

間といふにさまゞゝあり、古代多くは柱と柱との間をさして間といひ、それを一間、二間といへり、後世は柱にかゝはらず、一圍の所をさして御座の間、御次の間などいふ事となれり、又幾ケンと唱へて、町間の間數をいふ事あり、たとへば七間四面の寢殿、十二間の廐などいへば、町間の間數にて、極めてまぎらはし、故に東鑑の頃より、柱と柱との間の事をば、幾箇間と箇の字を加へて、書き分けたる事どもあり、然れども母屋廂の廻りならでは、一間毎に柱ある物にもあらねば、常

の有無にかゝはらず、坪割にして、一坪の所をも間とかける事どもあり、故に五間四面の母屋の內へ七間を補理ふなどいふ類も、常の事なり、さてまた室町時代の記錄どもに、三間の御座敷、四間の御座敷など書きたる事ども多し、是等も三坪の補理、四坪の補理といふ事にて、今ならば三間は二間九尺にて、六疊敷の座敷、四間は二間四方にて、八疊敷の座敷といふほどの事なり、然れども前にいへる如く、そのかみは總板敷にて、疊あれども敷詰にあらざれば、幾疊敷とはいふべくもあらず、故に右のごとく間とのみ唱へたるなり、然るに今時の人は、舊き記錄どもに九間の御座敷、十間の御座敷など記せるを見て、後世の書院造のごとく、九間は上の間より第九に當る間、十間は第十に當る間と心得る故、稍もすれば、其間數の多きをうたがふ事あり、よく〳〵心得おきて見分くべきなり、但そのかみ、とても、一仕切の內をさして一間といふ事も絕えてなき事にはあらず、譬へば鎌倉年中行事に、新造御所の事をしるして、勝光院殿樣御代には、七十間なり、長春院殿樣御代には、二十間になされ、坪を廣げらる、二十間は臨時の御座なりなどあるは、御所の總坪數をいふにはあらず、先々御代には、大小名總出仕の時、御主殿幷に御會所等の內を補理ひわけて、詰所とせられし場所々々、すべて七十仕切ありしが、先御代には、それを廿間に合せて、仕切の內の坪數を增れしといふ事なり、廿間は臨時の御座なりとは、右の廿間とても、常々わけおかるゝにはあらず時に臨みて補理はるゝ、御座敷なりといふ事なり、是等の類も、兼ねて心得おかざれば、おもひまどふ事故、繰言ながら辨じおくなり、

〔番匠往來〕扨御殿御廣間、御書院、對面所、御次御居間、御寢之間、御鈴之間、檜之間、時計之間、溜使者之間、休息處、御佛間、物見、化粧之間、御納戶、御末、吳服之間、臺子御茶之間、御廣鋪、御鈴廊下、御錠口、御料理之間也、〇下略

〔萬寶番匠往來〕玄關、式臺、廣間、鑓之間、使者之間、中門、車寄、車宿、上段、下段、納戶、書院、〇中略小座鋪、次之

間、居間、寢間、溜、呉服之間、中之間、茶之間、臺所、鹽噌藏、薪部屋膳立之間、料理之間、詰所、扣所、數寄屋圍、化粧之間、鈴廊下、長局、湯殿、雪隱、小用所、

〔家屋雜考　五〕間雜　繪之間、焚火之間、圍爐裏之間、雷之間、地震之間、地震口、

此間は、御座の間、御次の間、上の間、下の間などよぶ間にて、猶さま〴〵あり、左に注す、

○繪之間　總じて間數多ければ、何れの間とさしいふときは紛らはしき故、後世大家には、繪の間とて、壁或は戸障子に繪をかゝせて、一間の名とせらるゝなり、東鑑に、鎌倉御所御障子の繪さまざまの圖は、將軍家の御心にかなはずとて、建曆三年八月、事書を以て改め書がゝせ給ふなどみえ、また東山御所などにも、繪の間の事ども多くみえたり、後世諸家に繪の間といふことあるも、間數多くして、いちじるきわかちなければ、諸事につきて紛らはしき患あるゆゑなり、必しも其所を花麗にせむ爲のみにはあらず、

○焚火之間　圍爐裏之間　貴人の御座近く焚火の間を設くる事あり、鎌倉御殿繪圖、京都將軍家御館繪圖などいふものにもみえて、圍爐裏あり、その外、ふるき繪圖どもにもみえたり、大道寺友山が雷鳴論といふものに、甚雷の時、火を多くたけば、雷火の災を免るゝ故なりといへり、また圍爐裏の間、長圍爐裏などいふは、煮燒をもする場所にて、焚火の間とは異なり、

○雷之間　後世雷の間とて、二重天井などにして、甚雷の憂を避くる事あり、古くは聞き及ばざることなり、

○地震之間　こは鎌倉及京都將軍家御所繪圖などにもみゆれど、その造りかたを詳にせず、近世に至り、釣天井などいふ秘傳ありともいへり、

○地震口　是は雨戸の內、所々へ小き樞戸を設け、かけがねをはづせば、おのづからひらくるやうにしたるを便利とす、こは地震に限らず、諸事につきて便利の事ながら、是も雨戸といふもの出

で來て以來の事なれば、古くは聞き及ばず、

〔簾中舊記〕御所さまの御やうだい

一常の御所はき候事は、御所樣、上樣の小上らふたち、御。れ。ん。だ。い。、そのほか御。く。わ。ん。す。の。ま。御。こ。と。の。ま。く。ぎ。や。う。の。ま。御。ゆ。ど。の。ゝ。う。へ。までは、御なかたちはき參らせ候歟、

一御。三。ま。御。い。つ。ま。御。六。まははき參らせ候事、上さまの御かたの小上らふだち、御れんだい、上さまの御かたの御なかだち、もとは此分にて候、この御むまのうちは、どうぼうしゆはなにもみやづかへにて候はず候、御しんざうはどうぼうしゆはきまいらせ候、

〔成氏年中行事〕一同月〇正八日、若宮社務御加持ニ被參、〇中略正月卄日ハ自管領參、仍管領出仕、南小門ヨリ御遠侍ヲ透、御評定所ノ御緣侍ヲ透、幷ノ御妻戶ヨリ七。間。へ參テ、出御ヲ待申サル、管領モ供兩人直垂也、公方樣モ御直垂、御所奉行、並御荷用之人々モ直垂也、御劒御馬若君樣ヘモ進上、御對面ハ十。二。間。七間ヨリ、御。六。間。御。二。間。ノ御座透テ被參、供兩人ハ七間之御緣ニ伺候、御酒先式三獻、

一同十七日、御的アリ、公方樣、御。二。間。六。間。七。間。之。御座トリハラヒテ御覽ゼラル丶、

一間所

〔書言字考節用集〕二乾坤一間所（ヒトマドコロ）

〔義經記〕二伊勢三郞義經の臣下に初て成事

一河のながれをくむも、みなこれたゞやうのえんなり、なにかくるしく候べきとをさぶらひには叶ふまじ一。ま。所。へゞやうじ奉り、さま〳〵のくはしを取いだして、御酒すゝめ奉れども、すこしもきこしめし入給はず、〇下略

二間

〔源氏物語〕六末摘花すのこなどはびんなう侍なん、をしたちて、あは〳〵しき御ふるまひなどはよもなど、いとよくいひなして、ふ。た。ま。のきはなる障子、手づからいとつよくさして、御ゞとねうち

をきひきつくろふ、

〔義經記 二〕伊勢三郎義經の臣下に初て成事

あるじのおとこ出來り、まきの板戸をおしひらき、內へ入を見給へば、年のころ二十四五ばかりなるおとこの〇中略出來る〇中略彼男二間に人ありと見て、くつぬぎにのぼりあがりけり、

四間

〔家屋雜考 四〕四間ヨマ

四間或は四間所などいふところあり、盛衰記、平家物語、義經記等にみえたり、後世四間五間といふは、多くは廣さ四坪の間、五坪の間といふ事、上の間よりかぞへて、第四にあたる間の事にはあらず、されば此四間も主殿の內など補理ひ分けたる四坪の間といふことなるべし、但節用集等の書に、餘間或は餘間の出居などいふ事みえたれば、玄つらひなどせざる明間をさして、餘間といふにや、〇下略

〔長門本平家物語 十九〕武藏坊これを聞て、辨慶めしてまいり候はんとて、萌黃いとおどしのはらまきに、三尺五寸の太刀はき、一尺三寸うちがたなをぬきまうけて、昌俊が宿所に馳入、四間の所のゑんぎはに、がはとうちよりて、馬よりとびおりて、うちへつと入て見ければ、〇下略

〔義經記 二〕鬼一法眼の事

その比北白川に、世にこえたる者あり、法眼にはいもうとむこなり、玄かも弟子なり、その名をたんかいばうとぞ申ける、かれがもとに使者をつかはして申ければ、程なくたんかい來り、四間なる所に入て、さま〴〵にもてなし申けるは、〇下略

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕三月〇永祿四年卅日未刻御成〇中略御なんどの內に、文臺、硯、引合、杉原、紙鎮置之、但四間之西之方に置也、

廣間

〔書言字考節用集 二乾坤〕弘間ヒロマ

〔紙上屋氣〕廣間ヒロマ

〔武家名目抄稿居處四〕按、廣間の尤大にして、造作の備りたるを大廣間と云、即寢殿主殿のこと也、

〔家屋雜考五〕廣間弓之間、鐵砲之間、長柄之間、

廣間の名も、古くは聞き及ばず、然るに寢殿造の家居には、正面に階あり、階を升りて廣廂に入る事にて、別に入口とてはなきを、玄關とて別に入口を設くる事となりて以來、玄關の内を廣めて、そこを廣間とよぶ事となれり、廣廂より轉じたる名なるべし、さてこの廣廂といふもの出で來て以來、遠侍の武士どもを、廣間へ移し、武器、兵具を飾りて、警衞に備ふる事となりしかば、遠侍とて、別に設け置くことはなくなりぬ、今時廣間の番士を外樣衆と稱する家々あれども、實は皆家人にて、そのかみの外樣衆とは異なり、又廣間の近邊に、別に御遠侍といふ所を設け置く家々あれども、是もそのかみの遠侍とは違ふ事なり、今時弓の間、鐵砲の間、長柄の間などいふありて、皆主人々々の備へ置く所なり、そのかみの遠侍の如く、武士どもの手々に携へ來れるを飾りおくにはあらず、是等を考へ併せても、古代と今と家作のさま異樣ならざる事、能はざるを知るべし、

〔飛驒國治亂記〕扨城ニハ畑六郎左衞門休高ヲ殘シ、百人ノ士卒ニ、廣間玄關、門々ヲカタメサセ、嚴敷ケイ固仕タリ、

〔板坂卜齋記上〕慶長三年正月廿八日、五ッ時に三河守殿一番に小山へ御越、其外不殘午の刻前に、大將衆小山へ被參上致候、小山古城の内に、庄屋居申候家を、三河守殿廣間心に、御奥に三間四方計の假の御殿御造らせ、此廣間に大將衆御集り、座敷の内四方の角に、中座にて上意の仰出し、本多中務、同佐渡守兩人也、

〔駿府政事錄〕慶長十九年八月十五日、及秉燭、於常御廣間御拍子、小督、三井寺、老松、姨捨、觀世太夫勤之、

大間

上段 中段 下段

〔武家名目抄稿居處四〕按、大間の稱、他書所見なし、ひろらかなる所なればこの名ありて、猶後代廣間などいふの例なるべし、但廣間といふは表向なるを、大間は奥向なりしと見えたり、

〔逐歩色葉集志〕上壇 上段

〔紙上蜃氣〕上段ジヤウダン 下段ゲダン

〔貞丈雜記家作十四〕一上段といふ事の始詳ならず、關白冬經公天和三年十二月廿六日の記に、出上段始候節、不分明候、月輪關白○藤原兼實の亭上檀有之、地下は可有憚候云々、

〔秦山集雜著甲乙錄四〕攝家之宅、有上段、備行幸也、故四足門亦有之、其他公卿家設上段、爲待勅使也、今大名家上段、爲待上使也、以外上段爲奉懸勅筆、或爲神祭耳、○中略上段、中段、下段、各高差一尺許、下段外有緣、緣外有落緣、有車寄、有階、上段或四間四面、或五間四面、或三間四面、有棚、有床、有書院床、有納戸構、上段前御簾三間、兩方垂下、高卷中一間、中座重疊席、布褥、親王大臣之外不居上段、伏見殿准春宮、故布褥、左右大臣無褥、攝家親王造殿、如此法也、

〔蓬簪錄上〕當時座鋪に上段中段、又床違棚といふもの必有之候、官家は故實も有之候哉、上段床違棚を作り候事、上段は普通には無之候へ共、高貴家有之候御方も有之候、床違棚は家並に有之候、元來上段床違棚は、武門より出候事と被存候、攝關御家むかしの指圖、今の世にのこる物多し、上段床違棚曾而見及不申候、其名目も不聞及候、鎌倉殿亭指圖、上段床違棚有之候、上段のつゞきに、ふすま障子にて隔たる小間あり、此を上々段といふ、上々段の中に、冠棚又書緣あり、床のごとし、むかふに窻あり、是を書緣と書て、當時座敷を書院といふ事は、書緣ある故に書緣、緣なくても座敷を例して書緣といふなり、當時上段の脇、又むかうに中敷居にて、ふすま障子をたて、引手といふ物にあげまきを付て、此内を御帳臺といふ說もあれど、是は上々段なるべし、中敷居と同じ樣に、疊をしくやうに作るは古風なるべし、鎌倉殿亭も、中段は見えず、夫より後、義滿公の

亭にも、上段、上々段なり、中段は見えず、床違棚兩圖に見えたれば、むかしよりの事なる歟、今民間まで床違棚をつくる事は、高貴の亭の下へ移りたる物歟、廣田のやしろ神官亭三方に床ある事、應永八年資忠王記に出たり、又或説に、むかしの攝關の御家には、寢殿にて事をとり行ひたまふゆへ、寢殿に常に御帳臺を設け、二階御厨子やうの物をたてたり、しかるに鎌倉殿武門故、其體をうつし、御厨子二階棚を作り付にして、床違棚と稱し、帳臺のかはりに壹段を設く、其ゆゑは内に冠棚書緣あり、むかしの帳臺にかやうの物はなけれ共、主人の休所なる故也、鎌倉にて京都攝關の家に准じ、損益せられたる物なりと、承たる事も候ゆへ、是非は不存候へ共、乍序書しるし候なり、

〔家屋雜考五〕上段之間中段下段落間

大抵、寢殿造の母屋は、一段高くして長押あり、其外は廣廂にて卑く、其外は簀子にて、また一段卑し、書院造の家は、母屋と廣緣との間、まづは高卑なし、故に上段中段下段などいふを設けて、尊卑を分けらるゝ事となれり、平相國の時、妓王、妓女寵衰へて、長押の外の一段下りたる所にのみ侍らしめ給ふなどいふこともみえたり、

〔清正記二〕大明朝鮮之傳奏來朝之旨、小西治部少輔を以申上に付而、太閤も兼而より馳走可被成との義にて、右及奔走傳奏登城、太閤は上段に御著座、傳奏は次の間にをかれ候を、傳奏通詞をもつて申は、日本太閤秀吉、大明國へ和を乞被申上は、我等共とは傍輩也、第一此冠を太閤へ御免被成勅使なれば、太閤無禮成仕形也、太閤次の間へ下り、大王より御免被成勅書冠を頂戴有べしと云、

〔朝鮮往來一〕寬永十三年丙子、朝鮮國信使朝貢、〇中略十二月六日、未剋朝鮮ノ信使入江戶、〇中略三使之輿、本誓寺ノ庭ニ入ル、上々官上官ヨリ以下、皆門前ヨリ下馬ス、三使方丈ニ寓シテ著座ス、〇中略

此日〇七日午刻、土井大炊頭、酒井讃岐守、上使トシテ本誓寺ニ來ル、〇中略本堂ヨリ方丈マデ、上使左ヲ行、三使右ヲ行、上使方丈ノ上壇ニ登ル時、對馬守隨フ、上使上壇ノ北ニ就テ、南面ニ立ツ、右京進淡路守下壇ニ就テ、同ク南面ニ立ツ、三使又上壇ノ南ニ就テ、北面ニ立ツ、上々官ノ通事等二人下壇ニ就テ同ク北面ニ立ツ、

同十三日、三使登城之時ノ役人、下馬ノ御門ノ警固者、森川金右衞門、馬場三郎左衞門是ヲ務ム、〇中略上々官學士等ハ、大手ノ御門ニテ輿ヨリ下ル、三使ハ中ノ御門ニテ平轎ヨリ卸テ歩行ス、〇中略宗對馬守書簡箱ヲ臺ニ載セ、下壇ノ間ニ入時、吉良上野介請取テ、御前御刀懸ノ左ニ置、三使中壇ニテ御禮ヲ申ス、次ニ文官武官御板縁ニテ御禮ヲ申ス、中官ハ御庭ニテ禮拜ス、三使御禮過テ下壇ニ著座スル時、井伊掃部頭、松平下總守、土井大炊頭、酒井讃岐守、御使トシテ下壇ニ下リ、三使ニ向ヒ、對馬守ヲ呼デ、掃部頭仰之旨言渡サル、

簾臺間

〔書言字考節用集乾坤一〕簾臺

〔貞丈雜記家作十四〕一れん臺と云ふは、今の世に上段と云ふ座敷也、一段高くして、前に御簾を懸るを御簾臺と云也、れんたいの間とも云

落間

〔書言字考節用集乾坤一〕落間

〔家屋雜考五〕上段之間中段下段落間

落間とて、一段も二段も卑く造る所あり、こは便利につき、又は主人々々の好みによることにて、あながち尊卑を分けらるべき爲にはあらず、

奥間

〔書言字考節用集乾坤一〕奥韵會、室西南之隅爲奥、主人所安息也、入則退安於靜、故位乎西南、地道也、

〔紙上蜃氣〕表方　奥方

〔駿府政事錄〕慶長十九年、八月三日、奥之間常御座所之前、泉水被仰付、築島堀池、令放魚給、諏訪部惣

右衞門奉レ之、

次之間

〔易林本節用集 乾坤〕次間(ツギノマ)

〔紙上歷氣〕次之間(ツギノマ)

〔枕草子 九〕宮〇一條后定子はぢんの御火おけのなしゑしたるにむかひておはします、上らふ御まかなひし給ひけるまゝに、ちかくさふらふ、つぎの間にながすびつにまなくゐたる人々、からぎぬきたれたるほど也、

〔長祿二年以來申次記〕正月朔日、御太刀金覆輪三進上之三職、先當職之人より持參候而御前に置也、御禮被レ申て、則さし寄て、御盃頂戴候而、欲レ被レ退候處、伊勢守にても、また伊勢同名にても候へ、御次之間にひろぶたにすはりて、御棟貫在レ之をそばに置て、兩の手にて給て頂戴有て、扨左の手には御棟貫をもち、右の手にてそばに置たる盃を取て退出也、左樣候へば、則御次之間にて、同朋衆などはしりよりて、とりて、供之衆被レ渡之也、

公卿間

〔家屋雜考 二〕公卿間(クギヤウノマ)

公卿座ともいふ、是は殿内に兼ねてしつらひおく所の客座敷なり、三內口訣に、廣緣の西面に妻戶あり、是公卿座の入口なり、公卿座は四疊敷なり、淸華御所の公卿座は、六疊敷なりなど見えたる是なり、今按こゝに四疊敷六疊などあるは、數詰にしたる數にあらず、上疊を數くべきほどの廣さを云ふなり、三內口訣の內、客來奏者等作法之事とある條に、攝家宮門跡渡御の時は、主人自身中門へ被二能出一、迎へ入れ奉らるべし、御座定まり候後、主人計我が座の程に可レ有二祇候一也、此時奏者之人蹲二居庭上一、奔走の作法あるべからず、御歸の時、主人出座のうへ送り申され、御乘輿之時歸り入らるべきなり、奏者之人出二門外一、御供奉の人々へ一禮可レ被二申上一已などみえたる、客對のさま、皆公卿座にての事なり、猶本書に委し、

〔吾妻鏡 五十一〕文應二年〇弘長元年八月十四日甲辰、放生會條々、重有二其沙汰一、所レ謂立二隨兵幷布衣供奉人

等次第可進覽之旨被仰越後守、〇中略於御持佛堂前公卿座、越州幷武藤少卿等雖相談之、非位次々第者凡難道行之間、猶言上其由云々、

〔花營三代記〕應永卅一年二月十日丙辰、御的始、〇中略管領已下大名庭ニ參候、射手六人ニ銀劒給、役人加賀守貞直、裏打也、厥時管領エンニ伺公、ツナ也、御方公卿間御座アリ、大御所簾中ニ御座アリ、

〔諸大名衆御成被申入記〕一式三獻上りて、其後中門の内公卿座へ被改御座て、進上の御馬被御覽、

鎗之間

〔家屋雜考〕五鎗之間

鎗の間の名は、鎌倉御殿繪圖とて、古く傳へたるものにみえ、また京都將軍御館繪圖といふものにもみえて、警衞のために、數鎗など設けおかれし場所とおぼし、其圖のさま、今時ならば、弓の間、鐵炮の間、長柄の間などいふべき場所なれば、何さまふるき世よりの名なるべし、〇下略

〔松隣夜話〕下中條ガ末子半藏、鐵炮二三挺持出、召仕ノ童ニ詰替サセ、鎗ノ間ノ長窓ヨリ下リ目當ニシテ放ケルニ、一放モハヅサズ、矢庭ニ八人マデ射臥タリ、

實檢間

〔家屋雜考〕五實檢之間 實檢窓

後世武家家作の圖に、實檢之間、實檢窓といふ所あり、其由りて起る所を詳にせず、土肥經平が春湊浪話に、此事を論じて、古代の寢殿造には、中門の廊といふものあり、中門の廊には、必窓を開きて、連子を造る、後の世是を實檢窓と唱へて、廊の連子といふものなし、それのみならず、主將たる人、敵の首を實檢あるに、此窓より見給ふ式なりなど、作りなしていへる事あるにや、かくいふより、今城中の殿宇寢殿造にあらず、中門もなき所に、かならず實檢の窓をつくるを作法の如くいふ人あり、無稽の俗說といふべしとぞ、元暦のむかし源九郎義經、本曾を討ちて院參ありし時、白河法皇中門の連子より、六人の武者を叡覽ありし事、平家物語にみえたれば、是等に基きて取り出だし、說にやといへり、又云、其後元弘三年、河野、陶山等、鳥羽にて赤松が軍と戰ひ、首七十三討

ち取りて、六波羅へ馳せ歸り、その首ども實檢あるに、主上光嚴院御簾を卷きて叡覽あり、兩六波羅庭上に敷皮しきて、是を檢知ありし事、太平記にみえ、天子だにかくおはしましゝを、武將たらん人、障子を隔てゝ實檢あるべき事とは覺えず、またかゝる例をば、ふるく聞き及びし事もあらずといへり、猶考ふべし、

鈴間

〔家屋雜考五〕表奧

鈴間　鈴間下　表奧の境に、廊下を設け、たがひに鈴を鳴らして人をよぶこと、今時は諸家の通法となれり、こはいと古き世よりの事也、顯宗天皇の御時、置目といへる老女を御優愛あり、大宮近き所に居所を賜ひ、是を召さむとするや、ときぐ\綱をひき、鈴を鳴らしてまうのぼらしめ給ひし事、日本紀に見えたり、中昔以來も、禁中にて人をよぶに、鈴を用ひらるゝ事は、禁秘抄等の書どもにみえたり、

火爐間

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿三年〇安貞元年七月廿五日壬寅、入夜有方違、西侍火爐之宿、近習人々數輩參候、有御連歌等云云、

料理間

〔書言字考節用集一乾坤〕獻間コン〳〵〇〇料理之間

〔太閤記十三〕名護屋旅館御作事衆

一山里大臺所九間十一間　石川兵藏

取付に料理の間あり

〔駿府政事錄〕慶長十六年九月十四日、御料理之間、營作之功畢、今晚者有御料理始云々、

〔板坂卜齋記上〕慶長三年八月十日、御機嫌好料理の間へ午の時出御、料理を可被遊と御意、鶴を料理候へと、鍋を掛、火を燒候、御前に本多中務、某、奎阿彌三人、料理は中務へ御馳走、圍爐裏近所に御座被成候、

〔運歩色葉集 景〕玄關 禪家小門之名也

〔書言字考節用集 一乾坤〕玄關(ゲンクハン)(フカキトザシ)俗或託事於玄蕃寮、或取言關之義爲據、共以孟浪乎、今按、傳灯錄、慧海和尚云、法師者踞師子座、瀉懸河之辨、對稠人廣衆、啓鑿玄關、開般若妙門、等三輪空施云々、蓋玄關字出于此者乎、

〔和爾雅 二居處〕言關(ゲンクハン)築○裏稱之車○寄、武○家謂之妻○戸、僧家稱玄○關、

〔貞丈雜記 十四家作〕一今の世、武家の家作に、玄關と云ふ所ありて、客人も其の所ゟ出入する也、古は、玄關は武家にはなし、寺にありし也、古の武家居宅は、外に築地あり、(今の屏の如し)それに門あり、大門と云、門を入りて塀重門(ヘイヂウモン)あり、是を中門とも云、中門を入て客殿あり、是を對面所とも云、對面所妻戸有り、客人使者來る時は、奏者對面所の緣をおりて、庭にて姓名を聞て、扨座へ通すべき人をば主人に申きかせて、對面所へ請じ入る也、進物なども庭にて受取也、此趣を知らずして、舊記を讀ては、合點ゆかぬ事あるべし、

〔四季草 六秋草〕玄關

玄關之事、古は武家に玄關といふ物なし、佛寺には玄關ありしなり、三光院内府記に、塗輿は諸家諸山於門前乘之也、但東堂者至玄關乘之云々、諸山と云は諸寺の事なり、これにて諸寺に玄關ありし事を知べし、武家には玄關なし、多く古書どもを見て考るに、古代の武家の屋敷の様子は、外に總構の築地あり、それに大門あり、其外所々に小門あり、大門を入て塀中門あり、塀中門を入れば遠侍あり、(主殿の内に、侍とて廣く板敷を押廻して立てあり、是を内侍ともいふ、此内侍あるゆゑ、外にはなれて立るを遠侍といふ、)今世大家の門の内に、幕番所といふ所の如し、(遠侍は總板敷なり、鎌倉年中行事に見ゆ、此所に番の侍あり、色々武具をも納め置なり、)遠侍の前を通りて、主殿の前に至るなり、(大家には主殿あり、是客人に對面する所なるゆゑ、是を客殿とも、對面所とも云、主殿には定りたる作りやうあり、三光院内府記に委くあり、今略す、小家の對面所などは出居と云事、古書に見えたり、)客人にても、使者にても、主殿の前の庭に立て案内をこへば、内より奏者出て内へ請じ入るゝなり、古き繪どもに、客人と亭主對面して居る座敷の庭に、供の者の居る體をゑがきたる

は、古のありさまを、其時の繪師のかきたるなり、玄關なくて直に主殿の前にて案内請ひて内に入りしなり、室町殿の頃まで如此なり、其以後俗家に玄關出來しなるべし、

〔類聚名物考宮室一〕玄關

この事古へになし、近代の制なり、今も公家にはなかるべきことにて、故實の家には車寄を作らるゝよし聞及べり、その始五山の禪刹より出て、武家の制なり、〇中略頭陀寺碑、玄關幽鍵、感而遂通、李白詩、蕭條出世表、冥寂閉玄關、岑參詩、田中開白室、林下閉玄關、白居易竹閣詩、無勞別修道、卽此是玄關、方干詩、律儀通外學、詩思入玄關、

今按に、みな玄幽の禪談をいへり、よりて禪關ともいへり、李白詩に、遠公愛康樂、爲我開玄關と云ふ、また賈島詩にも、竹陰移冷月、荷氣帶禪關などもあり、みな玄寂に入の關門といふ意なり、されば此詞は、むかし五山の禪刹より云ひ出せし事にて、俗家にて云ふべきことにあらず、

〔武家名目抄稿居處四〕按、玄關は足利家の頃、禪家にて玄妙に入るの門といふ意にて、しか名けたりしが、武家にも移れるなり、〇中略昔は玄關の上の廊の下迄、木履草履などにてあがりたるよし古老の語りし、今池上本門寺には、猶此風遺りたり、以上橫島昭武、篠崎維章等の說に據る、

〔嬉遊笑覽一上居處〕北條足利共に禪法を好みて、何事も學びしゆゑ、家居にも、書院、玄關などのありしも、その初め私のとなへなれば、有來りて似つかはしき處を名付け呼たるが、後にはことさらに作る事となりしなるべし、ことに玄關は正しき居所の名にはあらず、老子に、玄之又玄、衆妙之門などいへる意にて、いはゞざれたる異名なり、室町殿日記、義輝公最後の條に、玄關に出給ひて、さしとり引つめ、さんぐに射給へば云々、安齋の、室町殿迄玄關はなきやうにしたるもの非なるべし、

〔柳葊雜筆三〕玄關と云名、東山御所に始て見ゆ、其より前にありやしらず、此御所の指圖、京にて數通見たりしが、何も慈照寺の古圖なり、後に醍醐の理性院にて見し圖のみ、實に舊圖としらる、〇中

略山城名跡志に、慈照寺御會所古あり、此所和歌及び宴會の間、(此圖に御對面所とある處なり)西指庵古あり、御會所後に有、書院同所にあり、額安養筆者記に載す、(此圖の小書院なり)大書院古あり、額吟月集芳、同所渡廊の上に掲る、泉殿古あり、池に臨て立る、額弄清亭、(此圖になし)船舍古あり、池の舟を繋ぐ處、額夜泊船橫川筆、(此圖になし)橋亭古あり、橋の蓋屋、額龍背橋、橫川筆、(此圖になし)超然亭古あり、玄關額と見えたり、此圖と符合するを以て、證發するに足り、但禪家に所謂玄關は、此御所の指圖に云玄關と大に同じからねば、爰に營造ありしは、全く慈照准后(義政公)の御好に出し、中門廊の車寄を一轉して、名ばかり禪家に呼來れる玄關を用ひさせらるゝと知れたり、(○圖略)

是に依て考ふれば、今の玄關と云ふものは、東山御所に造り出されしを始と云ふべきか、然らば直人の家などに、容易く摸造べきにあらず、(○中略)

寶篋院將軍家御所玄關(○圖略)　近江國犬上郡四十九院村唯念寺の玄關なり、唯念寺は寶篋院將軍義詮卿、正平七年閏二月より三月まで住玉ひし處なり、近比新造せしが、指圖は舊の通にして、少も改めずと云り、

唯念寺の營造、實に正平以前ならば、玄關も亦東山殿の前に在と云んも誣たりと云べからず、然ども唯念寺の玄關、磚(しきがわら)あり、欞子あり、眉庇(まくさ)あり、禪刹の玄關と大同小異のみ、今時の玄關と似べくもあらず、依て今の玄關は、東山御所よりと定む、又辨慶某の書記に、鑓持侍の家ならずば玄關無用と、伊賀殿被仰とあるは、板倉伊賀守勝重朝臣と聞ゆれば、當時よりさる制も出來しなるべし、

〔家屋雜考五〕玄關

玄關は(○中略)もと僧家にて、學問所の入口を名づけて、玄關とよびしが、是もまた漸々に轉じて、學問所にあらぬ家居の入口をも、かく呼ぶ事とはなれるなるべし、

〔守貞漫稿三家宅〕玄關

和爾雅云、玄關、禁裏稱レ之車寄、武家謂レ之妻戸、僧家稱レ之玄關、或云、此說ワロシ、妻戸ハ車寄ニ必アル者也、今世ハ禁裏ニ玄關無レ之ノミ、攝家幕府以下ノ官家武家、並皆玄關ト云、

〔三省錄三住居〕大河内金兵衛、質素なる人にて、その頃小身衆へも、玄關を作る事はやり、大かた千石程の衆もつくり候へども、金兵衛は三千石の身上にて、寄附といふつくりにてありしと也、當世は御直參高二百石三百石の衆は申に不レ及、與力家中の士、町にて醫者浪人御用聞の町人に限らず、すこしも頭もたげ候ものは、みな玄關づくりも見えたり、此事故實の衆申され候は、玄關づくりといふは、箱段の下、板敷に一間の臺を置て、左右に使者と奏者罷在、禮式をなすことなれば、およそ玄關の横巾、貳間よりうちにては作る事ならぬもの也と、金兵衛申されし也、

式臺

〔書言字考節用集二乾坤〕式臺(シキダイ)又作式敷

〔紙上屆氣〕式臺(シキダイ)

〔松隣夜話上〕主水〇中略夫ヨリ大手常松等ト一手ニナラント、客殿ヨリ廣間ヘ討テ出タリケレバ、大手ノ者ドモハ、式臺ノ邊ニテ當番ノ若黨トウチアヒタル最中ナリ、主水又奮擊シテ、當番ノ兵士ニ相當リ、竟ニ追崩シ、餘多討取ル、

這入口

〔倭訓栞中編二十波〕はひる　はひ入の義、はふはいさゝかの間の所を歩き行事也、後撰集に、
　妹が家のはひ入に植る靑柳に今や鳴らん鶯の聲、門より屋の內はひ入までの間の庭を、はひ入といひしなり、

〔雅言集覽六波〕はひり　俗にいふ這入(ハヒリ)口也、ハヒイリのイをはぶける也、

〔本朝世事談綺五雜事〕這入口
居宅の戸口を這入口と云は、神代の穴居より起て、神代の遺言なりと云り、古へ穴に住ふ時は、入り口を這ふて入たるとなり、今諸國山野の陰に穴ある所多有、橫ざまに奥廣く、あるひは石を疊

て虛空なるあり、土人の云、むかし火の雨の降りし時、此穴にかくれたりなど云、是神代穴居の跡と云り、

〔運歩色葉集 久〕車寄

〔書言字考節用集 乾坤 一〕車寄(在禁中、俗云玄關、)

〔紙上歷氣〕車寄

〔倭訓栞 中編 久 六〕くまるよせ　車寄の義、殿上の北にあり、俗にいふ玄關也といへり、一書に天子の御車に乘らせたまふ所也、上古は天子の外は曾てあらず、近代內侍等の如きこゝに於てす、得還は行幸の時內侍と同車す、よて不得止してまた於此所乘るとぞ、

〔貞丈雜記 家作 十四〕一御車寄と云は、妻戶の前にあり、上にやねをして、下は石鋪也、貴人こし車よせらるゝ所也、

〔家屋雜考 一〕寢殿造

車寄　こは東西の妻戶の前にあり、廂の屋根さし出して、下を敷石にし、高貴の人の車をよせらるゝ爲に設け置なり、

〔守貞漫稿 家宅 三〕車寄

或書ニ云、洛東松原通大和大路ノ愛宕寺ノ本堂、方丈ハ五百年前ノ儘ニシテ、堂內ノ天井、其外世ニ稀ナル美麗ノ壯嚴也、同ク南面ニ方丈ノ舍屋、上世ノ姿ニシテ、世ニ希ナル舍屋ナルコト、往テ見ルベシ、此舍ノ東ノ間ニ車寄セアリ、開戶ニシテ、世ニ唐戶ト云物ヲ建タリ、屋根ノ唐破風、世上ノ如ク差出シ作リタルモノニアラズ、平軒ノナラビテ、車寄ノ間ノミ唐破風ニ作リシ物ニシテ、今世ノ唐破風造ハ、華美摸樣ニシテ、古ニ違ヘリ、此舍屋ノ樣ヲ見レバ、平軒ニテハ車寄セ難ク、軒ニ差支ヘヌレバ、車ヨスベキ所ノミヲ、車ノ屋根ニ倣テ、唐破風ニ造リシ物ナルコト、此寺ノ形ニ

テ知レタリ、車ハ引出スヤウニ、長柄ヲ先ヘ出シ、家ノ軒ヘヨセテ車ノ後ロヨリ乘モノ也、

〔江家次第〕六四月 加茂祭使

公卿著西庇座、北上東面、經對南唐庇井同西簀子敷著、殿上人著南庇座、西上北面八人座設之、有餘兼居之、諸大夫著車寄廊座、北上西面、近代不必著、

〔禁秘御抄〕下 選

凡於車寄乘車、女房ダニモ近代例也、況得選不可然事ナレドモ、行幸走內侍同車之時聽之、近代事也、

〔世俗淺深秘抄〕下 一最勝講出居取祿事、經本路昇小板敷、出自上戶、置布施後、如元著座、僧退出後、經本路退出、仍以前昇小板敷時、沓事外脫車寄也、

〔古今著聞集〕八好色 刑部卿敦兼は、みめの世ににくさげ成る人也けり、その北の方ははなやかなる人也、○中略 ある日刑部卿出仕して、夜に入て歸りたりけるに、出ゐに火をだにもともさず、裝束はぬぎたれ共、たゝむ人もなかりけり、女房共も御前のまひきに隨ひて、さし出る人もなかりければ、せんかたなくて、車よせの妻戶をおしあけて、ひとりながめ居たるに、○下略

〔古今著聞集〕十馬藝 いづれの攝祿の御時にか、東三條にて、雲分といふあがり馬をのられけるに、中門の廊の中に、爪がたを付て、車寄の戶のそとへとび出たりけり、其足の跡のごひなうしなひそと仰られて、ちかくまで侍けるとかや、

〔十訓抄〕二 高陽院の正親町殿の、東向の車寄に大なるづはいもゝの木あり、德大寺左大臣參り給て、ある藏人をめして、內侍所に見參に入よとありければ、○下略

〔吾妻鏡〕二十三 建保六年六月廿七日丁卯、將軍家任大將御之間、爲御拜賀參鶴岳宮給畢、早旦爲行村之奉、觸申可有御拜賀之由於下向雲客等、申斜有其儀、先出御南面、文章博士仲章朝臣東帶上御

艤、陰陽小允親職（束帶）參ニ車寄間ニ候ニ反閉、陰陽權助忠尙（束帶）入ニ廊根妻戸ニ勤ニ御祓ニ伊豫少將實雅寄ニ御車、出ニ御南門ニ西行、

〔吾妻鏡二十七〕安貞二年二月三日、將軍家御ニ參鶴岡八幡宮ニ令ニ著ニ御淨衣ニ給、先散位晴賢（衣冠）參ニ廊車。寄戸ニ勤ニ御身固ニ、

〔武家名目抄稿居處六〕按、こゝに廊の車寄といふは、中門の廊にて、次の中門の車寄といふと同じことゝ也、

〔明德記上〕御所樣御著長召サレケレバ、御前ニ祇候シタリシ人々モ思々ニ出立テ、堀川前ノ惣門ヘ御旗ヲ進ムル處ニ、中門ノ車寄ノ邊ヨリ、靈鳥一雙出テ、御旗ノ蟬元ニ暫ク翩翻シテ、南ヲ指テ飛行ケルコソ不思議ナレ、

〔易林本節用集古乾坤〕輿寄（コシヨセ）

〔世俗淺深秘抄上〕一行幸之時、御輿安ニ南階上ニ若御輿寄ニ之後、次將跪程、主殿頭近寄テ撤ニ御座ニ、杷了間跪也、

〔宗五大草紙上〕人の召仕れ候仁心得らるべき事

一輿寄の妻戸のうはがさね下がさね、こしのよる時さた候はず候、たゞ武家には、こしの左をあがりと心得候、公方樣御劒の役人も、御妻戸の左に祇候也、又私ざまにては、輿そへの役人兩人あり、妻戸のうはき打たる方、輿の左あがり右はさたで、女房衆はめして後、こしをそと御たゝき候、其時えんより兩人かきおろし候へば、こしかき請取候、公方樣には御こしかき計あつかひ申候、

〔下學集家屋上〕書院（シヨイン）

〔易林本節用集乾坤之〕書院（シヨヱン）

〔書言字考節用集二乾坤〕書院（シヨヰン）支那會ニ文學一之舍、見ニ杞原、活法ニ、本朝斥下對ニ賓客一之所居上云、俚、未レ穩

〔和爾雅 二居處〕書院(シヨイン) 讀書講學之室

〔倭訓栞 中編十〕ゑよゑん　書院の字、唐史に見ゆ、もと講學讀書の所なるを、今は專ら對客の所を稱せり、ゑんの音は、古音の正しき也、明には天下の書院定額ありて、寺觀同前のとりあつかひと なる、よて明の一統志に、州郡ことに書院寺觀と書出せり、琉球の宅室にも其名ありとぞ、

〔鹽尻 三十九〕一書院玄關の構へ、我國古はなかりき、室町公方家の時、五山の僧禪院書院玄關を建ッ、時君好して柳營に寫し造られしより、今專ら武家の構へとなる、贇按、鎌倉時代の家作に玄關書院なし、さむらい出居つみ也、侍所のきはに厩あり、書院もと佛者の舍に非ず、異邦儒學者の居所也、或説に、書院作ハ夢想國師より始るといふ、

〔貞丈雜記 十四家作〕一今時武家にて、客殿とも對面所とも云ふべき所を書院と云也、書院と云名目、古も有しか共本は書院は寺にある也、佛書をよみ、學文する所を書院と云也、足利殿の時より、禪家の事、武家に移る事多し、

一又曰く、書院と云もの、上古は俗の家には無之、書院は寺方にて佛書をよみ習ひ、講釋などする學文所の事也、鎌倉時代より禪法はやり、武家禪家を好み、常々座禪などする事有し故、寺方の如く書院を立られし也、書院は對面所とは別也、然るに今は武家の對面所を書院といふ事になれり、

〔四季草 秋六草〕書院

書院の事、今世武家にて、客に對面する所を書院と云ふ、古は大家にては主殿といひ、又客殿と云ひ、小家にては出居といへり、是對面所なり、書院とは、佛寺にて佛書を講ずる所なり、俗家には無き事なり、然るに太平記卅七卷新將軍京落條に、佐渡判官入道道譽、都を落ける時、我宿所へは、定てさもとある大將入替んずらんとて、尋常に取ゑたゝめて、六間の會所には、大紋の疊を敷雙べ、本尊脇繪、花瓶、香爐、瓶子、盆に至まで、一樣に置調へ、書院には、義之が草書の偈、韓愈が文集眠藏には沈の

枕、純子の宿直物を取副て置く云々、會所といふは、主殿とは別なれども、是も客に參會の所なるゆゑ、會所と云へるなり、今世にていはゞ、勝手書院と云類なり、右の文に會所とありて、又別に書院とあり、是對面所と、會所と、書院と別なる證なり、おもふに鎌倉將軍の時代、北條家甚禪法を崇敬す、足利尊氏公も亦禪法を尊信し、夢窻國師を師とせらる、されば上の好む所、必これに效ふ事なれば、皆禪法を學ばざるはなし、故に其家居の中に、書院を立て佛書を講じ、座禪する所とす、此書院は佛學する所なるゆゑ、床には佛像の繪をかけ、鶴龜の燭臺、花瓶、香爐、喚鐘、拂子などを置しなり、如此佛具を俗にもてあそぶ事、常になりしゆゑ、書院ならざる會所、對面所へも、佛具を置きて飾とするやうに、猥に成しかば、〇猥以下原作みだりなり、今依一本改、後には對面所をも、書院と唱へ違へたるなるべし、今世書院の眞の飾とて、佛前の三具足喚鐘、拂子などを、武家の對面所に用るは、古き事は古き事なれども、元來武家の飾にはあらず、佛家の飾なるゆゑ、俗家にて祝儀の日などには、斟酌すべき事なり、然れども今世は重き祝日などには、必かの飾を用る事になれり、其本を知らざるがゆゑなり、武家にての屋敷飾には、甲冑弓矢太刀などの類をこそ用ふべき事なれ、

〔類聚名物考宮室一〕書院 しよゐん 〇中略

今案に、宋の時代に、張南軒が獄麓書院、また鵝湖書院、或は朱子の造られし孝亭書院の類ひみえたり、是は四書の注脚を集めし所等なり、

〔床飾口傳〕一所床之事

書院に限り、付床あり、本書院は寺院の家作なり、附床は机なり、學文の室にて書畫の席なり、よつて皆文房の具を以て飾を定法とす、

〔昔々物語〕一むかしは大身の座敷に、書院床付たるを書院と云、小身者の座敷は亭と云し、近年大身小身共に皆書院と云、

〔家屋雜考五〕書院

書院の名、古き書には見る所なし、秋の夜長物語、太平記等に見えだるなどや始なるべき、○中略元來書院とは、寺院にて佛書を講ずる所にて、俗家にはなき事なりと見えたれども、書院はもと僧家にのみ限れる名にあらず、宋の時、應天府の民曹誠といふ者、舍を廣むる事百五十楹、書を聚むる事千餘卷、廣く學者をつどへて講習せしかば、眞宗是を嘉し、名を賜はりて、應天府の書院といひまた開寶中に、潭の守朱洞といひける人、嶽麓といふ所に於いて、書院をいとなみ、是また勅ありて、名を賜はり、又元和年中、衡州の李寛といふ人、石鼓といふ所にて、書院を創め、後世是に廬山の白鹿洞を加へて、天下四書院といへり、是等書院といふ事の始なり、しかるに皇朝にては、中古以來學問の筋、多くは僧家にのみ傳はれる事故、書院といふ事も、初は僧家にのみありて、漸々武家へ移れるにても有るべし、さて秋の夜長物語に、何某律師の、人まつさまをゑるし、書院の杉障子より遙に見出だしたるに、中略書院の戸をほと〳〵とたゝきてなどみえて、僧侶の常に勤學する所のさまなり、太平記、新將軍都落の條に、爰に佐渡判官入道道譽、都を落ちける時、我が宿所へは、定めてさもとある大將を入れ替へられんずらむとて、尋常にとりしたゝめて、六間の會所には、大紋の疊を鋪き並べ、本尊、脇繪、今時の三幅對にて、中尊維摩左右山水などの類なり、花瓶、香爐、鑵子、盆に至るまで、一樣に置き調へて、書院には義之が草書の偈、韓愈が文集、眠藏には沈の枕、純子の宿直物をとりそへて置くなどみえたるは、やゝ武家へ移りてのさまなり、但此書院とあるは、今時の書院床の事にて、書院造の家の事にはあらず、然れどもその書院床といふも、元來書院造といふ事始まりて後、書院造の家には、必此物ある故の名なれば、こゝに引き出で、書院造の證としたるなり、猶下の條見合すべし、

〔酌井記〕酌井座中立ふるまい雜々四

一火ばちに火を置事、昔は書院おもてむきの座敷には、すみを立て置なり、

〔太平記 三十七〕新將軍京落事

爰ニ佐渡判官入道道譽、都ヲ落ケル時、我宿所ヘハ、定テサモトアル大將ヲ入替ンズラントテ、尋常ニ取シタヽメテ、〇中略書院ニハ、義之ガ草書ノ偈、韓愈ガ文集、〇下略

〔中村一氏記〕中村一角一忠横田内膳成敗事

一出雲國戸田城ニ、堀尾帶刀殿、同信濃殿御座候ガ、〇中略内膳丸、臺所ヲ御請取候テ御責サセ候、書院表方、一學者ドモ責申候、

〔太閤記 十三〕名護屋旅館御作事衆

一山里書院(ショエン) 五間六間　太田和泉守

座敷何も狩野右京亮書く盡善也、

〔駿府政事錄〕慶長十八年正月六日、奥之御書院、金地院崇傳御目見、十九年三月廿六日、管絃、〇中略於常之御書院有之、奥之間而、女中方會津御後室、大御所御息女令聞之給、

〔甲子夜話 四十八〕京ノ東本願寺自火燒亡ノコトニツキ、彼等ノ有サマヲ語リシ人ノ口上ヲ記ルス、〇中略

門跡ノ住居ムキ大造ノコトニテ、黑書院、白書院ナド云間有之、又玄關ヨリ書院ヘ往ク通リニ、鶯ノ廊下ト云所アリ、板鋪ヲ行ケバ、踏ム所聲アル仕カケニシツラヘタル故ナリト、定メシソノ聲ノ鶯鳴ニ似タル作リ方ナルベシ、

〇按ズルニ、黑書院白書院、ノコトハ、柳營篇ニ詳ナリ、參看スベシ、

〔翁物語〕奥ノ小書院ナドニコソ、成程タクミ成ル石ヲ居ヘ、木ヲ植テ、水打立テ置ナバ、一入涼シク快カルベシ、

書齋

〔紙上蜃氣〕書齋(ショサイ)

〔菅家文草 七 記〕書齋記

東京宣風坊有一家、家之坤維有一廊、廊之南極有一局、局之開方纔一丈餘、投步者進退傍行、容身者起居側身、先是秀才進士出自此局者首尾略計近百人、故學者目此局為龍門、又號山陰亭、以在小山之西也、戸前近側有一株梅、東去數步有數竿竹、每至花時、每當風便、可以優暢情性、可以長養精神、余為秀才之始、家君下教曰、此局名處也、鑽仰之間、為汝宿廬、余即便移簾席以整之、運書籍以安之、嗟虖地勢狹隘也、人情崎嶇也、凡厥朋友、有親有疎、或有無心合之好、顏色如和、或有首施之嫌、語言似呢、或名擊蒙妄開秘藏之書、或稱取調、直突休息之座、又刀筆者寫書刊謬之具也、至于烏合之衆、不知其物之用、操刀則削損几案、弄筆忽汚穢書籍、又學問之道、抄出為宗、抄出之用、藁草為本、余非正平之才、未免停滯之筆、故此間在在短札者、總是抄出之藁草也、而闖入之人、其心難察、有智者見之卷以懷之、無智者取之破以棄之、此等數事、內疾之切者也、自外之事、米鹽無量、又朋友之中、頗有要須之人、適依有用、入在簾中、闖入者不審先入之有用、直容後來之不要、亦何可悲、々々々々、夫董公垂帷、薛子踏壁、非止研精之至、而抑亦安閑之意也、余今作斯文、豈絕交之論乎、唯發悶之文也、殊慙閫外不設集賢之堂、簾中徒設闖入之制、為不知我者也、唯知我者、有其人三許人、恐避燕雀之小羅、而有鳳凰之增逝矣、悚息悚息、癸丑歲七月一日記

學問所

〔書言字考節用集 一 乾坤〕學問所 學室、書室、讀書堂同

〔紙上蜃氣〕學文所(ガクモンジヨ)

〔吾妻鏡 二十一〕建曆三年〇建保元年二月二日癸酉、昵近祗候人中、撰藝能之輩、被結番、號之學問所番、各當番日者不去御學問所、令參候、面々隨時御要、又和漢古事、可語申之由云云、

〔太閤記 十六〕雍州之伏見殿下居城に御定之事

山下の河邊に、廿丈に山を築上、諸木を植ならべ、枝を爭ひ、深山のごとし、松柏生茂りし中に、堂塔伽藍を立並べ、號學文所、古今すきの御講尺あり、〇又見豐臣家譜

〔易林本節用集乾坤〕客殿キヤクデン

〔書言字考節用集二乾坤〕客殿キヤクデン又云佛殿、僧家所謂本堂云爾、

〔家屋雜考五〕客殿客亭

客殿の名は、小右記に參齋院、於客殿云々とみえ、吉部秘訓抄に、文治二正十云々、大夫史廣房入來、先立中門外、予出客殿などみえて、今時の客對の間といふほどの稱なり、又古くは客亭ともいふ、眞言院、長者坊の古圖、母屋の內を分ちて客亭としるせる所あり、一說に、客殿はいはゆる出居なりともいへり、後世は專ら僧家にのみ此稱あれども、もと僧家には限らざる事なるべし、

〔門室有職抄〕參向人許之儀

爲僧綱之人、無左右可著客殿、凡僧者徘徊中門廊妻戶內、逢近習者、房主被出客殿之後、隨其氣色可參客殿、向僧綱之時、無左右昇中門廊居妻戶內、向法印已下許時ハ、無左右可著客殿、

〔吾妻鏡一〕治承四年九月九日戊午、盛長自千葉歸參、申云、至常胤之門前、案內處、不經幾程招請于客亭、常胤兼以在彼座、子息胤正胤頼等在座傍、〇下略

〔吾妻鏡八〕文治四年十一月九日庚子、二品外甥僧任憲參向、未知食之間、欲被尋仰處、稱故祐範子息之由、仍召入北面客殿、有御對談、

〔太平記十六〕正成兄弟討死事

楠ガ一族十三人、手ノ者六十餘人、六間ノ客殿ニ二行ニ雙居テ、念佛十返計同音ニ唱テ、一度ニ腹ヲゾ切タリケル、

〔太平記二十九〕松岡城周章事

客居

高家ノ一族七人、宗徒ノ侍二十三人、十二間ノ客殿ニ、二行ニ座ヲ列テ、各諸天ニ燒香シ、鎧直垂ノ上ヲバ取テ拋除、袴計ニ掛羅懸テ、將軍御自害アラバ、御供申サント、腰ノ刀ニ手ヲ懸テ、靜リ返テゾ居タリケル、

〔太平記三十七〕新將軍京落事

爰ニ佐渡判官入道道譽、都ヲ落ケル時、我宿所ヘハ、定テサモトアル大將ヲ入替ンズラントテ、尋常ニ取シタヽメテ、〇中略通世者二人留置テ、誰ニテモ此宿所ヘ來ラン人ニ、一獻ヲ進メヨト、巨細ヲ申置ニケリ、楠一番ニ打入タリケルニ、〇中略客殿ノ疊ノ一帖ヲモ不失、〇下略

〔筆の靈前篇二〕客居といふあり、客を居らしむる處なるに據て云也、今昔物語廿六の十九語に、疾ク入テ宿リ給ヘト云ヘバ、喜ビ乍ラ入テ客人居ト思シキ方ニ居ヌ、馬ヲモ厩ニ引入サセテ、從者共モ皆可然所ニ居ケレバ云々、廿二語に、疾ク入ラセ給ヘト云ケレバ入ニケリ、客人居ト思シキ所ノ一間許有ケルニ、筵ヲ敷テ取セタリケレバ、〇下略

〔今昔物語二十六〕東下者宿人家値産語第十九

今昔、東ノ方ヘ行者有ケリ、何レ國トハ不知、人鄉ヲ通ケルニ、日暮ニケレバ、今夜許ハ此鄉ニハ宿セント思テ、小家ノ口ニ大キヤカニ造テ稔ハヽシ氣也ケルニ打寄テ、〇中略今夜許宿シ給テンヤト、家主立タル老シラヒタル女出來テ、疾ク入テ宿リ給ヘトイヘバ、喜ビ乍ラ入テ、客人居ト思シキ方ニ居ヌ、〇下略

〔源平盛衰記十四〕南都山門牒狀等事

法輪院ニハ警固ノ大衆、守護ノ武士、樣々軍ノ談議評定シケル中ニ、三位入道申ケルハ、合戰ノ習勢ニハ依ラズ、謀ヲムネトストテ申傳タレ共、南都山門ヘ牒狀ヲ遣テ、大衆ヲ召ルベキカト宣フ、〇中略先南都ヘ牒送ノ狀ニ云、

園城寺牒　興福寺衙　マラウドキカマト
請殊蒙合力被助當寺佛法破滅狀〇中略
治承四年五月廿日
小寺主法師成賀
都維那大法師定算
勾當法師忍慶
上座法橋大法師忠成
トゾ書タリケル〇中略又山門ヘモ牒狀ヲ遣ケリ、其狀ニ云、
園城寺牒　延暦寺衙マラウドキカマト〇下略

對面所

〔貞丈雜記家作十四上〕一御對面所は、年始、五節、朔日、十五日、其外出仕之面々ニ御對面有御座敷也、御座敷飾記に、小川御所、御對面所五間二間とあり、是れは主殿とは又別の所也、對面所とは會所の事也、

〔吾妻鏡十八〕建永二年〇承元元年七月十九日癸巳、午未兩時大風、御對面所顛倒、比須末者〇者上恐脫志字二人被打損云云、

〔長祿二年以來申次記〕正月朔日
御對面所へ御出座以前より、御供衆、次え御部屋衆申次衆一列に、次の御座敷と御對面所とのさいのきはに、かさなりあふ樣に伺公候而、御出座之時則懸御目也、

〔宗五大草紙上〕奏者の事
公方樣正月出仕之次第、人により又進物によりさまざまの故實口傳候へ共、註に及ばず、先進物の置やう、御對面所のうち、すゑの御さいのきはに、御左の方にをくべし、

會所

〔類聚名物考宮室一〕會所
今公私どもにつどひて、ことをつとむる所を會所といふなり、これは官署衙などの類ひなり、古

へはきかざることなり、

〔貞丈雜記家作十四〕一御會所之事、右の主殿とは別也、條々聞書に云、式の御成の時は、先公卿の間へ御成候、御座を敷かるべし、但御座の上には御座なし、それにて式三獻參る、又云、式三獻あがり候て、式の御成の時は、主殿へ御成候云々、宗五一冊拔書に云、御馬は御盃過候て、會所へ御成候時御目にかけ云々、御成次第に云、會所へ入御之事、御馬御覽、則著座也云々、右の如く御主殿と云と、御會所と云は別の所也、御座敷飾之記に、御會所九間嵯峨之間とあり、公方の御會所は九間四面ありて、三光院殿ノ記ニハ、會所之事間數不見、嵯峨野の景を繪がゝれし也、三光院殿記に云、會所押板書院等如常、庭あり、或は池あり、座敷の手使等、主人の所存に隨ふべし云々、

〔家屋雜考二〕會所

會所の名古くは聞き及ばず、こは主殿對屋等をはなれて、別に設くる所なり、三內口訣に、會所は押板書院この書院ハ、床をいふ、明等常のごとし、庭あり、或は池あり、座敷の便りに隨ふべし、已上又云、主殿會所山莊等は、皆角木をかけ、狐戶を入る此狐戶ハ、狐格子を云ふ、とありて、人あまた集會すべき料に設くるところなり、東鑑愚管抄等にもまゝみえたり、又諸大名衆御成申入記室町頃の記なりといふものに、會所への入御の事、御馬御覽ぜられ、則會所へ御成なり、御著座ありなどもみえたり、

〔三內口決〕一會所

押板書院等如常有庭、或有池、〇中略

主殿作、會所、山庄等、皆掛角木、入狐戶、

〔諸大名衆御成被申入記〕一會所への入御の事、御馬被御覽、則會所へ御成ありて御著座也、會所にも雖御座敷候、御座には無御座して、前に如申御著座なり、

〔太平記三十七〕新將軍京落事

出居

爰ニ佐渡判官入道道譽、都ヲ落ケル時、我宿所ヘハ、定テサモトアル大將ヲ入替ンズラントテ、尋常ニ取シタヽメテ、六間ノ會所ニハ、大紋ノ疊ヲ敷雙ベ、本尊、脇繪、花瓶、香爐、鑵子、盆ニ至マデ、一樣ニ皆置調ヘテ、〇下略

〔花營三代記〕應永卅年七月四日、御會所廣緣ニ、貞慶貞房貞彌三人宿直之、

〔普廣院殿御元服記〕正長二年三月九日乙卯亥刻御元服、〇中略先出御鬢所、〇寢殿東脇中略次理髮參勤之、次加冠參勤之、其後於御會所御備服之儀內々有之、

〔椿葉記〕あくるとし〇永享三年のむ月のころ、室町殿より勸修寺中納言を御つかひにて、恩招にあづかりしかば、きさらぎのはじめ閤閣へまいりて、御會所山水など見廻ば、軒ばの梅が香は、蘭麝をちらすにことならず、池邊の柳のかげは、翠黛をひたせるにあひにたり、會所の飾金玉をならべ、宴席のよそほひ錦繡をしけり、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一御會所にて參る物〇中略

一新しき御會所にて參る物〇下略

〔運步色葉集〕天出居

〔饅頭屋本節用集〕天地天出居デイ

〔貞丈雜記〕十四家作一でゐと云は、出居と書て、客に對面する座敷を云也、義經記の中に、所々にあり、今もいなかにてはでゐと云也、

〔武家名目抄稿〕居處九按、まらうどに對面する所を出居といふ、事ある時出る所なれば、常居に對へて出居といふにや、今も田舍にはゐかいふ所多し、

〔筆の靈〕前篇二出居は、今おもて座敷と云處なり、其名源氏物語にも、おとゞのいで居などいへる類見えたるが少からず、猶物語どもに多く聞え、〇中略東鏡に、また廣御出居と云稱も處々に見え

て、其は今廣間といふ座敷に當れり、宇治左大臣(賴長公)の婚記、久安四年七月三日(戊子)の條に、此日密密始行女子入內事、(以往新儀事不記)於內出居、令尾張守親隆朝臣(布衣淺沓奴袴)書之云々といふ事あり、內出居は奥の座敷といふが如し、(中略)○さて出居と云名のよしは、人などの來し時、出居て物する所なればなり、猶昔の稱に、出居の將と云事などもあり、其は屋に云とは殊なれど、名の本は出居るよしにて同じ、

〔家屋雜考 四〕出居(餘間の出居)

出居は今時の對面所といふ程の所なり、中昔以來、武家の住居には必此名あり、しかれども堂上の家々にもなきにはあらず、古くは柏木の卷に、大殿にやがて參り給へれば、公達あまた物し給ひて、こなたに入らせ給へとあれば、おとゞの御いでゐのかたに入り給へりなどみえたる類なり、武家には常ある事なり、東鑑、建仁三年の條に、廷尉(能員をさす)云々入總門昇廊沓脫、通妻戸擬參北面、(中略)遠州出於出居見之給ふなどみえたるも、對面所のさまなり、

〔源氏物語 五十東屋〕北のかたこの程をみすてゝ、しらざらんも、ひがみたらんと、思ひねんじて、たゞするまゝにまかせてみゐたり、まらうどの御でゐ、さぶらひと、しつらひさはげば、いへはひろけれど、源少納言東のたいにはすむ、をのこゞなどのおほかるに所もなし、

〔宇治拾遺物語 五〕これも今はむかし、その人の一ぢやう子共きこえぬ人ありけり、(中略)○此子といふ人こそ、一定のよしいひて、親の家にゐたなれと聞て、此侍まいりたりけり、故殿に年比さぶらひしなにがしと申者こそまいりて候へ、御げんざんにいりたがり候といへば、此子さる事有とおぼゆ、しばしさふらへ御對面あらんずるぞといひ出したりければ、侍しおほせつとおもひて、ねぶりゐたるほどに、ちかうめしつかふ侍いできて、御出居へまいらせ給へといひければ、悅て、まいりにけり、此めしつぎしつる侍、しばし候はせ給へといひて、あなたへ行ぬ、みまゐらせば、御

でいのさま、古殿のおはしましし候ふつらひに露かはらず、みさうじなどは、少古たるほどにやとみる程に、中のさうじ引あぐれば、きと見あげたるに、この子と名乘人あゆみ出たり、

〔金葉和歌集 雜九〕公實卿のもとに、まかりたりけるに、侍らざりければ、出居にをきたりける小弓をとりて、さぶらひにこれはおろしつとふれていでにけり、かの卿歸りて弓をたづねければ、時房まうできてとりつと申ければ、おどろきて院の御弓ぞ、とくかへせといひにつかはしたりければ、御弓につけてつかはしける歌、

藤原時房

あづさ弓さこそはそりの高からめはるほどもなくいづるべしやは

〔義經記 四〕土佐房よしつねの討手に上る事

十月十七日のうしのこくばかりに、六條ほり川におしよせたり、〇中略ふもべに喜三太ばかりなり、喜三太參れとめされければ、〇中略ふとみのきはまで參りたり、よしつねが出んほど、汝よろひきて、出むかひて、よしつねを待つけよと仰られける、承候とて大ひきりやうのひた、、れに、さかおもだかのはらまききて、長刀ばかりをおつとり、下へとんでおりけるが、あはれ御。で。い。の方に御弓の候らんと申せば、入て見よとおほせける、

〔吾妻鏡 三十六〕寛元三年正月廿八日甲子、武州以下人人被參御所、被驚申天變事之由也、大殿於廣。御。出。居。有御對面、

〔吾妻鏡 三十八〕寛元五年〇寶治元年六月五日丙戌、盛阿起座之後、泰村猶在出居、妻室自持來湯漬於其前勸之、賀安堵之仰、泰村一口用之、卽反吐云云、

〔書言字考節用集 一乾坤〕餘間出居（ヨマノデヰ）

〔家屋雜考 四〕出居 餘間の出居

餘間の出居とは、別間のうちの小座敷などいふほどの名と聞えたり、

餘間出居

褻居

〔嬉遊笑覽居處一上〕けゐは、褻居にて、今いふ居間、部屋などの如し、

〔筆の靈前篇二〕古事談六に、置酒於褻居棚といふ事あり、此褻居は、出居に返對へる名にて、今居間と云所なり、又大葦毛トテ、持タル馬コソ、妻子ニ過テ惜物ナレバ云々、褻居ノ前ニ、一疋別ニ立飼ケレバとあり、

〔古事談六亭宅諸道〕一條院御時、件別當ト云相人アリケリ、〇中略件者物ヘ行ケル道ニ、橘馬允賴經ト云武者騎馬シテ、下人七八人許具シテ逢タリケルヲ、此相人見テ往過後喚返云、是ハ某ト申相人ニ侍リ、如此事令申ハ有憚事侍レド、又爲冥加不可不申、今夜中及御命可令愼、中矢給御相令顯現給也、早令歸給可被祈禱云々、〇中略賴經忩打歸テ路スガラ案樣、大葦毛トテ持タル馬コソ、妻子ニ過テ惜物ナレ、ソレヲ殺ト思ケリ、歸ヤヲンキト、褻居ノ前ニ一疋別ニ立飼ケレバ、〇下略

〔沙石集一〕出離神明祈事
三井寺ノ長吏公顯僧正ト申シハ、顯密ノ明匠ニテ、道心有人ト聞ケレバ、高野ノ明遍僧都、カノ行業、オボツカナク思ハレケルマヽニ、善阿彌陀佛トイフ遁世ヒジリヲカタラヒテ、彼人ノ行儀ヲミセラル、善阿僧正ノ坊ヘ參ズ、高野ヒガサニハギタカナル黑衣キテ、コトヤウナリケレドモ、シカジカト申入タリケレバ、高野ヒジリト聞テ、ナツカシク思ハレケルニヤ、ヒ〇タ〇ヒ〇ツ〇キ〇シ〇タ〇ル〇ケ〇キ〇ニヨビ入テ、高野ノ事、後世ノ物語ナンド通夜セラレケリ、

閨房

〔類聚名義抄七尸〕房音防　ネヤ　和ハウ

〔伊呂波字類抄禰地儀〕寢ネヤ　ヽ　寢殿ネヤ　閨同音圭閨

〔下學集上家屋〕閨ネヤ

〔饅頭屋本節用集禰天地〕閨ネヤ

〔書言字考節用集一乾坤〕閨ネヤ上圓下方有似圭、韵會、特立之戶也、　臥房ネドコロ又云寢室

〔和爾雅居處二〕閨房宮中門小曰閨　寢室　臥寢室曰臥、三國志延入臥內、　臥房同

〔倭訓栞前編二十二〕ねや　靈異記に閨をよめり、眞名伊勢物語に寢室と書り、臥房又密室も同じ、倭名抄に寢殿もよめり、下總にて小座といひ、遠江にてほそをりといふ、

〔倭訓栞前編三十六〕よどこ　万葉集に夜床と見ゆ、閨門をいふ、よどこねは夜床に寢の義、後撰集によめり、

〔竹取物語〕翁は、閨の內しつらひなどす、

〔源氏物語五十三手習〕ねやつま近き紅梅の、色もかもかはらぬを、春や昔のとこと花よりも、是に心よせのあるは、あかざりしにほひのしみにけるにや、

〔萬葉集七旋頭歌〕夏影、房之下庭、衣縫吾妹、裏儲、吾爲裁者、差大裁、

右二十三首、柿本朝臣人麿之歌集出、

〔萬葉集十四東歌〕相聞

安豆左由美、欲良能夜麻邊能、之牙可久爾、伊毛呂乎多氐天、左禰度波良布母、

〔萬葉集略解十四下〕いもろは妹等也、是は女の男の許へ來たる也、さねどのさは發語にて寢處也、其寢處の塵を拂て、妹が來れるをよろこぶさま也、

〔萬葉集五雜歌〕貧窮問答歌一首幷短歌

楚取、五十戶長我許惠波、寢屋度麻低、來立呼比奴、

〔萬葉集略解五〕ねやどは、寢屋處也、此里長が笞杖を持來て、屋の戶に立て、はたるといふなり、

〔古今和歌集十四戀〕題しらず　よみ人しらず

君こずばねやへもいらじこ紫我もとゆひ霜霜はをくとも

〔夫木和歌抄八夏雜〕三百六十首中　好忠

寢殿

いもと我ねやのかさとにひるねして日たかき夏のかげをすぐさん

〔日本書紀 仁徳十一〕十六年七月戊寅朔、天皇以宮人桑田玖賀媛、示近習舍人等曰、朕欲愛是婦女、苦皇后之妬、不能合、以經多年、何徒棄其盛年乎、卽歌曰、〇中略於是播磨國造祖速待獨進之歌曰、〇中略卽日、以玖賀媛賜速待、明日之夕、速待詣于玖賀媛之家、而玖賀媛不和、乃强近帷(ネトコ)内、時玖賀媛曰、妾之寡婦以終年、何能爲君之妻乎、

〔日本書紀 履中十二〕八十七年〇仁德正月、大鷦鷯天皇崩、皇太子〇履中自諒闇出之、未卽尊位之間、以羽田矢代宿禰之女黑媛欲爲妃、納采旣訖、遣住吉仲皇子而告吉日、時仲皇子冒太子名、以姧黑媛、是夜仲皇子忘手鈴於黑媛之家而歸焉、明日之夜、太子不知仲皇子自姧而到之、乃入室(コトノ)開帳居於玉床、時床頭有鈴音、太子異之間黑媛曰、何鈴也、對曰、昨夜之非太子所賚鈴乎、

〔日本書紀 雄略十四〕七年、弟君之婦樟媛、國家情深、君臣義切、忠踰白日、節冠青松、惡斯謀叛、盜殺其夫、隱埋室(ネヤノ)內、

〔日本書紀 欽明十九〕二十三年八月、狹手彥遂乘勝、以入宮、盡得珍寶貨賂七織帳鐵屋還來、舊本云、鐵屋在高麗西高樓上、織帳張高麗王內寢、

〔倭名類聚抄 十居宅〕殿〇中略　寢殿、四聲字苑云、寢七稔反、和名禰〇夜〇、方言要目箋注云、與〇止〇乃〇、寢室也、

〔箋注倭名類聚抄 三屋宅〕昌平本、下總本有和名二字、方言要目以下七字、舊及山田本、伊勢本、昌平本、曲直瀨本、下總本皆無、獨廣本有之、今附存、按、伊呂波字類抄、不載與止乃之訓、垂仁紀寢、雄略紀室、欽明紀內寢、靈異記閨、皆訓禰也、萬葉集、仁德紀殿、履仲紀室、皇極紀內寢臥內、皆訓與止乃、又源氏物語、枕册子、亦有與止乃、〇中略逸周書皇門解注、寢室也、卽此義、段玉裁曰、說文寢臥也、臥必於室、故其字从宀、轉爲宮室之稱、釋名釋宮室、寢所寢息也、周禮宮人掌王之六寢之脩、釋宮曰、室有東西箱曰廟、無東西箱有室曰寢、〇中略廣本無一曰寢殿四字、按、標目云寢殿、則不宜無是字、然似非字苑原

寢所

文、或是源君注語、誤爲正文也、又按寢室、人所寢息之處、後世所謂睡房是也、故訓禰夜、又訓與止乃、其寢殿別是一義、見源氏物語帚木卷、其他尙多、卽所謂路寢正寢之寢也、伊勢廣本寢作寑、按、說文、寑臥也、𥧌病臥也、二字不同、後皆作寑、又作寢、玉篇𥧌臥也、寢寑並同上、又干祿字書、寑寢、上俗下正、

〔類聚名義抄九〕寢殿ヨドノ　御殿オホトノ

〔易林本節用集乾坤〕寢殿チヤ

〔倭訓栞前編三十六與〕よどの　日本紀に、內寢、又殿字、室字を訓せり、和名抄に寢殿をよめり、夜殿の義也、後拾遺集に、

みかの夜のもちひはくはじわづらはしきけばよどのにはゝこつむ也、淀野によせてよめり、

〔後撰和歌集戀十三〕忍びてまできける人の、霜のいたくふりける夜まからで、つとめてつかはしける、　よみ人しらず

をく霜の曉おきを思はすばきみがよどのによがれせましや

〔夫木和歌抄菖蒲七〕文治六年女御入內御屛風　後德大寺左大臣

あやめ草こゝのふしをやと、のへてたまのよどのにけふはふくらん

○按ズルニ、淸涼殿夜御殿ノ事ハ、內裏篇ニ載セタリ、

〔日本書紀皇極二十四〕二年十一月丙子朔、蘇我臣入鹿遣小德巨勢德太臣、大仁土師娑婆連、掩山背大兄王等於斑鳩、〇中略山背大兄、仍取馬骨投置內寢、遂率其妃幷子弟等、得間逃出隱膽駒山、　四年六月戊申、佐伯連子麻呂、稚犬養連網田、斬入鹿臣、是日雨下潦水溢庭、以席障子覆鞍作屍、古人大兄見走入私宮、謂於人曰、韓人殺鞍作臣、謂因韓政而誅吾心痛矣、卽入臥內、杜門不出、

〔運歩色葉集幾〕御寢所

〔書言字考節用集乾坤二〕寢所シンジヨ寢房寢室臥並同

〔紙上蜃氣〕寢所(シンジヨ)　臥房(ヲワボウ)又云中房(チウボウ)

〔武家名目抄稿居處八〕按、寢所は音訓兩讀、音讀は一室をすべてさすの稱、訓音はふしどをかぎりてさすの稱なり、

〔家屋雜考二〕寢所

高貴の家々、臥内のさまとて、委しくしるせる事、古き物にはいまだ見及ばず、宗五大雙紙に、室町將軍の御寢所のさまを註して、公方樣の御寢所には、御座をしかれ候、(御上疊ないふ)其上に御莚をしき申され候、御莚は緣織物、裏に生絹のきぬ付候、表は常の莚、御とのゐもの、御小御衣(コオゾ)二つ置き申され候、御枕常の如し、黑く塗り候なり、かまち同前、一方には獏といふ獸を畫き申候、夏は薄き小御衣一つ置き申され候、御蚊帳は水色、角水引は段子棹黑漆鈎赤銅七つ打ち候へば、必同朋の役にておろし申候、夏冬ともに、御部屋衆一人づゝ、毎夜御側に祗候、御部屋衆とは、御一家の内、一段御心易き仁たるべし、近くは細川治部少輔殿、(壽久房といふ喝食)と今一人は一色兵部少輔殿、此兩人うちかへうちかへ毎夜に祗候にて候、女中に御とゞまり候事は御座なく候、又女中の御蚊帳は、二所に釣られ候、一は水引角ともに赤き段子、水色棹黑し、鈎滅金、一は梅染、水引角ともに黑き緞子に棹黑し、鈎赤銅、またつり始め候時は、伊勢名字兩人此御役を勤め申候、近くは同苗肥前守盛種、我等每日あげおろしは、女中上﨟の御役にて、おろし申候時、又兩人參りておろし申候、(巳上)又同書に、御燈火の事を註して、御寢所には、御短檠にともされ候油つぎ、銅必下かはらけへ水を入るべし、御短檠の臺に、油入候手がめとうじみ以下入れ申候、(巳上)など見えたり、また後花園帝義教將軍の御所へ行幸の時は、寢殿の御帳臺を以、夜の御殿とせらる、御帳臺黑漆金蒔繪菊唐草、御障子の繪桐竹に鳳凰、御帳臺の引物には、靑地金襴を用ひらる、平組の緒五筋ありて、半を褰げらる、御宿直物紅の綾御紋雲立涌、裏の御紋蓁なり、御むしろは、金襴の緣、沈の御枕二つ、ひとつは黃紅葉の薄樣、ひ

帳臺

とつは紅のうすやうにて、是を包む、又外に蒔繪の御枕二つ御用意あり、御劔をば、紅の唐錦の袋に入れて備へられ、御屛風一雙たてめぐらさるなど、その折の御記にくはし、

〔吾妻鏡 二〕治承五年〇養和元年四月七日壬子、御家人等中撰殊達弓箭之者、亦無御隔心之輩、毎夜可候于御寢所之近邊之由被定、

〔三省錄 後編住居 三〕松平伊豆守信綱寢間の作りやう、世上と替れり、表の居間の裏に寢間を作り、口を表へもあけ、奧のかたへもあけらる、此故夜中御城より急用申來候に付、段々申次候へば遲々に及ぶ故、直に居間へ其狀持來り、戶を敲き候と、うちより錠をあけて、自分出向是を披見す、其爲に寢間を表居間のかたへ引付て作らる、また病氣の時は表のかたゝめ切候へて、裏の錠口明候へば、奧と一ツに成て、其用達し畢ぬ、此故に右の通りの作事に被致ける、

〔下學集 家屋上〕帳臺（チヤウダイ）

〔紙上蜃氣〕帳內（チヤウダイ）今云御調臺（ミチヤウダイ）

〔貞丈雜記 家作十四〕一御帳臺の事、是れは主殿の御寢殿の事御座のうしろにある座敷の名也、其座敷より、主殿の御座へ出給ふ所の口に御帳を垂るゝ故、御帳臺と云也、御帳とは神前などの御帳の如し、暖簾の如くなる物也、其出口のふすま障子の引手の中に、つばがねを打ちて、あげまきを組緖にて結び付る也、緖の端にふさあり、これを俗に納戶構（ナンドカマヘ）と云なり、納戶には調度調度とは道具の事也を置く故、御調臺とも書也、御調度臺の中略也、されども御帳臺と書くを本とする也、貞衡云く、御調臺は、今下々にて納戶といふに同じと云り、或說に、御帳臺は、用心の爲に兵士を隱し入れおく所也と云は非也、只納戶の心也、兵士などをかくし置べき事は、其主人々々の心によるべし、是法式にて如此するといふ事にてはなし、又帳臺は一段高くする也、

〔家屋雜考 二〕帳寢

塗籠

帳臺は、寢殿の内に、帳臺構とて、一構あり、三内口訣に、主人常住安座の所なりとみえ、入口に帳を垂れ置く故此名あり、一說にもとは帳内なるが、稍轉じたるならんともいへり、こは禁中にもある名ながら、必しも貴人の家に限らず、中昔以來は、地下の家々にも必ありし事にて、外々の間よりは少し高く造れるも見えたり、源平盛衰記に、帳臺をさしてタカドノともかき、又他の書どもに、帳臺に登るといひし事見えたり、貴人の家なるをば、御帳臺とよびて寢所に用ひられ、又は常の休息所にも用ひられしことあれど、元來寢所とは別なるべき物なり、後世書院造といふものになりては、必上段の間とて、一段高き所あり、帳臺の遺制なりといへり、しかれども今時高貴の御家々には、上段の間の外に御帳臺あり、上段をその遺制といふ事おぼつかなし、

〔平治物語 二〕義朝野間下向并忠致心替事
玄光法師は、頭殿(○源義朝)討レ給ヌト聞テ、是ハ鎌田ガワザニテゾ有覽、先政家ヲ討ムトテ、長刀持テ走廻リケルガ、鎌田モ早討レヌト聞テ、サラバ長田メヲ討バヤトテ、金王丸ト二人面モ不振切テ廻リ、數多ノ敵斬伏テ、塗籠ノ口迄責入ケレ共、美濃尾張ノ習、用心キビシキ故ニ、帳臺ノ構シタヽカニ拵タレバ、無力長田父子ヲバ討不得シテ、馬屋ニ走入、馬引出シ打乘、(○下略)

〔源平盛衰記 十九〕文覺發心附東歸節女事
女(○源渡妻袈裟)暇ヲ得テ家ニ歸、(○中略)夫ヲバ帳臺ノ奥ニカキ臥テ、我身ハ髮ヲ濡シ、タブサニ取テ烏帽子ヲ枕ニ置、帳臺ノ端ニ臥テ、今ヤ〱ト待處ニ、盛遠夜半許ニ、忍ヤカニ子ラヒ寄、ヌレタル髮ヲサグリ合テ、唯一刀ニ首ヲ斬、袖ニ裹テ家ニ歸、ソラフシテ思ヒケリ、

〔吾妻鏡 三〕壽永三年(○元暦元年)四月廿二日己丑、志水冠者廻計略、今曉遁去給、(○中略)而海野小太郎幸氏者、與志水同年也、日夜在座右、片時無立去、仍令相替之、入彼帳臺臥宿衣之下、出髻云々、

〔伊呂波字類抄 奴地儀〕塗籠ヌリコメ

〔下學集上家作〕塗籠ヌリゴメ土民處言

〔運歩色葉集奴〕塗籠ヌリコメ

〔易林本節用集奴乾坤〕塗籠ヌリゴメ

〔書言字考節用集一乾坤〕土庫ヌリゴメ　塗籠同

〔貞丈雜記家作十四〕一塗籠の事、平治物語に、義朝野間下向ノ條あまたの敵切ふせて、ぬりごめの口までせめ入けれども、美濃尾張のならひ、用心きびしきゆへ、ちやうだいのかまへした丶かにこしらへたれば、力なくおさだ父子をば打えず云々、太平記卷十三、北山殿謀叛の條、天井塗籠打破り、翠簾几帳を引落して、殘る處なく捜しけり云々、按に塗籠は帳臺の事也、一ツ所也、帳臺は主人常に寐る所にて、それにつゞきて納殿有て、諸道具を納め置、又帳臺は寐所なる故、用心の爲に壁にてぬり籠るなり、客殿へ出づる口と、勝手へ入る口に、二所計あけて、外はぬりこむるなり、又東鑑卷四十二に云ふ、兼テ被納御塗籠物等、美精好絹五十疋、美絹二百疋下略又云、帖絹百疋、納櫃十合、長櫃三合内々獻御臺所被納塗籠云々、古今著聞集卷十六、興言利口ノ部、に云く、三人一宿にとまりにける、家のあるじは遊女にてぞ侍りける、をの〳〵打ちやすみてねぬれば、あるじもぬりごめに入りてねにけり云々、

〔夏山雜談一〕ヌリゴメト云ハ、俗ニイフ納戸ノ如シ、源氏ノ花鳥餘情ニ、ヌリゴメハ、寢殿ノ廂カベヲヌリマワシ、妻戸ヲシテ自然ノ調度ヲ置ク處ナリトミヘタリ、

〔梅窻筆記下〕塗籠ト云モノヲ、ヤヽモスレバ土藏ノコトニ思フ人アレドシカラズ、塗籠ハ今俗ノ納戸ト云所トオナジモノニテ、寢殿ノ中ニアルモノナリ、

〔春湊浪話上〕塗籠

又塗籠といふ名あり、是をば寢殿の廂に作る事なり、源氏物語に、二條院にて經供養の有し時、西の庇のぬりごめにて、紫の上聽聞し給ふことある是なり、此ぬりごめは、皆ぬり廻して、内よりも

外よりも戸を明たるものなり、拾遺和歌集に、貞盛がすみ侍ける女に、國持が忍びてかよひけるほどに、貞盛が來ければ、塗籠にかくして、後の戸よりにがしけるとみえけるも、物語に小野にて落葉宮のもとへ、夕霧の大將の行給ひし時、中の塗籠の戸あけあはせて渡り給ふと書たるも皆相同じ、花鳥餘情、細流抄に、自然の調度など置所なりとも、文庫などのごとしとも注して、今の俗に、納戸、物置といふ所に同じ、納戸といふ名も、むかしは帳臺の一名なり、鎌倉殿中の差圖にみへたり、今も其唱殘りて、殿中の帳臺を御納戸構といふなり、

〔嬉遊笑覽 一上居處〕塗籠は、壁をぬりまはしたる處なり、〇中略今いふ納戸なり、〇中略按るに、下學集に塗籠、土民所言帳臺、局、閨と并び出せり、塗籠は土民のみいふことにあらず、恐らくは此注は次の帳臺の注にはあらざるや、もと帳臺は、濱床の名なり、類聚雜要に圖あり、御帳を設る臺なればしかいふ、臥所にもぬりごめにも、帷を垂るより帳內といひけむを、文字は帳臺となりしなるべし、又後世土藏といふものも、塗籠より起れる歟、〇中略次でにいふ、塗籠はかくれの處なれば、今俗亭主宿に居ながら留主をつかふといふ事あり、是を猿樂狂言の塗師平六のことばに、ぬりごめ他行といへり、

〔筆の靈 前篇 二〕源氏物語、二條院にて經供養の有し時、西の庇のぬりごめにて、紫の上聽聞の事あり、ぬりごめと云所の事を云へり、哢花抄に、寢殿などのかたはらに、壁ぬりまはして妻戸をたてて調度などおく所なりといひ、細流抄に、自然の調度置所なり、また庫などの如しと見えて、其用ワザ思ひしらるゝなり、〇中略平治物語には、塗籠ノ口迄攻入ケレドモ、美濃尾張ノ習ヒ用心キビシク、帳臺ノ構シタヽカニ拵タレバ云々、又賴朝卿をかくせる事を、同書の異本に記して、鵜飼情アル者ニテ、塗籠ノ板ヲ放チ云々、人來テ塗籠ヲ打破リ、天井ノ上迄捜セドモ云々とあり、ケ樣のぬりごめは、貴人のとたがふ所も有しにて、別に帳臺はなくて、其ぬりごめを貴人の帳臺の用にあつ

れば、帳臺ともおして稱ひし也、さて其塗籠は、總ての屋のしきりどもに、多く立具を用ひて、つぼね別けも爲なると異にて、小く壁をぬりめぐらしたる處なるにて、大方客人などの立入る事は無き所にて、物の具などをも置事も有れば、今の世に納戸と云處と能く似たる事もあるなり、今土藏といふ物を、ひたぶるにぬりごめぞと心得て、文などに書もするが有るは、をこなる事なり、

〔家屋雜考二〕塗籠

塗籠は圍を壁にして、明取をつけ、妻戸ありて出入する故、塗籠とはいふなり、是も納戸の類にて、衣服調度など手近き品どもを、をさめおくところなり、源氏夕霧の卷に、塗籠も殊に細やかなるもの多くもあらで、かうの御から櫃、御厨子などばかり、或はこなたかなたにかきよせて、けぢかうしつらひてぞおはしける、狹衣に、よろづのものとりしたゝめ、さるべきものは塗籠にをきなどみえて、下ざまの物置なり、然れども、或は是を寢所に用ひたる事どもあり、夕霧の卷に、ぬりごめにおましひとつしかせ給ひて、內よりさしておほとのごもりにけりなどみえ、中昔の雙紙どもに、多く見えたり、こは寢殿の內にありて、北の塗籠、西の塗籠などよぶなり、地下の家居には、帳臺を塗籠にして、居間にも物置にも用ひたる事どもあり、〇中略また土庫とかきて、ヌリゴメと訓せる事どもあれども、今時の土藏とは別物なり、

〔空穗物語藏開上〕野なかのやうにて、人の家もみえず、さる所にむかしのしんでんひとつ、めぐりはあらはにて、ぬりごめのかぎりみゆ、又にしきたのすみに、おほきにいかめしきくらあり、

〔源氏物語三十九夕霧〕宮〇落葉ハいと心うく、なさけなくあはつけき人の心なりけりと、ねたくつらければ、わか〳〵しきやうにはいひさはぐともと覺して、ぬりごめにおましひとつしかせ給て、うちよりさしておほとのごもりにけり、

〔平治物語三〕賴朝擧義兵平家退治事

爰ニ池殿〈平○賴盛〉ノ侍、丹波藤三國弘ト名乘テ、鎌倉ヘ參タリシカバ、我モ尋度思ツレ共、公私ノ忩劇ニ思忘、今ニ無沙汰也トテ、卽對面シ、只今納殿ニアラン物、皆取出ヨト下知シ給ケレバ、金銀絹布色々ノ物共ヲ山ノ如クニ積上タリ、

眠藏

〔下學集〈上家屋〉〕眠藏〈メンザウ〉

〔運步色葉集〈免〉〕眠藏

〔易林本節用集〈女乾坤〉〕眠藏〈メンザウ眠床〉

〔書言字考節用集〈二乾坤〉〕眠藏〈メンザウ寢所僧家〉

〔倭訓栞〈前編三十二〉〕めんざう　眠藏と書り、天正本の太平記に見ゆ、今の納戸がまへの內か、叢林にいふ所也、

〔松屋筆記〈八十七〉〕眠藏　クツロ

眠藏は塗籠也、下學集など、古書に所見おほかり、朝鮮にては、今もクツロとて、每家にこれを營造し、主人の住所とせり、四方及天上をかべにぬりこめ、前後に口をあけ、出入にかゞみて、中にいれば、立てもかしらつかへざるやうにかまへたるよし、對州の門人國分氏が物語也、

〔太平記〈三十七〉〕新將軍京落事

爰ニ佐渡判官入道道譽都ヲ落ケル時、我宿所ヘハ定テサモトアル大將ヲ入替ンズラントテ、尋常ニ取シタヽメテ、〈○中略〉眠藏ニハ、沈ノ枕ニ鈍子ノ宿直物ヲ取副テ置ク、

曹司

〔伊呂波字類抄〈佐地儀〉〕曹司〈サウシ曹屬也、古作𣍘曰二職曹司一〉

〔貞丈雜記〈十四家作〉〕一曹司と云は、家を長くつゞけて、いくしきりにもしきる也、曹の字はカギルとよむ、司の字はツカサドルとよむ、役所をしきる心也、今用部屋と云ふに同じ、又云、近世いまだ家督をとらずして居るを、部屋住といふは、則御曹司と云と同じ心也、

部屋

〔下學集 家上屋〕部屋

〔撮壤集 家中屋〕隔屋

〔易林本節用集 乾邊坤〕部屋

〔書言字考節用集 乾一坤〕隔室　局同　部屋同俗字

〔紙上蜃氣〕部屋又云隔屋

〔嬉遊笑覽 一上居處〕部屋、今世部屋住などいふ部屋は、古へは曹司と云、落窪物語に、我叔父なるがこゝに曹司してといへるは、食客となりてあるなり、今世に部屋子といふと同じ、義經を九郎御曹司といひしは、部屋住をいふなり、又落窪物語に、落窪の君を部屋にこむるとあるは、物置に入置なり、其文に樞戶の廂、二間ある部屋の、酢酒魚などまさなくしたる部屋に、たゝみ一枚、口のもとに打ゑきて云々いへり、(今世にも、炭薪その外牛馬など入置く處を、すべて部屋と云、)

〔家屋雜考 五〕部屋

部屋は下部の居る所ゆゑいふといふ說あれども、左にあらず、部は隔にて、へだつる義なり、是も一家の內を仕切りて、へだておく故の名なり、

納殿

〔貞丈雜記 十四家作〕一納殿とは納戶の事也、平治物語に、たゞ今納殿にあらん物、みな取出せよと仰ければ、金銀絹布色々の物共を、山の如くつみあげたり云々、(義經記に云、いつあんないはしられども、納殿につとはしり入りて、からびつ一がう取て出、)

〔家屋雜考 二〕納殿 納戶

納殿、納戶はおなじ、古くはヲサメドノといひ、納戶は、やゝ後の稱なり、金銀、衣服、調度の類、何によらず納めおく所なり、禁中にては、後涼殿の內にある由なり、源氏桐壺の卷にくらづかさ、をさめ殿の物を盡くしていみじうせさせ給ふなどみえたる是なり、納戶といふ名は室町將軍の頃よ

り專見えたり、高貴の御納戸には、押板などありて、客人をも通さるべき構なり、三好亭御成の記に、御納戸の内に、文臺硯引合杉原の紙鎭置之など見えたり、大抵此類なり、大僧正慈圓の歌、

　納殿くるゝの妻戸おしあけてけふ七夕にかす物やなに

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿三年〇安貞元年六月十七日甲子、御所乾角可被立納殿之由、有其沙汰、　八月十日丙辰、納殿造畢之後、今日始而御物等被納之、

〔吾妻鏡四十二〕建長四年四月二日乙卯、城次郞賴景爲御使上洛、無爲御下著事、爲被奏聞也、今日垸飯、秋田城介義景沙汰之、〇中略

次帖絹百疋、納櫃三十合、長櫃三合、內々獻臺所、被納塗籠云云、

〔太平記十三〕北山殿謀叛事

御所中ヲ能々見奉レトテ、數千ノ兵、殿中ニ亂入テ、天井、塗籠打破、翠簾、几帳ヲ引落シテ、無殘處搜ケリ、

〔書言字考節用集一乾坤〕納戸ナンド

〔倭訓栞前編十九那〕なんど　納戸と書り、收納の所をいへり、平治物語に納殿とあるを、一本納戸に作る、今俗なんど、呼は、もと納殿の音轉なるべし、卽をさめどの也、或は少府也といへり、田舍にていふ所も、家內の納戸なるべし、西土に納戸といふは、年貢を倉場まで納めに行者をいへり、明律に、令納戸親自行槩と見ゆ、

〔安齋隨筆後編二〕一納戸　本名納殿又塗籠とも云、土倉と云意也、納戸と云も古き名なり、參考平治物語、賴朝擧義兵條に、京師本に、丹波藤藏鎌倉へ參りたり、いしくも參りたるものかな、賴朝に向ての芳恩のみに餘る人也、其上池殿の功臣にて、旁大事に存る客人也、引出物せばやと仰ければ、近習の輩納戸を開きて、豹虎皮、鷲羽、鷹羽、其外鎧、腹卷、太刀、長刀、腰刀、數を知らず、よりかず按前既作丹波藤三國弘

今鄙語が前に積、〇下略

〔玉勝間八〕なんど

まさすけの裝束抄に、もやのなんどといふこと有、又みすはなんどにかくるも、南おもてにかくる也ともあり、今いふ納戸は、これなるべし、

〔成氏年中行事〕御所造、幷御新造之御移徙ノ樣體之事、〇中略御主殿ハ南向御坐、九間六間、是ハ御家中也、御帳臺御寢所へ三間充也、御納戸モ三間也、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕三月〇永祿四年卅日未刻御成〇中略

一御なんどの內に、文臺硯引合杉原紙鎮置之、但四間之西の方に置也、

納戸構

〔紙上屋氣〕納戸構(ナンドガマヘ)　古名塗籠(ヌリゴメ)

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕三月〇永祿四年卅日未刻御成〇中略

一四間御成の御座敷に成て、是にて式三獻參、御なんどがまへあり、一間半の押板、二幅一對山水、馬麟筆、三具足、香筯、火筯、香合に卓子すはる、茶碗の三具足なり、花は周慶立ル也、眞は松也、〇中略

一御座敷なんどがまへの右の方に、文臺に引合杉原の上に文鎮置之、御硯箱の道具は如常、

鬢所

〔毛利家記〕天正十八年九月十八日、殿下樣御成、〇豐臣秀吉、中略御納戸構ニ御イカウ有、

〔武家名目抄稿居處十二〕按、鬢所と便所と、字は替れど音は同く聞えて、ことゝころに非ず、御髮あげ、御服を著けなどする所なるべし、室町殿年中行事には、便宜所と記せるも同じ所にてあるなり、

〔長祿二年以來申次記〕正月朔日

一公方樣御樣體之事、先御便所へ御出成て、藤中納言殿御びんに被參て、御直垂をめさるゝ、〇下略

〔普廣院殿御元服記〕一正長二年三月九日、乙卯亥刻御元服、〇中略

一先御出御鬢所寢殿東脇

〔季瓊日錄〕長祿三年十一月廿二日、興漸喝食周蕙喝食、始被參於御鬢所、被懸于御目也、廿六日、於御鬢所、奉報來日當院御點心、幷方丈御齋之事也、

〔東山殿年中行事正月〕朔日、卯剋將軍家出御于便宜所、御烏帽子、風折、著白御直垂、御服唐織物給、

御末中居

〔書言字考節用集一乾坤〕御曹スエ（婦人調食之處）

〔紙上歷氣〕末スヘ又云御曹ヲスヘ

〔嬉遊笑覽一上居處〕海人藻芥に、內裏に御するといふ所あり、常人の所ならば、中ゐなどの邊にや、內裏仙洞に限りて御すると申にや、近ごろは其外にも御すると申とかやとあり、成輝將軍御成記、永祿四年三月、木下古御殿御末迄御座敷搆北平張打、爲御末衞、今も是を傳へて、大家には御末といへり、狹衣に、宰相のいもうとに辨君そひて、大將の堀川の御所へ入給ふ所、道季思ふさまなる御つぼねして出て、するなどあつかひありくとあるを下紐に、する俗のお末と云ふといへり、されどこれは御局し出て、あつかひにはあらぬにや、中居は、北條五代記、早雲寺殿廿一ヶ條に、夕には臺所中居の火の廻り、我々見廻り、かたく申付、

〔家屋雜考五〕表奥

御中居御末　今時諸大名の奥に、御中居御末等の稱あり、婦女の役名の如く唱ふれども、皆かの奥の屋の小名なり、海人藻芥に云、內裏の御末といふところあり、常人の所ならば、中居などの邊なり、內裏幷仙洞にかぎりて御末と申すにや、近頃は、その外にも御末と申すとかや上巳とみえ、また長祿二年以來申次記といふものに、室町家の御奥の事を記して、上の御末と中の御末との間は、遣戸にて候、廣さ三間九間サンゲンコヽノマなり、三間九間とハ、三間四方にて九坪あるをいふなり、〇中略などみえ、上の御末、中の御末、下の御末などいふことは、他の書にもみえて、もとそこに勤仕する女をさして、御中居御末などよぶなり、御末は、一說に婦人食を調ふる所なりともみゆ、又太平記、鹽冶判官云々の條に、北臺のもと

に中居する女などいふこともみえたり、

〔海人藻芥〕内裏ニ御スヱト云所アリ、常ノ人ノ所ナラバ、中居ナドノ邊也、内裏幷仙洞ニ限テ御スヱト申ニヤ、近比ハ其外ニモ御スヱト申ストカヤ、

〔齋藤親基日記〕文正二年〈○應仁元年〉正月四日、惣次御對面如ㇾ先々、〈○中略〉御臺樣御盃、於御末間被ㇾ下ㇾ之、近年始也、

〔長祿二年以來申次記〕正月朔日

一上之御末と中の御すゑとの間は、やり戶にて候、ひろさは三間九間なり、其眞中に柱有て、其柱のきはのやり戶、間半宛兩方へ被明候間、中一間あけられたるこゝろなり、其間半宛にかけむしろを被ㇾ懸候と申義也、朝夕の供御の時も、此懸むしろのきはへ中﨟御出有て、供御之御膳をうけとられ候而、御前へ持參也、たゞの時は、懸筵をばをろさるゝ也、惣而此懸筵の內へは、誰々も不ㇾ及ㇾ參入ㇾ候、乍ㇾ去公家には日野殿、三條殿、其外伊勢守、自然御供衆中にても、少々參入も有し也云々、

〔早雲寺殿廿一箇條〕一ゆふべには、臺所、中居の火の廻り、我とみまはり、かたく申付、其外類火の用心をくせになして、每夜申付べし、

古事類苑

居處部十

家作四

厨

〔新撰字鏡〕广厨(頭交反、庖厨、万○奈○久○利○也、)

〔段注說文解字〕广九上〕庖 厨也、(王制三爲充君之庖、注曰、庖今之厨也、周禮庖人注曰、庖之言苞也、苞裹肉曰苞苴、)从广包聲、(薄交切、古音在三部、)㕑 庖室也、(室各本作屋、今依御覽、)从广封聲、(直株切、古音在四部、)

〔倭名類聚抄〕十居宅〕厨 說文云、厨(直誅反、和名久○利○夜○)庖屋也、庖(蘇交反)斷料(○斷恐誤)理魚鳥者、謂之庖丁、俗云抱長(二反)食(○食原作倉、今據一本改、)厨也、

〔箋注倭名類聚抄〕三屋宅〕所引广部文、閔二年左傳正義、厨者造食之處、(○中略)廣本反下有料理魚鳥者謂之庖丁、俗云抱長二反十五字、新俗料字、見干祿字書、刻版本誤斷、按居家必用、謂製莀蒻爲料理、今俗亦稱割烹食物曰料理、(○中略)原書無食字、周禮庖人注、庖之言苞也、苞裹肉曰苞苴、

〔類聚名義抄〕七广〕厨厨(上通、下正、俗厨、クリヤ、) 厨(クリヤ、俗作厨) 庖屋(同)

〔伊呂波字類抄〕久地儀〕㕑(クリヤ)

〔運歩色葉集〕久〕厨(クリヤ)

〔海人藻芥〕御厨所トハ、內裏仙洞ノ外者、諸宮ニハ不可申、而ニ御室ニハ、寛平法皇ノ御時ヨリ御厨所ト申傳タリ、常ノ貴所ニハ臺所ト稱之、又ハ膳所ナド稱之哉、臺盤所ト申所ハ、內裏仙洞執柄家ニ在之、又內裏ノ御厨所ヲバ臺所共可申ニヤ、臺所ノ別當トテ、中﨟ノ女房ノ中ニ、然ベキ仁體ヲ

臺盤所

撰ランデ此職ニ被補、別當ノ局ト號スルハ臺所ノ別當ノ事也、

〔貞丈雜記家作十四〕一御厨子所と云ふは、食物を調へ料理する所也、厨はくりやとよみて、食物を調る所也、庖厨の二字、ともにくりやとよむなり、くりやとは竈の煙にてすゝけて黑くなる故、黑屋といふ事なり、くろをくりと云、ろとり音相通ずる也、

〔枕草子九〕人のいへにつき〴〵しき物

くりや

〔藤原仲文集〕院の大將殿のさぶらひに、くりやがねぬなはたゝくを見て、おなじ人、○圖茂

くりやよりまだよひなればねぬなはのわれらのくひなたゝくなりけり

侍從の君

手もたゆくたゝく〳〵ひなものこらねば猶ねぬなはのくりやくるしき

〔運歩色葉集多〕臺盤所在禁中

〔紙上蜃氣〕臺盤所又云庖厨俗云臺所

〔貞丈雜記家作十四〕一臺盤所と云は、臺盤は食椀をすゆる臺也、今膳といふ物也、但今の膳の形とは違ひて、案の如し、其用ひ方は、今世の膳に同じ、膳立をする所を臺盤所と云、臺盤所といふ事を、中略して臺所と云也、女の詞に、飯の事を御臺と云も、臺所の臺也、又貴人の妻を御臺盤所とも、御臺所とも云事は、人の妻たる人は、夫の食物を調ふる事を勤る事なるゆへ也、貴人の妻は、自身食物など調ふる事はなきゆへ、其本をわすれざらしめんが爲に、御臺所といふ名を稱するなるべし、

〔家屋雜考二〕臺盤所

臺盤所は膳部といふぼとの名にて、臺盤所といへば、膳部を取り調ふる場所の事なり、禁中にて臺盤所といふは、女房達の食事所にて、御膳所の事にはあらず、然れども臣下の家々にては、主人

膳所　臺所

食料の膳部を仕出す所とす、こは大抵婦人女子の司る事故、大臣大將の北の方をさして御臺盤所と稱し、又御臺所とも申す事なり、

〔源氏物語 二十五蛍〕わが世の程は、とてもかくても、おなじことなれど、なからんよを思ひやるに、猶みつき、思ひしみぬることどもこそ、とりわきてはおぼゆべけれとて、みなみおもてのみすのうちはゆるし給へり、だいばん所の女房の中はゆるし給はず、

〔下學集 上家屋〕膳所(ゼンシヨ)

〔吾妻鏡 三十四〕仁治二年四月廿五日癸未、若狹四郎忠淸、依御下知違背之科、可造進安居院大宮篝屋幷膳所屋之旨、今日同被仰付、

〔運歩色葉集 多〕臺所(ドコロ)

〔書言字考節用集 一乾坤〕臺所(ダイトコロ) 今按、臺盤所略言乎、支那所謂庖廚也、

〔武家名目抄稿 居處十一〕按、臺所は臺盤居へて人々物給る所也、朝庭にて臺盤所と稱す、

〔嬉遊笑覽 一上居處〕臺所、海人藻芥に、御厨子所、内裏仙洞の外は、諸宮は不可申、而るに御室には、寛平法皇の御時より、御厨子所と申傳へたり、常に貴所には臺所と稱之、又膳所など稱之歟、臺盤所と申所は、内裏仙洞執柄家に在、又内裏の御厨子所をば臺所とも可申にや、臺所の別當とて、中﨟の女房の中に然るべき仁體を撰ばれて、此職に被補云々、源氏に、横河の僧都、母を伴ひて宇治の院にやどる處、下すどもみなはか〲しきは、みづし所抔あるべかしき事どもを、かゝるわたりにはいそぐものなりければ、食物のまうけを人々するなりとも見えたれば、海人藻芥の名は、後の定めにや、又臺所といふは、著聞集十六、臺所のさたしける女房ともみゆ、

〔家屋雜考 二〕臺所 上臺所 御厨所(ミヅシドコロ) 下臺所 膳所 小臺所

食物を製し出だすところを臺所といふも、臺は即ち臺盤の義なり、故に後々は臺盤所をさして

上臺所、また小臺所など稱せし事をも見えたり、東鑑に、鎌倉御臺の內、上臺所、下臺所、また御小臺所などいふ事みえたる是なり、室町頃諸大名の家々までも、皆此稱あり、

〔吾妻鏡十四〕建久五年正月七日己巳、御所心經會也、導師法眼行慧、請僧大法師禪衍、源信、禪寮也、先於上臺所、羞饌、次開題、

〔吾妻鏡三十五〕仁治四年〇寛元元年七月十七日壬辰、臨時御出供奉人事、依不知其參否、每度相催之條、且遲引基也、且奉行人煩也、兼令存知之間、御出期者、不論晝夜、爲令應御要、可結番之旨、被仰陸奧掃部助之間、以當時不祗候人數、令結番之、前大藏少輔行方於小侍加淸書、所押臺所之上也、

〔吾妻鏡四十九〕正元二年〇文應元年四月十八日乙卯、小臺所恪勤侍五人、可令著到之由云云、工藤三郎左衛門尉光泰、平岡左衛門尉實俊等奉行之、

〔細川忠興軍功記〕同〇慶長五年八月三日は三島に被成御座、其日は大坂ゟ河北石見中間參著仕候、道中關所多御座候間、遲參候由申候、扨彼御前へ被召出、樣體被成御尋候得者、申上候は、御城ゟ御上樣御迎に人數參候と申に付、石見奧之御臺所へ詰申候、少齋は御表口ゟ、奧御臺所石見と一所に被居申候が、無程御上樣御自害被遊候、御介錯少齋被仕候、石見少齋切腹被仕候、石見おとな六左衛門、御臺所土臺にて腹仕候、金津助次郎は、御臺所燃上り申、屋根にて切腹仕候と申上候、

〔豐臣家譜中〕天正十四年、大權現首途、〇中略到大坂、〇中略翌日大權現登大坂城、〇中略秀吉與大權現共登天守、或作殿主、奇貨雜珍委積之、且使利休點茶、旣而告暇、〇中略又被進宅地於聚樂郭內、秀長受秀吉之旨、造大臺所幷門、

〔武家嚴制錄四十〕一御臺所頭衆御條目

定〇中略

一每日早朝御臺所頭壹人宛罷出、三度目之御膳被召上之已後迄相詰、奧之御臺所ハ勿論、御表御。

竈名稱

臺所之間まで見廻、諸事かたく可申付事、○中略

右條々堅可相守此旨者也

萬治二年九月九日

〔倭名類聚抄　十二燈火器〕竈（カマ附窯）　四聲字苑云、竈（則到反、與操同、和名加萬、）炊爨處也、文字集略云、𥦗（七經反、和名久度、）竈後穿也、

〔箋注倭名類聚抄　四燈火器〕昌平本有和名二字、顯宗紀同訓、推古紀訓加万止、加万止見萬葉集、竹取物語、今俗呼同、或呼倍都比、見神樂歌及枕册子、○中略今俗或呼竈爲久度非是、○中略按、廣雅云、竈謂之竈、其窻謂之堗是也、説文、㙟、陶竈窻也之窻亦同、段玉裁曰、呂氏春秋諭大篇云、竈突決則火上焚棟、蓋窻上突起以出烟花、今人謂之煙囪、今人高之出屋上、畏其焚棟也、漢書云、曲突徙薪、則有曲之令火不直上者矣、皇國久度、皆竈後開孔、令火不直上、故源君引文字集略、訓𥦗爲竈後穿者、或曰、久度是曲突之轉也、又按説文、𥦗通孔也、轉名竈後穿爲𥦗也、𥦗牖之窻、説文作囪、而囪牖之囪、後通用窻字、故竈突之囪、亦有通作囪者、玉篇云、囪、楚江切、説文、在牆曰牖、在屋曰囪、又千公切、通孔、又竈突、廣韻亦云囪、楚江切、説文云云、又云倉紅切、竈突二書囪字一訓竈突、窻字反不訓竈突、然其實窻牖作囪、竈突作窻爲正、而通孔之窻、當在一東、囪牖之囪、當在四江、故此亦云七紅反、説文徐鉉音囪窻並楚江切、非是、

〔類聚名義抄　六土〕堗（ユ宴、竈窻、カマト、ム）　〔同　七穴〕竈（音操、カマ、カマド、）　竃竈（上通下正）　窻（七江反、クト、）

〔伊呂波字類抄　加地儀〕竈（カマ）炊𤇾處也

〔撮壤集　中家屋〕竈（カマド）

〔運歩色葉集　加〕竈（カマ）　茶竈　鹽竈

〔和漢三才圖會　三十一庖廚〕竈（かまど）（音遭）　竈　灶（並俗字）　和名加萬　俗云閉豆伊　行竈　烓（音滅）　俗云臺

壁堆

竈構造

御歳神爲ㇾ祟、〇下略

〔寸法雜雜〕一竈

高サ貳尺、横四尺、長五尺、上三寸をば福德の方のつちをとりてぬるべし、口傳、

〔萬寶鄙事記 一〕營作

大竈は外屋(そと)にぬるべし、烟煤塵埃すくなし、又雜穢の草木腐木くさりわらなど燒てよし、

〔皇都午睡 三編上〕勝手廻りの雜具はます／＼麁相なり、竈は多く黑塗にて三ッべついが大家の分なり、通例は二ッべついに大和風呂、走り本を流しもと、唱へ、水壺は水瓶とて價高きゆゑ、船板にて製したる箱に水を湛へ、是にて大勢の客來をする、

〔守貞漫稿 三家宅〕京坂竈之圖〇圖略

竈ヲ俗ニヘッツイト云、又訛テヘッツヽイト云也、

圖ノ如キヲ三ッヘッツヽイト云、竈口三アル故也、家內人數三五口ノ家大略用ㇾ之、多人數ノ家ニハ、

竈口五口七口九口等アリ、五ッヘッツヽイ、七ッヘッツヽイト云也、

竈土色黃也、黑ヌリ無ㇾ之、又銅竈ヲ用ヒズ、

又京坂ノ竈ハ、場ヲ前ニ床ヲ背ニス、江戶ハ反ㇾ之、

又圖ノ如ク鐵藥壺ノ坐アルコト必ズトセズ、不ㇾ製ㇾ之者亦多有ㇾ之、

又竈口ノ前及ビ竈底等平瓦ヲ敷ク、竈口ノ周リモ亦瓦ヲ用フ、

又竈臺多クハ杉材也

江戶竈圖〇圖略

俗ニヘッツヽイト云、銅竈ヲ銅壺ト云、

江戶ノ竈ハ必ズ場ヲ背ニ、床ヲ前ニス、

人數二三人ノ者、專ラ二ツ竈ト云、火口二所下圖〇圖略ノ如シ、六七人家內人數ノ家ニモ用レ之アリ、多人數ト雖ドモ、竈口大略三ツ竈也、二十人許以下用レ之、三四十人ニモ用レ之モアリ、京坂ノ如ク七九口等ノ竈アル者、巨戶ト雖ドモ太ダ稀トス、

前圖ノ如ク石臺竈アリ、多クハ槻臺也、又極小戶ハ下圖ノ如ク全ク土製竈ヲ用ヒ、多クハ銅壺ヲ土竈ニ交ヘ製ス、上圖ノ者ハ、大釜ノ所土竈一口、其他銅壺二口アリ、此圖ノ銅壺三ケヲ合テ二口ヲ備フ、此中銅壺ヲ分銅ト云、半細分銅形ニ似タル故也、分銅也、似レ之故也、此中分銅ノミヲ銅壺ニシテ、左右土竈ノ者モアリ、銅壺ニハ水一盃ニ盛ル、竈ヲ焚ク火氣ニテ壺中ノ水モ湯トナル、嗽水及ビ諸具及ビ衣服洗濯等ニ用二此湯一也、鍋釜ヲ掛ル口ノ四隅ニ小口ヲ設ケ、柄杓ヲ以テ壺中ノ湯ヲ汲ムニ備フ、又土竈ヲ交ヘズ、全竈銅壺ノ者アリ、是ヲ總銅壺ト云、江戶竈口多カラザルハ、地價貴ク、民居自ラ廣カラズ、故ニ竈ヲ減ジテ諸羹等ハ七リント云石竈ヲ用フ、

〔日本永代藏〕四 伊勢ゑびの高買

總じて人の始末は正月の事なり、また堪忍のなる道具を改め、內ぶゑん疊の表替、竈の上塗、万事わつさりと氣を付、一つ〳〵目にも立ずして、物入年中の損なり、

〔江家次第〕十三 東大寺拜堂

次拜二著竈殿一 大膳末正於二竈殿一令レ申二事由一奉幣、

〔家屋雜考〕二 釜殿(カマドノ)

釜殿は炊屋の別稱にて、是も中昔の雙紙どもにまゝ見えたり、

〔神樂歌〕小前張 竈殿歌(カマドノウタ)

本 とよへつひみあそびすらし、久かたの、天のがはらに、ことのこゑするひざのこゑする、ひざのこゑする、

庭竈

末久かたの、あまのがはらに、とよへつひ、みあそびすらしも、ひざのこゑする、ひざのこゑする、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕同院〇白河院箏をひかせ給けるおり、初夜のかねはつきぬるかと、御尋有けるに、聞たる者なかりけるに、釜殿が申けるは、御前のかたにこそかねのこゑは聞え侍つれと申けるを、人つたへ申ければ、我箏はいたりにけり、よき箏はかねのこゑに似たるなりとぞ、おほせられける、

〔吾妻鏡一〕治承四年八月十七日丁酉、戌剋藤九郎盛長僮僕於釜殿生虜兼隆雜色男、但被仰也、

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕

太衆院屋壹拾口

壹口竈屋長九丈五尺、廣四丈三尺、〇中略

天平十九年二月十一日〇署名略

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕

合太衆院屋陸口一口葺瓦五口葺檜皮〇中略

一竈屋長十一丈四尺、廣七丈二尺、高一丈八尺、葺瓦〇中略

天平十九年二月十一日〇署名略

〔多度神宮寺伽藍緣起幷資財帳〕

大衆

板葺竈屋壹間泥塗長二丈六尺高六尺　廣一丈一尺

〔骨董集上編中〕奈良の庭竈

世間胸算用元祿五年印本卷之四云、正月奈良中の家々に、庭いろりとて、釜かけて燒火して、庭に敷物して、その家内旦那も下人もひとつに樂居して、不斷の居間は明置て、所のならはしとて、輪に入た

る丸餅を、庭火にて燒喰もいやしからず云々と見えたり、これにて昔の庭竈のさま考へおもふべし、これ前にいふ地火爐の遺風なるべし、

元祿二年の句

高き家にのぼりて見ればの御製のありがたきを、今もなほ、

叡慮にて賑ふ民や庭竈　芭蕉

五元集拾遺

庭竈牛も雜煮を居りけり　其角

是等の句もあれば、庭竈は奈良のみにかぎるべからず、蓋奈良が其原にやあらん、

江戸吉原に今も正月庭の燒火といふ事あり、これにさま〳〵附會の說をいへども、實は庭竈の遺風なるべし、昔おこなひし樣を聞に、奈良の庭竈のおこなひにかはらず、元吉原の比より傳へたる古きならはしなるべし、今は庭にて燒火するのみ、

〔胸算用四〕奈良の庭爐

されば大年の夜の有樣も、京大坂よりは格別靜かにして、萬の買懸りもある程は隨分濟まし、此節季にはならぬと斷りいへば、懸取聞居けて、二度來る事なく、差引四時切に奈良中が仕舞ふて、早や正月の心、家々に庭いろりとて、釜懸けて燒火して、庭に敷物して、其家内旦那も下人も、一つに樂居して、不斷の居間は明置きて、所慣はしとて、輪に入れたる丸餅を、庭火にて燒き喰ふも賤しからずふくさなり、

〔延喜式三十二大膳〕御膳神八座

竈神四座

〔竹取物語〕車持のみこは、心たばかりある人にて、おほやけには、筑紫國に湯あみにまからんとて、

竈雜載

いとま申て、かぐやひめの家には、玉の枝とりになんまかるといはせて、くだり給ふに、つかうまつるべき人々、みな難波まで御おくりしけり、○中略三日ばかりありて、こぎかへりたまひぬ、かねて事みな仰せたりければ、其時一のたくみなりけるうちたくみ六人めしとりて、たはやすく人よりくまじき家をつくりて、かまへを三重にしこめて、工等を入給ひつゝ、御子もおなじ所にこもり給ひて、しらせたるかぎり十六そをかみにくどをあけて、玉の枝をつくり給ふ、

〔拾芥抄 下末 諸事吉凶日〕竈。口背宜 向西
吉日 甲子 乙丑 戊辰 己丑 甲午 乙未 戊戌 甲辰 己酉 甲寅 乙卯 己未 土公春在竈犯之凶、休龍日十一月廿一日、卅日之間、在竈犯之凶、

〔日本書紀 十五 顯宗〕白髮天皇清寧二年十一月、○中略億計王曰、然則非弟誰能激揚大節、可以顯著、天皇固辭曰、僕不才豈敢宣揚德業、億計王曰、弟英才賢德爰無以過、如是相讓再三、而果使天皇自許稱述、倶就室外、居乎下風、屯倉首命居竈傍左右秉燭、夜深酒酣、次第儛訖、

〔日本書紀 二十二 推古〕三年四月、沈木漂著於淡路島、其大一圍、島人不知沈木、以交薪燒於竈、其烟氣遠薰、則異以獻之、

〔日本靈異記 中〕孤孃女憑敬觀音銅像示奇表得現報緣第卅四
諸樂右京殖槻寺之邊里、有一孤孃、未嫁无夫、姓名未詳也、○中略里有富者、妻死而鰥、見之是孃通媒伉儷、孃答之言、我今貧身裸衣无被、何爲障面參向相語、媒還告狀、壯聞之言、彼身貧窮而无衣服、我明所知、唯聽不也、媒往告知孃、猶否辭、壯强入娉通心聽許與壯而交、明日終日降雨不止、障雨不避、三日留之矣、壯飢言我飢賜飯、妻言今進、起竈燃火、居于空屋、押頰而蹲、入于空屋、徘徊大嗟、漱口洒手、參入室內、繫像引繩、涕泣白言、莫令受耻、我急施財、罷出如先向空竈戶、押頰而蹲、○下略

〔枕草子 六〕はるかなる物

湯殿上

まさひろはいみじく人にわらはるゝ物哉、〈○中略〉人のつかひのきて御返事とくといふを、あなにくの男や、かまどにまめやくべたる、此殿上のすみ筆は、何もの、ぬすみかくしたるぞ、いゐさけならばこそほしうして人のぬすまめといふを、又わらふ、

〔枕草子春曙抄六〕かまどに、まめやくべたる、せはしき事のたとへにいふにや

〔源氏物語二十二玉鬘〕かゝる御さまを、ほど〳〵あやしき所に、ましづめ奉りぬべかりしに、あたらしく、かなしうて家かまどをも捨、おとこ、をんなのたのむべき子どもにも、ひき別れてなん、かへりてしらぬよの心ちする京にまうでこし、

〔今昔物語二十九〕阿彌陀聖人殺人宿其家被殺語第九

今昔□□ノ國□□ノ郡ニ□□寺ト云フ寺有リ、其ノ寺ニ阿彌陀ノ聖ト云フコトヲシテ行ク法師有ケリ、〈○中略〉阿彌陀佛ヲ勸メ行ク法師也、日暮ニケリ、今夜計宿シ給テムヤト云ケレバ、家主ノ女有テ、男ハ物ニ罷行ニタレドモ、然ラバ今夜許ハ宿リ給ヘト云テ入レタレバ、下衆ノ小家ナレバ、程モ不隔ズシテ、法師ヲ竈ノ前ニ居エタリ、〈○下略〉

〔胸算用四〕長崎の柱餅

萬に附けて所慣はしの可笑しく、庭に幸木とて横わたしにして、鰤、海鼠、串貝、鰯、昆布、大口魚、鰹、牛蒡、大根、三ケ日〈○正月〉に使ふ程の料理の物、此木に釣下げて竈を賑はすを、既に大晦日の夜に入らば、物貰ども貌赤くして、〈○下略〉

〔好色五人女二〕戀に泣輪の井戸替

横町うら借屋迄竈役にかゝつて、お家主殿の井戸替けふことにめづらし、

〔小金野御狩記〕小屋の内には竈一處に、大なる釜居られたり、

〔貞丈雜記十四家作〕一御湯殿のうへと云は、是は御厨子(ヅシ)所(臺所の事也)の近くに、御湯殿の上と云座敷あり、是

は香湯を初として、諸事に用ゆべき湯を沸し置く所也、湯をあび給ふ湯なども、此湯殿の湯を運び持行く也、湯をあび給ふ所を湯殿と云、此湯あび給ふ所の湯殿と、湯をわかす所の湯殿とまぎるゝ故、湯をわかし置く所をば湯殿の上と、上の字を付て云也、湯あび給ふ所湯殿の上の間と云心也、湯あび所と湯わかす所とは、御座敷はるかにへだゝる事なれども、湯あび所の湯は、湯わかす所よりはこび入るゆへ、湯わかす所は、湯あび所の上と云心也、上といふは、畢竟は本といふに同じ心なり、されば湯をわかす所を御湯殿の上と云也、御湯殿の上は、香料の湯もわかす所なれば、御厨子所に、臺所なりつゞきてあるゆへ、御湯殿の上には、食物などをも置く也、さればつれ〴〵草に、雉松茸などは、御湯殿の上にかゝりたるも苦しからず、又中宮の御方の御湯殿の上のくろ御たなに、雁の見えつるを、北山の入道殿の御覽してと云々、又簾中舊記に、常の御所御はき候事は、御所さまの小上らふたち、御れんだい、そのほか御くわんすの間、御ことのまゝ、くぎやうのま、御ゆどのゝうへまでは、御なかたらはきまゐらせ候とあり、御なかたちとは、なかゐと云ふ役の女也、はした女より上なり、魚鳥の類は、贄殿と云所に納めおく物なれども、よそより到來なり、又只今調味につかふべき魚鳥は、御湯殿の上にも假りに置く也、

〔家屋雜考〕二湯殿上

湯殿の上(ウヘ)といふは、湯殿つゞきにある一間の名なり、大内のは、御湯殿よりは少し引きはなれて、女房達の勤仕せらるゝ所なり、御湯殿の上の記とて、後柏原、後奈良院の頃より、慶長頃迄の女房達の日記、今猶寫し傳ふるものどもあり、高貴の家々かならず此一間あり、永享九年行幸記に、室町御所御湯殿のうへの御調度どもをしるして、御硯、御火鉢、御茶湯棚、金の御建盞、銀臺、御茶器、御茶筅、象牙御茶杓、銀の御鵜飼茶碗、御食籠一對、○中略御はんざふ、手洗、島わりこ、作り物折、御杯の臺などしるされたるにても、その一間のさま押し知るべし、

浴室名稱

〔徒然草上〕鯉のあつものくひたる日は、鬢そゝげずとなん、にかはにもつくる物なれば、ねばりたる物にこそ、鯉ばかりこそ御前にてきらるゝ物なれば、やんごとなき魚なれ、鳥には雉左右なき物なり、雉松茸などは、御湯殿のうへにかゝりたるも、くるしからず、其外は心うき事也、中宮の御方の御湯殿のうへのくろみ棚に、鴈の見えつるを北山入道殿の御覽じて、歸らせ給て、やがて御文にて、かうやうの物、さながら其姿にて、御棚にゐて候し事、見ならはず、さまあしき也、はか〴〵しき人さふらはぬ故にこそなど申されたりけり、

〔徒然草諸抄大成十〕御湯殿は浴室の事をいふにあらず、料理の間にて、湯にて物をゆで、或はゆぶきなどするによりて名付る歟、未ㇾ知、古今時の樣に心得ぬれば不審あり、昔は御湯殿のひろくて、やすませ給ふ所にて、御料理などありと、ある人いはれき、盤齋

〔家中竹馬記〕一又つれ〴〵草に云、鯉ばかりこそ、御前にてもきらるゝ物なれば、やむごとなき魚也、鳥には雉さうなき物也、雉、松たけなどは、御ゆ殿のうへにかゝりたるも、苦しからず、其外は心うき事なり、

私云、御前とは禁中にての御前成べし、御湯殿のうへと申は、きこしめさるゝ御茶の湯せらるる處を申、御所にては、常の御所の御次也、雉は鷹の鳥なるべし、

〔倭名類聚抄十三伽藍具〕浴室　内典有㆓温室經㆒、今案温室卽浴室也、俗云由夜

〔箋注倭名類聚抄五伽藍具〕温室洗浴衆僧經一卷、後漢安世高譯、宋元藏在㆓必字函㆒、高麗藏在㆓過字函㆒、明藏在㆓短字函㆒、按浴室見㆓涅槃經㆒、温室又見㆓法隆寺資財帳㆒、湯屋見㆓多度寺資財帳㆒、

〔類聚名義抄六七〕浴室ユヤ

〔伊呂波字類抄由地儀〕浴室ユヤ 内典有㆓温室經㆒

〔撮壤集上寺院〕浴室ヨクシツ

〔釋氏要覽 中制聽〕浴 四分律云、許數數浴、生世善故、毗尼母云、澡浴但爲除身中風冷病、得安隱行道故、有五利、一除垢、二治皮膚令一色、三破寒熱、四下風氣、五少病痛、温室經佛爲醫王耆域說浴僧當用七物、一燃火、二淨水、三澡豆、四蘇膏、五淳灰、六楊枝、七內衣、除七病、一四大安穩、二除風、三除濕痺、四除寒冰、五除熱氣、六除垢穢、七身體輕便、眼目清淨、得七福、一四大無病、所生常安、二所生清淨、面首端嚴、三身體常香、衣服淨潔、四肌體濡澤、威光德大、五饒人從、拂拭塵垢、六口齒香好、所說肅用、七所生之處自然衣服、律云、凡比丘入浴室、應一心小語、好持威儀、勿振諸根、

〔和漢三才圖會 八十一 家宅〕浴室(ゆどの) 温室、和名由夜、浴洗身也、 湢(ユドノ)音壁 浴室

〔下學集 上 家屋〕浴屋(ユアミドコロ)

〔撮壤集 中 家屋〕浴屋(ユヤ)

〔類聚名義抄 六 七〕温室。ユヤ

〔伊呂波字類抄 由 地儀〕温室 ユヤ

〔易林本節用集 由 乾坤〕湯殿(ユドノ)。

〔倭訓栞 前編 三十五 由〕ゆどの 式に湯殿と見ゆ、浴室をいふ也、

〔類聚名物考 宮室 一〕湯殿 ゆどの

沐浴る所のみをいふにはあらず、古へはこの湯殿に魚鳥をも懸置て庖厨(ダイドコロ)の所とせしなり、後龜山院に御湯殿の記といふ物有り、その後は御湯殿同記數々有り、みな飲膳の事をゑるしたりと、思ふに是は贄殿といふに同じき歟、浴室(ユアミ)とは自ら異なるべし、

〔家屋雜考 二〕湯殿 湯槽

湯殿の造りは、中昔以來今と異なる事なし、垂板敷にして溝あり、湯船を居う、建武年中行事六月十一日の條に、とのもんれう御湯(ユ)まゐらす、御船にとるなり、めすほどにうめたりとみえ、又御湯かたびら、御手水の粉一かはらけなどともゑるさせ給へれば、高貴の家々とても、さして異なる事なしとみえたり、

〔延喜式 一 四時祭〕大殿祭

右神今食、明日平旦、以二筥四合一〈置二一合一、盛二玉、一合盛二米、一合盛二切木綿一、一合盛二酒瓶一、〉八足案二脚、令三神部四人執二著木綿鬘襷一、中臣忌部官人宮主史生神部(カントモノヲ)等左右前驅、御巫列二於案後一、至二延政門一置二案於門前一、大舍人叩レ門、宮內省官人退出、召二中臣一稱唯、卽兩官人著二木綿鬘一、〈忌部更加二木綿襷一〉立二案前一直進二御殿一、先レ是御巫等自二宣陽門一入、候二於內裏一、共入至二殿東簀子敷上一、卽御巫等各取レ筥、中臣忌部御巫等以レ次入二御殿一、忌部取レ玉懸二殿四角一、御巫等散二米酒切木綿殿內四角一退出、中臣侍二御殿南一、忌部向レ巽微聲申二祝詞一畢、次至二湯殿一懸二玉四角一、〈○下略〉

〔枕草子十〕身をかへたらん人などは、かくやあらんとみゆるもの、ほそどのゝやり戶いとゝうをしあけたれば、御ゆどのゝめだうよりおりてくる殿上人の、なへたるなをしさしぬきの、いたくほころびたれば、色々のきぬとものこぼれ出たるを、をしいれなどして、北のぢんのかたざまにあゆみ行に、あきたるやり戶のまへをすぐとて、ゑいをひきこして、かほにふたぎて、すぎぬるもおかし、

〔源氏物語五若紫〕まことに御心ちれいのやうにもおはしまさぬは、いかなるにかと人ゝれずおぼすこともありければ、こゝろうくいかならんとのみおぼしみだる、あつきまどはいとゞおきもあがり給はず、みつきになり給へば、いとしるきほどにて、人々みたてまつりとがむるに、あさましき御すぐせのほど心うし、人は思ひよらぬことなれば、この月までそうせさせ給はざりけることゝおどろききこゆ、わが〈○藤壺〉御こゝろひとつには、しるうおぼしわくこともありけり、御ゆどのなどにもしたしうつかうまつりて、何事の御氣色をもしるくみ奉り、しれる御めのとの辨の命婦などぞあやしと思へど、かたみにいひあはすべきにあらねば、なをのがれがたかりける御すぐせをぞ、命婦はあさましと思ふ、

〔源氏物語三十一眞木柱〕くるれば例のいそぎいで給て、〈○ひげくろ大將〉御さうぞくのことなども、めやすくもしなし給はず、よにあやしううちあはぬさまにのみむつがり給を、あざやかなる御なをしなど

もえとりあへ給はで、いとみぐるし、よべのはやけとをりて、うとましげにこがれたるにほひなどもことやうなり、御ぞどもにうつり香もしみたり、ふすべられけるほどあらはに、人もうむじ給ぬべければ、ぬぎかへて御ゆどのなどいたうつくろひ給、

〔源氏物語若菜三十四〕たいのうへ〈○紫上〉もわたり給へり、しろき御さうぞくし給て、人の親めきて、わか宮をつといだきてゐ給へるさまいとをかし、みづからかゝることしり給はず、人のうへにてもみならひ給はねば、いとめづらかにうつくしと思ひ聞え給へり、むつかしげにおはする程を、たえずいだきとり給へば、まことのをばぎみ〈○明石〉はたゞまかせ奉りて、御ゆどのゝあつかひなどをつかうまつり給、春宮の宣旨なる内侍のすけぞつかうまつる、御むかへゆに、おりたち給へるもいと哀に、うち〳〵のこともほのしりたるに、すこしかたほならば、いとおしからましを、あさましくけだかく、げにかゝる契ことにものし給けるひとかなとみきこゆ、

〔榮花物語五浦々の別〕中宮〈○定子〉には、三月ばかりにぞみこむまれ給べきほどなれば、御つゝしみをよろづにおぼせど、ことに御封などすが〳〵しうわきまへ申人なし、〈○中略〉いみじき御願のしるしにや、いとたいらかに、をとこみこ〈○敦康〉生れたまひぬ、男におはしませば、いとゞゆゝしきまでおぼされながら、女院〈○詮子〉に御せうそこあれば、うへ〈○一條〉にそうせさせたまひて、御はかしもてまいる、いとうれしきことにたれも〳〵おぼしめさる、世中はかくこそ有けれ、のぞめどのぞまれず、のがるれどのがれずと云は、げに人のさいはひにこそと、きゝにくきまで世にのゝしり申す、御ゆどのに右近の内侍れいのまいる、

〔日本紀略後一條十三〕万壽二年八月三日壬子、東宮妃尚侍藤原嬉子産二男子一、〈○後冷泉〉於二太皇大后宮一有二此事一、東宮以二亮公成朝臣一被レ奉二劒御浴殿一、〈○下略〉

〔中右記〕嘉保元年十一月二日庚子、今日初有二御浴殿一、物具等皆以燒了、仍仰二木工寮一、令レ作進也、

〔吾妻鏡　三〕壽永三年〇元暦元年正月廿三日癸丑、常陸國鹿島社禰宜等進使者於鎌倉申曰、〇中略同廿日戌刻、黒雲覆寶殿、四方悉如向晤、〇中略武衞〇源賴朝令聞之給、則御湯殿下庭上、遥拜彼社方給、彌催御欽仰之誠云云、

〔太平記　十三〕北山殿謀叛事
公宗卿ゲニモト被思ケレバ、時興ヲ京都ノ大將トシテ、畿内近國ノ勢ヲ被催、〇中略如此諸方ノ相圖ヲ同時ニ定テ後、西ノ京ヨリ番匠數タ召寄テ、俄ニ温殿ヲゾ被作ケル、其裹場ニ板ヲ一間踏メバ落ル樣ニ構ヘテ、其下ニ刀ノ簇ヲ被殖タリ、是ハ主上御遊ノ爲ニ、臨幸成タランズル時、華清宮ノ温泉ニ准ヘテ、浴室ノ宴ヲ勸メ申テ、君ヲ此下ヘ陷入奉ラン爲ノ企也、

〔三代實錄　二十七清和〕貞觀十七年十月十二日辛酉、麋鹿一入主殿寮湯舍、有人捕獲放之北野、其舍在太政官候廳東、

〔左經記〕長元元年四月八日癸酉、〇中略及深更退出渡宿湯舍、依可行親齋事、宝家依重喪、不同居所、移居也、

〔運歩色葉集　遊〕湯屋

〔倭訓栞　前編三十五内〕ゆや〇中略倭名抄に浴室を訓せり、俗に浴を鬻ぐの家をもいふ、〇中略又せんたうといふ、錢湯の義、錢を出して湯をつかふ意也、

〔譚話浮世風呂　前編上〕タロクとどぐる男あれば、湯う屋と引く女あり、

〔今昔物語　二十八〕池尾禪珍內供鼻語第二十
今昔、池ノ尾ト云フ所ニ、禪珍內供ト云フ僧住キ、身淨クテ眞言ナド吉ク習テ、懃ニ行法ヲ修シテ有ケレバ、池ノ尾ノ堂塔僧房ナド、露荒タル所无ク、常燈佛聖ナドモ不施ズシテ、折節ノ僧供、寺ノ講說ナド、滋ク行ハセケレバ、寺ノ內ニ、僧坊隙マ无ク、住賑ハヒケリ、湯屋ニハ、寺ノ僧共、湯不涌サヌ日无クシテ、浴喤ケレバ、賑ハヽシク見ユ、

〔更科日記 下〕霜月の廿餘日、石山にまゐる、雪うちふりつゝ、道のほどさへおかしきに、〇中略くれがかるほどにまうでつき、ゆやにおりて、御堂にのぼるに、人ごゑもせず、

〔赤染衞門集〕ある寺のゆやの前に、柴といふものを多く置たるなかに、紅葉のまじりたりしを、

青柴にませてかりけん紅葉はもえぬばかりのいろもかひなし

〔明月記〕元仁二年三月十一日、秉燭以後、南方有火、不遠、送車於冷泉、雜人歸云、少將辨辻子之內火也、當時赴西久不滅、甚不審之間、火滅了、雜人等歸來、出自辻子之內湯屋、赴南出二條、不渡室町、不出東洞院、中將在北山火滅、

〔吾妻鏡 三十〕文曆二年〇嘉禎元年九月一日辛酉、子剋右大將軍家法華堂前湯屋失火、風頻吹、法華堂頗難免此災之處、諏方兵衞尉盛重一人最前馳向、令壞中間民屋數十宇之間、火止訖、

〔類聚名物考 宮室四〕大湯屋　おほゆや

湯屋に對へて大湯屋あり、大小の異なるのみ、卽ち浴室なり、または湯殿ともいへり、

ゆや　湯屋　大湯屋

〔東寶記 三〕一溫室 大湯屋

〔古文書彙纂〕大湯屋溫室田事

寄進　合壹町貳段者

在東大寺、以上御庄之內、

一田漆段 字井口　一田參段 字丸坂　一田貳段 字十坪

右爲奉始本願聖靈先師等尊靈、幷先亡後滅寺衆、及自他法界成等正覺、期永代、每月一箇度、溫室料所寄進如件、

永久五年七月十五日　　大法師庭觀敬白

件温室田、寄進明白也、准布薩湯田、免除官物等、無懈怠可勤仕之狀如件、

別當權少僧都（花押）　都維那法師（花押）

上座大法師（花押）　都維那法師（花押）

權上座大法師（花押）　寺主威儀師（花押）　寺主大法師（花押）

〔書寫山圓敎寺舊記（延照記）〕一四間板葺湯屋一宇（西庇一面）

貳斛納釜一口、湯船一隻、湯筒一、水船一口、

右釜、上人差使僧義算被聞出雲守則俊朝臣、忽激勵其命、集鐵令鑄整、人夫被運送之、

〔中右記〕大治五年八月廿一日、關白殿（藤原忠通）給御消息云、興福寺大湯屋可被立事、別當經尋僧都、賴實隆信等申云、先年炎上之時、迴廊塔等甚以近々、仍爲避其恐、永緣執行之時、移立東院地了、而去冬又以燒亡、今度立寺外如何、（中略）予申云、御寺自本可愼火事由、古人所傳來也、然者寺外菩提院邊可宜歟、（下略）

〔台記〕久安三年六月廿三日乙卯、詣四王院、念誦後詣無動寺、依有可先參之詔也、於大湯屋大便依疾也、

〔山槐記〕治承三年三月三日辛酉、今日宇治一切經會也、殿下并北政所令入給、（中略）辰剋、前太相國令參給、御車上臈網代前驅五人、（泰房、知家、高賢、泰信、已上藏人五位、但知家六條院非藏人、五位八條院藏人保宗、）御供侍三人、（信景、成重、成清、皆左衞門尉、）聞彼出御之由、予出京、網代車差網車副二人、遣之、前驅二人侍二人、予至宇治河乘船渡車、同昇居船、雜人渡橋、午剋先著宿所、（大湯屋經藏西門對也）改裝束、（下略）

〔多武峯略記（上）〕第九炎上三箇度（中略）第三度

承安三癸巳年六月二十五日、（中略）當寺燒失、（中略）此時燒失堂舍者講堂、（中略）大溫室、淨土堂、五大堂等也、

〔下學集上家屋〕風呂(フロ)湯殿也、日本之俗、呂作爐大誤、又〇〇曰爐火器也、風呂溫室義同也、

〔撮壤集中家屋〕風呂

〔倭訓栞前編二十六不〕ふろ　浴室をふろと稱するも、風爐より出たる語なるべし、湯ふろ、居ふろ、𢈘(カラ)ふろ等あり、

〔壒囊抄七〕禪家ニ、風呂ヲリンカントト云ハ何ゾ

淋汗(リンカン)ト書ク、汗淋(アセナガス)トテ夏ノ風呂ヲ云也、凡爐ノ字ヲ用ハ誤歟、爐ハ火ノ器也、香爐ノ爐ニ、呂ヲ用ル、

又誤歟、風呂ハ溫室ト義同ジキ也、夫溫室ニ七種ノ德アリ、

一ハ　面貌端正ニシテ諸相具足シ　二ハ　病患無有得長壽身

三ハ　富貴ノ家ニ生身心安樂ナリ　四ハ　不善ノ父母兄弟ニ不過

五ハ　永離惡友善知識ニ親　六ハ　邊地不生常値佛法

七ハ　出離穢土往生淨刹ト云云

又浴佛像經云

我今灌沐諸如來　淨智莊嚴功德聚　五濁衆生令離垢　願證如來淨法身

尤風呂溫室構人ノ垢穢ヲ可淨也、サレバ光明皇后、東大寺ノ惠觀法師ニ問給ハク、我何ノ因緣ヲ以テ身ヨリ放光明、又自然ノ香ヲ帶スル哉ト、惠觀答テ申サク、光明ヲ放ツ事ハ、先世ニ佛前ニ灯明ヲ備ガ故也、自然ノ香ヲ帶スル事ハ、溫室ヲ構テ諸人ノ垢ヲ淨ムル故ナリ、凡溫室ノ功德ニ過タル事ナシト被申ケレバ、軈テ藥湯ノ御願アリシ比、大佛殿ノ天井ノ上ニ音有テ云ク、淨血肉身無過于溫室ト云云、然則彼ノ御願ヲ遂サセ給ケルニ、既ニ阿閦佛(アシユクブツ)ノ御垢ヲ親(マノア)タリスリ給ヒケルナリ、淋汗ナント云詞、昔不用疊字也、〇下略

〔隨意錄六〕方言稱浴湯桶曰風呂、未解何謂也、試設附會、則爲釜櫓字與、釋名、櫓露上無覆屋也、

〔東見記上〕風呂之始久矣、清拙和尚及一山和尚等始來日本以還、建仁寺風呂揭於浴室二大字、道春口語

〔明月記〕寬喜三年二月十二日己巳、曉鐘之程、聞御產御氣色、○中略興心房又被來、○中略參入之後、於風。爐。殿可祈念之由被仰、

〔太平記三十五〕南方蜂起事附畠山關東下向事

今度ノ亂ハ併畠山入道ノ所行也ト、落書ニモシ、歌ニモ讀、湯。屋。風。呂。ノ女童部マデモ、モテアツカヒケレバ、○下略

〔太閤記十三〕名護屋旅館御作事衆

一同○山里風。呂。屋。　千石權兵衞尉

〔日本居家秘用一〕室屋

湯風呂は片隅へよせたるはくさりはやし、四方ともに風の通るをよしとす、

水はしりは高配を急にするは惡し、ゆる〳〵とすべし、○中略

湯風呂又ははしりの損じたるは、鐵粉をせしめ漆にてねりてつくらふべし、

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕

温室壹口長七丈八尺、廣三丈三尺、○中略

天平十九年二月十一日○署名略

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕

合温室院室參口一口長六丈三尺、廣二丈、一口長五丈二尺、廣一丈三尺、一口長五丈、廣二丈、並葺檜皮、○中略

天平十九年二月十一日○署名略

〔西大寺資財帳〕馬屋房

檜皮温屋長五丈、廣二丈、

〔廣隆寺資財帳〕
板葺伍間湯屋壹宇

〔多度神宮寺伽藍縁起幷資財帳〕大衆
草葺湯屋壹間泥塗 長一丈六尺五寸 廣一丈一尺 高六尺四寸

〔多武峯略記 下〕溫室 萱葺七間一面 元五間一面、
釜一口一石斗入、承安燒失、其後釜一口七石入、大納言經輔卿、大藏卿藤原長房施入之、

〔古文書類纂 上 處分狀〕總處分
條々事
一寺院
東福寺〇中略
浴院一宇 五間二面 瓦葺 〇中略
建長二年十一月日　　愚老 在御判

〔續寶簡集 五十二 金剛峯寺契狀〕金剛峯寺衆徒契狀
金剛峯寺
定置條々事〇中略
右院僧等、隨時觸事、蔑如本寺、就中溫室之構、超過一寺、旁現奇怪、〇中略
弘安九年 丙戌 八月日 各署〇略

〔續寶簡集 二十一 金剛心院〕谷上院內衆評定事書 智與房院主之間日次 文安五年九月日
文安五年九月二日、谷上院內衆評定云、
一湯屋修造、近々以吉日可被始之事、

一於材木者、今日爲吉日之間、院內山中、可然用木可撰定之事、
一同十一日、造作吉日之間、可有事始事、
一召院內大工、此旨可被申付事、
一湯料幷講錢、十一日爲事始之間、其以前以興隆之儀、不論前後、悉可被納之由、今明日之間、可有催促之事、
一上分坊別預料足、同十一日以前、可有沙汰之由、可被相觸之事、
一湯屋修理、可爲近日之由、預行人中、可被申送之事、
一湯屋修造之間、奉行上分者、自西院室可被始之、﨟次二人充、幷預行人之中、各一人充可行事之事、
一作事之間、就總別內外之事、奉行衆事、
深榮房　深圓房　深慶房　賢仁房　道捴房　行光房　泉慶房　顯順房　深良房

〔親元日記〕四月寛正六年〇廿六日癸卯、一色殿江爲御使親元參、昨日御成之時宜珍重、次御虫氣無御心許之由申次佐野、御風呂桑木事、何程可入哉之由、御大工右衞門尉國久申付候處、以注文申之、先年茂爲此分、今以同前之由申之、

御風呂桑注文
一柱長九尺五分太五寸四分　四本
一かもゐ敷ゐ長七尺廣五寸あつさ四寸五分　五
一天上板長三尺五寸廣八寸取合てあつさ一寸二分
一戸板長四尺廣三尺五寸あつさ一寸二分　取合
一戸口脇長三尺五寸廣四尺あつさ一寸　取合
一戸板長四尺廣三尺五寸あつさ一寸二分　取合

一戸口脇長三尺五寸あつさ一寸　廣四尺　取合
一脇柱長四尺三寸あつさ二寸五分　廣五寸　四本
一うつばり長六尺八寸けたあつさ三寸五分　廣四寸五分　五
一棟長七尺けこみのぬきあつさ四寸　廣五寸　三
一後檻長四尺三寸あつさ一寸　廣八尺　取合
一檻板長七尺五寸あつさ一寸　廣八尺　取合
一下けた長六尺五寸あつさ二寸五分　廣三寸　十
一足がため長六尺五寸あつさ三寸　廣六寸　四
一同つか柱長一尺三寸太五寸四方　六
一簀子長六尺五寸あつさ一寸　廣三寸　卅六枚
一かべ板長六尺五寸あつさ一寸　廣一尺二寸　五枚
一戸かまち長四尺廣三寸四方　十
一扇長六尺五寸あつさ一寸　廣七尺五寸　取合
一扇の方立長六尺あつさ一寸　廣九尺　取合
一同かまち長六尺五寸あつさ二寸五分　廣三寸五分　十
一棟のつか柱長一尺あつさ三寸　廣四寸
一御打板長三尺五寸あつさ一寸五分　廣三尺　取合
一外御打板長五尺七寸あつさ一寸二分　廣三尺五寸　取合
一同あしかまち長一尺あつさ三寸　廣四寸　二
以上

五月二日戊申、御風呂桑木事、以御大工右衛門申注文、以齋藤藏人土岐殿被仰之、親元奉之、齋藏所迄以傍輩〈庄屋〉申之、即令披露之、委細自是可申之由返事候、　六月五日辛巳、土岐濃州使〈遠藤主計允〉御風呂桑木事、且申付畢、仍御奉書過書番匠一人之事、可有申御沙汰云々、御返事先度者以被仰出仁體可有御申之由被仰候、翌日齋藤藏人方江申遣畢、〈以上庄屋民部〉

〔甲陽軍鑑〈十下品第三十三〉〕一信玄公は御用心の御ためやらん、御閑所を京間六帖敷になされ、たゝみを敷、御風呂屋、縁の下よりとひをかけ、御風呂屋のげすいにて、不淨をながす樣にあそばし、香爐を置、〈〇下略〉

〔川角太閤記〈一〉〕一風呂御入被成候てあがり屋に御腰を被掛、御伽に入申候小姓衆に仰出の樣子は、年より共またはは物頭々々え觸可申もの也、明日可打立覺悟也、〈〇下略〉

〔備前老人物語〕一同人〈〇渡邊水庵〉風爐屋の竿に、湯かたびらわり下帶數多かけ置、風爐をたく時は、男貳人、板の間におきて垢かき、二三人をきて用事とゝのひさせ、風爐屋の口に丈かと番をすへ、他の下人一人もあがり屋へ入れず、つねに往來する浪人其外も、入かはり〳〵終日に風爐をたく、あがりやに入こむ人なければ、腰の週りの道具衣類に至る迄、見ぐるしきをはづる事もなく、又一色もとりちらさんとおもふこともなく、こゝろをやすんじ、ゆるやかにあらしめんと也、

〔義演准后日記〕慶長十三年十月廿一日、寺家風呂〈大智院ノ北〉昔ノ屋敷ニ建之、ナワ張、學侶皆罷出、予モ向了、珍重々々、新始ハ、去□□年預岳西院ニ於テ番匠在之、數百年退轉、今度再興、珍重々々、

〔太平雜記〕公〈〇徳川家康〉ヨリ田中庄次郎等ヲ遣サレテ、彼國主〈〇濃比須船國〉ニ御書ヲ贈ラレ、並ニ土産ヲ賜テ、珍奇物ヲ貿易サセラル、其船二年メニ歸朝シ、種々ノ珍寶數ヲ盡シテ持來ル、名酒、紫羅紗、鳥毛ノ天鵞絨等、又桑ノ板厚サ一尺餘、幅九尺、長サ二十間ナルヲ數十枚持參仕、此板ヲ以テ御風呂屋ヲ造ラセラル、

浴槽

〔毛利家記 一〕御成ノ次第、天正十八年九月十八日、

御風呂

一御湯桶二ツ御タライ二ツヒサク二ツスイナウ、御オリ湯桶、御手水タライ、提、

右何モ梨地、外ハ蒔繪、

〔相良文書 三十六〕慶長拾一年丙午　江戸御屋作日記

御臺所〇中略　御風呂屋〇中略

同(七月)廿三日一同〇永楽百十三文　御風呂屋かま一ツ〇中略　同日一同三十五文　御風呂桶五ツ代

同日一同十四文　右ひしやく五ツ代　同日一同三十三文　ふろやかまひたひ石三ツ代

〇下略

〔笈埃隨筆 一〕雁風呂

風呂といふもの竈風呂石風呂殻風呂箱風呂水風呂等有、四國には竈を突て其上に異なる壺を置、水を入下より壺直に焚て入也、又はまへ〳〵には、風呂を焚て沸たる時、貝を吹竹をふきてしらす、懸り居る舟より是を聞付て、小舟に掉さし陸へ登り來て入湯する也、江戸の川中に船の錢湯あり、上方には德風呂といふ有、又五右衞門風呂の名あり、殊に可笑し、

水風呂

〔近世事物考 初編〕水風呂

昔鎌倉時代より足利頃迄も、貴人を客に招くには、必ず風呂をたてゝちさうとす、風呂といへば海水なり、たま〳〵井水を用ふるを水風呂といへり、行水も是に同じ、今は据風呂などゝ書り、

〔慶長見聞集 六〕當世人の工み益なき事

見しは今、江戸町に大谷隼人と云者有、此人世にめづらしき事をたくみ出して、人にほめられん事をのみいみじく思へり、〇中略或時はせんとう風呂をたて、衣類をばかぎに繩を付、天井へ引上

てをきごぶろの內に火をあかし、湯水をも內にてつかふ事をせしか共、是をも人まなばず、扨又すいふろと云物を我たくみ出したりといひて、人に見する、是には德有とて、人每に皆まなび、今家々に見えたり、是計は隼人が工み奇特なり、此すいふろ、上がたには有べからず、いで是をこしらへ、船につみ、關西へ持行、京堺邊にて賣べしと、俄に用意す、老人見て、いや〳〵すい風呂と云物は、むかしより上方に有事なれ共、東國になし、是を隼人みるか聞かして、江戶にてこしらへはじめたり、○中略其方かみ方へ持行、京堺家每に有すい風呂見るならば、耻て江戶へ持歸るべし、萬珍敷事をば當世やうとて、かしこき人の今工み出せるやうに思へり、それも皆知惠有昔人のたくみなれ共、はじめある物はかならずをはり有ならひ、或時はとなへうしなひ、或時は其跡中絕せしを、又あらためてまなべり、

〔用捨箱中〕荷ひ風呂

延寶八年京師の記に、辻風呂云々といふ事あり、それだにめづらしく思ひしに、水風呂を所々へ持ありきし事あり、それをば荷ひ水風呂といへり、川念佛(元祿十四年刻)一の卷に、ひとりの法師あり、四條川原に年ひさしく住り云々の條、三條の下家壹間をかこひて、一ツのはうろくをかまへたり、一器のめんつに、晝のもらひを殘し、西のすがきによせて、大津繪の阿彌陀一ツふくをかけたれど、あきはてぬれば念佛はまうさず、○中略川にくだつて、流れ枯木をあつめ、あすのたすけとす、身むさければ、繩手を通る三文の荷ひ水風呂、といふ事あり、此冊子の他はいまだ所見なし、(淨瑠璃本のチヤリ場に此事あり、看板の矢もともにになひありくがをかしと、故醒齋翁の物がたられしが、書とめずして標題をわすれたり、)紫の一本(天和)上野の花見の條に、あなたと見るうちに、遺佚何方へ行たるか見えず、陶陶齋方々尋あるきたるに、いつの間に支たくしたりけん、大佛の後のくぼみに、櫻の花盛りなる其下に、水風呂をたて、、その中へ花を入れて、溫泉水なめらかに岸を洗ふと、たは言づきして、垢をすりて居たり、あまり惡さに、是は氣が違ひ

たるかといへば、遺佚返事に歌をよむ、

水風呂のあかなく思ふ花なれば上野の山も入てこそ見れ

いつの間にかゝたくしたりと書しは、文の曲にて、若辻風呂の彼所にありしにはあらずや、

慶友家集（發句狂歌集古寫本、慶友は則卜養也、）万治寛文頃の吟なるべし、

上野の風呂にて　身にそしむ風呂も我立柚木かな

といふ句もあれば、如此おもへるなり、

〔骨董集上編上〕行水船居風呂船

日本永代藏（○註略）四之巻に、江戸の事をいへる條に、或人船つきの自由さする行水船といふものを仕始て、利を得たる事をゝるせり、義理櫻（刻板の年號なし、畫風を見るに、寶永正德の比ならん、）一之巻に、和泉の堺の事をいへる條に、六左衛門もと商人の子なれば、何がな身すぎになる事をと工夫せしに、万事元手なければ、取つく島もなき小舟に居風呂をこしらへ、碇をおろしたる大船のあたりを漕ありき、一人三錢の極め、これは心安き事かな、舟宿まであがりて湯ばかりにも入れず、出來合を喰ば相應のとゞけ入事にて、おのづから堪忍して船中にくらす所へ仕出し、居風呂こそ重寶なれと、もと船一艘より五人十人づゝ、此錢湯に入、つもりてあまたの錢をまうく云々とあれば、行水船よりおもひつきて居風呂船をこしらへ、居風呂船より今の湯船といふものいできしなるべし、

〔武功雜記〕一石谷十藏（○中略）新宿ニテ北見五郎左衛門ト同宿、水風呂ニ入リ居候處ニ、急ニ御老中ヨリメス、（○下略）

〔好色一代男二〕旅の出來心

江戸大傳馬町三丁目に絹綿の店ありける、（○中略）けふ二日目の泊りは鈴鹿の坂の下、大竹屋とて所に並びなき大座敷につきしが、草臥を助くる水風呂に入りもあへず、（○下略）

〔日本永代藏 二〕才覺を笠に著る大黒

此は十二月廿八日の夜、水風呂に入しを、それ親仁樣といふ聲おそろしく、濕身に綿入ひとつ肩にかけ、左に帶を提て、下帶には氣を付ずして逃のび、〇下略

〔本朝二十不孝 三〕心を呑まるゝ蛇の形

極月十三日の明方より疊を叩き立て、春待つ宿の煤拂、小笹の當座箒も塵に埋もれ、人はなほ埃を被ぎぬれば、水風呂を炊いて入加減よしといふ、女のいへば男聞きて、新湯は人の身に毒なり、先づ隱居の親仁を入れよと、心にある事を口に出次第に謂ひける、

〔世間母親容氣 三〕舞子の老たるは運を開くさし扇

蚊帳はみどりに、湯具は紅、鐵砲あれば据風呂もあり、〇下略

〔胸算用 一〕鼠の文使ひ

過し年は十三日に急しく、大晦日に煤はきて、年に一度の水風呂を燒かれしに、五月の粽のから、盆の蓮の葉まで段々に溜置き、湯の沸くに違ひはなしとて、細な事に氣を附けて、世の費穿鑿人に過ぎて利發顏する男あり、同じ屋敷の裏に、隱居建てし母親住まれしが、此男生れたる母なれば、其吝き事限りなし、塗下駄片足なるを、水風呂の下へ燒く時、つく〴〵昔を思出し、まことに此木履は、我十八の時此家に嫁入せし時、雜長持に入れ來て、それから雨にも雪にも履きて、齒のちびたるばかり五十三年になりぬ、我一代は一足にて埒を明けんと思ひしに、惜や片足は野良犬にくはへられ、端になりて是非もなく、今日煙になす事よと、四五度も繰言をいひて、其後釜の中へ投捨てられ、今一つ何やら物思の風情して、泪をはら〳〵と溢し、世に月日のたつは夢ぢや、明日は其むかはりになるが、惜い事をしましたと、少時泪のやみ難し、折節近所の醫者水風呂に入られしが、先以て目出度き年の暮なれば、御嘆きをやめさせ給へ、〇下略

〔武道傳來記 八〕行水でしる、人の身の程

森澤圓齋といふ浪人に鑓の名人有しが、一向是を賴みにして、上下八人にして、或時奈良の都猿澤の池の前なる宿にとまりけるに、時節と隣に茂三郎も一宿せしに、互にかくとはしらざりし、夕暮になりて下々水風呂に入りしに、○中略

〔膝栗毛 初篇〕このはたごやのていしゆは、かみがたものとみへて、すいふろおけは上がたにはやる五。右。衞。門。風。呂。といふふろなり、左にあらはす圖のごとく土をもつてかまをつきて、そのうへへもちやのどらやきをやくごときうすべらなるなべをかけて、それにすいふろおけをきせ、まはりをゆのもらぬやうにしつくひをもつてぬりかためたる風呂なり、これゆへ湯をわかすに、たきゞ多分にいらず、りかただいいちのすいふろなり、くさつ大津あたりより、みな此ふろ也、すべて此ふろにはふたといふものなく、底板うへにうきているゆへ、ふたのかはりにもなりて、はやくゆのわくりかた也、湯に入ときは、底を下へしづめてはいる、○下略

板風呂

〔今物語〕念佛者の中につちゆいふけつと云僧有けり、或所にい。た。ぶ。ろ。と云物をして、人々入けるに、此僧目をやむよしいひければ、目をひさぎているは、くるしかるまじきよしを、人々いひければ、さらばとて目をゆひて、板ぶろのありさまもしらぬもの、、目は見えざりければ、風呂の前にわき戸のうちのありけるに、ふろと心えて、はだかにてかゝへたる所も、うちとけてゐにけり、人人女房など見をこせたるに、はだかなる法師の、かくし所も打出して、あなゐるのふろや、たけたけといひてゐたりける、いとおかしかりけり、人々笑ける聲を聞て、あやしくおもひて、目をあけて見れば、風呂にてもなき所にゐて、人々笑ひける時に、あさましくおぼえて、はしりにげにけり、人々おかしくおもひあへりけり、

石風呂

〔慶長日件錄〕慶長八年二月廿六日、齋了氷室へ登山、入石風呂、　八月十四日、午剋平遠州許へ行、風

穴風呂

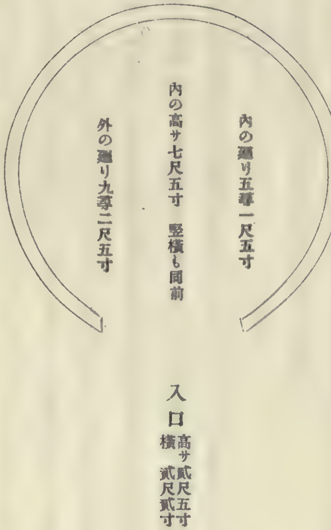
呂輿行也、卽一宿、

〔梵舜日記〕慶長十三年四月九日乙丑、依片桐市正上洛、伏見へ罷越、筝三把令持參、次羽倉於宿所石風呂用意、食振舞、

〔宇和郡舊記亨〕栗浦

一穴風呂の事、田中林齋企の由、元は周防八代島の久加と云所に有之由被及聞、人を遣し見せられ候て、この方にて被爲築の由、風呂の上下の石を鹽にて詰られ候故、六十石程入申のよし、出來始には、藥師如來を風呂の上に勸請のよし、是則諸病惡除のゆへと也、慶長五年也、今はなし、弘法大師の作にて有之由、

穴風呂圖



〔愛媛面影 五宇和郡〕穴風呂

栗浦に在り、〇中略内にて火を焚、其温に依て汗を發(とる)治療なるべし、〇中略疝氣、腰痛、小瘡、脚氣等に奇効有と云、又越智郡櫻井大濱等にも、石風呂と云者あり、皆此類なり、

竈風呂

〔居龍工隨筆〕今の清朝の帝より長崎へ來る商船をもて京師は海なくて船の通用自由ならざれば薪にとぼしく、桂川に伐し木を浮て下す事にては足らざれば、八瀬小原の賤の女共の、端山の梢を樵ためて、朝々の薪に商はんとすれど、中々急にはかれざるによつて、炭を燒ごとく竈をつくりて、それに生木を入れて木の葉にていぶしたれば、水氣のぬけて、黑木のふすぼりたるを、京に持出て賣が黑木にて、その黑木をいふしたる竈は、色々の木の葉を搔入れて燒たるものなれば、養生になるとて、病ある者の這入て身をあたゝむるなり、是則八瀬の竈風呂なり、

〔都名所圖會三〕矢背の里は高野の廿町北にあり、天武帝大友王子と位を諍ひて、山城の北へ馳給ひし時、王子の軍兵追かけ奉りて射かけければ、御脊に矢中けり、此ゆへに名とす、又八瀬とも書當所に竈風呂あり、天武帝の矢の跡、平愈のためこつらひしを始とせり、今も竈風呂七八軒ありて、何れも圖名を名乘る、竈風呂には有松葉を燒、功能勝るといふなり。

〔世間母親容氣五〕思ひ〳〵心は互にのり合船

浪人なれ共武士にたいし慮外ものといはれては、こらへぬ我等が若ざかり、たゞ一つまみとゑりじめに取つてかゝれば、かのおやぢてんがうするなと片手なげ、物にあたりしとはおもはざりしが、翌日より骨いたみつよく、左の手あがりがたく、片足何とやらんのばされぬ故、外科に見すれば、ひざのつがひ打おられて療治なしと、其より方々の湯に入たり、大坂難波の接骨へかゝりたり、さま〳〵の事すこしも効なく、中略矢瀨の釜ふろを聞きおよび、いろ〳〵といざりてゆきたれども、見ぐるしければ外のさはりと、いられもせぬ今のかへるさ、下略

錢湯

〔秇苑日涉三〕浴肆

浴肆又名混堂、俗謂之風爐屋、○○○

〔江戸繁昌記二〕混堂

混堂或謂湯屋、或呼風爐屋、堂之廣狹蓋無常格、分畫一堂作兩浴場、以別男女、戶各一、當兩戶間作一坐所、形如床而高左右可下監、此而收錢、誠事者謂之伴頭、並戶開牖、牖下作數衣閣(トダナ)、牖側構數衣架(タナ)、單席數筵、界筵施闌、自闌至室中霤之間畫作板地、爲澡洗所、當半通溝以受餘湯、湯槽廣方九尺、下有竈爨、槽側穿穴瀉湯送水、近穴有井、轆轤上水、室前面塗以丹雘、半上牖之、半下空之、客從空所俯入、此謂柘榴口、牖戶畫以雲物花鳥、常鎖不啓、蓋蓄湯氣也、別蓄淨湯謂之陸(ナカユ)湯、爨奴秉杓、謂此所曰呼出(ヨビダシ)、以奴出入由此也、奴曰若者(ワカイモノ)、又曰爨助(サンスケ)、今皆僭呼伴頭、猶書畫會者流僭號先生、秉杓者曰上番(アガリバン)、執爨者曰爨番(タキバン)、間日更代、又蓄冷水、謂之水舟、浮斗仕斟、陸湯水舟、男女隔板通用焉、小桶數十、以供客用、貴客別命大桶、且令奴摩澡其脊、乃覩其至、伴公析報、客每五節投錢數緡、勞其勞云、堂中科目、大略如左、曰官家通禁可守固也、男女混浴之禁最宜嚴守、須猛戒火、甚雨烈風收肆無期、老人家無(ガタ)子弟扶浴謝焉、病人惡疾並不許入、且禁赤裸入戶、附手巾罩頰者、日月行事白、

〔皇都午睡 三編上〕錢湯は、大體一丁に二軒宛は丈夫に有り、上方の如く、大和湯、扇湯、櫻湯なぞと呼ことなく、町名を上に付て湯と呼なり、いはゞ檜物丁の湯とか、堀江丁の湯とか呼び、湯屋の門口に、男湯女湯と並び有て、此二ッの入口をは入し所の眞中に、內の方をむき、錢取場あり、爰一所にて、男女湯をも兼帶の番なり、齒磨、楊枝、膏藥の類、錢取場に取次あり、此傍に二階へ上る大段梯子あり、未明より夜五ッ迄、上り湯とて、船に沸し有て、汲出し次第なり、風呂は中狹く底深くて、腰かけなく、前の戶低く下りて、中は暗く、晝にても顏は見えぬ位、湯は熱くて骸をゑめす計りなり、故に皆外へ出て洗ふ、爰に三助と通り名して、脊を流す男あり、晦日々々に、祝儀を錢取場にやれば其客來ると拍子木をうつ、三助勝手より來て、留桶とて上客に計りつかふ飯櫃なる大桶に、盈る湯を汲み、平生の小桶二ッにも湯を汲て置ことなり、客風呂より出て、此桶の前にて洗ふ內に、三助脊を流しに來る、たまく行者は、小桶より遣はすことなし、幼子など連行く近所の衆は、此

大桶の中へ子供を入置て、親は小桶にて洗ふも有り、湯上りに、又元の如く、湯を汲て出しあり、是らを思へば、上方の湯は、夕方ならでは上湯なく、いぢましく思はる、上り場には、其邊の噺講釋、見世物の類の番附を張、どこで切たの、はつたの、火事、芝居等の噂を聞ふなら、錢湯にますことなし、節句朔日の紋日には、おひねりとて、十二文紙につゝんで持ゆくなり、暑中桃湯とて、桃の葉を湯に焚て入る、此日もやはりおひねり也、

錢湯の二階は、男湯のみにて高欄付き、二階より往來を見おろし、座敷には隔なく、碁將棊の席屋に似たり、中央に二階番頭、釜に素湯をたぎらせ、客の顏を見れば、煎花を拵らへもち來る、前に菓子、羊羹、鮓など重に入あり、鏡、櫛、爪取、鋏など傍に置けり、贅宅者は、ずつとは入て二階へ行き、二階に著物脱入る戶棚あり、是へ脱ぎ、湯代と手拭を持ち、梯子を下て錢を置き、入湯して二階へ上り、ゆるりと體をかはかす內に茶を持くる、菓子を喰ひ、爪などとつて、著物を著る、近邊の若者勤番の侍衆などは、此二階にて遊び、碁將棊の連ありて、溫泉湯治場に遊ぶが如し、

錢湯へ、家內大勢の內は、男女幾人と定てふせたるもあり、豪商の內たり共、風呂を焚ぬは、第一火の用心のため、二ツには勘定なり、風呂場、焚場、湯殿と、江戶間一坪半も塞がれば、此店賃一間に一分にては上らず、桶釜の損じ、薪炭高直なれば、皆々錢湯へゆくと志るべし、

〔嬉遊笑覽 九娼妓〕積武家閑談に、慶長五年、伏見豐後橋に錢湯ありて、歷々の士多く入て喧嘩有しことみゆ、漢土の錢湯は、七修類稿に、吳俗甃大石爲池、穹幕以磚、後爲巨釜、令與池通、轆轤引水、穴壁而貯焉、一人專執爨、池水相吞、遂成沸湯、名曰混堂、榜其門則曰香水、納一錢於主人皆得入澡焉、此方の溫泉の湯ぶねの如し

〔骨董集 上編下 後〕板風呂、湯錢、風呂屋、

日蓮御書錄內 卷三十九 四條金吾におくられし書に、御弟共には、常に不便の由有べし、常に湯錢ざう

りのあたひなんど有べし、（とあり、かくいはれしは、文永三年也、當時はやく錢湯風呂ありしなるべし、たゞしこれは寺にたてたる風呂にや、）

〔我衣〕風呂屋ノ始ハ、御入國ノ始ツ方、諸見附御門御普請ノ最中、今ノ常磐橋見附ノ外へ、（又内ノ土堤トモ云）又ハ水茶屋ヲシツライタル人アリ、勤番ノ武家方、江都遊覽ノ始ナレバ、日々ニ多クツドヒ歩行、又ハ丸ノ内ノコトナレバ、長屋ノ住居ノ鬱ヲ晴サントテ、五人三人打ツレテ、彼茶屋へ來リ、終日茶ヲ喫テ語リ合フ、夫ヨリ段々酒トナリシコロ、或一人ノ侍ノ曰、久敷湯アミセズシテ身體不淨、思フ儘ニ湯アミシタキモノト云へバ、何レモ然リト云、コヽニ於テ彼茶屋工風ヲシテ、己ガ宿所へ風呂ヲ立、諸人ヲ入ラセケリ、夫ヨリ髮ヲスク女ヲ置キタリ、此事一統ニ流行シテ、夫ヨリ鎌倉河岸邊ニ多ク風呂屋出來タリト云、

〔落穗集追加　五〕以前町方風呂屋の事

一問曰、右町方に有ㇾ之たる風呂屋の儀は、いか樣なる樣子に有ㇾ之哉、答曰、我等（〇大道寺友山）若年の頃迄ハ、右風呂屋、御當地所々に有ㇾ之を以、憶に覺へ申事なり、風呂屋の儀は、ふろよくたき立、晩は七ツを打候へバ仕廻申、晝の内風呂入り共の垢をかき申す湯女共を七ツ切りに仕廻、夫よりは身支度を調へ、暮時分に至りければ、風呂の上り場に圍ひたる格子の間を座敷がまへに致し、金屏風抔を打廻し、火をともし、件湯女共、衣服を改め、三味せんをならし、小うたを唄ひ、客集め仕る如く有ㇾ之也、右風呂屋、麹町にも二三軒有ㇾ之也、然る所に、石野八兵衞殿組下の御徒衆に、栗田又兵衞とやらん申侍、件の風呂屋前に於て喧嘩仕出し手疵抔をも負ふを以て、御詮議となり、場所がらよろしからざるに付、御仕置被ㇾ仰付たる儀抔も有ㇾ之となり、其以後間もなく御停止になり、江戸中の風呂屋悉くつぶれ、增上寺門前に只今一軒有ㇾ之れ共、湯女は御制禁在ㇾ之となり、

〔慶長見聞集　四〕ゆなぶろ繁昌の事

見しはむかし、江戸繁昌のはじめ、天正十九卯年夏の頃かとよ、伊勢與市といひしもの、錢瓶橋の

邊りにせんとう風呂を一ッ立る風呂錢は永樂一錢なり、みな人めづらしきものかなとて入給ひぬ、されども、其ころは風呂ふたんれんの人あまた有りて、あらあつの湯の雫や、いきがつまりて物もいはれず、烟にて目もあかれぬなど、云て、小風呂の口に立ふさがりぬる風呂を好みしが、今は町毎に風呂あり、びた十五文廿文づゝにて入なり、湯女といひてなまめける女ども廿人三十人ならび居て、あかをかき髪をそゝぐ、扨又其外によふしよくたぐひなく、こゝろざまゆふにやさしき女房ども、湯よ茶よと云ひて、持來り、たわむれ、うき世語りをなす、かふべをめぐらし一度ゑめば、百のこびをなして男のこゝろをまよはす、されば大公望が敵を計るに、利を好む者には財珍をあたへて是をまよはし、色を好むものには美女をあたへて是をまどはせとをしへしも、おもひしられたり、

〔德川禁令考五十 湯屋〕慶安四卯年二月

風呂屋鑑板賣買之事

一風呂屋鑑板うりかひ之儀、自今以後可レ爲二無用一候、親類兄弟江讓り候儀は格別之事、但賣買仕候共、賣主買主兩町之家持共五人組立合致二吟味一、町年寄三人方江何も致二同道一穿鑿をうけ、差圖次第うりかひ可レ申候、

承應二巳年

風呂燒刻限之事

一前々より如レ被二仰付一候、町中湯屋風呂屋、暮六切に燒可レ申候、暮六過候而湯風呂燒候ハヾ、急度曲事ニ可レ被二仰付一候間、此旨無二油斷一相守可レ申候事、

巳十一月廿一日

〔京都御役所向大概覺書二〕洛中洛外湯屋數風呂屋數幷御定書之事

覺

一風呂屋あかかき女之事、前々相定之通、三人に過べからざる事、

一二階座敷を構候儀、遊處に紛敷相聞へ候、二階座敷可レ爲二無用一候、

但勝手物置之儀者不レ苦候事

附向後作事いたし直し候節者、繪圖可二屆出一事、

一火之本之儀、度々被二仰出一候間、風呂相仕廻候儀、暮六ツ切ニ可レ仕事、

右之通堅く可二相守一、若密々私之仕形有レ之ものは、急度曲事可二申付一者也、

元祿十巳六月十八日

〔拾要抄 八〕寛政二戌年、湯屋願申付方之事、

一新規ニ湯屋願之儀、以來取上ケ申間敷儀ニ相成候處、間數ニ應じ取上候樣、尙又左之通、

一新規湯屋願、御曲輪內、近邊家作建込、人數多之場所は、貳丁を限可レ申候、

一場末兩側有レ之町々者、四町を限り、片側之町々者、五町を限可レ申、

一新規女湯之儀も右同斷、但男女入込之湯屋、女湯仕分之儀者、別而正敷相成候儀ニ付、一町を限可レ申、

一有來湯屋場所替願者、地立店立等之差支ニ相成可レ申間、前々之通り、壹町內外ニ而も可二申付一、尤場所ニ寄、長短之町々も有レ之ニ付、定式之町間數を以相糺可レ申積候、

〔德川禁令考 五十 湯屋〕寛政三亥年正月

男女入込湯停止

町中男女入込湯之場所有レ之、右者大方場末之町々多有レ之間、男湯女湯と相分焚候而ハ入人少く、渡世ニ相成不レ申候ゆへ、入込ニ仕來候儀と相聞、其段ハ無レ據子細も有レ之候得共、場所柄相應之所

ハ、入込ニ焚候儀、仕來とは乍ㇾ申、尙以如何ニ候、尤是迄刻限を以相分、又者日を分、男湯女湯と焚來候者も有ㇾ之候、刻限ニ而ハ、却而まぎらはしく候間、以來ハ、場所柄ハ勿論、場末たり共、入込湯ハ一統ニ堅ク停止せしめ候、依ㇾ之是迄入込湯焚來ものハ、其最寄々々申合、不ㇾ差合樣、たとへば一六之日、又者二七三八四九五十ノ日と次第を立置、差支なく女湯焚可ㇾ申候、只今迄入込湯焚來候分ハ、仲間ニ而帳面ニ記置、此以後勝手ニ而、別段女湯取建度者ハ可ㇾ願出、其元株を以申付ル儀も可ㇾ有ㇾ之候、尤右取極之內、來月十四日迄ハ、先是迄之通差置可ㇾ申間、其內日限等取極、來月十五日より決而難ㇾ相成候間、相止可ㇾ申候、

右之通、湯屋共江相觸候、是迄女子共、近邊ニ入込湯ニ而入來候ものハ、此度相改候ニ付而ハ、日ニ寄、湯之場所隔候事も可ㇾ有ㇾ之候得共、入込之儀ハ、一體風俗之爲ニ不ㇾ宜事ニ付相止候間、其趣町中相心得べきもの也、

〔甲子夜話　三十二〕江都ノ町中ニアル湯屋、予〇松浦淸若年迄ハ、タマ〳〵ハ男湯女湯ト分リテモ有タルガ、多クハ入込トテ、男女群浴スルコトナリ、因テ聞及ブニ、暗處又夜中ナドハ縱ニ姦淫ノコト有シトゾ、然ヲ寬政御改正ノ時ヨリ、コノ事改リテ、男湯女湯トテ、男女別處ニテ浴スルコト、陋巷ノ湯屋迄モ、都下ハミナ〳〵此制ノ及ビタルト見ユ、彼ノ寬政御政ノ中ニモ、弛ミタルモアレドモ、コノ湯屋ノ事ノ、今ニ違ハザルハ、善政ノ御餘澤ナリ、

〔拾要抄　八〕享和三年亥十一月七日

町中ニ而、新規ニ湯屋渡世相始候節ハ、是迄奉行所江願出、糺之上申付來候處、以來者奉行所江願出候ニ不ㇾ及候間、有來候湯屋共渡世差障ニ不ㇾ相成樣及ㇾ熟談、差支無ㇾ之分ハ、町年寄方江願出、差圖を可ㇾ受候、尤先達而相觸候通、男女入込湯決而致間敷候、同渡世之もの共、相互ニ糺合、若內々ニ而入込湯致し候もの有ㇾ之候ハヾ、可ㇾ訴出、糺之上、急度咎可ㇾ申候、

右之通、町中不洩樣可觸知者也、

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中湯屋渡世之ものハ不及申、家持借屋店借裏々迄、不洩樣可相觸候、

十一月

文化七午年五月町奉行相談書

横山町三丁目吉兵衛店 銀藏
米澤町壹丁目善右衛門店 新三郎
本石町貳丁目十兵衛店 次郎兵衛

右之もの共相願候者、湯屋之儀、是迄私之申合ニ而、組合立置候得共、不取締ニ而、其上近來湯屋ニ紛敷致渡世候者共も有之、難儀致し候間、仲間組合相定度旨、先達而願出候付、樽與左衛門江取調申渡置候處、組合相立候儀ニ付、障之筋者無之、且又組合相立候ハヾ、冥加金差出度旨申立候由、與左衛門申聞候得共、自然與湯錢引上候樣ニも相成候而者、輕きもの共及難儀候儀ニ付、冥加金之糺ニハ不及、罷在候內、尚又願人共申立候者、冥加金之儀難相立候ハヾ、出火之節、湯屋共ゟ人數大勢差出、消口ニ不拘、風下江廻り、飛火防相勤度旨申立候由、與左衛門申聞候得共、町火消共氣受ニも拘り、喧嘩口論之基與相聞候間、是又難相成方ニ可有之段、先達而一ト通及御談置候、然處右申立候組合、相立候儀ハ、何レニも相願候旨、尚又願人共申出候、一體湯屋共儀、先年者新規渡世致し候者ハ、御役所江願出、糺之上申付來、八年以前亥年、町觸後、御役所江願出候儀者相止候得共、新規渡世相始候ものハ、町年寄迄願出候儀ニ候得共、勝手次第之家業ニ者無之、人數ハ素ゟ極候者共ニ而組合相立候而已之儀ニ候間、冥加之申立者此上糺ニ不及、組合相定候儀ハ、願之通申付、勿論湯錢之儀、無故高直ニ致間敷旨申渡候樣可致哉與存候、依之願書相添及御相談候、

午五月

御書面至極可ㇾ然、存寄無ㇾ御座ㇾ、與左衛門存寄者、冥加不承知之者を憎候故、品々之理屈も申出候得共、御相談書之通ニ候得者、冥加之儀不ㇾ及ㇾ沙汰ㇾ事故、至極宜筋と存候、

午五月　根岸肥前守

文政三年辰二月四日町年寄方ニ而申渡

申渡　深川佐賀町吉右衛門店
庄兵衛
外五人
右町役人

其方共儀、年來藥湯渡世仕來候處、近邊湯屋共差障ニ相成候ニ付、度々及ㇾ出入ㇾ、自ら渡世相成兼難儀および候ニ付、風呂寸法取極、仲間相定度、去々寅年中相願候處、差障有ㇾ之、不ㇾ被ㇾ及ㇾ御沙汰ㇾ段被ㇾ仰渡ㇾ候間、此上仲間取極可ㇾ相願ㇾ樣も無ㇾ之、右名前之もの計渡世致度段、去卯八月中御訴訟申上、當役所ニ而追々相糺、湯屋共江も爲ㇾ掛ㇾ合候處、男女貳タ風呂共、差渡貳尺壹寸ニ二尺六寸ニ致し、藥湯渡世致度段申立候ニ付、願之通申付ル、洗湯ニ不ㇾ紛樣者勿論、寸法右より相廣ゲ不ㇾ申、正路ニ渡世可ㇾ致候、

六番組湯屋　行事共
湯屋仲間　大行事共

右之通、藥湯渡世庄兵衛外五人江申渡候間、其旨可ㇾ相心得ㇾ、糺中風呂寸法を熟談いたし候得共、兩風呂ニ相分ケ候而者、差障候段申立候處、縱令藥湯ニ候共男女入込者、御制禁之御趣意ニも相振候間、其方共差障者難ㇾ相立ㇾ候、

右者一件、町御奉行所江申上、御指圖を以申渡候間、其旨可ㇾ存、尤雙方證文申付候、

〔御觸書集覽 一〕天保十三寅年二月廿七日

諸色調懸り　市中取締懸り　名主共

今度十組諸問屋冥加上金、御免相成、都而仲間組合等相立候儀ハ難相成旨被仰出候ニ付、諸商物手廣ニ引受、直安ニ商賣致候儀ハ勿論之事にて、若舊來同商賣致候ものより、新規之故を以差障り候共、實ニ直安ニ商賣致候分ハ、差障者難相成、右ニ准じ、湯屋、髮結床を初め、諸職人ども、直安ニ渡世相始候者ハ同樣にて、差障相立候筋にハ無之候、且今般神田蠟燭町家主久兵衞外一人儀、藥湯之趣ニ申成し、湯錢拾六文にて男女入込之湯屋相始候ニ付、前々男女入込湯御制禁ニ有之、其上湯錢高直ニ相聞候間吟味ニ相成候儀にて、新規ニ湯屋始候儀を相咎候筋にハ無之候間、以來湯屋相始候もの、有來ニ、藥湯にても可成丈、是迄よりハ格別直安ニ致し、男女入込ハ堅く致間敷、火之元入念、暮六ッ時限相仕廻候樣急度相守、不取締之儀無之分ハ、新規ニ候共、其儘被差置候間、右之趣相含、組合限り、一同申通じ、家主共江も委細可申聞、

右之通、從南御奉行所被仰渡候間、組々不洩樣可申通、

右之通、被仰渡奉畏候、爲御請御帳江印形仕候、以上、

天保十三寅年二月廿七日　岩附町名主　文左衞門　外四十人

〔拾要抄 八〕弘化三午年四月、諸色掛名主共差出ス雙方相談之上承居ル、

市中洗湯湯錢之儀、去ル寅年五月中、大人子供とも壹人六文ニ引下ゲさせ候、然ル處右家業元入之儀者、風呂流シ等之作事向時々少破入用、下男ども抱置候給分食料焚物重モニ御座候處、去ル寅年新相場と此節見合候得共、凡五六分程之高直、米相場同斷貳割貳歩餘之高直ニ付、一同引合兼難澁仕候趣、所々湯屋共申立候間取調候處、右申上候通、家業筋重モニ元入之品相場相増候間、當分湯錢之義、左之通、

一大人。湯錢壹人分　寅年書上六文之處八。文。
一子。供。同壹人分　右同斷六文之處四。文。
右之通、大人子供湯錢增減仕、爲二受取一候樣可レ仕候哉、乍レ恐此段御伺奉二申上一候、以上、
四月廿五日　一色掛　名主共

安政四年巳三月廿三日
町中ニ而新規湯屋渡世相初候節、幷所替之類共、何れも古來者、月番之番所江願出、糺之上申付、其段言上帳付致し來、既に享和度以來者、町年寄江願出、指圖可レ受旨相觸、文化度より一旦組合仲間取極メ、おのづから新規取建候類、中絶致し候得共、猶又去ル丑年、組合停止相成候上者、外家業と者違、火之元取締ニも拘候儀ニ付、其後新規ニ相始候類ハ、奉行所江伺出可レ申候筈之處、渡世勝手次第と而已心得、自儘ニ取建候故、既ニ及二出入一候も有レ之、品々混雜および、不取締之趣ニ相聞、右者畢竟先年之振合等、年暦相立、町役人共初、不レ辨故之儀と相聞候ニ付、是迄追々ニ取建候分ハ、別段不レ及二沙汰一間、以來享和度觸置候通、新規者勿論、所替摸樣替共、逸々町年寄江願出、差圖を受可レ申候、尤右之通相成候迚、株式仲間取極候抔と心得違、自己之申合等致し候儀者、是又決而不二相成一、軒數增減者、彌勝手次第之事ニ付、右之趣相心得、此上猥之儀無レ之樣可レ致候、
右之通、町中不レ洩樣可二觸知一もの也、
右之通、從二町奉行所一被二仰渡一候間、町中不レ洩樣入念、早々可二相觸一候、
三月廿三日　南北小口年番名主

安政五午年八月申渡
市中藥。湯。渡。世之儀、文政三辰年風呂寸法等取極、申渡置候趣も有レ之候處、近來追々猥ニ相成、男女

入込ニ而、深更迄も渡世いたし、又者藥湯之名目にて、高直之湯錢受取、洗湯に紛敷類も有レ之候哉ニ相聞、火之元之ためにも不二相成一、既ニ先年吟味之上、咎申付候儀も有レ之候處、右者畢竟洗湯とハ譯違、勝手ニ渡世相始候故、自然取締も崩候儀と相聞候ニ付、已來ハ文政度申渡置候通相守、男女二タ風呂共、差渡貳尺壹寸ニ貳尺六寸ニいたし、尤男女兩風呂にてハ不二相成一、差別を立、總而紛敷儀無レ之樣、正路に渡世可レ致旨、名主支配限、急度申付候樣可レ致候、

午七月

井上信濃守
駒井相模守

慶應三年丁卯十二月、湯屋髪結渡世之者共江申渡候儀申上候書付、

今般商法爲二取締一、諸問屋共江株鑑札渡遣、身元金上納申渡候ニ付、湯屋并髪結渡世之儀も、同樣可二申渡一處、近來湯錢髪結錢迄ニ高直ニ相成、別而輕きもの共、難儀致し候趣に相聞、一體右兩渡世之儀者、株主と唱、身分違之もの所持致候分も有レ之、畢竟株主と預人と有レ之候故之儀ニ付、此上新規同渡世相始候儀、勝手次第ニ致し、男女入込等不取締之儀無レ之樣申渡候ハヽ、直下之儀も行屆可レ申候ニ付、別紙之通、名主共江申渡候、依レ之申上候、已上、

卯十二月

井上信濃守
駒井相模守

申渡按

組々世話懸
名主共

今般商法爲二取締一、諸問屋共江株鑑札渡遣、身元金上納申渡候ニ付、湯屋并髪結渡世之儀も、同樣可二申渡一處、近來湯錢髪結錢追々高直ニ相成、輕きもの共別而難儀致候趣相聞候に付、上納金等之不

〻及沙汰〻候間、早々直下可〻致、尤此上新規同渡世相始候儀者、勝手次第ニ致し、男女入込等不取締之儀、心得違之もの無〻之樣可〻致旨、名主共支配限可〻申聞〻

〔京都御役所向大概覺書二〕洛中洛外湯屋數風呂屋數幷御定書之事　正德五未年改

一湯屋數（洛中）　五拾八軒　一居風呂數（同）　拾貳軒　一風呂屋數（同）　拾三軒　一鹽風呂數（同）　五軒　一釜風呂數（同）　八軒　一湯屋數（洛外）　拾三軒　一鹽風呂數（同）　壹軒　一居風呂數（同）　貳拾三軒　一竈風呂數（城州愛宕郡八瀨村）　拾六軒　但年により增減有〻之候

錢湯看版

〔足薪翁記一〕錢湯風呂の看版

錢湯風呂の看版に、軒に矢を出してゆいり（弓射湯入）とはんじさせたりといふ洒落は、いつの頃よりありしこと歟、今も他國にはあれども、江戶には絕てなし、

俳諧五味紅葉餠（延寶三年吟）　浦風に吹はなされし矢は三文　宗因　湯屋の軒端はあれ果にけり　藤蒼　矢とあるに湯やの軒とつけたり、

俳諧富士石（延寶七年調和撰）　那須の篠原湯やが軒端や行霰　調幸子　武士の矢なみつくろふこ手のうへに霰たばしる那須の篠原、といふ古歌をとりて、矢といはでそれときかせたるなり、されば延寶前より江戶にもありしことゝ成べし、鹿〻武左衞門口傳ばなし、湯やの家名に矢の形出す因緣といふ話に、さる者湯やの看版を見ていふやうは、湯屋に矢を出しておきたるは、いかさまやうすがあらう、其外紙屋、筆屋などのやにも矢があらう事ぢやが、湯屋にばかり矢の形を出したは、いかさま不思義ぢやといふ頓作男申けるは、もつともよき不思義ぢや、さりながら湯やに矢をだしたは、よき理屈ぢやといふ、なぜにといへば、あれはいるほどのものがゆがみにかゝるゆゑに、かゝらば矢ばがあるまいといふた、まづいるといふこゝろか、さりとはよき頓作、射るほどのものが弓がみにかゝるといふか、此話たしかに聞とれがたし、又此さうし梓彫の年號を闕

たれども、天和中の作なる事、巻中に證あり、又小柴垣、元禄九年印本京師の事をいふ條に、湯屋のしるしに矢筈を作りて軒に出す、是程合點のゆかぬ事はあらじと、見るたびにおもひけりとあり、又輕口千葉古の玉正徳六年印本に、ある人の云やう、烟草屋の看版に、四角な物いだしたるは何といふ事ぢやといへばあれはきりこをくだきたる物といふ、又湯やに矢の看版はいかにといへば、あれはいるといふこゝろぢやといふたと、いふ話あり、それかれおもひわたすに、むかしより其意たしかならざりしなるべし、又鎌田兵衛名所盃元禄八年近松門左衛門作といふ浄瑠理に、長田父子逆心して、義朝を風呂屋にて害さんとなすところへ、鎭西八郎爲朝弓矢をたづさへ來り、義朝の危急をたすくる條に、長田父子が首ひきぬき、兄弟親子對面は、末繁昌の藥の湯屋、末代までの看版と、弓取なをし軒口に、はたとあたりの手ごたへしてと、いふ事見えたり、○中略

前句付雲鼓點、戌十月四日とあり、　まぎれない事〳〵　夜る見ても矢の看版はあたゝかい

或人の云、此看版、江戸馬喰町貳丁目の湯やにのみ、安永の頃まであり、此邊は諸國の旅人多く集る所なるゆゑに、彼矢の看版を出さゞれば、風呂やと他國の人は知らざればなり、彼湯やは町並より引こみて、奥まりたる所なり、その露路口に出しゝならん、初にもいふ如く、今も此看版他國には多くあれば、旅人の目じるしにせしなりとぞ、延寶中の、なぞたてさうしに、風呂でのちかづき何か、晩鐘(いりあひ)とときとあり、昔はいるとのみ云へば、やがて風呂の事と聞えしなるべし、ゆゑに矢看版を出したる歟、明和七年印本、川柳高點集、柳樽、可有が序に、弓は袋にをさまり、湯やの看版の矢は軒に跡なしとあり、明和の頃、江戸に此看版の絶たる證とすべし、

〔諢話浮世風呂前編上〕むかしは錢。湯。の。看。板に、矢のかたちを木にてつくり、門口の目印と定たり、弓射(ゆみいる)といふ心なるよし、古き繪ざうしにまゝ見及びぬ、今も遠境には用る所あり、

錢湯雜載

〔見た京物語〕湯屋は掛行燈ありて各銘あり、入る人はなはだ少なし、やう〳〵五人ほどもあるなり、

〔浪花の風〕元日は錢湯も一同休みにて、二日を初湯とす、故に二日は、曉七ツ時前より市中螺など吹て、わいた〳〵と大聲に呼ありきて、湯のわきたるを觸れ知らす、江戸にはなきことなり、

〔東都歳事記 二六月〕土用 錢湯風呂屋にて桃葉湯をたく

〔東都歳事記 四十一月〕冬至 今日錢湯風呂屋にて柚湯を焚く

〔秇苑日渉 三〕屠兒 〇藍染家中略

如ㇾ浴肆藍染家、亦比ㇾ之屠戶、

浴例

〔今昔物語 十九〕參河守大江定基出家語第二

其後寂照〇定基法名既ニ震旦ニ渡テ、思ヒノ如ク所々ノ聖跡ヲ禮シテ天皇モ待受テ、止事无ク敬ヒ歸依シ給ヒケリ、〇中略亦寂照五臺山ニ詣デヽ、種々ニ功德ヲ修ケルニ、湯ヲ涌シテ大衆ニ浴サムトシテ、先大衆僧供ヲ著キ並タル程ニ、極テ穢氣ナル女ノ子ヲ抱キタル、一ノ犬ヲ具シテ、寂照ガ前ニ出來ヌ、此ノ女瘡カキテ穢氣ナル事无ㇾ限シ、此レヲ見ル人共穢ガリテ追ヒ喤ル、寂照此ヲ制シテ、女ニ食物ヲ與ヘテ返シ遣ル、而ルニ此ノ女ノ云ク、我ガ身ニ瘡有テ糸難ㇾ堪ク侘シケレバ、湯浴ムガ爲ニ參ツル也、湯ノ功少シ我レニ浴シ給ヘト、人共此レヲ聞テ喤テ追フ、女被ㇾ追テ、後ノ方ニ逃去テ、竊ニ湯屋ニ入テ子ヲ抱キ乍ラ犬ヲ具シサフメカシテ湯ヲ浴ム、人共此レヲ聞テ打追ハムト云ヒテ、湯屋ニ入テ見レバ、搔消ツ樣ニ失ヌ、其時ニ人々驚怪ムデ出テ見廻セバ、檐ヨリ上樣ニ紫ノ雲光リテ昇レリ、〇下略

〔宇治拾遺物語 三〕これも今はむかし、法輪院大僧正覺猷といふ人おはしけり、その甥に陸奧前司國俊、僧正のもとへ行てまいりてこそ候へといはせければ、たゞいま見參すべし、そなたにえば

しおはせとありければ、まちゐたるに、二ときばかりまで出あはねば、なまはらだゝしうおぼえて、出なんと思て、○中略陸奥のせんじ歸のぼりて、いかにせんと思まはすに、僧正はさだまりたることにて、湯。ぶ。ね。に藁をこまぐ〵ときりて、一はた入て、それがうへに、莚をしきて、ありきまはりては、さうなぐゆ。ど。の。へ行て、はだかになりて、ゐさいかさいとりふすまといひてゆぶねにさくとのけざまにふすことをぞ𛀙給ける、陸奥前司よりてむしろをひきあけて見れば、まことにわらをこまぐ〵ときり入たり、それをゆ。ど。の。た。れ。ぬ。の。をときおろして、このわらをみなとり入て、よくつゝみてそのゆぶねにゆ。桶。を𛀙たにとり入て、それがうへに圍碁盤をうら返してをきて、むしろをひきおほひて、さりげなくて、たれ布につゝみたるわらをば、大門のわきにかくしをきて、まちゐたるほどに、二時あまりありて、僧正小門より歸をとしければ、ちがひて大門へいでてかへりたるくるまよびよせて、車の尻にこのつゝみたるわらをいれて、いゐへはやらかにやりて、おりてこのわらをうしのあちこちありきごうじたるにくはせよとて、うしかひ童にとらせつ、僧正はれいのことなれば、衣ぬぐほどもなく、れいのゆどのへいりて、ゑさいかさいとりふすまといひて、ゆぶねへおどりいりて、のけさまにゆくりもなく、ふしたるに、ごばんのあしのいかりさしあがりたるに、尻ほねをあらうつきて、としたかうなりたる人の𛀙に入て、さしそりてふしたりけるが、そのゝちをとなかりければ、ちかうつかふ僧よりて見れば、目をかみに見つけて、𛀙にいりてねたり、

〔平治物語　二〕義朝野間下向事附忠致心替事

同廿九日ニ尾張國智多郡野間内海ニ著給フ、長田莊司忠宗請取奉リテ、漸々ニモテナシ申セ共、御馬ヲ進ラセヨ、急ギ御通可レ有ト宣ケレバ、責テ三日ノ御祝過テコソ御立候ベケレトテ、頻ニ留奉バ、無レ力逗留シ給、去程ニ、長田莊司子息先生景宗ヲ近付テ、サテモ此殿ヲバ通シヤ奉ル、是ニテ

討可申カ如何ニト云ニ、景宗申ケルハ、東國ヘ下給共、人ヨモ助ケ進セジ、人ノ高名ニナサンヨリモ、是ニテ討奉テ、平家ノ見參ニ入、義朝ノ知行分ヲモ申給ハラバ、子孫繁昌ニテコソ候ハンズレト云ケレバ、尤可然、但名將ノ御事ナレバ、小勢ナリトモ討奉ラン事大事也ト申セバ、御湯ヒカセ給ヘトテ、湯殿ヘスカシ入奉テ、橘七五郎ハ近國ニ無雙ノ大力ナレバ、組手ナルベシ、彌七兵衞濱田三郎ハ手キヽナレバ、指殺シ可進、鎌田ヲバ内ヘ被召テ酒ヲ强伏、軍ノ樣ヲ問給ヘ、頭殿討レ給ヌト聞テ走出バ、妻戸ノ陰ニ待カケテ景宗斬伏候ハン、金王丸ト玄光法師ヲバ外侍ニテ若者共ノ中ニ取籠、引張テサシ殺候ハシニ、何ノ仔細候ベキト計ヘバ、湯殿シツラヒテ、正月三日ニ莊司御前ニ參、都ノ御合戰道スガラノ御辛勞ニ御湯被召候ヘト申セバ、可然トテ、軈テ湯殿ヘ入給ヘバ、三人ノ者隙ヲ伺ニ、金王丸御劍ヲ持テ、御垢ニ參ケレバ、都テ可討樣ゾナキ、程經テ御帷子進ラセヨト云ヘ共、人モナキ間、金王丸腹ヲ立、走出ケル其隙ニ、三人ノ者共走違テツト入、橘七五郎ムズト組奉レバ、心得タリトテ、取テ引寄押伏給フ所ヲ、二人ノ者ドモ左右ヨリ寄テ脇ノ下ヲ二刀ヅヽサシ奉レバ、心ハ猛シト申セ共鎌田ハナキカ、金王丸ハトテ終ニ空シク成給、金王丸走歸テ是ヲ見テ、ニクイ奴原一人モアマスマジトテ三人ナガラ湯殿ノ口ニ斬フセタリ、

〔源平盛衰記 四〕涌泉寺喧嘩事

目代師經、在國ノ間、白山中宮ノ末寺ニ、涌泉寺ト云寺アリ、國司ノ廳ヨリ程近キ所也、彼山寺ノ湯屋ニテ、目代ガ舍人、馬ノ湯洗シケリ、僧徒等制止シテ、當山創草ヨリ以來、イマダ此所ニテ、牛馬ノ湯洗無先例ト云ケレドモ、國ハ國司ノ御進止ナリ、誰人カ可奉背御目代トテ、在俗不當ノ輩、散々ノ惡口ニ及デ、更ニ承引セザリケレバ、狼藉也トテ、涌泉寺ノ衆徒蜂起シテ、目代ガ馬ノ尾ヲ切リ、足打折、舍人ガソクビヲ突、寺内ノ外ヘ追出ス、此由角ト馳告ケレバ、目代師經大ニ憤ツテ、在廳ノ國人等ヲ駈催シテ、數百人ノ勢ヲ引率シテ、彼寺ニ押寄テ、不日ニ坊舍ヲ燒拂フ、懸リケレバ、北ノ

四箇寺ニ、隆明寺、涌泉寺、長寛寺、善興寺、南ノ四箇寺ニ昌隆寺、護國寺、松谷寺、蓮花寺、八院ノ衆徒等會合シテ、使者ヲ中宮ニ立テタリケリ、別宮、佐羅、中宮、三社ノ衆徒急下テ、一ニナル、岩本、金劒、下白山三宮、奈谷寺、榮谷寺、宇谷寺三寺、四社ノ大衆モ馳集テ同意シケリ、時刻ヲ廻スベカラズ、目代師經ヲ誅罰スベシトテ、七月一日、數百人ノ大衆喚テ廳ヘゾ押寄ケル、師經ハ、涌泉寺燒失ノ後、僻事シツト思ツヽ、忍テ京ヘ逃ゲ上タリケレバ、〇下略

〔源平盛衰記三十九〕重衡酒宴附千壽伊王事

同晦日〇壽永三年三月比ニ成テ、狩野介〇宗茂湯殿尋常ニコシラヘテ、御湯ヒキ給ヘト申ス、中將〇平重衡嬉キ事カナ、道ノ程疲テ見苦カリツルニ、身淨メン事ノ嬉シサヨ、但今日ハ身ヲ清メ、明日ハキランズルニヤト心細クゾ思ハレケル、一日湯ヒキ給フ程ニ、晝程ニ及テ二十計カト見ユル女ノ、目結ノ帷ニ白キ裳著タリケルガ、湯殿ノ戸少開テ、無左右内ヘモ不入、中將如何ナル人ゾト問給フ、兵衞佐殿ヨリ御垢ニ參レト仰ツル也ト聞ヘシカバ、有ベクモ侍ラズト被仰ケルニ、狩野介湯ノ奉行シテ候ケルガ、兎角ノ事ナ申サレソ、ハヤ參給ヘト聞エケレバ、女湯殿ノ内ニ入、湯トリ水取ナドシテヒカセ奉ル、晩程ニ十四五計ナル美女ノ、地白ノ帷ニ染付ノ裳著タリケルガ、金物打タル楾ニ、新キ櫛取具シテ、髮ニ水懸洗梳ナンドシテ上奉、

〔天台座主記二末〕第六十六法印實全〇妙法院僧正修驗權

建仁三年八月廿五日上表、辭退座主職、付藏人左少辨光親、即被送印鑑、是依行學相戰、山門擾亂之故也、件根元者、山上溫室之習、學侶先洗浴、堂衆後替入、而去三月、西塔南谷湯治之間、堂衆不待前後之次第、依致刻限之違亂、學生相咎之處、堂衆吐種々之謗言、翌日湯浴、學生相臨湯屋之剋、堂衆等差遣二人、救入於湯釜、即時出釋迦堂庭、拂數輩學生、畢不堪鬱憤、一谷學生退散、餘谷同心、各以離山、座主院主被相宥彼此之間、堂衆憍慢之餘、五月廿三日、谷々相議、始與谷別湯屋、七月五日、院主大僧都圓長

企登山、召寄堂衆上首等廿人、雖令加禁遏、不用制法、尙以同十六日、四谷同時遂各別之温室畢、八月一日、學生構城墎於大納言岡幷南谷走井房、各以群居、追却堂衆、堂衆同六日引率三ヶ庄軍兵等、登山、寄彼兩城、自酉刻至戌時合戰、兩方殞命之者不知其數、加之堂衆等或伐損房舍、戰失聖敎、同七日堂衆等引城墎下山畢、同十九日、學生又引却城墎下京、是依院宣也、

〔建武年中行事 六月〕十一日御神事一日よりはじまる、行幸あり、いぬのはじめに出御、〇中略とのもんれう御湯まいらす、御舟にとる也、めすほどにうめたり其後ひの口より七たびまいらす、山陰の中納言子孫なる藏人、御湯のことを仕ぅまつるなり、其人なければ外せきにも末なる又えたり、頭もしは五位藏人の中、これも山陰の末御湯殿にまいる、上に衣ぬぎて上に明衣をきたり、下重ね同じく著せず、神殿の方に向ひて、七度これをそゝぐさて御舟に御湯帷子めしていらせ給、三杓めして天の羽衣(御ゆかたびらをいふなり)舟のうちにぬぎすてゝ、更にくられうの御ゆかたびらをめしてあがらせ給、〇下略

〔新編相模國風土記稿 七十八鎌倉郡〕凡遇浴日、堂爲不可喧閧、世境知客在浴、院中高口彼時浴主、禁約以着舊之名、令渠息其閧閙、知客猶增忿怒、却以飮毒藥爲名、揚其家醜、浴主況有不正之事、何因鬪諍、始出斯言、飮毒之時、便申公界、是知客之正理、因事方言、此乃世境之咎、且從輕罰油三斤、確志浴主前公界人前、以服藥爲名、此亦强說道理、其過甚重、從輕罰油五斤、如不伏理二俱出寺、道隆ノ華押アリ、

〔集古文書 三十四禁制狀〕禁制　大山寺(〇播磨飾東郡)條々〇中略

一温室者、爲止住淨侶構之、然者守番々院之上下、令所用者、爲先例處、近來亂次第旨致沐浴、間濫吹也云々、堅守法例、猥不可亂入事、〇中略

貞治三年三月四日

〔太平記 十八〕高野與根來不和事

爰ニ、我慢邪慢ノ大天狗共、如何ニシテ人ノ心中ニ依託シテ、不退ノ行學ヲ妨ントシケレ共、上人毀〇覺定力堅固ナリケレバ、隙ヲ伺事ヲ不得、サレドモ或時上人溫室ニ入テ、瘡ヲタデラレケルガ、心身快シテ、纔ノ樂ニ婬著ス、是時天狗共力ヲ得、造作魔ノ心ヲゾ付タリケル、

〔康富記〕應永八年九月廿三日乙亥、詣高倉風呂也、及晚歸宅、

〔親元日記〕寬正六年正月卅日戊寅、御成二番御供　御風呂藤中納言入道殿御湯殿吉阿御湯取多阿　御供衆走衆例式一獻

御風呂番總式　二月廿九日丁未、御風呂御延引可為來三日之由被仰出之、　三月三日庚戌、御成御供十番　御風呂去晦日御延引分也　御供衆走衆例式一獻

〔資益王記〕文明六年三月廿七日、今日可歸候處、有風呂可入之由、光慶院被申間、入風呂、普廣院隣端淺湯也、今日宿光慶院、　十三年十月卅日、風呂張行之處、又甲穢者入間、自間歸了、民部卿彥五郎入之間、乙ニ觸了、慈慶院同能穢了、

〔親俊日記〕天文十一年二月三日甲寅、一道通風呂へ入候、　卅日辛巳、一道通風呂へ入候、

〔言繼卿記〕天文十一年二月八日己未、九時分藤中納言留風呂各罷候、甘露寺藤中、予、四辻、高倉三位、中御門、右衛門佐、極﨟等也、　十三年四月四日壬申、藤中納言、予、右衛門佐、圓光院等、一條風呂留テ令同道了、

〔豐薩軍記五〕能呂傳右衛門之事

關白秀吉公より大友毛利和睦を遂げ、四國靜謐ならしむべき由仰下されたりければ、違背すべきにあらずとて、兩家合體の御請をぞ申されける、薩州島津へも大友と和融を致し申すべしとて、仙石權兵衛尉を以て仰遣されけるに、一向に隨はず、剩へ仙石が使者能呂傳右衛門と云けるを歸さずして押籠置きけるが、其年の極月に殺すべきに極り、密に是を亡して何となき體にもてなし、湯屋にて先づ澡浴を致さしめける、浴も半ならんとする比ほひ、預り人の某太刀、拔もつ

施湯

て入來るを、傳右衛門元來主たゝかなる者の、心飽まで早かりければ、盥を取て投付し程に、あをのけに打倒し、直に屛を踏破り、突と出て一散に走り行く、〇下略

〔川角太閤記四〕一御傘持吉若御行水を拵、御湯殿へ上ゲ申候と申上候へば、則御行水を被ㇾ遊御出被ㇾ成候、

〔言繼卿記〕慶長八年十月六日戊子、風呂へ入、家中衆各々八千振舞也、

〔時慶卿記〕慶長八年十一月卅日、煤ヲ拂、障子張、大膳職屝置、晩ニ留風呂シテ各家內衆入、長野殿若衆等入、

〔鹿苑日錄〕慶長九年六月晦日、午時赴二柳。風。呂一、各々同途、於二浴室一粽ニテ有ㇾ酒、酒了テ歸院、　十年十月十七日、於二豐光一有ㇾ齋、今度之骨折衆振舞也、〇中略齋了赴二柳風呂一、各會之衆不ㇾ殘、浴後於二風呂一有ㇾ酒、酒了テ歸院、

〔浚明院殿御實紀附錄一〕また歲除の日、御城邊の市井大火ありしに、公には元旦の御用意とて、浴室におはして、御湯めしてありける所へ、小納戶衆逐々來りて告奉りたり、そのとき又一人あはたゞしく走りきたり、もはや何の御門火近くなり候、別に防火の人數まし加へてはせむかはすべきやと、年寄ども議し候よし申ければ、公浴室の中より御聲高らかに宣ひけるは、城門はたとひ燒たりとも、後に造りて何かさはらむ、城下の商人等、明日は元日よとてこと主げからんに、かゝる災ありて、さぞ周章ぬらむ、早く防火の人數をめし加へて、城門はさしおき、先町家を救はしめよと仰られし御聲、遠く侍ふ席まで聞えしとぞ、今もかたり傳へたり、

〔古文書類纂中寄進狀〕奉二施入一　東大寺

温室田壹處貳段事在二中津河口一　副二本券一具參枚

四至限二東得重領田一　限二西新藥師得業井陽勢領田一　限二南山一　限二北大路一

右温室洗浴之行者、得度成佛之謀也、依之簡每年七月七日之良辰、擔欲修洗浴衆僧之善根、所修非他、爲父爲母也、夫慈父撫育之德、高高須彌、悲母誕生之恩、深深巨海、經塵劫而何報、數恒沙而豈謝、願任温室之功、早洗煩惱之塵、依添浴之力、速瑩善提之玉、万歲福壽、眼前望仰、除去七病、得七福、報之金言、九品蓮臺、身後響濕、功德悉就、遂致作佛之誠、說昔郭巨埋愛子而得地下釜、只養一旦之心、孟仁泣竹林而感雪中筝、未與二世之益、今弟子所修、既兼現當、七分全得脫決定叶膠漆、又二親誰所生、身體受父母、去世雖久、報恩志切、同廻所得功德資、彼祖父祖母、凡見世上追善是疎讓雖得百千財口限誰調一日濟會、一期尙爾、況及二世至今温室者、永納舍那之願海、遠期慈尊之出世、添浴水清、垢染何處、留信珠光鮮闇惑莫殘彼難陁尊者、行一時之施湯、身相世々如佛、光明皇后淨十千之道俗阿閦歡喜現光、是以決定往生之業因、諸德奏温座最尊第一作善空聲達沐浴、善根無限、法界同利、爲後代錄事狀、早籠印藏、更不散失矣、仍奉施入如件、

永萬元年七月七日傳燈法師位珍慶

善根至深、隨喜是切也、仍加署判、

權律師〇花押

温室料田寄文由緖分明也　仍五師加證判〇署名略

〔元亨釋書十八願雜〕天平應眞皇太后光明子者、淡海公〇藤原不比等第二女也、聖武帝儲貳時納爲妃、天平元年八月冊爲皇后、〇中略及東大寺成、后以謂、大像大殿皆已備足、帝勗于外、我營于內、勝功鉅德不可加也、且有詫意、一夕閤裏空中有聲曰、后莫誇也、妙觸宣明浴室澣濯、其功不可言而已、后恠喜、乃建温室、令貴賤取浴、后又誓曰、我親去千人垢、君臣憚之、后壯志不可沮也、既而竟九百九十九人、最後有一人、徧體疥癩臭氣充室、后難去垢、又自思而言、今滿千數、豈避之哉、忍而楷背、〇中略于時病人放大光明告曰、后去阿閦佛垢、又愼勿語人、后驚而視之、妙相端嚴、光耀馥郁、忽然不見、后驚喜無量、就其地構伽藍號

阿閦寺、

〔吉記〕元暦元年十一月十日、今日先考遠忌也、念佛□□奉仕□佛經、阿彌陀經一部以實憲律師爲導師、布施一裹三段、四事供養、飲食、錢米衣服衣臥具一枚醫藥、橘皮以錢用念佛衆六口、四事同前也、□温室事、左右獄施行清水坂温室、已例事也、

〔吾妻鏡十二〕建久三年三月廿日壬辰、於山內有百箇日温室、往反諸人幷土民等可浴之由被立札於路頭、是又爲法皇御追福也、俊兼奉行之、今日御分也云云、平民部丞、堀藤次等沙汰之、以百人被結番、雜色十人在此內云云、

〔吾妻鏡三十三〕暦仁二年〇延應元年五月廿六日乙未、前武州〇北條義時爲禪定二位家〇北條政子御得脫、被積作善事、年々歲々未緩、其中於彼法華堂之傍被建温室、令結番薪等雜掌人、毎月六日齋日、可浴僧徒之由有沙汰、仍誡後年退轉、今日被定置文、其狀云、

南新法華堂六齋日湯薪代錢支配事

右期以前、頭人之許ニ可令沙汰進之由、面々所被仰下也、隨到來請之、寺家ニ今進納、可令取進返抄也、若期月ノ十日ヲ過マデ不辨進、及遲々事有ン時ハ、爲頭人之沙汰、擧錢ヲ取、先寺家ニ令進納、後、其懈怠人々ノ手ヨリ不論日數之久近、以一倍令可徵取也、其人若不致一倍之辨、猶以令難澀者、頭人慥可令申事由也、其時所領ヲ召、傍輩ノ懈怠ヲ可被誡者也、但頭人若私ノ恨ヲ重、御公事ノ功ヲ輕クシテ、彼懈怠ノ咎ヲ隱、不許、寺家ノ訴訟ニ令及者、懈怠ノ人ヲ閣テ、頭人ノ所領ヲ可被召也、兼又此所課ニ限テハ、如此被定置之後、相互ニ分限ノ大小ヲ論ジテ、令痛之輩アラバ、是又可被行其科者也、一人若難澀ノ詞ヲ出サバ、傍輩皆以可成習之故也、其初發言ノ人ヲ重ク是ヲ可被誡也、何況卽爲頭人之身、不法ヲ致サン人ニ於テハ、永可被棄置也、凡謂事之濫觴、候于關東之諸人不論貴賤、上下成安堵之思、各一鄕一村ヲモ令領知事者、偏是二品禪定靈

之御恩德之所令然也、心有ラン輩誰不知恩之誠哉、而此最少ノ所課ニ於テハ、或ハ忘却ノ由ヲ陳ジ、或ハ過分之儀ヲ稱天、若ハ遲々セシメ、若ハ令對捍天、聖靈ノ御爲ニ疎略ヲ致サン事、是只可類于木石者也、於木石之類者、恩顧ヲ施シテ、ソレ何詮カアラン哉、然則至于不法之人々者、所帶ヲアラタメラレン事、更無所拘也、各可令存知之由、具ニ可被相觸也者、仰旨如此、誠可恐惶、所詮此巨細ノ仰ヲ召承、聊モ懈怠ニ及者、定テ被貽恨者也、早此御下知狀ヲ令書寫天、各座右ニ令置天、常可被備廢忘歟、有始無終者古人之所誡也、今日者雖驚之、後年者漸々心ヲユルクセン者歟、必其終ヲ愼テ、永可令通後勘給、能々可有思慮事也、不可准普通之儀候、仍執達如件、

延應元年五月廿六日　　左衞門尉盛綱

〔平戸記〕寬元三年正月十日丙午、今日先考遠忌也、以行顯闍梨讃嘆古佛古經、例時之後與布施、依恒例事、於大湯屋有溫室、

〔看聞日記〕應永廿三年十二月廿三日、爲御佛事風呂被燒、面々入之、

〔神道集六〕三島之大明神之事

藏人殿〇橘仲時ハ大ニ御喜セ給テ、急御下向コソ詣タケレ、其後國中ヲ領シ、高所ニハ堂ヲ立、下所ニハ塔ヲ組ミ、前々ニハ池堀リ槿色ノ蓮花ヲ放シ、靈佛靈社崇敬シ、寺。院。坊。内。村。里。ニ。ハ。湯。屋。ヲ。立。晝夜無間ニ人民ツカレヲ慰ミ給、

〔老人雜話上〕氏郷ある時諸士を饗す時、自から頭を裹て、風呂の火を燒しとぞ、

〔有德院殿御實紀附錄一〕ある夜月もなく暗かりしに、稚き小性二人を召て、浴室に剃刀を遺し置たり、汝等が質の强弱をもこゝろみむ爲なれば、燈火をとらで探り出し、速に持來るべしと仰あり、二人奉り、かの浴室に行てみるに、燈火なければさがすべき樣なし、いかにしてさぐりいださむやとはかりしに、一人は下に居て心をしづめてよく見たらば、必ず剃刀の光見ゆべし、其時に

よりて取べしと思ふといへば、また一人そはあまりのどかなるはからひなり、我がせん樣見られよとて、浴室の板敷をしたゝかにふみならしければ、はたして剃刀の音から〳〵と聞ゆ、たゞちにはしりよりて、取てまゐりければ、人よく心きゝしふるまひなりと感じ、定めて御ほめあるべしと思ひしに、さらに是非をも宣はざりしかば、いかなるみこゝろにやとさゝやきあへり、しばしゝて仰ありけるは、暗室に坐し剃刀の光をみてとらんとはかりしは、心遲きやうなれども、ことをあやまたじとの心と見えたり、板敷をふみならし其音を聞んとせしは、頓智なりといへども輕々しき心根なり、足をあぐるとき其下に剃刀あらば、忽にきずつくべし、をさなきものゝかゝる擧動をほむる時は、それをよき事とおもひ、年長ずるにしたがひ、持重なるふるまひはなし得ざるものなりとて、御けしきよからざりしかば、侍臣みな深慮のほど、凡人のうかゞひしるべきにあらずと感じあへり、

〔和漢三才圖會八十一家宅〕浴室〇中略

按、世俗浴湯間、如聞鐘撞聲、則以爲不祥、

〔倭訓栞前編二十六不〕ふろ　奥の外が濱に雁風爐といへる事あり、秋雁の來りし時、ふくみこし木を落し置て、また春にいたりて、其木を含て歸るに、殘し置たる木多くあれば、拾ひ集てふろに燒て諸人を浴せしむとぞ、

〔笈埃隨筆一〕雁風呂

言傳ふ奥南部の地に雁の渡り來る海上甚遠し、故におの〳〵小き木の枝をくわへ、渡る中海にして此木を海に落し、夫に乘て暫く羽を休め、又くわへて立、南部の地に至る時こと〴〵くすて去、然して春歸る時、又此木をくわへて歸るに所々にて擊取られ、羂(ワナ)に懸りて多くの人の手に落故に、いつにても此木跡に殘り有を口人捕し雁の爲に此木を以て風呂を焚て諸人を入浴せし

む、是其追善也是を號て、膈風呂といへり、○中略又膈風呂の事は信州にも有といふ、未考、

〔骨董集上編上〕伊勢の風呂吹

本朝諸士百家記寶永五年印本卷之三、壻入に舅の方にて風呂を立てもてなす事をいへる條に、廣蓋にゆかた風呂敷、かき替の下帶取調、上手の吹手一兩人あひ催して、風呂へ入ぬ云々、自笑内證鑑寶永七年印本卷之五、大坂道頓堀の風呂屋の事をいへる條に、此風呂へ入相の比より來り、吹てふかれてざつとあがり場に坐して云々と見ゆれば、寶永の比まで、風呂を吹といふことありしなるべし、伊勢人の物語を聞に、風呂を吹といふは、空風呂にあることなり、これを伊勢小風呂といふ、垢を掻者、風呂に入者の身上に息を吹かけて垢をかくなり、ゑかすれば息を吹かけたる所にうるほひ出て垢よく落るなり、口にて拍子をとり、息を吹かけつゝ垢をかくに、上手下手ありて興あることなり、そのゆゑに垢をかく者を稱へて風呂吹といふ、今も伊勢には此事ありと語りぬ、此物語、甲陽軍鑑に伊勢風呂とあるによくあへり、然則伊勢の風呂吹ふるきことなり、かのそゞろ物語にいへるも、錢湯の名はありながら、今の湯風呂にはあらで、から風呂なるべし、彼是を參考するに、昔の風呂はおほくはから風呂にてありしならん、下帶をして入にも、から風呂は便宜なるべし、内證鑑に、ちらしを汲といふことあり、かゝり湯のことをちらしといひしなり、

〔甲陽軍鑑九下品第二十五〕一天文十四年六月廿四日に、晴信公○武田山本勘介を召て、諸國弓矢の批判をきゝ給ひて後問給ふ、○中略晴信公仰らるゝは、よはきといへども、人數多して大敵なるはいかんとあれば、勘介申上る、されば喩を取て申すに、風呂はいづれの國にも候へ共、伊勢風呂と申子細は、伊勢國衆ほど熱風呂を好て、能吹申さるゝに付て、上中下共に熱風呂にすく、在郷まで大方村一ツに風呂一ツづゝ候て、既に夫あらしこまでも、風呂ふくすべを存候は、あつき風呂すく故かと見え申候、ぬるき風呂に入付たる人は、熱風呂少もこたゆる事ならざるごとくに、大敵の剛

強なるにさへ被成樣をもつて勝給はゞ、殘はさのみ御工夫に及ばぬ事と申上る、

〔胸算用　三〕都の顏見世芝居

過し秋、京都に於て、加賀の金春勸進能を仕りけるに、四日の棧敷一間を、銀十枚づゝと定めしに、皆借切て明所なく、〇中略棧敷の下は、供駕籠、假。湯殿、假雪隱、何にても不自由なる事一つも無きやうに拵へ、〇下略

〔日本永代藏　二〕舟人馬かた鐙屋の庭

爰に坂田の町に鐙屋といへる大問屋住けるが、〇中略表口卅間裏行六十五間を家藏に立つゞけ、〇中略茶の間の役、湯殿役、又は使番の者と極め、〇下略

〔倭名類聚抄　十居宅〕廁　唐韻云、圂（胡困反）作溷、廁也、釋名云、廁（音四反、和名加波夜）、或謂之圊（清反）言至穢處、宜常修治使潔清也、

〔箋注倭名類聚抄　三屋宅〕按、說文圂廁也、溷亂也、一曰、水濁貌、二字不同、然急就篇屛廁清溷糞土壤開元占經引甘氏云、天溷七星、在外屛南、外屛七星在奎南、注云、天溷廁也、外屛所以障天溷也、後漢書黨錮李膺傳、郡舍溷軒有奇巧、注、溷軒、廁屋、晉書左思傳、門庭藩溷、皆著紙筆、並借溷爲圂廁字、故云字亦作溷也、〇中略廣韻同、孫氏蓋依說文、〇中略按加波夜川屋也、謂設之流水上、使糞不留也、高野山之廁、今猶如是、故古事記神武段、謂之爲大便之溝流、〇中略原書、〇釋廁下有言人雜廁在上非一也、或曰、溷言溷濁也十五字、謂之作曰、王念孫曰、廁之言側也、亦謂僻側也、按、圊俗清字、說文、廁清也、云應音義、太平御覽、引釋名皆作清、劉氏必不从口下總本、穢下有之字、與原書合、

〔段注說文解字　九下〕廁清也、（清圊古今字、釋名曰、廁言人雜廁在上非一也、或曰溷言溷濁也、或曰圊言至穢之處、宜常修治使潔清也、按凡云雜廁者、猶云溷雜、急就篇說文敍皆曰、分別部居不雜廁是也、古多假廁爲側、如史記張釋之傳北臨廁、漢書汲黯傳、上踞廁視之是也、从广則聲、初吏切、一部、）

〔類聚名義抄　七口〕圂（溷二正、胡困又、胡本反、カハヤ）　圊（音凊、カハヤ）　〔同　七尸〕屙（カハヤ）　〔同　七广〕廁（音四、カハヤ、

〔伊呂波字類抄　地儀加〕廁カハヤ

〔撮壤集　家屋中〕圊カワヤ　廁同廁正

〔運步色葉集　賀〕廁カウカ

〔紙上屢氣〕東司トウス　又云廁カワヤ　又云雪隱セツイン

〔東雅　宮室六〕廁カハヤ　倭名抄に、溷圊等の字をも皆同じくカハヤと讀む、其義不ㇾ詳、舊說に、高野山の地形、悉く曼陀羅の義を表す、故に不潔をどゞむる事をゆるさず、溷廁をば必河上に架するをもて、カハヤといふなりと云ふ、さらば此山開けざらん世には、如何にや云ひねらん、

〔倭訓栞　前編加六〕かはや　廁又溷又圊をよめり、側カハ舍ヤの義といへり、又川屋の義也、古事記に、爲₂大便之溝流下₁と見ゆ、古へは屋を川上に造りて糞穢を流せり、よて萬葉集には川隅ともいへり、說文にも高岸夾ㇾ水曰ㇾ廁と見えたり、俗にかふやといふも、かはやの轉せる也、紀の高野山の廁、古制の如くなれば、高野の義といふは非也、今俗、除夜に廁に燈を明して神を祭るは、異聞總錄にいふ照ヒン虛耗ホカミの風俗にて、廁鬼を汙すまじき爲なる由、雜譬喩經に見えたり、今の禪刹に、烏芻瑟摩を圖に祀るは、甚誤れる事也、紫姑神を祀て廁神とするは、朱子語類に論有といへり、

〔古事記傳　二十〕古廁は、溝流の上に造て、まりたる屎は、やがて其水に流失ナガレウスる如く構たる故に、今世にも如ㇾ此構たるもあるなり、河屋カハヤとは云なり、省て河とのみも云り、万葉十六に、川隅カハグマとよみて、川に廁をもたせたる歌あり、又今世に、兒の屎尿を受る器を、御オ河カハといふも是なり、

〔安齋隨筆　前編五〕樋殿〇中略　廁圂圊三字、ともに同義にてカハヤと訓む、〇中略　按、カハヤの訓は、穢の物の入りたる宮を退け去て、別に穢物の入ざる宮を取りかへ置さて、穢物の入りたる宮は、洗ひ清むる也、度々にとりかゆるゆへ、カハリ屋といふを略して、カハヤと云ならん、釋名に、使₂潔淸₁と云ふに叶へり、淸潔ならしる所なるゆへに、廁を淸淨所とも云也、物部茂卿が說に、高野山にて廁を作るに、穢物を川へ流し去るやうに作るゆへ、川屋といふなるべしと云へり、左かれどもそれは高野山に限りて、外へ通せず、誤也、

〔玉手綱 八〕厠とは、謂ゆる雪隱なり、こを古くカハヤと云へるは、(中略)或は訛りてカウヤとも云ふに就て、高野山の厠、古制の如くなれば、高野の義といひ、或は蕭屋(カホリヤ)の義なりなど云ふ說も聞ゆるは非なり、但し後には河によらざるが多かるに、同くカハヤと云は、本ノ名の移りたることも云も更なり、己(平田篤胤)が敎子なる新田目道茂云く、カハヤは厠屋(カハヤ)なるべし、其は厠は母屋(オモヤ)の中に設くべき物に非ず、必ず離れ屋か、又は様側の端などに在るべき物なり、さればカハヤのカハは、皮と同言にて、家の外側の義なるべしと云り、此も理ありて聞ゆ、○中略抑古昔に有りし實の河屋は、放出(マリイダ)たる屎尿の速に流失(ナガレウ)せて、穢氣の留滞することも無き故に、然る不祥の物の集らで、適には五十鈴依姫命の故事の如き事も有ルめれど、凡常のは、名こそ河屋(カハヤ)と云へ、實は圊にて、地に深き埳(アナ)をほり能く圍ひて有ルからに、不淨を好む妖鬼(マガモノ)の類よ り集ひて、人の正心(マゴコロ)なく、神祇の守護なき時を伺ひ、不祥を行ふ事と見えたり、許愼が說文に、圊清也と見え、字彙に、高清岸夾水曰圊とあるを思ふに、我が古への河屋に似たるが清也と云へるは、釋名に、圊至穢之處、宜常修治使潔清也とある圊の事ぞと云へる意なり、斯て圊なる圊也と書等に云ひ、圂豕之所居と、篤滌類篇に見えて、口に从ふを思ふに、圊とは造作異にして、今用ふる凡常の雪隱と說くる物と、同じ様なろ物と見えたり、然れば我が古へらは其ごとく、眞の河屋は稀にて、今の様なる便處多くぞ有けむ、其は万づの家ごとに、河屋のみ造り得べくも非ればなり、此は因に少(イサヽ)か驚かしおくのみ、○中略　さて漢の劉熙が釋名に、圊至穢之處、宜常修治使潔清也と云るは、雪隱を古くは清と云へるを、後に水を去リて口に从へ作れる故に云へる說なるが、圊を古くは清と云しこと、傷寒論に、大便を清便とも有ルにて知べし、圊と云ふ名義は、至穢の處なる故に、反語を用ひて清と云へるなれば、常に修治して潔清ならしむべき處ぞと云ふ意なり、是にて彼ノ國の古へにも、圊を大切に爲たる故實も知られたり、然れば彼ノ國にも、古く圊を溲になす時は、物怪の起ると云ふ說の有けむ事も、推して知べきなり、

〔嬉遊笑覽 一上居處〕厠　かはやと訓するは、古へ河のうへに構へたる故なり、古くかはとのみもいひたりしは、今もまるといふ器を、かはともいへる是なり、かはやといふべき事は、古事記(中卷)大物主神の大后とせむ美人を求め給ふ條に、自爲大便溝流下、古事記傳にかはやのしたなりと訓たりまた小碓命(倭健御子)の兄を捕ふる處に、朝署入厠之時、またかはとのみいひたりしは、萬葉、詠香塔厠屎鮒奴(カハクソブナ)歌あり、古も河なき家も多かるべけれど、厠はかはやなるが本義なれば、いづくにてもかはやと云しなるべし、其上かはやとは、いさゝかの溝をもかはといふなり然るを東雅に、かはやの義不詳、舊說に、

高野山の地形、悉く曼陀羅の義を表す、故に不潔をとゞむる事をゆるさず、溷廁をば必ず河上に架するをもて、かはやといふなりといふ、さらば此山開けざらん世にはいかにやいひぬらんといへるは、深く考へざるによりてなり、高野の舊説、もとより取にたらず、但し河のうへにかまへきつるは、古製の名殘なるべし、中昔にはひどのといへり、械殿なるべし、和名抄、坐臥具、械廁、説文云、械（音威、和名比）廁也、國語注云、廁（音投）行清廁と見えたり、和名抄の河海類には、淮南子云、決ㇾ塘發ㇾ械、許愼云、械所ㇾ以通ㇾ陂竇、和名以比といへり、古くも此字比とのみもよみたり、いひと云も同じことなり、和名抄は、たゞ其物の世に云なれたるによりてなるべし、歌に多く池のいひなど讀て、言ひの詞をそへて讀り、是水を通す樋の事なり、俗にとひと云、是には大小あり、信實朝臣の今物語にひどのゝことを有、此ひどのゝ内に虎子(オホツボ)清器(シノハコ)等を置て、用ひたるあとは洗(コマ)したるなり、御廁人(ミカハヤウト)樋洗(ヒスマシ)といふ者は、其役を勤むる下女なり、筥に屎まる故に、はこするとも云、其器をまるとも云ふ、しのはこ、廁の筥か、又私の筥にてもあるべし（左傳襄二十五年に、師慧過ㇾ宋、朝將ㇾ私焉、杜注、私謂ㇾ小便ㇾとあれど、私は二便ともにいふべし、しのはこ、又は屎の略なる歟、）雪隱は、雪竇の明覺禪師、靈隱寺に持淨の職を司どりし故に、雪隱の名あり、後架も禪家の名にて、小便所をいふ、廁と同く心得るは非なり、其外くさ〴〵悉く覆簀錄にしるしつれば、こゝにいはず、

昔人廁に入には、足駄をはきたり、古事談三叡山の平燈大德、或日朝に河屋に居たりけるが、足駄ばかりを踏脱て、跡を晴まし失たりとあり、また福富雙紙にも、足駄はきて廁に居る畫あり、但し廁の作やうによりてなるか、然りともおもはれず、

〔海錄十二〕廁をカハヤといふ事、下學集に、河水の流れのうへに廁室をつくりて不淨を流す、故に河屋といへるなりとあり、しかれども此説非に似たり、案にカハといふは糞のことなり、糞取(コヒトリ)をカハカフ（糞買の意なり）と云ひ、糞をする器をオカハ（あるひはおまるといふ、まると云も糞をすることをいへり、）といふ、又牛祭の祭文に、カハツルミとあるを、多く拵手のことなりといへど、男色のことにて、糞道(カワ)ツルムといふ意

なるべし、カハツルミの事、北邊隨筆にも諸書を引たる考あり、可考、これらによる時は、糞屋(カハヤ)といふことなるべし、

〔筆の靈前篇六〕此書河屋のさまと見えたり、河屋を貴き方には御かは殿といへり、大神宮儀式帳に御厠殿といひ、延喜主殿寮式に、御川殿巾布二條別丈一などあり、水を設たる樣、布のかたびらかけたる樣など、今の世と違ふ事少し、

〔家屋雜考二〕厠　小便所　西淨

釋名云、厠或謂之圊、言至穢處、宜常修治使潔淸也とみえ、舊記に、是をカハヤといふは、上古質朴の世、至穢を嫌ひ、川の流にそひて一屋を設けしゆゑ、此名ありといへり、三好義長朝臣亭御成の記といふ物に、御西淨(ゴサイジヤウ)厠の別稱なり新造御小便所、御湯殿いづれも同前、御掛筵あり、緒太(ヲブト)置之、御西淨之内に棚あり、其れにおく紙奈良紙也、石を杉原にて包みて紙鎮におくなり、桶杓(ヲケヒサク)あり、御手水をも桶にて置く、同じく杓いづれも黑塗にて、蒔繪ありなどみえたり、

〔古事記中神武〕更求爲大后之美人時、大久米命曰、此間有媛女、是謂神御子、其所以謂神御子者、三島湟咋之女、名勢夜陀多良比賣、其容姿麗美、故美和之大物主神見感而、其美人爲大便之時、化丹塗矢、自其爲大便之溝流下、突其美人之富登、此二字以音、下效此、爾其美人驚而立走伊須須岐伎、此五字以音、乃將來其矢、置於床邊、忽成麗壯夫、卽娶其美人生子、名謂富登多多良伊須須岐比賣命、亦名謂比賣多多良伊須氣余理比賣、是者惡其富登云事、後改名者也、故是以謂神御子也、

〔古事記中景行〕天皇詔小碓命、何汝兄於朝夕之大御食不參出來、專汝泥疑敎覺、泥疑二字以音、下效此、如此詔以後、至于五日、猶不參出、爾天皇問賜小碓命、何汝兄久不參出、若有未誨乎、答白、既爲泥疑也、又詔、如何泥疑之、答白、朝署入厠(カハヤ)之時、待捕搤批而引闕其枝、裹薦投棄、於是天皇惶其御子之建荒之情、

〔古事記中應神〕故八十神、雖欲是伊豆志袁登賣、皆不得婚、於是有二神、兄號秋山之下氷壯夫、弟名春山之霞壯夫、○中略爾其兄曰、若汝有得此孃子者、避上下衣服、量身高而釀甕酒、亦山河之物悉備設、爲宇

禮豆玖云爾、(自禮字至玖以音、下效此)爾其弟如兄言、具白其母、卽其母取布遲葛而、(布遲二字以音)一宿之間、織縫衣褌及襪沓、亦作弓矢、令服其衣褌等、令取其弓矢、遣其孃子之家者、其衣服及弓矢悉成藤花、於是其春山之霞壯夫、以其弓矢繫孃子之廁、爾伊豆志袁登賣思異其花、將來之時、立其孃子之後、入其屋、卽婚、

〔日本書紀十二履中〕八十七年(○仁德)正月、瑞齒別皇子(○反正)歎之曰、今太子(○履中)與中皇子並兄也、誰從矣、誰乖矣、然亡無道就有道、其誰疑我、則詣于難波、伺仲皇子之消息、仲皇子思太子已逃亡而無備、時有近習隼人、曰刺領巾、瑞齒別皇子、陰喚刺領巾而誂之曰、爲我殺皇子、吾必敦報汝、乃脫錦衣褌與之、刺領巾恃其誂言、獨執矛以伺仲皇子入廁而刺殺、

〔萬葉集十六有由緣幷雜歌〕詠香塔廁屎鮒奴歌

香塗流(コウヌレル)、塔爾(タフニ)莫依(ナヨリソ)、川隅乃(カハクマノ)、屎鮒(クソフナ)喫有(ハメル)痛女奴(イタキメヤツコ)、

〔西大寺資財帳〕馬屋房

瓦葺廁(長六丈四尺五寸 廣一丈二尺)

〔延喜式一四時祭〕大殿祭

右神今食、明日(○中略)中臣忌部御巫等以次入御殿、忌部取玉懸殿四角、御巫等散米酒切木綿殿內四角退出、中臣侍御殿南、忌部向巽微聲申祝詞、畢次至湯殿懸玉四角、次懸廁殿(ミカハヤノ)四角、

〔延喜式三十六主殿〕供奉年料

御川殿巾布二條(別一丈)

〔古事談三僧行〕叡山ノ平燈大德ハ、阿彌陀房之阿闍梨靜眞之師也、池上阿闍梨皇慶之祖師也、或日朝ニ河屋ニ居タリケルガ、足駄許ヲ踏脫テ晦跡了、弟子共天狗ナドノ取タルヤラムトテ、暫ハ求ケレドモミエザリケレバ、七々佛事ナド修シテ訪後世畢、

〔今昔物語二十〕天竺天狗聞海水音渡此朝語第一

西淨

今昔天竺ニ天狗有ケリ、〇中略比叡山ノ横河ヨリ出タル一ノ河ニ尋テ入タルニ、此ノ文、〇諸行无常是生滅法生滅々已寂滅爲樂ヲ噑ゾ唱フ、河ノ水ノ上ヲ見レバ、四天皇及ビ諸ノ護法此ノ水ヲ護リ給フ、天狗此ニ驚キ、近クモ不寄ズシテ、此事ノ不審サニ隱レ居テ聞ニ、怖ル丶事无限シ、暫許有ラバ□□□□中ニ劣ナル天童ノ近ク御スルニ、天狗恐々寄テ、此ノ水ノ、此ノ止事无キ甚深ノ法文ヲ唱フルハ、何ナル事ゾト問ヒケレバ、天童答テ云ク、此ノ河ハ、比叡ノ山學問スル多クノ僧ノ厠。ノ尻。也、然レバ此止事无キ法文ヲバ水モ唱フル也、此ニ依テ此ノ天童モ護リ給フ也ト、天狗此レヲ聞テ妨ゲムト思ツル心忽ニ失テ思ハク、厠ノ尻ダニ猶此ク甚深ノ法文ヲ唱フ、況ヤ此ノ山ノ僧ノ貴キ有樣ヲ思遣ルニ云ハン方无シ、然レバ我レ此ノ山ノ僧ト成ラムト、誓ヲ發シテ失ニケリ、

〔今昔物語二十九〕穀斷聖人持米被咲語第廿四

今昔、文德天皇ノ御代ニ、波太岐ノ山ト云フ所ニ聖人有ケリ、穀ヲ斷テ年來ヲ經ニケリ、天皇此ノ由ヲ聞食テ、召出シテ神泉ニ被居テ、歸依セサセ給フ事无限シ、此ノ聖人永ク穀ヲ斷タル者ナレバ、木葉ヲ以テ食トシテナム有ケル、而ル間若ク勇タル殿上人ノ物咲スル數、去來行テ彼ノ穀斷ノ聖人見ムト云テ、彼ノ聖人ノ居タル所ニ行ヌ、聖人極ク貴氣ニテ居タルヲ見テ、殿上人禮拜シテ問テ云、聖人穀ヲ斷テ何年セニ成セ給ヒヌ、亦年ハ何ニカ成給フト、聖人ノ云、年既七十ニ罷成タルニ、若ヨリ穀ヲ斷タレバ五十餘年ニハ罷リ成ヌト云フ、聞テ一人ノ殿上人忍テ云ク、穀斷ノシタル屎ハ何樣ニカ有ラム、例ノ人ニハ不似ジカシ、去來行テ見ムト云合セテ、二三人計厠ニ行テ見レバ、米ノヲ多ク□量タリ、

〇按ズルニ、褻器ノ事ハ、器用部雜具篇ニ在リ、

〔下學集上家屋〕西淨セイジヤウ東司トウス　厠カハヤ即東司也、然日本之俗、因訓呼相似、呼厠云高野、可笑也、又一說云、我高野山、緣地形盡表受陀羅義、不令人人留不潔於此山、故糞屋必架河上、而流不淨也、由是高野一山呼東司曰河屋也、　僧厠シ律家呼東司、云僧屋也、

〔運步色葉集〕西淨

〔書言字考節用集乾坤二〕西淨セイジヤウ雪隱則也

〔類聚名物考宮室四〕西淨 さいせう

〔貞丈雜記家作十四〕一御西淨セイジヤウと云事、三好亭へ御成記に有り、殿中日々記にも、御セイジヤウとあり、是れは俗に云雪隱の事也、三議一統に陰所とあるも同じ事也、本名は廁と云也、

〔武家名目抄稿居處十二〕按、廁を西淨といふは、もと僧家にて廁をさして西淨東司などいふより、武家にも移れるなり、

〔易林本節用集乾坤世〕雪隱セツチン

〔書言字考節用集乾坤二〕雪隱セツチン廁也、傳云、福州雪峯義存禪師、常往掃除、於レ是得二大悟一、故名矣、

〔類聚名物考宮室二〕雪隱 せついん 俗云せつちん

〔紙上蜃氣〕砂雪隱スナセツイン

〔東崖譚叢下〕雪隱

世謂レ廁爲二雪隱一、蓋起二于淨居一、向閲二五臺釋信義堂空華集序、賀二淨頭頌軸一云、古之宗門祖師發心入道、必先歷二試諸難一、而役二于雜務職一、職之最卑、而人所二甚惡一、莫レ過二乎持淨一、然者二雪竇明覺居一、衆司二此職于雪隱一、至レ今有二雪隱之美稱一、但未レ撿二其所一レ出、大抵今世方語、多出二于佛者一、

〔安齋隨筆前編一〕雪隱 櫻陰腐談寶永七年、仙臺沙門捨圖著、三册印行、曰、客曰、廁名二雪隱一、何之由乎、答曰、雪人名、隱寺號、昔時雪竇禪師在二雪隱寺一之日、以レ司二廁之職一、故名二雪隱一、義堂空華集第九、賀二淨頭頌軸序一云、古之宗門祖師發心入道、必先歷二試諸難一、而役二于雜務職一、職之最卑、而人所二甚惡一、莫レ過二于持淨一、然若二雪竇明覺居一、衆司二此職于雪隱一、至レ今有二雪隱之美稱一、注曰、雪竇者明覺禪師所住山號、傳在二于五燈會元等一、雪隱寺名、在二浙江臨安府一、持淨者禪刹司レ廁之職、見二百丈淸規一也、貞丈云、廁を司る職を持淨といふは、廁は不淨所

後架

也、故に常に洒掃して淨めざれば、彌不淨にして入るべからず、因て常に清淨たる事を勸るゆへ、持淨といふ、厠を洒淨所と云ふも、卽其心也、

〔閑田耕筆 四〕厠を雪隱と常にいひながら、人其所以をしらず、是は夢想國師の法嗣義堂和尙の著されし空華集に、雪竇和尙(音便にててうと唱ふ)雪隱寺の淨頭(厠を司る役僧の名)となる故に、かくいひはじむと見ゆと、祖芳和尙の話也、又東司(厠のこと也)に雪隱の二字を額とするは、建仁寺に初ると同じき話也、予(○蒿蹊伴)思ふに、近古禪法盛に行れしかば、屋舍器財の名も禪流に倣へること多し、玄關の類のごとき、かぞふるにいとまあらず、雪隱もこれ也、(兒輩のためにいふ、是も音便にてせつちんといふべし、せついんと唆る人は笑ふべし、)

〔十寸穗の薄 二 伊都郡〕高野厠　高野一山、寺々、すべて此流厠を作ル、俗言高野雪隱也、天竺祇園精舍の厠の仕方にて、不淨を流し、暫時も不留、下界清淨にて臭氣なし、祇園圖經曰流厠一切比丘比丘尼、此所にて便利すべしと書り、誠に如斯ならずんば、佛域淨地と謂がたかるべし、高野山の清淨、海內の靈場是等にも可察、

〔下學集 上 家屋〕後架(コウカ)(放尿處也)

〔易林本節用集 古 乾坤〕後架(コウカ)

〔玉勝間 七〕後架

同書(○園太曆)に、同年(○延文三年)九月四日の所に、小倉殿御事云々、昨日酉剋自後架(謂小便所)還御之後絕入云云とあり、今の世に厠をこうかといふこと有、この後架なるべし、

〔類聚名物考 宮室 四〕後架　こうか(○中略)

今案に、厠を後架といふ事、既にふりたる事にや、十訓抄に、皇嘉門院の御院號付させ給ひし時に、女房の何とやらん似付ぬ御名のやうに、いひたりし事にて知られたり、そのころすでにこの名は有りしなり、

〔守貞漫稿三家宅〕厠

俗ニ雪隱ト云、京坂俗ハ、常ニ訛テセンチト云モアリ、婦女ハコウカ、或ハ手水場ト云也、男モ人前等ニハ、チウヅバト云也、

江戸ニテハ、男女トモニ常ニコウカト云也、又チウヅバトモ云、セツイント云ハ稀也、

長屋ト號テ、一宇數戸ノ小民ノ借屋ニハ、毎戸ニ厠ヲ造ラズ、一二戸ヲ造テ、數戸ノ兼用トスル也、是ヲ京坂ニテハ總雪隱ト云、江戸ニテハ總ガウカト云、京坂總雪インハ、皆勸略ブキ、周リ及ビ二戸ナルハ、半ノ隔トモニ壁ヲ用ヒ、床アリテ、戸モ全クニ長シ、江戸ノ總ガウカハ、サン瓦ブキ、或ハコケラブキ、周リ羽目板壁、無庄ニテ戸モ半戸也、戸ニヒジツボト云鐵具ヲ用ヒズ、細キ一材ヲ栽テ、是ヲ巡シ、戸ヲ是ニ打ツ、圖ノ如シ、○圖略又圖ノ如キ一宇二戸ノ厠ヲ、二疋立ト云、一宇一戸ヲ一疋立ト云、

三都トモニ、毎戸ニアルモノハ周ヲ壁ニシ、前ニ窻ナドヲ穿チ、ヒバマト名付テ、中央ヲ穿チ、四方ヲ板ニス、總厠ニハ、左右ニ板ヲ架スノミ、屎ヲ取ルニ、前方ノ板ヲ上ゲ去リテ汲之、自ニアル厠ハ、床下ノ外面ニ口ヲ設テ、圖之テ屎ヲ汲ム也、三都トモ專ラ此制也、

〔甲陽軍鑑品第三十三十下〕一信玄公は御用心の御ためやらん、御閑所を京間六帖敷になされ、たゝみを敷、御風呂屋縁の下よりとひをかけ、御風呂屋のげすいにて、不淨をながす樣にあそばし、香爐を置、則香箱に沈香をわり入、當番の奥衆二人づゝ、朝とひると晩と定て、今の香爐に火を取、沈をくべたき申候、其上今一人の人、御意を得、狀箱のふたに、いづれの國郡と書付を見て、御意次第に持て、御閑所に置候を御覽じ分らるゝ事、閑所において、實否を御分別被成るなり、殊更河中島合戰の後、酉の極月朔日より、飯富三郎兵衛、原隼人佐、跡邊大炊助、三人侍大將番にして御城につめ、殊に御閑所へ御座候時は、御腰物を持取、障子の影に其身も刀を差候て罷在也、然ば信玄公閑所

を山と被仰候故、甲州各山と申候、たれ人も何と申御事と、山の故事信玄公へ問申人なくして、終にえられず候と、七ヶ年も以前に、他國牢人奥衆曾禰與市助、山と云事をきゝ候へば、與市助申は、道理かな、のぼればくだると申は、是本手かといひて、別人一年もありて、奥衆日向藤九郎に、山の事をとへば、藤九郎申は、道理かな、におふてくだるは、ゑんくさう也と云、其後長坂源五郎にとへば、源五郎は、道理かな、山にはくさきが絶ぬと申、小山田彦二郎にとへば、にをふ物たえずと申に、小宮山内膳申は、山のにをひは、燒物をねかふぞと申候、か樣のざれごとも、濟家洞家の禪宗へ立入、少禪宗口に、つこびて申也、以上、

〔類聚名物考 宮室四〕要處　えふじよ　俗用所○中略

今案に、今の俗には大用小用と云ふに依て、用所の字を用れども、是に依ば要處の字を用ゆべし、然るに用と要とは異にして、その意通へり、源氏物語などに、ふようといふ語有り、多くは今抄物にも、不用の字を用ゆれども、西土の書に此熟字少し、僕白氏文集の中にて見出たれば、無ともいふべからず、但し不要の字は、甚だ多く見ゆ、格の中にも不要と書り、しからば假字ふえうなり、不用なればふようなり、また此外にふやう有れば、不益の文字なれども、不益といふ熟字未見あたらず、無益とは多く有り、むやくをむやうとは訓むべし、ふやうとは訓がたし、

〔撈海一得 上〕溷ヲよふゑよ場ト云、厠へ上ノボルヲようゑよをたすト云、明ノ胡應麟ガ甲乙剩言曰、客曰、嘗客二安平一、其俗如レ厠、男女用二瓦礫一代レ紙、殊爲二嘔噦一、余笑曰、安平唐爲二博陵一、鶯匕縣人也、爲二奈何一、曰彼大家閨秀、嘗二必與レ俗自異一、余復笑曰、齊文宣帝如レ厠、令二楊愔執一レ厠籌一、是帝王之尊、用二厠籌一而不レ用レ紙也、觀レ之厠籌瓦礫均也、不レ能レ不下レ爲二鶯匕要處一、掩中鼻耳上、五朝小說ニ見タリ、此要處ノ二字、今厠ヲようゑよト云ノ據ナリ、又魏ノ胡大后、常爲レ僧造二厠籌一、必自試二諸類一、是國母ノ尊ヲ以厠籌ヲ削ル、類ニ試ルハ其蚌アランコトヲ恐ル也、鶯々ガ厠籌ヲ用ル論ナキノミ、崔鶯々ハ、唐ノ美人、元愼是ト私シテ會眞記ヲ作ル、西廂記アツテ、千古美人ノ口實トナ

ル、後霞洞集ヲ閲ニ、此事ヲ引テ厠ニ紙ヲ用ザルノ據トス、予〇木僕瑜ハ却テ要處ノ二字ヲ得タリ、是後出ノ者ハ、力ヲナシ易キニヨルナリ、

〔饅頭屋本節用集天地世〕小便所(セウベンジヨ)

〔北山抄都省雜事七〕外記政

上卿脫二深沓一入二北廂一西戸著座、從者還出後、次第進二小屋坤角一脫二替深沓一〇註略 南向揖二下臈一入二北庇戸一〇註略 著座、上臈若入二小便所一者、次人暫留二西軒砌上一待二上臈出一、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕三月〇永祿四年 卅日未刻御成〇中略

一御西淨新造、御小便所、御湯殿何も同前、御かけ筵あり、をふと置之、御西淨の內に棚あり、其に置紙、ナラガミナリ、石ヲ杉原にてつゝみて、紙鎭ニ置也、桶杓あり、御手水をも桶にて置同杓、何も黑塗テマキエアリ

古事類苑

居處部十一

家作五

車宿

〔下學集 上 家屋〕車宿(クルマヤドリ)

〔倭訓栞 中編 久 六〕くるまやどり　海人藻芥に、大臣家には車宿あり、丸柱なるべし、親王家同じ、名家以下月卿雲客の亭の車宿の柱は四方成べしと見ゆ、門内の側に輿車など藏る所をいふ也、伊勢兩宮にも車宿殿ありし、古記にみゆ

〔武家名目抄稿 居處 六〕按、常に乘車を立置く屋を、車宿といふなり、

〔類聚名物考 宮室 一〕車宿　くるまやどり　車舍〇中略按に、古畫を見るに、車宿は上は堂の屋舍にひとしく、屋根をおほひて、下は土間にて床なし、車をそのまゝ引入て置所なり、

〔家屋雜考 二〕車舍

車舍は、中門の外にあり、車にて來る客人あれば、牛をはづして車を引き入れ置く所也、此方の車をも、常にひきいれおく所なりといふ、輿舍に同じ、

〔大鏡 五 太政大臣伊尹〕花山院は、風流者にこそおはしましけれ、〇中略御車やどりには、いたじきを、おくはたかく、はしはさがりて、おほきなるつまどをさせ給へる、内へは御車のさうなきを、さながらたてさせ給ひて、をのづからとみの事のおりにとりあへず、とをしひらかば、かう〱と人の

てふれぬさきにさしいだされんがれうど、おもしろくおぼしめしたる事ぞかし、

〔枕草子二〕すさまじきもの
かならずくべき人のもとに、車をやりてまつに、入くるをとすれば、さなゝりと人々出て見るに、くるまやどりに入て、ながえほうとうちおろすを、いかなるぞととへば、けふはおはしまさず、わたり給はずとて、うしのかぎりひき出ていぬる、

〔方丈記〕三十餘にして、更に我心と一の庵を結ぶ、是を有し住居になずらふるに、十分が一なり、ただ居屋ばかりをかまへて、はか〴〵しくは屋を作るに及ばず、わづかにつひぢをつけりといへども、門たつるにたづきなし、竹を柱として車やどりとせり、雪ふり風吹毎に、あやうからずしもあらず、

輿舍

〔吾妻鏡二十七〕寛喜二年六月九日、酉剋雷落于御所御車宿東母屋上、柱破風等破損訖、

〔運歩色葉集違〕御輿宿(コシヤトリ)

〔家屋雜考二〕輿舍(コシヤトリ)
北山殿行幸記に、寢殿南面七箇間、垂母屋御簾、卷廂御簾、階間修理職儲御輿寄、掃部寮敷筵道、南面等、中間南腋儲御輿舍、官方沙汰之など見えたる是なり、

〔笈埃隨筆八〕雜說八十ヶ條
筑前博多の豪家には、輿宿所とて、家の床前を低くし、奥を一段高くす、相傳ふ、天智帝太子にて九州にましまし、博多に行啓ありし時の例也といふ、是御車の轅のつかへし故、前を低くし、後を高くすと、

厩名稱

〔倭名類聚抄十居宅〕厩(ムマヤ)　四聲字苑云、厩(救反、和名無萬夜、)牛馬舍也、

〔釋名五宮室〕厩、勼也、勼聚也、牛馬之所聚也、

廐初見

廐構造

〔段注說文解字〕(九下广)廏馬舍也、从广𣪘聲、(居又切、三部、)

〔類聚名義抄〕(七广)廐廏(上俗、下正、ムマヤ、)　〔同〕(九馬)閑馬(ミマヤ)

〔伊呂波字類抄〕(无地儀)廐(正作廏)

〔下學集〕(上家屋)廐(ムマヤ)

〔撮壤集〕(中馬具)廐(ムマヤ)(廐韻會正)

〔運歩色葉集〕(無)廐(ムマヤ)　櫪　閑(天子廐)

〔易林本節用集〕(牟乾坤)廐(むまや)(馬屋)

〔和漢三才圖會〕(八十一家宅)廏(音救)　廐(同)　和名無末夜

〔東雅〕(六宮室)廐ムマヤ　倭名鈔に四聲字苑を引きてムマヤと讀み、牛馬舍也と注したり、今義解などの如くに、馬舍也と注すべき事にや、牛には牛室の字を用ひてウシヤと讀むなり、

〔倭訓栞〕(前編三十一牟)むまや　常に廐をよみ、和名鈔に驛をよめり、馬屋の義也、○中略廐に七ツのかけ物あり、馬ぐし、爪打槌、爪打包丁、六たう繩、藥筒、はたけわら、馬刀也といへり、

〔今川大雙紙〕(下)一○○の廐とは二間もあれ、三間もあれ、其馬やのつと入口の廐の事也、努々人にかたる事あるべからず、一廐と云秘事也、

〔平家物語〕(五)もつけの事

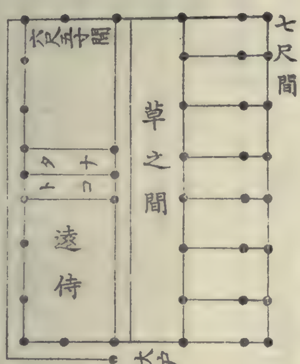
又入道相國(○平淸盛)一の御馬やに立て、とねりあまた付て、朝夕なでかはれける馬のおに、ねずみ一夜の中に、すをくひ子をぞうんだりける、

〔日本書紀〕(十應神)十五年八月丁卯、百濟王遣₂阿直岐₁、貢₂良馬二匹₁、養₂於輕坂上廐₁、因以₂阿直岐₁令₂掌飼₁、故號₂其養₁レ馬之處₁、曰₂廐坂₁也、

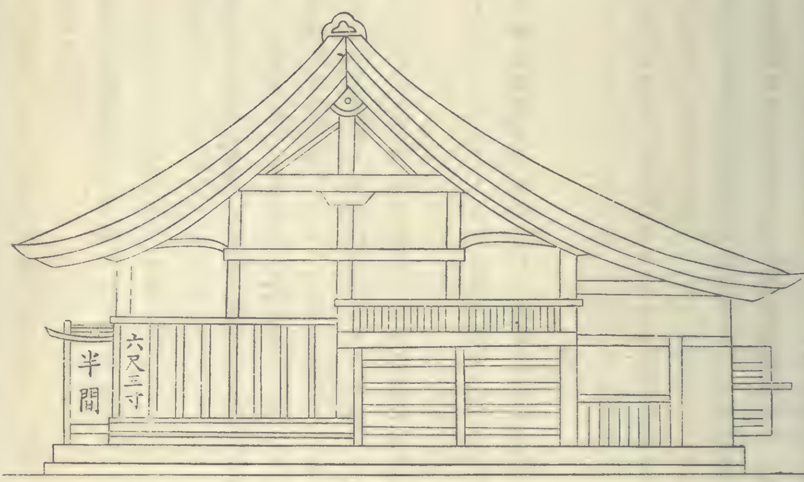
〔家屋雜考〕(二)廐

中昔の制、厩は多く廊の内にあり、また廊よりつくりつゞけ、或は別棟にしたるもなきにあらず、三内口訣、禁中には左右馬寮をおかれ、御馬を被レ繫、是を寮の御馬と號す、以レ之准據して諸家面向(オモテムキ)に於いては不レ立レ厩、武士者依レ爲二守護一以二弓馬一爲レ業、然間於二面向一必立レ厩、是公武之差別也、二間三間者、諸人通法也、五間七間以上者、依二分國多少一有二其員一、仍而細川家者、十三箇國拜領、依レ之十三間之厩規模之由承及候など見えたり、また厩の内に侍(サブラヒ)とて、客人の從者などをつどへおくところあり、是を遠侍ともいふ、鎌倉年中行事に、管領の供をはじめとして、七間御厩の侍に集り、正印の太刀どもをば、我々が側にたておく、管領其外衆中の座位のやうに供も居るべしなど見えたり、七間厩といふことは、高貴の家々にありて、後々は式正の造り方のごとくなれり、古き厩の圖どもを左に載す、

厩地割圖　京都將軍御所繪圖



鎌倉御殿圖といふものにも遠侍草之間などいふ所あり、こはいはゆる七間厩なり、


六尺三寸
半間

〔馬具寸法記〕一馬屋の間は七尺五寸づゝ也　とちがね柱の面八寸二分、めんをとらず、とちがね打所板より一尺八寸に可ㇾ打也、

一はらかけもたせのくわがた、平は四寸二分長さ八寸、其間一尺八寸なり、

〔寸法雜雜〕馬具足寸法の事

一馬屋の間

廣壹丈、又は八尺、同ふせぎの高四尺二寸、横四尺、又よこ貳尺九寸にもたてさん四ッ、

一あけ馬屋の板

高さつちより上八寸、あひの廣九尺はつな柱よりふみすて八尺、ふみすてよりしてあひの遠さ壹丈四尺なり、くりかたの高さふみ板より、武家は壹尺六寸なり、板の上よりしてはるび持まで七尺壹寸、又は八尺、つなぎ柱より腹帶もちの山がたの間壹尺八寸なり、

一くりかたうつ事

板より上壹尺四寸、壹尺八寸、同まへはつなのくりかた高壹尺貳寸、くつはひのふしあてゝうつとも申也、同つりくりかたの高五尺貳寸、くりかたのわの廣二寸五分、くりかたはわを横に打也、

一腹懸まきのつら

高貳寸五分、つくの間壹尺八寸也、又腹懸まきとつなぎ柱の間壹尺八寸也、

二間厩

〔三內口決〕厩

禁中ニハ被ㇾ置二左右馬寮一被ㇾ繫二御馬一候、是ヲ號二寮ノ御馬一候、以ㇾ此准據、諸家ニ於二面向一不ㇾ立ㇾ厩候、武士ハ依ㇾ爲二守護一以二弓馬一爲ㇾ業、然間於二面向一必立ㇾ厩、是公武之差別也、二間三間者諸人通法也、五間七間已上者依二分國之多少一有二其員一、仍細川家者爲二十三ヶ國之拜領一、依ㇾ之十三間之厩規模之由承及候、

三間厩

〔太平記十〕稻村崎成干潟事

相模入道〇北條高時島津四郎〇ヲ呼寄テ、自ラ酌ヲ取テ酒ヲ進メ、三度傾ケル時、二間ノ馬屋ニ被立タリケル關東無雙ノ名馬、白浪ト云ケルニ白鞍置テゾ被引ケル、見ル人是ヲ不浦山ト云事ナシ、

〔親元日記〕寬正六年四月十三日庚寅、上様奉公西山彌四郎號山田貴殿御字事申之、爲御禮太刀雲生上貳千疋折紙持參、彼家字盛也、仍親盛御自筆也被副御太刀持直ニ新造於二間御厩被遣之、　七月十日乙卯、松梅院禪豫同禪親令同道貴殿江參、禪豫三千疋禪親二千疋折紙持參、於新造二間御厩御對面、〇下略

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一厩二間の分をば失禮て、女房衆見物、簾は憚在之間、よしがきにして、其内より見物之、

〔武政軌範引付内談篇〕一會所事

御代始頭人沙汰始者、於殿上布障子間或三間御厩等被行之、每月式日內談者於頭人亭被執行之、

〔長祿二年以來申次記〕一さきつちやうの事、及晩候て馬場殿にてはやし申也、

三間御厩之御緣へ御成候而、辻ごしに被御覽之、〇下略

〔親元日記〕寬正六年正月廿五日癸酉、三間御厩御一獻、御相伴衆各御服織物御給之恒例、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一御厩三間新造ニ立、三間の厩の面の脇也、一間にはめしの御馬、一間ニ進上の御馬を繫で、御厩の者共、此御厩ニあり、〇中略

一御厩二間新造ニ被申付、一疋ハ召ノ御馬、一疋ハ進上御馬を繫申也、〇下略

〔常照愚草〕一諸家の御內衆御禮の事、於庭上懸御目事ハ勿論也、然ニ甲斐一人ハ三間の御厩の立場の板上にて懸御目也、餘衆は皆以庭上也、〇下略

五間厩

〔親俊日記〕天文八年二月廿七日丙寅、一貴殿五間御厩被建之、爲上意大工十人被仰付之、京中町人

七間厩

御被人被參之、

〔成氏年中行事〕一八月朔日、〇中略公方様七間御厩侍へ有御出、二間御厩ト七間御厩ノ間、御庭ニ御馬被替也、〇下略

十間厩

〔吾妻鏡十一〕建久二年七月十八日甲子、内御厩十間立柱上棟、土肥二郎、岡崎四郎等沙汰之、

十五間厩

〔吾妻鏡九〕文治五年十二月九日甲午、此間被建御厩十五間、奥州駒中被撰上馬三十疋、始被立置之、景時可爲別當之由奉之云云、

官厩

〔令義解八厩牧〕凡厩細馬一疋、中馬二疋、駑馬三疋、謂細馬者上馬也、駑馬者下馬也、各給丁一人、

〔日本書紀推古二十二〕元年四月庚午朔、立厩戸豐聰耳皇子爲皇太子、仍錄攝政、以万機悉委焉、橘豐日天皇第二子也、母皇后曰穴穗部間人皇女、皇后懷姙開胎之日、巡行禁中、監察諸司、至于馬官、乃當厩戸而不勞忽産之、生而能言、有聖智、及壯一聞十人訴、以勿失能辨、兼知未然、且習內敎於高麗僧慧慈、學外典於博士覺哿、並悉達矣、父天皇愛之、令居宮南上殿、故稱其名謂上宮厩戸豐聰耳太子、

〔古今著聞集五和歌〕鳥羽法皇の女房に、小大進といふ歌よみ有けるが、待賢門院の御方に、御衣一重うせたりけるをおひて、北野にこもりて、祭文かきてまもられけるに、三日といふに、神水をうちこぼしたりければ、撿非違使これに過たる失やあるべき、いで給へと申けるを、小大進泣々申やう、おほやけの中の、わたくしと申はこれなり、今三日のいとまをたべ、それにしるしなくば、われをぐして、いで給へと打なきて申ければ、撿非違使も、哀に覺て、のべたりける程に、小大進、

思ひいづやなき名たつ身はうかりきとあら人神になりしむかしを

とよみて、紅の薄様一重にかきて、御寶殿にをしたりける夜、法皇の夢に、よにけだかくやんごとなき翁の、束帶にて御枕にたちて、やゝとおどろかしまいらせて、われは北野右近の馬場の神にて侍る、目出たき事の侍る御使給はりて、みせ候はんと申給とおぼしめして、うちおどろかせ給

ひて、天神の見へさせ給へる、いかなる事の有ぞ見て參れとて、御厩の御馬に、北面の者を乘て馳よと仰られければ、馳參て見るに、小大進は雨ゝづくと泣て候けり、

院厩

〔江談抄二雜事〕陽成院被ㇾ飼二卅匹御馬一事

被ㇾ命云、陽成院御所立二御厩一常被ㇾ飼二卅匹御馬一、號二北邊院一、

東宮厩

〔西宮記八月〕天暦七年十一月二日、御記云、右大將令三有相朝臣奏二陸奥臨時交易御馬十九疋解文一、〇中略先以二二疋一給二東宮厩一、返二淸涼殿一、

神厩

〔皇大神宮儀式帳〕一太宮壹院〇中略

御厩一間長四丈高九尺〇中略弘二丈

禰宜齋館一院〇中略

厩一間長二丈高一丈弘一丈五尺

〇按ズルニ、神厩ハ、神祇部大神宮篇ニ詳ナリ、

寺厩

〔西大寺資財帳〕

馬屋房

草葺厩長九丈、廣二丈、

〔廣隆寺資財帳〕

板葺伍間厩屋壹宇高八尺、長三丈、廣一丈六尺、大破、

〔觀心寺資財帳〕

大衆院

萱葺三間馬屋一間

私第厩

〔日本書紀十四雄略〕九年七月壬辰朔、河内國言、飛鳥戸郡人田邊史伯孫女者、古市郡人、書首加龍之妻也、

伯孫聞女產兒、往賀聟家、而月夜還、於蓬蔂丘譽田陵下、(蓬蔂此云伊致寐姑)逢騎赤駿者、其馬時灌略而龍翥、欻聳擢而鴻驚、異體蓬生、殊相逸發、伯孫就視而心欲之、乃鞭所乘驄馬、齊頭並轡、爾乃赤駿超攄絕於埃塵、驅騖迅於滅沒、於是驄馬後而怠足、不可復追、其乘駿者知伯孫所欲、仍停換馬相辭取別、伯孫得駿甚歡、驟而入廐、解鞍秣馬眠之、其明旦赤駿變爲土馬、(ハニマ)伯孫心異之、還覔譽田陵、乃見驄馬在於土馬之間、取而代而置所換土馬、

〔空穗物語吹上之下〕ふきあげの宮、みなみおもておほきなる野邊のほとりまつのはやし、はたまちばかりたけひとしくすがたおなじやうなる、○中略宮のうち四おもてめぐりて、みつのかき、みつのぢむのおもてごとに、ひはだぶきのみかど三たてたり、馬場殿、大なるいけ、おほきなる山の中にいかめしきそりはしあり、池のめぐりに花の木めぐりてたてり、うちゆひたり、かたはらに西東のみ。ま。や。べたうあづかりこと〴〵しう御むま十づゝ、たかやにたか十づゝすへたり、

〔日本紀略十三條一〕長和二年十二月廿三日、庚辰、中宮少進藤原惟信爲敵被打、翌日死去、其敵者同宮侍長藤原惟兼也、仍左大臣○藤原道長令搦其身下家廐。。

〔今昔物語二十五〕源頼信朝臣男頼義射殺馬盜人語第十二

今昔、河内前司源頼信朝臣ト云兵有キ、東ニ吉キ馬持タリト聞ケル者ノ許ニ、此頼信朝臣乞ニ遣タリケレバ、馬ノ主難辭クテ其馬ヲ上ケルニ、道ニシテ馬盜人有テ、此ノ馬ヲ見テ、極メテ欲ク思ケレバ、構テ盜マムト思テ、密ニ付テ上ケルニ、此ノ馬ニ付テ上ル兵共ノ、緩ム事ノ无カリケレバ、盜人道ノ間ニテハ、否不取シテ、京マデ付テ盜人上ニケリ、馬ハ將上ニケレバ、頼信朝臣ノ廐ニ立テツ、而ル間頼信朝臣ノ子、頼義ニ我ガ祖ノ許ニ東ヨリ今日吉キ馬將上ニケリト、人告ケレバ、頼義ガ思ハク、其ノ馬由无カラム人ニ、被乞取ナムトス、不然前ニ我レ行テ見テ、實ニ吉馬ナラバ、我レ乞ヒ取テムト思テ、祖ノ家ニ行ク、雨極ク降ケレドモ、此ノ馬ノ戀カリケレバ、雨ニモ不障ラ夕

方リ行タリケルニ、祖子ニ云ハク、何ト久クハ不見リツルゾナド云ケレバ、次デニ此レハ此ノ馬將來ヌト聞テ、此レ乞ハムト思テ來タルナメリト思ケレバ、頼義ガ未ダ不云出前ニ祖ノ云ク、東ヨリ馬將來タリト聞ツルヲ、我レハ未ダ不見、遣タル者ハ吉キ馬トゾ云タル、今夜ハ暗クテ何トモ不見ジ、朝見テ心ニ付カバ、速ニ取レト云ケレバ、頼義不乞前ニ此ク云ヘバ、喜シト思テ、然ラバ今夜ハ御宿直仕リテ、朝見給ヘムト云テ留ニケリ、宵ノ程ハ物語ナドシテ、夜深更ヌレバ、祖モ寢所ニ入テ寢ニケリ、頼義モ傍ニ寄テ寄臥シケリ、然ル間雨ノ音不止マ降ル、夜半許ニ雨ノ変レニ馬盜人入來リテ、此ノ馬ヲ取テ引出テ去ヌ、其ノ時ニ厩ノ方ニ人音ヲ擧テ叫テ云ク、夜前將參タル御馬ヲ盜人取テ罷リヌト、頼信此ノ音ヲ髴ニ聞テ、頼義ガ寢タルニ此ル事云ハ聞クヤトモ不告シテ、起ケルマヽニ衣ヲ引キ壺折テ、胡䩠ヲ掻負テ厩ニ走行テ、自ラ馬ヲ引出シテ、賤(アヤシ)ノ鞍ノ有ケルヲ置テ其レニ乘テ、唯獨リ關山樣ニ追テ行ク、心ハ此ノ盜人ハ東ノ者ノ、此ノ吉キ馬ヲ見テ取ラムトテ付テ來ケルガ、道ノ間ニテ否不取シテ、京ニ來テ、此ル雨ノ変レニ取テ去ヌルナメリト思テ、行ナルベシ、亦頼義モ其ノ音ヲ聞テ、祖ノ思ヒケル樣ニ思テ、祖ニ此クトモ不告シテ、未ダ裝束モ不解テ丸寢ニテ有ケレバ、起ケルマヽニ、祖ノ如クニ胡䩠ヲ掻負テ、厩ナル□□□□關山樣ニ唯獨リ追テ行ナリ、〇下略

〔古今著聞集九武勇〕頼光朝臣、寒夜に物へありきて歸けるに、頼信の家ちかくよりたれば、公時を使にて、唯今こそ罷過侍れ、此寒こそはしたなけれ、美酒侍るやといひたりければ、頼信朝臣折ふし酒のみてゐたりける時なりければ、興に入て、唯今見樣に申給べし、此仰ことによろこび思ひ給候、御渡有べしといひければ、頼光則入にけり、盃酌の間、頼光厩の方を見やりたりければ、童を一人いましめてをきたりけり、あやしと見て、頼信にあれにいましめてをきたるものは、たそと問ければ、鬼同丸なりとこたふ、

〔平治物語 二〕義朝野間下向事附忠致心替事

玄光法師ハ頭殿義朝○源討レ給ヒヌト聞テ、是ハ鎌田ガワザニテゾ有覽、先政家ヲ討ムトテ、長刀持テ走廻リケルガ、鎌田モ早討レヌト聞テ、サラバ長田メヲ討バヤトテ、金王丸ト二人面モ不レ振切テ廻リ、數多ノ敵斬伏テ塗籠ノ口迄責入ケレ共、美濃尾張ノ習、用心キビシキ故ニ、帳臺ノ構シタヽカニ拵タレバ、無力長田父子ヲバ討不得シテ、馬屋ニ走入、馬引出シ、打乘打乘留メント思ハヾ留メヨト呼ケレ共、遠矢少々射懸タル計ニテ近付者ナカリシカバ、玄光ハ鷲ノ栖ニ留リ、金王ハ都ヘ上リケリ、

〔源平盛衰記 十四〕木下馬事

嫡子伊豆守仲綱ガ家人、東國ニ有ケルガ、八箇國第一ノ馬トテ伊豆守ニ進ラセタリ、○中略木下ト云名ヲ附テ自愛シテ飼ケル程ニ、○中略大將宗盛○平聽テ人ヲ遣シテ、誠ヤ面白キ馬ノ出來テ、侍ルナル、少見度候ト云レタリ、○中略仲綱力及バズ、父頼政○源ノ命ニ隨テ、木下ヲ右大將ノ許ヘ遣シケリ、聞ニ合テ實ニ能馬也ケレバ、舍人アマタ付テ、內厩ニ秘藏シテ立飼ケリ、

〔吾妻鏡 二〕治承五年五月廿三日戊戌、御亭之傍、可レ被レ建二姫君御方幷御厩一、且土用以前爲レ被レ始二作事一、不レ論二庄公別納之地一、今明日內可レ召二進工匠一之旨、被レ仰二遣安房國在廳等之中一云云、昌寛奉二行之一、廿四日己亥、被レ曳二小御所御厩等之地一、景能景時昌寛等奉二行之一、御家人等面々召二進疋夫一、廿八日癸卯、去夜安房國大工參上、仍今日件屋屋立レ柱上棟云云、

〔吾妻鏡 七〕文治三年四月十四日乙酉、雨降雷鳴、霹靂落二于政所因幡前司廣元厩之上一、馬三疋斃、屋上幷柱多以燒訖、而一卷心經安二棟上一之處、聊雖レ焦、字形鮮也、因州隨喜之餘、持二參彼經於營中一、申二佛法之未一レ落レ地事一、拭二感淚一云云、

〔吾妻鏡 十一〕建久二年六月十七日甲午、被レ建二大御厩一、三浦介奉二行之一、八月十八日甲午、此間人々所

進馬被立于新造御厩、本自與所被立置之御馬相並有用捨、先於南庭御覽、十六疋也、○下略

〔吾妻鏡十五〕建久六年七月廿日壬寅、若公御方御厩始立御馬三疋、比企藤二奉行之、○下略

〔吾妻鏡四十一〕建長三年二月廿日庚戌、大御厩此間新造葛西谷口、河俣、後山崩頽、人多以被推土石之谷、而二人立亡云云、

〔太平記一〕賴員回忠事

時綱只一騎、中間二人長刀持セテ、忍ヤカニ土岐ガ宿所ヘ馳テ行、門前ニ馬ヲバ乘捨テ、小門ヨリ内ヘツト入テ、中門ノ方ヲ見レバ、宿直シケル者ヨト覺テ、物具太刀刀枕ニ取散シ高鼾カキテ寢入タリ厩ノ後ヲ回テ、何ニカ匿地ノ有ト見レバ、後ハ皆築地ニテ、門ヨリ外ハ路モ無、

〔太平記三〕赤坂城軍事

正成、長崎ガ厩ノ前ヲ通ケル時、敵是ヲ見ツケテ、何者ナレバ御役所前ヲ案内モ申サズ、忍ヤカニ通ゾト咎メケレバ、正成是ハ大將ノ御内者ニテ候ガ、道ヲ踏違テ候ヒケルト云捨テ、足早ニゾ通ケル、咎メツル者、サレバコソ怪者ナレ、如何樣馬盜人ト覺ルゾ、只射殺セトテ、近々ト走寄テ、眞直中ヲゾ射タリケル、

〔太平記三十九〕神木入洛事附洛中變異事

同十月三日、道朝○尾張修理大夫入道ガ宿所七條東洞院ヨリ、俄ニ失火出來テ、財寶一モ不殘、内厩ノ馬ドモマデモ多燒失ヌ、

〔早雲寺殿廿一箇條〕一すきありて宿に歸らば、厩面よりうらへまはり、四壁垣ね犬のくゞり所をふさぎ拵さすべし、○下略

〔大館常興日記〕天文九年正月一日、一此間私厩につながせられし御禮馬、鴾毛今日めしつかはれ候哉、御厩者引出候由申之也、○中略次藤林與四郎也

〔毛利家記一〕御成ノ次第、天正十八年九月十八日、

御厩

一御馬屋十一騎立也

紅糸ノハラカケ十一八寸斗リ　ハナカワ十一　シヤウ〳〵ヒノ頭カケ十一　ハヅナ黒ヌリ

蒔繪スエハヅナ十一紅糸　馬刀三ツ總梨地紋菊桐　馬グシ五ツ梨子地紋桐

〔中村一氏記〕一角馬スキニテ百。軒。馬。屋。ニ百疋、カラ馬ヤニ、二十疋バカリ御座候、内ノ二疋能馬拜領ツカマツリ候ヘテ、セメ申候トキハ、五六疋馬ニ結構ナル馬具若黨自分トモニ二十人バカリ、道具モチ馬取マデ、結構ニ出立ニテ御座候、

〔備前老人物語〕一陣屋にて心もちのこと、ある人語りしをおもひ出すにまかせて、こゝに志るす、〇中略馬屋は目通りに

〔信長公記十五〕天正十年六月朔日、夜に入、丹波國亀山にて維任日向守光秀企逆心、〇中略信長公御座所本能寺取卷、〇中略御厩より矢代勝介、伴太郎左衞門、伴正林、村田吉五切而出討死、此外御中間衆、藤九郎、藤八、岩、新六、彥一、彌六、熊、小駒若、虎若、息小虎若初として、廿四人御厩に而討死、

〔東照宮御實紀附錄二十〕藤森の御邸なる御厩損せしかば、加々爪隼人正政尙改造せんと申すを聞しめし、雨がもらばもる所ばかり改葺せよ、壁が崩れしならば、くづればかりを補なへ、その餘は手をつくるに及ばずと仰付らる、隼人承り、只今上方の大名の厩を見るに、夏は蚊厨をさげ、冬は馬に蒲團をきせ、愛養すること大方ならず、しかるに當家の御厩には、戸口に藁筵をかけて飼置るゝも、あまりの御事なり、少し御心を用ひ玉はんやと聞え上しかば、武士が馬をかふは、馳驅の用にあてんが爲なり、外観をかざるに及ばず、わが藁筵にてかひ置馬と、諸家にて蚊厨蒲團もて養ふ馬と、事あるに臨むでは、いづれかよく險阻をしのぎ、急流を渡り、烈寒大暑をもいとはず、

厩雜載

馳走せむとおもふや、汝等馬をかふにも、上方風の奢侈にならふことなかれと、きと警め玉ひしとぞ、

〔會津陣物語〕四杉原彦左衞門物語覺書條々

景勝杉○上被申上候ハ、大樹秀忠○德川御成可被成旨、忝次第絕言語候、乍去我等家人ハ田舍者ニテ、作法曾テ不存候、萬事本多佐州ニ賴入、指圖ヲ請可申トテ、侍下々共ニ一人モ不殘下屋敷ヘ出シ、屋舖ニハ景勝ト直江山城守兼續○兩人殘居テ、御料理モ方々門ノ番等、廣間玄關ノ番モ皆御旗本衆ヘ賴入故、將軍樣御機嫌不斜、天下ニテ景勝ヲ分別者ナリト譽ル、大御所樣家康○德川ニモ中々御感ナリ、玄關前ニ杉葉葺ノ御馬屋出來ル、其前ニ今度福島合戰ニ政宗伊達○ヲ切崩シ、須田大炊助長義ガ奪取タル伊達ノ家ノ什物、法華經ノ幕ヲ御馬屋ノ前ニ打、中略○政宗ハ我重代ノ幕ヲ景勝門內ノ公方御厩ニ打タルヲ見テ赤面シ、中々迷惑ノ體ニテ笑止千萬ナリシト、施藥院ノ物語ナリ、景勝彈正忠勝マデ、御成ノ度ニハ右ノ例ニテ、打捕經ノ幕ヲ御馬屋ニウツナリ、

〔拾芥抄〕下末諸事吉凶日厩

吉日 甲子 庚子 癸卯 直 平 成 備 吉

〔萬葉集〕十三相聞赤駒、厩立、黑駒、厩立而、彼乎飼、吾往如、思妻、心乘而、高山、峯之手折丹、射目立、十六待如、床敷而、吾待公、犬莫吠行年、

〔萬葉集〕十三挽歌百小竹之、三野王、金厩、立而飼駒、角厩、立而飼駒、草社者、取而飼旱、水社者、挹而飼旱、何然、大分青馬之、鳴立鶴、

〔萬葉集〕二十二月二十日、武藏國部領防人使掾正六位上安曇宿禰三國、進歌數二十首、但拙劣歌者不取載之、

宇麻夜奈流、奈波多都古麻乃、於久流我辨、伊毛我伊比之乎、於伎氐可奈之毛、

倉庫名稱

〔倭名類聚抄 十居宅〕倉廩　唐韻云、倉圓曰囷、去倫反、渠殖反、兼名苑云、囷一云廩、力稔反、万呂久良、一云與奈久良、一云伊奈久良、倉也、釋名云、倉七岡反、○中略藏穀物也、

〔箋注倭名類聚抄 三居宅〕唐韻云、力稔反、倉有屋曰廩、万呂久良、一云與奈久良、一云伊奈久良、○中略万呂久良以下十六字、舊及山田本、伊勢本、昌平本、曲直瀨本、下總本皆無、獨廣本有之、今附存、按三訓、類聚名義抄、伊呂波字類抄、並不載、○下略

〔松屋筆記 七十五〕倉庫

按に、万呂久良(マログラ)は圓倉にて、囷廩などの字を訓べし、與奈久良(ヨナグラ)は米倉也、伊奈久良(イナグラ)は稻倉也、久良(クラ)は倉庫にて總名也、

〔類聚名義抄 九人〕倉 クラ

〔釋名 五宮室〕倉、藏也、藏穀物也、

〔伊呂波字類抄 久地儀〕倉 クラ

〔類聚名義抄 七广〕廩 正 クラ　廪稟 俗

〔伊呂波字類抄 久地儀〕廩 稟 クラ

〔天文本倭名類聚抄 一居宅〕庫　唐令云、諸軍器在庫、香袴、漢語抄云、豆八毛乃久良、皆造棚閣、棚閣各二音、和名太奈、安置別置、

〔箋注倭名類聚抄 三居宅〕廣本朋作棚、按棚與廣韻合、在十二庚、朋在十七登、作棚爲勝、那波本各作格、並與廣韻合、伊勢廣本缺、昌平本、下總本、有和名二字、新撰字鏡、棚庋樹皆同訓、

〔釋名 五宮室〕庫、舍也、物所在之舍也、故齊魯謂庫曰舍也、

〔類聚名義抄 七广〕庫 クラ　ツハモノグラ

〔伊呂波字類抄 久地儀〕臧 藏 穀

〔運歩色葉集 久〕藏 クラ

〔令義解 一職員〕主稅寮
頭一人掌倉廩、(謂、穀藏曰倉、米藏曰廩也、)出納〇中略事、

〔東雅 六宮室〕倉クラ　古語にクラといひしは、置の義なり、座をも位をも鞍の如きをもクラといふ、即是也、倉庫は凡物を藏め置く所なれば、クラといふなり、令義解には穀藏曰倉、米藏曰廩と見えしに、倭名鈔には、倉廩の二字共に藏穀物也、讀てヨナグラとも、イナグラともいふと注し、又唐令の諸軍器在庫、皆造棚閣安置といふを引きて、庫の字讀てツハモノヽクラといひ、棚閣の字をタナと讀む、是は唐の甲庫と云し所の者也、釋名に庫舍也、言物所在之舍也と見えたり、又唐に經史子集の四庫もありけり、庫の字ツハモノクラとのみ讀むべき事とも見えず、〇下略

〔倭訓栞 前編八〕くら　座をよめり、來居の義なるべし、倉庫も座と義同じ、物を置よりいふ也、囷はまるぐら也、

〔古事記傳 九〕千位は、書紀に千座と作り、私記に座者是置物之名也と見えて、其祓物を居置物(案にても何にてもあるべし)をいふ、人の座處を久良韋と云も同意なり、故此記には位ノ字を書り、

〔古事記傳 十五〕天之石位〇中略位は座と同じ、久羅韋は座居の意なり、又人の坐處のみならず、物を居る臺なども久羅と云り、又倉鞍なども、同意の名なり、

〔松屋筆記 七十五〕倉庫
與淸曰、久良は物を置居る處の名也、天之磐坐、高御坐、四座置、八座置、千座置戸、位、鞍など皆同義也、庫藏に久良といへるは、御倉板擧之神を始とす、さて神武の御世に高倉下が庫あり、また宮中に齋藏を立給ひて、齋部氏これを掌る、履中の御世内藏大藏を立そへ、藏司、藏部を定給ひて三ノ藏並たり、その官人の事は職員令に見ゆ、又諸國郡に官倉屯倉あり、其つくりざまに甲倉あり、板倉あり、瓦倉あり、土倉あり、屋倉あり、圓倉あり、校倉あり、窖ありて、さま〳〵也、土倉と窖とは同訓にて

倉庫制度

一ツ物かともおもはるれど、土倉は主税式に若干字(ソコバクムチ)と記したれば、塗倉(ヌリグラ)なること疑なし、窖は和名抄に、土中藏穀也、都知久良(ツチクラ)とあれば、今の穴倉(アナグラ)なり、大藏省には、長殿の御藏といひけん、長殿の左の御藏ひらきあけよなど歌によめり、〇下略

〔令義解職員一〕主稅寮

頭一人(掌倉廩〇註略〇中略出納〇中略〇下略)

〔政事要略六十一〕倉庫令云、置公文庫鎖鎰者、長官自掌、若無長官者、次官掌之、

〔令義解職員一〕左京職(右京職准此、管司一、)

大夫一人、(掌〇中略倉廩、〇中略)

〇按ズルニ、京職ノ大夫ノ倉廩ヲ掌ルハ、卽チ田租ヲ收藏スル者ニシテ、前條主税寮ノ職掌ニ倉廩トアルハ、諸國ノ動不動倉ノ數、及ビ收穀ノ數ヲ勘計スル義ナリ、又京職以下攝津職、大宰府、諸國司ノ職掌ニ倉廩トアレド今ハ省ケリ、準ジテ知ル可シ、

〔令集解職員五〕倉庫令云、在京倉庫並令彈正巡察、在外倉庫、巡察使出日、卽令按行、

〔延喜式彈正四十一〕凡在京倉藏並令臺巡撿之、

〔延喜式大藏三十〕凡巡撿正倉院衞府等、巡否之狀、毎日召問御倉守等、不巡撿者卽申官、

〔令義解宮衞五〕凡兵庫大藏院內、皆不得將火入、其守當人、須造食者、(謂官人以下、直丁以上也、)於外造、(謂於五丈外造也、)十餘庫藏(謂內外庫藏、其倉庫亦同、)准此、

〔延喜式監物十二〕凡應出納大藏物者、少辨已上一人、中務民部大藏三省輔各一人、監物一人、主計助已上一人、同會就諸司廳、本司錄申曰、雜物出納(登申、絁絹綵帛絲綿布錢等類、)辨判命之、錄稱唯、主鎰申曰、給鎰(止申、)監物命曰給之、卽稱唯受鎰、諸司共赴立正藏前、主鎰引藏部等申曰、開藏(登申、)監物命曰開之、卽稱唯令藏部開、諸司撿按出納、了卽監物加封、主鎰申曰事畢、諸司乃還、其出納鐵鍬等類及自餘諸司物者、官

史一人、三省錄各一人、監物及主計屬各一人、(若錄屬不在者、丞允代之、)俱會出納、凡奉口勅出大藏物者、本司奉勅經中務省、省輔一人、監物一人、與本司輔已上一人相共出之、(二省輔不在者丞代之、)三司共入奉進、卽錄物數、三司同署、便附本司申送辨官、其出鍬鐵等物者、省錄已上一人、監物一人、與本司錄已上二人共出奉進、申送於官、亦同上例、

〔延喜式內藏十五〕凡寮庫雜物者、先種別自正倉移納於別庫、而後下用、未下用盡之前、亦復移納、勿令斷絕、開正倉者、助以上一人與允屬開之、

〔延喜式大藏三十〕凡掃正倉院料、米二斛、滓醬一斗、鹽五升、每年六月申官受用、

〔律疏賊盜〕凡盜節刀者徒三年、○略註宮殿門庫藏及倉廩筑紫城等鑰徒等一年、(國郡倉庫、陸奧、越後、出羽等柵、及三關門鑰亦同、○下略)

〔政事要略五十四交替雜事〕倉庫令云、倉皆於高燥處置之、側開池渠、(謂或池或渠、可停水以防火災者也、)去倉五十丈內不得置館舍、

〔續日本紀二十一淳仁〕天平寶字二年九月丁丑、先是國司交替、未有程期、仍令明法博士論定、明法曹司言、遷任國司向京期限、依倉庫令、倉藏及文案孔目、專當官人交代之日、並相分付、然後放還、○下略

〔類聚三代格七〕太政官符
　應造倉庫事
右被右大臣宣偁、奉勅、如聞、諸國倉庫、犬牙相接、縱一倉失火者、百庫共被焚燒、於事商量、理不合然、今欲改舊倉、恐勞百姓、自今以後、新造倉庫、相去必須十丈已上、地有寬狹、隨便議置、但舊倉者、修理之日、亦宜改造、
　延曆十年二月十二日
太政官符

應建置倉院事

右被右大臣宣偁、奉勅、如聞諸國建郡倉元置一倉、百姓之居、去郡僻遠、跋涉山川、有勞納貢、加以倉舍比近、甍宇相接、一倉失火、百倉共燒、言念其弊、有損公私、宜須每鄉置一院以濟百姓、兼絕火災、始自今年所輸租稅收納新院、但前所納郡家不動物者、依舊莫動、其用盡倉者、漸遷新院、置倉之法、一依延曆十年符、各相去十丈量便置之、

延曆十四年閏七月十五日〔〇又見政事要略五十四〕

太政官符

應改行建正倉院事

右被右大臣宣偁、奉勅、去閏七月十五日、每鄉更建倉院之狀下諸國畢、追尋此事、頗乖穩便、今須彼此相接、比近之鄉、於其中央同置一院、村邑遙阻、絕隔之處、宜量地便每鄉置之、自餘之事、一依前符、

延曆十四年九月十七日〔〇又見政事要略五十四〕

〔類聚國史八十四政理〕大同二年十月戊午、勅、據令倉藏給用、皆承官符、而今官符下中務省、省移諸司、然後出納、大乖令意、宜改此例一依令條、

〔德川禁令考四十七道路家屋〕寬文十戊年八月

跡々より御免之外、河岸通に土藏無用之事、

一町中河岸通に土藏立候事、跡々より御赦免被成候河岸之外、堅無用に可仕、縱御赦免被成候河岸通たりといふとも、新規に土藏造申候はゞ、兩御番所江御意を請、作り可申候、但瓦土藏ぬりたれ藏之外は、板葺かや葺之家など立置候はゞ、早々崩し取可申事、

八月

〔德川禁令考四十七地所家屋賣買〕元祿十二卯年五月

藏之儀に付町觸

一河岸附之町之河岸之藏ニ而所帶仕、火を燒候由相聞、不屆候、向後左樣成儀一切致無用、火を燒申間敷事、

一同ジ藏之內ニ而雨庇を懸、諸色商賣仕候由、是又不屆候、向後堅商賣仕間敷候事、

一藏地赦免之場所、藏ハ建不申、小屋懸仕罷在、又ハ店を構、商賣致候者も有之由、左樣之者ハ、早々小屋取拂可申事、

五月

〔古事記中神武〕故神倭伊波禮毘古命、從其地廻幸、到熊野村之時、大熊髮(〇髮一本作爪)出入卽失、爾神倭伊波禮毘古命、倏忽爲遠延、及御軍皆遠延而伏、(遠延二字以音)此時熊野之高倉下(此者人名)齎一橫刀、到於天神御子之伏地而獻之時、天神御子卽寤起、詔長寢乎、故受取其橫刀之時、其熊野山之荒神自皆爲切仆、爾其惑伏御軍悉寤起之、故天神御子問獲其橫刀之所由、高倉下答曰、己夢云、天照大神高木神二柱神之命以、召建御雷神而詔、葦原中國者、伊多玖佐夜藝帝阿理祁理(此十一字以音)我之御子等不平坐良志(此二字以音)其葦原中國者、專汝所言向之國、故汝建御雷神可降、爾答曰、僕雖不降、專有平其國之橫刀、可降(此刀名、云佐士布都神、亦名云甕布都神、亦名布都御魂、此刀者坐石上神宮也、)降此刀狀者、穿高倉下之倉頂、自其墮入、故建御雷神敎曰、穿汝之倉頂、以此刀墮入、故阿佐米余玖(自阿下五字以音)汝取持獻天神御子、故如夢敎而且見己倉者、信有橫刀、故以是橫刀而獻耳、

〔日本書紀三神武〕戊午年六月丁巳、軍至名草邑、(中略)〇天皇獨與皇子手研耳命、帥軍而進、至熊野荒坂津、(亦名丹敷浦)因誅丹敷戶畔者、時神吐毒氣、人物咸瘁、由是皇軍不能復振、時彼處有人、號曰熊野高倉下、忽夜夢、天照太神謂武甕雷神曰、夫葦原中國猶聞喧擾之響焉、(〇註略)宜汝更往而征之、武甕雷神對曰、雖予不行、而下予平國之劒、則國將自平矣、天照太神曰、諾、(〇註略)時武甕雷神登謂高倉曰、予劒號曰韴靈、

○註略。今當置汝庫裏、宜取而獻之天孫、高倉曰唯唯而寤之、明旦依夢中敎開庫視之、果有落劒倒立於庫底板、卽取以進之、○下略

〔古事記 上〕此時伊邪那岐命、大歡喜詔、吾者生生子而於生終得三貴子、卽其御頸珠之玉緖母由良邇、此四字以音、下效此、取由良迦志而、賜天照大御神而詔之、汝命者所知高天原矣、事依而賜也、故其御頸珠名、謂御倉板擧之神、訓板擧云多那、

〔古事記傳 七〕御倉板擧之神、こは御祖神の賜とし、重き御寶として、天照大御神の御倉に藏め、その棚の上に、安置奉て、崇祭たまひし故の御名なるべし、さて板擧は、書紀垂仁卷に、天湯河板擧てふ人ノ名ありて、其にも板擧此云拕儺と見えたり、板を高く揭擧て、物置ノ所に構る故に、如此言るならむ、新撰字鏡に、棚閣也、太奈、和名抄に、棚閣、和名多奈とあり、常にも此棚字を用ふ、万葉にも、多那てふ言の借字に此を書り、○註略

〔文永三年御遷宮沙汰文〕同日○文永三年九月十五日

調御倉雖葺始之、依無御萱不終其功、內御厩雖搔棟、依萱之未到不葺之、荒祭宮御倉、齋王御膳殿以靑萱葺之、雖然猶以不足、爲萱判官之無沙汰歟、

廿九日戊午

當日、御稻御倉調御倉所奉葺終也、

卅日

鋪設御倉同奉葺滿畢、依萱到來也、

〔言經卿記〕慶長十一年八月九日丙午、倉ノ瓦ヲフカセ了、

〔太閤記 十三〕名護屋旅館御作事衆○中略

一同○山里御藏六間十間　戸田淸左衞門尉

一同御藏五間廿間　　　小西和泉守

〔玉薬奉行勤方〕御預所之御藏御多門間數覺〇中略

一竹橋南御藏　　三間ニ貳拾間　　一同　北御門　　三間ニ三拾間〇中略

一紅葉山御寶藏　　三間ニ拾三間〇中略

千駄ヶ谷御藏分

一南御藏　　貳間半ニ拾五間　　一北御藏　　三間ニ貳拾間

一新御藏四梁共　　三間四方

和泉御藏

一壹之御藏　　三間ニ七間半　　一貳之御藏　　三間ニ五間

一三之御藏　　三間ニ五間　　一四之御藏　　三間ニ七間半

一五之御藏　　貳間ニ五間〇下略

〔日本書紀二十六齊明〕四年十一月壬午、留守官蘇我赤兄臣語有間皇子曰、天皇所治政事有三失矣、大起倉庫、積聚民財、一也、〇下略

〔續日本紀五元明〕和銅五年七月甲申、播磨國大目從八位上樂浪河內、勤建正倉、能効功績、進位一階、賜絁一匹、布三十端、

〔續日本紀三十三光仁〕寶龜六年十月壬戌、前右大臣正二位勳二等吉備朝臣眞備薨、〇中略大藏省雙倉被燒、大臣私更營構、于今存焉、

〔延曆交替式〕勅、諸國正倉、如理不造、多有破壞、朽損稅穀、亦就村里、借用他倉、自今以後、勤加修蓋、若有怠緩、國郡官人、依法科罪、

天平勝寶元年八月四日〇又見政事要略五十四

大藏

〔續日本後紀仁明九〕承和七年三月戊子、陸奧國磐城郡大領外正六位上勳八等磐城臣雄公、遄〓戎途〓、忘〓身決〓勝、居〓職以來、勤〓修大橋廿四處、溝池堰廿六處、官舍正倉一百九十字〓、〇中略並假〓外從五位下〓、

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年八月廿六日はる、〇中略御くらに御ざうさくありて、御とりをきあり、廿七日はる、御くら御とりをきにて、おとこだちしこう、けふより御くらくづさる、九月五日くもる、〇中略御くら土引けふよりあり、兩陰陽頭日取也、十一月十四日はる、女ゐんの御所はじめて御くら御けんぶつあり、御たる五かまゐる、

〔京都御役所向大概覺書二〕同所〇二條城御藏御入用掛ル國井御修復之事〇中略

一御城内外御藏御修復御入用銀、小堀仁右衞門ゟ相渡り、奉行之儀、御城内者御番衆被〓相勤〓、御城外者小堀仁右衞門相勤、

〔京都御役所向大概覺書七〕同所〇大津町御藏御入用掛國井御修復之事〇中略

一御藏御修復入用銀者、古郡文右衞門御代官所御物成之内を以相渡、地方御勘定相立候由、奉行之儀者、大津居住之御代官相勤候、

一寶永四亥年、地震大風波破損、御修復御入用銀高貳拾九貫三百五拾目餘、入札ニ而被〓仰付〓候、兩宮庄九郎奉行相勤候、

一正德二辰年、大風ニ而破損、御修復御入用銀高貳貫五百四拾目餘、同三巳年、大風破損、御入用銀高四貫百三拾目餘、右兩度共ニ入札を以被〓仰付〓、兩宮庄九郎奉行相勤候、

一正德四午年七月八日、大風波破損ニ付、御入用銀高六貫八百七拾目、入札ニ而御修復被〓仰付〓、古郡文右衞門奉行相勤候、

一御修復奉行扶持之儀、江州所相場平均直段を以、銀ニ而相渡、地方御勘定ニ仕上ゲ候由、

〔古語拾遺〕至〓於後磐余稚櫻朝〓、〇中略三韓貢獻、奕世無〓絕、齋倉之傍更建〓内藏〓、分〓收官物〓、仍令〓阿知使主

與百濟博士王仁記其出納、始更定藏部、至於長谷朝倉朝、〈雄略〉秦氏分散、寄隷他族、秦酒公進仕蒙寵、詔聚秦氏、賜於酒公、仍率領百八十種勝部、蠶織貢調、宛積庭中、因賜姓宇豆麻佐、〈註略〉自此而後、諸國貢調、年年盈溢、更立大藏、令蘇我麻智宿禰撿校三藏、〈齋藏、內藏、大藏、〉秦氏出納其物、東西文氏勘錄其簿、是以漢氏賜姓、爲內藏大藏、今秦漢二氏爲內藏大藏主鎰藏部之緣也、

〔新撰姓氏錄山城國諸蕃〕秦忌寸　太秦公宿禰同祖、秦始皇帝之後也、〈中略〉秦公酒、大泊瀨稚武天皇〈諡雄略〉御世、偁普洞王時、秦氏總被劫略、今見在者、十不存一、請遣勅使撿括招集、天皇遣使小子部雷、率大隅阿多隼人等、捜括鳩集、得秦氏九十二部一萬八千六百七十人、遂賜於酒、爰率秦氏、養蠶織絹、盛篚詣闕貢進、如丘如山、積畜朝庭、天皇嘉之、特降寵命、賜號曰禹都萬佐、是盈積有利益之義、役諸秦氏、構八丈大藏於宮側、納其貢物、故名其地、曰長谷朝倉宮、是時始置大藏官員、以酒爲長官、

〔日本書紀持統三十〕六年四月丙辰、賜有位親王以下、至進廣肆、難波大藏鍬、各有差、

〔政事要略五十九〕官物事

又云、〈倉庫令〉大藏准一季、應須物數量、出別貯、隨用出給、其內藏者即納一年、須物每月別貯出用、並乘者附帳、欠者隨筆徵罰、

〔日本紀略淳和〕弘仁十四年十月辛丑、亥剋失火大藏十四間長殿、勇士卅許人、登北長殿、濕幕撲之、

〔大內裏圖考證十九〕神祇官

高藏　延喜式作官庫、

諸圖書

神祇官古圖曰、高御藏、　神祇官建圖曰、一間高御藏、

〔扶桑略記二十五村上〕天曆七年二月十二日壬戌、丑剋藍園町有失火事、〈中略〉十三日癸亥、勅遣失火百姓賑給之例宜勘申、又去夜失火、登神祇官高倉撲滅火者、宜令給祿、又仰右大臣給官符於五畿七道

長倉

雙倉

諸國可ㇾ令ㇾ修ㇾ造神社佛寺破損也、勤ㇾ申注進今夜失火之間登ㇾ高倉ㇾ消ㇾ火者夾名、○下略

〔京都御役所向大概覺書五〕山城國寺社方間數御修復所之事

一上賀茂社堂舍○中略

高倉 桁行六間 梁行貳間

〔日本紀略四村上〕應和二年六月廿五日辛亥、夜左近衞府長倉一宇、及曹司屋有ㇾ火、

〔小右記〕長和三年三月十二日丁酉、巳剋許乾方有ㇾ火、○中略 內藏掃部等寮燒亡、火移ㇾ府長倉ㇾ射場舍撲滅了者、

〔公室年譜略九高山公〕城米西北ノ多門ニ充餘ルニ依テ、南側丸○本ノ石壘ノ上ニ二通リ、其下ニ一通リ、合テ三筋ノ長倉ヲ造ラシメ玉フ、內ノ倉ハ南面ニシテ幅四間、長サ六十八間、十七戸、各四間ニ隔切ル、一戸ニ米四斗入二千俵充ル、中ノ倉ノ長サ七十二間ニシテ十八戸、外ノ倉ハ長サ八十四間ニシテ二十一戸、各一戸四間四方ナリ、

是倉ヲ上野ノ長倉ト稱シテ、近國マデモ聞ヘタリ、但シ下ノ倉ハ北面ナリ、

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕

合倉柒口(○中略)二口雙倉

天平十九年二月十一日

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕

合倉貳拾肆口之中

雙倉四口 板倉三口 並在ニ太衆ー 甲倉一口在ニ禪院ー 板倉二口 甲倉十三口 並在ニ倉垣院ー ○中略

天平十九年二月十一日

〔西大寺資財帳〕食堂院○中略

瓦葺甲雙倉(各長二丈三尺五寸、廣一丈八尺四寸)中間(長二丈二尺八寸)

〔新猿樂記〕八御許夫(〇中略)名檜前杉光、(〇中略)鑒造、殿造、宮等之式法、(〇中略)人家作者(〇中略)又倉甲。藏。等之上手也、

〔正字通 午集上田〕甲(中略)唐制甲庫藏奏鈔之地也、程大昌曰、唐中書門下吏部、各有甲庫、凡三庫、以若干人爲一甲、在選部則名團甲、貞元四年、吏部奏三庫敕甲、又經失墜、乃至制敕旨甲皆被改毀、據此則甲非甲乙之甲、龐元英文昌雜錄謂甲庫如令甲令丙誤也、宋時有敕甲旨甲之稱、猶今言底言案也、遼史有架閣庫管句、元有左右部架閣庫、卽唐之甲庫也、

〔東大寺正倉院文書 十四〕和泉監天平九年正稅帳

(不動)南(〇在日根郡)第壹甲倉(長一丈六尺四寸、廣一丈二尺二寸、高一丈一寸、〇中略)

西第貳甲倉(長一丈八尺、廣一丈六尺、高一丈一尺、〇中略)

(不動)北第伍甲倉(長一丈八尺、廣一丈五尺三寸、高一丈二尺、〇下略)

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕

合倉漆口(中略)一口甲倉(〇中略)

天平十九年二月十一日(〇署名略)

〔西大寺資財帳〕東南角院(〇中略)

東檜皮甲倉(長一丈七尺、廣一丈四尺五寸、高一丈六寸、〇中略)

正倉院

南一瓦葺甲倉(長三丈一尺、廣二丈二尺二寸、高一丈六尺)

二瓦甲倉(長三丈、廣二丈五尺五寸、高一丈六尺四寸、〇中略)

七檜皮甲倉(長二丈六寸、廣一丈六尺、高一丈二尺六寸)

八檜皮甲倉(長□丈七尺四寸、廣一丈五尺五寸、高一丈三尺六寸、〇中略)

十三中檜皮甲倉(長一丈五尺八寸、廣一丈三寸、高九尺、〇中略)

丸木倉

板倉

十七東北瓦葺甲倉長二丈八尺六寸高□丈六尺廣二丈二尺二寸○中略

離散屋倉九宇

瓦葺甲倉一宇長二丈五尺五寸高一丈四尺四寸廣二丈一寸在安曇房○中略

板葺甲倉一宇長一丈六尺五寸高一丈廣一丈一尺

草葺板甲倉一宇長一丈二尺九寸高七尺五寸廣一丈一尺八寸在瓦屋坊

〔東大寺正倉院文書十三〕和泉監天平九年正稅帳

東○在和泉郡第壹丸木倉長一丈二尺三寸、廣一丈四尺四寸、高六尺、空

東第貳丸木倉長一丈四尺五寸、廣一丈一尺四寸、高六尺一寸、空

東第參丸木倉長一丈四尺、廣一丈、二尺、高六尺二寸空

東第肆丸木倉長一丈四尺四寸、廣一丈二尺五寸、高六尺、空○下略

〔東大寺正倉院文書十四〕和泉監天平九年正稅帳

南○在日根郡第貳丸木倉長一丈二尺五寸、廣丈二尺、高七尺、○中略

南第參丸木倉長一丈九尺、廣一丈六尺、高九尺、○中略

西第壹丸木倉長一丈四尺、廣一丈二尺五寸、高七尺、○中略

北第壹丸木倉長一丈四尺、廣一丈二尺一寸、高七尺、空

北第貳丸木倉長一丈八尺、廣一丈五尺八寸、高九尺四寸、○中略

東院北第壹丸木倉長一丈一尺、廣一丈、高八尺、空

東院北第貳丸木倉長一丈二尺五寸、廣一丈四寸、高八尺、○下略

〔延喜式二十七主税〕某國司解申收納某年正稅帳事○中略

某郡

第一板倉基（長若干丈尺、高若干丈尺、）廣若干丈尺、
末（長若干丈尺、廣若干丈尺、）

〔東大寺正倉院文書十三〕和泉監天平九年正稅帳
（不動）東（○在大鳥郡）第壹板倉（長一丈六尺九寸、廣一丈五尺九寸、高一丈五寸、○中略）
（動用）東第貳板倉（長一丈七尺四寸、廣一丈四尺五寸、高一丈五寸、○中略）
（動用）東第參板倉（長一丈九尺、廣一丈五尺、高一丈一尺九寸、○中略）
東第肆板倉（長一丈七尺、廣一丈二尺一寸、高九尺三寸、○中略）
（不動）西（○在和泉郡）第壹板倉（長二丈六尺、廣一丈九尺四寸、高一丈二尺九寸、○中略）
西第貳板倉（長一丈九尺、廣一丈七尺、高九尺、○中略）
（不動）南（○在和泉郡）第壹板倉（長二丈七尺、廣一丈九尺五寸、高一丈三尺五寸、○中略）
（不動）南第參板倉（長二丈二尺八寸、廣一丈七尺七寸、高一丈二尺二寸、○下略）

〔西大寺資財帳〕西南角院（○中略）
西北一草葺板倉（長一丈七尺六寸高一丈一尺○中略）廣一丈六尺
三草葺板倉（長一丈五尺八寸高一丈六寸）廣一丈三尺四寸
四草葺板倉（長一丈七尺六寸高一丈八寸○中略）廣一丈四尺
馬屋房（○中略）
檜皮板倉（長一丈七尺二寸高九尺三寸○中略）廣一丈三尺
政所院（○中略）
西北草葺板倉（長一丈六尺三寸高一丈二尺○中略）廣一丈六尺七寸
西檜皮板倉（長一丈八尺七寸廣一丈五尺六寸）高一丈二尺五寸

西南檜皮板倉長一丈九尺廣一丈七尺　高一丈一尺八寸

正倉院○中略

三瓦板倉長二丈九尺三寸廣一丈六尺八寸　高一丈六尺三寸

四瓦板倉長二丈九尺六寸廣二丈六尺六寸　高一丈六尺七寸

五瓦板倉長二丈五寸廣一丈六尺　高一丈二尺八寸

六瓦板倉長一丈九尺六寸廣一丈五尺六寸　高一丈三尺○中略

九檜皮板倉長一丈八尺廣一丈六尺一寸　高一丈二尺二寸

十檜皮板倉長一丈八尺五寸廣一丈六尺七寸　高一丈一尺□寸

十一檜皮板倉長一丈八尺四寸廣一丈五尺三寸　高一丈二尺

十二檜皮板倉長一丈八尺五寸廣一丈五尺○中略　高一丈八寸

離散屋倉九字○中略

檜皮板倉一宇長一丈六尺高九尺二寸　廣一丈三尺二寸

草葺板倉一宇長一丈六尺高八尺四寸○中略　廣一丈三尺二寸

草葺板倉屋一宇長一丈五尺廣一丈一尺　高九尺五寸在瓦屋坊

〔多度神宮寺伽藍縁起幷資財帳〕

太衆○中略

草葺板倉參間

一間長一丈三尺八寸高八尺　廣一丈一尺五寸

一間長一丈一尺四寸高六尺五寸　廣一丈一尺二寸

一間長一丈一尺六寸高九尺　廣一丈

〔倭名類聚抄〕十居宅倉廩 釋名云、○中略 校倉阿世久良 俗用之、今按、本文並未詳、藏穀物也、

〔下學集〕上家屋叉庫（アゼクラ）

〔運歩色葉集〕阿叉庫（アゼクラ）

〔新猿樂記〕八御許夫、○中略 名檜前杉光、○中略 鑒造殿造宮等之式法、○中略 人家作者○中略 叉倉（アゼクラ）甲藏等之上手也、

〔秉燭談〕二叉庫ノコト

近里ニ舟屋ト云工人アリ、鳥飼翁ニカタリテ云、北野ニ寶藏ト云倉アリ、四角ナル木ヲ積上ゲテ造ル、是ヲアゼリト云、字ハ又ト云字ニ似タルヲ書クト云リト、予○伊藤長胤思フニ叉ノ字ナルベシ、角ナル木ヲ打チガヘテ、井樓ノゴトクニ組アゲ、木ノ角ヲ外ヘアラハス、故ニ叉木ノ義ニテ、叉ノ字ヲ用テ、ムカシアゼリト訓ズルナルベシ、丁未ノ夏初、白雲山ニ上ル、亦北野ノゴトクナル寶藏アリ、導僧ノ云、コレヲ昔ヨリアゼ倉ト云ト、コノ比、下學集ヲ披ミレバ、叉庫ト書テ、アゼクラト點ヲ付リ、コノ書ハ文安年中ニ僧人ノ作ナリ、シカレバ昔ヨリ義理ヲ考譯シタルニヤ、今ハシル人モスクナシ、

〔類聚名物考〕宮室三叉庫 あせぐら

案に叉庫の事、秉燭談には、京の北野天滿宮社地に有よし見ゆ、思ふに此のみには限らず、奈良の東大寺の寶藏も叉庫なり、その外古寺舊社には多く有、京の祇園、近江の山王、日吉にも有、また關東にては、東叡山中堂の東にも有、此叉庫をあせぐらと訓事、古へ聞えず、中古の俗言なり、この名の事は、下學集に始めて見えたり、是は叉手を手をあざゆと訓り、手を打ちがへてくみ合する事なれば、糸を組交じゆるをあざなふといひ、糾繩あざなへるなはと訓たれば、あざゆるはまじへる意なれば、あざとあせと音のかよへる例なれば、あせもあざゆる意より轉て打ちがへの事な

り、太平記三中納言具行卿最期辭世の所に、六月十九日某と書て、筆を抛て手をあざへ座を直し給ふとぞ見えし云々と有も叉手の事也、

〔倭訓栞前編阿二〕あぜくら　和名抄に校倉をよめり、今昔物語、宇治拾遺にも見ゆ、あぜは交の義なるべし、方なる木を打違へて、井樓の如くにくみあげて、木の角を外へあらはす、よて下學集には叉庫と書り、新猿樂記にも叉倉、甲藏とみゆ、俗にあぜりともいふといへり、

〔好古小錄下〕校倉ハ、烈日ニアタレドモ土蒸ノ氣ナク、叉雨ニ逢テ濕氣ヲ含マズ、故ニ其藏ル所ノモノ、數百年ヲ經ルトイヘドモ魚食ノ憂ナシ、古人ノ遠慮往々此ノ如シ、

〔四方の硯雪〕和名抄に、校倉をあぜくらと訓ず、穀倉の事なり、阿波國麻殖郡摩尼珠山といふ麓に、穀谷といふ名あり、古の穀倉の跡なりといふ、校倉を經藏といふは音のあやまり也、伽藍記に、井字形に材木をくみあげてつくることなり、俗にあぜかへすといふは、倉中の穀粟をうへ左たとするをいふより轉來るなり、秉燭譚に叉庫の字を用ゆ、

〔古事記傳四十一〕朝倉宮(中略)凡て朝と云はいかなる義にかあらむ、かの熊野ノ高倉下の故事に依て訊て云るなどにや、なほよく考ふべし、又和名抄に、校倉、阿世久良とある、此名朝倉の轉れるにて一ツにや、

〔頑鼠漫筆三〕校倉名義附朝倉、淺井、麻等名義、

按ふに朝倉は叉倉なるべし、叉校等に當る、アザと云語は、あざへ、あざふ、あざふる、あざふれ所謂波行下二段語と活用て、○中略かゝれば朝倉は、アザヘグラのへを省き、叉倉はアザへのザへを約めたるにて、あざへは雜ふる義なり、上代の宮室の製には、叉倉と同じさまに、方なる材を井桁の如く、組上て造れるも有しなるべし、○中略叉倉は今も希には舊社などに見ゆれど、故塙保己一檢校が、故製を摸せる叉倉一宇、その品川の別莊にあり、古くは志貴山緣起上に、詳なる圖樣も見えたり、

〔松屋筆記七十五〕倉庫

按に、○中略校倉(アゼクラ)今も南都東大寺の勅封倉、古代のまゝに存し、古畫卷などにも所見おほく、その製角物を疊て圖にせし物也、○下略

〔今昔物語二十七〕在原業平中將女被レ噉レ鬼語第七

今昔、右近ノ中將在原ノ業平ト云フ人有ケリ、極キ世ノ好色ニテ、世ニ有ル女ノ形チ美ト聞クヲバ、宮仕人ヲモ人ノ娘ヲモ見殘ス无ク、員ヲ盡シテ見ムト思ケルニ、或ル人ノ娘ノ形チ有樣、世ニ不レ知ズ微妙シト聞ケルヲ、心ヲ盡シテ極ク假借シケレドモ、止事无カラム聟取ヲセムト云テ、祖共ノ微妙ク傅ケレバ、業平ノ中將力无クシテ有ケル程ニ、何ニシテカ構ヘケム、彼ノ女ヲ密ニ盗出シテケリ、其レニ忽ニ可二將隱一キ所ノ无カリケレバ、思ヒ繚テ、北山科ノ邊ニ、舊キ山庄ノ荒テ、人モ不レ住ヌガ有ケルニ、其ノ家ノ内ニ、大ナルアゼ倉有ケリ、片戸ハ倒レテナム有ケル、住ケル屋ハ板敷ノ板モ无クテ、可二立寄一キ樣モ无カリケレバ、此ノ倉ノ内ニ、疊一枚ヲ具シテ、此ノ女ヲ具シテ將行テ臥セタリケル、○下略

〔信貴山緣起上〕こゝに中比信濃國に命蓮上人といふありけり、○中略東大寺の佛の御まへにあて、いづくにか行して、のどやかに住ぬべき所あると、よろづの所を見まはしけるに、坤のかたにあたりて、山かすかに見え、そこにおこなひてすまんと思て、行て山の中にえもいはずおこなひて過すほどにすゞろにちいさやかなる厨子佛をおこなひいだしたり、○中略この山のあなた山崎といふところに、下す德人ありけり、そこに聖の鉢はつねに飛行つゝ、物は入てきけり、大なるあぜ倉のあるをあけて、物とりいだすほどに、この鉢飛て、れいのものこひにきたりけるを、れいの鉢きにたり、ゆ　しくほくつけき鉢よとて、とりて倉のすみになげをきて、とみに物もいれざりければ、鉢は待居たりけるほどに、物もしたゝめはて、この鉢をわすれて、物もいれずとりもいたさで、倉の戸をさして、主歸りぬるほどに、とばかりありて、この倉すゞろにゆさ〳〵とゆるぐ〳〵い

石藏

かにいかにと見さはぐほどに、ゆるぎ〳〵て土より一尺ばかりゆるぎあがるときにこそ、いかなる事などあやしがりてさはぐ、ます〳〵ありひて鉢をわすれて、とりいでず成ぬる、それがしわざにやなどいふほどに、この鉢藏よりもりいでゝ、此鉢に藏のりて、たゞのぼりに空ざまに一二丈計のぼる、さて飛行ほどに、人々見のゝしりあざみさはぎあひたり、藏の主もさらにすべきやうもなければ、この倉のいかんところを見むとて、しりにたちてもゆく、そのわたりの人々もみなはしりけり、さて見れば、やう〳〵飛てやまとの國に、このひじりのおこなふ山の中にとび行て、聖の坊のかたはらにどうとおちぬ、○下略

〔京都御役所向大概覺書 五〕山城國寺社方間數御修復所之事

一上賀茂社堂舍○中略

叉藏 桁行貳間五尺六寸 梁行壹間五尺、○中略

一下鴨河合社堂舍○中略

畔藏 梁行三間 桁行三間

〔鹿島志 下 拾遺〕校倉(あぜくら)　寶倉二院は、正殿の傍にあり、其つくりざまを見るに、ふるく校倉といへるものにかなへり、○下略

〔道の幸 中〕廿一日○寛政四年十一月空はる、けふは綱封藏といへる叉庫(あぜくら)にて、寶物拜見、○下略

〔運歩色葉集 伊〕石倉(イシクラ)

〔類聚名物考 宮室 三〕石倉　いはくら

思ふにこれは事によりてたがひめ有、岩窟(イハト)をもいふべし、京都の地名に有は、その所山ふところにて、うちこもりて倉のさまに似たればいふ也、またはを石たゝみかさねて、藏庫を作れるをもいふべし、または墓の所にいふは、すなはち石槨または石の韓櫃(カラウト)といふをもいふべし、時により

意をむかへて知るべき也、津國兵庫の海のほとりに、今は俗に石の寶殿といふ有、これらもその類ひなるべき歟、土倉にむかへて思へば、石にてたゝみなせしをもかくはいふべし、今もさる物有也、

〔釋日本紀述義十三〕筑後國風土記曰、上妻縣、縣南二里、有筑紫君磐井之墓墳、○中略彼處亦有石馬三匹、石殿三間、石藏二間、

瓦倉

〔延喜式主税二十七〕某國司解申收納某年正税帳事○中略

瓦倉若干宇○下略

〔西大寺資財帳〕食堂院○中略

瓦葺甲雙倉各長二丈三尺五寸、廣一丈八尺四寸

草葺倉

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕

合倉漆口○中略三口草葺

天平十九年二月十一日○署名略

檜皮葺倉

〔西大寺資財帳〕西南角院○中略

二○西北草葺丸木倉長一丈六尺九寸、廣一丈五尺三寸、高一丈六尺、

〔空穗物語吹上の下〕いゑのうち四めん八丁、ついぢつきいれたり、かきにそひて、ひとおもてに、おほいなるひはだぶきの〇〇〇〇〇くら〇〇よそぢづゝたてめぐり、百六十のくらなり、これは北方のみわたくし物、あや、にしき、きぬ、わた、いと、かどりなど、むねとひとしうつみて、とりおさめゐるくらなり、これまん所けいしも、三十ばかり有、いゑどもあづかり百人ばかりあつまりて、ことしのなりはいゝ、がいすべきことさだむ

藁倉

〔散木弃謌集雜十〕つくしに侍りける比、すゞくらにほしゐの有けるをみて、　有僧

すゞくらにふるきほしゐぞつきもせぬ

人のかたりけるをきゝて

たが領々にならむとすらむ

〔類聚名物考宮室三〕すゞくら　鎌倉○中略

思ふに篶は小竹也、笹ふきの藏をいふ、これを鈴ときゝて、さゝばその音は寥々とぞ唱べきと

いふに、領掌の事をかねていへる也、

塗藏

〔江家次第十七〕東宮御元服

直廬御裝束、件屋三間三面(無北庇)、母屋北二間爲塗藏、裝束司其南一間上張帛承塵、鋪蒲長筵、○下略

〔松屋筆記九十七〕塗籠塗藏

按に塗籠に似たる作りざまと見ゆ、土藏は塗藏の通音にや、

土藏

〔易林本節用集土乾坤〕土藏

〔倭訓栞中編十五〕つちくら　五部の書に、土藏、貴を素戔嗚尊に配す、說文に心、人心、土藏、在身之中

とみゆ、

〔松屋筆記十五〕土倉

土倉もいとふるき物にや、宮根山緣起に、豆州土倉鄕あり、大和物語には土屋倉と見ゆ、

〔大和物語下〕よしみねのむねさだの少將、ものへゆく道に、五條わたりにて雨いたうふりければ、あれたるかどに立かくれて見いるれば、五間ばかりなるひはだ屋のしもに、土屋ぐらなどあれど、ことひとなど見えず、○下略

〔老牛餘喘初編中〕屋藏

大和物語に、五けんばかりなる、檜皮家のしもに、土屋藏などゝいふことあり、清之按に、今の世

の城にヤグラといふ物は、此土屋藏の詞ならむ、こは今ヌリゴメといひ、土藏(ドザウ)といふに同じ物ときこゆ、武家のなれば、矢倉といふなるべしと思へりしは、おだやかならず、されば古よりある名にて、城には兵粮など積たくはふるための藏なるべければ、土屋藏といはむかた、あたるべく覺ゆ、

〔古今著聞集 一神祇〕前大和守藤原重澄は、賀茂につかうまつりて、大夫尉迄のぼりたる者也、若かりける時、兵衛尉に成侍らんとて、當社の土屋を造進したりけり、○下略

〔老牛餘喘 初編中〕小倉氏○中略

清之按に、此土屋とは今いふ土藏の事にて、籠屋(コヤ)なるべくして、ヌリゴメの事をいふべし、これによりて思ひ出せる事あり、福山の殿人の氏に、小倉とかきてコヾイと唱ふる家あり、是いかなる訓にやと、ある人いへりけれど、思ひよらずして、松岡某かゝる事に心よせたる人なればと語りけるに、小小屋といふ事にて、田の中にある小家の事なりと或人いへり、其故はしからずといへり、今是をみておもふに、かの土藏をコヤといひて、常の詞となれるゆゑに、倉の字をもコヤとよみ、其土藏の小さきを持たるを、小倉(コヤ)と世にいふより、氏としたる古き詞にて、ヤの音轉りてイとなれるなり、

〔萬寶鄙事記 一營作〕

すだちの小木を柱にすれば甚はやくくさる、大木を鋸にて引わりたるを柱とすれば、久しくしてくさらず、○中略殊に土藏の柱に、小木あるひは雜木弱木をもちゆべからず、數年の內に本末悉くさる、杉檜又は羅漢松の大なるを引わりて柱とすべし、ゆすの木の大木又つよし、若木小木は甚だよはし、土藏の柱に用ゆれば早く腐る、松もこえ松はつよし、こえざる松は用べからず、○中略

藏を塗る法

簀戸よし、土を厚く付る故なり、うら白は土うすくして惡し、裏白とは裏に板を付るを云、是簀戸にあらず、ひらき戸よし、土を壁とひとしく付る故なり、引戸は惡し、土薄き故なり、家にちかき方に物をくべからず、火內に入ずといへ共、外よりむしてこがるゝもの也、凡くらは四壁堅固なりといへども、戸窻あしければ火入もの也、

火事の時の用心に、常に泥を瓶に入れ置て、上の和かなる泥を去て、下のかたき泥にてぬるべし、

平日すさをきりて俵に入れ置、泥にまぜてよし、もし水泥にて戸口のまはりをぬれば、泥はやくすべりおちて用にたゝず、堅き泥にてぬるべし、

倉の火用心に、常に土を瓶に入れて水に浸し置事、溫暖の時はよし、寒國又寒月には土凝かたまりて用にたゝず、

泥或は赤土をよく日にほし、碎きませて、籭にて砂石を去り、古づなをすさに切て、よくもみやはらげ、右のふるひたる土にまぜ、俵に入れ、雨水のかゝらざる所におさめ置べし、火災おこる時、桶に入れ、水をよき頃にかけ、和して用

ねりべい藏作る法

屏の根を、石又は瓦のわれにて土中よりつき上、一尺程如此にしてよし、然らざれば鼠入、或は土龍入事あり、やねをふかずして、先へいを段々に築てよく干べし、其間は苫を用て上をおほふべし、かくのごとくせずして、先やねを覆へば、ねりべい干ずして、濕氣後まで去ず、屏を能ほし、濕去てのち、やねを葺べし、又屏の厚さ上下同じかるべし、下あつく上うすくすれば、下に雨かゝりて損じやすし、やねうらは板よし、竹簀は鼠うがつ、やねの上厚さ四五寸よし、土の上を瓦にてふかずは板葺よし、土と板葺との間をすかさずしても吉、

土藏は、春正二月よりつきて、五月の梅雨まへに干てよし、秋は七月よりつきて、十月までに干べ

し、木六竹八屏十と云がごとし、十月にかべのよく干る事を云、酷暑嚴寒の時は壁干かぬるなり、土も繩も共に氷りてくさる、藏の材は六月に切べし、土藏に作るべき前に、水に久しく漬置、木の甘みを拔去べし、其まゝ用ゆれば、むし食て早く腐る、土藏をぬるに、初めて付る土を手打と云、此土五十日前より拵へ數度きりかへし、ね土とすべし、第二大ながし、第三小ながし、第四砂ずり、第五中ぬり、第六上ぬり、第七白土二返ぬるべし、白土のすさは紙ずさ也、

土藏のまはりのかべの內は、あつ板をはるべし、盜人のうれへなし、壁の下には杉、檜、槇の木などの、長き杭をしげく打こむべし、盜の壁の下をうがつべき患なし、強き木をくゐとすべし、或は石を壁の下にふかく埋て吉、

おらんだしつくゐ　大唐米の藁を水に浸して、二三日程薦筵につゝみ腐らかし、そのゝち釜に入れ、なる程よく煮て、三寸程に切、ぬれながら石臼にて能々つき、其後白土を入れ、右のわらを煮たる汁をあたゝめて、よく〱搗ませる也、

すさは白土を入れ見合せ、よき程にすべし、大抵壹坪ぬるに、白土六升ばかりにてよし、

しつくい　石灰壹斗、水嚢にて篩ひて用ゆ、但瓦などの透間をふさぐには、竹ぶるひにてふるふ、

油三合或二合　しつくい油とて、町に有油のそこにてよし、海蘿(ふのり)を水にてねり加減見合次第、或は

ふのり六十目　苧すさ長壹寸許に切る、但し水にひたして切、又水に浸して水を捨、ふのりの煉たるに入れば、石灰と共にまぜ合せ、油を入る、石灰は一坪に五升ほどもちゆ、　或曰、苧ずさを切て、かき灰少まぜ、釜に入れ煮て吉、　石灰のかはりに牡蠣灰は、まぐりがらの灰もよし、

白土をぬるには、下地の壁土よく干たるがよし、澀土(さびつち)は下地の未干ざるに、そのまゝ塗てよし、

さび土　臼にてつき、竹ふるひにてふるひ、桶に水を多く入、二三日置、砂をふるひて、さび土の半分入る、　すさはふるきわらづなを、五分か壹寸程にきりて、もみ合する時、先さび土の上水を捨、

砂を入、後にすさをいれてませ合するなり、

壁の上ぬりする土は、早く水に浸し置、月を經てよくねれて用ゆべし、左からざれば性もろし、下ぬりも土を水にひたして、數日の後にぬりてよし、○中略

くらを作るには、あか土ねば土、多き所ならば、かならずねりべい藏よし、つゐえすくなくして、火災のため、盜賊の用心のため、鼠をふせぐため、万事に付てよし、

〔雍州府志 六土產〕聚樂土　京師良賤屋壁悉採用之、特塗倉廩爲宜、土性周密而雖逢火災、不使火氣入內、

〔日本居家秘用 一室屋〕土藏を建るには、制をきはめ地形を肝要とすべし、堅固につくりなすとも、火よけ惡ければ、火災の時詮なきものなり、戶前をおも屋につゞくるは惡し、勝手によりおもやにつゞくる時は、火除のこゝろをすべし、同じくは避てよろし、又空地なき所、あるひは古き土藏を賴にして、心ゝ安んぜざるは、火伏もめんを常にこしらへ、藏の戶口にまき置べし、此もめんは、いかにも人の著ふるしたるを用ゆべし、四重合せて所々うけとぢにし、火災の時は水一斗にふるひ土一升、鹽一升のつもりにして、水ふねに入かきたて、右のもめんを浸しぬらして、戶口にかくべし、ふるひ土を兼てたくはへ覺悟すべし、

萬の事常に心を用ひざればその功なし、尤土藏は火災の備なれば、心を用ゆべし、戶前は常に開き置ものなれば、手先のさがらざるやうにかひ物をし、一年の中二三度あけたてをして、こゝろみるべし、ひじつぼくさり付、又手先さがる時は、火災の時詮なるかべし、

土藏を造るには、先初に地形の間數をきはめ、四方の土臺をすゆる地を二尺ほどほりて、左やり砂とくり石とをまじへ、平地と一面になるまで地づきをよくし、その上へ石垣をし、その上に土臺をすへべし、

土臺石は御影石をよしとす、立山石ならば靑きを用ゆべし、白きは濕をふくみ、柱朽やすし、木を用ゆる時は栗槇を用ゆべし、

石垣土臺ともに、外へあらはるれば火災の時惡し、壁の厚さを初にはかり、柱を土臺と一面にか、或は三五寸も退るか、壁土にて三四寸もぬりかくすべし、しかる時は右三四寸にても、壁の外へいづる所の土持せに、四方ともに平地と一面にして延石敷べし、又空地のおほき所ならば、かまぼこなりにするもよし、

土藏を造る材木は第一榧、第二檜又は肥松、下品は阿須檜を用ゆるなり、

白土は極上を用ゆべし、牡蠣殼又は蜆貝のからを燒て石灰に雜へ賣ものあり、よく撰ぶべし、

鼠壁にするには、灰炭を石灰にまじゆるなり、冬は酒を少加ふべし、

藏の實柱には、薩摩より出るくろ松といふ木を尤よしとす、久しきを經て朽ず、又いかほど重き戸前にても、くるはずしてよし、

土藏の床は高くすべからず、火災の時手廻しおそく、諸道具を損じて惡し、

土藏は戸前のあんばい第一なれば、初より上匠に任すべし、再する事甚惡し、

同ひじは、むかしは三鈎にせしかども、近年の二ツ鈎をよしとす、三所の矩合よりも、二所のかねあひ容易し、尤二鈎の時は鐵の重ねを厚くすべし、しかる時はつよみも三鈎にかはらず、此かな物は、此道の鍛冶につくらしむべし、

はちまきはおほく出たるは、火これにとゞまり、軒口より火入事あり、過不及を考ふべし、

同壁の乾き第一なれば、夏のころまでに柱立をし、それより壁にかゝるべし、しかる時は乾きよく、秋陽に曝して柱壁下地朽るうれへなし、

やねの裏板は栂をよしとす、松板甚惡し、かはきあしければ板くさる、

扉は油煙形よし、尤覆をすべし、扉に丸輪のかな物あるべし、此順道の庇のつけものに、つぼをうち、常には細引を通しひかへ置べし、大風に開かずしてよし、玄からざれば大風に吹出され、甚損じおほし、

窻一重ならば、裏白にしてよし、銅にて外開きにしたるは、火にあへばそりて甚悪し、二重にても裏白よし、

息出は尤外開きよし、西北に明べし、一所にてよし、西北ともに往來不自由なる所は、西北に限るべからず、

土藏座敷の向ならば、その方の壁は鼠壁にすべし、白土にては目を損ず、

銅とゐは、上の口の徑三寸五分にし、樋の長さ一間にて、銅目、およそ一貫目より一貫二百目ほどなり、

樋は銅樋を用ゆべし、横のほりとゐは、水のながれあしく、はやくくさり修理を費す、但ほり樋を用ゆる時は、內の方へ松脂をながしぬるべし、くさりおそし、

〔近世職人盡畫詞〕市中に藏をたつるもの、あら打といふ日あり、この日、人夫に酒多くのませたる藏は、人夫ども土なぐる力を用ひて、藏のはちまきといふあたりに、土多くつく、すべて藏に火のいるは鉢卷よりいると、ある左官の申しき、土もる事隙々たり、土なぐる事蒐々たりと、大雅にみえしも、事を樂み功を勸る事ならし、

〔守貞漫稿三家宅〕京坂土藏圖

大小アリト雖ドモ、其製如ㇾ此也、○圖略屋根必ズ本葺鬼瓦ニ鬼面ヲ用ヒ、鉢卷狹ク、折釘ヲ打ズ、窻片扉、土垣ヲ塗ズ、江戸ニテハ漆クヒヌリナリ、

京坂ノ土藏ハ、皆必ラズ本葺也、鉢卷江戸ノ如ク廣カラズ、棟モ大ナラズ、特ニ箱棟等更ニ無之、窻

片扉也、石垣ヲ塗籠ルコト稀也、

戸前口ハ江戸ト同製也、必ラズ、兩扉、常ニ開キアルモノニハ扉ニ板俗ヲカクル也、必ラズ墨澀ヌリニス、

又戸前ノ裏ニ、裏白ジロウラト號テ、塗籠ノ引戸アリ、平日ハ開之、火災ノ時鎖之、戸前ト二重ニシ、各々目ヌリヲスル也、又ウラ白ト同溝ニ格子戸ヲ設ク、格子裏ニハ銅網ヲ張ル也、平日ハ此網戸ヲ鎖ス、則チ錠ヲ設ル也、

又京坂多クハ土藏ト家宅ト多少ノ暇アリ、壁ヲ接スルモノ稀也、又宅裏ヨリ直ニ倉口ニ出入スルノ制、特ニ稀也、○圖略

平日網戸ヲモ塞ガザル出入繁キ物ニハ、高サ二三尺ノ板ヲ戸口下ニ横ル也、號テ鼠返ト云、倉中鼠ヲ入ザルノ備也、上ヲ前ニ下ヲ背ニ斜メニスル也、

大坂濱藏之圖○圖略

京坂ノ俗ハ川岸ヲモ濱ト云也、故ニ河岸土藏ヲハマグラト云、

濱藏ノ制、江戸ニ反テ平ヲ專トシ、屋根ノ妻ヲ稀トス、

大坂諸川陸ヨリハ甚ダ低シ、故ニ圖○圖略ノ如ク土藏下ヲ石柱ヲ建、石土臺ヲ居テ其上ニ土藏ヲ建ル也、此土藏下ニ住ム非人アリ、所謂納屋下ノ非人也、○中略

江戸土藏ハ瓦葺也、本葺モ往々有之、又棒漆喰ト號シテ本葺ノ如ク平瓦ヲ並ベ、竪ノ目ニ竿ノ如ク漆喰ヲヌリ製シテ、丸瓦ニ代ル也、此棒シックヒ京坂ニ所無也、又サン瓦葺モアリ、多クハ屋根漆喰ト云テ、瓦ノ暇ヲ塗ル也、屋端二條ハ皆必ズ丸瓦ヲ用フル也、屋端瓦ノ耳ヲ漆喰ヌリニスル、號ケテケラバト云也、家屋ニハ、タルキ形ト云也、此ケラバノ上鬼板ノ前ニ小丸ヲ造リ、家ノ志留志等ヲ描ク也、棟ハ專ラ箱棟也、箱棟ニハ鬼板ヲ大ニスル也、

窻ハ專ラ雨扉也、號テ觀音開キト云也、稀ニ片扉モアリ、戸前ハ京坂ト異ルコト無之、鉢卷甚廣シ、專ラ尺餘アリ、又形モ京坂ト異也、

石垣表ハ漆喰塗ニスル也、號テ腰卷ト云也、石ヨリハ高クスル也、高キ物ハ六尺餘アリ、石ノ高下ニハ拘ラザル也、

雨押家宅ニ接ス、土藏ハ家居ノ屋形ニ應テ造之、

皆必ラズ四面所々ニ折釘ヲ設ク、屋ヲ繫ギ或ハ下見板ヲ掛之、或ハ修補等ノ時據之テ足代ヲ造ル備也、

見世藏ト云テ、市廛ヲ土藏制ニスル者同前也、蓋戸前ヲ背ニ開キ、表ハ全クヲ開キ、或ハ戸俗ヲ殘シテ其餘ヲ開キ見世トス、火災ノ時ハ、土戸ヲ以テ塞之、土戸幅各一尺五六寸、或ハ二尺、數ケヲ並べ塞グ、平日ハ戸嚢ニ納メ、或ハ便アル所ニ置之、

又庇上多クハ觀音開ノ窻二三ヲ開ク也、稀ニハ左右戸嚢ヲ除キ、中間廣ク木格子ニスルモアリ、二階ヲ座敷ナドニ用フル土藏也、火災ノ時ハ、庇下ノ店ト同ク、土戸數ケヲ並べ塞グ、

見世土藏、瓦庇アリ、瓦庇ハ庇裏ヲモ土塗ニスル也、又庇深キハ庇端ニ柱ヲ載ル也、此柱モ土塗ニス、表ニ板ヲ以テ包之アリ、或ハ銅ヲ以テモ包之也、

又瓦庇ヲ造ラズ板庇ノ制アリ、或ハ瓦庇ニ孫庇ヲ板ニスルモアリ、

見世土藏ハ、表外面必ラズ黑漆喰ヌリ也、或ハ二三面、或ハ四面トモニ黑ニヌルモアリ、又精製ノモノハ黑漆ノ如ク光澤アリ、粗ナルハ光ナシ、

荷藏文庫川岸土藏ハ、白漆喰ヲ專ス、然レドモ或ハ二三面或ハ全ク黑ニスルモアリ、或ハ鼠色ニスルモアリ、鼠色ハ淡黑也、此白壁ニセザル故ハ、居ニ對シ日光ニ映ズ等、眼ヲ射ルヲ以テ也、

見世土藏ハ、店ヲ土藏制ニスルコト上ニ云ヘリ、(中略)

江戸川岸土藏圖○圖略

屋根妻ヲ並ブモノ多ク、平ナルハ稀也、

又川岸土藏ニハ、專ラ記ト云假號ヲ描ケリ、黑漆喰ニテ塗リ上ル也、京坂土藏ニ記ヲ描ズ、

川岸土藏ハ、兩口ノ制多シ、表口ハ觀音開ト裏白ト二重戸ニ、川岸口ハ裏白ノミニテ觀音開ヲ付ズ、

〔守貞漫稿 五生業〕藏法師

江戸大河以東ノ本所深川ノ地ニハ、市民諸買物モ蓄藏スル土藏甚ダ多シ、是大河以西ハ民屋逼湊シテ壘地少ク、火災屢々ニテ、土藏ト雖ドモ危キニ近ク、特ニ地買貴キヲ以テ、河西居住ノ市民、自宅ニ土藏アル者、京坂ヨリ甚ダ多シト雖ドモ、亦特ニ河東ノ地ニ一宇數戸ノ長倉等ヲ造リテ、米穀以下諸買物ヲ蓄フ備ヘトス、或ハ自物ヲ納レテ常ニ賣之、或ハ時價ノ高下ヲ計テ賣之、或ハ他ノ買物ヲ質シテ、金ヲ貸者等或ハ金ヲ貸ズ、月收ヲ以テ他ノ買物ヲ蓄ヘシム等ニ備フ、時價俗ニ相場ト云、月收ヲ藏敷ト云、

河東ノ地ハ、縱橫支流多ク船ヲ用テ諸物ヲ出納スルニ利アリ、又地價賤ク壘地多ク家居少ク、倉壁厚カラズト雖ドモ、火災ノ難少キノ利アリ、故ニ如此近年益多シ、

此ゴトキ土藏ハ一宇五六戸、或ハ十餘アリテ、數宇ヲ並ベ造リ、其邊ニ家居一戸ヲ造リテ、藏法師ヲ住シメ、年給ヲ與ヘテ、品物出納及ビ貸藏ノ進退、月收ノ事皆掌之、意家主ト同ク或ハ職ヲ讓ルニ金ヲ以シ、藏法師ノ株ト云、然リト雖ドモ家主ハ官ニ公ニシ、藏法師ハ私職ナルガ故ニ、藏所ニモ必家主アリ、或ハ別ニ置之、或ハ藏法師家主ヲ兼ル、

藏法師ト云コトハ、足利幕府ノ時、法師ヲ以テ倉廩ノ出納ヲ掌ラシム、故ニ今ニ江戸民間年給ヲ以テ倉ヲ掌ル者、俗人也ト雖ドモ此名アリ、又今ノ官庫官倉ハ奉行人掌之也、

〔德川禁令考 四十七道路家屋〕萬治三子年

右同斷 ○河岸端井穴藏 屋根葺方之事

一今度御赦免被成候、薪榑木賣候河岸ぬりたれ之藏、貳間はりに長貳間三尺、軒之高サ六尺より大キに作り申間敷候、尤河岸江之道、九尺又ハ七八尺程あけ置可申候、少も相背申間敷事、

二月

〔日本永代藏 二〕才覺を笠に著る大黒

一に俵二階造り三階藏を見わたせば、都に大黒屋といへる分限者有ける、

〔日本永代藏 三〕國に移して風呂釜の大臣

居宅を京作りの普請美を盡して、軒の瓦に金紋の三の字を付ならべ、四方に三階の寶藏、廣間につゞきて大書院、○下略

〔書上帳〕本所猿江遠藤備前守上ケ屋敷建家立具疊植木目錄 ○中略

一土藏網戸　壹本

一同簀戸　壹本

一土藏階子　壹挺

以上

寅 ○享保十九年 九月　鈴木伊勢守

〔市中取締類集 町家作一〕內調之儀申上候書付

松井十左衛門 ○中略

橘町 川口屋忠七

右者表之方町家之中ニ入口御座候而、夫ゟ這入川附之方折曲リ、木戸門右內ニ、四間ニ八間之二

階土藏壹棟、〇下略

〔京都御役所向大概覺書五〕山城國寺社方間數御修復所之事

一黄檗山万福寺諸伽藍〇中略

二階藏梁行貳間桁行四間半前、廊下井南男部屋有

〔地面家藏家財闕所調〕天保十亥年五月三日

新革屋町俊藏地借運之丞家藏家財闕所相成候ニ付調

新革屋町俊藏地借運之丞所持家藏家財共闕所御拂之儀ニ付奉伺候書付

書面伺之通、落札之もの共江御拂可仕旨被仰渡、奉承知候、

亥五月　年番

新革屋町俊藏地借運之丞儀不屆有之、重追放被仰付、同人所持之家藏家財共闕所ニ相成候ニ付、定例御拂之積、下役差遣見分爲仕候處、間口貳間、奥行九尺之土藏壹ヶ所有之候、尤去戌年四月類燒いたし候後、壁大直し而已ニ而、中塗上塗共無之、右土藏江貳間ニ九尺廻り板羽目ニ而、家根柿葺之差掛ケ有之候ニ付、最寄觸爲仕、入札開仕候處、左之通、

家藏落札（朱書）

一金五兩銀三匁壹分　松屋町源右衛門店　半兵衛外壹人

同貳番札（朱書）

一金五兩　南茅場町佐助店　總次郎

同三番札（朱書）

一金四兩　同町忠藏店　平吉〇中略

右之通御座候、猶増金之儀吟味仕候處、出精いたし入札仕候儀に付、増金難仕旨申立候間、右落札

金高ニ而御拂可申付候哉、入札八枚繪圖面相添、此段奉伺候、以上、

亥五月　谷村源左衛門
中島嘉左衛門

〔皇都午睡三編上〕大名小路諸侯方のお屋敷は勿論、所々の中屋敷下屋敷迄、立派なること夥敷、〇中略河岸端は大方土藏にて建續きたり、去かし上方の如く大土藏は稀にして、凡二三間口の小藏にて、何れも棲を往來の方へむけ、ひしと並べ連たり、往來の正面と裏手川の方とに家號又は店印、定紋などをゑつくゐにて置あげて、立派にあやどる、兎角表を立派にするは、武家方の風義の自然と移れるならんか、

〔市中取締類集河岸地調一〕文政七申年十一月　河岸附町々名主共

右者此度河岸地冥加金上納仕候ニ付候而者、以後新規建或者入混候場所者格別、有來候河岸土藏、物置、木挽小屋等普請、修復共不及願出、其段御月番御番所江御届可申上旨、當七月六日被仰渡、一統難有仕合奉存候、〇中略

但是迄河岸土藏修復之儀、町年寄江申立候ニ付、自今共土藏修復之儀者、町年寄江届置候樣可仕候、

右之通、名主共申立候、依之右取計方奉伺候、以上、

申十一月　喜多村彥右衛門
奈良屋市右衛門
樽吉五郎

〔市中取締類集河岸地調四〕一町々河岸有來之分、以來最初願立候節者、御見分無之、出來榮之上一

度御見分可ㇾ有ㇾ之、右ニ付願振左之通、

一間口京間/田舍間　何間　一奥行京間/田舍間　何間　一棟高　何丈何尺

但土藏其外共、家根土付方ニ而、少々宛高低可ㇾ有ㇾ之候、

一軒高　何間　一庇高何程/出巾何程/巾何程

但柿葺歟瓦葺

一戸前　前後之内　一窻　何ヶ所

右土藏之儀者、土代丈ヶ間口奥行共相延可ㇾ申、且敷石重數ニ寄、土臺高低不同御座候間、腰卷請石

面ゟ何丈何尺と相願可ㇾ申候、

但鉸葺幷塗込下家付之儀も、右ニ准可ㇾ申候、○中略

文政十三寅年十月廿五日　河岸付町々名主共

(朱書)前書之通、喜多村御役所ニ而被ㇾ仰ㇾ渡有ㇾ之候、

〔市中取締類集一〕天保十二丑年十一月　北方調

市中風俗取締筋之儀懸リ申上書○中略

一河岸地冥加上納金之事

此儀文政七申年七月、御府內町々河岸地之儀者、公儀地に而町人共持地と申筋ニハ無ㇾ之、其品に寄、御取上ニも可ㇾ相成ㇾ候得共、年來持傳、殊ニ願之上、土藏物置木挽小屋等相建、自用ニ致來、格別之辨利も有ㇾ之趣ニ候間、是迄之通被ㇾ差置ㇾ候、然上は右冥加之程を存、以來河岸地坪數場所柄ニ應じ、相當之上納金可ㇾ申立、尤上納金致し候ニ付而者、有來土藏物置木挽小屋等、普請修復とも不ㇾ及ㇾ願出、其段月番之番所江可ㇾ相屆、此以後新規建又者建增、或者入混候場所之儀は、是迄之通可ㇾ願出ㇾ旨、日本橋川筋外十六所本所深川共、右町々名主共、小口年番名主共ゟ被ㇾ仰渡、町年寄

取扱ニ而、冥加上納金致し、火焚所ニ者難成段、別段之被仰渡者無之候得共、右御文段之内江相籠、何れにも火焚所に者難相成筋ニ可有御座處、近來は家作建續望之者江貸附、地代店賃取立、沽券地同樣ニ罷成候、○下略

〔市中取締類集 河岸地調二〕河岸附土藏書上

淺草駒形町

一地先河岸野垂地表間口四間裏行三間土藏、　壹ケ所

但享保七寅年三月中、大岡越前守樣中山出雲守樣、御勤役中奉願上、同年九月中御見分之上、出雲守樣於御内寄合、願之通被仰付、右河岸地代金之儀は、先年ゟ地頭淺草寺江差出來申候、其後修復等も不仕候趣御座候、

右御尋ニ付、此段申上候、以上、

寅六月　淺草駒形町 名主 長兵衛印

河岸附土藏書上

淺草花川戸町

一間口三間奥行四間土藏　壹ケ所

但元祿十二卯年十月六日、保田越前守樣御番所江奉願上、願之通被仰付、其後正德二辰年六月九日、坪内能登守樣御番所江修覆奉願上、尚又享保二十卯年二月廿三日、大岡越前守樣御番所江建直シ修覆奉願上候得ば、廿七日御内寄合江被召出、願之通被仰付候、尤地代之儀ハ、地頭淺草寺江差出來申候儀ニ御座候、

右之通、取調申上候、以上、

淺草花川戸町

名主三郎右衛門若年ニ付
後見
同所新鳥越町
名主　兵藏印

寅六月

遠山左衛門尉

甲斐守殿

〔市中取締類集河岸地調五〕天保十四卯年二月

箱崎町壹町目河岸土藏切縮之儀ニ付向方ゟ相談書

箱崎町壹町目家主豊次郎家前土藏燒失跡江、先規有形之通、土藏壹ヶ所相建度旨、先達而願出候ニ付、願之通申付、出來榮之上可訴出旨申渡置候處、出來致し候ニ付、猶訴出候間、兼而御相談濟之通、河岸地取調懸江申渡、見分爲致候處、元來河岸行貳間半之場所江、貳間半之土藏相建候儀ニ付、土代口等に而三尺往還江出張候旨、別紙之通申聞候、右者先前礎之通相願候儀ニ而、兼而者見分も相濟居候場所ニハ候得共、流弊之儘願出候段、町人共ニおゐて不行屆、今般諸事御改革之折柄ニ付、三尺通ッ切縮可申付處、右町内河岸並外土藏之儀、何れも三尺程宛往還江出張居候趣ニ有之、其外御府内河岸地之内ニ者、右樣之類數多可有之哉ニ付、見渡之場所計爲切縮候も、偏頗之筋ニ相當り、左候迚悉取調及沙汰候も不穩哉ニ付、致勘弁候處右體之取計致し候段、當人は勿論町役人共迄も不埒之儀ニ候得共、必竟是迄見分致方等閑故、右次第ニも至候儀ニ付、今般者其儘差置、以來修復之節、急度切縮可申旨請書、奉行所帳面江も屹と留置、向後修復相願候節、無用捨切縮、外町々河岸土藏之儀も、右ニ准じ取計候はゞ、御取締向々差響候筋も有之間敷哉と存候、依之別

紙書付、貳通壹冊繪圖面相添、此段御相談およひ候、

卯二月〇中略

箱崎町豊次郎家前河岸土藏普請
出來栄見分仕候儀申上候書付

河岸地取調掛

箱崎町壹丁目家主豊次郎家前河岸土藏燒失跡江、先規礎有形之通、土藏壹ヶ所相建、普請出來致候間、見分仕可申上旨、被仰渡候ニ付、則場所江罷越、町役人共爲立合相改候處、別紙繪圖面之通相違仕候間、間口棟高サ等者、河岸地內限之儀ニ而、往還等差障無御座候得共、奥行之方相延、腰卷請石面ニ而、往還江三尺出張ニ相成、右ハ先規燒殘礎を目當にいたし、願出候儀ニ候共、元來河岸行貳間半之場所江、貳間半之土藏相建候得者、土代口等ニ而相延、往還江出張候者眼前之處、其心付も無之願出、且願書繪圖面共、去ル寅年〇天保十三年町年寄共伺濟之上、河岸附名主共江申渡候雛形ニ振、彼是町役人共不行居出願ニ付、切縮ニも可被仰付儀ニ御座候ハヽ、同所河岸行惣貳間半之處、外土藏之儀も前書同樣之建方ニ而、何れも三尺程ツヽ往還江出張有之候間、右之分同樣ニ御沙汰無御座候而者區々ニ相成、不都合之儀ニ奉存候、〇中略

卯正月

高橋鐵次郎
由比義三郎〇中略

乍恐以書付御訴奉申上候

一箱崎町壹丁目家主豊次郎奉申上候、私家前裏河岸ニ、間口九間、奥行貳間半、棟高サ壹丈九尺、軒高サ壹丈五尺、表之方ニ横三尺七寸、竪六尺五寸之戸前口三ヶ所相付、右之内北之方戸前口上ニ横貳尺貳寸、竪三尺八寸之窓壹ヶ所有之、河岸裏之方ニ横貳尺貳寸、竪三尺八寸之窓三ヶ所

相付候土藏壹ヶ所有來候處、十三ヶ年以前、丑年三月中、神田佐久間町ゟ出火之砌、右土藏燒失仕候、依之先規礎有形之通相建申度、別紙繪圖面を以、去丑年十二月廿一日奉願上候得者、願之通被仰付難有仕合ニ奉存候、然ル處右普請此節出來仕候間、依之此段御訴奉申上候、以上、

天保十三寅年十月二日

箱崎町壹丁目 家主 訴人 豐次郎印

五人組 平兵衛印

名主 卯十郎印

代 煩ニ付 泰次郎印

御番所樣

〔市中取締類集 塗家造調〕天保十四卯年四月

町々河岸地江土藏相建候程之もの者、本家方土藏造塗家造ニ可致旨可申渡哉之段申上書、

甲斐守殿江相談もの

越前守殿

市中土藏造塗家等之儀ニ付奉伺候書

阿部遠江守

町奉行 〇中略

一是迄市中河岸附之場所ニ者、多分土藏相建、住居之方者通例之家作建ニ致し候分多く有之候、右住居之方ハ、地代店賃等之入用相掛候上、火災之節、藏江火入候儀も有之候處、河岸土藏者、其患も薄く、彼是便利ニ隨ひ、河岸藏多く有之候儀ニ而、無據譯ニ者御座候得共、藏造塗家建被仰出候上者、以來河岸地江土藏相建候儀、住居之方藏造之もの者格別、通例家作建住居之もの者

勿論、塗家建之もの共不相成候間、河岸地江藏相建候有餘有之もの者住居藏にいたし、若商賣柄ニ寄、見世藏差支候ものは塗家建にいたし右住居續江土藏相建候樣改而申渡、是迄河岸地に藏有之候分、普請之節も、前書之通相心得候樣是又申渡、以來河岸地江土藏相建候儀者、容易に難成趣ニ相成候はゞ、自然町々家作ニ藏住居又者土藏數多く相成、火災之節、消防之爲者勿論、右藏地丈ハ裏家相減、後年人別減之一助ニも相成可然哉ニも奉存候、

右評議仕候趣、書面之通御座候、先達而御渡被成候御書取壹通返上、此段申上候、以上、

卯四月　　鳥居甲斐守
　　　　　阿部遠江守

〔市中取締類集〕河岸地調七　弘化二巳年八月

南小田原町壹町目河岸會所地江、土藏壹ヶ所新規補理度旨、同町月行事願ニ付調、

乍恐以書付奉願上候

一南小田原町壹丁目月行事吉兵衛奉申上候、私共町内河岸會所地間口四間壹尺、河岸行四間之内江、間口柱外面ゟ外面迄貳間、奥行同斷壹間四尺、棟高サ腰卷請石面ゟ棟木上端迄壹丈九尺、軒高サ同斷壹丈七尺、前江巾三尺、長貳間貳尺之柱建、瓦葺、圍込庇取付候物置土藏壹ヶ所、此度新規補理申度奉願候、尤右場所、是迄御地代御上納不仕候處、此度願之通被仰付候はゞ、近邊河岸並ニ見合、御地代御上納可仕候間、何分前書之趣、御聞濟被成下候樣、別紙繪圖面を以、此段奉願上候以上、

弘化二巳年六月廿八日

南小田原町壹丁目
月行事
願人　吉兵衛印
五人組　嘉右衛門印

名主　重次郎印

御奉行所樣〇繪圖及取調書略

〔市中取締類集河岸地調八〕嘉永元申年十二月

瀨戸物町裏地先河岸地內江、土藏壹ヶ所、補理、町內鎭守稻荷勸請致度旨ニ付調、

新規土藏相建度旨願見分仕候趣申上候書付

御屆　　見分人　大竹捴藏
　　　　　　　　近藤八兵衞

瀨戸物町裏河岸、右町內持河岸地間口九尺、奥行貳間半之處江、人不知芥其外不淨物等取捨候ニ付、入堀川中埋勝ニ相成、甚不取締ニ付、右地所江、間口一丈、奥行九尺、軒高壹丈五尺、棟高腰卷受石ゟ壹丈八尺五寸、戶前口一ヶ所、高サ七尺五寸、橫幅三尺五寸、前之方江高三尺五寸、橫貳尺寫貳ヶ所取付ケ、前之方江高サ九尺出幅四尺五寸柱建圍込、柿葺、庇取付候土藏一ヶ所、右內江稻荷勸請仕度旨、昨晦日訴訟申出候ニ付、私共見分罷越、願人幷町役人立合、間數相改候處、相違無御座、繪圖面之通相建候得者、河岸並も有之、往還其外差障候儀相見不申候、〇中略依之訴狀繪圖面受書相添申上候、以上、

申十二月朔日　　見分人　大竹捴藏
　　　　　　　　　　　　近藤八兵衞〇以下略

〔東大寺正倉院文書十七〕駿河國正稅帳

繼目裏書駿河國正稅帳天平十年目正八位上川原田宿禰忍國

正倉貳伯捌間〇土倉〇凡倉二百一間　新造貳間凡倉　修理伍間凡倉

〔法隆寺伽藍緣起并流記資財帳〕

合倉漆口(中略)一口土倉〇中略

天平十九年二月十一日〇署名略

〔延喜式主税二十七〕某國司解申收納某年正稅帳事〇中略

土倉若干宇〇下略

〔松屋筆記七十五〕土倉

按に、和名抄に窖を都知久良と訓て同名なれど、窖は土中藏レ穀也とあれば穴倉也、こゝの土倉は若干宇と有て、宇は說文に屋邊也と注し、易繫辭に上レ棟下レ宇以蔽二風雨一、孔穎達が正義に、宇屋則簷邊爲レ宇、于國四垂爲レ宇とありて簷の事也、されば一宇は一軒といふにおなじく、家屋を數る稱なれば穴倉の事にはあらじ、

〔太平記十二〕兵部卿親王流刑事附驪姬事

去年ノ五月ニ官軍六波羅ヲ責落シタリシ刻、殿法印ノ手ノ者共、京中ノ土。藏。共ヲ打破テ、財寶共ヲ運ビ取ケル間、爲レ鎭二狼藉一、足利殿ノ方ヨリ是ヲ召捕テ、二十餘人六條河原ニ切ゾ被レ懸ケル、其高札ニ、大塔宮ノ候人殿法印良忠ガ手ノ者共、於二在々所々一、晝強盜ヲ致ス間所レ誅也トゾ、被レ書タリケル、

〇按ズルニ、此ニ見エタル土藏ハ質屋ナリ、但シ當時質屋ノ典物ハ、必ズ土藏ニ收置スル故ニ、此稱アリシナラン、質屋ノ事ハ、政治部質物篇ニ在リ、宜シク參看スベシ、

〔鶴岡事書日記〕一鎌倉殿氏滿御逝去、十一月四日依レ之當社八幡宮八脚之門、七ケ日閉門之、倍從并御八講延引、但十二月一日被レ行之、一同町土藏一七ケ日閉レ之、

〔續武家閑談記十三〕一伊賀守〇鳥居忠吉へ義元〇今川命せられて、岡崎の總奉行致候內、義元に隱して、

岡崎にあまた土藏を造り、米穀多く貯へ置申候、其後權現樣〇德川家康岡崎へ御馬を寄せ給ふ時、伊賀守御供申、土藏共を御目に懸、某老後の役に義元に忍びて、ケ樣に仕り置候事は、侍を數多御扶持被ㇾ成、御手を廣げ被ㇾ成候時の御用意と思ふ所也、〇下略

〔甲陽軍鑑六品第十四〕其侍が必奉公の忠節、忠義もなくして、知行をほしがるは、藏や土藏のまりをきる盜人よりはおとり也、

〔信長公記十二〕天正七年四月廿三日、去程に京都に前代未聞の事有、下京四條こゆゐ之町、糸屋後家に及二七十一老女あり、一人の娘を持候、母と一所に候つる、四月廿四日の夜、母によき酒を求、思程ゑひてのませ、醉臥候時、土藏の內にをき、夜更人ゑづまりて母をさし殺、手づからかわごへ入、よくからげて、法花衆にて候へども、誓願寺の沙彌を呼よせ、人の知らぬ樣にして寺へつかはし候、〇下略

〔信長公記十五〕天正十年正月廿五日、於二伊勢太神宮一正遷宮、三百年以降退轉御執行無ㇾ之、今ノ御代ニ以二上意一〇織田信長再興仕度之趣、上部大夫、堀久太郎を以て被二申上一候、〇中略廿六日、森亂、御使ニ而、濃州岐阜御土藏ニ、先年鳥目一萬六千貫被二入置一候、定而繩も腐候はん之間、三位中將信忠より、御奉行を被二仰付一、繋直し正遷宮入次第、被ㇾ成二御渡一候へと御諚也、

〔常樂編〕日經上人師弟六人院日號幷遷化之年月之事〇中略
延私云、經師之事蹟、自二幼年之節一、師範並先聖諸哲之物語、雖二屢聞一之、末二于伏見一聞止住之事、但タ法難之砌、東寺九條邊ニ信伏者有テ、川原ヨリ直ニ誘上リ、暫ク奉ㇾ入二置土藏之內一、加二療養一也、此ノ人ハ九條殿之御家人ニテ、其子孫者、京都之町家ニ住シテ、于ㇾ今商人成由、申傳ヘシカ共、其ノ姓名初ヨリ未ㇾ詳、

〔明良洪範九〕光廣卿〇烏丸或年江戶へ下向シ、三年江戶ニオハシケル、京都ノ宅ノ留守居ニ置レシ

雜掌某思ヒケルハ、卿ハ久々江戸ノ廣キ所ニ居ナレテ、此狹キ所ヘ歸ヲレナバ、定メテ窮屈ナラントテ、マヅ土倉ノ內ノ物ヲ皆取出シ、家人共ニ配分シ、土倉ヲ打コボシ、庭園ヲ廣クシテ、卿ノ歸リヲ待レケル、光廣卿歸リ給ヒ例ノ通リ居間ニ坐シ、庭園ヲナガメ給ヘド何トモ仰セラレズ、雜掌某、御留守ニ庭園ヲ廣ク致候ト云フ、光廣卿、至極ナガメ宜シクナリヌ、土倉ハ如何ニト宜フ、雜掌某答テ、土倉ハ打コボチ申候ト云フ、光廣卿、中ナル物ハ如何ニト宜フ、雜掌某、御家人ヘ配分致候ト云、光廣卿、汝ハ何ヲ取シゾト宜フ、雜掌某答テ、我等ハ何モ取ラズ候ト云フ、光廣卿、ヨキ哉ト宜フト也、此君臣共ニ博學ニシテ、且禪學ヲ好ミ、頗ル悟道ニ入リシ人也トナリ、

〔御役所持場町法改正一件留書〕南御役屋敷〇中略

一土藏十三ヶ所　　七十壹坪貳合五勺〇下略

〔昔々物語〕一昔は土藏持たる衆は、千石以上之人にも希也、牛込中小日向邊に土藏十ヲとは見へず、但有德成酒屋等酒藏迄、是は必土藏を持、其外質屋抔質物入置ため土藏持、五百石や七百石の衆土藏持ぬ人多し、近年は土藏を持ぬ人はなし、町人は夫婦漸其日ぐらしの者迄土藏拵て持、昔と是等違ふ、

〔世間姑氣質一〕發明な姑が智惠のありたけ、つひくゝつた熊の毛の敷革は、古狸の化ぞこない、去所の奇妙法印に占かたを頼めば、いよ〳〵古狸と少しは方だゝりのとがめと有故、彼土藏を元の所へ引戻して、座敷も便所も殘らず建直し〇下略

〔塵塚談上〕白山御殿坂上かどより、元齋守稻荷前まで、四町程の間を大通りといふ、御堀を埋し跡、往來となれり、故にむかふ側を、享保の末迄は、皆人御堀端といひけるよし、御殿跡のかた、片側にならび、朝士屋しき三拾五六間もあり、五六十年以前迄は、屋しきごとに土藏一ヶ充は有けり、二藏有もあれど、一藏これなき屋敷はなかりしが、今は四五町の間に、土藏一ヶ所見へず、屋敷主は其

ころの家も過半殘れり、

〔塵塚談下〕歌舞妓河原者の曲藝を以て事業とし、糊口する者を、男女ともに藝者と通稱す、江戸中に二萬人の餘これ有よし、女を羽折といふ、親兄弟をやしなふも多し、二萬人餘の中、上手高名なるものは、一ヶ年に束修貳百兩程づゝも取よしなり、されど倉廩を持しものは一人もなし、淺草邊にて、きねや庄次郎といふ者一人のよし、これは親庄次郎建し倉廩なりといふ、うへもなき賤き業にして、弟子も皆無頼放蕩もの而已の寄合なれば、くらのなきも理り也、

〔淺草御藏舊例書下〕淺草御藏御門外御構内新規御役宅貳ヶ所出來御入用高

貳軒ニ而　五百九拾兩

內〇中略

百拾兩　　土藏之分〇中略

壹ヶ所〇中略

土藏　　四坪〇中略

右文政八酉年十二月ゟ取懸り、同九戌年六月出來上り、立會方兩人懸り被二仰渡一、〇下略

〔京都御役所向大概覺書二〕二條御城間數之事

一御車之御土藏　　壹ヶ所

〔地面家藏家財闕所調〕賣渡申土藏之事

一我等居宅間口三軒、奧行八間之建家、幷に土藏壹ヶ所、代金五十兩ニ賣渡、右金子不ㇾ殘慥ニ受取申候處實正也、來ル廿日ニ御勝手次第御引取可ㇾ被ㇾ成下、右土藏ニ付、聊掛り合等無二御座一候、爲ㇾ念金子受取證文仍如ㇾ件、

天保六未年九月八日

万家
家主　七郎兵衛
久八
丹波屋
惣左衛門殿
勘藏殿

穴藏

〔武江年表九〕安政二年十月二日、○中略亥の二點、大地俄に震ふ事甚く、○中略多くの家屋資財を燒却す、○中略本町石町日本橋向の邊より、大傳馬町、小傳馬町、馬喰町邊、神田の邊は、去冬と當春の災に罹りて家作あらたなる故、おのづから痛少く、よつて池魚の阨も又これなし、されど土藏の壁は皆震ひ落せり、○中略凡此度の地震に、武家町屋寺院等に到る迄、家の全きは甚少し、倉庫は悉く壁落て、これに觸て死たる者多し、火災ある所の倉庫は悉く燒て、家財雜具は更なり、重代の名器珍寶亡び失たるもの數をしらず、○下略

〔天文本倭名類聚抄一居宅〕窖　四聲字苑云、窖古孝切、漢語抄云、都○知○久○良、倉窖、土地中藏穀也、

〔箋注倭名類聚抄三居宅〕按說文、窖地藏也、莊子釋文、穴地藏穀曰窖、與此略同、今俗穴藏是類也、但今俗穴藏、被火災家可藏器服、非藏穀者、昌平本穀下有物字、恐涉前條誤衍也、

〔伊呂波字類抄地儀部〕窖ツチクラ

〔倭訓栞中編一阿〕あなぐら　圓きを竇とし、方なるを窖とする也、旗本に民部なる人、竇を堀たり、內に入て視るに、民部あなくらの文字あるをもて、火を燃し委く視るに現然たり、よて又其土を穿つに、いづくまでも字徹れりとかや、

〔我衣〕夫江戶穴藏ノ始ハ、明曆二丙申年、本町二丁目和泉屋九左衛門ト云呉服屋ガ始ナリ、其頃皆人ウタガヒヲナシケル、翌丁酉ノ大火ニ御城迄燒失シタリ、彼九左衛門ガ工ミタル穴藏、大ニ調法ニナリタルヲミテ、世上ニハヤル、

寛文七丁未年六月三日
釋宗佐信士　和泉屋九左衞門　是ハチナミニ記ス
此九左衞門ト云人、此古ノ筆記シタル人ノ母方ノ祖父ナリト書タリ、東本願寺地中萬松寺ニ葬ルトアリ、此九左衞門ハ福島左衞門大夫ノ浪人ナリト云リ

〔嬉遊笑覽 居處 一上〕江戸にて穴藏の始は、我衣、明暦二年丙申、本町二丁目和泉屋九左衞門といふ呉服屋始むとなり、此者は福島家の浪人なりといへり、按るにこれ始にあらず、穴藏石屋宗山、明暦火災記、此火事迄は穴藏と申事、人々存よりも無之、たゞ車長持をたのみにて、諸道具を皆々燒失ひたり、又云御天守臺石垣の内兩面にして、高サ二間石垣四方築内、前々より穴藏ととなへ、御用の金銀納り有之と見へ、〇中略 塵滴問答 寶永三年撰 に、近年町屋の人居繁く、空地すくなきにより、又は火を防ぐに堅固なりとて、穴ぐらと云ふもの多く出來たりといへれば、明暦二年は始にはあらねど、寶永の初迄もいまだすくなかりしと見ゆ、

〔守貞漫稿 三 家宅〕窖
俗ニ穴藏ト云、或書曰、昔ハ窖ヲ用ヒズ、明暦二年江戸本町二丁目ノ和泉屋九左衞門ト云呉服買ノ宅ニ始テ造之、世人其火災ニ要アルコトヲ疑フテ未用之、同三年火アリ、此窖無恙ケリ、世人始テ窖ノ理アルヲ語リ、諸戸ニ用之ト也、
今世京坂ニハ富民金銀ヲ蓄納ム爲ニ設之、故ニ巨戸ニ非レバ不造之、兌舖ハ中小戸トモニ造之、江戸モ巨戸專ラ造之、或ハ宅裏ニ造之、或ハ土藏裏ニ造之、專ラ金銀ヲ納ムノ料也、又中以下金錢ノ爲ニ造ラズ、土藏ヲ造ラザル者、窖ヲ造リ、火災ノ時、諸物ヲ是ニ納ム、是土藏ハ其費容易ナラズ、窖ハ易キヲ以テ也、或ハ土藏ノ費アレドモ、地ナキモノ等モ亦造之、
京坂ニハ定レル窖工無之、江戸ニハ靈巖島川口町等數戸アリ、其他諸所ニ在之、京坂多クハ切石ヲ積之窖トス、江戸ハヒバ材ヲ以テ造之ヲ專トス、京坂地水深キ故ニ窖ニ水出デ、江戸ハ地水近

キヲ以テ、害ニ入水アリ、毎時汲ㇾ去之也、故ニ木製ニ非レバ水ヲ防ギ難シ、木製ニテハ更ニ水ノ入ラザル者甚ダ稀也、

〔親長卿記〕文明十年十二月廿五日、今夜有ㇾ火事、五靈殿也、〇中略及ㇾ予近邊、具足等收ㇾ納穴藏、畢、希代火事及ㇾ數十町、

〔滑稽太平記〕二末吉道節の事

亦貞德門葉に、末吉道節といふ者在て、〇中略道節當歲旦〇寬永十八年に、

穴藏のみのとし祝ふ朝かな

とせしが、無ㇾ程身の上と成、承應三年に死す、

〔德川禁令考〕四十七道路家屋萬治元戌年十月

河岸端穴藏之定

一河岸端穴藏ぬりたれ、唯今迄作り來候分ハ、來春迄其儘差置可ㇾ申候事、跡々御赦免之所ハ、唯今仕候共、軒之高サ三尺五寸四尺迄建可ㇾ申候、御赦免無ㇾ之所ハ無用可ㇾ仕候、以上、

十月

〔江戸鹿子〕五白銀町通〇中略

此町筋商家〇中略

穴藏

〔錢湯新話〕五扇の辻子の百物語

伯周江戸氣を出して、何ッの浪人こはい事は、借金乞の百分一共存せぬ、さあ出て見よ〳〵と、まだ醒きらぬ酒機嫌に、おどり上りて力足をどふ〳〵と踏ければ、有合奴原一度に起上り、出て見よかァしのへと、踊拍子に此座敷、疊ともにぐわた〳〵と落入、根太も悉く折、深き穴へ轉落て肝を消

たる上に、大酒の擧句なれば、足はひよろ〳〵、働は眼ばかり、〇中略彼等が落たる穴は、五十年も跡に、富る人の住居成し所、用心に害をこしらへ置しが、世に替り行世のならいとて、今は他の家敷と成、借家にして、か丶る浪人の住家ともなりける、前に住し人の穴藏拔出し跡を、玄かと埋もやらで退しを、其跡へ龜略の普請して借屋に玄つれば、板敷もそこ〳〵に玄つらんゆへ、か丶る事も出來にける、

〔市中取締類集河岸地調四〕天保十三寅年十二月

河岸地ニ而火を用ひ候職人共之儀ニ付河岸地懸伺書

河岸地ニ而職分ニ付、火を用ひ候もの有増左之通、〇中略

一穴。藏。大工。

是はチャン漆煮候節、火を用ひ申候、〇中略

寅十二月　由比義三郎

東西倉

〔日本紀略十一條一〕長德元年六月廿一日丙申、今日右近府廳東西倉燒亡、

〔日本紀略十一條一〕寛弘二年二月八日丙戌、野火及大歌所、延及大藏省西倉一宇燒亡、

鄉倉

〔老牛餘喘初編中〕鄉倉

日本後紀に、延暦十四歳九月勅、去閏七月十日、毎鄉更建倉院之狀、下諸國畢とみゆ、古の屯倉、後の義倉、みな民をあはれみ給ふ御政にて、古より然るものなり、今の世に鄉倉といふは、古の名殘にぞあるべき、

〔松屋筆記三十七〕鄉倉

今の世、村里に年貢米を積貯る倉を鄉倉といへり、南昌府志卷之八公所部に、縣倉鄉倉の名あり、また東鄉倉、西鄉倉、南鄉倉、北鄉倉などもあり、

正倉

〔廣益國產考〕一昔より其國所に郷藏とて領主より被ㇾ仰出、一郷一郷持にて、米あるひは籾を圍ひし事あれども、其守り行屆かずして、今は廢したる處多し、爰に麥にて貯へなば、鼠等にもそこなはれず、堅固の貯へ方あるべき事を、予〇大藏永常が著たる農家心得草に記し置ば、是にて見給ふべし、〇下略

〔極秘錄〕一御當家〇德川氏天下一統に成て、太平の御治世、國々に代官を被ㇾ居置、百姓の年貢米を郷藏に詰置、春夏二土用、減米とて、米貳升ヅヽ差加へ、三斗七升を壹俵となす定法成しを、年積り人替りて、公私共不案內成歟、今は升入の不同有、

〔德川禁令考〕農家四十三五人組帳前書之事

差上申一札之事〇中略

一郷中ニ有ㇾ之郷藏ニ御米詰置候內、郷中之者預置、夜番仕候上ハ、盜人又ハ御米ふけ候ハヾ、不ㇾ依ㇾ何事ㇾ損米御座候共、急度弁差上可ㇾ申候、并御用之置米郷藏より出申候節、御急ニ御座候共、名主壹人ニ而郷藏戸前符を切、自由ニ取出申間敷候、組頭年寄百姓立合、封ヲ切、御用之員數取出シ、勿論右之者共立合、相封を致置可ㇾ申候、自然御藏近所ニ火事出來候ハヾ、村中ハ不ㇾ及ㇾ申、隣郷迄男女ニよらず駈付、郷藏を防可ㇾ申候、尤難ㇾ相防趣ニ候ハヾ、早速御米取出し可ㇾ申候、若御米燒失致候ハヾ、御吟味之上辨納可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ候事、

〔政事要略〕五十四交替雜事私記云、問文、正倉者一端所ㇾ謂歟、屋等亦同哉、答正倉者屋倉皆同、官舍耳、

〔東大寺正倉院文書〕十一大倭國天平二年大税帳

正倉壹伯肆拾壹間不動穀倉二間、穀倉卅二間、穎倉廿三間、雜色稻穀倉八十四間、

〔東大寺正倉院文書〕四十三薩摩國天平八年正税帳

正倉壹拾貳間正倉一十間借倉二間並。構。木。倉。

新造壹間〈○構木倉、中略〉
正倉伍間〈○並構木倉、下略〉
〔出雲國風土記〕意宇郡
山國郷〈○中略〉即有₂正倉₁　舍人郷〈○中略〉即有₂正倉₁　山代郷〈○中略〉即有₂正倉₁
拜志郷〈○中略〉即有₂正倉₁　賀茂神戶〈○中略〉即有₂正倉₁
島根郡
手ᅟ郷〈○中略〉即有₂正倉₁
出雲郡
漆沼郷〈○中略〉即有₂正倉₁
仁多郡
三津郷〈○中略〉即有₂正倉₁　橫田郷〈○中略〉即有₂正倉₁〈○註略〉
飯石郡
三屋郷〈○中略〉即有₂正倉₁　須佐郷〈○中略〉即有₂正倉₁　來島郷〈○中略〉即有₂正倉₁
大原郡
屋代郷〈○中略〉即有₂正倉₁
〔古風土記逸文〈上陸奥〉〕陸奥國風土記曰、所₃以名₂八槻₁者、卷向日代宮御宇景行天皇時、日本武尊征₂伐東夷₁而到₂此地₁、以₂八目鳴鏑₁射₂賊斃₁矣、其矢落下處云₂矢著₁、即有₂正倉₁〈神龜三年改₂字八槻₁〉
〔東大寺要錄〈四〉〕
一正倉院
鎰七具、倉坊二具、勅封鎰〈左管〉二具、綱封一具、北隔一具、東三倉一具、西行南一倉、

屯倉

北倉代納受口灌頂等

東行南一倉納袈裟 香爐等

東行第三倉納錫杖八十枝 龍頭八十一枝 □□八十四口 自餘皆略之

〔續日本紀 六 元明〕靈龜元年五月丙午、參河國地震、壞正倉四十七、又百姓廬舍、往往陷沒、

〔三代實錄 五十 光孝〕仁和三年二月乙巳朔、大藏省奏言、昨夜偸兒穿正藏院庫壁、盗取官物、多少難記、遣撿非違使索焉、

〔類聚三代格 七〕太政官符

應修理正倉事

右案太政官去延暦廿四年四月四日符偁、右大臣宣、奉勅、奉爲崇道天皇、諸國造正倉、收納正税者、仍須國司掾已上一人專當其事、郡別造倉、納稻卅束、其造物准納物數、所須料者宜用正税者、今被正三位行中納言兼左兵衞督陸奥出羽按察使藤原朝臣良房宣偁、奉勅、件倉若有損失者、隨即修造、自外之事、一依前符、

承和九年二月廿五日

〔日本書紀 六 垂仁〕二十七年、是歳興屯倉于來目邑、屯倉此云彌夜氣

〔古事記 中 景行〕此之御世、定田部、○中略 又定倭屯家、

〔古事記傳 二十六〕倭ノ屯家、屯家は美夜氣と訓へし、書紀垂仁ノ卷に、二十七年、興屯倉于來目邑、屯倉此云彌夜氣とあり、これ屯倉の始めて見えたるなり、但じ屯倉、此より始まるには非ず、此より先にも舊よりありはしけむ、名義は御家なり、家を夜氣とも、夜加とも云例、朝廷も大家なり、又書紀に、舍屋、宅屋などを、ヤカスと訓るも家栖なり、源氏物語にも、家を、夜加と云ることあり、家持と云人名もあり、○註略 されば美夜氣は意富夜氣と云と、同じ意ばへなる名にて、もと官所のことなり、其中に分て此名を負て、諸國處々にありて、屯家と云物は穴穗ノ宮段に、屯

宅とも書き、書紀にも屯倉と書き、又官家とも書れたり、又地名、姓などには、三宅と多く書り、何れも皆同じことなり、○中略古は國々處々に、朝廷の御田ありて、○註略かの上に出たる田部と云者を役ひて、佃らしめて、其御田に成れる稻穀を藏むる御倉及其官舍をも合せて、美夜氣と云ひ、されば屯倉と書るは、其御倉に就て書る字、屯家官家などは、其ノ名の本の義、又官所に就て書る字なり、○中略又其御田をも包合せて、常に美夜氣と云り、置某屯倉などあるたぐひ、皆其御田をも包て云なり、分て云へば、倉○と田○と官○所○となり、

○按ズルニ、屯倉ノ事ハ、政治部屯倉篇ニ在リ、

税倉

〔日本書紀天武二十八〕元年七月壬子、是日、坂本臣財等、次于平石野、時聞近江軍在高安城而登之、乃近江軍知財等來、以悉焚秋税倉、皆散亡、

租倉

〔續日本紀元明六〕和銅七年四月壬午、太政官奏、諸國租倉大小并所積數、比校文案、無所錯失、因斯國司相替之日、依帳承付、不更勘驗、而用多欠少、徒立虛帳、本無實數、良由國郡司等不檢挍之所致也、自今以後、諸國造倉、率爲三等、大受肆仟斛、中參仟斛、小貳仟斛、一定之後、勿虛文案、

〔吾妻鏡八〕文治四年三月十七日癸丑、次付庄々有被申候事、先々雖令申給、未無左右仰云云、仍重被整事書云云、○中略

一常陸國村田、田中、下村等庄事、

　或安樂壽院領云云、或八條院御領年貢可沙汰何御倉候哉、

〔吾妻鏡三十六〕寬元三年五月廿二日乙卯、濱御倉內、小蛇出來、五六箇日惱亂、今日申剋遂死云云、仍爲平左衞門入道盛阿奉行、被行卜筮並御祈等云云、是武州○北條經時令管領給之庫倉也、被納武藏國乃貢云云、

廩

〔倭訓栞中編二十伊〕いなくら　倭名抄に倉廩をよめり、又囷をよめり、

〔拾芥抄中末宮城〕諸院○中略

廩院在民部省東、納諸國庸租米、充公用、納下厨家之殘、

〔續日本紀 十六 聖武〕天平十七年五月戊辰、是日行幸平城、　乙亥、天皇親臨松林倉廩、賜陪從人等穀有差、

〔日本後紀 八 桓武〕延暦十八年三月乙巳朔、震民部省廩、

〔空穗物語 藏開 下〕よねはにしの御くらに三百石つまれたり、おろしてつかはるくらは、よつを三にはよねども、一にはかねなどつまれたり、

〔言經卿記〕慶長十一年八月十七日甲寅、米倉立柱了、　九月廿三日己丑、カベヌリ來了、米倉ノウラカヘシ了、

〔明暦丁酉災記〕一廿二日、○明暦三年正月 伊豆守豊後守列座、玉虫十左衛門事父八左衛門、與力同心召連、北の丸米藏燒殘之所、切々可見廻旨被仰付之、

〔有德院殿御實紀附錄 四〕寛保二年八月、風雨はげしく、そのうへ信濃國淺間山、武藏國秩父三國峠より山水多く湧出て、關八州水害おびたゞしく、わきて絹川利根川あふれ出、江府近き葛西のあたりも民屋流失し、溺死するもの少からざりしかば、○中略 水害にあひし御家人には金銀若干を恩借せらる、また深川邊の米商等が廩も水にひたりて、うりひさぐ米乏きよし聞召し、御廩を開きて市人に施し玉ひ、○下略

〔淺草御藏舊例書 上〕御藏御米詰方之覺

五間ニ五間

三七　貳千四百俵　四斗　貳千貳百俵　五斗　千七百俵　三三　貳千七百俵

五間ニ六間

三七　貳千八百俵　四斗　貳千六百俵　五斗　貳千百俵　三三　三千百俵

五間ニ七間

三七　三千貳百俵　四斗　三千俵　五斗　貳千四百俵　三三　三千六百俵

右は梁下迄詰候積ニ此度相成候ニ付、如斯之俵數ニ成、但梁迄一杯ニ詰方いたし候迄は、凡俵數四斗ニ而、拾貳万千俵、石ニシテ四万八千四百石之減ニ成ル、

梁間五間桁行七間

三七　三千九百俵　此石千四百四拾石　四斗　三千六百俵　此石右同斷

五斗　貳千九百俵　此石千四百五拾石　三三　四千三百俵　此石千四百石餘

平均千四百石餘

梁間五間桁行六間

三七　三千四百俵　此石千貳百五拾石　四斗　三千貳百俵　此石千貳百八拾石

五斗　貳千五百俵　此石千貳百五拾石　三三　三千八百俵　右同斷

平均千貳百石餘

梁間五間桁行五間

三七　三千俵　此石千百拾石　四斗　貳千八百俵　同千百石餘

五斗　貳千貳百俵　同千百石　三三　三千三百俵　同千九拾石餘

平均千百石餘〇中略

一淺草御藏總構地坪〇中略

一御藏棟數　五拾四棟

一同戸前數　貳百七拾戸前

內

一五拾壹戸前　東向　一貳戸前　西向

一百四戸前　南向　一百拾三戸前　北向〇中略

一本所御藏總構〇中略

一御藏棟數　三拾七棟

一同戸前數　貳百四拾六戸前〇下略

〔京都御役所向大概覺書〕二二條御城間數之事

一御米藏　貳ヶ所

附リ會所三ヶ所

〔京都御役所向大概覺書〕二二條御城内外御藏數并補大錢銅之事

御城内二ノ御丸御臺所前

一三間梁ニ四拾八間　七戸前　壹棟

御詰米七千三百石程相詰リ候

右七戸前之内六戸前者七間宛壹戸前者六間宛　但千百石程宛入七百石程入

御本丸高麗橋前

一三間梁ニ拾七間　貳戸前　壹棟

御詰米貳千五百石程相詰リ候　但壹戸前千貳百五拾石程宛

御天守下

一三間梁ニ拾八間　貳戸前　壹棟

御詰米貳千六百石程相詰リ候　但壹戸前千三百石程

御城外御藏

一三間梁ニ貳拾間　拾四戸前　七棟

御詰米貳万貳千四百石程相詰リ候　但壹戸前千六百石程宛

同

一三間梁ニ貳拾五間　四戸前　貳棟

御詰米七千石程相詰リ候　但壹戸前千七百五拾石程宛

同

一三間梁ニ貳拾間　貳戸前　壹棟

籾藏

御詰米貳千八百石程相詰リ候　但壹戸前千四百石程宛
一同三間梁ニ貳拾間　貳戸前　壹棟
御詰米貳千四百石程相詰リ候
是者五間藏壹戸前、先年ゟ小堀仁右衛門江借シ置申候、
殘拾五間藏壹戸前ニ而貳千四百石程入
御城内三ヶ所御藏拾壹戸前
詰高壹万貳千四百石程
外御藏拾壹棟貳拾壹戸前
詰高三万四千六百石程
右御藏數合三拾貳戸前
詰高合四万七千石程　大積

〔京都御役所向大概覺書七〕同所〇大津町御藏數之事
一三間梁ニ拾三間　一戸前　壹棟　御詰米貳千四百拾五石餘
一三間梁ニ拾壹間　一戸前　壹棟　御詰米貳千五拾石餘
一四間梁ニ九間　一戸前　壹棟　御詰米貳千貳百三拾石餘
一三間梁ニ拾三間　二戸前　壹棟　御詰米貳千四百拾五石餘
一三間梁ニ貳拾間　二戸前　壹棟　御詰米三千七百貳拾石餘
一四間梁ニ拾貳間　一戸前　壹棟　御詰米貳千九百七拾石餘
右御藏貳拾棟有之候處、元祿十三辰年、拾四棟御拂ニ成、如此六棟相殘、雨宮庄九郎預リニ成候、

〔北峯雜集中〕天明年中、町方御救のためとて、柳原本所へ籾藏といへるを建給ふ、

穀倉　粟倉　糒倉

〔糀藏略誌　一〕
一向柳原糀藏　拾壹棟　但五拾五扉
外ニ書物藏　壹棟（三間ニ四間）
桁行三十間、梁間五間、　壹棟五扉宛
一大橋向建添地　拾棟　但五扉宛
內
桁行三拾六間、梁間五間、　貳棟　壹棟ニ六扉宛
同廿四間、梁間五間、　貳棟　壹棟ニ四扉宛
同三十間、梁間五間、　七棟　壹棟ニ五扉宛
一筋違橋內建添地七棟　但三拾五扉
桁行三拾間、梁間五間、

〔延喜式　二十三民部〕凡穀倉院所納穀者、載京職稅帳申之、其匙二枚省收掌、糒。庫。匙亦同、

〔延喜式　二十七主稅〕某國司解申收納某年正稅帳事（○中略）
正倉若干字（○中略）
都合若干字
不動若干字（穀。倉。若干　粟。倉。若干　糒。倉。若干　穀屋若干）
動用若干字（穀倉若干　粟倉若干　糒倉若干　穎倉若干　穎屋若干　○下略）

〔續日本紀　二十七稱德〕天平神護二年二月丙午、勅、夫蓄貯者爲國之本、宜令募運近江國近郡稻。穀。五萬斛、貯納於松。原。倉。、白丁運五百斛、叙一階、每加三百五十斛、進一階、有位每三百斛加叙一階、並勿過正六位上、

〔日本紀略圓融六〕天延三年五月廿九日庚子、今夜大炊寮稲倉盗人開之、以空車三輛運取之、

〔續武家閑談記十七〕一七日の晩、片桐市正は元來病身、其上當時も相煩て乘物にて城の案内者なる故、城内を見分し、見苦しき所はなきかと、燒殘る所にも火を懸て燒拂ひ罷在候處に、干飯藏に大勢籠り居候體に見ゆる故、人を以改る處に、秀頼幷母堂以下おはします由也、〇下略

〔京都御役所向大概覺書二〕二條御城内外御藏數幷糧大錢銅之事〇中略

一御本丸御多門御糧貳千石　元祿十三辰ゟ同十五午迄御藏四戸前ニ納

㕓

〔倭名類聚抄十居宅〕㕓　四聲字苑云、㕓〈嗇反、和名久佐久耳〉、穀藏也、

酒藏

〔京都御役所向大概覺書五〕山城國寺社方間數御修復所之事

一大佛養源院御佛殿幷坊舍〇中略

酒藏　貳間半　五間

〔昔々物語〕一昔は土藏持たる衆は、千石以上之人にも希也、牛込中小日向邊に土藏十ヶとは見へず、但有德成酒屋等、酒藏迚是は必土藏を持、〇下略

〔日本山海名產圖會一〕愛宕祭　七月二十四日、〇中略此日酒家の藏立等の大なるを見んとて、四方より群集す、〇下略

鹽焇藏

〔續武家閑談記十五〕一上杉景勝、河內路に押廻し、高畑に屯し、夫々打立、鴫野堤を押して、中麻村を取敷て、大坂黑門筋鴫野口へ押詰る、城中今の御城の艮、鹽焇藏の所まで、大坂方より人數出て、大綱を以て鱗形に積み並べ、仕寄道のごとくに城中ゟ道を付ケて、入替へ〳〵鐵炮を打懸、或は城より二重屛を仕、上下に弓鐵炮を配り防ぎ守る也、景勝仕寄、妙術を以て城際二三十間に押詰る也、

〔明曆丁酉災記〕一同八日〈明曆三年二月〉〇松平若狹守、稻葉美濃守事、御鹽焇藏江土かけ可申旨被仰付之、

〔德川禁令考 十六 作事奉行〕享保三戊戌年五月廿五日
土木部主務分科達書 ○中略
小普請奉行方 ○中略
御駒場野鹽硝藏

〔京都御役所向大概覺書 二〕二條御城間數之事
一御鹽焇藏　　四ケ所

兵庫

〔令義解 一職員〕內兵庫
正一人 掌准兵庫頭 佑一人、令史一人、使部十人、直丁一人、

〔塵袋 八〕一兵庫ト書テ、ツハモノ、クラトヨムハ、兵士ヲ催シ集テ、クラノ中ニヲク歟、ツハモノト云フハ、必シモ勇士ヲイフニハ非ズ、兵器ヲ云フ、庫ノ一字ヲバ、クラトモ又ツハモノクラトヨム、兵器ト云フハ、ホコタチ等ノ兵杖也、其ヲオサムルクラ也、人ヲオサムル義ニハ非ズ、

〔令義解 五 軍防〕凡軍器在庫、皆造棚閣、謂棚、棚閣也、閣、棧閣也、安置色別異所、以時曝凉、謂曝一曝凉也、○中略 凡在庫器仗、有不任者、謂任、堪也、言不堪用也、當處長官驗實具狀申官、隨狀處分除毀、謂除去也、其鎧、刃、袍、幡、弦麻之類、謂鎧矟之屬曰鎧、刀劔之屬曰刃、纛纛之屬曰袍、幡等之屬曰弦麻也、即宛當處修理軍器用、在京庫者、送兵部任宛公用、謂亦宛修理軍器之用、即申兵部、然後受用也、若弄掌不如法、致有損壞者、謂弄猶藏也、隨狀推徵、

〔日本書紀 二十四 皇極〕三年十一月、蘇我大臣蝦夷兒入鹿臣雙起家於甘檮岡、○中略 家外作城柵、門傍作兵庫、○中略 更起家於畝傍山東、穿池爲城、起庫儲箭、

〔日本書紀 二十五 孝德〕大化元年八月庚子、拜東國等國司、仍詔國司等曰、○中略 又於閑曠之所、起造兵庫、收聚國郡刀甲弓矢、二年正月、○中略 是月、天皇御子代離宮、遣使者、詔郡國修營兵庫、蝦蛦親附、○註略

野倉

〔日本書紀 二十八 天武〕元年六月己丑、爰留守司高坂王、及興兵使者、穗積臣百足等、據飛鳥寺西槻下爲營、唯百足居小墾田兵庫、運兵於近江、時營中軍衆聞熊叫聲悉散走、仍大伴連吹負率數十騎劇來、則熊毛及諸直等共與連和、軍士亦從、乃擧高市皇子之命、喚穗積臣百足於小墾田兵庫、

〔日本紀略 四 村上〕康保二年十月廿七日癸亥、兵庫倉有火、

〔日本紀略 十三 後一條〕寬仁四年七月廿二日辛未、夜大風吹、壞內裏所々、(中略)兵庫倉一宇、其外不可勝計、

〔西宮記 十二月〕出野御倉藥事

藏人奏聞、仰內藏官人取御鑰、仰左近陣在南廊、藏人侍從一人、侍醫一人、向御倉、開出用帳各加名撿封退歸、

〔江家次第 一 正月〕供御藥

十二月十九日、藏人率諸司、向大藏省野倉、出藥、(近代無此事)

〔江次第抄 一 正月〕野倉 在大藏省中、藏藥種之所也、

〔侍中群要 十〕出野御倉物事

奉仰召諸司

仰中務官人、官人率次侍從參會、召修理職令作階之、

內藏寮官人參左近陣、申給御鑰之由、(在南廊)勅使向彼所、令開相共昇倉出了、注下帳幷加封、同不動倉、

〔三代實錄 十三 淸和〕貞觀八年七月十三日乙卯、大鳥集大藏省正藏院納藥倉上、

〔大內裏圖考證 二十五〕大藏正倉院(中略)

納藥倉 諸書作野倉

文庫

〔下學集 上 家屋〕文庫

〔空穗物語藏開上〕さる所にむかしのゑむでんひとつ、めぐりはあらはにて、ぬりごめのかぎりみゆ、又にしきたのすみに、おほきにいかめしきくらあり、中納言ににむじたる人のむまにのりて、めぐりてみ給へば、このくらはこの地のほどにもみえず、御ともなる人に、このちのうちか、みよとの給、めぐりてみて、此うちなりと申、ちかくよりてみ給へば、くらのめぐりに、人のかばねかずしらずあり、おそろしとみつゝ、なをうちよりてみたまへば、よになくいかめしき錠かけたり、その上のうへをば、かねをよりかけてふんじたり、そのふんのむすびめに、こ治部卿のぬしのみなもよりつけたり、中納言み給て、おどろきて、これはふ。み。く。ら。ならむ、昔るいだいのはかせの家なりけるを、一まいもふみみえず、その道ならぬきむなかとだに、よのなかにもちりこゝにも殘りたるものを、これあけさせむとおぼすほどに、かはしのほどより、とし九十ばかりにて、ゆきをいたゞきたるやうなる女おきな、はひにはいきて、まづこゝさらせ給へ〳〵となく、なにかく申とて、みずいじんとへば、なをまづこゝさらせ給へ、おほくの人とりころしつるくらなり、まづ御覽ぜよ、こゝらのかばねを、さらせ給なむ時、ありやうは申さむとていへば、あやしがりて、うちさりてたち給たり、○中略中納言ごせむいとおほくて、くらあけさすべき人など、ひきゐておはして、ことのよし申させ、みずきやうをせさせ給て、かぎなければ、あくべきたばかりをしつゝ、くらをあけさせ給、さらにあかず、○中略三日といふひるつかた、御ゑやうぞくなどし給て、こゝろのうちに申給やう、うけたまはれば、このくらせむしよの御りやうなりけり、御ふんをみれば御なあり、このよになかたゞをはなちては、御のちなし、はゝ侍れどこれ女なり、このくらせんぞの御れいひらかせ給へといのり給、されどあかず、人の申やう、天下いかにいふとも、このうへはあるべきにもあらず、こへをこぼちあけ侍らんと申せば、いかなればえあけぬぞとみむ、あやしきわざかなとうちわらひて、くらにのぼりてみ給へば、いといかめしき上なり、ひきくつろかしてみ給へば

あきぬ、これはげに、せむぞの御れいの我をまち給なりけりとおぼして、人をめしてあけさせてみ給へば、うちにいまひとへあせして上あり、そのとには又殿とをしてさしたり、さればよとおぼして、又上あけ給へば、たゞあきにあきぬ、み給へば、ふみどもうるはしき地すこむにつゝみて、からくみのひもしてゆいつゝくにたにつみつゝあり、そのなかにちむのながびつのからびつ十ばかりかさねをきたり、おくのかたによきほどのはしらばかりにて、あかくまろきものつみをきたり、たゞくちもとにもくろくをかきたるふみをとり給て、ありつるやうに上さして、おほくの殿の人さしてかへり給ぬ、

〔視聽草六集十〕天明新造營最初記

女院御所之儀、女一宮御同宮ニ相成候已來、女一宮御召物御道具ヲ入候御文庫無之候ニ付、女院御文庫被相急候而被調置候得共、御成長被遊候付而は、次第御事多相成候處、女院も御文庫數不爲在候故、無據多分は御物置ニ被召置候而、燒失之事ニ候、〇下略

〇按ズルニ、文庫ノ事ハ文學部書籍篇ニ在レバ、此ニハ省略ニ從フ、

圖帳倉

〔玉海〕安元三年四月廿八日丁酉、亥刻上方有火、樋口富小路邊云々、〇中略燒亡所々、大極殿已下、〇中略民部省、〇圖〇帳〇倉不燒亡、云々〇下略

證文藏

〔淺草御藏舊例書上〕一淺草御藏總構地坪〇中略

一御證文藏　壹ケ所建坪拾貳坪五合

金藏

〔古老夜話〕大久保石見〔初は十兵衞といひしなり〕猿樂の筋なり、大藏大夫にぬしが跡を讓り來るを、大久保相模殿名付おやに持て大久保と云也、甲州、佐渡、石見、但馬、伊豆を自由にするなり、〇中略金子差上可申よしにて、三十萬枚指上候、御天守と四方に御金ぐら御建なさる、益なき事と御意なされ候、〇下略

〔大猷院殿御實紀附錄二〕又いつの年にか旗下のやから窮迫して、拜借金願ひし頃、目黑邊に成せらるゝ、ついで、御金藏御覽あるべしとて、酒井忠勝、阿部忠秋等御先にまかり、公にもやがて御出あり、藏中に充滿せし金箱を見玉ひ、何なりと訪せ玉ふ、忠勝皆御金にて、是は權現樣より御讓り、これは大御所より御ゆづりなりといふ、

〔日本永代藏三〕國に移して風呂釜の大臣

年久敷手代根帳を〆、錢。藏銀。藏は渡して、三間に五間の小。判。藏。ひとつ、主人のまゝにもさせざるうちは、其家たじろく事は思ひもよらざりしに、〇下略

〔胸算用四〕闇の夜の惡口

此家の年男、神々へ燈火揚げて後、御銀藏へも燈明と申せば、旦那指して笑ひ、さても初心な年男殿藏に燈明などゝいふは、僅千貫目の事なり、二十五六も燈明點すかと申されし、〇下略

〔書上帳〕覺〇中略

一金百三拾五兩壹分

右同所、〇巣鴨水野年人上地　壹万六千五百坪製殘地、立木雜木竹一色御拂代金也、〇中略

右御拂代金御金藏江爲二相納一度奉レ存候、御勘定所江御斷被レ遊可レ被レ下候、以上、

未二月〇享保十二年

四月

〔德川禁令考勘定吟味役十五〕勘定吟味役見廻箇所等ノ達〇中略

一蓮池御金藏〇中略

右場所江折々爲二見廻一罷越候樣ニ可レ致候、此外之儀者、只今迄吟味役相勤候通可レ被二心得一候、

〔豐薩軍記五〕大友宗麟攝州大坂參禮之事

此天主と申けるは、昔はなき事なり、信長の時、安土に天主を建られ、殿下〇豊臣秀吉又從て此大臺を經營ある、九層にして高く聳へ、天に近く地に遠し、封畿千里を眼下に瞰し、目を驚かす壯觀なり、〇中略一階の下は皆倉庫、種々の調度を置れたり、

〔市中取締類集二十〕酉〇嘉永二年十二月廿一日、向方ゟ來ル、淸兵衛を以御渡、

遠山左衛門尉殿　　井上左大夫
井戸對馬守殿

井上左大夫

此度麻布笄橋御鐵炮方御預御用地之内、役所御道具藏壹棟、新規御取建ニ付、若万一最寄非常之節、町火消欠附、消防方之儀、四季共、最寄町方ニ而相心得候樣いたし度、右之段御用番江可申上と存候間、御差支之儀無御座候哉、此段御問合および候、

十一月　　井上左大夫

町奉行衆

下ヶ札

御書面、麻布笄橋御鐵炮方御預御用地内ニ、右役所御道具藏、新規御取建ニ付、最寄出火之節、消防駈付人足之儀、御用番江御申上有之候而も差支無之哉之旨、御問合之趣致承知候、右者全御普請中而已ニ而、定式欠付と申ニ者無之候哉、一應此段及御問合候、猶否御申聞有之候樣存候、

酉十二月　　遠山左衛門尉
井戸對馬守〇下略

船庫

〔有德院殿御實紀附錄四〕元祿の頃より久しく御舟にめさるゝ事なかりしかば、御舟庫にありし船ども、皆朽そこなはれたるよし聞召し、享保のはじめ殊更に命せられて、こと〲く修理を加へらる、

〔德川禁令考作事奉行十六〕享保三戌年五月廿五日

土木部主務分科達書略○中　　小普請奉行方略○中

深川御船藏番人居宅共略○下

疊藏

〔見聞雜記二十二〕明和九壬辰年二月廿九日、大類燒場所留、

日比谷御門燒失、八代洲河岸通り大名小路不殘、夫ゟ大手腰掛ヶ御疊藏、大手續之南東隅御櫓、同續キ堀埒北江拾間餘燒失、

材木藏

〔武家嚴制錄二十五〕一御材木藏高札

一此御材木藏屋敷之內江、御用なき輩一切出入すべからざる事、

一御藏屋敷前、遊山船不可繫置事、

一洪水之時、流木之內、御材木のしるし有之を見出すにおひては、早速御材木奉行迄可申屆事、

右條々可相守此旨、若令違背者、後日に雖相聞可被行曲事者也、仍如件、

明曆四年五月日　　奉行

〔德川禁令考小普請奉行十六〕寛文元癸丑年六月

小普請奉行へ條目略○中

一御材木藏ニ有之材木ハ、請取遣可被申候、若少々寸間相違仕候而も、置候程朽損、後ニ御用ニ難立材木候はゞ、其段被遂相談、其上請取遣候樣ニ可然事、略○下

〔德川禁令考十五勘定吟味役〕元文元丙辰年四月闕日

勘定吟味役見廻箇所等ノ達〇中略

一本所御材木藏

右場所江折々爲見廻罷越候樣ニ可致候、此外之儀者、只今迄吟味役相勤候通可被心得候、

四月

〔德川禁令考十六作事奉行〕元祿十丁丑年閏二月十九日

小細工方廢止ニ付向後勤方定書

作事奉行 小幡三郎左衞門江

覺〇中略

一御材木藏御用之道具は、御材木奉行方ニ而可仕事、〇下略

〔日本書紀垂仁六〕八十七年二月辛卯、五十瓊敷命謂妹大中姫曰、我老也、不能掌神寶、自今以後、必汝主焉、大中姫命辭曰、吾手弱女人也、何能登天神庫耶、神庫此云保玖羅、五十瓊敷命曰、神庫雖高、我能爲神庫造梯、豈煩登庫乎、故諺曰、神之神庫隨樹梯之、此其緣也、

〔丹後風土記加佐郡〕高橋郷本字高梯

所以號高橋者、天香語山命、於倉部山尾上、創築神庫、以收藏種々神寶、設長梯而爲到其庫之料、故云高梯、今猶峯頭有神祠、稱天藏、祭天香語山命、〇下略

〔皇大神宮儀式帳〕一太宮壹院〇中略

御倉一院

倉四宇長各一丈八尺 弘各一丈五尺 高各一丈

臥堅魚木各四枚 玉垣重長卅八丈〇中略

禰宜齋館一院〈○中略〉

倉一字〈長一丈八尺、高一丈、○中略　弘一丈五尺〉

伊雜宮一院〈○中略〉

御倉一字〈長一丈八尺、高三尺　弘一丈一尺〉

瀧原宮一院〈○中略〉

御倉一字〈長一丈一尺、高八尺　弘九尺〉

〔止由氣宮儀式帳〕御倉壹院

倉參宇〈長各一丈六尺、廣各一丈四尺、高各一丈、〉

一字納正殿寶殿御鎰

一字納懸稅并御田苅稻

一字納鋪設〈○中略〉

御酒殿壹院〈○中略〉

倉二字〈長各一丈六尺、廣各一丈四尺、高各一丈、〉

一字納神酒并御贄等類

一字納雜器并米鹽等類

齋藏

〔古語拾遺〕當此之時、帝〈○神武〉之與神、其際未遠、同殿共床、以此爲常、故神物官物、亦未分別、宮內立藏、號曰齋藏、令齋部氏永任其職、〈○下略〉

內藏

〔古語拾遺〕至於後磐余稚櫻朝〈○履中〉三韓貢獻、奕世無絕、齋藏之傍更建內藏、分收官物、〈○下略〉

勅封藏

〔左經記〕寬仁三年九月廿八日辛巳、攝政殿〈○藤原頼通〉召余〈○源經頼〉被仰云、東大寺勅封御藏匙、唯今可遣取者、卽差使部一人遣取已畢、　卅日癸未、自夜半風雨殊甚、先御藏町、開寶藏等御覽、本寺別當僧都所

法倉
凡倉

司、余并大監物惟忠朝臣等登藏上、令開加實撿、令出寶物等、御覽畢、監物惟忠付封於御藏等、次歸宅、長元四年八月四日己卯、早旦、從右中弁許有消息、其狀云、依宣旨、監物相共、下向東大寺、開勅封御藏、令修理了、而南御藏板敷下、漏通濕潤、恐納物等濕損歟、仍開撿、同欲加修理之處、所隨身之御鎰不相合、不能開撿、爲之如何、若可撰給他鎰歟、申事由、可被仰下者、參殿申此旨、仰云、濕損之疑尤可然、早可撰遣他鎰之內、可仰前日奉宣旨上卿之由、可傳頭中將者、○中略 大監物行經朝臣率鎰、近衞司等入自日華門給御鎰、傳聞、件鎰等雖其數不付短人退出、仍難知其藏鎰、因之三舌四舌鎰大少各二枚取出、令持官使部、御監物下部遣之云々、

〔春記〕長久元年九月廿四日丙子、日記一通、送別當許了、件日記、勘問盜取東大寺勅御倉銀等之犯人文也、僧長久爲首、同類等有其員、件長久去十八日、所捕得也、十九日勘問、昨日藏人義綱奏聞也、○下略

〔百練抄十三後堀河〕寬喜二年十二月六日、左少辨時兼朝臣、爲開東大寺勅封倉下向南都、去月比盜人穿彼寶藏之間、御物等爲撿知也、

〔百練抄十七後深草〕建長六年七月五日乙巳、權右中弁資定朝臣下向南都、爲實撿東大寺寶藏戶燒損也、去比爲雷火令燒損云々、

〔續史愚抄後陽成〕慶長八年二月廿五日壬子、爲東大寺三倉開封勅使某參向、是寶藏修理畢故云、

〔東大寺正倉院寶藏開封記〕御開封儀式巳刻○中略

次番匠到中北南三御倉前、取錠上鞘木、 次淸祓、於三倉階上勤之、○下略

〔道の幸中〕十二月○寬政四年朔日、けふは東大寺へ行、○中略 勅封の三倉は、まことには正倉院とぞいふなる、五間に十七間なる文庫に、戶口三あるが、床の下は履子はきてあるけども、さはらぬほどにて、いといかめし、是はたやすく開く事なし、

〔延喜式二十七主稅〕某國司解申收納某年正稅帳事○中略

寶藏

○法倉若干宇甲倉若干、板倉若干

〔東大寺正倉院文書十四〕和泉監天平九年正税帳

動用北○在日根郡第陸法倉長六丈、廣二丈、高一丈三尺六寸、

〔東大寺正倉院文書十八〕駿河國天平十年正税帳

正倉○在志太郡貳拾肆間土倉一間、凡倉廿三間　新造壹間凡倉　修理參間凡倉○中略

正倉○在安倍郡貳拾參間土倉一間、凡倉廿二間

〔東大寺正倉院文書十九〕伊豆國天平十一年正税帳

正倉捌拾伍間

法倉壹拾間在ㇾ礎八間　无ㇾ礎二間

凡倉漆拾伍間无ㇾ礎○下略

〔類聚名物考宮室三〕寶藏　たからぐら

神社佛寺その外家々にても、寶物を入置所也、ことに名高きは宇治の寶藏、蓮花王院の寶藏、東大寺法隆寺の寶藏の如きこれ也、

〔古今著聞集一神祇〕北野宰相殿は天神四世の苗裔也、圓融院の御侍讀として、道の名譽ゆゝしくおはしましけり、○中略かの卿宰府のあひだ、寺家の佛事神事の儀式、寺務のあるべき次第など、委しく記しおかれて、三卷の書と名付て、寶藏に納て今に傳れり、○下略

〔古今著聞集十一畫圖〕花山法皇、書寫上人の德をたうとび給ふあまり、繪師をめしぐして、彼山にのぼらせ、たがひに御對面の間に、繪師といふ事をばかくして、上人のかたちをよく見せて、かくれてうつさせられけり、○中略くだんの影、今にかのやまの寶藏にありとなん、

〔古事談三僧行〕睿桓公沈二重病一之時、普賢ニ愁申ケリ、然間枕ガミニ、大犬ノ白色ナル有ト見給テミア

グ給ケルホドニ立テ、犬ノ其毛ヲヒトツカミ取給タリケレバ、病即平愈了、件毛ハ寶幢院ノ寶藏ニ今ニ有云々、

〔古今著聞集 七能書〕知足院入道殿〇藤原忠實法性寺殿〇藤原忠通と、久安の比より御中心よからずおはしましける時、法性寺殿まいらせ給たりけるに、こゝろみ申されんれうにや、四枚屏風を一帖召寄させ給ひて、是に物書て給へと申されたりけるに、御硯引よせさせ給て、墨をこばしすらせ給て、中にもちいさかりける筆をとらせ給て、紫蓋之峯嵐疎と三句を大文字にて、四枚に書みてさせ給てまいらせられたりければ、禪閤御覽じて、これは重物なりとて、やがて寶藏に收られけるとぞ、

〔吾妻鏡 九〕文治五年八月廿一日戊申、追二泰衡一令レ向二岩井郡平泉一給、〇中略泰衡過二平泉館一猶逃亡、〇中略件館內高屋寶藏等縱レ火、杏梁桂柱之構、失二三代之舊跡一、麗金昆玉之貯、爲二一時之新灰一、儉存奢失、誠以可レ愼者哉、

〔百練抄 十三後堀河〕安貞元年三月廿四日、近日內藏寮庫倉〇二條猪熊盜人等亂入搜取累代御物云々、目錄不二分明一之間、紛失物不レ知二其員一云々、

〔徒然草 上〕御產の時こしきおとす事は、さだまれる事にはあらず、御胞衣とゞこほる時のまじなひなり、とゞこほらせ給はねば此事なし、下ざまよりことおこりて、させる本說なし、大原の里のこしきをめすなり、ふるき寶藏の繪に、いやしき人の子うみたる所に、こしきおとしたる所をかきたり、

〔康富記〕嘉吉四年〇文安元年四月十三日壬辰、是日辰刻計、北野天滿宮社頭拂レ地炎上、神輿其外御寶物等奉レ取二出之一、〇中略今日於二寶藏一者雖レ不二回祿一、當時寶藏狹少也、神輿二基難レ被二安置一歟、〇下略

〔慶長日件錄〕慶長九年三月七日、早朝令二行水一、熱田大明神令二社參一、透廊之內入、悉令二見物一、本社南面也、

後ニ小社兩所アリ、此內東之方寶藏ト云々、則草薙劍被ㇾ藏處云々、此寶藏之下不ㇾ地震ㇾ云々、先年大地震之時、處之傳說之間試處、彼寶藏下雨垂之內、一切不ㇾ震者也、雨垂外本社之下、悉地震甚者也、奇妙々々、不ㇾ及ㇾ言舌ㇾ云々、

借倉

〔京都御役所向大概覺書五〕山城國寺社方間數御修復所之事

一上賀茂社堂舍〇中略　神寶藏桁行三間壹尺五寸梁行貳間三尺〇中略

一北野天滿宮社堂舍〇中略　神寶藏桁行五間梁ゝ貳間　廂有〇中略

一六孫王權現御社幷堂舍〇中略　神寶藏梁行貳間半桁行三間　廂四尺八尺

〔延喜式二十七主稅〕某國司解申收納某年正稅帳事〇中略

借倉若干宇〇下略

〔見聞雜記二十二〕談海錄拔書

明曆三年丁酉正月十八日出火、〇中略　翌十九日又小石川水戶殿御長屋邊ゟ燒出、〇中略

一右兩日の大火の時、深川借。藏。に有ㇾ之買置の米穀、其外色々主なしの左之通、〇下略

〔德川禁令考五十七米穀〕延寶九酉年正月

米麥大豆買置有ㇾ之分改之事

一米　麥　大豆

右之品々、町中諸問屋諸商人其外にも買置、自分之藏、又者借藏に入置候分、不ㇾ殘明朔日より相改、石高俵數何程有ㇾ之と、有體書上可ㇾ申候、〇下略

〔日本永代藏一〕浪風靜に神通丸

此濱〇北濱に西國米水揚の折ふし、こぼれすたれる筒落米をはき集て、其日を暮せる老女有りけるが、〇中略いつの比か、諸國改免の世の中すぐれて、八木大分此浦に入舟、晝夜に揚かね、かゝ。り。藏。せ

まりて置べきかたもなく、澤山に取なをし、捨れる米を塵塚まじりに、はき集めけるに、○下略

〔西大寺資財帳〕東南角院○中略

東檜皮倉代○長五丈中略　廣一丈六尺五寸

食堂院○中略

瓦葺倉代○長五丈中略　廣二丈

瓦葺倉代○長五丈中略　廣二丈

正倉院

十六次瓦板倉代交葺　長四丈廣一丈八尺高八尺

〔今昔物語十六〕山城國女人依觀音助遁蛇難語第十六

今昔、山城ノ國久世ノ郡ニ住ケル人ノ娘、年七歳ヨリ觀音品ヲ受ケ習テ讀誦シケリ、毎月ノ十八日ニハ、精進ニシテ觀音ヲ念ジ奉ケリ、十二歳ニ成ルニ、遂ニ法花經一部ヲ習ヒ畢ヌ、幼キ心也ト云ヘドモ、慈悲深クシテ人ヲ哀ビ惡キ心无シ、○中略其ノ後女ノ父ノ翁、田ヲ作ル間ニ、毒蛇有テ蝦ヲ呑ガ爲ニ追ヒ來ル、翁此レヲ見テ蝦ヲ哀テ蛇ニ向テ云ク、汝ヂ其蝦ヲ免セ、我ガ云ハムニ隨テ免シタラバ、我レ汝ヲ聟ト爲ムト、不意ズ騷ギ云ヒツ、蛇此レヲ聞テ翁ノ顔ヲ打見テ、蝦ヲ棄テ、藪ノ中ニ這入ヌ、○中略而ル間、其ノ夜ノ亥時ニ臨テ門ヲ叩ク人有リ、父此ノ蛇ノ來タルナラムト心得テ、娘ニ告ルニ、娘ノ云ク今三日ヲ過テ來レト約シ給ヘト、父門ヲ開テ見レバ、五位ノ姿ナル人也、其ノ人ノ云ク、今朝ノ約ニ依テ參リ來レル也ト、父ノ云ク今マ三日ヲ過テ可來給シト、五位此ノ言ヲ聞テ返ヌ、其ノ後此ノ娘厚キ板ヲ以テ倉代ヲ令造メテ、廻ヲ強ク固メ、拈テ三日ト云フ夕ニ、其ノ倉代ニ入居テ、戸ヲ強ク閉テ、父ニ云ク、今夜彼ノ蛇來テ門ヲ叩カバ速ニ可開シ、我レ偏ニ觀音ノ加護ヲ憑ム也ト云ヒ置テ、倉代ニ籠居ヌ、初夜ノ時ニ至ルニ前ノ五位來テ門ヲ叩クニ、

即チ門ヲ開ツ、五位入來テ女ノ籠居タル倉代ヲ見テ、大ニ怨ノ心ヲ發シテ、本ノ蛇ノ形ニ現ジテ、倉代ヲ圍ミ巻テ尾ヲ以テ戶ヲ叩ク、父母此レヲ聞テ、大ニ驚キ恐ル、事无限シ、夜半許ニ成テ此ノ叩ツル音止ヌ、〇下略

倉垣

〔小右記〕治安三年九月廿八日戊子、前筑後守忠理、納絹皮籠置齋院廳町倉代、去夜盜人曉穿拔取皮籠十八合云々、

〔催馬樂〕呂　此殿ノ西二段、拍子各八、與此殿者同音、

このとの、、此との、、にしの、にしの、くらがき、春日すら、あはれ、春日すら、あはれ、　はるびすら、ゆけど、ゆけども、つきず、にしくらがきや、にしくらがきや、

〔家屋雜考三〕倉垣

催馬樂に、此殿の西のくらがきと云ふ事見え、第二段に、ゆけどもつきず、西のくらがきやとありて、倉垣といふ事詳ならず、舊說に倉の垣をいふとあれども、いかにかあるべき、今按に、こは長く建て續けたる土藏を以て、家の圍としたるなるべし、枇杷左大臣方一町の家構の內、四分の一を以て屋舍とし、其餘皆府庫を建て續けて、珍寶を貯へられたりなどいふことあれば、倉の廣大なる事をいひて、此殿の富貴なるさまを祝へるなり、今時の家造にも、ま、あることとなり、

〔催馬樂譜入文下〕くら垣、抄曰倉の垣也、考曰、倉の垣の、長くつゞけるよしなり、今按に、人のつゞけるを、人垣、山のつゞけるを、靑垣山と云るを見れば、こゝも富さかえたる家の、倉庫の多く、立並たるを垣とはいへるなるべし、

倉庫雜載

〔日本書紀二十四皇極〕三年三月、休留、イヒトヨ休留、茅鴟也、産子於豐浦大臣大津宅倉、

〔日本書紀二十七天智〕十年十一月丁巳、災近江宮、從大藏省第三倉出、

〔萬葉集 九雜歌〕吾妹兒之、赤裳泥塗而、殖之田乎、苅將藏、倉無之濱、

右二首 ○一首略 或云柿本朝臣人麻呂作

〔萬葉集 十六有由緣井雜歌〕忌部首詠數種物歌一首

枳、棘原苅除曾氣、倉將立、屎遠麻禮、櫛造刀自、

〔文德實錄 九〕天安元年十月丁亥、夜有偸女、竊入藏殿、取服御物、卽捕獲下撿非違使、

〔空穗物語 俊蔭 二〕この殿は、ひはだのおとゞ五、らう、わた殿さるべきゐて〳〵のいたやどもなど有べきかぎりにて、くらまちに御くらいとおほかり、

〔伊勢物語 上〕むかし男有けり、女の、あふまじかりけるを、年をへて、よばひわたりけるを、からうじて、ぬすみ出て、いとくらきにきけり、あくた川といふ河を、ゐていきければ、草のうへに、をきたりける露を、かれは何ぞとなん、男にとひける、行さきおほく、夜もふけにければ、おに有所とも志らで、神さへいといみじうなり、雨もいたうふりければ、あばらなるくらに、女をばおくにおしいれて、男弓やなぐひをおひて、とぐちにをり、○下略

〔伊勢物語 下〕かゝる君に、つかうまつらで、すぐせつたなくかなしき事、此男にほだされてとてなんなきける、かゝるほどに、みかど聞し召つけて、此男をば、ながしつかはしてければ此女の、いとこのみやす所、女をばまかでさせて、くらにこめて、志ほり給ふければくらにこもりてなく、○下略

〔日本紀略 六圓融〕天延三年十月九日丁未、強盜開施藥院御倉、搜取雜物、

〔今昔物語 二十九〕多襄丸調伏丸二人盜人語第二

今昔、世ニ二人ノ盜人有ケリ、多襄丸調伏丸トゾ云ケル、多襄丸ハ顯レテ人ニ被知タル盜人ニテ有ケルニ、常ニ盜穿ツ事ヲゾ役トシテケル、○中略

伯耆國府藏入盜人被殺語第十

今昔、伯耆ノ守橘ノ經國ト云フ人有ケリ、其人ノ伯耆ノ守ニテ有ケル時、世ノ中極ク辛クテ食物无キ年有ケリ、其レニ國府ノ傍ニ院ト云フ藏共有リ、藏ノ物共ハ皆下シ畢テ物モ无カリケル時ニ、人ノ藏ノ邊ヲ過ケルニ、藏ノ內ニ叩ク者有リ、何ノ叩クゾト聞ケレバ、藏ノ內ニシテ云ク、盜人ニ侍リ、此ノ由疾ク申シ上給ヘ、此ノ藏ニ餉ノ有シヲ見テ少シ取テ命ヲ助ケムト思テ、藏ノ上ニ登テ屋上ヲ穿テ、餉ニ落掛ラムトシテ手ヲ放テ落入タレバ、餉モ无クテ空ケレバ、此ノ四五日返リ可上キ方モ无クテ、既ニ餓死侍ナムトス、出テコソ死侍ラメト、人此レヲ聞テ奇異ト思テ、守ニ此ノ由ヲ申ケレバ、忽ニ在廳ノ官人ヲ召テ、藏ヲ開サセテ見レバ、年卅許ナル男ノ糸鑭ラカナルガ、水旱裝束直クシタルガ色モ无キヲ引出タリ、人々有テ此レヲ見テ、云フ甲斐无シ、速ニ被追放ヨト云ケレドモ、何デカ後ノ聞エモ有リト云テ、藏ノ傍ニ幡物結テ張懸テケリ、然ルハ痛ウ云タル奴ナレバ可免放キニ、口惜キ態シタリトナム人云ヒ謗ケル、此ノ男ノ顏見知タル人、更ニ无クテナム止ニケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔小右記〕長和三年三月十二日丁酉、大宿直燒亡云々、〇中略　十三日戊戌、昨日、內藏寮納御即位御服幷雜物、他物等少々取出、倉三宇、只中倉鑰〇以石打開、彼倉納物少々取出、今二宇倉物不能取出、是左衞門尉宗相撿非違使所令取出云々、

〔左經記〕長元四年十月廿五日己亥、或云、夜部太政官廚倉一宇燒亡、御祈願料調布幷造豐樂院料手作等納此倉、又前年圖書寮燒亡之時、所燒殘之大般若一部幷金銅軸、銀佛像等同納此倉、而重燒亡云々、

〔宇治拾遺物語十一〕今はむかし、丹後守保昌が弟に、兵衞尉にて冠たまはりて、保輔といふもの有けり、盜人の長にてぞありける、家は姉小路の南、高倉の東にゐたりけり、家のおくに藏をつくりて、したをふかう井のやうにほりて、太刀鞍鎧かぶと絹布など、よろづのうり物をよび入て、いふ

まゝに、買てあたいをとらせよといひて、おくの藏のかたへぐしてゆけといひければ、あたひ給はらんとて行たるを、藏の內へよび入つゝ、堀たるあなへ、つきいれ〳〵して、もてきたる物をば、とりけり、この保輔に物もて入たるもの、かへりゆくなし、〇下略

〔道の幸 上〕甲斐權守〇山本より借つる文書曰、讓與屋地并資財等事、〇中略 五間二面倉一宇 七間一面倉一宇 三間一面倉一宇〇中略 仁平二年十月十二日、神主從四位上加茂縣主草名あり、後人の手にて重繼神主と書そへてあり、

〔慶長日件錄〕慶長十一年二月廿三日、高尾捴寺より爲合力門前人足五十人來、以件人足古屋敷殘處雜倉樹木等、悉取寄之畢、

〔言經卿記〕慶長十一年三月廿五日甲午、內藏頭〇言緖へ、家以下ユヅリ狀遣之、

一いゑ　庭のくら〇中略

慶長十一ねん三月廿五日　花押

くらのかみどのへ

〔日本永代藏 一〕二代目に破る扇の風

人の家にありたきは、梅、櫻、松、楓、それよりは金銀米錢ぞかし、庭山にまさりて庭。藏。の詠め、〇下略

〔日本永代藏 一〕初午は乘てくる仕合

此商人、內。藏。には常燈のひかり、其名は網屋とて武藏にかくれなし、〇下略

〔俗つれ〳〵 五〕金の土用干伽羅の口乞

此親父死去の時、門跡樣へ百貫目進げての外は、釜下の灰までも讓狀一つに濟みて、誰か七つの內藏に指のさしてもなかりき、〇下略

〔京都御役所向大概覺書 七〕攝州高槻御藏御拂ニ成候事

一高槻御藏者御用無之ニ付、元祿三午年入札被仰付、元祿四未春御拂ニ罷成候、

代銀九貫三百拾五匁七分　　未五月大坂御城納

〔尾張志名古屋一〕三ツ藏　廣井納屋橋の南、堀川の東岸にあり、〇中略三位中將忠吉君の御領國と成ても、猶其倉を用ひ給ひ、慶長御遷府の時、其倉をこの廣井村に移して、多くの御藏を造り添玉ひしかども、猶ふるきに依て三ツ藏と呼べり、

〔老のたのしみ〕三月廿八日、四つ過頃より快晴、今日甲子なり、類燒已後、始て堺町へ行、やけ原のていをみて、

我藏のやきしを坪とながむればからぐも二つ殘りけるかな

納屋

〔倭訓栞前編十九〕なや　魚肆をいふ、魚屋の義也、尾州にては材木がしをも稱せり、神宮にては物おきを稱す、納屋と書り、

〔老牛餘喘初編中〕納屋

ある人、ナヤといふは、いかなる意の名ぞ、俗に納屋とかくはあたれりやと問答ていふ、此詞常にいふ言にて、俗言のごと聞ゆれど、さからず、古き詞なり、まづナといふは、もと物をわけていふ言なり、食ふべき物につきていふ時は、其食ふべき魚をも、青物をも、皆ナといふなり、その類をたくはへおく屋なるゆゑに、ナヤといふなり、さて其ナにあつる文字なき故に、かりて納屋とかく也、此例和語には多き事なりかし、

〔市中取締類集河岸地調一〕乍恐以書付申上候

一龜島町名主甚七申上候、同町河岸地ニ有之候物置納屋等、昨今打こわし候趣入御聽、右者何方ゟ差圖ニ而取拂候哉御尋ニ御座候處、此節河岸地有形土藏納屋共、御願濟幷御願不仕候分共、繪圖面を以申上候樣被仰渡候趣、取締懸り名主共ゟ通達有之候ニ付、右調者仕候得共、取拂等

仕べく御沙汰は無御座候得共、地主方御銘々御存寄ニ而、家主共江被申付候儀も御座候由、尤今朝は取こわし候儀差止り申候、右御尋ニ付申上候、以上、

但取こわし候納屋　五ヶ所

取こわし懸ヶ納屋　三ヶ所

殘り　十四軒　有形ニ御座候

寅十三年四月朔日（天保）　龜島町名主　甚七印

〔市中取締類集河岸地調一〕河岸付納屋書上

馬喰町四丁目持河岸地

一納屋間口三間奥行貳間

但御願濟ニ無之、安永之頃ゟ凡六十ヶ年餘有來候、

河岸冥加上金差出不申候

同町同

一納屋間口四間半奥行貳間

但前同斷

河岸冥加上金差出不申候

右貳ヶ所之納屋物揚場ニ付、冥加上納差出不申候、

右之通取調申上候、以上、

寅十三年六月（天保）　馬喰町名主　由之助

後見　源六印

〔市中取締類集河岸地調一〕神田新シ橋南之方、橋臺廣場西側疊床物置小屋納屋幷柳原土手通り

之內、御用屋敷地先御預り物揚場之內、納屋書上、
神田新シ橋南之方橋臺廣場西側〇中略
右同斷
一納屋　壹ヶ所
間口貳間奥行壹間半〇中略
右は享保年中ゟ有來候處、御願濟有無書留、文化三寅年燒失仕、相分り兼申候、尤柳原土手請負人紋三郎、與兵衞、御請負場所之內ニ而、冥加上納金不仕候、
柳原土手通之內御用屋敷地先
元柳原六丁目 馬喰町四丁目 御預り物揚場之內
一納屋　壹ヶ所
間口貳間奥行三間
一納屋　壹ヶ所
間口三間奥行貳間半
一納屋　壹ヶ所
間口三間奥行貳間半
一納屋　壹ヶ所
間口貳間奥行貳間半
右者安永年中ゟ有來候處、御願濟書留、文化三寅年大火之節燒失仕、御願濟有無分兼申候、尤御預り物揚場之內ニ而、冥加上納金不仕候、
右之通取調申上候、以上、

拾貳番組
神田佐久間町四丁目
名主　源太郎印

寅六月

〔市中取締類集河岸地調二〕數寄屋橋御門外ゟ山下御門外幷幸橋御門外迄、御堀端通町々自身番屋其外建物書上、〇中略

喜左衛門地先御堀端〇中略

竹矢來
〇〇〇〇炭團納屋壹ケ所

一　間口六間
　　奥行貳間

但古來ゟ有來候得共、御願濟ニ者無御座候、〇中略

右之通取調、此段申上候、以上、

右町々
天保十三寅年七月
名主　伊左衛門印
同　平十郎印
同　平四郎印

〔市中取締類集地所河岸地二〕嘉永四亥年正月

向方相談廻

本材木町四町目清兵衛地借七兵衛、御備場附御鑄筒車臺製造中、納屋取建之儀ニ付調、〇中略

本材木町四町目
清兵衛地借
車屋
七兵衛

右之もの、此度浦賀表御備場附南蠻鐵御鑄筒車臺製造中、御用材木は別段ニ納屋取建候心得ニ

物置

可ㇾ有ㇾ之候得共、其段無ㇾ急度ㇾ御申渡御座候樣致シ度、此段及ㇾ御掛合ㇾ候、以上、

亥正月　　戸田伊豆守〇中略

本材木町四丁目清兵衞地借七兵衞家前車臺製造場所之儀ニ付取調申上候書付

樽藤左衞門

本材木町四丁目清兵衞地借車屋七兵衞、此度浦賀表御備場附南蠻鐵御鑄筒車臺製造中、御用材木者別段ニ納屋取建候心得ニ可ㇾ有ㇾ之候得共、其段無ㇾ急度ㇾ申渡之儀、戸田伊豆守殿ゟ之御掛合書御渡被ㇾ成候、右樣之取計方取調可ㇾ申上ㇾ旨被ㇾ仰渡ㇾ候處、差當先例も無ㇾ之、納屋取建方等も相分不ㇾ申候間、所之名主江內尋仕候處、七兵衞家前河岸備受地之內、是迄之建物取拂、右跡江間口貳間半奥行六間ニ新規納屋取建、御用材木置場幷細工所ニ相用、諸家其外賣用向細工所者別段補理候由ニ御座候、右ハ御用筋之儀ニも御座候間、御用材木賣用材木不ㇾ混樣申渡仕候而も可ㇾ然哉、別紙申渡案相添、御渡之書面返上仕、此段申上候、以上、

亥正月　　樽藤左衞門

〔日本永代藏　三〕世はぬき取の觀音の眼

町はづれに菊屋の善藏といへる質屋有しが、內藏さへもたず、車のかゝりし長持ひとつ、物。置。にも藏にも是を賴みにして、此道をえるとて、二百目にたらぬ元銀にて、先操に利を得て、八人口を大かたにして渡世しける、

〔市中取締類集　河岸地調一〕河岸附町方幷寺院組合持橋臺物置書上

淺草新旅籠町

一物置　　但橋臺ゟ三間貳尺餘隔り有ㇾ之候

間口拾六間奥行貳間餘之竹矢來内ニ、間口三間半奥行貳間之物置貳ヶ所、
但天明三卯年十一月中、牧野大隅守樣御番所江、右町家主清兵衛外壹人ゟ奉ㇾ願上ㇾ候處、願之
通被ㇾ仰付ㇾ候起立ニ而、冥加金等無ㇾ御座ㇾ候、
右之通取調申上候、以上、
　　　　　　　　　　　　　　　　　　淺草新旅籠町
　　　　　　　　　　　　　　　　　名主　彌兵衛印
寅〇天保十三年六月
〔市中取締類集河岸地調一〕神田新シ橋南之方橋臺廣場西側疊床物置小屋納屋、幷柳原土手通り
之内、御用屋敷地先御預り物揚場之内、納屋書上、
神田新シ橋南之方橋臺廣場西側〇中略
右同斷
一物置小屋　　　　　　　　　　　　　　壹ヶ所
　間口九尺奥行貳間〇中略
右同斷
一板圍物置　　　　　　　　　　　　　　壹ヶ所
　間口貳間奥行三間
右者享保年中ゟ有來候處、御願濟有無書留、文化三寅年燒失仕、相分り兼申候、尤柳原土手請負
人紋三郎、與兵衛、御請負場所之内ニ而、冥加上納金不ㇾ仕候、〇中略
右之通取調申上候、以上、
　　　　　　　　　　　　　　　　　　拾貳番組
　　　　　　　　　　　　　　　　　神田佐久間町四丁目
寅六月　　　　　　　　　　　　　　名主　源太郎印

〔市中取締類集 河岸地調 一〕新堀河岸附明地物置書上

淺草松源寺門前地先

一置場壹ヶ所間數四間半ニ六間

但右町地先新堀河岸附ニ而竹垣ニ仕、內ニ九尺ニ貳間半之板屋根物置壹ヶ所、薪置場ニ致シ、凡九拾ヶ年已前ゟ用ひ來候得共、御願濟有無起立共、相分不ㇾ申候、尤冥加金上納等無ㇾ御座候、

右取調申上候、以上、

寅六月

淺草松源寺門前
名主無ㇾ之月行事　幸之助印

新堀川端附明地物置書上

淺草正定寺門前

一置場壹ヶ所八間半三間半

但右町地先新堀河岸附ニ而竹垣ニ仕、內ニ貳間ニ貳間半之杉皮葺家根物置壹ヶ所、薪炭置場ニ致シ、凡九拾ヶ年以前ゟ用ひ來候得共、御願濟起立共相分不ㇾ申候、尤冥加金等無ㇾ御座候、

右取調申上候、以上、

寅六月

淺草正定寺門前
名主無ㇾ之月行事　傳七印

河岸地物置書上

江戸橋廣小路東之方河岸辻番所建繼

一物置壹ヶ所　間口四間奥行三間半

但右建繼物置初願之義者、寛永年中、松前伊豫守様御勤役中、御願濟之由申傳、天保五午年大火類燒後、假建ニ御座候、尤御請負上納割合差出不申候、

右之通取調申上候、以上、

寅六月　　　　　　　　　　　　御預リ

江戸橋廣小路

元四日市町

名主　庄右衛門印

本材木町壹丁目貳丁目

同新助幼年ニ付

後見　新右衛門印

〔市中取締類集 河岸地調二〕河岸附物置其外書上

淺草駒形町

一地先野垂地物置間口貳間奥行貳間　　壹ヶ所

(朱書)但文化年中、願濟無之建置申候、

一同間口貳間奥行九尺物置　　壹ヶ所

(朱書)但享和年中、願濟無之建置申候、

一同間口貳間奥行貳間物置　　壹ヶ所

(朱書)但天保八酉年十一月中、地頭淺草寺江願濟之上相建申候、

一同間口貳間奥行三間物置　　壹ヶ所

(朱書)但天保十二丑年五月中、地頭淺草寺江願濟之上相建申候、

一同間口九尺奥行六尺物置　壹ヶ所
同間口六尺奥行六尺物置　壹ヶ所
（朱書）但文化元子年八月中、願濟無之相建申候、
一同間口九尺奥行六尺物置　壹ヶ所
（朱書）但文化子年八月中、願濟無之相建申候、
一同間口三間奥行九尺物置　壹ヶ所
（朱書）但天保六未年六月中、地頭淺草寺江願濟之上相建申候、
一同間口貳間奥行三間物置　壹ヶ所
（朱書）但天保三辰年五月中、地頭淺草寺江願濟之上相建申候、
同間口六間奥行九尺物置　壹ヶ所
一同間口貳間半奥行三間物置　壹ヶ所
（朱書）但天保八酉年四月中、地頭淺草寺江願濟之上相建申候、
一同間口貳間奥行貳間物置　壹ヶ所
（朱書）但文政年中、願濟無之建置申候、
一同間口貳間奥行三間半物置　壹ヶ所
（朱書）但天保十一子年四月中、地頭淺草寺江願濟之上相建申候、
一同間口九尺奥行貳間物置　壹ヶ所
（朱書）但天保六未年六月中、地頭淺草寺江願濟之上相建申候、
一間口三間半奥行三間物置　壹ヶ所
（朱書）但天保三辰年八月中、地頭淺草寺江願濟之上相建申候、

一同間口七間半奥行三間物置　壹ヶ所
(朱書)但天保三辰年十月中、地頭淺草寺江願濟之上相建申候、
一同間口壹丈奥行六間物置　壹ヶ所
(朱書)但享保年中、願濟無之建置申候、其後度々修覆類燒等仕候得共、其時々御願不申上建置申候趣ニ御座候、
但物置拾七ヶ所共、河岸地代金、先年ゟ地頭淺草寺江差出來申候、
右之通取調申上候、以上、
寅〔天保〕十〔〇〕三年六月
淺草駒形町
名主　長兵衞印

〔市中取締類集河岸地調ニ〕河岸附物置書上
淺草花川戸町
一物置間口貳間奥行五間〇中略
一同塗家間口三間奥行貳間半
但天保元寅年十二月三日、地頭淺草寺江願出、願濟ニ御座候、〇中略
一塗。家。物。置。間口三間奥行四間
但天保二卯年九月八日、地頭淺草寺江願出、願濟ニ御座候、〇中略
一塗家物置間口三間奥行七間
但天保十二丑年閏正月十二日、地頭淺草寺江願出、願濟ニ御座候、〇中略
右何れも地代之儀者、地頭淺草寺江差出來申候儀ニ御座候、〇中略
右之通取調申上候、以上、

名主三郎右衞門若年ニ付
後見
同所新鳥越町
名主　兵藏印

寅六月

〔京都御役所向大槪覺書　五〕山城國寺社方間數御修復所之事

一黃檗山万福寺諸伽藍〇中略
同所南
〇物〇置〇藏　梁行三間　桁行四間

古事類苑

居處部十二

家作六

門名稱

〔倭名類聚抄十門戶〕門〈附門舍〉　四聲字苑云、門〈和名加度〉所三以通二出入一也、

〔事物紀原八宮室居處〕門

易繫曰、神農氏沒、黃帝堯舜氏作二重門一、擊レ柝以待二暴客一、蓋取二諸豫一、皇圖要紀曰、軒轅造二門戶一、然則門戶之制、其在二上棟下宇之後一乎、

〔類聚名義抄七門〕門〈莫此反、カト、モン〉　門閂〈古〉

〔伊呂波字類抄加地儀〕門〈カト〉　〔同毛地儀〕門〈モン〉

〔東雅六宮室〕門カド　義不レ詳、倭名鈔には四聲字苑を引て、門は所三以通二出入一也と註したり、漢には兩扉を門と云ひ、單扉を戶といふ、されば門の字、兩扉の形に象れるなり、〈門をカドといふは、戶によりていひし所と見えけり、さらばカといひし、これも詞の上の助語にやあるらむ、戶をトといふ義も不詳、萬葉集抄には、風のトといふ詞を釋して、風の音をいふ也、オとは動作の義、トとは鳴る義也、門戶をトといふも、入のたゝけば鳴る故也といひけり、其說の如き、聲といふ語を釋せし所は、さもありぬべし、門戶をカドといひ、トといふ人の敲きぬるを待て、是等の名あるべしとも思はれず、戶といふ詞の如きは、太古より聞えし所なり、其義すでに隱れしにぞ有べき、强て其說を作るべからず、〉

〔倭訓栞加前編六〕かど　門をいふは金戶の義也、門は鐵をもてかたむる故に萬葉集にも金門とも、小金門ともいへり、今俗門外をかどといふも、門より出たる詞なるべし、萬葉集にもかなど田など見えたり、

門初見

〔古事記上〕爾速須佐之男命、乃於湯津爪櫛取成其童女、而刺御美豆良、告其足名椎手名椎神、汝等釀八鹽折之酒、且作廻垣、於其垣作八門、毎門結八佐受岐、此三字以音、毎其佐受岐置酒船、而毎船盛其八鹽折酒而待、

〔日本書紀神代二〕是時高皇產靈尊、怪其久不來報、乃遣無名雉伺之、其雉飛降止於天稚彥門前所植、此云多底婁、湯津杜木之杪、杜木、此云可豆邏也、

門制度

〔延喜式彈正四十一〕凡三位以上聽建門屋於大路、四位參議准此、其聽建之人、雖身薨卒、子孫居住之間亦聽、自餘除非門屋、不在制限、其坊城垣不聽開、

〔拾芥抄中末京程〕又建門屋於路頭、聽三位以上四位參議、自餘四位五位者不可立之、又諸舍屋簷槽、出路頭幷他人領地方之、科不應重罪、可斫棄、不應爲重罪、杖八十、輕笞四十、

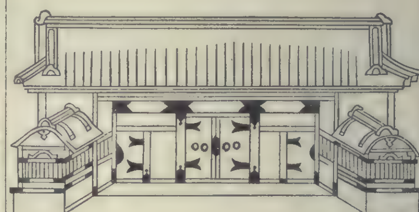
〔續日本紀十一聖武〕天平三年九月戊申、左右京職言、三位已上宅門建於大路、先已聽許、未審身薨、宅門若爲處分、勅、亡者宅門不在建例、

〔三代實錄十八淸和〕貞觀十二年十二月廿五日壬寅、制、〇中略又三位以上及四位參議家門、聽建大路、薨卒之後、子孫居住者亦聽之、

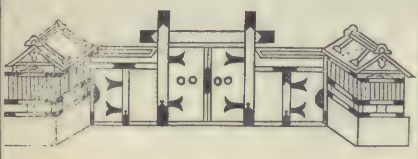
〔靑標紙〕屋敷向諸的例

一門番所之事　門番所建方之儀ニ付、文化六巳年六月、織田左近將監より大目付江問合、〈附土井大炊頭殿大目付へ御渡被成候御書取之覺、　國持大名、幷拾万石以上、拾万石以下ニ而も、侍從ニも可被任家柄之面々は、兩潛兩門番所不苦、尤破風造之義ハ、無用之事、其外拾万石以下、五万石以上之面々、兩潛兩門番所出格子片庇ニいたし、尤持出シ土臺にても不苦候、前々無之面々、新規ニ取立、又は中絶候はゞ難成事、五万石以下ニ而も、古來より連綿致し候而、有來り候分は格別、其外屋しき替等にて有來り候分は、新規家作修復等致し候節ハ、兩門番所無用ニ可致筋ニ候事、

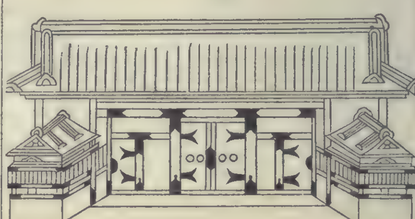
國持家門作方兩番所疊出唐破風之圖



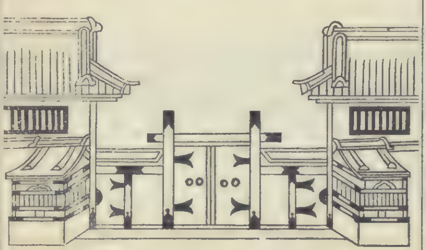
國持家十八人准國主燒失後多如圖塀重門兩番所櫓造、其餘ハ番所櫓本破風也、唐破風ハ不被作、



往古加賀家越後家稻葉家等作之



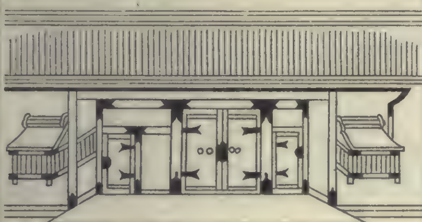
五万石以上表門燒失後多如圖



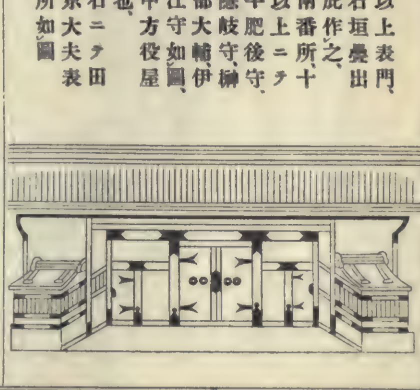
拾万石以上表門建方兩番所之圖、但本破風作之、下ニ圖スル所ノ兩番所ハ、拾万石以下顯家格拾万石ニ准ル外樣家ニテ作之、京極長門守、松浦肥前守等也、
水戸御連枝、大學頭、播磨守如圖、



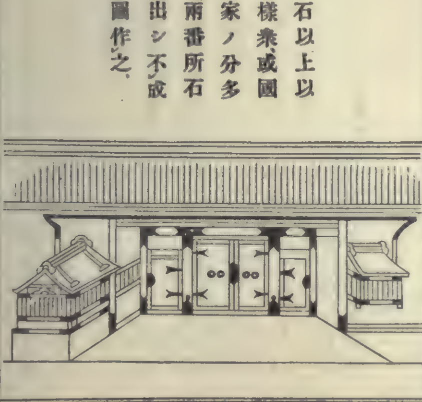
雁間席雖十万石作之、五万石以下五万石以上表門作之、兩番所格子出シ如圖、
石垣兩番所疊出ハ、五万石以上也、



五万石以上表門、兩番所石垣疊出シ屋根庇作之、所圖兩番所、十万石以上ニテハ、松平肥後守、松平隱岐守、榊原式部大輔、伊達遠江守如圖、御老中方役屋敷等也、
三万石ニテ田村右京大夫表門番所如圖、



五万石以上以下外樣衆、或國家分家ノ分多作之、兩番所石垣疊出シ不成故、如圖作之、



門種類

唐門

右國家は長屋三間梁、万石以下長屋二間半梁、万石以下長屋二間梁之事、　但表門に家々之紋附る事、國家幷帝鑑間柳間交代寄合杯ニ限、交代寄合長屋は万石以上ニ作レ之、表門兩番所は不レ作也、高家衆は長屋二間梁ニいたし、表門計兩番所作レ之、

右之趣は、貞享年中被ニ相定一候事、

〔庭訓往來〕御館造作之事、不レ可レ有ニ各別作事一、○中略棟門、唐門者有ニ斟酌之義一、於ニ平門、上土門、藥醫門之際一可ニ相計一之、

〔運歩色葉集 加〕唐門(カラモン)

〔家屋雜考 三〕韓門 向から門 平から門

韓門は、皇朝古代の制にあらず、故に此名あり、太平記に高師直が家を、棟門韓門四方に開けなど見えたり、向韓門、平韓門など云ふ、ともにから國のをうつし作れるなるべし、○圖略

〔庭訓往來諸抄大成〕唐門　丸棟作と云

〔新編武家雛形〕むかいからもんの事

一柱の大さ壹寸一分、まる柱也、ひかへ柱の大さ七分、かく柱なり、そうはんのはゞは、柱うらのめ、たかさは柱半分、五ッにわりて、上二ッ下三ッ、けはなしのたけは六分、あつさ四分、ほうだてのはばは五分、あつさは二分、柱ぬきのせいは七分、あつさは三分半、たいははゞは八分、あつさは三分、

一うちのりは七寸、そうはんの上ばより、柱ぬきの下ばへあつるなり、

一大斗の大さ柱にて八分、五ッ半にわりて、壹ッづゝくる也、高さは右の五ッ半を、三ッ半斗の高さにさだむべし、とじりも三ッ半なり、またますのたかさを五ッにわり、二ぶんくゝみ、一ぶんまきめん、二ぶんくり、ひじきの下はゞ大斗三ッにわり、一ぶん、せいは三分まし、まき斗の長さは、大斗のとじりほど、わりやう右大斗のごとく、わくひじきの長さは、大斗そとのつらと、まき斗のう

ちのつらとあふなり、

一たるきのふとさは柱六ッにわり、一ぶん、たけは二分まし、こまいのはゞは、たるきの下ばめんうち、たけはたるきのたけ半分、かやおいのたけは、たるきのたけうらのめ下ばはたるきの下ば壹ッ半、うらかはのあつさは、かやおいのたけ半分、では、はかやおいほど、

一くわぎやう、せいは六分、下ば四分、

一かうりやう、せいは九分、あつさはそできりのところにて三分半、たいへいつかのふとさは八分、

一からはふわたちのたかさは、間うち四ッにわりて一ぶんを、からはぶの上ばにして、すぢかいにひけば、五寸かうばいになる、いはらひれは、間うち五ッにわりてなか三ッ、右之すぢかいのすみに、とりつくやうにつくるべし、のきの長さは、間うち四ッにわり、一ぶんをくわぎやうなかすみより、かやをいのそとのつらにさだむべし、はふのはゞは、かたゑだの長さにて八分、つくりやうにくでんあり、

一から戸かまちのふとさは、ほうたてうちのりを廿四にわりて、一ぶんをかまちのふとさにさだむべし、あつさははゞにて八分、きちやうめんのふとさは、はゞ六ッにわり一ぶん、さんのあよひやうは下のけはなしに、さんのはゞ三分一かけ、上ゑも三分一かけ、上下のさんのうちのりを、五ッにわりて、上のさまのあい二分、下三ッ、以上さんのかず七ッ、さんのあい、さんうらのめとは申せども、少せまきがよし、○圖略

〔今昔物語十七〕比叡山僧依虚空藏助得智語第卅三

今昔、比叡ノ山ニ、若キ僧有ケリ、○中略九月許ニ法輪ニ詣ヌ、疾ク返ラムト爲ルニ、寺ノ僧共ノ相知ル有テ、物語スル間ニ日漸ク暮方ニ成ヌレバ、忩ギ返ルニ、西ノ京ノ程ニテ日暮ヌ、○中略知ル所有

ケルヲ、尋ガ爲ニ行ク道ニ、唐門屋ノ家有リ、〇下略

〔今昔物語二十二〕高藤內大臣語第七

今昔、閑院ノ右ノ大臣ト申ス人御マシケリ、〇中略其御子數御ケリ、〇中略次ヲバ內舍人良門ト申ケリ、〇中略其ノ良門ノ內舍人ノ御子ニ、高藤ト申ス人御ケリ、〇中略年十五六歲許ノ程ニ、九月許ノ比、此ノ君鷹狩ニ出給ヒニケリ、〇中略主ノ君ハ、西ノ山邊ニ山ノ家ノ有ケルト見付テ、馬ヲ走セテ行ク、其ノ舍人ノ男、一人許ナム有ケル、其ノ家ニ行著キ見給ヘバ、檜垣指廻シタル家ニ、小サキ唐ラ門屋ノ有ル內ニ、馬ニ乘乍ラ馳入ヌ、〇下略

〔今昔物語三十一〕大藏史生宗岡高助傅娘語第五

今昔、大藏ノ最下ノ史生ニ、宗岡ノ高助ト云フ者有キ、〇中略此ノ高助下衆ト云乍ラモ、身ノ持成シ有樣ナド、无下ニ賤クナム有ケル、家ハ西ノ京ニナム住ケル、堀河ヨリハ西、近衞ノ御門ヨリハ北ニ八戸主ノ家也、南ニ近衞ノ御門、西ニ唐門屋ヲ立テタリ、其門ノ東ノ脇ニ、七門ノ屋ヲ造テ、其レニナム住ケル、

〔太平記二十六〕執事兄弟奢侈事

此師直〇高ハ、一條今出川ニ故兵部卿親王ノ御母堂、民部卿三位殿ノ、住荒シ給ヒシ古御所ヲ點ジテ、棟門唐門四方ニアケ、〇下略

〔板坂卜齋記中〕慶長四年の冬、島津龍伯と家康公知人に御成被成度と被思召候へ共、〇中略翌年御振舞可申上と、冬より御約束申上らる、御殿を立、又舞臺の樣成座敷を立被申候、秀吉公をも可申請と、御成御門被立候が、秀吉公不被爲成御他界候へば、唐門を開き被申候、〇下略

〔安政新造內裏之記上〕禁裏准后諸御殿御建物大工役割

一唐御門　大坂廿四組

四足門

寄合組　眞八郎　仁左衛門〇下略

一平唐門

塀重門二ヶ所

〔後樂園紀事〕唐門御屋かたより後樂園江の入口也、扁額あり、大明朱之瑜是を書す、御細工人太田九藏金具以文字をつくる、

〔書言字考節用集一乾坤〕四足門（ヨツアシノモン）

〔倭訓栞前編三十六與〕よつあし　親王家大臣家に四足門あり、上中門あり、禁中の唐門を俗にかくもいへり、

〔海人藻芥〕居所ノ事、大臣家ニハ四足アリ、上中門アリ、〇中略名家以下月卿雲客ノ亭ノ事、四足不可有之、上中門同前、〇下略

〔光臺一覽五〕御上洛〇德川將軍遙前に、立賣菊亭殿西隣の常には閉治門あり、この門四足冠木門に被造建、唐居敷に相成由也、

頭注　四ッ足門者、本式堅入棟向也、常式は椎入流棟也、表裏有四柱、但本柱之外、曰是四足、〇中略四足者不常用、行幸又ハ奏慶開之、其外親王攝家同格寺門法親王之御所等、又ハ關東に有之也、

〔古事談二臣節〕小野宮ノ室町面ニハ古四足アリキ、件門常閉タリケリ、是小野宮殿〇藤原實賴御坐之時、經件之門天神常渡御、終夜御對面故云云、〇下略

〔小右記〕長保元年十月十二日辛酉、宮御書被賜尼君御許、其御書云、兩三年御惱不平、御占頻勘申可他處之由、以有所憚口未出言、然而苦惱之間不思人難、大進雅致宅去宮不遠、若渡彼宅如何者、即令啓云、雅致是宮司、但有御下﨟宅之難歟、須以彼宅爲宮御領、相次改板門屋造四足門、移御何事之有也、

〔續世繼六花散る庭のおも〕いづれの中納言とかの、まづ右のおとゞ〇藤原實行の御よろこびにおはした

樓門
矢倉門

りければ、そのいへのかどに、むま車おほくたちなみて、にはかによつあしたつとて、ことかどよりいりたるに、〇下略

〔長門本平家物語　一〕御娘〇平清盛女九人おはしき、それもとり〳〵に幸ひ給へり、第一の娘は、始は櫻町中納言重範の北のかたにておはしけるが、後中納言平治の逆亂の時、事に遭て失給ひし後は、花山院左大臣兼雅の御臺盤所にならせ給ひて、御子あまた御座しき、萬ひき替たる目出さにぞおはしましける、始御悅の朝、何者かよみたりけん、花山院の四足の門のはしらに、札を書て打たりける、

花の山になき梢とは聞しかど海士の子なれやふるめひろふは

〔應仁記　三〕洛中大燒之事

花洛ハ眞ニ名ヲ負フ平安城ナリシニ、不レ量應仁ノ兵亂ニ依テ、今赤土ト成リニケリ、〇中略凡ソ二百有餘箇所、四足棟門タテナラベ、檜皮ニテアラヌ殿ゾナキ、

〔有德院殿御實紀附錄　二〕御受職〇德川吉宗の後、唐破風造の四足門、および有來る御まし所をもこぼたれけり、〇中略皆近世華奢の風を、祖宗質素の俗にかへし玉はんとのみ、御こゝろもちひさせ玉ふなりしとぞ聞えし、

〔運歩色葉集　路〕樓門ロウモン

〔家屋雜考　三〕樓門

樓門は、常人の家に用ひず、豐臣家の聚樂の第には、樓門ありしよし、當時の記錄にみえたり、こは俗にいはゆる山門造の事なり、

〔家屋雜考　四〕櫓門

櫓門は、城塞の物なれども、武士の家の門に、平常ともに櫓をあげおく事あり、但そのかみ櫓とい

ひしは、板を並べたるのみにて、其造り極めて麁なるものなり、鬼一法眼が堀川の宿所などは、四方に櫓をあげ置きたるよし、義經記にみえ、又一遍上人繪傳に、櫓門の圖あり、左に繪圖〇圖略を出だせり、應仁頃までも、櫓門は有りし事にや、應仁記にもこの名みえたり、〇圖略

〔義經記二〕鬼一法眼の事

一條堀河に陰陽師の法師に、鬼一法眼とて、文武二道の達者あり、〇中略京中なれ共居たる所も、したゝかにこしらへ、四方に堀をほりて水をたゝへ、八のやぐらをあげたり、夕にはさゝるの刻、とりの時になればはしをはづし、朝にはみむまのこくまで、もんをひらかず、人のいふ事みゝのよそになして居たる、大くはしよくものなり、

〔聚樂第行幸記〕關白太政大臣秀吉公、〇中略聚樂と號して里第をかまへ、四方三千歩の石のついがき山の如し、樓門のかためは、鐵のはしら鐵の扉、瑤閣星を摘でたかく、瓊殿天に連てそびえたり、

〔落穗集追加三〕江戸武家町方寺社等普請の事

一問曰、御當地侍屋敷、町方、寺社等の普請家作抔の義は、以前より只今迄の通りに有之たる義か、答曰、七十年前酉の年〇明和三年の火事の節迄は、御譜代の諸大名の居屋敷には、關東御入國の砌りの家作等も間々殘り、慶長五年已後御當地に於て居屋敷拜領有か、家作被申付たる外樣大名方の屋敷の義は、大方其時代の普請のまゝにて有之たる事にて、其節井伊掃部頭殿上屋敷の義は、已前加藤清正と申たる人の家作の由にて、我等幼少の頃子細有て、表向は不殘見物致したるを以、慥に覺へ申候、玄關より初め表向の義は、こと〳〵く金張付の繪の間ごと〳〵有之、表門は桁行十間あまりとも相見へ候、矢倉門にいたし、少き馬程も有之、金たゝみの犀を五疋彫物をいたし、外向の總長屋の折り廻しの丸瓦は、金の桔梗の紋所有之、夜中にも光り輝き相見へ申也、其外にも國持衆の屋敷の義は、大方二階門作りに致し、種々の彫物など有之、〇下略

〔運歩色葉集 無〕棟門

〔家屋雜考 三〕棟門

棟門は、もと樓門へ對して、樓なくして常の屋棟のごとく作れる門をいふなり、古き大工の書どもに圖あれども、異同あり、

〔庭訓往來諸抄大成〕棟門　棟を立る也

〔筆の靈 後篇五十九〕谷川氏は棟門の事を、棟木を上るを云と注へれど、屋根葺たる門は、いと事そぎたるも皆棟はあり、然れば其故の稱にはあらず、右に引ける婚記に、檜皮葺棟門板葺平門と對へ云へるにても玄るべし、平門と云へる方は、板もて屋根ふきたれば、棟ある事はもとよりなれど、板葺なれば、其足をも遲くして、棟の葺合にも厚き板の類を打付けて、棟に飾なく總て平みて見ゆるなるを稱へるなり、

〔新編武家雛形〕むねかどの事

一柱の大さ寸かぞへ、まる柱也、大うつばりめうつばりせい五分半、下ば柱三ッわり、

一うちのりは七寸、けはなしの上ばより、まくさ下はへ、

かうばいは六寸五分、ひゑんのかうばい、六ッつれなれども、すこしはやきがよし、六ッつれとは、けたの下ばと、きをいの下ばと、かやをいの下ばも、あふやうにいたすを、六ッつれど申也、のきの長さは、とびらをひらきて、きをいのうちに、八分のつりあきあり、

一けたのゐどころは、きをいのうちと、柱なかずみを、三ッ半にわりて、きをひのうちより壹ッ入て、けたのなかずみにさだむべし、ひゑんの長さは、柱なかずみと、けたのなかずみをとりて、けたのなかずみより、うらかはそとへあつる、きをいのふとさは、たるきのせいと下ばと、きをいのせい也、かやおいのたけは、たるきの下ば二本、たるきのふとさは、柱五ッにわりて一ふん、せいは二

分まし、又はなにも二分まし、ひゑんきをいのところは、おものたるきのはなほど、はなはたるきの下ばほど、こまひのふとさは、たるきの下ばめんうち、たけはたるきのたけ半分、

一けたのせいは六分、下ば三分半、

一かぶきのあつさ五分半、はゞは柱うらのめ、ほうだてはゞは五分、あつさ二分、まぐさは二分半四方、げはなしせいは六分、あつさ四分、からいしきのあつさ四分、長さは柱三本、はゞはほうだてのつらより、たるきの下ばほどいするなり、

一ますがたの大さ八分、くもいたのあつさ三分、長さはめうつばりと、おなじながさなり、

一とびらはほうだてに、かまちのあつさほどかけて、十二まひにわり、十まひはいた、のこり二ぶんを、四ッにわり、一ぶんをかまちのふとさにさだむべし、かまちのあつさは、はゞにて八分、上下のまぐさけはなしへ、三分一づゝかくる也、上下のさんのあい、さんうらのめ、なかにさん四本、以上さんのかず六本、八ッそうの長さは、とびらはゞ三ッにわり一ぶん、はゞはかまちほど、さきのひらき、さんうらのめ、

一そばのき長さは、間うち三ッにわり一ぶん、かぶきの長さは、はふのそとより、八ッなかすみ壹ッいれてきるべし、はふのはゞは、下とめにて七分、上に三分まし、下に壹分まし、

一ついちのたかさは、かぶきの下ばと、ちぎやうとを三ッにわりて、二ふんがついちのたかさなり、ついぢのすほりは八寸、かまちのふとさは四分、うらいたはくらいのあるには、たついたくらいなきには、よこにうつべし、○下略

〔今昔物語十六〕隱形男依六角堂觀音助顯身語第卅二

今昔、何レノ程ノ事トハ不知ズ、京ニ生侍ノ年若キ有ケリ、常ニ六角堂ニ參テ懃ニ仕ケリ、○中略歩ヲ濕テ童ノ共ニ行ニ、西樓ニ十町計行テ、大ナル棟門有リ、○下略

〔台記別記〕久安四年十一月廿六日庚戌、定入内〇藤原多子雜事、〇中略退罷大炊亭、大炊御門北、高倉東、方一町、于時秉燭、此亭西面南門檜皮葺棟門、同面北門、板平門也、而修理之次、南穴爲四足、〇藤原忠實命此門爲檜皮葺、棟門未終其功之間、南門構穴扶、形似塞門、頗有禁忌、仍忽徹之、

〔源平盛衰記十一〕旋風事

六月〇治承三年十四日、旋風夥シク吹テ、人屋多ク顚倒ス、風ハ中御門京極ノ邊ヨリ起テ、坤ノ方ヘ吹以テ行、平門、棟門ナドヲ吹拂テ、四五町十町持行テ、抛ナドシケル、

〔源平盛衰記三十四〕明雲八條宮人々被討附信西相明雲事

此三位〇藤原賴輔ノ兄公、越前法橋章救ト云人アリ、彼法橋ノ中間法師、軍ハ如何成ヌラントテ、立出テ見廻リケル程ニ、河原〇七條中ニ、裸ニ立タル者アリ、何者ゾト思、立寄テ見タレバ、三位ニテゾ御座テケル、〇中略三位ハイソガレズ、閑々ト歩テ、此小路ハイヅコト云ゾ、アノ大道ハ何ト云ゾ、此平門ハ誰ガ許ゾ、アノ棟門ハ何者ガ家ゾナド問給ケレバ、中間法師、餘リニ寒ク侍リ、人目モ見苦キニ、急ギ御宿所ヘ入セ給ヘト申セバ、〇下略

〔吾妻鏡五十一〕弘長三年七月十日戊子、被立御所門、棟門

〔運歩色葉集遷〕平門

〔家屋雜考三〕平門ヒラモン

總じて平門といふは、屋上を少し平にしたる造方なり、古寫の雛形等にも、さま〴〵異同あり、

〔庭訓往來諸抄大成〕平門　扉の上に、横木をわたしたる也、

〔源平盛衰記四十七〕北條上洛尋平孫附髑髏尼御前事

東山長樂寺ト云所ニ、阿證坊印西トテ貴キ上人座シケリ、〇中略此人西山栂尾ノ明惠上人ニ謁シテ歸給ケルニ、一條萬里小路ヲ通リ給フ、一條面ハ平門、小路面テハ兩纖戸ニ土門、薄檜皮ノ御所

冠木門

ノ前ニ、八多ク集テヒシメキ合リ、

〔島津本吾妻鏡〕安貞二年十二月四日癸卯、馬場殿成立、西方被レ遷之、同北面被レ改二切戸平門一云云、武州令二監臨一給云云、

〔吾妻鏡 四十二〕建長四年七月九日辛卯、今日新御所門上棟、亦當時御所(相州〈北條時頼〉御亭)壞南面平門、始被レ新二造門一、是相州御沙汰也、

〔假頭屋本節用集 天地 加〕衡門(カブキモン) 冠木門(カブキモン)

〔書言字考節用集 乾坤 一〕衡門(カブキモン)(指南、横二一木一無二屋門一曰二衡門一、) 冠木門(同、和俗所レ用)

〔家屋雜考 三〕冠木門(カブキ)

冠木門、又衡門ともかけり、衡門は詩の毛傳に、横二木爲門と註し、兩柱の上へ木を横たへたるまでにて、屋上なきなり、また鳥居の笠木の如く、件の横木の上へ板屋を設くるもあり、こはもと賤者の家居に用ふる作方なれども、室町の御所をはじめ、當時大名の家々、外門は冠木門なりしよしみゆれば、もしさる類には笠木など用ひしにや、一書に云、冠木門立二四柱一、其二則關(コシカタ)之代以止レ扇と見えて、四足にも造る事なれども、最後世の事なり、

〔筆の靈 後篇五十九〕かぶきをもて屋根を造れる門なれば、かぶき門とは云なり、かぶきと云物は、今いふぬきなどの如くて、板よりは狹く厚みありて長き物と覺えたり、其は和名抄に、欂(和名久禮、功程式有二榆欂一、)壁柱也とある物と、大方同じ物なり、かぶ木の名出來し世には、然云へりけんなれど、其より古くは是をくれとのみ云て、有しなるべく覺えたり、

〔光臺一覽 五(頭注)〕冠木門は棟門也、兩柱之頂有二角之冠木一、其上以二今立一建二屋根棟一也、各清花以下不レ叶、御所方之外親王攝家而已也、

〔應仁記 三〕洛中大燒之事

冠木門ノ、武士方ハ、讃州、相模、土岐、京極、〇下略

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一冠木門幷主殿之破風新被ㇾ申ㇾ付之、奉行米村但馬守、〇中略

一三月〇永祿四年卅日未刻御成〇足利義輝、中略、

一筑前守殿〇三好義長は、裏打大口、冠木門の北に出向被ㇾ申、〇下略

長屋門

〔守貞漫稿四人事〕江戸三年寄

市中名主ノ總督也、樽藤右衛門、館市右衛門、喜多村彌兵衛、以上三人ヲ云、町奉行ニ屬ス、〇中略家宅ニ長屋門ヲ構ヘ、平日出仕ニハ一刀肩衣也、〇中略

名主〇中略

名主ハ門ヲ構ヘズ、門アレドモ、長屋門ト云製ニ非ズ、

土門　上土門

〔家屋雜考三〕土門(ツチモン)

土門とは、左右を築地にして、屋根なき門をいふ、上東門を東の土御門といひ上西門を西の土御門といひしも是なり、枕草子に、つちみかど〇中略などかことみかどのやうにあらず、此つちみかどしも、上もなく作りそめけむとあるも、屋上なきをいへるにて、上東門を評したるなり、常人の家なれば、ツチモンと唱へ來れり、承久記に、京極表は、むな門平門にて小門なり、京極表の門をばさゝせ、高辻表の土御門ばかりとざゝせて相待ちける、などみえたる是なり、

上土門(アゲツチモン)揚土門とも

上土門の名は、玄慧が庭訓往來、又は海人藻芥などにも見えて、やゝふるくよりのことなり、古代は屋上を少しひらめて、土をあげたる物なれば、此名ありといへり、しかれども後世は土をば上げず、一つの造方となれり、應仁記に、大名の屋造、吉良、石堂、石橋、澁川等をばまづおきて、細川、武衞、畠山、山名、一色、六角は、上土門をぞ建てにけるなどしるせるを見れば、當時上土門を尊びけん事

ゑるべし、○圖略

〔庭訓往來諸抄大成扶翼〕貞○貞丈伊勢云、門の屋の上を土にて塗たるなり、後三年の合戰の繪に見えたり、春日祭の繪にも見えたり、今世火の見屋ぐらのやねの如くするなるべし、

〔筆の靈後篇五十九〕上げ土門と云は、今も大寺などに築土の所に、別に押立ちたる門の如く、柱などをば設立てず、其築土のうちを切りて門の如くし、屋根の所は殊に其築垣の土をもり上げて、上にまで掩ひかけて、軒などをも付たる門あり、さる者より云出て、然る類を總て云ふ稱なるべくぞ覺ゆる、

〔新編武家雛形〕あげつちもんの事

一柱の大さ間にて寸かぞへ、まる柱也、かぶきのあつさ五分半、はゞは柱うらのめ、からいしきのあつさ四分、ながさは柱三本、はゞはほうだてのつらより、たるきの下ばほどいずる、ほうだてのはゞ五分、あつさは二分、まぐさのふとさは、二分半四方、けはなしのせい六分、あつさ四分、

一内のりは七寸、けはなしの上ばより、まぐさの下ばへあつる、大うつばりのせい五分半、下ば四分、長さはとびらをひらきて、けたのうちに八分のつりあきの、あるやうにつくるべし、けたのたけは五分半、下ば四分、

一とびらは、ほうだてへかまちのあつさほどかけ、十四にわり、十二まいはいたのこり二ぶんを、四ッにわりて、かまちのふとさにさだむべし、かまちのあつさははゞにて八分、

一ついぢのたかさは、ぢぎやうより、かぶきの下ばを三ッにわりて、二ぶんがついぢのたかさなり、○圖略

〔海人藻芥〕武士ノ家ニハ、○中略上ゲ土門ヲ立ル輩少々有レ之云々、

〔枕草子五〕一條殿のもとにとゞめて、侍從殿○信公やおはします、郭公のこゑきゝて、いまなんかへ

金門

り侍るといはせたる、〇中略歌はいかにか、それきかんとのたまへば、いまおまへに御覽せさせてこそはなどいふほどに、雨まことにふりぬ、などかこと御門のやうにあらで、此つちみかどしも、うへもなくつくりそめけんと、けふこそいとにくけれなどいひて、〇下略

〔吾妻鏡二十七〕寛喜二年六月九日、酉刻雷落于御所御車宿東母屋上、柱破家等破損訖、後藤判官下部一人悶絶、則纏延出自北土門、畢、及戌刻死云云、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎二年十二月十九日壬寅、亥刻武州〇北條泰時御亭御移徙也、日來御所北方、所被新造也、〇中略北土門東脇万年右馬允、同西安東左衞門尉、同北南條左衞門尉宅等也、

〔應仁記一〕義就政長鬪亂之事

勝元ノ方ヘ馳集ル大名ニハ、吉良右兵衞佐義直、〇中略此人々屋形ノ内ニハシトミ遣戸ヲ取拂、上土門ヲ押開テ、勝元ノ猶子六郎殿ヲ大將ト仰テ、〇下略

〔應仁記三〕洛中大燒之事

扨大名ノ家ヅクリ、吉良、石橋、澁川等ヲバ先オキテ、武衞、細川、畠山、山名、一色、六角ハ、上土門ヲ立ニケル、〇下略

〔齋藤親基日記〕同〇文正元年七月二十八日日、琉球人參洛、當御代六ヶ度目、號長史、於御寢殿庭前三人懸御目、三拜申了、庭ニ舖席、〇中略

一走衆六八、上土門南候了、〇下略

〔古事記中九恭〕於是穴穗御子、興軍圍大前小前宿禰之家、爾到其門時、零大冰雨、故歌曰、意富麻幣、袁麻幣須久泥賀、加那斗加宜、加久余理許泥、阿米多知夜米牟、〇下略

〔古事記傳三十九〕金門とは、金物を稠く打て堅くする故に云か、又古はみながら金を押たるにもあるべし、加度と云は、加那斗の略きなり、

〔筆の靈後篇五十五〕神門ならで古に鳥居といへる門は、今も田舍などには多くありて、右に引る京童の中の畫の類にて、扉は有らずて、只己が住居のかぎりの如く立たるにて、人の入るを禁むるための物にはあらず、されど又古も人々の心にて、人をとゞむべき門を造りたるも常の事にて、其門には扉もあれば、扉をとり付る料の金物もあり、又扉をも然るついでに、いさゝか金物など打かためけん、其を古名にカナドと云へりしなり、古事記日本紀の歌にも其稱みえたり、萬葉集九、詠二上總末珠名娘子一歌に、金門爾之人乃來立者夜中母とよみ、十四卷の東歌には、兒呂家可奈門欲由可久之要思毛などあり、古事記傳に、金門とは金物を稠く打て堅くする故に云か、又古はみながら金を押たるにもあるべしといはれたれど、其は言になづまれたるものなり、九卷なる十四卷なる歌など、皆邊地の事にて、然るいかくしたゝかなる事など、あるべき樣にあらず、今のひぢつぼと云如き金物のみ付けるをも、かなどとぞいへりけん、其は扉の全てなき、又は扉の如き樣の物を造り設置て、時に取て持來りよせ立置などする門に、わけたるまでの名なり、今も田舍には竹などして組造れる戸を、持來てもたて、あるは繩にて取り付置などもあなり、

鐵門

〔萬葉集四〕大伴坂上郎女從二跡見庄一贈二賜留レ宅女子大孃一歌一首并短歌

常呼二跡、吾行莫國、小金門爾、物悲良爾、念有之、吾兒乃刀自緒、野千玉之、夜晝跡不レ言、念二思、吾身者、痩奴、嘆丹師、袖左倍沾奴、如是許、本名四戀者、古郷爾、此月期呂毛、有勝益士、○短歌略

〔家屋雜考四〕鐵門

鍮石門

〔書言字考節用集一乾坤〕鍮石門

〔家屋雜考四〕鍮石門

鐵門とは、扉へ鐵の筋鐵を渡し、角鐵具などしたる造方をいふ、今時も武家の門々には此造あり、

木戸
木戸門

鑰石門とは、其造鐵門の如くにして、金具を鑰石にしたるなり、鑰石とは眞鍮の事なり、さてこの造は、神社などにのみあり、常人の家には稀の事ながら、武家に用ひたる事どもあれば、こゝに出だせり、後世中爵、中雀、中尺等の字を書きて、別に造方ある如くいふは誤にや、

〔倭訓栞前編七〕きど 柵門の義なり、日本紀の歌にも、おほきどと見えたり、家造りにもいへり、鼠木戸などもいふなり、

〔家屋雜考四〕木戸門(キドモン)

木戸は、もと城戸より轉じたる名なるべし、戰國の頃、外郭の門々、大抵木戸にて、其制今と大に異ならず、扉を格子にして透すは、敵を通じ矢砲をはなちいだすべき爲なりといへり、又兵家の傳に、扉の合せ目をいさゝかすかして、槍の突き出ださゞるほどあけおくが、城築の故實なりといへり、又件の扉へ小さき潛戸を設け、是を鼠木戸といふ、鼠木戸の名は、太平記などにも見えたり、

〔石組園生八重垣傳下〕眞之大木戸

口廣サ八尺、柱七寸角、柱長七尺、頭(七寸地板に而包、五寸間、五寸カブキ、五寸カブキ下、四尺八寸戸、)右大小ともに右之恰好に順じもちゆべし、〇圖略

行之木戸

間口四尺、高さ六尺、(柱頭より六寸下に而貫、貫の幅四寸厚サ六分、貫の鼻六寸ツヽ、柱廻り一尺一寸、)草の木戸はぬきなし、眞の木戸は低くひらたく見ゆるがよし、行草立長にするなり、眞は戸貳枚なるが故也、行草は一枚戸なり、〇圖略

〔落穗集追加一〕西の御丸之事

一問曰、其元御申被聞候通なれば、西の丸御普請出來不申以前は、定て西の丸御曲輪なども、無御座候筈之事、御入國被遊候節、西丸下邊の樣子は如何樣の義に有之や、答曰、〇中略 右の太兵衞〇小木曾物語は、御入國の節も、只今の外櫻田御門の立候所には、大きなる扉無き木戸門立て有之、小田原

御門と申也、

簀戸門

〔家屋雜考 四〕簀戸門

簀戸は、扉へ竹簀を打ち付けて、外をすかし見るなり、兵家に木戸門を簀戸門ともいふ、しかれども相混ずるはあやまりなり、

藥醫門

〔家屋雜考 四〕藥醫門

鎌倉御殿繪圖、京都將軍御館繪圖、ともに藥醫門あり、或は役居門とも云るせり、武家雛形に圖あれども、其名の由りて起るところを詳にせず、

坅門

坅門の名、またく右におなじ、

〔庭訓往來諸抄大成〕藥醫門　醫家の門なり、左右に二柱を立て扉なしと云々、

〔新編武家雛形〕やくいもんの事

一柱の大さ、壹寸五分かぞへ、あつさははゞにて六分、おさへ柱のふとさは、本柱半分四方、めんは十めん、ひかへぬきのはゞは、ひかへ柱のめんうち、あつさはぬきのはゞ半ぶん、

一大うつばりのせいは柱のはゞにて六分、下ば柱三ッにわり一分、けたのせいは、柱のはゞ半ぶん、下ば大うつばりの下ばほど、かぶきのせいは、柱のはゞにて六分、はゞはたけうらのめ、かぶきのうちのつらと、むねのけたの、なかずみとあふなり、

一けたのいどころは、とびらをひらきて、けたのそとゝあふなり、めうつばりの長さは、かぶきのそとゝ、大うつばりのはなとふりわけにして、めうつばりの長さなり、

一かうばいは六寸、のきの長さは、けたのなかずみを、三ッにわりて一ぶんいだし、かやおいのそとにさだむべし、

釘貫門

一たるきのふとさは、柱はゞ七ッにわりて一ぶん、たけは二分まし、またはなにも二分まし、
一はふのはゞは、長さにて八分、そりははふにて九分、上に三分まし、下に一分まし、
一とびらは、柱うちのりを、十二まいにわりて、いたかず十まい、のこり二ぶんを、四ッにわり、一ぶんを、かまちのふとさに、さだむべし、あつさははゞにて八分、さんのふとさも、かまちとをなじふとさなり、くはんぬき、ふとさは、かまちのあつさ四方、ひぢの大さはかさねて、かまちのふとさほど、〇圖略

〔應仁記〕三洛中大燒之事
藥醫平門ノ大名ノ內ニ至ル迄、凡ソ六七千間ハ左アラントゾ覺ル、〇下略

〔運歩色葉集〕久釘貫門、

〔倭訓栞〕中編六くぎぬき　釘貫とかけり、關の釘貫などよめるは柵門をいふ也、又門をさし堅むる物をもいへり、

〔玉勝間〕八くぎぬき門
屋根もなくて、門のやうしたる物を、くぎぬきといふは、狹衣の物語に、門などもなくて、たゞくぎぬきといふ物をぞ立たりけるとあり、

〔壒囊抄〕三町々ニアル城戶ヲ、クギノキト云歟、文字如何、クギヌキト云也、平家ニモ成經歸洛時、父ノ墓ニ參リテ墳築クギヌキセサセト書リ、字ニモ、釘貫ト書ク、人ヲ登セジトテ、釘ヲ打通シテ根ヲ不返故ニ、釘ヲ貫クト書歟、造作具ヲバ、釘拔ト書、拔ハ蒲八反、擢也ト釋セリ、擢ハ達卓反、引也、拔擧也ト云ヘバ、クギヲヒキヌク義也、彼ハ釘ヲ貫ク心也、名寄歌ニ曰ク、
守ル人ハマダッタナキニ河口ノ關ゾ釘貫早朽ニケリ、ト侍リ、マダッタナキニトハ、擶キヲ蔦ニヨセタリ、蔦ハ未ダカヽラヌニハヤ朽ニケリト云ナルベシ、

〔武家名目抄稿居處十九〕按、釘貫は、竪木に穴を穿りて、横木をくゞらせ、ぬき通したるが故の名にて、釘貫と書くは、例の字訓を假たるなり、壒嚢抄に釘を打通し根を不返といへるは、ひがことなり、古に久幾といひし例有、

〔筆の靈後篇五十五〕くぎぬきと云名は、必門をのみいふにもかぎらず、狹衣の草子に、門などもなくて、たゞくぎぬきと云物をぞしたりけると見えたる、そは門にて古の鳥居なり、堀河百首に、守人もまだ絶なくに河口の關のくぎぬき早朽にけり、とあるは、門にはあらで、其處をしきれる物にて、今柵やらひと云物なり、○中略盛衰記十にも、墓を築、釘貫を廻テ云々とあり、思合てさとるべし、さる荒びたる垣に付るかりそめの門を、やがてくぎぬきとも云るなり、狹衣なるはそれなり、應仁記には、俄ニ隔心シテ塀ヲ間ニ釘貫ヲサシテゾ有ケル、また入江殿ノ西ノ釘貫打テ、三千人ニテ堅ムとも云り、其は門を指て云るにて、今釘貫門と云る物なり、

〔西宮記十二月〕班幣

吏部記云、延長八年十二月廿九日云々、午時參拜山陵、於南釘貫外兩段再拜、無知例人、准前式也、

〔蜻蛉日記中之下〕あすか○飛鳥寺に、みあかしたてまつりければ、たゞくぎぬきに車をひきかけて見れば、こたちいとおかしきところなりけり、にはきよげに、ゐもいとのまゝほしければ、むべやどりはすべしといふらむと見えたり、

〔榮花物語五浦々の別〕この日もくれぬれば、内大臣殿○藤原伊周故殿○藤原道隆こよひさそひてゐて、いでさせ給へと、おぼしねんぜさせ給、御しるしにや、そこらの人さばかりいひのゝしりつれど、夜中ばかりに、いみじうねいりたれば、御をぢの明順ばかりと、御ともに、人二三人ばかりして、ぬすまれ出させ給、○中略木のまよりもり出たる月をみるべきにて、卒都婆くぎぬきいとおほかる中に、これはこその此比のことぞかし、さればすこししろうみゆれど、そのおりかく人々あ

板葺門

またものし給しかば、いづれにかと、よろづたづね參りよらせ給へり、

〔門室有職抄〕脇壁幷裏壁事／
大臣以上皆塗之、○中略裏壁ハ脇壁塗ル所ニハ大様塗之、○中略板葺ノ門モ皆塗之云々、

瓦門

〔家屋雜考三〕瓦門（カハラモン）門戸雜遣入

瓦門とは、屋上を瓦葺にしたるをいふのみにて、別に造りかたあるにはあらず、總じて松杉の門、竹の門、槇、眞柴の門などの類、擧げてかぞへがたし、又小家の門を遣入といふ、古歌にも見えたり、

茅門

〔石組園生八重垣傳下〕萱門之圖

傳ニ曰、入口五尺、高さ八尺を法とす、大小共に此割合をもつて造る、かぶき下五尺五寸、其あと二ツ、割、眞中にはり貫を通すなり、棟木兩鼻壹尺四寸、こうばい凡五歩か四歩はいにてよし、但し薄屋根なり、○圖略

押立門

〔筆の霊後篇五十五〕釘貫の門と同類の物に、押立門と云があり、そは兩方に柱のみありて、上に木なく、扉を左右に付たる門にて、今からもんと云類なるべし、但しいと賤きにはあらず、然體にても造り狀はよくもしたる也、今昔物語廿四の六語に、檜垣シテ押立門ナル家有ル云々、入テ見レバ、前ニ放出ノ廣庇有ル板屋ノ平ミタルガとあり、あしき家の體ならねども、上に渡せる横の木なく作る故に、柱を押立たるのみの意にて號へる也、

〔今昔物語二十四〕碁擲寛蓮値碁擲女語第六

今昔、六十代延喜ノ御時ニ、碁勢寛蓮ト云フ二人ノ僧、碁ノ上手ニテ有ケリ、○中略寛蓮此ヲ聞テ、誰ガ云ハスルニカ有ラムト、怪ク思ヘドモ、此ノ女ノ童ノ云フニ随テ、車ヲ遣セテ行ク、土御門ト道祖ノ大路トノ邊ニ、檜墻シテ押立門ナル家有リ、○下略

埒門

〔儀式八〕四月廿八日牽駒儀小月廿七日

大門

前一日、所司整＿設武德殿＿當日早旦皇帝御＿殿、諸衞服＿左右近衞將曹各一人、率＿近衞各四人＿令＿閉＿埒門＿訖率共還、

〔下學集　家屋　上〕總門（ソウモン）　大門（ダイモン）

〔倭頭屋本節用集　天地　曾〕總門（ソウモン）

〔家屋雜考　三〕總門　大門、大御門、小御門、

總門は、總構の大門なり、故に大門ともいふ、其造りさま〳〵あり、たとへば冠木門を以て總構の門とし、平門造を以て外門とする類なり、神社佛閣に、總門造とて、別に一つの造方あり、こゝに出だせるは、其總門の事にはあらず、さて大御門、小御門といふも、別につくりかたのあるには非ず、東鑑、比企能員誅戮の條に、遠州云々、帶＿弓箭＿可＿儲＿南方小門＿之旨、下＿知給、此小門は、南中門をさすなり、廷尉能員をいふ入＿總門＿昇廊沓脫など見えたるは、卽鎌倉御所の大御門、小御門なり、又成氏年中行事に、管領は大御門の並び、南の小門より參らるなどあるも同じ、但古くは貴人の家ならでも、大御門といへる事どもあり、枕草紙に、大みかどはさしつや云々、此頃はぬす人多かりなどかけるは、たゞ常人の家の外門をいふなり、

〔令義解　五宮衞〕凡開＿閉門＿者、第一開門鼓擊訖、卽開＿諸門＿、〇註略第二開門鼓擊訖、卽開＿大門＿、謂朝堂南門也退朝鼓擊訖卽閉＿大門＿、〇下略

〔平家物語　四〕のぶつらかつせんの事

信つらが其夜のしやうぞくには、〇中略衞府のたちをぞおびたりける、三條おもてのそうもんをも、高くらおもての小門をも、共にひらいて待かけたり、

〔應仁記　二〕室町亭行幸之事

花ノ御所ニ十二人ノ人々諍亂故ニ、天子仙院ノ玉輦ヲ、總門ノ外ニ留奉レバ、〇下略

中門

〔枕草子 八〕おほ御門はさしつやなど、とはすれば、まだ人のおはすればなど、なまふせがしげに思ひていらふるに、人出給ひなばとくさせ、此ごろはぬす人いとおほかりなどいひたる、いとむつかしう、うちきく人だにあり、○下略

〔運歩色葉集 地〕中門

〔饅頭屋本節用集 天地〕屛重門(ヘイヂウモン)、

〔倭訓栞 中編二十三〕へいぢもん　屛中門也、東鑑に見えたり、

〔貞丈雜記 十四家作〕一中門と云は、主殿の前の塀重門の事也、大門と主殿との間の門なる故、中門と云也、

〔家屋雜考 二〕中門

中門の事は、沿革の條にいへる如く、正殿の東西にある長廊下の内へ、開きたる往來にて、屋根あり扉なし、俗にいはゆる切通なり、こは藤のうら葉の卷に、中の廊の壁をくづし、中門をひらきて、霧のへだてなくて御覽せさせ給ふなどみえたるも、切通にせられたるさまなり、すべて中門に梱閾(トガミシキイ)なく、扉をも設けざるは、車の往來に便ならしむべきためなるべし、

屛中門　右にいへるごとく、廊の壁を切通にしたるを、壁中門といひ、また廊なくして、築地ばかりなるを屛中門といひ、また是を壁(カベ)中門ともいふ、武家には廊なくして、屛中門にしたる多し、東鑑等所々にみえたり、しかるを同書に、屛中門としるせる所あれども、しかかきては字義にかなはず、さて此屛中門の造方、古くより多くは屋根なし、一說に、古書に屋根あるもみゆれど、武家には屋根なきを用ひらるゝ、例なり、こは旗幷に長具足など出し入るゝに、便なる所なり、○中略

壁中門　前にみえたり、三好亭御成之記に、御馬の事、壁中門より被曳入可然など見えたるも、則ち此屛中門の事なり、後世書院造といふものになりても、玄關の左右にはかならず屛中門あり、

其制多くは、掛屛にて、いはゆる壁中門なり、又かた〳〵をば廊中門にし、かた〳〵をば廊下にして、切通を設くるもあり、皆古代よりの遺制なり、○中略

切妻(キリヅマ)　切妻は、廊中切通より寢殿へ入る口にて、是を中門の切妻といふ、妻は詰(ツマリ)の義にて、端の事なれば此名あり、永享九年の行幸記に、寢殿の南の簀子を經させ給ひて、中門の切妻をおりさせ給ふなど見え、又同記に、中門の切妻にて、御家の賞を行はせられし事などもみえたり、

〔武家名目抄稿居處十九〕按、屛に設たる中門なる故、屛中門といふ、屛重門とも書は、上の屛といふに引かれて、中はおのづから濁らるゝが故なり、又中をつめて平地門ともいふなり、三好亭御成記に、壁中門といふことあり、屛中門のことにぞあるべき、

〔新編武家雛形〕むかいへいぢうもんの事

一柱なかずみ二間、柱の大さ間にて寸かぞへ、そで柱の大さ八分、めんは十めん、

一わきの間は、とびらをひらきて、柱うちのりへおしこむなり、

一大斗の大さ柱にて八分、まき斗の大さ柱にて六分、ひぢきのふとさは、柱三ッわり、せいは三分まし、

一けたのせい六分、下ば四分半、かうりやうせい九分、

一はふのふとさは、かたゑだの長さにて八分、そばのきにたるき一本、たるきのふとさ柱五ッにわり一ぶん、せいは二分まし、からはふのつくりやうは、右からもんのごとし、

一たかさは、とびらのねずはしりのうはばを、ひろまたけのふし、かぶきの下ばとみとをす、

一くわんぬきのたかさは、ひろまおちゑんのうはばに、へいのこしなげしをうち、こしなげしの上ばを、くわんぬきの下ばにさだむべし、

一とびらかまちのふとさは、柱うちのりを、廿四にわりて一ぶんを、かまちのふとさにさだむべ

し、あつさははゞにて八分、上のねずはしりのふとさは、かまちのはゞにて七分、くわんぬきづりのさんは、かまちのはゞ二ッ、くわんぬきのふとさは、かまちのあつさ四方、

一たすきのふとさは、かまちのはゞ四ッにわり一ぶん、あつさはかまちにすこしちりあり、

一へい、柱のふとさは、ひろまの柱めんうち、なげしのせい柱めんうち、うでぎのせいも、柱めんうち、あつさは柱三ッわり一ぶん、のきのけたのせいは、柱三ッにわり二分、あつさは柱めんうち半ぶん、へい、やねいたのはゞ八寸にして、三まいをり、かうばいは上六寸、なか四寸、下二寸、いたのあつさは、柱三ッにわり一ぶん、

一のきのけたのいどころは、いたのそとより四寸いれて、けたのそとにさだむべし、

一二まいおりのときは、上六寸、下四寸かうばいなり、

一さるがしらのふとさは、はしらめんうち半ぶん、

上むねさるがしらのふとさは、さるがしら一本半なり、〇圖略

〔門室有職抄〕上中門事

本式ニハ、立四足之家ニ、皆上中門有之、但近來ハ棟門ニモ有文上中門歟、

〔大鏡五太政大臣伊尹〕花山院は風流者にてこそおはしましけれ、〇中略こだちつくらせ給ひしおりは、さくらの花はいふなるに、えだざしのこは〳〵しくて、もとのやうなどもにくし、こずゑばかりを見るなんおかしきとて、中門より外にうへさせ給へる、なによりもいみじくおぼしよりたりと、人はかんじ申き、

〔古今著聞集九武勇〕同朝臣〇源義家十二年の合戰の後、〇中略或夜、又宗任計をぐして、女の本へ行たりけり、家ふるく成て、築地くづれ、門かたぶけり、車寄の妻戸をあけて、其内にてあひたりけり、宗任は中門に侍けり、

〔古今著聞集 十一 畫圖〕伊豫入道(○源頼義)は、おさなくより繪をよく書侍り、父うけぬ事になん思へりけり、無下に幼少の時、父の家の中門の廊の壁に、かはらけのわれにて、不動の立給へるを書たりけるを、○下略

〔十訓抄 一〕武正といふ舍人の、かなしくしける子の、煩ふ事ありて、麝香を求めけるに、○中略侍從大納言(○藤原行成)ばかりこそ、優の人におはすれ、さり共と思て、かしこに參りて、中門の方にたゝずみ見入たれば、事のほかに、古くかみさびたる家の、寢殿のすみ、所々破れたるに、空だきの香、心にくくかほりて、まことに優なり、

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一御馬之事、壁中門ヨリ被ㇾ曳可ㇾ然ノ由、談合候へ共、見物群集不ㇾ合期候間、冠木門より引申され候、

〔空穗物語 菊の宴〕きたのかた、あなむくつけや、それは、おにのこゑぞせむ、これは人のこゑにこそあなれとは、の給へど、それなりけり、○中略これかれうちなきつゝ、居給へるに、中門おしあけて、二所ならびたち給へるをみ給て、むくつけく、このわたりにありつらん、あなかま人々いひそとて、みすとりおろして、いり給ぬ、○下略

〔源氏物語 六末摘花〕御車よせたる中門の、いといたうゆがみよろぼひて、よめにこそ、しるきながらも、よろづかくろへたることおほかりけれ、

〔枕草子 三〕よき家の中門あけて、びらうげの車の、しろうきよげなる、はしすはうの下すだれのにほひ、いときよげにて、しぢにたちたるこそめでたけれ、

小門

〔新撰字鏡 門〕閭。(坦達反、入門屏也、穀較誤字)也、和支口彌加止、

〔伊呂波字類抄 和地儀〕掖(ワキ 正門之傍小門也)　〔同 加地儀〕閤(内門也)　〔同 古地儀〕閫(コミカド 小門也)

〔北山抄 四拾遺雜抄〕御前儀(○任大臣)

奏二慶賀一退出、(師尹大臣出レ自二敷政門一云々、他例不レ然、未レ著レ陣人、不レ用二件門一歟、問、〇中略)參議以上行過、當二左兵衛府小門、小倚二道北一留立、(南面東上〇下略)

〔應仁記 二〕室町亭行幸之事

飯尾下總守案内者シテ、鹿苑院ノ長老ノ花ノ御所ヘ被レ通ルヽ、小門有ケルヲ開キ、相國寺ヘ馳入ケレバ、寺中ノ廣サニ何ノ寺ニ入ケルヤラン、行方更ニ不レ知ケリ、

便門
理門

〔令義解 五宮衛〕凡應レ入二宮閤門一者、(〇中略)各從二便門一著レ籍、(謂宮門閤門、當二人出入一、各有二要便一者、是爲二便門一也、〇中略)

凡開二閉門一者、(〇中略)閉門鼓擊訖卽閉二諸門一、(理門、謂臨時定二一便門一要二出入一者上、晝夜常開、監二人出入一、謂二之理門一也、不レ在二閉限一、〇下略)

潜門

〔書言字考節用集 乾坤一〕𥨪(クヾリ)(說文、穿レ木戶也、廣韻門邊小竇、)

〔茶道筌蹄 一〕庭之部

中クヾリ 古田織部(〇)伏見の屋敷にて、武用のためはじめて好まれしよし、杉の堀込柱に壁を付て、ニジリ口より大ぶりの戶を用ゆ、板屋根兩方へさしおろし、戶尻に塗殘し、長窻障子なし、簾ばかりなり、

〔御定書百箇條〕御仕置仕形之事

一通塞(從二前々一之例)(門をたて、夜中くゞり戶は不二目立一樣通路不レ苦、)

〔好色一代男 五〕當流の男を見知らぬ

晝さへ門をさして、一人々々潜門より出入、去かも武士は尤め侍る、

門戶具
柱

〔御供古實〕一御成の時は、大門のそとのはしらぎはまで、其亭主は罷出畏可レ申なり、

〔更科日記〕昔下つさの國にまのゝ長といふ人住けり、引ぬのも千むら萬むらをらせ、さらさせけるが、家の跡とて、深き川を舟にてわたる、むかしの門のはしらのまだ殘りたるとて、おほきなる柱川の中によつたてり、

〔新撰六帖二〕門
をのづから朽殘たる門ばしら我家いかでたてなをさまし

楣

〔倭名類聚抄十門戸具〕楣　四聲字苑云、楣、莫到反、又莫代反、漢語抄云、度加美、功程式云鼠走、門楣横梁也、

〔類聚名義抄木三〕眉　音冒、莫沒切、又莫沐切、トカミ、鼠走、

〔下學集上家屋〕鼠走(ネズハシリ)

閫木

〔倭名類聚抄十門戸具〕閫木　説文云、閫、古還反、字亦作關、俗云貫乃木、以横木持門曰閫、所以閉也、

〔書言字考節用集一乾坤〕閫楗(クハンスキ/クハンノキ)　拒横門牡、閫柱、並同、字彙、戸牡兩端入牝孔、所以止門者、　閫木(同、義同上、見韻會、)　閂(同、支那俗字、門横闊也、出代醉、)

〔家屋雜考三〕門戸具
閫木(クワンノキ)○中略　和名抄に、俗に云貫乃木とみゆ、今は閫貫といふ、古言度佐之(トサシ)なり、

〔令義解五宮衛〕凡諸門關鍵管鎰、謂、關者、持門横木也、鍵者、門牡也、管者所以函牡也、鎰者所以開管鍵也、皆須牢固、謂、牢者亦固也、

〔古今著聞集十相撲強力〕相撲宗平、儀同三司伊周○藤原の御もとへ參たりけり、時弘は其御弟隆家の帥の御方へ參たりけり、帥の仰によりて、時弘しきりに宗平をこひて、もしまくるものならば、時弘が首を切られん、宗平負ば、又宗平が首をきらんなど申けるを、宗平あながちに固辭せずして、則立まゝに、時弘をかきだきて、地になげふせたりければ、時弘しばしはうごかざりけり、帥やすからずやおぼしけん、涕泣したまひけるとぞ、おとゞ宗平に祿を給はせけるとなん、時弘いづとて、いかりて門の閫の木を折てけり、

〔古今著聞集十五宿執〕いづれのとしの事にか有けん、高陽院にて競馬有けるに、狛助信のりじりに入にけり、○中略其日に成て、尾張の種武にあひて勝にけるが、馬場すへに門の有けるが、あきたりけるに、閫の木のさしいでたりけるに、首をかけて落て死にけり、

棖

〔新撰字鏡木〕棖　直行反、平、作棖、柱也、閫也、梱也、法也、格也、隨也、門乃與利立、

梱　閾

〔倭名類聚抄 十門戶具〕根 爾雅注云、根(音唐、和名保古多知、)門兩旁木也、

〔箋注倭名類聚抄 三門戶具〕按戶類未聞、其名亦可疑、或是戶類之訛、

〔東雅 六宮室〕門カト(○中略)倭名鈔に(○中略)根の字、爾雅の註を引て、門兩旁木也と註し、讀てホコタチといふは、古語の轉せし也、舊說に昔は遠き近きを云はず、道をあるく時は、鉾をつきて兵具とせり、然る間人の家へ入ては、此鉾を妻戶に立てそへて置けるが、きづのつきたる故に、それを隱さむとて、ほうだちをはじめたり、されば、ほうだちはほこだち也と云ひけり、(塵添壒囊鈔に草)此說によりて門兩旁木をホコタチといふ義は明かなれど、古には殿門の外矛楯を設けて威儀となされ、(舊事紀に)令には太政大臣より以下儀式の制もありけり、是等の義によりて、ホコタチの名ありけんも、又知るべからず、

〔家屋雜考 三〕門戶具

根(ホコタチ、ホウタチ、ホウカマチ) 一書に云、門柱多くは丸木にして、扉をつけがたし、故に傍に扁柱を立、是を根といふ、口旁(クチノカタハラ)の輔車に似たり、故に俗是を頰立と云ふといへり、

〔保元物語 二〕白河殿攻落事

爲朝ガ手本ハ、覺ル物ヲトテ、例ノ大矢ヲ打番堅テ兵ト射ル、思矢坪ヲ不誤、下野守ノ甲ノ星ヲ射削テ、餘矢ガ法庄嚴院ノ門ノ方立ニ、篦中責テゾ立タリケル、

〔倭名類聚抄 十門戶具〕梱 唐韻云、梱(音閫、俗云巾子形、)所以止扉也、爾雅云、梱謂之闑、(音蘗)孫炎曰、門中央杙也、

〔箋注倭名類聚抄 三門戶具〕予壯年遊大和、見一古寺門、無閾、唯門中央有一石、外高內低、自旁見之、如古文曲字形、低處可以承扉、高處可以止扉、其狀頗似冠有巾子之象、所謂巾子形、蓋是、(○下略)

〔類聚名義抄 三木〕梱(音閫、門戶具、トシキミ、クヒキ、クヒ、) 槷(ニ正、クヒキ、) 梱(或) 㮰栓㰖㰖(俗)

〔新撰字鏡 木〕梱(苦本反、止也、自支美、)

〔倭名類聚抄門戸具十〕閾　爾雅注云、閾、音域門限也、兼名苑云、閾一名閫、苦本反、和名、之岐美、俗云、度之岐美、

〔箋注倭名類聚抄門戸具三〕按、儀禮士冠禮注、閾閫也、兼名苑蓋本之、賈疏云、閫門限、與閾一也、閫正作梱、鄭注曲禮云、梱門限也、〇中略説文乃云、梱門橜也、閫門梱也、橜一曰門梱也、是梱閫橜一物三名、閾梱限一物三名、與鄭不同、漢書匡衡傳注、閾謂門橛也、史記注引韋昭云、閾、門中橛也、以閾爲橛、與許鄭異、〇中略今俗謂門閾爲地幅、又今俗有敷居鴨居之名、按敷居蓋之岐美之訛、本居氏曰、之岐美、敷持也、下敷持戸之義、

〔類聚名義抄門七〕閫音悃、シキミ、トシキミ、トノシキミ、　閾音域、一名閫、トシキミ、シキミ、亦許域反、

〔撮壤集中家屋〕門限トシキミ閾、見和名閾注、

〔東雅六宮室〕門カト〇中略　倭名鈔に、〇中略閾讀てシキミといふは、凡そシキといふは、下にあるをいふなり、古語にシといひしは下也、キといひしは置也、ミといふは止也、下にありて止り限るの義也、またトシキミといふは、猶門限などいふが如し、

〔家屋雜考三〕門戸具

閾　和名抄に、門限也、和名之岐美、俗云度之岐美と見ゆ、枕草子に、かどのかぎりを高く作りける人も聞ゆるはと書きたる是なり、然るに中昔以來、車の出入あるところは、大抵門限は取り置きにせしと見えたり、稍後の事ながら、室町の時、諸大名御成被申入記といふものに、御門に、石のなき事は、御車の時しきゐをのけらるべき爲にて候などいふ事も見えたり、

〔古事記下仁德〕亦天皇以其弟速總別王爲媒而乞庶妹女鳥王、爾女鳥王語速總別王曰、因大后之强不治賜八田若郎女、故思不仕奉、吾爲汝命之妻、卽相婚、是以速總別王不復奏、爾天皇直幸女鳥王之所坐、而坐其殿戸之閾上、シキミノウヘ〇下略

〔日本書紀推古二十二〕十二年九月、改朝禮、因以詔之曰、凡出入宮門、以兩手押地、兩脚跪之、越梱シキミ則立行、

唐居敷

〔枕草子一〕七日は、雪まのわかな青やかに、つみ出つゝ、れいはさしもさるもの、めぢかからぬところにもてさはぎ、白馬見んとて、里人はくるまきよげに、玄たてゝ見にゆく、中の御門のとじきみひきいるゝ程、かしらども一ところに、まろびあひて、さしぐしもおち、よういせねば、をれなどしてわらふも又おかし、

〔御供古實〕一御門に石のなき事は、御車の時しき居をのけらるべきためにて候間如此候、

〔撮壤集中家屋〕床榻カラキシキ　榻同　唐居敷同

〔庭訓往來〕門冠木、扉裝束、唐居敷板、

〔庭訓往來諸抄大成〕唐居敷板は、門の左右に有、碁盤の板のやうなる物なり、

〔古事談二臣節〕御堂長○道　帥内大臣周○伊　ト同車ニテ、令向一條攝政伊○尹　許、一條攝政殿、御堂養父云々、　之間、帥殿ノ牛逸物ニテ、辻ノカイタヲリナドヲ、アリキマハリケレバ、御堂被仰云、此牛ハユヽシキ逸物カナ、何所ニ候シゾヤト云々、帥殿答云、祇園ニ誦經ニシタリケルヲ傳得候也云々、御堂カヽル事不承トテ、御指貫ノ左右ヲ取テ、不著沓躍下テ、人ノ門ノ唐居敷ニ令立給タリケレバ、帥殿ハニガリテ御坐ケリ、

門雜載

〔源平盛衰記四十七〕北條上洛尋平孫附髑髏尼御前事

修行者ノ尼共多ク有ケレ共、此尼ヲ見テ疎ミケリ、○中略　髑髏ノ尼ト名附テ、修行者ノ中ニハ、不交ケリ、サレドモ是ヲ不歎、人ノ言ドモ聞モ入ズ、元來思切テ出タレバ、栖ヲ定ル事ナシ、此ノ唐居敷、彼ノ築地ノハラ、木根萱根イヅクニモ傾キ臥テゾ、悲シミケル、

〔業資王記〕承元五年十二月十六日甲午、夕參本宮也、郁芳門唐居敷門外　去六日有穢物云々、仍自待賢門令參也、如明法博士明政狀者、門外唐居敷有穢之時、叩扉通門内之人、不可有憚云々、

〔日本書紀二十四皇極〕三年十一月、蘇我大臣蝦蛦兒入鹿臣、雙起家於甘檮岡、稱大臣家曰宮門、入鹿家曰

谷宮門、(谷、此云波佐麻)稱男女曰王子、家外作城柵、門傍作兵庫、毎門置盛水舟一、木鉤數十、以備火災、恒使力人持兵守家、大臣使長直於大丹穗山、造桙削寺、更起家於畝傍山東、穿池爲城、起庫儲箭、恒將五十兵士、繞身出入、名健人、曰東方儐從者、氏々人等入侍其門、名曰祖子孺者、漢直等全侍二門、

〔枕草子〕一大進なりまさが家に、みや(○一條后藤原定子)の出させ給ふに、ひんがしのかどは、よつあしになして、それより御こしはいらせ給ふ、北の門より、女房のくるまども、ぢんやのゐねはいりなんやとおもひて、かしらつきわろき人も、いたくもつくろはず、よせてをるべきものと、思ひあなづりたるに、びらうげの車などは、門ちいさければ、さはりてえいらねば、れいのえんだうしきておるるに、いとにくゝ、はらだゝしけれどいかゞはせん、殿上人地下なるも、陣にたちそひ見るもねたし、御前にまいりてありつるやうけいすれば、こゝにも人は見るまじくやは、などかはさしもうちとけつると、わらはせ給ふ、されどそれは皆めなれて侍れば、よくしたてゝ侍らんにしこそ、おどろく人も侍らめ、さてもかばかりなる家に、くるまいらぬ門やはあらん、見えばわらはんなどいふほどにしも、これまいらせんとて、御硯などさしいる、いでいとわろくこそおはしけれ、などてか其門せばくつくりて、すみ給ひけるぞといへば、わらひて家のほど身のほどにあはせて侍るなりといらふ、されど門のかぎりを、たかくつくりける人も、きこゆるはといへば、あなおそろしとおどろきて、それはうていこくがことにこそ侍るなれ、ふるきしんじなどに侍らずば、うけ給りしるべくも侍らざりけり、たまたま此みちにまかりいりにければ、かうだにわきまへしられ侍るといふ、

〔世俗淺深秘抄上〕一人家(當)門有四事有其例、但依時儀可憚、藤氏不憚、藤氏四門我朝第吉例故也、又史記曰、堯即位開四門云々、宇治關白(○藤原賴通)就此等例、平等院經藏用四門、長曆三年公家被行御讀經、其卷數自然四部也、仍被憚之、是宇治關白申行事也、然者能々可依時儀歟、此外公家被憚四字、或

不被憚、例不可勝計、

〔東大寺正倉院文書八〕天平十八年丙戌具注暦

四月大　一日甲午金滿　歳前小歳對母倉拜官治門戸竈斬草吉

〔拾芥抄諸事下末吉凶日〕門

吉日（甲子　乙丑　丙寅　辛未　癸酉　壬午　辛卯　甲午　甲辰　壬己）

四激日、可作門、離盗賊、（春戌　夏丑　秋辰　冬未）二八月不作門、亦不治凶、

龍伏自三月一日百日之間、在犯之凶、土公夏在門、犯之凶、家在姙身婦不可治門戸廁皆禁、

〔親元日記〕文明五年七月廿二日壬子、新造御所御門立柱上棟御太刀まいる、

〔明良洪範三〕清正江戸へ參向セラレ、外櫻田辨慶堀ノ前、當時井伊家ノ上屋敷ガ、加藤氏ノ居館ナリシ、表門ノ屋根上ニ、金ニテシヤチホコノ如ク、虎ヲ造リテ上置ケル、

〔吾妻鏡三十八〕寛元五年（〇寶治元年）六月二日癸未、近國御家人等、自南從北馳參、〇中略于時遠江守盛連子息等、悉參籠左親衞（〇北條時頼）御第、〇中略五郎左衞門尉盛時者、聊遲參之間、光盛等甚周章、時連云、縱雖被閉門戸、五郎左衞門尉參入者、不可滯者歟云云、詞未終、懸手於挾板上者、諸人屬目、是盛時也、一瞬之程、飛超件挾板、立于庭上、兄弟等殊喜之、諸人莫不感之、

〔貞丈雜記十四家作〕一挾板之事、〇中略按ズルニ、挾板ハ門之兩方ノ袖ヲ云ナルベシ、左右ノ立柱ニ溝ヲ堀テ、其溝ヘ板ヲ横タエテ挾ミ入ルヽ也、是ヲ挾板ト云、

〔萬葉集四相聞〕在久邇京思留寧樂宅坂上大孃、大伴宿禰家持作歌一首、

一隔山、重成物乎、月夜好見門爾出立、妹可將待、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕正述心緒

不往吾來跡可夜、門不閉、憐吾妹子、待筒在、

垣墻名稱

〔萬葉集十三相聞〕爲須部乃、田付呼不知、石根乃、興凝敷道乎、石床笑、根延門呼、朝庭丹、出居而嘆、夕庭、入居而思、〇下略

〔古今和歌集十八雜〕題しらず　讀人しらず
我庵はみわの山もと戀しくばとぶらひきませ杉たてるかど

〔倭名類聚抄十墻壁〕垣墻　爾雅云、墻常音謂之墉庸音李巡曰、謂垣、音園、和名賀岐、

〔箋注倭名類聚抄三墻壁〕説文云、牆、垣蔽也、墉、城垣也、垣、牆也、釋名、牆、障也、所以自障蔽也、墉、容也、所以蔽隱形容也、垣、援也、人所以依阻以爲援衞也、王念孫曰、墉者、容隱之義、非形容之義、爾雅、容謂之防、郭注云、形如今牀頭小曲屏風、唱射者所以自防隱、義相近也、垣之言環也、環繞於宮外也、〇中略按、加岐者、加岐造之、故名、加岐造者、謂勤絡之也、武烈記鮪臣歌曰、飫裒枳瀰能、耶陛能矩瀰賀枳、賀賀梅騰謀、儺鳴阿摩之瀰耳、賀賀農俱彌柯枳、是可證、謂勤絡成之爲加岐造也、謂絡成壁棧爲古万伊加久、謂造簀牀爲須乃古加久、亦是也、説文杝訓落、杝即籬字、落亦絡字、然則籬亦有絡義也、

〔事物紀原八宮室居處〕墻
淮南子曰、舜作屋築墻茨屋、令人皆知去嵒穴有室家、則此蓋墻之起也、至夏后世、帝太康始峻宇雕墻矣、〇中略

蕃籬
周公繇易至大壯之九三曰、羝羊觸藩、疏云、藩籬也、左傳哀公十二年、吳人藩衞人之舍、則藩籬之固室家、三代之制也、

〔類聚名義抄四牛〕墻カキ　〔同六土〕壚音盧、カキ、　壚正　牆墻俗カキ、カヘ、　墶音達、周垣、　壞正　墩俗カキノ、ノクヨ、　埭堞音牒、城牆、上カキ、　堞正、カキ、　堞或カキ　壜俗　築垣ツイカキ、ツイヒチ、　垣音園、カキ、　堵音都、カキ、　墉今牆、正音庸、カキ、　墻正　壖俗、宮外垣也、アラカキ、　〔同七广〕廐カキ

〔下學集上家屋〕墻垣（カキ）二字義同

〔運歩色葉集賀〕垣根（カキネ）

〔東雅六宮室〕垣墻（カキ）○中略　籬の字、倭名鈔に釋名を引て、籬以柴作之、言疎離也、讀てマガキといひ、一にマセといふと註し、說文に栫は以柴壅之、讀でカクフといふと註したり、マガキといふ、マとは間也、內外の間をかくふの謂也、マセとは間を塞ぐをいふ事、猶中垣などいふが如く、カクフとは卽今俗にカコフなどいふ是也、或人の說に、マセガキとは猿垣也、猿をふせぐ垣をいふなりといふ、倭名鈔には、籬の字一にマセと讀むと註し、また舊說に、マセガキといふ事を釋して、籬の字マセと讀むなりともいひけり、マセともマガキともいふを、またマセガキなどと、同じ事をかさねいふは、よのつねの事なり、古語のまゝにマセとのみいはんには、或說の如きは、其義をなしぬべき事とも覺えず、後に鹿垣などいふものありしによりて、かゝる說をも附會せしなるべし、

〔倭訓栞前編六加〕かき　墻垣をいふ、限るの義也、

〔家屋雜考三〕垣墻（カキ）

和名抄に、垣墻を賀岐とよみ、新撰字鏡に、牆をよめり、ともに、カコヒの義にて、カキのキハ、コヒの約言なり、舊說に限りの義と解けるはあたらず、日本紀に、民の字をカキとよめるところあり、是も藩屛の義にて、カコヒといふことなり、されば築地塀、板塀の類、總て家居の圍となるものは、カキにあらずといふことなし、今時塀垣とて二つに心得るはたがへり、

〔萬葉集四相聞〕丹波大娘子歌

垣穗成、人辭聞而、吾背子之、情多由多比、不合頃者、

〔空穗物語俊蔭一〕この家のかきほより、いとめでたくいろきよらなる、おばなおれかへりまねぐ、

○下略

〔古今和歌集十四戀四〕題しらず　よみびとしらず

あな戀し今もみてしが山がつの垣ほにさけるやまとなでしこ

〔八雲御抄居處上三〕垣
神い玉まし　ば　松　竹万　あしまぢかき　みづにひさしきことよむ、神殿也、　御　柴　卯花　むぐらのやへ出雲　いはそでさゝと万葉　中古今　關のあら垣源氏　もとあらの垣　やへのくみ垣續歌　あしのやへ　あけのたまをかき万　よもぎのきくの　すどの竹がき　みづのたま垣神也　ませ　きりの　たかひめ此二の垣は淨仙にあり　ひほろぎ神の籬也　荒垣伊勢、只は忌、　おほかたものによせたるかきかずをしらず、みなはかゝず、わすれぐさかきもしげみにおふれどもくずはひかゝる松がき

垣墻初見

〔古事記上〕爾速須佐之男命、乃於湯津爪櫛取成其童女而、刺御美豆良、告其足名椎手名椎神、汝等釀八鹽折之酒、且作廻垣、於其垣作八門、毎門結八佐受岐、此三字以音、毎其佐受岐置酒船而、毎船盛其八鹽折酒而待、

垣墻製作

〔書言字考節用集乾坤一〕板幹コシイタ指南、打墻板曰板幹、左傳、　腰板俗字
〔延喜式四十二左右京〕凡築垣功程、牓示條坊、莫令違越、其法見木工式、
〔延喜式三十四木工〕築垣
高一丈三尺、本徑六尺末徑四尺長一丈、築工十三人、上土ワチカタタ夫四人半、
高一丈二尺、本徑五尺末徑三尺六寸六寸長一丈、工十一人、夫四人、
高一丈一尺五寸本徑五尺五寸末徑三尺五寸長一丈、工九人、夫三人、
高一丈本徑四尺五寸末徑三尺長一丈、工四人半、夫二人半、
高九尺、本徑四尺末徑二尺六寸長一丈、工四人半、夫二人、
高八尺本徑四尺末徑二尺六寸、長一丈、工四人、夫一人、
高七尺、本徑三尺末徑二尺長一丈、工二人半、夫一人、

垣繩料苧

高一丈三尺、長廿尺、高一丈二尺已下一丈一尺五寸已上、長廿五丈、高一丈已下七尺已上、長卅丈垣並用二大二斤一、

〔石組園生八重垣傳上〕八重垣之袖墻〈○圖略〉

法に曰、總高さ七尺以下は横幅四尺五寸、

八重垣之骨組〈○圖略〉

先結方は天地中の菱、あるひは無想の類をくゝり、其後筈を付て、後ふちを卷なり、種々の垣根をおもしろく寄て八重垣といふ、何かきにもかぎらず、〈○中略〉

高麗垣之圖〈○圖略〉

法にいわく、丈ヶ五尺ならば横三尺五寸、是を定方として、大小ともに此寸法を、延縮めて恰好を取べし、此垣は萩を上品とす、葭矢柄竹竹の枝等をもちゆ、菱の結目は藤づるにて結、緣は蕨繩なり、菱より先へ骨組に結付て、程よく行義を極め、それより兩方のふちを結べし、ふちも外緣より結て後に、壁付の緣をゆひ、其後下ぶちを結て仕廻とするなり、〈○中略〉

建仁寺垣之圖〈○圖略〉

高サ六尺ならば、右の寸法〈○全體分二五段一、上下二段爲二五寸宛一、中三段爲二一尺三寸宛一〉大小に隨而此割合用ゆべし、此垣裏は四ツ割を以て組也、やらい表壹枚ならべ、但し表は杭を見せず、横ぶちばかり也、〈○中略〉

板垣打合〈○圖略〉

茶室または間垣等にもちゆ、全體この垣は有職物とて、二十七種のそのひとつなり、板幅六寸をもつて法とす、長短は時、所の宜にしたがふべき也、燒杉また船板をもつて造る、しからず口はかつてに明るべし、法は高三尺五寸、幅貳尺五寸なり、〈○中略〉

眞四ツ目垣圖〇圖略

丈五尺にして、長短は壹尺、横の間も壹尺宛、此垣ゆいようはおしゆるに不及、〇中略

眞背垣、又間瀨垣、杭のみへぬ樣にゆふかきなり、〇圖略

黑もぢまたは野柴大柴等をもつてゆふ垣なり、杭の兩方より柴を當るなり、花檀などにもちゆるなり、〇中略

大裏垣枝折垣ともいふ〇中略

大庭ものなり、茫かし茶庭または亭の園などにも、是をもちゆ、〇下略

〔築山庭造傳前編下〕垣の事

一垣に寸法あり、定りたる寸法と、寸法定りなくして、時に生れ出る割合の寸法とあり、其寸法は三通り四通り五通りの間渡りたりとも、下壹段の間渡り、土より間渡りの明七寸、是定法なり、夫より垣の高サに應じ、垣の工に寄て間渡り三通り四通りあり、其間々の寸法、間々壹尺ならば、上の間渡しより、垣の點の見放しまで壹尺四寸、又中の間々壹尺貳寸ならば、上の寸法壹尺六寸、又中の間々壹尺四寸ならば、上の寸法壹尺八寸、是生れ出るの寸法也、又竹垣ならば、竹の節並ばざるやうに、互ひ違ひに爲べし、杭の點、垣の點、遠ければ、垣の點より杭の頭の出、壹寸八分より貳寸三寸五分も出るを見るべし、

同心得の事

垣を工むには心得あるなり、其心得といふは、庭中の垣は必透し垣にすべし、其故は垣のあなたに曲者の彳は致さんか抔といふ心得なり、おながちに垣のあなたなる樹石を見んとにあらず、總じて庭前は皆此心得なり、但し坪の內に見苦しきものありて、垣にて是を隱さんとならば、其の物の高サに板垣して、地際を三四寸計もあげすかすべし是くせもの、彳たりとも、足元の見

ゆるといふ心得なり、又見苦しくて藏さんといふ、其物低き物なれば、地際を透さずして、垣の高サ低くすべし、其高サ五尺より高くはすべからず、是曲者の頭かつ髻のみゆるといふの心得なり、總別御成庭には垣を爲ことなるべし、其庭中にあやしみなる所あるは、亭主より客方への不興氣といふ意を心得て、萬ものすくが作意とぞいふなるべし、此意は手水前鏡石、或は燈籠の明り等の心得方と同意なり、

萩垣の萩は、七月八月に刈べし、落葉の後は宜しからず、柴垣の柴は十月より霜月極月に刈べし、落葉の前は宜しからず、竹の穗垣の穗は、旬ぎりの竹勿論也、穗は湯を通すべし、板垣の板は燒べし、燒に付ても焚べからず、鐵物を火にして、其板を撫て撫やきにやくべし、

生垣に二種あり、刈込の生垣透作りの生垣なり、刈込の生垣は中の枯枝を能透して後、見附を刈べし、透垣は始に見附を刈込て後中を透すべし、茅垣の茅は七月八月に芟べし、尾花の後宜しからず、葭垣の葭は其穗出で後吉なり、丸竹は節をぬくべし、まぐさ蕨繩等湯に漬すべからず、水に漬すよし、まくさは眞葛草と書、葛籠藤の一名なり、杭は根元を燒べし、垣の下の地形はよくならすべし、

〔農業全書九〕園籬を作る法

いけがきに作る本は、臭橘(からたち)、枸杞(くこ)、五加(うこぎ)、秦椒、梔子、刺杉、楮、桑、櫻、桃、細竹、色々多し、此等の類よし、中にも臭橘、うこぎ、枸杞、勝れて宜し、臭橘は盜賊のふせぎ、是にこゆる物なし、くこ、うこぎの二色は葉は菜にし茶にしても用ゆべし、根は共に良藥なり、酒にも造る、枸杞子は功能ある物なり、　うゆる法、臭橘は九月よく熟したるを、核子をとり淨く洗ひ、糞土に合せ、麻の蒔足ほどにちらしまき、土を厚くおほひをくべし、よく生る物なり、　枸杞はさし木、取木よく活る物なり、同じく唐ぐこは、肥熟の地を、菜をうゆるごとく畦作りし、糞を多くうちさらし置て、莖を四五寸にきり、葱をうゆ

垣墻種類　女墻

るごとく、四五本づゝ一科にうへ、其間も尺ほどにして、土を厚くおほひ、しかと踏付置て、さいさい糞水をそゝげば、さかへ茂る事はかりなし、細根よく生たるを見て移しうゆるもよし、其まゝ畠に、韮などのごとくうへ付にして、刈取て葉を料理し、跡に糞水をかけ置も、ほどなくさかへてたび〳〵刈用ゆべし、生垣(いけがき)の時は、何にても骨になるべき木を、四五尺に一本づゝうへをきて、横ぶちをゆひ、犬猫もとをらざる様にすべし、骨には、しゆろ、桑、所によりて杉、檜もよし、枝葉を上に少付置たるは、物のさはりともならず、　五加木は、冬春さし木に多くしをきて、是も根を生じて移しうゆべし、いか様下には刺ある物を厚くうへ、骨に横ぶちをしかと結たるは、盗賊の用心となり、かひ〳〵しく見ゆるのみならず、實を取、葉を取、花もありて、山居村居の屋敷廻りには、色々の籬を作りをきて、家事を助る計事ともなるべしと記しをけり、所によりて骨に梅、櫻もよし、

〔倭名類聚抄 十墻壁〕女墻　兼名苑云、女墻、一名堞、（音牒）城上小垣也、釋名云、城上垣曰埤堄、（禆詣二音、字亦作陴倪、）或曰、女墻、言其卑小比之城、若女子之於丈夫也、

〔箋注倭名類聚抄 三墻壁〕原書作城上垣曰睥睨、言於其孔中睥睨非常也、亦曰陴、陴禆也、言禆助城之高也、亦曰女墻、言其卑小、比之於城、若女子之於丈夫也、或名堞、取其重疊之義也、○中略　按說文、𨸏部、陴、城上女牆俾倪也、人部、俾、益也、倪俾也、則知陴之言俾也、俾益城上之小牆、故或謂之俾倪、以俾字從𨸏、變俾倪作陴睨、其牆築土爲之、故作埤堄、其牆有孔穴、可以窺外、故作睥睨、皆俗字、非土部埤字、目部睨字也、按皇國不聞有女墻之制、如神代紀云雉堞整頓、訓多加々岐、比女加岐、然是史家潤色、且是說海宮之壯麗者、非皇國之制度、疑源君據紀錄載、不覈其實也、

〔日本書紀 二神代〕故彥火々出見尊憂苦甚深、行吟海畔、時逢鹽土老翁、老翁問曰、何故在此愁乎、對以事之本末、老翁曰、勿復憂、吾當爲汝計之、乃作無目籠、內彥火々出見尊於籠中、沈之于海、卽自然有可怜

韓垣

小汀、○註略 於是棄籠遊行、忽至海神之宮、其宮也、雉堞整頓、臺宇玲瓏、○下略

〔東雅 六宮室〕垣墻カキ○中略 又日本紀に、海神の宮の事を云るされし所に、雉堞の字讀でタカガキ、ヒメガキといふ也、禮註によれば、一雉とは城の高さ一丈長三丈をいふ也、堞とは城上女垣也と、說文に見えたり、是等の事に據りて、雉の字タカガキと讀み、堞の字ヒメガキと讀みしと見えたれど、增韻には堞は雉堞也と註したれば、二字引合せて、ヒメガキとは讀むべき事也、

〔日本書紀 十六武烈〕十一年○仁賢 太子○武烈 思欲聘物部麁鹿火大連女影媛、遣媒人向影媛宅期會、影媛會奸眞鳥大臣男鮪、○中略 太子懷恨忍不發顏、果之所期立歌場衆、○中略 太子歌曰、於彌能姑能、耶賦能之魔柯枳、始陀騰余彌、那爲我與盪據魔、耶黎夢之魔柯枳、一本以耶賦能之魔柯枳易耶陛耶哿羅哿枳、

〔日本紀歌適解 下〕耶陛耶哿羅哿枳、八重韓垣也、韓は小竹もて造れば、小竹の垣を韓垣とは云なれど、加夏といふ言のくさ〲あるべし、韓神は韓垣也といひ、己もはじめ、さにやとおもひつるを、よく考るに、から玉、から衣などは、あからの略語にて、明白なるをいふ褒言と聞え、からからは、機梶の名と聞えて、三くさの別あり、聞え、から錦、から藍などのかしらは、韓土より渡り來し故の名との聞えて、三くさの別あり、こゝのから垣は、さる三くさの意にもあられば、韓にやとおもひてまか記しつ、

〔法然上人行狀畫圖 七〕上西門院ふかく上人に歸しまし〲て、念佛の御志あさからざりけり、或時上人を請じ申されて、七箇日のあひだ說戒あり、圓戒の奧旨をのべ給に、一のくちなは、からがきの上に、七日のあひだ、はたらかずして、聽聞の氣色なり、

〔吾妻鏡 四十二〕建長四年八月廿二日甲戌、法印隆辨於御祈禱道場、一寢之間感得靈夢之由、相州被言上于御所云云、小童二人各著唐裝束、其形如師子、面赤、衣青、自御所南面唐墻退云云、

〔太平記 二十七〕左兵衞督欲誅師直事

師直○高 ハ夢ニモ可思寄事ナラヌバ、若黨中間ハ、皆遠侍大庭ニ並居テ、中門ノ、唐垣ヲカケヘダテ、師直只一人、六間ノ客殿ニ座シタリ、

組垣

〔倭訓栞 中編 六久〕くみがき　組垣也、八重のくみがきとよめり、日本紀及祭主輔親の歌に見えたり、

檜垣

一說に隱垣の意也といへり、

〔家屋雜考〕三垣墻

組垣(クミガキ)　檜垣　あや杉　小檜垣　上古以來、竹木を組みて墻垣とするもの種々あり、古書に、八重の組垣、八重の韓垣などあるをはじめ、檜垣、小檜垣、綾杉などいふ類、皆組垣の名なり、韓垣は韓國の制をまねびて組むなるべし、

〔日本書紀〕十六武烈十一年〇仁賢中略、假而鮪臣來排₂太子〇武烈與₂影媛₁間立、〇中略鮪臣答歌曰、飫裒枳彌能(オホギミノ)耶陛能矩彌餓岐(ヤヘノクミガキ)、舸哿梅騰謨(カヽメドモ)、儺嗚阿摩之彌耳(ナヲアマシミニ)、舸哿農倶彌柯枳(カヽヌクミカキ)、〇下略

〔榮花物語〕十日蔭の鬘冬の日もはかなくくれて、太嘗會のいそぎせさせ給、されどその日はたゞうるはしうぞある、悠紀の方は、大中臣能宣がこの祭主輔親つかうまつる、主基の方は、前加賀守源兼澄なり、〇中略樂の破の歌、しき地、

おほみやのゝきちぞいとゞさかえぬるやへのくみがきつくりかさねて

〔夫木和歌抄〕三十一雜十三題不知　西念法師

雪ふかき谷のはふやに朝ぼらけあけぞわづらふ柴のくみがき

〔伊呂波字類抄〕比地儀檜垣ヒカキ

〔下學集〕上家屋檜垣(ヒカキ)

〔倭訓栞〕中編二十一比ひがき　檜垣の義也、檜を薄くへぎて、網代に組たるなりといへり、

〔今昔物語〕二十八御導師仁淨云₂合半物₁被₂返語第十四

今昔、朱雀院ノ天皇ノ御代ニ、仁淨ト云フ御導師有ケリ、極タル敎化ノ上手ニテナム有ケル、亦物云ヒニテ、万ノ殿上人、君達ナドニ云合テ、遊敵ニナム有ケル、其レガ御佛名ニ登ケルニ、藤壺ノ口ニ、八重ト云半物立テリ、檜扇ヲ指テ、隱シタリケルヲ見テ、仁淨ガ廂ニ檜垣差テ、賤ノ物モ不₂超ズ

透垣

ヤト云テ過ケルヲ、半物程モ无ク、差剃タル狗不入ジトテト云ケレバ、仁淨上ニ登テ、殿上人共ニ會テ、糸辛ク此ナム口口八重ニ被云タルト語リケレバ、殿上人共、此ヲ聞テ、極ク八重ヲ讃ケリ、

〔今昔物語 三十〕大和國人得人娘語第六

今昔口口ノ守口口ノ口口口ト云フ人有ケリ、〇中略馬ニ乘テ忍テ出立テ、大和ヘ行ケル、城下ト云フ所ヲ尋テ行タレドモ、何クトモ不知ズ、只大キヤカナル家ノ有ルニ、檜垣長ヤカニ差廻シタル有リ、〇下略

〔古今著聞集 十一 蹴鞠〕侍從大納言成通卿の鞠は、凡夫のしわざにはあらざりけり、〇中略大かた、此大納言は、かくわかくより、はやわざを好給て、築地のはら、もしは檜墻のはらなどをも、はしられけり、〇下略

〔枕草子 八〕大夫は

かうふりえて、何のたいふ、權の守などいふ人の、板屋せばき家もたりて、またこひ垣など、あたらしくし、車やどりにくるま引たて、前近く木おほくして、牛つながせて、草などかはすることそいとにくけれ、

〔運歩色葉集 須〕透垣

〔饅頭屋本節用集 寸 天地〕透垣(スイガキ)

〔家屋雜考 三〕垣墻

透垣(スイガイ)　こは前に見えたる如く、板と板との間を、聊づゝ、すかしたる屏なり、又板と板との間へ竹を交へて、打ち付けたるものあり、古圖どもを見るに、その造りさま〳〵あり、是もスキガキといふべきを、音便によぶなり、

〔和泉式部日記〕ちかきすいがいのもとに、人のけはひのすれば、たれにかとおもふほどに、さし出

たるをみれば、故宮〇爲尊にさぶらひしことねりわらはなりけり、

〔詞花和歌集秋三〕かものいつきときこえて侍ける時、本院のすいがきに、あさがほの花さきかゝりて侍けるをよめる　禖子內親王

神垣にかゝるとならば朝がほもゆふかくるまでにほはざらめや

〔看聞日記〕永享七年二月六日、水鳥爲養東面池掃除、透墻等令造、番匠參、

〔源氏物語末摘花六〕しんでんのかたに、人のけはひきくやうもやと覺して、やをらたちいで給ふ、すいがいの、たゞすこしおれのこりたる、かくれのかたに、立より給ふに、もとよりたてる男有けり、

〔源氏物語橋姫四十四〕あなたのおまへは、たけのすいがいしこめて、みなへだてことなるををしよせたてまつれり、

〔枕草子三〕たとしへなき物

たゞうちかたらひ、又さしもあらねど、をのづからきなどする人の、すのうちにて、あまた人々ゐて、物などいふに、いりてとみに歸りげもなきを、〇中略たてしとみすいがいのもとにて、雨ふりぬべし、などきこえたるも、いとにくし、

袖垣

〔夫木和歌抄墻三十一〕秋御歌中、柴の袖垣、　花園左大臣

心なきしづがしわざと見えぬ哉あさがほさける柴の袖がき

〔好色一代男七〕口添へて酒輕籠

前栽に下りて萩の袖垣など物靜に眺めて、露分衣かいどり前して、のね板の戸明くるも音せず、

石垣

〔日本書紀齊明二十六〕二年、是歲、於飛鳥岡本更定宮地、時高麗、百濟、新羅並遣使進調、爲張紺幕於此宮地而饗焉、遂起宮室、天皇乃遷、號曰後飛鳥岡本宮、於田身嶺冠以周垣、田身山名、此云大務、復於嶺上兩槻樹邊起觀、號爲兩槻宮、亦曰天宮、時好興事、廼使水工穿渠、自香山西至石上山、以舟二百隻載石上山石、順流

控引於宮東山、累石爲垣、時人謗曰、狂心渠、損費功夫三萬餘矣、費損造垣功夫、七萬餘矣、官材爛矣、山椒埋矣、又謗曰、作石山丘、隨作自破、

〔常陸風土記 久慈郡〕東大山謂賀毗禮之高峯、即在天神、名稱立速日男命、一名速經和氣命、本自天降、即坐松澤松樹八俣之上、神祟甚嚴、有人向行大小便之時、令示災致疾苦者、近側居人、毎甚辛苦、具狀請朝、遣片岡大連敬祭、祈曰、今所坐此處、百姓近家、朝夕穢臭、理不合坐、宜避移可鎭高山之淨境、於是神聽禱告、遂登賀毗禮之峯、其社以石爲垣、種屬甚多、并品寶弓、桙、釜器之類、皆成石存之、

〔宗長手記〕同(○大永六年)二月九日、こゝを立て、うつの山埋谷、年比しめをき行かよふ柴屋、石をたて、水をまかせ、櫻をうへなど、普請のついで、かたはらに又杉あり松あり、竹の中に石を疊み垣にして、松の木三尺ばかり、一方けづりて、

柴屋の苔の下道つくる也けふを我世の吉日にして

○按ズルニ、石垣ノ事ハ、兵事部城郭篇ヲ參看スベシ、

葦垣

〔萬葉集 九 挽歌〕哀弟死去作歌一首幷短歌 ○中略 遠津國、黄泉乃界丹、蔓都多乃、各各向向、天雲乃、別石往者、闇夜成、思迷匍匐、所射十六乃、意矣痛、葦垣之、思亂而、春鳥能、啼耳鳴乍、○下略

〔萬葉集 十一 古今相聞往來歌〕正述心緒

花細、葦垣越爾、直一目、相視之兒故、千遍嘆津、

〔催馬樂〕呂　葦垣 五段、拍子各七、合拍子卅五、

あしがき、まがき、かきわけて、ふみこすと、おひこすと、はれ、○下略

竹垣

〔嬉遊笑覽 一上 居處〕竹垣萩垣種々あれど、今江戸にて專らふとき竹を四ッ割にして垣とするを、建仁寺といふ、近きことゝ見えて、物にもしるさず、されども此寺もとよりよき竹有しと見えて、醒睡

笑唯有といふ條、長岡殿伏見より雄長老の許へ、旗竿をもらひに使者を遣られし時、狂歌、呉竹のふしみにはあらではる〴〵と京迄切にのぼり棹かな、又思ふに雍州府志に、忍竹建此比並爲垣と有り、(忍竹を建るを省きて建忍など、ざれごとに云たるにはあらぬか、志かし竹も異に垣のさまもかわるなれど、建仁寺垣ものに見えざれば試に云なり、)

簀垣

〔萬葉集　十一古今相聞往來歌〕正述心緒

璞之、寸戸我竹垣、編目從毛、妹志所見者、吾戀目八方、

〔散木弃謌集　五羇旅〕肥後君と、修理大夫行宗といひかたらふ中にて、つねに歌よみかはすと聞けるに、津の國にしほゆあみにまかりて、かの國より彼大夫のもとに、

草枕さゝがきうすきあしの屋はところせき迄袖ぞ露けき、とよみてをくりたりけるをみて、この歌の心にては、たゞのかたらひにては、あらざりけりとおぼへければ、よみてつかはしける、

さゝがきのうすきあしやの露けさにしほれにけりとみえもする哉

柴垣

〔古事記　上〕故爾遣天鳥船神、徵來八重事代主神而問賜之時、語其父大神言、恐之、此國者立奉天神之御子、卽蹈傾其船而、天逆手矣、於青柴垣打成而隱也、(訓柴云布斯)

〔古事記　下淸寧〕平羣臣之祖、名志毘臣立于歌垣、取其袁祁命(○顯宗)將婚之美人手、其孃子者、菟田首等之女、名大魚也、爾袁祁命亦立歌垣、於是志毘臣歌曰、意富美夜能、袁登都波多傳、須美加多夫祁理、如此歌而乞其歌末之時、袁祁命歌曰、意富多久美、袁遲那美許曾、須美加多夫祁禮、爾志毘臣亦歌曰、意富岐美能、許許呂袁由良美、淤美能古能、夜幣能斯婆加岐、伊理多多受阿理、於是王子亦歌曰、斯本勢能、那袁理袁美禮婆、阿蘇毘久流、志毘賀波多傳爾、都麻多氐理美由、爾志毘臣、愈忿歌曰、意富岐美能、美古能志婆加岐、夜布士麻理、斯麻理母登本斯、岐禮牟志婆加岐、夜氣牟志婆加岐、(○下略)

〔日本書紀　十六武烈〕十一年(○中略、仁賢、)太子(○武烈)懷恨忍不發顏、果之所期立歌場衆、(○中略)太子歌曰、於彌能古

能耶賦能之魔柯枳、始陀騰余彌、那爲我與蘆據魔、耶黎夢之魔柯枳、〇下略

〔金葉和歌集九雜〕大貳資通、忍びてもの申けるを、ほどもなく、さぞなど人の申ければよめる、

相模

いかにせん山田にかこふ垣柴のしばしのまだにかくれなき身を

芝垣

〔源氏物語二帚木〕しん殿のひんがしおもて、はらひあけさせて、かりそめの御しつらひしたり、水の心ばへなど、さるかたに、おかしくしなしたり、ゐ中家だつしばがきして、前栽などこゝろとゞめてうへたり、

〔太閤記十六〕醍醐の花見

八番新庄東玉種々の異風體をいとなみ、御機嫌を望にけり、〇中略此茶屋をも過させ給へば、よし有げなるしばがきなどしつらひ、竹のあみ戸したる茶屋あり、

〔宇槐記抄〕久安元年四月二日丁丑、自正月造之、文倉造了、〇中略去倉六尺築芝垣、廣七尺、高一丈三尺、坤角有出入之道、〇下略

蔣垣

〔宗長手記〕宇津の山の傍、年比閑居をしめをきて、五とせ六とせ京にありて、臘月〇大永五年廿六日に、又歸り住侍らんとて、〇中略彼山居、葦垣と云もの、あるは蔣箔、竹のすがき、あらためなどして、ふと住居侍りしに、廿七日あした大雪ふりて、こゝもかしこも埋れかはりて、なか〳〵あたらしくもみえ侍れば、

我庵はかやゝこも垣あし簾すゞろに雪をもてはやす哉

籬

〔新撰字鏡竹〕籬力支反、杝也、垣也、竹柴等類、志波加支、竹加支、〔同木〕樆万世、

〔倭名類聚抄十墻壁〕籬附栫字 釋名云、籬音離、字亦作樆、和名末加岐、一云末世、以柴作之、言疎離也、説文云、栫七見反、和名加久布、以柴壅之、

〔箋注倭名類聚抄 三墻壁〕按、末加岐、馬垣也、末世、馬塞也、萬葉集馬柵、訓字万世、新撰字鏡栫、訓馬夫世支、者、亦卽是也、○中略 按、古無籬字、說文云、杝、落也、玄應曰、杝籬籬三字同、引通俗文云、柴垣曰杝、木垣曰柵、則知籬俗杝字、廣雅落作落、齊民要術引仲長子曰、杝落不完、垣牆不牢、掃除不淨、笞之可也、栫亦杝字、

〔倭訓栞 前編二十九末〕まがき 笆又籬をよめり、萬葉集に前垣と書り、又間垣の義、透間ある垣をいふなり、

〔類聚名義抄 八艸〕蘺 マカキ 〔同 八竹〕籬 音離、マカキ、 筳 マカキ

〔家屋雜考 三〕垣墻

籬マガキ ○中略 末加岐は、透間ある垣をいふ、末世は間狹の義なるべし、

〔日本靈異記 中〕常烏卵煮食以現得惡死報緣第十

和泉國和泉郡下痛脚村、有一中男、姓名不詳也、○中略 押入麥畠、畠一町餘、麥生二尺許、眼見熠火、踐足无間、走廻畠內、而叫哭曰、熱哉々々、時有當村人、入山拾薪、見於走轉哭叫之人自山下來執之、而引拒不所引、猶强追捉、乃從籬之外、牽之而出、○下略

〔枕草子 二〕小一條院をば今內裏とぞいふ、○中略 おまへはつぼなれば、前栽などうへ、ませゆひていとおかし、

〔枕草子 八〕故殿○藤原道隆の御ぶくのころ、六月卅日の御はらへといふ事に、出させ給ふべきを、しきの御ざうしは方あしとて、官のつかさのあいたる所に、わたらせ給へり、○中略 女房庭におりなどしてあそぶ、せんざいには、くわんざうといふ草を、ませゆひていとおほくうへたりける、

〔源氏物語 四十四橋姫〕山がつのおどろくもうるさしとて、ずいじんのをともせさせ給はず、しばのまがきをわけつゝ、そこはかとなき水のながれ共を、ふみしだく駒のあしをとも、なを忍びてとよ

うゐし給へるに、〇下略

〔萬葉集四相聞〕大伴宿禰家持更贈紀女郎歌五首

吾妹子之、屋戸乃笆乎、見爾往者、蓋從門、返却可聞、

打妙爾、前垣乃酢堅、欲見、將行常云哉、君乎見爾許曾、〇以下三首略

〔古今和歌集八離別〕人の、花山にまうできて、夕さりつかた、かへりなむとしける時によめる、

僧正遍昭

夕暮のまがきは山と見えなゝむよるはこえじとやどりとるべく

〔倭名類聚抄十墻壁〕築墻　淮南子云、舜作築墻、和名都以加岐、一云豆以比知、

〔箋注倭名類聚抄三墻壁〕所引脩務訓文、原書作舜作室築墻茨屋、是謂帝舜作宮室築垣墻茨屋宇也、源君所見本脱室字、遂以築墻為都以加岐者誤、

〔類聚名義抄六土〕墻ツイヒチ　築垣ツイカキ、ツイヒチ、

〔伊呂波字類抄都地儀〕築墻ツイカキ、ツイヒチ、

〔下學集上家屋〕築地ツイチ

〔運歩色葉集津〕築地ツイチ

〔庭訓往來〕御館造作之事、不可有各別作事、奉行早四方構大堀、其內可用意築地、

〔家屋雜考三〕垣墻

築墻ツイヂ ツイガキ　和名抄に、都以加岐、また豆以比知と見えて、もと築垤といふ事なるを、音便にて、ツイヂ、ツイガキ、ツイガイなどよぶなり、今築地とかくはあたらず、〇中略

〇〇犬走イヌバシリ　古代の定、築地の外には必溝あり、溝と築地との間に犬走あり、又犬行ともいふ、廣さ五尺を定制とす、前に見えたり、〇延喜左京職文　又新六帖に信實、

崩れそふやぶれついぢの犬ばしりふまへどころもなき我身かな、などもよめり、今時犬走は、城郭の側にのみあることの如く心得る人あれども、さにはあらず、保元物語に、犬走にいでゝ戰ふなどあるも、御所の犬走をいふなり、

〔倭訓栞前編十六〕ついひぢ　倭名抄に築牆をよめり、築垣也、今つひぢといふは中略也、俗に築地といふは非ず、枕草紙に、人にあなづらるゝ物、つひぢのくづれと見え史記に穿垣と見えたり、

〔大鏡五太政大臣伊尹〕花山院は風流者にこそおはしましけれ、〇中略又なでしこのたねを、ついひぢのうへにまかせ給へりければ、おもひかけず、四方にいろ〳〵にからにしきをひきかけたるやうにさきたりしなどを見給ひしは、〇下略

〔榮花物語三樣々の悦〕かくて十月寛和二年になりぬれば、御禊大嘗會とて、世のゝしりたり、〇中略かくて御禊になりぬれば、東三條のきたおもての、ついひぢくづして、御さじきせさせたまひて、みやたちも御らんず、

〔和泉式部日記〕四月長保五年十日あまりにもなりぬれば、このしたくらがりもていく、はしのかたをながむれば、ついひぢのうへの草の、あをやかなるも、ことに人はめとゞめぬを、あはれにながむる程に、〇下略

〔榮花物語十四朝綠〕辨のめのと、そのころ寛仁二年さとにまかづるに、三條院のまへをわたれば、木だかかりし松の木ずゑも、すこし色かはりて心ちよげなるに、ついひぢには何となき物ゞげうはひかゝりたれば、いみじう哀にむかしおもひいでられて、小侍從の君のさとにあるにいひやる、〇下略

〔大神宮諸雜事記二〕同六月康平四年晦日、祭主永輔朝臣乃宅伐拂已了、事發、關白殿御車、築垣遣形懸遣天、令傾給、又御供乃小野宮乃中納言殿御車同前二天破損已了、因之從關白殿遣撿非違使三人天

被伐拂已了、○下略

〔古今著聞集〕六管絃歌舞 殿上の其駒は、知たる人すくなし、能信大納言、法成寺の修正に、南門を入てまいりて、退出の時、西門へまはされける程、立やすらひける間に、彼曲を唱られけり、大宮右府○藤原俊家の頭の中將にておはしけるが、ついがきにそひて、ひそかにたち聞給けるを、能信卿見付にけり、

〔沙石集〕三上 忠言有感事
泰時○北條、中略、或時ノ物語ニ、御所へ參ジタレバ、人ノ家ノハタ板ハ、内ノ見苦キ事カクサンタメナルニ、泰時ガ家ノハタ板ハ、内マデ見ヘトオレリトコソ仰有ツレト、人々ノ中ニテ申サレケレバ、次デヲ以テ奉公セント思ヘル人々、御所ノ仰ノ如ク、誰々モカクコソ存候ヘ、大方ハ御用心ノ爲ニモ築地ニツカレ、ホリホラレテ候ハンハ、目出度候ナン、各一本ヅヽツキ候ハンニ、十日ニハスギ候ハジ、ヤスキ事ニ候、ヤガテ此次ニ、ヒシ〳〵ト御沙汰候ベシト、口々ニ申ケレバ、ウチウナヅキテ各ノ御志ノ色ハ、返々有難ク覺候、誠ニ御志アレバ、御身ニハヤスクコソ思ヒ給ヘドモ、國々ヨリ人夫共ノボリテツカン事、ハカリナキワヅラヒ、大事ニテ候ベシ、用心ノタメト仰候ヘドモ、泰時運ツキ候ナバ、鐵ノツキヂヲツキテ候共、タスカリ候ハジ、運有テ召使ハルベクバ、カクテ候トモ何事カ候ベキ、ホリナンドホリテ候ハヾ、ソラサハギノ時、馬人オチ入テ、中々ハカリナキワヅラヒ出來ヌト覺候、ハタ板ノスキナンドハ、カキモナヲシ候ナント申サレケレバ、人々コトバナシ、心アル人ハ感涙ヲナガシケリ、

〔薩戒記〕應永卅二年六月二日庚子、或下人云、廣橋入道一位○藤原兼宣家裏。築。地。壞之、而武家管領畠山入道之郎等、中間等令壞之云々、後聞、此事浮言歟、若此事、入道内相府○足利義持御命歟、子細可尋注之、後日大内記爲清朝臣談曰、最初欲築彼築地之時、一位入道參入道殿申云、日來皆乘車過我家前、而今度三

條大納言（公雅）參等持寺御八講之時、不經我前用他路、相尋子細之處、依准槐事成恐云々、然者爲諸人之違亂歟、仍可構裏築地之由不存也者、入道殿頗令奇傾給、又日野入道同如此稱之由、又於院新一位入道（有光卿）申入之、四辻宰相中將季保卿聞之、告三條大納言（公雅）、大納言曰、全無其儀、攝家幷丞相儀同三司之前成恐者、洛中可經何路哉、我依此事用他路之由不存也云々、其後諸人稱此事、仍三條大納言我所存不然之由申入院、院被仰以此旨可示廣橋之由、然而大納言不及示之、以日野中納言入道申入道殿、其後入道殿院參之時、上皇被仰出此事、大臣裏築地頗無先規、過分所爲歟、殊當時執政大臣之家、又法親王准后等之坊無其儀、築裏築地之所、內裏院御所入道殿（號室町殿、三條北萬里小路東）已上三ヶ所也、今准之條尤以不快之由被仰之、然者可被令壞歟之由、入道殿令申給云々、是朔日事歟、翌日入道內相府以廣橋入道之妹尼（號御庵）被仰遣云、裏築地事、院御氣色不快、定自院可被令壞之歟、不然者可被仰付我歟、及其儀頗不穩、便只爲私忩令壞之可宜也者、仍令壞之畢、老後耻辱何事如之哉、雖有遁世隱居志、宜光朝臣拜趍不可有正體、偏爲其思留之由、彼禪門稱之云々、末代之作法不可限之、遠慮尤可然、於裏築地事者、今少可有思慮、楚忽所爲後悔尤無術者歟所察也、雖大臣不築裏築地之由、三條大納言申入院云々、退案此事、仁安三年八月十日、中山內大臣殿御記曰、今日有任大臣事、雅通卿任內大臣、諸卿向件饗所花山院東面之儀、一如去年、兼日大相國（花山）被仰云、同宿可無便宜、渡居中御門東洞院權中納言（成親也）亭之由欲披露者、實者坐簾中給也、其事又不披露歟、向饗所之人皆渡權中納言門前、大相國第二女爲少將通親朝臣室、以彼好被借與花山院也、以之思之、於大臣家前者、顯露不可經過之條勿論歟、但大臣家裏築地有無未勘得、當時親王准后幷攝家大臣等家坊皆無之、各有袖築地。。而花山院西面有裏築地之跡、不知之人、是度々皇居故歟云々、而於彼家者代々構之、又同北面東面構馬坊、乘物之輩不令通件所云々、或人曰、右府被命曰、裏築地有無於于今言而無益、謂可有者可遣院仰、謂可無者、彼入道不覺露顯、殊可含其恨、不如閉口云々、但密談曰、昔我亭前

自町面至一條面築廻之通路有東一方、一條面於町方無之、是非裏築地之體、袖築地也、故成恩寺關白所爲也云々、以之思之右府御所存不可有裏築地歟云々、又曰、儀同三司偏用丞相禮之事不可然、第一脇壁事殊可有沙汰事也、其故雖根本爲槐門家之輩、至極官之時可構之、未登其位者不打任、非譜代之輩、雖昇三公不可然事歟、

〔宣胤卿記〕文明十二年二月三日甲寅、行下亭東令築芝築地、　十日辛酉、行下亭、今日又築芝築地、

〔長興宿禰記〕文明十三年六月五日戊申、是日室町殿花御所被築始四方築地、東方管領畠山金吾北方赤松一同築之、兩方今日令始之、西面細川黨、南方一色武田被仰付云々、

〔大内家壁書〕於築山築地之上、祇園會其外自然之見物之加制止畢、殊御寶殿同鎭守邊諸人群集、剰於石築地之上構棧敷事、堅固御禁制也、但從行實院殿仰之時者、自守家對馬奉行御導之、若此旨有違背之族者、可被處嚴科之由所被仰出、壁書如件、

延德四年壬子六月日

〔快元僧都記〕天文五年閏十月九日、爲昌十二間之一築地悉出來畢、○鶴岡八幡宮造營、中略、
一築地覆者萱、同垣悉出來、○下略

〔親俊日記〕天文八年三月二日庚午、高岡出雲守所ニテ築地談合在之、　十三日辛巳、貴殿御普請中路修理、築地五簀築之、　四月十三日辛亥、北白川衆築地五簀、　六月十日丙午、公方樣御築地典厩可被築之由被仰出之、在先例云々、雖被仰出、總而典厩は先例無之、其上不辨之間難調間迷惑由御返事、御使細川豆州、

〔伊勢物語上〕むかし男有けり、ひんがしの五條わたりに、いと忍びていきけり、みそかなる所なれば、門よりもえいらで、わらはべのふみあけたる、ついひぢのくづれより、かよひけり、

〔源氏物語十二須磨〕なが雨につゐひぢ所々くづれてなどきゝ給へば、京のけいしのもとに、仰せつかは

して、ちかき國々の御庄のものなどもよほさせて、つかうまつるべきよしの給はす、

〔枕草子 二〕人にあなづらるゝ物

つゐぢのくづれ

〔枕草子 八〕大夫は

女のひとりすむ家などは、たゞいたうあれて、つゐぢなどもまたからず、

牖

〔倭名類聚抄 十 墻壁具〕牖　野王案、牖(音偸、又音頭、和名豆以比知伊太、)築垣短板也、

〔箋注倭名類聚抄 三 墻壁具〕按、牖、築墻短版也、栽、築牆長版也、蓋築造牆垣、牖用於兩端、栽用於兩邊、實土其中築之、然則牖可收之造作具、源君以牖爲豆以比知伊太者誤、

屏

〔倭名類聚抄 十 墻壁〕屏　唐韻云、罘罳(浮思二音)屏也、爾雅注云、屏(音餅)小墻當門中也、

〔箋注倭名類聚抄 三 墻壁〕說文、屏蔽也、釋名、屏自障屏也、古今注、罘罳、屏之遺象也、漢西京罘罳合版爲之、亦築土爲之、毎門闕殿舍前皆有焉、于今郡國廳前亦樹之、按大嘗宮、四方各開一門、其南北二門、樹屏籬於門內、東西二門樹屏籬於門外、見大嘗祭式、今尾張熱田社、信濃諏訪社等、亦有此物、此所栽屏卽是、以引爾雅注小墻當門中知之、後謂墻垣爲屏、榮花物語第卅四卷所云卽是、今俗亦襲之、

〔伊呂波字類抄 部 地儀〕屏(ヘイ)

〔下學集 上 家屋〕塀(ヘイ)

〔運步色葉集 遷〕塀(ヘイ)

〔家屋雜考 三〕塀

和名抄に、塀、爾雅の註を引きて、小墻當門中也と註し、もと見かくしの事なれども、こゝにいふは、それのみにあらず、鈴虫の巻に、西のわたどのゝ前、へいのひんがしの際をおしなべて、野につくらせ給へり、又をとめの巻に、此町此中のへだてには、屏ども、廊などを、とかくゆきかよはしてと

あり、是等築地も板屏もあるべし、かならずしも板を並べたる、垣の事にはあらず、

〔落穗集追加五〕留守居役始の事

一問曰、其比〇德川秀忠御城役聞役抔と申たる面々の勤方、又は仲ヶ間寄合抔と申義、其節も只今時の通りに有之たる事や、答曰、〇中略其節櫻田邊に於て、留守居の組合八人有之、〇中略金森長門守殿內水野嘉右衞門〇中略淺野因幡守殿內德永四郎右衞門、以上八人の組合に有之也、扨其節の留守居の勤方と申に付いて、我等の覺へ候は、或夜中餘程つよき風の吹たる義有之、其翌朝に至り、金森殿留守居水野嘉右衞門方より組合仲ヶ間へ廻狀を出し候は、今夜中の風にて、此方の屋敷虎の御門の方へ向きし、表向きの屏四十三間、悉く吹倒れ候に付、長門守留守居の內、其上表通りの義にも有之なれば、今日中に掛け直し申度奉存候、御手大工二人にても三人にても、人足之義はいか程成共、被差越候樣にとの義に付、七ヶ所の屋敷々々より、大工人足共に罷越、其日の晚方には、悉く屏を掛直し、壁抔をも塗仕廻たる義に有之、〇下略

〔寬の須佐美追加上〕營中にて、晴の御能あらんとする前夜、大雨はげしくて、御目通なる所の塀損じ、白壁落かゝれば、晴の御催しに、みぐるしくてはいかゞせむと、皆人いひあへるに、伊豆守信綱朝臣、白き奉書の紙を張せられければ、遠き所にて壁の如く見えける程に、皆人思ひよらざる頓智を、上下感じあひけり、讃岐守忠勝朝臣これを聞て不悅、信綱朝臣に向て、急なる所に御働驚入候なれども、我等存ずるは、上なる人にはならざる事はならざると知せ奉る事にて候、御用なれば何事も調ふものぞと思し知ては、ゆく〳〵驕にながれ申なり、其時は如何に御工夫候ても調申まじ、故にかやうの事は御勸へ有べく候へと云れしとぞ、

〔翹楚篇〕一御國におはせし時、〇上杉重定には、折々鷹野或は鳥打など御野遊の事もあれど、江戶にては御慰の事なく、只御座の間に和漢の文を友とし給ふのみ也、〇中略御氣づまりも痛はし、且は御

養生の爲なればとて、予〇莅戸善政をして擧てひたすらに、御野遊等の事を願奉りしに、〇中略何れもの夫程申を、一圓に承引せぬといふもいかゞ也、左あらば一の願あり、是迄迚も度々のりて樂しめ共、內馬場は短し、表の馬場にて乘事ゆゑ、供廻も其定あり、厩方にも夫々の役人、或は詰人亦は警固なんど、人多く出る者故、すける馬なればとて、度々も乘らむと云出んとして、止る事も多く有、馬場の東は常々開き置、乘ん時引廻し立ふさぐ樣成、板塀を立て口し共、元來三方は見入るゝ事もなし、板塀を引廻さば、やはり內庭も同然乘んと思ふ時、好の馬一二疋を引入させ、庭口より近習の者計連出て乘ならば、人々の太義をも省き、朝にても晩にても、乘らんと思ふ時乘るべく、是にまさる樂みも有まじく、是にまさりて身をつかふ術も有べからずと宣はせぬ、此由具に達せしかば、年寄衆大に悅び、卽時に作事奉行へ達せしに、不日に出かし申さんと請て退ぬ、扨其日にて有しや、翌日にてや有けん、予を召て御意に、つら〱考ふるに、板屛の好は誤りしぞかし、扨入料は何ほどと聞しと問せ給ひしかば、耳にふれしを隱し奉るべきにも非ず、板屛は幾三四兩迚も、此序に馬場へ砂敷渡して、まゐらせんなど聞えしと、答まゐらせれば、扨こそいよ〱誤りし也、百金の費を、中人十家の產とて止給ひたる、文帝の昔はいかゞ思ふ、況年來家中の半知取上置しけふの上に、三四兩の金とても慰事には費やすまじき事にては有まじき也と宣はせたるの、ありがたければ、其由申て板屛の作事は止に成ぬ、

〔明良洪範續篇三〕中橋廣小路ハ、南風ノ時ノ御城ノ火除地ナリ、然ルニ後藤正三郎役所ノ地ニ致度旨願ヒケル、伊豆守〇松平取上ザリシ所、〇中略其後イカニ取リ拵ヘケン、後藤正三郎儀、御城近クニ差置ルベキ御用筋有リト云事ニテ、終ニ中橋廣小路ニ後藤正三郎ノ居宅、幷役所ヲ建ル事ニ成リシ時、伊豆守〇松平番所へ、正三郎ヲ呼出シ申渡サレケルハ、カノ地ハ元來御城ノ火除地ニ明ケ置ル地ナレバ、此度其方家作致シ候共、外廻リヲ高練塀ニ致、自火出シ候トモ、外へ火ノ漏レザ

ル樣ニスベシト申渡サレケル、

〔天保集成絲綸錄十七〕天明八申年十一月

寺社奉行江

上野御裏方御靈屋向、所々御圍塀之儀、土瓦塀幷切板塀も入交り有之候處、右土瓦塀之儀、表側は本瓦葺に而、裏之方棧瓦葺之分多有之、釣合惡鋪、殊に間數長キ塀に而、扣柱朽候得バ傾早、風烈之節、間々吹倒候儀も有之、御持怺も不宜候間、御裏方御構土瓦塀之分、追々御修復之節見切候而、切板塀にいたし候樣、小普請奉行江申渡候間、其段被相心得、兼而其向之御別當江可被申渡候、

〔見た京物語〕島原は、廻り土塀にてはなはだ淋し、○下略

〔源氏物語二十一乙女〕このまち／＼の中のへだてには、へいどもらうなどを、とかくゆきかよはして、けぢかくおかしきあはひにしなし給へり、

〔源氏物語三十七鈴虫〕秋比にしのわた殿のまへの、なかのへいの東のきはを、をしなべて野につくらせ給へり、あかのたななどして、そのかたにしなさせ給へる、御しつらひなど、いとなまめきたり、

〔明良洪範十七〕越前少將忠輝卿ハ、○中略信州諏訪ノ高島城ノ南ノ丸ヘ移ラサルヽ、此城ハ三方ハ湖水、一方ハ大沼也、其中ニ廓有リ、左右ニ柳有ル故、柳繩手ト云、南ノ丸ハ本丸ノ下ニテ、一方口ニテ湖水ノ端也、館ノ外ニ塀有リ、塀ノ上ニ忍ビ返ヲ付ケ、其外ニ二重ノ柵ヲ付ケ、柵ノ間三十間ニ一ケ所宛番所ヲ立、晝夜番士ヲ置カレ半時廻リ也、

〔假名世說下〕大工清吉は難波町にすめり、藥研堀邊に請負たる家の上棟の日、梁のうへより踏みはづして大地に落たり、人々驚きさわぎて、いそぎ引おこし見れば、隣家の庭の屛の上なる、しのびがへしといふものをれて、右の脇より左の腹まで、突つらぬきて有けれども、清吉少しもひるみし氣色なく、そのまゝ人の肩にかゝりて、急ぎ我家へ立歸りて、○中略かのつらぬきし、しのびが

鰭板
切懸

へしの竹をひきぬかせ、是より內外の醫療をうけて、日ならずしてつひに平愈して、以前のごとく日々家職をなしたり、

〔運步色葉集波〕鰭板(ハタイタ)

〔貞丈雜記家作十四〕一きりかけの事、切陰也、物の間を切りて陰をする物也、庭などにては板塀を云、座席の內にては衝立の事也、○中略

一鰭板之事、○中略按ズルニ、右ノ文○沙石集ヲ見レバ、鰭板ハ今世ニ所謂板塀也、鰭ノ字ハ借字ニテ、實ハ端ナルベシ、端ノ字ハタトヨム、宅地ノ廻リノ端ニ、板塀ヲスル故ニ、ハタ板ト云フナルベシ、

〔春湊浪話上〕切懸鰭板

昔も今も公卿の家は、築地を廻りにつきて、是を築垣ともいふ、武士の昔の家の圍には板を以てす、是を江次第、大和物語、源氏物語等に、きりかけといふ、又鰭板といふ物もあり、是は柱を地に堀立て作るなり、玉海の承安の記に、今は切懸も柱を地に堀立て造るよしなれば、其比よりきりかけといふも、鰭板といふも大樣同じ製になりけるか、後はきり懸といふ名は聞えず、東鑑等に鰭板とのみいひたり、右大將家さしも日本總追捕使を奉りて、天下を掌に治給ひし御館も、土門に鰭板の圍なりし事、東鑑にみえし、

〔嬉遊笑覽居處上一〕春湊浪話に、鰭板は柱を地にほり立て作ることなり、○中略地をほり立るなどを思ふに、切かけよりも堅固なる物とみゆ、さらでは武家の圍ひとはなしがたし、切かけは風流なるかたにや、思ふに板の合せめはよくあはすといへども、風日にさらせば透間出來る故、切かけなどは羽がさねにして、橫板にすることは、雨水のよく流るゝやうにかまへたるなり、鰭板は今の板塀のごとく、竪板にて合せめに板を重ねたるものと思はる、今は目板とて板を細めたるを用ふれども、伊勢などの神垣をみるに、皆同じ幅の板を八重に立たり、はた板も此樣に目板は同じ

はゞの板なるべし、

〔家屋雜考 三〕垣墻

板垣　今時の板屛なり、〇中略また是を切掛ともいへり、大和物語に、きりかけをせさせてとて、歌あり、

　まがきする飛驒のたくみのたつきおとあなかしがましなぞやよの中、と見えたり、此まがきとよめるが、すなはち板垣の事なり、〇中略

切掛　板垣なり、前に見えたり、一説に、板屛の內、板と板との間を、すかしたるを透垣(スイガイ)といふ、また板と板とのあはせめに目板をうたず、雌羽(メトリバ)に重ねたるを、きりかけといふともいへり、

鰭板(ヒレイタ)　こは板屛の別名なり、

〔江家次第 七八月〕仁壽殿東庭相撲

陣座爲左相撲人候所(本府副板敷、構切懸、其上引幕、東方開戸、)

〔江家次第 十一月〕五節帳臺試

常寧殿、西塗籠內、帳臺上敷長筵、其上可敷舞姬座、(近例以中爲上)其前各立白木燈臺一本、舞殿戸下立床子一脚、東帳臺坤角引幔、爲小歌座、北廂塗籠內爲大師宿所、大歌候同殿東假座、(殿上人勤垣下)殿內四角各卜五節所、殿垣下四角、各設假切懸、〇下略

〔大和物語〕この大とく(〇ゐしう)房にしける所の前に、きりかけをなむせさせける、そのけづりくづに、かきつけゝる、

　まがきするひだのたくみのたつき音のあなかしがましなぞやよの中〇下略

〔宇治拾遺物語 七〕今はむかし、はりまの守爲家といふ人あり、それが內に、させることもなき侍あり、あざなさだとなんいひけるを、〇中略このさだに、從者がいふやう、郡司が家に、京のめなどいふ

もの丶、かたちよく、髮ながきがさぶらふを、かくしすへて、殿にも志らせ奉らで、をきさぶらふぞとかたりければ、ねたきことかな、わ男かしこにありし時はいはで、こゝにてかくいふは、にくき事なりといひければ、そのおはしまし丶かたはらに、きりかけの侍しをへだて丶、それがあなたにさぶらひしかば、しらせ給たるらんとこそ、思ひ給へしかといへば、○下略

〔更科日記〕志はすの二日京にいる、くらくいきつくべし、さるの時ばかりに立てゆけば、關ちかく成て、山づらにかりそめなるきりかけといふものしたるかみより、丈六の佛の、いままであらづくりにおはするが、かほばかりみやられたり、

〔源氏物語夕顔四〕御車もいたうやつしたまへり、さきもをはせ給はず、誰とかしらんと、うちとけ給て、すこしさしのぞき給へれば、○中略きりかけだつ物に、いとあをやかなるかづらの、こゝちよげに、はひかゝれるに、しろき花ぞ、をのれひとりゑみのまゆひらけたる、をちかた人に物申とひとりごちたまふを、御隨身ついゐて、かのしろくさけるをなん夕がほと申侍る、

〔源氏物語蓬生十五〕この宮○末摘花には、こまやかにおぼしよりて、むつましき人々におほせごと給ひ、しもべどもなどつかはして、よもぎはらはせ、めぐりのみぐるしきに、いたがきといふ物ふちかため、つくろはせ給、

〔吾妻鏡脱漏〕元仁二年○嘉祿元年五月三日癸亥、二品○平政子御方蔀板中門、幷織戸可被立之由、有其沙汰、然夏季可有其憚哉否、武州○北條泰時以御書令問陰陽師給、入六月而後、蔀板可被造云云、雖爲五月不可憚之由云云、

〔沙石集三上〕忠言有感事
泰時○北條中略、或時ノ物語ニ、御所へ參ジタレバ、人ノ家ノハタ板ハ、内ノ見苦キ事カクサンタメナルニ、泰時ガ家ノハタ板ハ、内マデ見ヘトオレリトコソ仰有ツレト、人々ノ中ニテ申サレケレバ、

柵 梐枑 行馬

○下略

〔大館常興日記〕天文八年閏六月一日、只今御殿被立候に、御座敷見へとをる御庭に、はた板にても、へいにても、かきをさせらるべき事可爲如何哉、御大工共は先例無之樣に申候云々、被尋下之、更不苦事候、殿中樣體により、さやうの垣勿論御事候由、申上之條々佐承之也、

〔倭名類聚抄十壁〕柵　說文云、柵音 編竪木也、

〔箋注倭名類聚抄三壁〕釋名、柵賾也、以木作之、上平賾然也、王念孫曰、編簡謂之畢、亦謂之册、編柴爲垣謂之筆、編木爲垣謂之柵、義並相近也、按孝德紀柵訓㠯、皇極紀訓加㠯、今俗音讀、源君不載和名、似當時亦音讀、

○按ズルニ、柵ノ事ハ、兵事部城郭篇參看スベシ、

〔類聚名義抄木三〕梐 步兮反、行馬、

〔書言字考節用集一乾坤〕槍梟ヤラヰ 文選註、作木槍相梟爲之橘也、藩屏也、　行馬同 代醉、行馬、一木橫中、兩木互穿以成四角、施之門、以爲禁約也、周禮謂之梐枑、　竹虎同 落籬、扶胥、儲胥、並同、出毛、　梐枑コマヨセ 指南、門所施行馬曰梐枑、出周禮、　駒寄同 俗字

〔倭訓栞前編三十四〕やらひ　行馬をいへり、逐ふ義、闌入の者を驅逐をもて名とす、

〔倭訓栞中編八〕こまよせ　梐枑也といへり、馬の奔驚を禦ぐものゝ、こまよけともいへり、寄の義にあらず、

〔嬉遊笑覽居處一上〕今坊間の民家、窻前簷下に低く垣めくものを、木にて作りて駒よせと呼は、馬を外より牽來るを、つながむ爲に作れるも有べけれど、そはいと希にて、多くは人畜ともに、其より內へよせまじき爲なり、然らば名に負はぬことなるべし、

〔武家名目抄稿居處十九〕按、駒寄は小門寄にや、論定すべし、

〔石組園生八重垣傳上〕冊又馬行

杉檜などの丸太に而造る、また格子先などのものは、八角斧形等もあり、是古の塀垣といふは是なり、〇中略

朝鮮馬行（又大津組垣根ともいふ）

此垣は大竹を四ッ割にして、骨組は建仁寺垣のごとく、圖どほりせん〳〵に組付てゆくなり、建仁寺垣のうらの姿、直に表へ向て、本垣ねにしたるなり、〇圖略

〔豐後風土記 速水郡〕頸峯（在柚富峯西南）　此峯下有水田、本名宅田、此田苗子鹿恒喫之、田主造柵伺待、鹿到來、擧己頸、容柵間、卽喫苗子、田主捕獲將斬其頸、〇下略

〔鳩巢小説 下〕一又或時、御城御番所宿番ニ出候者、酒ニ醉候テ、刀ヲ拔、御堀ノ駒ヨセヲ切申候、其段上聽ニ達シ、早速切腹仰付ラレ候、〇下略

〔延喜式 四十二 左右京〕凡騎馬之輩、不得輙就垣下往還、

〔古事記 上〕故是以、其速須佐之男命、宮可造作之地、求出雲國、爾到坐須賀（此二字以音、下效之、）地而詔之、吾來此地、我御心須賀須賀斯、而其地作宮坐、故其地者於今云須賀也、玆大神、初作須賀宮之時、自其地雲立騰、爾作御歌曰、夜久毛多都、伊豆毛夜幣賀岐、都麻碁微爾、夜幣賀岐都久流、曾能夜幣賀岐袁、〇下略

〔日本書紀 三 神武〕戊午年十有二月丙申、皇師遂擊長髓彥、〇中略昔孔舍衞之戰、五瀨命中矢而薨、天皇銜之常懷憤懟、至此役也、意欲窮誅、乃爲御謠之曰、瀰都瀰都志、倶梅能故邏餓、介稽能倍爾、瀰羅毗苔茂苔、曾廼餓毛苔、曾禰梅屠那藝氐、于笞氐之夜莽務、又謠之曰、瀰都瀰都志、倶梅能故邏餓、介耆茂等珥、阿波赴珥破、介瀰羅毗苔茂苔、曾廼餓毛苔、曾禰梅屠那藝氐、于笞氐之夜莽務、因復縱兵忽攻之、凡諸御謠、皆謂來目歌、

〔古事記 中 崇神〕又娶大毘古命之女、御眞津比賣命、生御子、〇中略次倭日子命、（此王之時、始而於陵立人垣、）

〔新撰姓氏錄 左京皇別下〕大春日朝臣

出ㇾ自ㇾ孝昭天皇皇子天帶彥國押人命ㇾ也、仲臣令ㇾ家重ㇾ千金ㇾ委ㇾ積爲ㇾ堵、于ㇾ時大鷦鷯天皇諡仁德臨ㇾ幸其家、詔號ㇾ稍垣臣ㇾ後改爲ㇾ春日臣ㇾ、

〔催馬樂〕呂　此殿ノ西二段、拍子各八、與ㇾ此殿者ㇾ同音、

このとの丶、このとの丶、にしの、にしのくらがき、春日すら、あはれ、春日すら、はれ、はるびすら、ゆけど、ゆけどもつきず、にしのくらがきや、にしのくらがきや、

〔催馬樂入綾下〕抄曰、倉の垣也、考曰、倉の垣の長くつゞけるよしなり、今按に、人のつゞけるを人垣、山のつゞけるを、青垣山と云るを見れば、こゝも富さかえたる家の、倉庫の多く、立並たるを、垣とはいへるなるべし、

〔家屋雜考三〕倉垣

催馬樂に、此との丶、西のくらがき、といふ事みえ、第二段に、ゆけどもつきず、西のくらがきやとありて、倉垣といふ事、詳ならず、舊說に、倉の垣をいふとあれども、いかにかあるべき、今按、こは長く建て續けたる土藏を以て、家の圍としたるなるべし、枇杷左大臣、方一町の家構の內、四分の一を以て、屋舍とし、其餘皆府庫を建て續けて、珍寶を貯へられたりなどいふ事あれば、倉の廣大なることをいひて、此殿の富貴なるさまを祝へるなり、今時の家造にも、まゝある事なり、

〔續日本紀十四聖武〕天平十四年八月丁丑、詔授ㇾ造宮錄正八位下秦前島麻呂從四位下、賜ㇾ太秦公之姓、幷錢一百貫、絁一百疋、布二百端、綿二百屯ㇾ、以ㇾ築ㇾ大宮垣ㇾ也、

古事類苑

居處部十三

家作七

〔倭名類聚抄 十居宅具〕庭 考聲切韻云、庭 定丁反、和名邇波、 屋前也、

〔箋注倭名類聚抄 三屋宅具〕說文云、庭宮中也、禮記檀弓、孔子哭子路於中庭、注、寢中庭也、是宮中之義、其字从广、有屋可知也、□□禮三分庭一在南者、謂堂下爲庭、是今義之所因起也、又按、皇國古籍所謂邇波、皆屋前平坦之地、以庭字當之爲允、後世謂園池爲庭、非是、

〔事物紀原 八宮室居處〕庭

說文曰、庭朝中也、楊子法言曰、鳳鳥蹌蹌匪堯之庭、列子曰、黃帝居大庭之館、此庭名之起也、○中略

墀

禮曰、天子赤墀、禮之所記皆三代事、則墀蓋三代制也、而漢書則云、王根作赤墀、今州縣界石、即天子之墀也、

〔類聚名義抄 一土〕庭 ニハ

〔伊呂波字類抄 仁地儀〕庭 ニハ 墀 壇 場 塡 塲 除 ニハ 已上

〔家屋雜考 二〕庭 南庭・廣庭 小庭・中庭

寢殿の前、東西の廊の廻れる內を庭とす、小庭といひ、また中庭などよぶも是なり、其外に假山を築き、池水を廻らし、橋をかけて往來す、是等をすべては、南庭とも、また廣庭ともいふ、主人の分際

によりて、廣狹さま〲なれども、その造りは、奈良の都の頃より、大抵相同じとみえたり、

〔宇治拾遺物語　一〕これもいまはむかし、人のもとにゆゝしくこと〲しく、負斧ほら貝、腰につけ、錫杖つきなどしたる山臥の、こと〲しげなる人きて、侍の立蔀の内の小庭にたちけるを、〇下略

〔源平盛衰記　一〕五節夜闇打附五節始幷周成王臣下事

忠盛、或相傳ノ郎等ト號シテ、布衣ノ兵ヲ、殿上ノ小庭ニ召置、或其身腰ノ刀ヲ横タヘ差テ、節會ノ座ニ列ス、希代ノ狼藉也、〇下略

〔太平記　二十七〕左兵衞督欲誅師直事

師直ハ夢ニモ可思寄事ナラヂバ、若黨中間ハ、皆遠侍大庭ニ並居テ、中門ノ唐垣ヲカケヘダテ、師直只一人、六間ノ客殿ニ座シタリ、

〔類聚名義抄　土六〕坪皮命反 ツホ ナタラカナリ

〔書言字考節用集　一乾坤〕壺ツホ 苦木切、與酒壺字不同、活法、宮中巷路也出爾雅、 壺内ツボノウチ

〔倭訓栞　前編十六都〕つぼ〇中略 禁中の殿舍に桐壺、梨壺、梅壺などいふは、其一區を指ていへり、字書に、宮中の道を壼コンといふとみえたり、又壺音胡、酒器、壼音悃、内壼と見えて、一畫のちがひのみ、殿どもの間のつぼかなる庭をいふ、或説には、禁闕は人間の境にあらざるをもて、方壺、瀛壺などの義に取て名とせる成べしといへり、

〔倭訓栞　中編十五都〕つぼのうち　俗に後園を壺の内といへり、源氏に、お前のつぼせんざいをながめ、枕草紙に、おまへはつぼなれば、前栽などうゑ、ませゆひてと見えたり、梅壺、梨壺などより出たる詞なるべし、

〔源氏物語　一桐壺〕おまへのつぼせんざいのいとおもしろきさかりなるを、御らんずるやうにて、〇下略

〔枕草子 二〕小一條院をば、今內裏とぞいふ、おはします殿は清涼殿にて、その北なる殿におはします、西ひがしはわたどのにてわたらせ給ふ、つねにまうのぼらせ給ふ、おまへはつぼなれば、前栽などうへ、ませゆひていとおかし、

〔今川大雙紙 下〕酒に付て式法の事

一坪。見物之時は、盞をやうかう石に可置なり、盃を出す、其故は坪にこす肴なし、さて銚子をば盞のまへにおゐて、松の葉にてもあれ、銚子の柄に置也、置は酌とりに成なり、惣じて坪の中に酌取出ぬなり、呑人さしより〳〵呑なり、盃と銚子をば本のごとくに置也、是は一。方庭。の主つけ也、若四。方。庭。ならば、坪の中に座をする也、四方のまわりに祗候する也、さてさかづきてうしは始のごとし、又坪見物之時、人數あまた引つれ行べからず、殊に太刀、長刀、長具足持べからず、

〔伊呂波字類抄 世疊字〕前栽(センサイ)

〔下學集 上天地〕前栽

〔倭訓栞 前編十三世〕せんざい　歌の詞書に多し、眞名伊勢物語に前栽と書り、庭前のうゑ木をいふ、後園にむかへたる名なり、

〔禁秘御抄 上〕一草木

前栽　清涼殿東庭、幷同西庭(朝餉盤所前、井壼)藤壺等也、延喜元年、左右衞門栽二草架一(延喜)栽菊於東庭幷仁壽殿東庭、

〔伊勢物語 上〕むかし、ゐ中わたらひしける人の子共、井のもとにいでゝあそびけるを、おとなに成にければ、○中略つゐにほいのごとくあひにけり、扨年ごろふる程に、女おやなく、たよりなくなるまゝに、もろともにいふがひなくて、あらんやはとて、かうちの國たかやすの郡に、いきかよふ所いできにけり、さりけれど、此もとの女、あしと思へるけしきもなくて、出しやりければ、男こと心

有て、かゝるにやあらんと、思ひうたがひて、せんざいのなかに、かくれゐて、かうちへいぬるがほにてみれば此女、いとようけさうして、うちながめて、

風ふけばおきつしら波たつた山夜はにや君がひとりこゆらん、と讀けるを聞て、かぎりなくかなしと思ひて、かうちへもいかず成にけり、

〔小右記〕寛弘九年〇長和元年九月六日辛未、今日雲上人々、向嵯峨野、堀前栽可殖皇太后宮之由、〇下略

〔枕草子七〕九月ばかり、夜一よふりあかしたる雨のけさはやみて、あさ日の花やかにさしたるに、せんざいの菊の露、こぼるばかりぬれかゝりたるもいとおかし、

〔長興宿禰記〕文明八年九月十一日、今日准后〇足利義政御參內、南庭東傍被作前栽、准后御參內、庭作被仰付、杉原伊賀守賢盛、隅山備中守貞隆、祗候奉行、

庭初見

〔古事記中應神〕一時天皇、越幸近淡海國之時、御立宇遲野上、望葛野、歌曰、知婆能、加豆怒袁美禮婆、毛毛知陀流、夜邇波母美由、久爾能富母美由、

庭結構

〔庭訓往來〕御館造作之事、不可有各別作事、〇中略泉水、立石、築山、遣水任眺望、隨方角、無禁忌之樣可相計之、〇中略後苑樹木四壁竹、前栽茶園、同可調殖也、

〔尺素往來〕先爲庭上之景、〇中略假山水者海樣、河樣、池樣、泉樣、遣水樣、岩井樣、細谷川樣、枯山水樣、山形、野形、洲濱形、葦手形等、〇下略

〔築山庭造傳前編上〕山水作りやう法式

凡山水の作りやうは、第一地形のつもりを肝要とす、是より山水のもやうを割出し、石を建、草木を植て、景色を顯すものなり、たとへば漢土の廬山を摸し、西湖の面影を作るなど、其つもり委く計りしりがたきやうなれども、僅に尺寸の紙に寫したる圖を見ても、卽時に地形木石のもやうを胸中に會得して、庭坪の廣狹に隨ひて、築山遣水をこしらへ出すこと、此道の巧達とす、庭を作

らんと欲する人は、平生風景勝れたる地に到り、其大概を紙に書寫し、見覺へとして、自身の胸の内に、もやうを考へ計見るべし、此工夫を鍛錬せば、自然に功者と成べし、但其所の景を見て摸さんと、盡く地取をせば、景數多ある所にては、五日六日にも考へがたかるべし、故に景地を望み見るに習ひあり、左に記す庭坪地形の古法あり、左に記す以上築山第一の傳とす、第二に建石の吉凶、草木を植る所の善惡を旨とし、左に記す建石の居やう疊やう、是を極秘事とす、左に記すたとへ狹庭なりとも、萬里の高山を疊、數千丈の瀑布を漲り落し、遠水巨海の致景をあらはす事の手段、只水石の疊やうにあり、以上築山第二の傳とす、第三に眞草行の格に因て、氣象體志を辨ふべし、是庭坪地形取の時より巧出せることにはあらず、大概木石を植並べて、氣象體志を心に含、造り出せること也、たとへ平庭にこゝかしこ石を居置にも、悉體格を備へ、造化自然の妙を現すこと、山水の極意とす、いかほど摸樣面白、品々の景ありとも、氣象拙く體格と、のはざれば、築山の正理を失ひ、其主人の意まで、あさましくおぼえ侍る、○下略

〔築山庭造傳前編下〕總じて庭仕樣の事

庭を造るに、口より奧の方へ仕て行あり、奧より口の方へ仕て出るあり、此論左右ともにをかし、先庭を造るには、最初口の方なる軒廻りを荒方石計にても相濟し、夫より奧の方へ懸り、奧の方あら増あいかたづけ夫より又口の方へ戻り、口の方あら増あいかたづけ、又奧の方へ又口の方へとして、中を最も後にもするが作法なり、また樹石ともに格別大成ものありて、是を入間に其入口の奧の方に有か、口の方に有かといふ、其入口の次第に寄て取計ひのある事也、是は格別の論なり、又木石前後の事上にいへる通り、強に心得べからず、其もの、大小振合に寄て前後あるべし、

中程に池をば堀成んとならば、先山を築んとする其地へ、其池の土を堀上ゲ、然して後に池の姿

を定むべし、山の土の積りの付ざる中は、池の積りを付べからず、山の土是にてよしといふ積りを付て、後に池の積を付べし、池より堀上げたる土は少し、山を築土は多しと思ふべし、池に水を入ざるうちは、山を見る事山高し、池に水を入て後に山を見るとき、思ひの外に其山の低くぞおもはるゝもの也、

近水は高くすべし、遠山は低くすべし、是則金岡が水石を疊むこと妙なりといへるを思ふべし、たゝむといふ事は、遠近の計ひなりと知べし、

庭主客の事

庭は奥の方を主とする也、口の方を客とするなり、この沙汰、上の燈籠の主客をいへるに同じ、庭上の景を工むに、口の方に六分有べし、奥の方四分と心得べし、亭主は下座より上にむかへるが故、上の方を主といふ也、客は上座より下に向へるが故、下の方を客といふなり、

〔人倫訓蒙圖彙二〕庭造　築山又は假山ともいふ、むかしより有て久しきもてあそびなり、夢窻國師自然の數寄にして此人の流あり、西山の西方寺の庭、夢窻國師の作よつて是をまなぶ也、庭作に法式あり、四天王石、座禪石、根がらみ、見付石、置やうに口傳あり、寺社在家の作やう口傳、屋敷のうち山河たくわへ、福貴をうるの義あり、いづれの石も、面をいぬいへむけ、水はきも同前なり、筑山芝山峯平作なり、

〔嬉遊笑覽一上居處〕庭に砂を敷こと有り、京師淨土寺村慈照寺は、慈照院義政公閑居の處なり、東山殿と稱す、方丈の東北に書院有り、同仁齋と云ふ、此處四疊半敷なり、後世茶室四疊半は是に本づく、方丈の南は庭にて、二重の閣あり、いはゆる銀閣なり、庭上に白砂を圍く敷たり、昔より敷來りしに、銀閣は北山なる鹿苑寺の金閣を摸されたりとかや、金閣は鹿苑院義滿公退居の處、後小松院行幸ありし時造られたり、足利治亂記應永十五年、前相國義滿入道道義公、當春北山花叡覽に備

らるべしとて、北山の處々に新殿を十三處かまへ、天子御座の殿をば八棟に作りて、八龍を立て金色に彩りたり、御殿の西北の二方には、早咲の櫻を並樹に植させ、其間の庭には五色の砂を鮮形にゑきと有、然らば銀閣の庭の敷砂古體なるべし、舊本今昔寛蓮碁打の女に値ふ物語に、前の庭に籬結ひて、前栽をなむ可笑く植て、砂など蒔たり、賤の小家なれども、故ありて住なしたりとみゆ、〇中略落窪、三條の家作りたる處に、げにみれば作りざまいとあらまほしう、すなごゑかせ、すだれかけさせなどす云々、夫木集、光俊の歌、秋風に軒ばの椎の落ぐれば庭に黒石まくかとぞみる、石は白黒なにをも蒔べし、茶人はなち黒を、かこひ茶室の外に並べて、數すくなきは物ほしそうにてあしと、〇中略世に假山を作るに、四條嵯峨の二流有といふ四條は後嵯峨の御門を云、嵯峨流は天流寺開祖夢窻國師、水石を好みて造りたる庭多ければ、それより出たる也、京師には古き庭ども今に遺りたる多し、〇中略

近頃茶事ます〳〵はやりて、猫の額ばかりの庭にも、かの青竹のふときをもみ糠などにて磨き、けんにんじといふものに、わらび繩もて、いかめしく結めぐらし、ずんど切とて、大木を半より截たるを植、みかげ石のきらめける石燈籠、手水鉢の大なるを置き、飛石とはいへど、大石を地の明たる處もなき迄、敷並べたるは見るめもうとまし、これたゞ人情野鄙になりて、價の高下をもてさたするより、かゝる似つかはしからぬ事にも心つかず、大かたは植木やどもに任せてさするなり、世にはやればそれをよしとする俗人、さらにおのれが見解なし、これのみならず、このことよろづにわたるべし、すべて粉飾勝たるは、天然の致なし、廣からむ處にも、燈籠などあまたあらんはうるさし、園治に大木は石よりも得難く、水は大木よりも得がたしといへり、洛陽名園記、苗帥が園を第一とす、大樹百尺むかひ峙ちて山の如く、竹百餘竿あり、水流には十石の舟をうかぶべし、大松七ッあり、水これを環れり、是にて其勝槪を知らる、天然の趣は鉦麗を闘はすにあらず、

古は庭作るといへば、上に見えたる如く、凡下のしる事にあらぬ故、是を業とする植木屋などもなかりしなり、○中略小庭にても、四時花を見むと思はゞ、草花にしくはなし、花壇を作り、時節の花を何にまれ、植かへ〳〵せむは生花に勝れり、

〔莵裘小錄〕庭つくりとて、世わたるもの丶するは、いといたういやしく、松などもさま〲に枝たわめ、ときは木を丸くかず塚おほくたてたるが、さては七五三の膳部の上をみるさまして興なし、庭はたゞ地勢といふものあり、海ちかきところは、たとへ海などみゆるにあらねども、木だちといひ吹かせまでも、海のおもむきはある也、それをみやまのつきにつくらんとしては、おのづからのけしきにさかふもの也、石にも海と山とのたがひあり、せばき庭ならばともあれ、廣くばその地勢をかうがへてつくるべし、水など流る丶ならば、山河のやうにし、瀧おとしなどつくらば、手ごろの石は、わけもなくたゞ高くなげあげて、おつるときのおのづからの姿にまかすべし、大きなる石は、源のかたにむかふべし、小さき石は、流のすゑに向ふべし、山河のはげしき流は、大なる石には水あたりて、下の土うがつ故に、上流のかたへあゆみ行もののなれば、みなみへむかふなり、もと生立し木は、南のかたをしるしつけて、庭へうつすにも、みなみのかたをたがへざれば、おのづからおのが姿をうしなはざるなり、すいがいなども、事そげてつくりたるはをかし、庭の門などは、あげ戸、あみ戸、織戸などさま〲あるべし、もとよりしばのきあじろなど難なし、庭に欄檻つけたるは、かの國ばかりともみえず、臺の竹なんどのやうに臺つくりて、名所の木草うゑたるはをかし、庭へうゑてをかしきは、梅、さくら、松はさらなり、松は小まづもよし、五葉もよし、立花、もみぢ、いてう、柳、荻、はぎ、薄、くづ、つたなんどもよし、きよ柳、ばせをなどは、石もつき〲し、竹はいとよし、河竹呉竹もをかし、ひろき庭は、もとより名も知らぬ木草とてもをかし、秋草はみだれあひて、朝がほもそのひま〲にさきしほめるぞをかしき、草のうちに、さゆり撫子などめづらし、露おくも雨も、くさむらほどをかしきものはなし、むぐらよ

もぎも所によりてこそをかしからめ、ひろき庭は、處々に心かはるやうにこそあるべけれ、菊も竹などそへてつくりしよりは、みだれたるぞよき、ひさしの下には、文車一二軸もあるべし、○中略石燈籠寺社などよりとり來るさまなどはいとわろし、石おほき庭に、いしの盥鉢もいかゞなり、かけひはをかし、たとへくみためし水の源にすとも、流るゝ水の清きをもてなしゝ意なれば、とりかまへて風流をなすたぐひにはあらず、さればゆるすべし、石燈籠と腰にさぐる印籠は、すがたのみにして、えうなきものとなりし、

ひろき庭は、もとより地勢にしたがふ計なり、わが心にたくはふる事なく、池ほるべき地勢ならば池をつくるべし、かまへて池をつくり、田をつくらんと、しひてはかれば、似あはぬ景色ぞ出來る、されども室町のころも、庭といへば、木などつくりたる事とみゆ、唐山の風なるべし、わがいふは、野山のまねびなれば、のやまにあきたるものは、庭をまたのらとせむ心もあらじ、庭つくりのふみなど見て、ほどよくするにしかじかし、われはかくおもふ也、よその庭も、野山のまねびせよといふにはあらず、造作もわがなすはかくとかけるにて、人またせよといふにはあらず、

〔花月草紙二〕あるひとの庭みしが、松の枝をため、はをすかし、一草一木みなつくりたてゝけり、まして石などは、さま〴〵の色あるをもならべわけ、大なるも小なるも、たゞずまゐおかしくしなしたるを、翁ことにほめにけり、かへりて後に、翁のつねこのみ給ふは、草は階前よりたちのび、松もひばらもおのがまゝになしをき給ふかとおもへば、けふの庭をばことにほめ給ふは、いかにととふ、何もさせることはりなし、世の人わがこのむところにあふものをば、ほめのゝしり、心にあはぬものをばそしりなどすれど、ことはり盡くして思ふにはあらず、茶たつることこのむものは、碁などかこむものをみて、おしき月日をむなしくし給ふ、木野狐の名をわすれ給へりやなどいへど、茶たつるま一時の心やりにて、よきあしきいふべき品もなし、いでこの庭といへば、室

町の比の庭の殘れるをみても志るべし、野山のけしきなすも、またかりにつくりなせしなり、じちにさま〲の石などおもしろかれとなしたるは、おもしろからぬやうもなし、翁が庭はといへば、おのがまゝになすにて、古の庭などのことゝもたがへば、心高きわけもなし、紅紫のいろはよきとて賞しぬれど、衣にして翁などきまほしとは思はざるなり、わが心にたがへばそしるは、みなことはりしらぬもゝのすることにや、

〔花月草紙 五〕ある人庭このみて、こゝにやまきづきて、この木をうへ、こゝに池つくりて、岸べに何うへんなどいひけり、いつつくるやとゝへば、まづこの木をこなたへうつしぬべし、この木はこん春うつし、これは秋うつしなん、うつしおはりて池をほりて、其土もて山築かんといふを、例ものいそぎし給ふに、これ計はいと心長きことの給ふ、二とせみとせにては、いまだまたき山水のけしきはなさじといへば、此木いまうゆれば、かゝることを眞にしれゝば、今うへんの心はつゆもなし、これは立冬のころかれば、立夏のころうふべし、此草は清明のころうふべし、いまみておかしと思ふ計の大なる木山なんどにうへたらば、枝もかれなどして、風景をそんずるなれば、五六尺のわか木うへて、この山にておのづから長ずれば、心の外のけしきをなすものなり、いかで二とせみとせにまたくそなはるべき、十とせもたちてこそ、おかしうもみるべし、いまにはかにすべきものならぬことを眞に志りぬれば、初めより物いそぎすることゝろは露もなし、いちはやく功なさんと思ひ給ふは、木草うふる時を、眞にしり給はざる故なりといひし、げに志るはおなじく志るなれど、眞に志るにあらざれば、志るとはいひがたし、古のつりたれしひとも、眞に時をば志りにしなりと、また人にかたりしとぞ、

〔都林泉名勝圖會 四〕龍安寺の林泉は、封境に名池あり、鏡容池と號す、冬日鴛鴦多く聚りて、洛北の眺望世に名高し、池中に三ッの島あり、中の島を伏虎といふ、又水分石といふあり、霖雨の時、此石

上へ水越ぬれば、西の方の樋を上て水を落す也、〇中略所謂方丈の庭ハ相阿彌の作にして、洛北名庭の第一とす、庭中に樹木一株もなく、海面の體相にして、中に奇巖十種ありて島嶼に准へ、眞の風流にして他に比類なし、これを世に虎の子渡しといふ、抑此地は文明年中、細川右京大夫勝元の別莊也、此人書院に坐にして、遙に八幡神廟を每事拜せんが爲に、庭中には樹木を植させずとなん、〇中略塔頭東皐院の林泉は、遠景を輿とす、坐にして八幡、山崎、淀川のながれ、小倉の江、伏水、鳥羽、羽束師など鮮に見へて、風光微妙也、

〔槐記〕享保十四年五月四日、龍安寺ノ庭ハ相阿彌ガ作ニテ、虎ノコワタシトヤラン名高キナガラ、私ティノ者〇山科道安ノ見テハ、好惡ノ論ハ及ガタシ、一向上ノコトニヤ、又金閣寺ノ九川百海ノ庭ハ、ソレトハ各別ニテ、巧ヲ盡シタルモノトハ見ヘナガラ、堅キモノ也ト申シ上ゲシカバ、御前〇近衛家熙ニモ兩處トモニ御覽アリ、大德寺中ニモ、相阿彌ガ作ノ庭アリ、今日ヨリ見テハ、合點ノイカヌモノナレドモ、ソレニモイカフ法ノアルコトノ由ナリ、昔シ聖護院ノ道晃親王ノ、獅子吼院〇堯恕法親王へ御話ニ淀ノ眞齋ガ作リ庭ハ、世ニモイヤナルモノト存ゼシガ、今度峯入致シテ始メテ覺悟イタセシコトノ侍リキ、大テイノ奧山ニハナキコト也、今一トウ峯ヲ分ケテ、深山ノ深山へ入タルトキ、谷ノ樹木ノ體、今ノ手ヲ入テ作リタル、ツクリ樹ニ少シモチガハズ、ワザト丸クモ方ニモツクリタルヤウ也、コレヲ以テ彼ヲミレバ、昔ノ人ノ深山ノ深山ヲコヽニ寫スコヽロニテ、致シタルモノニヤト仰ラル、スレバ龍安寺金閣寺ニモ、左ノコト侍ルニヤト仰ラル、拙畏リテ、サテサテ御尤ノ御コト也、拙先年阿克君ノ御供ニテ木曾路ヲ經テ、寢覺ノ床ヲ見侍リシ、巖石ノタヽミタル體、全ク石庭ニコトナラズ、スレバ是モ却テ幽谷ノ幽谷ヲ見テ、ツクリタル物ニヤト申シ上ゲシカバ、サレバ〳〵先年秦隨ガ、千ザメノ床ハ今ノ作リ石庭ノ自然ナルモノ也、是ニテハシ

カラレモセズト申タリシガ、ナルホドニモ左ナリト仰ラル、

〔笈埃隨筆 六〕假山

玉龜が詩に曰、山川好處造化惜、不許世人平地看と、されば貴人公子は他國に遠く遊ぶ事成難き故に、風景勝地を圖繪に見るのみ、依て文雅の公侯は、みづから亭宅の庭前に、所々の好景を摸寫して、其閑をたのしむ、是を築山と云、和漢ともに同じ、京都室町柳營の頃、殊に專らにして、又細川畠山などの亭宅、皆是を造れり、今諸寺の庭に其舊跡多し、洛に遊ばん人は、必しも乞見て洩す事なかれ、是又帝都の一奇觀たり、故に其豫めを左に記侍り、今の世庭を作るに、嵯峨流、四條流とてあり、紫野大德寺の南田間は、昔大原梶井御門主の別院にて湖水八景の假山有しに、應仁の兵亂に燒失せり、水石の跡今僅に見ゆ、

因に曰、帝都諸寺院の築山庭の巧妙なる、又累代相傳の名畫墨蹟奇品の類は、寛政十一年己未春出板せし、都林泉名勝圖會に盡せり、序は藤波二位季忠卿にして、水竹居主人と書り、好事の人は見るべきもの歟、

一西山西芳寺の庭は、夢想國師の製作にて、松尾明神は人夫の翁と變じ、力を合せて造り給ふ處也、後の山をもちひて頗る廣し、致景絶妙にして奇石名木多し、

一嵯峨天龍寺方丈後庭、同じく國師の造る處、泉水の側に古樹ありて、雅景天然の如し、

一同臨川寺の法堂、後山も又同作なり、

一洛北龍安寺疊山は、細川勝元はじめに造之、今の築山は東山殿同朋相阿彌の作也、虎の子わたしとて、大岩一ッに小岩三四ッ有て、掃庭の眞砂にして、樹木の景をからず、誠に絶妙の作意なり、

一東山雙林寺假山、文阿彌が庭も、相阿彌が作なり、

一西八條尼寺方丈の庭も、樹木多く用ひず奇麗也、小谷といふもの、作也、嘉栗曰、大通寺の庭は作り木計りにて、方圓

大小種種あり、

一勸修寺の假山は堂前にあり、弘法大師の作といひ傳ふ、

一一乘寺村曼珠院の築山は、則御門主の作也、同村別宮は後水尾院の御別宮也、方二町餘の池有、石橋有、殊更楓樹多く冬景世に殊也、

一紫野大德寺塔頭の庭尤美景也、就中大川院の庭、相阿彌作にして觀音石虎頭石など、奇石世に知る處也、是元來室町家の臣水淵氏亭宅にて有しを、此に移せしと也、此外大地本山宮方の御庭所々に、古跡遺景絶倫多しといへ共容易には拜見成り難し江州三井寺の塔頭に名高き築山有、猶委くは行て見るべし、

〔日本書紀二十二推古〕三十四年五月丁未、大臣〇蘇我馬子薨、仍葬于桃原墓、大臣則稻目宿禰之子也、性有武略、亦有辨才、以恭敬三寶、家於飛鳥河之傍、乃庭中開小池、仍興小島於池中、故時人曰島大臣、

〔源氏物語二十一乙女〕八月には、六條の院つくりはてゝ、わたり給ふ、ひつじさるのまちは、中宮の御ふるみやなれば、やがておはしますべし、辰巳には、殿のおはすべきまち也、うしとらは、ひんがしの院に、住たまふ臺の御方、いぬいのまちは、あかしの御方とおぼしをきてさせ給へり、もとありける池山をも、びんなき所なるをは、くづしかへて、水のをもむき、山のをきてを、あらためて、樣々に御かた／＼の御ねがひの心ばへを、つくらせ給へり、南ひんがしは、山たかく、はるの花の木、數をつくしてうへ、池のさま、おもしろくすぐれて、おまへちかき前栽に五葉、こうばい、櫻、藤、やまぶき、岩つゝじなどやうの、春のもてあそびを、わざとはうへて、秋の前栽をば、むら／＼ほのかにまぜたり、中宮の御まちをば、もとのやまに、紅葉のいろこがるべきうへ木どもをうへ、いづみの水もをくすまし、やり水の音まさるべき岩をたてくはへ、瀧おとして、秋の野をはるかにつくりたる、そのころにあひて、盛にさきみだれたり、さがのおほゐのわたりの野山、むとくにけをされたる

秋なり、北のひんがしは、すゞしげなる泉ありて、夏のかげによれり、御まへちかき前栽、くれ竹、たた風すゞしかるべく、木だかき森のやうなる木ども、木ぶかくおもしろく山里めきて、卯花がきね、ことさらにしわたして、むかしおぼゆる花たち花、なでしこ、さうび、くだになどやうの、はなのくさ〳〵をうへて、春秋の木草、その中にうちまぜたり、東おもては分てむまばのおとゞつくり、らちゆひて、五月の御あそび所にて、水のほとりに菖蒲うへしげらせて、むかひにみまやして、世になき上めどもを、とゝのへたてさせたまへり、にしのまちは、北おもてつきわけて、みくらまちなり、へだてのかきに、松の木しげく、雪をもてあそばんたよりによせたり、冬のはじめ、朝霜のむすぶべき菊のまがき、われはがほなるはゝそばら、をさ〳〵なもしらぬ太山木共の、木深きなどをうつしうへたり、

〔今昔物語二十七〕川原院融左大臣靈宇陀院見給語第二
今昔、川原ノ院ハ、融ノ左大臣ノ造テ住給ケル家ナリ、陸奥ノ國ノ鹽竈ノ形ヲ造テ、潮ノ水ヲ汲入テ池ニ湛ヘタリケリ、樣々ニ微妙ク可咲キ事ノ限ヲ造テ住給ケルヲ、其ノ大臣失テ後ハ、其ノ子孫ニテ有ケル人ノ、宇陀ノ院ニ奉タリケル也、〇下略

〔本朝文粹十一序〕三月三日於西宮池亭同賦花開匝樹應製、　源順
永寧坊中、有一仙宮、風煙幽奇、水石清麗、〇中略古老傳云、此地本主、奢與富期、買巖爲山、浸鹽成海、夫澥非人力之所成、白鹽盡兮、海岸遺體、山是地勢之自得、碧巖高兮、山嵐傳聲、耆舊之談、知其不僞矣、〇下略

〔本朝文粹十二記〕池亭記　慶保胤
予六條以北、初卜荒地、築四垣、開一門、上擇蕭相國窮僻之地、下慕仲長統清曠之居、地方都盧十有餘畝、就隆爲小山、遇窪穿小池、池西置小堂安彌陀、池東開小閣納書籍、池北起底屋著妻子、凡屋舍十之四、池水九之三、菜園八之二、芹田七之一、其外綠松島白沙汀、紅鯉白鷺、小橋小船、平生所好、盡在其中、

〇中略天元五載孟冬十月、家主保胤自作自書、

〔增鏡一おどろのした〕みなせといふ所に、えもいはずおもしろき院づくりして、しばしばかよひおはしましつゝ、春秋のはなもみぢにつけても、御心ゆくかぎり世をひゞかして、あそびをのみぞしたまふ、〇後鳥羽所がらもはるばると川にのぞめる、てうばういとおもしろくなん、〇中略かやぶきのらうわた殿など、はるばるとえんにおかしうせさせ給へり、御まへの山よりたきおとされたる石のたゝずまひ、こけふかきみやま木に枝さしかはしたる庭の小松も、げにげに千世をこめたるかすみのほらなり、せんざいつくろはせ給へるころ人々あまためして御あそびなどありける、〇下略

〔增鏡五内野の雪〕その父殿（公經）のおほきおとゞ、そのかみ夢見給へることありて、〇中略北山のほとりに、世にしらずゆゝしき御堂をたて、名をば西園寺といふめり、この所は伯三位すけながの領なりしを、おはりの國松えだといふ庄にかへ給ひてけり、もとは田はたけなどおほくて、ひたぶるにゐ中めきたりしを、さらにうちかへしくづして、えむなるそのにつくりなし、山のたゝずまゐ木ぶかく、池の心ゆたかに、わたつ海をたゝへ、峯よりおつるたきのひゞきもげに涙もよほしぬべく、心ばせふかき所のさまなり、

〔帳中香六下〕次韻文濳同遊王舍人園

移竹（中略）本邦龜山法皇於東洛龍阜之離宮南禪院、栽吉野櫻、難波葦、立田楓、住吉松等、栽泉石之池邊、丁亥（應仁元年）騷屑以來不存一株、哀哉、

〔おもひのまゝの日記〕六月廿日ごろいとあつき比なれば、いづみもて遊び給ふとて、二條の家に行幸有、御かたたがひのよしなり、あるじの殿〇藤原兼基たちゐけいめいせらる、山のすがた水の心ばへいとおもしろし、東にたかき松山あり、山のふもとよりわきいづる水のながれ、松のひゞきをそへていとすゞし、水のうへに、二かいをつくりかけたれば、やがて座の中をながれ行石間の

水、さながらそでうつばかりなり、ながれの末の池のすがた、入江々々にしまぐのたゝずまゐいとおもしろく、西のながれのするに、山を隔て五尺ばかりの瀧落たり、瀧のうへにつくりかけたる二かいのさまなど、山里めきていとおかしう見ゆ、

〔太閤記 十三〕名護屋旅館御作事衆

一山里おうへ十間ニ十一間　寺澤志摩守〇中略

筑山遣水等之體、ちとせをも經たるやうに苔むし、興をつくしたる事、言舌の及ぶべきなし、〇中略

一山里御座之間　同人〇寺澤志摩守、中略、

庭前をのづからなる岩嶋を用、自然之美景更にいはん言の葉もなし、尾州内津虎渓之山水も、是にはいかでまさらじとおもふ、

〔閑窻自語 二〕土御門院内小御所庭作事

土御門里内小御所御庭は、寶永火事後、醫師素仙といふものなどつくりしと聞り、たしかならざれば、かさねてたづぬべし、ことし寛政九年又池をひろめ、はしをそへられぬとぞ、これは植木をあきなふものゝ、立ちよりてつくれるなり、日野大納言資矩卿内々申沙汰にて口入せりとなり、

櫻町仙洞及庭作事

櫻町仙洞當時院御所この地は、天正十四年、正親町御讓位のゝち、仙洞に用られし地にて、代々の洞裏たり、櫻町のみかど御脱屣あらん迚、この地に仙居を作られ、延享四年二月廿八日、この後櫻町殿と稱すべきよし仰らる、元はたゞ下の御所といひて、地名の沙汰なしとぞ、さて此庭はきはめて、よしあるつくりざまにて、心をつくせること、なべての庭のおよぶ所にあらず、近衞准后内前公仰られしは、太政大臣秀吉公のつくれる庭なりとぞ、のちにその頃の日記をかんがうるに、秀吉公繩ばりなどみづから

いとなまれしことなど見ゆれば、さもあるべし、その頃名をえし庭つくりをよせて、このまれし事とぞおぼゆる、

〔後樂園紀事〕威公上〇徳川賴房曾て代官町御邸に御座なされ候節、山水を好ませ給ひて、江府の御邸に山水を經營せむとおぼしめしたまひ、德大寺左兵衞、上杉右近大夫、宇都宮彌三郞と同くならびて高家といふ、に命ぜられ、その宜き地形をえらましめ玉ふに、小石川本妙寺吉祥寺の邊、山水のいとなみ然るべき地形なりといふ、すなはち將軍家江請はせられければ、台命有て、やがて本妙寺を丸山へ、吉祥寺を駒込へうつさせ給ひて、本藩の御邸と成、小石川御中屋敷と稱その時この地數百年の喬木生しげりて、當時人力の及べからざる形勢なり、その上大猷公〇徳川家光は一々御物數寄有て、出來たる御園なれば、威公上にも甚御心志を盡させ給ひて、潤色せさせ給ひ、德大寺に命ぜられて、經營せさせ給ふ、德大寺が心を盡す處、つとめて自然の事をよしとし、古木をきらず、凹凸の地形にまかせて山水を經營す、伊豆の御石山、其外の山々より奇異なる大石を御とり寄せ遊ばされ、是を以て莊嚴なし給ふ、これもとより大猷公の御心なるべし、地形に依て先大泉水を開き、色々大猷公の御差圖有けるなり大泉水より東の方は、御屋形に當る、喬木繁茂して、しゆろ山につゞきて、御屋形の見隱しとなれり、南にしゆろ山、木曾谷、龍田川、西行堂、櫻馬場、西にめぐりて一ッ松、硝子の茶や、大井河、西湖堤、渡月橋、丸屋、小廬山、觀音堂、音羽瀧、琉球山、大黑堂、得仁堂、通天橋、圓月橋、北に當て遠山有、俗說比叡山に擬させ給ふよし松原、福祿壽の堂、不老水、八ッはし、水田、そのほとりに稻荷の社、文昌堂、小町塚、河原書院、別段御庭あり御能舞臺あり、北西の隅に藥木の御園內に庚申堂、萱御門、其外に水車の樓有、樓上に小廬山へかゝれる水の筧あり、大泉水に長橋かゝれり、下の長橋の條に委しくしろす也橋より西に蓬萊島、島のうちに辨才天の祠有、總て園中の山水喬木危石自然の形勢を備て、言語筆力の盡すべき處にあらず、一度此御園に遊ぶ時は、東西南北を分つものなし、實に千山競秀、万壑爭流といふべし、東福門院開召及ばせら

れ、圖に寫して獻せらるべき命有て、進上おはしましければ、やがて後水尾院にも叡覽ましまして、御感なゝめならず、これより天下の名園なる事を、人々しらずといふことなし、度々の御成に、大猷公の仰に水などは、御心次第にひかせらるべしとて、御みづから御泉水の御指圖ども是有てければ、威公上にも忝おぼしめさせられ、御心にまかせられて、山水の御ものずき出來侍るとこそ、その御志を義公上(○徳川光圀)にもつがせられ、猶潤色をなし給ふ、然れども、一木を切、一石を動し玉ふ事はなかりけるとこそ、明遺民舜水(朱之瑜)に命せられて、御園の名をゑらばせられし時、宋の范文正公の士當下先二天下之憂一而憂、後二天下之樂一而樂の語をとりて、後樂園と名付られて、御屋形より御園への庭門にも、右の三字を書して扁額となせり、(太田九藏金具を以て作れり)得仁堂、文昌堂、圓月堂の額は、義公上の御經營なり、すへて威公上の遊ばされたる御事をば、少しなりともあらためたまはず、されどことにより改めさせ給ふ事も有しかど、是はまたもとのごとくに成べきことなり、一木なりとも枯たるは御本意なき御こととて、年々御植そへは有レ之候得ども、大木を伐らせらる事は、かつてこれなかりけるとぞ、松は別して御當家へいはれ有ことなれば、一枝をも伐らせ給はざりけり、兩君上の御志を究させ給ふ御事、舜水先生の後樂園の賦、安藤内匠頭定爲朝臣(伏見宮家令)の常陸帶といへる、東行の日記をみて考合すべし、おしむべき事は、元祿年中、桂昌院大夫人(常憲公(徳川綱吉)の御實母)この御園へ入御有ける時、大石奇石大夫人御歩行のため危しとて、大概取はらはる、數月を經て其石櫻の馬場銅藏の邊、其外もより〳〵に取のけて、所々の隅々へ積重ねたる山のごとくし、此時園中の景一變して侍りぬ、また享保中、大森茂次郎、三木幾右衞門に命せられ、讃州公のおぼしめしに隨ひ、御見はらしのため、喬木七百餘材を伐はらひ、大泉水の邊の石樹をくづし、峨々たる奇石みなとりはらはれ、古木大かた伐はらはる、のこれる木石とてもわづかなるべし、この時古木奇石みな飛散す、(此事禁忌の事なれば、あながちに記すべからず、)古の佳境のこりたるものは、小廬山のほ

とり、是も瀬は水枯たり觀音堂、西行堂、西湖づゝみ、圓月橋、是もわたりの景變ぜるなるべし櫻櫚山、硝子茶屋、これも遺蹟あらたまる此類のみなり、こゝに於ゐて園中の絶勝大に變ず、

〔文昭院殿御實紀附錄上〕濱の御殿は、いまだ櫻田にすませ玉ひしころよりの御別業なりしが、御代つがせたまひし後に、ぞ修理加へ、御庭の山水の景をもつくりそへ、二なくもてなし玉へり、御庭に田面ひろくかまへ、四五月頃は關東村々農家の婦女を、代官よりえらびまゐらせ、それにて早苗を植しむ、御臺所姫君たち御覽じにわたらせたまふ、是も下民の艱苦を後宮の御方々にも、みそなはせ玉はせたく思召ての事なるべし、寶永七年九月、公卿參向ありしに、其園を見せしめられ、さま〴〵賜物あり、ことさらの仰により、公卿皆和歌を献らる、〇中略又吹上の御園もふるきにこえて作りひろげさせ玉ひ、泉石の趣はさらなり、草木あまた植そへ玉ひける中に、こと木はなくて、紅葉のみ多くうゑ玉ひける所は、露時雨の折にあひては、實に唐錦をさらすかと見え、今も紅葉の茶屋と稱せられ、秋ごとに幾本となく染出て、立田山もかくやと思ひやらるゝあたりは、その御名殘をとゞめし所とぞ、かゝる御雅韻は猶いと多かるべし、

〔吹上苑炮技上覽之記〕天保十あまり二とせ八月するの五日、吹上の御園元馬場てふ所にならせ給ひ、諸士の炮技を見そなはせ給ふ、〇中略このみその、ことうけたまはれる、伊奈半左衞門があなひにつきて、新御構といへる所にあなる、臥龍館といへる所にてしばしいこひ、こゝにて晝のかれいゐなど賜はれり、とかくしてこゝを立いづ、三角矢來といへるは、いと高き處なれば、のろのろのぼりて、御垣の松の木の間より見わたしたるに、秋の日影くまなく、竹芝の浦はる〴〵とはれわたりて、〇中略しばししてこゝをくだりて行ほどに、田家のさまに作りなせる所あり、こゝには田がへしの具など、とり設たるもおかし、しもが下の手業をも、したしく思ひやらせ給ふ御心しられて、いとかしこくもおぼゆる、〇中略並木を過て驛路めきたる處にいたれば茶店あり、さ

ながらしめのちうとはおもはれ侍らず、〇中略猶こゝかしこ行めぐりて、紅葉の御茶屋といへるにいたれり、こゝをば千秋亭とぞいふ、〇中略地主山のこなたに、音羽の瀧をうつされたるところあり、〇中略辨財天の社にいたる道の、かたへなる林の下に、いと大きやかなる靈芝の生出たる、〇中略御花壇と名つきなる、馬場殿のかたはらに、水の高くつきあがるは、これなむ吹上の名なりと聞て正衡朝臣、〇下略

〔類例略要集〕吹上御庭拜見被仰付近例

寛政四子年閏二月廿八日　御三家方

文化七午年五月朔日、寺社奉行、御留守居、三番頭、御勝手向布衣以上御役人、　拜見通行其外略ス茲

文政五午年四月十一日、御老中方、兩丸若年寄方御側衆、

文政九戌年四月十一日、寺社奉行四人土岐信濃守、林大學頭、〇中略但文化七五朔日通、今日拜見罷出候人數百貳拾四人相濟、表上御臺所被下、　同月十四日、御留守居五人大目付、一人兩丸御書院番頭、貳人〇中略右之通拜見被仰付之、但此内十一日當番分及今日、

〔蓬萊園記〕ひのみちのくち、やほによし、平戸をしらすかうのとのゝ、あまとぶや、鳥越のみたちなるひろにはなん、海やまのふたつをそなへて、うとからず、つれなからずぞ見えたる、〇中略ときはは、かきはに、かまへたまへる、ついがきのうちすぐれて廣く、ところのさまもたゞならずみえたり、かのひろにはゝ、南おもての、みいでゐのしりへに、つくりわたされて、その見はらしまねびいでんにことのはもたらはざりけり、このあたりの事をつたへうけたまはりつるに、むかしおほやけより、たまはりましつるほどは、たゞあしをぎのみ、おひしげれるみぬまなりしを、水をやり、つちをはこび、あらたまの、とし月うづめたてさせて、かくなし給へりとなむ、さばれかばかりな

る廣にはにつくりをへ給へる、いくそばくいくちゞのおぼしいれなりけん、しらぬひのみこゝろづくしをぞ、おもひやられはべる、このみそのふのいけのかたはらは、むかしみちのくにへゆきかひしみちすぢなりけむ、そのかみのみちのりのつか、またはやくよりいはひまつり來し、をのゝこまちのやしろ、こけむせるいしのたふ、なにくれとふるきものゝのこりたる、おもひまうけまさずして、今はみそのふのかざりとぞなりにける、池もくはだてゝほらせたまへるにはあらず、かのふるきぬまの、ふかきかぎりにて、うづめがたきところののこれるが、さいはいにして、かくあやしきけしきをつくせる、もし海やまもよりてつかふるにやと、おもふほどなり、このみそのふのすべてのかたちは、はやく島このませたまへる君まして、そのほど世に名あるひとびとにあつらへ、つくらしめたまへりとぞ、げにそのいけのさまや、君のみこゝろとともに、いとひろらにして海をなし、しほのかよひありて、あさゆふみちひせり、おきに島あり、いそあり、崎あり、へたに浦あり、はまあり、入江ありて、しまはいそをしたひ、うらは濱をいたはりて、おの〳〵たがひに、おもひかはせるがごとし、そのきは〴〵にくみたてたる、いはほのたゝずまひよ、君のみよはひとともに、いくもゝちゞともかぞへがたし、めぐりに岡あり、山あり、はやしあり、杜ありて、山は岡をにらみ、はやしは杜をしりめにかけて、おのがじゝ、かたみにこゝろあるがごとし、かしこき君、名ぐはしき人たちならずて、たれかかくはつくりあへむ、そのこち〴〵におひたてる花もみぢは、よつのときのいろかをあらそひ、松竹はとはにかはらぬみどりをきほひて君のみさかえをまもりがほなり、〈略○中〉こゝにかたじけなきおほせごとあり、いまし〈守部〉よ、此わがそのふのすべ名をはじめても、もゝたらず、やその島やま、さるべきところ〴〵に、それ〴〵の名をおふせよや〈略○中〉と、のたまはせてなん、〈略○中〉うべしもかばかりなるしま山に、たゞへ名のなかりつる、あかずおもほすも、御ことわりとおぼゆるも、なほうつゝなきこゝちして、

さくはなの雪をわけぬとおもふまにとこよのしまにわれやきにけん、とばかりおばめかれてなん、やがてこのみそのふを、とこよそのとは、たゝへはべりける、

〔梧窓漫筆拾遺〕予〇太田錦城京師に在留の日、北山の鹿苑院の金閣寺へ兩度、東山慈照院の銀閣寺へ一度參詣せり、金閣の金は今にのこれり、銀閣の銀は少しものこらず、さて當時は光麗なることなるべし、されども今より見れば、金閣の池などは、餘程廣けれども、一體の分內狹少にして、今の諸侯の別莊などに比儀すべきに非ず、銀閣の庭は、殊に狹小にして、今の商賈の別莊位なり、

築山

〔運歩色葉集〕〔津〕築山(ツキヤマ)

〔書言字考節用集〕〔一乾坤〕假山(ツキヤマ)〔茂陵富人袁廣漢、築園構石爲山、高十餘丈、是假山之始也、見西京雜記、詩格註、〕

〔家屋雜考〕〔二〕庭

假山 石立　假山は築山なり、又石立(イシダテ)といふ事あり、是は庭の岩組をする事なり、推古紀に、百濟の人をして、南庭に須彌山のかたちを造らしめられ、又齊明紀に、飛鳥岡本宮に、石山丘を造らしめられ、又甘檮丘の東の川上、及び石上の池邊に、須彌山の形を造らしめられしなどいふ事見え、是等、庭に山を築き、岩組などする事の初めなり、

〔日本書紀〕〔二十二推古〕二十年、是歲自百濟國有化來者、其面身皆斑白、若有白癩者乎、惡其異於人欲棄海中島、然其人曰、若惡臣之斑皮者、白斑牛馬不可畜於國中、亦臣有小才、能構山岳之形、其留臣而用、則爲國有利、何空之棄海島耶、於是聽其辭以不棄、仍令構須彌山形及吳橋於南庭、時人號其人曰路子工、亦名芝耆摩呂、

〔日本書紀〕〔二十六齊明〕三年七月己丑、覩貨邏國男二人女四人、漂泊于筑紫、言臣等初漂泊于海見島、乃以驛召、辛丑、作須彌山像於飛鳥寺西、且設盂蘭瓫會、暮饗覩貨邏人、〔或本云、墮羅人、〕　五年三月丁亥、吐火羅人、共妻舍衛婦人來、甲午、甘檮丘東之川上、造須彌山、　六年五月、是月、於石上池邊作須彌山、高如廟塔、

以饗二肅愼四十七人一、

〔雍州府志八古蹟〕雙林寺假山　雙林寺文阿彌庭有二假山一、相傳東山殿同朋相阿彌之所レ壘也、倭俗作二假山一曰レ壘二水石一、又曰レ作レ庭、

〔甲陽軍鑑品第三十九十二〕一天正元年三月九日に、信玄公御煩能ましく〳〵て、御主殿まで御出被レ成、御庭つき山に、櫻の漸ひらきたるを御覽なされ、廣緣に御立あり、古歌を吟じ給ふ、

〔太閤記十六〕雍州之伏見殿下居城に御定之事

年月もかさなり來て、石垣二重三重出來ければ、はや御臺所長屋など立て、作事これかれに急なり、山下の河邊に廿丈に山を築上、諸木を植ならべ、枝をあらそひ深山のごとし、松柏生茂りし中に、堂塔伽藍を立ならべ、學文所と號し、古今すきの御講尺あり、

〔徹妙公御夜話〕一徹妙公御居間書院御勝手空地之處に、盆山のごとく築山を被二仰付一候、御手廻少扶持衆木石をはこび普請仕候節、大横目內藤外記殿御見廻り候處に、是江と被レ仰候故、御通候て御披露被二仰付一候かと御申候得ば、今日天氣能慰に申付候、あの普請仕候者共は、手前家來之內、歷歷之者共の次男三男に候、國許に置申候得者、親共をいたぶり、氣隨になり申候故、嚴しく呼出し爲二見習一江戶江召連候、若き者身ならしに普請させ候と、被レ仰候得ば、外記殿御賴母敷儀に候、何も御普代衆故、何を被レ仰候ても、御心安く被二召仕一候と、返す〴〵感じ被レ申候由、不破平左衞門殿咄承り候、

〔倭訓栞中編十二世〕せんすゐ　前水の義、前庭の池水をいふといへり、或は潺水と書り、拾遺集に、月にのりて、潺湲を瓶と見えたり、

〔作庭記〕一泉事

人家に泉は必あらまほしき事也、暑をさること泉にはしかず、しかれば唐人必つくり泉をして、

或蓬萊をまなび、或はけだものゝくちより水をいだす、○中略泉は冷水を以て屋をつくり、おほいづゝをたて、簀子をしくこと常事也、冷水あれども、その所ろ泉にもちゐんこと便宜あしくば、ほりなして泉へ入べし、あらはにまかせいれたらむ念なくば、地底へ箱樋を泉の中へふせとおして、その上に小づゝをたつべき也、若水のありどころ、泉より高き所にあらば、樋を水のいるくちをば高て、すゑざまをば次第にさげて、そのうゑに中つゝをすうべし、たゞしそのつゝのたけを、水のみなかみの高さよりは、今一寸さげつれば、その水つゝよりあまりいづる也、ふせ樋は久あらしめむとおもはゞ、石をふたをひにふすべし、もしよく〳〵やきたるかはらもあしからず、

作泉にして井の水をくみいれむには、井のきはにおゝきなる船を臺の上に高くすゑて、そのしたよりさきのごとく箱樋をふせて、ふねのしりより樋のうへはたけのつゝをたてとをして、水をくみいるれば、をされて泉のつゝより、水あまりいでゝ、すゞしく見ゆる也、

泉の水を四方へもらさず、底へもらさぬしだい、先水せきのつゝの、いたのとめをすかさずつくりおゝせて、地のそこへ一尺ばかりほりしづむべし、その しづむる所は、板をはぎたるもくるしみなし、底の土をほりすてゝ、よきはにつちの水いれて、たわやかにうちなしたるを、厚さ七八寸ばかりいれ、ぬりてその上に、おもてひらなる石をすきまなく、をしいれ〳〵、ならべすゑて、ほしかためてそのうへに、又ひらなる石の、こがはらけほどなるを、そこへもいれず、たゞならべをきて、そのうへに黒白のけうらなる小石をばしく也、

一說作泉をば、底へほりいれずして、地のうへにつゝを建立して、水をすこしものこさず、尻出すべきやうにこしらふべき也、くみ水は一二夜すぐれば、くさりてくさくなり、虫のいでくるゆへに、常に水をかへおとして、底の石をもつゝをもよく〳〵あらひて、えうある時水をば入る也、地上に高くつゝをたつるにも、板をばそこへほりいるべき也、はにをぬる次第さきのごとし、板の

外のめぐりをもほりて、はにをばいるべき也、

簀子をしく事は、つゝの板より鼻すこしさしいづるほどにゑく說あり、泉をひろくして、立板より二三尺、水のおもへさしいでゝ、釣殿のすのこのごとくしく說もあり、これは泉へおるゝ時、ゑたのこぐらくみえて、ものおそろしきけしきしたる也、但便宜にしたがひ、人のこのみによるべし、

當時居所より高き地に、ほり井あれば、その井のふかさ、ほりとをして、そこの水ぎはより、樋をふせ出しつれば、樋よりながれいづる水、たゆる事なし、

〔築山庭造傳前編上〕石を疊といふ事

池の形四方あらはに見ゆれば、何ほど廣き池なりとも、其廣のみを見盡して風情すくなし、小き池なりとも、形を面白く曲をなし、此所彼所草木石のあしらひにて、あらはに見せざれば、自湖海眺望の氣象も籠るべし、是等の工夫、山水を造る極意、深く味ふべき事にてこそ、

〔本朝文粹八序〕晚秋遊二淳和院一同賦二波動レ水中山一　源順

淳和院者、橘太后之別宮也、〇中略爾來人事雖レ訛、地勢如レ舊、軒檻重重、碧波亭之構不レ異、池塘眇眇、靑草湖之樣相同、雖二彼崐閬一、何以加レ之、矧亦水銜二山影一、山任二波心一、底深則山又深、波動則山又動、誰謂巖靜轉二數仭於一池之秋一、誰謂嶺高浸二靑黛於綠潭之曉一、是以輕漾卷兮微微、崎嶇吐レ雲之色頻蕩、細文鋪兮瑟瑟、崔嵬戴レ石之勢不レ閑、則知强楚拔二山之力一、不レ如二季商吹レ水之風一、〇下略

〔宇治拾遺物語七〕今はむかし、〇中略西宮殿〇源高明の大饗に、〇中略小野宮殿〇藤原實賴は、わきよりのぼりておはしけり、中島に大に木だかき松一本たてりけり、その松を見とみる人、藤のかゝりたらましかばとのみ見つゝ、いひければこの大饗の日は、む月の事なれども、藤のはないみじくおかしくつくりて、松のこずゑより、ひまなうかけられたるが、時ならぬものはすさまじきに、これは空

のくもりて、雨のそぼふるに、いみじくめでたうおかしうみゆ、池のおもてに、影のうつりて、風の吹ば、水のうへも、ひとつになびきたる、まことに藤波といふことは、これをいふにやあらんとぞ見えける、

〔榮花物語三十二歌合〕院〇小一條のかやうゐん殿にわたらせ給ておはします、殿のうへに御對面などあり、との丶御せんはいかならん、けうらをつくしても、御覽せさせんとおぼしめしたり、いづみのうへのわたどのに、四條中納言〇定頼まいり給へるに、出羽辨對面したるに、殿うちより、御ひとりもちて、おはしまして、そらたき物せさせ給てそひおはします、

〔榮花物語四十紫野〕殿〇藤原師實はいみじき事どもをつくさせ給へり、八幡行幸つごもりがたにありて、かへさにかの鳥羽院におはしまさせ給、十餘町をこめてつくらせ給、十丁ばかりは池にて、はるばるとよもの海のけしきにて、御船うかべなどしたるいとめでたし、

〔古今著聞集十八飲食〕文治の比、後德大寺〇藤原實定の左大臣におはしける時、德大寺のていに、作泉をかまへられて、中御門左府〇藤原經宗へ案内申されければ、わたり給にけり、

〔御湯殿の上の日記〕慶長十二年三月十六日、くろ戸の御庭に、御いけ、はし、山のか丶り、おもしろくつくらせられて、けふ御いけみに、女ゐんの御所、みやの御かた、大しやう寺殿、八でう殿、大かく寺殿、せうかうゐん殿、正ごゐん殿、たけのうち殿、との丶中納言、このへ中將殿、おとこたち十人あまりめして、御ふるまいありて、四時分より日のくる丶までならします、御うたひなどありて、大くもじ參る、ひしく成、めでたしく、せうかうゐん殿より、おり御たる參る、　四月六日、御いけみに、りう山御ㄙこうなり、御ふるまひあり、御所々々なる、

〔雍州府志八古蹟〕洲濱町　在岩神通三條南、倭俗假山池水謂洲濱、泉石之模樣象水隈洲濱之謂也、今專稱洲濱、或謂泉水、斯處今不知何人之爲泉水也、

〔後樂園紀事〕大泉水　園中第一の美觀なり、大猷公〇徳川家光御みづから、泉水のかたちを畫かせられ、威公〇徳川賴房上江進せられけるとなり、もとよりの限りなりけれど、大猷公の思召にて、小日向上水を流し入て侍りければ、御庭第一の勝景となれり、湖水になづらへ給へり、水邊にさま〳〵の奇岸石嶺有て、水にのぞめり、よりて何方までつゞき入たる湖水とも、はかられがたき景色なり、唐の風景とても是には過べからずとこそ、御唐門を入て一町ばかり過侍れば、小坂有て、その下り口より松原をさして、四十間ばかりの長橋かゝれり、そりもなく平らかに掛たるなり、中ほどに駒よけとて舞臺のごとく成もの、西の方に張出したり、月夜には史館の儒士をめさせられ、御酒宴有て詩歌の御遊び有し處なり、

〔鳳闕見聞圖説〕中小御所　清凉殿の東北に有、前に池ありて景色いはんかたなし、御池に橋五橋有、後に築山有て樹木茂れり、花の春の御遊、月の秋の御舟遊びなど、さながら思ひ出されぬ、御溝水の瀧清らかに流れ落て畫けるがごとし、亦此御庭に丹頂の鶴二羽、其外鴨の類ひ、あまた池にはなされたり、

〔徵古文書〕甲山城國〕佐原口口等書狀

猶中入候總筒より內、御泉水之溝通より外、少々にても水取候半樣ニ、鄉中へ急度可レ被二仰渡一候水、何時より下り可レ申候哉、其方より御左右次第ニ爰元より之人申付出可レ申候、以上、

禁中樣御泉水之諸木共事之外痛候ニ付、水下候樣ニ可二申遣一之旨、長橋殿より被二仰出一候間、此由總中へ被二仰渡一、無二油斷一水下候樣ニ尤ニ候、總筒より內之儀者、水筋此方より人付置可レ申候間、小山鄉中へも被二仰渡一、肝煎申候樣ニ可レ被二仰渡一候、恐々謹言、

正保四年
七月廿四日　　　木坂和泉守正之花押
　　　　　　　　西池出雲守口口花押

佐原織部正□□花押

御沙汰人衆中參

佐原□□等書狀

一筆令₂啓達₁候、然者禁裏御泉水江かけ候水、漸々今朝辰下刻かゝり初候、然所在々迷惑申候由、被₂爲₃聞召₁、御庭之植木共痛候共不₂苦候間、水留候樣ニと被₂仰出₁候間、其心得可₂被₁成候、重而御用之儀も御座候はゞ、早速御掛可₂被₁成候、恐々謹言、

正保四年亥七月廿六日

木坂和泉守正之花押

西池出雲守□□花押

佐原織部正□□花押

藤木大學殿

同右馬助殿

同信濃守殿御中

〔拾遺和歌集二夏〕河原院の、いづみのもとに、すゞみ侍て、　惠慶法師

松かげのいは井の水をむすびあげて夏なき年とおもひける哉

中島

〔作庭記〕島姿の樣々をいふ事

山島　野島　杜島　礒島　雲形　霞形　洲濱形　片流　干潟　松皮等也

一山島は、池の中に山をつきて、いれちがへ〳〵高下をあらしめて、ときは木をおほくうふべし、前には白濱をあらせて、山ぎはならびに、みぎはに石を立べし、

一野島は、ひきちがへ〳〵、野筋をやりて所々におをばかり、さし出たる石を立て、夫を便として、秋の草などを植て、ひま〳〵には、苔などをふすべきなり、是も前には、白濱をあらしむべし、

一杜島は、たゞ平地に樹をまばらにうゑみて、こしげきにえたをすかして木の根に取つき取つき、目に立ぬ程の石を少々立て、しばをもふせ、すなごをもちらすべきなり、

一磯島は、立あがりたる石を所々に立て、其石のごばんにしたがひて、浪打の石をあらゝかにたてわたして、其高石のひま〳〵に、いとたかゝらぬ松の、おひてすぐりたる姿なるが、みどりふかきを、ところ〴〵うふべき也、

一雲がたは、雲の風にふきなびかされて、そびけわたりたる姿にして、石もなく、うゑ木もなくて、ひたしらすにて有べし、

一霞形は、池のおもてを見渡せば、あさみどりの空に、霞の立渡れるがごとく、ふたかさね、三かさねにも、いれちがへて、ほそ〴〵とこゝかしこ、たぎれわたり見ゆべきなり、これもいしもなく、うゑきもなき白洲なるべし、

一洲濱がたは、つねのごとし、但ことうるわしく、紺の紋などのごとくなるハわろし、おなじすはまがたなれども、或はひきのべたるがごとし、或はゆがめるがごとし、或はせなかあはせにうちちがへたるがごとし、或はすはまのかたちかとみれども、さすがにあらぬさまにみゆべき也、是すなごちらしたるうゑに、小松などの少々あるべきなり、

一片流様は、とかくの風情なく、ほそながに水の流しをきたる姿なるべし、

一干潟様は、しほのひあがりたる跡のごとく、なかばはあらはれ、なかばは水にひたるがごとくにして、おのづから石少々見ゆべき也、樹はあるべからず、

一松皮様は、まつかはずりのごとく、とかくちがひたる様にて、たぎれ、ぬべきやうに見ゆるところあるべき也、是は石樹ありてもなくても、人の心にまかすべし、

〔萬葉集挽歌二〕皇子尊〈○日並知〉宮舍人等慟傷作歌二十三首〈○十八首略〉

御立爲之、島乎見時、庭多泉流、涙止曾金鶴、
御立爲之、島乎母家跡、住鳥毛、荒備勿行、年替左右、
御立爲之、島之荒礒乎、今見者、不生有之草、生爾來鴨、

〔萬葉集六雜歌〕冬十二月〇天平八年十二日、歌儛所之諸王臣子等、集葛井連廣成家宴歌二首、〇中略
春去者、乎呼理爾乎呼理、鶯之鳴吾島曾、不息通爲、

〔萬葉集二十〕屬目山齋作歌三首
乎之能須牟、伎美我許乃之麻、家布美禮婆、安之婢乃波奈毛、左伎爾家流可母、
右一首、大監物御方主

〔玉勝間十三〕島
俗にいはゆる作庭泉水築山の事を、古へには島といへり、万葉集二の卷に、日並知皇子尊の薨坐し時、その宮の舍人等慟傷作歌二十三首の中に、御立爲之、島乎見時云々、御立爲之、島之荒礒乎云々、島御橋爾云々、島乃御門爾云々などある島これ也、こは彼皇子尊の造り給へる島也、同じ時の歌どもの中に、そこを島宮とよめるも、島をむねとしたる宮のよし也、橘之島宮ともよめる橘は、そこの地名也、又六の卷に、鶯之鳴吾島曾云々とあるも、吾宅の島也、十九の卷に、雪島、巖爾殖有、奈泥之故波云々、是は雪のふりつもりたる島也、同時の歌に、君宅之、雪巖爾ともあるにて知べし、さて撫子は造りて雪の巖に殖たる花也、又同卷に島山爾、照在橘云々、これは新嘗會の肆宴のをりの歌にて、大宮の內の島の山也、又廿の卷に、屬目山齋作歌、乎之能須牟、伎美我許乃之麻云々は、池に鴛の住む君が宅の此島也、さてこは端書の山齋をも、即ちしまと訓べし、此名島によくあたれり、さて又伊勢物語に、島このみ給ふ君なりとあるも同じことにて、造り庭を好みめで給ふをいへり、

〔伊勢物語下〕昔たかきこと申女御おはしましけり、うせ給ひて、七々日のみわざ、安祥寺にてしけり、右大將藤原のつねゆきといふ人いまそかりけり、其御わざに、まうで給ひて、かへさに、山しなのせんじのみこ、(○人康親王)おはします、その山科の宮に、瀧おとし水はしらせなどして、面白くつくられたるに、まうで給て、年比、よそにはつかうまつれど、ちかくはいまだつかうまつらず、こよひは爰にさぶらはんと申給、みこよろこび給ふて、よるのおましのまうけせさせ給、さるにかの大將、出てたばかり給ふやう、宮づかへのはじめに、たゞなをやは有べき、三條のおほみゆきせし時、紀の國の千里(チリ)のはまに有ける、いと面白き石奉れりき、おほみゆきののち奉れりしかば、ある人の御ざうしのまへのみぞにすへたりしを、島このみ給ふ君なり、此石を奉らんとの給ひてみずいじんとねりしてとりにつかはす、(○下略)

〔源氏物語二十四胡蝶〕ひんがしのつりどのに、こなたのわかき人々あつめさせ給ふ、龍頭鷁首を、からのよそひに、こと〴〵しうしつらひて、かぢとりさほさす、わらはべみなみづらゆひて、もろこしだゝせて、さるおほきなる池の中に、さし出たれば、まことのしらぬ國にきたらん心ちして、哀におもしろく、みならはぬ女房などは思ふ、中島のいりえのいはかげに、さしよせてみれば、はかなきいしのたゝずまひも、たゞゑにかいたらんやうなり、

〔日本紀略四村上〕應和元年三月五日戊戌、天皇御釣臺、召文人、有櫻花宴、花光水上浮、召擬文章生於池中島奉試、題、流鶯遠和琴、勅題也、

〔榮花物語十二玉村菊〕七月(○長和五年)廿よ日に、火いできて、土御門殿やけぬ、(○中略)この殿の山中島などの大木ども、つたかゝりたりつる松など、おほかたひと木のこらず成ぬ、

〔十訓抄九〕七條の南室町の東一町は、祭主三位輔親が家なり、丹後の天橋立をまねびて、池の中島を遙にさし出して、小松を長くうへなどしたり、(○下略)

〔拾芥抄中末諸名所〕六條院六條南、室町東、號二海橋立一、有二連理樹一、祭主輔親家、

〔古今著聞集四文學〕仁平三年五月廿一日、院宣によりて、宇治左大臣〇藤原頼長東三條にて、學問料の試をおこなはれけり、藤原敦經、菅原登宣、同在清、藤原敦綱、同光範、菅原在茂等を、中島の座にすへられにけり、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕堀河院御時、六條院に朝覲行幸有けるに、池の中島に樂屋を構へられたりけるに、御所水をへだてゝはるかに遠かりけり、

〔古今著聞集十六興言利口〕雨ふり風おどろ〳〵しかりける夜、二條中納言實綱卿、家に侍共あつまりて、すゞろ物語しけるに、たゞいまいづくへ行なん、東三條の池の邊へむかひなんやなどいひけるを、ある侍かしこう罷るよと云たりければ、あらがひかためてける、其しるしには池の中島にくゐを打べし、其後をの〳〵行て見るべしといへば、さらなりとて此ぬし立ぬ、傍輩共思やう、此者しぶときおこの者にて、せらるゝ事もぞある、いざさきだちておくするやう成はかり事めぐらさんとて、兩三人いひあはせて、さいぼう一つ、讃岐わらざ一枚を持て、いそぎさきだちて、彼池の中島なる木のうへにのぼりて、〇彼池以下十六字原書脫、據二一本一補、侍所に、此男案のごとく、池をわたりて、中島に來てくゐをうたんとす、〇下略

〔後樂園紀事〕中の島　大泉水のうち長橋の西にあり、人々是を蓬らい島と云、辨才天の祠をたてり、此しま殊に絶景なり、瀧有て高くかゝれり、皆人奇異の見ものなりとて驚かざるものなし、大抵この島奇石を以て景を成せり、又大きなる龜の頭を石をあつめてたゝみ、南おもてに水際に造り居へたり、島に入てかたはらにて見れば、ひむろきやら木、びやくしんやうのもの繁茂して、石のひま〳〵には、みな岩ひばのたぐひ生かさなり、苔さへむして侍りければ、何のかたちとも分かず、たゞ小山の湖水にさし出たる心なるべし、湖上に程をへだてゝ、長はしの上などより見

橋　　瀧

れば、さながら勢有て鼇頭に少も違ひなく、島を背に負たるごとくなるべし、別して人の目を驚す奇觀なり、是も大地震に崩れたれば、みな地中にしづめり、鼇の腮の石のみのこりて、今鼻まがり石といふこの島の樹木奇石比類なき景色なり、近年大森茂次郞、三木幾右衛門、古木を伐拂ひ、奇石をほり捨たれども、猶のこれる樹木今に繁茂せり、

〔家屋雜考〕二 庭

橋　右の如く池ありて、中島を設くれば必橋あり、はしあれば、必反橋(ソリハシ)にする習ひなり、是を石橋にするも常の事なり、萬葉二に、島のみはしにたか〳〵などよめる是なり、

矼(イハヽシ)　こは石橋とは別にて、庭中のはね石の事なり、歌に苔の矼、又はいはゝしの間近きなどよめる是なり、又万葉集に、いはゝしのまゝに生ひたる貌花のとよめるは、水中へすゑたる飛石の事なり、石橋とおもひまがふべからず、

〔紫式部日記〕人々參りつれば夜もあけぬ、わた殿の戸ぐちのつぼねにみいだせば、ほのうちきりたるあしたの露も、まだおちぬに、殿〇藤原道長ありかせ給て、みずいじんめして、やり水はらはせ給ふ、はしのみなみなるをみなへしの、いみじうさかりなるを、一枝おらせ給ひて、木丁のかみより、さしのぞかせ給へり、

〔萬葉集〕二挽歌 皇子尊宮舍人等慟傷作歌二十三首〇二十首略

所由無(ツレモナキ)佐太乃岡邊爾(サダノヲカベニ)、反居者(カヘリヰバ)、島御橋爾(シマノミハシニ)、誰加住舞無(タレカスマハム)、

〔尺素往來〕先爲庭上之景、〇中略 瀧落者絲落、布落、離落、傳落、單落、重落等、摸國々名所令建立之候、〇下略

〔作庭記〕一 瀧をたつる次第

瀧をたてむには、先水をちの石をえらぶべき也、其みづおちの石は、作り石のごとくにして、面うるはしきは興なし、瀧三四尺にも成ぬれば、山石の水落うるはしくして、面てせばみたらんをも

ちゐるべき也、但水をちよく面てせばみたりといふとも、左右のわき石、よせたてんに、思ひあふことなくば無益也、水落面よくして、左右のわきいし、おもひあひぬべからん石を立おほせて、ちりばかりもゆがめず、ねをかためて後、左右の脇石をば、よせたてしむべき也、その左右の脇石と、水落の石とのあひだは、なん尺何丈もあれ、底よりいたゞきに至るまでは、小づちをたわやかにうちなして、あつく〳〵ぬりあげて後、石ませにたゞのつちをもいれて、つきかたむべき也、瀧はまづこれをよく〳〵したゝむべき也、其次に右方はれならば、左方のわきいしのかみにそへて、よき石の立あがりたるをたて、右の方の脇石のうゑにすこしひきにて、左の石見ゆるほどに立べし、左方はれならば、右の次第をもちて、ちがへたつべし、さてそのかみざまは、ひらなる石を、せうせうたてわたすべし、それもひとへに、水のみちの左右に、やりみづなどのごとくたてたるはわろし、たゞわすれざまに、うちちらしても、水のそばへやるまじきやうを、おもはへてたつべきなり、中石の近世さしいでたるせう〳〵あるべし、次左右の脇石の前に、よき石の半ばかり、ひきをとりたるをよせたてゝ、その次には、其石のこはんにしたがひて立くだすべし、瀧の前はことのほかに廣くて、中石などあまたありて、水を左右へわかちながしたるが、わりなき也、其次には遣水の儀式なるべし、瀧の落やうは様々あり、人のこのみによるべし、はなれおちをこのまば、面に横かどきびしき水落の石をすこし前へかたぶけて居べし、つたひおちをこのまば、すこし水落のおもての、かどたふれたる石を、ちりばかりのけはらせて立べき也、つたひおちは、うるわしく糸をくりかけたる様におとす事もあり、二三重ひきさがりたる前石をよせたてゝ、左右へとかくやりちがへて、おとすことも有べし、

瀧を高くたてむこと、京中には有がたからむか、但内裏なんどならば、などかなからん、或人の申侍しは、一條の大路と、東寺の塔の空輪の高さは、ひとしきとかや、しからばかみざまより、水路に

すこしづゝ、左右のつゝみをつきくだして、瀧のうへにいたるまで用意をいたさば、四尺五尺には、などか立ざらむぞと覺え侍る、

又瀧の水落のはたばりは、高下によらざるか、生得の瀧を見るに、高き瀧、必しも廣からず、ひきなる瀧必しもせばからず、たゞ水落の石の寛狹によるべき也、但三四尺の瀧にいたりては、二尺餘には過べからず、ひきなる瀧の廣きは、かた〳〵の難あり、一には瀧のたけひきにみゆ、一には井せきにまがふ、一には瀧ののどあらはにみえぬれば、あさまにみゆることあり、瀧はおもひがけぬ、岩のはざまなどより、落たるやうに見えぬれば、こぐらく心にくきなり、されば水をまけかけて、のどみゆるところには、よき石を水落の石のうゑにあたるところにたてつれば、遠くては岩の中より、いづるやうに見ゆる也、

一瀧の落る樣々をいふ事

向落　片落　傳落　離落　稜落　布落　絲落　重落　左右落　横落〇下略

〔築山庭造傳前編上〕石を疊といふ事

瀧を造るに、上より下まで一筋にあらはるれば、瀧低がごとくにして風景すくなし、瀧の上を樹にて隱し、あらはに見せず、瀧の中央を岩或は樹の枝のさし出たる形をなし、水落の脇に草などあしらひ、瀧を悉くにあらはに見せざれば、自數丈の飛布を見るがごとき思ひあり、

〔類聚名義抄五水〕潺仕環、在山二反、ヤリミツ、

〔伊呂波字類抄也地儀〕潺湲上ヤリミツ、一水流也、

〔作庭記〕遣水の事

一先水のみなかみの方角をさだむべし、經云、東より南へむかへて、西へながすを順流とす、西より東へ流すを逆流とす、然れば東より西へ流す常事也、又東方よりいだして、舍屋の下をとお

して、未申の方へ出す最吉也、青龍の水をもちて、もろ〳〵の惡氣を白虎のみちへあらひ出すゆへ也、その家のあるじ疫氣惡瘡のやまひなくして、身心安樂、壽命長遠なるべしといへり、四神相應の地をえらぶ時、左より水ながれたるを青龍の地とす、かるがゆへに遣水をも、殿舍もしは、寢殿の東より出て、南へむかへて、西へながれべき也、北より出ても東へまわして南西へ流すべき也、經云、遣水のたはめる內ヲ龍の腹とす、居住を其腹にあつる吉也、背にあつる凶也、又北より出して南へ向ふる說あり、北方は水也、南方は火也、是陰をもちて陽にむかふる和合の儀歟、かるがゆへに北より南へむかへて流す說、其理なかるべきにあらず、

水東へ流れたることは、天王寺の龜井の水也、太子傳云、青龍常にまもるれば、水東へながる、此說の如くならば、逆流の水なりといふとも、東方にあらば吉成べし、〇中略

一水路の高下を定て、水をながしくだすべき事は、一尺に三分、一丈に三寸、十丈に三尺を下つれば、水のせゝらぎながるゝ、事滯なし、但末に成ぬれば、うるはしき所も上の水にをされて、ながれくだるもの也、當時ほりながして、水路の高下を見むこと有がたくば、竹をわりて地にのけざまにふせて、水をながして高下を定べき也、かやうに沙汰せずして、無左右く屋を建る事は、子細しらざる也、水のみなかみ、ことの外に高からん所に至りては、沙汰にをよばず、山水便をえたる地なるべし、

遣水は、いづれの方より流し出しても風流なく、此つまかのつま、この山かの山の際へも、要事に隨ひて、ほりませ〳〵、面白く流しやるべき也、

南庭へ出すやり水、おほくは透渡殿のしたより出テ、西へ向へて流す常事也、又北對よりいれて、二棟の屋のしたを經て、透渡殿のしたより出ス水、中門の前より池へいる、常事也、

遣水の石を立る事は、ひたおもてにしげくたてくだすことあるべからず、或透廊のしたより出

る處、或山鼻をめぐる所、或池へいるゝ所、或水のおれかへる所也、此所々に石をひとつ立て、其石のこはむほどを、多も少も立べき也、〇中略

遣水谷川の樣は、山ふたつがはざまより、きびしくながれ出たる姿なるべし、水おちの石は、右のそばへおとしつれば、又左のそばへ、そへておとすべき也、うち〳〵、こゝかしこに、水を白くみすべきなり、すこし廣く成ぬる所には、すこし高き中石を置て、その左右に横石をあらしめて、中石の左右より水をながすべき也、其横石より、水のはやく落る所にむかへて、水をうけたる石をたてつれば、白みわたりて面白し、

一說云、遣水は、そのみなもと、東北西より出たりといふとも、對屋あらば其中をとほして、南庭へ流し出すべし、

又二棟の家のしたを通して、透渡殿の下より出て、地へいるゝ、水、中門の前を通す常事也、〇下略

〔本朝文粹八序〕夏日與二王才子一過二貞上人禪房一翫二庭前水石一叙　源順

夫貞上人者我師也、王才子者我友也、尋レ師結レ友、寔有レ緣哉、于レ時有二一流水一、橫二于庭中一、疑是長風浦之玄孫乎、爲當二明月池之赤子一歟、其庭綠徹、沙石不レ能レ穢レ之、其聲琴淸、詠歌不レ能レ和レ之、況上人之引二此水一也、心匠擇レ地、神仙讓レ居、臨則洗二六根之塵一、聽亦散二五酔之氣一、濡二筆柱一而聊記、歸二紙窻一而豈忘云レ爾、

〔源氏物語二十七篝火〕おまへのかゞり火すこしきえがたなるを、御ともなる右近のたいふをめして、ともしつけさせ給、いと涼しげなる、やり水のほとりに、氣色ことにひろごりふしたる、まゆみの木のしたに打まつ、おどろ〳〵しからぬほどにをきて、さししぞきてともしたれば、御前のかたはいとすゞしく、おかしきほどなるひかりに、〇中略たえず人さぶらひて、ともしつけよ、夏の月なきほどは、にはのひかりなきいと物むつかしく、おぼつかなしやとのたまふ、

〔榮花物語一月宴〕おほ北のかた〇源高明妻の、よをいみじきものにおぼいたるも、たゞいまは宮〇爲平親王

配石

ひとところの、御かげにかくれ給へれば、えふりすてさせ給はず、いみじう、あはれにかなしともよのつねなり、すませ給ふ宮のうちも、よろづにおぼしむもれたれば、おまへのいけやり水も、みくさゐむせびて、心もゆかぬさま也、さま〴〵にさばかりうへあつめつくろはせ給しせんざいうへ木ども丶、心にまかせて、おひあがり、にはもあさちがはらになりて、あはれに心ぼそし、〇下略

〔紫式部日記〕秋のけはひの立まゝに、土御門殿の有さま、いはんかたなくおかし、池のわたりの梢ども、遣水の邊の草村、をのがゐ丶、色づき渡つ丶、大方の空も、えんなるにもてはやされて、不斷の御讀經の聲々哀まさりけり、

〔類聚名義抄　九〕炡甃正、タテイシ、

〔尺素往來〕先爲庭上之景、〇中略立石者海川石、野山石、流波石、水分石、逃石、追石、添石、離石、起石、臥石、鶺鴒羽干石、鴛鴦並居石、三尊形、品文字等、〇下略

〔作庭記〕石を立てん事、まづ大旨をこゝろうべき也、

一地形により、池のすがたにしたがひて、よりくる所々に、風情をめぐらして、生得の山水をおもはへて、その所々は、さこそありしかと、おもひよせ〳〵たつべき也、

一むかしの上手の、たてをきたるありさまをあとゝして、家主の意趣を心にかけて、我風情をめぐらして、ゐたつべき也、

一國々の名所を、おもひめぐらして、おもしろき所々を、わがものになして、おほすがたを、そのところどころになずらへて、やはらげたつべき也、

殿舍をつくるとき、その莊嚴のために、山をつきし、これも祇園圖經に見えたり、

池をほり、石をたてん所には、先地形を見たて、たよりにしたがひて、池のすがたをほり、島々をつくり、池へいる水落、ならびに池のはしりを、いだすべき方角をさだむべき也、南庭をおく事は、階

隱の外のはしらより、池の汀にいたるまで、六七丈、若內裏儀式ならば、八九丈にもをよぶべし、拜禮の事、用意あるべきゆへなり、但一町の家の南面に、いけをほらんに、庭を八九丈をかば、池の心いくばくならざらん歟、よく〳〵用意あるべし、堂社などには四五丈も難あるべからず、

一島ををくことは、所のありさまに flたがひ、池寬狹によるべし、但𛀙かるべき所ならば、法として、島のさきを、寢殿のなかばにあて丶、うしろに樂屋あらしめんこと、用意あるべし、樂屋は七八丈にをよぶことなれば、島はかまへて廣くをかまほしけれど、池によるべきことなれば、ひきさがりたる島などををきて、かりいたじきをしきつゞくべきなり、かりいたじきをしくことは、島のせばきゆへなり、いかにも樂屋のまへに、島のおほくみゆべき也、𛀙かればそのところををきてふそくのところに、かりいたじきをば、しくべきとぞ、うけたまはりをきて侍る、又そりはしのしたの、晴の方よりみえたるは、よにわろき事也、𛀙かれば橋の下には、大なる石を、あまた立つるなり、又島より橋をわたすこと、正く橋かくしの間の中心にあつべからず、すぢかへて橋の東の柱を、はしかくしの西の柱にあつべき也、又山をつき、野すぢを置事は、地形により、池の姿に𛀙たがふべき也、又透渡殿の柱をば、みじかく切なして、いかめしく、おほきなる山石のかどあるを、たて𛀙むべき也、又釣殿の柱に、おほき成る石をすへしむべし、

又江ならびに島の石をたてむには、當時水をまかせて、みんことかなひがたくば、水ばかりをすへしめて、つり殿のすのこ、𛀙たけたと、水のおもとのあひだ、四五寸あらんほどをはからひて、所にみぎり𛀙るしをたてをきて、石のそこへいり、水にかくれんほど、水のおもてより出んほどを、あひはからふべき也、池の石は、底よりつよくも、たえたるつめいしををきて、たてあげつれば、年をふれども、くづれたふるゝことなし、水のひたる時も、なほ面白く見ゆる也、島ををくことも、はじめより、そのすがたにきりたて丶、ほりをきつれば、そのきしに、きりかけ〳〵たてつる石は、

水まかせてのち、其岸ほとびて立たる石、たもつことなし、たゞおほすがたを取置て、石を立て後次第に、島の形には、きざみなすべき也、又池ならびに、やり水の尻は、未申のかたへいだすべし、青龍の水を、白虎の方へ出すべき故也、池尻の水おちの横石は、つり殿のしたけたのしたばより、水のおもにいたるまで、四寸五寸をつねにあらしめて、それにすぎば、ながれいでんずるほどをはからひて居べき也、凡瀧の左右、島のさき、山のほとりの外は、高き石を、たつることまれ成るべし、なかにも庭上に、やぢかく三尺にあまりぬる石を立べからず、是ををかしつれば、あるじ居とゞまる事なくして、つひに荒廢の地と成べしといへり、又はなれ石は、あら礒のおき、山のさき、島のさきに立べきとか、はなれ石の根には、水のうへに見えぬほどに、おほきなる石を、兩三、みつがなへにほりすゑて、その中にたて、ゝつめ石をうちいるべし、

一池もなくやり水もなき所に、石をたつることこれを枯山水となづく、その枯山水の様は、片山のきし、或は野筋などをつくりいでゝ、それに取付て石をたつる也、又ひとへに、山里などのやうに、面白せんとおもはゞ、たかき山を、やぢかくまうけて、其山のいたゞきよりすそざまへ、石をせうせうたてくだして、此家をつくらむと、山のかたそばをくづし、地をひきけるあひだ、おのづからほりあらはされたりける、石のそこふかきとこなめにて、ほりのくべくもなくて、其うゑもしは石のかたかどなんどに、つかばしらをも、切かけたるていにすべき也、又物ひとつにとりつき、小山のさき、樹のもと、つかばしらのほとりなむどに、石をたつること有べし、但庭のおもには、石をたて、せんざいをうへむこと、階下の座などゑかんこと、ようい有べきとか、

すべて石は立ることはすくなく、臥ることは多し、然れども石ふせとはいはざるか、

石を立るには、様々あるべし、

立石様　大海のやう　大河のやう　山河のやう　沼池のやう　蘆手のやう等なり〇下略

〔築山庭造傳前編上〕石を疊といふ事

世に云傳ふ、金岡水石を疊む事妙なりと、凡石を疊むといふ事は、間尺僅に定りたる庭に、深山幽谷の趣きをあらはす手段にして、尤名人の作意にあり、未練の人の及ぶべきわざにあらず、其大旨を談せば、石の竪横を見計ひ、面前より奥へ居ならべて、其あしらひの樹木高低を別て植、或は石の根を隱し、或は石の中央をあらはに見せず、摸樣を品々に替て是をあしらひ、副石の遣ひやうに心をこめて、面前より奥の方へ、山峯幾重も疊たるごとく景をあらはす、是を石を疊といふめり、たとへば十三疊十九疊など、、世に云傳ふる事、あながち石を十三段に疊、十九段に疊重ぬることにはあらず、石のつかひやう、あしらひにて、幾重にも摸樣をあらはし、さながら十三疊にも十九疊にも見ゆるといふことなり、

〔築山庭造傳前編中〕石居樣の事

石をすゑるは、先其石の穴を堀、其土を其穴より餘程脇の方へ除け置べし、穴の邊に土の有は地形を失ひ、石の深淺知惡しき故なり、又穴の邊に土の亂れあるは、石の遣ひ惡きとゑるべし、先其居る石、其石の振を定め、夫より小詰石を能詰て土を半分入、是れをまづよく搗堅むべし、夫より又地形一ツはひに土を入れ、是又能搗堅むべし、かならず足にて其土を踏堅むることなかれ、其土を搗込道具は、木挺の尻か、其石の大小に應じ大小あるべし、大成石には大成木挺、小成石には小成木挺と知べし、又小石に大成道具を仕ふ時は害多し、大成石に小き道具にてものするときは、何の用にか足べからず、是は此沙汰に限るべからず、萬事同じ譯なるべし、飛石を居るには、面のさし渡し一尺あらば、其穴は一尺八寸に堀べし、又面のさし渡し三尺の石あらば、三尺八寸に堀べし、餘は之に準ずるなり、又穴の懷窄きは、小詰石の働き惡と知べし、又穴の懷餘りに廣きは、小詰石の利宜しからずと知べし、又石の少々高きを搗沈めんとするには、石の廻りへよく土を入

て搗べし、其土を入ずして小詰石計にて石を搗ときは、其石おどり揚りて、搗ゑまらずとゑるべし、石を居て渡り土を入れて、其土堅搗ゑむるには、上にいへるが如くなるべし、

〔今昔物語〕二十四　百濟川成飛驒工挑語第五

今昔、百濟ノ川成ト云フ繪師有ケリ、世ニ並无キ者ニテ有ケル、瀧殿ノ石モ、此川成ガ立タル也ケリ、同キ御堂ノ壁ノ繪モ、此ノ川成ガ書タル也、〇下略

〔拾芥抄〕中末宮城　諸院〇中略

神泉院　天子遊覽所、以近衛次將為別當、乾臨閣、閣之正殿、金岡疊石、〇下略

〔拾芥抄〕中末諸名所　閑院　二條南西洞院西、一町、冬嗣大臣家、金岡疊水石、公季公傳領之、〇中略

五條院　二町、五條北大宮東、金岡疊水石云云、

〔江談抄〕三雜事　致忠買石事

又被命云、備後守致忠、元方男、買閑院為家、欲施泉石之風流、未能得立石、則以金一兩買石、一件事風聞洛中、以件事為業之者、傳聞此事、爭運載奇巖恠石、以至其家、欲賣、爰致忠答云、今者不買云々、賣石之人則拋門前云々、然後撰有其風流者立之云々、

〔小右記〕寬仁二年六月廿六日丁巳、入夜宰相重來云、參大殿、被座上東門第、被行寢殿御裝束幷立石引水等事、攝政已下被參入、主人昇降容易、甚以輕々、卿相追從、寸步不志、家子達令曳大石、夫或五百人、或三四百人、然間京中往還人不靜、追執令曳、不示堪、男女亂入下人宅、放取戸幷支木屋壓木敷板等、以敷板戸等敷石下、為轉料、日來東西南北曳石之愁、京內取煩、愁苦無極、又止養田之水、强塞入家中、嗟乎々々不念稻苗死歟、可詠文集雜興詩、尤為鑒誡、

〔續古事談〕五諸道　待賢門院〇鳥羽后藤原璋子法金剛院ツクリテ、始テ御幸アリケルニ、人々コヽカシコニ興ジケリ、立石ハ德大寺法印セラレタリ、林賢トイフ法師、瀧ノ石タテヽ、ソノカタハラニフダニカ

キテタテタリケル、

衣ニテナヅレドツキヌ石ノ上ニ万代ヲヘヨ瀧ノシラ絲、人々見テ或ハ興ジ、或ハ無益ナリナド云アヘル程ニ、二條ノ帥長實和セラレタリケル、

シレ物ノヨシナシ事ヲスル法師遂ニ人ヤニキルトコソキケ、人々ワラヒノヽシリテヤミニケリ、

〔吾妻鏡　十二〕建久三年八月廿七日丁卯、將軍家〇源頼朝渡御二階堂、召阿波阿闍梨靜空弟子僧靜玄、堂前池立石事被仰合云云、巖石數十果、自所々被召寄之、積而成高岡云云、　九月十一日庚辰、靜玄立堂前池石、將軍家自昨日御逗留行政宅、爲覽此事也、汀野埋石、金沼、汀野筋鵜會石島等石、悉以今日立終之、至沼石幷形石等者一丈許也、以靜玄訓畠山次郎重忠一人捧持之、渡行池中心立置之、觀者莫不感其力云云、　十一月十三日壬午、二階堂池奇石事、猶背御氣色事等、相交之間、召靜玄重被直之、畠山次郎、佐貫大夫、大井次郎運巖石、凡三輩之勤、已同百人功、御感及再三云云、

〔吾妻鏡　十六〕正治二年六月十六日庚子、大官令〇大江廣元亭後山麓、構新造屋、有山水有立石、納涼逍遙之地也、

〔總見記　八〕信長公被馳上事附二條御所御普請堺津仕置事

中ニモ御庭作ラルヽ時、細川ガ屋敷ニ、古來ヨリ藤戸石トテ名石有ケルヲ、御庭ニ立ラルベシトテ、信長自身彼館へ御越ナサレ、樣々ニ御下知有テ、彼石ヲ綾錦ニテツヽマセラレ、色々ノ花ニテカザリ、笛太鼓ニテハヤシタテ、木ヤリヲウタハセ、卽時ニ御所へ引ツケラル、誠ニ公方ノ御普請ナルユヘ、御自身御精ヲ出サルヽ事、有ガタキ御忠志ナリトテ、是ヲ見キク上下ノ者ドモ、皆々精ヲ出シ、チカラヲ不惜相勤ケリ、又昔東山殿慈照院義政公ノ御治世ノ時、御庭ニ立ラレケルト申傳ヘシ、九山八海ト云石ヲモ引ヨセ、御庭ニスヘラレケリ、此外洛中洛外ノ名木名石、粧ヲツクシ

取ヨセラレ、御庭築山築地カマヘ迄、殘ル所ナク御造營アリ、

〔渡邊幸庵對話〕一飛石の伏樣、庭の事、細川三齋へ能傳授せし也、三齋ハ物數寄ハ利休の弟子ながら、利休よりも增たる所有と時の談也、作り山平庭にても、捨石の置樣習あり、又飛石の伏樣ハ、石を十計伏せて見せ候ハでハ合點行間敷、大方庭に飛石三十あれバ、廿九ハ死石也、捨石も其通り也とて、捨石ハ生死の習傳授有、別に記之、予石を伏せ申候儀に付、水戶光國卿以前舜水と申唐人に被仰付、御庭の西湖相違有之旨難じ申段御聞及候て、予見分致候通り直し候樣にと被仰聞、則渡り申候繪圖に、御引合御覽被成候に、少も相違無之旨被仰聞候、惣て繪圖に致したる分にてハ相違可有之候、見申候通に仕立、其上にて繪圖に合せ候得バ合申事に候、舜水ハ西湖をバ終に見不申、繪圖にて考致したる推察の旨申上候得バ、水戶樣御笑被成御入候、

〔都林泉名勝圖會　三〕音羽山淸水寺は、洛東の佳境也、〇中略境內成就院の林泉は名庭にして、相阿彌の作、後に小堀遠州修補ある所也、振袖の手水鉢、雞島石烏帽子石は須磨浦よりこゝに移す、飛石五ツの名石は、加藤淸正朝鮮より取歸りてこゝに寄附す、〇下略

〔大猷院殿御實紀　三十九〕寬永十五年、このとし〇中略伏見奉行小堀遠江守政一をめして、品川東海寺中の園林泉石を經營せしめられ、茶亭坊舍を構造せしめらる、園林成功してならせられしが、政一が設置し池邊の石を御賞美ありて、これに名を命ずべきむね仰ありければ、けふ爰にならせ給ひし御祝に、万年石と名付べしと聞え上しに、御旨にかなひ、著御の羽織を賜りしとぞ、

〔嚴有院殿御實紀　三〕承應元年三月廿三日、御庭の泉石を營み給ふにより、紀邸より紀國那智の石五百俵、大砂五十俵躑躅若干を獻せらる、〇下略

〔人倫訓蒙圖彙　四〕庭石や　海山の石、蒔石、石船、井筒石樋、手水鉢等也、京萬壽寺通烏丸の西、大坂は

樹木

横堀にあり、

〔古今著聞集草木十九〕長元元年十二月廿二日、昭陽舍のさくらを一本、清涼殿ひがしきたの庭にうつしうへられけるに、殿上人どもおりたちてふみいためけり、いと興ある事也、むかしはかやうにあちこちほりわたし、又はじめてもうへられける、ちか比はかぎりある木の外はうへらるゝ事もなきにや、

〔太平記二十六〕執事兄弟奢侈事

此師直ハ、一條今出川ニ故兵部卿親王ノ御母堂民部卿三位殿ノ住荒シ給ヒシ古御所ヲ點ジテ、○中略泉水ニハ伊勢島雜賀ノ大石共ヲ集タレバ、車輾チ軸ヲ摧キ、呉牛喘テ舌ヲ垂ル、樹ハ月中ノ桂、仙家ノ菊、吉野ノ櫻、尾上ノ松、霧霜染シ紅ノ、八シホノ岡ノ下紅葉、西行法師ガ古、枯葉ノ風ヲ詠タリシ、難波ノ葦ノ一村、在原中將ノ東ノ旅ニ霧分シ、宇津ノ山邊ノツタ楓、名所々々ノ風景ヲ、サナガラ庭ニ集タリ、

〔徒然草上〕神無月の比、くるす野といふ所を過て、ある山里にたづね入事侍しに、はるかなる苔のほそ道をふみ分て、心ぼそくすみなしたる庵あり、○中略かくてもあられけるよと、哀に見るほどに、かなたの庭に、おほきなる柑子の木の枝もたはゝになりたるが、まはりをきびしくかこひたりしこそ、すこしことさめて、此木なからましかばとおぼえしか、

庭作

〔國花萬葉記一上山城〕京洛諸師諸藝

庭作　道花烏丸綾小路下ル

〔國花萬葉記六ノ二攝津〕雜藝

庭山松や町　石原與右衞門

庭雜載

〔日本書紀十四雄略〕三年八月、穴穗天皇○安康意將沐浴幸于山宮、○中略眉輪王伺其熟睡而刺殺之、○中略坂

合黒彥皇子深恐ㇾ所ㇾ疑、竊語二眉輪王一、遂共得ㇾ間而出、逃二入圓〇島城大臣宅一、〇中略由ㇾ是天皇〇雄略復益興ㇾ兵圍二大臣宅一、大臣出二立於庭一、索二脚帶一時、大臣妻持二來脚帶一、愴矣傷懷而歌曰、飫瀰能古簸、多倍能婆伽摩鳴、那那陛鳴絁、儞播儞陀陀始謡、阿遙比那陀須暮、〇下略

〔榮花物語 四十紫野〕内は〇鳥羽なをそのかみにかはらず、まつりごとなどにも、いでさせ給こともなく、あはれに心ぶかくおぼしいらせ給へり、いかに覺しめすにか、九條のあなたに、鳥羽といふ所に、池山ひろうつくらせ給は、おりさせ給べき、御心まうけにやなど申思へる程に、〇下略

〔文恭院殿御實紀附錄 一〕或年御政事のいとま近習の者して、御小座敷の庭に、假山を作らしめ、盆池を設け魚をはなち、草木をも心あるさまに植なし玉ひ、御側用人松平伊豆守信明を召て、この頃近臣をして作らしめしよし宣ひしかば、信明謹で申上しは、いかにも御物數寄殘る所なく出來仕たり、併かゝる瑣細の假山盆池をもつて、御心を樂ましめ玉ふことは、恐ながら狹き御事なり、天下國家を治め玉ふ御身にては、海内の山岳滄海みな御庭も同じことなり、芳野龍田の花紅葉を御庭の御詠めと、思召るゝ御心持こそあらまほしけれ、〇中略諫め奉りしかば、御側にありあふ人々も、手に汗を握る心地せしに、いさゝか御不興の御氣色もおはしまさず、御嘉納の御有様にあらせられき、

〔賀茂眞淵翁家傳〕賀茂縣居の大人は、〇中略諱は眞淵、縣居はその號なり、庭を田舍のさまに作りて、賀茂氏の戸にしもよればとて、住所の名には命られぬ、

〔萬葉集 四相聞〕藤原宇合大夫遷任上ㇾ京時常陸娘子贈歌一首

庭立、麻手刈干、布暴、東女乎、忘賜名、

〔萬葉集 八秋雜歌〕湯原王蟋蟀歌一首

暮月夜、心毛思怒爾、白露乃、置此庭爾、蟋蟀鳴毛、

雜載

〔萬葉集十八〕河內女王歌一首
多知婆奈能、之多泥流爾波爾、等能多氐天、佐可彌豆伎伊麻須、和我於保伎美可母、

〔古今和歌集四秋〕仁和のみかど〈○光孝〉みこにおはしましける時、ふるのたき御覽せむとておはしましける道に、遍昭がはゝの家にやどりたまへりける時に、庭を秋ののにつくりて、おほん物がたりのついでによみて奉りける、　僧正遍昭
里はあれて人はふりにしやどなれや庭も籬もあきののらなる

〔千載和歌集四秋〕ひさしくすまず侍ける所に、秋ごろまかりわたりてよみ侍ける、　前大納言公任
時しもあれ秋故鄕にきてみれば庭は野べとも成にける哉

〔新撰六帖二〕庭　行家
やどしめてかひこそなけれ苔の上の庭つくりせぬやまのいはかど

〔塵袋十一〕一造營トモ、造作トモ云フハ、ツクリイトナム歟、ツクリイトナムモ、義ハタガフヤジキニヤ、但シ文選ノ七命ニ、楚ノ陽釖ハ、歐冶所營ト云ヘリ、サレバ造作トイフ、トモニツクル心ナルベシ、造作ト同歟、

〔居龍工隨筆〕古へは鉋なくして、人の家皆手斧作りなり、鉋を遣ふ事、漸く百年許の事なりといへど、延喜式修理式に鉋出たり、

〔萬葉集四相聞〕大伴坂上郎女歌七首〈○六首略〉
人事、繁哉君乎、二鞘之、家乎隔而、戀乍將座、

〔萬葉集略解四下〕二さやは、二重にかこみたる家をいふか、今ひとやのさやといふもおなかり、人のさがなさに、さゝへられて、逢難きにたとへしなるべしと、翁〈○賀茂眞淵〉はいはれき、宣長はふた

さやは隔の枕詞也、家にはかゝはらずといへり、猶考べし、

〔一話一言 三〕楣の字 御作事物名

宮殿には名どころ多し、屋根の上にあり、經卷と云、虹梁、象鼻、懸魚、蟇股、太平柄、火烟を水烟施云、扠首、くゞりを跼通と書も面白し、

〔塵袋 二〕一居所ニ惡所ト云フ事アルハ、實證ナキニアラズ、サルコトナシト云フ說如何、

惡所トナヅクルニ二ノ別アリ、一ニハ鬼神等ソノ家ニ住シテ人ヲ損カミ、種ノ形ヲ現ズルニヨテ、是ヲスツ、善相公清行〇三善ノ鬼殿ニユキテ、異形ノモノドモヲミケルガ如シ、コレハ實證目ニアラハルヽ上ニ勿論ナリ、二ニハサル事ハナクシテ、住スル人モノアシクオトロヘ、ヤミナドスルコトウチツヾキヌレバ、コレヲ家ノタヽリト思テ、惡所トナヅケテ人キズ、コレニ不實ノウタガヒ有ベキナリ、樂天詩ニツクリテ、ヲロカナルコトニノ給ヘル、コノ篇ニツキテヒガ心エノ有故ナリ、ヰル主ノ打ツヾキ、其ノ身ニ災アリ、モノアシカルベキ運ノアラムハ、マタク家ノシワザ所ノワザハヒニハアラヌヲ、ヲシツケテ、推シテ思ナシニ、コレヲ居所ノトガトイヒナシテ、人ノ運ノヲトロヘ、物アシカルベキユヘノ、自然ニ相續スルヲ、下郎道理ナキヲバ、思モイレヌコトヲ、ヲロカナリトハ云ナリ、カノ凶宅ノ詩ニハ人疑不敢買、日毀土木功、嗟々俗人心甚矣、其愚蒙但懼災將至、不思過所從、我今題此詩、欲寤迷者胸ト云ヘリ、ソハリノ詞ニハ寄言家與國、人凶非宅凶ト仰セラレタリ、江相公對策ニモ、宅無吉凶トコソカキタレ、同ジ心ニヤ、

〔隨意錄 一〕近世有家相工者、相人之屋室戶牖、以言吉凶妖祥、世俗或惑乎其言、而改造牖戶、更作井竈者、亦不鮮也、不詳有五、東益不與焉、聖人之論、如是矣、而俗人不知焉故也、昔日伊奈大夫、大信相工之言、而其第宅廐庫、悉改造之、後不一年、而患害起於蕭牆中、終亡數世家祿矣、又予〇冢田虎所知之人、私有此惑、以變更其牖戶庖廚、工成之日、乃遭祝融之災、災後特受相工之敎、而築作之法、專隨其指揮焉、落

成未幾、又復罹災、盡爲灰塵矣、於是其人初寤焉、

〔隨意錄 二〕漢武帝太初元年、柏梁殿災、越巫占之曰、越俗有火災、乃復起大屋以厭勝之、帝於是作建章宮、爲千門萬戶、我方近世、商賈之家、每遭火災、乃新宅之構、美於故宅者、都鄙多然也、此非敢以厭勝焉、太平之世、商賈之屬、日至奢靡故也、諸侯大夫士、亦非不欲敢爲之、然今食祿之家、多是困貧、故若遭火災、則如其故宅、亦猶不得作之、若夫富有之家、則亦愈致美麗焉爾、

〔北窻瑣談 前編 二〕一寬政壬子浪花の火災に、鴻池某家も燒たりしかば、改め造るとて、其土を深さ三尺堀捨て、新なる土を入れ替ゆべしといふに、番頭某諫てきかず、主人いふは、三尺の土を入ること何程の費か有らん、猫鼠の死したる穢れもあれば、子孫に傳ふべき家宅淸淨にすべし、聊の儉約をいふべからずと、再三あらそふに、番頭とかく聞かず、此分限にて三尺の土を替ること、誠に聊の費なれども、土をかゆるといふ事は、高貴の人の御事にて、町人のすべき事にあらず、子孫に奢をしめすは、穢を傳ふるよりも不吉なり、某が居らん間は、其事叶ふべからずといふにぞ、主人怒りて、家來の身として、是ばかりの事を、主人の意を背く事やあると氣色を損じけれど、番頭とかく聞かず、猶諫爭ひて後、我家に歸り自殺してうせぬ、主人其事を聞て悔ひ減じ、土をかゆることを思ひ止けり、纔商賈の家にても、名に立し富豪ほどありて、かゝる忠臣をも扶持し居けり、數百萬石を領し給ふ諸侯の家にも、恥かしき事ならずや、

古事類苑

居處部十四

柱

柱礎 束柱 欄額 楯 枓 梲 枅〔枅入〕

柱ハ、地上ニ立テヽ屋宇ヲ支フルモノニシテ、家作中最モ主要ノ具タリ、蓋シ上古ノ制ハ、謂ユル堀立ト稱スルモノニシテ、後世ノ如ク、別ニ柱礎ヲ設クルニアラズ、概ネ地ヲ穿チテ、直チニコレニ柱ヲ居エタリ、古語ニ、底津石根ニ宮柱太敷立ト云ヘルモノ即チ是ナリ、柱ノ用材ハ、檜ヲ第一トシ、松、杉等コレニ次グ、其製作ニハ、圓アリ、方アリ、又木皮ヲ去ラズシテ用キルコトアリ、皮ヲ剝ギテ斧鉞ヲ施サヾルモノアリ、今床柱ニハ、多ク其後者ヲ用キル、

柱礎ハ、ツミイシ、又イシズヱト稱ス、柱下ノ居石ナリ、束柱ハ、ツカバシラト云ヒ、又單ニツカト云フ、緣下ノ短柱ナリ、欄額ハ、ハシラヌキト云フ、柱ノ上方ヲ貫ク横木ナリ、楯ハタヽリカタト訓ジ、柱ノ上方ニ在リテ、其形鎧絲具ノ絡(カヽリ)梁ト稱スルモノニ相似タリ、故ニ此名アリト云フ、枓ハトカタト稱ス、柱上ノ方木ノ名、其形亦斗ニ似タリ、梲亦欂ニ作ル、之ヲウタチト云フ、梁上ノ短柱ナリ、枅之ヲヒヂキト云フ、肱木ノ義ナリ、今俗ウデギト稱スルモノ是ナリ、蓋シ枅字ハ柱上方木ノ名、ヒヂキニ非ズ、ヒヂキ宜シク曲枅ノ二字ニ作ルベシト云フ説、是ニ似タリ

〔倭名類聚抄〕十居宅具 柱附束柱 説文云、柱〈音注、和名波之良、功程式云、束柱豆賀波之良〉楹也、唐韻云、楹〈音盈〉柱也、

〔箋注倭名類聚抄〕三屋宅具 昌平本、下總本、波之良上有和名二字、○中略 神武紀訓注、柱、此云美簸旨邏、

○中略所引木部文、釋名云、柱住也、○中略廣韻同、按說文、楹、柱也、孫氏蓋依之、按釋名、楹、亭也、亭々然孤立、旁無所依也、禮言東楹西楹、卽孤立不依壁、然則柱與楹有別、說文混言耳、

〔段注說文解字〕六上木柱、楹也、柱之言主也、屋之主也、從木主聲、直主切、古音在四部、按柱引伸爲支柱柱塞、不計橫直也、凡經注皆用柱、俗乃別造從手拄字、音株主切、楹、柱也、釋名曰、楹、亭也、亭々然孤立、旁無所依也、按禮言東楹西楹、非孤立也、自其一言之耳、考工記、薑杠謂之桯、桯卽楹、如欒盈、史記作欒逞、其比也、從木盈聲、以成切、十一部、春秋傳曰、丹桓宮楹、左氏莊二十三年傳文、樘柱也、各本依上有衺字、今刪、文選靈光殿賦、長笛賦李注、皆引說文柱也、長門賦李注、引字林柱也、皆無衺字、惟樘字或作牚、或作樘、皆俗字耳、玉篇云、樘柱也、亦無衺義、蓋樘本依名、如靈光枝樘杈枒而斜據、枝樘與層櫨曲枅芝栭爲偶、然則訓爲柱無疑也、樘可借爲定距、柱可借爲支柱、而支柱遂正釋樘、俗間謂樑柱必用衺木、遂沾一衺字矣、從木堂聲、丑庚切、李善引說文、恥孟反、古音在十部、

〔類聚名義抄〕三木楹俗通、音盈、柱也、ハシラ、ツカハシラ、楹正

〔伊呂波字類抄〕波地儀柱ハシラ　音注

〔下學集〕上家屋楹ハシラ

〔八雲御抄〕三上居處柱

宮神殿又諸宮　まろ　まき　まきばしらは、たゞのはしら也、又物のゆかりなどにも、まき柱とはいふなり、

〔東雅〕六宮室柱ハシラ　其義神社の條に詳なり、我國の俗、凡屋を作るには、柱立といひて、柱を立るをもて事始とするは、大古よりの遺俗と見えけり、舊事、古事、日本紀、幷に延喜式祝詞等に、底津磐根爾宮柱太敷立つといふは此事にして、室壽詞の始に、築立柱者此家長御心之鎭也といふもの是也、倭名鈔に、柱礎の字、ツミイシとも、一つにはイシズヱとも讀むと見えしは、底津磐根といひしもの卽此也、

〔倭訓栞〕前編二十四波はしら　柱をいふ、梯座の義也といへり、楹も同じ、神に幾柱とかぞへし事、古事記、神代紀に見えたり、よて座の字をよめり、佛に一軀をひとはしらとよみし事、欽明紀に見え、三代實錄には、太政大臣一柱とも見えたり、古事記に子之一ツ木ケといふ事見ゆ、私記に、蓋古以貴人喩

於木、故謂神及貴人爲一柱一木矣、以賤人喩於草、故謂天下人民爲青人草也と見えたり、〇中略但馬二方郡濱坂に柱町あり、街頭に大柱を竪、何の世に起るを知らず、古來此柱にて人の損傷するなし、

〔古事記傳四〕柱と云名ノ義は、波斯は間なるべし、間を波斯と云例多し、間人、又万葉の歌に、相競端爾と云るも、端は借字にて、間にの意なり、又木にもあらず草にもあらぬ竹のよの波斯に吾身はなりぬべらなり、と云歌も、竹を木と草との間と云るなり、かくて柱は、屋と地との間に立る物なればなり、又橋も同意か、此岸と彼岸との間にわたせばなり、

〔古事記傳三〕凡て古へは、神をも人をも數へては、幾柱と云り、神は本よりのことにて、皇子等などをも然云る、記中常のことなり、やゝ後には、三代實錄十一清和天皇の大命に、太政大臣一柱と詔ひ、うつぼの物語(藤原君卷)に、大將なる人の女等の事を云に、今一柱はと云り、皆貴人のうへのことなり、(書紀に、佛像一軀二軀などあるをも、一はしら二はしらと訓り、おちくぼの物語にも、佛一はしら、佛九はしらなどあり、又文粹前中書王の文に、白檀觀世音菩薩一柱とあり、漢文にはめづらし、さて佛又續紀の宣命には、二所乃天皇とあり、中昔の歌物語などにも、貴人をばみな幾所と云り、今世の俗言に、御一方御二方と云が如し、)さてかく柱としも云所以は、詳ならねど、まづ上代には、宮造ることを云に、底津石根に宮柱布刀斯理と稱へ、或は柱は高太くなどもいひ、大殿祭詞などにも、柱の事をのみ旨といひ、又書紀の袁祁御子の室壽の御詞にも、築立柱者此家長御心之鎭也と先詔ひ、其外神代の始に、女男大神天之御柱を行廻り坐しを始て、柱を云ること多く、後には神ノ宮に心ノ御柱など云こともあり、かくて其柱は、あまた並立る物なるが故に、もと皇子たちなどを數多立並坐を賀て、幾柱と譬へ申せしにやあらむ、賀譬へし例は、万葉二(卅丁)に、眞木柱太心者と、大にして不動心をたとへ、二十(二十一丁)に、麻氣波之良、寶米氏豆久禮留、等乃能其等、巳麻勢波々刀自、於米加波利勢受などあり、

〔雅言集覽波六〕はしら(柱〇中略)宮柱、まき柱、うつぼ柱、竹の柱、あさきの柱、杉の柱など多し、

〔日本書紀神代二〕一書曰、〇中略時高皇產靈尊、乃還遣二神、勅大己貴神曰、今者聞汝所言、深有其理、故更條々而勅之、夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可以治神事、又汝應往天日隅宮者、今當供造、卽以千尋栲繩、結爲百八十紐、其造宮之制者、柱則高大、板則廣厚、〇下略

〔日本書紀通證神代六〕兼良曰、柱以高太爲貴、板以廣厚爲美、（重遠曰、於今杵築宮殿制作、一準此說、殊異他社矣、出雲國造神賀詞云、八百丹杵築宮、古事記歌云、夜本爾余志、伊岐豆岐能美夜、釋曰、制作高大、故號之出雲大社、今按、聞之、其製四方施八柱、中央有心柱、自礎至棟長十三間半、本口徑九尺、末稱之云、）

〔古事記上〕於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也、故二柱神立（訓立云多多志）天浮橋而、指下其沼矛以畫者、鹽許袁呂許袁呂邇（此七字以音）畫鳴（訓鳴云那志）而引上時、自其矛末垂落之鹽、累積成島、是淤能碁呂島、（自淤以下四字以音）於其島天降坐而、見立天之御柱、見立八尋殿、

〔古事記傳四〕天之御柱は、卽次に見えたる八尋殿の柱なり、（別に立賜には非ず、源氏物語明石卷に、宮柱めぐりあひける云々とあるは、蛭子をよめる歌の答にて、こゝの天の御柱のことなるを、宮柱とよめる、作者の心は知られども、自ら實にかなへり、）和名抄に、柱和名波之良とあり、凡て殿を造ることを云とて、先柱を云は、底津石根に宮柱布刀斯理など、古の常なり、大殿祭の祝詞に、天皇の御殿造奉ることを云るにも、奥山乃大峡小峡爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐操氐、本末乎波山神爾祭氐、中間乎持出來氐、齋鉏乎以齋柱立氐、皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止、造奉仕禮流瑞之御殿云々、かく專柱のことをとりわきて云り、且此處は、下に柱を行廻たまふ大禮を申す段なる故に、初に其を立賜ふことを、先云置るなり、書紀一書に、化作八尋之殿、又化竪天柱とあるは、此柱を又別に立賜ふ如く聞ゆれど、さにはあらず、是も其始を先云置とて、猶たしかに又字をさへ加賜へる物ならむ、さて天之と云るは、天なる殿舍の柱のさまに作立たまふ故に添て云ること、天沼矛の所に說るが如し、（書紀に國柱とあると對ては見べからず、）さて書紀に、以磤馭慮島爲國中之柱、（柱此云美簸旨邏、）とあるは、趣異なるが如くなれども、彼島の成れるは、此殿の柱を立べき基

用材

の成れるにて、其基も即柱なれば、たゞ同じことなり、屋を支へ持物は柱にして、其柱の本を支へ持物は、地なれば、地も柱なり、風をしも天御柱國御柱と申すにてもさとるべし、其事は傳七、三神分治の條下にも云べし、さて此の柱を國中之柱とも國ノ柱とも、云ゆゑは、まづ國土を生成むとて遘合したまふ、其初メに先ッ此御柱を廻りたまふ、然れば此御柱は、國土の生るべき本元なるがゆゑなり、かの風を云る國御柱とは名の意は異なり、又私記に古説とて、天神所賜瓊矛、既探得磤馭盧島、舉即以其矛衝立此島、爲國柱也、即其矛化爲小山也と云る、是も一の傳なるべし、舊事記にも然いへり、さて此御柱のことを、後ノ人の種々言痛きことゞもを以て、故あるさまにいひなせど、皆例の妄言なり、

〔日本書紀神代一〕伊弉諾尊、伊弉冊尊、立於天浮橋之上、共計曰、底下豈無國歟、廼以天之瓊瓊玉也、此云努、矛指下而探之、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島、名之曰磤馭盧島、二神於是降居彼島、因欲共爲夫婦產生洲國、便以磤馭盧島爲國中之柱。。。柱、此云美簸旨邏、而陽神左旋、陰神右旋、分巡國柱。。同會一面、時陰神先唱曰、憙哉遇可美少男焉、○中略

一書曰、天神謂伊弉諾尊、伊弉冊尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗國地、宜汝往循之、廼賜天瓊戈、於是二神立於天上浮橋、投戈求地、因畫滄海而引擧之、卽戈鋒垂落之潮結而爲島、名曰磤馭盧島、二神降居彼島、化作八尋之殿、又化竪天柱(アメノミハシラ)、。。○中略

既而、伊弉諾尊、伊弉冊尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不生天下之主者歟、於是共生日神、號大日孁貴、大日孁貴、此云於保比屢咩能武智、孁音力丁反、一書云、天照大神、一書云、天照大日孁尊、此子光華明彩、照徹六合之内、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱(アメノミハシラ)擧於天上也、

〔延喜式祝詞八〕四月神衣祭祝詞、九月准此、度會乃宇治五十鈴川上爾、大宮柱。。。太敷立天、高天原爾千木高知天、稱辭竟奉留、天照坐皇大神乃太前爾申久、服織麻續乃人等乃、常毛奉仕留、和妙、荒妙乃織乃御衣乎、進事乎申給止申、荒祭宮爾毛如是申天進止宣、内人稱唯、禰宜

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕柱音注　楹音盈和名波之良

眞木柱
檜柱

按、柱土佐檜最良、尾州木曾檜次之、日向佐渡原肥松、同栂柱亦佳、唯嫩松柱不可用、値濕則朽易生蟨、如殿樓伽藍、以欅爲良、九州之產佳、

〔山門堂舍記〕仁安四年二月五日、亥時燒亡、〇中略但僉議云、〇中略大師最初建立之時、內陣柱一本、苗鹿明神所令奉加給也、以其本例、今度造立之時、縱雖有公家御沙汰、於內陣柱四本者、苗鹿樹林之中撰出可取之、〇中略卽杣工等相共、柱二本撰出切之、栢木也、重又一本撰出、合三本也、今一本不足、而飯室氣燒一本切之、合四本也、

〔無名抄上〕業平家

又なりひらの中將のゐへは、三條のばうもんよりみなみ、たかくらよりにしに、たかくらおもてに、ちかくまで侍きはしらなどもつねにもにず、ちまきばしらといふ物にて侍りけるを、いつごろの人のしわざにか、のちにれいのはしらのやうにけづりなしてなん侍し、〇中略まことに古代の所とみえ侍き、

〔類聚名物考宮室二〕ちまき柱無名抄

粽にはあらず、ちは助語歟、まきばしらは、眞木楹にて、槇木にもあらず、まきの戶も又同じ、万葉まき流すとも有、ちは、日本紀いづのちわきにちわきと云ちに同じ意歟、またち眞木と云木名有歟、今高野槇、犬槇と云類ならん、若又包柱にて、打卷柱かとも思へど、眞木柱と云名動かぬもの也、又汗血馬の類にて、赤眞木にて、血色を云歟、千入千種の意にもあらず、

〔倭名類聚抄二十木〕柀　玉篇云、柀音彼、日本紀私記云、末木、今按、又杉一名也、見爾雅注、木名、作柱、埋之能不腐者也、

〔箋注倭名類聚抄十木〕今本木部作杉木也、埋之不腐、釋木、柀、煔、郭注、煔似松、生江南、可以爲船及棺材、作柱埋之不腐、顧氏蓋依之、煔上文擧訓須岐、源君分柀爲末岐、非是、

〔萬葉集二挽歌〕皇子尊宮舍人等慟傷作歌

眞木柱、太心者、有之香杼、此吾心、鎭目金津毛、

〔八雲御抄居處三上〕柱

まき柱　まきばしらは、たゞのはしら也、又物のゆかりなどをもまき柱とはいふなり、

〔冠辭考九麻〕まきばしらふとき心

萬葉卷二に、眞木柱、太心者、有之香杼云々、こは太き檜の柱を、大夫のまた、かなる心に譬たり、

眞木は、檜をいふこと上の如し、

〔冠辭考九麻〕ま木さく　ひのいたど　ひのみかど　ひのつまで

繼體紀に、莽紀佐倶、避能伊陀圖鳴、飫斯毗羅枳、万葉卷一に藤原の宮づくりにたてる民の歌　眞木佐苦、檜乃嬬手乎、物乃布能、八十氏河爾、玉藻成、浮倍流禮云々、こは眞木は檜也、中略　眞木を檜也といふは、多くの木の中に勝れたる故に、眞の木とほめていふ也、神代紀に、檜は大宮造る材といひ、さて眞木の柱、眞木の戸などいふ、皆檜なるにてしるべし、

〔倭訓栞前編二十九〕まき　木曾やまの人、眞木と稱するは、必檜の事なり、されば萬葉集に、奥山の眞木の板戸とつゞけたる歌多し、まき柱、まきの戸、眞木の屋、眞木の外山眞木の葉のしなふなどいふも、檜は宮殿の材なれば、ほめたる名なるべし、

〔萬葉集雜歌六〕冬十月、神龜二年、幸于難波宮時、笠朝臣金村作歌一首井短歌、

忍照、難波之國者、葦垣乃、古鄕跡、人皆之、念息而、都禮母爲、有之間爾、續麻成、長柄之宮爾、眞木柱、太高敷而、食國乎、收賜者、奥鳥、味經乃原爾、物部乃、八十伴雄者、廬爲而、都成有、旅者安禮十方、短歌略

〔萬葉集譬喩歌七〕寄木

眞木柱、作蘇麻人、伊佐々目丹、借廬之爲跡、造計米八方、

〔萬葉集二十〕麻氣波之良、寶米氐豆久禮留、等乃能其等、已麻勢波波刀自於米加波利勢受、

松柱

右一首坂田部首麻呂

〔源氏物語須磨十二〕たびの御とのゐ物など、てうじて奉り給ふ、かとりの御なをし、さしぬき、さまかはりたる心ちするも、いみじきに、さらぬ鏡との給し面がけの、げに身にそひ給へるもかひなし、出いり給ひしかた、よりゐ給ひし、まき柱などをみ給にも、むねのみふたがりて、〇下略

〔源氏物語眞木柱三十一〕つねによりゐ給ふ、ひむがしおもてのはしらを、人にゆづる心ちし給も、哀にて、ひめ君ひはだ色のかみのかさね、たゞいさゝかにかきて、はしらのひわれたるはざまに、かうがいのさきして、おしいれたまふ、

いまはとてやどかれぬともなれきつるまきのはしらはわれを忘るな、えもかきやらでなき給、はゝ君いでやとて、

なれきとはおもひいづともなにゝよりたちとまるべきまきのはしらぞ、御前なる人々も、さまざまにかなしく、さしも思はぬ、木草のもとさへ、こひしからんことゝ、めとゞめて、はなすゝりあへり、

〔事蹟合考一〕三縁山方丈歷代系譜

慶長十乙巳年、本堂回廊等御造營有し、大伽藍となるもの至于今存在する所なり、此堂の摠柱槇の木を以て造りたり、千載に至ても不朽なりと云々、

〔私可多咄二〕昔秋まつりを見侍るに、〇中略

人は武士はしらは檜魚は鯛きぬはこうばい花はみよしの　讀人不知

〔新古今和歌集十七雜〕百首歌たてまつりしに、山家の心を、　式子內親王

いまはわれ松の柱の杉の庵にとづべきものを苔ふかき袖

〔宗長手記〕同月〇大永二年九月廿日あまり、內宮の建國寺にまかりて、西行谷とて、かの上人の舊跡へ各

誘引有て、五十鈴御裳濯のすゑをわたり、山田のあせのほそみち、荻薄の霜がれを分さし入より、まことに心ぼそげなり、山水をかけひにて、その世ながらの松のはしら、竹あめる垣のうち、坊に尼十餘人ばかり、紙の衾麻のつゞり、檻のかほり、むかしをもみるやうにおぼえて、ふと心にうかぶことを、

聞しよりみるはあはれに世をいとふ昔おぼゆるすまゐかなしも、松かきの柱にかきつけ歸り侍りし、〇下略

〔藻鹽草 六居處〕柱

杉柱

杉柱

〔夫木和歌抄 三十雜〕千首歌　民部卿爲家

行暮て宿かるいほの杉ばしらひとよのふしもわすれやはする

〔夫木和歌抄 三十田家〕嘉元四年七月當座百首田家　爲實朝臣

すみすて、刈田にのこる杉柱秋のしるしもみえぬいほかな

あさき柱

〔類聚名物考 宮室二〕あさきのはしら

今按に、あさきの柱は、雜木の柱なるべし、よき宮處には、眞木の柱をつかふ事なるに、旅居の假のやどりなれば、惡しき麁木の柱なるべし、淺深厚薄の意にて云なるべし、

〔千載和歌集 十三戀〕中納言國信しのびて物申して後つかはしける　前齋院新肥前

あづまやのあさきの柱われながらいつふしなれて戀しかるらむ

〔續後拾遺和歌集 十一戀〕忍戀の心を　中務卿宗尊親王

戀すてふ我名なたてそあづまやのあさきの柱くちははつとも

〔新千載和歌集 十四戀〕戀の歌の中に　從三位伊俊

竹柱

契のみ淺木の柱くちはてぬうかりしふしやかぎりなりけん

〔新撰六帖六〕木　　家良

杣山のあさきのはしらふしゑげみひきたつべくもなき我身哉

〔うたゝねの記〕つねより居つるはしらのあら〳〵しきが、なつかしからざりつるも、立はなれなんは、さすがに心ぼそくて、〇中略

忘るなよあさきのはしらかはらずば、またきて馴る折も社あれ

〔藻鹽草居處六〕柱

竹柱　かく柱(中略)竹柱也、藏玉にあり、おくはしらとは

〔山家集下雜〕世をのがれて、さがに住ける人のもとにまかりて、後世のことをこたらずつとむべきよし申して歸りけるに、竹のはしらをたてたりけるをみて、

よゝふとも竹のはしらの一すぢにたてたるふしはかはらざらなん

〔方丈記〕つゐにあととむる事を得ずして、三十餘にして、更に我心と一の庵を結ぶ、〇中略わづかにつひぢをつけりといへども、門たつるにたづきなし、竹を柱として車やどりとせり、雪ふり風吹く每に、あやうからずしもあらず、〇下略

〔夫木和歌抄三十屋〕百首御歌中きそのふせや　　喜多院入道二品のみこ

けさみればきそのふせやの竹ばしらたはむばかりに雪ふりにけり

〔夫木和歌抄三十屋形〕久安百首くゝめやかた、　　前參議親隆卿

をかやふくくゝめやかたの竹ばしらふしよからぬはたびね成けり

〔夫木和歌抄三十五傀儡〕嘉祿四年百首寄傀儡戀、　　爲家卿

大井河きしのとまやのたけばしらうかりしふしやかぎりなりけん

銅柱

〔甲子夜話 四十八〕京ノ東本願寺、自火燒亡ノコトニツキ、彼等ノ有サマヲ語リシ人ノ口上ヲ記ルス、○中略本尊阿彌陀ノ堂ハ別ニアリ、十五間四面、府ノ淺草寺ノ本堂ホドアリト云、總テ金柱ニシテ、格天井ノ前體ト同ジ、○中略家根ノ簷ニハ總テ雨引ノ銅樋ヲ通ズ、ソノ水落ノ四隅ニ各銅柱アリテ、ソノ中ヨリ水流レ下ル、○下略

圓柱角柱

〔日本居家秘用 一室屋〕柱は角を用ゆべし、死屋などは丸柱は甚よはし、座敷は角柱はいやし、丸柱を用ひて板ふきにすべし、

〔家屋雜考 一〕柱

寢殿の柱は、丸柱にする例なり、或は母屋のみ丸柱にて、廂は角柱を用ふるもあり、定制なし、

〔海人藻芥〕居所ノ事、大臣家ニハ四足アリ、○中略隨身所有、車宿リ有、丸柱ナルベシ、親王家右ニ同ジ、名家以下月卿雲客ノ亭ノ事、四足不レ可レ有レ之、上中門同前、殿上、并障子上、隨身所不レ可レ有レ之、寢殿ニモ、日藏不レ可レ有レ之、車宿ノ柱モ四方ナルベシ、○下略

〔翁草 三十九〕一紫宸殿は皆丸柱也、但し艮の方一木角柱有、往古大極殿角柱也、今の紫宸殿へ大極殿を籠らるゝ、所以にて、角柱一本殘さるゝと云り、下々此柱を削て守袋へ入る、旅行に災なしと云傳ふ、

齋柱心柱

〔古事記傳 四〕後ノ世まで、神の御殿造奉るに、其中央に心御柱(シムノミハシラ)と云を建て、殊に齋ひかしづくは、其說どもこそ後ノ人の設つる言なれ、然する事は、上ッ代よりの傳へなるべく心御柱てふ稱は、後のことか、若シ上代よりの名ならば、心は中心の意にて、中央に立ッ故の名ならむ、是ぞ人ノ心のことに取成ていふは、例の妄言なり、又今人の屋にも、中央の柱を大黒柱(ダイコクバシラ)と云て重くすめる、大黒の稱は、後ノ世の漢籍なる大極てふことより云出し、さかしらことならむか、名こそ信られね、是レも神代より夫婦のかたらひの始に廻ル柱なる故に、重く崇

へける、上ッ代よりの傳はり事の、遺れるなるべければなり、(上古は貴き賤きけぢめこそあれ、神ノ宮人ノ家とて、造りざまかはれることなし、今の古ノ神ノ宮作は、即上代の人の家のさまなり、雄略天皇の御代に、志幾大縣主が舍に、堅魚木を上て、作れりしことなど思ひ合すべし、されば後世の心ノ御柱と、大黒柱とは、本は一ツ物なるべくおもはる、)

〔玉手繦七〕神また皇の御殿には、殊に大なるを眞中に立て、此を齋柱(イミハシラ)とも心御柱(ナカノミハシラ)とも申せり、其は大殿祭詞に、奥山乃大峡小峡爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採氏、本末乎波、山神爾祭氏、中間乎持出來氏、齋鉏乎以、齋柱乎立氏、皇御孫命乃、天之御翳日之御翳止、造仕奉禮留瑞之御殿乎、汝屋船命爾、天津奇護言乎、言壽鎭白久云々と見え、(○此齋柱と云ふは、即御殿の眞中に立る大極柱なり、此を伐採るに、其山をトひ定め、まづ山神を祭りて後に、伐採る式、また其突立る穴を堀る式など、委く貞觀儀式の大嘗宮を造る事の條に見えたり、就て見るべし、)また神宮に、其御柱を立る趣は、延暦の内宮儀式に、新宮造奉る事を載せる條に、正殿を造り奉るに、吉日を撰びて、まづ山口祭ありて、次に心ノ柱を造るに、吉日を撰び、内人たち杣入して、木本祭を行ひ(木本祭とは、今伐る木の本を祭るなり、杣入とは、山入と云が如し、)其忌柱を造り畢て、杣より出し、御前追つゝ運來りて、正殿の地に置き、次に吉日を撰び、地鎭祭あり、畢りて後に、新宮地の草刈始て、宮地を穿り始め、畢ッて大物忌といふ内人、まづ忌柱を立始め、然後に、諸役夫らに、其四面の柱を立しむ、是謂ゆる御柱立の行事なり、なほ種々重き御式ども有り、(委しくは本書の解に就て見べし)抑この御柱のこと、猶古書等に、心御柱、一名忌柱、一名天神柱、とも有るに依りて考ふるに、神世の初めに、皇祖二柱大神の、大地を修理固め給ふに、天津神の賜へりし、彼御矛を國中の御柱と突立給ひしかば、大地は是によりて締り堅まり、斯て地上に出たる所を、天御柱と見立まし、其を中央の柱と爲て、八尋殿を造立たまへり、是殿作りの始めにて、此を左右に往廻りて、御夫婦の堅めし給へる禮式ありて、國生始め給へるを思ふに、神宮また皇の御殿の中央に立る柱を齋柱、天御柱、心御柱と稱ふる事は、即ちこの神世の由緒に、因循ひ給ふ御式なること著く、そは御柱のみならず、其宮作り、また其に效ひ給ふこと申すも更なり、(○下略)

〔延喜式祝詞八〕大殿祭

高天原爾神留坐須、皇親神魯企神魯美之命以氏、皇御孫之命乎、天津高御座(タカミクラ)爾坐氏、天津璽乃劒鏡乎、捧持賜天、言壽(古語云許止保企、言壽詞、如今壽觴之詞、)宣志久、皇我宇都御子、皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐氏、天津日嗣乎、萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎、安國止平氣久所知食(古語云、志呂志女須、)志、言寄奉賜比天、以天津御量氏、事問之磐根木乃立知、草能可岐葉毛乎言止氏、天降利賜比志、食國天下登、天津日嗣所知食須、皇御孫之命乃御殿乎、今奧山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採氏、本末波乎山神爾祭氏、中間乎持出來氏、齋鉏乎以氏、齋柱立氏、皇御孫之命乃、天之御翳日之御翳止、造奉仕流(禮)瑞之御殿、○下略

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮造奉時行事幷用物事○中略

次取吉日、爲正殿心柱造奉、率宇治大内人一人、諸内人等戸人等入杣、木本祭用物注左、(其柱名號稱忌柱、○中略)右祭告刀申、造宮驛使忌部宿禰、其忌柱造奉畢、自杣出前追運來、置正殿地奉也、○中略右祭告刀申、地祭物忌父仕奉所侍、造宮使中臣忌部然祭奉仕畢時、地祭物忌以忌鎌氏、宮地草刈始、次以忌鋤氏、宮地穿始奉、禰宜大物忌波忌柱立始、然後諸役夫等柱堅奉、○下略

〔止由氣宮儀式帳〕一新宮奉造時行事幷用物事○中略

次取吉日、爲正殿心柱造奉、率大内人一人、諸内人等、戸人夫等(矣)入杣、木本祭奉用物如左、(其柱名曰忌柱、○下略)

略

〔延喜式伊勢大神宮四〕採正殿心柱祭

鐵人像、鏡、鉾、各卌枚、長刀子廿枚、鉾四柄、(度會宮減三柄、加手鉾一柄、)鎌二張、小刀子一枚、鉇一枚、五色薄絁各五尺、木綿麻各二斤、米酒各一斗、堅魚、鰒、各二斤、雜腊一斗、雜海菜二斗、鹽二升、鷄二翼、鷄卵十枚、陶器、土器、各廿口、内人等明衣料、庸布四段、使忌部明衣料一段、

標

右造宮使忌部、自率內人幷役夫等、就山木本祭之、

〔延喜式 四伊勢大神宮〕鎭祭宮地(後鎭准此、但除明衣及鍬、)鐵人像以下小刀子以上、同心柱祭、○中略

右鎭祭畢、地祭物忌淸掃其地、堀心柱穴、禰宜竪柱、其築平殿地之日、以紺布帳奉翳神殿、勿令工夫臨看、

〔吾妻鏡 十五〕建久六年十一月十九日庚子、相摸國大庭御厨俣野郷內有大日堂、今日寄進田畠、限未來際、被宛佛聖燈油料、是故俣野五郎景久、歸敬之梵閣也、本佛則權五郎景政在生、伊勢太神宮御殿、廿年一度造替之時、伐取彼心御柱、奉造立之、於權大僧都賴親室、遂開眼供養、可守護東國衆人給之由令誓願、奉安置之、佛神之合體、尤掲焉也、內外之利生何疑矣、令相傳遺孤之處、景久滅亡之後、堂舍漸及傾危、佛像被侵雨露、景久後家尼、旦暮愁此事、寤寢思其功、三浦介義澄傳聞之、本自依有歸佛歸法之志、執申興隆興行之儀、而景久雖爲反逆之者、景政者爲源家之忠士也、本尊又云御衣木之濫觴、云當伽藍之由緒、誠任檀那誓約、令專柳營護持給歟之由、有御沙汰、聊及御奉加云云、

〔伊呂波字類抄 志地儀〕㯹(シムノハシラ、佛塔中心柱也、)

〔安齋隨筆 前編十二〕一心柱　百練抄治承二年十二月二日、最勝光院御塔の內被立心柱、　心(シン)柱は神社佛寺ともに中心に大柱を立て、惣の固めにする也、伊勢神宮のみに心の御柱ト云物あるにあらず、伊勢神宮心の御柱に秘說ありト云、例の儒道を借りたる理說なるべし、

〔三代實錄 五淸和〕貞觀三年八月十七日戊午、地震、宣告五畿七道諸國云、佛頂尊勝陀羅尼、功德勝利、不可思量者也、故波利殞身、邀大士於五臺窟、善住繫念、脫極苦於七返生、宜令書寫梵本、安國內諸寺塔、若無牢固之易損弊、須鑿心柱深藏其中、凡厥功力所感、只有處心、○下略

〔百練抄 八高倉〕治承二年十二月二日、最勝光院御塔內被立心柱、

堀立柱

〔長秋記〕長承三年八月十三日庚寅、午下參法金剛院、(著直衣)本御堂南垣外東向立御塔、其西立經藏、(中略)今度被造經藏、西廻廊塔、經藏、皆結麻柱、引渡棟木、御塔立心借柱、壇等堅、仍礎只如在也、(中略)大工著束帶、取幣渡御車、前進昇階下、(中略)次一兩度鼓、此間御塔立心柱、立張弓、又御經藏渡棟木、(下略)

○按ズルニ、椽ノ事ハ、宗教部堂塔篇塔條ニ詳ナリ、

〔倭訓栞〕(中編二十三保)ほつたて　堀立なり、賤が家居にあり、地上に石居をして立るは後の事也、

〔俚言集覽〕(保)堀立　家を作るに土臺を用ゐず、柱を土に堀立つるを云ふなり、

〔古事記〕(上)故爾追至黃泉比良坂、遙望、呼謂大穴牟遲神曰、其汝所持之生大刀、生弓矢以而、汝庶兄弟者、追伏坂之御尾、亦追撥河之瀨而、意禮(二字以音)爲大國主神、亦爲宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而、於宇加能山(三字以音)之山本、於底津石根、宮柱布刀斯理、(此四字以音)於高天原、氷椽多迦斯理、(此四字以音)而居、是奴也、

〔古事記傳〕(十)於底津石根宮柱、式の祝詞どもに、又下都磐根爾ともあり、凡て上ッ代には、神ノ宮も人の舍宅も、伊勢ノ神ノ宮などの製の如く、地を堀て柱を立る故に、(今の世にも、賤が家には是あり、堀立と云なり、地ノ上に石居をして、柱を立るは後のことなり、)此稱辭あるなり、石根は、故に礎をするには非ず、地ノ底に本よりある石根まで、深く堀て立ると云義なり、(下略)

〔日本書紀〕(三神武)辛酉年正月庚辰朔、天皇卽帝位於橿原宮、(中略)故古語稱之曰、於畝傍之橿原也、太立宮柱於底磐之根、峻峙搏風於高天之原、而始馭天下之天皇、號曰神日本磐余彥火火出見天皇焉、

〔延喜式〕(八祝詞)祈年祭
座摩乃御巫乃稱辭竟奉、皇神等能前爾白久、生井、榮井、津長井、阿須波、婆比支登御名者白氐、辭竟奉者、皇神能敷座下都磐根爾、宮柱太知立、高天原爾、千木高知氐、皇御孫命乃、瑞能御舍乎、仕奉氐、天御蔭、日御蔭登、隱坐氐、四方國乎、安國登、平久知食我須故、皇御孫命能、宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣、

大こく柱

春日祭

天皇我大命爾坐世、恐支鹿島坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命、比賣神、四柱能皇神等能廣前仁白久、太神等能乞賜比能任爾、春日能三笠山能下津石根爾宮柱廣知立、高天原爾千木高知氏、天乃御蔭、日乃御蔭止定奉氏、貢流神寶者、御鏡、御横刀、御弓、御桙、御馬爾備奉理、○下略

〔甲子夜話四十八〕又林話ニ、豆州韮山ノ御代官江川太郎左衛門、出府シテ訪過セシカバ、面話ノ次手ニ、ソノ家世ノ事ニ及ビシニ、先祖ハ和州ニ在テ、ソノ地名ヲ族トシ、宇野ト稱シタリ、保元ノ亂ヲ避テ豆州ニ下リ、又ソノ地名ヲ稱シテ江川ト改シトゾ、世ニ名高キ住居ハ、保元ノ創建ナリト云、ソノ家ノ建方、大ナル欅ノ生タルヲソノマヽ柱トシテ、夫ヨリ建添タル者ノヨシ、先年修理セルトキ、欅柱ノ地ニ入タルヲ、堀立ナルベシトテ穿ケレバ、下ヘ入ホド太シ、數尺穿テドモ段々太クナリテ限知ラズ、始テソノ下ニ根アルコトヲ知リタリトナリ、此家僧日蓮ノ棟札アルコト、世ノ能知ル所ナリ、○下略

〔倭訓栞前編十四〕はしら　大こく柱といふは、家々に祭る所の大國主ノ命の尊像豐肥なるをもて、人の豐滿肥大なるをも、大國と譃名する如く、家の中にての大柱をも大國柱といふ也、神代紀に、柱は太く高くと見え、萬葉集に眞木柱太き心ともいへり、されば男の心と大國柱は、太くても太かれといふ俗諺あるも是也、

〔俚言集覽太〕大黒柱　鴨居、鴨柄の四方より十字に輳ひたる所の柱を云ふ、大極柱にて、大黒の像の豐滿肥大なるやうをもての名にあらずと云へり、大極はたゞ甚太きと云意にて、易の大極にはあらずと云へり、

〔橘庵漫筆初編三〕民家を建るに大黒柱と云物有、元來此柱より棟梁を定むるなれば、大極柱なるべし、古來名の正しき事見つべし、今和州の工匠の中に、大黒柱に次ものを小。黒。柱。といへるは、一

向笑ふに堪たり、

〔玉手繦七〕突立留堅乃柱とは、家居に立る柱の多かる中に、第一に謂ゆる大極柱とて、家の眞中に立る柱を云ふ、大極柱を、また大黒柱とも書來れるにつきて、世の學者たちの、彼をとり此を取つつ、何くれと論ずれども、大極大黒ともに我が古語に非ず、後に書たる字なれば此は何にても有べし、道理の上より云ときは、中央に立る柱なれば、大極と書くが宜かるべく覺ゆれど、此柱は家の眞中に立ッからに、自づから媒びて黒かる故に、大黒柱と云ッともいふは、一理なきにも非ずかし、神また皇の御殿には、殊に大なるを眞中に立て、此を齋柱(イミハシラ)とも、心御柱(ナカノミハシラ)とも申せり、〔中略〕此齋柱と云ふは、即御殿の眞中に立る大極柱なり、此を伐採る式に、其山を卜ひ定め、まづ山神を祭りて後に、伐採る式、また其突立る穴を掘る式など、委く貞觀儀式の、大嘗宮を造る事の條に見えたり、就て見るべし、〇中略さて神宮及び天皇の御殿の玄か有しかば、御子たち臣等は更なり、國造八十伴緒の家々、庶人の家居も、また其狀に效ひ作りけむこと、今世にも諸國の百姓までも、故實のまに〳〵、大極柱を立て、其を重(イカ)しき事にするを以て知べし、江戸などの如く、繁花なる土地にては、漸々に故實を忘れて、新規に移り替る事どもも有れど、田舎には、凡て然る類ひの古風は殘れり、かくて古く此柱を重むじける事狀は、顯宗天皇ノ紀に、天皇稚くおはし坐る時に、難を避けて御名をかくし、播磨國赤石郡なる、縮見屯倉首が家に仕へ給ひし時に、その新室壽の御言に、築立稚室葛根、築立柱橿者、此家長御心之鎭也、取擧棟梁者、此家長御心之林也、取置椽橑者、此家長御心之齊也、取置蘆萑者、此家長御心之平也、取結繩葛者、此家長御壽之堅也、取葺草葉者、此家長御富之餘也云々と、第一に宣へる柱は、決なく大極柱と聞ゆるにて所知たり、是を以て今白す詞に、突立留堅乃柱乎、齋柱登幸坐氐、心靜祁久とは申せり、そは其ノ大極柱を立る意は、御殿の齋柱に擬ふなれど、少か其名に意をおきて、直に齋柱とは稱ざる意を示せて齋柱と幸へ坐とは云るなり、抑この大極柱の事本はも、上に云ごとく、二柱神の國中の固めの御柱、八尋殿の中央の御柱に擬ふ柱にし有るを、右の室壽の御言に、築立柱橿者、此家長御心之鎭也、と宣へるを思ふに、二柱神かの御柱を、立堅め坐るによりて、大地は堅まりて、終古に轉崩あること無く、はた其御柱を回り坐して、事始め給ひしより、萬事の調へる故に、かの神習ふべき人にし有れば、其御迹に效ひ奉りて、此柱を重むじ、家の固めは然る物にて、其家主の心を鎭むる、

表物とぞ爲たりけむ、（其心中の地上に出る所を、八尋殿の眞中の御柱とは、やがて此大地の中心にて、其柱の、世界にわたる大宮なり、そは此の二神、世界を始め給へれば、斯て人また其に效ふこと、は、一地を有ち、一家を立れば、其地其家は、大にまれ小にまれ、奇くも其區界に、やがて一世界の理と備はる物なり、此等の事の、意味深き事はし、俗の古學者、漢學者などの、都て、閑ひ知ざる事なり、然れば上代より、必ズさる表示なくては叶はぬ事にこそ、）是を以て右に引く室壽の御言に、まづ第一に柱を稱て、心の鎮りなる山を述給ひ、さて其柱に因りて心の林、心の齋、心の平ぎなどをこそは宣ひけめ、猶思ひ合すべきは、万葉二卷に、日並皇子尊を慟奉れる、舍人等が歌の中に、眞木柱太心は有しかど、此吾心鎮かねつも、と詠める眞木柱は、太に係たる發語とは聞ゆれど、彼御言に合せて思へば、此歌の鎮かねつは、柱にかけて、大きにして動かぬ心なりしも、此悲みには堪ずと云へるなり、（大なるを太とも云は、古の常なり、今も大なを太しと云ふ國所多かり、古き猿樂舞の詞に、男の心と大こく柱は、太かれと申せば、など云へるを思ひ合すべし、室壽の御言の意にも、此歌の意ばへにも、能ク叶へる詞なり、）此等を思ひ合すれば、古人の殊に言擧こそ爲ざれ、天地の固めの御柱に擬へて、家に大極柱をたて、其柱に準へて、心を靜むる事も有しことは著明なり、是を以て今詞に、心都祁久とは申せるなり（然るに俗の古學者流は、かゝる筋の事はし、たゞ外國にのみ議する事と思ひたるは、甚く固陋なり、吾黨の子らは、然る意ばへをも思ふべし、）

床柱

〔南畝莠言　上〕人の家居の床柱に、皮つきを用る事おもしろし、穀梁傳曰、禮天子之桷、斲之礱之、加密石焉、諸侯之桷、斲之礱之、大夫斲之、士斲本、今の床ばしら、皮つきにして本をけづれり、古人のものずきは、格別なるものなり、

榰柱

〔倭名類聚抄　十五造作具〕榰柱　唐韻云、榰（音支）柱（今按、和名須介、）支屋歒也、

〔箋注倭名類聚抄　五造作具〕昌平本、下總本有和名二字、按須介見平家物語五節沙汰條落書、源平盛衰記第廿三卷云、家將顚倒、以大木支之、謂之須介是也、須介、助也、助家之將倒也、今俗呼加字波利、○中略　唐韻引爾雅曰、榰、柱也、謂相榰柱也、與此少不同、伊勢廣本柱上有榰、下總本支屋作支柱、說文、榰柱砥、古用木、今以石、段玉裁曰、柱砥當作柱氐、卽底字、今之磉子也、在柱下而柱可立、因引伸爲凡

支柱之稱、

〔段注説文解字 木六上〕榰柱氐也、氐各本作柢誤、今正、日部昏下曰、氐者下也、广部底下曰、一曰下也、氐底古今字、玄應書引作柱下、知本作柱氐、今之磉子也、釋言曰、榰柱氐也、卽榰柱之謂、磉在柱下而柱可立、因引伸爲凡支柱柱塞之偁、古用木、今以石、從木、此説古用木、故字從木也、柱氐之用石久矣、尙書大傳曰、天子賁庸、諸侯疏杼、大夫有石材、庶人有石承、鄭曰、石材柱下質也、石承、當柱下而已、不出外爲飾也、廣雅、礎磶礩礦也、磶見西京景福殿二賦、字作舄、礩見西部賦、字作礩、礎見淮南書、許注曰、楚人謂柱磶爲礎、按礎者澀也、礩者質也、磶者如入之舄也、礦者擴也、皆謂石、此云古用木者、溯其始言之、耆聲、章移切、十五部、易曰、榰恒凶、是、恒上六爻辭、釋文曰、振恒、張璠作震、今易皆同張、耆聲辰聲、合韵最近、許偁蓋孟易也、

〔伊呂波字類抄 須地儀〕榰柱スケ 支屋欹也　栺同

〔易林本節用集 寸乾坤〕榰柱スケ

〔和漢三才圖會 八十一家宅之用〕榰柱

榰柱　唐韻云、支屋欹也、按支屋欹者、今云衝梁也、凡物與地間、入短木令隔開者、今謂須介、助援之義、用援柱二字可、軍陳假他兵如謂援勢、又半倒者支於下木謂豆加惠、用束杖字可矣、

〔倭訓栞 前編十二須〕すけ　倭名抄に、榰柱をすけとよめるも同義なるべし、唐韻に、支屋欹也といひ、錢謙益が書に、樹牙頰相榰柱不少下と見えたるは、今の俗のこつばりといふ物なるにや、倭名抄に、梲をのきのすけとよめるも義同じ、平家物語の歌に、柱とたのむすけを落してとよめるも同し、盛衰記に、家のまろびたふれんずるには、たすけといひて、柱の代に大きなる木をもて、さゝへなす事ありといへり、

〔俚言集覽 須〕すけ　助也〇中略俗に云ツキカイ棒にする柱を、古へはスケと云、

〔源平盛衰記 二十三〕新院自嚴島還御附新院恐御起請附落書事

十五日、〇治承四年十一月東國下向ノ討手ノ使、空ク歸上テ、古京ニ著、軍ニ向テハ、命ヲ失フトコソ聞ニ、一人モカケズ、上ラレタルコソイミジケレ、逃ヲバ剛ノ者ト云事有トテ、人皆笑アヘリ、太政入道殿ノ門ニ落書アリ、奈良法師ノ讀タリケルトカヤ、

麻柱

富士川ノセゞノ岩越ス水ヨリモ早クモ落ルイセ平氏哉、平家ト書テハ、ヒラヤトヨム、家ノマロビ倒レンズルニハ、助ト云テ、柱ノ代ニ大ナル木ヲ以テ、サヽヘ直ス事アリ、平家ノ大將軍ニ下給ヘル、權亮少將落ケレバ、右大將宗盛ノ、騷歎給フラント云ニソヘテ、ヒラヤナル宗盛イカニ騷ラン柱トタノム助ヲ落シテ〇又見平家物語

〔俚言集覽比〕控柱。　說文、樘衺柱也、从木堂聲、徐鉉等曰、今俗別作撐、非是、丑庚切、撐は、詩に小舟撐などありて、ツッパルコト也、唐盧同詩、撐腸柱腹五千卷、皆手邊なれども、本は木邊の字也、

〔慶長見聞集七〕氣ちがひ者かへつて誠をいふ事

見しは今、江戶舟町に鈴木久兵衞といふ人の子に才三郞と云者、四五日物いふ事常に相違せり、氣ちがひたるかと、親心もとなく思ひしに、當年八月廿八日、午の刻空しづかにして、風音もなきに、此者立て大聲をあげ、すは大風吹て來て家ころぶぞ、つ。か。ひ。柱をかへ、やれころぶぞ、われ柱におされて死ぬるぞ、たすけに、人集よと、家の中をかけまはり、飛めぐりありきてだうするを、親兄弟其外十人計取つきとりとゞむるに、力ことの外に有てかなはず、〇下略

〔倭名類聚抄十五造作具〕麻柱　辨色立成云、麻柱、阿。奈。比。

〔箋注倭名類聚抄五造作具〕按、麻柱、疑庋。柱。之誤、庋柱卽枝柱、漢書地理志云、漢中淫失枝柱、顏師古曰、枝柱言意相節却不順從也、項籍傳云、莫敢枝梧、臣瓚曰、小柱爲枝、邪柱爲梧、今屋梧邪柱是也、枝柱本用語、後以名於造作具、故加广別之、猶坐臥俗加广爲牀座、聽事之處、俗作廳也、然諸本皆作麻柱、類聚名義抄、伊呂波字類抄、並同、又延喜式、今昔物語等書、亦作麻柱、今姑依舊、又按、庋柱本枝梧傾屋、令不顚覆者、其訓阿奈々比、與續日本紀詔謂王臣百官維持扶翼國家云阿奈々比奉輔奉同、古昔工人、或緣之以登屋背、後世所謂足。代。仿于此、源君之時、既有梯成足代、然其名依舊、猶云阿奈々比、故別謂邪枝者爲須介、其實椿柱庋柱其義同也、阿奈々比又見竹取物語、小右記長和四年條、足

開柱

代見東鑑建久六年條、

〔伊呂波字類抄 安地儀〕麻柱アナナヽヒ

〔鋸屑譚〕和名鈔楷柱唐韻云、楷柱支屋欹也、今按、和名すけ、麻柱、辨色立成云あなゝひ、按に楷柱は助之義、今世いはゆる衡梁なり、その小きものに東枝といふ、麻柱は、足並之義則今世いはゆる足代なり、大府記云、永保元年被立法勝寺御塔心柱云々、次打大鼓、應其聲大工以下立麻柱打之、人車記云、仁平三年、白川御堂東庭御塔建立也云々、御塔壇上兼結麻柱、立四方柱、山槐記云、治承四年、立高御座云々、醒工、漆工等結穴奈井昇之、内宮遷宮沙汰文云、文永三年、正殿御形板頭工三人、地祭物忌父各參、昇殿内奉彫之卽結儲麻柱、元明紀云、彌務 畱 彌結 畱 阿奈々比奉、輔佐奉 牟 事 畱 依 氏、聖武紀云、皇朝 乎 穴 比 奉扶奉、此與麻柱柱楷相通、稱德紀云、相宇豆奈比奉、相扶奉事 畱 依 氏、中臣壽辭云、相宇豆 乃 比奉 利、凡宣命此辭多矣、或作相共 奈 比此亦義通すうずは、けだし珍の字訓、言珍重之也とぞ、

〔長秋記〕長承三年八月十三日庚寅、午下參法金剛院、〇中略 今度被造經藏、西廻廊塔、經藏、皆結麻柱、引渡棟木、御塔立心借柱壇等堅、仍礎只如在也、

〔伊呂波字類抄 比地儀〕葱臺 ヒラキハシラ、葱臺橋、イホ橋兩端所堅之柱也、其頭似葱花、故名之、ヒラキハシラ、

〔易林本節用集 比乾坤〕葱臺ヒラキバシラ

〔筆の靈 後篇五十七〕ひらき柱と云ふ物は、屋の板敷の上なるも、地の所に立るも、欄オハシマの中にて大なる柱の、頭の葱の花の如く造たるを稱なり、今ぎぼしと云物付る柱なり、宗俊畫詞九の卷に在る、橋の畫のひらき柱、こゝに引出るが如し、案に然樣なるぞ此柱の古體なるにはあるべき、たゞ丸き柱の頭のさびしく見どころなきを、然して飾れるなり、ひらき柱と云名の義は、開ヒラき葱キ柱にて、葱の花の開たるにたとへたる名なり、ひらきをひらとのみ云は、太神宮儀式帳に、やひらての事を八開手拍 氏 云々と書し、延喜式に、八開手と書き、又開ヒラ聞ノ神といふ名あるなどにて疑なくさと

るべし、猶宗俊畫詞に、かゝるがあり、○圖略又春日驗記にも○圖略かゝるが見え、土蛛退治の畫にも○圖略かかるがあり、さる類畫どもにいと多し、皆今いふぎぼしなり、そは開柱のつよれる物なり、さて後にそをぎぼしと云なるは、開といふ事をきばしらと略き云ふを、又下をもはぶききてきばしといひ、ぎぼしとも云事となれるなるべし、草の名にぎぼしといふも、其葉其頭の狀に似たるより付たる名なるべし、ひらき柱の名は、玉海、長寛二年十二月廿二日に、取獻物出幔門北、進前庭當南階西開柱程而立云云と見え、上卿故實車立樣事の條に、北山抄備忘裏書云云々、一大納言車、過閤門前橋北開柱、立門北第一間也、江家次第荷前裝束の條に、至于長樂門前橋東開柱下曳幔といひ、猶其名多く聞えたり、大鏡にも、牛はみはしのひらきばしらに云云など云り、其他書に見えたる事少からず、

〔筆の靈後篇七十二〕御階の欄の下のはてなる開葱柱は、男柱とも云る物なり、其は此一の力もて、主と此欄をさゝゆれば然は稱るなり、散木集に、雀のきざはしの男ばしらにゐて鳴を見て、肥後君すゞめこそをとこ柱になきゐたる、付くきさはしたなく云やゑつらむと見えたり、

〔大鏡二太政大臣基經〕ほり川院は地形のいといみじきなり、大饗のおり、殿ばらの御車のたちやうなどは、尊者の御車は、川よりひんがしにたて、うしはみはしの。ひ。ら。き。ば。し。らにひきつなぎ、○下略

〔類聚名物考宮室二〕ひらきばしら　平木柱

案に、ひらきばしらは、丸木にあらぬ角柱故に、平木とも云にや、

〔江家次第十一十二月〕荷前裝束

諒闇年例○註略　同裝束　宜陽殿西廂南四箇間敷滿折薦、○中略至于長樂門前橋東開柱下曳幔、○下略

〔台記〕保延二年十二月十三日丙午、行向左相府亭、○中略主人既被下立給山相語也、漸入門立留中門、

主人自本當南階東開柱、小向丁方去溜南六七尺許立、○下略

男柱

〔筆の靈後篇五十七〕開柱の如く、他の柱よりは高く上に出もして、むねとある柱を男柱と云り、そは其頭の狀より呼ばで、其柱の用の方より云たる稱なり、新撰字鏡に、幢柄（橋梁之左右之柱、乎止古柱、）と見え、大神宮諸雜事記康平二年九月十二日の事に、四面高欄、御階男柱等、今度初所被奉莊也といひ、散木集の連歌に、雀こそをとこ柱に來なくなれと見え、長門本平家物語に、省は宇治橋のをとこ柱をこだてに取て、命もおしまずたゝかひけりなどもあり、

柱寄

〔撮壤集中家屋〕欂櫨（ハシラヨセ）

〔書言字考節用集一乾坤〕欂櫨（ハシラヨセ）

〔家屋雜考一〕柱寄　大抵、丸柱を用ふるほどの所は格子あり、丸柱にては、格子をさすに便ならざる故、柱寄とて、格子或は妻戸などある所々へばかり、方なる木をそゆる事なり、或は是を欂櫨ともかけり、

柱かくし

〔倭訓栞中編十九〕はしらかくし　柱聯をいへり、甲乙剩言に見ゆ、

〔嬉遊笑覽一上居處〕柱かくし、漢に是を楹帖といふ、甌北詩集に、金子友來乞楹帖、其家住太平寺旁、門臨大池、余爲書烏宿地邊樹僧敲月下門一聯、適有尼庵亦來乞桃符、僮奴不知、即以此付之、一時見者傳爲笑資、賦此懺解とて七律一首あり、

〔五元集拾遺〕格枝亭柱かくしに○中略

空や秋水ゆりはなす山おろし○下略

〔雅筵醉狂集六雜〕ある茶人より、柱かくしに竹を書たる繪の歌のぞみければ、

千尋あるかげのはしらとかくれてやうき世にわびの茶の湯する宿

柱飾

〔貞丈雜記十四座敷飾〕一東山殿御飾書に、かりろくと云物ありて、○中略但同書に別に柱飾と云物あり、

施塗飾于柱

其の形も此のかりろくに似たる物也、柱飾といふは、柱にかけて置く物なるべし、柱飾もかりろくも、藥などを入る丶物かと思はる丶なり、○下略

〔御飾記〕一北の方、東壹間は御書院、○中略柱かざり、針の袋色々、○中略



一おりくぎ、書院之柱之外にうつべからず、○中略

一かりろくとて柱飾なり

〔豐後國風土記速水郡〕赤湯泉在郡西北、此湯泉之穴、在郡西北竈門山、其周十五許丈、湯色赤而有泥土、用足塗屋柱、泥土流出外、變爲清水、指東下流、因曰赤湯泉、

〔日本書紀十一仁德〕元年正月己卯、大鷦鷯尊卽天皇位、○中略都難波、是謂高津宮、卽宮垣室屋弗堊色也、桷梁柱楹弗藻飾也、○下略

〔日光山志五〕御拜殿　御唐門より內は庸人の具に拜覽すべき所ならねば知がたし、○中略御拜殿と御石の間の取合の御柱は堆朱の卷柱と稱するもの四本ありと聞り、此餘結構なる事、悉枚擧するを得ず、

〔日光雜話藻鹽卷〕御石之間○中略

一御柱、大サ壹丈五寸、外之方地紋之彫、內之方金柱、其外仕樣御拜殿同斷、

〔日光雜話藻鹽卷〕一仁王門○中略

一槻丸柱大サ壹尺四寸五分、中柱大サ壹尺五寸總朱塗、

〔甲子夜話四十八〕京ノ東本願寺、自火燒亡ノコトニツキ、彼等ノ有サマヲ語リシ人ノ口上ヲ記ルス、○中略

本堂ハ正面ニアリ、○中略堂柱ハ皆槻ノ丸柱、內陣ハ金柱、滅金、カナモノ、彫物等種々アリ、○下略

題知歌于柱

〔金葉和歌集 九雜〕家を人にはなちてたつとて、柱にかきつけ侍りける、　周防内侍

住わびて我さへ軒の忍ぶ草しのぶかた〴〵しげきやどかな

〔今物語〕昔の周防内侍が家の、あさましながら建久の比まで、冷泉堀川の西と北とのすみに、朽殘りて有けるを行て見ければ、

我さへ軒のしのぶ草と、柱にむかしの手にて書付たりしが有ける、いとあはれなりけり、〇下略

〔吾妻鏡 十五〕建久六年四月廿七日壬午、將軍家以梶原平三景時、爲御使、令奉幣住吉社給、被奉神馬、今夕景時參著社頭、註和歌一首於釣殿之柱云云、

我君ノ手向ノ駒ヲ引ツレテ行末遠キシルシアラハセ

〔太平記 二〕俊基朝臣再關東下向事

俊基朝臣ハ、〇中略轅ヲ叩テ警固ノ武士ヲ近付、宿ノ名ヲ問給ニ、菊川ト申也ト答ケレバ、承久合戰時、院宣書タリシ咎ニ依テ、光親卿關東ヘ召下サレシガ、此宿ニテ誅セラレシ時、〇中略ト書タリシ、遠キ昔ノ筆ノ跡、今ハ我身ノ上ニナリ、哀ヤイトヾ增ケン、一首ノ歌ヲ詠テ、宿ノ柱ニゾ書レケル、

古モカヽルタメシヲ菊川ノ同ジ流ニ身ヲヤ沈メン

雜載

〔日本書紀 十五仁賢〕元年正月乙酉、皇太子於石上廣高宮、卽天皇位、或本云、億計天皇之宮、有二所焉、一宮於川村、二宮於縮見高野、其殿柱至今未朽、

〔日本書紀 二十二推古〕二十八年十月、以砂礫葺檜隈陵上、則域外積土成山、仍毎氏科之、建大柱於土山上、時倭漢坂上直樹柱、勝之大高、故時人號之曰大柱直(オホハシラノ)也、

〔日本書紀 二十四皇極〕四年四月戊戌朔、高麗學問僧等言、同學鞍作得志、以虎爲友、學取其術、或使枯山變爲青山、或使黄地變爲白水、種々奇術、不可殫究、又虎授其針曰、愼矣愼矣、勿令人知、以此治之、病無不

愈、果如所言、治無不差、得志恒以其針隱置柱中、於後虎折其柱、取針走去、高麗國知得志欲歸之意、與毒殺之、

〔日本紀略 三村上〕天曆二年三月一日庚戌、巳時宜陽殿公卿座母屋柱下鳴、有御占、

〔南畝莠言 上〕遵生八牋起居安樂牋の中に、〇中略梓人最忌倒用木植、必取生氣根下而梢上、其魘者倒用之、使人家不能長進、作事顛倒、解法以斧頭擊其木曰、倒好々々、住此宅内世々温飽云々、これ今の世に倒柱を忌む事なるべし、

〔閑田次筆 四〕同〇百井塘雨云、〇中略京三條繩手の伊勢屋といふ、元結を商ふ者の家の造作せしより、病者多く出きしかば、卜者をたのみて筮させしに、これは逆木柱の祟也といふ、然れども其柱たやすく取かへがたかりしかば、祈禱せんやといひあへる時、或人吾祝ふべしとて、伊勢屋とは元ゆい一の家なればさか木ばしらもなに、かくるしきといへりしに、不思議にこれよりことなくなりしとぞ、商賣の元結に榊までを取あはせしは面白し、塘雨此因にいふ、逆木柱といふことは元來巫祝のいふことにて、あらたに家造する時など、木を逆につかふことはかつてなし、古家の建直しに、本末の知がたき木あれば、世に安倍晴明の判といふ五行☆、かく木に書て用る法也、これ本末始終なきよしの呪術なりと、古き工匠の祝とかや、

閑田是に付て又思ひ出しこと有、世に逆木柱を用たる家は、鳴動すといひならはすが、今は五十餘年前、或人白山通三條邊に借座鋪してありし時、毎夜鳴動す、逆木柱の家にやと能々尋ねしに、しかはあらず、其すこし前に或國の士暫逗留してありし間、其若黨夜中に主人を害し、金子を奪ひて逃しが、速に尋出され、磔罪に處せられて事は濟しが、其主人の怨念散せざる故なるべしといへりき、逆木柱に付て、まさにしることなればしるす、

〔嬉遊笑覽 一上居處〕さか柱、逆柱ある家はやなりなどするものとか、按るに、談苑に、造屋主人不恤匠者、

則匠者以法魘主人、木上鋭下壯、乃削大就小、倒植之、如是者凶と云り、こゝには呪ひごとしてするわざと聞えず、等閑に心づかで用ることは有もすべし、これによりて怪き事ありといふは、俗説にて、うけがたき事なり、其故は、割木のまさ目なるは、本すゑのけぢめもいはず、用ひて物を造るにあらずや、逆ゑまなるはいくらも有べし、結構美を盡したる造營などには、ことさらに彫物などを逆に轉倒したる柱も有り、凡物滿たるは缺ることの微意にやあらん、雙紱輪に、いろは五十韻に、のこる手跡は床のかけもの、おそろしや枕返を逆柱、といふ句も、右の俗説によれり、（智恩院の垂木に插める傘なども故あるにや、）何もの丶筆ずさみにか、唯雜記とある物に、京に住む人とかや、狸の所爲とて、夜ごとに家をゆる事ありて、祈禱などさま〴〵すれども、更にゑるしなくてせんすべなしと語りけるを、鈍全聞て一首の狂歌をよみて贈りける、石ずゑの柱うごかばけたぬきのさはりとなりて住うかるらん是にや感じけん、其後は家ゆる事やみけるとぞ、（鈍全は甘露寺殿の雜掌、寺田宮内といふ者とぞ、）

〔枕草子 六〕殿はうすいろのなをし、もえぎのをりもの丶、御さしぬき、紅の御ぞども、御ひもさして、ひ。さ。し。の。柱。にうしろをあて丶、こなたざまにむきておはします、

〔枕草子 十〕うれしき物
御前に人々所もなくゐたるに、今のぼりたれば、すこしとをき柱。もとなどにゐたるを、御らんじつけて、こちこと仰られたれば、道あけて、近くめし入たるこそうれしけれ、

〔源氏物語 十二 須磨〕女君涙を、ひとめうけて、みをこせ給へる、いと忍がたし、（○中略）は。し。ら。がくれに、ゐかくれて、なみだをまぎらはし給へるさま、猶こ丶ろみるなかに、たぐひなかりけりと、おぼしゑらる丶人の御ありさまなり、

〔更科日記〕十七日（○寛仁五年九月）のつとめてたつ、昔下總の國に、まの丶長といふ人住けり、引ぬのも千むら、萬むらをらせ、さらさせけるが、家の跡とて、深き川を、船にてわたる、むかしの門のはしらの

まだのこりたるとて、おほきなる柱、川の中によつたてり、人々歌よむを聞て、心のうちに、
くちもせぬこの門ばしら殘らずば昔の跡をいかでしらまじ

〔宇治拾遺物語　一〕旅人のやどもとめけるに、大きやかなる家のあばれたるがありけるによりて、こゝにやどし給てんやといへば、女ごゑにてよきことやどり給へといへば、みなおりゐにけり、〇中略此家にある女いできて、えいでおはせじ、とゞまり給へといふ、こはいかにと、いへば、そのれが金千兩をひ給へり、そのわきまへしてこそ出給はめといへば、〇中略金の事はまことなり、さることあるらんとて、女をかたすみに引てゆきて、人にもしらせで、はしらをたゝかすれば、うつほなるこゑのする所を、くはこれが中にのたまふ金はあるぞ、あけてすこしづゝとりいで、つかひ給へと、をしへて出ていにけり、

〔吾妻鏡　二十〕建暦二年四月六日壬午、將軍家御病惱、而小御所東面於柱根花開、仍可行天地災變鬼氣等祭之由、相州令申給之云、

〔欒陽消夏錄　四〕玉馬足伸
武清王慶垞曹氏廳柱、忽生牡丹、一紫一碧、瓣中脈絡如金絲、花葉蔵蕤、越七八日、乃萎落、其根從柱而出、紋理相連、近柱二寸許、倘是枯木、以上乃漸青、先太夫人曹氏甥也、小時親見之、咸曰瑞也、外祖雪峯先生曰、物之反常者爲妖、何瑞之有、後曹氏亦式微、

〔事蹟合考　三〕龜戸柳島村庄屋事
一龜戸村の西の町は、柳島村といふ一村なり、此庄屋は代々澀井氏にして、先祖兵庫といふ者の代には、天文年中、里見北條鴻の臺の合戰の騷動ありし其時は、村中の男女ともに、此兵庫が家内に入置しと也、〇中略いまだ鉋のなき時に作りたる造作とて、其家の柱皆鐇鉋にて削たるもの今に存在す、〇下略

柱礎

〔守貞漫稿三家宅〕京坂ハ○中略柱モ專ラ一間二柱也、又良大ノ材ヲ用ヒ、堅固ヲ要トスル也、

〔金葉和歌集十連歌〕柱を見て　成光

おくなるをもやはしらとはいふ

觀暹法師

見わてせば內にも戶をばたてゝけり

○

〔倭名類聚抄十居宅具〕柱礎　唐韻云、磌、徒年反、和名都美以之、一云以之須惠、柱礎也、礎、音楚、柱下石也、

〔箋注倭名類聚抄三屋宅具〕昌平本、下總本、有和名二字、按西都賦、雕玉瑱以居楹、西京賦、彫楹玉碣、景福殿賦、玉舃承跋、九歌湘夫人、白玉兮爲鎭、瑱字舃字鎭字、皆訓川三伊之、推古紀礎字訓川三之、藤原爲忠前百首古砌菫菜歌、後百首砌頭櫻歌、亦云川三之、卽都美以之之急呼也、新撰字鏡、矴訓豆女伊志、榮花物語音樂卷、亦有川女伊之、亦都美以之之轉、以之須惠見爲忠前百首古砌菫菜歌○中略廣韻並同、廣雅、礎碣磌礩也、玉篇、磌礩也、王念孫曰、磌之言鎭厭也、磌亦作瑱、見西都賦、礎見淮南子說林訓、高誘注、礎、柱下石礩也、玄應引許愼注淮南云、楚人謂柱碣曰礎、玉篇、礎、柱碣也、碣、柱礩、礩、柱下石也、王念孫曰、礎之言苴也、苴藉也、所以藉柱也、按磌礩蓋一聲之轉、又尚書大傳云、天子賁庸、諸侯疏杼、大夫有石材、庶人有石承、鄭曰、石材、柱下質也、石承、當柱下而已、不出外爲飾也、則知礩俗質字、

〔伊呂波字類抄都地儀〕柱礎ツミイシ　柱下石也　イシスヱ

〔撮壤集中家屋〕礙イシスヘ柱礎、和名ー

〔新撰類聚往來上〕礩イシスヘ　礎同

〔壒嚢抄三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

屋宅具〇中略 礎イシズヘ 礩同〇下略

〔倭訓栞中編十五〕つみいし　和名抄に柱礎をよみ、童蒙頌韻に礩をよめり、累石の義なるべし、底津石根に宮柱太敷立と云是なり、

〔家屋雜考四〕礎

上古の家居には礎なし、奈良の都の頃よりはじまるよし、かけるものあれども、正史には詳ならず、

〔日本書紀二十二推古〕元年正月辰丙、以佛舍利置于法興寺刹柱礎中、丁巳、建刹柱、

〔更科日記〕今は武藏の國に成ぬ、〇中略たけしばといふ寺あり、はるかにい、さらふといふ所のらうのあとのいしずへなど有、〇下略

〔稻政集冬〕故郷落葉

木葉ちる志賀の都の庭の面はその跡と見る石ずへもなし

〔夫木和歌抄六菫菜〕家集古郷菫　源仲正

すみれ咲南良のみやこの跡とてはいしずゑのみぞかたみ也ける

〔屠龍工隨筆〕往古下館といふ所に遊びたるに、口豪家にて、坐敷などいとつき〴〵しかりしに、椽側に居へたる手水鉢の、大さ五尺計なる御影石のまんぢう形なるに、十六葉の菊をきざみなして、中のしべの所を、さながらに水ために用ひたるあり、其石の古く、細工のこまかなりければ、主に是は何ざまの物なるやと問へば、主曰、是より三四里計行ば猿島郡なるが、彼將門が造りし内裏の跡にて、礎の土に埋りたるを、今に爰かしこより堀出すなり、柱の太さ細サニ隨つて作りたるにや、三四尺なるも、五尺六尺なるも有、兵火の爲に燒れて色のかはり欠たるもあり、則此手水鉢も、猿しまより堀出てもて來たるなり、水を盛たる所は、柱の枘をすえん爲にくぼかにほりた

るを、その儘に水たゝえに用ひたると、事もなげに語るを聞につけて、肝つぶれぬ、斯て細工の石を礎として、其上に建作たる内裏の結構、應かしと、其志の大量なる事思ひやられぬ、

足堅

〔新撰類聚往來 上〕足堅（アシカタメ）

〔類聚名物考 宮室二〕足固　あしがため
是は今の家作にも有事也、今俗言にていへば、柱に貫を入て、その上に長押を打に、一の上簷の下に有を、飛簷だるきといふ、その次をば打まかせて長押といふ、是は鴨居の上に打にて、古へは上長押といへり、その次敷居にて、是を古へは下長押と云、その次一下に有て、柱の土臺際に有を足固といふ也、すべてこの長押四所有、上古は柱の根を結固めしにや、その事もまゝ見えたり

〔明月記〕寛喜二年四月十二日癸酉、今日破此屋坤簷、依立二間小廊也、(皆七尺間、加作合三間、)擬中門廊、(不立中門)其南頭爲車寄、妻戸西依略儀不塗壁、皆欲立杉遣戸、(唐棟)夕立柱打足固了、

束柱

〔倭名類聚抄 十居宅具〕柱(附束柱)　說文云、柱(音注、和名波之良、功程式云、束柱豆賀波之良、)

〔箋注倭名類聚抄 三屋宅具〕伊勢廣本注云束柱三字、作用束柱二字云六字、○中略　按束柱、又見內匠寮式、庭訓往來所謂綠短柱、亦謂束柱也、今俗單呼束、按束之言握也、柱短可握而度也、

〔類聚名義抄 三木〕梲(音傳、タルキ、ツラヌ、ツカハシラ、)　束柱(ツカハシラ)

〔下學集 上家屋〕束柱(ツカハシラ、束或作短)

〔饅頭屋本節用集 門〕束柱(ツカバシラ)

〔新撰類聚往來 上〕短柱(ツカハシラ)

〔壒囊抄 三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

屋宅具○中略　束柱(ツカバラシ)　短柱(同)　楹(同)○下略

〔倭訓栞 中編十五都〕つかばしら　延喜式に束柱と見え、文選に梲をよめり、支柱(ツカヘハシラ)の義なり、童蒙頌韻

に桶もよめり、

〔筆の靈後篇十三〕庭訓往來に、破風、關板、飛檐、角木、椽、短(ツカ)柱ともいへり、其つか柱は椽の下の方にのみつきかへる柱を云なり、

〔續々修東大寺正倉院文書四十五帙三〕雜材幷檜皮納帳　寶字六年

廿八日〇正月　收納雜材六十三物

柱十根各長二丈本徑八寸　末徑六寸　束柱四根各長一丈一尺、徑七寸、〇中略

右自田上山作所、附玉作子綿等、進上如件、

主典安都宿禰　下道主

〔延喜式十七內匠〕御腰輿一具桁長一丈四尺九寸、脚高五尺、廣二　桁脚料簀子二枚、平帖、束柱料、歩板一枚、

〔古今著聞集十七變化〕建保の比、大原の唯蓮坊、五種行をはじめ行はれけるに、天狗たび〳〵さまたげをなしけり、〇中略白裝束成童子二人、ずはへを持ておはします、是を此天狗法師うちみるより、やがてうせにけり、〇中略さるにても、そこらの物共もいづちへ、うせぬらんと思ふに、或は椽。の。つ。か。ば。し。ら。のかくれ、或はなげしたるきの間なんどに、わづかにねずみ計の身に成て、小法師ばら身をそばめ世をおそれて、かくれまどひおりけり、

〔宇治拾遺物語五〕これも今はむかし、二條の大宮と申けるは、〇中略その御所破にければ、有賢大藏卿、備後の國をしられける重任の功に修理しければ、宮も外へおはしましにけり、それに陪從淸仲といふ者、つねにさぶらひけるが、宮おはしまさねども、なを御くるまやどりのつま戸にゐて、ふるき物はいはじ、あたらしうしたるつ。か。柱。立蔀などをさへやぶりたきけり、

〔長門本平家物語七〕小柴垣をこぼち大ゆかの束柱をわりなどして、とかくして御湯をわかし出して、參らせたりければ、〇下略

欄額

〔倭名類聚抄 居宅具十〕欄額　辨色立成云、欄額、波之沼岐、〇耳

〔箋注倭名類聚抄 屋宅具三〕昌平本有和名二字、恐非、新撰字鏡、梹、梏、並同訓、〇中略按欄額、謂柱上方所貫之材、其狀如楯闌、而在上、故名欄額、今伊勢神宮屋舍有之、

〔類聚名義抄 木三〕欄 音蘭、和、アヤ、ハシラヌキ　欄額 ハシラヌキ

〔伊呂波字類抄 波地儀〕欄額 ハシラヌキ　柱貫 同

〔塵囊抄 三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、〇中略

尾宅具〇中略　欄額 ハシラヌキ　柱貫 同〇下略

〔和漢三才圖會 家宅之用八十一〕欄額 ぬき　和名抄云波之良沼岐、桄 ヌキ 音光、

按、凡家柱鑿孔、貫橫木、縫總柱者曰欄額、假令柱如經線、欄額如緯絲、故曰沼岐、家爲之固、

楣

〔倭名類聚抄 居宅具十〕楣　爾雅注云、梁上謂之楣、音而、文選師說、多々利加太、　欂櫨也、說文云、欂櫨 薄盧二音 柱上枅也、

〔箋注倭名類聚抄 屋宅具三〕繡楣見西京賦、芝楣見靈光殿賦、蘭楣見景福殿賦、今本皆訓止加多、靈光殿賦雲楶、今本訓多々利加多、新撰字鏡、楣訓太々利、按多々利加多、絡棸形之義、欂櫨其狀似籰絲具之絡棸、絡棸和名多々利、故有是名、今俗呼大斗、今俗又謂勾欄柱戴方木者、爲多々良豆加、古名之遺也、〇中略　爾雅、楣謂之楶、郭注、卽櫨也、此所引蓋舊注也、然楣欂櫨皆在柱上梁下、此或有誤、靈光殿賦云、層櫨磥垝、又云、芝楣欑羅、景福殿賦云、蘭楣積重、下又云、欑櫨各落、皆楣櫨兼舉、其非一物可證也、張載注靈光殿賦云、楣、方小木爲之、則知楣在欒兩頭、標出枅上者、枅者柱上方木、楣又小於枅方木、又謂之斗、薛綜西京賦注、楣斗也、是可證楣卽斗也、斗又見釋名、上文科條詳載是也、〇中略　原書說文〇木部云、欂壁柱、从木薄省聲、無欂字、段玉裁曰、壁柱、謂附壁之柱、柱之小者、與欂櫨之欂各字、淺人誤合爲一、玉篇廣韻皆兩存不混、今本說文脫欂字者非、按說文又云、櫨、柱上柎也、玉篇同、然文選注、玄應慧琳音義並引作欂櫨柱上枅也、與此合、又唐雅欂謂之枅、漢書王莽傳欂櫨顏注、柱上枅也、

蓋本於說文、則今本脫欂作柎、皆誤、又按、說文、枅屋欂櫨也、楷、欂櫨也、栭、屋枅上標也、是枅欂櫨楷爲一物三名、栭別爲一物、文選注引蒼頡篇云、枅柱上方木也、釋名盧在柱端、如都盧負屋之重也、則枅欂櫨當訓多々利賀多、其栭說文訓爲屋枅上標、則當訓度賀多、爾雅以栭楷爲一物、注云卽櫨者、以二物皆在柱上混言之耳、然源君分擧枓欂櫨、則此標目當題欂櫨以別上文枓、題栭非是、

〔段注說文解字 六上木〕栭、屋枅上標也、標、靈光殿賦王命論二注皆作梁、今按、作標爲長、標者表也、高也、薛注西京賦曰、櫨、斗也、張載注靈光曰、櫨方小木爲之、櫨在枅之上、枅者、柱上方木、斗又小於枅、亦方木也、然後乃抗梁焉、靈光層櫨曲枅之下、曰芝栭攢羅、景福閣栭積重之下、曰欂櫨各落、此可證栭與枅非一物、釋宮云、栭謂之楶、合二事渾言之、許則析言之也、諸家多附雅者、皆少分別、從木而聲、如之切、一部、爾雅曰、栭謂之楶、僻爾雅者、欲見渾言析言兩不相背也、

〔類聚名義抄 三木〕栭 音而、タ、リカタ、

〔壒嚢抄 三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、〇中略

屋宅具〇中略 栭タ、リカタ

〔類聚名義抄 七采〕采箭タ、リカタ

〔東雅 六宮室〕和名抄に見えし屋宅具、多くは後世にいひなづけし所と見えて、其義自から明かなれば、釋するにも及ばず、それが中一二の釋しつべき物をばこゝに附す、〇中略 栭の字、讀てタヽリガタといふは、其形の絡梁タヽリの如くなるをいふ也、絡梁とは絲を絡ふ器なり、

枓

〔倭名類聚抄 十居宅具〕枓 唐韻云、枓 音斗、和名度賀太、 柱上方木也、

〔箋注倭名類聚抄 三屋宅具〕昌平本、下總本、有和名二字、按度賀多、斗形之義、其形似斗、故名、猶欂櫨名絡梁形、鴟尾名沓形之稱、今俗枓呼蒋斗、欂櫨呼大斗、又統言蒋斗大斗、謂之万須、〇中略 廣韻同、玉篇云、枓、拱枓、卽此義、按枓卽栭、古單作斗、西京賦薛綜注、栭、斗也、釋名、斗、在欒兩頭如斗也、斗負上員櫨也、其形方如斗升、故名之爲斗、後人從增木作枓、與枓勺字混無別、

〔壒嚢抄 三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、〇中略

梲　枅

屋宅具〈中略〉〇枓〈トカタ〉〇〈下略〉

〔和漢三才圖會〈八十一 家宅之用〉〕枓〈音斗〉　枓　和名度賀太　俗云升形、

枓、柱上方木也、

〔東雅〈六 宮室〉〕枓の字、讀でトガタといふは、其形の斗の如くなるをいふ也、斗とは十升の器也、

〔類聚名物考〈宮室 二〉〕栭　とがた　斗形、俗云、ますがた、

〔新撰字鏡〈木〉〕枘〈而鋭反、量度字〇太〇知、又字〇豆〇波〇利、〉

〔倭名類聚抄〈十 居宅具〉〕梲　爾雅云、梁上楹謂之梲、〈音拙、和名字〇太〇知〇、楊氏漢語抄云、蜀柱、〉孫炎曰、梁上柱侏儒也、

〔箋注倭名類聚抄〈三 屋宅具〉〕原書作宗廟謂之梁、其上楹謂之棳、釋文、棳本或作梲、太平御覽引作梁上楹謂之梲、下總本、柱作楹、那波本同、與御覽所引全合、似是、按梲本訓木杖、爲梁上短柱、轉注也、棳、木名、非此義、新撰字鏡、棳枘桙並同訓、貞和飾記作宇立、今俗亦用之、蜀柱之名未聞、〇中略　禮記正義引、作梁上侏儒柱也、此恐誤倒、

〔段注說文解字〈六上 木〉〕棳、棳木也、〈未詳、俗以爲梁上楹之字、〉从木叕聲、〈職說切、十一部、〉

〔類聚名義抄〈三 木〉〕梲〈今氏、或音帶、ウタチ、ナシフル、クサヒ、〉　枘〈ウタチ、フタ、〉

〔運歩色葉集〈字〉〕宇立〈ウタチ 梁虹〉　梲〈ウタチ〉

〔壒囊抄〈三〉〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、〇中略

屋宅具〈中略〉〇梲〈ウタチ〉〇〈下略〉

〔倭名類聚抄〈十 居宅具〉〕枅　唐韻云、枅、〈音雞、漢語抄云、比〇知〇岐、功程式云肱木、〉承衡木也、

〔箋注倭名類聚抄〈三 屋宅具〉〕廣韻同、按說文、枅、欂櫨也、欂櫨、柱上枅也、廣雅、欂、枅也、爾雅關謂之槉、郭注、柱上欂也、亦名枅、文選注、引蒼頡篇云、枅、柱上方木、玉篇、枅、方木也、是枅卽欂櫨、見下文、非此義、別有曲枅、蓋在柱上受欂櫨者、廣雅曲枅謂之欒、釋名、欒、攣也、其體曲攣拳然也、靈光殿賦、曲枅要紹而環

句、薛綜西京賦注、欒柱上曲木、兩頭受櫨者、薛所謂櫨卽栭、謂栭爲櫨見爾雅注、蓋統言也、承衡木、在枅上、其形曲攣、上承料、可謂之曲枅、不可單言枅、今俗呼字傳岐、唐韻以枅爲承衡木者誤、訓比知岐亦非是、

〔段注說文解字六上木〕枅、屋欂櫨也、(按有枅、有曲枅、枅者、若顧爲云、柱上方木也、曲枅者、廣雅云、曲枅謂之欒、薛綜西京賦注云、欒、柱上曲木、兩頭受櫨者、釋名、欒、攣也、其體上曲攣拳然也、然則曲枅謂之欒、欒以承櫨、故靈光殿賦曰、層櫨磥垝以岌峩、曲枅要紹而環句、二者並言、景福殿賦亦櫨欒對擧、魏都賦亦云、欒櫨疊施、皆可證曲枅與枅爲二事、古兮切、十五部、亦作槉、)從木开聲、

〔類聚名義抄三木〕枅(音鷄柱上方木、又堅音、ヒチキ)

〔易林本節用集比乾坤〕肘木(ヒヂギ)

〔書言字考節用集二乾坤〕枅(ヒヂキ)(唐韻、承衡木也、)欂櫨(同)　肱木(同、順和名)

〔壒囊抄三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、(中略)○

屋宅具(中略)○枅(ヒチキ)　薄櫨(同)(下略)○

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕枓(中略)○　枅(音雞)　和名比知木

枅(ヒヂキ)ハ肱木承衡(ケタ)木、柱上橫木承棟者、橫之似笄、故从开、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼乾〕雲臂木。。貞丈〇(貞)云、雲形を彫たるうで木なり、

棟　梁　杈首　楣　併入　桁

棟ハ、ムネトモ、ムナギトモ訓ズ、ムネハ屋頂ニシテ、屋上最高ノ處ヲ謂ヒ、ムナギハ頂木ニシテ、屋頂ニ橫フル木材ヲ謂フナリ、中世以降ハ、唐棟、箱棟等ノ名アリ、唐棟ハ、漢土ノ風ニ摸シタルモノ、箱棟ハ、板ヲ用キ橫樋ノ如クシタルモノナリ、

名稱

梁ハ、ウツバリト訓ジ、俗ニハ單ニ、ハリトモ云ヘリ、棟下ニ在リテ柱頭ヲ支ヘ、屋宇ノ兩端ニ張リ渡シタルモノヽ名ナリ、故ニ棟梁ト稱シテ、之ヲ家作上頗ル主要ノ材ト爲ス、楣ハ、マクサト訓ジ、梁ノ一種ナリ、倭名類聚抄ニハ、門戸上横梁也ト云ヘリ、桁ハ、ケタト訓ジ、東雅ニハ肩ノ轉語ナリト云ヘリ、蓋シ桁ハ柱頭ニ在リテ屋蓋ヲ負フコト、恰モ人ノ肩上ニ物ヲ擔フガ如クナルヲ謂フナリ、又箋注倭名類聚抄ニハ、凡ソ屋ヲ建ツルニ、四柱ヲ植テ、上ニ南北二縱木、東西二横木ヲ架ス、其形方ナリ、故ニ之ヲ計太ト云フト云ヘリ、未ダ何レカ是ナルヲ知ラズ、杈首ハ、音讀ニサスト云フ、杈ハ樹枝相錯ルヲ謂ヒテ、卽チ柱頭岐枝アリ、以テ棟梁ヲ架スベキモノノ稱ナリ、

〔新撰字鏡　木〕檼（於靳反、檼上横亘者也、棟也、牟〇〇禰、）　棟（都弄反、去、牟禰、）

〔倭名類聚抄　十居宅具〕棟　爾雅云、棟謂之桴、棟（音都貢反）桴（音數反、和名無禰、）

〔箋注倭名類聚抄　三屋宅具〕所引釋宮文、至門戸具皆同、按説文、棟、極也、極、棟也、互相訓、謂屋至高之處、故轉注凡至高至遠、皆謂之極、釋名、棟、中也、居屋之中也、是棟訓无禰爲允、説文又云、桴、眉棟也、禮謂之楣、鄕射禮記、序則物當棟、堂則物當楣、鄭注、五架之尾、正中曰棟、次曰楣、前曰庪、是也、然則桴卽禮之楣、屋上横木之次棟者、則棟與桴不同、爾雅以並屋中横木渾言之也、伊勢廣本注首有棟音名貢反桴六字、名是多字之誤、多貢與廣韻合、那波氏據玉篇改作都貢、未是、昌平本、下總本、有和名二字、顯宗紀、新撰字鏡同訓、是家屋之所宗、〇中略　廣韻同、釋名、檼、隱也、所隱桷也、或謂之棟、郭璞注爾雅棟謂之桴、云屋檼、孫氏蓋依之、按説文、檼、棼也、棼、複屋棟也、段玉裁曰、複屋、考工記謂之重屋、棼爲之棟、西都賦、西京賦、魏都賦皆棼橑連言、下又或言橑、或言桷、則知橑複屋之椽也、姚鼐曰、椽棟既重、軒版垂檐皆重矣、軒版卽屋笮、考工記重屋、鄭以複笮釋之、而他書所稱、曰重檐、曰重橑、曰重軒、曰重棟、曰

重棼、各舉二其一一爲レ言爾、是棟與レ極、其實不レ同、以レ棟釋レ之、混二言之一耳、

〔段注説文解字 六上木〕棟、極也、（極者、謂二屋至高之處一、繫辭曰、上棟下宇、五架之屋、正中曰レ棟、釋名曰、棟中也、居二屋之中一、）從レ木東聲、（多貢切）○中略 極、棟也、（李奇注五行志、薛綜注西京賦皆曰、三輔名レ梁爲レ極、按此正名レ棟爲レ極耳、今俗語皆呼レ棟爲レ梁也、搜神記、漢蔡茂夢坐二大殿一、極上有二禾三穗一、主簿郭賀曰、極而有レ禾、人臣之上祿也、此則假レ謂レ梁、按衰大紀注曰、危棟上也、引伸之義、凡至高至遠皆謂二之極一、）從レ木亟聲、（渠力切、一部、）

〔段注説文解字 六上木〕桴、眉棟也、（各本作レ名、今正、釋宮、棟謂二之桴一、許云、眉棟者、爾雅渾二言之一、許析二言之一、鄭注二鄉射禮記一曰、五架之屋、正中曰レ棟、次曰レ楣、前曰レ庪、注二鄉飲酒禮一曰、楣前梁也、許之眉棟、卽禮經之楣也、許广部之庪、卽禮經之庪也、許以二屋櫋聯一曰レ楣、則棟前曰二眉棟一、謂二棟之近前者一、眉者也、豈許所レ據禮經、楣作レ眉與、張載注二靈光殿賦一亦云二眉梁一、）從レ木孚聲、（附柔切、三部、）

〔類聚名義抄 三木〕棟（音東、ムネ、）扗（ムネ）榱（音老、ムネ、タルキ、）〔同 六阜〕阿（於何反、ヤノムネ、屋棟也、）

〔伊呂波字類抄 武地儀〕棟（ムネ、屋棟也、）

〔紙上歷氣〕大棟（ラヽ、ムネ）

〔壒嚢抄 三〕内裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

屋宅具 ○中略 棟（ムネ）桴（同）櫋（同）

〔日本釋名 上宮室〕棟（ムネ） むねはみね也、むとみと通ず、山のみねのごとく、屋の上最高き所なり、

〔東雅 六宮室〕棟ムネ　萬葉集抄に、ムとは高き義也と見えたり、ネとは屋根といふが如し、凡そ屋舍の具、宗（ムネ）とする所なれば、かくいひしと見えけり、俗にはムナギなどもいふ也、

〔倭訓栞 前編三十一牟〕むね　倭名抄、日本紀に、棟をよむは、峯の轉せるなるべし、古事記に頂をよみ、新撰字鏡に櫋もよめり、増韻に屋脊也と註す、

〔家屋雜考 三〕棟梁

棟をムネといふは、山の峯に象るなり、ムとミと相通ず、

〔古事記 上〕爾速須佐之男命白二于天照大御神一、我心淸明故、我所レ生之子、得二手弱女一、因レ此言者、自我勝云

而、於勝佐備、(此二字以音)離天照大御神之營田之阿、(此阿字以音)埋其溝、亦其於聞看大嘗之殿、屎麻理(此二字以音)散、(○中略)天照大御神、坐忌服屋而、令織神御衣之時、穿其服屋之頂、逆剝天斑馬剝而、所墮入時、天衣織女見驚而、於梭衝陰上而死、(訓陰上云富登)

〔古事記 中神武〕故神倭伊波禮毘古命、(○神武)從其地廻幸、到熊野村之時、大熊髮(○髮一本作鬆)出入、卽失、爾神倭伊波禮毘古命、倏忽爲遠延、及御軍皆遠延而伏、(遠延二字以音)此時熊野之高倉下、(此者人名)齎一横刀、到於天神御子之伏地而獻之時、天神御子卽寤起、(○中略)故天神御子、問獲其横刀之所由、高倉下答曰、己夢云、天照大神高木神、二柱神之命以、召建御雷神而詔、(○中略)其葦原中國者、專汝所言向之國、故汝建御雷神可降、爾答曰、僕雖不降、專有平其國之横刀、可降、(此刀名、云佐士布都神、亦名云甕布都神、亦名布都御魂、此刀者、坐石上神宮也、)降此刀狀者、穿高倉下之倉頂(ムネ)、自其墮入、故建御雷神敎曰、穿汝之倉頂、以此刀墮入、故阿佐米余玖(自阿下五字以音)汝取持、獻天神御子、故如夢敎而、旦見己倉者、信有横刀、故以是横刀而獻耳、

〔古事記傳 八〕頂は、白檮原宮段にも、降此刀狀者、穿高倉下之倉頂、自其墮入とありて、共に棟なり、倭名抄に、棟謂之桴、和名無禰(ムネ)、字鏡に、欐楹上横亘者也、棟也、牟禰(ムネ)とあり、(欐は、增韻に、屋脊也と注せり、)

〔日本書紀 十五顯宗〕於是小楯撫絃、命秉燭者曰、起儛、於是兄弟相讓、久而不起、小楯嘖之曰、何爲太遲、速起儛之、億計王起儛旣了、天皇次起、自整衣帶、爲室壽曰、築立稚室葛根、築立柱者、此家長御心之鎭也、取擧棟梁(ムネウツバリ)者、此家長御心之林也、(○下略)

〔今昔物語 十九〕比叡山大鐘爲風被吹之語第卅八

今昔、比叡ノ山ノ東塔ニ大鐘有ケリ、高サ八尺廻リ也、而ル間、永祚元年己丑八月ノ十三日、大風吹テ、所々ノ堂舍寶塔門々戶々ヲ吹倒シケルニ、此大鐘ヲ吹之ハシテ、南ノ谷ニ吹落シテケリ、最初ノ房ノ棟板敷ヲ打切テ、谷樣ニ之シテ、次々ノ房共同ク打拔ツ丶、七ツノ房ヲ打倒シテ、南ノ谷底ニ落入リニケリ、

むなぎ

〔古今著聞集十一 蹴鞠〕侍從大納言成通卿の鞠は、凡夫のしわざにはあらざりけり、〇中略大かた、此大納言は、かくわかくより、はやわざを好給て、築地のはら、もしは檜垣のはらなどをもはしられけり、又屋の上に臥て、棟よりころびて、軒にては安座せらるゝ、折も有けり、

〔方丈記〕行川のながれは絶ずして、しかも本の水にあらず、よどみにうかぶうたかたは、かつきえかつむすびて、ひさしくとゞまることなし、世中にある人と、すみかと又かくのごとし、玉しきの都のうちにむねをならべ、いらかをあらそへる、たかきいやしき人のすまゐは、代々をへて、つきせぬものなれど、是をまことかとたづぬれば、むかし有し家は、まれなり、

〔夫木和歌抄棟三十一〕家集霰をよめる　信頼朝臣

あれはてゝむねもくもらぬ宿なれば霰ならではもる人もなし

山里落葉　同

あれはてゝむねまばらなる山里は散紅葉ばを床にこそしけ

〔下學集上 家屋〕棟ムナギ

〔和爾雅二 居處〕棟ムナギ 同桴 極

〔倭訓栞中編二十六 牟〕むなぎ　日本紀に棟をよみ、或は極をよめり、岑木の義なるべし、棟覆木は、康富記に外宮の事にいへり、東門は、棟木を上るをいふ、庭訓に、棟樋組見えたり、棟の上に逆しまに樋を覆ふ也といへり、大佛殿の棟は富士山より出、凡五國の役夫を發すとみゆ、

〔類聚名物考宮室二〕むね

棟梁をムナギ無奈支と訓るは、屋のむねの木なるはもとよりなり、さて家屋には、水文を以て火鎭とする習ひなれば、是も長き物なれば、鰻魚ウナギに似たればいふにや、萬葉の歌に牟奈支といへれば、その訓相同じき歟、宇奈支は、かへりて後の詞とおもはるゝ、

犇 青棟 箱棟 雜載

〔書言字考節用集一 乾坤〕犇(ウシ)字彙、家斜用犇、又以土石遮水曰犇、

〔倭訓栞前編四字〕うし 倉庫などに、うしといふは、犇の字成べし、通雅に、撑屋使不欹邪曰犇と見えたり、音箭なるをもて、木釘の類のせんといふはいかゞ、

〔青入〕信友〇伴按、伴大納言善男繪詞に、應天門燒るさまを云へる處に、かみのうしのなからばかりもえたる也けりとある、此詞書、宇治拾遺と同文にて、處々異なる處あり、件のかみのうしの四字、拾遺には應天門とあり、上文に應天門云々とあるに、かみのうし云々とは文ひゞきて聞ゆ、かみのうしとは、上の犇と云るなるべし、但しうしてふ言は、犇の字の意をおもひて、此方にて云へる言なるべし、

〔南畝莠言上〕藏の棟木を牛(ウシ)といへるは、汗牛充棟などいへることより、あやまり來しならむ、

〔明月記〕寛喜二年四月十二日、癸酉今日破此屋坤角、依立二間小廊也、皆七尺間、加作合三間、擬中門廊、不立中門、其南頭爲車寄妻戸西、依略儀不塗壁、皆欲立柱遣戸、〇唐棟 夕立柱打足固了、

〔紙上蜃氣〕箱棟(ハコムネ)

〔家屋雜考三〕箱棟

箱棟は、屋棟を鞍箱形にして覆ふなり、造方精粗さま〴〵あり、古書にみえたり、

〔守貞漫稿三家宅〕燒家、土藏、トモニ棟ヲ大ニスル、號テ箱棟ト云アリ、又箱棟ニ非ルモ、京坂ヨリ大也、土藏店ニハ箱棟多シ、

〔續山井春上〕家櫻

風を入る箱棟も哉家櫻　　たんば 正好

〔扶桑略記二十六 村上〕天德五年〇應和元年二月十六日庚辰、辰二剋、始立内裏殿舍門廊柱、幷上梁、同日改天德五年、爲應和元年、天德是火神號也、可有其忌、仍改元也、世傳云、新造内裏之柱、虫食三十一字、其歌

曰、作倫、又母屋計南、菅原舍、棟之板間、不合奴限者、

〔日本居家秘用一室屋〕棟は高からざるをよしとす、棟高ければ大風に悪し、

〔筆の靈後篇七十三〕花釘を棟の端の所にも打り、此釘はかざりの爲のみならず、大なる故に、其頭をも大きくし、はた形をも作れるにて、自の勢に成れる物なり、

○

〔新撰字鏡木〕樑力桴反、橋也、字豆波利、

〔倭名類聚抄十居宅具〕梁　唐韻云、梁音良、和名、宇都波利、棟梁也、爾雅云、宋廇亡晝二音謂之梁、

〔箋注倭名類聚抄三屋宅具〕昌平本、下總本、有和名二字、顯宗紀同訓、新撰字鏡樑同訓、按樑、梁俗字、新井氏曰、內張之義、今俗省呼波利、○中略按棟梁也、猶言棟梁之梁、又按、說文、梁、水橋也、轉注爲屋梁也、凡南北柱、各架梁、若三間屋二梁、五間屋四梁、其狀如橋梁、故謂之梁、訓宇都波利爲允、釋名、梁、彊梁也、恐非、○中略郭璞注、大上有屋字、伊勢廣本作爾雅云宋廇謂大梁也、下總本作爾雅注云宋廇謂七字、伊勢廣本脫注字、下總本脫大梁也三字、並非、而有謂字、二本同、此所引或舊注、不與郭同也、那波本作爾雅云宋廇謂之梁、與釋宮正文合、疑那波氏所見本、脫注字、與伊勢廣本同、遂依原書校改也、按爾雅、宋廇謂之梁者、宋棟也、廇屋宇也、梁者、縱架棟下、達南北兩廇、故有宋廇之名也、

〔類聚名義抄三木〕梁音良、ウツハリ、ヤナ、ハシ、　梁正歟　梁俗

〔伊呂波字類抄宇地儀〕梁ウツハリ

〔下學集上家屋〕梁

〔和爾雅二居處〕梁宋、廇、栿並同、

〔紙上蜃氣〕男梁又云雄內張

〔壒嚢抄三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

虹梁

尾宅具略〇中梁

〔日本釋名宮室上〕梁　內張也、家の內をはれる木也、

〔和漢三才圖會家宅之用八十一〕梁音亮　宗廟一名　和名宇都波利

屋脊柱曰棟、負其棟者曰梁、梁上柱曰楠、梁上柱侏儒曰梲、論語疏云、藻梲者、畫梁上侏儒柱爲藻文也、

〔東雅宮室六〕梁ウツバリ　ウツとは內也、舊事古事等の記、內の字讀てウツといひけり、ハリとは張也、屋內にありて、柱頭を開き張る者なればかくいふなり、俗にハリなどもいふなり、

〔倭訓栞前編字四〕うつばり　新撰字鏡に、㭫、又梁をよめり、空張の義にや、

〔日本書紀仁德十一〕元年正月己卯、大鷦鷯尊卽天皇位、尊皇后曰皇大后、都難波、是謂高津宮、卽宮垣室屋弗堊色也、桷梁柱楹弗藻飾也、茅茨之蓋弗割齊也、此不以私曲之故留耕績之時者也、

〔萬葉集有由緣并雜歌十六〕詠行縢蔓菁食薦屋梁歌

食薦敷、蔓菁煮將來、梁爾、行縢懸而、息此公、

〔扶桑略記村上二十六〕天德五年應和元年〇二月十六日庚辰、辰二刻、始立內裏殿舍門廊柱并上梁、

〔今昔物語十九〕瀧藏禮堂倒數人死語第四十二

今昔、長谷ノ奥ニ、瀧藏ト申ス神在マス、其社ノ前ニ、檐合セニ、三間ノ檜皮葺ノ屋有リ、社ノ方ハ山ナレバ、高キ所ニ立テ、前ノ方ハ谷ニ柱ヲ長ク繼テ立タリ、其ノ谷遙ニ深クシテ、見下セバ、目轉メク、而ルニ正月ニ人多ク參リ集テ、七八十人許、其ノ屋ニ有テ、或ハ經ヲ讀ミ禮拜シ、各行ヒ合タル程ニ、漸ク夜半許ニ成ヌ、〇中略其ノ時ニ、此ノ居タル者共、暫クハ地震カナト思ケルニ、俄ニ谷ノ方樣ニ頽レ入ケレバ、有ル限ノ人、皆或ハ屋ヲ離レテ、谷ニ落入ルモ有リ、或ハ柱、桁、梁ニ破打テ摧クルモ有リ、

〔庭訓往來〕作事者、桁、梁、柱、長押、棟木、板敷、材木者爲虹梁之間、爲杣取令誂候畢、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼乾〕虹梁　貞丈云、材木ノ長大ナルヲ虹ニタトヘテ云ナリ、

〔六臣註文選二〕西京賦

爾乃覽秦制、跨周法、狹百堵之側陋、增九筵之迫脇、○註略正紫宮於未央、表嶢闕於閶闔、○註略疏龍首以抗殿、狀嵬峨以岌魚立嶪、五合亘、古鄧雄虹之長梁、結棼扮橑老以相接綜曰、抗擧也、亘經度也、虹蝃蝀也、謂殿梁皆經度、朱畫五色、如蝃蝀、蝃蝀有雄雌、雄者色鮮好也、善曰、三輔黃圖曰、日營未央、因龍首以制前殿、上林賦曰、嵯峨嶕嶪、此之謂也、楚辭曰、建雄虹之采旄施、說文曰、棼屋棟也、橑椽也、銑曰、龍首山名、疏之構殿於上、故言抗、抗擧也、嵬峨岌嶪高壯貌、

〔小右記〕寛仁二年閏四月廿七日乙未、今日初參新宮、○中略就中紫宸殿不足言、虹梁打付木當御帳上、敷政門內有無例之鴨柯、大見苦、○下略

〔太閤記七〕大佛殿之事

東のかたに築山をつかせ、虹梁などもつなを車にて廻し引上、每事每よりも自由なる事どもおほくありぬ、千人許もして上なん虹梁を、百人ばかりして車を廻し引上にけり、

〔都林泉名勝圖會四〕正法山妙心寺○中略

法堂　初は法堂なし、開山三百回忌の前新建、次傳云、此堂の虹梁は、大木の松二本、各長サ九間半、木口の徑五尺五寸、本末等し、日向國よりこれを求む、壹本每に板をもつて左右に釘し、海中を浮め、舟子數十人、木の上に在て櫓を搖し、又左右に船を浮めてこれを繫ぎ、順風に任て大坂の河口に入津す、それより淀川を引登り、淀の城下より車に乘せて、一材每に牛七十頭をもつて、鳥羽より大宮を北へ向ふ、時の所司代板倉伊賀侯の許可をうけて、二條城の馬場を牽下、立賣より妙心寺に到る、京師町小洛の老若これを見んとて群をなす事夥し、其大材の上に在て木遣の音頭の者を二三郎といふ、いまだ少年なれども、美麗の音聲を出して人夫を勇しむ、因之遲滯なく安々と運送す、此時市人これを圖繪に畫き、彫刻して肆街に沽也、

〔倭名類聚抄十門戸具〕楣　爾雅注云、楣音眉、和名萬久佐、門戸上横梁也、

〔箋注倭名類聚抄三門戸具〕昌平本、下總本、有和名二字、文選西京賦、繡栭雲楣、靈光殿賦、芝栭同訓、○中略所引郭注文、爾雅云、楣謂之梁、郭氏以門戸上横梁注之、按郷射禮記、序則物當棟、堂則物當楣、注云、五架之屋、正中曰棟、次曰楣、前曰庪、郷飮酒禮、主人阼階上當楣、注云、楣前梁也、前梁謂在兩楹上横木、次棟者、不與宗廟之梁南北縱架者同、說文梣字注所云眉棟、張載注靈光殿賦所云眉梁、皆是、則楣非門戸上棟梁、爾雅釋文、楣本或作楣、說文楣戸樞横梁、與郭義合、則似郭本爾雅作楣、其作楣者、舊注諸家中所據本、其義蓋爲次棟者、今本郭注爾雅作楣、恐誤、儀禮公食大夫禮、公當楣北面、注云、楣謂之梁、蓋依爾雅舊注次棟爲釋、公食大夫禮楣、與郷射飮酒之楣同、則鄭氏所見爾雅作楣、與郭異、其義亦不同也、源君所據郭本爾雅誤作楣、與今本同、故擧楣、依郭注訓万久佐、又擧四聲字苑楣、訓度加美、然郭氏所云門戸上横梁、與四聲字苑門樞横梁、既爲一義、万久佐、度加美亦是一物也、以文選楣訓万久佐、漢語抄楣訓度加美、源君誤爲二物、分條別載、非是、宜合併爲一條也、今亦呼門樞横梁爲万久佐、又按說文、楣秦名屋櫋聯、齊謂之檐、楚謂之梠、依之楣上條所載棉梠、非次棟之前梁、說文又訓次棟之梣、爲眉棟、然則許意屋櫋聯之楣、從木、儀禮爾雅所云次棟前梁之楣、單作眉、不從木、俗从木以別眉目、後寫儀禮爾雅者從之、不知與屋櫋聯字混也、

〔段注說文解字六上木〕楣、秦名屋櫋聯也、齊謂之产、楚謂之梠、秦名屋櫋聯也者、秦人名屋櫋聯曰楣也、與秦名屋櫋曰櫋同解、李善注文選、引說文曰、櫋梠、秦名屋櫋聯、失其儀矣、齊謂之产、各本产作檐、今依厂部产下正、产屋梠也、秦謂之楣、齊謂之产、禮經正中曰棟、棟前曰楣、又爾雅楣謂之梁、皆非許所謂楣者、從木眉聲、武悲切、十五部、

〔日本釋名上宮室〕楣マグサ　眉ごし也、眉より上にこして高き也、こしとくさと通ず、

〔東雅六宮室〕和名抄に見えし門戸之具の中、釋しつべきものども、一二をこゝに附す、楣の字、讀でマグサといひ、爾雅の門戸上横梁也といふ注を引けり、されど楣といふもの、もとこれ門戸の具に

はあらず、儀禮及び爾雅に據るに、古にありては、凡屋制多くは五架也、正中の衡梁を棟といふ、此にムチといふもの即是也、其次なるを厦といふ、此にモヤといふもの即是也、これは前後に一つづゝ二つ也、そのモヤを母屋とおろす、古にはチモヤといふ、又其次なるを楣といふ、此はマグサといひしもの即此也、これも前後に一つづゝ二つ也、棟と、厦と、楣と、あはせて五架といふなり、楣の下は門戸を設くる所なれば、楣とは門戸上横梁也といひしなり、マグサとは、古語に兩ある者をマといひけり、屋の兩下の制を、マヤといふ如き是也、上の屋の字注を併せ見つべし又古語に、物の限りをいひて、キサといふ、波限をナギサといふが如きこれ也、前の岸の字注を併せ見つべしキサといひ、クサといふは轉語にて、マグサといふは、屋の前後兩方の限にある横梁なるが故也、此にしても、古の時に、マグサの下は門戸を設けし所なれば、凡は屋の内にあらねど門戸の上の横梁をば、マグサといふ事にもなりたる也、

桁

〔新撰字鏡木〕欂櫨二作、浦各反、櫨也、枅也、脇也、壁也、屑也、杜也、介太、又太利木、　桁桁同、胡浪反、平、介太、又豆奈、

〔倭名類聚抄十居宅具〕桁　考聲切韻云、桁音行、和名計太、屋桁也、

〔箋注倭名類聚抄三屋宅具〕按廣韻無去聲讀、集韻去聲宕韻載云、下浪切、衣桁、慧琳音義引考聲云、桁、屋櫎也、音杏庚反、又引云、衣架也、音紅浪反、則去聲讀者、非屋櫎之義、此云又去聲非是、新撰字鏡同訓、○中略按說文、玉篇廣韻並不載櫎字、集韻云、櫎、屋上横木、即此義、蓋楣厦之總稱、屋上除棟之外、自東至西横木、皆可曰櫎、今俗呼小屋者、蓋是、又計太者、凡建屋、植四注、上架南北二縱木、東西二横木、其形方、故謂之計太、南北二縱木、即梁之東西端者、東西二横木、乃櫎之在南北端者、然則櫎是計太之東西二横木而已、然則桁字櫎字不得訓計太也、

〔類聚名義抄三木〕桁音行、ケタ、

〔下學集上家屋〕桁ケタ見府、

〔壒囊抄三〕内裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、

屋宅具○中略　桁ケタ

〔日本釋名上宮室〕桁ケタ　かけわたす也、略語なり、

〔東雅六宮室〕和名抄に見えし屋宅具、多くは浮世にいひなづけし所と見えて、其義自ら明かなれば釋するにも及ばず、それが中一二の釋しつべき物をばこゝに附す、桁、讀てケタといひ、屋桁也と註す、ケタとは肩カタの轉語なり、枅讀で肱ヒヂ木ギといふが如く、屋材を負ふは、猶人の肩の如くなるをいふなるべし、功程式に、肱木と見えしものは、唐韻に承衡木といふもの也、

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕桁音衡ケタ

桁、屋横木也、

按、檐端橫ニ於四邊一者名ニ檐桁ノキケタ一、在ニ棟木與ニ檐桁一之間上者名ニ母屋桁モヤケタ一、堂檐桁圓者名ニ丸桁グワンギヤウ一、橋桁名ニ行桁ユキゲタ一、

〔倭訓栞前編九〕けた　桁をよむは、萬葉集、新撰字鏡、和名抄にみゆ、又構もよめり、屋の兩邊にあるより名くといへり、又橋げた、井げたなども歌によめり、桁行などもいへり、

〔延喜式三十四木工〕凡諸節及公會處、應レ設ニ幄幔一者、寮依レ例預樹ニ柱桁一、

〔延喜式十七內匠〕御輿一具、長一丈四尺、廣三尺一寸、柱高四尺八寸計、內長三寸、廣三尺二寸、脚高六寸、障子四枚、一枚長五尺、高二尺、一枚高四尺三寸、廣三尺五寸、二枚各高三尺二寸、廣九寸、蓋一枚、長六尺、廣五尺四寸、長桁幷梁脚等料五六寸桁二枚、壁代幷平ヒラ帖コメ束柱等料、步板二枚、○下略

〔續修東大寺正倉院文書裏書四十九〕庇料十九物○中略

丸桁一枚長二丈二尺徑四寸○中略

右雜材等員、撿定如レ件、以返抄、

六年七月廿一日案主下

主典安都宿禰

〔續修東大寺正倉院文書別集三十三〕雜工廝○中略

伊賀山作所別當二人〇中略

作物

山作材四百卅九物〇中略

垣上丸桁六枝各長三丈三尺、径一尺、　功十八人〇中略

天平寶字七年正月三日〇署名略

下桁

〔續々修東大寺正倉院文書四十五帙三〕雜材幷檜皮納帳　寶字六年

七月〇日二收納雜材八十八物　下桁二枝各長二丈二尺、方七寸、〇中略

右自田上山作所、附玉作子綿進上、依員檢納如件、　主典安都宿禰　下道主

〔宇治拾遺物語十五〕これもいまはむかし、かどべの府生といふ舍人ありけり、わかく身はまづしくてぞありけるに、まゝきをこのみて射けり、よるもいければ、わづかなる家のふき板をぬきて、ともしていけり、〇中略かくするほどに、ふき板みなうせぬ、はてには、たるき、こまいをわりたきつ、また後には、棟うつばり燒つ、後にはけた、柱みなわりたき、これあさましきもの、さまかなといひあひたるほどに、板じきゑたげたまでもみなわり燒て、となりの人の家にやどりけるを〇下略

土居桁

〔東大寺正倉院文書史館本七〕勘注屋板一間長三丈、高九尺七寸、廣三丈、

土居桁六枝二枝々別長二丈四尺、廣一尺二寸、厚一尺〇中略二枝々別長三丈四尺

以前屋丈尺、勘注如前、仍注狀申送、以解、

天平寶字五年十二月廿八日　勘注書生矢口吉人

杈首

〔倭名類聚抄十居宅具〕杈首　楊氏漢語抄云、杈首、佐須、〇杈音初牙反、

〔箋注倭名類聚抄三居宅具〕新撰字鏡、棚同訓、佐須、又見源平盛衰記山門奏狀條落書、昌平本注杈下有音字、那波本同、說文、杈枝也、徐鍇曰、岐枝木也、王念孫曰、杈之言錯也、說文又云、叉手指相錯也、手

指相錯謂之叉、樹枝相錯謂之杈、其義一也、今俗語猶謂樹枝錯出者曰杈頭、按杈首謂柱上有岐枝可以架横木者也、又按張彥遠歷代名畫記、大雲寺塔東叉手下畫辟邪、然則杈首當作叉手、從木者俗字、

〔下學集上家屋〕扠首(サス)

〔壒囊抄三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

屋宅具○中略 扨首(サス)

〔日本釋名上宮室〕杈首(サス) 屋上のむなぎけたをさゝふる木也、和訓にあらず、音也、和名抄にいづ、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼乾〕杈首 貞云、木ヲ×ノ字形ニシテ、棟木ヲ承ルヲ云フ、

〔續々修東大寺正倉院文書四十五帙三〕雜材幷檜皮納帳 寶字六年

正月十五日○中略 收納黑木桁八十五枝 柱卅四根 古万比廿八枝 佐須卅六枝

右自十五日迄廿七日、自立石山令採如件、 採功百廿九人 主典安都宿禰 下道主

〔源平盛衰記五〕山門奏狀事

廿一日、○安元三年五月ニ前座主明雲僧正ヲバ、大納言大夫藤原松枝ト名ヲ改テ、伊豆國ヘ流罪ト定ムル、係リケレバ、山門ナヲ騷動シテ、又神輿ヲ振奉ベシト聞ケレバ、御輿ヲ下シ奉ラントテ、西坂本ノ坂口、此彼松木ヲ切持テ行テ、逆木ニコソ引タリケレ、最ヲカシク見エシ、イカナル者ノ讀タルヤラン、門ノ柱ニ御改名ヲ添テ、

松枝ハ皆サカモギニ切ハテヽ山ニハサスニスル者モナシ、寺法師ノ所行トゾ申ケル、○下略

〔壒囊抄三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

屋宅具○中略 亥扨首(イノコサス)

名稱

榱 桷 檐 飛檐 併入

榱、亦椽トモ書シ、之ヲタルキト訓ズ、タルキハ垂木ノ義ニシテ、棟ヨリ檐端ニ垂下シタル數條ノ細木ヲ謂フナリ、又之ヲハヘキトモ稱ス、延木ノ義ナルベシ、

榱ノ上端ハ、棟及ビ桷ニ接シ層次排列シ、檐頭ニ於テ其下端ヲ齊クシテ、必ズ參差ナカラシム、而シテ下端ノ檐頭ニ出デタル處ヲ、特ニ瑞ト稱ス、今昔物語ニハ檐ノ木尻トアリ、卽チ椽端ヲ謂フナリ、

桷ハ、スミキト訓ズ、隅木ノ義ナリ、屋上ノ四隅ニ在リテ、上ハ棟ニ接シ、下ハ霤ト齊クス、謂ユル四阿ノ大椽是ナリ、

檐ハ、之ヲノキト謂ヒ、簷、軒等ノ字ヲモ用キタリ、又檐頭、軒端ナド書シテ、之ヲノキバト讀ムコト其例多シ、卽チノキトハ、屋根ヲ棟ヨリ葺キ下シテ、其下端ノ四方ニ餘リタル處ヲ謂フナリ、

飛檐ハ、音讀ニヒエントト云ヒ、屋蓋ノ四隅ニ在リテ檐端ノ翻飄セシ處ヲ謂フ、

〔新撰字鏡　木〕榱（人向、所龜二反、桷謂之榱、椽也、波戸木、）　榰（徒合反、柱上木、波戸木、）

〔倭名類聚抄　十居宅具〕榱　釋名云、榱（音衰、和名太○流○岐、楊氏漢語抄云、波○閉○岐、）在檼旁下垂也、兼名苑云、一名橑（音老）一名椽（音傳）

間杋（唐韻云、音人、漢語抄云、間杋太留木、）

〔箋注倭名類聚抄　三屋宅具〕昌平本、下總本、有和名二字、伊勢廣本作和名波倍支、一云多流岐、多流岐、見榮花物語玉臺卷、貞和飾記作垂木、新撰字鏡樽訓太利木、橑訓比左志乃太利木、顯宗紀椽橑訓八倍幾、新撰字鏡、榱榰並訓波戸木、皇甫謐三都賦序訓同、按、榱垂木之義、本居氏曰、榱訓太利岐爲是、○中略下總本無上一名二字、伊勢廣本同、似是、按說文云、橑椽也、又云、椽榱也、兼名苑蓋本於此、說文、榱、秦名爲屋椽、周謂之榱、齊魯謂之桷、釋名、椽傳也、相傳次而布列也、王念孫曰、橑者、落々分布之

名、屋椽謂之橑、猶車蓋弓謂之轑、故釋名釋車篇云、轑蓋叉也、如屋構橑也、輪輻謂之轑、義亦同也、橑也二字、舊及山田本、伊勢本、昌平本、曲直瀨本、下總本皆無、那波本同、獨伊勢廣本有之、今附存、〇中略按、間朳上、似有脱文、玉篇廣韻並云、朳屋上間朳也、所引唐韻音、與唐韻同、下總本間朳以下十六字皆無、伊勢廣本同、

〔段注説文解字 六上木〕椽　榱也、左傳、以大宮之椽歸爲盧門之椽、釋名曰、椽傳也、相傳次而布列也、從木彖聲、直專切、十四部、榱　椽也、二字依韻會補、秦名屋椽也、周謂之椽、齊魯謂之桷、上二句、各本作秦名爲屋椽周謂之榱、大誤、今依左傳桓十四年音義、周易漸卦音義正、謂屋椽、秦名之曰榱、周曰椽、齊魯曰桷也、各本妄改、乃或疑釋文有誤矣、釋宮音義云、秦名屋椽也、周謂之榱、齊魯謂之桷、此淺人改周椽爲周榱耳、其引字林云、周人名椽曰榱、齊魯名榱曰桷、則字林始與説文乖異矣、榱之言差次也、自高而下、層次排列、如有等衰也、從木衰聲、所追切、古音在十七部、〇中略䅺　短椽也、此當與桷椽榱爲類、而廁此者、亦以衺前也、廣雅、楝椽也、從木束聲、丑録切、三部、

〔類聚名義抄 三木〕榱音衰、タルキ、ハヘキ、　榱正　樣タルキ　椽音傳、タルキ、ツカハシラ、　椓俗　橑音老、タルキ、ムネ、　檫今

〔伊呂波字類抄 太地儀〕榱タルキ　垂木　橑　梠　棼　椽已上同

〔下學集 上家屋〕椽又垂木也

〔撮壤集 中家屋〕垂木　椽同

〔運歩色葉集 太〕垂木

〔和爾雅 二居處〕榱椽並同

〔紙上屋氣〕榱又云椽又云棰又云橑又云間朳今云垂木

〔壒嚢抄 三〕内裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、

屋宅具〇中略榱　垂木　橑同　椓同

〔和漢三才圖會 八十一家宅之用〕榱音催　椽音　橑　間朳　桷　和名太流岐、又云波閉岐、

釋名云、榱在檼旁下垂者也、説文、秦謂之椽、周謂之榱、齊魯謂之桷、　又云、桷椽之方者也、爾雅注、榱謂之桷、以金璧飾璫、璫者椽端也、

按、椽大抵可方三寸也、雖有大小總名三寸、如板屋草屋者、多用丸木或竹、今堂多用藤黃、換金塗椽端、

〔東雅 宮室 六〕椽ハヘギ　和名抄に兼名苑を引きて、椽一名は榱、一名は橑、ハヘギともタルキともいふと見えたり、ハヘとは延也、タルとは垂也、穩旁にはへわたすと、下に垂るゝとの二つの義なる也、室壽詞に、取置椽橑者、此家長御心之齊也といふもの是也、

〔倭訓栞 中編 十三〕たるき　和名抄に、榱又椽をよめり、垂木の義也、新撰字鏡に、榍をたり木とよみ、橑をひさしのたり木とよめり、抄に又間朳をよめり、

〔古事記傳 十〕椽は、字鏡に、榍、櫨也、枅也、太利木、また橑、比佐志乃太利木とあり、和名抄には、榱、釋名云、榱、在穩旁下垂也、兼名苑云、一名橑、一名椽、和名太流岐、楊氏漢語抄云、波閉岐と有て、今世にも多流紀といへど、多理紀ぞ理優れば、字鏡の訓に依べし、

〔類聚名物考 宮室 二〕椽　たるき　垂木
垂木の意也、屋の棟より宇へたれて有物なればいふ也、

〔紙上蜃氣〕大垂木 又云 尾垂木

〔古事記 上〕爾握其大神之髮、其室毎椽結著而、五百引石、取塞其室戶、負其妻須世理毘賣、即取持其大神之生大刀、與生弓矢、及其天詔琴而、逃出之時、其天詔琴拂樹而地動鳴、故其所寢大神聞驚而、引仆其室、然解結椽髮之間、遠逃、

〔日本書紀 顯宗 十五〕於是小楯撫絃、命秉燭者曰、起儛、於是兄弟相讓、久而不起、小楯嘖之曰、何爲太遲、速起舞之、億計王起儛既了、天皇次起、自整衣帶、爲室壽曰、築立稚室葛根、築立柱者、此家長御心之鎭也、取擧棟梁者、此家長御心之林也、取置椽橑者、此家長御心之齊也、

〔東大寺正倉院文書 史館本 七〕勘注屋板一間 長三丈、高九尺七寸、廣三丈、〇中略

扇榱

輪榱

璫

垂木八枝〈枝別長一丈八尺六寸、方六寸、○中略〉六

以前屋丈尺、勘注如前、仍注狀申送、以解、

天平寶字五年十二月廿八日　　勘注書生矢口吉人

〔榮花物語十八玉臺〕御堂、あまたにならせ給まゝに、淨土はかくこそと見えたり、れいの尼ぎみたち、あくれば、まいりて、おがみたてまつりつゝ、よをすぐす尼ほうし、おほかる中に、心あるかぎり、四五人ちぎりて、この御堂の例時にあふわざをなんしける、うちつれて御堂に參りて見たてまつれば、西によりて、北南ざまに東むきに、十餘間の瓦ぶきの御堂あり、たるきのはし〴〵は、金のいろなり、よろづのかなもの、みなこがねなり、○下略

〔宇治拾遺物語十五〕これもいまはむかし、かどべの府生といふ舍人ありけり、わかく身はまづしくてぞありけるに、まゝきをこのみて射けり、よるもいければ、わづかなる家のふき板をぬきて、ともしていけり、○中略かくするほどに、ふき板みなうせぬ、はてにはたるきこまいをわりたきつ、○下略

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕攝津國ふきやと云所に、下女ありけり、夏晝ねしたりけるに、家のたる木に大成くちなは、まとひ付てありけり、此女のうへにて、尾をばたる木にまとひてかしらをさげて、落かゝらんとしけるが、またひきかへし〴〵する事、たび〴〵になりにけり、

〔紙上蜃氣〕扇榱（アフギダルキ）

〔匠家矩術要解〕一扇榧（アフギダルキ）の割り曲尺の術に定理なし、時に臨み考へ差略して榧割りをいたすべし、

〔紙上蜃氣〕輪榱（ワルタキ）

〔倭名類聚抄十居宅具〕璫　文選云、裁金璧以飾璫、〈音當、師説、古之利、又耳璫見服玩具〉劉良曰、言以金璧飾椽端也、

〔箋注倭名類聚抄三屋宅具〕所引西都賦文、伊勢廣本師説作訓、無又耳璫以下七字、古之利與今俗謂

刀鞘尾、爲古之利同、〇中略所引注文多寡節、按西京賦、飾華榱與璧璫、上林賦、華榱璧璫、張銑注並與劉氏同、李善上林賦注、引韋昭曰、裁金爲璧、以當榱頭也、劉張二家、蓋本於此、訓璫爲古之利者是也、西大寺資財帳所言、桷端銅華形、蓋是、顏師古注漢書云、璧璫、以玉爲椽頭當、亦與韋氏以下諸注同、顏氏又引一說云、以玉飾瓦之當也、望之謂、西京上林兼擧榱璫、其非一物可知、又秦漢瓦圖記所載、秦蘭池宮瓦文曰蘭池宮當、漢未央宮瓦文曰宗正官當、則知當謂覆瓦垂椽端者、華榱璧璫、謂以金璧飾椽頭與瓦當也、當以顏氏所引一說爲是、然則古之利可訓華榱、不可謂璫也、

〔和爾雅二居處〕璫（タルキシリ）椽端也

〔壒囊抄三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、

屋宅具〇中略璫（コシリ）コクチ

〔今昔物語三〕釋種成龍王聟語第十

龍王、此ヲ聞テ、娘ノ人ニ成ルヲ喜ビ貴ビ、尺種ヲ敬フ事无限リシ、カクテ龍王池ヨリ出デヽ、人ノ形ニテ、尺種ニ向テ、膝マヅイテ申サク、忝ク尺種賤キ身ヲ不簡ズシテ、怪シキ姿ヲ御覽ジツ、願クハ此ノ栖ニ入ラセ給ヘト云ヘバ、云ニ隨テ、龍宮ニ入ヌ、見レバ七寶ノ宮殿有リ、金ノ木尻、銀ノ壁、瑠璃ノ瓦、摩尼珠ノ瓔珞、栴檀ノ柱也、光ヲ放ッ、淨土ノ如ク也、

〔今昔物語十七〕地藏菩薩値火難自出堂語第六

今昔、土佐ノ國ニ、室戸津ト云フ所有リ、其ノ所ニ一ツ草堂有リ、津寺ト云フ、其堂ノ檐ノ木尻、皆焦レタリ、其ノ所ニハ海ノ岸ニシテ、人里遙ニ去テ難通シ、而ルニ其津ニ住ム年老タル人、此ノ堂ノ檐ノ木尻ノ、焦レタル本緣ヲ語テ云ク、先年ニ野火出來テ、山野悉ク燒ニケルニ、一人小僧忽ニ出來テ、此ノ津ノ人ノ家毎ニ走リ行ツヽ、叫テ云ク、津寺只今燒失ナムトス、速ニ里ノ人皆出テ、火ヲ可消シト、津邊ノ人、皆此レヲ聞テ、走集リ來テ、津寺ヲ見ルニ、堂ノ四面ノ邊リノ草木、皆燒ケ掃ヘ

リ、堂ハ檐ノ木尻焦レタリト云ヘドモ不燒ズ、○下略

〔海道記 源光行〕鶴岡にとて鳩宮にまいらす、あけの玉がき金鏡に映じ、白妙のにしき幣風にそよめき、銀の鐺は朱檻をみがく、○下略

○

桷

〔倭名類聚抄 十居宅具〕桷 爾雅注云、桷(音角、和名須美木、)屋四阿大榱也、

〔箋注倭名類聚抄 三屋宅具〕昌平本、下總本、有和名二字、按須美岐、隅木也、言在屋隅之上也、○中略 釋宮、桷謂之榱、郭注云、屋椽、此所引蓋舊注也、按說文、桷榱也、又云、榱椽也、秦名爲屋椽、周謂之榱、齊魯謂之桷、邢昞爾雅疏引沈旋集注云、齊魯名桷、周人名榱、釋名云、桷确也、其形細而疎确也、或謂之椽、或謂之榱、皆通桷榱椽爲一物、故郭云屋椽、西大寺資財帳云、金堂桷端、銅華形卅六枚、亦謂椽爲桷、說文又云、椽方曰桷、李鼎祚易集解虞翻曰、桷椽也、方者謂之桷、周易釋文、翟云、方曰桷、穀梁傳釋文、方曰桷、圓曰椽、析言之者、亦以方圓別桷椽耳、未見以桷爲屋四阿大榱者、此所引恐有誤、又按、晦庵文集殿屋說云、中三間爲一棟、橫指東西、至兩序之上而盡、遂自此處分爲四棟、邪指四隅、上接橫棟、下與霤齊、此其上棟之制、所謂四阿也、是卽須美岐、然只云四棟邪指四隅而無其名、通鑑唐高宗總章二年三月丁亥、詔定明堂制度云々、其門牆階級窻欞楣柱枊棊枅栱、皆法天地陰陽律曆之數、胡三省注、枊魚剛翻、斜桷謂之飛枊、廣韻、飛梠斜桷、是可以充須美岐也、或曰、景福殿賦云、爰有禁楄、勒分翼張、承以陽馬、接以員方、注、楄附陽馬之短桷也、陽馬、四阿長桁也、然則楄、今俗所謂手棒椽、陽馬、所謂須美岐也、又按說文、楝短椽也、徐鍇曰、今大屋重橑下四隅、多爲短椽、卽此也、王念孫曰、楝之言促也、

〔段注說文解字 六上木〕桷、榱也、榱也者、渾言之、釋宮云、桷謂之榱、是也、下文椽方曰桷者、析言之、從木角聲、形聲包會意也、古岳切、三部、椽方曰桷、桷之言棱角也、椽方曰桷、則知桷圜曰椽矣、周易或得其桷、虞曰、桷椽也、方者謂之桷、春秋傳曰、刻桓宮之桷、左氏莊二十四年經文

〔類聚名義抄 三 木〕桷 音角、スミキ、

〔下學集 上 家屋〕角木 スミキ

〔壒嚢抄 三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、

屋宅具〇中略 桷 スミキ

〔筆の靈 後篇 十三〕角木は、右に引庭訓往來の文にも見えて、角の所に在る垂木の如くにて大きなる者なり、舍利とは、よき屋の角木など、垂木の末などの上ざまにそりたる其分量ホドを云なり、穴太記に、鷹の形狀を云て、それる事は軒の如し、目の光り明星に似たりと、あるなど思あはすべし、

〔家屋雜考 三〕桷 スミキ

和名抄に、屋四阿大椽也と注して、四方葺卸の屋に、梁より四方の隅々へ渡す木なり、角木の字も用ふ、

〔日本書紀 十一 仁德〕元年正月己卯、大鷦鷯尊卽天皇位、尊皇后曰皇太后、都難波、是謂高津宮、卽宮垣室屋弗堊色也、桷梁柱楹弗藻飾也、茅茨之蓋、弗割齊也、此不以私曲之故、留耕績之時者也、

〔西大寺資財帳〕金堂院

藥師金堂一宇 長十一丈九尺、廣五丈三尺、

蓋上東西金銅沓形各重立、金銅鳳形各咋銅鐸、蓋上中間金銅火炎一基、中在金銅茄形、居銅蓮花形令持於金銅獅子形二頭、踏金銅雲形、又宇上周廻火炎卌六枚、並在銅瓦形角隄瓦端銅華形八枚、桷端金銅花形卌六枚、各著鈴鐸等、又四角各懸鐸、堂扇幷長押、在金銅鋪肱金等、

〔續々修東大寺正倉院文書 四十五帙 三〕雜材幷檜皮納帳 寶字六年〇中略

廿四日〇三月 收納材伍拾柒物〇中略

角木四枝 各長二丈四尺、廣七寸、厚四寸、〇下略

檐

〔倭名類聚抄 十居宅具〕檐 唐韻云、檐〈余廉反、字亦作𤿃、和名能岐、〉屋檐也、

〔箋注倭名類聚抄 三屋宅具〕昌平本、下總本、有和名二字、玉篇、𤿃與檐同、〈○中略〉廣韻同、按玉篇、檐、屋檐也、孫氏蓋依之、説文、檐、梍也、梍、梠也、梠、楣也、楣、秦名屋櫋聯也、齊謂之檐、楚謂之梠、櫋、屋櫋聯也、釋名、檐、接也、接屋前後也、

〔段注説文解字 六上木〕𣜬、梍也、〈檐之言隒也、在屋邊也、明堂位重檐、注云、重檐重承壁材也、姚氏鼐云、漢時名檐爲承壁材、以其直垂而下如壁、〉從木詹聲、〈余廉切、八部、俗作簷、按古書多用檐爲儋何之儋、〉

〔類聚名義抄 八竹〕簷〈ノキ〉通檐字、〔同 九車〕軒〈ノキ〉

〔伊呂波字類抄 能地儀〕簷〈ノキ〉〈正作檐、亦作櫚、〉

〔下學集 上家屋〕軒〈ノキ〉 檐〈ノキ〉

〔撮壤集 中家屋〕軒〈ノキ〉 簷〈ノキ〉 櫚〈同字〉

〔壒囊抄 三〕内裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、〈○中略〉屋宅具〈○中略〉檐〈ノキ〉

〔東雅 六宮室〕檐の字、和名抄にノキと讀て、屋檐也と注したり、ノキとは除〈ノキ〉也、屋内を除く外なる義にして、漢に軒除などいふ屋にも相似たる歟、軒の字を讀む事亦同じ、されど増韻に、檐字之木曰軒といふ注によらば、ノキバといふものは軒也、〈俗に軒端の字を用ひて、ノキバと讀むなり、〉

〔圓珠庵雜記〕檐ノキ 屋のほかにのきてあればいふか、思ひのきばなどそへてよめり、

金葉懸下、忘草えげれる宿をきてみれば思ひのきより生ふるなりけり、

〔倭訓栞 前編二十三乃〕のき 和名抄に檐をよめり、又宇ノ字、軒ノ字をよめり、退の義なるべし、延喜式に桊を訓せり、禮記注に屋翼也と見えたり、〈○中略〉のきば 簷端の義也、のきばの山、のきばの岡などいふは、ほどちかきをいふ也、

〔類聚名物考宮室二〕つま　軒のつま　あづまや　爪　端義訓　妻俗字〇中略

今思ふに、つまに端と書は義訓也、妻は借字也、爪を正とすべし、すべてつまとは、家の字の下にさしくだしたる端をいへり、四阿をあづまやと訓るは、四方みな軒をおろして爪あれば也、今俗に云室形造り也、その爪を切取たる方を切爪といふ、破風の方をいふ也さてつまとは、軒の方は垂木のさし出て有が、人の指を延て、爪のそろひたる様に似たればいふ也、今堂塔などに、扇垂木といふ物有は、まさしく傘の骨に似たり、これ王莽が傳に見えし蓋の制より出たり、今も傘に爪折といふ形有、爪のかゞみたるが如くなれば也、今俗云、參內傘といふ物は、またくその制也、これ金瑵これ也、蓋弓頭とは、傘の骨のうら(末)の方を云也、

〔大鏡七太政大臣道長〕花山院の御時に、〇中略さらんところに、ひとりいなんやと、おほせられけるに、〇中略粟田殿〇藤原道兼は、露臺のとまで、わなゝく〳〵おはしたるに、仁壽殿の東面のみぎりのほどに、のきとひとしき人のあるやうに見え給ひければ、ものもおぼえで、身のさふらはゞこそ、おほせ事もうけ給はらめとて、をの〳〵かへりまいり給へれば、御あふぎをたゝきて、わらはせ給ふに、〇下略

〔源氏物語十二須磨〕花ちる里も、かなしとおぼしけるまゝに、かきあつめ給ける、御心々み給ふに、おかしきも、めなれぬ心ちして、いづれもうちみつゝ、なぐさめ給ひ、かつは、ものおもひの、もよほしぐさなめり、

あれまさる軒のしのぶをながめつゝ、しげくも露のかゝる袖かな

〔源氏物語五十浮舟〕かきのもとに、雪むらぎえつゝ、今もかきくもりつゝ、ふる、日さし出て、軒のたるひの、ひかりあひたるに、人の御かたちも、まさる心ちす、

〔今昔物語十九〕參河守大江定基出家語第二

寂照五臺山ニ詣デヽ、種々ノ功德ヲ修ケルニ、湯ヲ涌シテ、大衆ニ浴セムトシテ、先大衆僧供ニ著キ並タル程ニ、極テ穢氣ナル女ノ子ヲ抱タル、一ノ犬ヲ具シテ、寂照ガ前ニ出來ヌ、此ノ女瘡カキテ穢氣ナル事无限シ、〇中略竊ニ湯屋ニ入テ、子ヲ抱キ乍ラ、犬ヲ具シテ、サフメカシテ、湯ヲ浴ム、人共此レヲ聞テ、打追ハムト云ヒテ、湯屋ニ入テ見レバ、掻消樣ニ失ヌ、其時ニ人々驚キ怪ムデ、出テ見廻セバ檐ヨリ上樣ニ、紫ノ雲光リテ昇レリ、

〔古今著聞集 十一 蹴鞠〕おほかた、この大納言は、かくわかくよりはやわざを好給て、築地のはら、もしは檜垣のはらなどをも、はしられけり、又屋の上に臥て、棟よりころびて、軒にては安座せらるゝ、折も有けり、

飛檐

〔萬葉集 十一 古今相聞往來歌 寄物陳思〕
我屋戶ノ甍子太草、雖生、戀忘草、見未生、

〔夫木和歌抄 七 菖蒲〕媒子內親王家歌合五月五日菖蒲　兵衛
たまにぬくけふのあやめはやどごとののきばにかけてたれかみざらん〇中略

百首御歌　慈鎭和尙
のさはかたあめやゝはれて露おもみのきによそなるはなさうぶかな

〔夫木和歌抄 十三 月〕御集月あかきよ　花山院御製
我やどの軒のうらいた數見えてくまなくてらす秋のよの月

〔倭名類聚抄 十 居宅具〕飛簷　文選注云、飛簷此間、音比衣無、棟頭似鳥翅舒將飛之狀也、

〔箋注倭名類聚抄 三 屋宅具〕飛檐、見西京賦薛綜注、檐板承落也、與此所引不同、按屋霤謂之檐、東西檐謂之飛檐、以屋比鳥、則東西檐猶兩翼、故或謂之屋翼、見士冠禮注、凡造屋、南面爲本、屋南面則棟兩頭在東西、所引文選注云棟頭、故知飛檐之爲東西檐也、今一向宗佛堂、猶謂東西廡爲飛檐、飛檐又

見木工寮式葺工條、伊勢廣本附錄檐條、廣本檐作簷、

〔六臣註文選〕二西京賦

反宇業々、飛檐𪗋々、流景內照、引曜日月、（綜曰、凡屋宇皆垂下向而好大、屋飛邊頭尾皆更微使反上、其形業々然、檐板承落也、𪗋々高貌、○下略）（五臣作及、魚桀反）

○按ズルニ、倭名類聚抄ニ見エタル棟頭ハ、恐ヲクハ棟頭ノ誤ナラン、棟ハ、說文ニ、棟短椽也トアリテ、徐鍇ノ註ニ、今屋重橑、下四隅多為短椽、卽此也ト見ユ、蓋シ短椽ノ用ハ、檐頭ヲ展舒シ、屋蓋ノ四隅ヲ翻颺セシメ、望觀ノ美ヲ增サンガ爲ニシテ、我國ノ宮殿亦多ク之ヲ用キタリ、而シテ其狀、鳥ノ翅ヲ舒ベテ將ニ飛バントスルニ似タルコト、信ニ本文ノ如シ、乃チ知ル、飛檐ハ、檐頭ニ在リテ、屋蓋ノ四隅翻然昂騰セル處ノ名ナルヲ、江家次第ニ、殿東庇間懸御簾、（懸於飛檐）端下覆欄トアルハ、短椽ヲ指シテ、直チニ飛檐ト云ヘルモノヽ如シ、

〔類聚名義抄〕三木飛檐ヒエム

〔下學集〕上家屋飛檐エン

〔紙上暦氣〕飛檐ヒエン

〔壒囊抄〕三內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

屋宅具○中略飛簷ヒエン

〔和漢三才圖會〕八十一家宅之用檐（音塩）　飛簷　比衣無

飛簷、棟頭似鳥翅舒將飛之狀、

按、飛簷、堂殿之屋、二重椽（ヤチ）而上延下縮（タルキ）、四隅彎起、狀如鳥翅、

〔倭訓栞〕中編二十比ひえん　飛簷の字文選に見ゆ、家屋にいへり、

〔俚言集覽〕比飛詹　倭名鈔、文選注云、飛詹、此間音比衣無、棟頭似鳥翅舒將飛之狀也、古寫本庭訓往來、三月十二日、飛椽ニ、檐注自本間外皆椽也、傍注本間よりさげてはるを云也、明暦本作飛檐、愚按、文選

飛簷注板承落也と有て、居垂の事と聞ゆ、庭訓注の意は、如今の縁側入側などの縁と聞ゆ、別の物也、何れにも還注を見ずして誤解せる也、五門徒宗の僧の席に飛檐あり、連枝、院家、内陣、余間、飛檐、

〔新増早引匠家雛形下〕扇桷桷長ヶ同桷長ヶ桷轉取様の圖

桷長を取るには、平の勾配引出し、束の長さを定め、先地の桷は、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、共に地桷平の勾配束にして、五の桷より十四迄は束長同斷也、また地のたるき一二三四と、是は桷に反り有、右の反りを差引して、桷勾配長さと成るなり、又飛檐も、茅負反りなき所は、束長さ同斷也、何れも茅負に反り有時は、桷に反り有也、作り様は、桷の如に、水より何程として作る也、



〔延喜式三十四木工〕葺工〇中略

葺檜皮七丈屋一宇葺厚六寸料、三尺檜皮九百圍、三尺三寸為圍釘繩一千丈、葺工七十人、無飛檐者減七人、檜皮八百七十五圍、繩八百七十五丈、

〔江家次第八七月〕仁壽殿東庭相撲

裝束司、令掃除殿東庭、並令敷砂、下綾綺殿格子、上仁壽殿東庇格子三間、殿東廂間懸御簾、懸於飛檐端下覆欄南北行、北母屋南北行又懸御簾、其内為御裝物所、

〔續修東大寺正倉院文書別集三十三〕雜工斷〇中略

伊賀山作所別當二人〇中略

作物

山作材四百廿九物○中略

東塔歩廊飛簷一百六十枝各長八尺、方五寸半、

天平寶字七年正月三日○署名略

功八十人○中略

搏風 千木 堅魚木 懸魚 鴟尾 併入

搏風ハ、音讀ニハフト云ヒ、俗ニ破風トモ書セリ、卽チ屋脊ノ兩端下ニ在リテ三角形ヲ爲セル處ヲ謂フナリ、上古ハ、千木ト搏風ト一物ナリシガ、後世ハ別ニ搏風ト稱シテ、山形ノ板ヲ棟下ニ設ケ、棟上更ニ千木ヲ作ルモノアルニ至レリ、

千木ハ、亦比木ト云ヒテ、共ニ肱木ノ略呼ナラント云フ、屋上千木ヲ設クルコトハ、我國上古ノ遺風ナレドモ、今ハ僅ニ神社ニ之ヲ見ルノミ、抑、上古ノ家作ハ、檐ノ前後ヨリ、斜ニ木ヲ指シ渡シテ、之ヲ棟ノ處ニテ組ミ違ヘ、其上ヲ草モテ葺キタリ、卽チ千木ハ、此兩木ノ棟ニテ交叉シ、其餘端ノ、長ク屋上ニ突出シタル處ヲ謂フナリ、後世ノ神社ニ、十字形ニ作リタル木材ヲ、其棟上ニ跨ゲ置ク如キハ、古制ノ一變シタルモノナリ、

堅魚木ハ、棟上ニ横ニ並ベ置キタル木材ノ名ニシテ、其狀堅魚ト稱スルモノニ似タリ、故ニ此名アリト云フ、但シ此物モ千木ト同ジク、上古家作ノ遺制ニシテ、本來ハ、屋上ノ風ニ破損セラルヽヲ防ガン爲ニ、繩ヲ此木ニ縛セシナリト云ヘリ、猶ホ千木堅魚木ノ事ハ、神祇部社祠篇ニ在リ、

懸魚ハ、ゲンギヨト音讀ス、搏風ノ上端合シテ山形ヲ爲セル處ニ在リテ、棟下ニ垂レタルノ名ナリ、

名稱

鴟尾ハクツガタトモ、亦トビノヲトモ云ヘリ、クツガタハ履形ノ義ニシテ、其狀鞾履ノ象ニ似タレバナリ、トビノヲトハ、字ニヨリテ後人ノ名ケタル稱ナルベシ、棟ノ兩端ニアル大瓦ノ名ナリ、後世鯱ト稱スル怪魚ノ象ヲ作リ、之ヲ城郭等ノ棟端ニ設クルハ、古ノ鴟尾ノ一變シタルモノナリ、

鬼瓦ハ、棟ノ兩端ヲ覆フ瓦ノ名ニシテ、鴟尾等ノ設ケナキ屋上ニ之ヲ作ル、又鬼板ト稱スルハ、鬼瓦ト同ジク、棟ノ兩端ニ在リテ、木板ヲ以テ制シタルモノヲ謂フ、皆古ノ鴟尾ノ制ノ變ジタルモノナランヽ、

〔倭名類聚抄居宅具十〕搏風　辨色立成云、榑風板、上音布惡反、和名知、字、楊氏漢語抄說同、

〔箋注倭名類聚抄屋宅具三〕按榑當作搏、榑、榑桑字、音義皆異、但諸本皆從木、神武紀亦作榑風、蓋搏風以屋宅具、故變手從木、遂泥榑桑字也、儀禮士冠禮、設洗直于東榮、鄭注、榮、屋翼也、賈公彥疏云、卽今之搏風、禮記集說、能改齋漫錄、並引作搏風、今本賈疏作博風、誤、今本太神宮儀式帳、貞觀儀式、大嘗祭式、亦誤作博風、晦庵文集廈屋說云、棟之前後、皆爲兩下之字、橫棟盡外、有版下垂、謂之搏風、內匠寮式、牛車屋形有搏風板、是也、今俗作破風、誤、又比宜。。古事記作氷椽、又作氷木、太神宮儀式帳作比木、外宮儀式帳作比疑、或謂之知宜、神武紀榑風訓千䉼、延喜祝詞式作千木、谷川氏曰、搏風板標出屋上、兩木相交、其形如肘之屈曲、故名比治伎、上略云知伎、中略云比伎、其實一名之岐也、按古昔貴人屋宅之制、廈屋兩下、東西梢邊、南北兩木、上當棟相交、斜標出屋上、謂之比宜、棟以下至宇者、是搏風、貞和太神宮御飾記云、組目上謂千木、組目下謂之搏風、是也、蓋皇國上古造屋、不用釘、唯以葛繩結材耳、大殿祭祝詞、引結幣魯葛目能緩比無久、顯宗紀室壽取結繩、是也、以繩縛南北椽、則椽得縛之餘、斜標出棟上、後存其東西各一斜標、以存古制、太神宮儀式帳云、上搏風四枚、號稱比木、大嘗祭式謂之高搏風者、皆是也、蓋西土無標出屋上之制、又比宜搏風板、其實一木、以在棟以上棟以下異

名耳、故神武紀榑風訓千儀、漢語抄、辨色立成搏風版訓比宜也、廣本比宜作和名如字四字、按比宜屋上標出者、讀如字者、在棟下之搏風、其義不同、那波本抄下有脫字、伊勢廣本無楊氏漢語抄同六字、

〔伊呂波字類抄 波地儀〕榑風ハフ

〔下學集 上家屋〕破風

〔紙上履氣〕榑風又云 博風又云 檯又云 破風　破風腰　破風璫

〔壒囊抄 三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略屋宅具○中略榑風 破風

〔番匠往來〕破風は、千鳥に、起破風、唐破風、裏甲太平東、簾雲板繪樣、松葉鰭、○下略

〔松屋筆記 七十三〕搏風　破風

能改齋漫錄一の卷に、屋翼名搏風、今之屋翼、謂之搏風、見儀禮士冠禮篇云、直于東榮、鄭氏注曰、榮屋翼也、唐賈公彥疏曰、榮屋翼也者、卽今之搏風、又云、榮在屋棟兩頭、與屋爲翼、若鳥之有翼、故斯于詩、美宣王之室云、如鳥斯革、如翬斯飛、與屋爲榮飾、故曰榮也云々、和名抄十の卷居宅具部に、搏風、辨色立成云、搏風板、比宜、楊氏漢語抄說同云々、色葉字類抄一の卷、波部地儀門に搏風ハフ云々、下學集家屋門に、破風ハフ云々、節用集波部乾坤門に、破風ハフ、八風、ハフ云々、按に、搏風は千木とも比宜ともいひて、音にもハフといへるを、後に破風などの字を書たる也、○下略

〔筆の靈 後篇十三〕破風は、和名抄には榑風とありて、今も然いへり、次に引庭訓往來の文にもあり、今昔物語十三の一語に、破風、懸居、篇子、遣戶、簀子、天井皆吉ク造タリとある懸居は、桁の端に付ける物にて、和名抄に、懸魚とあり、闕板は、板葺を横におさふる木なりと思はる、其事は別條にも云べし、

唐搏風

〔梅窻筆記　下〕太平記(卅卷)渡邊氏ノ家ハ、破風ナシニ東屋ナリトアリ、四阿ハ破風ナシ、雨下ハ破風ヅクリナリ、唐招提寺ノ金堂四阿ヅクリナリ、

〔家屋雜考　三〕搏風(ハフ)(韓搏風(カラハフ)　千鳥搏風(チドリ)　障泥搏風(アフリ)　杌格子(ツマカウシ)　杌戸(ツマド))

屋脊の兩端、山形をなす所をさして、搏風といふ、彫物などあるを、から搏風といふ、さて其山形の內を、かくのごとく格子にしたるを、杌格子(ツマカウシ)といふ、また杌戸(ツマ)ともいへり、もとは此の格子を遣戸にしたるをのみ、杌戸と、分けよびしなるべし、土岐家聞書に、御主殿に、から搏風、沓脫あり、又御主殿、御會所の屋は杌戸ありなどみゆ、併せ考ふべし、

〔續々修東大寺正倉院文書　四十五帙三〕雜材幷檜皮納帳　寶字六年

三月二日(○中略)收納雜材九十二物(○中略)　薄。風。二枝(各長二丈七尺、廣九寸、厚四寸、○中略)

右自田上山作所、附玉作子綿、進上如件、　主典安都宿禰　下道主

〔延喜式　十七內匠〕牛車一具、屋形(長八尺、高三尺四寸、廣三尺二寸、)輪料櫟廿八枝、𨋳輻料、樫九十七枝、楷(○榍出雲本作楷)料槻二枚、博。風。四枚料步板四枚、

〔今昔物語　十三〕修行僧義睿値大峯持經仙語第一

今昔、佛ノ道ヲ修行スル僧有ケリ、名ヲバ義睿ト云フ、諸ノ山ヲ廻リ、海ヲ渡テ、國々ニ行キ、所々ノ靈驗ニ參テ行ヒケリ、而ルニ熊野ニ參テ、其レヨリ大峯ト云フ山ヲ通テ、金峯ニ參リ出ヅルニ、山ノ中ニシテ、道ニ迷ヒテ、東西ヲ失ヒツ、(○中略)而ル間、地直キ林ニ至ヌ、其ノ中ニ一ノ僧房有リ、微妙ニ造タリ、破風、懸魚、篇子、遣戸、蔀簀子、天井、皆吉ク造タリ、前ノ庭ニハ廣クシテ白砂ヲ蒔タリ、前栽ノ木立、隙无クシテ、諸ノ花榮キ、實成テ、妙ナル事无限シ、(○下略)

〔和漢三才圖會　八十一家宅之用〕搏風(はふ)

按、搏風、棟嵩向表處圓彎者、名唐搏風、梁行檐出尖棟者名障泥(アフリ)、大棟肩倚小棟者名鴟、懸魚下格子名

蟇股

狐、

〔易林本節用集乾坤加〕蟆股（カヘルマタ）

〔壒嚢抄三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

屋宅具○中略　蟇俣（カヘルマタ）

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕搏風○中略　蟇股　加閉留末太

蟇股　似蝦蟇（カヘルノ）股（モヽ）、附於搏風下、蓋多此檐桁棟桁之束也、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼乾〕蟇股木　貞丈云、古註云、堂閣ノ前ノ横木ニ渡ス木ノ、蟇ノ股ヲヒロゲタルヤウニシテ、中ニ刻ミ物ヲ居ル也云々、刻ミ物ハホリ物ナリ、

千木

○

〔撮壤集神上〕千木（チギ）

〔紙上蜃氣〕風木（チギ）又口傳云　榑木又云　博風或云　氷木　氷椽又訓云千木　千木

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕千木

按、千木、宮社屋脊耑兩角、各二本斜打違木也、其梢鍛尖、故名偏鍛千木、令烏不集、烏集則遣穢汚社、故防之、

伊勢內宮千木殺內方、外宮者殺外方、而用圓木、其他社多用方木、如大社長一丈二尺、中社一丈、小社八尺、

〔祝詞考上〕千木は垂木（タリキ）也、多利の約知なる故にちかいへり、何ぞといはゞ、古事記の今本に、この言を一所は氷木、一所は氷椽とあり、此氷は垂の艸書、ちなるを氷と見て書しものぞ、又から文好む人、氷柱におもひよりて、ちを氷と書なせるにも侍るべし、顯宗天皇紀の室賀の御詞に、取置椽橑、此家長之御心之齊也と有、椽橑の字、卽多くの垂椽もて、家ばらを平かにすれば、齊ともの給へるをおもへ、かくて古への家の屋の椽は、今も田舍に殘れり、そは今杈首（サス）といひて、それが末を棟の上にて組て、本をば軒の端まで多くならべ垂て、屋ばらをも、軒をも轉する也、且その組たる末端

は、棟の上に繁く並出て有をもて、垂木高知とはいへり、この言もろ〳〵説あれど、みないにしへの屋にかなへるなし、仍て年月におもひてや、得たり、

(首書)神武天皇紀に、此言を博風と書しは、既に藤原奈良の宮などの頃にいたりては、宮殿皆からざまになりて、古への宮造りにあらず、且文をもからごとに似せんとてのわざ也、故に博風は垂椽に當る事遠し、紀にはかく人のまどへる文字の多き也、今田舍にても、其杈首の末端は切て、茅など覆ひて雨包をし、又よろしき家の軒は、彼垂木の本をも桁までに切て、別に細き木を並置て、それをのみ垂木といふ言となりぬ、考にいへる如き家作は、今山田舍には稀にあり、又秋の穗屋ちふものは、皆彼ちぎの端の出たるを、別に葉などをもてつゝめり、是ぞまことに古へおぼゆるもの也、

〔倭訓栞前編十五〕ちき　日本紀に搏風をよめり、風木の義なるべし、もと草葺に用る物也、よて大嘗會悠記主基の御殿に、千木堅魚木ありて、禁闕にもちぎはなし、今田舍の草屋に、却て似たる事ある也、風翦などいへるこれに近し、新千載集に、

我戀はちぎのかたそぎかたくのみ行あはで年のつもりぬるかな、伊勢にて内宮は内をそぎ、外宮は外をそぐ、よて風雅集に、

かたそぎのちぎは内外にかはれどもちかひはおなじいせの神風貞和飾記には、組目上謂千木、組目下謂搏風とみえたり、古事記、儀式帳には、氷木とも見ゆ、氷木も千木も同じ意、肱木の上と下とを略したる也、一說に、千木は垂木也、たり、反ち也、古人の屋造をおもへば、今の杈首といふもの也といへるはあたらず、ちきは、上代の家造に、屋の左右の端にありて、其本は前後の軒よりして、のぼりて棟にて行合を、組違へて其末をも長く上へ出したるもの也、其高く出たる處を千木とはいへるなり、神武紀に搏風をよみしは、から文に似せんとてのわざなりけり、さて甚重き物

堅魚木

ゆゑに、風穴を明る也、棟より下にては、即たる木と並び同じさまなる故に、椽ノ字を古事記にあて、又屋の左右の妻にては搏風と云物也、よて書紀に其字をあてたり、

〔倭訓栞前編二十五比〕ひぎ　搏風を比木と號するよし、儀式帳に見ゆ、舊事記、古事記に、氷木とも氷椽とも書り、火を防ぐ意をもて名とすといへれど、千木氷木は肱木の義にして、其下と上とを省ける差のみにて、本一ツの名なる故に、通はし云へるもの也、

〔日本書紀神武三〕辛酉年正月庚辰朔、天皇即帝位於橿原宮、是歲爲天皇元年、尊正妃爲皇后、生皇子神八井耳命神渟名川耳尊、故古語稱之曰、於畝傍之橿原也、太立宮柱於底磐之根、峻峙搏風於高天原、而始馭天下之天皇、號曰神日本磐余彥火火出見天皇焉、

〔續修東大寺正倉院文書裏書三十〕造石山院所返抄

合收納材柒伯玖拾壹物 略○中　比木六枝 各長二丈 廣一尺一寸 厚三寸 ○下略

〔攝壤集上神〕鰹木

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕千木 略○中　堅木　加豆乎木

鰹木　横短木於屋脊上、似編連鰹脯狀、故名之鰹木、

〔白石紳書九〕一千木は 略○中 かつほ木は、棟上にいくつも横にある木也、今の代にも、かやぶきの家に、鳥をどしとて有る如く也、上古は如此に木を横たへて、かやをゝさむる繩を、此木にゆひつけたるよしなり、

一祇園は昭宣公の寢殿なりし故に、千木鰹木はなしとなり、

〔秋齋間語四〕神社の棟にある、ちぎかつほ木と云物、むかしは人家の屋の棟にもありしにや、京より三里計北、愛宕郡小野鄉雲が畑と云村の家の棟には、今も所々にあり、所の人にとへば、風はげしきゆへに、わらぶきの風に取られぬ爲におく木なりと云、此名を此所にてかつう木と云よし

なり、昔は家々皆わらぶきゆへ、風をさへにをきし物と見へたり、ひはだになりては入らざる具なり、神道家には大切の事とする故、淺見にては申難けれども、人家に用ゆるは、風のをそれなり、それゆへ、ちぎとは風木と書也、風はちとよませり、東風をこちといふにて可知、本音にあらざれ共、風木の字是也、可辨、

〔筆の靈前篇四十三〕堅魚木は、横樑に二ッ置たる木なり、もとは草葺の屋の風に損やすき、その棟を押へ鎭めたる物なり、是をかつを木といひ、古事記には、堅魚とのみも云り、かつは固といふに同じ、をは長また治といふ如き意にて、鎭る意なるべし、故かつをとのみも、又木して作れば木と云言を添ても云るなり、たま〳〵魚の名に似たるをもて、思まがふべからず、此義を解得ずて誤れる説あれど、從べからず、太神宮儀式帳に、堅魚木十枚、(長各七尺、徑一尺七寸、)材木別端以金飾などもあり、太神宮諸雜事記に、長暦元年月日、依宣旨太神宮ノ正殿ノ堅魚木ノ木尻ノ貫木左右端、泥障板、左右端、鞭懸端等(乃)金物等、被奉加粧、堅魚といふも堅魚木と云も古き稱なり、又古事記に、有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍者誰家、答白志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎己家似天皇之御舍而造云云とあるは、堅魚木の事のみにてのたまへる事にはあらず、堅魚木は實用ある物にて飾にあらざれば、下人にても必上べきなり、御舍に似せたるをとがめ給へるは、その堅魚木に作法ありて、天皇の御舍にのみかぎり用る法ありしを似奉りしか、又は總ての屋作をも似奉れる物ならん、ひが心得すべからず、

〔古事記雄略下〕初大后、坐日下之時、自日下之直越道、幸行河内、爾登山上、望國内者、有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍者誰家、答白志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎己家似天皇之御舍而造、卽遣人令燒其家之時、其大縣主、懼畏稽首白、奴有者、隨奴不覺而過作、甚畏、故獻能美之御幣物、(能美二字以音)布繫白犬著鈴而、己族名謂腰佩人、令取犬繩以獻上、故令止其著火、

懸魚

〔倭名類聚抄居宅具十〕懸魚　顔之推詩云、懸魚掩₂金扇₁、〔懸魚俗云如字、辨色立成云、屋脊桁端懸板名也、凡桁端有ㇾ之、〕

〔箋注倭名類聚抄屋宅具三〕顔之推詩、今無ㇾ攷、廣本注首有₂懸魚俗云如字六字₁、伊勢廣本屋脊上又有₂懸魚二字₁、按事物原始云、懸魚者搏風版合尖下所ㇾ垂之物也、今俗謂呼₂下桁₁、

〔下學集家上尾〕懸魚(ゲンギヨ)

〔紙上歷氣〕玄魚(ゲンギヨ)又云懸魚

〔塵囊抄三〕内裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、〇中略屋宅具〇中略懸魚(ケンギヨ)

〔和漢三才圖會宅之用八十一〕懸魚(げぎよ)

按、懸魚作₂魚尾形₁、以隱₂棟桁耑₁、水物防ㇾ火之意乎、後異₂製作₁、花形有₂數品₁、近頃禁₂民家置₁ㇾ之、〔但以₂圖畫者₁置ㇾ之、呼曰₂桁耑隱₁耳、〕

〔家屋雜考三〕懸魚(ゲンギヨ)六葉(ロクエフ)

和名抄に、屋脊桁の端に懸くる板の名なりと注して、屋脊の兩端山形をなす所に、かくの如く桁のはしを覆ふなり懸魚和名なし、からざまを寫し作れるものなるべし、又按、懸魚の古圖にかくの如き物を彫れる圖多し、今時は是を六葉と唱へて、何物なる事を詳にせず、おもふにこは菱の葉にて風俗通に、菱藻は水中物以壓₂火災₁也といへるものなり、

〔今昔物語十三〕修行僧義睿値₂大峯持經仙₁語第一

今昔、佛ノ道ヲ修行スル僧有ケリ、名ヲバ義睿ト云フ、諸ノ山ヲ廻リ、海ヲ渡テ、國々ニ行キ、所々ノ靈驗ニ參テ行ヒケリ、而ルニ熊野ニ參テ、其レヨリ大峯ト云フ山ヲ通テ、金峯ニ參リ出ツルニ、山ノ中ニシテ、道ニ迷ヒテ、東西ヲ失ツ、〇中略義睿歎キ悲テ、憑ミ奉ル所ノ本尊ニ、人間ニ出ム事ヲ祈請ス、而ル間、地直キ林ニ至ヌ、其ノ中ニ一ノ僧房有リ、微妙ニ造タリ、破風、懸魚、蔀子、遣戸、蔀、簀子、天

井、皆吉ク造タリ、〇下略

〔倭名類聚抄 十居宅具〕鴟尾 唐令云、宮殿皆四阿施鴟尾、辨色立成云、久都賀太、

〔箋注倭名類聚抄 三屋宅具〕所引唐令、蓋營繕令文、四阿條又引之、鴟尾又見水經注及唐書五行志、按蘇氏演義、蚩、海獸也、漢武作柏梁殿、以蚩尾水之精、能却火災、因置其象於上、蓋鴟尾蚩尾音近、其實一耳、又墨客揮犀、漢以宮殿多災、術者言天上有魚尾星、宜為其象冠于室以禳之、今自有唐以來、寺觀舊殿宇、尙有為飛魚形尾指上者、不知何時易名為鴟吻、狀亦不類魚尾、然大和國招提寺金堂、捨平城宮朝集堂所建、今猶巋然而存、其制與梵刹頗不同、尾上設鴟尾、其狀如鞾履之象、故訓鴟尾為久都賀太、西大寺資財帳謂之沓形、皆以是也、蓋是承李唐之制者、則不類魚尾、非倣趙宋也、鴟尾又見大安寺資財帳、扶桑略記、百練抄、伊勢廣本無四阿二字、辨色立成云、作和名二字、廣本鴟尾在前、棟在後、似是、

〔類聚名義抄 三木〕楦 俗クツカタ 〔同 七尸〕鵄尾 クツカタ、屋宅、

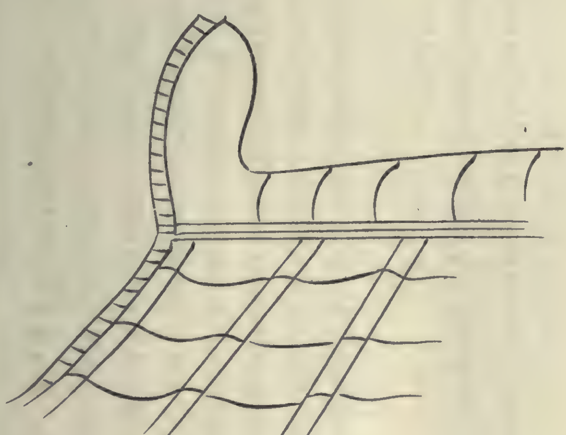
〔倭訓栞 中編六久〕くつがた 倭名抄に、鵄尾、三代實錄に鴟尾を訓せり、形の履楦に似たる也、猶花瓦を鐙瓦といふが如し、分紀に、陳舊制、三公黃閤、聽事、置鴟尾と見え、蘇鶚が演義に、蚩尾水之精、能辟火災、可置之堂殿、今人多作鴟と見ゆ、鵄も同じ、今いふしやちほこ也、

〔家屋雜考 三〕鵄尾(クツガタ トビノヲ)

和名抄に、久都賀太、また是を字の如く、トビノヲともいふ、履の形にも、又鵄の尾にも、似たる故の名なるべし、屋棟の兩端、榑風の上にある大尾なり、義經記に、東のとびの尾は、やけざりけりなどあるも、此大尾の事也、しかるに後世、さま〴〵のかたちを作りなす事となりて、オニガハラ、シャチホコなどいふ物も出來しかば、此鵄尾の二字を、シャチホコ、オニガハラ、などともよむ事となれり、今は鯱吻、鯱等の字をもよむ事なり、

〔道の幸 中〕かくて唐招提寺へ行、○中略當寺の金堂に鵄尾あり、をよそ鴟尾の殘りたるは、こゝのみなりとぞ、一ッは古物、一ッは新造にて、新製のかたには銘有、此御堂、元亨三年癸亥春三箇月之間成上葺畢、以其次同六月候西方餝作賛之、作者壽王三郎大夫正重とあるよし、餝と書るは假借なり、講堂は平城宮の朝集堂を賜はりて、寫し立しといひつれども、さるべき故實もみへず、金堂には鵄瓦もあり、凡の構へも、さもと覺ゆることゞもあれば、つたへあやまりやしけんと、物志れる人はいふめり、

〔好古圖抄 一〕唐招提寺鵄尾



〔大安寺伽藍縁起幷流記資財帳〕伽藍縁起

天皇〇推古臨崩之日、召田村皇子〇舒明遺詔、皇孫朕病篤矣、今汝登極位授奉寶位、與上宮皇子讓朕羆凝寺、亦於汝授〇毛利部此寺後世流傳勅支、仍卽天皇位、十一年歲次己亥春二月、於百濟川側子部社乎切排而、院寺家建九重塔、入賜三百戶封、號曰百濟大寺、此時社神怨而失火、燒破九重塔並金堂石鴟尾、〇下略

〔西大寺資財帳〕金堂院

藥師金堂一字長十一丈九尺、廣五丈三尺

蓋上東西金銅沓形各重立〇下略

〔三代實錄陽成三十九〕元慶五年正月廿五日甲戌、日晚有狐、登居美福門東鵄尾上、

〔三代實錄陽成四十四〕元慶七年八月廿五日戊午、大極殿西鵄尾半折而落焉、

〔百練抄後冷泉四〕天喜五年四月十四日、大極殿鵄尾墮地破損、

〔古今著聞集武勇九〕同朝臣〇源義家若ざかりに、ある法師の妻を密會しけり、件の女の家、二條猪隈へんにぞありける、法師は其家へさのみもかよはぬ也けり、築地に棧敷をつくりかけて、棧敷のまへに、堀ほりて、其はたに、蕀などをうへたりけり、すこぶる武勇立る法師なりければ、用心などしける所也、法師のたがひたる隙をうかゞひて、夜ふけて、かの堀のかたへ、車をよせければ、女棧敷のしとみをあげて、すだれを持あげける、其時とび。の尾。より越入にけり、堀のひろさもまう也けるに、うへざまにとび入けんはやわざのほど、凡夫の所爲にあらず、〇下略

〔義經記五〕忠信よし野山の合戰の事

忠信は内にて是をきゝて、敵にやきころされて有と、いはれんずるは、口をしかるべし、てづからやけしにけるといはれんと思ひて、屛風一雙に火を付て、天井へなげあげたり、〇中略内でんのひ

きばし取て、天井に上りて見ければ、東のとびのおは、いまだやけざりけり、せき板をがばとふみはなし、とんで出みければ、山を切てかけ作りにしたるらうなれば、山と坊との間、一町あまりには過ざりけり、○下略

鯱

〔書言字考節用集乾坤二〕鴟尾(シヤチホコ)本字蚩尾、事類、漢以宮殿多火、術者言、天上有魚尾星、宜為其象冠於屋以禳之、唐以来寺観殿宇、尚有飛魚形尾指上者、不知何時易名曰鴟尾、状亦不類魚尾、又見紀原、代酔、又出遠、鱐(同)又出魚形、蚩吻(ゲチ)俗謂蚩尾為蚩吻、柄換蚩尤首、或殿鬼頭、或為口骨、以置屋宇、宜照考遠、

〔奴師勞之〕すべて城門の渡櫓(ワタリヤグラ)の上の鴟吻(シヤチ)は、御作事方にて鴟吻といひ、小普請方にて鯱といふ、棟の上に向ひあひてたてり、大成殿の屋の棟に、鬼犾頭(キキントウ)は外を向てたつ、御作事の人夫ども、是をあやしみて、しやちほことは違ひて、外を向きたるはいかゞととひしに、一人の人夫のあざ笑ひて、背の内は背中合せしても、饒にはこちらをむくべしといひしもをかし、

鬼瓦

〔書言字考節用集乾坤一〕鴟吻(ヲニカハラ)本名蚩尾、鴟吻者俗流之譌也、事文別集、蚩尾、海獣也、漢武作柏梁殿、有蚩尾水之精也、能却火災、因置其象於上、今謂之鴟尾非也、又見紀原、又出之、

〔俚言集覽於〕鬼瓦　和訓栞、オニガハラ、嘲風なるべし、廣博物志、龍生九子、蚩吻好吻好呑、殿角之獸、嘲風好險、

〔毛吹草冬六〕霜
朝霜は鬼瓦にも化粧かな

鬼板

〔紙上曆氣〕蝸物(ヲニイタ)俗ニ云鬼板又云鬼瓦(ヲニカワラ)

〔家屋雜考三〕鬼板
鬼板は、棟の兩端鬼瓦あるべき所へかくの如く、板にておほふなり、是又古畫に種々の形あり、

〔守貞漫稿家宅三〕瓦棟ノ端ニ鬼板ト云ヲ用フ、京坂ニ云鬼瓦也、江戸モ百年前ハ鬼面ヲ造レリ、今世ハ廢テ名ノミ鬼板ト云、此所ニ定紋ヲ畫ク、

古事類苑

居處部十五

屋根 甍 附入

屋根ハ屋蓋ナリ、上ニ在リテ棟宇ヲ覆ヒ、雨露ヲ防グモノナリ、我國上代ノ家屋ハ、專ラ草(カヤ)ヲ以テ葺キタリシガ、次ギテ板ヲ以テ葺クモノアリ、聖武天皇ノ神龜元年ノ太政官奏ニ、板屋草舍ハ中古ノ遺制ナリ、請フ有司ニ仰セテ、五位以上、及ビ庶人ノ營ムニ堪ヘタル者ヲシテ、瓦舍ヲ構立セシメント云ヘル、以テ證スベシ、板葺ノ名ハ、日本書紀皇極天皇ノ二年ニ、飛鳥板蓋(イタブキ)新宮ニ幸ストアルヲ始トス、檜皮葺(ヒハダブキ)ハ檜皮ヲ以テ屋上ヲ葺キタルモノヽ名ナリ、後一條天皇ノ長元三年ノ仗議ニ、六位以下ノ築垣、并ニ檜皮葺ノ宅ハ停止スベシトアリ、蓋シ檜皮葺ノ制ハ、我國風ノ家作ニハ最上ノモノニシテ、草舍板屋ニ比スレバ、遙ニ堅牢ニシテ且ツ美ナリ、故ニ後世瓦葺ノ制ノ我國ニ行ハレシニモ拘ハラズ、紫宸殿、清涼殿ノ如キ、內裏ノ重ナル宮殿、及ビ神社ノ如キハ、多ク檜皮葺ヲ用キタリ、瓦葺ノ一般ニ行ハレシ時代ハ、頗ル近世ノ事ニ屬スト雖モ、既ニ崇峻天皇ノ元年ニ、百濟國ヨリ瓦博士ヲ獻ゼシコト見エタレバ、其起源ノ古キコトヲ知ルベシ、蓋シ當時ハ、專ラ佛寺等ニノミ之ヲ用キ、其他ハ仍ホ草舍、板屋ノ風ナリシコト、延喜式ナル齋宮ノ忌詞ニ、寺ヲ瓦葺ト稱スルト、上ニ引ク神龜元年ノ官奏トニヨリテ徵スベシ、德川幕府時代ニ至リテハ、失火ノ災ヲ減ゼント欲シ、幕府屢、江戸士民ニ令シテ、家屋ヲ瓦葺ニスベキヲ命ゼリ、銅葺ハ、銅板ヲ以テ葺キタルモノニテ、德川幕

名稱

府ノ時ニ起リ、專ラ關東ニ行ハル、柿葺ハ板葺ノ一種ニシテ、小木片ヲ鱗次シテ葺キタルモノ、蠣殼葺ハ屋上ニ板ヲ並ベ、其上ニ蠣殼ヲ並置シタルモノナリ、又葺方ニヨリテ、瓦葺ニ本葺、略葺、板葺ニ舒葺、取葺、柿葺ニ綴葺、地葺、檜皮葺ニ目隱葺等ノ名アリ、

甍ハ、イラカト云フ、屋脊尖鋒ノ處ニシテ、今俗ニ棟瓦ト稱スルモノ、古ク甍ト云ヘリ、後世ハ、卽チ屋根ヲ稱シテ甍ト云ヘレド、恐ラクハ本義ニアラジ、

〔運歩色葉集屋〕屋禰

〔易林本節用集也乾坤〕屋形(ヤカタ)　屋禰(子)　屋作(ツクリ)

〔段注說文解字尸入上〕屋、尻也、(尻各本作居誤、今正、凡尻處ニ於尸ニ得ニ几之字、引伸不ニ當ニ用ニ踞居字ニ也、屋者室之覆也、引ニ申之ニ凡覆ニ於上ニ者皆曰ニ屋、天子車有ニ黃屋ニ、詩箋屋小帳也、)从尸、句尸、逗所主也、(凡尸皆得ニ訓ニ主、屋者人爲ニ屋主ニ也、)一曰、尸象屋也、(此从尸之又一說、上象覆、旁象壁、)从至、自至、自所止也、屋室皆从至、(室下亦曰、至所止也、烏谷切、三部、)

〔東雅六宮室〕屋ヤ　萬葉集抄に、古語にヤといふは、高の義なりと見えけり、さらば、屋をヤといふは、在上覆ニ棟宇ニをいふ也、またヤチといひしは、チといふも、高之義と見えたれば、屋脊を云ふなるべし、(漢には甍といふなり)すべてヤといひしは、上を覆ふの總名なれば、殿屋とも云ひ、家屋ともいふが如く、貴賤に相通じていひし所と見えたり、

〔倭訓栞前編也三十四〕やね　萬葉集に屋根と書り、神代紀に兒屋根命あり、やは彌の義、重なるをいふ也、ねはそへていふ詞成べし、よて古事記に、屋一字もよめり、又賀茂季鷹は、屋峯なるべしといへり、

〔燕石雜志一〕物の名

屋根　やねは屋棟(ヤムチ)にて、根と書は假字なり、

〔家屋雜考三〕屋上

屋上を屋根といふは、ヤノウヘの約言にて、根は假字也、しかれども上古以來雅言には、ヤとのみいへり、家屋の條、併せ見るべし、

〔萬葉集 四相聞〕大伴宿禰家持更贈紀女郎歌五首〇中略
板蓋之、黒木乃屋根者、山近之、明日取而、持將參來、

〔續日本紀 九聖武〕神龜元年十一月甲子、太政官奏言、上古淳朴、冬穴夏巢、後世聖人、代以宮室、亦有京師、帝王爲居、萬國所朝、非是壯麗、何以表德、其板屋草舍、中古遺制、難營易破、空殫民財、請仰有司、令五位已上及庶人堪營者構立瓦舍、塗爲赤白、奏可之、

〔東雅 六宮室〕凡家屋を覆ふの制、古には萱草を用ひし也、檜皮を用ひ、十寸板を用ひし事の始、いまだ詳ならず、皇極天皇の御時、飛鳥板蓋の新宮に、遷給ひしといふ事見えたり、もしこれ板屋の制の始ならむには、臣庶の屋舍板葺を用ひし事も、其比にや始りぬらむ、宮闕に瓦覆はれし事も、同じき御代の事に始て見えたり、元明天皇の御時までは臣庶の家は、板屋草舍の制のみ也しを、聖武天皇即位の初に、五位以上庶人の營むに堪たらむもの、瓦舍を構立て、塗るに赤白を以てする事始りたりけり、これは帝京の壯麗を萬國に示され、かつは中世以來の板屋草舍の如きは、營し難くして破れ易く、空しく民財を殫しぬる故に、太政官の奏請によられし所也と見えたれど、上古淳樸の事、一變せし事の始なる也、

本紀略 十四後一條 長元三年四月廿三日乙巳、仗議、諸國吏居處不可過四分一宅、近來多造營一町家、不濟公事、又六位以下築垣、幷檜皮葺宅可停止者、

〔慶長見聞集 一〕江戸町瓦ぶきの事
見しはむかし、當君江戸へ御打入より此かた町繁昌し、家居多く出來たり、されども皆草ぶきにて燒亡えげし、然に慶長六年霜月二日の巳の刻、駿河町かうのじやう家より火を出す、此大燒亡

に江戸町一字も殘らず、御奉行衆仰には、町中草ぶきゆゑ火事絶ず、さいはいなるかな、此序に皆板ぶきになすべきよし御觸ありければ、町こと〳〵く板ぶきに作る所に、瀧山彌次兵衞といふもの、諸人に秀で、家を作らんと工み、海道おもてむねより半分、かはらにてふき、うしろ半分をば板にてふきたり、皆人沙汰しけるは、本町二丁目の瀧山彌次兵衞は、家を半分かはらにてふきたり、さてもめづらしや、奇特かなと人褒美して、異名を半瓦彌次兵衞といふ、これ江戸かはらぶきのはじめなり、古歌に瓦の松、軒の瓦、かはらの屋などゝ詠せり、瓦屋を、心かはらやと、心のかはるによせてよみたる歌あり、件の彌次兵衞が、人にこゝろかはらやせしこと古今異ならず、〇下略

〔德川禁令考四十七道路家屋〕萬治三子年

右同斷〇河岸端穴藏之定幷屋根葺方之事

一今度御赦免被成候薪榑木賣候河岸ぬりたれ之藏、貳間ばりに長貳間三尺、軒之高サ六尺より大キに作り申間敷候、尤河岸江之道九尺、又ハ七八尺程あけ置可申候、少も相背申間敷事、

二月

一今度燒申候跡に、わらぶきかや葺有之候、たとへ當分之事に而も、土にて塗可申候、こけらぶきハかきがらに而も、芝に而も、土に而も、早々勝手次第に可致事、

二月

一町中かやぶき、わら葺家早々土に而やねをふき可申事、

一當年やけ候町は、茅葺わら葺は不及申ニ、こけらぶきも土に而ぬり可申候、勿論かきがらぶきにても、芝にても勝手次第に早々葺可申候事、

二月

一先日も兩度迄相觸候處に、町中かやぶき、わらぶきの小屋、今に塗不申候、手寄により御堀之土

を取候而、早々塗可申候、重而遲□□おゐては、穿鑿之上、急度可申付者也、

三月

〔享保集成絲綸錄二十九〕明暦三酉年二月

一瓦葺家屋向後雖爲國持大名可爲停止之、但土藏ハ、不苦之旨被仰出之云々、

〔嬉遊笑覽一上居處〕友山云、酉年〇明暦三年、此年江戸有大火、迄は町方の普請叮嚀に有之、大傳馬町佐久間と申町人の表屋を、三階屋に仕、二階三階には黑ぬりに志たる串形窻を明ならべ候故、殊の外目に立申たる事に候と有り、思ふに、回祿の度毎に、志ば〳〵家作り變れるにや、寛文元年丑九月廿二日町觸、町中わら葺茅葺小屋のやね、土にて塗可申候、又同年十月廿八日、藁葺、茅葺小屋新規に作候義、自今已後、堅御法度の間、左樣相心得可申事、猶寛文八年申九月晦日にも、屋根を土にて塗る事の御觸あり、されば此頃も、さやうの庵屋町中に處々在しなり、貞享三年日記、寅十月廿八日、銀四匁六分五厘、長左衛門殿へ相渡申候、右は元大坂町太左衛門店欠落孫左衛門雜道具並九尺貳間の竹柱立のわら葺小屋一軒、所拂代銀なりなどゝみえたり、

〔德川禁令考三十七屋數〕享保八卯年十二月十八日

家作幷拜借金之儀被仰渡

御列座若年寄侍坐諸役人一同罷出、左之御書付を以水野和泉守殿被仰渡候、

覺

一去ル五日、牛込筋出火之節、市ケ谷御門之内、番町筋類燒之面々屋敷、何も此度普請仕候而、居宅長家等隨分小住居に致し、輕キ瓦葺ニ申付、火事除ニ成樣ニ可致普請候、依之左之書付之通拜借金被仰付候、〇中略

一屋敷之內を親類等に借シ、家建させ候者有之候はゞ、瓦葺ニ爲致可申候、且又屋敷之內を借シ候儀、親類に而も御直參之外ハ不相成候事、〇中略

覺

一五拾石より九拾石迄　金拾四兩
一百石　金貳拾兩
一貳百石　金四拾兩
一三百石より六百石迄　金六拾兩
一七百石より九百石迄　金百兩
一千石より貳千石迄　金貳百兩
一三千石より四千石迄　金三百兩
一五千石より九千石　金四百兩

以上

右上納之儀は、十年賦返納可ㇾ仕候事、

卯十二月

享保十巳年三月

右同斷

一四ッ谷御門外邊より、牛込御門外邊迄之內、此度家作致候はゞ、板屋茅葺致ㇾ無用、塗屋敷かきがら葺に仕火事之節、火之粉等防之爲に罷成候樣可ㇾ仕候、依ㇾ之拜借金被ㇾ仰付候、部屋住之者は、高半分之割を以拜借可ㇾ被ㇾ仰付候、父子別屋敷ニ罷在候者ハ、高割之通拜借可ㇾ被ㇾ仰付候、右之通被ㇾ仰出候上ニ而、普請難ㇾ成面々ハ、屋敷差上候歟、又ハ相對替可ㇾ仕ハ勝手次第候事、

但塗屋かきがら葺共見分計に致し置、火之粉付安き麁末成致方にハ仕間敷候、兎角火除ニ成候樣仕可ㇾ申事、

右之場所之內、類燒不致分作事、此度之致方ニ仕置候ハ其儀ニ而指置、尤拜借ニ不及候、板屋茅葺等有之候ハヽ、拜借可被仰付、尤普請之樣子により拜借之員數減少可有之候事、

一塗屋かきがら葺等ニ仕候場所可成程ハ瓦葺ニ仕候儀勿論ニ候事、

一場所之儀ハ御普請奉行江可承合候事、

一此度拜借被仰付候上ハ、重而類燒仕候共、拜借者被仰付間敷候、普請仕候儀、急ぎ候事には無之候間、當年中勝手次第作事可仕候、拜借金請取候儀ハ、作事取掛候時分、頭支配江相達請取可申事、

一役屋敷、又者親類之屋敷江引越罷在候者ハ、普請致延引候共不苦候事、

一屋敷之內を、外江借置家建させ候者有之候ハヽ、是又塗屋歟蠣がら葺ニ致させ可申事、

以上

巳三月

拜借金高割之覺

一五千石より九千石迄　金百五拾兩

一三千石より四千石迄　金百兩

一千石より貳千石迄　金七拾兩

一八百石より九百石迄　金五拾兩

一六百石より七百石迄　金四拾兩

一三百石より五百石迄　金三拾兩

一貳百俵　金貳拾兩

一百俵　金拾五兩

一八拾俵より九拾俵迄　金拾両
一五拾俵より七拾俵迄　金七両
一三拾俵より四拾俵迄　金五両
一三拾俵以下　金三両
右上納之儀者、拾年賦ニ返納可仕候、以上、
巳三月
享保十二未年二月十六日
右同斷
覺
一水道橋外小石川邊小日向筋、万石以下之面々屋敷家作之儀、表通瓦屋根、幷居宅等も可能成丈ケハ、瓦屋根ニ可仕候、然共本宅等有來住居瓦屋根ニ難成所々ハ、念入候蠣殼屋根成共申付、火除ニ成候様、當秋中可致候、依之左之書付之通、拜借金被仰付候、部屋住之者ハ、高半之割を以拜借被仰付候、
一五拾石より九拾石迄　金四両
一百石　金貳拾両
一貳百石　金四拾両
一三百石より六百石迄　金六拾両
一七百石より九百石迄　金百両
一千石より貳千石迄　金貳百両
一三千石より四千石迄　金三百両

一五千石より九千石迄　金四百兩

右者上納之儀、拾年賦ニ返納可ㇾ仕候、以上、

未三月

〔三省錄後編住居三〕享保十三申年三月七日被ㇾ仰出ㇾ候御觸書に

一番町　一糀町　一元山王　一永富町　一小川町　一猿樂町

一駿河臺　一飯田町

右屋敷に家作類燒無ㇾ之候とも、修復または新規に普請仕候はゞ、向後藁ぶき等に仕間敷候、

義云、是は逐年、人家も建込候て、火災のためとての御令也、おもふに其ころ茅ぶきは勿論、わら屋も有しを見るべし、今は右の場所は、みな軒並金銀のいらかとなり、また都下の末々まで、一年一年にたとへ令なくとも、かはら屋根となるなり、これみな作ㇾ奢侈ㇾも一德あり、

〔有德院殿御實紀附錄四〕江府年を逐て繁榮し、邸宅廛肆簷をならべ甍を接へて、寸隙の地もなく立ならびし事なれば、年毎に火災たえず、やゝもすれば延燒する事數里に及べり、よりて人人安き心なかりし、元祿正德のころまでは、すべて屋舍を麁略につくり、火ありといへば、みな打つれて家財を携へ逃はしり、屋舍は燒るゝまゝにすて置こと習ひとなりしかば、いよ〳〵いつも大火となりぬ、このこと紀藩におはしましけるほどより、深く憂ひ思召けるが、御位につかせ玉ひし後は、專らこの事を沙汰し玉ふ、先享保七年三月、火災の地巡察の事を命せられ、萬石より上の人々家卒を出して、近きあたりの災を防ぐべしと仰下さる、同九年には、火消役の定額を減じ玉ふ、これ人數のみ多く、火災にのぞみ、號令とゝのはざるによりてなり、十一年二月に、風烈き日は郭內はさらなり、府內迄も晝夜巡見すべきよし、其職の者に命せらる、其頃處士伊賀蜂郞次といふ者、火を防がんとならば、市中の民居みな板屋を禁じ、塗屋に作らしめ

玉ふべしと獻言せしに、天野丹後守昌孚も、其父彌五右衛門長重が、同じく其事をしるしたる書を御覽に備ふ、こゝに又北角久琢勝有〔同朋格〕といふ者あり、老母につかへて甚孝ありしが、己が家を塗屋に作りしに、其後近隣に火おこりしかば、家はそのまゝ戸をさし、その身は母を負てのがれたり、此時近里みな燒しに、久琢が家のみ全く燒殘りぬ、これひとへに塗屋に造りし故なり、これらの事ども聞しめしければ、同十二年三月、番町麹町永田町のほとりをはじめ、市中の人家みな茅屋板屋を禁じ、塗屋または瓦づくりになさしめらる、十三年三月、火災にかかりし者に、金銀若干恩貸ありて、瓦屋營作の費用にあてらる、

〔有德院殿御實紀附錄九〕赤坂にすめる處士、伊賀蜂郎次といへるもの、元祿の頃小吏となりしが、衆人のしば〳〵火災になやめるをなげき、府内の板屋かやぶきを禁じ、瓦屋となさば然るべしといふ事をしるして奉らんとせしを、其司なる人聞て、いやしき身のやうなき事なりと大に叱りしかど、蜂郎次猶も聞いれず、我身はとまれかくまれ、衆人の爲なればとおもひ、三度までしひてまうせしかば、かの司大にいかり、頭の命にそむくをこの者たりとて、月俸を收公し、家財を沒入しけり、蜂郎次も今は力なくおもひしに、はからずもかゝる昭代にあひ、評定所に匭函を設けられて、言路を開かせ玉ふときゝ、大に悅び、いそぎ其よしかきて奉りしに、世のため人の爲に身を捨て申す事、卑賤の者にはあり難き志なりと稱せられ、其申所をもちひられしのみにもあらず、後には月俸十人扶持をさへたまはりける、

〔南畝莠言上〕玄宗時、宋璟爲廣州都督、廣州舊俗、皆以竹茅爲屋、屢有火災、璟敎人燒瓦、改造店肆、自是無復延燒之患、人皆懷惠立頌、以紀其政、と舊唐書本傳にみえたり、按ずるに、むかし江戸の武家町屋ともに、茅屋根を改て、瓦屋にすべきの令ありしといへり、

〔嬉遊笑覽一上居處〕衣食住の記〔作者をしらず、天明の今六十餘歲とあり、〕享保の中頃迄、諸侯大夫の殿門、表長屋の屋根

茅葺

は、厚さ五寸七寸のこけら葺、棟には瓦を置き、鳥飛と云ふ木を渡し、井筒に天水桶を入れ、火敲を添へ、屋根に上置き、腰板は栂檜の節なし、きらびやかなりしに、度々の火災ゆゑ、用心の爲にとて、瓦屋根に造り替、腰板も腰瓦にかはれり、(江戶町々に、火見やぐら出來、長屋の壁に瓦を用る事此時なるべし、)

〔嬉遊笑覽居處一上〕享保十四年日記、十一月晦日、麴町の儀、去る未年、土藏造塗屋に申付候、今度見分相廻候處、茅葺、藁葺、杉皮葺等の小屋有之、蠣殼屋根之分過半、下地を塗不申仕方不屆千萬に候、依之地主地借へ過料申付、蠣殼屋根の分は、來戌三月中迄、下地惣塗家作に致し、屋根の義は、土留迄に蠣殼差置候分は勝手次第、茅葺、藁葺小屋、杉皮葺の分は取拂はせ、跡普請の義は、土藏造塗家に致し可申之由、麴町名主共、只今迄の申付未熟故、支配町々不埒に付押込申付候と、町中不殘御觸あり、

〔德川禁令考三十七屋敷〕元文二巳年六月

下谷邊瓦葺家作之儀ニ付御書付

今度下谷邊瓦葺家作可致ニ付而、拜借被仰付候間、彌其趣ニ家作可仕候、屋敷之內を貸置候者共、家建させ候はゞ瓦葺に致し、火除相成候樣可爲致候旨、先達而相觸候通、彌瓦葺に可爲仕候、若麁末成事候はゞ、並も有之事ニ候得ば、近所之者共も可爲不念候、頭支配も可爲越度候條、心を可附候、出來候はゞ其段可申聞候、見分も可差越候間可存其趣候、瓦葺家作可仕旨申達候內、屋敷無之地借之分江も拜借被仰付べく候、屋敷有之借地ニ而罷在候者江は、拜借被仰付間敷候、

右之趣、向々江も可被相觸候、

六月

〔書言字考節用集乾坤一〕茅檐(カヤガノキバ)(出保)茅屋(カヤヤ)(同上)

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕樽〇中略

宮殿神社檜皮葺也、上古皆茅葺也、或用藁、中古用檜、近頃多用瓦、瓦則耐久而無火災飛移、

〔新任辨官抄〕神事〇註略

正殿（一字也、御殿也、南向卯酉屋也、）　相殿（神名御坐于正殿中）

東西寶殿（二字也、在正殿之前子午也、〇中略）　外幣殿（一字也、在于正殿後瑞籬玉垣等外也、〇中略）

正殿白木也、有木尻金物、餘不然、千木堅魚木皆在、千木如搏風端如雁俣、堅魚木以丸木切（天横）置棟上也、正殿以下皆以萱葺之、以薄穗薹葺之也、厚二尺餘云々、〇中略已上外宮也、內宮殿舍一同之、〇下略

〔大神宮參詣記〕參宮の道すがら、更に人間とはおぼえず、あらぬさかひに生れかはれる心あり、〇中略鳥居は冠木もそらず、正直のものを照し給ふ本誓を表す、みづがきには丹朱をもぬらず、御殿には、檜皮をもふかず、かやの軒ばしどろに葺なして、茅茨きらざりける昔をおもひいづ、これは是國のわづらひ、民の費をあはれび給ふゆへなり、

〔玉勝間一〕大神宮の茅葺なる説

伊勢の大御神の宮殿の茅葺なるを、後世に質素を示す戒なりと、ちかき世の神道者といふものなどのいふなるは、例の漢意にへつらひたる、うるさきひがこと也、質素をたふとむべきも事にこそはよれ、すべて神の御事に、質素をよきにすることさらになし、御殿のみならず、獻る物なども何も、力のたへたらんかぎり、うるはしくいかめしくめでたくするこそ、神を敬ひ奉るにはあれ、みあらか又獻り物などを、質素にするは禮なく心ざし淺きしわざ也、そも〳〵伊勢の大宮の御殿の茅ぶきなるは、上つ代のよそひを重みし守りて、變給はざる物也、然して茅葺ながらに、その莊麗きことの世にたぐひなきは、皇御孫命の大御神を厚く尊み敬ひ奉り給ふが故也、さるを御みづからの宮殿をば、美麗く物し給ひて、大御神の宮殿をしも、質素にし給

ふべきよしあらめやは、すべてちかき世に神道者のいふことは、皆からごゝろにして、古への意にそむけりと知べし、

〔祝詞考中〕かやとは、すゝきの類にて、高萱をいひて、屋をふく草也、且ッ草の中の勝れたるものなれば草の字を、卽かやといへり、

〔倭訓栞前編加六〕かや○中略古事記に葺草ノ二字をよめり、今も家をふく草は、何にてもかやといふ也、よてかや屋の稱あり、○中略

かやゝ 續日本紀に草舍と見えたり、茅舍也、茅蘆をかやがのきばなどよめり、草庵集に、いにしへのかやが軒端の面かげをかりふく宿のあやめにぞ見る、仁德紀に茅茨壞不以葺と見えたり、

〔古事記傳五〕加夜は此卷ノ末に、以鵜羽爲葺草とありて、訓葺草云加夜と註せるぞ本義にて、何にもあれ、屋葺む料の草を云ッ名なり、萬葉一ノ卷に、吾勢子波、借廬作良須、草無者小松下乃、草乎苅核、又四卷に、板蓋之黑木乃屋根者、山近之、明日取而、持將參來、黑樹取、草毛刈乍、仕目利、勤和氣登、將譽十方不在、又八卷に、波太須珠寸、尾花逆葺黑木用、造有家者、迄萬代、これらを合せて思ふべし、茅と云一種あるも、屋ふくに主と用る故の名なり、さて野ノ神の御名に負給へる故は、野の主とある物は草にて、草の用は屋葺ぞ主なりける、故草ノ字をやがて加夜とも訓り、上代は大御殿を始ノて、凡て草以葺つればなり、

〔嬉遊笑覽一上居處〕屋根、古事記に鵜葺草葺不合命訓葺草云ふ加夜とあり、かやと云は、此字の如く屋を葺く草を云る名なり、令合を阿閇と云なり、すべて屋を葺には、此方彼方の軒より葺上て、棟にて葺合せて終ることとなる故に、葺終るを葺合すとは云なり、六帖に、思ふ人雨と降來る物ならば漏る己が屋根は合せざらまし、萬葉八、はたすゝきをばな逆ふき黑木もて造れる家は萬代まで

に、上つ代は大御殿をはじめ、凡て草もて葺つればなり、かやぶき本なるゆゑ、板もて葺もかや足を重ねのをめりたるを云ふ、又巻かやと云ふ、葺方などあり、〇中略屋根とは萬葉集に見えたり、

〔夫木和歌抄 入八蓬〕喜多院入道二品親王家五十首　前大納言兼宗卿

五月雨はまやのかやぶき軒くちてあつめぬ窻も螢とびかふ

〔夫木和歌抄 三十廬〕家集山家春雨　源仲正

山かつのいほりはかやのぬけめよりわりなくもる丶春の雨哉

〔儀式 三〕踐祚大嘗祭儀中

卽兩國相共造神服院、（一院有四屋、毎國造二屋、）先造酒童女執鋤、初堀四角柱穴、工夫終之、其制也、開門東北兩方、北門掖横五間神服殿一宇、（南戸、長三丈五尺、廣一丈二尺、）南垣下横五間屋一宇、（與服殿相對、西三間隔壁爲神服女宿所、東二間爲服丁宿所、並北戸、長三丈五尺、廣一丈二尺、已上三宇悠紀造之、）北門西掖縱五間屋一宇、（東戸、）南垣下横五間屋一宇、（北戸、已上主基造之、）並構以黒木、葺以萱、以葉柴蔀之、

〔古事記 上〕於是海神之女豐玉毘賣命、自參出白之、妾已妊身、今臨產時、此念天神之御子、不可生海原、故參出到也、爾卽於其海邊波限、以鵜羽爲葺草、造產殿、於是其產殿未葺合、不忍御腹之急、故入坐產殿、

〔古事記傳 十七〕鵜は上に出、此鳥の羽をしも、葺草に用ひられしこと、いかなる故にかありけむ、書紀ノ釋に、今按鸕鷀口喉廣、飲入魚、又吐出之、容易之鳥也、是以象產生平安、令葺此羽於產屋者歟と云り、か丶る故にもやあらむ、（漢籍に、此鳥不卵生、口吐其雛、故產婦執之易生と云ることあり、或は云、不卵生と云は妄說なり、そは鵜鳥にて異鳥なりともいへり、）葺草は、下に訓注ありて、云加夜とあり、凡て加夜と云は、此字の如く、屋を葺く草を云る名なること、上なる鹿屋野比賣神の處（傳五の十五葉）四に云るが如し、たゞ草の古名と心得るは非なり、（新井氏云、荻は今うみがやと云物なり、日向ノ國人の云を聞に、彼國には、今もうがやと云物のあるなり、鵜葺草葺不合尊の御產屋を葺たりし物なりと云傳へたりとなり、うがやとうみがやと名近

ければ、大古の時うがやと云し物は、萩なりけむも知らずと云り、今思ふに、此說もさることなれども、以鵜羽云々とある、古傳に叶はず、

〔日本書紀十一仁德〕元年正月己卯、大鷦鷯尊卽天皇位、尊皇后曰皇太后、都難波、是謂高津宮、卽宮垣室屋弗堊色也、桷梁柱楹弗藻飾也、茅茨之蓋弗割齊也、此不以私曲之故留耕績之時者也、　四年三月己酉、詔曰、自今之後、至于三載、悉除課役、息百姓之苦、是日始之、黼衣絓履不弊盡不更爲也、溫飯煖羹不酸餒不易也、削心約志以從事乎無爲、是以宮垣崩而不造、茅茨(カヤシリ)壞以不葺、風雨入隙而沾衣被、星辰漏壞而露床蓐、是後風雨順時、五穀豐穰、三稔之間、百姓富寬、頌德既滿、炊烟亦繁、

〔日本書紀十五顯宗〕於是小楯撫絃命秉燭者曰、起儛、於是兄弟相讓久而不起、小楯嘖之曰、何爲太遲、速起儛之、億計王起儛既了、天皇次起自整衣帶、爲室壽曰、〇中略取結繩葛者此家長御壽之堅也、取葺草葉(カヤ)者、此家御富之餘也、

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕

合倉漆口四口蓋瓦之中、二口雙倉、一口土倉、一口甲倉、三口葺草、〇中略

天平十九年二月十一日〇署名略

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合政所院參口

一口長七丈、廣四丈、高一丈四尺、　一口長五丈、廣三丈、高一丈一尺、以上葺檜皮、

一口長九丈、高一丈三尺、廣五丈、葺草、〇中略

天平十九年二月十一日〇署名略

〔西大寺資財帳〕西南角院〇中略

西北一草葺板倉長一丈七尺六寸、廣一丈六尺、高一丈一尺、

二草葺丸木倉長一丈六尺九寸、廣一丈五尺三寸、高一丈六寸、

三草葺板倉長一丈五尺八寸、廣一丈三尺四寸、高一丈六寸、

雜草葺

四草葺板倉長一丈七尺六寸、廣一丈四尺、高一丈八寸、

〔日本靈異記下〕憶持法花經者舌著曝髑髏中不朽緣第一

又吉野金峯有一禪師、往峯行道、禪師聞往前有音、讀於法花經金剛般若經、聞之留立、排開草中而見之者、有一髑髏、歷久日曝、其舌不爛而生著有、禪師取收淨處、語髑髏言、以因緣故、汝値於我、便以草葺覆於其上、共住讀經六時行道、禪師隨讀法花、髑髏共讀、故見彼舌舌振動矣、是亦奇異之事也、

〔吾妻鏡一〕治承四年十月廿五日甲辰、入御松田御亭、此所、中村庄司奉仰、日來所加修理也、侍廿五箇間萱葺屋也云云、

〔守貞漫稿三家宅〕又茅葺禁止ノ古制、前ニ云ガ如ク、特ニ漸ク壯麗ヲ專トスルヲ以テ、市中茅葺更ニ無之トイヘドモ、市端俗ニ云場末ニ至リテハ往々有之、

〔家屋雜考三〕屋雜苫屋　苧殼葺　そぎ葺　丸屋

苧殼葺は、苧殼を束ねて葺くなり、又日光そぎ、甲州そぎ、などいひて、木を苧殼の如くわりさき結び束ねて葺くなりといふ、武家作の條下にいふ其外萱屋、藁屋、葭葺、篠葺などさまざまあり又鳥羽屋といふは、鳥の羽を覆ひたるごとくするにて、萱藁の類何に限らず、苫をトマと訓むも鳥羽の轉なり、また丸屋とて、稻乳の形の如く、內をうつろにして作ることあり、古代は旅舍など、今時の如く便利ならず、旅行の者みづから此丸屋を作りて、やどりし事なりといへり、拾遺集よみびとしらず、

旅人の萱刈りおほひ造るてふまたやは人をおもひわする丶、蘆の丸屋などは、常の事なり、

〔後拾遺和歌集六冬〕山さとのあられをよめる　橘俊綱朝臣

とふ人もなき蘆ふきの我宿はふるあられさへ音せざりけり

〔更科日記〕これは母○乳おとこなどもそはねば、いとてばなちに、あらあらしげにて、とまといふものをひとへ打ふきたれば、月のこりなくさし入たるに、○下略

板葺

〔類聚名物考宮室二〕八重葺　やへぶき
蘆の屋、萱屋などのいく重も、あつくうちかさねてふきたるを云、八は借字にて彌葺也、
〔後拾遺和歌集十二戀〕題不知　いづみしきぶ
津國のこやとも人をいふべきにひまこそなけれ蘆の八重ぶき
〔相模集〕雜
ひまなくぞなにはのこともなげかるゝこやつの國のあしのやへぶき
〔拾玉集一〕厭離百首雜
つの國の蘆の八重ぶきひまもなくとなへて過よなむあみだ佛
〔倭訓栞中編二伊〕いたや　板屋也、字は詩經にみゆ、萬葉集に板ぶきの黒木の屋根といへり、靜海都を福原に遷せし時に法皇を三間の板屋に幽す、人呼て牢御所といふ、
〔筆の靈後篇十三〕後の御諡を皇極とまをしゝ天皇のおはしまし、御宮の御號をば、板蓋宮とまをせり、大神宮儀式帳にも、正殿一宇云々、以板葺奉とあるなど、同じつくり様の御宮にて、其板ぶきと云事、今の世人のふと思へば、今世に云板屋根にて、又こけら葺とも呼ぶ物の事の如く心得らる、然れども其はあらぬ事にて、昔はわろき屋はかやにて葺き、善き家は檜皮にてふき、又木を引わりたる板にて葺るなり、たゞしいと上代には、よきをも草にて葺り、齊明天皇紀元年に、冬十月丁酉朔己酉、於小墾田造起宮闕、擬將瓦覆といふ事あり、此比より瓦ぶきの事盛におこらんとしたるなり、聖武天皇紀神龜元年三月に、其板屋草舍中古遺制、難營易破、殫民財、請仰有司、令五位已上及庶人堪營者構立瓦舍、塗爲赤白とあるは、其事の盛に成もて來しなり、萬葉集四に板蓋之黒木乃屋根者山近之とも詠める歌あり、空穗物語藤原君に、廊を御曹司にし給ひて、いたやを侍にしてなんありける、更科日記に、あれたる板屋のひまより月のもれ來つゝとあるも、右に云る

板屋にて、こけらぶきの事にはあらず、長門本平家物語十七に、三げん四めんにあたらしき板ぶきのまん殿にすだれかけたり、東舍のまへに五間四めんのいたやあり、辨內侍日記の歌に、あばらなる板屋の軒のまばら雪のかくばかりなどふりつもるらん、とも詠り、淸水寺緣起に、三面の板葺、五間の大炊所等云々ともあり、板葺屋と云るは、もとよりにて、省ては板屋とも板葺とのみも云り、さて板以て葺る屋の畫少からず、こゝに出すは、六條緣起の畫にて、武士の家と覺えたり、猶かく樣なるは、同畫の中にも多かり、又言に板屋を走る村雨の如しなど譬て云も是にて、こけらぶきを云にはあらず、夫木集なる爲家卿の歌に、閨の上のまきの板さへ苔むしてやつれはてたる草の故鄉、又同詠、東路や杉いたぶきのひまをあらみあはぬ月日もさてすぐせとや、など詠るも是なり、今昔物語に、板屋ノヒラミタルニ、前庭ニ稚ユヒテなど云る事もあり、猶多く聞えたり、さて此板葺に目かくしと云があり、そは板と板との合る縱の目に、細き木を打付て、好く作れるを目かくしと云るなり、今物語に、瞻西上人の家をふきけるを見て、雜色をつかひにて、ひじりの屋をばめかくしにふけといはせて、車を早くやらせけるに、雜色のはしりかへる後に、小法師をはしらせて、あめの下にもりて聞ゆる事もあり云々と見えたり、もりてといひ、目かくしと云れば、其合せめをふさぐなる事知べし、

〔家屋雜考三〕板〔闘板　小板葺　柿屋〕

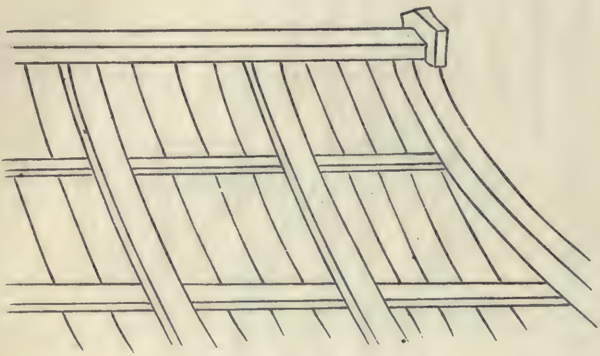
板屋の造り精粗さま〳〵あり、横の板屋、杉の板屋などいふ類なり、又闘板とて、常ざまの一間板の如を雌羽(メトリハ)に重ねて、横に棧を打たるあり、又横竪に竹をうちつけて、石など載せおくもあり、こは板屋の最麁なるものなり、高貴の家の雜舍下屋の類、平侍の家などにも用ふる事なり、義經記、忠信吉野の寺に火をかけて、闘板をがばと踏破りて逃出づなどいふ事みゆ、其不堅固なる事知るべし、又小板葺といふものあり、闘板の細やかなるやうなるものなり、中古と今と大に異なら

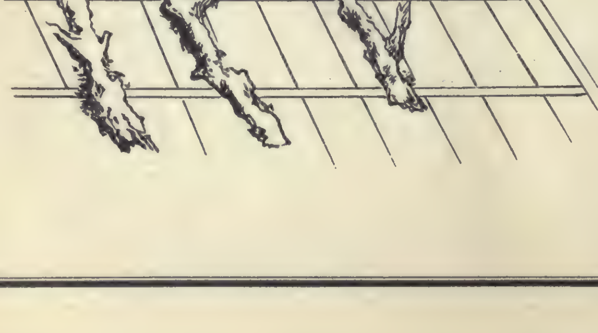
す、柿屋(コケラヤ)といふは、今の小羽板葺なり、

〔家屋雜考三〕

板屋鬪板圖

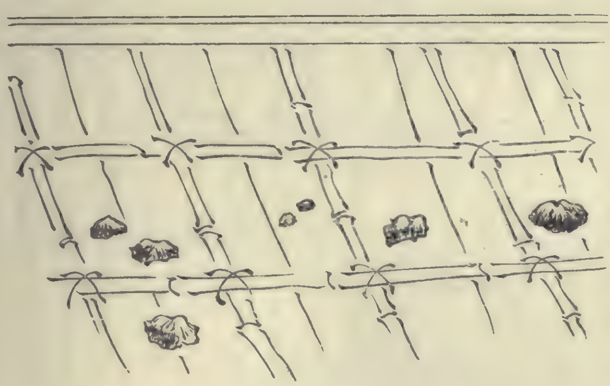
こは古寫粉本に見えたるを抄出せるなり





一圖

こは關板の最麁なるものなり



〔延喜式 木工三十四〕神事並年料供御〇中略

板蓋 径二尺五寸 長功六枚、中功五枚、短功四枚、

〔日本書紀 皇極二十四〕二年四月丁未、自權宮移幸飛鳥板蓋新宮、

〔日本書紀 齊明二十六〕元年正月甲戌、皇祖母尊〇齊明卽天皇位於飛鳥板蓋宮、

〔萬葉集 四相聞〕大伴宿禰家持更贈紀女郎歌五首

〇〇板蓋之、黒木乃屋根者、山近之、明日取而、持將參來、

〔多度寺資財帳〕太衆

板葺屋壹間 長二丈三尺、廣一丈四尺五寸、高八尺、

板葺竈屋壹間泥塗 長二丈六尺、廣一丈一尺、高六尺、〇中略

〔廣隆寺資財帳〕般若院

檜皮葺參間堂壹宇　有庇肆面前庇壹面並戸捌具

板葺伍間僧房壹宇　有庇參面戸肆具

板葺漆間壹宇　有戸貳具

已上故越後國介從五位下榎井朝臣島長建立也

〔枕草子 六〕わびしげに見ゆる物

ちいさき板屋の、くろうきたなげなるが、雨にぬれたる、

〔枕草子 十〕ふるものは

あられはいたや、霜も板屋、〇中略

さはがしき物

はしり火、板屋のうへにてからすのときのさばくふ、

〔源氏物語蓬生十五〕八月野わきあらかりしとし、らうども、たうれふし、しもものやどもの、はかなきいたぶきなりしなどは、ほねのみわづかにのこりて、立どまるげすだになし、

〔今昔物語二十二〕高藤内大臣語第七
其ノ良門ノ内舍人ノ御子ニ、高藤ト申ス人御ケリ、〇中略此ノ君鷹狩ニ出給ヒニケリ、南山階ト云フ所、渚ノ山ノ程ヲ仕ヒ行キ給ケルニ、申時許ニ俄ニ掻暗ガリテ霰降リ、大キニ風吹キ、雷電シケレバ、共ノ者共モ各馳散テ、行キ分レテ雨宿ヲセムト、皆向タル方ニ行ヌ、主ノ君ハ西ノ山邊ニ人ノ家有ケルト見付テ、馬ヲ走セテ行ク、其ノ舍人ノ男一人許ナム有ケル、其ノ家ニ行着キ見給ヘバ、檜垣指廻シタル家ニ、小サキ唐ラ門屋ノ有ル内ニ、馬ニ乘乍ラ馳入ヌ、板葺ノ寢殿ノ妻ニ三間許ノ小廊ノ有ルニ、馬ニ打入レテ下リヌ、〇下略

〔宇治拾遺物語十五〕これもいまはむかし、かとべの府生といふ舍人ありけり、わかく身はまづしくてぞありけるに、まゝきをこのみて射けり、よるもいければ、わづかなる家のふき板をぬきてともしていけり、妻もこのことをうけず、近邊の人もあはれよしなきこととし給ものかなといへども、我家もなくてまといんは、たれも何かくるしかるべきとて、なをふき板をともしている、これをそしらぬものひとりもなし、かくするほどに、ふき板みなうせぬ、〇下略

〔方丈記〕治承四年卯月廿九日、中御門京極の程より、大なる辻風おこりて、六條わたりまでいかめしくふきける事侍き、三四町をかけて吹まはるまゝに、〇中略檜皮ふき板の類ひ、冬の木のはの風に亂るゝがごとし、〇下略

〔拾遺和歌集雜十二〕題しらず　人まろ
すぎいたもてふけるいたまのあはざらばいかにせむとかわがねそめけん

〔後拾遺和歌集冬六〕あられをよめる　大江公資朝臣

舒葺

杉の板をまばらにふける閨のうへにおどろくばかりあられふるらし

〔鴨長明集〕霰

杉の板をかりにうちふくねやのうへにたちろぐばかり霰ふるなり

〔續日本紀六元明〕和銅六年十月庚子、板。屋司。班秩、一准寮焉、蓋改法用司、爲板屋司也

〔倭訓栞前編二十三乃〕のしぶき　太平記に、常法には四品以下の平侍武士なんどは、關板打ぬのしぶきの家にだに居ぬ事にてこそあれと見ゆ、伸葺なるべし、當時は諸太夫とても、武士の家はみな板葺、艸葺なりしにや、武藏守師直などの、棟門唐門等の造製を非とするよしも見えたりとぞ、

〔嬉遊笑覽居處一上〕太平記に、常法には、四品已下平侍なんどは、關板打ずのし葺の家にだも居ぬことにてこそあれ云々見ゆ、諸太夫といへども、武士の家は板葺、草葺歟、武家板葺のこと、上に引る海人藻芥にも見えたり、北條五代記一早雲寺殿廿一條に、四壁垣根犬のくゞり處を塞ぎ拵さすべし、下女つたなきは軒を拔て燒き、當座の事をまかなひ、後の事を知らず、萬事如此あるべし、深く心得べしと有、是は草葺と見ゆ、のし葺は板葺なれども、作りやうよきにやあらんのしとは熨ノシたるやうにみゆるをいふ歟、こまひぬきを用ひず、廣き板にてはりつめたる上を葺をいふとぞ、寛正五年甲申四月、紀河原勸進猿樂日記に、棧鋪の次第云々、のし葺の分は已上御簾、取ぶきの分は悉く蘆簾也、舞臺のし葺西にひさし有り、橋かゝりにもやねあり、廣板ぶきかうらん竹、〇下略

〔筆の靈後篇七十三〕太平記廿六に、師直師泰奢侈の事を云ひて、常ノ法ニハ四品以下ノ平侍武士ナンドハ、關板打ヌ舒一本ノシト作葺ノ家ニダニ居ヌ事ニゾアルニ、此師直ハ一條今出川ニ、故兵部卿親王ノ御母堂民部卿三位殿ノ住荒シ玉ヒシ古御所ヲ點シテ、棟門、唐門四方ニアケ、釣殿、泉殿、棟、梁高ク造雙テ、奇麗ノ壯觀ヲ逞セリ云々とあり、此文他にも合せみるべし、關。板。は、板にて葺る屋の乾ヒそるべきをせき止る木を云にて、其を打ぬ檜皮ぶきの如き狀なるを、舒ぶきとは云へるなり、

板葺にても、其中の品宜きをば然云へるなるべし、檜皮は、實によろしき極にて、其次は板ぶきののしぶきなりけん、穴太記にも、火屋は四角方一間半、高さ二間、屋根はのし葺に破風を打たり、小壁の程は板也とも云へり、是も將軍を火葬する爲に作れる屋にて、破風などもあれば、輕からぬさまに造れるなるべし、さて此畫の類なるは關板打てる物なり、此横に渡して板を押へたる木、せき板とは云がたき様なれど、本は板の厚きを引わりて用ひ、然よびなれて名となれるなり、板の様たしかに見ゆるもあり、次に出す慶運本宗俊畫詞の畫などみるべし、糺河原勸進猿樂日記に棧敷の事を記して、のしぶきの分は巳上御簾、取ぶきの分は、悉蘆簾也、以下悉くぎかくし有、みいろ木づくりなり、舞臺のしぶき、西にひさし有り、橋がゝりにもやねあり、廣板ぶきかうらん竹、公方様御棧敷計上下壁壁也とあり、猶關板の名、古き方にては新猿樂記に見え、板屋の様は、枕草子ふる者はの條に、しぐれあられは板や、霜も、板屋庭といへるもかゝる屋也、又さはがしき物の條に、板屋のうへにて烏のときのさばくふなどあるにても思やらる、

〔家屋雜考三〕檜皮屋〇中略

舒葺(ノシブキ)は、今時もする事にて、檜の生皮を剝ぎ、よきほどに斷ち切り打ち平めてふき、厚薄ともに同様にて、最上の葺方なりといへり、

〔太平記二十六〕執事兄弟奢侈事

常ノ法ニハ、四品以下ノ平侍武士ナンドハ、關板打ヌ舒葺ノ家ニダニ、居ヌ事ニテコソアルニ、〇下略

〔糺河原勸進猿樂日記〕慈照院殿義政〇足利御時寛正五年甲申四月

御棧鋪之次第〇中略　以上六十三間也

のしふきの分は巳上御簾〇こまる有下略

〔宣胤卿記〕永正十四年三月十六日、余一宇、今日葺屋上、ノ○シ○ブ○キ○、番匠五人、

〔和漢三才圖會〕八十一家宅之用　榑○中略

枌　長尺許、横三寸、比榑甚粗以薄層葺者名板屋、或名取葺、上壓小石、最賤家也、

〔嬉遊笑覽〕一上居處　西鶴織留に、伏見の里なる質商人のことをいひて、取葺屋根の軒のひくきを作事して、瓦ぶきに白かべ、京格子を附ければ云々、また永代藏草子に、これも同じ里の荒てはかなき職人などの住よしをいふ條に、取葺屋根の輪扇の要割みと見えたり、取ぶき座根とは、そぎ板を排次て、押へに石或は木の丸太などを載せ置なり、今も諸國に此制あり、屋根のかうばえ低くせざれば危し、その輪といへるは、上に置く石其儘にては轉び易ければ、木また竹にて輪を作り、これを敷て上に石を置なるべし、屋上木石を置たる圖、古畫に多し、これも釘うてば、石など上るに及ばねども、そは料もあまたにて、やすからねば、さはせざる也、古へのこけら葺は是なるべし、庭訓に、組押摶、安齋云、屋上を風に吹損せられんことを恐れて、木を井桁の如くに組連ねて、屋上に置を云なるべし、又同書に褻木は、右の押摶の上に、太き木を横に置を云なるべし、古畫に石を置たる體も見えたり、貧家には石をも置べしとあるは、井桁の如く組たるものを組押といひ、それに用る料の榑といふ意と聞ゆ、此説いかゞあるべき、思ふに褻木も屋上に置木とも定めがたくや、是は組とは天井の組にて、押の榑は其上に用る料なるべく、褻木もそれに用る製あるべし、

〔守貞漫稿〕三家宅　取葺

落穗集云、江戸昔ハ柿葺更ニ無之、皆日光ソギ、甲州ソギヲ以テトリブキニ制シ、其他茅葺也、略文也、

西鶴織留ニ、伏見里ノ質店ノ取葺ヤネノ、軒ノ低キヲ作事シテ、瓦葺ニ白壁京格子ヲ用ヒシコトヲ云リ、又永代藏ト云物本ニモ、同所貧工ノ家ニ取葺屋根ノ輪扇ノ要割ト云フコトアリ、取葺ト

柿葺

云ハソギ板ヲ排ベ、次デ其上ニ石或ハ木ノ株等ヲ載テ鎭トスル也、今モ海濱及ビ其他ニモ往々有之、皆低クカウバイヲスル也、輪ト云ハ、石ノ轉ビ落ザル備ヘニ、竹木ヲ輪ニ造リ、其上ニ石ヲ置ク、此石等ヲ載ルハ釘ヲ用ヒザル故也、是古ノ柿葺歟、

守貞云、今世モ東海道荒井驛、舞坂驛等多ク用之、愚按他所追日家宅ノ制、精ニ移ルヲ見レバ、古ノ驛家モ久シカラズ其制異ナルベシ、

〔糺河原勸進猿樂日記〕慈照院殿〇足利義政御時寛正五年甲申四月

御棧鋪之次第〇中略 以上六十三間也、〇中略

取ふきの分は悉蘆簾也、〇下略

〔應仁記三〕洛中大燒之事

或ハ藥醫平門ノ大名ノ内ニ至ル迄凡ソ六七千間ハ左アラントゾ覺ル、所記其ノ中ニ取葺ハ曾テ在ベカラズ、〇下略

〔貞德文集下〕壹間四面持佛堂、五間四方土藏、三間五間文庫、各瓦葺仕度候、兎角火事怪敷候、又客殿廣間、臺所廊下、侍所、厩、中間部屋、料理之間、燒火間、以上棟數十計皆檜皮、柿、篠板、取葺、輕々與庵相仕度候、是者地震用心候、〇下略

〔書言字考節用集一乾坤〕柿葺(コケラブキ)

〔倭名類聚抄十五造作具〕材木附柿(コケラ) 唐韻云、材音才衆木也、韓知十曰、柿音廢、和名古介良削朴也、謂削木之朴所出細片曰柿也、

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕欂

欂柱壁柱也、功程式云、有檜欂椙欂、

按、欂爲壁柱、則今云與屋板(ヤネイタ)不同、據功程式注、則屋板也、今多用槙椹(サハラ)面檜椙爲官家之用耳、皆薄片

爲二小板一(長六七寸幅二三寸)層層襲(カサネ)葺、以二竹釘一固、細密者、謂二柹(コケラ)葺一(古介良不木)其最細密者、名二橡(トチ)葺一、其屋似二橡木標(モク)一、故名、

凡所二木朴(カハ)一而所レ出屑曰レ柹(コケラ)、與レ構不レ同、

〔東雅六宮室〕柹、コケラといふは、もと是削木之細片を云ふ所にて、其魚鱗に似たるをいふなり、鱗又コケラといふ事は、後に見ゆ、即今薄板をもて葺く屋を、コケラブキなどいふものは、柹讀てコケラといふの義にはあらず、

〔倭訓栞中編古八〕こけらぶき　屋にいふ、柹葺の義也、

〔嬉遊笑覽一上居處〕こけら葺も、今の製とはいたくかはれりと見えて、古今著聞集に、渡邊の藥師堂はこけらぶきにて有けるを、修理する事を云ふ處、この堂建立の年記をかぞふれば、七十餘年になりにけりと見えたり、かく久しくたもつは、葺板の厚きと重ねの多きこともおもひ見るべし、落穗集に、江戶の昔の事をいひて、こけら葺と申候は一ケ所も無之、悉く日光そぎ、甲州そぎなどを以てとりぶきいたし、其外かやぶきなりと云へり、〇中略こけらは、柹字なり、和名抄造作具に見えて、削木の細片をいふ、其魚鱗に似たれば、こけらといふとぞ、是は一ひらのさまにより、今いふこけら葺は、魚鱗のならべるに似たればなり、西鶴置土產に、燒木も舟大工のこけらを用云々、是は本義を失はず、佐夜中山集、鱗をば取ぶきにしてこけらずし、

〔筆の靈後篇十三〕檜皮葺は實は檜の皮にて葺るを、今は已くうすき板にて葺て、然稱ぶ事となれり、其を甚ことそぎたるが、今のこけら屋なり、多武峯略記下に、柹葺一間云云、改二檜皮一以二柹葺一云云とあり、その柹を見誤て、柿と書るは論なければ、今改て引り、こけらは、和名抄に、柹和名古介良削朴也、謂下削二木之朴(ウヘラ)一所レ出細片上、曰レ柹也とありて、今コッパと云物を云る名なり、その狀の落たる鱗の如きより負る名なり、猶こけと云に、らと云助語を加へたる例は、蜻蛉日記に、こけらついたる松

の枝とあるなどを思合すべし、今昔物語十一ノ廿六語に、小袖ノ脇ノ綻ビタルニ、藥師佛ノ御削リ鱗(コケラ)付テ、于今根本ノ御經藏ニ有リ、禰津松鷗軒記に、龍苔といふ事有、龍のこけらの如く切を云也と云々とも見えたり、その木の廢るべきこツパにてふくにはあらねど、屋根板の類をこけらと云も、それより出し名なり、長門本平家物語四に、こけらにて千本までつくりたりけるそとばなれば、二尺にはよも過じ、壒嚢抄に、杮柿(コケラ)ついぢの日さしの如き物は和名抄に、牏築垣短板也、和名豆比知伊太とある物なり、

〔落穗集二〕御城內古來家作の事

權現樣御入國被遊たる時、先城主遠山が城內の家宅之儀は不及申、二の丸三の丸、外廓に有之家抔も其儘にて殘り有之を以、當分御城內に於て、家宅に御事かき申義とてはなくと也、然れ共御城內の家に、こけらぶきと申しては一ヶ所も無之、漸日光ぶき、甲州ぶき抔を以とりつきに致し候、○下略

〔三省錄三住居〕古老の旗本中の談に、福釜の松平の本家筑後守四番町の居宅、柿(コケラ)ぶきに致し候とて、見物いたし候と也云々、誠に延享よりおよそ十五ヶ年前は、六番町三番町通り、その外類燒せざる處は、古來の儘の武士屋鋪は、みなかやぶきにてありしと、若年のむかしよく〳〵覺へたる事也、

〔守貞漫稿三家宅〕タヽキ屋根ト云ハ、長尺バカリナル杉ノスキ板ノ粗ナル物ヲ、三都トモニ屋根板ト云、是ヲ次第ニ累テ木釘ヲ以テ打ヲ云、是ヲ葺ニハ、鎚ヲ以テ木釘ヲウツコト繁キ故ニ、タヽキ屋ネノ名アリ、江戶ニテハ、コケラブキト云、柿葺ナリ、○中略

瓦葺ハ皆必ラズサンカワラ也、京坂ニ云勘略葺也、土藏ニハ稀ニ本葺アリ

又板葺多シ、屋根板ト號テ、長尺バカリ幅不同ノ杉ノ麁拵板ヲ重テカケ、木釘ヲ以テ打付ル、是ヲ

コケラ葺ト云、京坂ニ云叩キ屋根也、平屋ナド特ニ柿葺多シ、是ハ江戸近世火災屢ナル上ニ、繁昌ノ街ニハ貸店稀ニテ、加之火後貸店ハ速ニ造ラズ、待之ノ間休業シ難ク、又居商ハ他ニ遷テ衰フ者故ニ、火後自費ヲ以テ假居ヲ造リ、後日改造ヲ計レドモ成ラズ、或ハ改造難キヲ知レドモ、費不等ニテ板屋チノ平屋等ヲ造リ居ムモ多シ、

〔多武峯略記　下〕第五別院

南院堂（號遍照堂、柿葺一間四面、前有庇、元檜皮葺、）

件堂者、素意法師之所建立也、其後撿挍永深改造之、其後治承四年三月、依朽損改檜皮以柿葺、○下略

〔小普請方諸職人日帳〕椹榑木遣拂割合

一上柿（拾枚枌七ツ切壹寸足）　壹坪ニ付（五尺縄三把貳挺六り壹毛）

　但壹把ニ付六分八厘七毛

一銅下葺（拾枚枌長壹尺壹寸貳分足）　壹坪ニ付（五尺縄三把壹挺五分八厘五毛）

　但壹把ニ付五分貳厘八毛三々

一中柿（拾枚枌七ツ切壹寸貳分足）　同ニ付（五尺縄貳把半壹挺五分六厘四毛）

　但壹把ニ付六分貳厘五毛六

谷

但傍取之三口ハ（貳尺縄壹把之榑木當ハ、葺板壹把之四分一ヲ用也、）

片正

一土居葺（拾四枚枌七ツ切壹寸五分足）　同ニ付（五尺縄貳把壹挺貳分五厘）

　但壹把ニ付六分貳厘五毛

但道具物三口ハ右同斷之割合也

一（瓦塀）土居葺（拾四枚枌 八ツ切 壹寸五分足）同ニ付（五尺縄貳把 壹丁九厘三毛）　但壹把ニ付五分四厘六毛五
但右同斷
一（瓦下）三歩棚（貳寸五分足 壹尺三寸）　同ニ付（三尺縄九把 四挺五分九厘四毛）　但壹把ニ付五分壹厘〇四五
谷板
但右傍取之三口ハ（貳尺縄壹把之榑木當リハ、葺板壹把之榑木當同斷也、）
片正
一（瓦下）貳歩棚（貳寸足 壹尺貳寸）　同ニ付（三尺縄八把 貳挺九分八厘六毛）　但壹把ニ付三分七厘三毛二五
但右同斷
一棟折板（長六間ニ付、壹把貳尺縄ニシテ三把、）
但貳尺なは壹把ニ付、長貳間分三分三厘九毛四、
一古板葺壹坪當り
中柿ハ三尺縄拾五把程、土居葺ハ三尺縄拾把程、
〔小普請方諸職人日帳〕榑木、樣枌之部屋根坪之積
但　大榑木長六尺五寸之當リ
御殿向
一上柿（拾枚枌 葺足壹寸 板長壹尺）　壹坪ニ付（五尺縄三把八分 壹挺七分三厘八毛）　但壹町撲（本ノマヽ）
壹寸釘五十本打

堂社　御茶屋向　御成御門

一上柿　拾枚紛　葺足九分　板長壹尺

壹寸釘五十本打　五尺繩四把　壹挺九分三厘壹毛　但壹町撰

一木賊葺　御茶屋　御舞臺　小社　之脇座庇

壹分半　葺足壹寸壹分　板長壹尺壹寸

壹寸釘六十本打　壹坪ニ付　三尺繩八把　三挺三分貳厘貳毛　但壹丁撰

一堂社向御舞臺　栩葺

五步栩　貳寸足　長壹尺五寸　壹坪ニ付　九寸巾ニシテ廿五　八挺三分六厘八毛、通リ九把半、但壹挺撰

貳寸釘四百本打

四步栩限リ軒付別段榑木積リニ不ㇾ及事

四步栩　壹寸八分足　長壹尺四寸　同　九寸巾ニシテ廿通　六丁貳分壹厘壹毛　リ拾三把　但壹丁撰

貳寸釘四百本打

三步栩　壹寸五分足　長壹尺三寸　同　八寸五分巾ニシテ　四丁八分三厘九毛　廿七通リ拾貳把半　但壹丁撰

壹寸五分釘四百本打

貳步栩　壹寸貳分足　長壹尺貳寸　同　七寸五寸巾ニシテ　三丁貳分貳厘六毛　四十通リ十三把七分　但壹丁撰

壹寸五分釘四百本打

一二重三重御櫓堂社向　渡御櫓　御多門共

瓦下栩葺

三步栩　貳寸足　長壹尺貳寸　同　三尺繩八把　貳挺九分八厘六毛

壹寸五分釘百本打

貳步栩（壹寸五分足長壹尺壹寸）　同（三尺繩七把貳挺四分三厘五毛）
壹寸五分釘五十本打
拾枚枌（壹寸五分足板長七ツ切）　同（五尺繩三把半貳挺六分三厘貳毛）
壹寸釘五十本打
一上柿（拾貳枚枌壹寸足板長七ツ切）　壹坪ニ付（五尺繩三把貳挺六厘壹毛）但壹丁撰
壹寸釘五十本打
一中柿（拾四枚枌壹寸貳分足板尺七ツ切）　同（五尺繩貳把半壹挺五分六厘四毛）
壹寸釘三十本打
一銅下葺（拾枚枌壹寸三分足長壹尺）　同（五尺繩三把壹挺五分八厘五毛）
壹寸釘三十本打
一（朱書）杉皮切葺（三尺三ツ切尺壹尺ニ成）
貳寸足（壹坪ニ付五把九分）　但壹間巾貳間ハシリ
三寸足（同四把）　但田舍間
右者軒葺出シ貳枚重棟折共、平均之積リ、
寛政三亥年九月朔日葺樣之上極ル、
三輪晧四郎
阿久澤平四郎
增田淺次郎
一土居葺（拾枚枌一寸五分足板尺七ツ切）　同（五尺繩貳把半壹挺五分六厘四毛）
壹寸釘三十本打　瓦塀八ツ切壹挺九厘三毛
一瓦塀計之土居葺八ツ切、壹坪ニ付壹丁九厘三毛、
一棟折（六間ニ付壹挺）　（足板間數ヲ六ニ面一の切何挺ト出る也）
一指板釘〆之節者、其物之四分一ヲ用ル、

一薄柿葺　壹坪ニ付壹挺貳分

五尺繩ニ而貳把

軒附之事　栩葺之分鐵釘長壹間壹通リ壹丁五分拾本打　柿葺之分同斷壹寸釘拾本打

一屋根軒付三枚以下者、別段ニ樽木積不ㇾ致候事、

五百四十枚

但七ツ切仕候得者軒付無ㇾ之、四枚已上同斷之積リ、

栩葺御舞臺並堂社向軒板蛇腹等、壹坪當之外ニ御座候、

軒付長サ厚之たいがい、初リニ取付ヲ表板ト云、

長サ六寸位尤のふれいの長サ、右之上江取付候軒付之長サ三寸位厚四分、

一同斷四枚以上者長壹間巾壹尺を其物之壹坪積ニ候事

一格立候御場所ハ、其節樣相定可ㇾ申事、

寶曆十二午年壬四月

木賊葺

〔一話一言 十二〕池上五郎右衞門返書

御手紙致拜見候、如ㇾ仰其後者略然者御所御屋根之內ニ、木賊葺と申御屋根御座候哉、外に右之名目之所御座候哉、とくさぶきと申は、木賊を以葺候哉、又は板に木賊をかけ候哉、此段相分り不ㇾ申御在所より申來り候ニ付、御尋之趣承知仕候、右木賊葺は御所御屋根之內にも所々御座候、其外寺社等にも數多御座候、御所に限り候儀には無御座候、屋根板厚壹分四五厘にても枌板なり、兩傍正直鉋削計にて御座候得ば、木柿葺と申候、木賊葺は板厚サ壹分半より木賊と申候、壹分半木賊貳分木賊と申候、板兩面木口は鉋削、兩傍正直鉋削に仕、葺足平均一寸五分に仕、足每に墨打いたしふき立候を、とくさ葺と申候、其上板厚三分より以上を栩葺と申候、御所には當時無御座候、

寺社方には隨分御座候、板葺樣等は木賊葺と大方同樣に御座候、右御尋に付有增貴答申上候、

略文、文略

〔小普請方諸職人日帳〕榑木樣枌之部、屋根坪之積、

但大榑木長六尺五寸之當り、〇中略

御茶屋之脇座庇　御舞臺　小社

一木賊葺　壹分半　葺足壹寸壹分　板長壹尺壹分　三尺繩八把　壹坪ニ付押三挺三分貳厘貳毛　但壹丁撰

壹寸釘六十本打

綴葺

〔嬉遊笑覽居處一上〕とち葺とは、二分とち、三分とち、或は五分とちもあり、板の厚きをいふなり、重りては、五寸七寸の厚さとなる、とぢは綴の義にや、

〔慶長見聞集七〕夕顏の宿りの事附江戸屋形作りの事

中昔の事にや有けん、有人繪書をたのみ、ばんじやうの家居、又わびしき庵の體をこのみければ、望にまかせて、家をゆゝしうかき、むねに庭鳥のあがりたる體を書、又草の庵に、夕顏のはひかゝりわびしき體を書しとなり、今江戸町の家作りを見れば、二階三階のとちぶき、かはらぶきにて、軒高ければ、庭鳥のはねは中々およびなし、むねには、とび、さぎ、こうなどが巢をかけてみゆる、〇下略

地葺

〔嬉遊笑覽居處一上〕地葺といふこと、その始は、事跡合考に、元祿年中の事をいふ處、こけら又とち葺にても、すみやかにせんとするに、かねてぐあひよく幾枚も地上にて葺て置き、其儘持上り取合せの所にて釘じめに致候間、暫時に出來たり、是急用のこけら屋根、地葺といふことの始なりといへり、〇下略

〔守貞漫稿三家宅〕地葺

事跡合考、元祿年中之條ニ、コケラ又トヂブキニテモ速ニセントスルニ、兼テ工合能薄枚モ地上ニテ葺置、其儘持上ゲ、取合ノ所ニテ釘〆ニ致候間、暫時ニ出來タリ、

今世モ有之、大略方三尺計リニ並ベ釘シ、而后是ヲ屋上ニ並ベ、接所ヲ補理ス、幕府急速臨時ノコト等ニ用之、

〔書言字考節用集 二 乾坤〕檜皮葺（ヒワダブキ）

〔兼穗錄 上〕范成大三峨山記に、小殿上木皮葺之と、檜皮ぶきの類、唐土にもあり、

〔倭訓栞 前編 二十五 比〕ひはだ　檜皮也、ひはだ葺などいへり、東鑑に檜皮姫公見えたり、海人藻芥に、武士の家には不造檜皮屋、皆板屋作也と見えたり、六位已下檜皮葺屋を禁せられし事、日本紀略後一條の條に見ゆ、

〔類聚名物考 宮室 二〕檜皮　ひはだ

檜木の肌皮といふを略ていふ也、檜皮葺は古への宮殿みなしかなり、今も禁裏古き神社などは必用らるゝ也、

〔筆の霊 前篇 二十七〕大鏡に、花山院は風流者にこそ御座けれ、御家造らせ給へりし樣などよ、寢殿たい、わた殿などつくりあひ、檜皮葺あはする事も、この院のしいでさせ給へるなり、昔は別々にて、あはひに樋かけてぞ侍りし、內裏は今にさてこそは侍るめれと云事あり、其天皇の御工夫より出て、檜皮葺に然たよりある事は成しなり、樋かけてとは、今軒にとひとてかくる物を云へるなり、今昔物語 十九に、長谷ノ奥ニ瀧藏ト申ス神在マス、其社ノ前ニ檜合ニ三間ノ檜皮葺ノ屋有リ云々、檜皮の色は赤黑めり、古くなればいと黑みて見ゆるなり、其新きほどの色を檜皮色と云へり、亭子院歌合のはし書きに、みかどの御裝束ひはだ色のおほむぞに、そら色の御はかま云々とも有り、布衣記に狩衣事云々、面紫裏萌木をば、ひはだ色と申也と云ひ、三條裝束抄に、檜皮表蘇芳

裏二藍、又檜皮ふく職人を、ひはだぶきと云事は、世繼物語に見えて、あをの條に引が如くなり、今昔物語十九には、檜皮葺共ヲ呼上テ、其檜皮ヲツクロハセケルニ、檜皮葺四五人許、屋ノ上ニ登テ檜皮ヲ葺ケルニ、又職人盡の歌合にもひはだぶきあり、

〔家屋雜考三〕檜皮屋ヒハダヤ　厚檜皮　薄檜皮　熨斗葺　目かくし葺

檜皮を以て屋上を葺は、古き世よりの事にて、中古以來是を最上とせしなり、さてその檜皮葺の内にも、厚檜皮、薄檜皮、熨斗葺、目かくし葺等樣々あり、厚檜皮のよきは、もとよりながら、厚からずして密なるをも、薄檜皮とて賞翫する事なり、太平記、上杉畠山流罪の條に、都にてはさしもけだかゝりし薄檜皮の屋形の、みつばよつばにつくり並べてなどみえたる是なり、〇下略

〔德川禁令考十六小普請奉行〕寛文元癸丑六月

同上〇小普請奉行へ條目、中略、

一檜木屋根に遣候時、壹坪ニ付何町ふきと、跡々より定來候共、ふき樣により少宛ハ相違も可レ有レ之間、折々ためしぶきを致させ可レ有二吟味一候、其家之相應を被二相考一ふきあし吟味尤ニ候、井戸かわ等ニ遣候も、右之心持可レ爲二同樣一事、〇中略

右之條々、常々無二油斷一入レ精候樣ニ可レ被二申付一候、以上、

寛文元丑年六月

〔守貞漫稿三家宅〕檜皮葺

山城名勝志ニ、鳴瀧村ノ條ニ、南長尾保古文書ヲ引テ云、愛成二多喜堂一修理料檜皮捌拾井、注曰最上五尺井繩定、眞錢捌貫文代被レ宛行、檜皮大夫紀恒弘也云々、拾井價壹貫文也、一井ハ方五尺五ツヲ云歟、今世ハ檜皮及柿瓦トモニ、一坪代某ト云、一坪ハ方六尺也、

〔枕草子十〕ふるものは

雪は、ひはだぶきいとめでたし、

〔延喜式三十四木工〕葺工○中略

葺檜皮七丈屋一宇六寸葺厚料、三尺檜皮九百圍三尺三寸爲圍、釘縄一千丈、葺工七十人、無飛檐者減七人、檜皮八百圍、縄八百七十五丈、

五丈屋一宇六寸葺厚料、檜皮六百圍、釘縄七百五十丈、葺工五十人、無飛檐者減五人、檜皮五百五十圍、縄六百廿五丈、

〔扶桑略記五天智〕七年戊辰正月十七日、於近江國志賀郡建崇福寺、始令平地、堀出奇異寶鐸一口、高五尺五寸、又堀出奇好白石、長五寸、夜放光明、天皇發左手無名指、納燈爐下唐石臼內、奉爲二恩、掌中捧燈、恒供彌勒佛及十方佛焉、自爾以還、靈驗如在、天下之人無不歸依、同寺緣起云、金堂一基、五間檜皮葺、奉造坐彌勒丈六一軀幷脇侍二菩薩像、講堂一基、五間檜皮葺、奉造坐藥師佛一軀幷脇侍二菩薩、小金堂一基、三間檜皮葺、奉造座阿彌陀佛一軀幷脇侍二菩薩像、三重寶塔一基、檜皮葺、奉造坐四方佛脇侍二菩薩像、燈爐一基、構居唐石臼上、鐘一口、高六尺、十三間僧房一宇、七間僧房一宇、印藏一宇、炊屋一宇、五間檜皮葺、湯屋一宇、三間檜皮葺、竈藏一宇、三間板葺、淨屋一宇、五間檜皮葺、已上崇福寺緣起

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕大乘院屋壹拾口○中略

壹口碓屋長六丈八尺、廣二丈四尺、

壹口稻屋長八丈一尺、廣二丈五尺、

壹口木屋長五丈二尺、廣二丈、

貳口客房一口長四丈七尺、廣一丈五尺、一口長六丈二尺、廣一丈八尺、已上並葺檜皮○中略

天平十九年二月十一日○署名略

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合温室院室參口

一口、長六丈三尺、廣二丈、　一口、長五丈二尺、廣一丈三尺、　一口、長五丈廣二丈、　並葺檜皮○中略

天平十九年二月十一日〇署名略

〔西大寺資財帳〕十一面堂院

檜皮葺雙堂二宇長十一丈五尺、廣十丈五尺、蓋頭在龍舌廿八枚、

中檜皮葺樓長五丈、廣二丈、

東西各皮葺葺樓長二丈、廣二丈、板敷二重

東檜皮葺僧房長七丈、廣四丈、

西一檜皮葺僧房長七丈、廣四丈、板敷、

西二檜皮葺小房長三丈、廣一丈六尺、板敷、

西三檜皮葺僧房長四丈五尺、廣一丈六尺、板敷、

西北檜皮葺屋長二丈四尺、廣一丈四尺、板敷、

南檜皮葺間屋長三丈三尺五寸、廣二丈、

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年八月廿日辛酉、自卯及酉、大風雨、拔樹發屋、東西京中居人廬舍、顚倒甚多、被壓殺者衆矣、內膳司檜皮葺屋顚仆、采女一人宿其中、邂逅免害、時人奇之、

〔北野古緣記〕建立造宮之後、于今十四箇年之間、奉爲天神所濟之雜事、改造御殿五箇度、最後所構造立、是三間三面庇檜皮葺也、所用之色不可盡筆端、

〔大鏡五太政大臣伊尹〕此花山院は、風流者にこそおはしましけれ、御家つくらせ給へりしさまなどよ、寢殿たいわた殿などは、つくりあひ、ひわだぶきあはする事も、この院のしいでさせ給へる也、むかしは、べちべちにて、あはひにひかけてぞ侍し、內裏はいまにさてこそは侍るめれ、御車やどりにはいたじきを、おくはたかく、はしはさがりて、おほきなるつまどをさせ給へる、內へは、御車のさうぞくを、さながらたてさせ給ひて、そのづからとみの事のおりにとりあへずとをしひら

かばかり〳〵と人のてふれぬさきに、さしいだされんがれうと、おもしろくおぼしめしたる事ぞかし、

〔類聚符宣抄 一〕左辨官下賀茂別雷社司

應レ慥加二守護一社修二造雜舍等一事

御殿前檜皮葺七間軒廊一宇

同御殿廻玉垣十八丈東面十丈、南面五丈、北面二丈、

檜皮葺五間馬立舍一宇

政所町雜舍檜皮葺寶倉一宇、板葺五間一面廳殿屋一宇、

馬場殿檜皮葺五間齋院御在所舍一宇、檜皮葺三間御膳所舍一宇、檜皮葺十間馬立舍一宇、板葺三間御輿宿舍一宇、檜皮葺四間細殿舍一宇、

右中納言源朝臣伊陟宣、奉レ勅、〇中略今須下若大風地震之外、重致二盜失損壞之聞一、郎以二社司一全令中修造上者、宣承知、依レ件令二守護一、不レ得二疎略一、

正曆五年五月廿三日　少史安茂忠奉

〔榮花物語 十六本の雫〕かゝる程に、月ごろ御堂のいぬゐのかたにへだてゝ、うへ〇倫子の御堂たてさせ給へり、みなついぢをしこめて、三間四面のひ。は。だ。ぶ。き。の御堂、いとさゝやかにおかしげにつくらせ給て、きた南にしのかたとらうわたどのつくりつゞげさせ給て、十二月十よ日のほどに御堂供養あり、

〔榮花物語 二十七衣の珠〕かの法住寺には、その北方のだいもんに、その日のうちについぢつき、ひ。は。だ。ぶ。き。の屋いとおかしげにて、そこにぞおさめたてまつりける、〇下略

〔今昔物語十九〕比叡山大智房檜皮葺語第卅七

今昔、比叡ノ山ノ東塔ノ東谷ニ、大智房ト云フ所有リ、其ノ房ノ上ノ檜皮損ジタリケレバ、房主ノ口口内供ト云ケル人、檜皮葺共ヲ呼上テ、其ノ檜皮ヲ疏セケルニ、檜皮葺四五人許、屋ノ上ニ登テ檜皮ヲ葺ケルニ、房主ノ内供ハ念誦ヲシテ、邉ニ廻リ行テ此レヲ見ケル程ニ、眠タリケレバ、長押ニ枕ヲシテ、假染ニ寄臥タリケル程ニ、寢入ニケリ、然テ内供夢ニ、房ノ上ニ金色ノ佛、烏帽子ヲ爲給テ、風ノ吹ケバ、紙捻ヲ以テ烏帽子ヲ頤ニ結付テ、檜皮ヲ葺給フト見ル程ニ急ト驚ヌ、怪キ夢ヲモ見ツルカナト思テ、庭ニ下テ房ノ上ヲ見上グレバ、房ノ上ニ檜皮葺四五人有ル中ニ、年七十餘許ノ翁ノ烏帽子ヲ折テ、紙捻ヲ以テ頤ニ結付テ檜皮ヲ葺ク、内供奇異ト思テ翁ヲ守レバ、翁阿彌陀佛ヲ申スニヤ有ラム、檜皮ヲ葺乍ラ口ヲ動カシ居タリ、内供此ノ事ヲ問ハムト思テ翁ヲ呼下セバ、翁下ニ下タルニ、内供翁ノ口ヲ動カスヲ念佛スルカト問ヘバ、翁然也、念佛ヲ申シ候也ト答フ、内供何ヨリ此ク念佛ハ申スゾ、日ニ何ラ許カ申ス、亦異功德ヤ造ルト問ヘバ、翁身貧ク候ヘバ、指ル功德モ否造リ不候ズ、只年十五歳ヨリ檜皮ヲ葺ク事ヲ業トシテ、世中ヲ過候ツル程ニ、年來ノ嫗ニ罷送レテ、此ノ七年世ノ中ノ无端ク思エ候マヽニ、魚食テモ口ヲ漱テ念佛ヲ申シ候テ、魚ヲ不食ヌ時サラ也、日ニ何ラトモ定メ不候ズ、大便小便仕リ候フ程、物食ツル間、寢入ナドシテ候フ程ヲ除テハ、申シ付テ候フ事ナレバ、怠ル事不候ズト答フレバ、内供夢ニハ見エツル也ケリト思テ、翁ニ然々ナム夢ニ見エツル、努々念佛怠タル事無カレ、此ノ定ニ念佛ヲ申サバ、疑ヒ无ク極樂ニ生レナムト敎ケレバ、翁手ヲ摺テ内供ヲ禮テ、亦房ノ上ニ登テ檜皮ヲ葺ケリ、其後内供ノ人ニ語ケルハ、彼ノ檜皮葺ノ翁ナム、夢ニ然々見シ、實檜皮葺ハ指ル罪無キ者ニテ有ルニ、念佛ヲ口ニ付テ隙無ク申サムニハ、疑ヒ无ク極樂ニ往生セムズル者也トゾ云ケル、此レヲ思フニ、實ニ彼ノ翁正シク金色ノ佛身ト見ヘケリ、哀レニ貴キ事也、然レバ諸ノ功德ヲ造ラムモ、誠ノ心ヲ至サ

ム事難シ、只不如ジ、偏ニ念佛ヲ唱ヘテ往生ヲ可願キ也、彼ノ檜皮葺ノ翁、最後ノ有樣ヲ尋ネ不聞ズト云ヘドモ、内供ノ夢ノ如クニハ、必ズ往生シケムトゾ思ユル、此事ハ彼ノ内供ノ語ケルヲ聞繼テ、此ク語リ傳ヘタルトヤ、

〔吾妻鏡三十一〕嘉禎二年十二月十九日壬寅、亥剋、武州御亭御移徙也、日來御所北方、所被新造也、被建檜皮葺屋、

〔太平記二十七〕上杉畠山流罪死刑ノ事

都ニテハ、サシモ氣高カリシ薄檜皮ノ屋形ノ、三葉四葉ニ作リ雙ベテ奇麗ナルニ、車馬門前ニ群集シ、賓客堂上ニ充滿シテ、蠻花(ハナヤカ)ニコソ住給シニ、今ハ引替タル鄙ノ長途ニ、ヤスラフダニモ悲シキニ、竹ヲ編戶、松ノ垣、時雨モ風モタマラネバ、袂ノ乾ク隙モナシ

〔應仁記三〕洛中大燒之事

其外タヘナル公家ノ御所ハ、近衞、一條、鷹司、久我、德大寺、花山院、洞院、菊亭、西園寺、轉法輪、此ノ御門家ヲ首メトシテ、冷泉、飛鳥井、四條、世尊寺、甘露寺、淸水谷、中ノ御門、藪、庭田、中山、高築、園、坊城、萬里ノ小路、山科ト菅家ノ人ノ殿宇也、其外醫陰兩道外記官務ニイタルマデ、凡ソ二百有餘箇所、四足棟門タテナラベ、檜皮ニテアラヌ殿ゾナキ、

〔海人藻芥〕武士ノ家ニハ、不造檜皮屋、皆板屋作ナリ、然近年稱將軍家渡御ノ在所、各構檜皮屋畢、諸山寺ノ坊舍ノ作樣、多分寢殿ハ板屋作リニテ、中門廊有之、對屋ハモロハヤ也、但高野山ニハ、檜皮屋ノ坊舍少々有之、度々御幸ナラシメ給フ謂レト云々、

〔見た京物語〕禁裏おもだちなる御殿は、檜皮ぶき、其外皆板ぶきなり、

〔守貞漫稿家宅三〕今世京師ノ御所及ビ官家ハ、モトヨリ其他モ、京坂ノ大小ノ社祠皆必ラズ檜皮葺也、江戶ハ大城大社トモニ檜皮ブキ更ニ無之、適々社祠ノ檜皮ブキト云モ唯名ノミニテ、實ハツ

ギ板ブキノ精ナルノミ、

〔家屋雜考三〕檜皮葺○中略

又檜皮葺造といふは、たゞ檜皮にて葺きたる屋をいふにあらず、兩下にて搏風を入れたる屋造をいふといへり、土岐家聞書に、室町御所の造方を注して、御主殿、會所は妻戸あり、その外は板葺屋造なり、上下の御雜事所に至るまで、檜皮屋造破風を入るなり、御臺所ばかり板屋の破風也と見えたる是なり、○下略

目隱葺

〔家屋雜考三〕檜皮屋

薄檜皮は釘穴をよく覆はざれば、雨露の漏る憂ある故、またその穴をおほふ葺方あり、是を目隱(メカクシ)葺(ブキ)といふ、卽穴の事なり、今物語に、京極太政大臣宗輔公いまだ賤位にておはしましけるころ、雲居寺のほとりを過ぎ給ふとて、瞻西上人の屋をふくを見給ひ雜色をはしらせて、

ひじりの屋をば目かくしにふけ

といはせ給ひけるに、あれより小法師をはせて、

あめのしたにもりてきこゆることもあり

といはせけることみゆ、こは目かくしを妻隱(メカクシ)といふ事にとりなして、たはふれ給へるなり、

瓦葺

〔書言字考節用集乾坤一〕瓦屋(カハラヤ)

〔番匠往來〕瓦は本葺、松皮葺、龜之甲、棧葺、軒通踏下何枚、軒瓦、巴、唐草、棟通、臺面靑海勿熨斗也、

〔倭訓栞中編四加〕かはらぶき　齋宮忌言に、寺を瓦ぶきと稱せり、日本紀に、瓦舍をかはらぶきのやとよめり、崇峻天皇の時、瓦博士の來りし事、紀に見えたり、齊明天皇の時、宮闕を瓦覆にせんと擬せられたれど、果さずして止ぬ、今に宮闕は、板蓋(ブキ)を用ゐさせらるれば此名ある也、新六帖百敷の歌に、

とのゐ見ればふるきみかきのかはらぶきかはらぬ御代に又めぐる也、さればふるくより御垣は瓦葺なりしにや、

〔延喜式 五 齋宮〕凡忌詞内七言、佛稱中子、經稱染紙、塔稱阿良々岐、寺稱瓦葺、〇下略

〔松の落葉 三〕かはら屋

なべての人の家、瓦葺にするは、はやう聖武天皇の御代、神龜のころにはじまれり、そは板葺草舍、中古遺制、難營易破、空殫民財、請仰有司、令五位已上及庶人堪營者、構立瓦舍、塗爲赤白、奏可之といふこと、續日本紀に見えたるにてしるべし、これよりさき齊明天皇の御代に、大宮をさへ瓦葺にせんとしたまひき、冬十月丁酉朔己酉、於小墾田、造起宮闕、擬將瓦覆(カハラブキニセントス)、又於深山廣谷、擬造宮殿之材朽爛者多、遂止弗作と、日本書紀に見えたり、いにしへは寺をのみ瓦葺にせしことなるを、いともたふとき大宮を、しかせんとしたまひしは、いみじきひがことになん、よきほどなる木の朽爛たるがおほかりしは、神のみこゝろにぞあるべき、さるからにやめたまひ、御代なゝよへて、上にしるせる神龜のころにも、大宮を瓦葺にとは、たれもおもひよらざりしにこそ、延喜式五の卷に、齋宮の忌詞をしるされたるに、寺稱瓦葺とあり、こはいとふるき代のさまをもて、かへ名づけたまへるなり、さて寺の瓦葺なりしことゝ、齊明天皇の御代にありつることゞも、おもひわたすに、いささかなる社にても、神のゐますところは、板屋草舍にすべく、瓦舍にはすまじきことになん、

〔孝經樓漫筆 四〕山號

百練抄に京極御堂條ノ下、依憚洛中不葺瓦、不立鐘樓云々、 堀河院の御時までは、京都の寺院山號なく、鐘をつかず、瓦葺の製もなかりし、

〔家屋雜考 三〕瓦屋(カハラヤ)

屋上に瓦を用ふる事は、聖武天皇神龜元年以來の事なり、家作の條下に詳なり、しかれども常人の家居は、

大抵檜皮葺、棟瓦のみなる多し、古代の畫卷等を見ても想像すべし、

〔守貞漫稿三家宅〕今世瓦葺ノ下ハ、先屋根板ブキニシ、此上ニ土ヲ置キ而后ニ瓦ヲ葺クコト、三都トモニ同制也、百餘年前ノ制ニハ、瓦下屋根板ヲ用ヒズ、幅寸バカリノ割竹ヲ簀ニ編ミ、垂木ノ上ニ敷之、土ヲ置テ瓦ヲ葺タルモアリ、余ガ大坂ノ家則此制也、幸ニ百有餘年火災ヲノガレシ屋也、

〔日本居家秘用一室屋〕やねに置瓦をするには、常の平瓦を用ゆべし、耳瓦は甚惡し、三年に一度程ならべ直すべし、尤骨組よくば、よき山土を瓦の下に置べし、平に穴をあけ、二通り三通り程に釘をさすべし、くるふ事なし、

〔延喜式三十四木工〕葺工

葺瓦工一人、夫三人、葺長十二丈以甍一圍、充長三丈、提瓦以甓瓦二枚為一重、其數隨屋大小、

五丈屋八重、工一人、夫三人、充長一丈七尺、

九丈屋十二重、工一人半、夫四人半、充長一丈、

〔法隆寺伽藍緣起幷流記資財帳〕太衆院屋壹拾口

貳口廚一口長十五丈、廣四丈二尺、一口長九丈四尺、廣二丈、

壹口竈屋長九丈五尺、廣四丈三尺、

貳口政屋一口長七丈、廣三丈三尺、一口長六丈八尺、廣一丈八尺、已上並葺瓦○中略

天平十九年二月十一日○署名略

〔大安寺伽藍緣起幷流記資財帳〕合太衆院屋陸口一口葺瓦、五口葺檜皮、

一廚長廿二丈、廣五丈、高一丈一尺、　一竈屋長十一丈四尺、廣七丈二尺、高一丈八尺、葺瓦、○中略

天平十九年二月十一日○署名略

〔西大寺資財帳〕食堂院○中略

瓦葺倉代長五丈　廣二丈

西檜皮厨長十一丈　廣四丈

瓦葺倉代長五丈　廣二丈

瓦葺甲雙倉各長二丈三尺五寸、廣一丈八尺四寸、

中間長二丈二尺八寸

〔日本書紀二十三舒明〕以三十六年三月天皇〇推古崩、〇中略大臣〇蘇我蝦夷將殺境部臣、而興兵遣之、境部臣聞軍至、率仲子阿椰出于門坐胡床而待、時軍至、乃令來目物部伊區比以絞之、父子共死、乃埋同處、唯兄子毛津逃匿于尼寺瓦舍。〇下略

〔日本書紀二十六齊明〕元年十月己酉、於小墾田造起宮闕、擬將瓦覆。又於深山廣谷擬造宮殿之材、朽爛者多、遂止弗作、

〔續日本紀九元正〕神龜元年十一月甲子、太政官奏言、〇中略請仰有司令五位已上及庶人堪營者構立瓦舍塗爲赤白、奏可之、

〔續日本紀二十八稱德〕神護景雲元年四月癸巳、東院玉殿新成、群臣畢會、其殿葺以琉璃之瓦、畫以藻繢之文、時人謂之玉宮、

〔日本後紀十三桓武〕大同元年五月丁丑、勅、備後、安藝、周防、長門等國驛館、本備蕃客、瓦葺粉壁、頃年百姓疲弊、修造難堪、或蕃客入朝者、便從海路、其破損者、農閑修理、但長門國驛者、近臨海邊、爲人所見、宜特加勞、勿減前制、其新造者、待定樣造之、

〔枕草子八〕故殿〇藤原道隆の御ぶくのころ、六月卅日の御はらへといふ事に出させ給ふべきを、しきの御ざうしは方あしとて、官のつかさのあいたる所にわたらせ給へり、其夜はさばかりあつく、わりなきやみにて、何事もせばふかはらぶきにてさまこと也、れいのやうにかうしなどもなく、

只めぐりてみすばかりをぞかけたる、中々めづらしうおかし、

〔榮花物語 玉の臺十八〕御堂あまたにならせ給まゝに、中略あまほうしおほかる中に、心あるかぎり四五人ちぎりて、この御堂の例時にあふわざをなんしける、うちつれて御堂に參りて、見たてまつれば、西によりて北南ざまに東むきに、十餘間の瓦ぶきの御堂あり、たるきのはしぐは、金のいろなり、よろづのかなものみなこがねなり、

〔榮花物語 鳥舞二十二〕かくて御堂のひんがしに、北南ざまにてにしむきに、十餘間のかはらぶきの御堂たてさせ給て、下略

〔三省錄 前編住居三〕むかしは、番町にも其外にても、大名の外は瓦ぶきの家根無かりしが、近年はみな瓦ぶきになりて、火の用心よろし、むかしは江戸中に蠣がらぶき四五軒ならでは見えざりしに、近年は大かた蠣がらぶきに成り、これも火の用心よろし、

本葺　略葺

〔守貞漫稿 家宅三〕京坂トモニ必皆瓦葺也、然レドモ京坂大同小異アリ、京師ハ勘略葺ヲ專トシ、本葺ヲ稀トス、大坂ハ反之テ、本葺ヲ專トシ勘略ヲ稀トス、或ハ棟以前ヲ本葺、以背ヲ勘略ニスルモアリ、京師ニモアレドモ稀也、本葺ト云ハ、平瓦ヲ並ベ竪ノ暇ヲ覆フニハ、丸瓦ヲ用フヲ云也、勘略ハ縱橫次第ニ瓦端ヲ累子テ、丸瓦ヲ用ヒザルモノ也、江戸ニテ是ヲサンガワラト云也、平瓦トハ形異也、

又屋根漆食ト云ヲ、平ノ接目ヲヌルモアリ、或ハ屋端ノミニ用之モアリ、更ニ無之モ多シ、

棟ヲ大ニセズ、又鬼瓦ニハ、今モ鬼面ヲ專トス、

銅葺

〔守貞漫稿 家宅三〕柳營及上野ノ親王家、其他社祠共ニ多クハ、銅ヲ以テ土瓦ノ形ニ摸造シタルヲ用フ、又京坂銅ブキ無之、往々市民ノ廟等ニ用之アルノミ、

〔一貫和風抄 下〕神社作法

問、諸神社往昔無瓦葺、頃年多以銅瓦、以土瓦、此理如何、曰、往昔例如問話、凡神社者、大抵以伊勢爲規模、内外宮皆以蘆葺之、然於于他者、皆以檜皮、禁裏殿閣皆然也、蓋太政官一舍耳瓦葺也、故其和歌有數首、略之、今所擧神社以銅瓦葺之、是近年凌火災之理歟、蓋是可謂略儀也、

〔公裁錄 寺社 一〕銅瓦葺願之事

上總國長柄郡一ノ宮本郷村神社、文化元子年銅瓦屋願、加納遠江守ゟ寺社奉行大久保安藝守江問合挨拶、

御書面、本郷村鎭守玉島明神本社銅屋根願之儀者、實に銅屋根に無之候而者、差支之筋も有之候はゞ、坪數餘計にも無之間、糺之上、外に障之儀も無之候はゞ、御聞屆候而も不苦筋被存候、

九月

私云、銅瓦葺之儀、其始末に寄、坪數百坪迄者願相濟、其餘過坪者難成哉にも難成歟、其筋能々可糺事、

蠣殼葺

〔嬉遊笑覽 一上 居處〕衣食住の記 作者しらず、天明の今六十餘歳とあり、〇中略 小屋敷町屋などは、蠣殼を屋根へあげ、軒に貝留を板にて打、新見老人の昔物語に、昔は江戸中に蠣殼葺四五軒ならでは見ず、近年は大かた蠣殼葺となると、享保十七年にかくいへり、尙も火用心に瓦葺となり、塗屋造りに替れり云々、

〔塵塚談 上〕蠣殼屋根並月役といふ材木の事、我等廿歲頃迄は江戸の端々は、武家町家とも多く蠣屋根にてありし也、白山御殿近邊御家人の家は、みなこけら葺にて蠣屋根也、月役といふて、長サ一間に幅一寸四五分のわり木をのぢにし、それより板にて葺、そのうへに蠣を敷ならべること也、養生所惣屋根など十四五年以前迄は、蠣屋根にて有し也、月役は田舍にて、婦女の經行之節は、別居して其節の仕業に、屋根へつかふわり木を拵へしものゆへ、月役と號しとなり、享保延享のころは、のちはみな月役にて、今の小舞貫を用ひざりし也、〇下略

棧

(頭註)今はかきがら屋根一軒もなく、名さへ知るものなし、文化の末頃迄、京橋に一軒かきがらやねの見世あり、是山東京傳が見世なり、其外東都には一軒もなし、

〔三省錄 三 任居〕理齋曰く、今にてはかきがらぶき抔はなし、田舍には、軒ひさしには、かきがら、あわび貝などを載せたるもあり、西國にては、石をのせたるもあり、是等は風の爲なるべし、

〔倭名類聚抄 十 居宅具〕棧 附蘆雚　楊氏漢語抄云、棧 瓦乃衣都利、初限反、日本紀私記云、蘆雚 和名同上、今案、唐韻雚胡官反、葦也、然則以蘆雚爲棧非也、

〔箋注倭名類聚抄 三 屋宅具〕伊勢本、曲直瀨本音在上、訓在下、伊勢廣本初上有音字、按、衣都利、在椽上葺屋下、不屬瓦、訓瓦乃衣都利、未詳、或是屋字之譌、新撰字鏡、榩樓並訓衣豆利、枌訓屋乃衣豆利、然以在諸瓦之下、鴟尾之上見之、源君所見漢語抄、不作屋明矣、今不徑改、按、棧者、散編木竹也、說文、棧棚也、竹木之車曰棧、段玉裁曰、謂以竹若木散材編之爲箱如棚然、是曰棧車、則棧車如今俗大八車、莊子馬蹄篇釋文、編木作靈似牀曰棧、列子力命篇釋文、棧車、謂編木爲之、說文簀字注、牀棧也、漢書王莽傳注、棧謂以簀蔽之也、皆是也、衣都利、今俗呼屋根木舞者、蓋古編木枝造之、名曰枝吊、木舞亦當細枝之轉譌、故楊氏以棧充之、或以竹爲之、內匠寮式、有蓋下棧料川竹、亦以棧爲衣都利、又按、木工寮式土工條、有棧料楉編棧夫、棧訓之多千、謂墻壁具所載助枝也、與屋笮之棧名同實異、皆以編木之義轉注、非衣都利之正字也、爾雅屋上薄謂之筄、郭注屋笮也、說文、笮、迫也、在瓦之下棼上、釋名笮、迮也、編竹相連迫迮也、筄笮字可以充衣都利也、今俗所謂土藏、柱外面杼穀以掛木舞者、謂之衣都利、蓋是名之遺也、○中略　蘆雚、見顯宗即位前紀、訓注蘆雚此云哀都利、按、古昔淳素、茨屋以茅芒、編蘆葦爲棧、故顯宗紀即用蘆雚字、今農家之制猶然、其衣都利之名、亦濃家間有存者、源君以爲非者、不深致古時之質樸也、廣韻云、雚、雚雀鳥、古玩切、鸛、上同、又云、雚雚葦、胡官切、俗作雚、雚本自音灌、是雚雚二字不同、而雚葦字俗作雚、二字無別、於是作鸛字、以別雚葦也、伊勢廣本、日本紀私記以下三

雜載

十一字、作日本紀蘆蘿上同以蘆葦爲桟歟十三字、那波本與諸古本同、蓋依他本校改也、

〔釋日本紀 十二 述義〕蘆蘿（エツリ）　順和名抄曰、今案、唐韻、蘿、胡官反、葦也、然則以蘆葦爲桟（エトリ）也、

〔類聚名義抄 三 木〕杪（エツリ）　枌（正）　桟（瓦ノエツリ）　槤（エツリ）　杌（エツリ）　〔同 八 艸〕蘆蘿（蘆蘿瓦ノエツリ）

〔東雅 六 宮室〕蘆萑、エツリ　草舍を覆ふには、エツリといひて蘆萑の類を編むこと、簾の如くなるを、上のかたをば棟に釣りて、下し垂れ、竹椽を覆ひて、さて葺草をもて葺也、エツリとは、エは上也、ツリは釣也、上に釣る所の者なるをいふなり、是によりて椽竹（タルキタケ）をエツリ竹などもいふ也、室壽詞に取置蘆萑（エツリ）者、此家長心之平也といひしは卽是也、

〔倭訓栞 前編 五 衣〕えつり　日本紀に蘆蘿をよめり、枝釣の義成べし、今は多く竹を用ゆ、延喜式に蓋下、桟（エツリ）料と見えたり、壁にもいふ語也、和名抄に桟を瓦のえつりとよめり、新撰字鏡に、槤をよみ、枌を屋のえつりとよめり、

〔家屋雜考 三〕桟　和名抄に、衣都利、萱屋、藁屋などを葺下地なり、故に蘆蘿の字を用ひ、又桟板とて、板をも用ふる事なり、

〔日本書紀 十五 顯宗〕天皇次起、自整衣帶、爲室壽曰、築立稚室葛根、築立柱者、此家長御心之鎭也、取擧棟梁者、此家長御心之林也、取置椽橑者、此家長御心之齊也、取置蘆蘿者、此家長御心之平也、

〔延喜式 十七 內匠〕御輿一具、〇中略　蓋下桟（エツリ）料川竹十株、〇下略

〔日本靈異記 中〕贖蟹蝦命放生現報蟹所助緣第十二

山背國紀伊郡部內、有一女人、姓名未詳也、〇中略入山見之、大蛇飮於大蝦、誂大蛇言、是蝦免我、賂奉多幣帛、蛇不聽答、女募幣帛、而禱之而曰、汝爲神祀、幸乞免我、不聽猶飮、又語蛇言、替此蝦以吾爲妻、故乞免吾、蛇乃聽之高捧頭頸、以瞻女面、吐蝦而放、〇中略當期日之夜、閉屋堅身、種々發願、以信三寶、蛇繞屋蜿轉腹行、以尾打壁、登於屋頂咋草拔開、落於女前、雖然蛇不就女身、唯有爆音、如跳嚌齧、〇下略

〔徵古文書山城甲〕高神社文書　高神社修繕算用帳
山城國綴喜郡多賀鄉惣社
大梵大王上葺之事〇中略
一葺方之事
作料二十貫文　請切
一貫七百文　別硯水
七石五斗　羅注講升
一軒。付。之事
五百文　祝四百廿三文　酒肴
合九百廿三文
一軒。切。之事
一貫文　祝　七百五十文　酒肴萬入目
合一貫七百五十文〇中略
永正六年己巳十二月廿一日　時奉行　朝慈　尋海

〔諼草小言二〕予嘗テ入四間山ニ上ル、其觀音堂ハ二。重。屋。根。ナリ、歸後其事ヲ筆記セルニ、コノ二重屋根ノコト、如何記シテ可ナラント、オモヒワヅラヒタリキ、後按ニ左傳文十二年、大室屋壞ノ正義ニ、大廟之制、其簷四阿、而下室當其中、又拔出爲重屋、明堂位云、大廟天子明堂復廟重檐、天子之廟飾鄭玄復廟重屋ナリトアリ、又按字典徐曰、俗作簷非是、明堂位注、重檐外檐下壁復安板檐以避風雨トミエタリ、サラバコレヲ復廟重檐トモ、又ハ重屋ト云モ可ナルベシ、

〔東雅宮室六〕東國の俗に、地上のシバといふ草を、土ながら取り起して、屋を葺くを、クレを切るなど

いひて、扠の字を用ひて、クレと讀む也、いにしへにいひしアヅマ路の埴生の屋など云ふもの、制にやあるらん、萬葉集抄に、古語にクレといひしは、入るなどいふ詞也と見えけり、土に從ひ入に從ひし字、讀てクレといふは近俗の創造りし字也とも見えず、屋葺くべき料の材をクレといひし、是等の事に因れりと見えたり、されど木に從ひ薄に從ひし字、假用ひてクレと讀しは、只その薄板となして、屋葺くべきの義なり、構の字の本義によれるにはあらず、凡そ和名抄に注せし所に、かゝる事の義、分曉ならぬ事どもある也、

〔拾玉集五〕同〈文治五年十一月〉十三日、雪朝、靜賢法印房に、自院雪山の雪をめされて、うへの雪などをかきをとしつゝまいらせけるをみて、たれともなき文をなげ入たりけるを、あけて見れば、
きえ行をおしむ宿だにある物をはらひてけりな雪のうはふき

○

〔倭名類聚抄十居宅具〕甍　釋名云、屋脊曰甍、〈莫耕反、和名伊良賀、〉言在上覆家屋也、

〔箋注倭名類聚抄三屋宅具〕昌平本、下總本、有和名二字、神代紀同訓、按伊良、苛也、加、處也、甍謂屋脊尖鋒之處、故有是名、今俗所謂棟瓦、蓋是、今謂屋旁棟端已下桁梁以上、爲伊良加者誤、〈中略〉按説文、甍屋棟也、國語晉語注、西京賦薛綜注、並云、甍棟也、彙名苑蓋本於此、蓋自屋表言之則謂屋脊、爲甍自屋中言之、則爲棟也、廣本彙名苑以下皆無、

〔類聚名義抄八艸〕甍〈イラカ〉　甍苑莬〈三俗〉　〔同九瓦〕甍甍〈今正、棟、イラカ、〉　瓶〈或〉　甍〈俗〉

〔伊呂波字類抄伊地儀〕甍〈亦作甍、屋棟也、イラカ、〉　屋脊〈同〉

〔下學集上家屋〕甍〈イラカ〉

〔易林本節用集伊乾坤〕甍〈イラカ屋棟〉

〔壒囊抄三〕内裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、〈中略〉

屋宅具　甍

〔日本釋名 上 宮室〕甍　家のやねをいらかと云、いは家也、らは語の助の詞、かは皮の義、是直指抄の説也、愚謂、かは上の意なるべし、

〔東雅 六 宮室〕甍の字讀て、イラカといふも、又アラカの轉せし也、

〔倭訓栞 前編 三〕いらか　和名抄に甍をよめり、いろこと通ふ、魚鱗の屋といへる是なり、

〔日本書紀 一 神代〕是後素戔嗚尊之爲行也甚無狀、何則天照大神以天狹田長田爲御田、時素戔嗚尊春則重播種子、重播種子、此云璽枳磨枳、且毀其畔、毀此云波那豆、秋則放天班駒、使伏田中、復見天照大神當新嘗時、則陰放尿於新宮、又見天照大神方織神衣居齋服殿、則剝天班駒、穿殿甍而投納、

〔日本書紀 二 神代〕一云、〇中略　是後豐玉姫果如其言來至、謂火火出見尊曰、妾今夜當產、請勿臨之、火火出見尊不聽、猶以櫛燃火視之、時豐玉姫化爲八尋大熊鰐、匍匐逶虵、遂以見辱爲恨、則徑歸海鄕、留其女弟玉依姫持養兒焉、所以兒名稱彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊者、以彼海濱產屋全用鸕鷀羽爲草葺之、而甍未合時兒卽生焉、故因以名焉、

〔續日本紀 三十二 光仁〕寶龜三年六月己巳、有野狐、踞于大安寺講堂之甍、

〔方丈記〕行川のながれは絶ずして、しかも本の水にあらず、よどみにうかぶうたかたは、かつきえかつむすびて、ひさしくとゞまる事なし、世中にある人とすみかと又かくのごとし、玉しきの都のうちに、むねをならべ、いらかをあらそへる、たかきいやしき人のすまゐは、代々をへてつきせぬものなれど、これをまことかとたづぬれば、むかし有し家はまれなり、あるは去年やけ今年は作り、あるは大家ほろびて小家となる、すむ人も是におなじ、

古事類苑

居處部十六

床 附書院 㑹入

床ハ、トコ亦ユカトモ云フ、我國上代ノ家作ハ、多クハ土間ノ制ニシテ、貴人ハ高ク板敷ヲ設ケタレドモ、今日ノ如ク全面ニ疊ヲ敷キ詰ムルコト無ク、常ニ人ノ臥寢スベキ處ニノミ、特ニ床(トコ)ヲ設ケ、以テ安身ノ具ト爲セリ、卽チ今ノ疊ハ其遺制ニシテ、俗ニ疊ノ床ナド稱スルハ是ガ爲ナルベシ、而シテ特ニ取置ニスル寢臺ノ如キヲバ、濱床ト云ヘリ、御帳ノ濱床ノ如キ是ナリ、

足利幕府時代ニ至リテハ、專ラ書院造ト稱スル家作行ハル、卽チ室ノ一方ニ押板ト云フモノアリテ、之ヲ床(トコ)、亦床間(トコノマ)トモ稱シ、此ニハ必ズ佛畫ノ軸ヲ掛ケ、三具足ヲ飾ルナド、全ク佛家ノ風ヲ習フニ至レリ、

又武家ノ家作ニ、附書院ト稱スルモノアリ、室ノ一方ニ設ケテ、前面ニ窻ヲ穿チ明ヲ引キ、以テ書見ナドノ用ニ供スルナリ、蓋シコノ設ハ、室町以前ノ家作ニモアリテ、之ヲ出文机(イダシフヅクヱ)ト稱セリト云フ、

〔類聚名義抄 四片〕牀 ユカ　〔同 七广〕床 牀 牀、俗通正、ユカ、

〔段注說文解字 六上木〕牀、安身之几坐也、鉉本作安身之坐者五字、非是、牀之制略同几、而庳於几、可坐、故曰安身之几坐、牀制曰几、故有足有桄、牀可坐、故尻下曰處也、從尸、得几而止、引孝經仲尼凥、而釋之曰、謂閒居如此、按得几而止者、謂得牀而止也、仲尼凥者、謂坐於牀也、上文曰、凭依几也、乃謂手所馮之几、漢管寧常坐一木榻、積五十餘年、未嘗箕股、其榻上當

隙處皆穿、此皆古人坐於床、而又不似今人垂足而坐之證也、牀亦可臥、古人之臥、隱几而已、牀前有几、孟子隱几而臥、是也、孟子曰、舜在牀琴、蓋尚書佚篇語也、而古坐於牀、可見、琴必在几、則牀前有几、亦可見、然則古人之臥無横陳者乎、曰有之、弟子職曰、先生將息、弟子皆起、敬奉枕席、問何止、內則曰、父母舅姑將衽、長者奉席、請何趾、論語曰、寢不尸、左傳、掘地下、冰而牀焉、鮮食而寢、皆是也、內則云、少者執牀與坐、御者擧几、謂長興時也、卽以所衽爲所坐也、從木爿聲、今書非斯、牆壯戕狀將字、皆曰爿聲、張參五經文字、爿部曰、爿音牆、九經字樣、鼎字注云、下象析木以炊、篆文出析之兩、向左爲爿、音牆、右爲片、李陽冰亦云、木字右旁爲片、左爲爿、音牆、許書列部、片之後、次以鼎、然則反片爲爿、當有此篆、六書故曰、唐本說文有爿部、蓋本晁氏說之、參記、許氏文字、一書非凡說其次第、正當在片後鼎前矣、二徐乃欲盡改全書之爿聲、爲牀省聲、非也、顧野王玉篇片部後出牀部、則其誤在前耳、仕莊切、十部、

〔伊呂波字類抄止地儀〕床トコ

〔撮壤集中家屋〕床トコ　牀同字

〔運歩色葉集登〕床トコ

〔和爾雅二居處〕牀ユカ　トコ　牀、床、笫並同、

〔書言字考節用集一乾坤〕牀トコ　說文、安身之几坐也、廣韻、棲謂之牀、出由、床同　〔同二乾坤〕牀ユカ　與床同、出土、榻子同　牀簀出寸

〔紙上蜃氣〕二重床ユカ

〔日本釋名上宮室〕床トコ　ところ也、人の坐臥するところ也、ゆかはゆたか也、安座する處也、

〔東雅八器用〕床トコ　舊事記に、高皇產靈神、眞床追衾をもて、皇孫を覆ひ給ひしといふ事見えたり、日本紀私記によるに、眞マといふは褒美の詞にて、床は臥床をいふと見えたり、トコとは、止所也、倭名鈔に楊氏漢語抄を引て、牙床讀てクレドコといひ、胡床讀てアグラといふ、牙床胡床の如きは、卽座床にして、クレドコハ吳國之制に出し所也、

〔倭訓栞前編十八止〕とこ　床は、處と義通へり、神代紀に、國常立尊を國底立尊とも見ゆ、今も底をとこともいふ事ある也、萬葉集に、奧床に母は睡ネ有タリ、外床トに父は寢ネ有タリと見ゆ、人家別に、上牀のとこと稱するあり、龕也といへり、舟にいふは箒をよめり、洞ホラ床、室床などは、茶人の稱するもの也、

〔倭訓栞前編三十五由〕ゆか　神代紀に床をよめり、寬かの義、安坐の處也といへり、

〔雅言集覽十〕とこ　牀(略して床の字をかけり、(中略)又臥猪の床などいへり、(中略))玉の床、むぐらの床、ひとりねの床、草むすぶ床など(このほかくさぐさにいへり、)

〔嬉遊笑覽一上居處〕床は、もと神代卷に、同床共殿とありて、ゆかと訓り、又とことも云ふ、万葉集に、奥床に母は睡有、外床には父は寢有とあり、床は臥床をいふ也、されど漢土の如く、別に床作りて、其上に臥にはあらず、古への人家すべて板敷なれば、坐臥する處には疊を敷、その臥ところを床といふなり、今疊に床といふこと、この意にかなへり、和名抄坐臥具に、牙床胡床など見へたり、是は腰かけに用るにて、臥處に用るにあらず、源氏若菜の下、柏木ゑもんの督の女三の宮を、寢所より抱きおろすとあるは、一段高き床なり、又柏木の卷にも床高きよし見ゆ、女三の宮を御父朱雀院のとひ玉ふ處に、宮をも人々つくろひ聞へて、床のしもにおろし奉るとあるは、父へ禮義なり、されどこれは貴人のことなり、又ゆかとも通はしていへど、分ちていはゞ、ゆかは簀にて、床上に籍竹也とあれば、是すのこなり、和訓栞には、簀の下に横たふる竹を盗竹といふ、床下にかくれて繋縛せらるゝをいふとあり、床下に隱るゝにてこと足れり、

〔日本書紀二神代〕一書曰、(中略)是時天照大神、手持寶鏡、授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡、(中略)

一書曰、(中略)豐吾田津姫、恨皇孫不與共言、皇孫憂之、乃爲歌之曰、憶企都茂播、陛爾播譽戻耐母、佐禰耐據茂、阿黨播怒介茂譽、播磨都智耐理譽、

〔日本書紀通證六〕兼良曰、(中略)佐禰耐據茂者、眞床也、(直指曰、佐發語、禰耐據、寢床也、所謂佐奴留間毛無久是也、)

〔日本書紀二神代〕一書曰、(中略)故天孫隨鰐所言留居、相待已八日矣、久之方有一尋鰐來、因乘而入海、每遵前鰐之敎、時有豐玉姫侍者、持玉鋺常汲井水、見人影在水底、酌取之不得、因以仰見天孫、卽入告其王曰、吾謂我王獨能絕麗、今有一客、彌復遠勝、海神聞之曰、試以察之、乃設三床請入、於是天孫於邊床

則拭其兩足於中床、則據其兩手於內床、則寬坐於眞床覆衾之上、海神見之、乃知是天神之孫、益加崇敬云々、

〔古事記 中 神武〕更求爲太后之美人時、大久米命曰、此間有媛女、是謂神御子、其所以謂神御子者、三島湟咋之女、名勢夜陀多良比賣、其容姿麗美、故美和之大物主神見感而、其美人爲大便之時、化丹塗矢、自其爲大便之溝流下、突其美人之富登、(此二字以音、下效此、)爾其美人驚而、立走伊須須岐伎、(此五字以音、)乃將來其矢、置於床邊、忽成麗壯夫、卽娶其美人生子、名謂富登多多良伊須須岐比賣命、亦名謂比賣多多良伊須氣余理比賣、(是者惡其富登云事、後改名者也、)故是云謂神御子也、

〔日本書紀 二十七 天智〕三年十二月、是月、淡海國言、(○中略)栗太郡人磐城村主殷之新婦床席頭端、一宿之間稻生而穗、(○下略)

〔萬葉集 十四 東歌〕伊毛我奴流、等許乃安多理爾、伊波具久留、水都爾母我毛與、伊里氐禰末久母、

〔延喜式 八 祝詞〕大殿祭

汝屋船命(爾、)天津奇護言(古語云、久須志伊波比許登、)(乎)以(氐)言壽鎭白(久、)此(乃)敷坐大宮地底津磐根(乃)極美、下津綱根、(古語番繩之類謂之綱根、)波府虫(能)禍無(久、)高天原(波)靑雲(乃)靄(久)極美、天(乃)血垂飛鳥(乃)禍無(久、)(○中略)御床都比(能)佐夜伎夜女(能)伊須須伎伊豆都志伎事無(久、)平(久氣)安(久)奉護(留)神御名(乎)白(久、)(○下略)

〔日本靈異記 下〕沙門積功作佛像臨命終時示異表緣第卅

老僧觀規者、俗姓三間、名干岐也、紀伊國名草郡人也、(○中略)長岡宮御宇大八島國山部天皇(○桓武)代、延暦元年癸亥春二月十一日、臥于能應寺、而命終焉、逕之二日、更甦還之、召弟子明規言、我忘一語、不念忍、故還來也、卽令立床、敷蓆備食、於是請智武處村主多利丸、居床饗食、對面共食既畢之、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮遷奉御裝束用物事(○中略)

御床裝束四種

御床土代敷、細布御帳一條、長二丈八尺、弘六幅、生絁帳一條、長一丈三寸、弘四幅、生絹絁御被一條、長九尺、弘四幅、納綿廿屯、小窠錦被一條、長九尺、弘四幅、納綿廿屯、緋裏、

〔皇大神宮儀式帳〕一新宮造奉時行事幷用物事〇中略

造宮使造奉物〇中略　御床三具太神一具相殿坐神二具

一管神宮肆院行事〇中略

月讀宮一院〇中略　御床四具

〔源氏物語三空蟬〕君〇源氏はいり給て、たゞひとりふしたるを心やすくおぼす、ゆかのしもに二人ばかりぞふしたる、〇下略

〔源氏物語十二須磨〕月いとあかうさし入て、はかなき旅のおまし所はおくまでくまなし、ゆかの上によふかき空もみゆ、

〔源氏物語三十五柏木〕有まじきことゝはおぼしめしながら、よにかくれて出させ給、〇朱雀院、中略、かたはらいたきおましなれどもとて、御丁のまへに御しとね參りていれ奉り給、みや〇女三宮をもとかう人人つくろひ聞えて、ゆかのしもにおろし奉る、御木丁すこしをしやらせ給て、よゐのかぢのそうなどのこゝちすれど、〇下略

〔古今和歌集四秋〕題しらず　よみびとしらず

ひとりぬるとこは草葉にあらねども秋くるよひは露けかりけり

〔千載和歌集五秋〕きりぎりすの近く鳴けるを、よませ給うける、　花山院御製

秋ふかく成にけらしなきりぎりすゆかのあたりに聲きこゆなり

〔後見草中〕又同〇明曆三年八月六日の早朝より雨頻りに降、申の刻計に至り、南風強く吹起り、瓦を飛し軒をまくる、其ひゞきのあらき事、百千の雷の落かゝるに異ならず、夜の更るに隨ひ、風いよい

れだ

奥床　外床

大床

よ盛んに成、木を拔、垣を倒し、さしも丈夫に作り建たる家藏までを、容易に吹まくり吹潰せり、また本所深川などいへる地卑の方へは潮さし入、床の上迄あふれみつ、其所に住人はこはいかにせんと騷動せり、

〔紙上屁氣〕根太

〔倭訓栞前編二十二〕ねだ　床の下の横木をいふ、根採の義にや、矢ちりにねだ巻といふも義同じ、

〔俚言集覽補〕根墩　續無名抄、世話字盡、根墩、

〔嬉遊笑覽一上居處〕曾我物語、誦經をうち、し處、たゝみ、板おしき切とをし、おたもち迄ぞ打入たるといへる、おたもちは、今いふねだかけのことなるべし、今ねだといふは根板にや、

〔萬葉集十三問答〕隱口乃、長谷小國、夜延爲、吾大皇寸與、或云夫寸奥床仁、母者睡有、外床丹、父者寢有、起立者、母可知、出行者、父可知、野干玉之、夜者昶去奴、幾許雲、不念如、隱嬬香聞、○反歌略

〔書言字考節用集一乾坤〕大床

〔室町殿屋形私考〕一會所主殿等、前は廣縁也、大床と云也、○下略

〔古今著聞集二釋敎〕攝津國清澄寺といふ山寺あり、村人きよし寺とぞ申侍る、其寺に慈心坊尊惠と云老僧有けり、○中略酉の剋計に、息たへにけり、扨次の日辰のおはり程に、いきかへりて、○中略冥途の事共語る、王宮にめされて、十万人の僧につらなりて、法花經轉讀十万部おはりて、法王尊惠をめして、おとねをまふけてすへらる、王は母屋の御簾の中におはしまして、尊惠あらはに冥官共は大床につらなりゐたり、○下略

〔古今著聞集十六興言利口〕北院御室、或かた夕ぐれに、御前に人も候はで、たゞ一所御念誦して御座有けるに、いづこよりか來りつらん、大床の邊より、世におそろしげなる白髮のうば參りたりけり、○下略

長床

〔榮花物語十六本の雫〕御だうのありさま、ひさしのかたにめぐりて、寺ばうのながどこのやうに、たゝみひとしきしくばかりのほどの、なげしのたかさ四寸計の程のけてつくりて、それににしきのはしさしたるながたゝみどもを、にし東きた南とまはりてしかせ給へり、

〔中右記〕元永元年十月二十四日壬寅、聽衆僧侶著長床座、○中略僧徒南階著長床座、

濱床

〔倭訓栞前編二十四〕はまゆか　徒然草に見ゆ、類聚雜要に、濱床は常に帳臺といふと見えたり、新撰字鏡に榥をよめり、又榻をよめれど心得がたし、倚子などの樣にて、高欄などのあるもありといへり、雅亮抄に、高さ三尺許と見えたり、

〔空穗物語藤原の君〕かんつけの宮、女ゐて返給へり、御はまゆかたてゝ、きたのかたすへ奉り、またとものおとないたり、すのたいたてゝ、かねのつきして、物まいれり、

〔空穗物語樓の上下の二〕ひんがしのろうには、いぬ宮のおはしどころなり、はまゆかをのみぞ、いぬ宮の御れうは、さゝやかにせさせ給へる、そのはまゆかには、志たんせかう白だん、すれうをさして、らてんすり、たまいれたり、三尺のびやうぶ四でう、からあやに、もろこしの人のゑかきたりけるを、こゝにて、だいしやうのはらせ給て、ひとよろいづゝ、ふたつのろうの、はまゆかのうしろにたてたり、

〔徒然草下〕德大寺右大臣殿、檢非違使の別當の時、中門にて使廳の評定おこなはれけるほどに、官人章兼が牛はなれて、廳のうちへ入て、大理の座のはまゆかのうへにのぼりて、にれうちかみて臥たりけり、

押板床間

〔運歩色葉集達〕押板(ヲシイタ)

〔饅頭屋本節用集天地〕押板(ヲシイタ)

〔節用集天地〕押板(ヲシイタ)　床

〔新撰類聚往來 上〕押板(オシイタ) 床

〔倭訓栞 中編三十 於〕おしいた　中古より、書院におしいたの粧といふことあり、室町家の中比に、歌の會式を書るに、彼是押板の本尊には、人丸の繪像と見ゆ、今の床なるべし、天正本の太平記に、書院と云々、机板には王羲之が草書等也といへり、今云書院床の事と見え侍る、

〔貞丈雜記 十四 家作〕一座鋪の上座に、床と云ふ物を作る事、上古になき事也、鎌倉の頃以來の事歟、尊氏公、夢窓國師に歸依ありしより、將軍家代々、禪家の國師を師として御受衣ありし也、受衣とは、弟子になりて、僧衣を受て著する也、然る間禪法世にはやり、出家の風俗武家に移りたる事多し、床も佛家にての佛壇也、本尊を置く所也、床に佛繪をかけ、三具足をかざる事など、皆出家の風也、書院と云も佛書を講ずる所也、又食物も、精進物をば魚類よりも賞翫とし、飯のさばをとるなどの事、なべて皆出家方の風俗の移りたる也、されば其の時代には、禪僧は勿論すべて出家をば殊外敬ひしなり、

〔四季草 秋草六 家作〕床

床(トコ)の事、上古の書に床と云ふ事見えず、曾我物語十巻に、此押板には、古今万葉を初として、數の草子をつみおきたれどもといふ事みえたり、曾我物語は、鎌倉將軍の末の代に書たる物と覺ゆ、押板とは、板をはりたる床なり、又前に引たる太平記の文に、本尊脇繪とあるは、床に掛たる事と聞ゆ、相阿彌が書きし東山殿御飾記に、床の圖見えたり、是も鎌倉の北條禪法を好み、書院を立し以來、佛家のまねをして、俗家にも床を作りしなるべし、床は佛繪の繪をかけ、香花を備ふる爲の佛壇なり、今世は佛法を好まざる者も、床は繪をかけて見るにも、物をおく所にもよきゆへ、床を作る事になれり、床の高さを一尺ばかりにするを、俗に佛壇床といふ、高くなくても、床は元來佛壇なり、

〔類聚名物考 宮室二〕推板　おしいた

今云床の間の事にて、尤板床也、今世云推板と云物にはあらず、尤薄板にもあらず、只床板也、

〔嬉遊笑覽 一上 居處〕床は、今いふものは、もと押板なり、○中略 奇異雜談に、寺のことをいふ處、方丈ひろくあけとをし、書院の押板に硯を置云々、また町屋のことをいふ處にも、奥の座敷をみれば、四間の座敷に押板あり云々、甲陽軍鑑二十、勝頼於伊奈初て信虎に對面之條、武田重代左文字の御腰物を押板の上に置給ふ、又同書、押板の釘にこれ押板はかべをぬらず、板を打たるなり、扇をかけし事あり、今は床の脇には棚あり、よりて床棚など幷べ稱す、

〔家屋雜考 五〕書院造

床間　床間は、佛壇の略なりといふ說あり、さもあるべし、安齋翁の說に、今武家の書院に、眞の飾とて佛像三幅對をかけ、三具足などいふものをおくは、僧家の習俗の遺りたるなりなどもいはれき、然るにそのかみ書院造とても、今時の如く疊をしき、閾を入れたるものとてはみえず、皆押板を用ひて、その押板の上へ、三具足などを飾られし事なれば、やがてかの押板をさして、床といひし事もありしが、漸々おしうつりて、今時の如く作りつけにし、それを床の間といふ事とはなれり、押板の事は、後鳥羽院、順德院の頃より、殊に多く見えて、料紙、硯、懷紙、短冊等をおくに用ひられしものなり、

〔奇異雜談集 二〕糺の森の里胡瓜堂由來の事

年久しきりうぐはんの事候て、七日の護摩をおこなひたく候、おくのざしきを見給へといへば、わらはゆきて見れば、四間のざしきにをしいたあり、次は三間また三でうじきなり、

置床

〔紙上蜃氣〕置(オキトコ)床

〔嬉遊笑覽 一上 居處〕小キ家には、置床とて、取をきにするあり、不角がわくがせむ、物すきの度に置床螢の筌、

〔御飾記〕一置押板などにも、書院のごとくにも飾べし、

床飾

○按ズルニ、此ニ置押板トアルハ、卽チ今ノ置床ナルベシ、

〔鹽尻　三十九〕床に觀音達磨布袋などの繪をかけ、中央の卓に香花を置も、禪林の風俗なりけり、貫按、床棚三幅對の事、委數禪林小歆にあり、建武前後の事なり、其已前はなし、今禪刹、年の始に客殿の一間を掃ひ、觀音の像をかけ、中央の卓に香花を備へ、禪家の拜年を待を見て知るべし、出山の釋迦か、成道者の本尊成をも、俗家にも懸侍る、貫按、禪林小歆の本尊臨繪といふを見て疑を決すべし、

〔貞丈雜記　十四家作〕一床飾に、水引敷絹と云事、敷絹とは、床の內敷板に敷白絹也、練絹を用ゆ、近代は白綾、綸子紗綾を敷事も有、又水引の絹は、床の左右の柱より降る絹也、上を天の詘と云ふ、婚禮、又は具足著の時など床飾に用る也、貞丈按に、此事古儀也、床の上左右の柱まで、たれ下すは幅額也、是本名也、下に敷くは、本名地敷也、公家方にては、古より食盤の下には物を敷事あり、食薦を敷事也、地敷をしく事もあり、右者四條流庖丁の書、當流獻方口傳書と云物に見たり、

〔貞丈雜記　十四座舖飾〕一座敷飾に眞の飾とて、床に佛像の畫をかけ、鶴龜の燭臺、香爐、花瓶是れを三具足といふなどを卓にすへ置き、押板に、硯、硯屛、墨、筆を置、上には喚鐘をかけ、兩の柱に、拂子、鐘木をかくる事、禪家の書院の體を學びたる物也、尊氏公は、夢窻國師を師として、禪法に歸依し給ひしによりて、座敷飾も禪家をうつされし也、京都將軍御代に、禪宗歸依によりて、右の飾を用ひられし也、其頃より、寺方の作法ども、武家に移りたる事あり、前にも云如く、書院玄關など云ふ事も、寺方より出でたる事也、但玄關と云ふ名、京都將軍時代、俗家にはなし、書院といふ名はありし也、食物折食籠物など、精進物を賞翫せし、魚物を次とする事も佛法信仰にて、常に精進する人もありし故也、人々の精進ばかりかたきゆゑ也、○中略一はりの袋、君臺觀大永年中眞相阿彌ノ作に云、西のきわに漢書あまたつまる、、卷物、柱飾、はりの袋と見ゆ、玻璃と云物を、床飾に用ゆる也、はりは盆に居る床飾にする也、其はりを入て置袋を、はりの袋と云なるべし、飾時は、はりは袋より取出してかざり、袋は柱にかけらる、、也、袋は茶壺の袋の如く

なるべき歟、玻璃は國の名也、本草綱目に云、玻璃出二南番一、酒色、紫色、白色、瑩澈與二水精一相似トアリ、今は眞物なき故、びいどろにてこしらゆるとなり、〇下略

〔春波樓筆記〕日本往古は、家の內皆土間に居立したる事にて、今は總床となり、土間の遺風のこりて、床の間と云ふ處を傍に設く、總て土間の時は、主君此床に坐し、從ふ者は土間に坐す、しき物あり、坐しきと云ふ、黃檗派の禪僧拜の時、下に敷物あり、是を坐しきと云ふ、今に家の內に坐敷の名あり、其後主君に替へて掛物とす、故に釋迦達磨或は維摩の如き唐にても、古へは吳道玄皆神僊を畫く、多くは仙佛なり、後代となりて、花鳥山水人物も、ともに神佛に非ざる者を畫がけり、今三幅畫とて稱する者中尊、左右を脇畫と云ふ、必中は人物にす、世俗釋迦觀音の類は佛なりと、人死ぬれば佛なると云ふ、爰において、中尊壽老人左右鶴龜松竹の類なり、

〔仙傳抄〕一をしいた三瓶の花の事、中尊の眞に草花をたて、わきのしんに木をたつる事なかれ、中ぞんのしんに木を立たらば草花を立ることあり、三べいのしんに木ならば木、草ならば草はなをたてべし、いづれもしんのいろをかへて立べし、おなじくは當季のもの、又人のもたせきたれる花を中尊にたつる、賞翫のこゝろえ有べし、〇中略

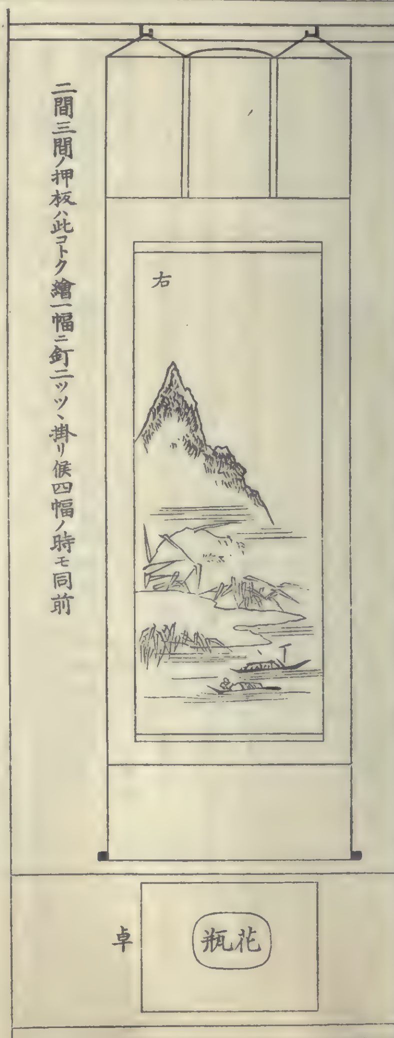
一わきのゑ、定て四季の繪有べし、然ば春夏秋冬と、ひがしよりはじめてかくるなり、さあらば本尊のまへのはな、むかひあふべし、左右のわき、いづれもくわびん二つゝむかひあふ、以上六瓶たつる也、これは三間、又二間半のをし板にあり、つねには然るべからず、たゞしついの羽がひあはずばかざるべからず、〇中略

一をし板の高さ、よせしきゐより八すん、一間半のをし板の高さ七すん五分なり、面のひろさ一尺七すんなり、

〔君臺觀左右帳記〕座敷飾

繪三幅、四幅、小繪、橫繪ノ掛ヤウ、同押板違棚以下ノ飾ヤウ、凡畫圖ニ記候、





二間三間ノ押板ハ此コトク繪一幅ニ釘二ツ、掛リ候四幅ノ時モ同前

押板ハ、三間、二間、一間半、各三幅一對、五幅カヽリヤウ同ジ物ニテ候、三具足又同前掛リ候、繪ノ間同ジ物タルベク候、三具足ノ卓、同脇卓、三ツノアイモ同ジ物タルベク候、本尊ノ卓ノ大小ニヨリ、脇ノ卓ハ寄リ除キ有ベク候、脇ノ繪ニ、卓ノアイ候コトマレニ候、口傳候也、

押板ハ、上ニ洞ヲ高クサセラレ、釘ヲ重々ニウタセラレ、繪ノ長キハ上ノ釘ニカク、繪ノ短キハ下ノ釘ニカケラレ候、尙短キ繪ノ時ハ、折卓ヲ立ラレ候、大キナル繪ハ、一幅ヲ釘二ツニカヽリ候、小繪ハ釘一ツニカケラレ候、ハリ糸ハ、柱ノ角ノメンニツボヲ打、琴ノ糸ヲハラレ候也、押板ヨリ二尺バカリ候テ可然候歟、

四幅對ノ繪如此掛リ略〇圖候、三具足有ベカラズ、中ニハ花瓶ヲ置、脇ニモ花瓶、已上三ツヲカレ候テ可然候、又中ニハ、何ニテモ香爐ヲ置レ候テモ可然候、胡銅、青磁取合セラレテモ不苦候、押板大

小トモニ可ㇾ爲ニ同前ㇾ風鈴ハ押板ノ前一コヘイヲキテ、天井ニツラレ候、又何處ニテモ可ㇾ然在所ニツラレテ不ㇾ苦、

中央卓上ニ、何ニテモ香爐歸花藥器二色ヲカレ候、押板ヨリ間中ノケテヲカルベシ、

五具足ト申候テ、鶴燭臺一對、花瓶一對、香合香匙臺ヲカレ候、諸飾トモ申候、對シタル臺、花瓶ナキ物一テ候、ソロヒ候ハ可ㇾ爲ニ重寶ニ候、

〔御飾記〕四幅一對のときは、三具足不ㇾ被ㇾ置候、脇之一對、花瓶如ㇾ此、中は又ちと大なる花瓶可ㇾ然候、不ㇾ然ば大成香爐を可ㇾ置、四幅之時本かざり如ㇾ是候、三間にて候、二間、また一間間中も可ㇾ爲ニ同前ニ候〔圖〇略〕

昔小川(義尙)御所御かざり、然々と覺ㇾ不ㇾ申候、其後慈照院殿樣御座敷御かざり覺申候分、慥志るし申也、

一小川御所御對面所五間、二間押板南向、御かざり有、御繪三幅一對如ㇾ常、御三具足御卓にすはる、同脇花瓶一對卓にすはる、上に風鈴懸る、

一東の方押板にそひて、一間のちがひ棚御座有、〇圖略、此圖載ニ在文學部繪畫篇掛軸條一、宜ニ參看一、

一繪の掛樣之事、第一に中尊をかけ、第二左、第三に右をとき、掛竿にて風袋分程かけおろし、其後は手にてかけ候也、何も同前、ひずみをよく〳〵見て、軸をなをし退候、まき候時も、懸候ときのごとく、次第に卷候、又左よりかたはしにもまき候也、緒のさばきにいろ〳〵口傳あり、三幅の繪の間同ものなり押板の三具足卓、脇の卓との間も同もの、五幅一幅のときも莊同前、四幅のときは變り候也、

一押板、三間二間一間まなか、同前也、

一此押板のつゞき、西の一間にも小繪二幅一對かゝりて、その下に曲祿けび志やうのくり〳〵

をたてらるゝなり、

一御對面所之次、東のおちま、西の方北のひだりは一間、御茶湯の棚あり、○圖略

右御棚の置物如是、棚の南の脇にならがみ置る、上へ文鎮置る、

一御對面所の西御びん所、是も五間、東の方に御づしの御棚有、上の重にかさね硯をかるゝ、次の重に、三代集をかるゝ、下の重に、水引の箱、料紙箱置るゝ、棚の南の際に、文臺、硯箱引合一帖、杉原一帖、上に文沈ををかるゝ、同西の北の脇に、御劒、御打刀、次に御鏡臺、御ゆづりつき臺をかるゝなり、

一御びん所の北、御ちん所御床有、上に御ふくの臺をかるゝ、

一次に御座敷あり、西むきに床有、床のうへに書院あり、北のかた、まなかの違棚あり、御かざり、○圖載二于次頁一

右東の御殿の分如是

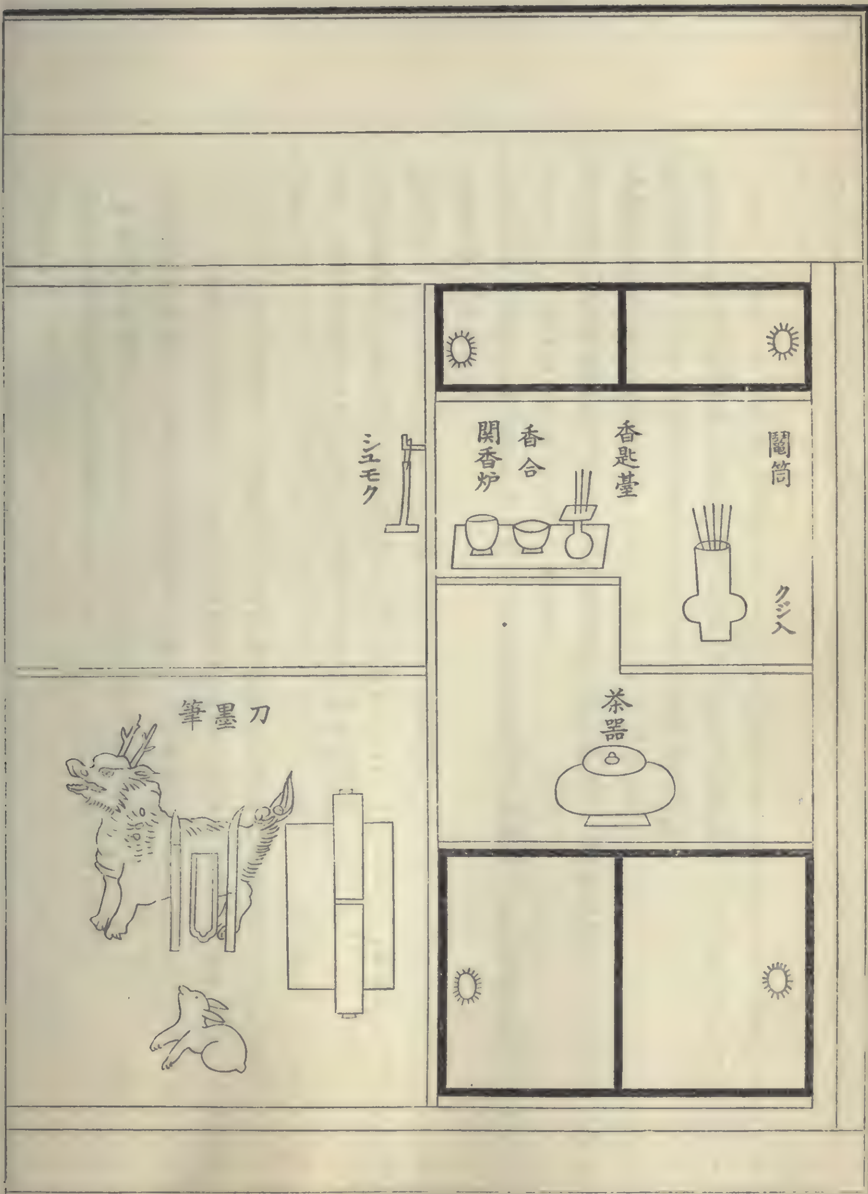
一西の御所、五間、南向、北の西より一間まなかの御床有、上に押板あり、御繪三幅一對、つねのごとくかゝる、三具足脇華瓶も如是、上に風鈴懸る、

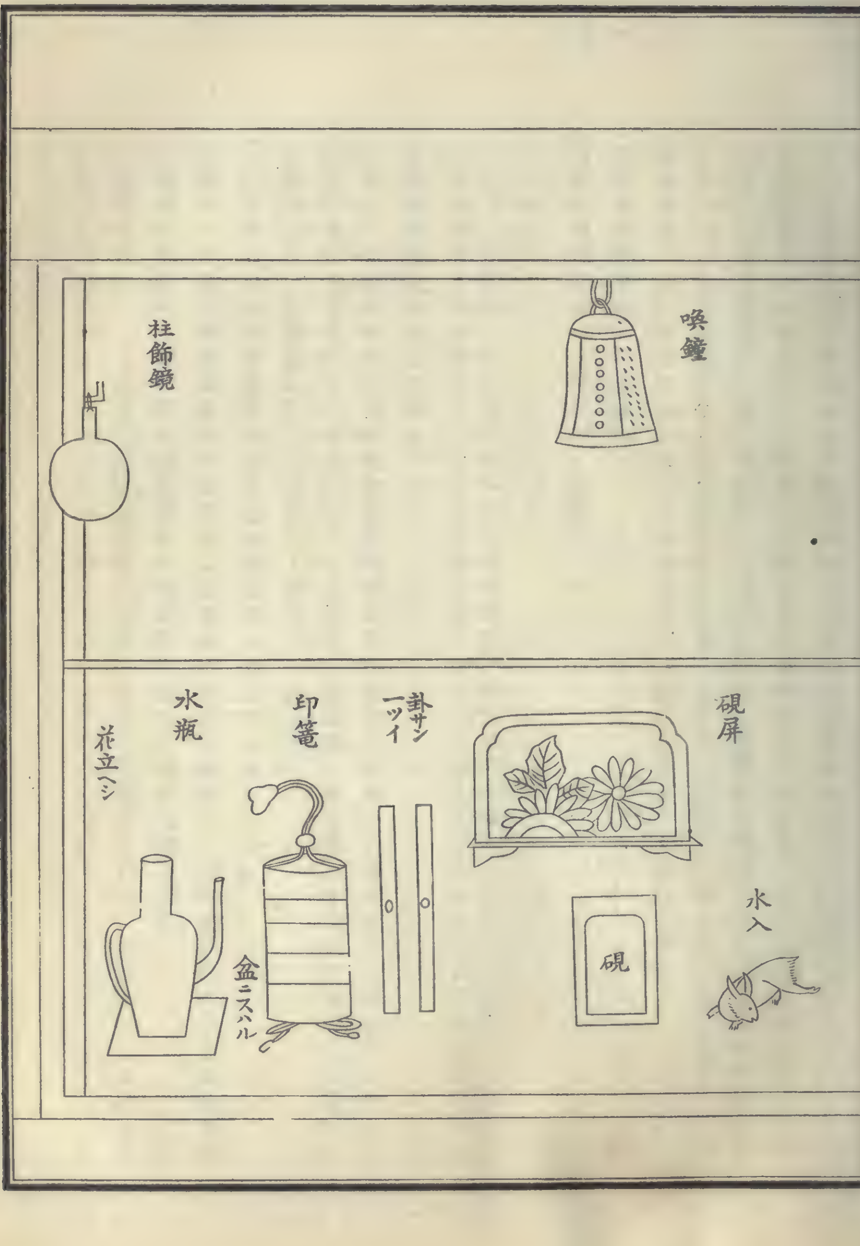
一西のおちま四帖鋪、二間の床あり、上に書院あり、南向御かざり同前、卷物なし、西の方に一間の違棚あり、御置物如斯、○圖略

御めんどうつゞき西の方、御泉殿有、丑寅の角に違棚あり、○圖略

一東山殿御會所九間、嵯峨の間、北東二間、押板あり、牧溪の繪に盧堂和尚の讃三幅一對、常のごとくかゝる、押板の前に、中央の卓堆紅をかるゝ、上に胡銅のすべり香爐、まへに歸花の茶器を置る也、

一同此御殿に、十月より御火鉢を置るゝ、七寶瑠璃なり、臺にすはる、火箸も七寶、三月盡まで、


闔筒
クジ入
香匙臺
香合
聞香炉
シユモク
茶器
刀墨筆


柱飾鏡
喚鐘
水瓶
花立ヘシ
印籠
盆ニスハル
卦サン一ツイ
硯屏
硯
水入

一八景の八幅玉澗四幅一對の横繪、東西の小壁にかゝる、
一西の六間、御置物なし、夏計小壁に四幅一對の繪を、東西に二幅宛かけらる、
一同北のかきつゝじの御間、西北の壹間に違棚をかるゝ、紫檀なり、棚のうへの小壁に、ちいさき横繪二幅かゝる、棚の置物如是、障子の繪、秋の草花ませ垣を書申候、○中略
一同北の石山の御間、東北の一間方なる床有、上押板有、三間、幅三一對の繪、李龍眠三具足如常、東にまなかの違棚、置物如是、障子繪石山勢田大津まで、御座あり、○中略
一東の方、床の下、違棚にそひて書院あり、御かざり如是、○中略

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一四間御成の御座敷に成て、是にて式三獻參、御なんどかまへあり、一間半の押板二幅一對山水、馬麟筆、三具足香筯火筯香合に卓子すはる、茶碗の三具足なり、花は周慶立ル也、眞は松也、○中略
一九間の御座敷西向なり、二間の押板、繪三幅一對、中は王羲之、脇は王輝筆云々、三具足胡銅香筯火筯香合卓子御らつそく、金又兩の脇花瓶、茶碗、花有之、眞何も松也、

○

〔書言字考節用集〕一乾坤附書院　附床

〔紙上塵氣〕附書院一名出府机

〔嬉遊笑覽〕一上居處今世附書院と云ものは、事跡合考に、異邦書院作りの營法を不知して唱ふるものとぞ、書院は、床に、掛物、香爐等あり、棚には書籍等を置き、俗に附書院といふは、其高さ机案のごとく、向ふに明障子を立て、卽この板の上に書籍を披閱し書寫する事、全く書案なり、されば東山殿書院の飾りやう、此板の上に硯筆等を置る、末代猶如此、書を學ぶ爲なれば、如此結構の間を書院といふ、附るといふ字、床の脇に作り付たるを見ていふ俗稱なりといへり、これはそのもと末を

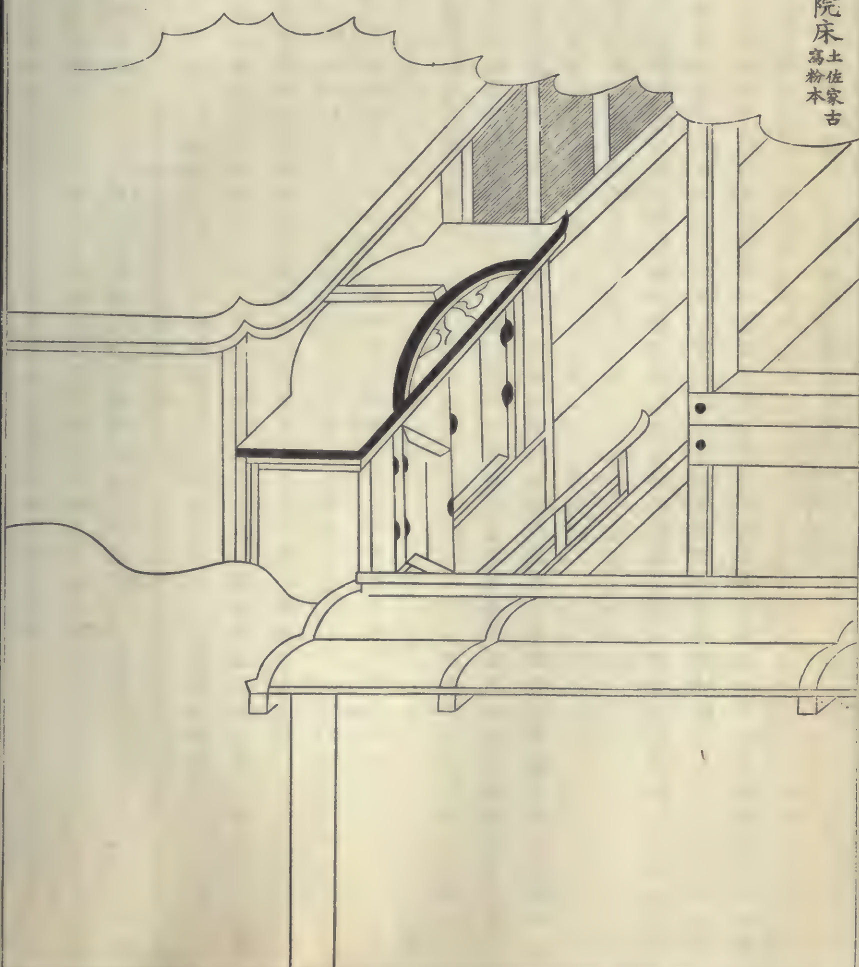
わきまへぬみだりごとなり、附書院の製は、いまだ禪法行はれず、書院といふもなき已前より有しを、後かの書院なる床棚などの趣に似たるから、附書院といふ名も出きしなり、もとこれをば、出し文机(イダシフヅクエ)とぞいひける○○○○圓光大師傳に、上人黒谷にして、華嚴經を講じたまひけるに、青き小ぐちなは、机のうへにありけるを、法蓮坊信空に取て捨べきよし仰せられければ、法蓮坊かぎりなく、くちなはにおづる人なりけれども、師命そむきがたきによりて、出文机の明障子をあけまうけて、塵とりにはき入て投捨てけりと有り、上人の居所なれば傳中其圖あまた所に書きたり、今俗に、高さ一尺ばかりに作りたる佛壇床と云ものゝ、もとより有し佛壇なるを、後に床の間出來て、これも俗稱なり、もとは床のある間をいふ、これをば佛壇床といひし成べし、同例と見えたり、文みる處に、出文机の制よろしかるべし、色々ととりつくろうはうるさし、たゞ明き小窓のもとに、棚板をとりはづしにしたらむは、塵掃ためにもよかるべし、古樣に拘はらず、棚の下床の入べき處はあけて置かざれば、机とするに便りよからず、○下略

〔春波樓筆記〕床、違ひだな、書院とて、古への遺風なり、只名のみにして、其古事を知る者なし、書院には、必文出し机とて、傍に一間ほどの處に窻あり、其窻にあかり障子を四枚立つ、えんの方へ差し出したる者なり、今において田舍にはあるものなり、江戸は數々火災にて、諸侯の家にも書院の名のみにして、文出し机なし、

〔家屋雜考五〕書院造○附書院中略

附書院　是を書院床○○○また明床○○○明書院○○○などもいふ、そのかみは、たゞ書院とのみいへり、こはもと書籍を載せ置き、又よみかきをもせし所なれば、やがて其所をさして書院といふとこゝろえ、時俗の唱へ誤りしものなり、偖是等の事、後世床の間、明床、袋戸、違棚などいふ物を便利とし、貴賤家作のさま一變せしほどの事なる故、もと其造りさま〳〵なりしことを志らしめむため、左に古圖ども少々縮寫して出だせり、猶併せ考ふべし、また出文棚(イダシフミタナ)ともいふといへり

〔家屋雜考五〕書院床 土佐家古寫粉本





附書院圖（法然上人行狀畫圖卷第十七所載）

書院飾

〔新編武家雛形〕つ。け。じ。よ。い。ん。の事

一柱のふとさは大柱めんうち、ちのいたのたかさは八寸、つけしきいの上ばよりいたの上ばへいたのあつさは壹寸八分、

一おとしがけのたかさは、うちのりなげしの上ばを、おとしかけの下ばにあふなり、中かもいのたかさは、だいわの下ばと、ちのいたの上ばを三つにわりて、二ぶんが中かもいの下ば也、かもいのたけは、しよいんの柱めんうち半分、ちのいたのひろさは、まゑのはしらめんうちより、めん壹つ入て、それよりみぞのつらまで、壹尺三寸より、だうたいはひろし、

〔君臺觀左右帳記〕座敷飾

繪三幅、四幅、小繪、横繪ノ掛ヤウ、同押板違棚以下ノ飾ヤウ、凡畫圖ニ記候、○中略

書院ノカザリ、此分可ㇾ爲二本飾一候、此外ニハ物數ヲ略セラレ、四色五色ニテモ飾レ候、物數ヲキソロヘ候事ハマレニ候カ、

軸ノ物ノ臺、マレナル物ニテ候アイダ、方盆ナドニモスヘラレ候、又スハリ候ハデモ不ㇾ苦候ヘドモ、略儀ニテ候、筆架ノヤウナル物ニモヲキ候、

印籠ヲモ小盆ニスヘラレ候、又スハリ候ハデモ不ㇾ苦、

水瓶ハ必小盆ニスハル物ニテ候、何ニテモ時節ノ花一本立ラルベシ、書院上ニ喚鐘ヲツラレ候時ハ、必右ノ柱ニハ執木ヲ掛ラレベシ、喚鐘ヲノケテツリ、香爐ナドツラレ候時ハ、シユモクヲノケテ何ニテモ別ノ物掛ラルベシ、

書院此外ニハ、石鉢ヲ三ニテモ五ニテモソロヘ候テ置ルベシ、又花バカリ二三瓶立コトモ候也、又中ニ石鉢ヲ置レ候テ、兩ノ脇ニ花瓶一對モ可ㇾ然候也、

○按ズルニ、此書ニ載スル所ノ座敷飾ノ圖ハ、上文床飾條ニ收ムル所ノ、御飾記書院飾圖ニ同

ジキヲ以テ之ヲ略ス、

〔御飾記〕一書院、筆一對可置事尤なり、一對無ば一もよく候、○中略

一書院の飾は、七飾ともいふなり、

一書院のかざり様、一番に硯屏、二番に硯置て間の寸をとりて、筆架ををく、次水入、次に軸物、次に印籠、次に卦算、次に水瓶、いづれも竪横ともに押板の中にをく、硯ばかりは硯屏を置間前へよるべし、○中略

一書院に喚鐘無は、略義なり、○中略

一おりくぎ、書院之柱之外にうつべからず、同柱飾書院之外にすべからず、

〔太平記三十七〕新將軍京落事

爰ニ佐渡判官入道道譽、都ヲ落ケル時、我宿所ヘハ定テサモトアル大將ヲ入替ンズラントテ、尋常ニ取シタヽメテ、○中略書院ニハ、義之ガ草書ノ偈、韓愈ガ文集、眠藏ニハ、沈ノ枕ニ、鈍子ノ宿直物ヲ取副テ置ク、○下略

棚　厨子　押入

棚ハ、タナト云ヒ、又庋、棚閣、架、板擧等ノ字ヲ訓ゼリ、棚ハ家居中、適宜ノ處ニ造リテ、器具物品ヲ收メ置ク用ニ供スルモノニシテ、戸ノ設アルヲバ戸棚ト稱ス、後世ニハ、違棚、袋棚等ノ制アリテ、之ヲ床間ノ傍ニ設ケ、香爐、食籠、花瓶、茶器等ヲ飾ルコト、床間ニ床飾ヲ爲スガ如シ、中世ノ家作ニ、厨子ト稱スル處アリ、コハ今ノ押入ノ類ニシテ、家ニ作附ケタルモノナリ、

名稱

〔新撰字鏡木〕棚蒲恒反、閣也、盛ㇾ備器也、薄登反、太奈、〔同支〕庋居倚反、上、食閣也、多奈、

〔段注說文解字〕六上木〕䈬棧也、通俗文曰、板閣曰棧、連閣曰棚、析言之也、許云、棚棧也、渾言之也、今人謂架上以蔽下者皆曰棚、

〔倭名類聚抄〕十居宅〕㭿〇中略　棚閣附　棚閣 和名多奈 棚格二音

〔類聚名義抄〕三木〕棚 音朋、タナ、ヤナグヒ、　棚正　㭿　棚俗　棚　欄タナ

〔伊呂波字類抄〕太地儀〕棚閣 タナ 俗用上一字

〔下學集〕下器財〕棚タナ

〔書言字考節用集〕一乾坤〕庋タナ 所以藏食物也、棚 同上、又瑞棚 音彭、韻曰棚棧也、閣也、 架 同

〔倭訓栞〕前編十四〕たな　日本紀古事記に、板擧をよみ、倭名抄に棚閣をよみ、姓氏錄に桁をよみ、新撰字鏡に、㭿又庋をよみ、常に棚をよむ、類聚雜要につり棚みゆ、

〔古事記傳〕七〕板擧ハ、書紀、垂仁卷に、天湯河板擧てふ人名ありて、其にも板擧此云挖儺と見えたり、板を高く挈擧て、物置所に構る故に、如此書るならむ、新撰字鏡に、棚閣也、太奈、和名抄に棚閣、和名多奈とあり、常にも此棚字を用ふ、万葉にも多那てふ言の借字に、此を書り、〇註略

〔嬉遊笑覽〕一上居處〕今は床の脇には棚あり、よりて床棚など幷べ稱す、もと棚と云ものは別にありて厨子たなと幷べ稱す、其棚は二階三階あり、是を居へ置て、物を置く處に用ふ、書などを置をば、今も書棚とて別にあり、この棚を床の旁に作り付にしたるなり、勝手には戸棚など云物も出來れり、又今つけ鴨居の上に、只一枚の板を横にわたして棚と云ものは、昔は間木と云しにや、〇下略

〇按ズルニ、間木ノ事ハ、長押篇ニ在リ、參看スベシ、

〔紙上蜃氣〕棚又云　庋

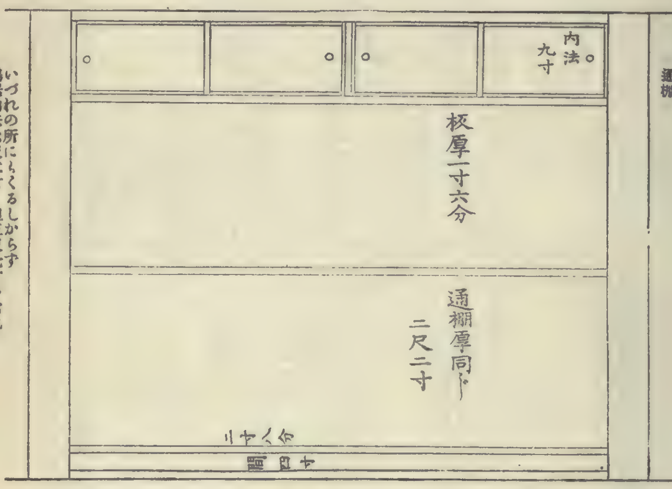
板厨　通棚　通違棚　二重違棚　三重違棚　仕切違棚　烏棚　冠棚　上下棚　雁木棚　重

違棚　屛風棚　島棚　井樓棚　扇棚　蓬棚　卓棚　大井樓棚　藤棚　松棚　柳棚　楓棚

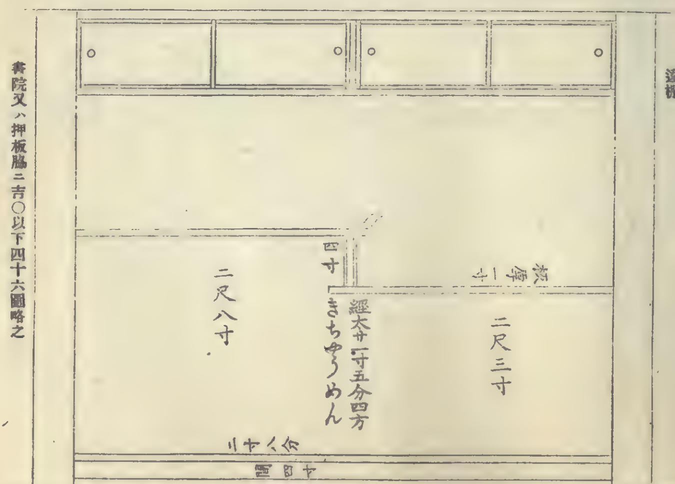
折上棚　通向棚　袋棚　二階棚　具足棚　千鳥棚　御物棚　雙袋棚　大輪棚　重々棚　釣

棚　假粧棚　呉服棚　火打棚　道幸棚　中棚　向棚　次第棚　膳棚

〔工匠手鑑〕



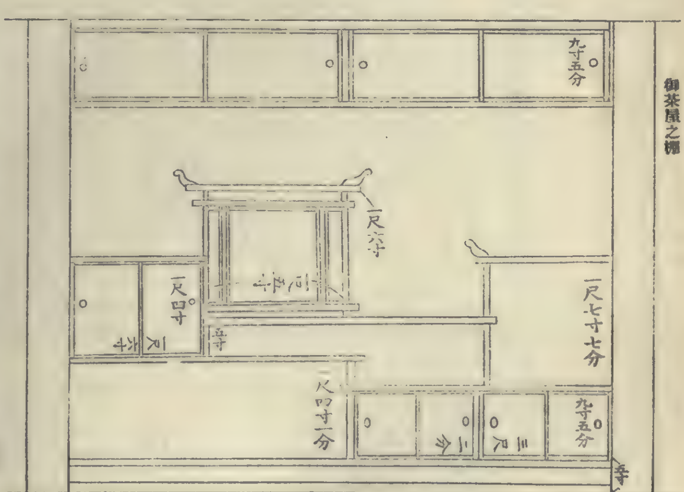
いづれの所にもくるしからず
鴨居内法六尺二寸　但五尺七寸ハ常也
横壹間　柱四寸



書院又ハ押板脇ニ吉○以下四十六圖略之

右番匠相傳之棚也　都合四拾八品

次ニ女院御所方御茶屋之棚、略圖、



○按ズルニ、右圖ノ外、本書ニハ、通違棚、二重違棚、三重違棚、落違棚、仕切違棚、冠棚、函木棚、屏風棚、鳥居棚、折上棚、袋棚等種々ノ圖ヲ載セタレドモ、今此等ヲ略セリ、

〔古事記 上〕此時伊邪那岐命、大歡喜詔、吾者生々子而、於生終得三貴子、卽其御頸珠之玉緖、母由良邇(此四字以音、下傚之、)取由良迦志而、賜天照大御神而詔之、汝命者所知高天原矣、事依而賜也、故其御頸珠名、謂御倉板擧之神、(訓板擧云多那)

〔令義解 五軍防〕凡軍器在庫、皆造棚閣、(謂棚、閣也、棚閣、棧閣也、)安置、色別異所、以時曝涼、(謂歲一曝涼也、)

〔延喜式 五齋宮〕棚案一脚(○中略)

右殿部所請

〔延喜式 三十四木工〕神事幷年料供御(○中略)棚案(長三尺、廣一尺三寸、高二尺五寸、)長功五人、中功七人、短功九人、

〔延喜式 三十八掃部〕雜給料(○中略)造鋪設所須高棚二枚(隨破請換)

〔源氏物語 五十東屋〕こなたは、はなれたるかたにゝなして、たかきたなづし、一よろひばかりたて、びやうぶのふくろにいれこめたる、所々によせかけ、なにかのあら〳〵、かなるさまに、ゝはなちたり、

〔源氏物語 三十八鈴虫〕秋比、にしのわた殿のまへの、なかのへいの東のきはを、をしなべて、野につくらせ給へり、あかのたななどして、そのかたにゝなさせ給へる、御ゝつらひなど、いとなまめきたり、

〔方丈記〕其家の有樣、よのつねならず、ひろさわづかに方丈、たかさは七尺ばかりなり、所を思ひ定めざるが故に、地をゝめて作らず、(○中略)いま日野山の奧に、跡をかくしてのち、南に假の日がくしをさし出して、竹のすのこをしき、そ(の)西に閼伽棚を作り、うちには、西の桓にそへて、阿彌陀の畫像を安置し奉り、落日をうけて、眉間の光とす、

〔徒然草 下〕平宣時朝臣、老の後、むかしがたりに、最明寺入道、(○北條時賴)あるよひの間に、よばるゝ事ありしに、やがてと申しながら、ひたゝれのなくて、(○中略)うち〳〵のまゝにてまかりたりしに、てう

戸棚

しにかはらけとりそへてもて出て、此酒をひとりたうべんがさう〳〵しければ申つる也、さかなこそなけれ、人はしづまりぬらん、さりぬべき物やあると、いづくまでも、もとめ給へとありしかば、しそくさしてくま〴〵をもとめし程に、だい所の棚に、小土器にみその少つきたるを見出て、これぞ求えてさふらふと申しかば、事たりなんとて、心よく數獻に及びて、興にいられ侍りき、其世にはかくこそ侍しかと申されき、

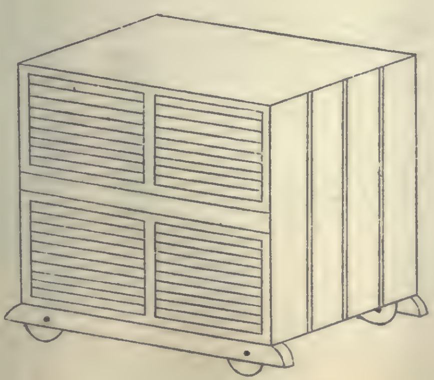
〔書言字考節用集一乾坤〕板厨（トダナ）

〔倭訓栞中編十六登〕とだな　戸棚の義、棚に戸のある也、袋戸棚と稱するは、袋棚より起れるなるべし、

〔籠の花上〕車戸棚

又車戸棚といふもの有、これも同じをり（文政二年四月二荒山參拜）日光街道石橋宿といへるうまつぎの茶店にあるを見たり、世の人のさるものありともしらぬものなれば、これもその圖を摸して左にのす、併せ見るべし、とにかくかたいなかこそ、古へぶりの器ものも遺りあるものなり、

車戸棚の圖、大きさは常の戸だなにかはる事なし、いと無骨につくりなしたるものなり、



〔書言字考節用集乾坤一〕違棚チガヒダナ　袋棚フクロダナ

〔倭訓栞中編不二十二〕ふくろだな　袋棚なり、行幸御幸の時、疊紙香具などを袋に入て持す、そを納め置の棚也といへり、一説には、茶人紹鷗始て造るといへり、よて紹鷗棚と名くるあり、

我名をば大黑庵といふなれば袋棚には秘事をこめける、鷗四條室町に住す、蛭子社に相隣るをもて大黑庵と名くとぞ、〇下略

〔松屋筆記六十一〕違棚

犬筑波に、草紙一帖うせはてにけりわが部屋にとき〴〵物のちがひ棚、とありて、ふるき名目也、

〔家屋雜考五〕書院造

棚　中古以來武士の住居には、必、棚といふものあり、一説に、軍防令に、軍團の府庫へ棚を設け、兵士をも一人々々の甲冑及隨身の具を納め置きたる事みゆれば、是等の遺制にやといへり、いまだ其始を詳にせず、但是も寢殿造の家なれば、御厨子、黑棚などいふ器物をのみ用ひられし事なれば、今時の如く居間客對の間ともに、違棚、袋棚などいひて、つくりつけにする事は、武士の家居より移れるにてもあるべし、一書に、違棚は武士の高名したる、首どもを載せ置く所なり、首には尊卑ある故、二段にも三段にもするなり、袋棚は、右の首どもを納め置く所にて、首桶の高さ壹尺の定法なれば、袋棚の高さは、內のり壹尺壹寸にするなりなどいふ事見えたれども、ひとつとして據もなき妄說なり、慶長の頃、寫しゝ匠家の傳書には、上の棚、中の棚とて、中の棚をば一文字にして、打ち違へざるもみえ、上の棚には戶ありて、是を袋戶といふよしみえ、袋棚といふは、今時地袋戶とて、別に下へも仕付けたるを圖せり、其口傳書に、押板の右にあらバ、かやう〳〵、書院を前に受けたらむには、かやう〳〵など志るし、古きものなること疑もなき物にて、萬治の頃、上木せし武家雛形といふ書と、大旨相似たり、今一二を左に載す、〇中略

棚飾

後世の棚〇圖略棚をかくの如く造り付にするは、やゝ後の事なり、今時の如く、必しも違棚にするのみにはあらず、かく一文字にしたるを通り棚といふ、違棚も形さま〴〵あり、

袋棚の圖〇圖略近昔までもかく下に戸あるをさして、袋棚とはいひしことなり、

古代の棚の圖、〇圖略こは圓光大師の繪傳に見えたり、大抵古代の棚は、常人の家のといへども、多くはかくの如くにて、造り付にあらず、

〔橘庵漫筆初編三〕違棚、袋棚といへる物、今世は僭して民間にも設たる家あり、元來違棚は、月卿雲客の家に設給ふ物なり、客有て正堂に入來のとき、客の冠を上の棚に置、烏帽子は下の棚に置る爲に設らるゝ物とかや、袋棚といへるは、又恐れ多も上なき物を入らるゝ棚にて、金枝玉葉の止んごとなき御殿に設らるゝものとぞ、天子常の御調度どもを錦の嚢に入らる、則下々の紙入を、はな紙袋といふ類なるべし、それを天子入御のとき、御侍兒頭に戴て御參ある、主設せし方、其袋を請取奉て、彼袋棚に入置るゝとなり、故に冠烏帽子の棚より袋棚は上にある也、〇中略扨足利家京都に御所を立られしより、公武混じ、違棚袋棚を末々の武家迄設らるゝより、終に僭して民間に設ることは何事ぞや、袋棚は書畫の軸物と、白砂糖の相借屋となり、違だなには、糸のまくらべ鶴の聲の置處と思へり、〇中略

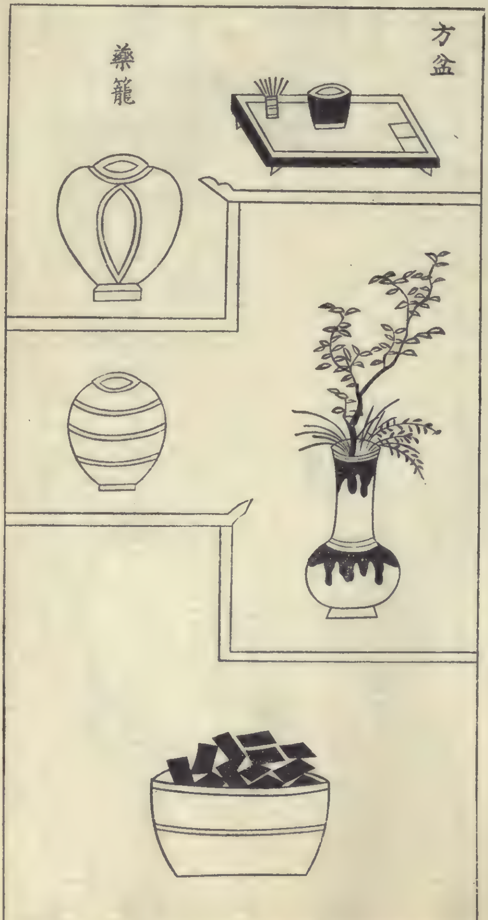
武野紹鷗袋棚の制有は、志野宗信に乞て補理せられしものにて、別に設られしものならずとぞ、志野棚四種の内なりとかや、勿論正堂の袋棚とは同名異物なり、多田南嶺これを混じていへり、〇中略

違棚に血落しとて、壁添にて明る法有り、然ども憚こと有ば爰にもらす、

〔仙傳抄〕一ちがひだなの花のこと、とひやうしぐちは五寸五分、ほそ口は三寸四五分に、しんを心得て然べき也、たゞしほそ口、とひやうしぐちによるべし、いづれもよきやうに然べし、花五へい

三へいもつかふべし、上のはなと下のはなのあひしらひ、左右にこゝろえ有べし、下の中にはかけ立つかひ候はんが、大きなるは右にをくべし、花のつかひやうくでんあり、又ちがひだなのかけゑかけ字あらば、それにはなもしたがふべし、○中略

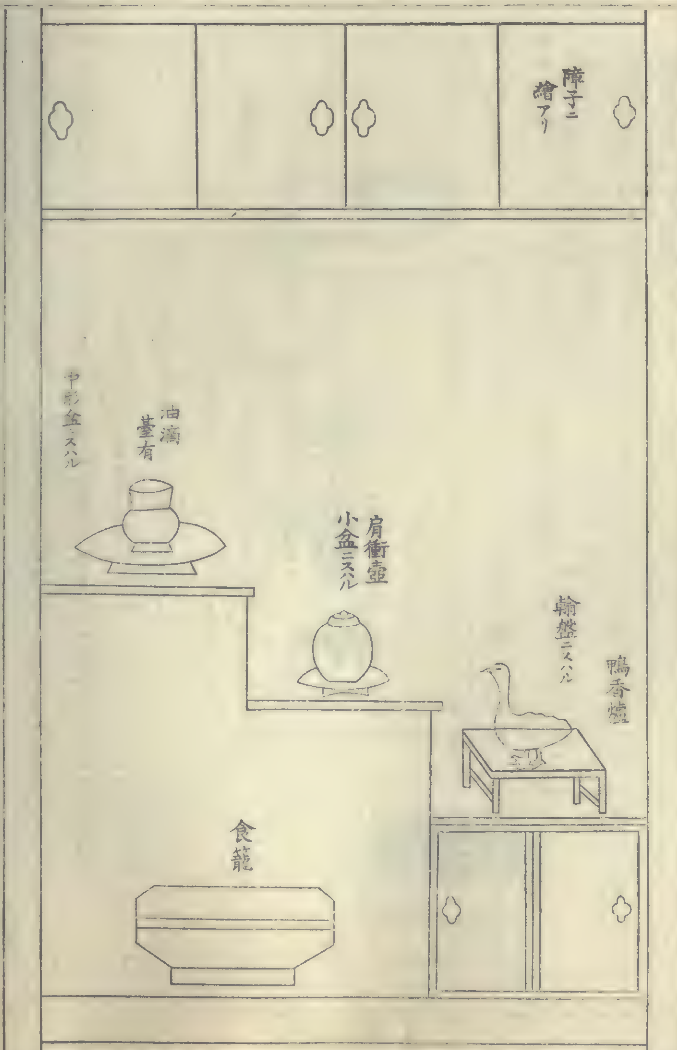
一たなの上には、つくえををかぬ事也、盆に花びんをすへべし、をしいたには、花りんの卓ををくべし、ちやわんのくわびんを、ちやわんの臺にすへべからず、くわりんのぼん、又くわりんの卓なんどのうへにをく、或はかんはんなどにてもよき也、



〔君臺觀左右帳記〕座敷飾

繪三幅、四幅、小繪横繪ノ掛ヤウ、同押板違棚以下ノ飾ヤウ、凡書圖ニ記候、(中略)

一間違棚



此棚ハ、御會所ニ不斷カザラレ候、(下略)

〔三好筑前守義長朝臣亭江御成之記〕一違棚には、御盃同臺盃にすはる、湯瓶、是違棚の重の下に在之、下の重に食籠置也、春阿彌陀佛嚴被申之、

○

〔易林本節用集乾坤〕厨子ヅシ

〔筆の靈前篇三十六〕家の内の所の名に、厨子と云あり、右に辨ひつらねたる厨子共と、意の似たる用をなすによれり、今の押入の戸棚などの類なるべし、

〔長門本平家物語三〕師高、井土田を逃去て、當國に蚊野と云所に忍びゐたりけるを、小熊郡司惟長と云者聞つけて、よせてからめんとしけるに、師高なかりければ、兵ども歸らんとしけるところに、檀紙にて髮のあかをのごひて、捨たるが有けり、これを見つけて、猶よく〳〵あなぐりもとめけるほどに、民の家にはづしと云所あり、それに師高かくれて居たりけるを、求め出してからめんとしければ、自害してけり、

長押 間木 閾併入 鴨柄

長押ハ、ナゲシト訓ズ、蓋シナガオシノ義ニシテ、短押ト相對スル稱ナラント云ヘリ、短押ノ名ハ、未ダ家作ニハ之アルヲ聞カザレドモ、延喜大藏式ノ造幄幕幔用度ノ條ニ、紺幄一字云云、長押三條、短押八條ト見エタレバ、長押ニ對シテ短押ト云フモノヽアリシコトヲ知ルベシ、長押ニ、上長押、下長押ノ別アリ、又室町時代ノ家作ニハ、中長押ト稱スルモノモアリト云ヘリ今ハ上長押ノミヲ單ニ長押ト稱シ、下長押、中長押等ノ名ナシ、古ノ長押ハ、鴨柄ノ上ト、閾ノ下トニ在リテ、鴨柄閾ニ平行シテ、柱ノ外ニ帶ノ如ク押當テタル厚板ノ名ニシテ、物語

等ノ文ニ、長押ニ腰打掛ケナド云ヘルハ、皆下長押ヲ指セルナリ、今昔物語、玉海等ノ書ニ、間木ト稱スルモノ數多見エタリ、今此名ナシ、蓋シ長押ト同物ナラント云ヘルハ是ニ似タリ、

鴨柄ハ、今鴨居ト稱スルモノニシテ、上長押ノ下ニアリテ、閾ト上下相對ス、閾ハ古クシキミト云ヒ、後ニハシキヰト稱シ、敷居、今鴨居ナドモ書セリ、開戸ノアル處ニハ、樞(クルヽ)ノ牝(トボソ)ヲ、此ノ鴨柄ト閾トニ穿チ、遣戸ニハ溝ヲ穿ツ、

名稱

〔倭名類聚抄十居宅具〕長押　本朝式云、長押、和名奈介。。之。見功程式等、

〔箋注倭名類聚抄三居宅具〕廣本、功程式作本朝式、注末有見功程式等五字、按、長押又見西大寺資財帳、延喜大神宮式、又高欄長押、見太神宮儀式帳、奈計之、見空物語樓上上卷、源氏物語夕皃卷、椎本卷、榮花物語玉臺卷、皆謂在廡下簀子内、俗謂下長押、昌平本、下總本有和名二字、恐非是、

〔類聚名義抄三手〕長押ナゲシ

〔下學集上家屋〕長押(ナゲシ)漢云承塵(シヤウヂン)、

〔節用集天地奈〕長押(ナゲシ)漢云承塵、或作鐵石、

〔書言字考節用集一乾坤〕承塵(ナゲシ)　長押同順和名

〔紙上蜃氣〕半長押(ハンナゲシ)　長押(ナゲシ)上(ウハ)長押也　承塵下(シタ)長押也　盛塵(ゼウヂン)同上

〔壒囊抄三〕内裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、

屋宅具○中略長押(ナゲシ)

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕長押　和名奈介之

長押、見本朝式及功程式等、

按、長押在鴨居之上、横木也、近年令禁民家作長押、

〔東雅 宮室 六〕和名抄に見えし屋宅具、多くは後世にいひなづけし所と見えて、其義自ら明かなれば、釋するにも及ばず、それが中、一二の釋しつべき物をばこゝに附す、○中略 功程式を引て、長押の字、讀でナゲシといふは、卽ナガオシ也、文選にみえし承塵の字、讀でナゲシといふは然るべからず、承塵といふものは仰塵ともいひ、仰陽仰板などとも、又天花板などともいひて、此にして天井板といふもの也、長押といふものにあらず、延喜式大嘗宮の制しるされしにも、以檜竿爲天井、席爲承塵と見え、和名抄にも、釋名を引て、承塵は施於上承塵也、此間名如字と注したり、

〔倭訓栞 前編 十九〕なげし　功程式に長押と書り、義字の如し、承塵をよむは非也、承塵は天井板也といへり、江次第に、於長押上突右膝之後進、源氏に、なげしに押かゝりておはすれば、枕草紙に、一尺と二尺ばかりの高さの、なげしの上におはしますなど見えて、長押は上下にあるもの也といへり、物に落なげしとも見えたり、今いふ落しがけ也、

〔四季草 秋草 家作 六〕長押

長押(ナゲシ)の事、鴨居の上に打付たる横木を、長押といふ事は、誰も知たり、鴨居の下に打付たる横木をも長押と云事を、今は知らぬ人あり、源平盛衰記 巻十三 信連合戰の條 に、長押に尻かけ、大床に足差出しといへり、義經記 三の口通り給ふ條 に、辨慶長押の上につい居て、腰のほら貝とり出し、おびたゝしく吹ならしとあり、つれ〴〵草 百五段 なみ〴〵にはあらずとみゆる男女と、なげしにしりかけて物がたりするありさまとあり、これらは大なる家作りは、椽より敷居までの間高くて、敷居の下外の方に長押を打なり、釘かくしも有り、長押といふ事を知らぬ人もあるゆゑに記しおくなり、

〔夏山雜談 一〕長押(ナゲシ)ハ、鴨柄(カモヘ)ノ上、又ハ閾(シキミ)ノ下ニモアルモノナリ、高貴ノ家ハ勿論、佛寺堂ナドニ、椽ト閾ノ間ニ長押ヲ作ルナリ、平人ノ家ニハ、長押造ハセヌコト也、

〔茶山翁筆のすさび 三〕一ナゲシ敷居　上はなげし、下はしきゐといふは、近世のことなり、一間ご

とに、其間にたかきしきゐありしを、なげしといふこと源氏にも見え、また義經記にも見ゆといふ、荒木爲五郎話、

〔松の落葉 三〕長押

なげしは、母屋と庇との中のへだてのうへしたにあるものにて、志たなるはたゞひろくぞありける、西宮記十四の卷に、跪長押下、兩三度、膝行昇長押、同記十九の卷に、獻盃者、跪於長押上獻之とあり、のぼるといひ、うへにもゐたるを見て、せばからぬほどをしるべし、母屋は庇よりはいたく高かりしなり、さるゆゑに、なげしもたかくぞありける、源氏物語夕顏卷にも、例ならぬ事にて、おまへ近くもえまゐらぬつゝましさに、なげしにもえのぼらずと見えて、庇より母屋にいるにのみ、長押にのぼるといへり、母屋のかぎりたかきほどしられたり、大鏡六の卷には、御病いたうせめて云々、御簾のとにゐざり出させたまひしにも、長押をおりわづらはせたまひてとあり、これにていよ〳〵さなめりとおもはる、母屋よりはなげしにのぼりたまふことなく、たゞおりわづらはせたまへり、

〔俚言集覽 奈〕なげし　ゲ濁、和名抄長押、本朝式云、長押和名奈介之、見功程式等、愚按、ナゲシを長押と書くは、ナガヘシ也、ガヘの反ゲ也、故にナゲシと云也、押をヘシと訓るは、女郎花を姫押と書るへしに同じ、今も俗へシ折ると云る言あり、徒然草、御堂の廊に、なみ〳〵にはあらずと見ゆる男の、女とナゲシに志りかけて、物がたりするさまこそ、注、長押は上下にあり、承塵とも書り、こゝにては下のナゲシ也、源氏夕顏に、ナゲシにもえのぼらずとあり、愚按、此ナゲシは、今江戸に云ナゲシにはあらず、承塵はナゲシにはあらず、○下略

〔筆の靈 後篇五十三〕此簾の下にあたれる、今いふ志きゐの如き木は、なげしなり、あみ衣の條の堂のなげしなどはよくみえたり、其外も多きを合せみるべし、和名抄に、本朝式云、長押和名奈介之、

見功程式等、とある是なり、延喜式（三十の卷）に、長押三條、（長各六丈七尺、廣三寸、）短押八條（長各二丈四尺、廣三寸八分、）とあり、是は幕の用途を云るなり、然るに長押短押と云るは常に異なり、おほ方の昔書にみえたるは、此短押をも分たず、なげしと云る事と聞えたり、長と短と相對へたる稱なる事ハ是にて知るべし、さて是はゆかの板の繼め、壁塗る界めなどに此木を置て、おさふる故に、然は稱づけたる物なり、其おなじ木を幕にも用ふれば、呼うつして然云にて、今柱を貫る木にぬきと云があるを、然らぬ事に用ふにもぬきと呼ぶが如し、源氏物語東屋に、なげしにかゝりそめにゐたまひてとあるは、內外の界めなる長押のところに、かゝりに居るを云へるなり、又源氏物語、枕草子等に、なげしの上におはしますと云事あるは、其內を云なり、次に引く文どもなると同じ、又枕草子御經の事にと云條に、其うしろにはたゝみ一ひらを、長さまにへりをして、なげしの上にゐきてと有るなども、長押の木をさすにはあらず、江家次第大臣家大饗の條に、攝政關白下居長押下平伏といひ、除目の條に、勅許之後、大臣召參議一人、被召者微音稱唯參進、經簀子敷候大臣後（上古居長押下、近代居長押上、）といひ、御書始と云へる條には、侍讀置書於座前、昇長押上膝行進寄御案前ともみえ、中右記嘉保三年三月十一日に、敷圓座於御座間前（長押下）といひ、玉海建久元年十一月九日の條に、西簀子給圓座一枚、余候長押上と見え、また仁安二年十月九日に、於本堂有誦經事、攝政座正面長押上、資長雅賴祗候緣云々、また嘉應二年三月廿五日に、長押下居行跪登長押上云云、また五月十日に、經簀子入當間、著長押上座などもあり、是は長押の內を云へるなり、長押の外の方は低ければ、內の高き方を上と云へるなり、今昔物語十九に、長押ニ枕ヲシテ、假染ニ寄臥タリケル程寢入ニケリとあるも、高き方のよき程なりしを枕にしたるなり、盛衰記十七、祇王祇女ヲバ一長押落タル廣廂にスヱとも云へり、徒然草に、男女となげしにゐりかけて、物がたりする樣云々とあるも、ひくき方に足を置てなげしの高きにゐりかけたるなり、あみ衣の條の畫なるなども、此內と外は板敷に高下ある樣、明に

見えたり、内は高ければ上と云事にはありしなり、長押の下といへるも右に引たる中に有るに合せて心得べし、實に此木の眞上にのり居んは、足痛みて堪べからす、宇治拾遺物語二三ノ條に、堪かねて御すを打かづきて、なげしの上にのぼりて、扇をかきて引よせられける、古事談に、群鳩更入寢屋中、居長押上云々、公事根元に、御殿のなげしの上なる白木の机に置て、次第に座につくなどあり、

〔續修東大寺正倉院文書 別集三十一〕山作所解　申三月告朔事

合材伍佰肆拾參物〇中略　肆伯貳拾壹物月中所作〇中略

長押八枝六枝各長二丈二尺 二枝各長一丈二尺　並廣七寸　厚四寸半　工十一人六枝別一人半 二枝別一人〇中略

以前、起三月廿五日所請所用雜物、顯注具件如前、以解、

天平寶字六年三月廿五日　三島豐羽

玉作子綿

〔類聚國史 百七十三 災異〕弘仁十四年十一月壬申、亥剋巡大藏舍人等、呼失火於大藏省、左右大辨等奔波撿挍、有人持炭火插東十四間長殿東面長押、且撲火且出物、

〔空穗物語 初秋 一〕あだならぬ人もあめりやとて、みすみき帳のなかにかくれて、なげしにをしかかりて、たゞあて宮のおまへにさふらひて、ものなど聞えて、〇下略

〔枕草子 一〕うら〳〵と、のどかなる日の、けしきいとおかしきに、はての御はん、もたる藏人まいりて、おものそうすれば、なかの戸より、わたらせ給ふ、御ともに、大納言殿周〇伊まいらせ給ふて、ありつる花のもとにかへりゐ給へり、宮の御まへの、御几ちやうをしやりて、なげしのもとに出させ給へるなど、たゞなにごともなく、よろづにめでたきを、〇下略

〔枕草子 四〕二月つごもりがた、雨いみじうふりて、つれ〳〵なるに、御物いみにこもりて、さすがに

さう〳〵しくこそあれ、物やいひにやらましとなん、の給ふと人々かたれど、よにあらじなど、いらへてあるに、一日、じもにくらしてまいりたれば、よるのおとゞに、いらせ給ひにけり、なげしのしもに、火ちかくとりよせて、さしつどひて、へんをぞつく、〇下略

〔枕草子十一〕まいりたれば、はじめおりける人どもの、物の見えぬべきはしに、八人ばかり出ゐにけり、一尺と二尺ばかりの、高さのなげしのうへにおはします、こゝにたちかくして、ゐて參りたりと申給へば、いづらとて、几帳のこなたに出させ給へり、

〔源氏物語二帚木〕女君はたゞこのさうじぐち、すぢかひたる程にぞふしたるべき、中將のきみは、いづくにぞ、人げとをきこゝちして、ものおそろしといふなれば、なげしのしもに人々ふしていらへすなり、

〔源氏物語四夕顏〕右近も、うごくべきさまにもあらねば、ちかき御き帳をひきよせて、なをもて參れとの給ふ、例ならぬことにて、おまへちかくも、えまいらぬ、つゝましさに、なげしにもえのぼらず、なをもてこや、ところにしたがひてこそとて、めしよせて、みたまへば、たゞこのまくらがみに、夢にみえつるかたちしたる女、おもかげにみえて、ふときえうせぬ、〇下略

〔源氏物語十賢木〕おほかたのけはひわづらはしけれど、みすばかりは、ひききて、なげしにをしかゝりてゐ給へり、

〔源氏物語五十東屋〕涙をのごひつゝ、辨の尼君のかたに、立より給へれば、いとかなしとみ奉るに、たゞひそみにひそむ、なげしにかりそめにゐ給て、すだれのつまをひきあげて物語し給、〇下略

〔榮花物語十六本の雫〕かゝる程に、月ごろ、御堂のいぬゐのかたに、へだてゝ、うへ〇倫子の御だうたてさせ給へり、〇中略御だうのありさま、ひさしのかたにめぐりて、寺ばうのなかどこのやうに、たゝみひとしきしくばかりのほどの、なげしのたかさ、四寸計の程のけてつくりて、それににしきのは

上長押
下長押

しさしたる、ながだゝみどもを、にし東きた南とまはりて、ゑかせ給へり、佛のおまへに、高座のひだり右に、禮盤たてよせ給へり、そのひさしのなげしのしものかたのいたじき、影みゆるばかりみがゝせ給へり、

〔榮花物語 煙の後 三十七〕五月、最勝の御八講あるべしとあるに、女院も、内におはします、皇后宮〇寛子 うへの御つぼねにおはします、清涼殿のうしとらのつまど、わたどのかけて、れいの弘徽でんのうへの御つぼねのやうなり、おはしますほどばかりに、御帳よりはせばく、ことになげしちひさやかなるたゝみ、ふたひらばかりしくほどにて、みすめぐりてかけて、からあやのこもんのかべしろ、ゑなどかきて、かけめぐらかさせたまへり、

〔江家次第 正月 一〕供御藥

元日早旦、御裝束、垂東廂南第一二間、幷第五間御簾、以晝御帳南北面御几帳、立於第三四間、晝御座前敷菅圓座一枚、爲陪膳女房座、其南又敷一枚、爲尙藥座、以南面端帖二枚、當第二間北柱南邊、東西行敷之、爲命婦女藏人座、返晝御座孫廂灯樓綱、鋪菅圓座於孫廂南第三間南柱之北、去長押三尺許、爲後取座、〇下略

〔江家次第 正月 二〕大臣家大饗〇中略

次外記史著(昇自南面階、著對東庇座、北上東面、對座外記著西、史多者下藹渡西、)酒部幄人、各著座、(諸司八人許歟、經一分官人七著床子、)召使等、來取公卿沓、(辨少納言侍等、各取沓、)敷主人座、(宮置座、敷親王座東間、主人勸盃間可敷、)主人起座、(參議以下、平伏、辨、少納言、外記、史、動座、平伏、攝政關白、下居長押下、平伏、)

〔無名抄〕一業平の中將のいへは、三條坊門よりは南、高倉より西に、高倉おもてに近比まで侍き、〇中略なげしも、皆まろにかどもなく損なりて、誠に古代の所とみえ侍き、

〔類聚名物考 宮室 二〕長押　なげし

上長押は、今も鴨居の上に打横木也、下長押は、敷居と見てよし、

〔筆の霊 後篇五十三〕上長押と云稱あり、古事談に、不打上長押云々、また上長押ヲ見遣タリケリ云云、また寢殿上長押、有七星之節云々とも見えたり、上長押と云は、下なる敷居の如きに分て、上なる鴨柄の如き方を云るなり、其上長押の名は、今昔物語十二ノ卅四語にも、臥タルニ、上長押ヨリ鼠ノ走リ渡ルニ、枕上ニ物ノ搔落サレタルヲ見レバ、又十四ノ卅四語、水尾天皇ノ御代、隼ト云フ鳥、仁壽殿ノ庇ノ上長押ニ巢ヲ咋ヘリ、また侍中群要に、上孫廂長押上、副廂長押天北行天云々、長押ノ上仁膝平懸天奉之などもあり、雅亮裝束抄に、覆ひみすと云は、柱の上に一トへりを引ちがへて寸法をとるなり、なかきは長押の下より、ゑものなげしの花釘のかくるゝ程に取るなり云々とあり、其は下のとことわれり、混れぬ爲に詞を添て云るなり、成恩寺關白記に、參議長親朝臣懷紙を重る事を云て、其分注に、大臣讀師之時、猶以爲長押上重之とも云り、ある學者、源氏物語を講き聞するをり、なげしの上に、ひざまづく事あるを怪しみて、なげしは高き所にある物なるを、是は心得ず、下にもあるにやと云るを聞たりき、又或人は、長押にしたる木の上の事を、なげしの上と思へるをも聞たりき、然も人の誤る事故に、今委しく云るなり、今の世の常の家にても、皆なげしにみぞを作りて、ふすま明り障子などをやるべくして敷ゐと云へば、自に昔と違ふ如くなれり、されば今の玄きゐは、猶なげしとも云べし、

〔十訓抄 二〕御堂入道〇藤原道長東三條の御前を造給時、有國奉行しける、西泉の透廊、南へ長くさし出たる中のほど、一間上長押をうたざりけり、殿下御らんじて、などうたぬぞ、下も土にてよわきにと仰られければ、何となきやうに申なして止にけり、然間上東門院立后の後、始て入内の時、此上長押あらば、其煩ひ有べき所に、御輿安らかに出させ給間、有國砌に候けるが、少こはづくろひしたりければ、殿下御らんじやりければ、指をさして、上長押を見やりけり、いかにも其儀有べしと

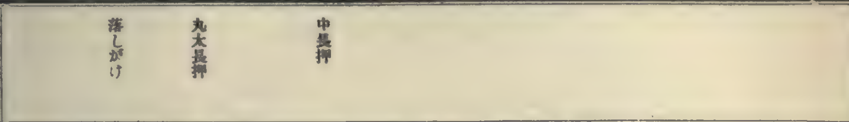
存じて、御こしの寸法をはからひて、上長押をうたざりける用意深かりけり、

〔古事談 六亭宅諸道〕京極大殿御時、摸大内春日町令造給伊豫守泰仲朝臣造之之後、于今不燒之處也、寢殿上長押有七星之飾云々、

〔台記〕仁平二年二月廿七日癸亥、東對南孫廂五箇間、敷滿長筵、寢殿南廂西第五間東面、有鴨柯、其上立障子繪、母屋西第五間南面、上長押下、掩妻戸懸之、同間西面二箇間、上長押下、掩妻戸懸之、母屋北面四箇間、西面二箇間、長押下、掩上妻戸懸之、母屋北面四箇間、西一二三間、放障子、四間不放之、西廂南第三間北面、故障子有鴨柯、件五箇間、御簾以南爲面、柱南懸之、合九箇間、垂御簾、○下略

〔源平盛衰記 六〕大納言音立事

新大納言成親卿ヲバ、速ニ死罪ニ行バヤト、入道ハオボサレケレ共、小松大臣ノ樣々被宥申ケレバ、道ガ子ナガラモ、恥カシキ人ニテオハスレバ、其教訓モ難背シテ、死罪マデノ事ハナケレ共、西光法師ガ白狀ニ、安カラズ被思ツヽ、大納言ノヲハスル後ノ障子ヲ、アラヽカニアケテ出給ヘリ、○中略大納言ニ向テ、一長押上タル所ニ尻打係テ、ハタト睨給ヘバ、○下略



〔家屋雜考 一〕長押 上中下

中古の寢殿造には、必上下の長押あり、門の柱には、中の長押といふものあり、後世玄關の制、又多くは、中の長押あり、但後世とても、玄關に中の長押あるは、高貴の家に限れる事なり、

〔俚言集覽 末〕丸太なげし　類船集丸太　ナゲシ作りの座敷も、丸太ナゲシとて、又かはりたる風流なるもの也、

〔倭訓抄 前編十九 那〕なげし　物に落しなげしとも見えたり、今いふ落しがけ也、

〔仙傳抄〕一風鈴はもろこしには、えんの天井の中にもかけ、○中略又をし板のおとしがけにもかくるなり、

長押釘覆

〔倭訓栞前編四十五於〕おとしがけ　家宅にいへるは、竈の具、落懸れるが如なるをいふ也、

〔三省錄後編住居三〕酒井讃岐守忠勝樣、御賢慮未來をてらされ候と奉存候事、毎々これあり候、忠孝樣御初入年の節、敦賀表も御巡見これあり候、そのせつ山口莊右衞門、名和莊大夫、敦賀町奉行相勤罷在候、忠音樣御入國以來、としを經候に付、御茶屋方々朽損じ、修復をくはへ候ところ、御居間の床のおとしがき、松の木なり、〇下略

〔類聚名物考宮室二〕列錢　くぎかくし　釘隱

今長押の釘隱といふは、唐の壁帶の列錢にあたるべし、

〔本朝世事談綺人事五〕瓦工

釘かくしの六角なるも、水をかたどる、天井、鴫居、鴨居、蛙股など、みな水の緣をとる、堂塔に蟠龍雲水を畫もおなじ理也、すべて火難を避るの祝事也、

〔延喜式四伊勢大神宮〕修飾神宮調度

壁柱長押釘覆鋪十四口徑各三寸、別足三立、

〔内宮長曆送官符〕壁板長押釘覆鋪拾肆口徑各三寸立、別足一鑄立、

〔德川禁令考四十八粧飾器翫〕明曆三酉年三月

釘かくし引手等之事

大キ成釘かくし、大キなる引手、びいどろ金めつきなど、結構ニ仕間敷候、たとひ何方より御誂候とも、結構仕間敷候、其上上方他國商賣物ニ誂候共、左樣ニ相心得可申候事、

二月

〔嬉遊笑覽一上居處〕〔頭註〕釘かくし　京師佛光寺通烏丸西に、釘隱町と云あり、是は京に三富家あり、角倉、十四矢倉、醍醐倉と云、この十四矢倉の住る町をしか云は、長押の釘かくしの金物美麗なるに

習ひ、釘の頭をかくすかな物をさの如くせしかば、民居未これなかりしかば、世人來り見る者多く、遂に町の異名となりけるなり、思ふに、この金物、大家にてはやゝ古くより用ひしなるべし、刀劒の目貫と云ものも、いはゞ釘かくしなり、されば其製古くも有しなるべし、〇下略

長押肱金

〔延喜式四伊勢大神宮〕修飾神宮調度

壁角柱長押肱金四枚長各一尺二寸、廣三寸七分、片方六寸、別穴十四口、

〔内宮長暦送官符〕壁角柱長押肱金肆口長一尺二寸、廣六寸五分、

〇

間木

〔嬉遊笑覽一上居處〕今つけ鴨居の上に、只一枚の板を横にわたして棚と云ものは、昔は間木と云しにや、今昔物語十九夏の比麥縄を客人共集りて食けると云條に、大なる折櫃一合に入て、前なる間木に指上て置てけり、又荒卷の條に、荒卷三卷を間木に捧置て云々、宇治拾遺物語にも見ゆ、蜻蛉日記、すゞもまぎに打あげなどあり、昔は付かもゐはなし、上長押なり間木は其上にあるべし、

〔松屋筆記六十二〕間木マギ

蜻蛉日記解環抄中十ノ十二丁に、ひごろれいのかうもりすゑて行ひつるも、俄になげちらし、ずゞもまぎにうちあげなどらうがはしきにと云々、解環抄に、まぎにうちあげてを、まきてうちあげてと引直したるは、中々に誤也、台記康治元年五月十六日の條に、可取任間木之物、夢想、探間木得銀龍云云、玉海、玉蘂などの戴餅の事をいへる條にも見ゆ、こは今の法に長押ナゲシといふこれ也、古代長押といへるは、上下の押縁オシブチの事にて、今いふ長押にはあらず、

〔梅園日記三〕間木

かげろふの日記云、ひごろれいのかうもり、すべておこなひつるも、にはかになげちらし、ずゞも、まぎにうちあげなど、らうがはしきまでに、いとぞあやしき、今昔物語集十六第十條云、新羅國ニ國

王ノ后有ケリ、人ニ通ジテケリ、國王大ニ嗔テ后ヲ捕ヘテ、髮ニ繩ヲ付テ、間木ニ釣リ係テ、足ヲ四五尺計引上テ置タリケリ、又十九（第廿二條）云、夏比麥繩多ク出來ケルヲ、客人共多ク集テ食ケルヲ、食殘シタリケルニ、少シ此レ置タラム、舊麥ハ藥ナド云ヌレバト云テ、大ナル折櫃一合ニ入テ、前ナル間木ニ指上テ置テケリ、又（第廿八、三十條）云、荒卷三卷ヲ間木ニ捧置テ、（宇治拾遺物語亦同じ○中略）など見えたる間木は、いかなる物ぞとおもひしに、玉蘂、承久二年正月二日記云、今夜御戴頂之儀、主上乍蓋取餅（大根三筋、橘一枝三丸入之、）當御頂、祝言曰、位カタカレ、命幸カタカレ、則返給大夫、次取大根、其末ヲ一結シテ、當御頂、祝言如初、置間木上、玉海、承安三年正月一日記云、參關白第、是當腹小兒爲令戴餅、余取餅、（乍三枚不取之）取蓋令戴若君額上三度、（俗有祝詞歟）如元置蓋中、取橘幷齒固等各三、置東面妻戸上長押上、是定事也、玉蘂、承元四年正月一日記、又云、有小兒戴餅事、於寢殿東面妻戸、有此事、余令戴之、先取餅令戴、（乍蓋取之）祝詞、官位カタカレ、命幸カタカレ、以餅三度當頂了、則以蓋返給女房、次取橘觸頂、上長押打揚、（三成橘）次第如此、三度、次取大根觸兒頂、詞皆如此了、又打揚、（三筋）などあり、是は小兒五歲まで、初春頂餅（又いたゞきともいふ）といふことのあるを、記し給へる也、さて上に引たる、承久二年の記に、大根橘を間木上に置と見え、承安三年の記に、東面妻戸上長押上に置といひ、承元四年の記に、上長押に打揚とあるにて、間木は上長押なる事明らか也、さるを契冲師校本のかげろふの日記に、すゞもまきて、うちあげなど云々と改めたり、解環も此校本に從ひて、數珠もまろばし打あげ亂がはしきさまをいへりと、注せるは誤也、

〔今昔物語十六〕新羅后蒙國王咎得長谷觀音助語第十九

今昔、新羅ノ國ニ、國王ノ后有ケリ、其后キ忍テ竊ニ人ニ通ジニケリ、國王此ノ事ヲ聞テ、大ニ嗔テ、后ヲ捕ヘテ、髮ニ繩ヲ付テ、間木。ニ釣リ係テ、足ヲ四五尺許引上テ置タリケリ、

〔今昔物語十九〕寺別當許麥繩成蛇語第廿二

今昔、□寺ノ別當ニ□□ト云フ僧有ケリ、略○中夏比麥繩多ク出來ケルヲ、客人共多ク集テ食ケルニ、食殘シタリケルヲ、少シ此レ置タラム、舊麥ハ藥ヤト云タレバト云テ、大ナル折櫃一合ニ入テ、前ナル間木ニ指上テ置テケリ、其後要无カリケレバ、其麥入レタル折櫃ヲ取リ下シテ、見ル事モ无カリケリ、

〔今昔物語二十八〕左京屬紀茂經鯛荒卷進大夫語第三十

此ノ茂經ハ、出走テ、馬ニ乘馳散ジテ、殿ニ參テ、贄殿預リ義澄ニ會テ云ク、彼ノ荒卷ヲ惜ト思給ハバ、穩ニ得サセ不給ハデハ非デ、此ル態ヲシ給フハ、糸ト情ケ无キ事也ト哭ヌ許、恨ミ喤ル事无限シ、義澄ガ云ク、此ハ何ニ宣フ事ゾ、義澄ハ荒卷ヲ其ニ奉テ後、要事有テ、白地ニ宿リハ罷リ出ツトテ、義澄ガ從者ノ男ニ申シ置ツル樣、左京ノ屬主ノ許ヨリ、此ノ荒卷取ニ被遣タラバ、取テ渡ニ其ノ使ニ取ラセヨト云置テ、罷出テ、只今返リ參タル也ト、事ノ有樣ヲモ、不知シテ云ヘバ、茂經然バ其ノ主ノ云預ケ給ツラム男ノ、四度解无ニコソ有ケレ、其レヲ呼テ問給ヘト云ヘバ、義澄其ノ男ヲ呼テ問トテ、尋ヌル程ニ、膳夫ノ有ルガ、此レヲ聞テ云フ樣、其ノ事ハ己コソ聞侍ツレ、己ガ壺屋ニ入居テ、聞居テ侍ツレバ、此ノ殿ノ若キ侍ノ主達ノ勇ミ寵タル數(アマタ)、贄殿ニ御シテ、間木ニ被捧タル荒卷ヲ見テ、此ハ何ゾノ荒卷ゾト被問ツレバ、略○下

〔台記〕康治元年五月十六日戊申、今夜御物語之次、及法皇誕生時事、仰云、略○中朕在孕時、贈后母、大納言實季妻新生男於賀茂之明神、夢中居衣袖、通言語、他日又夢當生男、可取在間木之物、夢驚探間木、得銀龍、○作物也下略

〔倭名類聚抄十居宅具〕鴨柄　功程式云、鴨柄、實毛江、今案、本文未詳、

〔箋注倭名類聚抄三居宅具〕按春日驗記云、加毛爲、恐非、俗呼鴨居者、

〔類聚名義抄三木〕鴨柄カモヰ

鴨柄

〔下學集 家屋上〕鴨居(カモイ)

〔新撰類聚往來 上〕鴨居(カモヰ)

〔書言字考節用集 一乾坤〕鴨柄(カモエ) 今作鴨居、順和名、本文未詳、

〔紙上屋氣〕夾鴨居(ハサミカモイ)　無目(ヌノ)鴨居(カモイ)　鴨居(カモイ) 一名鴨柄(カモヘ)未詳

〔壒嚢抄 三〕内裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

屋宅具○中略 鴨柄(カモヘ)

〔日本釋名 上宮室〕鴨(カモヰ)　なげしの下、戸の上の横木也、かもは上(カミ)也、いは板也、又鴨は水鳥也、昔火災のまじなひに、鴨の居たるかたちを作りしにや、

〔新編武家雛形〕たてぐの事

一かもいのたけは、柱めんうち二ツわり、さいのたけは、かもいのあつさ半分、

〔延喜式 四伊勢大神宮〕修飾神宮調度

高欄鴨居九桁端金十管 各長四寸、徑三寸三分、穴四口、

〔小右記〕寬仁二年閏四月廿七日己未、今日初參新宮、○中略 就中紫宸殿不足言、虹梁打附木、常御帳上、敷政門内、有無例之鴨柯、大見苦、

〔台記〕仁平二年二月廿七日癸亥、東對南孫廂五箇間、敷滿長筵、寢殿南廂西第五間東面、有鴨柯、其上立障子繪、母屋西第五間、南面、上長押下、掩妻戸懸之、同間西面二箇間、上長押下、掩妻戸懸之、母屋北面四箇間、西面二箇間、長押下掩上妻戸懸之、母屋北面四箇間、西一二三間、放障子、四間不放之、西廂南第三間北面、故障子有鴨柯、件五箇間以御簾南為面、柱南懸之、合九箇間、垂御簾、○中略 西北渡殿母屋東第一間西柱、垂御簾、以西為面、有假鴨打、不塞其上、引綱閉付簾、

〔源平盛衰記 二十八〕八牧夜討事

兼隆○八牧判官 紺ノ小袖ニ、上腹卷著テ、太刀ヲ額ニ當テ、膝付居テ、敵ツト入ラバ、ハタト切ント覺シ

クテ、待懸タリ、加藤次過セジトテ、左右ナクハ不入、甲ヲ脱ヒデ、長刀ノサキニ懸テ、内ヘツト指入タリ、待儲タル兼隆ナレバ、敵ノ入ルゾト心得テ、太刀ヲ入テ、ハタト切ル、餘ニ強打程ニ、甲ノ星二並三並切削、鴨居ニ鋒打立テ、ヌカン〳〵トスル處ニ、傍ノ障子ヲ踏倒シ、長刀ノ柄ヲ取直シテ、腹巻カケニ、胸ヨリ背ヘ差貫、聽テトラヘテ、頸ヲ搔ク、

〔大饗御裝束間事〕六月三日大饗也、（土御門高倉亭）寢殿南廂西五間、西庇二間、幷上下鴨柯間垂簾、内懸四尺几帳帷、〇下略

閾

〔新撰字鏡　木〕梱（苦本反、止自支、）

〔倭名類聚抄　十門戶具〕閾　爾雅云、閾（音域）門限也、兼名苑云、閾一名閫、（苦本反、之岐美、俗云度之岐美、）

〔箋注倭名類聚抄　三門戶具〕按、儀禮士冠禮注、閾閫也、兼名苑蓋本之、賈疏云、閫門限、與閾一也、閫正作梱、鄭注曲禮云、梱門限也、玄應音義引三蒼同、史記循吏傳索隱、張釋之馮唐傳正義、後漢書皇后紀注、皆依之、說文乃云、梱門橜也、闑門梱也、橜一曰門梱也、是梱闑橜一物三名、閾梱限一物三名、與鄭不同、漢書匡衡傳注、閾謂門檿也、史記注引韋昭云、閾門中橜也、以閾爲橜、與許鄭異、昌平本、下總本、有和名二字、推古紀梱同訓、靈異記訓釋、闑訓止自支美、新撰字鏡梱訓止自支、下恐脫美、今俗謂門閾爲地輻、又今俗有敷居鴨居之名、按敷居、蓋之岐美之訛、本居氏曰、之岐美敷持也下敷持戶之義、

〔伊呂波字類抄　志地儀〕閾（シキミ）閫（トシキミ）　闢　鐠（已上同）

〔運步色葉集　志〕敷居

〔新撰類聚往來　上〕敷居（シキヰ）

〔書言字考節用集　二乾坤〕閾（シキヰ　韻會、門限也、シキミ、）　敷居（同俗字）

〔紙上厳氣〕夾敷居（ヘヤミシキイ）　無目敷居（ムメシキイ）

〔壒囊抄　三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、〇中略

屋宅具略○中 敷居

〔日本釋名上宮室〕閾 敷板也、一說しは下也、たを略す、きいはこゑ也、相通ず、下にありてこゆる也、一說鴫居は、しぎは水鳥也、昔は火災のまじなひに鴫の居たるかたちをつくれりと云、

〔東雅六宮室〕閾、讀てシキミといふは、凡そシキとは、下にあるを云ふ也、古語にシといひしは、下也、キといひしは置也、ミと云ふは止也、下にありて止り限るの義也、またトシキミといふは、猶門限などいふが如し、

〔倭訓栞中編十〕しきみ 倭名抄に、閾又閫をよめり、敷蹈の義にや、俗にとしきみともいふといへり、靈異記に、閫をとしきみとよみ、新撰字鏡に、梱をとしきとよめり、今は略して、しきとのみもいへり、俗に是をしきゐといふは訛れり、羽州にてはしきえといへり、

〔古事記傳三十七〕閾は、斯伎美と訓べし、和名抄に、爾雅注云、閾門限也、兼名苑云、閾一名閫、和名之岐美、俗云度之岐美と見え、靈異記に、閫土自支彌とあり、敷て戶を持よしにて、敷持の意の名か、

〔松の落葉三〕しきゐ
しきゐは、いにしへは坐席のことをいへり、日本書紀顯宗天皇の卷に、離席、天智天皇の卷に、磐城村主殷之新婦、牀席頭端、一宿之間稻生而穗、其旦垂穎而熟、持統天皇の卷に、動坐而跪とよめるを見わたしてしるべし、今の世にしきゐといふものは、むかしはしきみといへり、和名抄に、閾は門限也、和名之岐美、俗云度之岐美とあるこれなり、淸少納言枕冊子にも、なかのみかどのとじきみ、ひきいるゝほどにといへり、

〔撈海一得下〕日本ノしきゐ、かもゐト云モノハ、支那ニハ無トコロノ物也、彼ハ皆だうみやノとびらノ如ク、樞ニテひらき戶也、淸徐葆光ガ、琉球ニ至リ、始テしきゐ、かもゐ、たゝみナドヲ見テ異ナリトシテ、傳信錄ニ記シテ曰、琉球門窗皆無戶樞、上下限皆刻雙溝道、設門扇其中、左右推移、以爲啓閉ト、是ナリ、上ニ所謂たしみモ、淸ニナキモノ也、

〔筆の靈後篇二十八〕前の方のしきゐの如き所を、車のとじきみと云、そも〳〵家の内に、鴨柄の下に今しきゐと云があれど、其はなき名にて、此車にいふしきみ、又は今門に地伏と云物をも、昔はしきみ、とじきみなどいへり、其しきみの轉りてしきゐとなれるなり、昔しきゐと云るは褥の事なり、其方の稱など丶混れて、云ひがめたる事もあらんか、

〔家屋雜考三〕閾　和名抄に、門限也、和名之岐美、俗云度之岐美と見ゆ、枕草子に、かどのかぎりを高く作りける人も聞ゆるは、と書きたる是なり、然るに中昔以來、車の出入あるところは、大抵、門限は取り置きにせしと見えたり、稍後の事ながら、室町の時、諸大名御成被申入記といふものに、御門に石のなき事は、御車の時しきゐをのけらるべき爲にて候などいふ事も見えたり、

〔新編武家雛形〕たてぐの事

一しきいのたけは、かもいのたけとおなじ事、

〔古事記下仁德〕亦天皇、以其弟速總別王爲媒而、乞庶妹女鳥王、爾女鳥王語速總別王曰、因大后之强、不治賜八田若郞女、故思不仕奉、吾爲汝命之妻、卽相婚、是以速總別王不復奏、爾天皇直幸女鳥王之所坐而、坐其殿戸之閾上、

〔日本靈異記中〕極窮女於尺迦丈六佛願福分示奇表以現得大福緣第廿八

聖武天皇世、奈羅京大安寺之西里有一女人、極窮、命活无由而飢、流聞大安寺丈六佛衆生所願急能施賜、買花香油而以參、往於丈六佛前奉白之言、〇中略罷家而寢、明日開戸見之、閾前有錢四貫、〇中略

閾〇止自支彌

〔成氏年中行事〕一同〇正月十一日御評定始、〇中略其以後御障子皆アケテ、式ノ御肴ニテ御酒三獻參、只ノ時ハ御酌御坐ノ内ニテ鬼ノミヲ申、御評定始ニ限テ、御評定所ノ内ヘ不參シテ、御敷居ノ際ニテ鬼呑ヲ申テ持テ參、〇下略

〔德川禁令考 十六 小普請奉行〕寛文元癸丑年六月〇中略

一敷居、鴨居、其外短くきり、又ほそく引わり遣候處へ、少しも大成材木不遣樣ニ尤ニ候事、〇中略

右之條々、常々無油斷入精候樣ニ可被申付候、以上、

寛文元丑年六月

古事類苑

居處部十七

天井 裏板 附入

天井ハ、テンジヤウト云ヒ、古ク組入(クミレ)又ハ承塵(シヨウヂン)トモ稱セリ、蓋シ天井及ビ組入ノ名ハ、承塵ノ板、若シクハ絹布等ヲ支持スル爲ニ、棧ヲ縱横ニ組ミタルモノニ就キテ言ヘルニテ、承塵ノ名ハ、組ミタル棧ノ上ヲ覆ヒテ、塵埃ノ落下ヲ防グヨリ出デタリ、延喜式ニ以二檜竿一爲二天井一席爲二承塵一云々ト記セルヲ以テ證スベシ、今俗ニ天井ト稱スルモノハ、家屋ニ造リ附ケタル、謂ユル裏板ノコトニシテ、專ラ棧ヲ平行ニ並ベ、其上ニ板ヲ敷詰メタルヲ謂ヒ、上代ノ如ク棧ヲ縱横ニ組ミタルヲバ、特ニ格(ガウ)天井ト稱セリ、天井ニハ、又籧篨(アジロ)薦(コモ)紙等ヲ以テ張ルコトアリ、多クハ茶人ノ好ム所ニ出デヽ、專ラ數寄屋ニ用キル、

裏板ハ、今天井ノ俗稱ノ如クナレド、古ハ天井ト裏板トハ別物ニシテ、裏板ハ屋根ノ形ニ板ヲ張リテ、棧ヲ打チタルヲ謂フト云フ、

〔倭名類聚抄 十居宅具〕天井 風俗通云、殿舍作二天井一、○俗云殿掌 菱藻水中之物、以壓二火災一也、

〔箋注倭名類聚抄 三屋宅具〕天井又見二大神宮儀式帳一、中世謂二之組入一、按古天井、設二殿上四傍一、施レ鏤以懸レ之、貞和飾記、可レ見二其崖略一、不レ與二今時制一同、注四字、舊及山田本、伊勢本、昌平本、曲直瀨本、下總本皆無、獨廣本有レ之、今附存、○中略 所レ引文今本不レ載、藝文類聚引、作下殿堂象二東井一、刻爲二荷菱一、荷菱水物、所三以厭二レ火、廣韻、太平御覽同、初學記引、作下堂殿上作、以象二東井一、藻水草所三以厭二火、文選李善注引、作下今殿作二天

井、井者東井之像也、菱水中之物、皆所以厭火也、昌平本、下總本、厭作猒、伊勢、廣本同、按説文云、厭、壞也、一曰塞補也、猒、飽也、並非此義、説文、又云、厭、笮也、此作厭爲正、而經典猒飽借用厭字、俗厭笮字、從土別之、遂與壓壞字混、又經典借厭爲猒飽、故或借猒爲厭笮也、

〔揚升庵外集宮室八〕綺井

綺井、謂之闘八、又曰藻井、今俗曰天花板也、

〔笠翁偶集居室四〕置頂格

精室不見椽瓦、或以板覆、或用紙糊、以掩屋上之醜態、名爲頂格、天下皆然、予獨怪其法制未善、何也、常因屋高簷矮、意欲取平、遂抑高者就下、頂格一槩齊簷、使高敞有用之區委之不見不聞、以爲鼠窟、良可慨也、亦有不忍棄此、竟以頂板貼椽、仍作屋形、高其中而卑其前後者、又不美觀、而病其呆笨、予爲新製、以頂格爲斗笠之形、可方可圓、四面皆下、而獨高其中、且無多費、仍是平格之板料、但令工匠畫定尺寸鐵而去之、如作圖形、則中間鐵下一段、是棄物矣、即用棄物作頂、升之于上、止增周圍一段、竪板長僅尺許、少者一層、多則二層、隨人所好方者亦然、造成之後、若糊以紙、又可于竪板之上、裱貼字畫、圖者類手卷、方者類冊葉、簡而文、新而妥、以質高明、必當取其有裨、方者可用竪板作門、時開時閉、則當壁櫥四帳、納無限器物于中、而不之覺也、

〔伊呂波字類抄天地畳〕天井（テンシヤウ）爲厭火災所作也、如字、

〔下學集家屋上〕天井（テンジヤウ）

〔撮壤集家屋中〕天井（テンシヤウ）

〔和爾雅居處二〕天井（テンジヤウ）出于風俗通、藻井、綺井、天花板並同、

〔書言字考節用集乾坤一〕天井（テンゼウ）堂殿上作藻井、藻水草、井星宿、皆是所以厭火災也、見風俗通、

〔紙上蜃氣〕鏡天井（カヾミテンゼウ）　霞天井（カスミテンゼウ）　蜜屋（タカ）　船底天井（フナソコテンゼウ）　格板（イタ）又名一承塵（シヤウヂン）　天井（テンゼウ）　藻井（ソウセイ）　又云綺井（キセイ）　又云天（テン）

花板　天井長押　天井廻縁　天井釣　天井張上　猿頰天井

〔壒囊抄三〕内裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、〇中略

屋宅具〇中略　天井

〔塵袋二地儀〕一家ノ天井ハ、井ノツヽノ如ナレバ、ヨソヘテ天井トハ云ツケタル歟、クミレノ井ニニタレバトテ申ツケタルニ非ズ、サルベキイハレアリ、井ハ水ヲタヽフル物ナリ、家ニハ火事ヲヲソル、火ハ水ニキユレバ、火事ヲノガレムト云フ心ニテ、井ノ形ヲ模セル也、井ノ形ノミナラズ、大國ニハ、ヒシハチスノ形ナドヲツクリテ莊嚴ス、此ノ土ニモ堂ノカザリナドニハ、ハスノ葉ノ中ニカヽミヲアヲナドシテ付タリ、其ノ心歟、此レミナ水ヲ表スルナリ、

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕天井（藻井天花板）　（綺井）　和名、俗云殿掌、

風俗通云、殿舍作天井、菱藻水中物、以厭火災也、　陳眉公秘笈云、屋棟之間爲井形、而加水藻之飾、所以厭火災也、故靈光殿賦圓淵方井、反植荷渠也、

〔倭訓栞中編十五〕てんじやう　風俗通に、殿舍作天井、菱藻水中之物、以壓火災也と見えたり、延喜式に、天井と承塵とを分てありたる木は天井にて、その板は承塵也といへり、

〔松の落葉三〕天井

今の世の人の天井といふは、承塵にぞありける、むかし天井といひしは、今の天井竿になん、その竿は井のかたちにくみたればいへるにこそ、延喜式七の卷、踐祚大嘗祭悠紀院の條に、悠紀院所造正殿一字、構以黑木、葺以靑草、以檜竿爲天井、席爲承塵とあるにて、天井と承塵とはさだかにわかれてみゆ、

〔甲子夜話五〕小笠原常方ニ（平兵衞）聞タルハ、今世ニ天井ト謂モノハ塵除ト唱ベシ、天井ト謂フハ、格組ニシタルモノ也、總ジテ家居ハ水ノ緣ヲ取ユヱ、天井ノ名モ水ニ由ルト云、

〔俚言集覽志〕承塵　伊勢貞丈隨筆、江次第第七、中和院神今食御裝束篇云、當日神嘉殿七間內、中央母屋三間、塗籠內、上に張信濃布承塵、白木骨、其內敷滿廣筵、　承塵、字の俗にナゲシ長押なりとよむ、江次第に云は、布を天井の如く張るを云也、東里新談、和名抄、下學集などには、疑はしき文字多し、まして其外の書は用がたき文字あり、諸書に承塵をナゲシと訓む、甚しき誤也、其譯は、承塵は塵をうくると云字にて、堂中の塵ドメ帝也、中國の堂上には、綺井又名藻井、又圜淵、又方井と名づくる者、日本の佛寺に龍を畫く所に當る、承塵は其頃にありと見ゆ、中國の屋作に、日本の如く張つめたる天井はなし、堂の眞中に當て、彼塵留帝を掛るなり、宋蘇舜欽が聞見雜錄に、丁晉公忌楊文公、一日詣晉公、既拜而鬚拂地、晉公曰、內翰拜時鬚撇地、楊視承塵曰、相公坐處幕漫天と、是にて明白に知れたり、

〔番匠往來〕格天井者、蛇腹、鏡、折上ニ小格子天井、網代、葭簀ニ、蒲、眞菰、板者、姫子ニ黑部、枌、唐檜、檜ニ、椵、椹、棹緣、猿、棒、廻り、釣木、

〔萬寶番匠往來〕天井は、蛇腹、鏡、折上、小格子組、枌板天井、野天井、釣木、裏木、蟻蔕、碎蔕、鐵物、釣竿、緣、間は蜺蜢指、〇下略

〔皇大神宮儀式帳〕新宮造奉時行事幷用物事
造宮使造奉物〇中略
天井一條

〔延喜式四伊勢大神宮〕造備雜物〇中略
天井一蓋〇中略
太神宮裝束〇中略
天井上覆絹帷一條長三丈六尺、廣三寸、九幅、

〔延喜式十三圖書〕正月最勝王經齋會堂裝束〇略

製作

高座二具〈蓋二張、天井二枚、柱八枚、今ニ内匠寮構立、○下略〉

〔空穗物語樓の上下の二〕ろうのてん上には、かゞみかた、くものかたをおりたる、こまにしきをはりたり、いたじきにもにしきをばいせさせ給、○中略ろうの天しやうに、三尺のからかみを、かむのおとゞのせむにも、これにもかけ給へり、

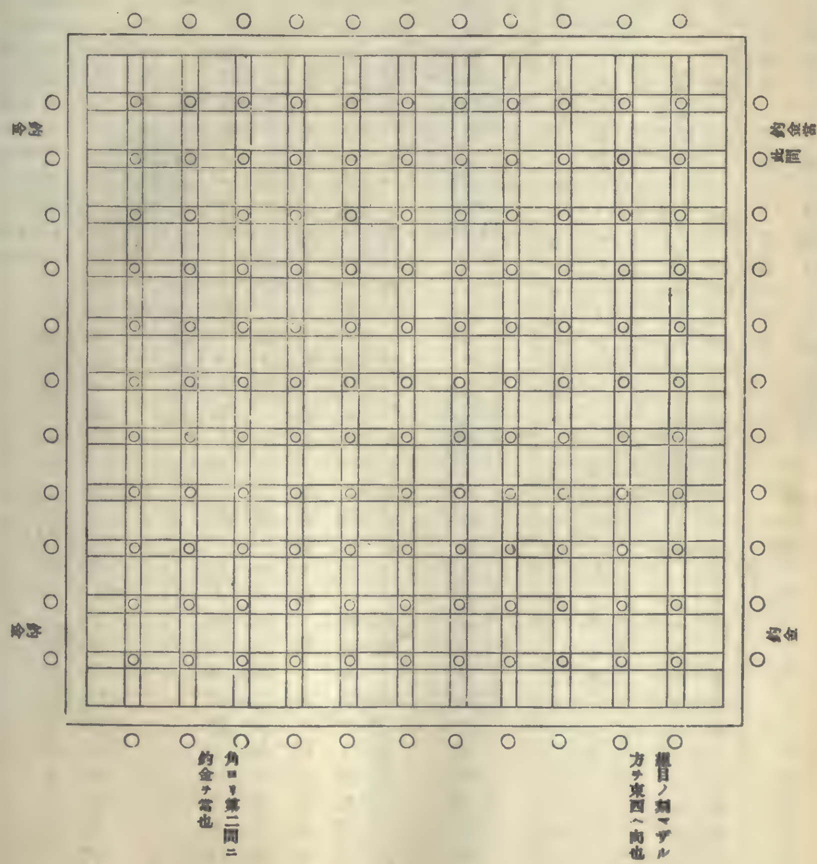
〔今昔物語十三〕修行僧義睿値大峯持經仙語第一
今昔、佛ノ道ヲ修行スル僧有ケリ、名ヲバ義睿ト云フ、諸ノ山ヲ廻リ、海ヲ渡テ、國々ニ行キ、所々ノ靈驗ニ參テ行ヒケリ、而ルニ熊野ニ參テ、其レヨリ大峯ト云フ山ヲ通テ、金峯ニ參リ出ヅルニ、山ノ中ニシテ道ニ迷ヒテ、東西ヲ失ヒツ、○中略然レバ義睿歎キ悲テ、濕ミ奉ル所ノ本尊ニ、人間ニ出ム事ヲ祈請ス、而ル間、地直キ林ニ至ヌ、其ノ中ニ一ノ僧房有リ、微妙ニ造タリ、破風、懸魚、蔀子、遣戸、蔀、簀子、天井、皆吉ク造タリ、前ノ庭ニハ、廣クシテ白砂ヲ蒔タリ、前栽ノ木立隙无クシテ、諸ノ花榮キ、實成テ、妙ナル事无限シ、○下略

〔古今著聞集五和歌〕同式部〈○和泉式部〉が女、小式部内侍、この世ならず、わづらひけり、○中略母がかほをつくづくとみて、いきのしたに、
いかにせん行べきかたもおもほえず、親にさきだつみちをしらねば、とよはりはてたるこゝろにて、いひければ、天井のうへに、あくびさしてやあらんとおぼゆる聲にて、あら哀といひてげり、さて身のあたゝかさもさめて、よろしくなりてけり

〔秋齋間語二〕延喜式に、天井と承塵とわけてあり、組たる木は天井なり、ならべたる板は承塵なり、

〔貞丈雜記十四家作〕一天天(ナンジヤウ)ハ▦如此、井桁の形を作るゆへ天井と云、又藻井共いふ也、海の藻の形を繪がく故也、菱の花形などを畫がくなり、

〔貞和御飾記〕一天井組入子數十三也、長八尺五寸、〈四方等分、〉


釣金
釣金
釣金
方ヲ東西ヘ向也
角ヨリ第二間ニ
釣金ヲ當也

送官符云、御帳天井、四面打錢形釘、伍十二隻、（徑各五分打堺）中目固花形釘百四十隻、同組入中目固花形釘百六十九隻、天井釣金肆隻、（長一尺）鐶二寸、同釣金料耳金位輪金四口、（輪徑四寸）天井四面、毎釘目錢形釘打之、（但四角ノ組目不打之、御帳柱頭ニ組目ノ角ヲ可押入之故也、）下方（御坐方）ニハ、目固ノ花形釘毎組目打之、上方ニハ五目ゴトニ花形打之、

〔嬉遊笑覽　一上居處〕天井、今昔物語、美濃國因幡河出水語、其河邊に住人は、水出る時に登て居る處とて、家の天井を強く造て、板敷のやうに固め置云々、古事談に、京極大殿御時、摸大内春日町令造給云云、故左府之時修理之間、自天井上被取出種々物、（これは呪にて入置たるなり）古は民家といへども、天井を堅く造りて、今の如きものにはあらずとみゆ、義經記、忠信最後の條、天井にひた〳〵と登りて、さしのぞきて見れば云々、景清甞子、清水坂にて討手をうけたる所、いとま申て、さらばとて天井にあがり、はふせき板を蹴やぶつて、家のむねにつゝとあがりなど見ゆ、徒然草に、家の造りやうは、夏をむねとすべし、天井の高きは、冬さぶく灯くらしといへるは、さることながら、夏をむねとするにはかなはずや、和名抄に風俗通云、殿舍作天井、（俗云殿掌）とあり、漢土には、是を天花版と云ひ、又仰板、覆檫など、種々の名を用ひて、天井は今一處のかたにのみいへり、

〔筆の靈　後篇十二〕儀式帳に、壁代の事をこゝに引つゞけて、天井生絁御帳一條云々、内敷屋生絁御帳二條云々とあり、是も意は床張と同じくて、壁代と指るは、其めぐりに重る所をいひ、天井は其上に張る所を云るにて、いと大きくもしたれば、床張と全は同じからぬが如くにて、又同じき所もありしなり、○中略上の所は、井かくざまに木わたれり、是ぞ俗名に天井と云事のおこる元なり、○中略さて天井の事は、猶延喜式に、構以黑木、葺以青草、以檜竿爲天井、席爲承塵、壁蔀以草、表裏以席、地敷束草、（所謂阿都加）上加竹簀、其室簀上加席云々、とある文などに合せて知るべし、竿を天井と爲すとは、竿を右の畫の如くにしたるを指るなり、其天井に添て、廣く揔て張る物をば承塵と云るな

り、式の文心得がたきが如くなるを、然さとれば明なり、然るに其二種を合せて天井と云る事も見え、張る物の方を天井と云る事も有は、轉れるなり、式四に、天井上覆絹帷一條、長三丈六尺、廣九幅、また天井帷一條、長八尺、廣三幅、と見え、また收供御米粟舍、天井料、調布四端、隨損請換云云などもある、帷といへる物も、承塵と同じく張る物を云るなり、又天井料調布と云るは、帷と云事を略るにて、云なれたるさまの書法なり、其は今上に覆ふ物を、捴て天井と稱ふと同じ物いひなるが如し、圓融院御受戒記に、草堂三間、用蘆葦爲天井、施竹簀爲屛風、とあるも、覆ふ物を捴て云へるなり、○中略さて太神宮儀式帳に、荒衣天井蚊屋一條と云事あり、其は蚊屋に木の竿の天井を具けたる物と知らる、上に蓋ふ物を天井と云ふ事とのみ心得れば、上の空ける蚊屋はあるべきにあらねば、心得られず、さて太神宮諸雜事記に、貞觀十八年三月六日の事を記して、天井絹一條蚊屋絹一條といふ事もあり、其天井絹は、やがて承塵なり、○中略安齋隨筆に、和名抄に、承塵を屛障具に入れ、天井を居宅具に入れたれば、別物なりと云れたるは、よく考ざりしかりそめの言なるべし、

天井緣

〔易林本節用集乾坤不〕緣天井フチ

〔新撰類聚往來上〕天井ノ緣フチ

〔紙上屋氣〕天井廻緣マワリブチ　竿緣天井サヲブチテンジヤウ　平緣天井ヒラブチテンジヤウ

〔日光山建築結構書一〕御宮殿

一御內廻り、御天井折廻し、金、組子朱彩色、御天井緣黑塗、○下略

組入格天井

〔易林本節用集乾坤久〕組入クミイレ

〔書言字考節用集乾坤一〕合天井ガツテンジヤウ

〔新撰類聚往來上〕組入クミイレ

〔嬉遊笑覽居處一上〕爰に天井をくみれといふは、組入なり、○中略今格ガツ天井といふもの本製とみゆ、組入

の名思ふべし、卽井の字の文なるべし、轉りてそらさまにあるをば何にもいへり、內宮長暦の送官符に、生絹天井、また天井蚊屋など見えたり、格天井、本製なるは、園冶云、仰塵卽古天花版也、多于二棋盤方空一畫二禽卉一者、類レ俗一概平仰爲レ佳、或畫二木紋一或錦、或糊紙、惟樓下不レ可レ少、これ平仰は、後世の好みなることといづこも同じ、

〔筆の靈後篇十二〕今ごう天井と云物の如きが、古の天井に近き狀と知らる、今昔物語十二に、南大門ノ天井ノ編入ノ料ノ材木ヲ、十四ノ一語に、此錢ヲ云々、房ノ天井ノ上ヲ令レ見メ給フニ云々、廿七卷三十一語に、夜半ニハ成ヌラムト思フ程ニ、天井ノ組入ノ上ニ、物ノコソメクヲ見上タレバ、組入ノ子毎ニ顏有リ云々といひ、又四十四語に、堂ノ天井ヨリ、組入ノ子毎ニ、樣々ノ希有ノ顏共ヲ指出タリケリとあるは、今のごう天井と同じ狀の物と聞えたり、其組入とは、木を組入て格子の狀にしたるを云なり、ごう天井と云も、くみ天井の訛りにやあらんとも思はる、右の文、常の古本今昔物語には脫たり、塙本にはあるを取て引り、組入の稱は、なほ世繼物語にもあり、雅亮裝束抄に、もやのおくに、くみいれのふちにくりかたをうちて、とうろをかくべし云々、又今昔物語廿七ノ卅五語には、天井ニ光ル樣ニス、二度許光テ後、天井ヲ搔開テ下來ル者ノ有リ云々といへるは、其張れる物を云へるなり、又廿九、十三語に、盜人の事を云て、天井ヨリ侍際ノ者ノ、水旱裝束ナルヲ捕ヘテ引出シテとあるは、揔てを指ていへる也、東鑑、文治三年二月九日の條に、奉レ隱二于氏寺一號二大吉堂一天井之內、今の如く細き木を多く渡して、其上に板を張る天井は、かへりて後の事なるを、今の常なるに引れて、其意にて古書に見えたるをむかへ思へば、合はざるなり、

〔世事百談〕格天井

組みたる天井を、がう天井といへり、文字には書言字考などに合天井とあれど、いかにぞやおぼつかなし、格天井とかくぞ正字なるべき、格は隔と同じ、四方に組みたるをいへり、格をかうと唱

折上天井
小組天井

ふるは音便なり、已に格子をかうしといふにてもおもふべし、その後閑情偶寄を見るに、天井のことを頂格といへり、これ即格天井なり

〔榮花物語浦々の別五〕さても中納言〇隆家はあるけしきし侍り、帥〇伊周はすべてさふらはぬよしをそうせさすれば、あるまじきことなり、宮〇定子をさるべくかくしたてまつりて、ぬりごめをあけて、ぐ。み。れ。の。か。みなども見よとある宣旨きりにそふ、

〔大鏡三一〕うづまさにもこもらせ給へりき、さて佛の面よりひんがしのひさしに、ぐ。み。れ。はせられたるなり、〇下略

〔丹後守爲忠朝臣家百首冬〕閨上霰
吹はらひあれたるやどはひとりねのく。み。れ。のうへにあられふる也

〔辨内侍日記下〕この御所中のくみいれのかずを、みなかぞふべきよしをうけ給はりて、伊與内侍、はりまなど、安福殿あけさせてかぞへ侍しに、つりどのく。み。い。れ。のことにおほくて、いとゞつもりたるといふことにて侍、〇下略

〔信長公記十五〕天正十年壬午正月朔日、隣國之大名小名御連枝之御衆、各在安土候て御出仕有、百々之橋より摠見寺へ被成、〇中略御座敷摠金、間毎に狩野永德被仰付、〇中略御幸之御間拜見仕候へと御諚にて、かけまくも忝一天萬乘之主御座御殿被召上及拜盥事、難有誠生前之思出也、御廊下ヨリ御幸之御間、元來檜皮葺、金物日ニ光リ、殿中悉摠金也、何れも四方御張付、地を金に置上也、金具所者悉以黄金被仰付、斜粉をつかせ、唐草を地ぼりに、天。井。は。組入、上もかゞやき下モ耀キ、心モ詞モ及ばれず、

〔紙上蜃氣〕二重折上格天井　折上格天井

〔筆の靈後篇十二〕近き寛政の始のころ、内裏御造營之記とて記せるもの有るを見るに、御組天井、

平フチ天井、サヲフチ天井、サルツラ天井、小組天井、折上組天井、折上小組天井など、種々の稱みえたり、其等も元は天井に組む木を云へるなれど、やがて取りすべて呼ぶ稱の方にも及べるなり、組天井、小組天井など云ふ類は、組渡せる細き木によれる名にて、天井の名の發る所にかなへり、

〔日光山志五〕御拜殿　御唐門より内は、庶人の具に拜覽すべき所ならねば知がたし、〇中略正面の御本間、御天井折揚二重の格天井、其内へ岩紺青にて、丸龍の彩色、其形皆異なり、〇中略御拜殿の東の御間を御聽聞所と唱へ、將軍家御座の間と稱す、御天井天蓋折揚造り、眞中に、伽羅木にて葵の御紋一ッを造れり、〇下略

〔甲子夜話四十八〕京ノ東本願寺、自火燒亡ノコトニツキ、彼等ノ有サマヲ語リシ人ノ口上ヲ記ルス、〇中略

本堂ハ正面ニアリ、〇中略總體格天井、格ノ中毎ニ細モノヽ細密ナルアリ、最モ工ヲ極ム、

〇按ズルニ、此レ小組天井ナルベシ、

籧篨天井

〔今昔物語二十二〕高藤内大臣語第七

良門ノ内舍人ノ御子ニ、高藤ト申ス人御ケリ、〇中略九月許ノ比、此ノ君鷹狩ニ出給ヒニケリ、南山階ト云フ所、渚ノ山ノ程ヲ仕ヒ行キ給ケルニ、申時許ニ俄ニ掻暗ガリテ、震(シグレ)降リ大キニ風吹キ、雷電霹靂シケレバ、共ノ者共モ各馳散テ行キ分レテ、雨宿ヲセムト、皆ナ向タル方ニ行ヌ、主ノ君ハ西ノ山邊ニ人ノ家ノ有ケルト見付テ、馬ヲ走セテ行ク、〇中略賤ノ下衆ノ家ナレドモ、故々シクシテ可咲(ヲカシク)見レバ、檜籧篨(ヒアジロ)ヲ以テ天井ニシタリ、廻ニハ籧篨屏風ヲ立タリ、淨氣ナル高麗端ノ疊三四帖許敷タリ、〇下略

菰天井

〔毛吹草三〕和泉　數奇屋天井菰(スキヤテンジヤウゴモ)

〔參考太平記一〕資朝俊基被捕下向關東附御告文事

紙天井

島津家、今川家、金勝院本並云、抑祖皇御告文ノ事、○中略又云、元德二年四月朔日ノ事ゾカシ、中原章房、淸水寺ニ參詣シテ下向セシニ、西ノ大門ニテ、八幡ヲ伏拜ケル時、折節小雨打灑ケルニ、蓑笠ニハヾキシタル者一人、後ヲ過ルト見ヘシ、此ノ旅人太刀ヲ拔、アヤマタズ章房ガ首ヲ打落シテ、太刀ヲ小脇ニ挾テ、坂ヲ下リニ逃ケレバ、下人四五人有ケルガ、アレヤト云テ聲ヲ揚、主ノ持セタル太刀ヲ拔テ逐ケレドモ、イヅチヘカ行ケン、後影ダニ見ヘザリケリ、○中略仇敵ヲ遠ク搜索スルニ、如何ナル仔細ニカ聞出シケン、東山雲居寺ノ南ノ門ノ東、南頰ノ岸ノ上ニ一宇ノ屋アリ、瀨尾兵衞太郞、幷同卿ノ房ト號スル者ナリ、名譽ノ惡黨、隱レナキ輩ナリ、然ルニ彼等ガ殺害實犯疑ナシト聞定ケレバ、嫡子章兼ハ、折節病床ニ臥テ行向ハズ、舍弟章信、廳ノ下部十四五人、郞從下人三十餘人ニハ、具足セサセ引率ス、○中略其家ノ內幾ナラザル程ナレバ、塗籠マデ打破リ、板敷ノ下マデ是ヲ搜ス、曾テ人一人モ無リケリ、此上ハ力ナク歸ントスル處ニ、心疾者(トキモノ)走返テ、鷹○或作鷹天井○構タルヲ見アゲタルニ、人ノ衣裳ノツマスコシ見ヘケレバ、ザレバコソト心附テ、先長刀ニテ鷹天井ヲハネ破ルニ、人コソ隱レ居タリケレ、

〔德川禁令考二十一後房女部〕正德三巳年

大奧局常々修復幷住居替疊障子其外諸道具之覺○中略

一天井程村紙張

以上

〔後はむかし物語〕我○手柄岡持十三四五のころ成べし、存義小網町より深川の一の鳥居の北側に越して住す、父と共に行しこと有、又點取の懷紙の卽點のために、我計行たる事も有、此庵は紀文が衰へて後住ける所也と聞て、少年の時ながら、少し心を附て見たるに、替りたる事もなかりし、天井は一枚紙を、唯やたらに此も繪趣に張たるやうに覺し、其後三十餘年計後に、存義が嘶せ

書畫于天井

しとて、晩得が物語りけるは、彼一の鳥居の天井破れそこねて見ぐるしければ、いかやうに補ひてよと、間人の内に經師の有ければ顧みけるに、彼經師損じたる所を委敷見て、横手を打て感じていひけるは、此天井もとの如くつくろはんは甚難義の事也、紙の色いろ〳〵に少づゝ替りて見ゆれど、皆同じ白紙にて、粘は色々の粘にて張たる也、百年に及ぶ粘有、五十年に及ぶ、又三十年、或は十年經たるもあるべし、今かく百年を經たる粘を持たるものなし、奇也々々とて感じたりといひしとなん、世にもさま〳〵かゝる咄しも有ことながら、信じがたき事か、紀文にはさまざまおもしろき咄も聞侍りき、

〔大社志〕本社（出雲、中略、）社高八丈、濶六間四方、椽四方各一間半、天井畫雲、

〔日光山建築結構書　一〕御内陣

一御天井、地板、金地、木地彫、御彫物入、折上、菊芙蓉、色々繪具を以極彩色、惣地金箔、折入稻妻、紺青緑青朱彩色、〇下略

〔日光巡拜圖誌　二〕寶殿の天井には、尺八間に蟠りたる龍の畫あり、狩野永眞安信筆なり、

〔日光山志　五〕陽明御門〇中略　内外の御門、天井のふた間に、昇降の二龍墨畫、是は狩野探幽守信の筆なり、御修理の砌も、曾て手を不入、古の儘なり、

〔本朝畫史　四〕狩野光信者、永德嫡子也、稱右京進、畫様不如父意、故未傳家法、永德沒後、從家族及諸門生、孜孜得家法、爲花草禽蟲、倭畫風情、輕柔可愛、又倣玉澗之山水、雖不及父不凡、慶長壬寅年死、壽四十二歲、今洛下相國寺法堂天井蟠龍圖、乃光信之墨痕也、

〔都林泉名勝圖會　四〕正法山妙心寺〇中略

覆檫畫龍（てんじやうぐわりやう）　法堂天井の畫龍は、狩野探幽法印守信の筆なり、其頃一山の大衆議して曰、洛東東福寺法堂の龍は、初メ兆殿司紙に畫て、これを板上に貼す、年久しくなり、風に吹れて破散す、今

は狩野光賴が筆なり、當山は直に板上に書き給へと守信に乞ふ、卽毫を揮ひ、黑彩を施し、眼睛を點ずるの日、俄に風雨頻にして、空の氣色たゞならず、人みなこれを靈異とす、其謝恩として白銀貳百枚、酒樽十擔を備る、探幽初意に思ふは、此謝儀あらば千枚二千枚にも逮ぶべし、忽これを見て薄少也とて敢て受納せず、衆僧又議して三千枚を備る、探幽恩を謝して云、初メより畫勢を當山に喜捨す、一毛の謝を受ずと、嘲笑ふて却て去る、此畫龍は古今無雙にして、他に比類なし、天井畫龍の規範とする也、中華の天慶觀の李懷仁が畫龍も、亦美を擅にするを獲ず此龍の筆威、都て日本に敵するものなし、

書字于天井

〔道の幸 中〕元興寺極樂院にも、わたくしにまうでゝ、西行が筆にて、六字の名號かきたる天井板もみつ、元興寺は五重の塔のみ、市中に物ふりて、むかしを思やれば、いとはかなきさまなり、

藏物于天井

〔古事談 六 亭宅諸道〕京極大殿〈○藤原師實〉御時、摸大內春日町令造給〈伊豫守泰仲朝臣造之〉之後、于今不燒之所也、寢殿上長押有七星之飾云々、又吉平朝臣符之故云々、故左府〈兼〉之時修理之間、自天井上被取出種々厭物〈多分小社人形等也〉、被見吉平末葉等之處、此物體等總申不習傳之由云々、仍如本被納置云々、

人登于天井

〔古今著聞集 九 武勇〕盃酌數獻に成て、賴光も醉て臥ぬ、賴信も入にけり、夜ふけしづまる程に、鬼同丸究竟のものにて、いましめたる繩、金鏁ふみ切て、のがれ出ぬ、狐戶より入て、賴光のねたる上の天井にあり、此天井引きはなぢて、落ちかゝりなば、勝負すべき事異儀あらじと、思ひためらふ程に、賴光も直人にあらねば、はやくさとりにけり、落ちかゝりなば、大事と思ひて、天井に、いたちよりも大きに、てんよりもちひさきものゝ音こそすれといひて、誰か候ふとよびければ、綱名乘て參りけり、〈○下略〉

〔今昔物語 二十六〕美濃國因幡河出水流人語第三

今昔、美濃國ニ因幡河ト云大ナル河有リ、雨降テ水出ル時ニハ、量リ无ク出ル河也、然レバ其ノ河

雜載

邊ニ住ム人ハ、水出ル時ニ登テ居ル料トテ、家ノ天井ヲ強ク造テ、板敷ノ樣ニ固メテ置テ、水出レバ其上ニ登テ、物ヲモシテ食ナドシテゾ有ナル、男ハ船ニモ乘リ、游ヲモ搔ナドシテ行ケドモ、幼キ者女ナドヲバ其ノ天井ニ置テゾ有ケル、下衆ハ其ノ天井ヲバロロトゾ云ケル、而ルニ此テ廿年ニ成ヌ、其ノ因幡河量无ク出タリケル時、其ノ天井ノ上ニ女二三人、童部四五人ヲ登セ置タリケル家ノ、水ノ宜キ時ニコソ、柱ノ根モ不浮テ立テリケレ、天井モ過テ遙ニ高ク水上ニケレバ、殘ル家无皆流レテ、多ノ人皆死ニケル中ニ、此ノ女童部ノ登タル家ノ天井ハ、此家共ノ中ニ、強ク構タリケレバ、柱ハ不浮テ、屋ノ棟ト天井トノ限リ壞レ不亂シテ、水ニ浮テ船ノ樣ニ流レテ行ケレバ、逃出テ高キ峯ニ登テ見ル者共ハ、彼ノ流レテ行者共ハ、助カリヤセムズラム、何カ有ンズラムト云ヒ沙汰シケル程ニ、其天井ニ食物ナドシケル火ソロニシテ、風ノ強ク吹テ、屋ノ上ノ板ニ吹付ニケレバ、水ニ流レテヤ死ナムズラムト思フ程ニ、只燃ニ燃ケレバ、音ヲ擧テ叫ビ合タリケレドモ、助ケニ行ク人无クテ、見ル程ニ、燃畢ニケレバ、人皆燒死ニケリ、

〔徒然草上〕家の造りやうは、夏をむねとすべし、冬はいかなる所にもすまる、暑き比わろき住居はたへがたきこと也、〇中略天井の高きは冬寒く、燈くらし、

〔日本居家秘用一室屋〕天井板古きを用ゆるときは必けずるべし、板黑ければ鬱陶しきものなり、

〔續々修東大寺正倉院文書四十五帙五〕一匹八尺帛絁

六尺充作井寶冠所

一丈三尺作堂天井鏡三面料〇中略

五百五十屯雜用料〇中略國交

三屯堂天井倒蓮花々枚二百廿八枚押金薄料〇中略

一屯八兩天井鏡三面磨料〇中略

卌八端雜用料〇中略

一端二丈四尺八寸塵堂天井倒蓮花々枚百七十五枚〇枚別三寸七分中略

卌四端凡調〇中略

一丈二尺磨裏堂天井倒花鏡三面料〇別四尺下略

〇按ズルニ、此文書ハ、天平寶字四年比ノ雜物請用帳ナリ、

〔足利季世記 三好記〕三好筑前守自害ノ事

筑前守入道海運ハ、大寺ニテハ如何トテ、顯本寺エ取籠ラレケリ、又公方様〇足利義晴モ、四條ノ寺ヨリ折節此顯本寺エ移リアリケレドモ、四方ヨリ急ニ責入ケレバ、三好海運ハ腹十文字ニ切リ、腸ヲクリ出シ、顯本寺ノ本堂ノ天井エナゲ付ラレケル、其跡今ニ顯本寺ノ天井ニミエタリ、〇下略

〔常山紀談 十八〕古の武士は、大やう無用の奢侈を縮めて、用ふべき事には吝ならざりしなり、關ケ原一戰の後、成瀬吉右衞門は、伏見に有、其子隼人正駿府に在けるが、折節父の許に金を贈りけり、居間の天井に釣置て、客來ればあれ見給へ、肴を調味せよとて隼人が贈りたる金なり、是を見ればぱ美味に勝れりとぞかたりける、

〔甲子夜話 五〕砲工國友藤兵衞近江ノ國國友村ニ住ス、官ノ鐵炮張ナリ、加州金澤城中ニ入テ、其家屋ヲモ見タリシコトヲ語ル中ニ、書院ノ緣側ノ天井ヲ箭。天井。ト稱シテ廣キ間ナルガ、一面ニ箭ヲ組合セタルナリ、鏃モ具シテ見ゴトナリ、定メテ今侯ノ物好ニハアラデ、以前ヨリ軍用ノ手當ナルベシ、

〔私可多咄 三〕さるかたのひろまの天井の板に、人のさかさまに、下からふみたる足形のどろあまた所に有、あるじ此あしがたを、しかも元日に見付、何のふしぎもなさず、天井がよごれたり、足代してぬぐいつべしと、内の者にいひつけ、少もあしがたをあやしまれず有けるに、見るほどの人きくほどの人、これをあやしみ、天井板にさかさまに足あとあるは、ふしぎなる事也、うらかたな

どゝいひのゝめきぬれ共、あるじは少もさはがずして、よく吟味あれば、舊冬のすゝはきに、たゝみをつみかさねて、其上にて僕共の杉立したる足のうら、天じやうへとゞき、どろのつきたるのにてありしなり、

〔北窻瑣談 前編 二〕一伏見鐘木町の青樓は、大石内藏介山科に在りし頃、折々行通ひし所なり、安永の末つ頃までは、いまだ數家殘り居て、賤しけれども妓女も數十人有りし、余が初め伏見に來り住し頃は、大石の行通し笹屋淸右衞門といへる青樓、鐘木町第一の大家にて、大石の時のまゝにて家居廣く、昔のありさま思ひ出されたり、亭主の淸右衞門も七十餘の老人なりしが、誹諧を好みて、誹名を有輔といひ、余も心やすく申せし、此淸右衞門母の若かりし時の事にて、大石をも母はよく見覺へて、文なども多く此家に所持せり、大石誹名をウキといひしとて、文に見ゆるは皆ウキとしるせり、其外の義士も大石とともに、來り遊びし人々の文どもも多く殘れり、母の物語なりとて、淸右衞門余に每度、いろ〳〵の珍敷事共物語せり、大石の契りし妓を夕霧といひし、其夕霧に大石より贈りし三絃もあり、又唐製の硯もあり、又二階ざしきの鴨居の上のランマに、山科より伏見までの道筋の山の姿を寫し彫て付たるもあり、又大石既に江戸へ下らんとせし前に、此樓上にて銘酊の上、天井の板に感慨の辭を書付しも、墨迹淋漓として、其天井其まゝに殘れり、天明の頃に到り、此天井は取放し屛風のごとく造りなして、諸國に見世物に出せしが、今程は誰人の所藏になれるや、

〔蜘蛛の糸卷〕白猿の質朴

隱宅は人の孫店にて、六疊に勝手のみにて、天井張らず、茅屋根の裏みゆ、庭よりの上り口に、雙六盤のやつれたるをすゑて、踏段とす、○中略 天井に竹を渡し、ひらきたる屛風のせてありしを、眞顏尋ねければ、白猿曰、風ふけば硯にちりおちて、物書くにあしきゆゑなり、此屛風につけて狂歌あ

り、先生いかゞあらんやとて、

天井をはれば鼠はさわぐなり水もたまらず月も宿らず

是等の風骨元政の筋脈ありて、俳優にはをしき人物なり、

○

裏板

〔家屋雜考〕一天井（テンジヤウ）

今時、屋根裏を覆ふ板を、天井とも、また裏板ともいへど、天井とは板を平らかにはりて、井の字の如く、格子をなすをいふ、裏板とは屋根形（ヤネナリ）に板をはりて、棧を打つをいふなり、故にそのかみの記錄に、裏板あり、天井なしなど、註せる事ども多し、思ひまがふべからず、今俗間に、格（カク）天井、または格（ガウ）天井など唱へて、格子にはするは、返りて本制にちかし、

〔大鏡〕二左大臣時平 內裏やけて、たび〳〵つくらしめ給ひしも、圓融院の御ときの事なり、たくみども、う○ら○い○た○どもをいとうるはしく、かなかきてまかり出つゝ、又のあしたにまいりて見るに、きのふのうらいたに、物のすゝけてみゆるところのありければ、はしにのぼりて見るに、よのうちにむしのはめるなりけり、そのもじは、つくる共又もやけなんすがはらやむねのいたまのあはんかぎりは、とこそありけれ、それもこの北野のあらはしたまへるとこそは申めりしか、

〔大鏡〕五太政大臣伊尹 御門融○圓の御おぢ、東宮山○花の御おほぢにて攝政せさせ給へば、世の中はわが御心にかなはぬ事なく〳〵わさことのほかにこのませ給ひて、大饗せさせ給ふに、寢殿のう○ら○板○の○か○べ○のすこしくろかりければ、御らんじつけて、とかくみちの國がみをつぶとをさせ給へりけるが、なか〳〵白くきよらに侍ける、おもひよるべき事かはな、御家は今の世尊寺ぞかし、御ぞうの氏寺にてをかれたるを、かやうのついでには、たちいりて見給へれば、まだその紙のをされて侍るこそ、むかしにあへる心ちして、あはれに見給へれ、

〔古今著聞集十七變化〕これも仁治の比、伊勢の國妻生庄より、百姓成ける法師のぼりて、五條坊門とみの小路にやどりて居たりけり、役はて丶くだりけるに、同庄にあひしりたる山寺法師に行あひぬ、いづくへ行ぞと問ければ、左へ下るよしをかたれば、我も下る也、さらば同道せんといひければ、具してくだると思ふ程に、○中略具して清水にいたりぬ、鐘樓のうへにゐて行て、いかにかしたりけん、檜皮と裏板とのあはひに、かづらを持てながながとしばりからめて、つりつけて、天狗はうせにけり、刀をさしたりつる程は、かくおもふさまにはえせざりつるに、刀をなくさせて後、かくはしたるなめり、鐘突に人のおり立けるに、もの丶うめきければ、寺僧どもにつげて、裏板をはなちて、とかく命いけて問ければ、かくかたりけるとなん、

壁

壁ハ、カベト云フ、泥土ヲ以テ、屋ノ外部ヲ塗塞シ、風寒ヲ辟禦スルモノ丶名ナリ、又屋ノ内部ニ在リテ、室ト室トノ中間ヲ隔蔽スル爲ニモ之ヲ用キル、蓋シカベノ言タル、垣ト同ジク、内外ヲ限リ隔ツルノ義ナルベシ、

壁土ニハ、藁又ハ麻等ヲ細末ニシテ之ニ混ズ、土ノ粘著ヲ助ケ、龜裂ヲ防グナリ、之ヲスサト云フ、又細竹ヲ縦横ニ交錯シ、壁土ヲ附著スルノ地ヲ爲スモノ、之ヲ助枝(シタヂ)ト云フ、下地ノ義ナリ、コレヲ棧ト書シ、亦後世之ヲ木舞トモ稱スルハ、細木ヲ用キルヨリノ名ナラン、壁帶ハ、マワタシト稱シ、助枝ヲ此ニ編ミ、以テ壁骨ト爲ス、卽チ壁中ニ在リテ、外ニ露出セザルモノ丶稱ナリ、壁柱ハ欂トモ書シ、壁中ニ在リテ、助枝ヲ繫著スルコト、全ク壁帶ニ同ジ、唯縦横ノ別アルノミ、

名稱

〔倭名類聚抄 十墻壁〕壁 附隙 野王案、壁(音璧、和名加閉、)室之屏蔽也、四聲字苑云、隙(綺戟反、和名比末、)壁際孔也、

〔箋注倭名類聚抄 三墻壁〕昌平本、下總本、有和名二字、今本玉篇云、壁、垣也、不載所引文、慧琳音義再引、作室中垣壁也、亦與此不同、按説文、壁、垣也、顧氏依之、釋名、壁、辟也、所以辟禦風寒也、(中略)比末、見六帖、散木集、後拾遺和歌集、和泉式部歌、按、比末、蓋日間之義、謂日光入壁間隙也、(中略)按、説文、隙、壁際孔也、字苑蓋依此、

〔段注説文解字 十三下土〕壁、垣也、(釋名、壁、辟也、辟禦風寒也、按壁自其直立言之、)从土辟聲、(比激切、十六部、)

〔類聚名義抄 六土〕壁(カヘ) 墭(カヘ) 壂(正) 墕(カヘ)

〔藻鹽草 六居處〕壁

かべにむかふなどいへり　壁とむかふなどよめり　またかべにみゝなどもいへり　土壁(つち)

かべのねりのこしたる窓まで(ものこさずやどる秋のよの月)　壁に生る草　はにふのこやの壁　となりのかべはくづるれど(このいはれ十七卷の書所に注)

〔塵袋 三〕内裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、(中略)屋宅具(中略)壁(カヘ)(中略)

〔東雅 六宮室〕壁カベ　義不詳、倭名鈔に、壁は室之屏蔽也と注したり、カベとは内外を限り隔つるの謂に似たり、カは墻(カイ)也、へは萬葉集抄に、へとはつゞかずして隔あるをいふなりとみえし義の如し、又壁帶、和名鈔に、漢書音義を引きて、謂壁中横帶也、今按ずるに、マワタシ、功程式に間度(マワタシ)といふと注せり、(壁中横帶ならむには、今俗にヌキなどいふ者の如く聞ゆるにや、説文梼字の注に、梼は壁柱、西京謂之壁帶と見えけり、心得られず、)又説文を引きて、在屋曰窗、在墻曰牖、窗牖幷に讀でマドといふ、マといふは目也、トといふは所也、我國の俗、凡そ孔竅をメトといひ、メドといふ、猶人の眼あるが如くなるをいふなり、漢にしても、窗をいひて眼などいふ俗ある事なり、(象眼窗などいふ事のごとし)

〔倭訓栞中編四〕かべ　壁をいふ、垣方の義成べし、文選に壁もかきとよめり、歌林良材に、夢をかべといふは、夢はぬるに見ゆる物ゆゑ也といへり、

まどろまぬかべにも人を見つる哉まさしからなん春夜のゆめ　かべにむかふは、達摩の面壁をいへり、

〔古事記上〕故後木花之佐久夜毘賣參出白、妾妊身、今臨産時、是天神之御子、私不可産、故請、爾詔、佐久夜毘賣一宿哉妊、是非我子、必國神之子爾、答白、吾妊之子、若國神之子者、産不幸、若天神之御子者幸、即作無戸八尋殿、入其殿内、以土塗塞而方産時、以火著其殿而産也、

〔延喜式八祝詞〕祈年祭

辭別伊勢爾坐天照太御神能太前爾白久、皇神能見霽志坐四方國者、天能壁立極、國能退立限、青雲能靄極、白雲能墜坐向伏限、青海原者棹柁不干、舟艫能至留極、〇下略

〔萬寶番匠往來〕壁、荒打、砂摺、大直、小直、中塗、上塗、大津、鼠漆喰、〇下略

〔家屋雜考一〕壁板壁小壁

中古以來、土壁、板壁等の名あり、土壁多くは白土を用ひし事とみえたり、板壁は後世にいふ、羽目板にて、上を紙張にしたることゝ見えたり、義經記に、板壁を叩きて笑ふなどみえたるも是なり、〇下略

〔日本居家秘用一室屋〕竈に近き所の壁は、三年まはりに上ぬりすべし、壁新しければ、夜灯を點じて光よし、又煤あらば折々取去べし、火をあやまる事あり、

〔延喜式三十四木工〕土工

方丈壁一間、一重棧料、楉三擔、藁三圍、繩七十五丈、編棧夫一人、塗工一人、夫二人、二重棧料楉四擔、藁四圍半、麁塗一圍半、中塗三圍、繩一百丈、編棧夫一人、麁塗夫一人半、中塗工大半、夫一人小半、間度材工一人、穿

壁土

著廿枚、表塗料白土二石、洗馬矢一石、粥汁料白米二升、塗工大半、夫二人、椽間准二方丈、中塗料藁一圍半、塗工一人、夫二人、表塗料白土一石、洗馬矢五斗、粥汁料白米一升、塗工一人、夫三人、(不レ充二柱功一)麻夫一人、洗馬矢長功一石五斗、中功一石三斗、短功一石一斗、搗二篩白土一長功五斗、中功四斗五升、短功四斗、

〔德川禁令考 十六 小普請奉行〕寛文元癸丑年六月〇中略

一壁普請之儀、第一かべ下地そさうに致し、あらくかき候へば、土多つき候故、干兼候、下ぬりさかと干、さり不レ申内中ぬり致し、又上ぬりをも仕候故、下地之繩くさり、はやく壁損申候、繕之儀は彌以右之通り候へば、頓而令二破損一候間、此段能々可レ被レ入レ念事、〇中略

右之條々、常々無二油斷一入レ精候樣ニ可レ被二申付一候、以上、

寛文元丑年六月

〔享保集成絲綸錄 十九〕寶永二酉年五月

一壁之上塗之儀、土落候歟、殊の外見苦敷、難二差置一時は各別、左樣にも無レ之を、振舞に付て塗直し候儀は、無用之事、〇中略

五月

〔番匠往來〕足代ニ、左官土潑差取也、鋤、鍬、脚立、簀、漉土、鼠漆喰、平漆喰、白土、又ハ屋根油石灰、生海鼠、踏下、棒漆喰、石灰、貝灰、油と布海草煉合セ、〇下略

〔小普請方諸職人日帳〕石灰谷土砂積

一御家向壁

品目	數
荒塗土	拾 坪ニ付 壹合壹勺
中塗土	同 壹勺五才
同砂	同 三勺五才
上塗石灰	壹 坪ニ付 貳斗三升

御櫓
一御多門壁
瓦塀

厚三寸
- 荒打土　拾坪ニ付　四合八勺　御修復之節是計半減之積り
- 砂摺土　同　七勺
- 同砂　同　三勺
- 土直土　同　八勺
- 同砂　同　八勺
- 中塗土　同　三勺
- 同砂　同　七勺
- 上塗石灰　壹坪ニ付　貳斗三升

御櫓
一御多門上ヶ縁裏壁
瓦塀

拾坪ニ付
- 荒塗土　壹合六勺
- 中塗土　貳勺
- 同砂　貳勺
- 土塗石灰　壹坪ニ付　貳斗七升六合

御櫓
一御多門大壁
瓦塀

厚三寸
- 荒塗土　拾坪ニ付　壹合六勺　御修復之節、是計ヲ貳割引、壹合貳勺八才を用
- 大直　同　八勺
- 同砂　同　八勺
- 中塗土　同　三勺
- 同砂　同　七勺
- 土塗石灰　壹坪ニ付　貳斗六升

厚四寸
- 荒打土　拾坪ニ付　六合五勺
- 砂摺土　同　七勺

同砂　同　三勺
大直土　同　八勺
同砂　同　八勺
中塗土　同　三勺
同砂　同　七勺
上塗石灰　壹坪ニ付　貳斗三升

一土居塗　厚貳寸　拾坪ニ付　土三合貳勺

一上ゲ裏呼塗り　同　土壹合

一平壁白土塗
石灰　壹坪ニ付　六升九合
布海苔　同　百五十目
紙の苆　同　六十枚此帖三帖

一平壁漆喰塗　但下地塗ハ御家壁を用　壹坪ニ付　石灰貳斗三升
戸前木柄ハ三雙倍（御役屋敷火之見櫓屋根貳斗三升三雙倍六斗九升〇中略）

一練土腰巻　厚三寸
壹坪ニ付
石灰壹石
灰粕五斗
地赤へな土三俵（但三斗五升入）
小々豆砂利貳勺五才

一南蠻壁厚二分
壹坪ニ付
にが鹽　三斗
石灰四斗六升　但水なんばん也、

もみ藁苆壹〆目

布海苔なんばんの時ハ、布海苔壹〆目、

是ハ紀州に而御用之由に而、有徳院様御代御尋ニ而記置なり、 尤何方ニ而も御用無之

〔小普請方諸職人日帳〕漆。喰。定。法。（樽割手桶割）

一壹樽分　　石灰五斗七升五合

但（壹樽ニ付八手桶也、壹手桶ニ而貳坪半塗也、）○中略

壹船五樽煉之定法

一（貳石八斗七升五合之内粕ヲ引）正味貳石三斗　　石灰

一（六貫六百五十目之内粕ヲ引）正味六貫貳百五十目　　布海苔

一（四貫六百五十目之内風袋引）正味四貫貳百五十目　　苧苆

一正味三升七合五勺　　涺油

壹樽之割合

（五斗七升五合之内粕ヲ引）正味四斗六升　　石灰

（風袋引）正味壹にて貳百五十目　　布海苔

（同）正味八百五十目　　苧苆

正味七合五勺　　涺油

水油壹樽ニ付八勺

すさ

一鼠漆喰調合物

石灰壹石ニ付　揾墨貳〆百七十四匁

壹樽分ニ付　同壹〆貳百五十目

一白土調合物

壹坪ニ付　石灰六升九合
　　　　　布海苔百五十目
　　　　　紙苆本座半紙六十枚

一石灰壹石ニ付　涺油壹升三合

一荒灰者粕之分貳割引ニ而、正味灰ニ相成也、○中略

右之通、定小屋木拂方役所ニ、看板貳枚ニ而認有之、

〔貞德文集上〕壁土事被仰候、二條御城之廻農人共、雖爲自己之屋敷、妄爲商賣不可掘穿之由、堅御製法被成候、若御用候者、金子殿綴喜殿御理被成、案內者御乞可有御所望候、佗人共倫沽候、右之趣無御存知御買候者、下奉行衆事之外被祟候、○下略

〔東北院職人歌合〕六番　右　壁塗

白土をかさねてまろき月を見てもろこしまでの昔をぞしる

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕壁音碧

按○中略用稭藁粗切、和土坋壁者、謂須佐、正字未詳和堊者用紙屑鹿角菜、或以古繩纜細切用之佳、

〔倭訓栞前編十二須〕すさ　墻壁に用るものをいふ、砂草の義にや、埃囊抄に秘麻をよめり、藁すさ、麻すさ、紙すさなどいへり、

〔俚言集覽須〕すさ　壁泥に雜る藁をスサと云、又スタと云、埃囊抄、秘麻を訓り、續無名抄、世話字盡、

碎蒭、スサワラ、寸莎、
〔番匠往來〕苧莇(ヲスサ)、紙莇(カミスサ)、綱揉寸莎(ツナモミスサ)、

〔萬葉集十一〕旋頭歌
新室(ニヒムロノ)壁草(カベクサ)苅邇(カリニ)御座給根(イマシタマハネ)、草如(クサノゴトク)依逢未通女者(ヨリアフヲトメハ)、公隨(キミガマニ〳〵)、

〔萬葉集略解十一上〕新たに造れる家の壁をぬるに、壁草も多く刈用るものなれば、それをことばにて、末の草の如といふ言をいはん料とす、○中略壁草とは今すさといふ物ならん、
追加
新室壁草、陸奥南部の黑川盛隆がいはく、延喜式七踐祚大嘗祭式云、所作新殿一字、○中略並以黑木及草構葺、壁蔀以草云々とあれば、是壁草なるべしといへり、又同國鹽竈の藤塚知明がいへるは、彼あたりにては、新室造て壁などいまだぬらざるほどは、草を刈て其屋をかこひおくを、壁草とはいふといへりき、

〔倭訓栞中編四加〕かべ　かべ草、萬葉集に見ゆ、すさ也、

〔楢乃嬬手上〕かべくさ　壁草也、壁代といふに同じ、草をかりてやをかこみて、風をふせぐなるべし、

助枝

〔倭名類聚抄十壁具〕助枝　楊氏漢語抄云、助枝、之太知、○太、功程式云志達、

〔箋注倭名類聚抄三壁具〕按木工寮式土工條云、方丈壁一間、一重栈料、楉三擔、編栈夫一人、二重栈料楉四擔、編栈夫一人、間度栈工一人、栈字訓之多千、即楊氏所謂助枝也、今俗呼木舞、今又有之多知窓、是名之遺者也、

〔伊呂波字類抄志地儀〕助枝シタチ　森栈　志達　栈已上同、或云編栈、

〔書言字考節用集二乾坤〕助枝(シタヂ)名順和　下地同俗字

〔壒囊抄三〕内裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略
屋宅具○中略　助枝(シタヂ)　悉地同○下略

木舞

〔和漢三才圖會〕八十一家宅之用壁音碧　助枝、和名之太知、
助枝、功程式云、志達、　壁際孔曰、簇、和名比末　隙同、
按、〇中略用₂破竹₁編縛如₂篩目₁者、助枝也、俗云、壁下地、
〔守貞漫稿〕三家宅壁下地₂用フ忍竹ヲ、江戸今俗ハナヒタケト云、京坂ニテハメダケト云、女竹也、嬉遊笑覽ニ云、義理物語ニ、雨モ小ヤミテ、壁下地ノシノベ竹ニ、白玉ノ露ソフトハ、コ°マ°イ°竹°ヲ云也、犬子集政直ガ句ニ、サヘヅラバ鳥差棹モシノベ竹、又雍州府志竹條ニ、一種其莖細長、而其葉片大也、是稱₂女竹₁、又謂₂忍竹₁、建₂是比並而爲₁垣、又半破₂之、縱横結₂束之₁、爲₂墻壁之骨₁云々、守貞云、ナヒ竹ハ弱竹、ナヨタケノ訛歟、
〔七十一番歌合〕上二番　左　壁塗
やれ〳〵うばらよ、いへにてこて猶とりてこ、かべの大くまいりて候、え°た°ち°とくして候はゞや、
〔東北院職人歌合〕六番　右　壁塗〇中略
忍べどもえたちよはなる古かべのたゞこぼれなる我涙かな
〔類聚名義抄〕三木欄或コマヒ　欄楹、俗
〔伊呂波字類抄〕古地儀木舞コマヒ
〔下學集〕上家屋榀コマイ木舞コマイ
〔撮壤集〕中家屋木舞コマイ
〔易林本節用集〕古乾坤木舞コマヒ
〔書言字考節用集〕一乾坤梠コマヒ　木舞同俗字
〔倭訓栞〕前編九古こまひ　梍をよめり、俗に木舞と書り、又榀字を造り用う、字彙に、梍、連₂楹₁木在₂椽之端₁者と見えたり、俗にいふ、ひろごまひなり、

〔嬉遊笑覽一上居處〕こまひ、下學集、榀（コマヒ）（木舞）とあり、和名抄居宅具に、文選に鏤檻文梍とあるを引て、加佐禮留乃岐乃須介と出たり、字書をみるに、梍は連檐在椽之端とあるによれば、今いふ軒づけの廣小舞にあたれり、下學集の榀の字を、和訓栞に、こゝの俗字とするは非なり、これは梠の字を誤れりと覺し、和名抄造作具、唐韻楮柱、支屋欹也、（今按、和名須介、）楊氏漢語抄云、棉梠（和名同上）とある、和名件の梍と同く、須介といふより、この梠の字を出し、又字をも誤りて梠とかけるなり、須介の名は同じけれど、物は異なり、字書を撿するに、廣韻梠、楄端連綿木也とあれば、和名抄棉字、恐らくは綿字ならむ、今こまひをぬきといふは非なり、柱に貫き通したる上をこそいふべけれ、同書に、欄額を波之良（ヘシラ）ぬきとよめり、（廣小舞は、享保中始るよしいふは非なり、）

まわたし、和名抄墻壁類、漢書音義云、壁帶謂壁中之横帶也、（今按、末和多之、功程式云間度、）東雅、壁中の横帶ならむには、今俗に、ぬきなどいふ物のごとく聞ゆるにや、說文、構字注、構壁柱、西京謂之壁帶と見えたり、心得られずといへるが如く、說文によれば、今間柱といふものゝ如し、古へ間度には竹を用ひしことなく、すべて木を用ひし事とみゆ、また和名抄同部に、助枝（シタヂ）楊氏漢語抄云、助枝、（之太知功、程式云、志達、）また說文云、牖、穿壁以木爲交窻也、（和名末度）また門戶類に、說文を引て、在屋曰窻、在墻曰牖とみゆ、今茶室などに、下地窻といふものは牖字に當れり、下地は助枝なるべし、又下立（シタジ）の義か、建保職人歌合、壁ぬりが戀歌、忍べどもしたちにはなるふるかべのたゞこぼれなる我なみだ哉、下地窻といふもの、今は寒竹と葭とを格子にして、藤かづら纏ひて風流に作れど、もと壁下地のまわたし、こまひ竹をあらはして、土を落し窻としたるが、侘しき處にある是なり、

〔東大寺正倉院文書史館本七〕勘注屋板一間（長三丈、高九尺七寸、廣三丈、〇中略）
古麻比八枝（枝別長三丈九尺、方六寸、〇中略）
以前、屋丈尺勘注如前、仍注狀申送、以解、

壁帶

天平寶字五年十二月廿八日　　勘注書生矢口吉人

○按ズルニ、後世壁ノ助枝ヲコマヒト稱スレドモ、古ハ必シモ然ラザルモノヽ如シ、此ニ長三丈九尺方六寸トアルニ據レバ、其細長ナル木材ノ名ナルコトヲ知ルベシ、蓋シコレヲ助枝ニ用キルコト多キヨリ、直ニ助枝ヲコマヒト稱スルニ至レルナラン、延喜木工式ニ、一重棧料椙三檐トアル椙ハ、コマヒナルベシ、

〔宇治拾遺物語十五〕これもいまはむかし、かとべの府生といふ舍人ありけり、わかく身はまづしくてぞありけるに、まゝきをこのみて射けり、○中略かくするほどに、ふき板みなうせぬ、はてには、たるきこまいをわりたきつ、

〔源平盛衰記十一〕旋風事

六月○治承三年十四日旋風夥吹テ、人屋多ク顚倒ス、風ハ中御門京極ノ邊ヨリ起テ、坤ノ方ヘ吹以テ行、平門、棟門ナドヲ吹拂テ、四五町、十町、持行テ拋ナドシケル、上ハ桁、梁、垂木、コマイナドハ、虛空ニ散在シテ、此彼ニ落ケルニ、人馬六畜多ク被打殺ケリ、

〔延喜式三十四木工〕土工

方丈壁一間、一重棧料、椙三檐、藁三圍、繩七十五丈、編棧夫一人、塗工一人、夫二人、二重棧料、椙四檐、藁四圍半、荒塗一圍半、中塗三圍、

〔倭名類聚抄十墻壁具〕壁帶　漢書音義云、壁帶、今按、末和多之、功程式云間度、謂壁中之横帶也、

〔箋注倭名類聚抄三墻壁具〕昌平本、下總本、有和名二字、按、木工寮式、有間度棧工、○中略文選西都賦注、引漢書曰、昭陽舍、其壁帶往々爲黃金釭、函藍田壁明珠翠羽飾之、音義曰、謂壁中之横帶也、此所引即是、按、外戚傳注、服虔曰、釭、壁中之横帶也、服注釭字、蓋衍、顏師古曰、壁帶、壁之横木、露出如帶者也、於壁帶之中、往々以金爲釭、若車釭之形也、其釭中著玉璧明珠翠羽耳、然則壁帶露出壁上如帶、其

狀如、今俗呼長押者、其末和太之、楹間横木在壁中、編桟於此、以爲壁骨、非露出壁上者、木工寮式、有間度桟、桟訓之多知、可證間度非見壁上者、則非壁帶也、

〔揚升庵外集(宮室八)〕壁帶懸楣

陳後主、起臨春、結綺、望仙三閣、壁帶懸楣、皆以沈檀爲之、注壁帶壁中横木、懸楣横木施於前後兩楹之間、下不裝構、如偏橋棧道之勢、今人謂之掛楣、古之庋閣、今曰閣板、禮曰、始死之奠、其餘閣也與、西都賦曰、金釭銜壁、

〔伊呂波字類抄(末地儀)〕壁帶(マワタシ壁具)　間度　栵(已上同)

〔塵嚢抄(三)〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、(中略)屋宅具(中略)壁帶(ハツタシ)　間渡(同下略)

〔和漢三才圖會(八十一家宅之用)〕壁(音碧)　壁帶　和名末和太之

壁、室之屏蔽也、　壁帶、漢書音義云、謂壁中之横帶也、

按、壁帶、用竹縱横粗釘之、令壁堅如帶者也、

〔俚言集覽(末)〕間度　愚按、今工匠の言に、間度と云物は、柱と柱との間を横に貫き、上に助枝を著て、塗こむもの也、壁帶といふは、今のナゲシにて、露出せる物也、今俗の間度にはあらず、

〔番匠往來〕壁方、間渡、內竹、割間渡、木舞、久古縄、二ツ指、一ツ半差、(下略)

〔倭名類聚抄(十五造作具)〕構　說文云、構(補各反、和名久禮、功程式有檜構椙構)、壁柱也、

〔箋注倭名類聚抄(五造作具)〕按說文、徐音構補各切、又弼戟切、構弼戟切、此當作弼戟、昌平本、下總本、有和名二字、久禮、見榮花物語疑卷、後拾遺集、檜榑、又見齋宮寮、內藏寮、內匠寮、典藥寮、京職等式、椙榑、又見續日本紀、三代實錄、內匠寮、木工寮等式、類聚名義抄、伊呂波字類抄、並椙作榲、爲是、然續日本紀、三代實錄、延喜式、萬葉集等書、皆作椙、蓋古俗寫從草書混同也、今不徑改、(中略)下總本榑作構、那

壁柱

波本同、按原書木部云、榑、榑桑神木、日所出也、又云、欂、欂櫨枅也、二字皆非此義、又有𣟴字、云壁柱、玉篇廣韻引説文皆同、此引壁柱之解、當作𣟴、然類聚名義抄、伊呂波字類抄並作榑、彼所見本書不作𣟴也、又續日本紀、三代實錄、延喜式有相榑檜榑、無用𣟴字、今俗亦猶用榑字、則源君作榑無疑、依此引壁柱之解、則知榑亦𣟴字之省、雖與榑桑字其形不異、其字不同也、此作榑誤、又按𣟴訓壁柱、以爲久禮者、恐不允、

〔段注説文解字六上木〕𣟴壁柱也、壁柱、謂附壁之柱、柱之小者、此與欂櫨之欂各字、篇韵皆兩存不混、從木尃聲、弼戟切

〔倭訓栞中編四加〕かべばしら　欂をよめり、壁柱也と見ゆ、三代實錄に相榑と出たる榑も、欂の字の誤なるべし、

〔筆の靈後篇五十九〕和名抄に、欂和名久禮、功程式有檜欂相欂、壁柱也、○中略壁柱とは、只の柱の間に間柱など云もの、又ぬきなどの如く入て置て、壁にぬり入る、よしを注へるなり、常の屋なる欂は小く、大なる屋は大かるべき事、柱も屋によりて、大なる小きけぢめ有るなどの如くなりけん、延喜式三十四に、相欂五十材、各長一丈二尺、廣六寸、厚四寸、などもあれど、其よろしき品なり、

腋壁

〔新撰類聚往來上〕腋壁ワキカベ

〔好古小錄坤〕垣形脇壁、犬防等ノ名、今ハ知ル人稀ナリ、垣形カキガタ脇壁ワキカベハ、近ク六條殿御修理ノ間充ニモ散見ヌ、○下略

〔門室有職抄〕脇壁并裏壁事

大臣以上皆塗之、又爲關白之子息近來大將并親王在之、父爲大臣之人塗之、僧中ニハ法親王僧正塗之、裏壁ハ脇壁塗ル所ニハ大樣塗之、脇壁ハ築地一本□□□□□二丈也、板葺ノ門モ皆塗之云々、

小壁

〔家屋雜考一〕壁○板壁、小壁、中略

書畫子壁

小壁とは、戸窻の上下にある壁をいふなり、

〔三內口決〕一翠簾
本式主殿之時、母屋之簾各別也、小壁無之候故、自裏板直掛之、〇下略

〔御飾記〕一西の六間、御置物なし、夏計小壁に四幅一對の繪を、東西に二幅宛かけらるゝ、
一同北のかきつゝじの御間、西北の壹間に違棚をかをる、紫檀なり、棚のうへの小壁にちいさき横繪二幅かゝる、〇下略

〔七大寺日記〕法隆寺聖德太子御願、世人名鵤僧寺、
金堂二蓋瓦葺、三間四面、光背有銘文、太子壬午歲入滅之由有之、〇中略西壁阿彌陀淨土圖繪、中尊半丈六也、東壁藥師淨土圖繪、中尊同寸、南北壁各在佛菩薩繪、繪像皆悉是鞍造部鳥筆也、尤神妙々々、

〔吏部王記〕延長三年八月十一日、召賴俊令圖御堂後壁繪樣、召正芳房給、

〔賴政集雜〕岡崎の三位入道のもとに、かべに瀧のかたをかきて、その瀧の下より、まことの水をおとしつきたり、遠くてみれば、たゞおなじ水の落たるやうにみえしをみて、まかり歸りて、つかはしける、
うつゝにもかべにもおなじ瀧を見てねても覺ても忘られぬかな
かへし
夢のよにかべよりおつる瀧の糸を君が心にかけけりやさは

〔古今著聞集十一畫圖〕伊與入道〇源賴義は、おさなくより繪をよく書侍り、父うけぬ事になん思へりけり、無下に幼少の時、父の家の中門の廊の壁に、かはらけのわれにて、不動の立給へるを書たりけるを、客人誰とかや慥に聞しを忘にけり、これを見てたがかきて候にかと、おどろきたるけしきにて問ければ、あるじ打わらひて、これはまことしき物の書たるには候はず、愚息の小童が書て候

といはれければ、いよ／＼尋て、可然天骨とは是を申候ぞ、此事制し給事有まじく候となんいひける、げにもよく繪みしりたる人なるべし、

〔本朝畫史四〕狩野永德、始字源四郎、松榮長子、而元信孫也、狩野家之嫡流、而受敎於元信、山水人物花鳥皆爲細畫、間有太畫、望之則似舞鶴奔蛇之勢、其人物岩木花艸有過於祖先也、豐臣秀吉公築聚樂大坂二城、建大殿、使永德畫其金壁、當時諸侯大夫第亦嘗大廈設金壁、則必求其畫、○下略

○按ズルニ、壁畫ノ事ハ、又文學部繪畫篇ニ在リ、參看スベシ、

畫書于壁

〔大和物語上〕亭子のみかど、いまはおりゐ給ひなんとするころ、弘徽殿のかべに、伊勢のごのかきつけゝる、

別るれどあひもおしまぬ百敷をみざらんことのなにかかなしき、とありければ、みかど御らんじて、そのかたはらにかきつけてさせたまふける、

身一つにあらぬばかりをしなべて行めぐりてもなにか見ざらん、となむありける、

〔萬葉集六雜歌〕海原之遠渡乎、遊士之遊乎將見登、莫津左比曾來之、

右一首、書白紙懸著屋壁也、題云、蓬萊仙媛所囊蘰爲風流秀才之士矣、斯凡客不所望見哉、

〔後撰和歌集二十哀傷〕女の身まかりてのち、すみ侍ける所のかべに、かの侍りける時、かきつけて侍りける手を見侍て、　兼輔朝臣

ねぬ夢にむかしのかべをみてしよりうつゝにものぞかなしかりける

雜載

〔多武峯略記下〕第二堂舍○中略

常行三昧堂、○中略建久元年五月作内陣高欄、同二年七月塗佛檀後壁彩色、

〔大鏡四右大臣師輔〕第一の御むすめ○師輔女安子は、むらかみの先帝の御時の女御、おほくの女御、みやすどころの中に、すぐれてめでたくおはしましき、天德二年十二月廿六日、后にたゝせ給ふ、○中略

藤つぼ弘徽殿とのうへの御つぼねは、ほどもなくちかきに、ふぢつぼの方には、小一條の女御〈○芳子〉弘徽殿のには、此后のぼりておはしましあへるを、いとやすからずおぼしめして、もえやえづめがたくおはしましけん、中へだてのかべにあなをあけて、のぞかせ給ひけるに、女御の御かたちの〈○註略〉いとうつくしう、めでたくおはしませば、むべ時めくにこそありけれと御らんず、

〔源氏物語〈四夕顔〉〕はしちかきおまし所なりければ、やりどをひきあけ給て、もろともにみいだし給ふ、〈○中略〉虫のこゑ〴〵、みだりがはしく、かべのなかのきり〴〵すだに、まどをに聞ならひ給へる御みゝに、さしあてたるやうに、なきみだるゝを、〈○下略〉

〔源氏物語〈四十七總角〉〕明にけるひかりにつきてぞ、かべの中のきり〴〵すはひ出給へる、おぼすらんことの、いと〳〵おしければ、かたみに、物もいはれたまはず、〈○下略〉

〔後撰和歌集〈九戀〉〕源おほきが、かよひ侍りけるを、後々はまからずなり侍りにければ、となりのかべのあなより、おほきをはづかにみて、つかはしける、　　　するが

まどろまぬかべにも人をみつるかなまさしからなん春の夜の夢

〔後漢書〈五十三李固〉〕昔堯殂之後、舜仰慕三年、坐則見堯於牆、食則覩堯於羹、〈○註略〉斯所謂聿追來孝、不失臣子之節者、〈○下略〉

〔金葉和歌集〈九雜〉〕おとこのなかりける夜、こと人をつぼねにいれたりけるに、もとの男まうできあひたりければ、さはぎて、かたはらのつぼねのかべのくづれより、くゞりてにがしやりて、又の日そのにがしたるつぼねのぬしのかり、よべのかべこそ、うれしかりしか、などいひにつかはしたりければ、よめる、　　　讀人不知

ねぬる夜のかべさはがしく見えしかど我ちがふれば事なかりけり

〔平家物語〈一〉〕清水えんじやうの事

院中のきり物に、さいくはうほうしといふ者有、おりふし御前ちかう候けるがすゝみ出て、天に口なし、人をもつていはせよと申す、平家もつての外にくわぶんに候間、天の御はからひにやとぞ申ける、人々此事よしなし、かべにみゝ有、おそろし〳〵とぞ、各さゝやきあはれける、

〔倭訓栞中編加四〕かべにみゝ　諺語也、平治物語に、かべに耳、天に口といふ事ありと見ゆ、俗に人事いはゞ目代おけといふ意也、博文錄に、壁有耳牆有縫と見えたり、詩に、耳屬于垣、管子に、牆有耳伏寇在側とも見えたり、

〔毛吹草六秋〕虫

壁に耳ありとやなかぬ蛬　　望一〇中略

きり〳〵す秋を告るや壁訴訟　　作者不知

〔後はむかし物語〕何某殿の家臣に、設樂九二郎といへる、顏はもがさの跡多く、こえふとり、髮はそりさげて、むかふよりは法師かと見ゆ、使者にて行先每に名のりすれば、ゑみをふくまぬ奏者はなかりき、或殿に使して、新たなるやづくりなれば、壁いまだかはかず、九二郎あまりに、會釋するとて、下りざまに脇ざしのこじりを、生壁へつきいれたり、されどいまだ、つかひのことばをも、のべつくさゞりければ、少しもあはてず、事をはりてのち、くわい中より疊紙みを出し、ごし〳〵とおしもみ、さやをにぎりしごきぶきに、さやを引て、こじりのさきとくとぬぐひ、二つのゆびをりてそらざまに、かの穴へおしいれ、そこつなる義、恐入るよしを謝しける、〇下略

窻

窻ハマドト云フ、明ヲ室内ニ引キ、又外界ヲ覘ク爲ニ設クル所ニシテ、多ク壁ヲ穿チテ之ヲ

作ル、槅子ハ、倭名類聚抄ニ禮運之ト註シタレドモ、物語等ニハ連子ト書シ、レンジト云ヘリ、即チ窻間ノ竪木ニシテ、今ノ俗、木ヲ縱ニ連ネテ作リタル窻ヲ、連子窻ト云フ是ナリ、又窻ニ紙ヲ張リシコトハ、靈異記ニ、穿牖紙云々トアルニテ、其古キコトヲ見ルベシ、後世、下地窻、突上窻、引窻等ノ名アリ、下地窻ハ、壁土ヲ切落シテ、下地ノ細竹ノミヲ存シタルガ如クニ作リタルモノニシテ、專ラ茶人ナド稱スル輩、風流トシテ之ヲ作ル、後ニハ寒竹又籐ナドヲ以テ、意匠ヲ盡シテ作レルモノ少カラズ、突上窻ハ、突上ゲテ開クモノ、引窻ハ紐ナドヲ附シテ、之ヲ引テ開閉スルモノ、此他ひじり窻、虫籠窻等ノ名アリ、皆俗間ニ稱スル所ニシテ、多少其製作ヲ異ニセリ、

〔倭名類聚抄 十 門戸〕窻 說文云、在屋曰窻、楚江反、字亦作牕、和名末止、○。在墻曰牖、已見墻壁具、兼名苑云、一名櫳、音籠、

〔箋注倭名類聚抄 三 門戸〕廣韻、窻牕上同、昌平本、下總本、有和名二字、靈異記、牖同訓、○中略 所引囪部文、原書窓作囪、云像形、又載窗字云、或从穴、穴部又有窻字、云通孔也、經典相承、隷省作窻、見五經文字、是窗窻二字不同、後人多以窻爲窗牖字、故廣韻云窻、說文作窻、窓俗、故源君從之通用窻字、又從俗作窓、非許氏之舊、釋名、窻、聰也、於內窺外、爲聰明也、○中略 按說文云、𥨪、房室之疏也、即此、又有櫳字、云檻也、兼名苑所載恐非是字、

〔段注說文解字 十下 囪部〕囪、在牆曰牖、片部曰、牖、穿壁以木爲交窻也、在屋曰囪、屋在上者也、象形、此皆以交木爲之、故象其交木之形、外域之也、楚江切、古音在九部、今竈突尙讀倉紅切、凡囪之屬皆从囪、𡆹、古文、黑字、會字、从此、黑从炎上出囪、故受之以囪部、悤、多遽悤悤也、从囪从心、各本作从心囪、今正、从囪从心者、謂孔隙既多、而心亂也、故其字入囪部、會意、不入心部、形聲、段令入心部、則當爲心了悟之解矣、囪亦聲、倉紅切、九部、

〔倭名類聚抄 十 墻壁具〕牖 說文云、牖、與久反、字從片戸甫、和名末度、穿壁以木爲交窻也、

〔箋注倭名類聚抄 三 墻壁具〕从片戸甫、見說文、昌平本、下總本、有和名二字、○中略 所引木部文、又囪字注云、在牆曰牖、在屋曰囪、囪或作窻、

欞子

〔類聚名義抄四片〕牖マト　牖正　牖俗　牕マト　〔同七尸〕屎俗通二屎字一、マト、〔同七广〕廒俗歟、マト　〔同三木〕
櫳音聾、檻、マトク、ル、　〔同七穴〕窓マト、亦牕牕、　窓俗歟　窻正　窻窗息二或　〔同九片〕牖羊受反、マト、　牕
マト　牖マト

〔下學集上家屋〕窓牖二字義同

〔撮壤集中家屋〕窓窻正　牖同

〔壒嚢抄三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、〇中略

屋宅具〇中略　牖　窓同

〔和爾雅二居處〕櫳小曰レ窻、大曰レ櫳、　狹窻俗用二矢間、狹間、小間等字一、箭眼字彙、涀字注云、女墻、開二箭眼一、窺二望城下一、今按矢窻也、

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕窻

凡有レ牆曰レ牖、有レ屋曰レ牕、皆助レ戶爲レ明也、釋名云、窻聰也、於レ內窺レ外、以爲レ聰也、徐氏曰、穿レ明者爲レ窻、更以レ木
爲二交欞一者爲レ牖、又云其小者曰レ牕、闊遠者曰レ𢈔、又北出牖曰レ向、詩云塞レ向墐レ戶、

〔倭訓栞前編二十九〕まど　窻牖などをよめり、間戶の義也、されど牖は戶障子のあるをいふ、常に
いふは欞窓也窻又作レ牕、櫳もよめり、吊窓はあげまどなり、豐石窓、櫛石窓などは、眞門の義なるべ
し、

〔燕石雜志一〕物の名

窻　まどは、間門なり、

〔萬寶番匠往來〕窓は出格子、平窓、聖窓、木隔子窓、角連子、無雙連子、張連子、〇下略

〔萬葉集十一〕寄レ物陳レ思

窓超爾、月臨照而、足檜乃、下風吹夜者、公乎之其念、

〔倭名類聚抄十墻壁具〕欞子　四聲字苑云、欞郞丁反、字亦作レ櫺、和名禮靈之、窻欞子也、考聲切韻云、欄檻及窻間子也、

〔箋注倭名類聚抄 三墻壁具〕韻會、櫺通作欞、按方言、屋梠謂之欞、亦作櫺、與玉篇訓長木之欞字混、昌平本、下總本、有和名二字、按空物語樓上卷、謂之禮无之、今俗所呼亦同、○中略 唐韻、櫺窻櫺、按左傳定九年正義云、葱中竪木、謂之靈、今人猶名葱木爲靈子、靈子卽櫺子也、○中略 按說文櫺、楯間子也、徐鍇曰、今人闌楯下爲橫櫺也、廣韻、櫺窻櫺、又欞檻、階際檻、依之考聲切韻所謂欄檻、卽說文楯間子、廣韻階際檻、所謂窻間子、卽廣韻窻櫺、二義不同、故云及以別之、此宜刪欄檻二字、存窻間子之訓、文選遊天台山賦注云、櫺窻間子也、與此合、

〔段注說文解字 六上木〕櫺、楯間子也、闌楯爲方格、又於其橫直交處爲圜子、如綺文玲瓏、故曰櫺、左傳車曰葱靈、亦其意也、文選注作窗間子、從木霝聲、郎丁切、十一部、

〔類聚名義抄 三木〕櫺 力庭反、窓也、櫺車也、是、　櫺子 和云、レニシ、　櫺、櫺、櫺 俗

〔伊呂波字類抄 禮地儀〕櫺子 レンシ、連子記、或作欞、俗用　連子 同俗用　欄 レンシ

〔下學集 上家屋〕連子レンシ

〔新撰類聚往來 上〕櫺サマ

〔和爾雅 二居處〕櫺マドノコ　櫺子レンジ

〔壒嚢抄 三〕内裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

屋宅具○中略 槅子レンシ○下略

〔和漢三才圖會 八十一家宅之用〕櫺子

櫺子　窻隔子也、三才圖會云、縱者欄、橫者楯、楯間子曰櫺子、

〔倭訓栞 前編四十禮〕れんじ　櫺子の音也、倭名抄には、れにしと見えたり、或は連子に作る、

〔俚言集覽 禮〕連子　古寫本庭訓往來 三月十二日 連子、注、或作連滋、傍注、小浪を學びたるもの也、愚按、連子は禮遡之の假字也、倭名抄の櫺子と同物

か、櫺子は、喉内音にて、禮字之の音便の擬假字也、未ㇾ詳、猶考ふべし、

〔大工書坤〕座鋪張付之事〇中略

一九本之連子窓之高内法　貳尺壹寸七分

同横内法　四尺五寸貳分

貫之幅　八步

同厚　六步

此窓所により貫外ゟ打事有

一五本連子窓之高サ、地鴨居之上ゟ窓之鴨居ノ上迄、　貳尺六寸一分

窓之高サ内法　貳尺七寸七步

同横内法　貳尺三寸七步

障子組子竪中ニ　貳本

同横中ニ　三本

一十貳本之連子窓之高サ、地敷居ゟ窓鴨居之上迄、　壹尺八寸七分

窓之高内法　貳尺壹寸五步

同横内法　五尺六寸貳步

障子組子竪中ニ　貳本

同横中ニ　四本但貳枚障子

右連子窓之分、障子上下サヽザルモ有、又トウ入ニスルモ有、

惣別連子窓ハ近代座敷ニモ明候得共、非ㇾ本意ㇾ候、先ハ勝手書院、小座鋪抔之物ニ候間、明樣猶好次第之事ニ候、大形ハ圖記者也、

櫛形窻

〔空穗物語 樓の上下の二〕ろうのかうらんなど、あらはなるうちつくりなど、にはかのあけ給しみくらにをかれたりける、すはう玄たんをもちてつくらせ給ふ、をろしかねには、玄ろかね、こがねにぬりかへしをす、れ。む。じ。すべきところには、玄ろくあをくきなる木のちんをもちて、いろ〳〵につくらせ給、

〔大鏡 三太政大臣賴忠〕この前帥殿〇隆家は、時の一の人〇兼家の御孫にて、〇中略大后、太政大臣〇賴忠のおはしますまへを、馬にてわたり給ふ、おほきおとゞ、いとやすからずおぼせども、いかゞはせさせ給はん、なをいかやうにてかと、ゆかしくおぼして、中門の廊の連子より、のぞかせ給へば、〇下略

〔長秋記〕長承三年五月二日辛亥、一定御堂南面北廂、自長押之上可塗壁歟、可作連子歟仰云、連子有何事乎、

〔今昔物語 二十九〕羅城門登上層見死人盜人語第十八

今昔、攝津ノ國邊ヨリ、盜セムガ爲ニ、京ニ上ケル男ノ、日ノ未ダ暮ザリケレバ、羅城門ノ下ニ立隱レテ、立テリケルニ、〇中略門ノ上層ニ、和ラ掻ツキ登タリケルニ、見レバ火髴ニ燃シタリ、盜人恠ト思テ、連子ヨリ臨ケレバ、若キ女ノ死テ臥タル有リ、〇下略

〔類聚名物考 宮室 二〕櫛形　くしがた

窻のふちの櫛の形に似たればいふ也、今俗には火灯(くわとう)口なども云、または唐破風形ともいふ也、古風は丸く有しが、後には今云墨形の樣になりしなり、その事徒然草にも見へたり、又えうの入ては、葉の字をよむ、類聚雜要に、火取に八葉八角と有、葉八角を入る也、葉入角(ヤウイリガク)と云も、俗に云入角といふ是也、

〔徒然草 上〕今の內裏つくり出されて、有識の人々に見せられけるに、いづくも難なしとて、既に遷幸の日近くなりけるに、玄輝門院御覽じて、閑院殿のくしがたの穴は、まろくふちもなくて

ぞありしと仰られける、いみじかりけり、

〔類聚名物考宮室二〕今思ふに、古へのは丸くて、縁もぬりごめにて有しを、今樣はことに心を入て、なにかなたくみに作りなしたりしうへに、緣を木にてことに付たれば、あしとて作り改められし也、古風はなにもことずくなゝるを、後世ほど事しげくなる也、えうの入てとは、えうは葉也、入葉とは、角を入る事をいふ、俗云火洞口也、今も京家の御所方には、中門のかたはらの塀に、必ずこの櫛形あり、俗に云中窗也、堅横に格子を入て、上丸く下角なれば、さながら櫛に似たり、江戸にても上野御本坊の御玄關の兩側の塀に有、その外大名の玄關の傍の塀にもあれども、形ち異樣にてわろし、平治物語光賴が所に、朝餉の間に人音聞え、くしがたの穴に人かげの見ゆるはと有、その外今も神社佛閣にも、世に唐はふといひ、俗に火洞口といふもの、みな櫛形なり、丸く上をせしもの常の形にて、古風なるべし、上のかたに角を入て摸樣とせしは、後世のさまにて、是を葉を入るとはいへるもの也、


葉を入とは角を入る也

〔松屋筆記百六〕櫛形の窗

今の世櫛形の窗あり、舊本今昔物語廿二卷八語に、天皇小櫛ヨリ御覽ジテと有、小櫛は櫛形の窗の事ときこゆ、禁腋秘抄に、南のかべの間、にしのはし、鬼の間のあはひの柱をはさめて、櫛形の穴あり、女房など殿上の事を此所より見る云々、〇下略

牖紙

〔日本靈異記上〕僧憶持心經得現報示奇事緣第十四

釋義覺者、本百濟人也、其國破時、當後岡本宮御宇天皇〇齊明之代、入我聖朝、住難波百濟寺矣、法師身長七尺、廣學佛敎、念誦心般若經、時有同寺僧慧義、獨以夜半出行、因見室中光明照耀、信乃佐之、竊穿〇〇〇〇牖紙窺看、法師端坐誦經、光從口出、〇下略

下地窗

〔嬉遊笑覽一上居處〕今茶室などに、下地窗といふものは、牖字に當れり、下地は助枝なるべし、又下立（シタダツ）の

義か、建保職人歌合壁ぬりが戀歌、忍べども玄たぢにはなるふるかべのたゞこぼれなる我なみだ哉、下地窻といふもの、今は寒竹と葭とを格子にして、藤かづら纒ひて風流に作れども、もと壁下地のまはたし、こまひ竹をあらはして、土を落し窻と玄たるが、侘しき處にある是なり、〇中略古き前句附、つひ埒が明〈〈袴から見りや立附の下地まど、

〔夫木和歌抄　三十〕賀茂社百首御歌　慈鎭和尙

つちかべに窓ぬりのこすいほまでもすさめずやどる秋のよの月

〔大工書　坤〕座鋪張付之事〇中略

一下。地。窓、但座鋪之入口、軒之窓也、座敷により何方にも吉、

高サ地鴨居ゟ　一尺九寸六歩

窓之高内法　一尺六寸四歩

横内法　貳尺貳寸四分

釣竹戸跡之方ニ　四寸貳歩ヨセテ有

釣リ樣、鴨居柱へ通ル也、

鴨居ハ、釣リ竹にて切詰竹之ヒカ也、〇中略

右七ツ之窓と申也、明ケ所、地敷居ゟ之高サ之程ライ、好ニ依テ相違可ㇾ有ㇾ之、

〔大工書　坤〕座鋪張付之事〇中略

一小。下。地。窓、但軒之窓とも云ふ、

高地敷ゟ窓敷之〇之下恐脫ニ上字一迄　壹尺九寸

同窓之高サ内法　壹尺七寸

同横内法　三尺壹寸

突上窻

柱之際ニ一寸四歩之塗出し有
障子組子堅　貳本
同横　四本

〔嬉遊笑覽附錄〕突上窻とて、今人はよの常の窻の戸を、内より突出すやうに作るをいへ共、元來さにあらず、道老物語に、永祿已來出來初し物の内に、ツキ上窻出來初りしは、天正の初、泉州堺の津に北向道珍といひし、わびすき屋敷せまくして、窻を取べき處なき故に、すき屋の屋根を切破り、明りを取しなり、

〔筆の霊後篇十三〕窻の戸をつき上て、卽ガて日掩サシに爲る物を、今つき揚げ窻と云へり、

〔大工書坤〕座鋪張付之事〇中略

一欠込之突上窻、中にて垂木を夾、一コマ切、脇之エツリ振リ分ケゟ三分宛除テ、窓之中一コマニ成ル如ニ切ル也、一コマト云ハ、壹尺五寸七歩半ノ事也、
長サ、木舞中角五寸貳歩宛ニ、アユミ三通切ル也、
樋横引之時ハ、厚壹寸八歩、障子箱之間八歩、トイ之下端をかき、両方へ引分ケニスル也、
スリアケ之時ハ、トイ之厚壹寸貳歩、〇中略
摺リアセ之時ハ溝無シ、下ゟ八歩サクリ深サ壹歩半ニスル也、木舞之鼻栖釣りより三歩出ル也、板之側木舞之鼻出ルも有、出ヌも有、〇中略
一勝手之突上、一コマ半、木舞三通り切也、
其外同斷
一出間之突上、二コマ、木舞四通り切也、
先掛放シ雲板有、雲板メント云、萱尻仕舞成り兼候にゟ、板を打也、〇下略

ひじり窓

〔嬉遊笑覽居處一上〕ひじり窓と云ふは、出格子とはかはりて、箱のやうに作り出して、連子も短き子を雑へざるなりといへり、紀逸が六玉川三篇に、ひじり窓をもふちぬ錫杖といふ句あり、思ふに西鶴等が書るものに、ひじりあんどうと云は、小巷にさゝやかなる窓をかまへて居る賣女が、軒にある行燈をいへり、このすこしの出格子の窓をいふか、もしさもあらば、窓がもとにて、それにかけたる行燈なれば、ひじりの名あるか、いづれともいまだわきまへずなん、又押あてに思ふに、高野ひじりの笈に、其體の似たるか、行燈もそれが用ゆる程なるの名にや、

やまと窓　引窓

〔嬉遊笑覽居處一上〕やまと窓、寛永發句帳、唐までの月をぞ思ふ大和窓、○中略按ずるに今いふ引窓なり、笈の說によれば、是も例のなぞ〱のやうなる名なり、此窓の製、ふるきものに見えず、五元集、飼猿の引窓つたふしぐれ哉、

〔竹齋行脚袋五〕やまと窓は無理咄の逃道

都部の家ごとに、大和窓といふ有、是も伊與簾、讃岐圓座などは、其國より出る名物なるによりて其名をいふ、窓をやまとゝ云も、是その國より始て仕出したる工にや、左にては侍らず、文字を大和と御心得ある故、此名の義理きこえぬに侍り、此窓は是家内に明りをとらん爲、又は竈の煙を出す道なる故、日本窓と書侍り、ひのもとゝ唱ば、畑の緣語もうすく籠り申といひ出せば、利口をかんじて承事かなと讃めたつれば、例のしたり貌に髮をなでゝ、また此やまと窓に、あまたの名有、定て御存あるまひ、語り申さん、先雨のふみがふり、霰のたねが島、猫の忍路、竈の雁首、雷の落穴、風の細爐路、やね屋が井のもとなどいひちらすを、子細はとゝはれて當惑し、大やねに口のあいた儘に、いひ事は云たが、己も知ぬと逃て歸る、

〔德川禁令考後二十一房女部〕正德三巳年

大奥局常々修復、井住居替、疊障子、其外諸道具之覺、○中略

一獅子口之儀、大方之あかり有ㇾ之所には無用ニ候、別而明り由ニて、頗に候ハヾ、見分之上、獅子口無ㇾ之候ハで難ㇾ成所ハ可ㇾ被ㇾ申付事、

一引。窓。も、右同斷たるべき事、〇下略

虫籠窓
色紙窓

〔嬉遊笑覽一上居處〕寛文七年に集めたる續山井に、蛛の巣や二階椿の虫。籠。窓。之道とあるは、細かに子を打たる窓なるべし、今も窓の出格子を虫籠と呼ものあり、又同集に、色。紙。窓。にとべる螢や金砂子、友静　これら形によりての名なるべし、

雜載

〔德川禁令考三十一前集郊迎〕寛文六午年四月十九日

右同斷〇御成ニ付町觸、〇中略、

一御成筋之道筋之町々は、犬ねこつなぎ、今晩より海道之掃除仕可ㇾ申候、尤二。階。土。藏。之。ま。ど。た。て。可ㇾ申候、〇中略少も油斷有間敷候、以上、

午　四月十九日

享保五子年正月廿八日

窓蓋すだれ等之儀ニ付達

御規式御佛參拜被ㇾ爲ㇾ成候節、前々之通窓。蓋。不ㇾ致、すだれ卷上ゲ、戸建置候樣ニ相心得可ㇾ申旨、組々江も組頭衆より被ㇾ申達ㇾ候樣可ㇾ被ㇾ成候、以上、

〔嘉永明治年間錄五〕安政三年丙辰正月廿三日、將軍出行ノ時、沿街人家窓蓋ヲ蔽フニ及バザルノ達、

阿部伊勢守殿渡書付　芝上野兩山へ御參詣の節、前々より窓蓋仕り候得ども、以來は御鷹野其外御成の節共、窓。蓋。仕。り。候。には不ㇾ及候間、簾有ㇾ之内より、戸を建置候樣可ㇾ被ㇾ致候、

右之趣、諸向へ被ㇾ達、

〔嬉遊笑覽居處一上〕計無否が園冶に、風窻式の內、氷裂、兩截、三截、梅花、圓鏡、六方等の式あり、その內、梅花は必釘を轉じて、一辨づゝ開くやうに造ると見ゆ、また峭壁の條に、峭壁者靠二壁理一也、藉以二粉壁一爲レ紙、以レ石爲レ繪也、理者相石皴紋、倣二古人筆意一、植二黄山松柏古梅美竹一、收二之圓窻一、宛然鏡遊也など、巧みなる事ども有、されどもやり戸の制なきは不自由なることなり、槐西雜志に、畫師張無念、書齋以二巨幅潤紙一爲二窻幌一、不レ著二一櫺一、取二其明一也、これは窓の障子骨なきなり、又空櫺なり、

〔嬉遊笑覽附錄〕こゝにはせざる事ながら、漢土には甕の破れたるをもて牖とし、又門にもするよし也、故に甕牖間評と云書などもあり、尤も寒家の作事と見ゆ、乞丐などは破甕に住するもみえたり、茶室などの幽雅なるには、甕を牖とし、又門とせば、いまだ人のせざる處にて、珍らかに趣あるべし、

〔日本居家秘用室屋一〕窻は向窻よし、左右の明はあしゝ、

〔源氏物語帚木二〕おやなどたちそひ、もてあがめて、おひさきこもれる、まどの中なるほどは、たゞかたかどをきゝつたへて、こゝろうごかすこともあめり、

〔方丈記〕東にそへて、わらびのほどろをしき、つかなみをしきて、夜の床とす、東の垣に、まどをあけて、こゝにふづくえを出せり、

〔夫木和歌抄窻三十一〕最勝四天王院名所御障子　後鳥羽院御製

はつせ山よのうき物はすみぬべしすきのまどふく雪の下風

家集　西行上人

をとはしていはにたばしる霰こそよもぎのまどの友と成けれ

〔千載和歌集序〕玄かはあれども、まことには、きればいよ〳〵かたく、あふげばいよ〳〵たかき物は、このやまと歌のみちになむありける、〇中略山のゐのふかき名をからざることおほく、難波江

のあしの、おかしきふしあることは、かたくなむありけれど、かつはこのむこゝろざしをあはれみ、かつはみちをたやさゞらむがために、かはらのまど、柴のいほりのことのはを、みるによろしく、きくにさかへざるをばもらすことなし、

〔燕石雜志三〕房錢（ヤドセン）

亦おなじ集〇五元集に

窻錢のうき世をはなす雪見かな　其角

或說に、いづれの御時にかありけん、窻一ツに鳥目二百文の課役をあてられたることあり、これを窻錢といふ、其角が、うき世をはなす雪見哉、と作りしは、これ也といへり、この窻錢の事こゝろ得がたし、さる制度ありといふよしは、たえて所見なし、よしやその事ありとも、雪見は月見ともすべし、北窻閉るといへば十月の詞也、多は窻を閉て隙もる風を厭ふなるに、さりとはこの發句無下に拙し、按ずるに、窻錢は房錢を誤る歟、其角が詠草には、假字にてヤド錢と書たるや。をマ。に誤り、異名に窻と書て印行せしならん、それをばしらで、後人强てこの句を註せんとて、無稽の說をなすにこそ、事物紀原曰、放房錢、宋朝會要曰、大中祥符五年正月、以雪寒應店宅務賃屋者、免僦錢三日、此雨雪免房錢之始也、七年二月詔貧民住官舍者、遇冬至寒食、免僦直三日、此節日放免之始也、其角はこの故事をとりて雪を詠せしならん、房錢は宿錢なり、賃屋は貸店なり、僦錢僦直ともに賃錢の事なるべし、宋の大中祥符五年正月、雪のいたく寒けきをもて、務賃屋ものに、三日の僦錢を免したまひしと也、異朝にはむかしかゝる事ありけりと、今降る雪を見つゝうちかたらへるさま句意明かなり、

〔柳亭筆記上ノ下〕窻錢

窻錢のうき世をはなす雪見かな　其角

此句、焦尾琴、又五元集にも見えたり、窻錢は宿錢の誤りなるべしと注釈せし人あれど、焦尾琴は

其角が自筆なり、五元集は其角が自ら書おけるを、すきうつしにして刊行なし、書にて、しかも文字にて窻錢とあれば、寫誤ともいひがたし、按に、窻錢は窻運上の事なり、今いふ小間わりの類にて、窻一ッにつき何ほど、いふ運上錢をいだすを、窻といふなり、此事江戸にはなし、されはばかく難ゝ有所ゆゑ、おもふさまのところへ窻錢を明ケ、雪を心よく見る事かなと、浮世がたりをせしといふ句意なり、諸家大秘錄前集十二卷、松平越中守所替、野村增右衞門私欲の事をいふ條に、野村はいよ〳〵主人の氣に入りて、千石の分限となり、心の儘に計らひ、主人借金返濟の爲なりとて、桑名領內の松原へ松葉をかきに來ル者に、一人前六錢宛いださせ、此金過半私欲となし、又此外窻錢、或は婚禮、又は種々の義に錢を取ける云々、是窻錢の證とすべし、

〔百姓盛衰記〕三年貢の高免取箝のはつた舟著の遊女町

家老大塊勝右衞門がはからひとして、此度田畠の間地をあらため、新田古田ともにさほ入て、免割は九ッ八分六厘と極りて、一合も未進する輩は、水籠に入しぬるをかまはず、〇中略百姓とぬれ手拭は、しぼる程出るものと、氣をつけて井戸にまで年貢とられけるが、有もの南請にまどひとつ明けるを、是にも二升とりあげんとあれば、しからばふさぎ申さんといへば、ふさぐにも二升出せと有、〇下略

緣

簀子　沓脫　例入

緣ハ、エントイヒ、古ク板敷(イタジキ)トモ云フ、室ノ邊側ニ在リ、卽チ家ノヘリナリ、故ニ緣ト云ヒ、俗ニ緣側(エンガハ)ト稱ス、今ノ家作、多クハ雨戸ヲ以テ緣ノ外ヲ圍ミ、直ニ雨露ヲ受ケザラシムレドモ、古ハ槪ネ外緣ニシテ、常ニ雨露ノ霑濕ニ任セタリ、故ニ狹キ板ヲ並ベ、其間ニ各〻少隙アラシメ、

以テ水氣ノ溜滯ヲ少クセリ、

簀子ハ、スノコト云ヒ、又簀子敷ト稱ス、縁ノ類ニシテ、元ト竹ヲ編ミテ爲リシニ由リテ此名アリシナラン、後ニハ專ラ榑ヲ用キ、猶ホ舊稱ニ沿ヘリ、

沓脱ハ、クツヌギト云フ、卽チ履ヲ脱グ處ニシテ、縁下又ハ階下ニ敷臺ヲ置キ、以テ人ノ昇降ニ便ニス、

名稱

〔伊呂波字類抄江地儀〕縁エン見二日記一、屋縁、　椽同

○按ズルニ、椽ハ正字ニアラズ、邦人ガ義ニ據リテ造レルナリ、後世ニハ多ク椽ニ作レリ、思フニ、椽ハ櫞ノ字ヲ更ニ略書セルナルベシ、

〔下學集上家屋〕縁エン板敷也

〔易林本節用集江乾坤〕縁エン家縁

〔饅頭屋本節用集江天地〕縁エン板イタ

〔書言字考節用集一乾坤〕板イタ縁エン　榑クレ縁エン

〔萬寶番匠往來〕榑くれ椽えん、竹たけ椽えん、

〔紙上蜃氣〕縁エン側ガワ又作二椽頰一

〔倭訓栞前編五衣〕えん　家にいふは縁の字なるべし、縁道を略せし也、

○按ズルニ、縁ハ疊ノ縁ヘリナドノ如ク、家ノ外圍ニアルヨリノ名ナリ、縁道ヲ略セシニハアラザルベシ、

〔大和物語下〕よしみねのむねさだの少將、ものへゆく道に、五條わたりにて、雨いたうふりければ、あれたるかどに立かくれて、見いるれば、五間ばかりなる、ひはだやのしもに、土やぐらなどあれど、ことにひとなど見えず、あゆみ入てみれば、はしのまに梅いとおかしう咲たり、〇中略女おどろ

板敷

きて人もなしと思ひつるに、物しきさまをみえぬる事とおもひて、ものもいはずなりぬ、男えん。にのぼりてゐぬ、などか物ものたまはぬ、雨のわりなく侍つれば、やむまではかくてなんといへば、おほぢよりはもりまさりてなん、こゝは中々といらへけり、

〔枕草子四〕きさのみざうしにおはしますころ、西のひさしに、ふだんの御どきやうあるに、佛などかけ奉り、法師のゐたるこそさらなる事なれ、二日ばかりありて、ゑん。の。もとにあやしきもの、こゑにて、猶その佛供のおろし侍りなんといへば、○下略

〔枕草子六〕殿いつしかといだきとり給て、ひざにすへ給へる、いとうつくし、せ。ば。き。え。ん。に、所せきひの御さうぞくの下がさねなどひきちらされたり、○中略東宮の御使に、ちかよりの少將まいりたり、御文とりいれて、わたどのはほ。そ。き。え。ん。なれば、こなたのえんにことねさし出たり、○下略

〔更科日記〕靈山ちかき處なれば、まうで、おがみ奉るに、○中略あかつきに成やしぬらんと思ふほどに、山の方より人あまたくる音す、おどろきてみやりたれば、しかのえ。ん。のもとまできてうちないたる、ちかうてはなつかしからぬもの、聲也、

〔兼載雜談〕下手のはいかいに

王もはてにはすべりこそすれ

え。ん。迄もあぶらみがきの院の御所

すべるといふ所に院は有を、院といふ字をあらはす事下手也、

〔運歩色葉集伊〕板敷（イタシキ）

〔壒囊抄三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

屋宅具○中略簀（イタシキ）板敷同

〔名目抄禁中所々名〕御殿清涼殿○中略又中小。板。敷。（コイタシキ）云二神仙門中一

〔禁腋秘抄〕清涼殿
殿上ハ、御殿ノ孫庇ヲノゾキテ、西ヘ四間ノ通障子ノトヲリニ、ハシヲバ六間ニワリテ柱ヲ立タリ、〇中略其前ノエンハ小板敷ト云ヒテ、紫緣ノ疊ヲ敷、〇下略

〔筆の靈前篇四〕板敷の事、物に多く見えたり、著聞集にも、溫明殿云々、清涼殿よりさがりたる便なしとて云々、板敷を高くさきあげ云々などあり、いせ物語に、あばらなる板敷に、月のかたぶくまでふせりてなどあるも、かく樣に造れる板敷なり、今の常の家に合せみて、疊などをもとりのけたるねだなりと思べからず、今昔物語十九に、此ク見付テ、音ヲ放テ泣テ、板敷ヨリ丸ビ墮チ禮ムといひ、また、他ノ犬共集リ來テ噉テ合ヒ喤ケレバ云々、逃テ板敷ニ上ニケリともあり、さる板敷は今の椽がはと云が如し、

濡緣

〔宗長手記〕眞珠庵假屋作事奇麗、折ふし旅宿、又竹の椽、ひがし南ぬれ椽にして、手洗所の水門石四五たて、梅に椿篠つくしうへそへ、すな入させてすゞしげにぞ有し、

廣緣

〔書言字考節用集乾坤二〕廣緣(ヒロエン)

〔家屋雜考一〕廂(廣廂 孫廂 廣緣)
廂の事前に見えたり、廣廂、廣緣、いづれも廂の別稱なり、〇下略

〔三内口決〕一殿幷家作等事
主殿ハ、〇中略其次之妻戸、平生之客人之通路也、其道出廣緣、(透連子也、白壁之中也、其次落緣、有開戸、是ハ奏者之仁、又雜人等之通路也、)其廣緣之西面ニ又妻戸、是公卿座之入口也、〇下略

〔花營三代記〕應永卅年七月四日、御會所廣緣ニ、貞慶、貞房、貞彌三人宿直之、

落緣

〔書言字考節用集乾坤一〕落緣(ヲチエン)

〔紙上蜃氣〕落緣(ヲチエン)

切目縁

〔俚言集覽於〕乙縁（オチヒン）　倭字通例書、ヲチエン、乙縁注家屋に云、愚按、遠の假字に收ルは誤也、

〔室町殿屋形私考〕一會所主殿等、前ハ廣縁也、大床（オヽユカ）と云也、其外落縁あり、〇下略

〔紙上靨氣〕切目椽（キリメエン）

〔柳營秘鑑追加人〕日光御宮異之御上棟之次第

寶暦三酉年五月廿五日御上棟ニ付、總奉行堀田相模守を始、諸役人辰の上刻、御別當大樂院江參會、〇中略御勘定奉行、日光奉行、兩御目付、何れも大紋著之、東之方御切目縁上、御本社に向著、御大工頭大紋西之方御切目縁上、東に向伺公、

濱縁

〔柳營秘鑑追加人〕日光御宮異之御上棟之次第

寶暦三丁酉年御出來也、〇中略御上棟ニ付、御宮御拜殿正面に、玉女壇とて八尺四方の壇を取立、幷御棟棚迚、高貳間に三間四方の假棟棚出來、四方堅迚、御宮御本社御濱縁之四隅に、飾もの備物をいたし、誠に善美盡したる事也、

置縁

〔長祿二年以來申次記〕一松囃事、夜に入て御西向松御庭（御かゝりなり）觀世仕之、〇中略松御庭南よりの御縁に、公武共に伺公也、其外置縁をせられ候て、御供衆、申次衆同伺公在之、走衆は六人、庭上に敷皮にて伺公なり、

〇

簀子

〔倭名類聚抄十居宅具〕簀（板敷附）　蔣魴切韻云、簀（音責、功程式板敷簀子須乃古、）床上籍竹名也、

〔箋注倭名類聚抄三屋宅具〕板敷、又見西大寺資財帳、榮花物語玉臺、峯月、玉飾等卷、簀子、又見内裏式、三代實錄貞觀七年紀、西宮記臣家大饗條、須乃古、見源氏物語帚木、若菜卷、榮花物語音樂、玉飾等卷、後撰和歌、昌平本、下總本、有和名二字、恐非是、那波本亦無、按簀子、蓋今俗板縁之類也、古編竹爲之、故名簀子、後代以木、猶沿舊稱、又謂可造簀子之材、亦爲簀子、内匠寮式所載御斗帳柱料簀子十

四枚、御輿枋料簀子二枚、蓋椽料簀子木廿六枚、皆非屋宅具也、○中略 說文、簀、牀棧也、禮記檀弓注、簀謂牀第也、並此義、王念孫曰、簀之言嫧也、齊平之意、廣雅、嫧齊也、按簀乃古在廡外、蓋今俗呼椽者似之、與簀之在牀上不同也、豈上世用編竹、故名須乃古、後世代以木耶、須乃古無漢字可充、故用簀子字也、史記范睢傳、佯死、即卷以簀、索隱云、簀謂葦荻之薄也、王念孫曰、蓋編葦爲薄、嫧然齊平、故亦謂之簀、今鄙人屋中編竹爲坐臥之處、名曰須乃古、下總本藉作籍、那波本同、按說文、藉祭藉也、籍簿也、二字不同、此從艸爲是、然後世二字通用、

〔類聚名義抄竹八〕簀子スノコ

〔伊呂波字類抄地儀須〕簀子スノコ 牀簀子 板敷同

〔運歩色葉集須〕簀子

〔和爾雅居處二〕簀ユカスノコ 蒋魴切韻云、簀床上藉竹名也、

〔書言字考節用集乾坤二〕牀簀スノコ 指南出由、簀子同順和名、床上藉竹也、

〔壒嚢抄三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

屋宅具○中略 簀子スノコ

〔日本釋名上宮室〕簀子スノコ　すくも、其間すけり、こはつけ字なり、

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕簀子スノコ　牀棧　牀第　和名須乃古、

切韻云、簀牀上藉竹名也、詩衞風綠竹如簀、

按、今多用板、功程式稱板敷者是也、凡簀子下束木名根駄、正字未勘 橫於其上如椽者名上走、編竹於其上名簀子、橫竹於下者名盗竹、言心、置牀下所縛也、

〔倭訓栞前編十二須〕すのこ　三代實錄に簀子と書り、床下にもいひ、また椽をもいへり、山槐記に小簀子見えたり、延喜式に、驛鈴傳符皆納漆簾子ヌリスノコと見えたれば、箱にもいふにや、簀子敷は內裏式に

見えたり、簀子の下に横たふる竹を盜竹といふ、床下に隱れて繋縛せらるゝをもて名けり、

〔貞丈雜記家作十四〕一簀子(スノコ)と云事古書にあり、座敷の外に細き板を、横にならべて打たる椽也、板と板との間すきまありて、竹簀をあみたる如くなり、

〔四方硯雪〕昔の竹簀子と云は、今の椽がはのことなり、世うつれば物の名もかはりぬ、

〔鋸屑譚〕切韻曰、簀牀上藉竹名也、三代實錄簀子、和名すのこ、その下に所横の竹を盜竹と名づくといふ、寘牀下所繋縛也、春雨抄、倭類、

　山賤の蘆屋にかけるたかすがき節にくしともおもひける哉、とよめり、

〔俚言集覽須〕簀子(スノコ)〇中略　愚案、簀は本より竹なるを、木にて作りたるもの、簀に似たれば、そのまゝ簀子と稱し、名の久しくへて、實簀子に竹をかむらせて、竹簀子と云なり、茶匙は、本茶を載取る爲の匕なる故に、茶匙と云、然るをいつとなく、今は藥を取るものとなり、醫者もその名を更めず、適茶匙にて茶を取るものあれば、異ナ事に思ひて、其名をチヤサジと云、〇中略　竹簀子の類なり、簀子、スノコ、と、ノ文字を入てもいふ、つれ〴〵草に、すのこすいかいのたよりおかしく云々、

〔筆の靈前篇四十四〕板敷も簀子敷も、大方同じ如く聞ゆれど、其名の起る所をいへば、板敷はたゞ板にてはる事なれば、はゞ廣きにも云べし、すの子は、眞簾(ミス)などの如く、細き物をよせ合せて廣くするに云言と思はる、又竹をあみて廣くしたるを、竹すがきと云へる事あり、夫木集なる俊賴朝臣の歌に、山がつのあしやにかけるたか簀かきふしにくしとも思ける哉と詠み、長門本平家物語二十に、柴のあみど、竹のすい垣、たかすがき、竹の簾もあれはてゝ、木の簀子の事は、延喜内匠式に、杤(アフコ)、料、簀子二枚とある類、書に多くて、厚く幅せまき木也、又椽の事をすのこにまゐるとやうにいへるは、其末にては椽などを然云べればなり、空穗物語國讓下に、おとゞ猶すのこにおはす云云、童部のやうにて眞簾のとにさぶらはせ給て云々とあるなども、簾の外と云れば椽なり、又菊

の宴に、殿の内かた時はなれず、おまへのすのこをはなれで云々、今昔物語十四に、參レルカト問ヒ給ヘバ、南ノ簀子ニ候フト申ス、廿七に、暮方ニ彼ノ僧都殿ニ行テ、南面ナル簀子ニ和ラ上テ待居タリケル、簀子と云事は三代實錄に見えて、それより後の書には、いと多かり、今其狀の思やらるゝを擧ていはゞ、西宮記、天德三年八月十六日の條に、申二剋、宸儀出御、王公卿士候簀子敷、如臨時祭也、江家次第臚赤奏の條に、還昇進留簀子第二間とて、分注に、自廂第二柱西去二尺許とあり、宗俊卿記、應德元年三月十六日に、於中殿晝御座被講和歌、上達部座東簀子、殿上人候南廣庇と見え、中右記嘉保三年三月十一日に、殿上人依召候簀子敷なども見え、東鑑、建曆三年七月十一日に、召富田(名をば三郎と云)伊藤七郎具參候寢殿西面簀子、自御所被出大鹿角二(中略)二角一度折之とも見え、愚昧記、嘉應三年正月三日の條に、太政大臣云々、昇西階經簀子、當南廂西第二間中央、東面而立揖、また、左大臣云々、立東第二間中央簀子敷云々とあるなどは、全く常の板敷と聞えたり、雅言卿記、正中三年三月六日には、文臺御硯蓋置簀子、(廻長押)廻南欄置講師圓座、管見記、永享五年正月三日の條に、左大臣殿云々、昇西階(令脫靴給)自簀子東進、經御前入自酒机間東邊、立北机東邊(東面)揖指笏搴覆布、取盃蓋置机上、取盞傍置、取御盃(加尻居)如元覆布、酌酒海之醴、入盃復把布、以匕覆盃面云々ともあり、

〔家屋雜考 一〕簀子

廂の外にあり、簀子緣ともいふ、こは小板敷なれども、竹簀の如く、間を聊づゝすかして打ちつくる故、此名あり、さて間をすかし、面をとるは、雨露などのたまらぬ爲なりといふ、

〔延喜式 三十八 掃部〕御齋會終日、設論義僧座於內裏御前、僧綱座立兀子、問答者座亦各立兀子、其前置草墪、香水机下敷筵、聽衆座立中床子於簀子敷、威儀師座差退立床子一脚、又親王公卿及出居中少將座帖、

〔延喜式 四十三 春宮〕凡正月上卯早旦、東宮參於內裏、坊官率舍人四人(預擇定容儀端正同位者)、昇御杖案隨之、天皇御

沓脫

紫宸殿、坊官大夫以下四人昇レ案、東宮杖入二日花門一、昇レ自二南階一、安二簀子敷上一退出、即入二中宮一、獻亦如レ之、

〔空穗物語後蔭一〕もの丶心もしらぬむすめ一人のこりて、ものおそろしくつゝましければ、有やうにもあらず、かくれしのびてあれば、人もなきなめりと思ひて、よろづの往還の人は、やどゞももこぼちとりつれば、たゞ寢殿ひとつのみ、すのこもなくて有ほどもなく、のゝやうになりぬれば、むすめはたゞめのとのつかひける、ずざのしもやにざうししてありけるをぞ、よびつかひける、〇下略

〔源氏物語二帚木〕あれたるくづれより、池の水かげみえて、月だにやどるすみ家を、すぎんもさすがにており侍ぬかし、もとよりさる心をかはせるにやありけん、この男いたくすゞろぎて、門ちかきらうのすのこだつものに、しりかけて、とばかり月をみる、〇下略

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年八月十五日庚午、鶴岡放生會也、將軍家御出之期、兵庫頭取二御劒一、欲レ授二役人上總式部丞時秀一之處、御劒拔二落簀子之上一、是非二兩人失禮一、時之恠異也、

〔後撰和歌集十二戀〕人のもとにまかりて侍に、よびいれねば、すのこにふしあかしてつかはしける、

藤原成國

秋の田のかりそめにしもしてけるかいたづらいねをなにゝつまゝし

〔名目抄所々名禁中〕御殿清涼殿、又中略〇　沓脫クツヌギ云二同門外一、

〔易林本節用集乾坤久〕履脫クツヌギ

〔家屋雜考一〕沓脫　こは簀子の內階の上へ、平なる板を敷きおくなり、又階より一段低く設くるもあり、其造りさま〴〵と見えたり、東鑑知家右衞門尉前參上乍レ著二行騰一、經二南庭一直昇二沓解一、於二此所一撤二行騰一、參二御坐之傍一云々などいふ事もみゆ、

廊沓脫　是は中門より廂への上り口にあるなり、階の沓脫とも見えたり、

〔禁腋秘抄〕清涼殿

小壁ノ外ニ、南ヘ向タル脇戸、〇中略其前ニウツボ柱有、其傍ニ釣シトミアリ、夏ハ是ヲ上、冬ハ下ス、日ヲ防也、椽(エン)ハナクテ沓脱アリ、爰ニテ沓ヲ脱テ上ル、

〔二判問答〕一沓脱事、雖ㇾ非₂上階₁、源家御一族、其外廷尉經歴之武家、雖ㇾ爲₂六位之時₁、可ㇾ置之哉、可ㇾ爲₂何樣₁哉、

至ㇾ著ㇾ履者、雖₂私家₁設₂沓脱₁、不ㇾ可ㇾ有₂子細₁歟、

〔門室有職抄〕參₂向人許₁之儀〇註略

先無₂左右₁履ヲ沓脱ニ脱テ、登₂中門廊₁、以ㇾ人中童子等也可ㇾ申₂入參向之由₁、〇中略其後可₂罷出₁由、若雨雪降時、沓脱有ㇾ煩、緣ノ上ニシテ可ㇾ著ㇾ履口但此事ハ、隨ㇾ時可₂斟酌₁歟、

〔明月記〕建保五年十一月廿五日、博陸加座、上卿二人平伏、家衡卿下₂沓脱₁、家良卿動座、〇下略

檻

檻ハ、又欄ノ字ヲモ用キ、オバシマト訓ズ、又欄檻(ランカン)、高欄(カウラン)等トモ云ヘリ、檻ハ緣頭若シクハ階ノ兩端ニ在リテ、物ノ墜落ヲ防グ爲ニ設ケタルモノナレド、後世ハ主トシテ宮殿ノ裝飾ニ用キタリ、而シテ其製作ハ略、一定セリ、上ノ桁ニハ圓ナルヲ用キ、中ノ桁、及ビ土居ノ桁ニハ、平ニシテ方ナルヲ用キル、

〔新撰字鏡木〕楯詳尋反、平、欄也、欄檻、馬夫世支、又於波志万、　柙古餞反、檻也、於波志万、上、

〔倭名類聚抄十居宅具〕軒檻　漢書注云、軒檻上板也、檻音監、文選讀、師説於波之萬、殿上欄也、唐韻云、欄音蘭、漢語抄云、欄檻、階陛木也、

〔箋注倭名類聚抄屋宅具三〕按、軒檻見登樓賦、靈光殿賦、新撰字鏡楯柙、文選西京賦鏤檻、九辨坐堂臨檻、呉質與東阿王書、並訓於波之万、○中略原書史丹傳、自軒檻上隤銅丸、注、顏師古曰、軒檻、闌版也、與此不同、按文選曹植雜詩注、引漢書韋昭注云、軒檻上版也、潘岳爲賈謐贈陸機詩注、又引韋昭注云、檻殿上欄也、並與此同、則知源君所引非顏注也、登樓賦注、又引韋昭注云、軒檻殿上欄軒上板也、與此少異、說文、檻、櫳也、又楯字注云、闌檻也、則知檻者闌楯也、說文又云、軒、曲輈藩車也、服虔注左傳、薛綜注東京賦、劉昭注續漢書輿服志、皆云、車有藩曰軒、藩、屛也、則知軒檻、謂殿上闌檻、如軒車之有藩屛者也、○中略山田本、伊勢本、曲直瀨本、亦字下有校語如本二字、蓋亦字不可讀、謄寫者姑依舊、云如本以疑之也、按廣韻云、欄、階際木句欄、亦作闌、則知欄當作欄、亦下脫作闌二字、然本書通例載別體字、皆夾行分注、在字音下、今亦字爲正文、在句末、疑源君所見唐韻、脫作闌二字、故此引亦字在句欄下、與廣韻同也、昌平本、下總本、亦下有同字、係淺人妄增、那波本以其不可讀、删句欄亦三字、亦非是、廣韻又有欄字云、木名、音同義異、玉篇集韻、以欄爲遮欄字、以欄爲欄檻字、然此引唐韻、則當從手爲是、又按說文、闌、門遮也、轉注爲句闌字、楯字注闌檻也、故唐韻云、欄亦作闌、後闌借爲酒闌字、爲借義所專、故句闌從手以別之、後又改從木、別遮欄、遂與木名欄混、欄卽楝字、

〔段注說文解字六上木〕欄、欄木也、(各本篆作棟、下文云、楝聲、今改正、按考工記、以欄爲灰、字作欄、許於欒下云、木似欄、然則此當同考工記、可知矣、廣韻廿五寒、欄下云、木名、從古字古音也、欄、俗作楝、乃用欄爲闌檻俗字、欄實曰金鈴子、可用浣衣、)從木闌聲、(郎電切、)(中略)楯、闌檻也、(闌、門遮也、檻、櫳也、此云闌檻者、謂凡遮闌之檻、今之闌干是也、王逸楚辭注曰、檻、楯也、從曰檻、橫曰楯、古亦用爲盾字、)從木盾聲、(食允切、十三部、)檻、櫳也、(李善注揚賦、引釋名曰、檻車上施闌檻、以格猛獸、亦囚禁罪人之車也、按許云、檻櫳也者、謂罪人及虎豹所居、假借爲凡闌檻字、)從木監聲、(胡黯切、八部、)

〔六臣註文選二〕西京賦

爾乃覽秦制、跨周法、○中略彫楹玉碣、(音)繡栭(而)雲楣、三階重軒、鏤檻文㮰、(音毗、綜曰、栭斗也、楣梁也、皆雲氣畫如繡也、檻闌也、皆刻畫、又以大板廣四五尺加漆澤焉、重置中間闌上名曰軒、善曰、(中略)西都賦曰、重軒三階、王褒甘泉頌曰、編瑇瑁之文㮰、聲類曰、㮰屋連綿也、濟曰、楹柱也、栭棊也、彫刻也、繡畫爲繡文、雲畫雲飾之、殿有

三階、軒檻欄也、楯連接也、言皆飾爲文彩、

〔揚升庵外集 宮室八〕藥欄

說文、妄入宮掖曰闌、徐鉉曰、律所謂闌入也、通作闌、漢成紀闌入上方掖門、應劭曰、無符傳妄入宮曰闌、西域傳、闌出不禁、又加草作蘭、列子宰有蘭子、張湛注曰、凡物不知生之主曰蘭、殷敬順曰、史記、無符傳出入謂之闌、此蘭子亦謂以枝妄遊、義與闌同、或又加木作欄、李正己曰、園庭中藥欄、藥音義與籞同、說文、禁苑也、藥卽欄、欄卽藥、非花藥之欄也、漢宣帝、籞未幸者、假與貧民、杜子美詩、乘興還來看藥欄、王維詩、藥欄花徑衡門裏、皆貪新麗而理不通者也、今或加手作攔、官府文移曰、巡攔曰花攔票是也、以今花欄比古語藥欄、語意益明、若以藥欄爲芍藥之欄、則今之花欄乃花蕋之欄、可乎、

〔類聚名義抄 三木〕檻 音監、オバシマ、

〔伊呂波字類抄 加地儀〕檻欄 カウラン 高欄 同

〔下學集 上家屋〕高欄 欄檻也

〔運歩色葉集 加〕高欄

〔壒囊抄 三〕内裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

屋宅具 ○中略 軒檻 ○中略 欄檻

〔新撰類聚往來 上〕欄干

〔書言字考節用集 一乾坤〕欄 字彙、階除木、勾欄也、檻 同字彙、軒窻之下爲欄、以板曰檻、　鈎欄 事類別集、縱曰欄、橫曰楯、楯間子曰櫺、欄楯殿上臨邊之飾、亦以防人墜墮、今言鈎欄是也、

〔紙上歷氣〕鈎欄 階段左右作高欄、非、

〔日本釋名 上宮室〕欄 おびしもと也、通音也、帶のほどにたかくあるしもと也、下略也、らんかんの事也、

製作

〔和漢三才圖會 八十一家宅之用〕階〇中略 欄檻ランカン 句欄コウラン 和名於波之萬 又用字音〇中略

檻 音咸 殿上欄也、字彙云、階除之木、謂之句欄、

又云、軒窻之下曰欄、櫺子 以版曰檻、

〔東雅 六宮室〕軒檻、讀でヲバシマといふは、殿陛之間、欄楯之制、橋の小しきなるが如くなるをいふ也、

〔倭訓栞 中編二十八〕らんかん 欄干とかけり、臺、橋などにいへり、

〔貞丈雜記 十四家作〕一かうらんハ、高欄と書く、縁のまはりにあるらんかんの事也、禁裏の御殿、神社佛寺等にもあり、笠掛馬場の埒の事、佛神の前のかうらんの如しと笠懸聞書にあり、

〔嬉遊笑覽 一上居處〕(首書)おばしま、俗に軒檻などを訓り、これはおはします通りを云なり、貴人の御坐の順にあめる高らん也、源氏野分に、またみかうしもまゐらず、おはしますにあたれるかうらんにおしかゝりてみわたせば云々、源氏の君の寢處の順のかうらん也、

〔筆の靈 前篇八〕おばしまは、字鏡に、楯欄檻、於波志万と見え、和名抄に、檻於波之萬 殿上欄也、唐韻云、欄漢語抄云檻 階陛木也とありて、階なるも、椽なるも同じ、船なるにも云へる事あり、今昔物語十九に、船の高欄ヲ打越シテ、取ハヅス樣ニシテ、海ニ落シ入シカバとある類なり、橋にいへるも同書廿七に、橋ノ高欄ニ押懸リ居タルカなど見えたり、其つくり樣、多くは上のけた丸くて、餘ホカは平めに方なる木を用ふる、其を平げたと云へり、續古事談に、あさましげなるうへのきぬ、指貫にひらぐつはきて、びんもかゝで中門より入て、はしかくしの間より登りて、懷より白虫を取いだして、かうらんのひらげたにあてゝ、大ゆびして殺しけり、うへのきぬの下には、布のあをと云物をぞきたりけるとあり、

〔皇大神宮儀式帳〕一太宮壹院〇中略

御橋一枚、長六尺、廣五尺、〇〇高蘭四方廻高三尺五寸、廣二尺、

雜載

〔延喜式伊勢大神宮〕修飾神宮調度
高欄鵄居丸桁端金十口、各徑三寸三分、長四寸、穴四口、釘卅隻、長各一寸、頭徑一分半、徑一寸半、高欄中桁端金十枚、長各七寸、廣二寸八分、別穴六口、坐花形塀打、盤目釘六十隻、長各一寸、頭徑一寸半、高欄土居桁端金十枚、長各七寸、廣三寸八分、別穴六口、坐花形塀打、盤目釘六十隻、長各一寸、頭徑一分半、高欄長押肱金四勾、長各一尺四寸、片方長七寸、廣三寸六分、勾別穴十四口、花形塀打、盤目釘五十六隻、長各一寸、頭徑一分半、高欄際泥板鋪貲子敷釘覆金一百五十隻、徑二寸一分、別足三立、高欄鋪九十二口、廿一口、徑各二寸一分、七十一口、徑三寸、別足三立、高欄上座玉十八枚、赤四、白三、青三、黄四、玉高三寸四分、徑三徑七分、

〔內裏式中〕奏銓擬郡領式
當日朝餟後、近衞次將一人、率掃部寮設座、其儀御座東南階前、置讀奏人座、〇中略巳午間、內侍臨檻喚之、大臣稱唯、參議已上共參上、就殿上座、

〔內裏式上〕七日會式
乘輿、幸豐樂院後堂、賜可叙人歷名於內侍、內侍臨東檻授大臣、〇中略既而皇帝御豐樂殿、內侍置位記筥於大臣之座前、卽臨東檻喚大臣、若無大臣者、參議亦侍、大臣到左近陣西頭謝座、訖登自東階、凡昇殿人皆用此階、著座、

〔儀式八〕任女官儀
少時內侍率可任者、初出之間在先率之、列座之時居同位上、謂道人之外、列坐南廂西第二間、東面北上異位重行、闈司坐最下、訖內侍臨檻召中務、〇下略

〔空穗物語藏開下〕この女御の御母の三の宮、よの中のかしこき君にておはします、それなん、このあて宮をおもひきこえ給へど、すき〴〵しくもやとて、色にもいでたまはねど、なをおぼしわたるに、この君だちのならびおはする所におはして、階にみすをまきあげてみ給に、いときよげに、おはします中にも、この九の君は、すぐれてみえ給へば、三の宮は、しづこゝろなく、おぼえ給ことかぎりなし、み給てものものたまはで、うちなげきてたち給ぬ、かうらんにをしかゝりて、ながめ

おはしまして、○下略

〔源氏物語四夕顔〕御車いれさせて、にしの臺におましなどよそふほど、かうらんに、御車ひきかけて立たまへり、

〔源氏物語八花の宴〕おとゞわたり給ひて、一日のけう有しこと聞え給ふ、○中略弁中將などまいりあひて、かうらんにせなかをしつゝ、とり〲にものゝねどもしらべあはせて、あそび給、いと面白し、

〔枕草子三〕殿上の名だいめんこそ、猶おかしけれ、○中略はてぬなりときくほどに、たきぐちの弓ならし、くつの音、そゝめきいづるに、藏人の、いと高く、ふみこぼめかして、うしとらのすみのかうらんに、たかひざまづきとかやいふゐずまゐに、御前のかたにむかひて、うしろざまに、誰々か侍ると、とふほどこそおかしけれ、○下略

〔更科日記〕その時、帝の御むすめいみじうかしづかれ給ふ、たゞひとり、みすのきはに立いでたまひて、柱によりかゝりて、御覽ずるに、此おのこのかく獨ごつをいとあはれにいかなるひさごのいかになびくらんと、いみじうゆかしくおぼされければ、みすをしあけてあのをのこちよれとめしければ、かしこまりてかうらんのつらにまいりたりければ、○下略

〔榮花物語八初花〕寛弘二年になりぬ、○中略かすがのつかひの少將○通賴は、中將になり給て、ことしのまつりのつかひせさせ給、との○道長は、一條の御さじきのや、なが〲とつくらせ給て、ひはだぶき、かうらんなどいみじうおかしうせさせ給て、○下略

〔古今著聞集十七怪異〕侍從大納言成通卿の鞠は、凡夫のしわざにはあらざりけり、○中略又父卿にぐして、清水寺に籠られたりける時、舞臺の高欄を、沓はきながら渡りつゝ、鞠をけんと思ふこゝろ付て、則西より東へ蹴てわたりけり、又立歸西へかへられければ、見るもの目をおどろかし、色を失

けり、

〔源平盛衰記十六〕滿仲讒₂西宮殿₁事
滿仲返リ忠シケル事ハ、西宮殿ニテ、敏延ト滿仲ト相撲ヲ取ケルニ、滿仲力劣ニテ格子ニ被₂抛付₁、顏ヲ打欠タリ、滿仲不₂安思テ、腰刀ヲ拔テ敏延ヲ突ントシケル、敏延高欄ノ根木ヲ引放テ、近付バシヤ頭ヲ打破ラントテ、立跨テ有ケレバ、滿仲不₂及力₁、サテ止ヌ、時ノ人アヽ源氏ノ名折タリト云ケレバ、敏延ヲ失ハントテ、返忠シタリトイヘリ、

階

階隱　石疊　砌 併入

階ハ、ハシト訓ジ、宮殿等ニハ、ミハシト云ヘリ、俗ニキザハシ、亦キダハシト稱スルハ、段階ノ義ニシテ、其級段アルガ爲ナリ、階ノ製作ハ、今級段アルヲ普通トスレドモ、古ヘハ地上ヨリ緣端ニ斜ニ二木ヲ亘シ、上ニ槫材ヲ敷並ベ、以テ昇降ノ便ニ供シタルモノナルベキコト、古書ニ階ヲ橋トモ書シ、椅ノ字ヲ階ニモ橋ニモ通用シ、殆ンド其區別ナキニテ知ルベシ、

階隱ハ、ハシガクシト云フ、階ノ爲ニ雨露ヲ防グモノニシテ、階ノ上ニ蓋ヲ設ケタルナリ、砌ハ、ミギリト云フ、家屋ノ周廻ヲ石ニテ疊ミ、雨霤ノ屋下ヲ潰崩スルヲ防グモノニシテ、家屋ノ方ヲ高クシテ階ノ如ク作レルモアリ、又溝ニ作レルモアリ、後ニハ、屋邊簷溜ノ落ツル處、直ニ之ヲ砌ト云ヘリ、石疊ハイシダヽミト云ヒ、又唐居敷(カラヰシキ)トモ稱ス、堂屋門廊等ノ板敷ヲ用キザル處ヲ、切石ニテ疊ミタルヲ謂フ、後世玄關、又中門ナド稱スル處ニハ、專ラ石疊ヲ用キル、

〔倭名類聚抄十居宅具〕堦　考聲切韻云、堦(音皆、俗爲₂階字₁、波之、一訓之奈、)登₂堂級₁也、兼名苑云、砌一名階、(砌音細、訓美岐利、)

名稱

〔箋注倭名類聚抄(三屋宅具)〕按玉篇、階登堂道也、級也、堦、土堦、廣韻、階、階級也、堦堦砌、並階級、堦砌分爲二字、蓋堦砌從土、以別階級、然說文、階陛也、文選景福殿賦、浮堦乘虛、注、浮堦、飛陛也、以陛釋堦、可見堦卽階字、但說文無堦字、從土俗字、源君以階爲俗、非是、昌平本、下總本、有和名二字、欽明紀階訓波之、古事記謂之椅、大神宮儀式帳、謂御階爲御橋、同訓假借、今俗呼岐太波之、蓋段階之義、或謂呼岐左波之、按之奈者、物有階級之稱、(中略)○慧琳音義引同、說文、階陛也、陛升高階也、釋名階、梯也、如梯之有等差也、陛、卑也、有高卑也、

〔事物紀原(八城市藩籬)〕階

釋名云、階梯也、言有等差、書稱、舜舞干羽於兩階、墨子稱、堯土階三尺、茅茨不剪、韓詩外傳則云、鳳蔽日而至、黃帝降於東階、則階陛之制、自黃帝爲棟宇、則設之也、

〔揚升庵外集(八宮室)〕兩階

古者堂之前無階、惟左右設兩階、右爲賓階、左爲阼階、天子之尊、亦惟兩階、書曰、舞干羽於兩階是也、天子立於阼階、而以賓禮延其臣、易曰、利用賓於王是也、天地所以交泰也、至秦中爲甬道、亢然自尊、天地不交而爲否矣、今佛寺道觀、猶存古制、

〔類聚名義抄(六阜)〕階(音皆、今增、ハシ、)　〔同(六土)〕堦(或階字、音皆、マス、ミチ、ミキリ、ハシ、俗階字、)

〔伊呂波字類抄(波地儀)〕階(音皆、階級也、階也、宅也、)　除(玉階)　堦(音皆、堦砌也)　陛(階陛也)　椅　圯

〔壒囊抄(三)〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、(中略)○屋宅具ノボリハシ登階

〔書言字考節用集(二乾坤)〕階(ハシ、本字堦、切韻、登堂級也、)

〔和漢三才圖會(八十一家宅之用)〕階(同堦)　階　和名波之　一云之奈　俗云木左波之

階登堂級也、釋名云、階梯也、如梯之有等差也、自黃帝爲棟宇、則有階之名、

〔和漢三才圖會家宅之用八十一〕庭○中略　墀中香池略○
墀　階上地也、天子以丹漆地、故稱丹墀、禮記云、天子赤墀、蓋墀三代制也、
〔書言字考節用集乾坤二〕陛九級上廉、遠地則堂高千字文註、天子之階曰陛、
〔史記秦始皇本紀六〕丞相綰、御史大夫劫、○中略　廷尉斯等○中略註　皆曰、昔者五帝、地方千里、其外侯服夷服、諸侯或朝或否、天子不能制、今陛下興義兵、秦邕曰、陛階也、所由升堂也、天子必有近臣、立於陛側、以戒不虞、謂之陛下者、群臣與天子言、不敢指斥、故呼在陛下者而告之、因卑達尊之意也、上書亦如之、○下略
〔事物紀原朝廷注措一〕陛下
周以前、天子無陛下之呼、史記秦李斯議事、始呼之耳、○中略　則此號秦禮也、漢霍光奏太后、亦曰陛下也、
〔東雅宮室六〕堦ハシ　倭名鈔に、考聲切韻の登堂級也といふ説を引きて、ハシ、一ツにシナともいふ也と注し、また兼名苑を引きて、砌、一名は階也、ミギリと讀むと注したり、ハシといふは、其義橋をハシといふに同じ、橋の條併見るべしシナとは、即級也、古語にシといふは下也、ナといふは舉也、下より登るの義也、○中略　後俗またキダハシなどいふは、キダは段也、其階級の段々あるをいふ也、
〔倭訓栞前編二十四〕はし　日本紀に間をよめり、間あれば端あり、義通せり、○中略　梯橋をよむも、相間つ所をわたすをもて名くるなり、階も義同じ、和名抄に堦とも見え、古事記に埼をよめり、正韻に曲岸頭也と見ゆ、神名式に椅をよむ、字書の本義にあらず、字書に崎は橋也とあれば、崎を謬るにや、
〔古事記傳二十〕此記○古事記には、橋階などに、皆椅字を書り、凡て古へは多く此字を用ひたりと見えて、萬葉集、神名帳、姓氏錄、和名抄、鄕名など、其餘の古書にもあまた見えたり、萬葉七に倉椅、神名式下總國に、高椅神社、阿波國に天ノ椅立神社、和名抄武藏國郷名、良椅與之波之など、此外もなほ多かり、さて此字、舊印本に手偏に書るも、延佳本に記中なるを皆土

偏に書るも、共に誤なり、今は一本に從へり、他の古書なるも、記中異處なるも、みな木偏なればなり、延佳が皆土偏に書るは、さかしらに改つる物と見ゆ、又師は、石偏なるべし、碕は橋なりと、字書に云りと云へれつれども、是もいかゞ、埼も碕も、古書に崎と同く、佐佐に用ひたる字にて、橋に用ひたる例もなく、又字書に其義も見えず、○下略

〔古事記 中 景行〕於是天皇、惶其御子 ○日本武尊 之建荒之情而詔之、西方有熊曾建二人、是不伏无禮人等、故取其人等而遣、○中略 故到于熊曾建之家見者、於其家邊軍圍三重、作室以居、於是言動爲御室樂、設備食物、○中略 故臨其酣時、自懷出劒、取熊曾之衣衿、以劒自其胸刺通之時、其弟建見畏逃出、乃追至其室之椅本、取其背皮 ○皮當作以 劒、自尻刺通、

〔日本書紀 十七 繼體〕二十三年三月、是月、遣近江毛野臣、使于安羅、○中略 於是安羅新起高堂、引昇勅使、國主隨後昇階、國內大人預昇堂者一二、百濟使將軍君等在於堂下、凡數月再三謨謀乎堂上、將軍君等恨在庭焉、

〔皇大神宮儀式帳〕一太宮壹院

正殿壹區 長三丈六尺、廣一丈八尺、高一丈一尺、

御橋一枚 長六尺、廣五尺、○下略

〔內裏式 中〕十二月大儺式

晦日夜、諸衞依時刻、勒所部、屯諸門、近仗陣階下、近衞將曹各一人、率近衞 左近衞五人、右近衞四人、開承明門、先共北面立門內壇下、共置弓登階開之、將曹倚立、訖引還、

〔延喜式 四 伊勢大神宮〕修飾神宮調度 ○中略

御橋玉六枚 赤二、白一、青二、黃四、高各三寸四分、徑三寸七分、 玉固釘六隻 各長二寸 御橋玉位花形六枚 徑各五寸六分 御橋玉位花形下金六枚 長各七寸、廣四寸、並花形穴各四口、○中略 御橋鋪二十八口 徑各三寸、別足三立、

〔空穗物語 俊蔭 二〕こよひかくあそび人、てをつくして、めづらしきもの、音そはりて、めでたきに、

中階

なかずみの侍從、らくそむまひて、御。はし。のもとにまひいでゝ、おれかへりまふ、

〔空穗物語吹上之下〕かゝるほどに、はまのほとりの花さかりになりぬ、君達花御覽じに、はやしのゐんに出給ふ、〇中略おとこどもには、み。は。し。のもとまでは、十の御をしきをとりつゞきて、たちなみ、〇下略

〔空穗物語藏開中〕かゝるに、大將ひんがしの一二のたい、南のおとゞのまへより、たんごのせうに、御文もたせて、宮の御かたにまいり給ふほどに、〇中略いとしづかにあゆみて、御ともに人いとおほくて、しん殿のみはしのもとにたち給へれば、〇下略

〔大和物語上〕泉の大將、〇定國故左のおほいどの〇時平にまうでたまへりけり、〇中略おとゞおどろき給て、いづくにものし給へる、たよりにかあらんなど、聞え給て、みかうしあげさはぐに、みぶのただみね、御ともにあり、みはしのもとに、まつともしながら、ひざまつきて、御せうそこ申す、

鵲の渡せる橋の霜の上をよはにふみわけことさらにこそ、となんのたまふと申す、〇下略

〔古今著聞集六管絃歌舞〕いづれの比の事にか、大宮右大臣〇後家殿上人の時、南殿の櫻さかりなる比、うへぶしより、いまだ裝束もあらためずして、御階のもとにて、獨花をながめられけり、

〔玉葉和歌集七賀〕今上御卽位の時、大納言三位とばりあげつとめて、上階して侍し時、申つかはしける、　入道前太政大臣

たかみくら雲のとばりをかゝぐとてのぼるみはしのかひも有哉

〔內裏式上〕元正受群臣朝賀式

前二日、所司宣攝內外、各供其職、前一日、設御座於太極殿、〇中略中務置皇太子版位於中。階。南十丈、又南去二丈、置奏賀版位、自奏賀位東去二丈、置皇太子謁者版位、自此南去二丈、更東折一丈、雙置奏賀奏瑞行立位、奏賀在西、奏瑞在東、相去一丈五尺、又去中階南二丈、更東折二丈、置皇太子謁者位、自此南去三丈、置詔使

位、去中階南十二丈、西折與奏賀位相對、置典儀位、差西南退、置贊者位、又去中階南十丈、對設火鑪、(相去六丈)

掖階

〔江家次第 二 正月〕大臣家大饗

第一納言、經階中央并簀子敷、入自南廂西一間、并母屋一間、著南座、(○中略)

次、辨、少納言、從掖階昇著座、

若無掖階者、自對東面階昇、經對簀子、入自渡殿西一間東、進出自東一間北行著、○

〔江家次第 二十〕執聟事(近代例)

聟公來、(布袴、往年留劍下重、著衣冠、歸、近代一夜例無其事、)追門車突下車、前駈取松前行、脂燭差二人進出中間、(衣冠、)以御前火付於脂燭前行、聟公入自中門、登自寢殿腋階、(但登階隨所便、)水取人下階執沓、(同上)

東階

〔内裏式 上〕會(元正)○

皇帝出清暑堂、御豐樂殿、(○中略)内侍臨東檻喚大臣、(若無大臣者、參議已上得之、)大臣稱唯、到左近陣西頭、謝座訖、登自東階、(凡升殿人皆用此階、)著座、次皇太子登自同階、到座東而西面謝座、(凡毎拜隨座宜、)

〔内裏式 中〕奏成選短冊式

四月七日、大臣率參議已上、(大納言執擬階奏、若不在、中納言執之、)入自日華門就版位、(○中略)勅曰、將參來、參議已上共稱唯、升自東階立床子後簀子敷上、大臣替執擬階奏文奉進、即降自同階、授挾書杖於外記、復本處、(○下略)

〔禁秘御抄 下〕南殿儀(○交易御馬御覽)

剋限、主上御南殿、(○中略)上卿自東階進候簀子、以引御馬、(自日華門、)上卿云、乘(禮)、騎二三廻後、上卿曰、下(利)、次引立南庭、左右年預將、并馬頭進立南階下、上卿曰、御馬取(禮)、次引出御馬、(○下略)

西階

〔内裏式 中〕十一月新嘗會式

大歌別當大夫率歌者參入就座、坐定奏大歌、舞五節、(或於殿上舞、不構舞臺、)其五節妓一行、下自西階乘雨敷、(雨○

南階

〔內裏式上〕上卯日獻御杖式

天皇御紫宸殿、卽春宮坊大夫以下舁御杖机、皇太子相扶入自日華門、昇自南階、樹簀子敷上退出

數〈一本作兩面〉、上、南行升臺、

〔江家次第正月二〕大臣家大饗〈中略〉

藏人給祿、下庭再拜退、〈中略〉

若於寢殿給者、下自披階再拜、徒跣登自對南階、若於對給者、下自南階再拜、徒跣可出自中門云云、

〔古今著聞集三政道忠臣〕村上御時、南殿出御ありけるに、諸司の下部の、年たけたるが、南階の邊に候けるをめして、當時の政道をば、世にはいかゞ申すと御尋有ければ、目出度候とこそ申候へ、但主殿寮に松明たへ候、率分堂に草候と奏たりければ、御門大きにはぢおぼしめしてけり、

〔古今著聞集三公事〕寬治八年正月二日、殿〈藤原師實〉の臨時客有けるに、左大臣、左大將、右大臣、內大臣參たり、事はてゝ、各御馬ひかれければ、三公地に下て拜し給ひけり、殿下左府隨身府生下毛野敦久、右府前駈參河權守威雅を南階の前に召て、御衣をぬぎてたまはせたり、

〔古今著聞集五和歌〕後三條院、住吉に臨幸有ける時に、經信卿、序代を奉られけり、その歌にいはく、

沖つ風吹にけらしな住吉の松のしづえをあらふしら浪、當座の秀歌也けり、彼卿のちに俊賴朝臣をよびて、いはれけるは、古今集にいれる躬恆歌に、

すみよしの松を秋風ふくからに聲うちそふるおきつしら浪、この歌を、任大臣の大饗せん日、わが所詠の奧津風の歌、中山の內に入て、史生の饗につきなんやと、俊賴云、此仰如何、彼御歌全くおとるべからず、然共古今の歌たるによりて、かぎり有て、先任大臣候はんに、御作は、一の大納言にて、尊者として、南階よりねり上りて、對座に居なんとこそ存候へといふ、師のいはく、さらばさもありなんや、いかゞ有べきとて、感氣ありけり、

北階

製作

〔延喜式十八式部〕凡就朝座者、昌福堂北階太政大臣、〇中略延休堂北階一品、〇中略各當其座昇降、含章堂北階大納言、〇下略

〔筆の靈前篇八〕大江山鬼神退治の畫卷あり、今引なる元本は、狩野元信が畫るを摸したるにて、詞書もれてなかりし物なり、〇中略さて是は頼光朝臣の熊野に詣られたる所のさまにて、社は熊野の神ノ社なるべし、〇中略さて此畫なるはしは、きざ橋ならで、板もて常の橋の如く作れりと見ゆるめづらし、大裏にて御階といふ稱をいふも、元はかゝる狀に作りしによりて然は云へるを、其體のやゝ後に變れるにもあらんか、段(キダ)あるをもはしと云へど、段なき方、なにとかや、古めかしくこそ思はるれ、熊野の御社などは古くあり來しにて、登に人の踏み申たる事なれば、いと古きさまの遺れる事も有しにやあらん、太神宮儀式帳に、正殿壹區云々、御橋一枚長六尺廣五尺と云事も見えたり、橋と書ても階と書ても、言の上にてはかはる事なし、されど是も級(キダ)の事を云はず、高さを云はず、長と注へれば、此畫の如きなるべし、然れば字も階と書ては當(カナ)はねば、殊に橋と書けるなり、江家次第大祓の條に、辨及三省輔、昇自第一階着座、兩儀日、上下用同門東披借橋、木工寮作之とあるも、階の代に假に級なき橋をかくるを然云へるなるべし、禁中の御階をもみはしと云へり、そは級あるを云なり、其は常に字には、階と書て、橋とは書ず、さて字鏡に、磴〈伊志波志と注へり、その字は、字書に登陟之道と注へり、其も階などの如き所を然云へる物なり、又辨內侍日記に、辰の日は節會なり、たかみくらへいらせおはします、たかきいしばしに、袴のふみどころたどられて、扇もさゝれず云々などもあり、江家次第外記政の條に、大臣登自石階といふ事もあり、其石字印本には右と誤れるを、今は古本に從ひて引つ、上卿故實召外記史內記事の條に、六位經宜陽殿壇上、降石階跪小庭といひ、奏聞事付笏指樣並懸尻於小板敷事の條に、出軒廊東二間取裾、降石階之時、官人若召使取之、進上卿、云々、と見え、また上卿承之目外記、外記進來上卿給筥、插杖文取加文於杖同前、今案以左手給之、拔笏外記取之、退出

昇降

弓場東庭、（插杖文外記如本插之、）上卿經本路（過外記前之後、取笏、於軒廊前石階下垂之、）など見え、夫木集なる俊成卿の歌には、霧の内もまづ面影にたてるかな西の御門の石のきざはし、と詠れたれど、其は句の字數などの爲もあるべし、必石のきざはしとのみいへるにはあらず、辨の内侍の日記なるが如きぞ、平常の物いひなりける、

〔家屋雜考一〕階

殿の正面にあり、五級を通法とす、但し周制に天子七級、諸侯五級などいふ事あれど、こゝには定制なし、南階には欄あり、また東西の妻戸の前にも階あり、こゝには大抵欄なし、常の出入、大かたは、此の東西の階より昇降するなり、

〔延喜式十八式部〕凡就朝座者、昌福堂北階太政大臣、中階左右大臣、南階大納言、中納言、參議、少納言、左右辨、延休堂、北階一品、中階南階二品以下四品以上、各當其座昇降、含章堂北階大納言、中階中納言、參議、南階少納言、左右辨、皆至於階下北向而揖、退亦如之、東堂昇先右足、降先左足、西堂昇先左足、降先右足、盡級聚足、不可歷階、至於床下、進退皆揖、餘堂准此、但北向堂昇降皆避馳道、其親王及太政大臣、任從前階後階昇降、諸司五位以上、皆從前階、（若任列官以下者、從後階昇降、）但暫出入者、任從後階、六位以下皆從後階、不在揖限、

〔大饗路次第〕節會訖、（中略）尊者來臨、次主人下南階、次尊者以下列南庭、（東上北面、客對主、）次客主再拜、次揖讓、三度、立明官人居地、次客主昇階、（客東、主西、）尊者著東一間横座、（西面、下略、）

〔世俗淺深秘抄下〕菩提院入道關白説々（建暦二年）隨申狀テ註付者也、（中略）給下名時、昇東階事、可昇中央云々、

〔門室有職抄〕參向人許之儀

自階上ル時、履ヲ土ニ脱テ上ル樣、次ニ自下第一重ノ級ニ脱テ上ル樣、兩説共ニ宜也、隨時可脱也、

又下時ハ、自下第一重ノ級ニ置履可著之云々、

〔書言字考節用集 乾坤 二〕階 活法、階、階級也、與增同、說文、階梯也、如梯之等異也、墄 同 段 同 橋 俗字

〔紙上蜃氣〕段階 又云 墄

〔日本釋名 上 宮室〕階　きだは段也、段々ありてのぼるはし也、きざはしとも云、段々きざみあるはし也、

〔倭訓栞 中編 五〕きざはし　階をよめり、きだはしの轉也、

〔類聚名物考 地理 八〕きだはし　墄 文選

石段の上り坂に階級有を、俗にきだはしといひ、又は鴈木橋などもいへり、墄は支太と訓べし、文選の訓にきな〳〵にせりとよめるも、きなは山科などの志那にして、信濃の國も、國中みな坂の多ければいふ也、支だ、志那、ともにその意は異ならず、

〔倭訓栞 中編 五〕きざむ　剋をよめり、切狹するの義成べし、きざ〳〵を剋缺といへり、又限を古事記にきざとよめり、源氏に次第ある事を、きざみ〳〵ありてといへるも通ひて聞ゆ、段を賀茂氏はきざとよめり、

〔倭訓栞 前編 七〕きだ　神代紀に、段ノ字分ノ字を訓せり、寸の義成べし、天武紀に、布一常と見え、大殿祭祝詞に、中間をなかきだとよめり、

〔古事記傳 十七〕段を伎陀と訓は、和名抄に筑前國鞍手郡新分ハ爾比岐多とある、此ノ分ノ字を岐多と云に同じ、豐後大分郡も、本はおほきだなり、景行紀に、碩田とかきて、於保岐陀と訓注あり、

〔六臣註文選 二〕西京賦

爾乃覽秦制、跨周法、〇中略 右平左墄、青瑣丹墀、綜曰、墄限也、謂階齒也、天子殿高九尺、階九齒、各有九級、其側階各中分左右、左有齒、右則滂沲平之、令輦車得上、善曰、西都賦曰、左墄右平、漢書曰、赤墀青瑣、晉義曰、以青畫戸邊鏤中、王逸楚辭注曰、文如連瑣、漢官典職曰、丹漆地、故云丹墀、向曰言階右平坦、左致墄、墄階級也、青瑣窻也、以青飾之、丹墀

梯階

階也、以二丹漆一塗レ之、刊レ層平レ堂、設レ切厓隒、宜検反、綜曰刊削也、(中略)向曰、層累、堂高也、厓隒邊限也、謂削二累其階一、令二平高一、設レ砌以爲二邊限一、

〔平家物語 四〕ぬえの事

矢取てつがひ、なむ八まん大ぼさつと、心の中にきねんして、よつ引て兵とはなつ、手ごたへしてはたとあたる、○中略主上御かんのあまりに、し、わうと申御劍を下さる、うぢの左大臣殿是を給はり、つゐで頼政に給はんとて、御まへのきざはしを半ばかりくだらせ給ふ、○下略

〔信長公記 十五〕天正十年壬午正月朔日、隣國之大名小名御連枝之御衆、各在安土候て御出仕有、百百之橋より捴見寺へ被成、○中略先々次第ノ如く、三位中將信忠卿、北畠中將信雄卿、織田源五、織田上野守信兼、此外御一門歷々也、其次他國衆、各階道(キザハシ)をあがり、御座敷之内へめされ、忝も御幸之御間拜見なさせられ候也、

〔倭訓栞 中編 久 六〕くれはし　枕草紙、うつぼ物語に、はつせの事にいへるは、梯楷にや、うつぼに、樓にのぼりたまふべきほどのくれはしは、色々の木をませ〳〵に造りてとも見えたり、

〔空穗物語 樓の上下の 二〕かくてろうにのぼり給べきほどのくれはしは、いろ〳〵のきを、ませませにつくりて、えたよりながるゝ水は、すゞしくみゆべくつくる、

〔枕草子 六〕はつせなどにまうで、つぼねなどするほどは、くれはしのもとに、車引よせてたてるに、おびばかりえたる、わかき法師ばらの、あしだといふ物をはきて、いさゝかつゝみもなく、おりのぼるとて、何ともなき經のはし、うちよみ、俱舍の文をすこしいひつゞけありくこそ、所につけておかしけれ、わがのぼるは、いとあやうく、かたはらによりて、かうらんおさへてゆくものを只板じきなどのやうに、思ひたるもおかし、

〔枕草子 十二〕心づきなきもの

はつせにまうで、つぼねにゐたるに、あやしきげすどものうしろさしませつゝ、居なみたるけ

しきこそないがしろなれ、いみじき心をおこしてまうでたるに、川の音などのおそろしきに、くれはしをのぼりこうじて、いつしか佛の御かほをおがみ奉らんと、つぼねにいそぎ入りたるに、

○下略

石階

〔新撰字鏡　石〕磴（丁鄧反、登也、伊志波志、）

〔書言字考節用集　乾坤一〕石階（イシハシ、キザハシ）

〔江家次第　正月一〕元日宴會（御忌月幷不出御儀）

王卿著外辨（出自敷政宣陽門、入鳥曹司東戸、著靴、）出南戸、經辨少納言床子北、進之（若逼北立時、令召使引之、登自石階、著、有後參大臣者、公卿以下皆起、）

〔江家次第　五二月〕十一日列見事

諸卿著東廊、入自東門（召使一人進立于宜陽殿、昇石階、經柱外、著兀子、若大弁同道之時、至于官北路、（路稱揖、）小大弁有欲分之氣色、下衣尻、正笏揖之、）

〔辨内侍日記　上〕辰の日は節會也、たかみくらへいらせおはします、たかきいしはしにはかまのふみどころたどられて、扇もさゝれず、いとわりなし、

○

階隱

階隱間

〔下學集　上家屋〕階隱（ハシカクシ）

〔江談抄　二雜事〕人家階隱事

人家階隱者、元者不同事也、其起被知哉如何、答云、不知、被命云、荷前行幸之日、天皇口五條皇居御在所、爲葺御輿、有新儀造階隱也、乃皆口於此時也、

〔三内口決〕階藏、（大臣家有之）爲可申行幸也、

〔花鳥餘情　四末摘花〕はしかくし　仁和芹河行幸次第、八條院爲作寄御輿之便、初造階隱云々、見李部王記天慶六年也、今按、南階の間にはしらを二ッたてゝ、上をふきいだすを、はしかくしといふ、鳳

輦をひんがしの間に、かきすへて、そのわきより乘御下御あらんためなり、

〔夏山雜談 一〕ハシカクシ〈ヒカクシトモイヘリ〉トハ南階ノ間ニ、柱二ツ立、上ヲツキ出ス、鳳輦ヲ東向ニスヱテ、左ノ腋ヨリ乘御ノタメナリ云々、入道前右府ノ仰ニ、階ニヤ子ノアルナリ、御輿ヲヨセンガタメナリト、

〔嬉遊笑覽 一上居處〕はしかくしといふは、階のうへを覆ひたる屋をいふ也、

〔家屋雜考 一〕階隱(ハシカクシ)〈階藏とも〉

舊說に、階の上へ角屋のごとく、屋根を造り出せるをいふといへり、三內口訣に、階藏は、大臣家に有之、爲可申行幸也とみえたり、

〔武家名目抄稿 居處 三〕按、殿の正面、階を設たるひと間を階間といふ、又階隱間ともいふなり、

〔世俗淺深秘抄 下〕一女院拜禮申次、不可進階間、階次間歟、將第二間柱邊歟ニ可跪也、是女院御方申次、以女房可申故也、如上皇申次ハ、直申也、仍進也、

〔源氏物語 六末摘花〕はしがくしのもとの紅梅、いととくさく花にて、色づきにけり、

〔狹衣 四上〕みちすゑめして、いかなる人のすみかぞととひたまへば、故式部卿宮ぞさぶらふ、宰相中將もこゝになんおはすると申せば、いますこし御心とまりて、ちかくやりよせて見給へば、かどはさしてけり、〇中略しんでんのみなみおもての、はしがくしのまひとま計をあけて、人はあるなるべし、ちかきすひがひのつらによりてきゝ給へば、琵琶はたゞこのみすのもとにてひく也けり、さうのことは、おくのかたにぞきこゆる、

〔今昔物語 二十二〕時平大臣取國經大納言妻語第八

此クテ既ニ返リ給ヒナムト爲ルニ、大納言〇國經大臣〇時平ニ申シ給ハク、痛ク醉セ給ヒニタメリ、御車ヲ此ニ差シ寄セテ奉レト、大臣宣ハク、糸便无キ事也、何デカ然ル事ハ候ハム、痛ク醉ヒナム、

此殿ニ候ヒテ醉醒テコソハ罷出メナド有ルニ、他ノ上達部達モ極テ吉キ事也トテ、御車ヲ橋。隱。ノ本ニ、只寄セニ寄スル程ニ、曳出物ニ極キ馬二匹ヲ引タリ、

〔十訓抄一〕武正といふ舍人のかなしくしける子の煩ふ事ありて、麝香を求めけるに、善を尋得ざりければ、とかく思ひまはしけれど、さるべき人も心のそこ、さばかりにこそとをしはかられて、色に出ざりけり、思かねて、侍從大納言〇成行ばかりこそ、優の人におはすれ、さり共と思て、かしこに參りて、中門の方にたゝずみ見入たれば、ことのほかに古くかみさびたる家の、寢殿のすみ所所破れたるに、空たきの香心にくゝかほりて、まことに優なり、とばかり有て、扇をうちならして、は。し。か。く。し。の。ま。にすゝむ、

〔古今著聞集六管絃歌舞〕侍從大納言成通雲林院にて鞠を蹴られけるに、雨俄にふりたりければ、階。隱。の。間に立入て、階にしりをかけて、しばしはれ間をまたれける程、

雨ふれば軒の玉水つふ〴〵といはばや物を心ゆくまで、といふ神歌を口ずさまれける程に、〇下略

〔北山抄三拾遺雜抄〕大饗事〇中略

同年〇天德三年右大臣家饗、雪消庭濕、主人消息、進自簀子下從南階可直昇者、諸卿自南庭西度、丞相立橋。隱。下、〇下略

〔續世繼四小野のみゆき〕かの入道の宮〇歡子その御用意ありて、〇中略うちいで十具ばかり有りけるを中よりきりて、袖廿いださんよういありけるを、もし入りて御覽ずることも侍らん、いと見苦しくやと女房申しけれど、きりていだし給ひけるに、既にわたらせたまひて、はしがくしの間に御車たてさせ給ひて、かくとや侍りけん、さやうに侍りける程に、〇下略

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年八月十五日庚午、今夕、天迎霽、被上階間御簾、將軍家令翫明月御、前右馬權

頭、相模三郎入道、伊賀式部大夫入道、佐渡大夫判官等參上、有當座和歌御會、女房被進懷紙云云、

〔吾妻鏡四十四〕建長六年八月十五日乙酉、鶴岡放生會、巳剋小雨降、將軍家御出於南面階間、爲親朝臣候御劍、階膳、伊豫中將公直朝臣、役送右近大夫政茂、○下略

砌

〔倭名類聚抄十居宅具〕堦　兼名苑云、砌、一名階、砌音細、訓美岐利、

〔箋注倭名類聚抄三居宅具〕玉篇廣韻並云、砌、階砌也、與此合、按説文無砌字、古單作切、漢書外戚傳、切皆銅沓冒金、注、切、門限也、西京賦云、設切厓隒、李善曰、切與砌古字通、五臣本切作砌、砌亦可名階、而階級之階、不可名砌、故後人階砌從土作堦以分之、與階俗作堦者、作字之原不同、此宜別爲一條也、

〔伊呂波字類抄見地儀〕砌ミキリ階砌也

〔運歩色葉集見〕砌

〔書言字考節用集二乾坤〕砌ミギリ階字彙、

〔新撰字鏡石〕砌　且計、千計二反、去、限也、庭也、伊志波志、又伊奴支、

〔東雅六宮室〕堦ハシ　倭名鈔に、○中略兼名苑を引て、砌一名は階也、ミギリと讀むと注したり、○中略ミギリといふは、ミとは、道をミチなどいふが如く、たつとび稱するなり、キリは限也、堂下の限也、

〔倭訓栞前編三十美〕みぎり　砌をよめるは、もと石垣をつむことなれど、雨雷の落る簷下の砌にいへれば、水限の義なるべし、よて俗に、其節の事を其砌ともいふなり、兼名苑に、一名階と見ゆ、

〔松の落葉三〕砌

みぎりといふを、近世の歌よみは、庭のことのやうにこゝろえて、歌によめるあり、ひがごとなり、これはのきのしたにかぎれり、西宮記に、至仁壽殿西砌下拜舞、以雨不立庭中とあるを見るべし、

〔松屋筆記八十七〕砌下ザイカ

砌下トモ、ミギリトモ云ハ、大庇ノ下、雨ダレ落ノ所、切石アル階下ノ前、是ヲ砌下ト云、大外記ナド

地下ノ者圓座ニツキ、地下ノ者ハ皆コヽニ居ル也

〔筆の霊 前篇三十三下〕雨うちの所に、石もてたゝみたるは砌なり、水を流す料に造設たる物なれば、水きりと云なり、きりは吉野がは岩きりとほし行水のなど云きりにて、走り流るゝ意なり、みなぎると云きるも同じ、火を切ると云きると同じく、きしる如き意あり、散木集の歌にも、あすか川せきりにむすぶ水のあわの消うせぬべき身をいかにせん、とあり、其瀬きりなども、きりは右に云ると義同じき事あり、新勅撰集藤原盛方、すみだ川せきりにむせぶ水のあわのあはれなるに思そめけん、ともあり、淺瀬に水のはしりかゝりてさはぐ時、自に沫だつを云也、軒端より垂る水を走らせやる意なり、和名抄に、砌を美岐利と注る是なり、砌一名、階とあるを見て、はしの事なりと思まがふべからず、或人は此名の義を、水をせきりて、屋の下へ入らざらしめんとするによれる名なりと云たれど、そはよからず、一方のみ高くせばせぎる義なりとも云べし、然る物ならねば、せぎる義とは云べからず、然れども其稱やゝ轉れる事はあり、〇中略砌には溝の狀なるもあり、又屋の方のみ一方高きも有り、一方高きは下に候と云ふべきなり、今よき寺などに、雨打の所を石にて疊て、溝にしたると、又石にて二級キザの堂の方を高くしたるとあり、ともにみぎりにて、溝の狀なるを、名の起る元と心得べし、長秋記、保延元年四月廿二日の條に、同辨仰二可レ令レ敷レ座之由一、辨云、近來砌下南向儲レ座東上云々、古事談六に、有國砌ニ候ヒケルガ頗コワヅクロヒヲ申タリケレバとあるなども、軒の下の所を指るなり、夫木集なる定家卿の歌に、我やどの砌に立てる松の風それより外は打もまぎれず、と有るなどの類も、軒近き所に生立るを云へるなり、續古事談には、みぎりのもとにたゝみしきて、管絃ありけりとも見ゆ、たゞし其らは本の名の起る所の意とは轉りて、軒の下によれる所をいへば、階の下、あたりをも指て云ふ事と成れるなり、階の級キザある所を取すべて、直にみぎりとはいはず、心得て思ひがむまじくなん、右に云へる如く轉りもするよ

り、只庭と云如く云へるもあり、長門本平家物語、七十説法しゆゑの庭もあり、念佛三まいのみぎりもありといふ如き是なり、さる語勢より轉りて、今其砌參上仕など云如くは云言も出來し也、さて又溝の狀なるみぎりを、後には雨打とも云へりと聞えたり、盛衰記四に、雨打ノ石ニ尻カケ云云と見えたり、猶同じ字して雨打と書ける名、尺素往來に、寶塔、月壇、雨打、明樓ともあれど、其は右に云へるとは別にて、後の稱にウタと云へり、其造體をよく知らねど、大方屋根なくて、雨ざらしにかまへ置ける所にて、然は云へるならん、又霤といへることもあり、其も雨打といへると近くて、其も卽みぎりの事にて、みぎりは一方のみ高きをも云によりて、溝の如く造たるを別きて云へる方の稱にて、江家次第、伊勢公卿勅使の條に、次到待賢門、去霤三許尺、一顚而出といひ、砂石集七ノ下に、水瓶ヲ雨ダリノ右ニオトシテウチワリテ、○下略

〔家屋雜考一〕砌　こは霤落の所、石などしきおくところをいふ、歌に庭の事としてよむは、やゝ轉じたるなり、

〔萬葉集十三挽歌〕挂纏毛、文恐、藤原、王都志彌美爾、○中略 九月之、四具禮之秋者、大殿之、砌志美彌爾、露負而、靡芽子乎、○下略

〔大神宮諸雜事記一〕寬平四年六月十一日、太神宮坤方溜仁、男子一人水溺死已了、○中略 但齋宮者、一殿之西砌仁御輿寄天、九丈殿西砌仁志天、寮司共御祓了、

〔古事談六亭宅諸道〕入道殿被造東三條之時、有國奉行之、西ノ千貫之泉透廊、南ヘ長ク差出タル中程一間不打上長押、○中略 然間上東門院立后之後、始入內給之時、此上長押アラバ可有其煩之處、御輿安ラカニ令出給之間、有國砌ニ候ケルガ、頗コワヅクロヒヲ申タリケレバ、殿下遣御覽タルニ、指ヲサシテ上長押ヲ見遣タリケリ、○又見十訓抄二

〔徒然草上〕岡本關白殿、さかりなる紅梅の枝に、鳥一雙をそへて、このえだにつけてまいらすべき

石疊

よし御鷹飼下毛野武勝に仰られたりけるに、○中略初雪のあした枝をかたにかけて、中門よりふるまひてまいる、大みぎりの石をつたひて、雪に跡をつけず、おまおほひの毛をすこしかなぐりちらして、二棟の御所の高欄によせかく、

〔運歩色葉集伊〕石疊タヽミ　〔同加〕唐居敷カライシキ

〔新撰類聚往來上〕唐居敷カラヰシキ

〔書言字考節用集一乾坤〕甃イシダヽミ周易註、結砌也、風俗通、聚塼修井也、韻會甑瓺

〔紙上屋氣〕石疊イシダヽミ又云四半石シハンセキ　床榻カライシキ又云唐居敷

〔壒嚢抄三〕内裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

屋宅具○中略甃イシタヽミ

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕甃音甃　甃、俗云、石太々美、

甃結、結砌也、

按、甃布石於地、如席、其石切磋平面、俗謂之石疊、疊者、本邦所用藺席之名、以瓦者名敷瓦、

〔貞丈雜記十四家作〕一からいしきと云は、唐石敷なり、唐の家には疊を敷く事なく、石を敷く也、其如く、門の下に四角なる石を敷つめたるを、からいしきと云、石だゝみの事也、

〔筆の靈後篇十三〕中門のから居敷は、今玄關に切石を敷と同じ、やがて石だゝみと同かり、石だゝみと云名も、散木集下九などに見え、大鏡にも見えて、今も然云り、

〔筆の靈前篇四十三〕きり岸を石にて疊るをも、平地に土を築あげ、石をたゝみ上たるをも、共に石垣とも云べきなり、又是を石だゝみとも云り、石をもてたゝみ上ればなり、今は平に石を置のみを然いへど、高く爲るにも云稱なり、大神宮儀式帳に、石疊一處云々、また伊鈴御河云々、此中島爾造奉石疊、當造宮など云るもあり、古言なる事知べし、そはたゝみ上ると云ひ、疊み重ぬると云、た

たみの義にて、つみ重ぬるよりいへる言なれば、今常に平なるに石たゞみと云へるとは別なり、名の同きによりて誤るべからず、敷くなる方にも、猶昔より石たゞみと云へり、六帖、石だゝみありける物を君に又しく物なしと思けるかな、又、名にしおはゞ身もひえぬべし石たゞみかたしく袖に衣かさねよ、百寮和歌に、掃部頭、玉すだれしとねさき張(ハリ)いしだゝみおとゞをかざるよそひをぞなす、

〔家屋雜考四〕石疊(イシダヽミ)

石疊、また甃(イシダヽミ)の字を用ふ、大抵門に屋根ある所は、石疊、石階あり、玄關といふもの出來て後は門より玄關の道、また玄關の前、石疊を用ふる事となれり、石疊の名ある事も、古き世よりの事なり、

〔空穗物語國讓上三〕夜に入ぬれば、とうろかけつゝ、御とのあぶらまいりわたしたり、ゐの時に御はらへ時なりぬと申す、おとゞのだんのうへより、水いだしていしだゝみのもとまで、みづせき入て、瀧おとして、おほ井川のごとゆく、すのこには、みすかけ、御ゆかたて、御びやうぶどもたてたり、そこに宮三所いで、御かんのおとゞは、ゆかもたてゞいで給、かうらんにをしかゝりて、みはしのまへに、おとゞ宮だち四人、とのばらのごたち、こなたかなたにゐたり、

〔金葉和歌集九雜〕皇后宮弘徽殿におはしましける比、俊頼にし面のほそどのにて、立ちながら人に物申し侍るに、よの更ゆくまゝにくるしかりければ、土にゐたりけるを見て、たゝみをしかせばやと、女の申ければ、石だゝみしかれて侍めると申すをきゝてよめる、

皇后宮大貳

石だゝみありけるものを君に又しくものなしと思ひける哉

〔古事談四勇士〕義家陸奥前司之比、常參堀川左府、打圍碁、所相具郎等小雜色只一人也、持太刀有中門內唐井敷、〇下略

古事類苑

居處部十八

戸

戸ハ、トト云フ、屛障具中、家屋ニ最モ必要ナルモノニシテ、扉アリテ開閉ス、扉ハ、トビラト訓ズ、又直チニ戸ト云ヘル例モ少カラズ、門ノ戸ト云フガ如キ是ナリ、扉ニハ一扉ノモノアリ、兩扉ノモノアリ、折疊ムモノアリ、此等ヲ片戸、兩戸、片折戸、諸(モロ)折戸ナド稱ス、板ヲ以テ作レルヲ板戸ト云ヒ、竹或ハ柴等ヲ以テ作レルヲ、竹戸、柴戸、竹編戸、柴編戸ナド稱ス、又遣戸、開戸、車戸、狐戸等ノ名アリ、前戸、後戸、掖戸、妻戸等ノ名ハ、其所在ニヨリテ之ヲ稱スルナリ、樞ハ、倭名類聚抄ニ、和名度保曾、俗度萬良ト註シタレド、トボソハ、楣ト閾トニ孔ヲ穿チテ牝ト爲シタルモノ、トマラハ、扉ノ上下ノ一端ニ、柄ヲ以テ牡ト爲シタルモノニテ、卽チ牝牡相合セテくるゝトシ、以テ扉ヲ回轉開閉スルナリ、凡ソ戸ノ開閉具ニハ、扃(トザシ)、かぎ、玄やう、鎰、さる、かけがね、さしぎ等ノ名アリ、皆多少其機ヲ異ニシ、其用ニ長短巧拙アリト雖モ、之ヲ戸ニ施シテ、他ノ闖入ヲ防遏スル所以ハ一ナリ、

名稱

〔倭名類聚抄 十門戸〕戸 野王案、在城郭曰門、在屋堂曰戸、

〔箋注倭名類聚抄 三門戸〕今本玉篇門部、作在堂房曰戸、在區域曰門、希麟音義引、作在堂房曰戸、城郭曰門、玄應音義引字書云、在於堂房曰戸、在於宅區域曰門、說文、半門曰戸、象形、釋名、戸、護也、所以護護閉塞也、玄應音義引字書云、一扉曰戸、兩扉曰門、注八字、舊及山田本、伊勢本、昌平本、曲直瀨本、那

波本並無、獨下總本有之、今附存、本居氏曰、度、處也、立處伏處寢處之類、弘仁私記序亦云、古語謂居住爲止、又謂寢處爲度、古事記、美斗能麻具波比、又美刀阿多波志都、又久美度邇興、皆是也、床訓止古、嫁訓止都久、當同語、戸者閉之蔭蔽寢處之物、故名之爲止也、云戸邑之處倍者、謂民戸之戸名倍、不與呼門戸之戸爲度同也、本居氏曰、倍謂竈也、所謂民戸幾煙、卽是義、今俗數民、亦曰幾竈、又謂絶門戸爲竈絶、古事記黃泉戸喫、神代紀作飡泉之竈、訓注此云譽母都俳遇比、言食黃泉國竈所爨炊物也、竈或名倍都比、見神樂竈殿歌及枕冊子、

〔段注說文解字 戸十二上〕戸、護也、（以疊韵爲訓）半門曰戸、象形、（侯古切、五部、）凡戸之屬、皆从戸、

〔類聚名義抄 七戸〕戸（音扈、ト、）　戸（今）

〔伊呂波字類抄 止地儀〕戸（ト、中門爲戸、）

〔八雲御抄 三上居所〕戸

御　石　あまの石　山櫻（櫻木にて造たる也）　河　ゑばの　まきの　松の　草の　いた　せき　ねり　のむらと（万）　朝　あみ（竹のあみはの）　いはひ（万）　はぎの（禁中）　くろ（同）　關の　竹の　よる（万）　つま　あしがきのくさど　くはの（桑門也）

〔倭訓栞 前編十八登〕と　門戸をよむは、通るの義といへり、在城郭曰門、在屋堂曰戸と見ゆ、西土は皆ひらき戸也、我邦の上世も同じ、やり戸は日本の制也といへり、遣戸、妻戸、織戸などみゆ、

〔雅言集覽 八登〕と　戸、和名十、十二、野王按、在城郭曰門、在屋堂曰戸、（かくあれど、城郭ならでも、家の外なるをすべて門といへる事勿論也、扨内なる出入の口を戸といへる也、今の代には、とびらの意、俗にいふ戸イタの事とのみ思へど、古くはとびらをも、又戸口をも、たゞ戸といへり、）いた戸、あみ戸、つま戸、たち戸、やり戸、柴の戸、草の戸、槇の戸（とのたぐひ多し、（中略）すべて戸には、さす、たつる、とづる、ならす、たゝく、あく、ひらくなどいへり、）

〔紫式部日記〕うへよりおるゝみちに、弁宰相のきみの、戸ぐちをさしのぞきたれば、ひるねし給へるほどなりけり、

〔源氏物語八花の宴〕夜いたうふけてなん、ことはてける、上達部をの〳〵あがれ、后、春宮かへらせ給ひぬれば、のどやかになりぬるに、月いとあかうさしいでゝ、おかしきを、源氏の君、ゑひ心ちに、みすぐしがたくおぼえ給ければ、うへの人々も、うちやすみて、かやうに、おもひがけぬ程に、もしさりぬべきひまもやあると、ふぢつぼわたりを、わりなう忍びて、うかゞひありけど、かたらふべき、とぐちもさしてければ、うちなげきて、なをあらじに、弘徽殿のほそどのに、立より給へれば、三のくちあきたり、

種類

〔石組園生八重垣傳上〕本唐戸

萱門崩れ門などに、この戸をもちゆ、寸法は極りなし、格好圖のごとし、〇圖略

柴唐戸

丈四尺、横壹尺四寸、竹は煤竹、さらし竹、兩方とも立横のさんにもちゆ、但し萎は三ッ割壹分也、下は荻に而圖のごとし、ゆひ縄ふぢづるなり、〇中略

横猿戸

まいらさん、表さらし竹、うら四分一、〇中略

西明寺枝折戸

揚戸なり、茶庭の中木戸、又山の登り口などに置べきなり、凡二尺三尺割竹に而造る、

網代戸あじろは檜のへぎなり〇圖略

法にいはく、幅貳尺一寸、長三尺五寸、

前戸
後戸

〔古事記中崇神〕故大毘古命、罷往於高志國之時、服腰裳少女、立山代之幣羅坂而歌曰、古波夜、美麻紀、伊理毘古波夜、美麻紀、伊理毘古波夜、意能賀袁袁、奴須美斯勢牟登、斯理都斗用、伊由岐多賀比、麻幣都斗用、伊由岐多賀比、宇迦迦波久斯良爾登、美麻紀、伊理毘古波夜、〇下略

妻戸

〔古事記傳二十三〕斯理都斗用は、斗ろべからず、清音なり、自後戸なり、麻幣都斗用は自前戸なり、

〔古事記仁德下〕故是口子臣、白此御歌之時、大雨、爾不避其雨、參伏前殿戸者、違出後戸、參伏後殿戸者、違出前戸、

〔古事記傳三十六〕前殿戸後殿戸は、麻幣都登能度、斯理都登能度と訓べし、前後は一殿の前方後方なり、前殿後殿のいひにはあらず、下文にも、大后所坐殿戸とも、其殿戸之閾上ともあり、書紀崇神卷、大御歌に、瀰和能等能渡烏、萬葉十八三十六丁に、奴之能等能度爾、後戸前戸は、斯理都斗、麻幣都斗と訓べし、水垣宮段歌に、斯理都斗用、伊由岐多賀比、麻幣都斗用、伊由岐多賀比とあり、多賀比と云こととも此と同じ、さて同戸を、上には殿戸といひ、下にはたゞ戸と云るは文なり、

〔古今著聞集二十釋教〕永万元年六月八日、とらのとき、蓮華王院の兵士がゆめに、うしろ戸の、ひつじさるのすみより、北へ第四のまに、もつての外、くろき山有けり、〇中略夢さめにけり、去ほどに、くだんのうしろ戸のみぎりの下に、うつゝに水有、貴賤くみけれ共、つきざりけり、又くまざるときも、あまらず、ふしぎ成事也、

〔古今著聞集十六興言利口〕或所に、よき聲をそろへて、念佛を申させけるに、ちやうもんの女房の中に、ある念佛者を心がけたる有けり、〇中略其氣色を見せて、何となく立あがりて、うしろどのかたにて、ちと物申さんといひかけたりけるを、〇下略

〔伊呂波字類抄四堆倭〕妻戸ツマト

〔撮壤集中家屋〕妻戸

〔新撰類聚往來上〕妻戸

〔紙上履氣〕小脇戸又云廣戸也〇按〇戸〇

〔藻鹽草六居處〕戸

つま戶　中つま戶　まきのつま戶

〔倭訓栞前編十六〕つまど　簷の戶をいふ、開戶也、開戶は其妻あるが故にいへり、切妻といふ事、禁秘抄に見え、高つまどは砂石集に見えたり、

〔貞丈雜記家作十四〕一妻戶の事、是も主殿にある戶也、兩方へひらく舞戶也、外の方へひらく也、緣につぼがねを打て、ひらきたる妻戶の下の方にあるかけがねをかけ置也、これを猿つなぎと云、是は戶びらを、風に、あをらせまじき爲也、〇中略

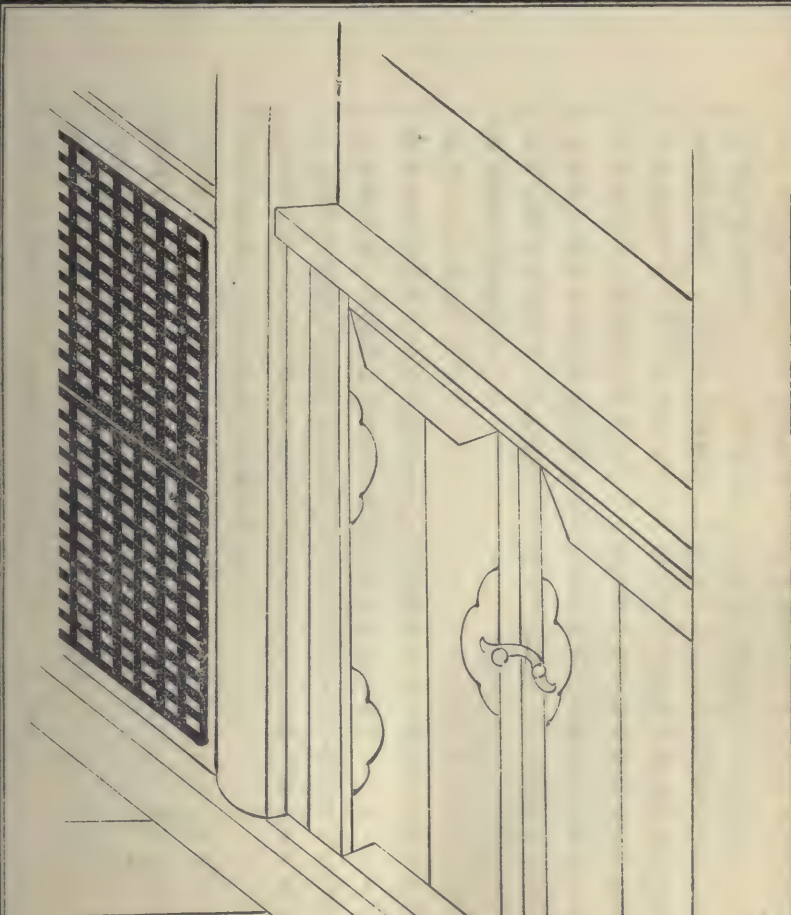
一妻戶の出入も忌む事也と覺たる人、古も在しや、いむ事にはあらず、憚る事也、武雜記に云、妻戶の間、出入の事、御沙汰は不承候、但つねに出入は有まじく候、急度したる時は、妻戶の間より御出入候間、左樣の時御立砂を取置候間、平人出入斟酌可然候云々、貴人出入し給ふ所なる故憚之也、

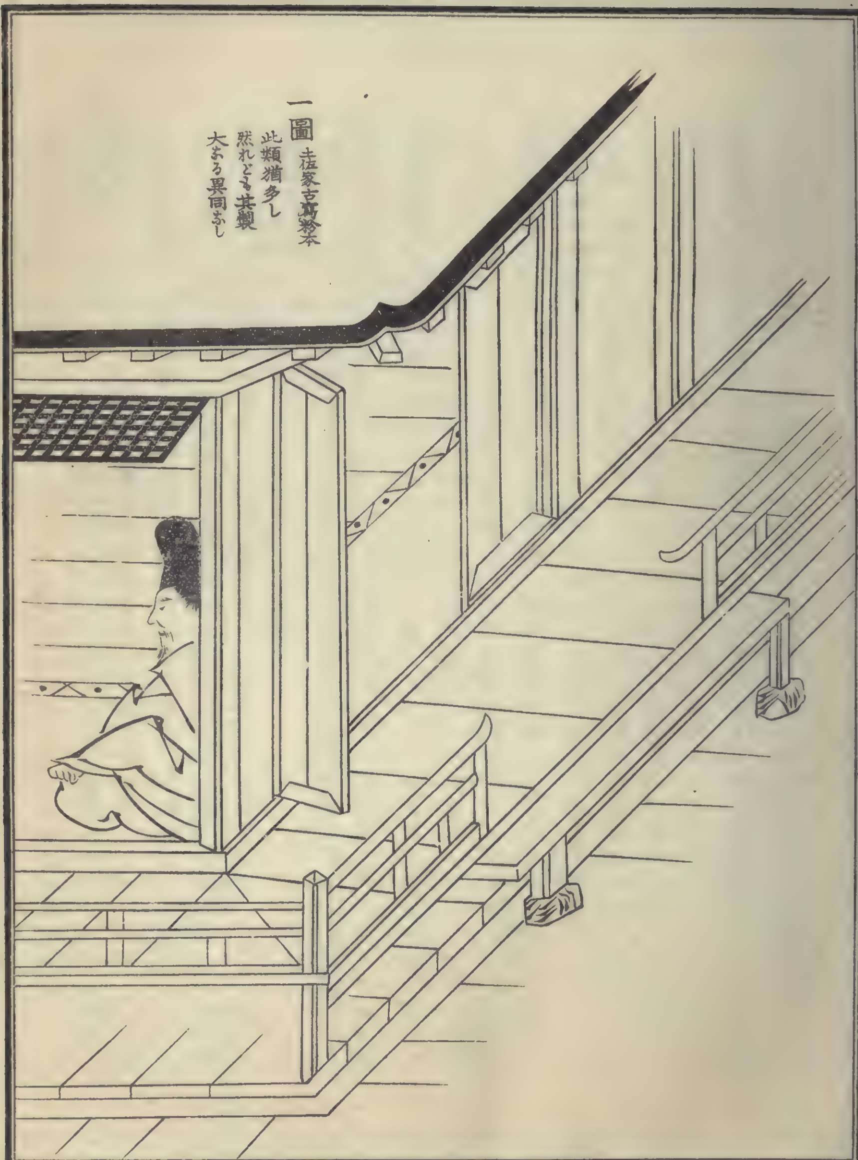
〔室町殿屋形私考〕一妻戶は、客人出入の口也、妻戶の前に車寄あり、立砂も此所に立る也、主殿會所等、何れも格子蔀と有り、

〔家屋雜考一〕妻戶

妻戶は、殿の四隅にありて、主客ともに出入する戶口なり、妻戶、抓戶等の字を用ふるは、いづれも訓を借り用ひたるにて、端(ツマ)戶の義なり、ツマとは、すべて物のはしをいふ名なればなり、さてその作りは、板戶を兩開にして、內外ともに、鐵具あり、開く時は、外のかたへ開き、其戶のあをらざる爲に、掛鐵をかけてとめおく、是をさるつなぎといふ、閉づる時は、又內にかけがねありてしめおく事なり、總じて主殿の四方を格子にし、格子の間は、つねにとざして、出入せさせず、別に妻戶といふ物を設け置きて、出入する事は、もはら要害の爲にして、貴人高位のおはします所は、もとよりさもあるべき事なり、されば妻戶の造は、精粗さま〴〵あれども、いづれも厚板に鐵具をしつけて、堅固にするなり、格子も細やかに木を打ち違へて、飾りをのみむねと、しめたるもの丶如く思は

〔家屋雜考二〕妻戶古圖 土佐家粉本





一圖 土佐家古寫粉本
此類猶多し然れども其製大なる異同なし

るれど、後世の明障子の如くむげに手薄なる物にはあらず、いはゆる書院造の如きは、四方薄紙の障子にて、奥端ともに明るく、間毎にあけたて自由にして、便利多き事なれども、格子妻戸の堅固なるには、准ふべくもあらず、織田内府本能寺にて、御生害のさまなどをおもふに、そのかみの如く格子妻戸にて翠簾をたれたる御座所ならんには、たとひ賊兵はしたなく近づきまゐらすとも、鎗先にはかゝりて、薨じ給ふまでの事はあるまじきなり、妻戸の制さま〳〵あり、下に一二圖をいだす、なほ考ふべし、

〔枕草子九〕風は

あかつき、かうしつま戸などおしあげたるに、嵐のさと吹わたりて、かほにしみたるこそ、いみじうおかしけれ、

〔源氏物語四夕顔〕この女君、○夕顔いみじくわなゝきまどひて、いかさまにせんと思へり、あせもしとゞになりて、われかの氣色なり、○中略いとおしとおぼして、われ人をおこさんてたゝけば、やまびこのこたふるいとうるさし、こゝにしばし、ちかくとて右近をひきよせたまひて、にしのつま戸にいでゝ、とををしあけ給へれば、わた殿の火もきえにけり、

〔源氏物語十五蓬生〕月いりがたになりて、にしのつまどのあきたるより、さはるべきわたどのだつやもなく、軒のつまものこりなければ、いとはなやかにさしいりたれば、あたり〳〵みゆるに、昔にかはらぬ御しつらひのさまなど、しのぶ草にやつれたる、うへのみるめよりは、みやびかにて、みゆるを、○下略

〔榮花物語二十四若枝〕色ゆるされなどしたる人は、したりがほに思て、をしのけたるさま也、○中略あけぬれば所々のみかうしあげ、妻戸をしあけ、半蔀あけひらきて、或はかみをつくろひ、かほをみがきなどさはぎたり、

〔古今著聞集九武勇〕同朝臣〇源義家、中略、或夜、又宗任計をぐして、女の本へ行たりけり、家ふるく成て、築地くづれ、門かたぶけり、車寄の妻戸をあけて、其内にてあひたりけり、

〔宇治拾遺物語三〕今はむかし、長門前司といひける人の女、二人ありけるが、姉は人の妻にてありける、妹はいとわかくて、みやづかひぞしけるが、後には家にゐたりけり、わざとありつきたるおとこともなくて、たゞ時々、かよふ人などぞ有ける、高辻室まちわたりにぞ家は有ける、父はゝもなく成て、おくのかたには、あねぞゐたりける、みなみのおもての西のかたなる妻戸ぐちにぞ、つねづね人にあひ、ものなどいふところなりける、

〔宇治拾遺物語五〕これも今はむかし、一乘寺僧正、御室戸僧正とて、三井の門院にやんごとなき人おはしけり、〇中略見いるれば、庭には草しげくして、道ふみあけたるあともなし、露をわきて入てのぼりたれば、廣庇一間あり、つま戸にあがり障子たてたり、すゝけとをりたる事、いつの世にはりたりともみえず、〇中略すゝけたるしやうじをひきあけたるに、香の煙くゆり出たり、

〔續古事談二臣節〕宇治左府妻戸ノ内ニ居テ、大内記令明トイフ博士ソノ前ニ候アルニ、雜人ノチカク前ヲトヲリケレバ、制シケレドモ猶スギケルヲミテ、コノ令明サメ〲トナキケレバ、〇下略

〔宗五大草紙上〕人の召仕れ候仁心得らるべき事

妻戸の出入之事、何共沙汰承り候はず候、但常には無出入候か、正月其外きとしたる時は、必妻戸の間より出入候、左樣の時は立ずなを兩方に置候、沓ぬぎより間半計さきなり、あまだれのかゝらぬ程なるべし、妻戸兩の柱のとをりなるべし、〇下略

〔奉公覺悟之事〕一妻戸の出入も常に無之儀候、此前にたてすあるべし、殿中は申に及ばず、わたくし御成にも、其亭妻戸在之者、其沓ぬぎより間半ほどのけて、雨おちのかゝらぬ程に立ずな可在之、妻戸の柱の通也、的の數つかより少大に候て、河原者作之なり、是こしよせの妻戸たるべき也、

〔夫木和歌抄戸三十一〕れいのつまどをならし給ければ、き丶すぐして明にける、又のつとめて、

前大納言公任

まつ人や有明の月と思ひしをさしてやみにし槇の妻戸を

御返事　權中納言定頼

ひとりのみ有明の月のやまのはに入までさらぬ眞木のつまどを

〔禁秘御抄上〕夜御殿

四方有妻戸、南大妻戸一間也、帳同清涼殿、東枕、〇下略

〔夫木和歌抄戸三十一〕同〔〇六帖題〕中つまど　信實朝臣

あひみての後のつらさの中つまどをりともあけぬおとしたて哉

〔建内記〕嘉吉四年正月五日庚子、早旦著直垂參室町殿、今日可有八幡御社參之間、無何所參候殿上邊也、〇中略有盛卿入子妻戸並南面妻戸、參候御前、勤御身固了退出、

〔台記別記〕仁平元年十一月十一日丁未、〇春日祭使條東對東孫庇南二三四間〇加計妻戸間爲大將休所、〇下略

〔吾妻鏡四十七〕康元二年〇正嘉元年二月廿六日壬午、今日午二點、相州禪室若公〇御名正壽七歲於御所被加首服、〇中略奥州起侍座、經廊西縁被候切妻戸庇、

〔嬉遊笑覽一上居處〕切妻戸と云は、又異なる歟、吾妻鏡康元二年二月廿六日、奥州起侍座、經廊西縁被候切妻戸、こは半戸などの如きにや、但し今も屋の葺下しならぬを切妻といへば、其入口の戸にや、

披戸

〔古事談一王道后宮〕一條院幼主御時、夏公事日、公卿等徘徊露臺、披南殿北戸帶涼風、其時大入道殿爲攝政、放袛奉抱主上、自披戸令指出給、諸卿皆敬候云々、〇下略

〔古事記中垂仁〕卽曙立王、菟上王二王、副其御子遣時、自那良戸遇跛盲、自大坂戸亦遇跛盲、唯木戸是

掖月ワキド之吉戸ト而、出行之時、毎レ到二坐地一定二品遲部一也、

〔古事記傳二十五〕掖月ワキド、月ノ字は戸の誤と、師〇賀茂眞淵、の云れたる、信に然なり、掖戸とは、此ノ木戸は、西國に下るには、正面マサオモテの直道タヾヂには非ずして、掖方へ曲り行く道なる故に云り、〇中略、註

〔今物語〕或所に、いたぶろと云物をして人々入けるに、〇中略風呂の前に、わき戸のうちのありけるに、〇下略

〔今昔物語十六〕從二鎭西一上人依二觀音助一遁二賊難一持レ命語第廿

夜漸ク深ク成ヌ、而ル間奥ノ方ヨリ、人ノ足音シテ來ル、恠シト思フ程ニ、近ク來テ、枕上ナル遣戸ヲ引開ク、男誰ゾト思テ、起上ル髮ヲ取テ、只引キニ引出ス、力有ル人ナレドモ、俄ノ事ナレバ、我レニモ非デ被レ引ル程ニ、枕上ナル刀ヲダニ不二取敢一ズ、蔀ノ本ヲ放テ、男ヲ押シ出シテ云ク、金尾丸有ヤ、例ノ事吉ク仕レト、怖シ氣ナル音ニテ、候フト答テ、我ガ立頸ヲ取テ、引持行ク、早ク片角ニ築垣ヲ築廻シテ、脇戸ヲシテ、其ノ内ニ深サ三丈許、井ノ樣ナル穴ヲ堀テ、底ニ竹ノ鋭杭ヲ隙无ク立テテ、年來如レ此ク上リ下ル人ヲ謀リ入レテ、一日一夜死タルガ如ク醉フ酒ヲ構テ、其レヲ飮セテ、主ヲバ此穴ニ突キ入レテ、從者共ノ醉死タル物ヲ剝ギ取リ、可レ殺キヲバ殺シ、可レ生キヲバ生ケテ仕ヒケル也、其レヲ不レ知ズシテ來ル也ケリ、然テ金尾丸我レヲ引テ、其穴ノ許ニ引キ持テ行テ、脇戸ヲ開テ、金尾丸脇戸ノ此方ニ立テ突キ入ルヽニ、脇戸ノ保々立テ捕ヘテ不二被突入一ネバ、金尾丸穴ノ方ニ立テ、引キ入ムト爲ルヲ、少シ小坂ナルニ、去樣ニ金尾丸ヲ強ク突ケバ、逆ニ穴ニ落入ヌレバ、脇戸ヲ閉テ、延ノ下ニ曲リ居テ、思フニ爲ム方无シ、眷屬共ヲ起シニ行カムト爲レバ、皆醉ヒ死タルニ、只蔀ヲ隔テヽ、橋ヲ引テケリ、

〔紙上展氣〕雨戸ド

〔倭訓栞中編阿一〕あまど　雨戸の義、關東の家造りには雨戸なし、よて大權現上洛の時、ともの面々、

これを開く音に驚きたる事、物に見えたり、

〔家屋雜考五〕書院造

雨戸　書院造の家には、必雨戸あり、敷居、鴨居を一溝にして、繰戸にする事は、書院造といふ事出來てよりも、やゝ後の事とみえたり、信長公在京の頃、東照宮その旅館へおはしまして、暮に及びしに、御座所の雨戸を繰る音、いと騷がしく聞えしかば、信長公はやくも心づき給ひて、御供の人、人この音を聞きしらず、騷動出來ぬと心得んもはかりがたし、たぞあるとく告げ知らせよと仰せあり、その人走り出でゝ、見るに、果して御供の人々股立高くくゝりあげて、速にかけ入るべき勢にてありしといふ事あり、當時雨戸といふもの、めづらしかりしことしるべし、

〔守貞漫稿三家宅〕或書云、天正年中迄ハ家ニ無二雨戸一、天文迄ハ無二木綿一云々、當時無二雨戸一ナラバ、障子如何、猶無之歟、今世ハ必有二雨戸一、唯都會有レ盜ヲ以テ、栓及掛鐵等種々ノ制アリ、田家盜稀ナルヲ以テ、雨戸並ベ鎖スノミニシテ、更ニ閂以下、栓掛鐵物ノ備ヘ無之者多キノミ、

〔豐臣秀吉譜中〕天正十四年九月、大權現首途、本多中務大輔忠勝、榊原式部大輔康政、阿部伊豫守、永井右近大夫直勝、鳥居左京亮、西尾隱岐守吉次、牧野讃岐守等供奉焉、到二大坂一、先入二美濃守秀長宅一、秀吉忽然來壺二饗大權現一、乃握二其手一勞二其沓程之艱難一、且使三秀長掌二饗應之事一、其饗之盡レ善盡レ美、時有レ開二雨戸一者、關東之築室不レ設二雨戸一、故驚二其聲一、而從者頗失レ色、富田左近將監察レ之、來而辨レ之、於レ是從者稍安、

石戸

〔藻鹽草六居處〕戸

石戸〇　あまの岩戸　いはの戸

〔古事記上〕天照大御神、坐二忌服屋一而、令レ織二神御衣一之時、穿二其服屋之頂一、逆二剝天斑馬一剝而、所二墮入一時、天衣織女見驚而、於レ梭衝二陰上一而死、〈訓二陰上一云二富登一〉故於レ是天照大御神見畏、閉二天石屋戸一〈アメノイハヤド〉而刺許母理〈此三字以レ音〉坐也、〇中略於レ是天照大御神、以爲レ怪、細二開天石屋戸一而、內告者、因二吾隱坐一而、以爲二天原自闇一、亦葦原中國皆闇、

金戸

矣、何由以天宇受賣者爲レ樂、亦八百萬神諸咲、爾天宇受賣白、言益二汝命一而貴神坐、故歡喜咲樂、如此言之間、天兒屋根命、布刀玉命、指二出其鏡一、示二奉天照大御神一之時、天照大御神逾思レ奇而、稍自レ戸出而臨坐之時、其所レ隱立之天手力男神、取二其御手一引出、卽布刀玉命以二尻久米一(此二字以レ音)繩、控二度其御後方一、白二言從レ此以内不レ得二還入一、

〔古事記傳 八〕天石屋戸は、必しも實の岩窟には非じ、石とは、たゞ堅固を云るにて、天之石位、天之石靫、天磐船などの類にて、たゞ尋常の殿をかく云るなるべし、書紀に、瓊々杵尊の天降坐處にも、引二開天磐戸一とあるも、よのつねの殿戸をかく云り、(中略)又倭姫命世記に、天磐戸乃鑰預賜利氏とあるも、神ノ宮ノ戸を云り、或說に、石屋などの石は、祝といふことなりと云は非也、書紀に岩窟とある文字に拘るべからず、

〔萬葉集 三挽歌〕河内王葬二豐前國鏡山一之時手持女王作歌三首(一首略)

豐國乃、鏡山之、石戸立、隱爾計良思、雖レ待不レ來、

石戸破、手力毛欲得、手弱寸、女有者、爲便乃不知苦、

〔夫木和歌抄 九氷室〕文治六年五社百首氷室　皇太后宮大夫俊成卿

冬とぢし岩戸あけても氷室守夏はとをさぬ關路也けり

〔倭訓栞 中編四加〕かなと　萬葉集に金戸とみゆ、同集に、久留に釘さし堅めとしと見えたるは、戸のくるゝ也、金もて堅めたるをもて金戸といへり、古事記の歌にもかなとかげと見ゆ、

〔日本書紀 十三安康〕四十二年春正月、天皇(○允恭)崩、(○中略)時太子(○木梨輕皇子)知二群臣不レ從百姓乖違一、乃出之匿二物部大前宿禰之家一、穴穗皇子聞則圍之、大前宿禰出レ門而迎之、穴穗皇子歌之曰、於朋摩弊、烏摩弊輸區泥餓、訶那杜加礙、訶區多智豫羅泥、阿梅多知夜梅牟、

〔釋日本紀 二十六和歌〕訶那杜加礙(金戸陰也、私記曰、師說、古以二金鐵一天門戸乎久左禮利、故曰二訶那杜加礙一、謂二門戸之陰一也、)

〔古事記 下允恭〕於レ是穴穗御子、興レ軍圍二大前小前宿禰之家一、爾到二其門一時、零二大冰雨一、故歌曰、意富麻弊、

麻幣須久泥賀、加那斗加宜、加久余理許泥、阿米多知夜米牟、

〔古事記傳三十九〕門は、○中略註加那斗と訓べし、卽此の御歌に見え、又万葉四十四丁に、小金門爾、九十八丁に、金門爾之、人乃來立者、十四二十九丁に、兒呂我可那門欲、又三十四丁佐伎母理爾、多知之安佐氣乃、可奈刀低爾などあり、金門とは、金物を稠く打て堅くする故に云か、又古へは、みながら金を押たるにもあるべし、加度と云は、加那斗の略きなり、○中略加那斗加宜は、斗清音なり、濁るべからず、金門陰にて、門の屋の陰なり、

土戸

〔台記〕天養元年十一月十一日戊午、參新院、○中略余於簀子、命殿上人令候庭、是奪爲通之故也、依爲通申、令閉土戸、爲不令下人見也、

〔宇治拾遺物語五〕これもむかし、大膳亮大夫橘以長といふ藏人の五位ありけり、○中略左大臣殿○藤原頼長に、よにしらぬかたき物忌いできにけり、御かどのはざまにかいたてなどして、仁王講おこなはるゝ、僧も高陽院のかたの土戸より童子などもいれずして、僧ばかりぞまいりける、御物忌ありとこの以長聞て、いそぎまいりて、土戸よりまいらんとするに、舍人二人居て、ひとないれそと候とて、たちむかひたりければ、○下略

板戸

〔撮壤集中家屋〕板戸

〔藻鹽草六居處〕戸

いた戸　まきの戸　松の戸　まきのいた戸　槇の戸ぐち　まきのつま戸　まきのすぎ戸是但

いかが　ふきたるまきの板戸のはた〳〵風也、新六、

〔古事記上〕此八千矛神、將婚高志國之沼河比賣、幸行之時、到其沼河比賣之家、歌曰、夜知富許能、迦微能美許登波、夜斯麻久爾、都麻麻岐迦泥氏、登富登富斯、故志能久邇邇、佐加志賣遠、阿理登岐加志氏、久波志賣遠、阿理登伎許志氏、佐用婆比爾、阿理多多斯、用婆比邇、阿理加用婆勢、多知賀遠母、伊麻陀登加受氏、於須比遠母、伊麻陀登加泥婆、遠登賣能、那須夜○伊○多○斗遠、淤曾夫良比、和何多多勢禮婆、比

許豆良比、和何多多勢禮婆、○下略

〔古事記傳十一〕那須夜伊多斗遠は、鳴す板戶をなり、那須は令鳴にて、即戶を閉すことを然言りと聞ゆ、其は古への戶は、多く開き戶にて、開閉するに音ある故なるべし、源氏物語空蟬卷に、此御かうしは、さしてむとてならすなり（或抄に、ならすはかうしをおろす音なり、）とあるも、閉ことをならすと云りと聞ゆ、萬葉五丁九に、遠等咩良何、佐那周伊多斗乎、意斯比良伎とあるは、即此の歌の詞を取てよめりと見ゆるに、佐那須と改たるは、佐は例の眞に通ふ辭なり、○下略

〔萬葉集雜歌五〕哀世間難住歌一首幷序

易集難排八大辛苦、難遂易盡百年賞樂、古人所歎今亦及之、所以因作一章之歌、以撥二毛之歎、其歌曰、

世間能、周弊奈伎物能波、年月波、奈何流流其等斯、等利都都伎、意比久留母能波、毛毛久佐爾、勢米余利伎多流、○中略遠等呼良何、佐那周伊多斗乎、意斯比良伎、伊多度利與利提、○下略

〔新撰六帖二〕戶　知家

きみまつとさも夜さむなる秋風にねやの板戶をさゝで明ぬる

〔日本書紀雄略十七〕七年九月、勾大兄皇子、親聘春日皇女、於是月夜清談、不覺天曉、斐然之藻、忽形於言、乃口唱曰、野絁磨倶儞、都磨磨祁待泥底、播屢比能、箇須我能倶儞儞、倶婆絁謎嗚、阿利等枳枳底、與慮志謎嗚、阿利等枳枳氐、莽紀佐倶、避能伊陀圖嗚、飫斯筮羅枳、倭例以梨魔志、○下略

〔萬葉集十一〕正述心緒

奥山之、眞木乃板戶乎、押開、思惠也出來根、後者何將爲、

奥山之、眞木之板戶乎、音速見、妹之當乃、霜上爾宿奴、

〔倭訓栞前編二十九〕まき　木曾やまの人、眞木と稱するは、必檜の事なり、されば萬葉集に、奥山

の眞木の板戸とつゞけたる歌多し、まき柱、まきの戸、眞木の屋、眞木の外山、眞木の葉のしなふなどいふも、檜は宮殿の材なれば、ほめたる名なるべし、

〔古今和歌集十四戀四〕題しらず　よみ人しらず

君やこん我やゆかむのいさよひに槇のいたどもさゝずねにけり

〔後撰和歌集九戀一〕おとこのこんとてこざりければ　よみ人しらず

山里のまきのいた戸もさゝざりきたのめし人を待しよひより

〔新撰六帖二〕戸　光俊

ふきたつるまきの板戸のはた〳〵と身をふるはるゝ山おろし哉

〔源氏物語十三明石〕三昧堂ちかくて、かねの聲、松の風にひゞきあひて、物がなしう、いはにおひたるまつのねざしも、心ばへあるさまなり、前栽どもに、むしの聲をつくしたり、こゝかしこの有樣など御らんず、むすめすませたるかたは、心ことにみがきて、月いれたるま木の戸ぐち、けしきばかりをしあけたり、

〔家屋雜考五〕書院造

杉戸　杉戸は、もと妻戸を略し、遣戸にして用ひたる物とおぼし、其故は古畫に妻戸のあるべきところを、板戸の遣戸にして、明りうけの所へ建てたる圖多く、またその木理をみるに、必しも杉を用ひしとはみえず、古歌に槇の板戸などよめる、杉に限れるはやゝ後の事なるべし、さて此杉戸の上へ、竹の節とて、竹節のごとき木をたて、襷とて細き木を打ちちがへおくも、古き事と覺えて、是もまた古畫に多くみえたり、秋の夜長物語に、杉障子とかけるも、卽此杉戸の事なり、

〔今物語〕延應元年正月十九日の曉、或人の夢に、清水の地主よりとて、御文ありけるを見ければ、

月日のみ杉の板戸のあけくれてすぎにし方は夢かうつゝか、と有けり、いとあはれにめでた

かりけり、

〔宗長手記〕去年のこのころより、矢島少林寺門外妙勝庵旅宿す、住あらしたる庵にて、伊吹おろし、比良のねおろし、雪、霰、薄き杉の板戸とをすやうなりしと思ひ出て、おもしろさに、述老心ものなるべし、

柴戸

〔八雲御抄〕三上居處戸

しばの戸

〔夫木和歌抄〕三十山家家集山家心を　従二位家隆卿

柴の戸もあけ行山の峯なれば軒にわかるゝよこ雲の空

〔大藏卿行宗卿集〕梅花當籬

梅がかのたまらず匂ふことのみぞしばのとびらのとり所なる

これを聞て、又の朝つとめて、三宮のかひの君のもとより、

心をぞ柴のとびらにとゞめつる梅の匂ひのなべてならねば

竹戸

〔藻鹽草〕六居處戸

竹の戸

〔夫木和歌抄〕三十山家建長三年十首歌合衆議判山家秋風　従三位顯氏卿

ふしなれぬほどをばゆるせ竹の戸に風も夜さむの時もきぬらん

〔古今著聞集〕十七變化建保の比、大原の唯蓮坊、五種行をはじめ行はれけるに、天狗たび〳〵さまたげをなしけり、〇中略いよ〳〵ふかくきねんを致所に、竹の戸のかたに人の音するを見やりたれば、白裝束成童子二人すはへを持ておはします、〇下略

笹戸

〔藻鹽草〕六居處戸

すゝ戶

櫻戶

さゝの戶

〔夫木和歌抄 三十一戶〕光臺院入道二品親王家五十首萩露　從二位家隆卿

さきかくす野もりがいほのさゝの戶もあらはにおける萩の朝露

〔藻鹽草 六居處〕戶

いたやのすゝ戶　すゝ戶

〔夫木和歌抄 三十一戶〕三百六十首中　好忠

わがせこがいたやのすゝどかけさけてたえぬを見るぞ秋はすべなき

〔八雲御抄 三上居處〕戶。

。。山櫻 櫻木にて造たる也

〔藻鹽草 六居處〕戶

櫻戶 さくら木にてつくりたる也、又云、さくらの若木をうへて、かきなどのまはしにして、戶一あけたるを云り、又山ざくら戶共、

〔袖中抄 二十〕やまざくらど。。。。

足曳の山ざくら戶をあけをきてわが待君をたれかとゞむる

顯昭云、やまざくらどゝは、櫻の木にてつくりたる戶を云なるべし、まきの戶、杉のと、松の戶などいふがごとし、

〔夫木和歌抄 三十一戶〕家集關花　從二位家隆

あふさかの山ざくらどの關もりは人やりならぬ花を見るらん

みかりするかり場のをのに今日暮ぬ山櫻戶に宿やからまし

千首歌　民部卿爲家

あしびきの山櫻戶のあけたてはにしきをりはへ鶯ぞなく

編戸

織戸

〔八雲御抄三上居處〕戸。

あ。み。竹の ゑばの

〔藻鹽草六居處〕戸

あみ戸　ゑばのあみ戸　竹のあみ戸　すきのあみ戸　ゑはのあみ戸のあけたて

〔夫木和歌抄三十一戸〕正嘉三年毎日一首中あみ戸　同　民部卿爲家

あけくれのそらにやいはんあさひさすあみ戸にかゝる夕がほの花

〔散木弃謌集二夏〕修理大夫顯季の六條の家にて、曉水鷄といへる事を、

夏くればいく夜くゐなにはかられて竹。の。あ。み。戸。をあけてとふ覧

〔太平記二十七〕上杉畠山流罪死刑事

去程ニ上杉伊豆守重能、畠山大藏少輔直宗ヲバ所領ヲ沒收シ、宿所ヲ破却シテ、共ニ越前國へ流遣サレケリ、〇中略部ノ長途ニヤスラフダニモ悲キニ、竹ノ編戸、松ノ垣、時雨モ風モタマラチバ、袂ノ乾ク隙モナシ、

〔夫木和歌抄三十一戸〕千五百番歌合　西園寺入道太政大臣

ほとゝぎすあはれもふかくすむ山にすぎ。の。あ。み。戸。のあけくれのこゑ

〔新撰六帖二戸〕　行家

世をそむく柴。の。あ。み。戸。のかけがねの思ひはづせば人ぞまたるゝ

〔夫木和歌抄三十一戸〕六帖題、柴のあみ戸、　衣笠内大臣

山里の柴のあみ戸のあけたてはみねのあらしの心也けり

〔新撰類聚往來上〕織戸。。（ヲリト）

〔紙上蜃氣〕折戸（ヲリド）

〔庭訓往來諸抄大成扶翼乾〕織戸　貞云、細木を以て、菱形などを織たる戸を云歟、未レ詳、

〔書言字考節用集乾坤二〕枝折戸（シヲリド）

〔紙上蜃氣〕枝折戸（シヲリド）

〔倭訓栞中編加四〕かたをりど　平家物語にみゆ、片折門の義成べし、宇治拾遺に、もろをりど見えたり、

〔俚言集覽毛〕もろをりど　左右折戸と云、門を權衡門と云、權衡門はハカリの形歟、稱ハカリと云、

〔筆の靈後篇五十九〕諸折戸は、片扉なるが有に對へて、兩扉なるを總て然云べし、然れども是は其比一時の稱呼にて、棟なく左右の柱のみに扉を付て造れる門を、然云へるにもあるべし、

〔海人藻芥〕武士ノ家ニハ不レ造二檜皮屋一、皆板屋作ナリ、然近年稱二將軍家渡御ノ在所一、各構二檜皮屋一畢、中門廊以下月卿ノ家ニ同ジ、但不レ立二棟門一、皆モロオリ戸也、

〔玉海〕建久三年二月十四日丁巳、昨日秉燭參二著社頭一云々、〇中略今日午剋、使巳下歸二參於西面織戸一、中門方給レ祿云々、

〔宇治拾遺物語十四〕晴明がほかには、玄りたるもの候はず、もし道摩法師や、つかまつたるらん、報じて見候はんとて、懷より紙をとり出し、鳥のすがたに引むすびて、呪を誦じかけて、空へなげあげたれば、たちまちに、しらさぎとなりて、南をさしてとび行けり、この鳥のおちつらん所を、見てまいれとて、下部をはしらするに、六條坊門万里小路邊に、ふりたる家のもろおり戸の中へ、落入にけり、則家主老法師にてありける、からめとりてまいりたり、

〇按ズルニ、此事ヲ古事談ニハ、下部等守二白鳥一走行之間、落二留六條坊門萬里小路川原院古師織戸內一云々ト書セリ、師織戸ハ即チモロオリドナリ、然ルニ丹鶴本ニ、師織ノ字ニ傍書シテ、枝折イトセルハ、師織ヲシヲリト讀ミ誤リタルナルベシ、蓋シ誤ナラン、

〔古事談 一 王道后宮〕同法皇〇羽鳥御二座白川殿一、元日拜禮、爲二織戸中門一、御所體、凡卑拜禮有否沙汰之間、關白殿〇法性寺殿ナリ令レ參給、顯時卿爲二院司一申二此由一、〇下略

〔源平盛衰記 五〕小松殿教訓

此北方〇成親妻ト申ハ、山城守敦賢ノ女也、〇中略十六ノ歲、內裏ヘ參給テ互ノ御志深カリシガ、中二年有テ十九ノ歲、二條ノ先帝崩御ノ後ハ、雲井ノ月ノ昔語ヲ忘カチ、大炊御門高倉ノ兩。織。戸。ノ內ニ、掻籠テ渡ラセ給シヲ、〇下略

〔源平盛衰記 二十五〕小督局事

比ハ八月〇治承五年十日餘ノ事ナレバ、サシモ陰ナキ月ナレドモ、御淚ニクモリツヽ、朧ニ照ス空ナレヤ、小夜更人靜リテ、主上〇高倉人ヤアル參レ、人ヤアルト被レ召ケレドモ、御イラヘ申者モナシ、折節彈正少弼仲國參タリケルガ、隔タル所ニテ、是ヲ承リ、仲國ト御イラヘ申、近ク參レ、可二仰下一御事アリト勅定アリケレバ、御前ニ參ル、目近ク召テ、如何ニ汝ハ小督ガユクヘ知タリヤト仰ケレバ、爭カ知進ラセ候ベキト奏ス、重テノ仰ニ誠トヤラン、小督ハ嵯峨ノ邊ニ、片。折。戸。シタル所ニ、アリトバカリハ聞召シカ共、其アルジノ名ヲバ不レ知、カヽラマシカバ、兼テ委ク聞召ベカリケルゾトヨ、汝主ガ名ヲバ不レ知トモ、尋テ進ラセランヤト仰ケルニ、〇中略嵯峨ノアタリノ秋ノ比、サコソハ哀ニ覺エケメ、片折戸シタル所ヲ見付テハ、此內ニモヤ御座ラント、ヒカヘ〳〵聞ケレ共、琴彈所モナカリケリ、

〔吾妻鏡脫漏〕元仁二年〇嘉祿元年五月三日癸亥、二品御方錯板中門、幷織戸可レ被レ立之由、有二其沙汰一、然夏季可レ有二其憚一哉否、武州以二御書一令レ問二陰陽師一給、入二六月一而後、錯板可レ被レ造云云、雖レ爲二五月一不レ可レ憚之由云云、

〔看聞日記〕永享七年三月九日、明日師織戸上棟之間、土門築地等破レ之、造作物忩也、

片戶

〔藻鹽草居處六〕戶

ゑばのかた戶

〔夫木和歌抄戶三十一〕洞院攝政家百首山家　常磐井入道太政大臣

山里の柴のかた戶のかたびさしあたけに見ゆるかりの宿哉

遣戶

〔下學集家屋上〕遣戶

〔撮壤集家屋中〕遣戶

〔新撰類聚往來上〕遣戶

〔紙上蜃氣〕遣戶(ヤリド)俗云引戶(ヒキド)

〔雍州府志七土產〕蔀遣戶并障子○中略開闔戶謂遣戶、言排遣之義也、

〔庭訓往來諸抄大成扶翼乾〕遣戶　貞云、鳴居鴨居に入て引戶なり、

〔倭訓栞前編三十四也〕やりど　遣戶と書り、徒然草に、やり戶は蔀の間よりも明しといへり、禁秘抄に、高遣戶と見え、新六帖にちがへやり戶ともよめり、是日本の制也、中山傳信錄に、琉球門扃皆無戶樞、上下限皆剡雙溝道、設門扇其中、左右推移、以爲啓閉と見えたり、

〔嬉遊笑覽一上居處〕やり戶は、今用る引戶なり、萬葉集十一旦戶遣乎、速莫開、朝戶やりは、あしたのやり戶なり、

(首書)眞淵云、上ッ代ニハ、戶ヲ常ハ傍ニ取退置ヲ、タテムトテソレヲ持來テ立塞グナリ、万葉十二ニ門立而戶毛閉而有乎、マタ、門立而戶者雖閉、コレ立ルトサスト差ヒアリ、

〔枕草子二〕にくきもの

又やり戶など、あらくあくるも、いとにくし、すこしもたぐるやうにてあくるは、なりやはする、あしうあくれば、さうじなども、たほめかし、ごほめくこそゑるけれ、

〔枕草子八〕いやしげなるもの
ぬのびやうぶのあたらしき、ふりくろみたるは、さるいふかひなき物にて、中々何とも見えず、あたらしくしたて、櫻の花おほくさかせて、ごふんすさなどいろどりたる、ゑかきたるやり戸づし、何もゐなかものは、いやしきなり、
〔源氏物語四夕顔〕きりかけだつ物に、いとあをやかなるかづらの、こゝちよげに、はひかゝれるに、しろき花ぞ、をのれひとりゑみのまゆひらけたる、○中略ひとふさおりてまいれとの給へば、このをしあけたる門に入ておる、さすがにされたるやり戸口に、きなるすゞしのひとへばかま、ながくきなしたるわらはの、おかしげなる出きて、うちまねく、○中略はしちかきおまし所なりければ、やり戸をひきあけ給て、もろともにみいだし給ふ、程なき庭に、されたるくれ竹、前栽の露は、なをかかる所も、おなじごと、きらめきたり、
〔今昔物語十六〕從鎭西上人依觀音助遁賊難持命語第廿
夜漸ク深ク成ヌ、而ル間奥ノ方ヨリ、人ノ足音シテ來ル、惟シト思フ程ニ、近ク來テ、枕上ナル遣戸ヲ引開ク、男誰ソト思テ、起上ル髮ヲ取テ只引キニ引出ス、○下略
〔古今著聞集十六興言利口〕ある宮ばらの女房、みそか法師をもちて、夜な〳〵つぼねへ入れけり、ある夜、法師しとのしたかりければ、いづくにかあなあると、女房にたづねければ、そのさほの下にこそ穴は侍れ、さぐりてし給へとをしへければ、○中略しとさん〴〵にはせちらされにけり、隣の中のへだてのやり戸に、穴のありけるよりしと通りて、やどりのそばに、ねたりける女房の顔に、かかりければ、かくとはしらで雨のふりてもるぞと心得て、さはぎまどひける、おかしかりける事かな、
〔古今著聞集十七怪異〕同○承治四年四月廿九日、未時ばかりに、つじ風吹たりけり、九條のかたより、おこ

りけるが、京中の家、或はまろび、或ははしら計のこれり、死ぬるもの其かずをしらず、しとみ、やりど、さらぬ雜物、雲の中に入て、風にしたがひて飛けり、

〔禁秘御抄上〕臺盤所

南有布障子二間、北遣戸一間、蔀一間、常不上、○下略

〔藻鹽草六居處〕戸

ちがへやり戸

〔夫木和歌抄三十一戸〕ちがへやり戸　正三位知家

こよひさへことしげしとてあふことをちがへやりどのたてながらかみ

〔禁秘御抄上〕渡殿○清凉殿

二行各二疊、敷黃端、公卿在殿上之日、不論花族諸家、非色又著之、○中略其西南二間有遣戸、其下一間籠テ下女居住、如手水物置燒火置水、自中古事歟、高遣戸、侍臣已下參所也、○中略

毎日御祓事

主上著御御衣、入夜藏人給之、於高遣戸傳所衆、藏人跪、所衆作立也、返上時藏人奉之、

引戸

〔貞丈雜記十四家作〕一鋪居、鴨居に入て引く戸を、今は引戸と云、本名はやり戸といふなり、

〔夫木和歌抄三十一戸〕六帖題　民部卿爲家

いかにせん時にひくとのいでたちにかた〳〵みまくほしきむかしを

開戸

〔易林本節用集比乾坤〕開戸（ヒラキド）

〔新撰類聚往來上〕開戸

〔多武峯略記下〕第二堂舍

今講堂者、五間四面、兩棟作、檜皮葺、四面庇、内陣者、竪三間、横五間、天井首裏構、南面在隔子五間、東西

脇各在二開戶一具一、〇中略外陣者、竪二間、横五間、南面、在二開戶三具一、東西脇各在二開戶一具一、四面各在二板緣幷高欄一、天祿三年九月三日造畢、〇下略

〔古事記傳 八〕闔を立と云所由は、師說に、上ツ代には、戶を常は傍に取退置て、闔むとては、其を持來て立塞ゆゑなりと云れき、後世の遣戶は、此を便りよくこなしたる物なるべし、排戶は上代よりあり、〇下略

車戶

〔多武峯略記 下〕第二堂舍

今講堂者、五間四面、兩棟作、檜皮葺、四面庇、內陣者竪三間、横五間、天井首裏構、南面在二隔子五間一、東西脇各在二開戶一具一、北方在二車戶一具一、〇下略

唐戶

〔運步色葉集 賀〕唐戶

〔新撰類聚往來 上〕隔戶

〔紙上蜃氣〕折唐戶　韓戶又云唐戶

〔四方の硯 雪〕昔妻戶と云は、宮殿廊等の端にあるをいふ、端ならざるを唐戶と云、其形同じ、妻戶は戶一枚、唐戶は二枚也、車寄にも唐戶有、〇下略

〔甲子夜話 四十八〕京ノ東本願寺、自火燒亡ノコトニツキ、彼等ノ有サマヲ語リシ人ノ口上ヲ記ルス、〇中略右方ノ唐門ノ內ニ住居ノ玄關アリ、コノ玄關ノ版四間バカリ總欅ナリ、唐戶ニハ升降ノ二龍ヲ兩扉ニ彫ル、上ハ透シニテ、ソノ工最モ妙ヲ盡セリ、

鎗戶

〔和漢三才圖會 八十一家宅之用〕蔀〇中略　鎗戶　俗稱夜利度　今云末以良度〇中略

鎗戶俗又用二鎗字一　多用二玄關口一戶也、織横或縱或横、繁而美、

楅戶

〔倭訓栞 中編二十四末〕まひらど　數子戶をいふ、間平戶の義にや、

〔藻鹽草 六居處〕戶

猿戸

くるゝ戸源氏くるゝどさしたると也

〔書言字考節用集乾坤一〕樞(クルヽド)戸源氏

〔源氏物語花の宴八〕かやうにおもひかけぬ程に、もしさりぬべきひまもやあると、ふぢつぼわたりを、わりなう忍びて、うかゞひありけど、かたらふべきとぐちもさしてければ、うちなげきて、なをあらじに、弘徽殿のほそどのに立より給へれば、三のくちあきたり、女御はうへの御つぼねに、やがてまうのぼり給ひにければ、人ずくななるけはひなり、おくのくるゝどもあきて、人をともせず、

〔落窪物語二〕はやこめ給へ、われは見じとの給へば、またひきたてゝこめ給ふ、〇中略くるゝどの、ひさしふたまあるへやの、す、さけ、いをなどまさなくしたるへやのおく、たゝみひとひら、くちのもとにうちおきて、わがこゝろを心とするものは、かゝるめ見るぞよとて、いとあらゝかにをしいれて、てづからついさして、ぢやうつよくさしていぬ、

〔紙上蜃氣〕猿(サル)戸(ド)

〔嬉遊笑覽居處一上〕樞つきたる戸を、さる戸といふ、寛永發句帳に、押あけて今朝くるとしのさる戸かな、成安、これハ寛永九年の歳旦なり、くろゝをさるといふは、何のよしにかあらん、猿は人の如く手の働くものなれば、たとへしにや、太刀の金物の猿手といふも、手長猿の手をくみ合せたる形をおもひて呼るにか、後には其名に付て、全く猿臂に作るハ非なるべし、樞も、此かな物の形より猿の名ある歟、釜などを釣る自在竹の、さるといふ物も同義なり、

〔常山紀談一〕持資京に上りしとき、慈照院殿義政饗應せんとなり、慈照院殿に一ッの猿あり、見しらぬ人をば、必かき傷ふといふ事を持資聞て、猿つかひに賂して猿をかり、旅亭の庭につなぎ、出仕の裝束して側を過るに、猿飛かゝるを、鞭を以て思ふさまにたゝき伏たれば、後には猿首をたれ

て恐れ居たり、持資猿つかひの人に禮謝して猿をかへしたり、かくて饗應の日、かねて慈照院殿、かの猿を通るべき所につなぎおきて、持資が狼狽するを見んと待れたるに、持資をかの猿見るとひとしく、地に平伏す、持資衣紋ひきつくろひ打過たりければ、唯人に非ずと、大に驚かれたるとなり、彼猿を繫ぎたる戶を猿戶といふ、それより猿戶といふ名はおこれるとなり、

〔大工書〕座舖張付之事〇中略

一入口土間之猿戶、但通ひ道也、

鴨居之幅　一寸七步　同厚　一寸一步　方立之幅　二寸六步　同厚　一寸壹步

口之幅軒へ付て　貳尺三寸　猿戶之長サ　四尺貳寸三分　同幅　貳尺三寸　カ

マチ之幅　壹寸四步　同厚　八步　貫之幅　九步　同厚　五步〇下略

〔新撰類聚往來上〕狐戶(キツネド)

〔倭訓栞中編五〕きつねど　狐戶と書り、狐牖狐格子などもいへり、凡主殿會所には、角木狐戶あり、對屋にはなし、

〔貞丈雜記十四家作〕一狐戶、主殿の屋作にあり、狐戶といふは、今云狐格子の事也、狐格子とは、屋根のはふのこうしを云也、格子にて、はふの內をへだて、狐など入事なきゆへにや、きつねこうしと云なるべし、狐戶といふ事、土岐家聞書に見えたり、

〔嬉遊笑覽一上居處〕狐戶は、古今著聞集、賴光朝臣、賴信の家に宿りし處に、鬼同丸いましめたる繩金鎖ふみ切てのがれ出ぬ、狐戶より入て、賴光のねたる上の天井にありて云々、同書、後鳥羽院の御時八條殿のばけものを、若狹前司賴度が見あらはす處、賴度寢殿の狐戶に入て侍けり云々、これは物など收め藏す處なれば、其戶を狐戶といふ歟、狐の穴ばかりの小き戶にて、今いふくゞり戶の開(ヒラキ)か、突あげ戶なるべし、〇中略作事方の者に聞しに、凡そ破風下の處には、小きやり戶あり、其外は

蔀なり、此やり戸は、暑中に風を入る爲に明るは、涼風を納るのみにあらず、屋の朽ざるやうに設るなり、こゝより入れば天井にあがる、著聞集にいへる是なり、

〔三内口決〕一會所〇中略

凡對屋作ニハ、不入角木、狐戸無之候、

主殿作會所山庄等、皆掛角木、入狐戸、

〔殿暦〕嘉承二年五月十日乙未、今朝自枇杷殿人來云、有燒亡云々、仍忩退出、無指事、他所けふりの對北面狐戸より出也、無別事、

〔古今著聞集九武勇〕頼光朝臣、寒夜に物へありきて歸けるに、頼信の家ちかくよりたれば、公時を使にて、只今こそ罷過侍れ、この寒こそ、はしたなけれ、美酒侍るやといひたりければ、頼信朝臣、折ふし酒のみてゐたりける時なりければ、奥に入て、只今見ん樣に申給べし、此仰ことによろこび思ひ給候、御渡有べしといひければ、頼光則入にけり、〇中略盃酌數獻に成て、頼光も醉て臥ぬ、頼信も入にけり、夜ふけしづまるほどに、鬼同丸究竟のものにて、いましめたる縄金鏁ふみ切てのがれ出ぬ、狐戸より入て、頼光の寢たる上の天井にあり、この天井引はなちて、落かゝりなば、勝負すべき方、異儀あらじと思ためらふ程に、頼光も直人にあらねば、はやくさとりにけり、〇下略

〔源平盛衰記四〕白山神輿登山事

去程ニ關白殿〇藤原師通御夢御覽ジケルコソ恐シケレ、比叡大嶽頽割テ、御身ニ係ルト覺エ、打驚給テ淺増ト思召處ニ、又ウツヽニ東坂本ノ方ヨリ鏑矢ノ鳴來テ、御殿ノ上ニ慥ニ立トゾ被聞召ケル、即青侍ヲ以テ被見セケレバ、寢殿ノ狐戸ニ、シデノ付タル青榊一本立タリケルコソ不思儀ナレ、

〔茶話指月集下〕一口切の時分、宗易さる侘のかたへ、鵙屋の宗安を伴ひ參らせられたれば、露地の中垣に、古き狐戸を釣りたり、宗安さびておもしろく候とあれば、易われらはさびたりと存せず、

鼠戸

却て結構成る釣戸とこそ存れ、いかんとなれば、さだめてとをき山寺より所望し來るにぞあらん、其人足等の雜用思ひはかるべし、たとへば侘の心ならば、自身戸屋へ行、いかにも亀相なる猿戸がほしゐといはんに、戸屋、さやうならば松杉の板くづ績合せ、いたしまいらせんといひて出來たるを、そのまゝ、釣てこそさびて面白しと申べけれ、かやうことにて其人の茶湯は見え侍る、

〔嬉遊笑覽居處一上〕狐戸は、〇中略狐の穴ばかりの小き戸にて、今いふくゞり戸の開(ヒラキ)か、突あげ戸なるべし、後にはいよゝ小さくいひて鼠といふ有り、猿樂の芝居の入口に設く、これを歌舞妓にもうつして、〇鼠戸あり、同くくゞり戸なりしが、後には作りざまかはりぬれど、今も鼠木戸とはいふなり、童蒙先習に、狹物の中に、鼠戸ねづみ戸などはせばきが中ぞ、中といふは、鼠の鳴聲に似て、この文のつゞき滑稽のやうなれど、此書さやうのをかしき事更になし、これは中庸といふ事なり、誹諧染糸に、鎰とがめを去ても益なし、番すえてさしかため置く鼠戸に、〇下略

〔俚言集覽鼠〕鼠木戸、〇中略愚按、鼠木戸も鼠走より出たる名なるべし、爾須美の假名也、爾豆美といふは非なり、

〔劇場新話上〕表方摠體の事

一鼠木戸、入口の名也、いかなる故に斯名付しやらん、昔より唱へ來れる也、見物押合て鼠のごとくして入るといひ、又不寢見木戸なりともいふ、二説ともに信じがたし、此木戸格子の組様、中村座堅子、市村座菱形、河原崎始は堅子なりしが、享和二戌の冬普請以來菱形也、

〔太平記二十七〕田樂事附長講見物事

長講ゲニモ聞ル如クナラバ、希代ノ見物ナルベシ、サラバ行テ見バヤト思ケレバ、山伏ノ跡ニ付テ、三足計歩ムト思タレバ、不覺四條河原ニ行至リヌ、早中門ノ口打程ニ成ヌレバ、鼠戸ノ口モ塞リテ可入方モナシ、〇下略

〔東海道名所記一〕それより又、さかひ町のかたへ人あまたゆくほどに、あとに付て行て見れば、こ

潜戸

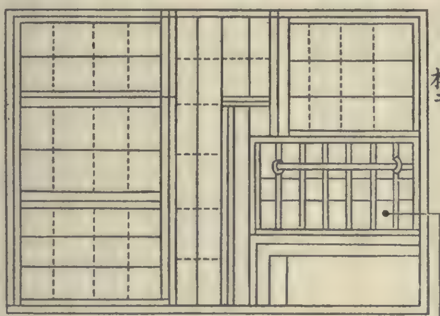
こは猶おびたゞしく、大薩摩小ざつまなど、て、鼠戸をならべて太鼓をうつ、○下略

〔書言字考節用集一乾坤〕窬クヾリ　説文、穿レ木戸也、廣韻、門邊小竇、

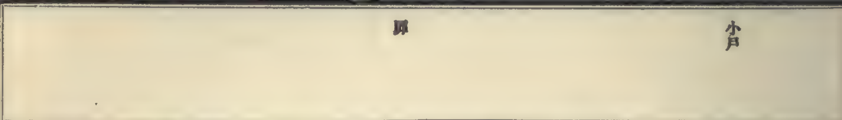
〔紙上蜃氣〕闔クヾリ　又云潜戸クヾリド

〔倭訓栞中編六久〕くゞり　門戸にいふも、潜りて入べきをいふ也、

〔守貞漫稿三家宅〕京坂夜戸ヲ鎖ス圖



格子内ノ戸ハ、竪戸ニテ繰出シニスル也、表大戸、右或左ニ壁アル見世ハ、片扉ノ如ク開クモアリ、或ハ上下溝アリテ押開ルモアリ、其便ニヨル、唯江戸ノ如ク、大戸上下二枚ニセズ、故ニ潜リ戸高シ、


小戶　扉

又大戶ノ幅、半間多シ、中以下ニハ廣キモアリ、前圖巨戶ノ如キハ、幅五尺バカリ、上下溝アリテ押明ル也、

〔和漢三才圖會　八十一家宅之用〕圭竇　閨門　圭竇　今云瓦燈口　小門

閨（音規）宮中門、小者曰閨、上圓下方如圭、故曰閨門、禮記儒行注云、圭竇、門旁小戶。穿牆爲之、上銳下方、而如圭、故名圭竇、（竇音豆）

按俗云瓦。燈。口。戶。是乎、瓦燈卽瓦器、上銳下廣、以納燈燭、似其形故名之、今茶道之圍室、設小戶、多瓦燈口也、

〔大鏡　一花山〕寬和二年丙戌六月廿三日の夜、あさましく候し事は、人にもしられさせ給はで、みそかに花山寺におはしまして、御出家入道せさせ給へりしとぞ、（中略）あはれなる事は、おりおはしましけるよは、ふぢつぼのうへの御つぼねの小どより、いでさせ給ひけるに、（下略）

〔新撰字鏡　一〕㫋（尸戰反、扇也、門木也、止○比○耳○）　〔同　門〕闔（胡獵胡格二反、合也、閉也、門乃止比耳、）　〔同　木〕㮰（先結反、限也、門扇旁木、止比耳、又止○）

〔倭名類聚抄　十門戶具〕扉　說文云、扇（式戰反、和名止○比○耳○）扉（音非）門扉也、

〔箋注倭名類聚抄　三門戶具〕昌平本、下總本、有和名二字、神代紀闔、新撰字鏡㮰偏並同訓、新撰字鏡、闔、訓門乃止比良、按度比良、戶翻也、戶之有樞翻然者、（中略）所引戶部文、王念孫曰、㮰謂之扇、義亦同、扉之言棐也、夾輔之名也、爾雅云、棐俌也、兩骹謂之䮾、義亦同也、（中略）原書戶部、作戶扇也、玉篇引同、此作門扉、恐誤、但士喪禮鄭注、喪大記釋文、並云、扉門扉也、

〔段注說文解字　十二上戶〕扉、戶扇也、（釋宮曰、闔謂之扉、門扉也、然則門戶一也、）从戶非聲、（甫微切、十五部、）扇、扉也、（月令乃脩闔扇、注云、用木曰闔、用竹葦曰扇、案析言如此、渾言之則不拘、）从戶羽、（依韵會本、从羽者如翼也、式戰切、十四部、）

〔類聚名義抄　七門〕闔（音蓋、トヒラ、トツ、）　〔同　七戶〕扉（音非、トヒラ、トホソ、）

〔和漢三才圖會　八十一家宅之用〕扉（音非）（とびら）　闔（同）（とびら）　闔（音合）和名止比良　扇（音膳）（與牐同字異物、俗云阿美止、○中略）

以竹及葦編門曰扇、今云編戸 以木曰扉、今云戸開 又雙者曰闔、單者曰扇、又云一扇門爲戸、又云、內曰戸、外曰門、門扇上鐶鈕曰扃、

〔東雅宮室六〕扉の字、讀てトビラといふは、凡そ物の薄きをいひて、ヒラといふ、門扉の形をさしいひし也、葉手の字、讀てヒラテといひ、艜の字、讀てヒラダフネといひしが如き是也、

〔倭訓栞前編十八〕とびら　和名鈔に扇又扉をよめり、神代直指抄に、左右相合を、とびらといひ、一ツに戸といふといへり、戸枚の義成べし、新撰字鏡に、楄又偏をよめり、又闔を門のとびらとよめり、

〔北山抄六備忘〕大臣退出事

大臣從敷政門退出之間、納言以下相從、出門當南扉揖、○下略

〔日本書紀神代二〕時彥火々出見尊就其樹下、徙倚彷徨、良久有一美人排闥而出、遂以玉鋺來當汲水、○下略

〔榮花物語十八玉臺〕御堂に參りて見たてまつれば、西によりて北南ざまに、東むきに十餘間の瓦ぶきの御堂あり、たるきのはし〴〵は、金のいろなり、よろづのかなものみなこがねなり、御前の方のいぬふせぎは、きんのうるしのやうにぬりて、ちがひめごとにらでの花がたをすへて、色々のたまを入て、かみにはむらごのくみして、あみをむすばせ給へり、北南のそばのかた、東のはし〴〵のとびらごとに繪をかゝせ給へり、かみに色紙形をして、詞をかゝせたまへり、

〔本朝畫史四〕杉戸圖樣

所畫人物、花鳥、走獸、都是濃色最可、尙墨痕者後世難分明也、圖者大人形、大鳥、虎、獅子等、隨其用度、板面者尙正目無脂、

〔宇治拾遺物語五〕これも今はむかし、一乘寺僧正御室戸僧正とて、三井の門流に、やんごとなき人

青瑣

鐶鈕

おはしけり、〈○中略〉御室戶はふとりて修行するに及ばず、ひとへに本尊の御前をはなれずして、夜晝おこなふ鈴の音たゆるときなかりけり、をのづから人の行むかひたれば、門をばつねにさしたる、門をたゝく時、たまく人の出きて、たれぞととふ、しかくの人のまいらせ給たり、もしは院の御つかひに、さふらふなどいへば、申さふらはんとて、おくへいりてむごにあるほど、鈴のをときり也、さてとばかりありて、門の關木をはづして、扉かたつ方を、人ひとり入ほどあけたり、〈○下略〉

〔吾妻鏡　十八〕元久二年六月廿二日戊申、畠山次郞重忠參上之由、風聞之間、於路次可誅之由、有其沙汰、〈○中略〉于時問注所入道善信、相談于廣元朝臣云、朱雀院御時、將門起於東國、雖隔數日之行程、於洛陽猶有如固關之構、上東西兩門〈元土門也〉始被建扉、矧重忠之莅來近所歟、盡廻用意哉云云、

〔萬葉集　八秋雜歌〕右大臣橘家宴歌

朝扉開而、物念時爾、白露乃、置有秋芽子、所見喚鷄本名、

〔新續古今和歌集　十九雜〕陵園妾　　前大納言爲秀

とぢはつる松の扉の光とて賴むもかなし菊の上の露

〔倭名類聚抄　十門戶具〕青瑣　四聲字苑云、青瑣〈蘇果反、字亦作璅〉刻木爲羅文、青而施之於戶上也、

〔箋注倭名類聚抄　三門戶具〕按文選吳都賦、青瑣、丹楹、劉逵注、瑣、戶兩邊以青畫爲瑣文也、漢書元后傳、顏師古注云、青瑣者、刻爲連瑣文、而以青塗之也、此作爲羅文、恐誤、青字上下亦似有脫文、今俗戶扇呼菖蒲矢間者、蓋青瑣之遺象也、

〔倭名類聚抄　十門戶具〕鐶鈕　辨色立成云、鐶鈕、〈斗乃比岐天、楊氏說同、〉門鉤也、

〔箋注倭名類聚抄　三門戶具〕按禮記曲禮注云、扃戶扇上鐶鈕、施之扇上、以閉關者、又斗乃比岐天者、太神宮儀式帳所云引手、內宮長曆官符戶引手金、卽是、施二鐶於扉上、執以開扉者、太神宮式云、戶引

樞

手二勾鐶、徑各三寸六分、是也、然則雖鐶鈕之在扉上、不與曲禮注所云同、然引手非所以扃閉之物、自是別物、

〔和漢三才圖會　八十一　家宅之用〕鐶鈕（ひきて）　鐶鈕　和名斗乃比岐天　辨色立成云、門鈎也、

按以大圓鐶啓閉戸扉者、卽鐶鈕（輪乃豆末美也）鐶（俗云輪也）指鐶、耳鐶之類是也、鈕（俗云豆末美、撮也、）印鼻、鏡鼻之類是也、衾障子之鐶鈕、形或方或圓、而中窪懸指引、

〔倭訓栞　前編二十五〕ひきて　衾又は戸にいへり、引手の義なり、萬葉集には、衾道を引手の山とつづけたり、山邊郡中村の東にあり、和名鈔に、鐶鈕をとのひきてとよめり、式に戸引手と見えたり、盛衰記に、ひき物の內にこもりゐてといふも、戸ざしあるをいふ成べし、

〔倭名類聚抄　十　門戸具〕樞　爾雅云、樞（音朱）謂之椳、（音隈、和名度○保○曾、俗云度○萬○里、）孫炎曰、門戸之樞也、

〔箋注倭名類聚抄　三　門戸具〕昌平本作音鄒、按樞屬穿母、朱屬照母、雖其音不同、並在十虞、鄒在十尤、則作朱似勝、○中略所引文原書同、按說文、樞、戸樞也、又云、門樞謂之椳、段玉裁曰、樞所居謂之椳也、椳猶淵也、宛中爲樞所居也、弓淵大射儀作隈、考工記作畏、亦此意、然則爾雅說文統言之也、別之則椳可謂度保曾、樞可訓度万良、蓋度保曾戸臍之義、度万良戸牡之義、○中略太平御覽引之、樞作扇樞、漢書五行志注、樞門扇所由開閉也、

〔類聚名義抄　三　手〕揵（俗健字、トホソ、トサシ、）　㮕（トサシ）　〔同　三　木〕椳（音隈、トホソ、俗トマラ、）　椳（正）　樞（音朱、トホソ、トマラ、）　楗（音乾、トホソ、トサシ、）

〔伊呂波字類抄　止　地儀〕樞（トホソ、トマラ、）　椳　墟（已上同）、

〔下學集　上　家屋〕樞（クロヽ）

〔撮壤集　中　家屋〕鍵（クルヽキ）　樞（クルヽキ）　（トホソ）

〔藻鹽草　六　居處〕扉

くるゝきさす（樞とかく、常に是をとぼそとも云り、又くろゝなあくろとも云り、又くろゝなさすともよめり、）

戸

くるゝき（とざす木也）

〔書言字考節用集〕乾坤一　樞（クルヽ）　機（クロヽ）（字彙、戸軸也、）

〔和漢三才圖會〕家宅之內八十一　樞（音姝）　椳（音隈）　和名度保會、俗云、度末良、

樞（又云）（音楔）　門戸之扉樞也、（與扃不同）

按、樞、扉上下耑出柄、爲牡、楣閫鑿孔爲牝、牝牡合則扉自能啓閉、（戸末良戸臍、）和名能合矣、蓋此大門樞機也、大低多用鐵作肱形、釘根作壺形、釘扉以爲牝牡、（俗云肱○壺○）大小用之能啓閉、

〔東雅〕宮室六　樞の字讀てトボソといふ、凡そ物のさし入る所をホゾといふ也、これは俗にクル。とも いひ、クル。ゝともいふものにして、門扉の依りて開閉する所也、（クルとは、運轉の貌をいふ詞也、クルヽとはクルクルといひし詞也、）

〔倭訓栞〕前編八　くるゝ　くるゝは轉關也、戸などにいふは樞也、牽の義なるべし、今くろゝともいへり、萬葉集に、くるに釘さしと見えたり、源氏にはくるゝ戸とみゆ、落窪も同じ、

〔倭訓栞〕中編十六　とぼそ　扃をよめり、戸臍の義にや、門扇の鐶鈕也といへり、和名抄には樞をよみて、俗にいふとまらと見え、扃をとさしとよめり、

〔萬葉集〕二十　牟浪他麻乃、久留爾久枳作之、加多米等之、以母加去去里波、阿用久奈米加母、

右一首、猿島郡刑部志加麿、

〔古事記傳〕八　久留は、戸の樞なり、久枳は釘なり、加多米等之は固めてしなり、

〔新撰六帖〕六　むろ　　行家

おく山の杣木はむろのなもしるしとづる戸ぼ。そ。もさぞなと思へば

〔新後撰和歌集〕雜十七　題しらず　　典侍光子

都人思ひをこせよ苔ふかき松のとぼその秋のあはれを

〔續千載和歌集雜十六〕山家月　津守國平

年經ぬる松のとぼそはくちぬともひとりやすまん山のはの月

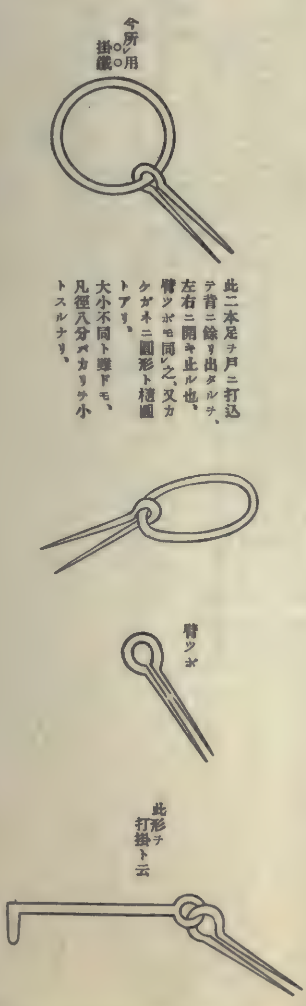
〔倭訓栞前編二十九末〕まつのとぼそ　源氏の歌に見ゆ、板戸にても、柴をり戸にてもいふべし、

〔玉葉和歌集雜十四〕題しらず　京極前關白家肥後

山里の柴の戸ぼそは雪とぢて年のあくるもしらずや有らん

〔紙上蜃氣〕戸牡（トクロ、又作レ樞、俗云戸猿（トサル））

〔守貞漫稿三家宅〕クロヽヲサルト云ハ、何ノ由ニカアラン、猿ハ人ノ手ノ如ク手ノキクモノ故、コレヲ猿手ニタトヘシニヤ、太刀ノ金物ニ猿手ト云モノハ、手長猿ノ手ヲ組合セタル形ニ似タルヨリ、左ハ呼也、○中略樞モ此金物ノ形ヨリ、猿ノ名アル歟、

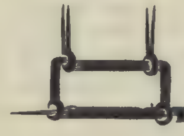


戶鏁

樞。クロヽ 京坂市民表口ノ戶ニハ、下圖ノ如クニ樞長短二ツヲ作レリ、之ハ夜中人來レバ、先ヅ其名ヲ問ヒ、而シテ後先長樞ヲ上ゲ潛ヲ僅ニ明ケ、其面ヲ見テ、可然人ナレバ、次ニ短樞ヲ上テ裏ニ通ス也、是盜難多キ故也、江戶ハ盜難少ナキ故ニ此コトナシ、一樞ヲモ設クル事稀也、



南蠻樞。 京坂ノ名、江戶ニテ是モ猿ト云、鐵製也、嬉遊ニ云猿ハ是類歟、



此所、從來ノ制ハ、兩端細ク央太キノミ、近年ノ製ハ、上圖ノ如ク羽チ付タリ、羽チ縮テ尻ヘカヘサヾレバ明ズ、此四五年江戶ニ製之、京坂モ同之製歟、如何、十年前迄京坂ニモ羽アルチ見ズ

普通、大サ竪一寸餘、橫二寸五分バカリ也、

〔倭名類聚抄 十門戶具〕戶鏁 唐韻云、鏁(式涉反、與葉同、楊氏漢語抄云、戶乃帖木、)銅鏁也、

〔箋注倭名類聚抄 三門戶具〕按廣韻云、鏁與涉切、與葉同音、說文、徐音同、此云式涉反者、葉又有式涉切音、蓋因之而誤也、戶帖木、施扉旁、所以蔽塞兩扉之隙者、太神宮式、牒釘覆金者、謂覆著牒於扉釘痕之飾也、今被障子、猶有帖木板、○中略 唐韻同、說文、鏁鏁也、鏁、鏁也徐鍇曰、今言鐵葉也、正字通云、鏁鏁互訓、未詳、一說銅鐵椎鍊成片者曰鏁、如甲制一葉爲一札之類、按說文、葉、枼薄也、凡從枼字、皆扁薄之義、如葉箕牒牒偞皆是、則徐氏鐵葉、廖氏銅鐵椎鍊成片之說、並可從、但以鏁爲戶帖木者、恐非漢名、

扃

〔伊呂波字類抄止雜物〕戸鏁トノ帖ノ木

〔倭名類聚抄十門戸具〕扃　野王案、扃音經、和名度佐之、戸扇鐵鈎、所用於內以關門也、

〔箋注倭名類聚抄三門戸具〕昌平本、下總本、有和名二字、文選西京賦同訓、〇中略所引文今本玉篇不載、慧琳音義引作戸扇上鐵鈕也、所用於外以關閉門戸也、按禮記曲禮注、扃、戸扇上鐶鈕、說文亦云、扃、外閉之關也、顧氏蓋本此二義、此引玉篇作內、恐誤、然據訓度佐之、則似源君所見玉篇誤作內、就訓之、蓋度佐之、設之戸內、所以防外人之闖入者、催馬樂東屋云、曾乃止比良可世、加須可比毛、止左之毛、阿良波己曾、曾乃止和禮左左女、於之比良以天幾末世是可證度佐之之設戸內、卽所謂關木是也、又今俗呼志无婆利、或呼志无佐之者、或呼左留者、及用鐵鈕呼掛金者、皆是類、源君訓外閉之扃爲度佐之、誤矣、

〔段注說文解字十二上戸〕扃、外閉之關也、闑者、以木横持門戸也、曲禮入戸奉扃、注曰、奉扃、敬也、孔疏曰、奉扃之說多家、今謂禮有鼎扃、所以關鼎、今關戸之木、與鼎相似、凡常奉扃之時、必兩手向心而奉之、今入戸雖不奉扃木、其手若奉扃然、以其手對戸若奉扃、言恭敬也、玉裁謂、下文言、戸開亦開、戸闔亦闔、知戸闔而入、用兩手推戸爲奉扃、若戸開而入、則兩手不扃可矣、戸扃蓋以木横著於戸爲之、欑令外可閉者鼎闑、字正作鼏、禮古文叚扃爲之、車上所以止旗者亦曰扃、从戸回聲、古熒切、十一部、

類聚名義抄尸七〕扃音經、トサシ、トヒラ、トホソ、　扃俗

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕關木〇中略　扃音經　居音韋　和名度佐之、今云久留々、〇中略

扃　說文云、外閉之關也、野王按、扃者戸扇鐵鈎、所用於內以關門也、

按、扃有横扃、尻扃、南蠻扃之數品、

〔倭訓栞前編十八〕とざし　倭名抄に扃をよみ、常に鎖、又關をよめり、戸を挾の義也、

〔古事記傳八〕刺は、閇たる戸に物を刺て固むるを云、萬葉十二三十一丁に、門立而、戸毛閉而有乎、また門立而、戸者雖闔、これにて多都留と佐須との差あることを知べし、〇下略

〔梁塵愚案抄下催馬樂〕東屋

かぎ
ぢやう

あづまやの、まやのあまりの雨そゝぎ、我立ぬれぬ、そのとひらかせ、

二段かすがひも、とざしもあらばこそ、そのとんのと、我さゝめ、をしはらひてきませ、我や人づま、

愚案、〇中略二段のかすがひは、とざしをもたするかね也、とんのとも戸の戸也、

〔倭名類聚抄 十門戸具〕鏁子 唐韻云、鎖 蘇果反、俗作鏁子、 鐵鏁也、楊氏漢語抄云、鏁子、藏乃加岐、辨色立成云、藏鑰、

〔箋注倭名類聚抄 三門戸具〕昌平本鏁子作鎖字、恐當作鏁字、下總本無注子字、似是、下總本、標目正文作鏁、注作鎖、按廣韻、鎖俗作鏁、則正文作鎖、注作鏁、爲是、〇中略廣韻同、按說文新附、鎖、鐵鎖、門鍵也、即此義、又禮記月令正義、管籥、搢於鎖內、以搏取其鍵也、檀弓正義、鍵、謂鎖之入內者、俗謂之鎖須、唐律釋文、今之鎖管爲牝、以鎖鍵爲牡、以能開鎖之匙、名之爲鑰也、皆以鎖爲所以閉者、則知漢語抄所云藏乃賀岐、今俗所呼船錠銜錠者、非所以開錠之物也、萬葉集云、櫃爾鏁刺藏而師、亦當依漢語抄訓加岐、蓋加岐、所以閉器所以開器之總稱、不與後世偏謂所以開之器爲加岐同也、〇中略按鏁子、又見法隆寺資財帳、西大寺資財帳、下總本、鑰作鏁、

〔倭名類聚抄 十門戸具〕鑰 四聲字苑云、鑰 音藥、字亦作闟、今案、俗人印鑰之處、用鎰字非也、鎰音溢、見唐韻、 關具也、楊氏漢語抄云、鑰匙、門乃加岐、

〔箋注倭名類聚抄 三門戸具〕玄應音義、闟、古文鑰同、印鑰用鎰字、見太神宮儀式帳、及古本延喜式、按龍龕手鑑云、鑰正鎰俗、蓋鑰作鎰者、後世諧聲字也、又二十兩爲鎰、音溢、見廣韻、與此引唐韻合、然是字說文所無、古只用溢、後人从金、以別盈溢字、則印鑰作鎰、溢金作鎰、並俗字耳、源君印鎰爲非、鎰金爲正、未是、〇中略按說文云、闔、關下牡也、四聲字苑蓋本之、玉篇、闟、固關令不開、漢書五行志所謂門牡即是、顏師古曰、牡所以下閉者也、亦以鐵爲之、又按禮記月令、修鍵閉、愼管籥、注、鍵、牡、閉、牝、管籥、搏鍵器也、正義云、管籥以鐵爲之、似樂器之管籥、搢於鎖內、以搏取其鍵也、越語注亦云、管籥、取鍵器也、皆假籥爲闟、依其所言、鍵今俗呼波禰者、閉今俗呼都々者、管籥挾取鍵以開鏁者、乃是今呼加岐者、不與

說文、玉篇、漢書同、源君似以鑰爲所以閉者、以鑰匙爲所以開者、蓋今俗所以固扃、呼蝦錠者也、又按古所以閉者、所以開者、皆謂之加岐、故從來鍵字鎰字並訓加岐、不與後世所以開謂之加岐、所以閉謂之錠同也、〇中略門乃加岐、按禮記檀弓、管庫之士、正義云、管、謂挾取鍵、今謂之鑰匙、朝野僉載云、孫彥高被圍突厥云々、令奴曰、牢掌鑰匙、賊來索、愼勿與、又云、昔有愚人、入京選、皮袋被賊盜去、其人曰、賊偸我袋、將終不得我物用、或問其故、答曰、鑰匙尙在我衣帶上、彼將何物開之、則知鑰匙是唐人語、臨時祭式云、春日廣瀨龍田等社庫鑰匙者、納置官庫、天智紀亦鑰匙字訓加幾、然則鑰匙挾取鍵者之總稱、非開門關器之專名、

〔倭名類聚抄十門戸具〕鉤匙　楊氏漢語抄云、鉤匙、戸乃加岐、一云加岐、鉤音古侯反、

〔箋注倭名類聚抄三門戸具〕鉤匙、又見續日本紀天平寶字七年紀、古事記有戸之鉤穴、謂插鉤匙之穴也、按通鑑齊紀、別作鑰鉤、胡三省曰、鉤、所以啓鑰、今謂之鑰匙、胡氏所謂啓鑰、猶言開鎖、依之鉤匙卽鑰匙、然鑰匙挾取鍵者之總稱、鉤匙謂其狀句曲、鉤取戸內之關者、與門關及府庫之管籥不同、故漢語抄訓鉤匙爲戸乃加岐、主稅寮式云、不動倉鑰若干勾、夾注、鑰若干勾、匙若干隻、謂匙若干隻者、所以開鎖之器、鑰若干勾者所以開戸之器、以鑰爲開戸器者、從禮記注國語注也、太神宮儀式帳所載御鎰一勾者、亦謂開殿戸之器也、今俗或呼折加岐、

〔類聚名義抄八金〕鏈カキ　鍏カキ　鑰カトノカキ、カキ、　鑰鑠三俗籥字、音藥、　鑰匙門ノカキ　鎰音溢、カキ、

〔下學集下器財〕鎖子ジヤウ閉戸物也　鑰エビ在門牡也

〔撮壤集中家屋〕鎖シヤウス鎖鏁同字、鏁子、和名門戸具、　鑰カギ和名——門戸具　鎰同用鑰字非也、見和名——門戸具、

〔東雅六宮室〕鑰匙、讀てカドノカギといひ、鉤匙、讀でトノカギといふが如き、カギとは、凡そ物の曲れる貌をいふ詞也、

〔倭訓栞前編十一〕ざやう　門、戸、笈、櫃の類に、ざやうといふは、萬葉集に、櫃に鏁刺とあるを、ざうと

よめる是也、

〔萬葉集 十六 有由縁并雜歌〕穗積親王御歌一首

家爾有之、櫃爾鏁刺、藏而師、戀乃奴之、束見懸而、

〔古事記傳 八〕和名抄に、鏁子を藏乃賀鮚とあれども、加鮚には非ず、今ジャウと云物なり、故レ今本に邪字と訓を付たり、されど師〇賀茂眞淵は〇中略久鮚と訓れき、信トに古ヘは鏁をも然ぞ云つらむ、

〔俚言集覽 志〕ぢやう　倭字通例書、ジャウ也、鎖子、注、世、錠と書は非也、ジャウのいたくさびければ、源氏朝顔〇中略古歌、大和なるうちの郡の戸たて山チャウに折たきかぎ蕨哉、愚按、〇中略通例、鎖子に、源氏を引てシャウの假字を是とし、錠チャウを非とせり、然ば引歌のチャウに折たきも、シャウに作るべし、

〔筆の靈 前篇二十九〕鎖は、古くはくぎと云へる物なり、其事をいはゞ、先万葉集 十六 に、穗積親王ノ御歌一首として、家爾有之、櫃爾鎖刺、藏而師、戀乃奴之、束見懸而、といふ歌あり、此鎖と云事、いとむつかしきを、つら〳〵考るに、心得らるゝ如くはなれり、こゝに伴ノ翁のいはれたる事ありて、又よく思はれたる事なれば、まづ其事を云べし、伴翁の考は、今戸口を昔ざまに作れる藏には、猿鎖といふが如き樣に、堅に長き木ありて、戸をよくたて付れば、其木下に落て、下なる穴に其木入て、又開くべき樣なし、其を傍邊の所にある穴より、かゝるかぎを入て、其落たる木にかけて、上さまに其木をもて上るに依て、木は穴より出て、戸は安くあくなり、さる樣古のなごりならん、故にかぎの名は、たしかに聞えて、鎖の名はよくも聞えぬなるべしと語られたり、先いはれたる事にてよろし、按ふに、古事記水垣の宮の段に、自戸之鈎穴、控通而出云々といふ事あり、戸に鈎穴といふがあらんには、彼昔樣の藏の戸の如くにありけんを知るべし、今昔物語廿七に、此ノ油瓶、其ノ門ノ許ニ踊リ至テ、戸ハ閉タレバ、鎰ノ穴ノ有ヨリ、入ラムト入ラムト度々踊リ上リケルニ云々、遂ニ踊

り上リ付テ、鎰ノ穴ヨリ入ニケリ、善一また按に、樞爾鏁刺とある鏁は、今もじやうと云物の形に似たる作りなりけん、委しき事は知がたし、そを舊訓にざうとあるは、字音なれば、後のしひよみなり、訓かたはなほくぎにてあるべし、縣居翁の万葉集廿巻に、むらたまの久留爾久枳作之かためてし、と有るによりて訓べくいはれ、本居の翁も、古は鏁をもくぎとぞいひつらむと云れたるがよろし、字鏡に鉾とあげて、門之久支と注るがあり、其字は疑なきにあらねど、門之久支と云るは正しく、鎖の事を指て云りとは聞ゆ、久枳とは、もと食合しめて固むる義の名なるべし、常の釘も、其所を固むる義にて同じ、今猿鎖といふが如く、下に落て再あかぬ物などは、別に名もなき如くなれど、そもくぎの類なれば、然も云べし、物がたり書などに、戸をしめたる所に、尻さしかためてと云事などあるも、別に鎖はなく、後にかの猿といふ物を設てさせるなり、其名別に聞えざれど、猶それを別ていはゞ、くぎと云べくこそ有れ、用明天皇紀に、重二璅宮門一拒而勿レ入といふ事あり、そは文飾て書るにもあらんか、太神宮儀式帳に、正殿壹區とありて、坩殿扉金鎖壹具といひ、また飾金御鎰壹勾とあり、猶同書中に其名見えたり、太神宮諸雜事記に、長曆二年の事を記して、宮司波御鎖鑰等封納乃職也ともあり、又延久元年九月十六日に、正殿奉レ開之處、御鎖澀固天更不レ被レ開給、また十一月十二日に、御鎖構開天令二實撿一之處、已四舌乃御鎖乃舌一方被レ押摠天令レ澀給とあり、是等は皆今の鎖と同じ製なる事明に知るべし、台記、久安六年九月に、倉鎰置二攝政殿下下家司宅一、爲二之如何一、禪閣作レ色曰、早破レ鏁云々、倉邊自得二舊鎰一可三以開二此倉鏁一とも見え、山槐記、治承四年五月十六日に、傳聞高倉宮猶不二御座一、仍破二塗籠一見レ之、全不二御座一、齊損二二合一、一合鏁一合有鏁ともあり、字に誤あるべし、上の鏁は、其上に無字など脱たるにや、何れにも鏁なる事は明なり、又江家次第伊勢公卿勅使の條には、宮司等率二禰宜等一參二御所一、一禰宜持レ鎰、先御殿子等物忌以レ鎰指二入鏁一者、次一禰宜開レ之といひ、抄に、當時子等以レ鎰鏁ニ手ヲ添ル故實也、此鎰長官可レ持也、子等物忌三人立合開レ之也、然

共長官甚依、爲老人而、長官之三等之者取テ爲勞稱宜持、鎰ノ重サ三貫目程故也、鏁之鎰ト戸ノ落鎰二アリといへり、さて著聞集十六に、俊成卿の、かぎあづかるも、玄やうの大事やと云れたる事あり、そも〳〵此具は、開くまじき所を開くる人あるを防ぐとて造りたるを、なほいちはやく開る人もあれば、如何にも開がたくせんとて、深く思はかりて、甚玄たゝかなるをたくみ出したる者なりけり、

〔令義解一後宮職員〕闈司

尙闈一人掌宮閤管鑰謂宮城以內諸門管鑰、及出納、謂出納諸門管鑰、其從闈門之事、〇下略

〔古事記崇神中〕即以意富多多泥古命、爲神主而、於御諸山拜祭意富美和之大神前、〇中略此謂意富多多泥古人、所以知神子者、上所云活玉依毘賣、其容姿端正、於是有神壯夫、其形姿威儀、於時無比、夜半之時倏忽到來、故相感共婚、供住之間、未經幾時、其美人妊身、爾父母怪其妊身之事、問其女曰、汝者自妊、無夫何由妊身乎、答曰、有麗美壯夫、不知其姓名、每夕到來、供住之間、自然懷妊、是以其父母欲知其人、誨其女曰、以赤土散床前、以閉蘇此二字以音紡麻貫針、刺其衣襴、故如敎而、旦時見者、所著針麻者、自戸之鉤穴控通而出、唯遺麻者三句耳、爾即知自鉤穴出之狀而、從糸尋行者、至美和山而留神社、故知其神子、

〔古事記傳二十三〕鉤は、迦岐と訓べし、和名抄、門戸具に、楊氏漢語抄云、鉤匙、戸乃加岐、一云加良加岐、また四聲字宛云、鑰、關具也、楊氏漢語抄云、鑰匙、門乃加岐などあり、迦岐とは、もと物の形の曲りたるを云て、今ノ世にも然り、鉤之手などと云こともあり、明ノ宮ノ段に、以鉤探其沈處などもありて、其ノ形に就て、何物にまれ云しが、門戸の鑰の名にもなれるなり、漢國にても、形の曲りて、物なかきよする具などを、鉤と云こと多し、

〔日本書紀天智二十七〕是月〇三年十二月淡海國言、〇中略栗太郡人磐城村主殷之新婦床席頭端、一宿之間稻生而穗、其旦垂頴而熟、明日之夜、更生一穗、新婦出庭、兩箇鑰匙自天落前、婦取而與殷、殷得始富、

鎰

〔源氏物語 四夕顏〕かどあけて、惟光の朝臣のいできたるしてたてまつらす、か。ぎ。を置きまどはし侍て、いとふびんなるわざなりや、〇中略らうがはしき大路にたちおはしましてと、かしこまり申、

〔源氏物語 二十權〕ごほ〳〵とひきて、ざ。や。うのいといたくさびにければ、あかずとうれふるを、あはれと聞しめす、

〔落窪物語 三〕とあけたりとて、おときいなむとて、ひきたてゝざやうしたらんとすれば、いかであなたに侍しはことりてと、あこぎにつげ侍らんといへば、たてさして、あのくしのはこ口とあめりとの給へば、〇下略

〔宇治拾遺物語 六〕僧伽多、このけうときを見て、心えずあやしくおぼえければ、やはらおきて、かたかたをみれば、さま〴〵のへだて〳〵あり、爰にひとつのへだてあり、つゐぢをたかくつきめぐらしたり、戶にざやうをつよくさせり、そばよりのぼりて內をみれば、人おほくあり、あるひはざに、あるひはによう聲すまたざろきかばね、あかきかばね、おほくあり、

〔古今著聞集 十六興言利口〕皇太后宮大夫俊成、最勝光院の花見侍ける次でに、御堂あけさせておがまんとて、預りを尋けるが、をそく來ければ、いかにと重ねていはするに、鎰をもとめうしなひてと答けるを聞て、何となく口ずさみに、かぎあづかるもじやうの大事やといはれたりけるを、こともなき女房の有けるが打聞て、取あへず、

あけくれば、させることなき物ゆへに、と付たりける、たはぶれにても、俊成卿のいひ出したる事に、きもふとくぞ付たる女はなをおそろしきもの也、

〔明良洪範 三〕大坂籠城ノ時、〇中略天王寺口ノ門ノ海。老。錠。ヲ、井上小右衞門ニ預ケラレシカバ、則鍵ヲ請取リ、其虎口ヲ守リケル、

〔倭名類聚抄 十門戶具〕鎰　功程式云、擧鎰阿。介。賀。須。加。比。今按、鎰字本文未詳、

〔箋注倭名類聚抄 三門戶具〕鎰見太神宮儀式帳、擧鎰見木工寮式、疑皇國所製會意字、非漢字、按鎰施之戶內、所以持關木者、擧鎰、亦鎰之一種、蓋有戶內下方施竪關、關上作牝、閉戶則竪關下入關牝、不能開者、今俗呼爲左留、擧鎰謂持左留者也、今俗有釘之一種呼加須賀比者、所以令兩木接續不離者、以其狀似鎰、故得名耳、新撰字鏡、鉼訓加須加比、未詳何物、下學集訓鉸字爲加須加比者、蓋釘之類、舜水談綺所謂螞蝗絆、是也、

〔圓珠庵雜記〕催馬樂に、かすがひといへるは、世にいふかけがねなり、

催馬樂、貫河、かすがひも、とざしもあらばこそ、そのとむのとわれさゝめ、ひらいてきませ、われやひとづま、延喜式に鎰をよみ、新撰字鏡に鉼をよめり、新撰六帖、世をそむく柴のあみ戶のかけがねの思ひはづせば人ぞまたるゝ、

〔筆の靈 後篇四十五〕和名抄門戶具に、鎰功程式云、擧鎰、阿介賀須加比と見え、字鏡に、鉼、加須加比といへる物も、義は右にいふが如くにて同じ、催馬樂東屋に、かすがひも戶ざしもあらばこそ、其殿どわれさゝめとあるも、只かすがひと云れど、あけかすがひと同じく、戶を固めさす具なり、思にあけかすがひは、今の棹かきがね也、持あげてはづす物なれば然いへる也、又古くかけ金といへるは、輪かき金の事也、今昔物語三十の一語に、內ヨリ人ノ音シテ來テ、遣戶ノ懸金ヲ竊ニ放ツなどある類にて、多く聞えたり、やりどには輪かき金を付べき事、よく心得らる、新猿樂記には、釘鎰釘鎚とつゞけ云り、かすは、かせ杖のかせと同じく、かひは食合(カヒ)と云意にもあるべし、今物の合めに打かすがひと云物も、右に云る意にて付たる名なり、序に云、今の竿かき金も輪かき金も、共に昔より有し物なるに、多(ヲホ)とは竿かき金をかすがひといひ、輪かき金をかけがねといひ、又うつりては一に云りとおぼえたり、さて後にかすがひの名は、云事少になりしなるべし、竿かき金の畫は古くみえたり、床帳の條なる畫にもあり、源氏物語帚木の巻に、かけ金を試に引あけ云々、枕草子

かけがね
さすがね
志んさし

なる、東の臺の西のひさしかけてある北の障子にハ、かけがねもなかりけるを云々、濱松中納言一に、かきがねの穴をさへふたぎて云々など云る類多くみえたり、

〔撮壤集中家屋〕懸金（カキガネ）

〔藻鹽草六居處〕戶

かけがね（新六、志ばのあみ戸きのかけがれとよめり）　さすかね（かきがれ也）

〔倭訓栞中編四加〕かきがね　枕草紙にかけがねとも見ゆ、懸金の義成べし、字彙に、鐶門鈎也と見えたり、信實の歌に、

世をそむく柴のあみ戸のかき金も思ひはづせば今ぞまたるゝ

〔倭訓栞中編九佐〕さすがね　源氏に見ゆ、かきがね成べしといへり、

〔貞丈雜記十四家作〕一緣のさるつなぎと云事、武雜記にあり、是は妻戶をひらきたる時、妻戶の風にてあをらぬやうに、さるつなぎにてとめて置也、さるつなぎとは、妻戶の下の端にかけがねを打置き、緣にはつぼがねを打置て、妻戶をひらきたる時のかけがねを、緣のつぼがねにかけて、戶をつなぎ置也、

〔嬉遊笑覽一上居處〕志んざしは、後指なり、かけがねは、さすがねともいふ、共に源氏などの物語にみゆ、若菜上みさうじの志りはかためしければ、玉津抄に、志りざしを志たるなり、又夕霧こなたよりこそさすがねなどもあれど云々、椎が本、こなたにかよふさうじのはしの方に、かけがねしたる處に、穴のすこし明たる、また枕草子、大進なりまさが家に、中宮行啓の處、東のたいの西の廂かけてある北のさうじには、かけがねもなかりける、（狹衣に、大將入道宮におはする處、さうじをさぐり給へば、かけられにけり、いとゞうらめしう、心うきに思ひわびて、たゝう紙をさし入て、さうじのかけがねをさぐり給ふに、はなれぬるやうなれば、たゞすこしあけてゝ云々と有り、是は前に、引たてさせ給ひぬるも、手のみわなゝかれて云々と有れば、よくもしたてざりける成べし、）簾中舊記、御かうしのかきがねは、あしたとく御はづし候て、夜は御かうしま

さしき

鏁殿

いらせ候へば、御かけ候、又今呼ぶ如くかきがねともいへるは、景清雙紙に、ぢつちやうつめがね、八さうかきがねとみゆ、ぢつちやうは七挺なるべし、はつさうは八相にや、金物には相といふ有り、

〔松屋筆記 九十三〕ぢんし張棒

俗にぢ。ん。ば。り。棒。といふは、尻刺棒(シリサシボウ)也、甲陽軍鑑十三巻(四十上品廿丁オ)に、勘介刀をとりあはせず、そこにぢんさす棒のあるを取て、向ひうけて組ころばし、縄をかけて南部殿へわたす云々、

〔夫木和歌抄 三十一戸〕六帖題柴のあみ戸　信實朝臣

世をそむく柴のあみ戸のか。け。が。ねのおもひはづせば人ぞまたる、

〔倭訓栞 中編九佐〕さしき　日中行事に見ゆ、格子ども、さし木さしてとあり、今戸ざし、あとざしなどの名目是也、

〔日中行事〕卯の時に、とのもりの司あさぎよめするをとにおどろきて、藏人御殿の格子をあぐる、南第二の間をさして見るに、いまださしたれば、鬼の間より入て次第にさし木をはづして、かうしをあく、○中略亥時に、下がうし、御簾をたれて、第二の間のとうろを内にとり入て、つりがねにかく、をの〳〵下格子して、御ぢとねをうちかへす、○中略格子どもにさし木さして、鬼の間のとりゐ障子引立たて、、藏人は出る也、

〔古事記 上〕於是欲相見其妹伊邪那美命、追往黄泉國、爾自殿。騰。戸。出向之時、伊邪那岐命、語詔之、愛我那邇妹命、吾與汝所作之國、未作竟、故可還、

〔古事記傳 六〕自殿騰戸、この騰字、舊印本、又一本、又舊事紀にも如此有て、戸(ト)を騰(アゲ)てと訓り、されど此訓いかにぞや聞ゆ、戸は閉(ヒラク)とのみあり、上(アゲ)と云ことは、上代に見えず、延佳本、又一本には、騰戸と作(カキ)て、久美度(クミド)と訓り、こは此字説文に緘也と注し、詩秦風小戎篇に、竹閉(タケノユダノ)縄騰(ナモテユヒツク)などあり、又新撰字鏡に、條は組也、久美(クミ)とあれば、久美とは訓べけれど、かにかくに、此字は古なほ非なり、こゝは久美度を云べき所に非ず、久美戸のことは上に云り、

より誤來し物と見えたり、故くさ〳〵思ふに、脇戸か前戸か、後戸かなどにもやあらむ、其故は、玉垣ノ宮ノ御段に掖戸あり、水垣ノ宮ノ御段の歌に、斯理都斗、麻弊都斗あり、高津ノ宮ノ御段には前殿戸後殿戸ともあり、又下ノ文に具與黃泉神相論とあるを見れば、此は先竊に出賜つと見ゆれば、脇戸後戸などより出賜むも由あるをや、(論なし前戸は)又思つに、書紀一書に、欲見其妹、乃到殯斂之處とあると、仲哀ノ卷に、无火殯斂、此云褒那之阿餓利とあるとを合せて見れば、殯斂の意に騰と書るか、若然らば、騰殿戸を下上に寫し誤れるなるべし、(神武ノ段に、足一騰宮、これは意異なれど、騰ノ字の例なり、)又本のまゝにて殿騰戸か、されど騰戸てふことは例を見ず、意もおぼつかなし、左右に思定めかねつれば、姑く此ノ一字をば遺て、三字をたゞ登能度と訓つ、さては何にまれ違ふことあらじ、(仲哀ノ段に、謄騰門比賣とある騰の字は、無き本よろし、)殿戸てふ言は、書紀崇神ノ卷ノ歌に、瀰和能等能度とあり、(三輪之殿戸なり、)猶又高津ノ宮ノ段に多く見ゆ、

〔日本書紀 四綏靖〕大歲己卯十一月、〇中略時渟名川耳尊、謂神八井耳命曰、今適其時也、夫言貴密、事宜愼、故我陰謀本無預者、今日之事、唯吾與爾自行之耳、吾當先開窨戸、爾其射之、因相隨進入、神渟名川耳尊、突開其戸、神八井耳命、則手脚戰慄、不能放矢、〇下略

〔日本書紀 五崇神〕七年二月、〇中略天皇乃沐浴齋戒、潔淨殿內、而祈之曰、朕禮神尙未盡耶、何不享之甚也、冀亦夢敎之、以畢神恩、是夜夢有一貴人、對立殿戸、自稱大物主神曰、天皇勿復爲愁、國之不治、是吾意也、若以吾兒大田田根子令祭吾者、則立平矣、八年十二月乙卯、天皇以大田田根子、令祭大神、〇中略卽宴竟之、諸大夫等歌之曰、宇磨佐開、瀰和能等能能、阿佐妬珥毛、伊弟氐由介那、瀰和能等能渡塢、於玆天皇歌之曰、宇磨佐階、瀰和能等能能、阿佐妬珥毛、於辭寐羅箇禰、瀰和能等能渡塢、卽開神宮門、而幸行之、〇下略

〔日本靈異記 下〕災與善表相先現而後其災善答被緣第卅八

同天皇〇桓武平城宮治天下、延曆十六年丁丑夏四五兩月頃、景戒之室每夜々狐鳴、幷景戒之私造堂、

狐堀入內、佛座上屎矢穢、或晝向於屋戸而鳴、然經之音、廿餘箇日、以十二月十七日景戒之死也、

〔枕草子十一〕さえつるそらの、いとくらふかきくもりて、雪のかきくらしふるに、いと心ぼそく見出すほどもなく、しろくつもりて、猶いみじうふるに、隨身だちてほそやかに、びゝしきおのこの、からかささして、そばのかたなる家のとより入て、文をさしいれたるこそおかしけれ、○下略

〔竹取物語〕此十五日、司々に仰て、勅使せうしやう高野のおほくにといふ人をさして、六ゑのつかさ合て二千人の人を、竹とりが家につかはす、家にまかりてついぢの上に千人、屋の上に千人、家の人々いとおほくありけるにあはせて、あける隙もなくまもらす、此守る人々も、弓矢をたいして、おもやの内には、女どもを、番にをりて守す、女ぬりごめの内に、かぐや姫をいだかへてをり、翁もぬりごめの戸をさして、戸口にをり、○下略

〔源氏物語賢木十〕命婦の君などは、いかにたばかりて、いだしたてまつらん、こよひさへ御けあがらせ給はん、いとおしうなど、うちさゝめきあつかふ、きみはぬりごめの戸の、ほそめにあきたるを、やをらをしあけて、御屏風のはざまに、つたひいり給ぬ、

〔源氏物語夕霧三十九〕このひとは、かうても、やまで、とかくいひかゝづらひいでんもわづらはしう、聞ぐるしかるべう、よろづにおぼす、まいていふがひなく、ひとのことによりて、いかなる名をくださましなど、すこしおぼしなぐさむるかたはあれど、かばかりになりぬるたかき人の、かくまでも、すゞろに、人にみゆるやうはあらじかしと、すくせうぐおぼしくして、夕つかたぞなをわたらせ給へとあれば、中のぬりごめの戸あけあはせて、わたり給へる、○下略

〔松屋筆記十六〕鳥居戸

多武峯略記上卷に、於西鳥居戸令拷問之云々、また各出向鳥居戸云々など見ゆ、鳥居處の義にや、また關戸など、おなじよしにや、

〔嬉遊笑覽居處一上〕今世諺に、下らうの一寸戶とさみせり、戶障子をたつるに一寸のこし、草履木履など踏ちらしぬぎ置く人、皆敗家の人なり、

〔萬葉集十春相聞〕悲別
朝戶出之、君之儀乎、曲不見而、長春日乎、戀八九良三、

〔後撰和歌集十戀〕東宮に、なるとといふとのもとに、女とものいひけるに、おやの戶をさしてゐていりにければ、又のあしたにつかはしける　藤原滋幹
なるとよりさしいだされし舟よりもわれぞよるべもなきこゝちせし

〔忠見集〕物いふ女のとをたてゝ、人を見侍て、
をとに聞くなるとのうらにかづくてふあまや侘しき君をみる哉

蔀　しとみ　併入

蔀ハ、シトミト訓ジ、蔀ヲ以テ正字トナセドモ、古來多ク蔀ヲ用ヰル、蔀モ亦屛障具ニシテ、日光ヲ障ヘ、風雨ヲ防グ物ナリ、故ニ釋日本紀ニハ、障子ノ字ヲモ訓ゼリ、中世マデハ家々兩戶ノ設ナク、貴賤皆蔀ヲ用ヰタルモノヽ如シ、蔀ノ製作ニ、釣蔀、立蔀等ノ別アリ、釣蔀ハ、普通ニ謂フ半蔀ニシテ、下半ヲ作附ニシ、又鰭板等ヲ打チ、其上半ヲ釣リ上ゲタルモノヲ謂フナリ、又小蔀、小半蔀等ノ名アリ、皆上半ノ釣蔀ニ對スル稱ナリ、立蔀ハ、屋外ニ垣ノ如ク立テタルモノニシテ、今ノ板屛ト云フモノヽ類ナリ、又衝立ナドノ如ク、緣上ニ立ツルモノアリテ、釣蔀トハ頗ル其製ヲ異ニス、

今ノ俗、壁ノ外面ヲ覆フモノヲシタミト云フ、同ジク蔀ノ字ヲ用ヰ、俗ニ下見トモ書シタリ、

シタミハ、シトミノ轉呼ナルベシ、此物古クハ壁覆ト云ヒシナラント云フ、

〔倭名類聚抄 十居宅具〕蔀 周禮注云、蔀(音部、字亦作蔀、和名之度美、)覆暖(暖恐曖字誤)障光者也、

〔箋注倭名類聚抄 三屋宅〕按、玉篇、蔀、竹牘也、蔀、易曰、豐其蔀、二字音同義異、廣韻同、然說文、蔀、蔕叏也、無從艸字、蓋借蔀字、後變其冠、以分之也、故此注擧正字、示蔀蔀同字也、昌平本、下總本、有和名二字、谷川氏曰、之度美、下止之義、(○中略)所引文、原書無載、按、周易豐卦注云、蔀覆曖障光之物也、此作周禮注者、恐傳寫之譌、非源君之舊、說文云、蔀、蔕叏也、徐鍇曰、字書蔕篓、書牘也、玉篇、蔀、竹牘也、以爲覆曖障光之物者、蓋轉注也、周易豐其蔀、釋文、馬云、蔀小也、鄭薛作菩、云小席、焦循曰、菩亦蔀之省、非茅菩之菩、馬鄭訓小、蓋讀蔀爲蔽芾甘棠之蔽、毛傳、蔽芾小貌、說文亦訓蔽爲小、草蔽之爲蔀、猶蔽之爲蹐、王弼亦讀蔀爲蔽、而不用小義、王氏注老子云、蔽、覆蓋也、廣雅、薆、蔽、障也、薆與曖通、以覆曖障三字解蔀字、是以蔀爲蔽之借也、下總本光下有者字、廣本同、按蔀其制未詳、蓋今俗呼日除、或呼日覆者之類、非有定制、與皇國之度美其形不全同、然所以覆曖障光則同、故借以充之也、

〔段注說文解字 五上竹部〕蔀、蔕叏也、(廣雅曰、蔕篓蔀也、曹憲、上音滿、下音緩、廣韻曰、蔕篓簡也、蔀牘也、玉篇曰、蔀竹牘也、按蔕叏、漢人語俗字加竹、)从竹部聲、(薄口切、四部)

〔類聚名義抄 八艸〕蔀(音部、シトミ、) 〔同 八竹〕蔀(音部、或蔀、シトミ、)

〔伊呂波字類抄 志地儀〕蔀(シトミ)

〔下學集 上家屋〕蔀(シトミ)(步口反、王弼曰、覆曖障光明之物也)

〔撮壤集 中家屋〕蔀(シトミ)

〔新撰類聚往來 上〕蔀(シトミ)

〔塵囊抄 三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、(○中略)屋宅具(○中略)蔀(シトミ)

〔和漢三才圖會 八十一 家宅之用〕蔀 音部　蔀和名之度美、今云日蔽、

蔀　覆暖障光明者也

按、垂簾及席於檐、以避暑防雨吹、謂之簾、用版柱杖開閤曰蔀戸、

〔雍州府志 七 土産〕蔀遣戸并障子　倭俗、良賤家宅庭際座上、以板壁隔中間、是謂蔀、

〔東雅 六 宮室〕蔀、讀でシトミといふ、シとは下也、トミとは止也、其制の、上より下に下り止るをいふ也、

〔倭訓栞 前編 十一〕しとみ　倭名鈔に簾をよめり、又蔀に作れり、日本紀に障子をよめり、下止の義なりといへり、又釣蔀あり、檐に釣ありて光をおほふもの也、式伊勢度會郡に志等美神社あり、儀式帳に蔀野井庭神社と見ゆ、

〔筆の霊 後篇 六十九〕しとみと云名の義は、風止といふ義也、風をしと云は、あらし、西風などの如くて、已に云へる書あり、然るによりて、日本紀には障子をシトミとよめる事もあり、障子、あかり障子なども、古名にて云へば、しとみとも、あかりしとみとも云べきなり、

〔筆の霊 後篇 六十九〕上に釣て止たる格子ばしとみなり、物語書に御かうしおろしなど云る類は、是をはづして下すなり、○中略さてかゝる蔀を、立蔀にむかへては、しとみと云り、日本紀略に、延長八年五月六日、清涼殿に雷落て、大納言清貫、右中弁希世などの撃れ損はれたるを、内より出しやる事を書して、載半蔀至陽明門、載車など云る事もあり、今然る事に戸板を用るともはら同じ、又端蔀とも云り、花鳥餘情に、端蔀とは下はかうし、はた板など打て、上に蔀を造り、外へあぐるやうにしたるを云とおり、此畫なるは下の方に物なきが如くなれど、是を下す時には、下の方にも蔀を設て上より下し合しめて、大方おごそかに固し物と知らる、福富雙子に、立蔀と端蔀と一所にかけるも有り、そこの端蔀も半分は下に、半ら格子ありて、上より下るに合べくし、半分は下まで物なき事こゝなるに同じ、其蔀の下の方のみを分ちては本といへり、今昔物語 九十 に、御堂ノ東ノ妻

ニ、京童部數立テ向ケレバ、其方ヘ否不逃シテ、蔀ノ本ノ有ケルヲ取テ、脇ニ挾テ前ノ谷ニ踊リ落ルニ、蔀ノ本風ニ被渥テ云々、また、廿七蔀ノ本ヲバ立テ、上ヲバ不下ザリケルニ云々などあり、上をのみはかみと云へり、平家物語三に、世をなほつゝましとて、門さし、蔀のかみばかりあげてぞおはしけるとある如し、蔀を折たゝみて上げ置けるを下せば、延て下まで及ぶやうにも爲めれど、こゝの書はたゝめる物とは見えず、かく上にあげて釣り置く物は、立蔀などにくらぶれば甚小をもて、小しとみともいへり、其名假字書にも見えたり、江家次第御佛名の條の分注に、但不下小蔀云々といひ、古事談二に、主上自小蔀御覽ジテ、行成ハ召仕ツベキ者ナリケリトテ云々、平治物語に、小蔀ノ前見參板タカラカニ踏ナラシなどもあり、されど又打まかせては、只しとみとのみ云も常なり、大和物語についぢ所々崩れて、草生ひしげりて、さすがにところ〴〵蔀あまたさゝげわたしたる所ありなども云へり、築土の崩れたる狀は已に出せる畫に合せて思ふべし、今昔物語十九には、此僧蔀ニ立テ見出シテ、經ヲ讀テ有ケルニなどもあり、是を釣蔀ともいへれど其稱はさとびたり、又格子と云は俗名にて、正しくはしとみと云べきを、然云へるは卑し、枕草子に、まだかうしをまゐらぬに、おほとなぶらをさし出たれば云々と云ひ、又かもんづかさまゐりて、御かうしまゐり云々、又雪いと高く降りたるを、れいならず御格子まゐらせて、すびつに火おこしてなど云へるも、彼のしとみとひとつ物なり、御格子まゐるなど云は、半より上のみをあぐる物にて、かのはじとみと呼別る物なり、

〔筆の靈後篇六十九〕しとみを上げ置く事を釣ると云へり、其は然も云べき事元よりなり、玉海、治承二年十二月十四日十〇十五日四日誤、の條に、南度廂上板敷、釣格子、敷簀子、構高欄など見えたり、そは端蔀なり、物語ぶみに其を格子と云れど、其は俗稱にて、うるはしくは皆しとみと云へるなり、又其上に釣るなるは、機ありてあげ下しすれば、か。ら。か。う。しとも云り、散木集の題などにも見えたり、

製作

されど俗名なり、

〔家屋雜考 一〕蔀（しとみ）

こは格子をおろして、其上をおほふものなり、賤者住所に格子なくして、蔀ばかりなるも常のことなり、板しとみ、竹しとみ等の名あり、歌に草の葉しとみとよむは、葎、蔦などのまとひたるさまをいふなり、別に葉蔀と云ふ物あるにはあらず、又半蔀といふものあり、こは小蔀といふほどの名にて、半の字にはかゝはらず、

〔貞丈雜記 十四家作〕一蔀の事、風雨をよける物也、是も主殿などに有、格子ある所には、必蔀もあり、是は板戸の如くにして、板をはりて、横にしげくさんを打たる物也、是も一間に、二枚ツヽ、横に入て、かけがねにて、とめ置也、格子の外にあつる也、

〔嬉遊笑覽 一上居處〕蔀はくさ〲あり、源氏物語夕顔家のかたはらにひかきといふものあたらしうして、上ははじとみ四五けんばかりあけわたして、簾などもいと白うすゞしげなるに云々、花鳥餘情に、半蔀は、下はかうしばた板などにて、上にしとみを釣りて、外へあぐるやうにしたるをいふ、細流に大臣などの車に、半蔀とてあり、枕草子、家はといふ條、藤山吹などいろ〲にこのもしく、あまた小半蔀のみすよりおし出たる、和名抄に、周禮注を引て、蔀覆曖障光也といへるにても、透間なきよしはしらる、格子は其間すきたり、枕草子、卯花車の條、かきくらし雨ふりて、神もおどろおどろしうなりたれば、物もおぼえず、たゞおろしにおろす、職の御ざうしは、しとみをぞみかうしにまいりわたし云々、徒然草に、細なるものを見るに、やり戸は蔀の間よりも明しといへるは、其間すきたるやうに聞ゆれど、是は間といふは家の間にて、蔀つりたる處は、やり戸あけたるより暗しとにや、蔀も格子と同じく、内の方は漆にて塗たるもあるべし、隔子は外なり、安齋庭訓の古抄の頭書に、格子は一間を横に二ツに作て、上一枚は金ものにてつりあげて、おろす時は上よ

種類 半蔀

り垂れさがる、下もかけ金にてかけ置なり、上の隔子を上る時、下の隔子ははづして取のくるなり、又下をば其まゝおくこともあり、かうしとみは寢殿にあり、蔀は板戸の如し、隔子の外に當て風雨を防ぐ物なり、隔子ある家には必ず蔀あり、一間を横に二ツに作て、かけ金にてかくるなりと云ふ、板蔀と云は、垣の類にて、是は白木なり、蔀は横なるを、是は竪なり、故に竪蔀といふ、枕草子に、野分の又の日云々、たてじとみ、すいがいなどのふしなみたるに、せんざいども心くるしげなり、古事談に、村上御時、朝成始昇殿候小板敷、主上御覽自小蔀、これらも御透見のやうなり、雍州府志七、良賤家宅庭際座上以板壁隔中間、是謂蔀、甲子随筆に、板蔀は、狹衣物語に、飛鳥井の宿り、いたじとみ長くしわたして云々、これ立板にて、今板屏といふものなり、此圖、志貴寺緣起に見えたり、板蔀には格子いれたるもあるべしといへり、隔子としとみは等しきものにて、格子は透たるもの、蔀は表手に板うちたるにや、格子入たるもあるべしといへるが、蔀の本體なるべし、信貴寺緣起に見えたりといへるものは非なるべし、それは鰭板のやうに思はる、福富草子に、白木の塀にて、格子表に板打たるものみゆ、是なるべし、今俗にしとみ戸とて、戸を横ざまにして、上下へあげおろすは、其似たれば名付るなり、しとみとは、下止の義なりと、いへり、いかゞあるべき、

〔新編武家雛形〕たてぐの事〇中略

一しとみは、なげしのうちのり十をにわり、上しとみ六つ、下しとみ四つ、かまちのはゞは、柱三つにわりて一分、あつさははゞを三つにわりて二分、こすなはかまち半分、まいははゞこすなに少せまし、あつさは、はゞ半分、あゆみは三十六とは申せ共、とかくはあいをうらのめにしてあよぶべし、

〔花鳥餘情三夕顔〕はじとみ　下はかうし、はた板などをうちて、うへにしとみをつりて、外へあぐるやうにしたるをいふ、車にも半蔀とてあり、うへの蔀ばかりをあぐれば、半のしとみとは名つけ

小蔀

たる也、

〔倭訓栞前編二十四波〕はしとみ　端蔀の義なるべし、物には半蔀と書り、○下略

〔雅言集覽六波〕はじとみ　半蔀　常のしとみのなかばばかりなる也、

〔日本紀略一醍醐〕延長八年六月廿六日戊午、諸卿侍殿上、各議請雨之事、午三刻從愛宕山上黑雲起、急有陰澤、俄而雷聲大鳴、墮淸涼殿坤第一柱上、有霹靂神火、侍殿上之者、大納言正三位兼行民部卿藤原朝臣淸貫、衣燒胸裂夭亡、年六十四又從四位下行右中辨兼內藏頭平朝臣希世、顏燒而臥、○中略民部卿朝臣載半蔀、至陽明門外載車、希世朝臣載半蔀、至修明門外載車、時兩家之人、悉亂入侍、哭泣之聲、禁止不休、

〔榮花物語二十四若枝〕かくてびは殿のみやには、二十二日のよさり廿三日のあかつきなどにぞ、さとの人々まいりこむ、○中略あけぬれば所々のみかうしあげ、妻戸をしあけ、半蔀あけひらきて、或はかみをつくろひ、かほをみがきなどさはぎたり、

〔源氏物語四夕顏〕六條わたりの御忍びありきの比、うちよりまかで給ふ、○中略むつかしげなるおほぢのさまをみわたし給へるに、この家のかたはらに、ひがきといふ物あたらしうして、かみははじとみ四五けん計あけわたして、すだれなどもいと白うすゞしげなるに、おかしきひたいつきのすきかげ、あまたみえてのぞく、○下略

〔倭訓栞中編八古〕こじとみ　禁秘抄に、殿上六間有小蔀、主上覽殿上所也と見えたり、

〔筆の靈後篇六十九〕小蔀と云物あり、今昔物語廿二語八に、本院ノ左大臣云々、內ニ參テ給ヒタリケルニ、制ヲ破リタル裝束ヲ事ノ外ニ、微妙クシテ參給タリケルヲ、天皇小蔀ヨリ御覽ジテ云々と云ひ、枕草子、あり難き物の條に、ほそ殿いみじうをかし、かみのこじとみ明けたれば、風いみじう吹入て、夏もいと涼しと云へるは、端蔀の上の方のみを指て、上の小蔀と云へるなり、

小半蔀

〔大鏡 二 左大臣時平〕延喜の世間の作法、したゝめさせ給ひしかど、過差をえしづめさせ給はざりしに、この殿、〇藤原時平せいをやぶりたる御さうぞくの、ことの外にめでたきをして、うちにまいり給ひて、殿上にさぶらひ給ふを、みかど、こじとみより御らんじて、御けしきいとあやしくならせ給ひて、〇下略

〔古事談 六 亭宅諸道〕村上御時、朝忠卿祗候御前、舍弟朝成始昇殿、候小板敷、主上御覽自小蔀、テ、ニクサゲナリケリ、〇下略

〔古事談 二 臣節〕一條院御時、實方與行成、於殿上口論之間、實方取行成之冠、投棄小庭退散云々、行成無繆氣、靜喚主殿司取寄冠、擺砂著之云、左道ニイマスル公達哉云々、主上自小蔀御覽ジテ、行成ハ召仕フベキ者也ケリトテ、被補藏人頭、〇下略

〔侍中群要 一〕上格子事〇中略

晝御座乃御茵ヲ引展天、大床子ニ有ル御劍ヲ取天、御茵乃南ニ柄ヲ西シ天刃ヲ南ニシ天置之、次取御硯筥、〇中略次上小蔀、次取御座覆、〇上御倚子殿下略

〔枕草子 一〕家は

みすのうちに、女房さくらのからぎぬども、くつろかにぬぎたれつゝ、ふぢやまぶきなど、いろいろにこのもしく、あまたこはじとみのみすより、をし出たるほど、日のおましのかたに、おものまいる、あしをとたかし、けはひなど、をし〱といふ聲きこゆ、

〔讃岐典侍日記〕すべてくろどのかたはらにつゞきたる、小はじとみより御覽じて、あの袖今少しさし出せ、これすこし引き入よなどもて興せさせ給ひし有さま、〇下略

釣蔀

〔禁秘御抄 上〕殿上〇清凉殿

夕陽之時下釣蔀

立蔀

〔倭訓栞中編十三〕たてしとみ　竪蔀の義、紫式部日記に見ゆ、しとみは横なるを、所によりて竪にしたるをいふ也、やりど也といへり、

〔筆の靈後篇六十九〕立蔀は、もと風の強く吹時に、ふき入を防ぐ爲の物なれど、又さへぎりかくす具にして、外の方にのみある物なり、下に土居ありて立置く狀なども、又家の內の具なるついたてと似たる事あり、

〔筆の靈後篇八〕椽の角なるは、たて蔀なり、已にも春日驗記なるを出せるに合せみるべし、又春日驗記にかくかけるもあり、○圖略其狀の種々なる見るべし、○中略さてしとみ、立しとみなどの名は、物語書にも見えてめづらしからず、枕草子、風はと云條に、野分の又の日こそいみじうあはれに覺ゆれ、たてしとみすいがいなどのふしなみたるに、せんざいども心ぐるしげなりなども云り、其は地の上に造れる物を云るなり、今昔物語十九に、立蔀モ壞レテ荒タレバ、見ル人モ皆哀ニ悲ク思フ、又此畫の如く、椽の上にも造りたる事なり、

〔家屋雜考三〕立蔀タテシトミ

立蔀は、見かくし屛の類にて、蔀の如く作る、所によりては、とりおきにもする事なり、野分の卷に、ところ〴〵のたてじとみ、御簾すいがいなどやうのもの、みだりがはしく見えたる、是なり、

〔枕草子一〕はつかに見いれたれば、たてしとみなどの見ゆるに、とのもりづかさ、女官などのゆきちかひたるこそおかしけれ、

〔源氏物語十賢木〕夜ふかきあかつき月夜の、えもいはずきりわたれるに、いといたうやつれて、ふるまひなし給へるしも、にるものなき御有樣にて、承香殿の御せうとの、頭中將ふぢつぼより出て、月のすこしくまある、立しとみのもとにたてりけるをしらですぎ給けんこそ、いとおしけれ、○下略

布蔀

〔源氏物語 二十八 野分〕所々つくろはすべきよしなどいひをきて、みなみのおとゞに參り給へれば、まだみかうしもまいらず、おはしますに、あたれるかうらんに、をしかゝりてみわたせば、山の木共も、ふきなびかして、えだどもおほくおれふしたり、草むらは、さらにもいはず、ひはだ、かはら所々のたてじとみ、すいがいなどやうのもの、みだりがはし、

〔古今著聞集 三 公事〕一條院御時束帶にて、殿上の日給にはあふべきよし起請有けるに、堀河右大臣光○顯 殿上人にておはしけるが、片足に韈をはきて、身をば殿上のまへの立蔀にかくして、韈はきたる片足ばかりを指出て、藏人に見せられたりければ、かやうの事嘲哢に似たりとて、起請やぶられにけり、

〔長秋記〕元永二年十一月十九日、未刻參內、加茂臨時祭也、○中略 頭中將召ニ舞人等ー使以下著座、件座依ニ所狹ー不ニ參著ー之、又舞人陪從座無ニ絕席ー、關白仰云、版引寄南可レ有ニ絕席ー、後聞北東西廊前立蔀本在ニ緣上ー、而近日被ニ出ニ砌前ー、仍件座短也、暫令レ起ニ使所ー敷直了、奉行兼不ニ揄知ー者、奇怪也、

〔吉記〕治承四年四月廿六日戊申、今日石淸水臨時祭也、○中略 舞人淸通朝臣實保、高階親家等、自ニ瀧口戶ー引ニ入御馬ー、引ニ立立蔀下ー、

〔儀式 六〕元正朝賀儀

前一日裝ニ飾於太極殿ー、敷ニ高御座ー以ニ錦ー、○中略 次裝ニ飾小安殿ー、以ニ布蔀十一枚ー爲ニ南榮屛ー、

〔西宮記 九 九月〕例幣

內藏寮進ニ幣料ー請奏、行事藏人奏聞、下ニ上卿ー、上卿下レ辨、仰ニ史ー催ニ幣物ー、外記申ニ一上卿ー、開ニ使卜串ー、有レ障人申、次史催ニ八省御裝束ー、左右馬寮掃部、內匠立ニ布蔀ー、掃部立ニ御屛ー、○下略

編垂蔀

〔筆の靈 後篇 八〕編垂蔀○○○といふもあり、そは立蔀とは殊なれど、猶しとみの中なり、空穗物語藤原の君に、寢殿は、はしはつれたるちひさき萱屋、あみたれじとみひまあけて、あし簾かけたり云々と

雜載

あり、わびしき狀を云るなり、そは簾などの如くあみて垂る、しとみなり、然あめるしとみを壁のふせぎに付もしたるが、今したたみと云物の本なり、板ぶきの屋の條なる壁などは、今のしたみの如き物を付たり、そも古くはしとみと云る物なり、

〔筆の靈 後篇十四〕窻の戸は、つきあげ戸にて、其下の方は、檜などを編みてしとみと爲たるなり、是已にいへる、あみたれしとみの類の物をもて、壁につけ張れるなれば、猶しとみの中なり、今壁に板を張るにはたみと云名あるは、しとみの移れるなり、

〔儀式 二〕踐祚大嘗祭儀上

八神殿者爲片廂、葺以青草、內安竹棚、（高四尺）其上敷席爲神座、蔀。廻。以。葦、開東戸、懸葦簾、高萱御倉者葺以青草、開北戸、以葦爲扉、內作竹棚、其上敷薦、以安御稻、稻實殿者、葺蔀以青草、戸亦用草、使宿屋者、葺以青草、蔀之以葦、開南戸、使政所屋者、葺蔀同宿屋、開東戸、造酒童女宿屋者、葺蔀以青草、開南戸、以葦爲扉、稻實公、物部男宿屋、葺蔀以青草、開南戸、以葦爲扉、物部女宿屋、葺蔀以青草、開北戸、以葦爲扉、並以黑木構作、倒葺、

〔儀式 三〕踐祚大嘗祭儀中

先祭七日、鎭大嘗宮齋殿地、（中略）〇中垣北六許尺、橫五間膳屋一字、（其制同正殿）東三間蔀。以。柴。裏用葛野席、西東壁下作楉棚、（高三尺）西二間爲盛所、其西南間皆以席柴蔀之、

〔禁秘御抄 上〕臺盤所（中略）〇南有布障子二間、北遣戸一間、蔀一間、（常不上下）〇（下略）

〔日本書紀 二十四皇極〕四年六月戊申、佐伯連子麿、稚犬養連網田、斬入鹿臣、是日雨下潦水溢庭、以席。障。子。覆鞍作屍、

〔釋日本紀 十九秘訓〕以席障子（ムシロシトミヲオホフ）覆鞍作屍（ガテ）〇（註略）

〔枕草子五〕くちおしきもの
かきくらし雨ふりて、神もおどろ〳〵しうなりたれば、物もおぼえず、たゞおろしにおろす、しときの御ざうしは、しとみをぞみかうしに、まいりわたしまどひしほどに、うたのかへりごともわすれぬ、〈略〇下〉

〔枕草子七〕ゐんゆうゐんの御はての年、〈中略〇〉雨いたうふる日、藤三位のつぼねに、みのむしのやうなるわらはの、おほきなる木のしろきにたて文をつけて、これ奉らんといひければ、いづこよりぞ、けふあす御物いみなれば、御しとみもまいらぬぞとて、しもはたてたるしとみのかみより、とりいれて、さなんとはきかせたてまつらず、物いみなればえ見ずとて、かみについさしてをきたるを、〈略〇下〉

〔源氏物語四十六椎本〕有明の月のいとはなやかにさし出て、水のおもても、さやかにすみたるを、そなたのしとみあげさせて、みいだし給へるに、鐘のこゑかすかにひゞきて、明ぬなりときこゆるほどに、人きて、この夜中ばかりになん、うせ給ぬると、なく〳〵申す、〈略〇下〉

〔源氏物語四十七總角〕風のいとはげしければ、しとみおろさせ給に、四方の山のかゞみとみゆる汀の氷月かげにいとおもしろし、

〔更科日記〕かどでしたる所は、めぐりなどもなくて、かりそめのかやゝのしとみなどもなし、すだれかけ、まくなど引たり、

〔宇治拾遺物語十二〕いまはむかし、一條棧敷屋に、ある男とまりて、けいせいとふしたりけるに、夜中ばかりに、風吹雨ふりて、すさまじかりけるに、大路に諸行無常と詠じて過るものあり、なにものならんと思ひて、しとみを少しあけてみければ、長は軒とひとしくて、馬のかしらなる鬼なりけり、おそろしさに、しとみをかけて、おくのかたへ入たれば、この鬼格子をしあけて、かほをさ

しとみ

し入て、よく御覽じつるかな〳〵と申ければ、たちをぬきて、いらばきらんとかまへて、女をばそばにおきて待けるに、よく〳〵御らんせよといひていにけり、

〔古今著聞集九武勇〕同朝臣○源義家若ざかりに、ある法師の妻を密會しけり、○中略法師のたがひたる隙をうかゞひて、夜ふけて、かの堀のかたへ車をよせければ、女棧敷のしとみをあげて、すだれを持あげける、其時とびの尾より越入にけり、

〔古今著聞集十七怪異〕同○治承四年四月廿九日、未時ばかりに、つじ風吹たりけり、九條のかたよりおこりけるが、京中の家或はまろび、或ははしら計のこれり、死ぬるもの其かずをしらず、しとみ、やり戸さらぬ雜物、雲の中に入て、風にしたがひて飛けり、

○

〔嬉遊笑覽一上居處〕今俗、壁の外を覆ふをしたみといふ、蔀の字を用ゆ、誹諧錦繡緞元祿十年色づく秋をしらぬ紫蘇の實、其角蔀する北の家陰の露しぐれ、渓石庭に建て垣にも用る物ゆゑ、壁の雨覆にも其名をうつしゝにや、されど昔は壁のおほひとやいひけん、醒睡笑に、山崎の宗鑑が、大風に壁のおほひを吹おとされし時、人のもとへ俵をこひに遣すとて歌あり、

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕縛壁スリタレ○中略

按、縛壁、俗云塗垂也、北面壁縛著薦席、可防雨雪、如富家以板或杉皮襲壁、日○志○太○氣○北國雪深埋檐、故冬月垂薦於檐以防雪、

〔筆の雲後篇十三〕窓の下の所の綾檜垣の如くなる物は、今云ふしたみなり、したみは古のしとみの名の轉れるなり、しとみは皇極紀に障子シトミと見え、和名抄に、蔀和名之度美覆暖障光者也とあり、そはいはゆる障子格子の類なり、今壁に付ヶるしたみも、しとみと云るが古き名にて、本は何れも雨又風などをさゝふる具にて同じきが二方にわかれたるなり、其壁に付る方は、延喜大宮式に、屋一

宇、並以黑木及草構葺、壁蔀、以草と見え、七丁皆以黑木及草構葺、以草爲蔀、但塗壁麴室裏以長薦、また十四丁席爲承塵、壁蔀以草、表裏以席云々なども云ひ、木工寮式に、卅四丁ウ〇板蔀方一丈板蔀廣八尺高九尺、などもあり、是も格子なるゑとみと別にて、板して造れるなり、たゞし右の中には、今の蔀ばり板ばめなどの如く、壁は無しにして蔀にて置けるも、壁ありて蔀を付たるも有しとは知られたり、

〔延喜式七踐祚大嘗祭〕凡拔穗田者、國別六段、用百姓營田、其代以正税給之、八月上旬、中官差宮主一人卜部三人發遣、〇中略所作八神殿一宇、長四丈、廣一丈、稻實齋屋一宇、長二丈、廣八尺、使衙屋一宇、長四丈、廣一丈二尺、稻實公等屋一宇、造酒兒等一宇、長各二丈、廣一丈二尺、並以黑木及草構葺、壁蔀以草、〇下略

格子

格子ハ、カウシト訓ズ、字音カクシノ音便ナリ、篇子、隔子等ノ字ヲモ書スレドモ、常ニハ多ク格子ノ字ヲ用キタリ、其用ハ屋ノ内外ヲ防隔スルナリ、格子ノ製作ハ、角木ヲ縱横ニ組ミタルモノニシテ、其細密ナルモノニ至リテハ、僅ニ明ヲ取ルニ足ルノミ、故ニ内ヨリ外ヲ見ルベク、外ヨリハ明ニ内ヲ窺フベカラズ、蓋シ日中ニハ、常ニ其上半ヲ釣リ置キ、夜ニ至レバ之ヲ下シテ下格子ニ連接ス、後世ニ廣ク格子ト稱スルハ、中古ノ謂ユル格子トハ、甚ダ其實ヲ異ニセリ、卽チ今ノ格子ハ、格子戸ノ意味ニシテ、板戸ニ對スル名ナリ、故ニ開戸ニアレ、遣戸ニアレ、木ヲ縱横ニ組ミテ作レル戸ヲバ格子ト云ヘリ、猶ホ轉ジテハ、木ヲ縱ニ連ネテ櫺子ニ作リタルヲバ、專ラ格子ト稱シ、縱横ニ組ミタルヲバ、特ニ狐格子ト云ヘリ、又戸ニ非ザルモ、窻ノ如ク櫺子ヲ入レタル處ヲモ格子ト云ヘリ、今俗間ニ、京格子、江市屋格子、問屋格子、丸太格子等ノ名アルハ、皆格子戸、或ハ窻ノ櫺子ノ製作ニ就テノ稱ナリ、

名稱

〔倭名類聚抄 十居宅具〕𥶡子　通俗文云、𥶡子（𥶡音隔、字亦作笿、俗用格子二字、）竹障名也、

〔箋注倭名類聚抄 三屋宅具〕𥶡亦作笿、未見所出、集韻有笿字、爲籬格字、與此不同、按陔餘叢考云、窻戸之有疏欞、可取明者、古曰綺疏、今曰槅子、按槅當作隔、謂隔限內外也、夷堅志云、廊上列金漆涼隔子、甃隔間評作亮隔、淵海則竟作格、謂學士院窻格有火燃處、太宗嘗夜至、蘇易簡已寢、遽起無燭、宮嬪自窻格以燭入照之、後以爲玉堂盛事、遂不復易、是隔格俱有典故、依之則知𥶡卽俗隔字、或稱格子、故俗从竹作笿子、非𥶡或作笿也、廣本注末有俗用格子二字六字、按格子見西宮記、其他尙多、○中略通俗文一卷、服虔撰、見隋書、今無傳本、廣韻云、𥶡子竹障、出通俗文、下總本無名字、與廣韻所引合、似是、

〔類聚名義抄 八竹〕𥶡子（音隔、カウシ、）　笿（亦）

〔伊呂波字類抄 加地儀〕隔子（カウシ）　格子（同）

〔下學集 上家屋〕隔子（カウシ）

〔運歩色葉集 加〕校子（カウシ）　隔子（同）

〔紙上屋氣〕槅子（カウシ）（又云）格子　格子戸

〔壒嚢抄 三〕內裏ノ御大工ニ、キコノ大工ト云如何、○中略

屋宅具○中略隔子（カウシ）

〔倭訓栞 中編加 四〕かうし　倭名抄に𥶡子をかくしと見ゆ、格子も同じ、鎌倉右大臣集に格子なあけそとよめり、○中略源氏にみかうしまゐるといへるは、皆あげおろしの事也、　驛馬に、二人騎を二本かうじ、三人のるを三本かうじといふは、其左右格子あれば也、其格子をやぐらとも、こじともいへり、

製作

〔貞丈雜記 十四家作〕一御格子（ミカウシ）の事、細く木を削りて、碁盤の目のごとく組みて黒くぬる也、御主殿の廣

線の端にある物也、一間毎に、上に一枚、下に一枚、横にならべて入る也、上のかうしは上へひらき上げて、細きかなものにて棚のごとくに、上へつり上ゲて置也、下はかけがねをして、はづして取置やうにする也、神前などにも、格子はある物也、源氏物語などの繪にあり、

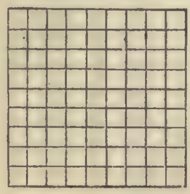
〔嬉遊笑覽 一上居處〕後世種々の格子有り、名は格子にて、多く竪にて方空ならず、連子などをもか呼て本義を忘る、〇下略

〔家屋雜考 一〕格子

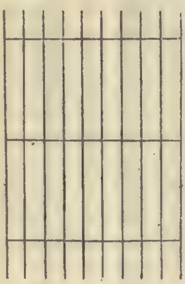
和名抄に、篇子と出だし、又作笿、俗用格子二字、竹障名也と見え、もとは竹にても作りしにや、中古以來は、今時の制と同じく黒塗にて、間毎に格子あり、上に一枚、下に一枚、掛鐵(カケガネ)にてかけおき、開くときは、上なるは外の方へ釣り上げ、下ばかりをかけおくなり、物語にも、みかうしまゐる、みかうしはなつなどあるは、此事なり、また內格子とて、外の方へ釣りがたき所は、內へ釣り上げおくも常の事なり、母屋と廂と二重に格子あれば、母屋の格子は內へつり、廂のは外の方へつりて、かけがねをかけおくなり、是等上古よりの遺制とみゆれど、書院造といふ事はじまりて以來、高貴の家々とても、明障子をのみ用ひたれば、格子は廢れたるなり、

〔守貞漫稿 三家宅〕格子連子ノコト　格子ト云ハ、竪横トモ同寸ニ組タルヲ格子ト云、今俗ハ是ヲ狐格子ト云、又竪多ク横少ク、大略竪寸横尺ニ子ヲ用ヒタルヲ連子ト云、今俗ハ是ヲ格子ト云、

格子(カウシ)　今云狐格子



連子(レンジ)　今云格子



種類　組格子　釣格子　臺格子　蟲籠格子

〔和漢三才圖會八十一家宅之用〕𥴩子(カウシ)　簃子　通俗文云、竹障也、　和名抄云、俗用格子、
按、今多以木作之、窻大者、卽蔀之類矣、宮中寺社多用組格子、其製縱横如篩底、而黒色也、民家所用者、釣格子、臺格子也、繁密而如蟲籠者、謂之蟲籠格子、訓無之古、

〔倭訓栞中編四加〕かうし　倭名抄に𥴩子をかくしと見ゆ、○中略狐かうし、釣かうし、臺かうし、組入かうしなどいへり、

狐格子

〔嬉遊笑覽一上居處〕今白木にて、四角に組たる格子を狐格子と云ふ、盲人の當道記錄などに、撿挍たる者住べき家作の事を云に、狐戸釣たる家などいへり、是は蔀なるべし、蔀にも格子あれば、さはいふ歟、但し其格子、眞の隔子よりも穴大に、組かた麁なるにや、○中略狐格子は、其形を戸にも作るべけれど、是は家の表に作り付るなり、續山井、火ともすや狐かうしも家櫻友靜染糸の千句に、狐格子をのぞく往來、頬かぶり月には背く三筋町、など見ゆ、○中略狐格子を喜連(キツレ)格子と云て、說を付るは非なり、

京格子

〔嬉遊笑覽一上居處〕後世種々の格子あり、名は格子にて多く竪にて方窓ならず、連子などをそか呼て本義を忘る、西鶴などが艸子に、京格子と云るは、竪に子をあらく並べたるなり、

〔守貞漫稿三家宅〕京格子ト云ハ、連子ノ竪子特ニ細カニ多キヲ云歟、又竪子ニ貫ヲ通サズ、貫ニ竪子ヲ釘打ニシタルヲ云歟、

江市屋格子

〔嬉遊笑覽一上居處〕江市屋格子は、其子を細かにして、三角に削りたるを、透間なきが如く打たれば、内より外は僅に見ゆれ共、外よりは見えず、是は江戸の町人、江市屋といへるが、元祿の頃造りそめしとかや、

〔守貞漫稿三家宅〕江市屋格子ハ、連子ノ竪子繁ク透間細キヲ云、江市屋ハ江戸市民ノ名、嬉遊笑覽云、江市屋ハ江戸ノ町人也、今モ子孫アリ云々、守貞曰、今嘉永中ニ至リ子孫ノ有無ヲ知ラズ、

間屋格子

〔守貞漫稿三宅家〕間屋格子ハ、堅子大略二寸四五分、角材ヲ以テシ、貫准之、堅子ノ間モ堅子ト同寸ニス、是亦連子ノ太キ也、大賈専用之、蓋賈物ニ因テ必トセズ、

丸太格子

〔守貞漫稿三宅家〕丸太格子、杉丸太皮ハダノママヲ二ツ割ニシテ、堅子ニ用フ、皮膚ヲ表トスル也、太サ及子、其制間屋格子ニ似テ、夢想ト云テ、堅子ノ幅ニ板ヲ格子トシ、コレヲ裏トシ、晝ハ丸太ニ重之テ開キ、夜ハ堅子ノ間ヲ塞グ、此格子ハ酒醤ノ賈、及ビ鍛冶ノ家専ラ用之、

出格子

〔三省錄後編三住居〕酒井讃岐守忠勝様御賢慮、未來をてらされ候と奉存候事、毎々これあり候、忠孝様御初入年の節、敦賀表も御巡見これあり候、そのせつ山口莊右衛門、名和莊大夫、敦賀町奉行相勤罷在候、忠音様御入國以來としを經候に付、御茶屋方々朽損じ、修復をくはへ候ところ、御居間の床のおとしがき松の木なり、さてまた御亭の出格子の板じきは、古板にて、まへかた黒ぬりのふる板をざつとかんなをかけ、下地のくろぬりのところまだらに殘りゐ候を、それなりにもちひこれあり候となり、

雜載

〔江家次第七六月〕解齋事

有行幸時、晝御座格子皆上之、夜不下格子也、（平明還御、仍今）無行幸時、只上第三間御格子、

〔侍中群要一〕上格子事

新藏人出從殿上東戸、押南第二間、御格子先達藏人入自鬼間放二間乃格子、次第上之、○中略

下格子事

孫廂乃燈樓手撤天懸廂、但不取南第一間乃燈樓、但至于下時ハ、從北二間次第下之、引反御茵取御劔天置大床子上、同取御硯天置之、日記御記御厨子上之、自鬼間引立御障子、歸來殿上天下小蔀、覆御座覆、（近代御寢後覆）上格子以後、件覆出納罷天納所、下格子時持來天懸本棹、（近代殿上大盤後懸之）藏人取之覆之、○中略

件上下格子雖不從事、隨上臈示所奉仕也、但不從事人觸身不奉仕上下格子、雖有定刻限、或御晝御帳時、隨仰奉仕上下格子、又上卿候陣有可然事、幷不供膳時不下格子、

朝餉下格子事

入自朝餉北間取燈樓火盡壺居子上、取寄御物等於便所、上時自御手水方、下時自南方、先取渡御物等北間下南間、次如元取渡本所下北間、次求御燈臺、〈近代調御湯殿邊、一本云々〉供御燈燭立御座北方以下御手水間、卽從其間退出、〈○中略〉

件下格子女官所奉仕也、而御座此處時、女官參入有其憚、仍召藏人也、上格子御夜御殿間、女官所奉仕也、有仰又藏人可奉仕也

近代上格子女官奉仕、下格子藏人奉仕之、

〔大鏡〈一朱雀〉〕このみかど、むまれさせ給ひては、御かうしもまいらず、よるひる火をともして、御帳の内にて、三までおふし奉らせたまひき、北野〈○菅原道眞〉にをぢ申させ給ひて、かくありしぞかし、

〔竹取物語〕いざ、かぐや姬、きたなき所に、いかでか久しくおはせむと云、たてこめたる所の戶、則ただあきにあきぬ、かうしどもゝ、人はなくしてあきぬ、

〔枕草子〈五〉〕くちおしきもの
かきくらし雨ふりて、神もおどろ〳〵しうなりたれば、物もおぼえず、たゞおろしにおろす、しきの御ざうしは、しとみをぞみかうしにまいりわたしまどひしほどに、うたのかへりごともわすれぬ、

〔枕草子〈九〉〕風は
かうしのつぼなどに、さときはをことさらにしたらんやうに、こま〳〵と吹入たるこそ、あらかりつる風のしわざともおぼえね、

〔源氏物語二帚木〕思ひあがれる氣色に、きゝおき給へるむすめなれば、ゆかしくて、みゝとゞめ給へるに、このにしおもてにぞ人のけはひする、きぬの音なひ、はら〳〵として、わかきこゑども、にくからず、さすがにしのびて、わらひなどするけはひ、ことさらびたり、かうしをあげたりけれど、かみ心なしとむつかりて、おろしつれば、火ともしたるすきかげ、さうじのかみよりもりたるに、○下略

〔源氏物語三空蟬〕おさなき心ちに、いかならんおりにかと、まちわたるに、きのかみに、くだりなどして、女どちのどやかなるゆふやみの、みちたど〳〵しげなるまぎれに、わが事にてゐて奉る、○中略ひんがしのつまどにたて〳〵まつりて、我はみなみのすみのまより、かうしたゝきのゝしりいりぬ、ごたちあらはなりといふなり、なぞかうあつきに、このかうしは、おろされたるとへば、ひるより西の御たかのわたらせ給て、碁うたせたまふといふ、

〔今昔物語十九〕村上天皇御子大齋院出家語第十七

御隔子ハ被下タラムニ、此ノ薫ノ匂ノ花ヤカニ聞ユレバ、何ナルニカ有ラムト思テ見遣バ、風ニ被吹レテ、御几帳ノ裙ゾ少シ見エ、早ウ御隔子モ不被下テ有ケル也ケリ、月ナド御覽ズトテ、不被下ザリケルニヤ有ラムト思フ程ニ、奥深カニ箏ノ音少許聞ユ、

〔古今著聞集十一蹴鞠〕侍從大納言成通卿の鞠は、凡夫のしわざにはあらざりけり、○中略父大納言そのかみ佛師を召て、佛を造らせてゐられたりける、時はしの御簾をあげて格子のもとを、よせかけられたりけるに、成通卿いまだ若かりけるに、庭にて鞠をあげけられけるが、まり格子と簾との中に入りけるに、つゞきて飛入られけるが、父の前無骨なりければ、まりを足にのせて、その板敷をふまずして、山がらのもどりうつやうに、飛かへられたりける、凡夫のしわざにあらざりけり、○下略

〔辨内侍日記 上〕廿二日○寛元四年十一月の曉、官廳へ行幸あり、ことにさむくて、雪さへこぼりたるに、あからさまにしつらひたる御所なれば、大そうの御屏風のすきまの風に、雪のちりくるもいとおもしろし、大宮大納言殿まいらせ給て、やぶれたる御かうしども參りわたし給ふ、

〔貞丈雜記 十四 家作〕一御格子の間、出入する事を、古は忌事也と覺えし人も有也、忌む事にはあらず、武雜記に云、みかうしの間、出入の事、六法の樣に嫌申候、殿中御主殿と申は、四方ともに、ことみにて候、ことみある所には、必みかうし有也、此御殿にて、御祝儀ども在之事に候、然る時は、出入嫌事は無其儀候哉、又自然死人を出し候時、みかうしの上をおろし、下より出し間、かりそめにも、下ばかり取り候事はあるまじく候云々、上をおろし下ばかり取たる時は、出入をいむ也、

〔家屋雜考 一〕格子間

格子間とは、大抵寢殿の四方は、格子にて、その格子あるところは、人常に出入せず、四隅に妻戸あり、是を妻戸の間とて、主客出入の所とするなり、故に客來などあれば、上の格子をば、釣り上ぐるなれども、下の格子をば、まづは透さず、こは出入に用なき故と見えたり、宗五大雙紙に、みかうしの間出入の事、大かた法の如く嫌ひ候也、○中略又常に、死人をみかうしの間より出し候時、みかうしの上をばおろし、下ばかりとり候間、假初にも、下ばかりをばとらぬ事に候、又みかうしの間の出入を嫌ふ事は、何故とも承り候はずなどみえたり、

編修總裁　從二位文學博士男爵　細川潤次郎

編修長　正七位文學博士　佐藤誠實

編修副長兼校訂長　從六位文學博士　松本愛重

編修　從六位　廣池千九郎

編修兼校訂　加藤才次郎

編修兼校訂　山本信哉

編修兼校訂　村尾節三

編修　從六位　佐伯有義

編修兼校訂　三浦千畝

校訂　竹島寛

校合員　齋藤松太郎

校合員　平川清水

編修顧問　從三位文學博士　本居豐穎

編修顧問　從五位文學博士　木村正辭

編修顧問兼校勘　從五位文學博士　井上賴圀

明治四十五年三月廿五日印刷
明治四十五年三月三十日發行

神宮司廳

（白石製本所　製本）

昭和七年七月一日印刷
昭和七年七月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所　東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社内
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所　東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社
振替口座東京八九六〇番
電話小石川(85)一一〇五四番
三二六九番

單式印刷株式會社印刷